地 方 財 政 の 状 況

平成18年３月

第164回国会（常会）提出

地 方 財 政 の 状 況

平成18年３月

第164回国会（常会）提出

地方財政白書についてのお問い合せは、総務省自治財政局財務調査課あて御連絡下さい。

電話番号　東京（03）5253-5111（代表）
内線 5649
総務省ホームページ　http://www.soumu.go.jp/

本白書は再生紙を使用しております。

目　次

はじめに

第１部　平成 16 年度の決算状況

平成 16 年度の決算状況：概説 ……1

1　地方財政の役割 ……2
(1)　国・地方を通じた財政支出の状況 ……2
(2)　国民経済と地方財政 ……3
ア　国内総支出と地方財政 ……4
イ　公的支出の状況 ……4

2　地方財政の概況 ……7
(1)　決算規模 ……7
(2)　決算収支 ……8
ア　実質収支 ……8
イ　単年度収支及び実質単年度収支 ……10
(3)　歳　　入 ……11
(4)　歳　　出 ……14
ア　目的別歳出 ……14
イ　性質別歳出 ……17
(5)　財政構造の弾力性 ……21
ア　経常収支比率 ……21
イ　公債費負担比率及び起債制限比率 ……26
(6)　将来にわたる財政負担 ……29
ア　地方債現在高 ……30
イ　債務負担行為額 ……31
ウ　積立金現在高 ……33
エ　将来にわたる実質的な財政負担 ……33
オ　普通会計が負担すべき借入金残高 ……34
(7)　決算の背景 ……35
ア　平成 16 年度の経済見通しと国の予算 ……35
イ　地方財政計画 ……37
ウ　財政運営の経過 ……40

3　地方財源の状況 ……42
(1)　租税収入及び租税負担率 ……42
(2)　地方歳入 ……43

ア　地　方　税……43
イ　地方譲与税……49
ウ　地方特例交付金……49
エ　地方交付税……49
オ　一 般 財 源……51
カ　国庫支出金……52
キ　都道府県支出金……53
ク　地　方　債……53
ケ　その他の収入……54

4　地方経費の内容……55
(1)　土 木 建 設 ……55
(2)　教育と文化 ……57
(3)　生活　福祉の充実 ……58
ア　社会福祉行政……58
イ　労 働 行 政……63
(4)　産業の振興 ……65
ア　農林水産行政……65
イ　商 工 行 政……66
(5)　保健衛生と環境保全 ……67
ア　保 健 衛 生……67
イ　環 境 保 全……68
(6)　警察と消防 ……69
ア　警 察 行 政……69
イ　消 防 行 政……69
(7)　目的別歳出充当一般財源等の状況 ……70

5　地方経費の構造 ……73
(1)　義務的経費 ……73
ア　人　件　費……74
イ　扶　助　費……79
ウ　公　債　費……80
(2)　投資的経費 ……81
ア　普通建設事業費……81
イ　災害復旧事業費……90
ウ　失業対策事業費……92
(3)　その他の経費 ……93
ア　物　件　費……93
イ　維持補修費……93
ウ　補 助 費 等……94
エ　繰　出　金……94

オ　積　立　金……95
カ　投資及び出資金……95
キ　貸　付　金……96

6　一部事務組合等による事務の広域的処理の状況……97
(1)　団　体　数……97
(2)　市町村の一部事務組合等への加入状況……97
(3)　一部事務組合等の歳入歳出決算……98

7　市町村の規模別財政状況……99
(1)　市町村合併の進行に伴う変化……99
ア　団体数及び人口の状況……99
イ　決 算 規 模……101
ウ　歳　　入……102
エ　歳　　出……105
(2)　人口１人当たりの財政状況等……108
ア　決算規模等……108
イ　歳　　入……110
ウ　歳　　出……111
エ　財政構造の弾力性……112
オ　将来にわたる実質的な財政負担……118

8　災害関係経費の状況……119
(1)　平成16年度における災害……119
(2)　災害関係経費の状況……120

9　公共施設の状況……123
(1)　道　　路……123
(2)　公営住宅等……123
(3)　公　　園……124
(4)　下水処理施設……125
(5)　ごみ処理施設……126
(6)　保　育　所……127
(7)　高齢者福祉施設……127
(8)　高 等 学 校……128
(9)　文化及び体育施設……128
ア　文 化 施 設……128
イ　体 育 施 設……129

10　地方公営事業の状況……130
(1)　地方公営企業……130
ア　概　　況……130

イ　事業別状況 ……137
(2)　国民健康保険事業 ……148
ア　事業勘定 ……149
イ　直診勘定 ……150
(3)　介護保険事業 ……151
ア　保険事業勘定 ……151
イ　介護サービス事業勘定 ……153
(4)　その他の事業 ……153
ア　収益事業 ……153
イ　共済事業 ……154
ウ　その他 ……154

第２部　平成 17 年度及び平成 18 年度の地方財政

1　平成 17 年度の地方財政 ……155
(1)　平成 17 年度の経済見通しと国の予算 ……155
(2)　地方財政計画 ……156
(3)　財政運営の経過 ……159
(4)　地方公共団体の予算 ……161
(5)　個別団体における財政健全化 ……162
(6)　地方公営企業等に関する財政措置 ……163
ア　地方公営企業 ……163
イ　国民健康保険事業 ……163

2　平成 18 年度の地方財政 ……165
(1)　平成 18 年度の経済見通しと国の予算 ……165
(2)　地方財政計画 ……166
(3)　地方公営企業等に関する財政措置 ……170
ア　地方公営企業 ……170
イ　国民健康保険事業 ……171

第３部　最近の地方財政の動向と課題

1　三位一体の改革 ……173
(1)　改革の背景 ……173
(2)　平成 14 年度における改革の経過 ……173
(3)　平成 15 年度における改革の経過 ……174
(4)　平成 16 年度における改革の経過 ……174
(5)　平成 17 年度における改革の経過 ……176

2　地方債協議制度への移行 ……180
(1)　地方債協議制への移行 ……180
(2)　財政投融資改革、郵政民営化と地方債の市場化の推進 ……180

3　市町村合併の推進 ……183

4　行政改革の推進 ……185
(1)　民間委託等の推進及び指定管理者制度の活用 ……186
(2)　定員管理、給与の適正化等 ……186
(3)　人材育成、組織　機構の簡素・効率化等 ……187
(4)　行政評価の推進等 ……188
(5)　公共工事の見直し等 ……188

5　資産・債務改革の推進 ……189

6　透明性の向上 ……190

7　地方公営企業における民間的経営手法の導入等 ……192
(1)　地方公営企業 ……192
ア　民営化・民間譲渡 ……193
イ　指定管理者制度 ……194
ウ　アウトソーシング（外部委託） ……195
(2)　国民健康保険事業 ……196
(3)　地方公社等 ……197

資　料　編

文章編図表索引

〔用語の説明〕

本書における主な用語については、次のとおりである。

○地方公共団体

1　**大都市**

地方自治法第252条の19第1項の指定を受けた人口（平成17年3月31日現在の行政区域における平成12年国勢調査による。以下「用語の説明」において同じ。）50万人以上の都市（札幌市、仙台市、さいたま市、千葉市、横浜市、川崎市、名古屋市、京都市、大阪市、神戸市、広島市、北九州市及び福岡市）をいう。

大都市では、都道府県が処理するとされている児童福祉に関する事務、身体障害者の福祉に関する事務、生活保護に関する事務、精神保健及び精神障害者の福祉に関する事務、都市計画に関する事務などの全部又は一部を特例として処理することができる。

2　**中核市**

地方自治法第252条の22第1項の指定を受けた都市（旭川市、秋田市、郡山市、いわき市、宇都宮市、川越市、船橋市、横須賀市、相模原市、新潟市、富山市、金沢市、長野市、岐阜市、静岡市、浜松市、豊橋市、岡崎市、豊田市、堺市、高槻市、姫路市、奈良市、和歌山市、岡山市、倉敷市、福山市、高松市、松山市、高知市、長崎市、熊本市、大分市、宮崎市及び鹿児島市）をいう。中核市の要件は、①人口30万人以上を有すること、②人口が50万人未満の場合にあっては面積100平方キロメートル以上を有すること、とされている。

中核市では、都道府県が処理するとされている事務の特例として大都市が処理することができる事務のうち、都道府県が処理するほうが効率的な事務その他中核市において処理することが適当でない事務以外の事務、すなわち保健所が処理する事務、民生行政に関する事務、都市計画等に関する事務、環境保全行政に関する事務の全部又は一部を特例として処理することができる。

3　**特例市**

地方自治法第252条の26の3第1項の指定を受けた都市（函館市、八戸市、盛岡市、山形市、水戸市、前橋市、高崎市、川口市、所沢市、草加市、越谷市、平塚市、小田原市、茅ヶ崎市、厚木市、大和市、福井市、甲府市、松本市、沼津市、富士市、一宮市、春日井市、四日市市、大津市、岸和田市、豊中市、吹田市、枚方市、茨木市、八尾市、寝屋川市、尼崎市、明石市、加古川市、宝塚市、呉市、下関市、久留米市及び佐世保市）をいう。人口20万人以上の都市について、当該都市からの申し出に基づき政令で指定される。

特例市では、都道府県が処理するとされている事務の特例として中核市が処理することができる事務のうち、都道府県が処理するほうが効率的な事務その他特例市において処理することが適当でない事務以外の事務、すなわち都市計画に関する事務、土地区画整理事業に関する事務などの全部又は一部を特例として処理することができる。

4　**都市**

大都市、中核市及び特例市以外の市をいい、**中都市**とは、都市のうち人口10万人以上の市をいい、**小都市**とは、人口10万人未満の市をいう。

なお、市については、地方自治法第8条第1項で定める要件（人口5万人以上を有すること等）を具えていなければならない。ただし、市町村の合併の特例等に関する法律第7条により、合併した団体に限り、市政施行のための要件を人口3万人以上にすること等が認められている。

5　**町村**

地方自治法第１条の３第２項で定める普通地方公共団体のうち、都道府県及び市以外のもの。町は、地方自治法第８条第２項の規定により、都道府県の条例で定める町としての要件を具えていなければならない。

6　**特別区**

地方自治法第281条第１項の規定による、東京都の区のこと。現在、23の区が設置されている。

特別区は、基礎的な地方公共団体として、同法第281条の２第１項で都が一体的に処理することとされている事務を除き、同法第２条第３項において市町村が処理するものとされている事務を処理する。

7　**一部事務組合**

都道府県、市町村及び特別区が、その事務の一部を共同処理するために設ける団体のこと。

8　**広域連合**

都道府県、市町村及び特別区が、広域にわたり処理することが適切であると認めるものに関し、広域にわたる総合的な計画を策定し、処理するために設ける団体のこと。

○決算統計基本用語

9　**普通会計**

地方公共団体における地方公営事業会計以外の会計で、一般会計のほか、特別会計のうち地方公営事業会計に係るもの以外のものの純計額となる。

個々の地方公共団体ごとに各会計の範囲が異なっているため、財政状況の統一的な掌握及び比較が困難であることから、地方財政統計上便宜的に用いられる会計区分。

10　**地方公営事業会計**

地方公共団体の経営する公営企業、国民健康保険事業、老人保健医療事業、介護保険事業、収益事業、農業共済事業、交通災害共済事業及び公立大学附属病院事業に係る会計の総称。

11　**決算額**

特に断りのない限り、普通会計に係る地方財政の純計額。

12　**地方財政純計額、純計決算額又は純計**

都道府県決算額と市町村決算額を単純に合計して財政規模を把握すると地方公共団体相互間の出し入れ部分について重複するため、この重複部分を控除して正味の財政規模を見出すことを純計という。

したがって、都道府県決算額と市町村決算額の合計額は地方財政の純計額に一致しないことがある。

13　**市町村決算額**

大都市、中核市、特例市、都市、町村、特別区、一部事務組合及び広域連合における決算額の単純合計額から、一部事務組合及び広域連合とこれを組織する市区町村との間の相互重複額を控除したもの。

14　**形式収支**

歳入決算総額から歳出決算総額を差し引いた歳入歳出差引額。

15　**実質収支**

当該年度に属すべき収入と支出との実質的な差額をみるもので、形式収支から、翌年度に繰り越すべき継続費逓次繰越(継続費の毎年度の執行残額を継続最終年度まで逓次繰り越すこと。)、繰越明許費繰越(歳出予算の経費のうち、その性質上又は予算成立後の事由等により年度内に支出を終わらない見込みのものを、予算の定めるところにより翌年度に繰り越すこと。) 等の財源を控除した額。

通常、「黒字団体」、「赤字団体」という場合は、実質収支の黒字、赤字により判断する。

16　**単年度収支**

実質収支は前年度以前からの収支の累積であるので、その影響を控除した単年度の収支のこと。具体的には、当該年度における実質収支から前年度の実質収支を差し引いた額。

17　**実質単年度収支**

単年度収支から、実質的な黒字要素（財政調整基金への積立額及び地方債の繰上償還額）を加え、赤字要素（財政調整基金の取崩し額）を差し引いた額。

○歳入

18　**一般財源**

地方税、地方譲与税、地方特例交付金及び地方交付税の合計額。なお、市町村においては、これらのほか、都道府県から市町村が交付を受ける利子割交付金、配当割交付金、株式等譲渡所得割交付金、地方消費税交付金、ゴルフ場利用税交付金、特別地方消費税交付金、自動車取得税交付金及び軽油引取税交付金（大都市のみ）を加算した額をいうが、これらの交付金は、地方財政の純計額においては、都道府県と市町村との間の重複額として控除される。

19　**一般財源等**

一般財源のほか、一般財源と同様に財源の使途が特定されず、どのような経費にも使用できる財源を合わせたもの。目的が特定されていない寄附金や売却目的が具体的事業に特定されない財産収入等のほか、減税補てん債や臨時財政対策債等が含まれる。

20　**地方消費税、地方消費税清算金**

平成９年４月に導入された道府県税であり、その賦課徴収は、当分の間、国が消費税と併せて行い、各都道府県に払い込むこととされている。また、各都道府県は、国から払い込まれた額を消費に相当する額に応じて、相互間で清算することとされている。

特に断りのない限り、都道府県間における清算を行った後の額を地方消費税として歳入に計上し、地方消費税清算金は歳入・歳出いずれにも計上していない。

21　**地方譲与税**

国税として徴収し、そのまま地方公共団体に対して譲与する税。地方公共団体の財源とされているものについて、課税の便宜その他の事情から、徴収事務を国が代行している。

現在、個人の所得課税に係る国から地方公共団体への本格的な税源の移譲を行うまでの間の暫定措置として所得税の収入額の一部を都道府県及び市町村に対して譲与する所得譲与税、地方道路税の収入額の全額を都道府県及び市町村に対して譲与する地方道路譲与税、石油ガス税の収入額の２分の１の額を都道府県及び大都市に対して譲与する石油ガス譲与税、特別とん税の収入額の全額を開港所在市町村に対して譲与する特別とん譲与税、自動車重量税の収入額の３分の１の額を市町村に対して譲与する自動車重量譲与税、航空機燃料税の収入額の13分の２の額を空港関係市町村及び空港関係都道府県に対して譲与する航空機燃料譲与税がある。

22　**地方特例交付金**

恒久的な減税に伴う地方税の減収の一部を補てんするための減税補てん特例交付金及び平成16年度の義務教育費国庫負担金等の見直しに伴う税源移譲予定特例交付金から構成される国から地方公共団体への交付金。なお、平成18年度においては、国庫補助負担金の改革による税源移譲額の全額を所得譲与税によって措置することに伴い、税源移譲予定特例交付金を廃止するとともに、児童手当についての制度拡充が行われることから、これに伴う地方負担の増加に対応するため、児童手当特例交付金を創設することと

している。

23　**地方交付税**

地方公共団体の自主性を損なわずに、地方財源の均衡化を図り、かつ地方行政の計画的な運営を保障するために、国税のうち、所得税、法人税、酒税、消費税及びたばこ税のそれぞれ一定割合の額を、国が地方公共団体に対して交付する税。

地方交付税には、普通交付税と災害等特別の事情に応じて交付する特別交付税がある。普通交付税は、基準財政需要額が基準財政収入額を超える地方公共団体に対して、その差額（財源不足額）を基本として交付される。

24　**国庫支出金**

国と地方公共団体の経費負担区分に基づき、国が地方公共団体に対して支出する負担金、委託費、特定の施策の奨励又は財政援助のための補助金等。

25　**都道府県支出金**

都道府県の市町村に対する支出金。都道府県が自らの施策として単独で市町村に交付する支出金と、都道府県が国庫支出金を経費の全部又は一部として市町村に交付する支出金（間接補助金）とがある。

26　**財源対策債**

昭和51年度以降、地方財源不足額を補てんするために発行された建設地方債。

27　**臨時財政特例債**

投資的経費に係る国庫補助負担率の、昭和60年度から平成4年度の間の暫定的引下げに関して、投資的経費に係る国庫補助負担金減額分を補てんするために増発された建設地方債。

臨時財政特例債償還基金費は、臨時財政特例債の一部に係る平成5年度以降の元利償還に対応するため、平成4年度の基準財政需要額において措置されたものである。

28　**減収補てん債**

地方税の収入額が標準税収入額を下回る場合、その減収を補うために発行する地方債。

29　**減税補てん債**

恒久的な減税及び平成15年度税制改正における先行減税等による地方公共団体の減収額を埋めるために、地方財政法第5条の特例として発行される地方債。

税の振り替わりとしての性格を持つものであり、一般財源と同様に投資的経費以外の経費にも充当できる。

30　**臨時財政対策債**

地方一般財源の不足に対処するため、投資的経費以外の経費にも充てられる地方財政法第5条の特例として発行される地方債。

平成13～15年度及び平成16～18年度の間、通常収支の財源不足額のうち、財源対策債等を除いた額を国と地方で折半し、国負担分は一般会計からの加算（臨時財政対策分）、地方負担分は臨時財政対策債により補てんすることとされた。

31　**特定資金公共投資事業債**

日本電信電話株式会社の株式売払収入を活用した地方公共団体に対する無利子貸付金としての性格を有する地方債。

公共的建設事業で、緊急に実施する必要がある事業について、国から地方公共団体に対して補助金等として交付されていた部分に代えて、無利子貸付けを行い、その償還時に償還額に相当する額の補助金等が交付されるもの。

32　**財政健全化債**

行政改革大綱等に基づき数値目標等を設定、公表して行政改革や財政健全化に取り組んでいる地方公共団体について、当該数値目標等により、将来の財政負担の軽減が見込まれる範囲内において、充当率の引上げ等により発行される地方債。

33　**地域再生事業債**

地方単独事業に係る一般財源負担の軽減を図る目的で発行される地方債。

地方財政計画の投資単独の対前年度比を上回って事業を実施する団体又は全国の標準的な投資規模を勘案して定める額を上回って事業を実施する団体について、通常の地方債の充当（充当率：都道府県 70%・市町村 75%）に加えてさらに 100% までの範囲内で充当することができる。

○歳出

34　**目的別歳出**

行政目的に着目した歳出の分類。

地方公共団体の経費は、その行政目的によって、総務費、民生費、衛生費、労働費、農林水産業費、商工費、土木費、消防費、警察費、教育費、公債費等に大別することができる。

35　**性質別歳出**

経費の経済的性質に着目した歳出の分類であり、義務的経費、投資的経費及びその他の経費に大別することができる。

36　**義務的経費**

地方公共団体の歳出のうち、任意に削減できない極めて硬直性が強い経費。職員の給与等の人件費、生活保護費等の扶助費及び地方債の元利償還金等の公債費からなっている。

37　**投資的経費**

道路、橋りょう、公園、学校、公営住宅の建設等社会資本の整備等に要する経費であり、普通建設事業費、災害復旧事業費及び失業対策事業費から構成されている。

38　**補助事業**

地方公共団体が国から負担金又は補助金を受けて実施する事業。

39　**単独事業**

地方公共団体が国からの補助等を受けずに、独自の経費で任意に実施する事業。

40　**国直轄事業**

国が、道路、河川、砂防、港湾等の建設事業及びこれらの施設の災害復旧事業を自ら行う事業。事業の範囲は、それぞれの法律で規定されている。国直轄事業負担金は、法令の規定により、地方公共団体が国直轄事業の経費の一部を負担するもの。

41　**物件費**

性質別歳出の一分類で、人件費、維持補修費、扶助費、補助費等以外の地方公共団体が支出する消費的性質の経費の総称。

具体的には、職員旅費や備品購入費、委託料等が含まれる。

42　**扶助費**

性質別歳出の一分類で、社会保障制度の一環として地方公共団体が各種法令に基づいて実施する給付や、地方公共団体が単独で行っている各種扶助に係る経費。

なお、扶助費には、現金のみならず、物品の提供に要する経費も含まれる。

43　**補助費等**

性質別歳出の一分類で、他の地方公共団体や国、法人等に対する支出のほか、地方公営企業法第17条の2の規定に基づく繰出金も含まれる。

44　**繰出金**

性質別歳出の一分類で、普通会計と公営事業会計との間又は特別会計相互間において支出される経費。また、基金に対する支出のうち、定額の資金を運用するためのものも繰出金に含まれる。

なお、法非適用の公営企業に対する繰出も含まれる。

45　**公債費**

地方公共団体が発行した地方債の元利償還等に要する経費。

なお、性質別歳出における公債費が地方債の元利償還金及び一時借入金利子に限定されるのに対し、目的別歳出における公債費については、元利償還等に要する経費のほか、地方債の発行手数料や割引料等の事務経費も含まれている。

46　**民生費**

目的別歳出の一分類。地方公共団体は、社会福祉の充実を図るため、児童、高齢者、心身障害者等のための福祉施設の整備、運営、生活保護の実施等の施策を行っており、これらの諸施策の推進に要する経費。

47　**衛生費**

目的別歳出の一分類。地方公共団体は、住民の健康を保持増進し、生活環境の改善を図るため、医療、公衆衛生、精神衛生等に係る対策を推進するとともに、し尿・ごみなど一般廃棄物の収集・処理等、住民の日常生活に密着した諸施策を行っており、これらの諸施策の推進に要する経費。

○財政分析指標

48　**経常収支比率**

地方公共団体の財政構造の弾力性を判断するための指標で、人件費、扶助費、公債費のように毎年度経常的に支出される経費（経常的経費）に充当された一般財源の額が、地方税、普通交付税を中心とする毎年度経常的に収入される一般財源（経常一般財源）、減税補てん債及び臨時財政対策債の合計額に占める割合。.

この指標は経常的経費に経常一般財源収入がどの程度充当されているかを見るものであり、比率が高いほど財政構造の硬直化が進んでいることを表す。

49　**公債費負担比率**

地方公共団体における公債費による財政負担の度合いを判断する指標の一つで、公債費に充当された一般財源の一般財源総額に対する割合。

公債費負担比率が高いほど、一般財源に占める公債費の比率が高く、財政構造の硬直化が進んでいることを表す。

50　**実質公債費比率**

地方公共団体における公債費による財政負担の度合いを判断する指標として、起債に協議を要する団体と許可を要する団体の判定に用いられるもの（地方財政法第5条の4第1項第2号）。

起債制限比率について、準元利償還金の範囲等の見直しを行ったものであり、実質公債費比率が18%以上となる地方公共団体については、地方債協議制度移行後においても、起債に当たり許可が必要となる。

51　**起債制限比率**

地方公共団体における公債費による財政負担の度合いを判断する指標の一つで、地方債元利償還金及び

公債費に準じる債務負担行為に係る支出の合計額（地方交付税が措置されるものを除く。）に充当された一般財源の標準財政規模及び臨時財政対策債発行可能額の合計額（普通交付税の算定において基準財政需要額に算入された公債費を除く。）に対する割合で過去３年間の平均値。

起債制限比率が20％以上の団体については、一定の地方債（一般単独事業に係る地方債）の起債が制限され、30％以上の団体については、さらにその制限の度合いが高まる（一部の一般公共事業に係る地方債についても起債が制限される）こととなる。

52　実質収支比率

実質収支の標準財政規模に対する割合。実質収支比率が正数の場合は実質収支の黒字、負数の場合は赤字を示す。

53　財政力指数

地方公共団体の財政力を示す指数で、基準財政収入額を基準財政需要額で除して得た数値の過去３年間の平均値。

財政力指数が高いほど、普通交付税算定上の留保財源が大きいことになり、財源に余裕があるといえる。

54　標準財政規模

地方公共団体の標準的な状態で通常収入されるであろう経常的一般財源の規模を示すもので、標準税収入額等に普通交付税を加算した額。

55　標準税収入額

地方税法に定める法定普通税を、標準税率をもって、地方交付税法で定める方法により算定した収入見込額。具体的には、法定普通税の基準税額の合計をいう。

○地方財政計画等

56　地方財政計画

内閣が作成する、翌年度の地方公共団体の歳入歳出総額の見込額に関する書類のこと。

地方財政計画には、①地方交付税制度とのかかわりにおいての地方財源の保障を行う、②地方財政と国家財政・国民経済等との調整を行う、③個々の地方公共団体の行財政運営の指針となる、という役割がある。

57　一般行政経費

地方財政計画上の経費の一区分。教育文化施策、社会福祉施策、国土及び環境保全施策等の諸施策の推進に要する経費をはじめ、地方公共団体の設置する各種公用・公共用施設の管理運営に要する経費等、地方公共団体が地域社会の振興を図るとともに、その秩序を維持し、住民の安全・健康、福祉の維持向上を図るために行う一切の行政事務に要する経費から、給与関係経費、公債費、維持補修費、投資的経費及び公営企業繰出金として別途計上している経費を除いたものであり、広範な内容にわたっている。

58　地方債計画

毎年度国の財政投融資計画と関連して総務省が策定する地方債の年度計画で、事業別の起債許可予定額を示した全体計画。

59　債務負担行為

数年度にわたる建設工事、土地の購入等翌年度以降の経費支出や、債務保証又は損失補償のように債務不履行等の一定の事実が発生したときの支出を予定するなどの、将来の財政支出を約束する行為。

地方自治法第214条及び第215条で予算の一部を構成することと規定されている。

60 **財政調整基金**

地方公共団体における年度間の財源の不均衡を調整するための基金。

61 **減債基金**

地方債の償還を計画的に行うための資金を積み立てる目的で設けられる基金。

62 **その他特定目的基金**

財政調整基金、減債基金の目的以外の特定の目的のために財産を維持し、資金を積み立てるために設置される基金。具体的には、庁舎等の建設のための基金、社会福祉の充実のための基金、災害対策基金等がある。

63 **基準財政需要額**

普通交付税の算定基礎となるもので、各地方公共団体が、合理的かつ妥当な水準における行政を行い、又は施設を維持するための財政需要を算定するものであり、各行政項目ごとに、次の算式により算出される。

単位費用	×測定単位	×補正係数
（測定単位１当たり費用）	（人口・面積等）	（寒冷補正等）

64 **単位費用**

標準的団体（人口、面積、行政規模が道府県や市町村の中で平均的で、積雪地帯や離島等、自然的条件や地理的条件等が特異でない団体）が合理的、かつ妥当な水準において地方行政を行う場合等の一般財源所要額を、測定単位１単位当たりで示したもの。

65 **測定単位**

道府県や市町村の行政項目（河川費や農業行政費等）ごとにその量を測定する単位。例えば、河川費においては河川の延長が用いられる。

66 **補正係数**

すべての道府県や市町村に費目ごとに同一の単位費用が用いられるが、実際には自然的・地理的・社会的条件の違いによって大きな差があるので、これらの行政経費の差を反映させるため、その差の生ずる理由ごとに測定単位の数値を割り増し又は割り落としししている。これが測定単位の数値の補正であり、補正に用いる乗率を補正係数という。

67 **基準財政収入額**

普通交付税の算定に用いるもので、各地方公共団体の財政力を合理的に測定するために、標準的な状態において徴収が見込まれる税収入を一定の方法によって算定するものであり、次の算式により算出される。

標準的な地方税収入×75／100＋地方譲与税等

68 **留保財源**

基準財政収入額の算定においては、法定普通税等の税収見込額の全額を算入対象とせず、基準税率を乗じてその一部を算入しているが、この基準財政収入額に算入されなかった税収入は、地方交付税の算定上捕捉されず、各地方公共団体に留保されることから、留保財源と呼ばれている。なお、平成15年度に都道府県に係る留保財源率の引上げが行われ、都道府県、市町村とも税収見込額の25%（従来は都道府県20%、市町村25%）とされている。

69 **ラスパイレス指数**

加重指数の一種で、重要度を基準時点（又は場）に求めるラスパイレス式計算方法による指数。ここでは、地方公務員の給与水準を表すものとして、一般に用いられている国家公務員行政職（一）職員の俸給を基準とする地方公務員一般行政職職員の給与の水準を指す。

○公営企業

70　法適用企業・法非適用企業

地方公営企業のうち、地方公営企業法の全部又は一部を適用している事業が法適用企業であり、それ以外の事業が法非適用企業である。

法適用企業には、地方公営企業法の全部を適用することが法律で定められている上水道、工業用水道、軌道、鉄道、自動車運送、電気（水力発電等）、ガスの７事業と、法律により財務規定等を適用するように定められている病院事業（以上、当然適用事業）、また、条例で全部又は一部を任意で適用する事業で、簡易水道、下水道等（以上、任意適用事業）がある。法非適用事業は、任意適用事業のうち、法律を適用していない事業である。

71　損益収支

地方公営企業の経営活動に伴い、当該年度内に発生した収益とそれに対応する費用の状況。

72　資本収支

地方公営企業の設置目的である住民へのサービス等の提供を維持するため及び将来の利用増等に対処して経営規模の拡大を図るために要する諸施設の整備、拡充等の建設改良費、これら建設改良に要する資金としての企業債収入、企業債の元金償還等に関する収入及び支出の状況。

73　収益的収入

地方公営企業の経営活動に伴い発生する料金を主体とした収益。

74　資本的収入

建設投資などの財源となる企業債、他会計繰入金、国庫（県）補助金などの収入。

各項目についての計数は、表示単位未満を四捨五入したものである。したがって、その内訳は合計と一致しない場合がある。

各項目の詳細な計数は、資料編に集録してある。なお、文章編の見出しの〔　〕内には、本文に対応する資料編の表番号を記載しているので、参照されたい。

はじめに

本報告は、地方財政法第30条の2の規定に基づき、内閣が、地方財政の状況を明らかにして、国会に報告するものであり、以下の3部から構成されている。

第1部では、平成16年度の地方財政について、その決算を中心として、決算収支、歳入、歳出等を分析するとともに、主な公共施設の状況等を明らかにしている。

第2部では、平成17年度の地方財政運営の状況等及び平成18年度の地方財政の見通しについて明らかにしている。

第3部では、最近の地方財政の動向を要約し、当面の主要な課題について取りまとめている。

（独立行政法人 国立印刷局製造）

第 1 部

平成 16 年度の決算状況

平成 16 年度の決算状況：概説

一段と厳しい財政状況の中、大幅な歳出削減努力（5 年連続の減少）。

1. 歳　出 …歳出削減の加速・強化

歳出総額は 91 兆 2,479 億円（対前年度比 1.4％減）。児童手当に係る制度改正（支給対象年齢の拡大）、災害の多発等の歳出増要因が多い中で、人件費（同 1.2％減）、投資的経費（同 9.3％減）等に係る大幅な歳出削減努力（同 1 兆 3,339 億円減少）。

2. 歳　入 …歳入の減少

歳入総額は 93 兆 4,422 億円（対前年度比 1.5％減）。地方税（同 2.7％増）、地方譲与税（同 67.7％増）等が増加する一方、地方交付税（同 5.8％減）、地方債（同 10.3％減）等が減少。

3. 積立金 …純取崩し（取崩しと積立ての差）の大幅な増加

前年度を上回る約 1 兆円の大幅な積立金の純取崩し。

・積立金純取崩し額：平成 15 年度 6,812 億円 → 平成 16 年度 9,525 億円

4. その他 …市町村合併、災害の影響

市町村合併（平成 15 年度から平成 16 年度にかけて、市町村数が 611 減少）の影響により、町村の歳出が都市にシフトするとともに、新潟県中越地震、観測史上最多の 10 個の上陸台風等の影響により、災害復旧事業費（対前年度比 63.0％増）等が著しく増加。

1　地方財政の役割

地方公共団体は、その自然的・歴史的条件、産業構造、人口規模等がそれぞれ異なっており、これに即応してさまざまな行政活動を行っている。

地方財政は、このような地方公共団体の行政活動を支えている個々の地方公共団体の財政の集合であり、国の財政と密接な関係を保ちながら、国民経済及び国民生活上大きな役割を担っている。

(1)　国・地方を通じた財政支出の状況［第32表］

国・地方を通じた財政支出について、国（一般会計と交付税及び譲与税配付金、公共事業関係等の10特別会計の純計）と地方（普通会計）の財政支出の合計から重複分を除いた歳出純計額は149兆8,450億円で、前年度と比べると1.8%増（前年度2.5%減）となっている。

歳出純計額の目的別歳出額の構成比の推移は、**第１図**のとおりであり、平成16年度においては、社会保障関係費が最も大きな割合（26.3%）を占め、以下、公債費（20.4%）、国土保全及び開発費（15.9%）、教育費（13.2%）の順となっている。

なお、公債費の構成比が高い水準にあるのは、昭和50年度以降の巨額の財源不足、平成4年度以降の経済対策等に対処するため、国・地方を通じて大量の公債が発行されたことによるものである。

この歳出純計額を最終支出の主体に着目して国と地方とに分けてみると、国が59兆8,958億円（全体の40.0%）、地方が89兆9,492億円（同60.0%）で、前年度と比べると、国が7.2%増（前年度2.8%減）、地方が1.5%減（同2.2%減）となっている。

また、歳出純計額の目的別歳出額についてさらに詳細に国と地方に分けて示したものが**第２図**である。これによると、防衛費等のように国のみが行う行政に係るものは別として、衛生費、学校教育費等、国民生活

第１図　国・地方を通じる目的別歳出額構成比の推移

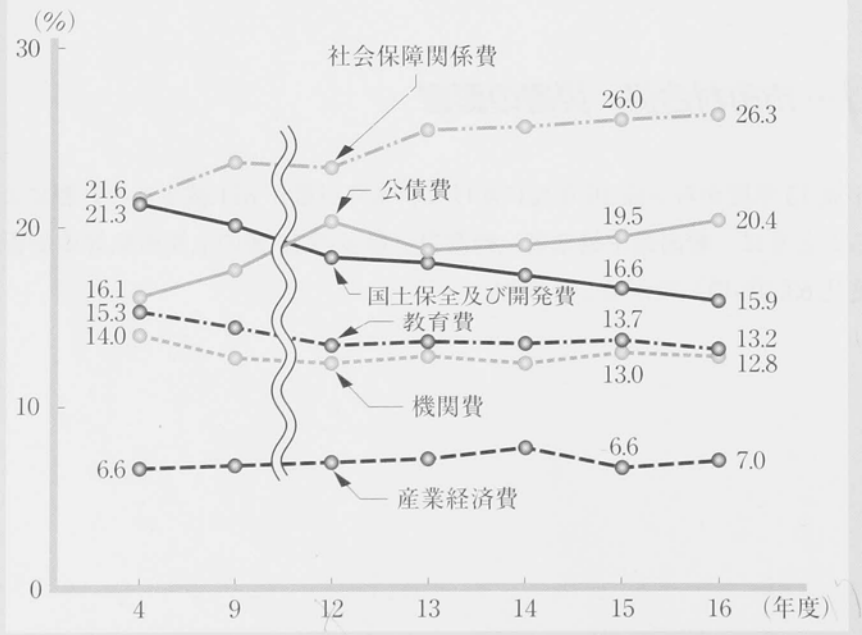

第２図　国・地方を通じる純計歳出規模（目的別）

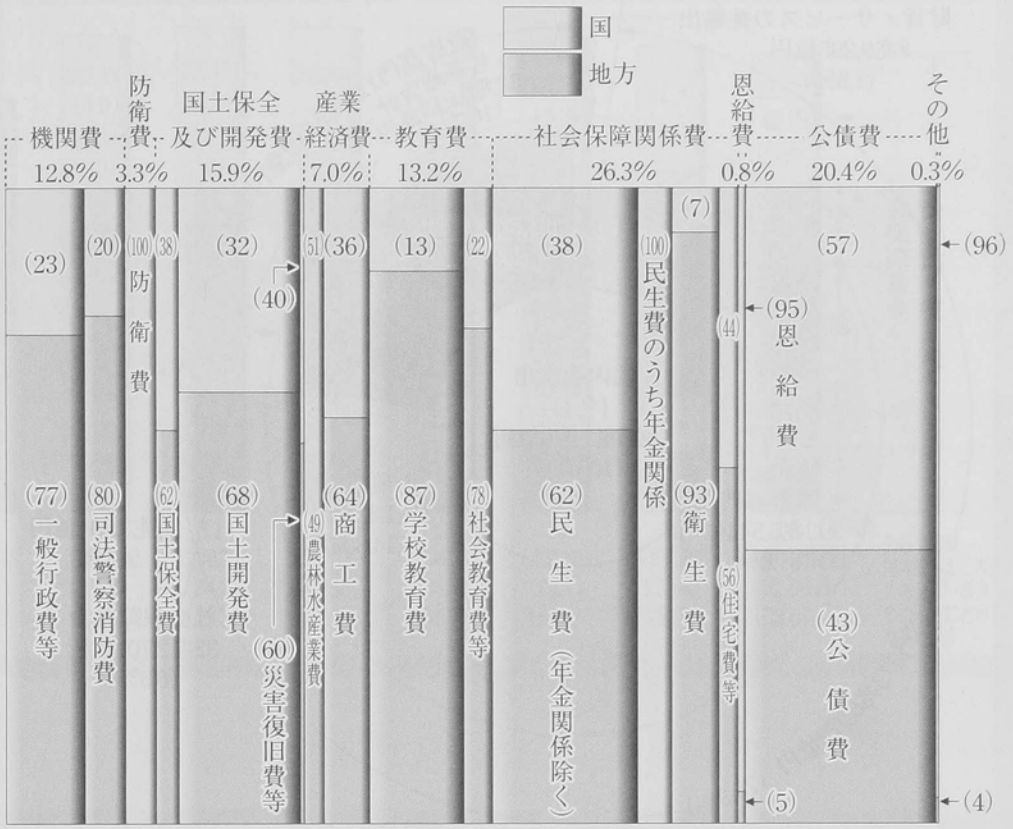

（注）（　）内の数値は、目的別経費に占める国・地方の割合を示す。

に直接関連する経費については、最終的に地方公共団体を通じて支出される割合が高いことがわかる。これを地方公共団体において実施されている具体的な行政事務でみると、衛生費については、住民の健康を保持増進し、生活環境の改善を図るため、医療、公衆衛生、精神衛生等に係る対策が推進されるとともに、し尿・ごみなど一般廃棄物の収集・処理等、住民の日常生活に密着した諸施策が実施されている。また、学校教育費については、幼稚園、小中学校、高等学校教育等が実施されている。司法警察消防費については、都道府県において、犯罪の防止、交通安全の確保その他地域社会の安全と秩序を維持し、国民の生命、身体及び財産を保護するため、警察行政が推進されるとともに、東京都及び市町村等において、火災、風水害、地震等の災害から国民の生命、身体財産を守り、これらの災害を防除し、被害を軽減するため、消防行政が推進されている。更に、民生費（年金関係を除く）については、社会福祉の充実を図るため、児童、高齢者、心身障害者等のための福祉施設の整備及び運営、生活保護の実施等の施策が行われている。

(2)　国民経済と地方財政

政府部門は、国民経済計算上、中央政府、地方政府及び社会保障基金からなっており、家計部門に次ぐ経済活動の主体として、資金の調達及び財政支出を通じ、資源配分の適正化、所得分配の公正化、経済の安定化等の重要な機能を果たしている。その中でも、地方政府は、中央政府を上回る最終支出主体であり、国民経済上、大きな役割を担っている。

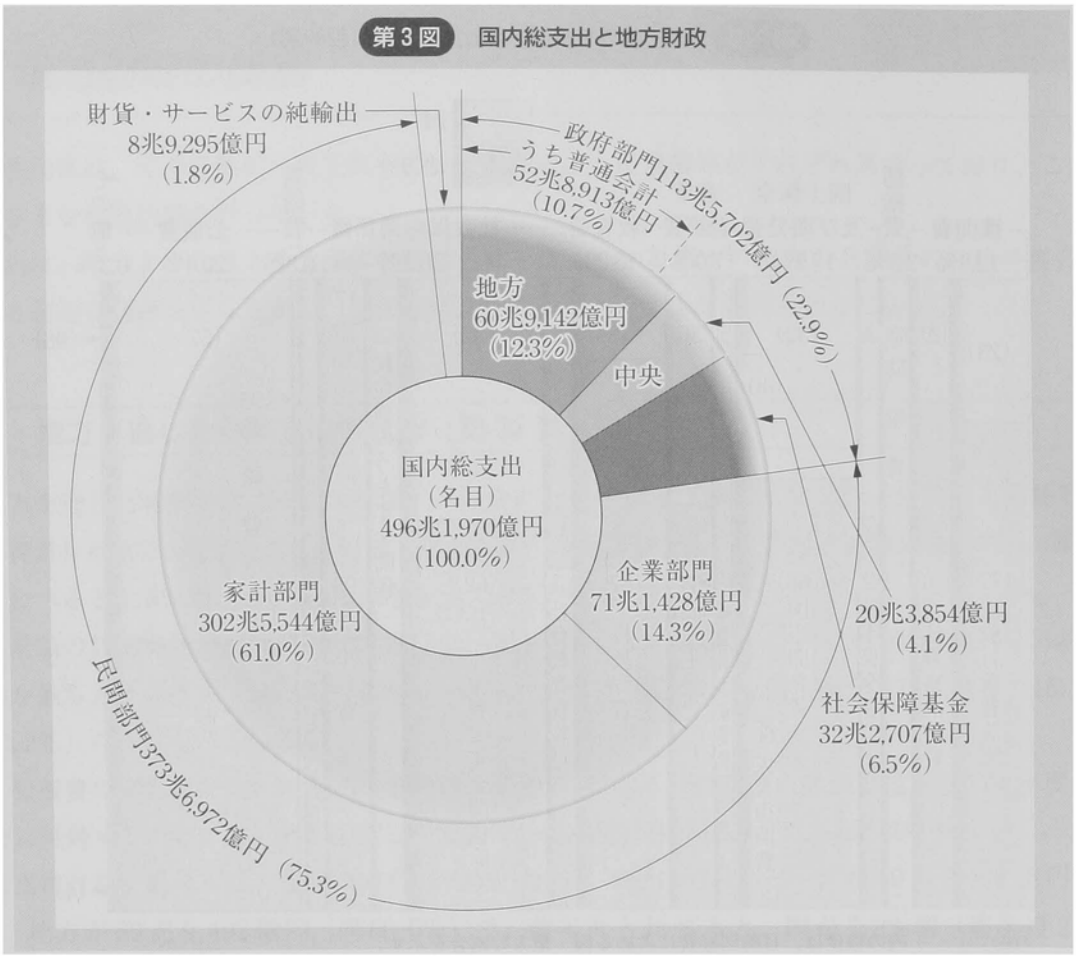

ア　国内総支出と地方財政［第 33 表、第 130 表］

国民経済において地方政府が果たしている役割を国内総支出（名目ベース。以下同じ。）に占める割合でみると、**第３図**のとおりである。平成 16 年度の国内総支出は 496 兆 1,970 億円であり、その支出主体別の構成比は、家計部門が 61.0%（前年度 60.7%）、政府部門が 22.9%（同 23.4%）、企業部門が 14.3%（同 14.0%）となっている。

政府部門のうち、地方政府及び中央政府が国内総支出に占める割合は、地方政府が 12.3%（前年度 12.6%）、中央政府が 4.1%（同 4.5%）となっており、地方政府の構成比は中央政府の約３倍となっている。

なお、地方政府のうち普通会計分は 52 兆 8,913 億円で、国内総支出の 10.7%（前年度 11.0%）を占めている。

イ　公的支出の状況［第 32 表、第 130 表］

政府部門による公的支出の推移は、**第４図**のとおりである。平成 16 年度の公的支出は、公的総資本形成（公的総固定資本形成と公的在庫品増加の合計額）が前年度を下回ったことから前年度と比べると 1.9%減（前年度 1.6%減）の 113 兆 5,702 億円となっている。また、国内総支出に占める割合は、前年度と比べると 0.5% ポイント低下の 22.9% となっている。

公的支出の内訳をみると、政府最終消費支出が 89 兆 2,912 億円、公的総資本形成が 24 兆 2,790 億円となっており、これらを前年度と比べると、政府最終消費支出は 0.9%増（前年度 1.0%増）、公的総資本形成は 10.9%減（同 9.2%減）となっている。

さらに、公的支出の内訳を最終支出主体別にみると、**第５図**のとおりである。中央政府は、前年度と比べると、政府最終消費支出が 1.7%減（前年度 4.0%増）、公的総資本形成が 17.7%減（同 4.4%減）で合計 7.6%

第４図　公的支出の推移

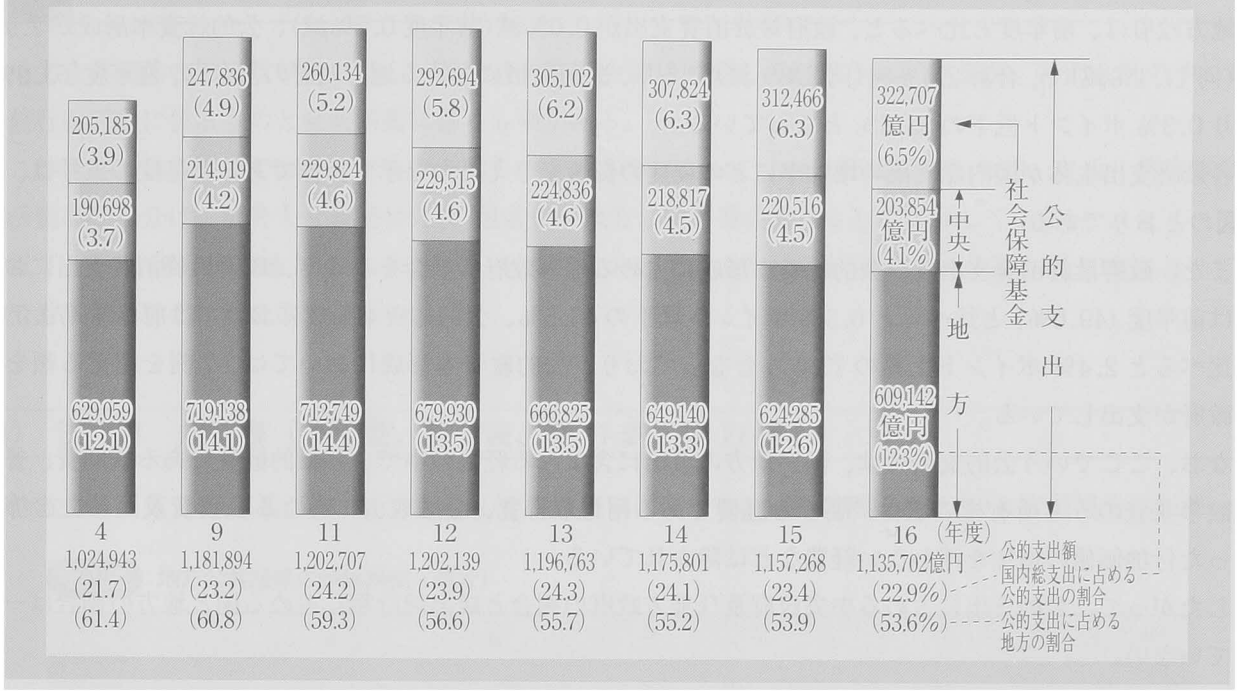

第５図　公的支出の状況

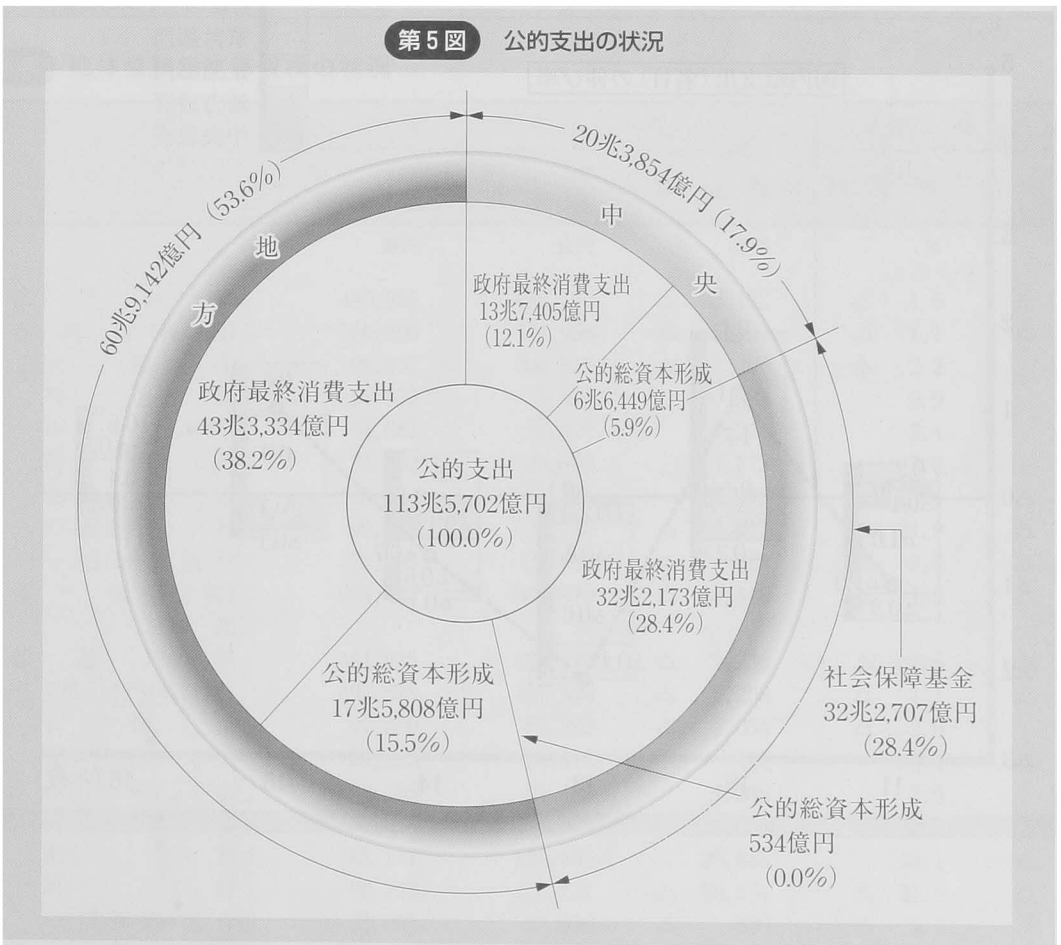

減（同0.8%増）であり、公的支出に占める中央政府の割合は前年度（19.1%）より1.2%ポイント低下の17.9%となっている。

地方政府は、前年度と比べると、政府最終消費支出が0.0%減(前年度0.2%減)、公的総資本形成が7.9%減(同11.1%減)で、合計2.4%減(同3.8%減)であり、公的支出に占める地方政府の割合は、前年度(53.9%)より0.3%ポイント低下の53.6%となっている。

各最終支出主体が国内総支出の増加率にどの程度の影響を与えたかを示す指標である寄与度の推移は、**第6図**のとおりである。

また、政府最終消費支出及び公的総資本形成に占める地方政府の割合をみると、政府最終消費支出においては前年度（49.0%）と比べると0.5%ポイント低下の48.5%、公的総資本形成においては前年度（70.0%）と比べると2.4%ポイント上昇の72.4%となっており、公的総資本形成においては、7割を超える額を地方政府が支出している。

なお、ここでいう公的支出には、国・地方の歳出に含まれる経費の中で、移転的経費である扶助費、普通建設事業費のうち所有権の取得に要する経費である用地取得費、金融取引にあたる公債費及び積立金等といった付加価値の増加を伴わない経費などは除かれている。

したがって、公的支出に占める中央政府及び地方政府の割合と歳出純計額に占める国と地方の割合は一致していない。

第6図　国内総支出の増加率に対する寄与度

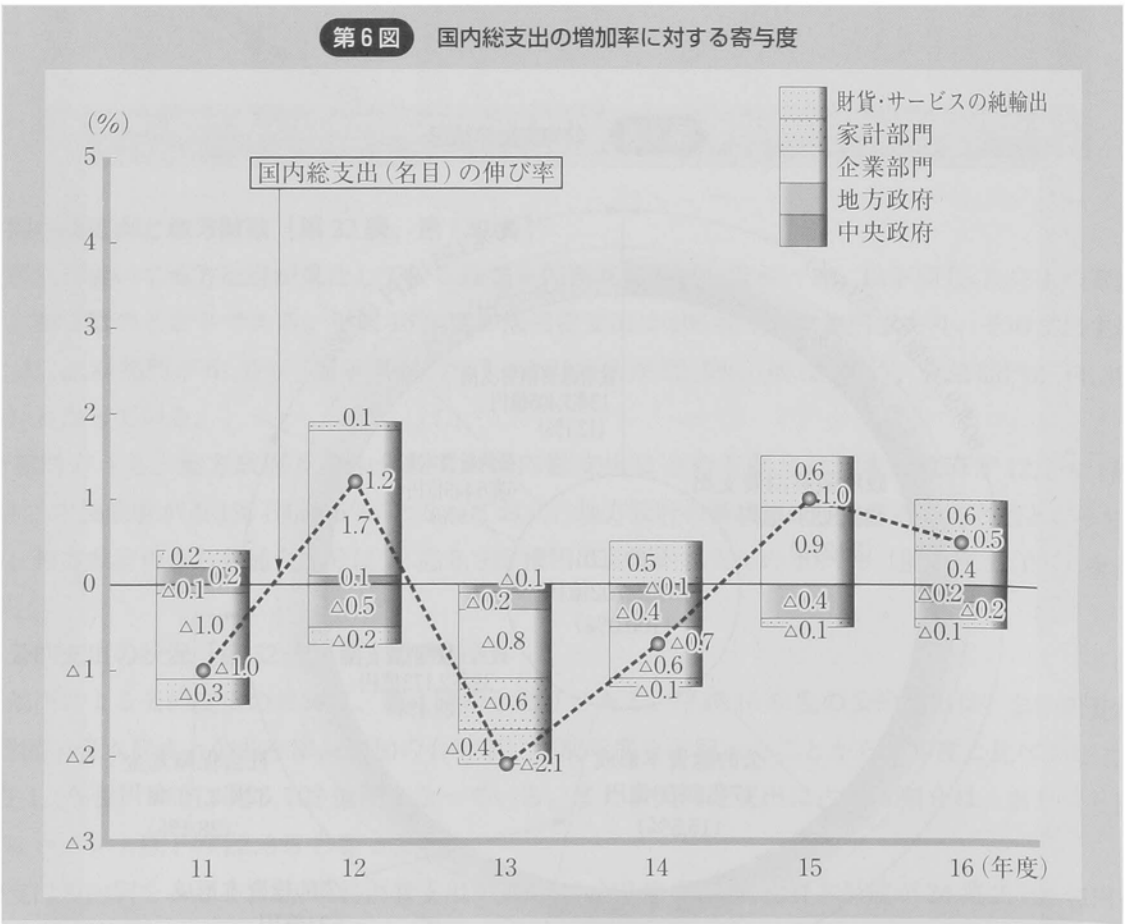

2　地方財政の概況

地方公共団体の歳入及び歳出は、一般会計と特別会計に区分して経理されているが、特別会計の中には、一般行政活動に係るものと企業活動に係るものがある。

このため、地方財政では、これらの会計を一定の基準によって、一般行政部門と水道、交通、病院等の企業活動部門に分け、前者を「普通会計」、後者を「地方公営事業会計」として区分している。

以下、平成16年度の地方財政について、9までにおいて普通会計の状況を示すとともに、10において地方公営事業会計の状況を示す。

(1)　決　算　規　模［第１表、第５表、第11表、第71表］

地方公共団体（47都道府県、2,521市町村、23特別区、1,730一部事務組合及び68広域連合（以下、一

第１表　地方公共団体の決算規模（純計）

区分	平成16年度 決算額	平成16年度 増減率	平成15年度 決算額	平成15年度 増減率
	億円	%	億円	%
歳入	934,422	△ 1.5	948,870	△ 2.3
歳出	912,479	△ 1.4	925,818	△ 2.4

第２表　団体種類別決算規模の状況

区分	決算額 平成16年度	決算額 平成15年度	決算額 増減額	増減率 16年度	増減率 15年度
	億円	億円	億円	%	%
歳入					
都道府県	489,955	498,110	△ 8,155	△ 1.6	△ 3.2
市町村（純計額）	506,500	511,958	△ 5,457	△ 1.1	△ 1.2
大都市	98,307	100,515	△ 2,209	△ 2.2	3.0
特別区	27,575	27,341	233	0.9	0.6
中核市	54,881	53,607	1,274	2.4	13.9
特例市	35,582	33,809	1,773	5.2	2.7
都市	183,424	161,751	21,673	13.4	△ 5.3
町村	99,732	127,744	△ 28,012	△ 21.9	△ 3.9
一部事務組合	23,997	24,908	△ 911	△ 3.7	△ 8.7
合計（純計額）	934,422	948,870	△ 14,448	△ 1.5	△ 2.3
歳出					
都道府県	481,935	489,170	△ 7,236	△ 1.5	△ 3.1
市町村（純計額）	492,578	497,846	△ 5,268	△ 1.1	△ 1.3
大都市	97,359	99,392	△ 2,034	△ 2.0	2.9
特別区	26,535	26,418	117	0.4	△ 0.1
中核市	53,455	52,109	1,346	2.6	13.7
特例市	34,746	33,069	1,678	5.1	2.6
都市	178,141	157,493	20,648	13.1	△ 5.4
町村	96,273	123,127	△ 26,854	△ 21.8	△ 3.9
一部事務組合	23,065	23,956	△ 890	△ 3.7	△ 8.8
合計（純計額）	912,479	925,818	△ 13,339	△ 1.4	△ 2.4

（注）一部事務組合には、広域連合を含めている。以下の表において同じ。

第７図　決算規模の推移

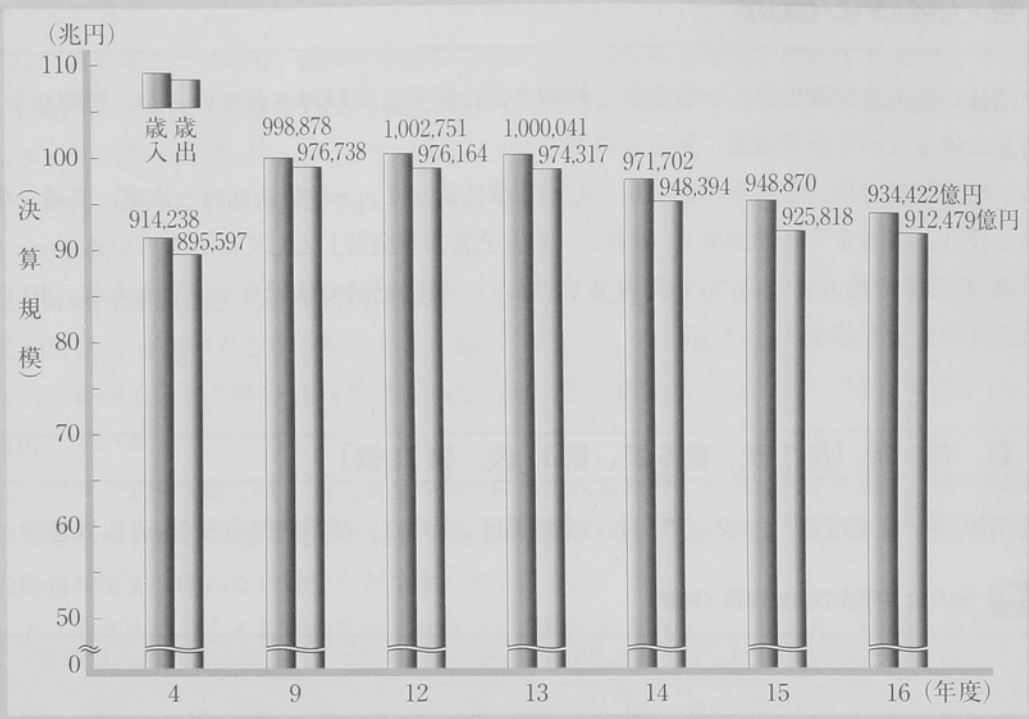

部事務組合及び広域連合を「一部事務組合等」という。））の普通会計の純計決算額は、**第１表**のとおり、歳入93兆4,422億円（前年度94兆8,870億円）、歳出91兆2,479億円（同92兆5,818億円）で、歳入、歳出いずれも５年連続して減少している。

また、前年度と比べると、歳入1.5%減（前年度2.3%減）、歳出1.4%減（同2.4%減）となっている。

このように決算規模が前年度決算額を下回ったのは、歳入については、地方交付税、地方債等が減少したこと、歳出については、歳出削減努力等により人件費、普通建設事業費を中心とする投資的経費等が減少したことによるものである。

決算規模の状況を団体種類別にみると、**第２表**のとおりであり、都道府県、市町村（特別区及び一部事務組合等を含む。特記がある場合を除き、以下同じ。）ともに歳入、歳出は、それぞれ前年度決算額を下回っている。

また、近年の決算規模の推移は、**第７図**のとおりである。

(2)　決　算　収　支

ア　実　質　収　支［第７表］

実質収支（形式収支（歳入歳出差引額）から明許繰越等のために翌年度に繰り越すべき財源を控除した額）の状況は、**第３表**のとおりである。

平成16年度の実質収支は、１兆2,208億円の黒字（前年度１兆2,046億円の黒字）で、昭和31年度以降黒字が続いている。また、前年度と比べると、黒字幅はやや増加している。

実質収支を団体種類別にみると、都道府県においては７年連続で赤字団体が発生したものの、1,576億円の黒字（前年度1,477億円の黒字）となっている。

また、市町村においては１兆632億円の黒字（前年度１兆570億円の黒字）であり、昭和31年度以降黒

第3表　実　質　収　支　の　状　況

区分		平成16年度 団体数	平成16年度 形式収支	平成16年度 翌年度に繰り越すべき財源	平成16年度 実質収支	平成15年度 団体数	平成15年度 実質収支	増減 団体数	増減 実質収支
			億円	億円	億円		億円		億円
全団体	都道府県	47	8,020	6,444	1,576	47	1,477	－	99
	市町村	4,342	13,923	3,291	10,632	5,212	10,570	△ 870	62
	合計	4,389	21,943	9,735	12,208	5,259	12,046	△ 870	161
黒字の団体	都道府県	46	8,047	6,235	1,813	45	1,810	1	3
	市町村	4,266	14,165	3,178	10,987	5,172	10,808	△ 906	180
	合計	4,312	22,212	9,412	12,800	5,217	12,617	△ 905	183
赤字の団体	都道府県	1	△ 27	210	△ 237	2	△ 333	△ 1	96
	市町村	76	△ 242	113	△ 355	40	△ 238	36	△ 117
	合計	77	△ 269	323	△ 592	42	△ 571	35	△ 21

（注）１　平成16年度の赤字の団体には、合併に伴う打切り決算により赤字となった51市町村が含まれており、平成15年度の赤字の団体には、合併に伴う打切り決算により赤字となった14市町村が含まれている。
２　市町村の額は単純合計である。

第8図　実質収支の推移

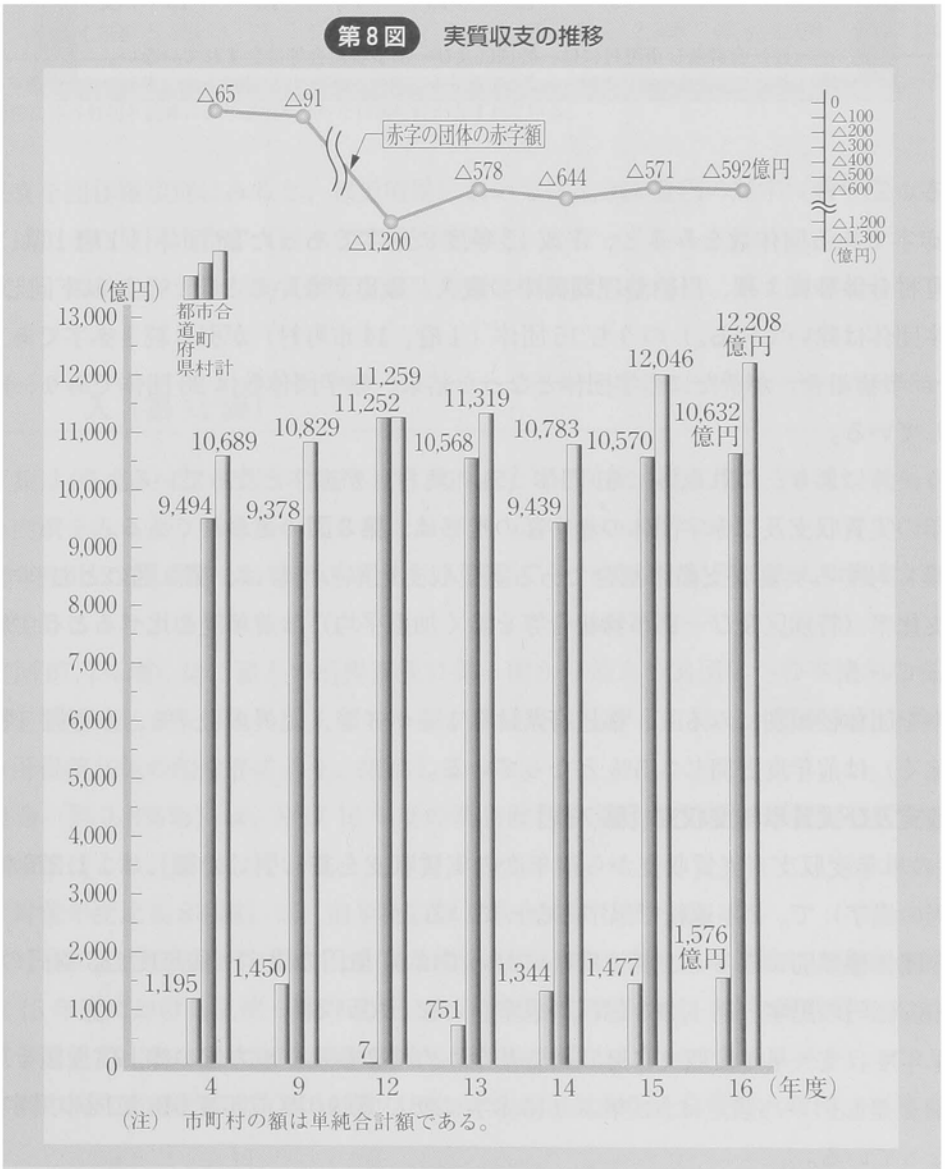

第９図　実質収支比率の推移

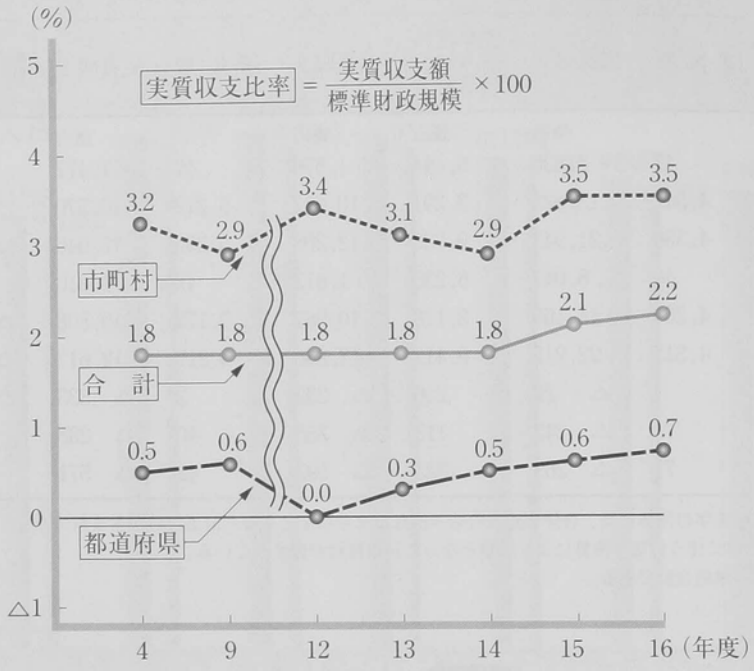

(注) 合計及び市町村には、特別区及び一部事務組合等は含まれていない。

字が続いている。

実質収支が赤字である団体数をみると、平成15年度に赤字であった28団体（１府１県、26市町村。打切り決算（市町村合併等により、出納整理期間中の歳入、歳出がないことをいう。以下同じ。）が行われたことによる赤字団体は除いている。）のうち15団体（１府、14市町村）が引き続き赤字であり、11団体（５市、５町、１一部事務組合）が新たに赤字団体となった結果、赤字団体数は26団体であり、前年度と比べると２団体減少している。

なお、打切り決算により、これ以外に51団体（51市町村）が赤字となっている。

さらに、近年の実質収支及び赤字団体の赤字額の推移は、**第８図**のとおりである。

標準財政規模に対する実質収支額の割合である実質収支比率の推移は、**第９図**のとおりであり、平成16年度の実質収支比率（特別区及び一部事務組合等を除く加重平均）は前年度と比べると0.1%ポイント上昇の2.2%となっている。

実質収支比率を団体種類別にみると、都道府県は0.1%ポイント上昇の0.7%、市町村（特別区及び一部事務組合等を除く）は前年度と同じ3.5%となっている。

イ　単年度収支及び実質単年度収支［第７表］

平成16年度の単年度収支（実質収支から前年度の実質収支を差し引いた額）は、1,276億円の黒字（前年度1,397億円の黒字）で、２年連続で黒字となっている。

単年度収支を団体種類別にみると、都道府県においては91億円の黒字（前年度133億円の黒字）、市町村においては1,185億円の黒字（同1,263億円の黒字）となっている。

また、実質単年度収支（単年度収支に財政調整基金への積立額及び地方債の繰上償還額を加え、財政調整基金の取崩し額を差し引いた額）は、２年ぶりに赤字に転じており（前年度918億円の黒字）、その赤字額は117億円となっている。

第4表　赤字の団体数の状況

区分	全団体数		赤字の団体数											
			実質収支				単年度収支				実質単年度収支			
	16年度	15年度	16年度		15年度		16年度		15年度		16年度		15年度	
	(A)	(B)	団体数 (C)	割合 (C)/(A)	団体数 (D)	割合 (D)/(B)	団体数 (E)	割合 (E)/(A)	団体数 (F)	割合 (F)/(B)	団体数 (G)	割合 (G)/(A)	団体数 (H)	割合 (H)/(B)
				%		%		%		%		%		%
都道府県	47	47	1	2.1	2	4.3	23	48.9	20	42.6	22	46.8	15	31.9
大都市	13	13	1	7.7	1	7.7	4	30.8	5	38.5	7	53.8	5	38.5
中核市	35	35	1	2.9	−	−	20	57.1	10	28.6	22	62.9	8	22.9
特例市	40	39	−	−	2	5.1	18	45.0	14	35.9	23	57.5	18	46.2
都市	644	602	20	3.1	16	2.7	284	44.1	230	38.2	357	55.4	256	42.5
中都市	155	139	6	3.9	3	2.2	69	44.5	60	43.2	83	53.5	56	40.3
小都市	489	463	14	2.9	13	2.8	215	44.0	170	36.7	274	56.0	200	43.2
町村	1,789	2,443	49	2.7	20	0.8	973	54.4	1,064	43.6	1,091	61.0	1,139	46.6
市町村小計	2,521	3,132	71	2.8	39	1.2	1,299	51.5	1,323	42.2	1,500	59.5	1,426	45.5
特別区	23	23	−	−	−	−	8	34.8	4	17.4	6	26.1	7	30.4
一部事務組合	1,798	2,057	5	0.3	1	0.0	958	53.3	1,009	49.1	970	53.9	987	48.0
市町村計	4,342	5,212	76	1.8	40	0.8	2,265	52.2	2,336	44.8	2,476	57.0	2,420	46.4
合計	4,389	5,259	77	1.8	42	0.8	2,288	52.1	2,356	44.8	2,498	56.9	2,435	46.3

（注）平成16年度の赤字の団体には、合併に伴う打切り決算により赤字となった51市町村が含まれており、平成15年度の赤字の団体には、合併に伴う打切り決算により赤字となった14市町村が含まれている。

実質単年度収支を団体種類別にみると、都道府県においては1,373億円の黒字（前年度458億円の赤字）、市町村においては1,490億円の赤字（同1,377億円の黒字）となっている。

なお、実質収支、単年度収支及び実質単年度収支の赤字団体数の状況は、**第4表**のとおりである。

(3)　歳　　入［第11表］

歳入純計決算額は93兆4,422億円で、前年度と比べると1.5%減（前年度2.3%減）となっている。

決算額の主な内訳をみると、**第5表**のとおりである。

地方税（対前年度比2.7%増）は、都道府県の法人関係二税（法人住民税、法人事業税）の大幅な増加、地方消費税の増加等により、増加している。

地方譲与税（同67.7%増）は、個人の所得課税に係る国から地方公共団体への本格的な税源の移譲を行うまでの間の暫定措置として所得税の収入額の一部が都道府県及び市町村（一部事務組合等を除く。）に対して譲与される所得譲与税の創設等により、増加している。

地方特例交付金（同9.8%増）は、平成16年度の義務教育費国庫負担金等の見直しに伴う税源移譲予定特例交付金の創設等により、増加している。

地方交付税（対前年度比5.8%減）は、前年度に引き続き減少している。

国庫支出金（対前年度比5.2%減）は、公共事業関係の国庫補助負担金の削減による普通建設事業費支出金の減少、平成16年度における三位一体の改革による国庫補助負担金の一般財源化等により減少している。

地方債（対前年度比10.3%減）は、臨時財政対策債の減少等により減少している。

歳入純計決算額の構成比の推移は、**第10図**のとおりである。主な歳入項目の構成比の推移は次のとおりである。

第5表　歳入純計決算額の状況

区分	決算額			構成比		増減率	
	平成16年度	平成15年度	増減額	16年度	15年度	16年度	15年度
	億円	億円	億円	%	%	%	%
地方税	335,388	326,657	8,731	35.9	34.4	2.7	△ 2.1
地方譲与税	11,641	6,940	4,700	1.2	0.7	67.7	9.4
地方特例交付金	11,048	10,062	987	1.2	1.1	9.8	11.4
地方交付税	170,201	180,693	△ 10,492	18.2	19.0	△ 5.8	△ 7.5
小計（一般財源）	528,278	524,352	3,926	56.5	55.3	0.7	△ 3.7
国庫支出金	124,598	131,421	△ 6,823	13.3	13.9	△ 5.2	△ 0.2
地方債	123,753	137,894	△ 14,142	13.2	14.5	△ 10.3	3.5
その他	157,793	155,203	2,591	17.0	16.3	1.7	△ 4.3
合計	934,422	948,870	△ 14,448	100.0	100.0	△ 1.5	△ 2.3

（注）国庫支出金には、交通安全対策特別交付金及び国有提供施設等所在市町村助成交付金を含む。

第10図　歳入純計決算額の構成比の推移

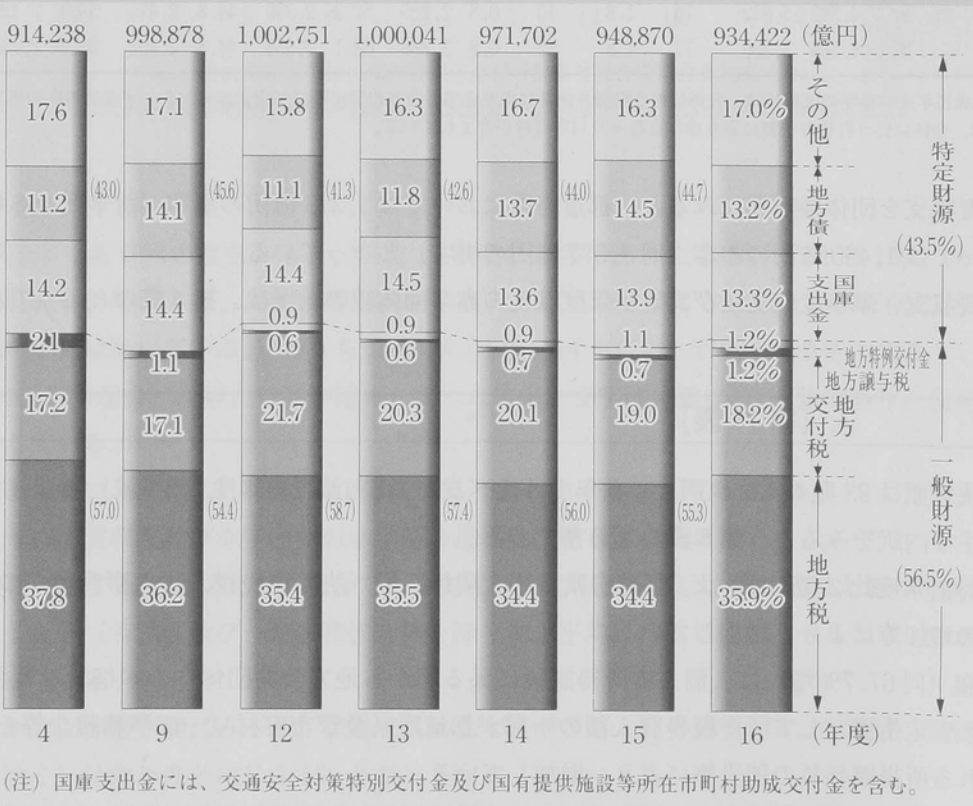

（注）国庫支出金には、交通安全対策特別交付金及び国有提供施設等所在市町村助成交付金を含む。

地方税の構成比は、ピークとなった昭和63年度（歳入総額の44.3%）以降低下し、平成4年度以降は33%から37%台の間で推移しており、16年度は前年度と比べると1.5%ポイント上昇の35.9%となっている。

地方交付税の構成比は、平成2年度から7年度までは低下の傾向にあり、8年度から12年度までは上昇の傾向にあったが、13年度以降、地方財政対策にあたり、交付税特別会計の借入金方式に代えて臨時財政対策債を発行し、基準財政需要額の一部を振り替えることとしたこと等から再び低下の傾向に転じ、16年度は前年度と比べると0.8%ポイント低下の18.2%となっている。

第11図　歳入決算額の構成比

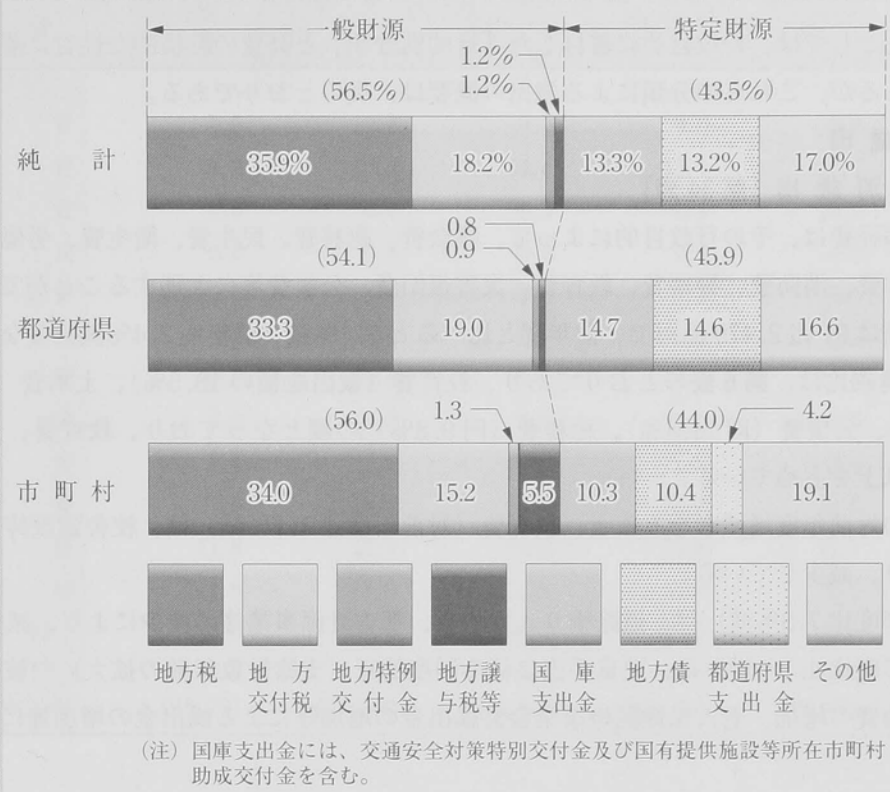

(注) 国庫支出金には、交通安全対策特別交付金及び国有提供施設等所在市町村助成交付金を含む。

国庫支出金の構成比は、平成４年度から９年度までは14％台で推移した後、経済対策の規模の拡大、介護保険制度の実施準備等から10年度は15％台、11年度は16％台に上昇し、12年度からは再び14％台で推移していた。しかし、平成14年度以降は普通建設事業費支出金の減少、平成16年度における三位一体の改革による国庫補助負担金の一般財源化等により13％台に低下しており、16年度は前年度と比べると0.6％ポイント低下の13.3％となっている。

地方債の構成比は、経済対策の規模の拡大等から上昇した平成10年度を除き、８年度から12年度までは低下の傾向にあったが、13年度からは臨時財政対策債の発行により上昇の傾向に転じていた。しかし、平成16年度は臨時財政対策債の発行額が減少したこと等により、前年度と比べると1.3％ポイント低下の13.2％となっている。なお、臨時財政対策債の発行額を除いた構成比は、前年度と比べると0.2％ポイント上昇の9.2％となっている。

一般財源の構成比は、平成元年度（歳入総額の62.7％）をピークに低下したのち、８年度から12年度までは、経済対策の規模の拡大等による国庫支出金、地方債等が増加した10年度を除き、上昇の傾向にあったが、13年度から地方交付税の減少により、減少の傾向に転じていた。しかし、平成16年度は地方税、地方譲与税及び地方特例交付金の増加に加え、国庫支出金、地方債等が減少したことから、前年度と比べると1.2％ポイント上昇の56.5％となっている。

歳入決算額の構成比を団体種類別にみると、**第11図**のとおりである。

都道府県においては地方税が最も大きな割合（33.3％）を占め、以下、地方交付税（19.0％）、国庫支出金（14.7％）の順となっている。

一方、市町村においては地方税が最も大きな割合（34.0％）を占め、以下、地方交付税（15.2％）、地方債（10.4％）の順となっている。

(4)　歳　　出

歳出の分類方法としては、行政目的に着目した「目的別分類」と経費の経済的な性質に着目した「性質別分類」が用いられるが、これらの分類による歳出の概要は、次のとおりである。

ア　目的別歳出

(ア)　目的別歳出［第34表］

地方公共団体の経費は、その行政目的によって、議会費、総務費、民生費、衛生費、労働費、農林水産業費、商工費、土木費、消防費、警察費、教育費、災害復旧費、公債費等に大別することができる。

歳出純計決算額は91兆2,479億円で、前年度と比べると1.4%減（前年度2.4%減）となっている。

目的別歳出の構成比は、**第6表**のとおりであり、教育費（歳出総額の18.5%）、土木費（同16.7%）、民生費（同16.6%）、公債費（同14.4%）、総務費（同9.8%）の順となっており、教育費、土木費及び民生費で全体の５割以上を占めている。

これらの費目の対前年度増減率をみると、教育費（対前年度比1.7%減）は、校舎建設等の普通建設事業費の減少等により、減少している。

土木費（対前年度比7.3%減）は、道路橋りょう事業、都市計画事業等の減少により、減少している。

民生費（対前年度比4.1%増）は、児童手当に係る制度改正（支給対象年齢の拡大）や被生活保護者数の増加等による扶助費の増加、老人保健医療事業会計繰出金の増加等による繰出金の増加等により、増加している。

公債費（対前年度比0.6%減）は、近年の低金利の影響により新発債、借換債及び一時借入金の利子が低迷していることによる地方債利子及び一時借入金利子の減少等により、減少している。

総務費（対前年度比1.1%減）は、職員の退職金の減少等により、減少している。

第6表　目的別歳出純計決算額の状況

区分	決算額			構成比		増減率	
	平成16年度	平成15年度	増減額	16年度	15年度	16年度	15年度
	億円	億円	億円	%	%	%	%
総務費	89,414	90,393	△ 979	9.8	9.8	△ 1.1	5.6
民生費	151,323	145,402	5,921	16.6	15.7	4.1	1.7
衛生費	57,846	58,963	△ 1,118	6.3	6.4	△ 1.9	△ 8.7
労働費	3,594	3,738	△ 144	0.4	0.4	△ 3.8	△ 23.3
農林水産業費	43,218	46,939	△ 3,721	4.7	5.1	△ 7.9	△ 8.9
商工費	49,066	48,411	655	5.4	5.2	1.4	△ 2.9
土木費	152,348	164,391	△ 12,043	16.7	17.8	△ 7.3	△ 7.0
消防費	18,358	18,200	158	2.0	2.0	0.9	△ 2.1
警察費	33,377	33,620	△ 243	3.7	3.6	△ 0.7	△ 1.3
教育費	169,102	172,014	△ 2,912	18.5	18.6	△ 1.7	△ 2.6
公債費	131,154	131,915	△ 761	14.4	14.2	△ 0.6	1.0
その他	13,679	11,832	1,848	1.5	1.2	15.6	△ 4.8
合計	912,479	925,818	△ 13,339	100.0	100.0	△ 1.4	△ 2.4

第７表　目的別歳出純計決算額の構成比の推移

区　　分	平成11年度	12	13	14	15	16
	%	%	%	%	%	%
総　務　費	9.0	9.4	9.2	9.0	9.8	9.8
民　生　費	14.8	13.7	14.4	15.1	15.7	16.6
衛　生　費	6.5	6.7	6.9	6.8	6.4	6.3
労　働　費	0.6	0.5	0.8	0.5	0.4	0.4
農林水産業費	6.1	6.0	5.7	5.4	5.1	4.7
商　工　費	5.9	5.6	5.5	5.3	5.2	5.4
土　木　費	20.6	20.0	19.1	18.6	17.8	16.7
消　防　費	1.8	1.9	1.9	2.0	2.0	2.0
警　察　費	3.4	3.5	3.5	3.6	3.6	3.7
教　育　費	17.9	18.5	18.5	18.6	18.6	18.5
公　債　費	11.6	12.7	13.2	13.8	14.2	14.4
そ　の　他	1.8	1.5	1.3	1.3	1.2	1.5
合　　計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
	億円	億円	億円	億円	億円	億円
歳出合計	1,016,291	976,164	974,317	948,394	925,818	912,479

第12図　目的別歳出決算額の構成比

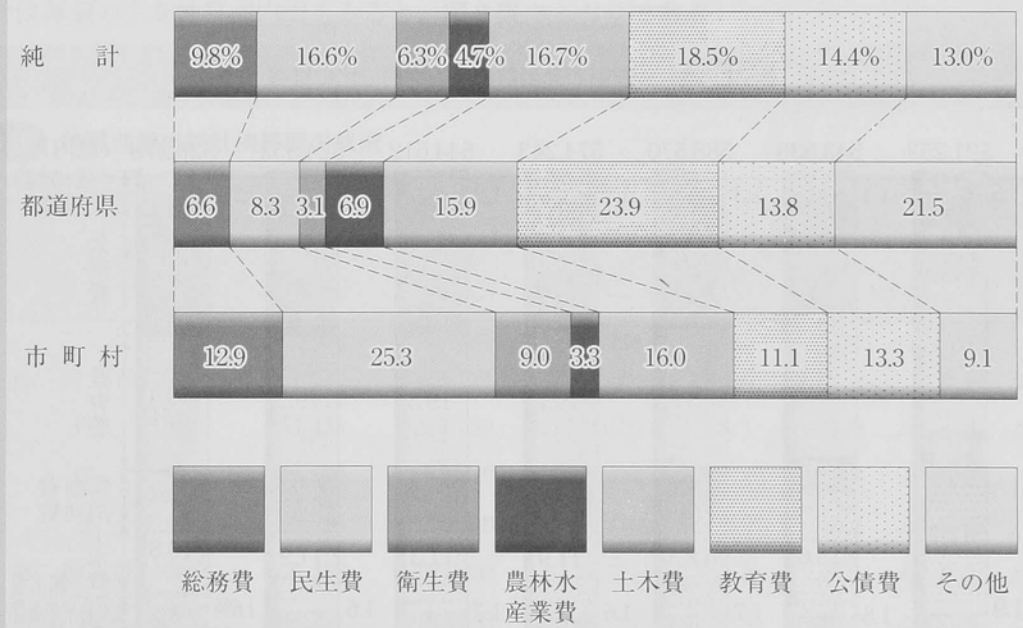

目的別歳出の構成比の推移は、**第７表**のとおりである。農林水産業費及び土木費の構成比がそれぞれ低下の傾向にある一方、民生費及び公債費の構成比が上昇の傾向にある。

目的別歳出の構成比を団体種類別にみると、**第12図**のとおりである。

都道府県においては、市町村立義務教育諸学校教職員の人件費を負担していること等により教育費が最も大きな割合（23.9%）を占め、以下、土木費（15.9%）、公債費（13.8%）、民生費（8.3%）、農林水産業費

第８表　一般財源の目的別歳出充当状況

区分	平成16年度 決算額	平成16年度 構成比	平成15年度 決算額	平成15年度 構成比
	億円	%	億円	%
総務費	62,614	11.9	64,674	12.3
民生費	81,676	15.5	75,663	14.4
衛生費	35,694	6.8	35,716	6.8
労働費	1,035	0.2	1,056	0.2
農林水産業費	14,775	2.8	15,446	2.9
商工費	8,550	1.6	8,135	1.6
土木費	56,148	10.6	58,886	11.2
消防費	13,998	2.6	13,620	2.6
警察費	25,337	4.8	25,155	4.8
教育費	102,410	19.4	100,636	19.2
公債費	102,885	19.5	101,863	19.4
その他	6,889	1.2	6,607	1.4
翌年度への繰越額	16,267	3.1	16,895	3.2
一般財源計	528,278	100.0	524,352	100.0

（注）「翌年度への繰越額」には、翌年度へ繰り越された事業費に充当すべき財源を含んでいる。第13図において同じ。

第13図　一般財源充当額の目的別構成比の推移

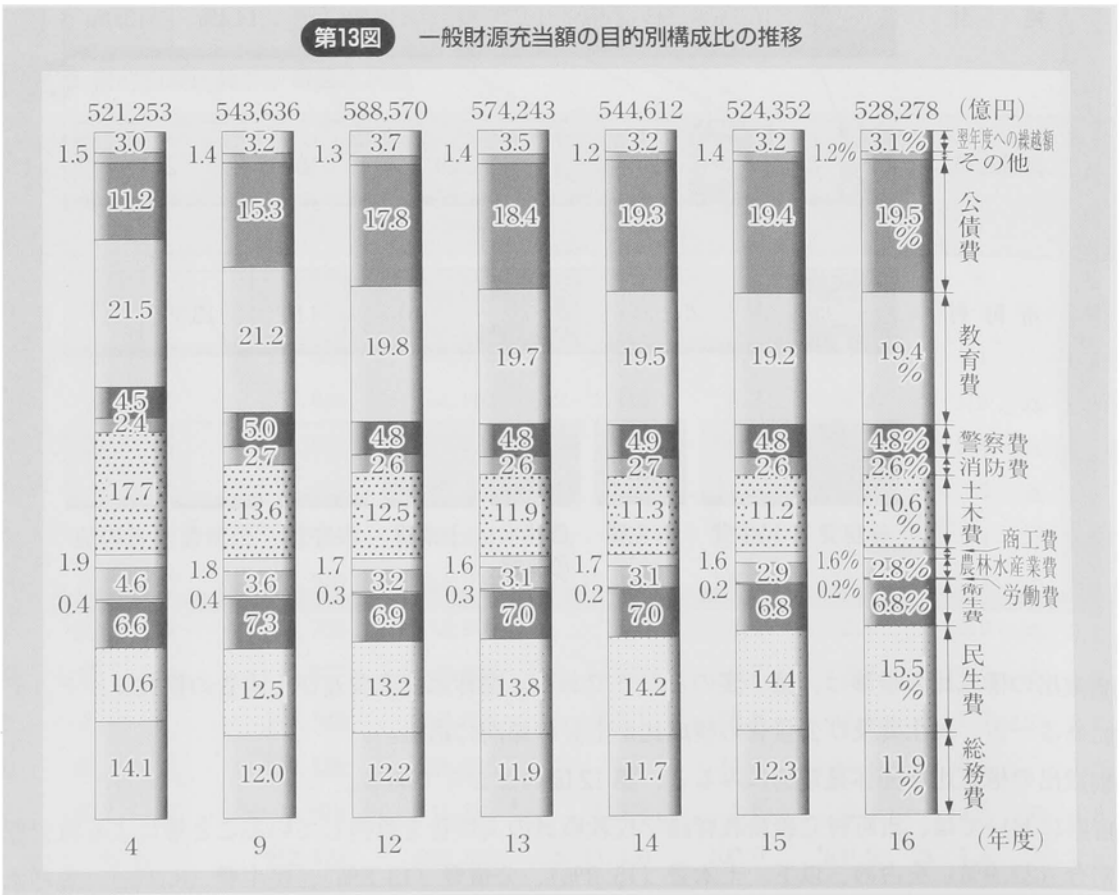

(6.9%) の順となっている。

また、市町村においては、児童手当支給事務、生活保護に関する事務（町村については、福祉事務所を設置している町村に限る。）等の社会福祉事務の比重が高いこと等により民生費が最も大きな割合（25.3%）を占め、以下、土木費（16.0%）、公債費（13.3%）、総務費（12.9%）、教育費（11.1%）の順となっている。

（イ）　一般財源の充当状況

一般財源の目的別歳出に対する充当状況は、**第８表**のとおりである。

一般財源総額（52兆8,278億円）に占める目的別歳出の割合をみると、公債費が最も大きな割合（19.5%）を占め、以下、教育費（19.4%）、民生費（15.5%）、総務費（11.9%）、土木費（10.6%）の順となっている。

一般財源充当額の目的別構成比の推移は、**第13図**のとおりである。近年、公債費及び民生費に充当された一般財源の構成比が上昇の傾向にあり、土木費に充当された一般財源の構成比が低下の傾向にある。

イ　性質別歳出

（ア）　性質別歳出［第71表］

地方公共団体の経費は、その経済的な性質によって、義務的経費、投資的経費及びその他の経費に大別することができる。

義務的経費は、職員給与費等の人件費のほか、生活保護費等の扶助費及び地方債の元利償還金等の公債費からなっており、そのうち人件費が約６割（55.5%）を占めている。また、投資的経費は、道路、橋りょう、公園、公営住宅、学校の建設等に要する普通建設事業費のほか、災害復旧事業費及び失業対策事業費からなっており、そのうち普通建設事業費が大部分（97.0%）を占めている。

歳出純計決算額の主な性質別内訳をみると、**第９表**のとおりである。

第９表　性質別歳出純計決算額の状況

区分	決算額			構成比		増減率	
	平成16年度	平成15年度	増減額	16年度	15年度	16年度	15年度
	億円	億円	億円	%	%	%	%
義務的経費	461,714	461,221	494	50.6	49.8	0.1	△ 0.1
人件費	256,133	259,323	△ 3,190	28.1	28.0	△ 1.2	△ 1.8
扶助費	74,795	70,349	4,446	8.2	7.6	6.3	4.3
公債費	130,786	131,549	△ 763	14.3	14.2	△ 0.6	0.9
投資的経費	168,485	185,708	△ 17,223	18.5	20.1	△ 9.3	△ 12.4
普通建設事業費	163,367	182,503	△ 19,137	17.9	19.7	△ 10.5	△ 12.4
うち 補助事業費	66,466	78,735	△ 12,269	7.3	8.5	△ 15.6	△ 14.7
うち 単独事業費	84,276	91,077	△ 6,801	9.2	9.8	△ 7.5	△ 10.1
災害復旧事業費	4,938	3,029	1,908	0.5	0.3	63.0	△ 12.3
失業対策事業費	181	175	6	0.0	0.0	3.2	△ 4.2
その他の経費	282,280	278,889	3,390	30.9	30.1	1.2	1.5
合計	912,479	925,818	△ 13,339	100.0	100.0	△ 1.4	△ 2.4

第14図　歳出決算増減額に占める義務的経費、投資的経費等の増減額の推移

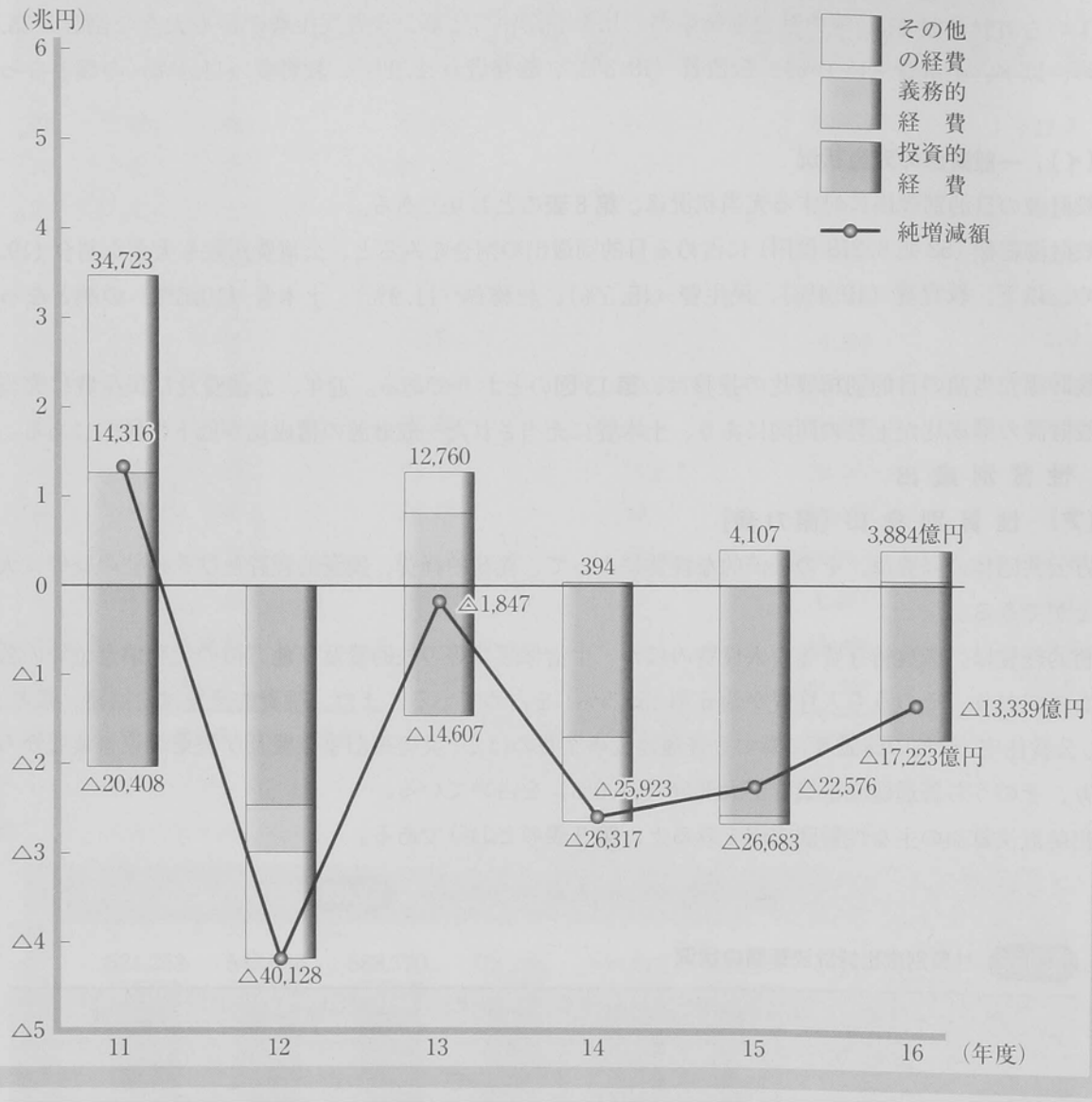

義務的経費は、前年度決算額を上回っている（対前年度比0.1%増）。これは、公債費（同0.6%減）が減少するとともに、行政改革に伴う給与の適正化、定員削減等による職員給の減少、退職金の減少等により人件費（同1.2%減）が減少する一方、児童手当に係る制度改正（支給対象年齢の拡大）や被生活保護者数の増加等により扶助費（同6.3%増）が大きく増加したためである。

投資的経費は、前年度決算額を下回っている（対前年度比9.3%減）。これは、その大部分を占める普通建設事業費が、補助事業費（同15.6%減）、単独事業費（同7.5%減）ともに減少し、前年度決算額を下回ったためである（同10.5%減）。

また、その他の経費は、貸付金（対前年度比4.8%増）等の増加により前年度決算額を上回っている（同1.2%増）。

平成11年度以降の歳出決算増減額に占めるこれらの経費の推移は、**第14図**のとおりである。

次に、性質別歳出の構成比の推移は、**第15図**のとおりである。

投資的経費の構成比は、平成2年度以降、積極的な地方単独事業の実施や4年度以降の数次にわたる経済対策の影響等から、経済対策による単独事業の追加がなかった6年度を除き上昇の傾向にあったが、8年度

第15図　性質別歳出純計決算額の構成比の推移

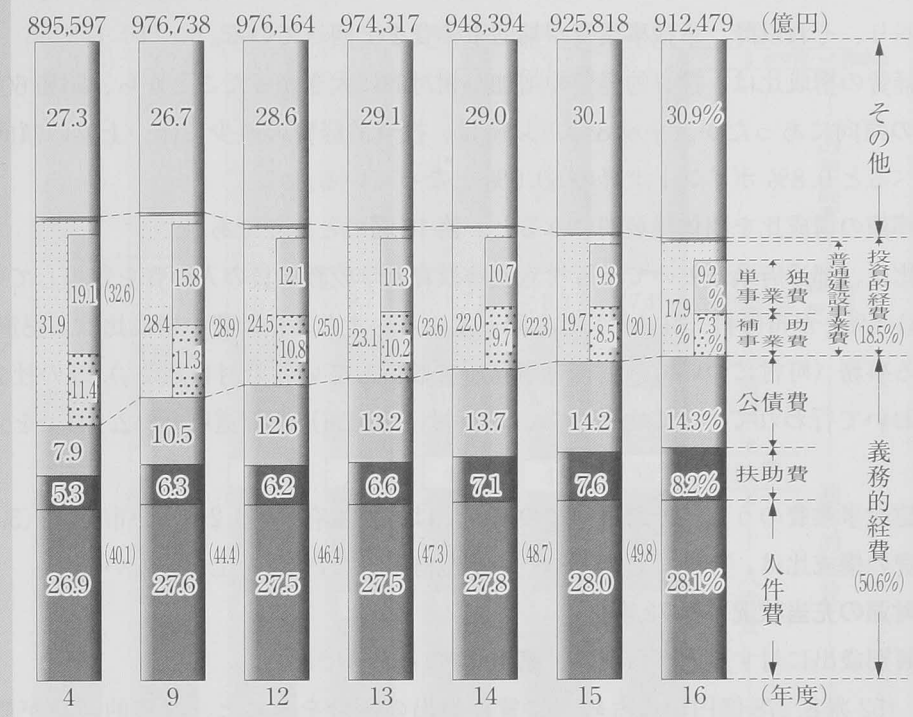

（注）（ ）内の数値は、義務的経費及び投資的経費の構成比である。

第16図　性質別歳出決算額の構成比

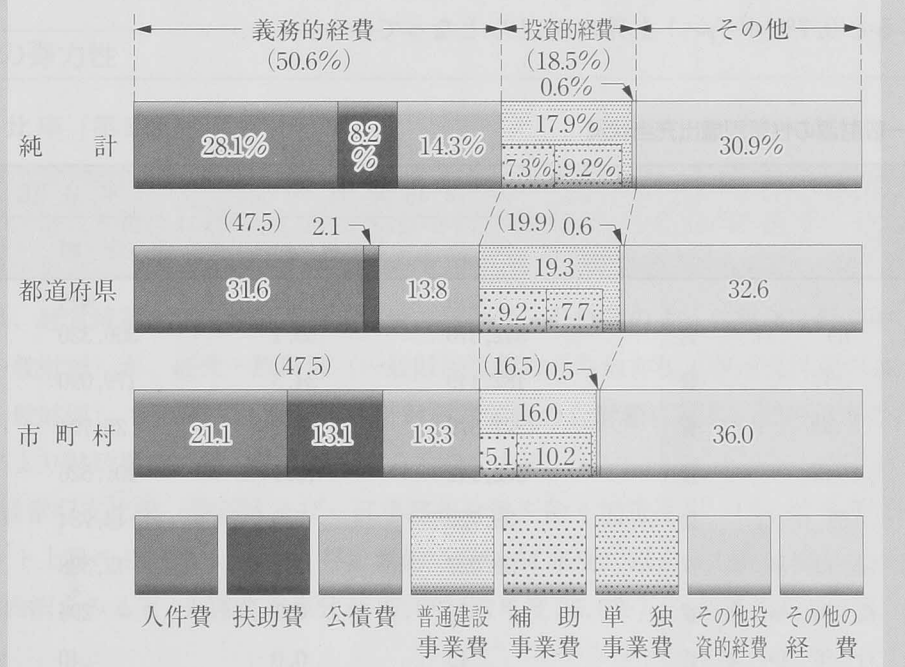

（注）（ ）内の数値は、義務的経費及び投資的経費の構成比である。

に低下に転じ、16年度は前年度と比べると1.6%ポイント低下の18.5%となっている。また、投資的経費のうち普通建設事業費の内訳を補助事業費、単独事業費の別にみると、昭和63年度に初めて単独事業費が補助事業費を上回り、それ以降、単独事業費が補助事業費を上回っている。

一方、義務的経費の構成比は、投資的経費の増加が相対的に大きかったことから、昭和60年度（48.8%）をピークに低下の傾向にあったが、平成８年度以降は、投資的経費の減少に伴い上昇の傾向にあり、16年度は前年度に比べると0.8%ポイント上昇の50.6%となっている。

性質別歳出決算額の構成比を団体種類別にみると、**第16図**のとおりである。

人件費の構成比は、都道府県において市町村立義務教育諸学校教職員の人件費を負担していることなどから、都道府県（31.6%）が市町村（21.1%）を上回っている。また、扶助費の構成比は、児童手当支給事務、生活保護に関する事務（町村については、福祉事務所を設置している町村に限る。）等の社会福祉関係事務が主に市町村において行われていること等から、市町村（13.1%）が都道府県（2.1%）を大きく上回っている。

さらに、普通建設事業費のうち、補助事業費の構成比は、都道府県（9.2%）が市町村（5.1%）を上回る一方、単独事業費の構成比は、市町村（10.2%）が都道府県（7.7%）を上回っている。

（イ）　一般財源の充当状況［第72表］

一般財源の性質別歳出に対する充当状況は、**第10表**のとおりである。

一般財源総額（52兆8,278億円）に占める性質別歳出の割合をみると、義務的経費が最も大きな割合（59.1%）を占めている。また、投資的経費の割合は7.5%であり、歳出総額に占める投資的経費の割合（18.5%）に比べて小さくなっている。

一般財源充当額の性質別構成比の推移は、**第17図**のとおりである。

義務的経費に充当された一般財源の構成比は、昭和50年度の62.0%をピークに、平成２年度の47.5%までおおむね低下の傾向にあったが、３年度以降は、12年度及び15年度を除き上昇の傾向にあり、16年度は前年度と比べると0.7%ポイント上昇の59.1%となっている。

第10表　一般財源の性質別歳出充当状況

区分	平成16年度 決算額	平成16年度 構成比	平成15年度 決算額	平成15年度 構成比
	億円	%	億円	%
義務的経費	312,370	59.1	306,320	58.4
人件費	182,449	34.5	179,090	34.2
扶助費	27,379	5.2	25,704	4.9
公債費	102,542	19.4	101,526	19.4
投資的経費	39,725	7.5	43,734	8.3
普通建設事業費	39,027	7.4	43,398	8.3
災害復旧事業費	655	0.1	296	0.1
失業対策事業費	43	0.0	40	0.0
その他の経費	159,916	30.3	157,403	30.1
翌年度への繰越額	16,267	3.1	16,895	3.2
一般財源計	528,278	100.0	524,352	100.0

（注）「翌年度への繰越額」には、翌年度へ繰り越された事業費に充当すべき財源を含んでいる。第17図において同じ。

第17図　一般財源充当額の性質別構成比の推移



一方、投資的経費に充当された一般財源の構成比は、平成３年度以降低下の傾向にあり、16年度は前年度と比べると0.8%ポイント低下の7.5%となっている。

(5)　財政構造の弾力性

ア　経常収支比率［第８表］

地方公共団体が社会経済や行政需要の変化に適切に対応していくためには、財政構造の弾力性が確保されなければならない。財政分析においては、財政構造の弾力性の度合いを判断する指標の一つとして、経常収支比率が用いられている。

経常収支比率は、経常経費充当一般財源（人件費、扶助費、公債費のように毎年度経常的に支出される経費に充当された一般財源）が、経常一般財源（一般財源総額のうち地方税、普通交付税のように毎年度経常的に収入される一般財源）、減税補てん債及び臨時財政対策債の合計額に対し、どの程度の割合となっているかをみることにより財政構造の弾力性を判断するものである。

平成16年度の経常収支比率（特別区及び一部事務組合等を除く加重平均）は、前年度（89.0%）と比べると2.5%ポイント上昇の91.5%となり、集計開始（昭和44年度）以来最も高い値となっている。

また、その主な内訳をみると、人件費充当分が37.0%（前年度36.0%）、公債費充当分が21.9%（同21.5%）となっている。

なお、減税補てん債及び臨時財政対策債の発行額を経常収支比率算出上の分母から除いた場合の経常収支比率を求めると、99.9%となる。

このように経常収支比率が前年度を上回ったのは、**第18図（その１）**のとおりであり、分子である経常経費充当一般財源については、児童手当に係る制度改正（支給対象年齢の拡大）や生活保護費の増加等によ

第18図　経常収支比率を構成する分子及び分母の増減状況
その１　合計

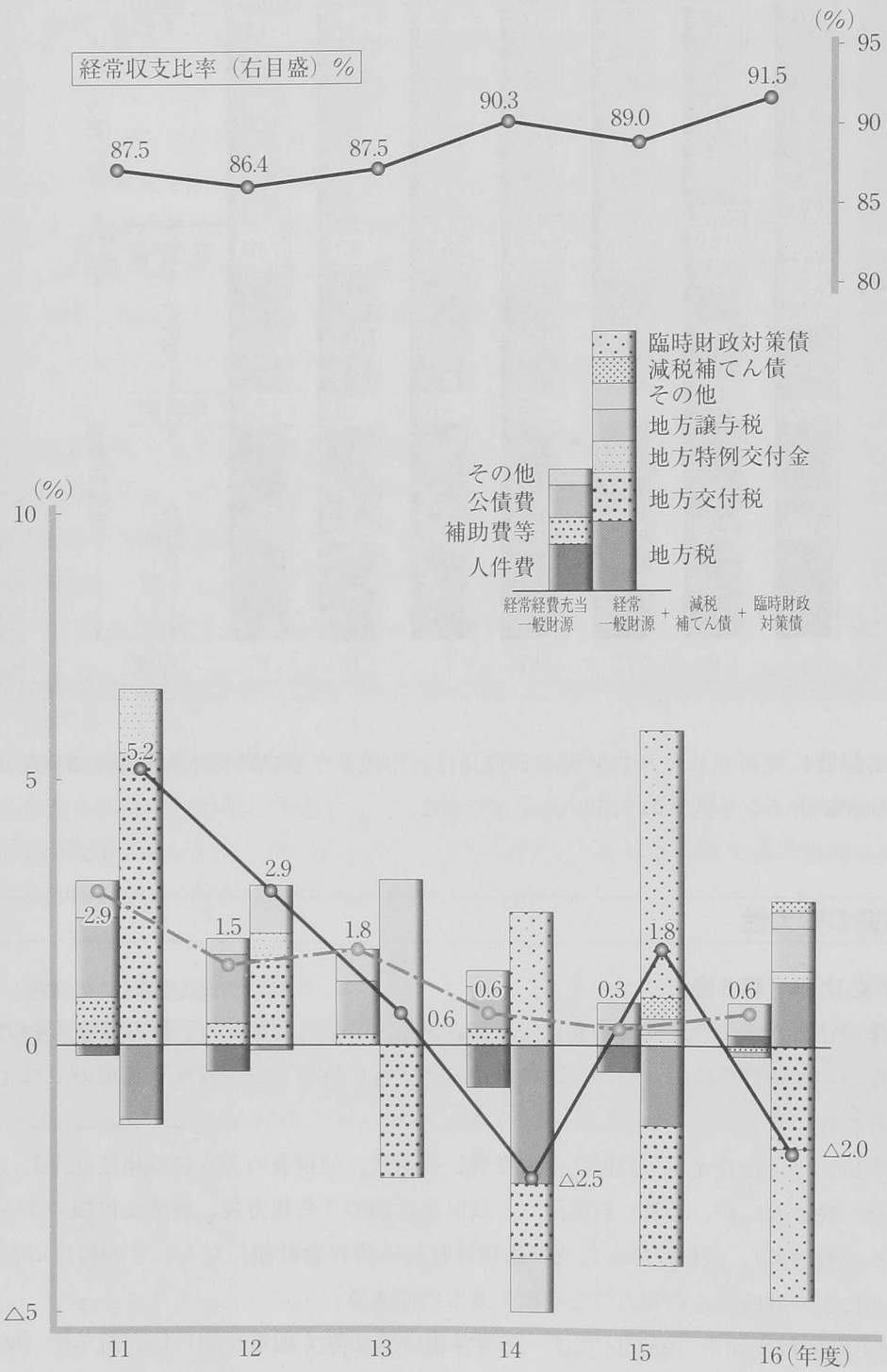

$$経常収支比率 = \frac{経常経費充当一般財源}{経常一般財源} \times 100 \cdots 平成12年度まで$$

$$経常収支比率 = \frac{経常経費充当一般財源}{経常一般財源＋減税補てん債＋臨時財政対策債} \times 100 \cdots 平成13～16年度$$

（注）１　棒グラフの数値は、各年度の対前年度増減率である。
　　２　経常収支比率の計算式はその２、その３において同じ。

第11表　経常収支比率の推移

区分		平成4年度	9	12	13	14	15	16
		%	%	%	%	%	%	%
都道府県		77.4	91.7	89.3	90.5	93.5	90.8	92.5
		(79.2)	[89.6]	[88.6]	[93.6]	[99.4]	[103.1]	[102.0]
うち	人件費充当	44.6	50.0	45.0	45.0	45.5	44.1	44.9
うち	扶助費充当	2.2	2.3	2.2	2.3	2.3	1.8	1.8
うち	公債費充当	11.9	17.7	21.3	22.3	23.9	23.6	23.9
市町村		72.3	83.5	83.6	84.6	87.4	87.4	90.5
		(73.6)	[81.4]	[83.0]	[87.2]	[92.5]	[97.0]	[97.9]
うち	人件費充当	30.2	32.0	29.6	29.3	29.3	28.4	29.5
うち	扶助費充当	4.1	5.6	5.2	5.6	6.0	6.7	7.3
うち	公債費充当	13.2	16.9	18.0	18.5	19.5	19.7	20.1
合計		74.8	87.4	86.4	87.5	90.3	89.0	91.5
		(76.4)	[85.3]	[85.7]	[90.2]	[95.8]	[99.9]	[99.9]
うち	人件費充当	37.3	40.5	37.0	36.8	37.0	36.0	37.0
うち	扶助費充当	3.2	4.1	3.8	4.0	4.3	4.3	4.6
うち	公債費充当	12.5	17.3	19.6	20.3	21.6	21.5	21.9

(注) 1　比率は、加重平均である。
2　(　)内の数値は、普通交付税の基準財政需要額において算入された財源対策債償還基金費相当額（平成２年度）を経常一般財源から控除して算出したものである。
3　[　]内の数値は、減税補てん債発行額（平成10～12年度）及び臨時税収補てん債発行額（平成９年度）を経常一般財源に加えて算出したものであり、13～16年度にあっては減税補てん債相当額及び臨時財政対策債相当額を、経常一般財源から除いて算出したものである。
4　合計及び市町村には、特別区及び一部事務組合等は含まれていない。第18図、第12表において同じ。

り扶助費充当分が増加したこと等により、全体として増加した一方、分母である経常一般財源については、普通交付税及び臨時財政対策債が減少したこと等により、全体として減少したことによるものである。

近年の経常収支比率の推移は、**第11表**のとおりであり、平成15年度は低下したものの、平成13年度以降上昇の傾向にある。

経常収支比率を団体種類別にみると、都道府県は前年度（90.8%）と比べると1.7%ポイント上昇の92.5%、市町村（特別区及び一部事務組合等を除く。以下、この項において同じ。）は前年度（87.4%）と比べると3.1%ポイント上昇の90.5%となっている。

このように都道府県の経常収支比率が市町村より高くなっているのは、都道府県が市町村立義務教育諸学校教職員の給与を負担していることなどから人件費充当分が大きいことなどによるものである。

都道府県の経常収支比率が前年度を上回ったのは、**第18図（その２）**のとおりであり、分子である経常経費充当一般財源については、補助費等充当分の増加等により、全体として増加している。一方、分母である経常一般財源については、地方税及び地方譲与税の大幅な増加があったものの、地方交付税及び臨時財政対策債の減少がそれを上回り、全体として減少している。

また、市町村の経常収支比率が前年度を上回ったのは、**第18図（その３）**のとおりであり、分子である経常経費充当一般財源については、補助費等充当分及び公債費充当分の減少があったものの、児童手当に係る制度改正（支給対象年齢の拡大）等による扶助費充当分の増加等により全体として増加している。一方、分母である経常一般財源については、地方譲与税及び減税補てん債の増加があったものの、地方交付税及び臨時財政対策債の減少がそれを上回り、全体として減少している。

第18図　経常収支比率を構成する分子及び分母の増減状況
その２　都道府県

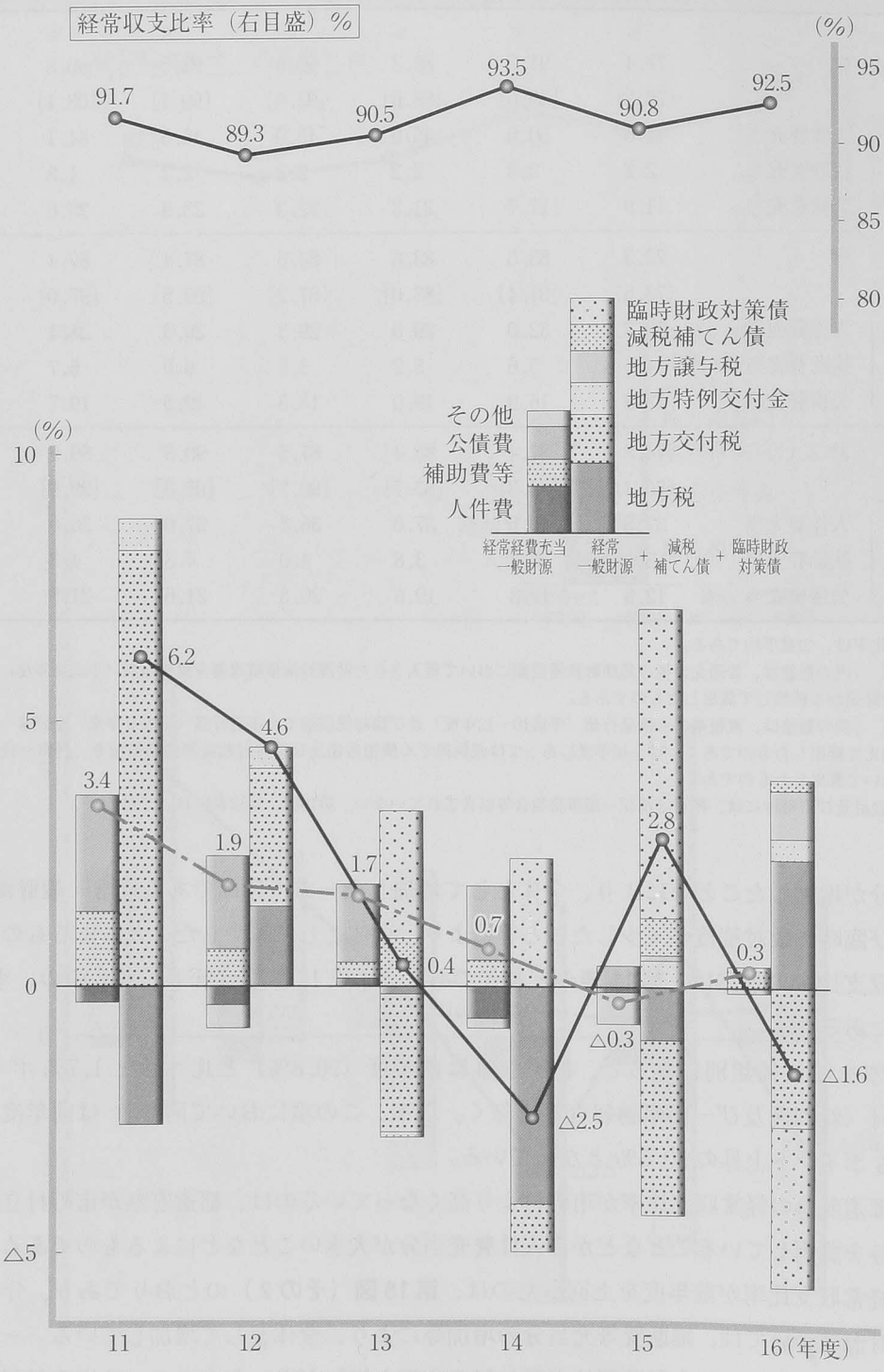

（注）棒グラフの数値は、各年度の対前年度増減率である。

第18図　経常収支比率を構成する分子及び分母の増減状況
その３　市町村

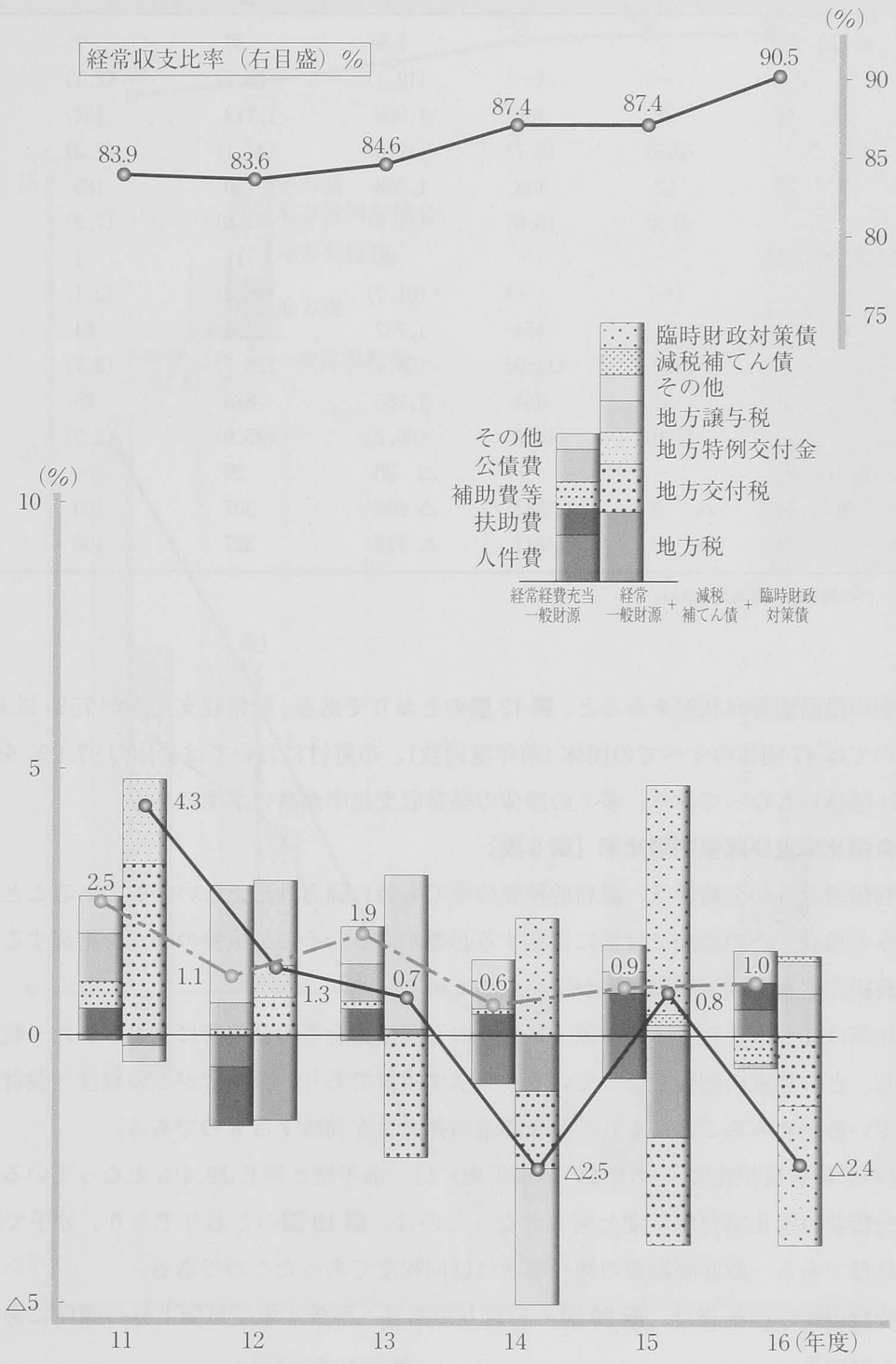

（注）棒グラフの数値は、各年度の対前年度増減率である。

第12表　経常収支比率の段階別分布状況

区分		70%未満	70%以上80%未満	80%以上90%未満	90%以上100%未満	100%以上	合計
平成16年度	都道府県	－	－	9	37	1	47
		(－)	(－)	(19.1)	(78.7)	(2.1)	(100.0)
	市町村	22	143	1,059	1,113	184	2,521
		(0.9)	(5.7)	(42.0)	(44.1)	(7.3)	(100.0)
	合計	22	143	1,068	1,150	185	2,568
		(0.9)	(5.6)	(41.6)	(44.8)	(7.2)	(100.0)
平成15年度	都道府県	－	－	29	17	1	47
		(－)	(－)	(61.7)	(36.2)	(2.1)	(100.0)
	市町村	31	454	1,757	806	84	3,132
		(1.0)	(14.5)	(56.1)	(25.7)	(2.7)	(100.0)
	合計	31	454	1,786	823	85	3,179
		(1.0)	(14.3)	(56.2)	(25.9)	(2.7)	(100.0)
増減	都道府県	－	－	△ 20	20	－	－
	市町村	△ 9	△ 311	△ 698	307	100	△ 611
	合計	△ 9	△ 311	△ 718	327	100	△ 611

（注）（ ）内の数値は、構成比である。

経常収支比率の段階別分布状況をみると、**第12表**のとおりである。経常収支比率が75%以上の団体数は、都道府県においては47団体のすべての団体（前年度同数）、市町村においては全体の97.9%を占める2,467団体（同3,004団体）となっており、多くの団体の経常収支比率が高い水準にある。

イ　公債費負担比率及び起債制限比率［第8表］

地方債の元利償還金等の公債費は、義務的経費の中でも特に弾力性に乏しい経費であることから、財政構造の弾力性をみる場合、その動向には常に留意する必要がある。その公債費の状況を把握するための指標として、公債費負担比率及び起債制限比率が用いられている。

公債費負担比率は、公債費充当一般財源（地方債の元利償還金等の公債費に充当された一般財源）が一般財源総額に対し、どの程度の割合となっているかを示す指標であり、公債費がどの程度一般財源の使途の自由度を制約しているかをみることにより、財政構造の弾力性を判断するものである。

平成16年度の公債費負担比率（全団体の加重平均）は、前年度と同じ19.4%となっている。

このように公債費負担比率が前年度と同率となったのは、**第19図**のとおりであり、分子である公債費充当一般財源と分母である一般財源総額の伸び率がほぼ同程度であったためである。

近年の公債費負担比率の推移は、**第20図**のとおりであり、平成4年度以降上昇の傾向にあり、財政構造の硬直化が進んでいる。

起債制限比率は、地方債元利償還金及び公債費に準ずる債務負担行為に係る支出の合計額から繰上償還された額を除き、さらにこれに充当された一般財源のうち普通交付税の算定において基準財政需要額に算入されたものを除いたものが、標準財政規模及び臨時財政対策債発行可能額の合計額（普通交付税の算定において基準財政需要額に算入された公債費等を除く。）に対しどの程度の割合となっているかをみるものである。

平成16年度の起債制限比率（一部事務組合等を除く加重平均）は、**第13表**のとおりであり、臨時財政対策債発行可能額の減少等により、前年度（11.6%）と比べると0.1%ポイント上昇の11.7%となっている。

第19図　公債費負担比率を構成する分子及び分母の増減状況

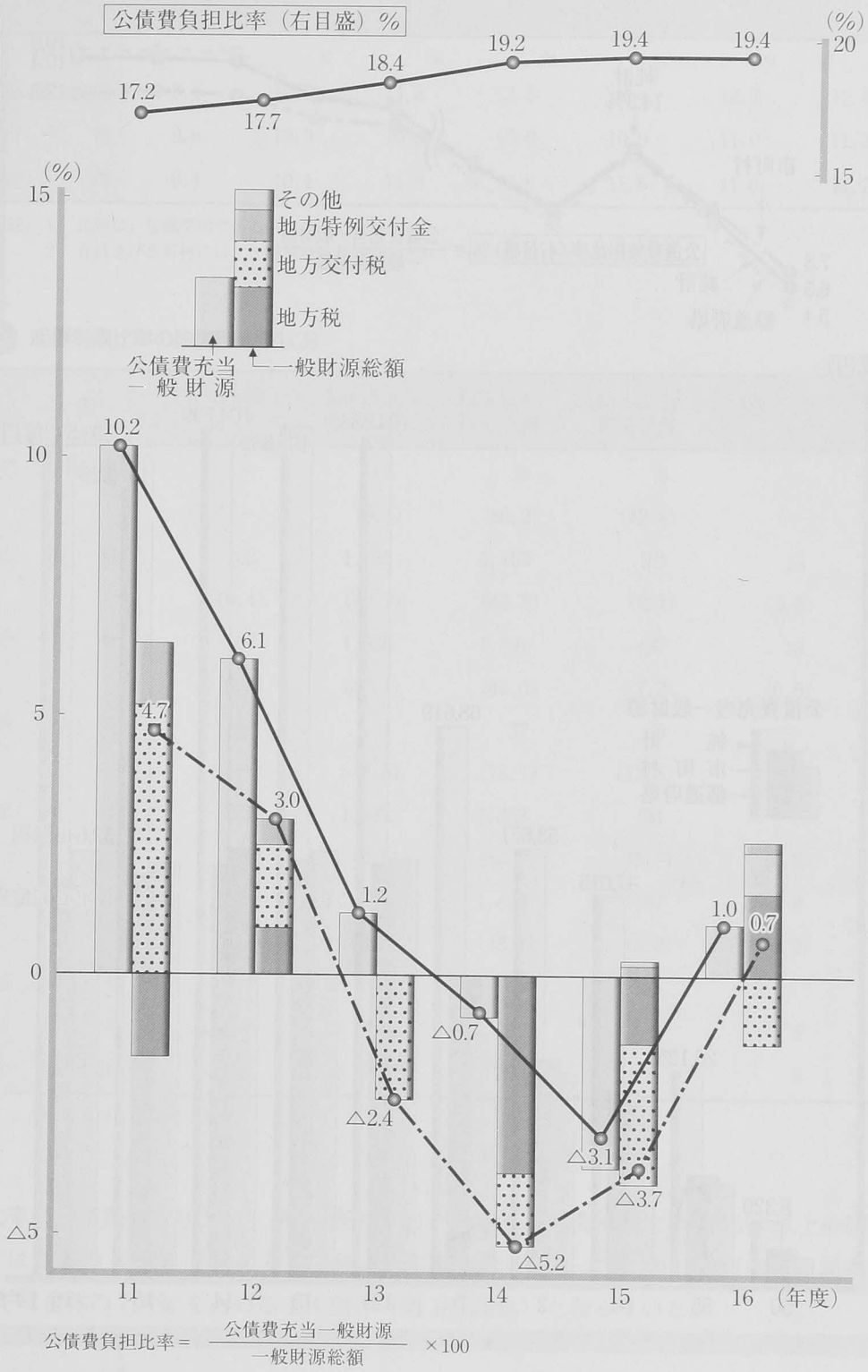

$$公債費負担比率 = \frac{公債費充当一般財源}{一般財源総額} \times 100$$

（注）棒グラフの数値は、各年度の対前年度増減率である。

第20図　公債費充当一般財源及び公債費負担比率の推移

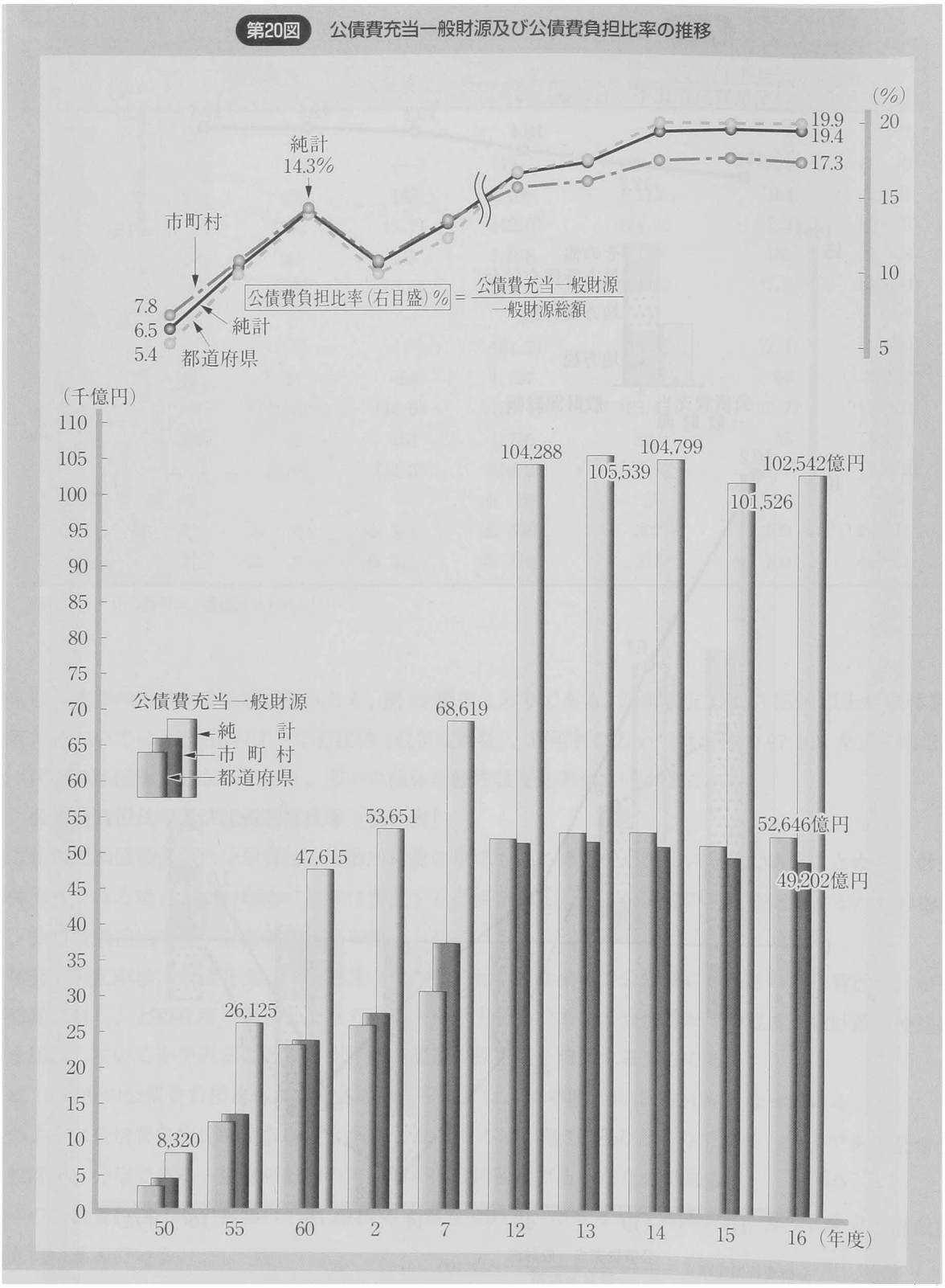

第13表　起債制限比率の推移

区分	平成4年度	9	12	13	14	15	16
	%	%	%	%	%	%	%
都道府県	8.6	10.3	11.8	12.3	12.4	12.3	12.4
市町村	9.6	10.5	10.9	10.9	10.9	11.0	11.2
合計	9.1	10.4	11.3	11.6	11.6	11.6	11.7

（注）１　比率は、加重平均である。
　　２　合計及び市町村には、一部事務組合等は含まれていない。第14表において同じ。

第14表　起債制限比率の段階別分布状況

区分		5％未満	5％以上10％未満	10％以上15％未満	15％以上20％未満	20％以上	合計
平成16年度	都道府県	－	3	38	6	－	47
		(－)	(6.4)	(80.9)	(12.8)	(－)	(100.0)
	市町村	162	1,035	1,153	181	13	2,544
		(6.4)	(40.7)	(45.3)	(7.1)	(0.5)	(100.0)
	合計	162	1,038	1,191	187	13	2,591
		(6.3)	(40.1)	(46.0)	(7.2)	(0.5)	(100.0)
平成15年度	都道府県	－	4	37	6	－	47
		(－)	(8.5)	(78.7)	(12.8)	(－)	(100.0)
	市町村	221	1,382	1,363	181	8	3,155
		(7.0)	(43.8)	(43.2)	(5.7)	(0.3)	(100.0)
	合計	221	1,386	1,400	187	8	3,202
		(6.9)	(43.3)	(43.7)	(5.8)	(0.2)	(100.0)
増減	都道府県	－	△ 1	1	－	－	－
	市町村	△ 59	△ 347	△ 210	－	5	△ 611
	合計	△ 59	△ 348	△ 209	－	5	△ 611

（注）（ ）内の数値は、構成比である。

起債制限比率の段階別分布状況は、**第14表**のとおりである。起債制限比率が15％以上の団体数は、都道府県においては全体の12.8％を占める６団体（前年度同数）となっており、市町村（一部事務組合等を除く。）においては全体の7.6％を占める194団体（同189団体）となっている。

(6)　将来にわたる財政負担

地方公共団体の財政状況をみるには、単年度の収支状況のみでなく、地方債、債務負担行為等のように将来にわたって財政負担となるものや、財政調整基金等の積立金のように年度間の財源調整を図り将来における弾力的な財政運営に資するために財源を留保するものの状況についても、併せて総合的に把握する必要がある。これらの状況は、次のとおりである。

ア　地方債現在高［第97表］

平成16年度末における地方債現在高は140兆7,516億円で、前年度末と比べると1.3%増(前年度末3.0%増）となっている。なお、特定資金公共投資事業債を除いた地方債現在高は、140兆5,380億円で、前年度末と比べると1.8%増（同3.0%増）となっている。

地方債現在高の歳入総額及び一般財源総額に対するそれぞれの割合の推移は、**第21図**のとおりである。

地方債現在高は、昭和50年度末では歳入総額の0.44倍、一般財源総額の0.88倍であったが、地方税収等の落込みや減税に伴う減収の補てん、経済対策に伴う公共投資の追加等により地方債が急増したことに伴い、平成4年度末以降急増し、さらに、平成13年度からの臨時財政対策債の発行により16年度末には歳入総額の1.50倍、一般財源総額の2.66倍となっている。なお、標準財政規模に対する比率は、前年度末と比べると5.6%ポイント上昇の280.8%となっている。

近年の地方債現在高の目的別構成比及び借入先別構成比の推移は、**第22図**のとおりである。

地方債現在高を目的別にみると、一般単独事業債が最も大きな割合（36.8%）を占め、以下、一般公共事業債（20.2%）、臨時財政対策債（9.1%）、減税補てん債（5.1%）、減収補てん債（4.0%）、公営住宅建設事業債（3.5%）の順となっている。

地方債現在高の借入先別の構成比は、政府資金(44.2%)、市中銀行資金(27.5%)、市場公募債(15.0%)、公営企業金融公庫資金（5.9%）の順となっている。

また、前年度末の割合と比べると、近年の市場公募化の推進等に伴い、市場公募債が1.6%ポイント上昇する一方、政府資金は1.2%ポイント低下、市中銀行資金は0.1%ポイント低下している。

地方債現在高を団体種類別にみると、都道府県においては79兆1,689億円、市町村においては61兆5,827億円で、前年度末と比べるとそれぞれ2.3%増（前年度末3.8%増)、0.0%増（同2.0%増）となっている。

第21図　地方債現在高の歳入総額等に対する割合の推移

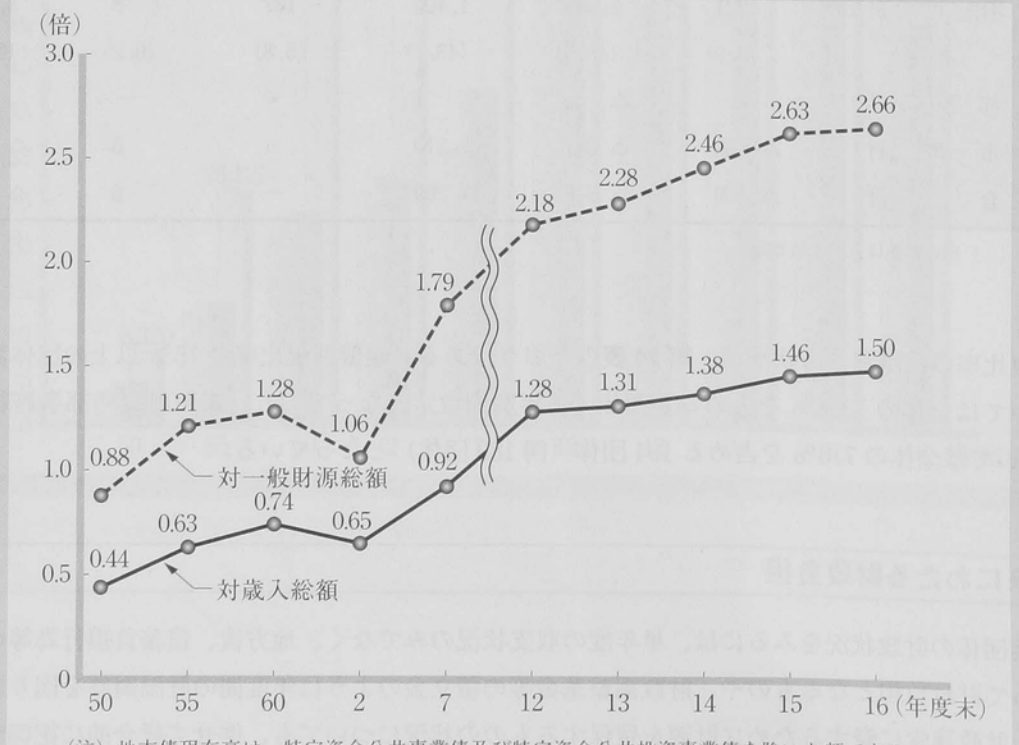

（注）地方債現在高は、特定資金公共事業債及び特定資金公共投資事業債を除いた額である。

第22図　地方債現在高の目的別構成比及び借入先別構成比の推移

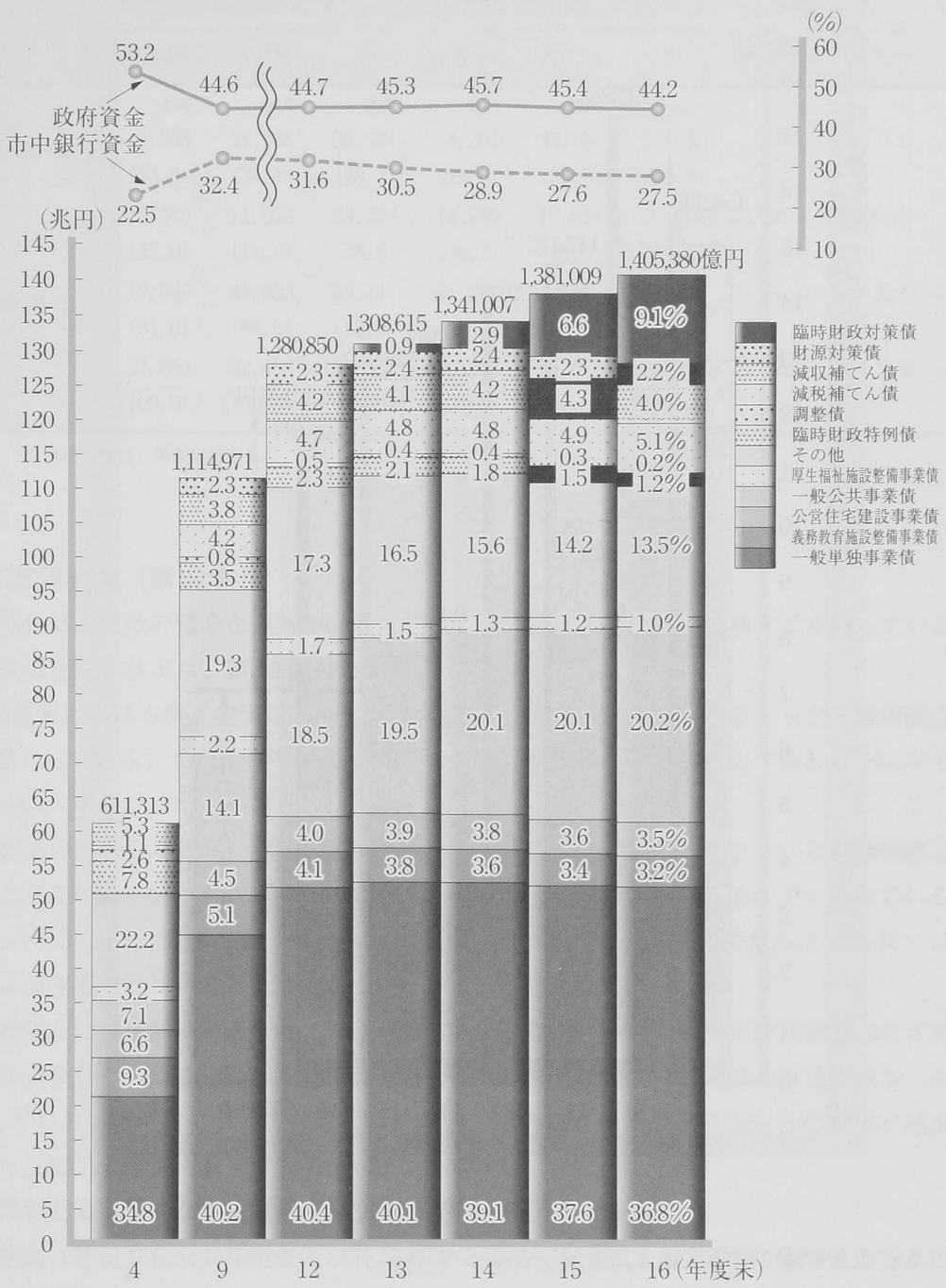

(注) 1　地方債現在高は、特定資金公共事業債及び特定資金公共投資事業債を除いた額である。
2　減収補てん債は、昭和50、57、61、平成５～７、９～16年度分である。

イ　債務負担行為額［第98表］

地方公共団体は、将来の支出を約束するために、債務負担行為を行うことができる。

この債務負担行為は、数年度にわたる建設工事、土地の購入等の場合のように翌年度以降の経費支出が予定されているものと、債務保証又は損失補償のように債務不履行等の一定の事実が発生したときに支出されるものとに大別することができる。

これらの債務負担行為に基づく翌年度以降支出予定額をみると、平成16年度末では12兆301億円で、前

第23図　債務負担行為に基づく翌年度以降支出予定額の目的別構成比の推移

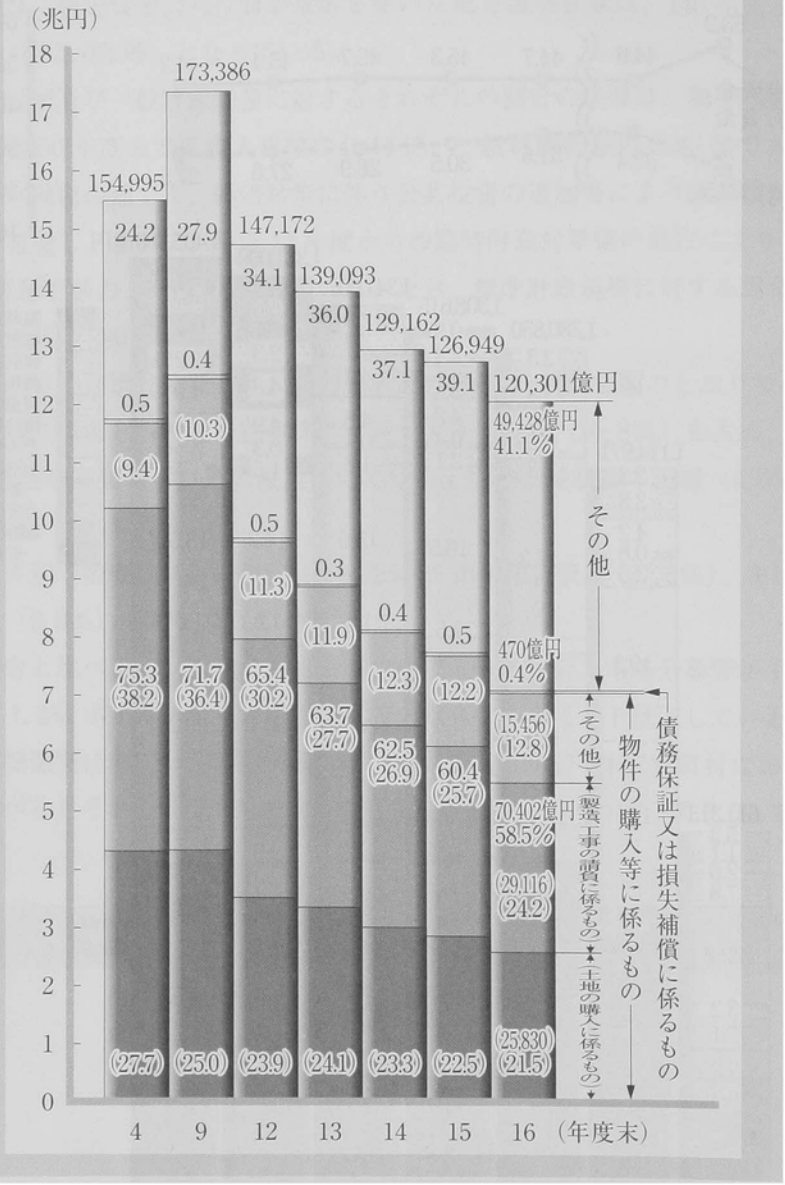

年度末と比べると5.2%減（前年度末1.7%減）となっている。

翌年度以降支出予定額を目的別にみると、**第23図**のとおりである。

このうち、物件の購入等に係るものについては、製造・工事の請負に係るもの（対前年度末比10.8%減）、土地の購入に係るもの（同9.8%減）が減少したこと等により、全体として8.2%減となっている。

また、債務保証又は損失補償に係るものについては、その他の債務保証又は損失補償（対前年度末比11.5%増）が増加となったものの、特別法の規定に基づく法人のうち地方三公社（地方住宅供給公社、地方道路公社及び土地開発公社）以外に係るもの（信用保証協会、農協、社会福祉法人等）（同2.7%減）、地方公共団体が出資・出えんしている地方三公社以外の法人（財団法人、株式会社等）（同58.2%減）及び地方三公社に係るもの（同46.8%減）が減少したこと等により、全体として20.3%減となっている。

翌年度以降支出予定額を団体種類別にみると、都道府県においては5兆3,719億円、市町村においては6兆6,582億円で、前年度末と比べるとそれぞれ10.0%減（前年度末4.3%減）、1.0%減（同0.7%増）となっ

第15表　積立金現在高の状況

区分	平成16年度末			平成15年度末			増減率		
	都道府県	市町村	計	都道府県	市町村	計	都道府県	市町村	計
	億円	億円	億円	億円	億円	億円	%	%	%
財政調整基金	5,093	31,538	36,631	4,261	33,393	37,653	19.5	△ 5.6	△ 2.7
	(13.5)	(34.1)	(28.1)	(10.6)	(33.5)	(26.9)			
減債基金	13,248	11,028	24,276	14,789	12,818	27,606	△ 10.4	△ 14.0	△ 12.1
	(35.0)	(11.9)	(18.6)	(36.7)	(12.9)	(19.7)			
その他特定目的基金	19,522	49,923	69,444	21,214	53,403	74,616	△ 8.0	△ 6.5	△ 6.9
	(51.6)	(54.0)	(53.3)	(52.7)	(53.6)	(53.3)			
合計	37,863	92,488	130,351	40,263	99,613	139,876	△ 6.0	△ 7.2	△ 6.8
	(100.0)	(100.0)	(100.0)	(100.0)	(100.0)	(100.0)			

(注)　(　) 内の数値は、構成比である。

ている。

ウ　積立金現在高［第99表］

地方公共団体は、財政の健全な運営を図るため、将来の財政需要に備えて積立てを行っている。

この積立金現在高の状況は、**第15表**のとおりである。

平成16年度末における積立金現在高は13兆351億円で、前年度末と比べると9,525億円減少（対前年度末比6.8%減）している。また、標準財政規模に対する比率は、前年度末と比べると1.9%ポイント低下の26.0%となっている。

積立金現在高の内訳をみると、年度間の財源調整を行うために積み立てられている財政調整基金は前年度末と比べると2.7%減となっている。地方債の将来の償還費に充てるために積み立てられている減債基金は前年度末と比べると12.1%減となっている。将来の特定の財政需要に備えて積み立てられているその他特定目的基金は前年度末と比べると6.9%減となっている。

積立金現在高を団体種類別にみると、前年度末と比べ、都道府県においては財政調整基金が増加している一方、減債基金及びその他特定目的基金が減少したことにより、全体として2,400億円減少（対前年度末比6.0%減）しており、市町村においては財政調整基金、減債基金及びその他特定目的基金が減少したことにより、全体として7,125億円減少（同7.2%減）している。

エ　将来にわたる実質的な財政負担［第97表～第99表、第130表］

地方債現在高（特定資金公共事業債及び特定資金公共投資事業債を除く。）に債務負担行為に基づく翌年度以降支出予定額を加え、積立金現在高を差し引いた地方公共団体の将来にわたる実質的な財政負担の推移は、**第24図**のとおりである。

平成16年度末における将来にわたる実質的な財政負担は139兆5,329億円で、前年度末と比べると2.0%増（前年度末3.4%増）となっている。

なお、標準財政規模に対する比率は、前年度末と比べると6.2%ポイント上昇の278.8%となっており、また、国内総生産（名目ベース。以下同じ。）に対する割合では、前年度末と比べると0.8%ポイント上昇の28.1%となっている。

将来にわたる実質的な財政負担を団体種類別にみると、都道府県においては80兆5,876億円（標準財政規模に対する比率351.8%）、市町村においては58兆9,453億円（同217.2%）であり、前年度末と比べるとそれぞれ2.4%増（前年度末3.7%増）、1.5%増（同2.9%増）となっている。

第24図　将来にわたる実質的な財政負担の推移

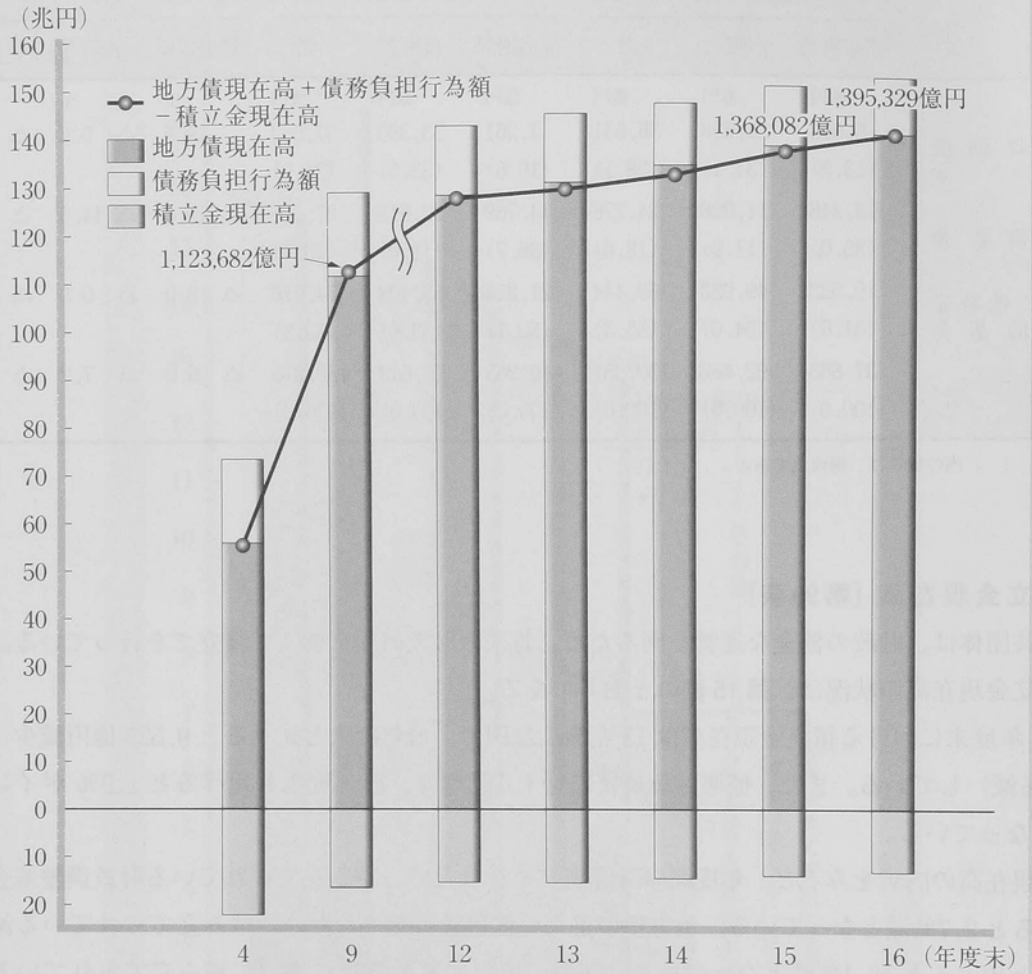

（注）１　地方債現在高は、特定資金公共事業債及び特定資金公共投資事業債を除いた額である。
２　債務負担行為額は、翌年度以降支出予定額である。

オ　普通会計が負担すべき借入金残高

普通会計が将来にわたって負担すべき借入金という観点からは、地方債現在高のほか、巨額の地方財源不足に対処するための昭和58年度、61年度、平成４年度から16年度までの各年度における交付税及び譲与税配付金特別会計（以下「交付税特別会計」という。）借入金のうち地方財政全体で負担するもの及び地方公営企業において償還する企業債のうち、経費負担区分の原則等に基づき、普通会計がその償還財源を負担するものについても併せて考慮する必要がある。

この観点から、交付税特別会計借入金残高のうち地方財政全体で負担することとなるものと企業債現在高のうち普通会計が負担することとなるものを地方債現在高（特定資金公共事業債及び特定資金公共投資事業債を除く。以下、この項において同じ。）に加えた普通会計が負担すべき借入金残高の推移をみると、**第25図**のとおりである。

これをみると、近年の地方税収等の落込みや平成４年度以降の補正予算による経済対策に加え、平成６年度以降の減税による地方税の減収等に対応するための財源確保や平成13年度以降の臨時財政対策債の発行等に伴い、普通会計が負担すべき借入金残高は急増しており、16年度末には、201兆4,096億円に達し、前年度末と比べると1.6%増（対前年度末比2.7%増）となっている。

第25図　普通会計が負担すべき借入金残高及び国内総生産に占める割合の推移

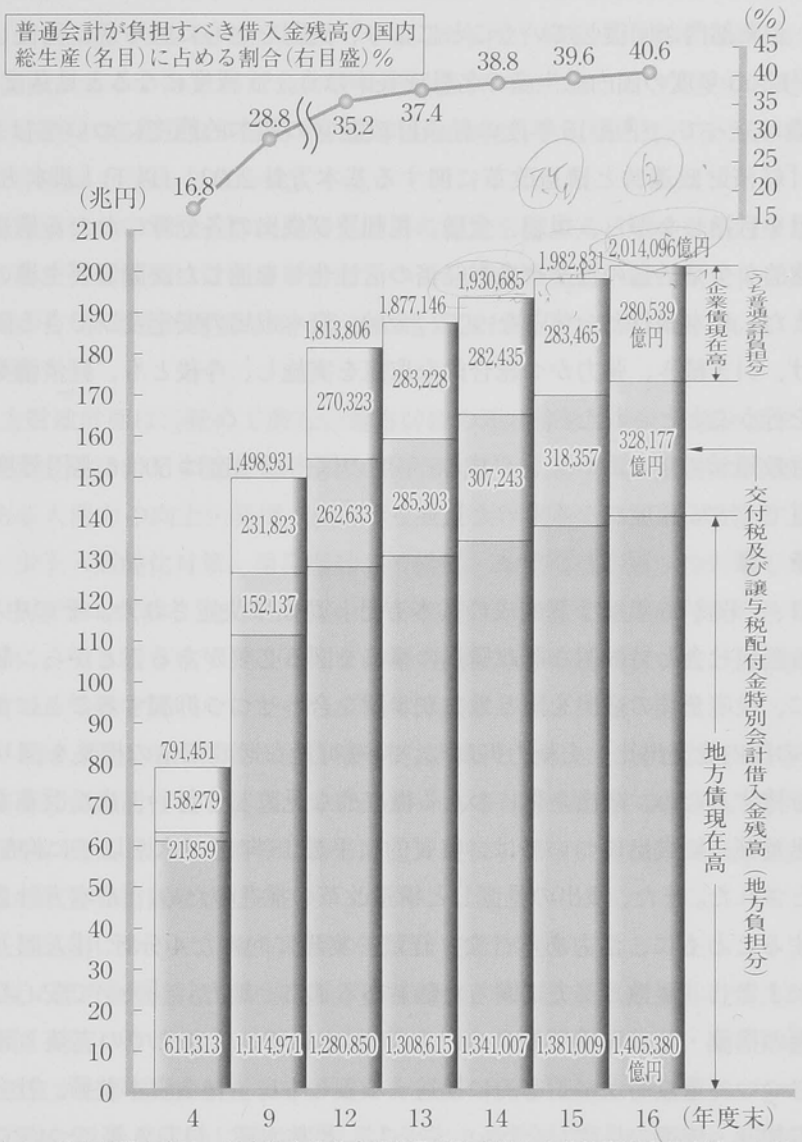

(注) 1　地方債現在高は、特定資金公共事業債及び特定資金公共投資事業債を除いた額である。
2　企業債現在高（うち普通会計負担分）は、決算統計をベースとした推計値である。

また、その内訳は、地方債現在高が140兆5,380億円、交付税特別会計借入金残高が32兆8,177億円、企業債現在高のうち普通会計が負担することとなるものが28兆539億円となっている。

また、この普通会計が負担すべき借入金残高の標準財政規模に対する比率は、前年度末と比べると7.4%ポイント上昇の402.5%にまで増大しており、普通会計が負担すべき借入金残高の国内総生産に対する比率は、前年度末と比べると1.0%ポイント上昇の40.6%となっている。

(7)　決　算　の　背　景

ア　平成16年度の経済見通しと国の予算

（ア）　経済見通しと経済財政運営の基本的態度

「平成16年度の経済見通しと経済財政運営の基本的態度」は、平成15年12月19日に閣議了解、平成16年1月19日に閣議決定された。

これによると、平成15年度の我が国経済は、年度当初には踊り場的な状況が見られた後、米国をはじめ世界経済が回復する中で、輸出や生産が再び緩やかに増加していくとともに、企業収益の改善が続き、設備投資も増加するなど、企業部門が回復していくことにより、民需を中心に緩やかに回復していくものと見込まれていた。また、平成15年度の国内総生産の名目成長率は0.1%程度になると見込まれていた。

このような情勢認識に立って、平成16年度の経済財政運営の基本的態度については、平成15年6月27日に閣議決定された「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2003」（以下「基本方針2003」という。）に基づき、デフレ克服を目指しながら、規制、金融、税制及び歳出の各分野にわたる構造改革を一体的かつ整合的に推進し、創造的な企業活動の促進や地方経済の活性化等を通じた民間需要主導の持続的な経済成長を目指すこととし、また、日本銀行と一体となって、金融・資本市場の安定及びできる限り早期のプラスの物価上昇率実現に向け、引き続き、強力かつ総合的な取組を実施し、今後とも、経済情勢によっては、大胆かつ柔軟な政策運営を行うこととされた。

以上のような経済財政運営の下において、平成16年度の国内総生産は500.6兆円程度、経済成長率は名目で0.5%程度、実質で1.8%程度になるものと見通された。

（イ）国の予算

平成15年12月5日、「平成16年度予算編成の基本方針」が閣議決定された。その中で平成16年度予算については、活力ある経済社会と持続的な財政構造の構築を図る必要があることから、制度・政策の抜本的見直しを行うとともに、政府全体の歳出を国と地方が歩調を合わせつつ抑制することにより、政府の大きさ（一般政府の支出規模の国内総支出比）を極力抑制し、持続可能な財政構造の構築を図り、将来においても我が国経済の活力を維持するため、歳出全体にわたる徹底的な見直しを行い、歳出改革を一層推進するものとされ、一般会計歳出及び一般歳出については、実質的に平成15年度の水準以下に抑制すること等を基本的考え方とすることとされた。また、歳出の見直しと構造改革の推進のため、「基本方針2003」に基づき、「政策群」の手法を活用するとともに、活力ある社会・経済の実現に向けた4分野（「人間力の向上・発揮―教育・文化、科学技術、ＩＴ」、「個性と工夫に満ちた魅力ある都市と地方」、「公平で安心な高齢化社会・少子化対策」、「循環型社会の構築・地球環境問題への対応」）について、これまでの実績・評価を考慮しつつ政策効果が顕著なものについて重点的かつ効率的に推進するとともに、社会資本整備、社会保障制度及び地方財政の事項についても制度・施策の見直しを行い、さらに、農林水産、ＯＤＡ等については「基本方針2003」に即し歳出の見直しに取り組むこととされた。

社会資本整備については、公共投資関係費の水準を前年度予算から３％以上削減しつつ、上記の活力ある社会・経済の実現に向けた4分野を中心に、雇用・民間需要の拡大に資する分野への重点配分を行う一方、公共事業の国庫補助負担金については、「三位一体の改革」も踏まえ、その内容を見直すとともに、公共投資関係費全体の削減を上回る縮減を行うこと等とされた。

地方財政については、国と地方に関する三位一体の改革を推進することにより、地方の権限と責任を大幅に拡大し、歳入・歳出両面での地方の自由度を高めることで、真に住民に必要な行政サービスを地方が自らの責任で自主的、効率的に選択できる幅を拡大するとともに、国・地方を通じた簡素で効率的な行財政システムの構築を図ることとされた。また、三位一体の改革については、「基本方針2003」を踏まえ、改革工程を早期に具体化するよう取り組むこととし、平成16年度予算においても、平成15年度予算における取組の上に立って、3年間の取組の初年度にふさわしい成果を上げるよう、政府一丸となって取り組むこととされた。

平成16年度予算は、以上のような方針により編成され、平成15年12月24日に概算の閣議決定が行われた後、平成16年1月19日に第159回国会に提出された。

これによると、平成16年度の国の一般会計予算の規模は82兆1,109億円で、前年度当初予算と比べると3,218億円の増加（0.4%増）となり、うち一般歳出の規模は47兆6,320億円で、前年度当初予算と比べると398億円の増加（0.1%増）となった。なお、「平成16年度予算編成の基本方針」において、前年度当初予算から３％以上削減することとされた公共投資関係費については、3.3%減の８兆6,149億円となった。また、公債の発行予定額は36兆5,900億円で、前年度当初発行予定額と比べると1,450億円の増加（0.4%増）となり、公債依存度は44.6%となった。

他方、財政投融資計画については、財政投融資改革の趣旨を踏まえ、中小企業対策などセーフティ・ネットの構築等、真に必要な資金需要には的確に対応しつつ、対象事業の一層の重点化を図ることとされ、計画規模は20兆4,894億円、前年度計画額と比べると２兆9,221億円の減少（12.5%減）となった。

イ　地方財政計画

平成16年度の地方財政計画は、極めて厳しい地方財政の現状等を踏まえ、歳出面においては、「基本方針2003」に沿って、歳出全般にわたり徹底した見直しを行うことにより歳出総額の計画的な抑制を図る一方、当面の重要課題である人間力の向上・発揮（教育・文化、科学技術、ＩＴ）、個性と工夫に満ちた魅力ある都市と地方の形成、少子・高齢化対策、循環型社会の構築・地球環境問題への対応等に財源の重点的配分を図ることとし、歳入面においては、地方税負担の公平適正化の推進と地方交付税の所要額の確保を図ることを基本とするとともに、引き続き生ずることとなった大幅な財源不足について、地方財政の運営上支障が生じないよう適切な補てん措置を講じることとし、次の方針に基づき策定された。

①　地方税については、恒久的な減税を引き続き実施するとともに、現下の経済・財政状況等を踏まえつつ、持続的な経済社会の活性化を実現するための「あるべき税制」の構築に向け、所得譲与税の創設、個人住民税均等割の見直し、商業地等に係る固定資産税・都市計画税の条例減額制度の創設、課税自主権の拡大その他の所要の措置を講じる。

②　地方財源不足見込額について、地方財政の運営に支障が生じることのないよう、次の措置を講じる。

1）恒久的な減税に伴う影響額及び平成15年度税制改正に伴う減収額以外の地方財源不足（以下「通常収支に係る財源不足」という。）の見込額12兆2,530億円については、次の措置を講じる。

ア　平成16年度から平成18年度までの間においては、この間に予定されている交付税特別会計借入金の償還を平成22年度以降に繰り延べることとしたうえで、なお生ずる財源不足のうち建設地方債（財源対策債）の増発等を除いた残余については国と地方が折半して補てんすることとし、国負担分については、国の一般会計からの加算により、地方負担分については地方財政法（昭和23年7月7日法律第109号）第５条の特例となる地方債（臨時財政対策債）により補てん措置を講じる。

臨時財政対策債の元利償還金相当額については、その全額を後年度地方交付税の基準財政需要額に算入する。

これらの措置を「地方交付税法」第６条の３第２項の制度改正として講じ、所要の法改正を行うこととする。

なお、平成５年度の投資的経費に係る国庫補助負担率の見直しに関し一般会計から交付税特別会計に繰り入れることとしていた額等2,981億円については法律の定めるところにより、平成17年度以降の地方交付税の総額に加算することとする。

イ　これに基づき、交付税特別会計借入金の償還繰延べ後の平成16年度の通常収支に係る財源不足見込額10兆1,723億円については、次により完全に補てんする。

（ア）　地方交付税については、国の一般会計加算により４兆1,818億円（うち、地方交付税法附則

第４条の２第２項の加算額1,685億円、同条第４項の加算額11億円、同条第８項の加算額1,246億円、臨時財政対策特例加算額３兆8,876億円）増額する。

（イ）　地方財政法第５条の特例となる地方債（臨時財政対策債）を４兆1,905億円発行する。

（ウ）　建設地方債（財源対策債）を１兆8,000億円増発する。

2）恒久的な減税に伴う地方財政への影響額３兆3,296億円については、次の措置を講じる。

ア　恒久的な減税の実施による地方税の減収１兆7,991億円について、その４分の３相当額を国と地方のたばこ税の税率変更による地方たばこ税の増収措置（1,179億円）、法人税の地方交付税率の引上げによる増収措置（3,575億円）及び地方特例交付金（8,739億円）により、その４分の１相当額を地方財政法第５条の特例となる地方債（減税補てん債、4,498億円）により完全に補てんする。

イ　恒久的な減税の実施による地方交付税への影響額１兆5,305億円のうち、平成16年度に新たに発生する地方交付税の減収１兆4,271億円については、交付税特別会計借入金により措置し、その償還は国と地方が折半して負担することにより完全に補てんする。

また、平成11年度以降地方交付税への影響額の補てん対策として措置した交付税特別会計借入金に係る利子相当額のうち国負担分508億円は一般会計からの繰入れにより、地方負担分526億円は交付税特別会計借入金により措置する。

3）平成15年度税制改正に伴う平成16年度の地方税及び地方交付税の減収額6,479億円については、次の措置を講じる。

ア　地方税の減収3,521億円については、減税補てん債の発行により完全に補てんする。

イ　地方交付税の減収2,958億円については、交付税特別会計借入金により完全に補てんする。

4）上記の結果、平成16年度の地方交付税については、16兆8,861億円(対前年度比6.5%減）を確保する。

③　三位一体の改革の一環として、次のとおり国庫補助負担金の一般財源化と、これに対応した税源移譲等の措置を講じることとする。

1）平成16年度に行われる児童保護費等負担金のうち公立保育所運営費分等の国庫補助負担金の一般財源化及び平成15年度に行われた国庫補助負担金の一般財源化に対応して所得譲与税を創設し、税源移譲する。

所得譲与税は、平成18年度までに所得税から個人住民税への本格的な税源移譲を実施するまでの間の暫定措置として、所得税の一部を、使途を限定しない一般財源として地方へ譲与するものであり、人口により都道府県及び市町村（一部事務組合等を除く。）へ譲与する。

2）義務教育費国庫負担金及び公立養護学校教育費国庫負担金のうち退職手当及び児童手当に係る部分については、暫定的に一般財源化を行うこととし、税源移譲予定特例交付金を設け、税源移譲までの各年度の退職手当等の支給に必要な額を確保することとし、人口を基準として都道府県に交付する。

④　地方債については、地方財源の不足に対処するための措置を講じるとともに、極めて厳しい地方財政の状況の下で、その健全性の確保に留意しつつ、地方公共団体が個性豊かで活力ある地域社会の構築を目指して、それぞれの地域の特性を活かした魅力あふれる地域づくり、ＩＴを活用した住民生活の向上と地域経済の活性化、地域資源の有効活用等による地域再生、災害等に強く安全な地域づくり等の当面する政策課題に重点的・効率的に対応しうるよう所要額を確保する。この結果、地方債計画の規模は17兆4,843億円（対前年度比5.4%減、普通会計分14兆1,448億円、公営企業会計等分３兆3,395億円）とする。

⑤　社会経済情勢の推移等に即応して使用料・手数料等の適正化を図る。

⑥　地域経済の振興や雇用の安定を図りつつ、個性と活力ある地域社会の構築、住民に身近な社会資本の整備、災害に強い安全なまちづくり、総合的な地域福祉施策の充実、農山漁村地域の活性化等を図ることとし、財源の重点的配分を行う。

1）投資的経費に係る地方単独事業費については、中期的に事業規模の計画的抑制を図ることとし、平成16年度においては、国の公共投資関係費の取扱い等も勘案しつつ、前年度に比し9.5%減額することとする一方で、地域活性化事業、合併特例事業及び防災対策事業などにより、引き続き、地域の自立や活性化につながる基盤整備を重点的・効率的に推進する。

2）一般行政経費に係る地方単独事業費については、地方公共団体の自助努力を促す観点から既定の行政経費の縮減を図る一方、人間力の向上・発揮（教育・文化、科学技術、ＩＴ）、個性と工夫に満ちた魅力ある都市と地方の形成、循環型社会の構築・地球環境問題への対応、少子・高齢化対策、市町村合併の推進等の分野に係る施策に財源の重点的配分を図る。

3）消防力の充実、自然災害の防止、震災対策の推進及び治安維持対策等住民生活の安全を確保するための施策を推進する。

4）過疎地域の自立促進のための施策等に対し所要の財政措置を講じる。

⑦　地方公共団体の公債費負担の軽減を図るため、普通会計における高利の公的資金に係る地方債等に対する特別交付税措置及び一定の公営企業金融公庫資金の借換え措置を講じる。

⑧　地方公営企業の経営基盤の強化、上・下水道、交通、病院等住民生活に密接に関連した社会資本の整備の推進、社会経済情勢の変化に対応した新たな事業の展開等を図るため、経費負担区分等に基づき、一般会計から公営企業会計に対し所要の繰出しを行う。

⑨　地方行財政運営の合理化を図ることとし、一般職の定員削減を行う等定員管理の合理化を図るとともに、事務事業の見直し、民間委託等の推進など行財政運営全般にわたる改革を推進する。

以上のような方針に基づいて策定した平成16年度の地方財政計画の規模は、84兆6,669億円で、前年度と比べると1兆5,438億円減少（対前年度比1.8%減）となった。

歳入についてみると、地方税は32兆3,231億円で、前年度と比べると1,506億円増加（対前年度比0.5%増）（道府県税1.9%増、市町村税0.6%減）、地方譲与税は1兆1,452億円で、前年度と比べると4,513億円増加（同65.0%増）、地方特例交付金は1兆1,048億円で、前年度と比べると986億円増加（同9.8%増）、地方交付税は16兆8,861億円で、前年度と比べると1兆1,832億円減少（同6.5%減）、国庫支出金は12兆1,238億円で、前年度と比べると1,362億円減少（同1.1%減）、地方債（普通会計分）は14兆1,448億円で、前年度と比べると9,270億円減少（同6.2%減）となった。

一方、歳出についてみると、給与関係経費は22兆9,990億円で、前年度と比べると4,393億円減少（対前年度比1.9%減）となった。なお、地方財政計画全体の職員数については、一般職員（義務教育教職員、警察官、消防職員、非義務制学校の教員を除く職員。）について、国家公務員の定員削減の方針に準じ、10,369人を縮減するとともに、保健師の増員、施設増に伴う所要の増員等に義務教育教職員、警察官、消防職員、非義務制学校の教員の増減員を加え、10,980人の減員を見込んだ。一般行政経費は21兆8,833億円で、前年度と比べると8,570億円増加（同4.1%増）、公債費は13兆6,779億円で、前年度と比べると894億円減少（同0.6%減）、投資的経費は21兆3,283億円で、前年度と比べると1兆9,585億円減少（同8.4%減）となり、投資的経費のうち、公共事業費中の普通建設事業費は6兆6,419億円で、前年度と比べると5,133億円減少（同7.2%減）、地方単独事業費は13兆4,700億円で、前年度と比べると1兆4,100億円減少（同9.5%減）となった。

ウ　財政運営の経過

（ア）　経済財政運営と構造改革に関する基本方針 2004

平成 16 年６月４日、「経済財政運営と構造改革に関する基本方針 2004」（以下「基本方針 2004」という。）が閣議決定された。

「基本方針 2004」においては、平成 16 年度をバブル崩壊後の負の遺産からの脱却に目途をつけるための「集中調整期間の仕上げの年」と位置づけたうえで、「金融再生プログラム」を着実に推進し、金融システムを強化するとともに、「基本方針 2003」など、これまでに策定されてきた施策を引き続き着実に実行することにより、構造改革の成果を我が国の隅々にまで浸透させることとされた。そのうえで、平成 17 年度及び平成 18 年度を新たな成長に向けた基盤の重点強化を図るための「重点強化期間」と位置づけつつ、①「官から民へ」、「国から地方へ」の徹底、②政府部門の本格的な改革（「官の改革」）の強化、③民間の成長力を強化するための改革（「民の改革」）の推進、④「人間力」の抜本的強化、⑤「持続的な安全・安心」の確立の５つの改革に取り組むこととされた。

具体的には、「『官から民へ』、『国から地方へ』の徹底」については、郵政民営化を着実に実施し、規制改革・国及び地方公共団体の事務事業の民間開放を積極的に推進するとともに、地域の真の自立を図るために三位一体の改革や市町村合併等を着実に推進することとされた。「『官の改革』の強化」については、国民に理解される分かりやすい予算への転換を図るとともに、公的債務管理の充実を通じた市場の安定を図り、併せて公務員制度や特殊法人等の行政改革、包括的かつ抜本的な税制改革等に取り組むこととされた。「『民の改革』の推進」については、将来の人口減少や少子高齢化の下での成長戦略の確立、起業等を促進するための新しい企業法制の整備、金融システムの一層の改革の推進等が掲げられた。「『人間力』の抜本的強化」については、若年者の雇用・就業対策の推進、障害者の雇用・就業及び自立の支援、利用者の立場に立った雇用関連事業の再編、教育現場の活性化等を図ることとされた。「『持続的な安全・安心』の確立」については、社会保障制度の総合的改革、少子化対策の充実、健康・介護予防の推進、治安・安全の確保、循環型社会の構築に向けた地球環境の保全、持続的な発展基盤の確保等を進めていくこととされた。

（イ）　平成 16 年度補正予算（第１号）

平成 16 年度補正予算（第１号）は、平成 16 年 12 月 20 日に閣議決定され、平成 17 年１月 21 日に第 162 回国会に提出され、２月１日に成立した。

この補正予算においては、歳出面では、災害対策費１兆 3,618 億円、義務的経費 5,957 億円、地方交付税交付金１兆 1,686 億円、改革推進公共投資事業償還時補助等 8,642 億円等を追加計上したほか、既定経費の節減 9,258 億円、予備費の減額 500 億円の修正減少額を計上した。また、歳入面では、最近までの収入実績等を勘案し、租税及印紙収入２兆 2,940 億円の増収を見込むとともに、前年度剰余金受入１兆 4,910 億円を計上したほか、その他収入 9,828 億円の増収を見込んだ。

この結果、一般会計予算の規模は、歳入歳出とも平成 16 年度当初予算に対し４兆 7,678 億円増加し、86 兆 8,787 億円となった。

（ウ）　平成 16 年度補正予算（第１号）に係る地方財政補正措置

平成 16 年度補正予算（第１号）の編成により、国税の増収見込み等に伴い地方交付税の増加が見込まれたとともに、災害復旧事業の追加等に伴う地方負担の増加が生じた結果、以下の地方財政補正措置が講じられた。

a　地方交付税の追加等

(i)　平成 16 年度地方交付税の総額に、普通交付税の調整額の復活に要する額 639 億円及び特別交付税の増加に要する額 701 億円を加え、1,340 億円を加算する措置を講じる。なお、特別交付税

については、平成16年度の台風や地震による災害の状況にかんがみ、国の補正予算により増加する地方交付税の額の６％相当額を、当初予算額に加算して交付することとする。

（ii）　国の補正予算により増加する平成16年度分の地方交付税の額１兆1,686億円（平成15年度精算分4,388億円、平成16年度国税五税の自然増に伴うもの7,298億円）については、上記(i)の1,340億円を交付することとしたうえで、残余の額１兆347億円について平成17年度分として交付すべき地方交付税の総額に加算して交付する措置を講ずることとする。

b　追加の財政需要等に対する財政措置

（i）　国の補正予算により平成16年度に追加されることとなる災害復旧事業等投資的経費に係る地方負担額（普通会計分4,559億円）については、原則として、地方債（充当率100％）を充当することとし、後年度においてその元利償還金の全額を基準財政需要額に算入することとする。

（ii）　介護給付費、生活保護費、老人医療給付費等地方債の対象とならない経費（2,637億円）については、追加財政需要額（5,100億円）の取崩しにより対応することとする。

（エ）　予備費使用に係る地方財政補正措置

平成16年度においては、国の補正予算による措置のほか、国直轄災害復旧事業等について国の予備費使用による措置が講じられたが、これにより平成16年度に追加されることとなる災害復旧事業等投資的経費に係る地方負担額（普通会計分128億円）については、原則として上記の国の補正予算により追加される地方負担額に対する措置と同様の措置を講じることとされた。

3　地方財源の状況

平成 16 年度における租税収入及び租税負担の状況並びに地方歳入の状況は、次のとおりである。

(1)　租税収入及び租税負担率［第 17 表～第 19 表］

国及び地方公共団体の行政活動に要する経費は、最終的にはその大部分が租税によって賄われている。国税と地方税を合わせ租税として徴収された額は 81 兆 6,417 億円であり、前年度と比べると 4.6%増（前年度 1.5%減）となっている。

国民所得に対する租税総額の割合である租税負担率をみると、平成 16 年度においては 4 年ぶりに増加に転じ、前年度と比べると 0.8% ポイント上昇の 22.6% となっている。なお、主な諸外国の租税負担率をみると、アメリカ 23.1%（2003 暦年計数）、イギリス 36.9%（同）、ドイツ 28.6%（同）、フランス 36.4%（同）となっている。

次に、租税を国税と地方税の別でみると、国税 48 兆 1,029 億円(6.0%増)、地方税 33 兆 5,388 億円(2.7%増）となっている。租税総額に占める国税と地方税の割合は、**第 26 図**のとおりであり、国税 58.9%（前年度 58.1%）、地方税 41.1%（同 41.9%）となっている。また、地方交付税、地方譲与税及び地方特例交付金を国から地方へ交付した後の租税の実質的な配分割合は国 35.3%（同 32.8%）、地方 64.7%（同 67.2%）となっている。なお、国税と地方税の推移は、**第 27 図**のとおりである。

第26図　国税と地方税の状況

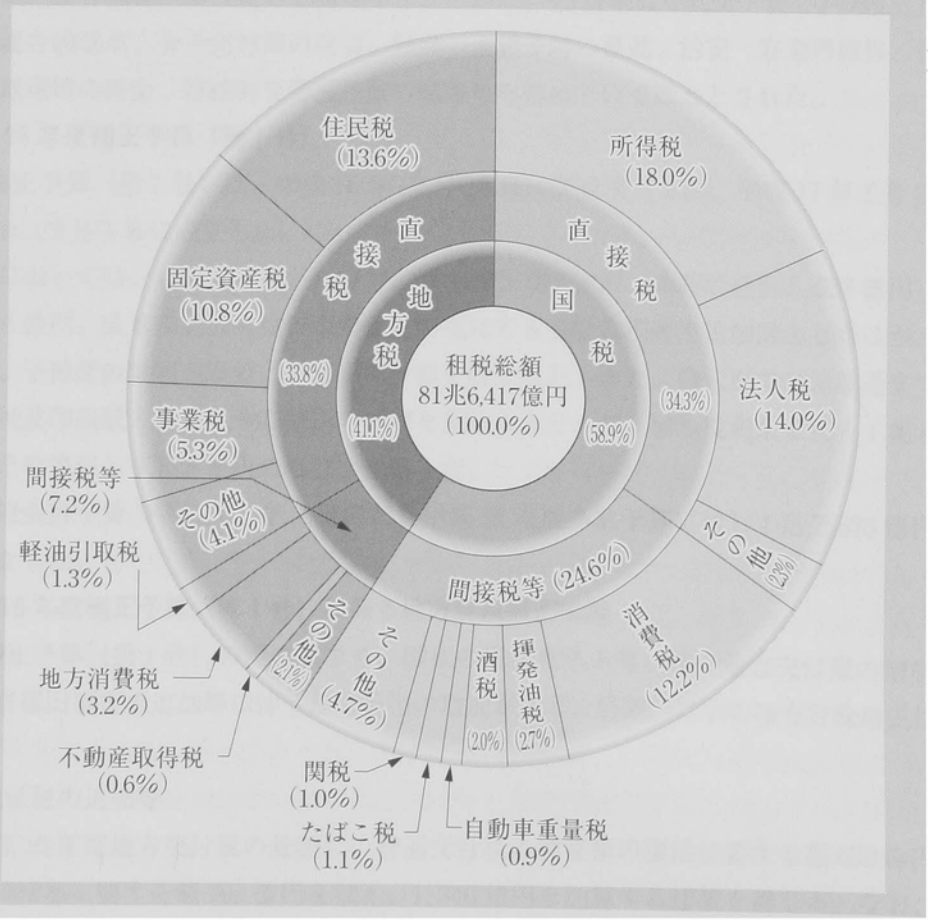

第27図　国税と地方税の推移

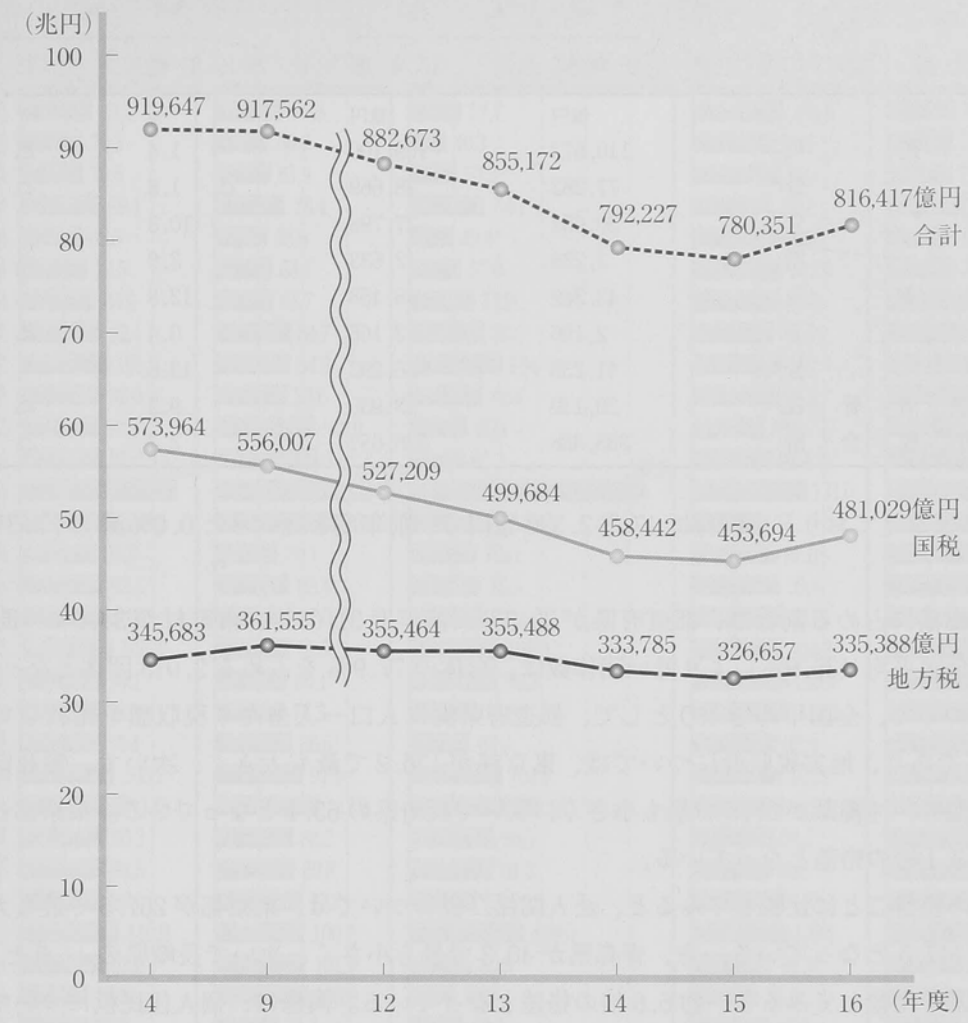

(2)　地　方　歳　入

ア　地　　方　　税［第12表～第15表］

地方税の決算額は33兆5,388億円で、前年度と比べると2.7%増（前年度2.1%減）となっている。

地方税収入額の53.7%を占める住民税、事業税及び地方消費税の収入状況は、**第16表**のとおりである。住民税は、個人分（対前年度比1.8%減）が減少したものの、法人分（同10.3%増）及び利子割（同3.9%増）がそれぞれ増加したこと等により、全体として増加（同1.4%増）している。事業税は、その大部分を占める法人事業税が増加（同13.6%増）したこと等により、前年度と比べると12.8%増（前年度4.6%増）となっている。地方消費税は、前年度と比べると9.2%増（同1.3%減）となっている。

なお、法人関係二税は7兆1,887億円で、前年度と比べると12.2%増（前年度5.8%増）となっている。

また、地方税総額に占める割合をみると、住民税の構成比は前年度（33.4%）と比べると0.4%ポイント低下の33.0%となっている一方、事業税の構成比は前年度（11.8%）と比べると1.1%ポイント上昇の12.9%、地方消費税の構成比は前年度（7.3%）と比べると0.5%ポイント上昇の7.8%となっている。なお、法人関係二税の構成比は、前年度（19.6%）と比べると1.8%ポイント上昇の21.4%となっている。

地方税の収入状況を団体種類別にみると、都道府県が16兆3,069億円で、前年度と比べると5.7%増（前

第16表　住民税、事業税及び地方消費税の収入状況

区分	収入額		増減率	
	16年度	15年度	16年度	15年度
	億円	億円	%	%
住民税	110,672	109,100	1.4	△ 2.8
個人分	77,282	78,669	△ 1.8	△ 4.2
法人分	30,654	27,798	10.3	6.6
利子割	2,736	2,633	3.9	△ 34.6
事業税	43,389	38,458	12.8	4.6
個人分	2,156	2,165	△ 0.4	△ 2.6
法人分	41,233	36,293	13.6	5.1
地方消費税	26,139	23,936	9.2	△ 1.3
地方税合計	335,388	326,657	2.7	△ 2.1

年度0.8%減）となっており、市町村は17兆2,320億円で、前年度と比べると0.0%減（同3.3%減）となっている。

また、歳入総額に占める割合は、都道府県が33.3%（前年度31.0%）、市町村が34.0%（同33.7%）となっており、全国平均（35.9%）より低い団体数は、全体の77.9%を占める2,018団体となっている。

地方税収について、全国平均を100として、都道府県別に人口一人当たり税収額を比較してみると、**第28図**のとおりであり、地方税収計については、東京都が176.2で最も大きく、次いで、愛知県が123.4となっている。他方、沖縄県が57.5で最も小さく、次いで長崎県の65.1となっている。東京都と沖縄県で比較すると、約3.1倍の格差となっている。

次に、個別の税目ごとに比較してみると、法人関係二税については、東京都が267.5で最も大きく、次いで、愛知県が147.5となっている一方、青森県が40.3で最も小さく、次いで長崎県の41.5となっている。東京都と青森県を比較してみると、約6.6倍の格差となっている。同様に、個人住民税については、最も大きい東京都が177.6、最も小さい沖縄県が54.6で、3倍以上の格差となっている。地方消費税については、最も大きい東京都が131.0、最も小さい沖縄県が75.6で、約1.7倍の格差となっている。固定資産税については、最も大きい東京都が152.8、最も小さい沖縄県が61.3で、約2.5倍の格差となっている。

このように、地方税収については、各税目とも都道府県ごとに偏在性があるが、その度合については、法人関係二税の格差が特に大きく、地方消費税の偏在性は比較的小さくなっている。

（ア）　道府県税の収入状況

道府県税（都道府県の地方税の決算額から東京都が徴収した市町村税相当額を除いた額）の収入額は14兆4,870億円で、前年度と比べると5.8%増（前年度0.8%減）となっている。

道府県税収入額の税目別内訳は、**第29図**のとおりであり、事業税が30.0%（前年度28.1%）と最も大きな割合を占め、次いで道府県民税が23.5%（同23.9%）となっており、これら二税で道府県税総額の53.4%を占めている。

また、都道府県税の法人分と事業税の法人分を合計した法人関係二税は、道府県税総額の34.4%を占めている。なお、法人関係二税は、景気の動向の影響を受けやすい構造になっており、ピークである平成元年度決算額（７兆4,834億円）の66.6%にとどまっている。

各税目の収入額を前年度と比べると、収入の使途を特定せず、一般経費に充てるために課される税である普通税は6.5%増（前年度0.7%減）となっている。

普通税のうち、主な税目についてみると、道府県民税については、法人分が10.8%増（前年度7.2%増）、

第28図　地方税収計、個人住民税、法人二税、地方消費税及び固定資産税の人口１人当たり税収額の指数（全国平均を 100 とした場合、平成 16 年度）

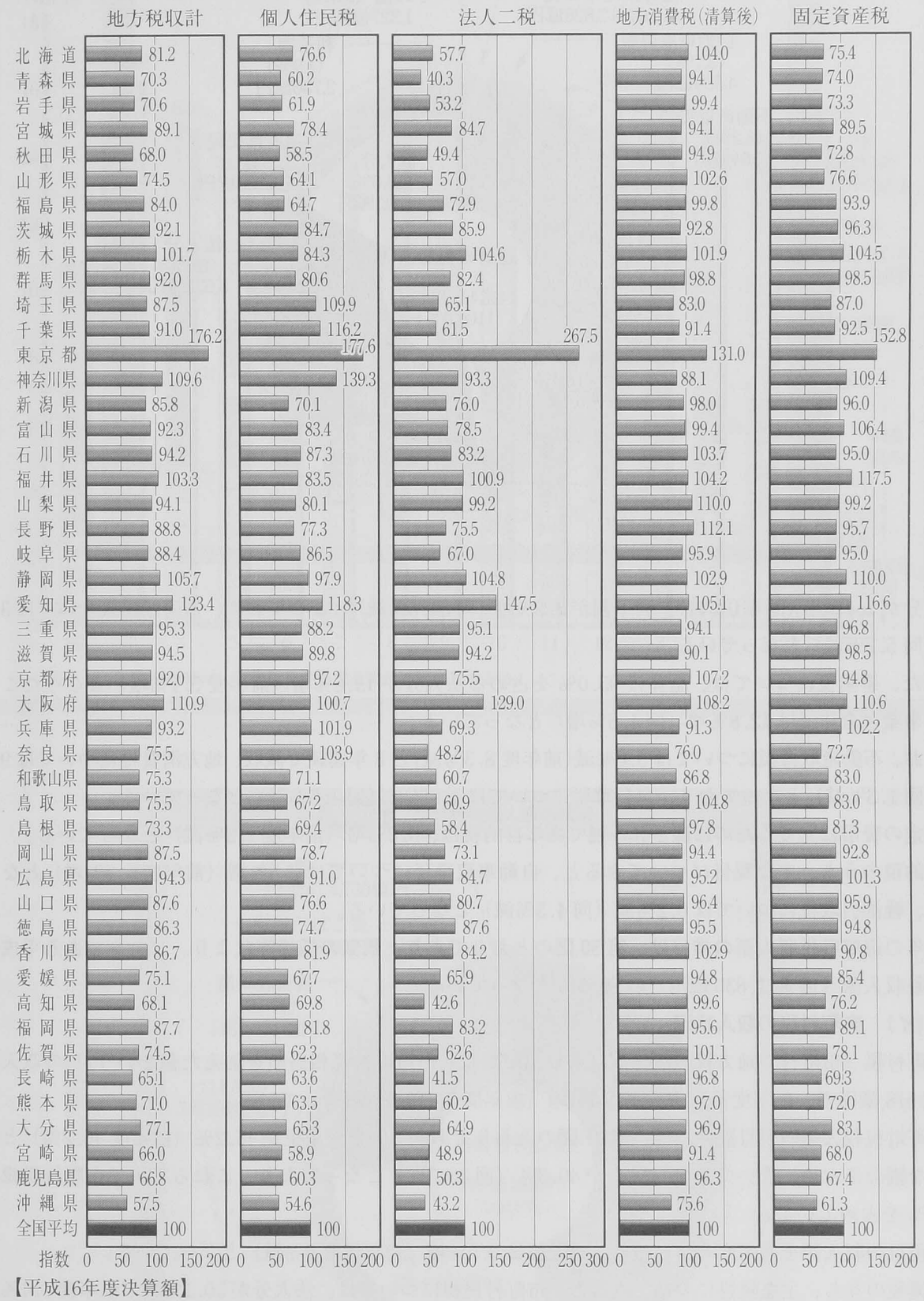

【平成16年度決算額】

33.5兆円　7.7兆円　7.2兆円　2.6兆円　8.8兆円

（注１）個人住民税の税収額は、個人道府県民税及び個人市町村民税の合計額であり、配当割及び株式等譲渡所得割を含む。
（注２）法人二税の税収額は、法人道府県民税、法人市町村民税及び法人事業税の合計額である。
（注３）固定資産税の税収額には、道府県分を含む。

第29図　道府県税収入額の状況

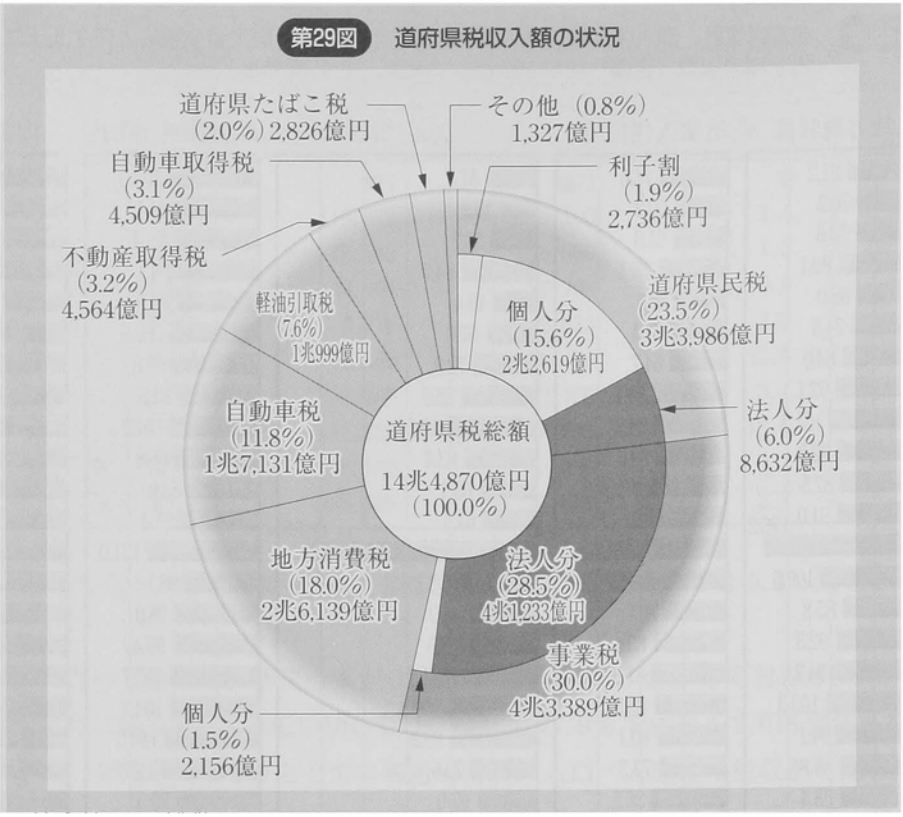

個人分が1.4%増（同4.0%減）、利子割が3.9%増（同34.6%減）となっており、道府県民税全体では3.8%増（同5.2%減）となっている。

また、事業税については、全体の95.0%を占める法人分が13.6%増（前年度5.1%増）となったことから、事業税全体では12.8%増（同4.6%増）となっている。

なお、不動産取得税については5.0%減(前年度8.3%減)と８年連続で減収、地方消費税については9.2%増（同1.3%減）となっており、自動車税については1.9%減（同1.5%減）となっている。

特定の費用に充てるために課される税である目的税は、0.2%増（前年度1.2%減）となっている。

目的税のうち、主な税目についてみると、自動車取得税については0.8%増（前年度6.7%増）となっており、軽油引取税については0.2%減（同4.3%減）となっている。

近年の道府県税収入額の推移は、**第30図**のとおりであり、景気の低迷等により、ピークである平成３年度の税収入額（16兆1,835億円）の89.5%となっている。

（イ）　市町村税の収入状況

市町村税（市町村の地方税の決算額に東京都が徴収した市町村税相当額を加えた額をいう。）の収入額は19兆518億円で、前年度と比べると0.4%増（前年度3.1%減）となっている。

市町村税収入額の税目別内訳は、**第31図**のとおりであり、固定資産税が46.2%（前年度46.2%）と最も大きな割合を占め、次いで市町村民税が40.3%（同40.3%）となっており、これら二税で市町村税総額の86.5%を占めている。

各税目の収入額を前年度と比べると、普通税は0.5%増（前年度2.9%減）となっている。

普通税のうち、主な税目についてみると、市町村民税については、法人分が10.1%増（前年度6.4%増）、個人分が3.0%減（同4.3%減）となり、この結果、市町村民税全体で0.4%増（同1.7%減）となっている。また、固定資産税については0.4%増（同4.2%減）となっている。

目的税は、0.7%減（前年度5.5%減）となっている。

第30図　道府県税収入額の推移

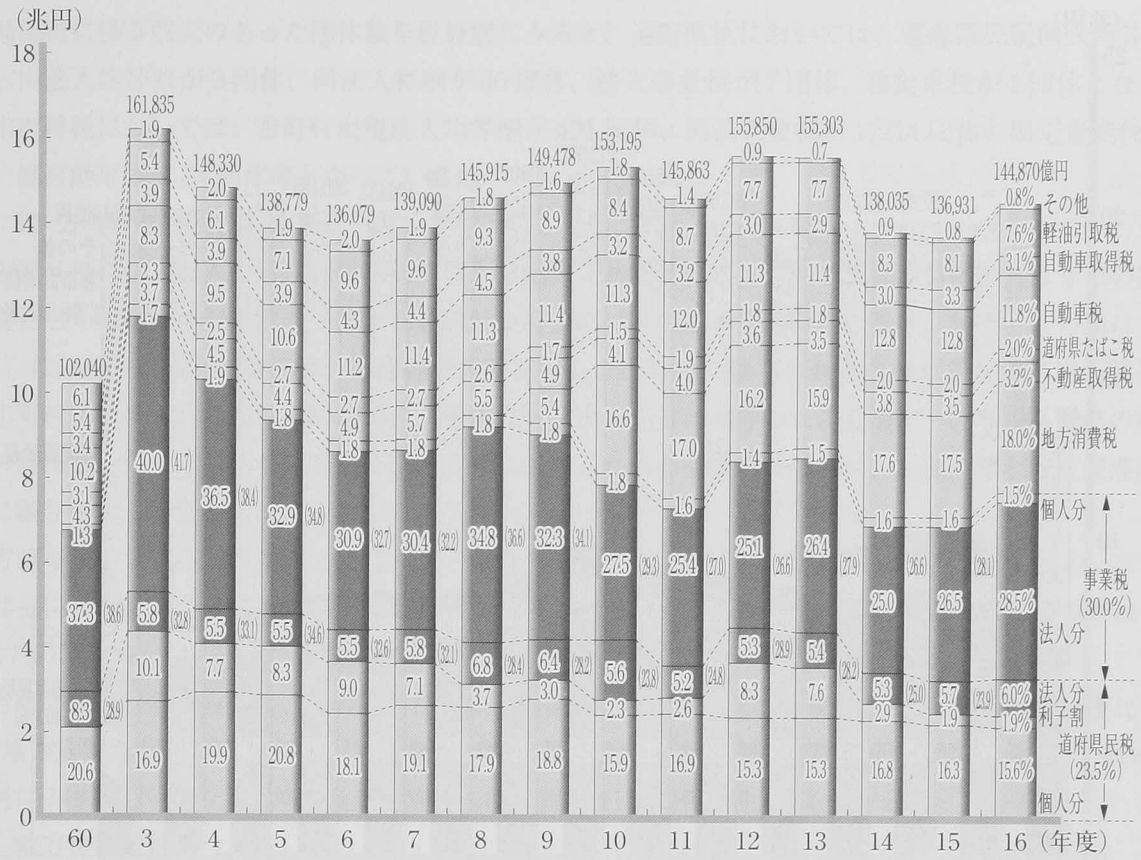

（注）（　）内の数値は、事業税及び道府県民税の構成比である。

第31図　市町村税収入額の状況

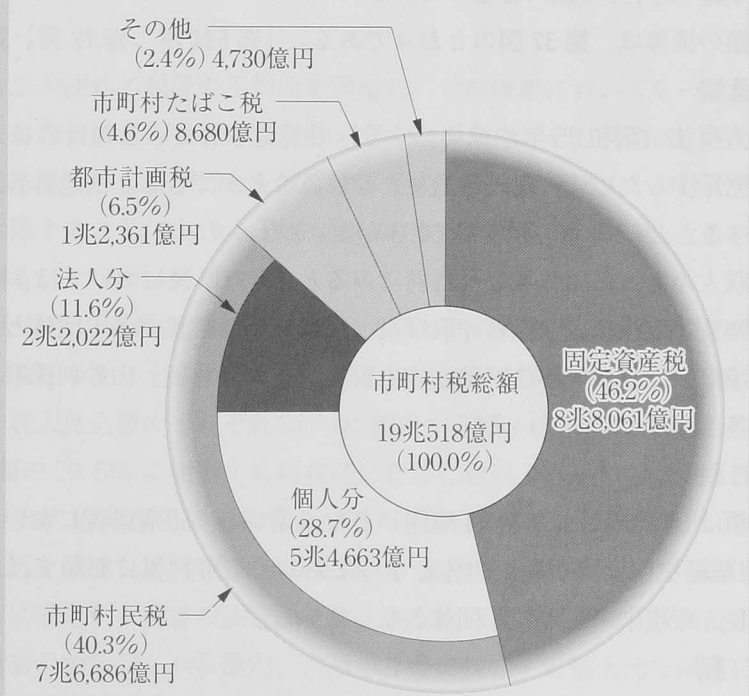

第32図　市町村税収入額の推移

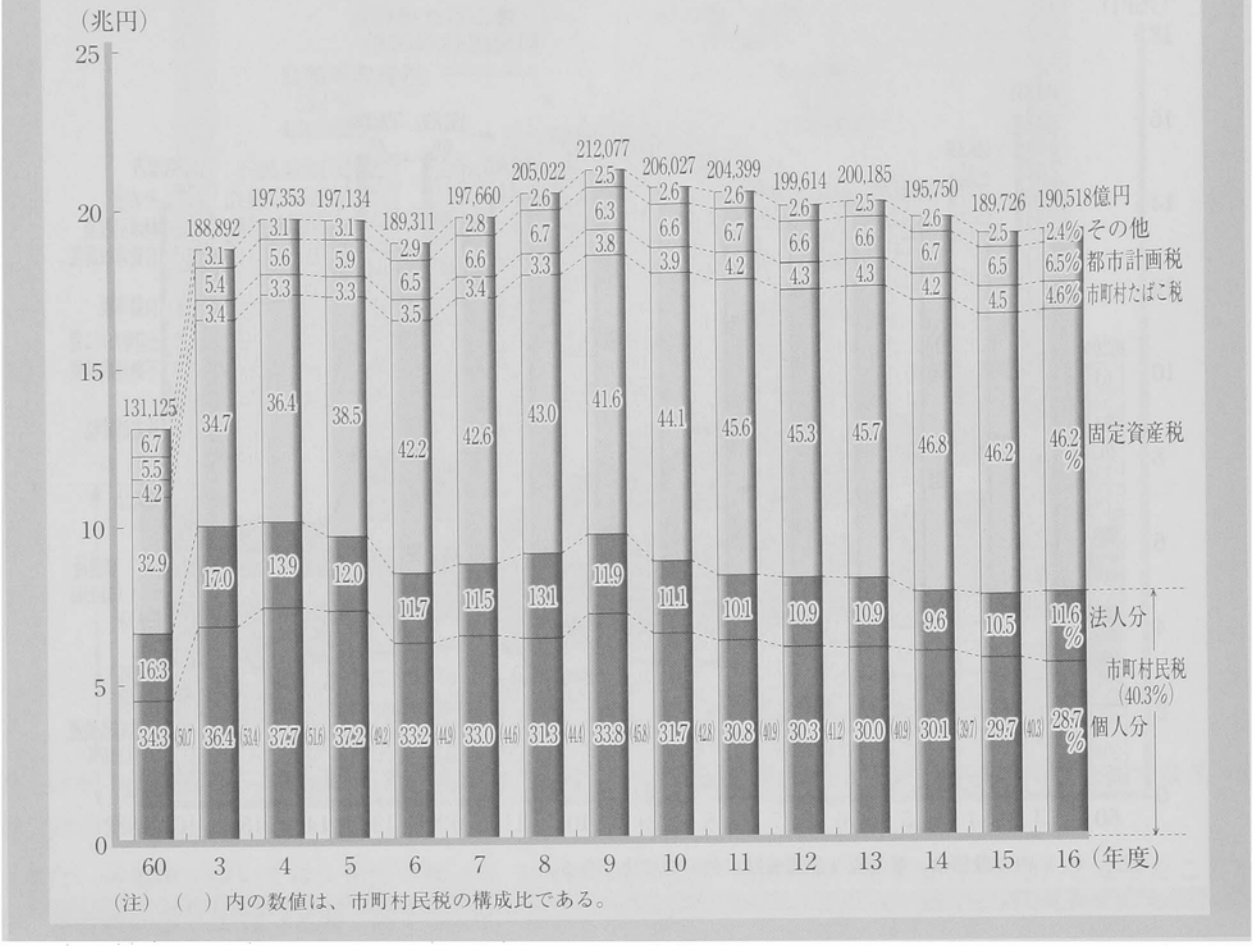

目的税のうち、主な税目についてみると、都市計画税については0.2%減（前年度5.0%減）となり、事業所税については2.3%減（同7.9%減）となっている。

近年の市町村税収入額の推移は、**第32図**のとおりである。

（ウ）　法定外普通税

地方公共団体は、地方税法（昭和25年法律第226号）で規定されている税目のほかに、地方公共団体ごとの特有な財政需要を充足するため、法定外普通税を設けることができる。法定外普通税の収入額は461億円であり、前年度と比べると29.1%増（前年度50.3%増）となっている。

法定外普通税に係る収入のあった団体数を税目別にみると、道府県税においては、核燃料税が11団体、石油価格調整税、核燃料物質等取扱税、核燃料等取扱税、臨時特例企業税が各1団体となっており、市町村税においては、砂利採取税が2団体、狭小住戸集合住宅税、別荘等所有税、山砂利採取税、歴史と文化の環境税、使用済核燃料税が各1団体となっている。

（エ）　法定外目的税

法定外目的税の収入額は55億円（前年度34億円）となっている。道府県税においては、産業廃棄物関係税11団体、宿泊税、乗鞍環境保全税が各1団体となっており、市町村税においては、遊漁税、一般廃棄物埋立税、使用済核燃料税、環境未来税が各1団体となっている。

（オ）　超　過　課　税

地方公共団体は、地方税法で標準税率が定められている税目について、財政上その他の必要がある場合に、

その税率を超える税率を定めることができる。この標準税率を超えて課税された部分である超過課税による収入額は4,814億円であり、前年度と比べると12.8%増（前年度6.5%増）となっている。

超過課税に係る収入のあった団体数を税目別にみると、道府県税においては、道府県民税個人均等割が2団体、同法人均等割が3団体、同法人税割が46団体、法人事業税が7団体、自動車税が1団体となっており、市町村税においては、市町村民税法人均等割が491団体、同法人税割が1,214団体、固定資産税が207団体、軽自動車税が24団体等となっている。

イ　地方譲与税［第20表］

地方譲与税には、個人の所得課税に係る国から地方公共団体への本格的な税源の移譲を行うまでの間の暫定措置として所得税の収入額の一部が都道府県及び市町村（一部事務組合等を除く。以下、この項において同じ。）に譲与される所得譲与税、道路経費の財源とし、市町村に譲与される自動車重量譲与税、都道府県及び市町村に譲与される地方道路譲与税、都道府県及び大都市に譲与される石油ガス譲与税、空港の騒音対策等の財源として空港関係都道府県及び市町村に譲与される航空機燃料譲与税、一般財源として開港所在市町村に譲与される特別とん譲与税がある。

地方譲与税の決算額は1兆1,641億円で、前年度と比べると67.7%増（前年度9.4%増）となっている。これは主に、平成16年度において所得譲与税が創設されたためである。また、歳入総額に占める割合は1.2%（同0.7%）となっている。

地方譲与税の内訳をみると、所得譲与税は4,249億円、自動車重量譲与税が3,753億円(対前年度比4.3%増)、地方道路譲与税は3,205億円（同9.0%増）、航空機燃料譲与税は173億円（同12.8%増）、石油ガス譲与税は148億円（同7.8%増）及び特別とん譲与税は112億円（同2.4%増）となっている。

ウ　地方特例交付金

平成16年度の地方特例交付金の決算額は1兆1,048億円で、前年度と比べると9.8%増（前年度11.4%増）となっている。また、歳入総額に占める割合は1.2%（同1.1%）となっている。平成16年度においては、恒久的な減税に伴う地方税の減収の一部を補てんするための減税補てん特例交付金に加え、義務教育費国庫負担金等の暫定的な一般財源化に伴う税源移譲予定特例交付金が新たに創設されたことが、主な増加の要因となっている。

エ　地方交付税［第21表、第128表］

地方交付税は、地方公共団体の税源の不均衡を調整し、どの地域においても一定の行政サービスを提供できるよう財源を保障するための地方共有の固有財源である。また、その目的は、地方公共団体が自主的にその財産を管理し、事務を処理し、及び行政を執行する権能を損なわずに、その財源の均衡化を図り、地方行政の計画的な運営を保障することによって、地方自治の本旨の実現に資するとともに、地方公共団体の独立性を強化することである。

平成16年度の地方交付税の総額は、地方財政計画においては、国税5税(国税のうち所得税、法人税、酒税、消費税及びたばこ税）のそれぞれの収入見込額に一定割合を乗じて算出した額（平成16年度においては、所得税及び酒税の収入見込額のそれぞれ32%に相当する額、法人税の収入見込額の35.8%に相当する額、消費税の収入見込額の29.5%に相当する額並びにたばこ税収入見込額の25%に相当する額)11兆3,304億円から、平成9年度及び10年度に係る精算金のうち16年度において精算すべき額870億円並びに14年度に係る精算額874億円を減額し、「地方交付税法等の一部を改正する法律」（平成16年法律第18号）法附則第4条第1項第2号に規定する通常の法定加算額1,246億円及び同項第3号に規定する通常収支に係る国負担借入金の利子相当額の加算額1,685億円、同項第4号に規定する恒久的な減税に係る国負担借入金の利子相当額の加算額508億円及び同項第5号に規定する国庫補助負担金の見直しに係る国負担借入金の利子相

当額の加算額11億円を加算し、法附則第４条第１項第６号に規定する臨時財政対策のための特例加算額３兆8,876億円を加算した額の15兆3,886億円に返還金１億円及び交付税特別会計借入金１兆7,755億円を加算し、交付税特別会計における借入金償還額（平成14年度補正対策に係る分）799億円及び交付税特別会計における借入金の利子支払額6,382億円を控除し、交付税特別会計における剰余金4,400億円を加算した額の16兆8,861億円が平成16年度当初において地方公共団体に交付される地方交付税の総額とされた。これに加え、平成16年度補正予算（第１号）の編成により、普通交付税の調整額の復活に要する額639億円及び特別交付税の増加に要する額701億円を加え、1,340億円を加算する措置が講じられたことから、平成16年度地方交付税の総額は、17兆201億円とされた。

その結果、前年度と比べると5.8%減（前年度7.5%減）となっており、４年連続で前年度決算額を下回っている。その内訳は、普通交付税が15兆9,368億円、特別交付税が１兆833億円となっている。また、歳入総額に占める割合は18.2%（同19.0%）となっている。

なお、基準財政需要額は40兆5,204億円（財源不足団体分35兆8,518億円、財源超過団体分４兆6,686億円）、基準財政収入額は25兆6,796億円（財源不足団体分19兆9,151億円、財源超過団体分５兆7,645億円）で、財源不足額は15兆9,368億円となっている。

第33図　歳入総額に占める一般財源の割合の分布状況

その１　道　府　県

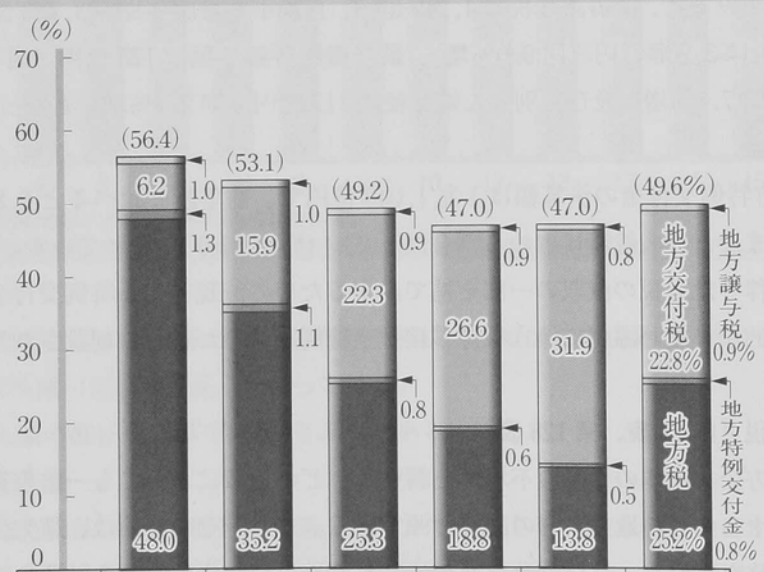

グループ	B_1	B_2	C	D	E	
財政力指数	0.7～1.0の団体	0.5～0.7の団体	0.4～0.5の団体	0.3～0.4の団体	0.3未満の団体	総平均

(注) 1　（　）内の数値は、歳入総額に対する一般財源の割合である。
2　歳入総額及び地方税は、利子割交付金、配当割交付金、株式等譲渡所得割交付金、地方消費税交付金、ゴルフ場利用税交付金、特別地方消費税交付金、自動車取得税交付金及び軽油引取税交付金に相当する額を控除したものである。
3　グループ別の該当団体
B_1　愛知県、神奈川県
B_2　大阪府、静岡県、千葉県、埼玉県、茨城県、福岡県
C　栃木県、群馬県、京都府、宮城県、兵庫県、三重県、広島県、滋賀県、岐阜県、岡山県
D　長野県、石川県、福島県、香川県、新潟県、北海道、富山県、山口県、奈良県、福井県、愛媛県、山梨県、熊本県
E　徳島県、佐賀県、山形県、大分県、青森県、鹿児島県、岩手県、和歌山県、沖縄県、宮崎県、秋田県、長崎県、鳥取県、高知県、島根県
4　東京都については、総平均から除いている。

普通交付税の交付状況をみると、不交付団体は、都道府県においては前年度と同じく東京都１団体となっており、市町村（特別区及び一部事務組合等を除く。以下、この項において同じ。）においては前年度（114団体）より19団体増加の133団体となっている。

一方、災害等特別の事情に応じて交付する特別交付税の平成16年度の交付状況をみると、都道府県においては東京都を除く全団体に、市町村においては2,521団体に、それぞれ交付されている。

地方交付税の収入状況を団体種類別にみると、道府県においては９兆3,082億円で前年度と比べると6.7%減（前年度7.8%減）、市町村においては７兆7,119億円で4.7%減（同7.3%減）となっており、その地方交付税総額に占める割合は、道府県においては54.7%（同55.2%）、市町村においては45.3%（同44.8%）となっている。

オ　一　般　財　源［第22表～第24表］

一般財源は、地方税、地方譲与税、地方特例交付金及び地方交付税の合計額（市町村決算においては、これらに加えて、都道府県から交付される地方消費税交付金等各種交付金を加えた合計額）であり、使途が特定されず、どのような経費にも使用できる財源である。

この一般財源の決算額は52兆8,278億円であり、前年度と比べると0.7%増（前年度3.7%減）となっている。また、歳入総額に占める割合は、56.5%（同55.3%）となっている。

なお、一般財源に臨時財政対策債発行額３兆7,687億円を加えた決算額は、56兆5,965億円であり、前年度と比べると1.9%減(前年度1.1%増)となっている。また、歳入総額に占める割合は、60.6%(同60.8%)となっている。

次に、歳入総額に占める一般財源の割合を、道府県においては財政力指数段階グループ別、市町村（大都

その２　都　市

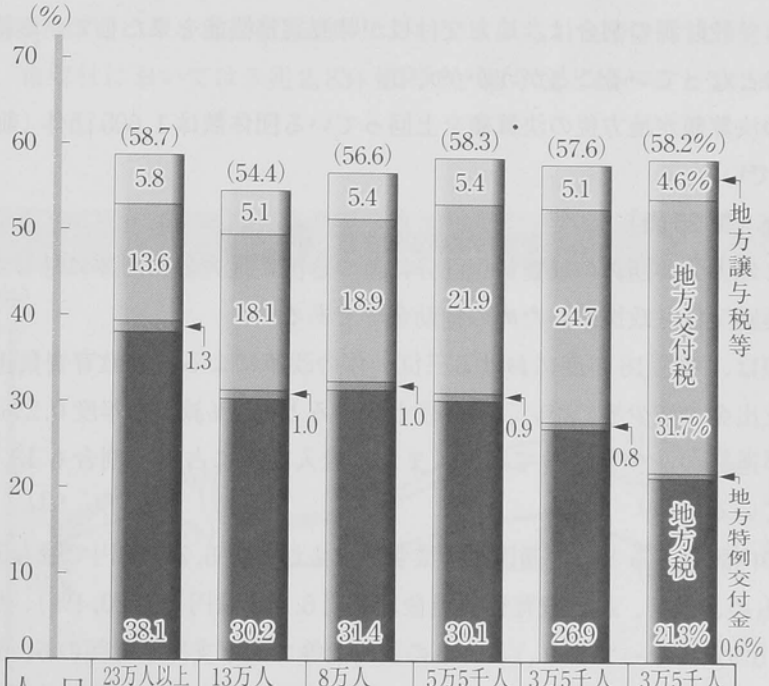

（注）１（　）内の数値は、歳入総額に対する一般財源の割合である。
　　２「都市」には、中核市、特例市を含む。

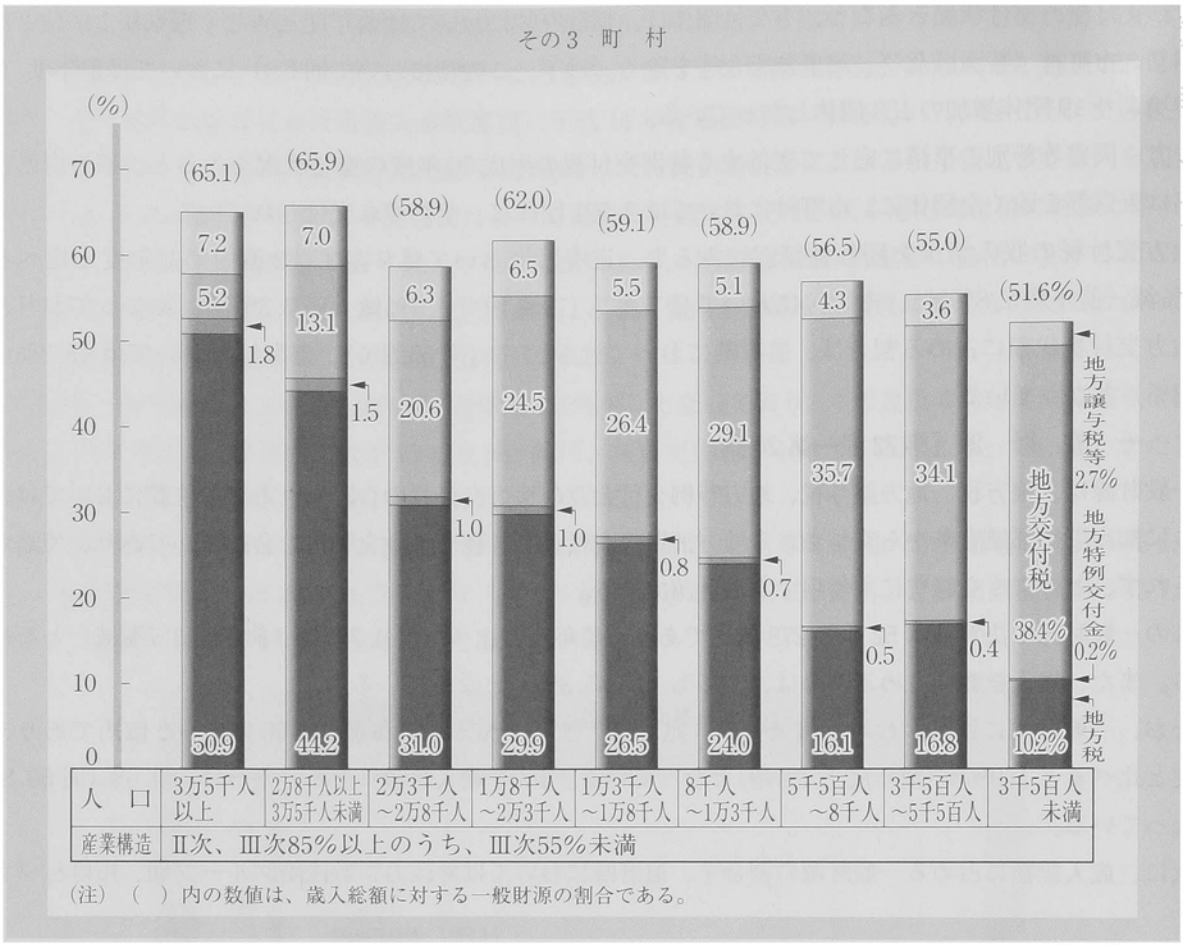

(注)　(　) 内の数値は、歳入総額に対する一般財源の割合である。

市、特別区及び一部事務組合等を除く。）においては類型別にみると、**第33図**のとおりである。これによると、歳入総額に占める一般財源の割合は、地方交付税が財源調整機能を果たしている結果、各団体区分間に大きな違いはないものとなっていることがうかがえる。

なお、地方交付税の決算額が地方税の決算額を上回っている団体数は1,605団体（前年度2,154団体）で、全体の61.9%に及んでいる。

カ　国庫支出金［第25表］

国庫支出金は、国と地方公共団体の経費負担区分に基づき国が地方公共団体に対して支出する負担金、委託費、特定の施策の奨励又は財政援助のための補助金等である。

国庫支出金の決算額は、平成16年度における三位一体の改革による義務教育費負担金、児童保護費負担金、普通建設事業費支出金の減少等に伴い、前年度と比べると5.2%減（前年度0.2%減）の12兆4,598億円となっており、3年連続の減少となっている。また、歳入総額に占める割合も13.3%（同13.9%）と2年ぶりに減少に転じている。

次に、国庫支出金の内訳をみると、普通建設事業費支出金が3兆5,761億円で最も大きな割合（国庫支出金総額の28.7%）を占め、以下、義務教育費負担金が2兆5,456億円（同20.4%）、生活保護費負担金が1兆9,331億円（同15.5%）となっており、これらの支出金等で国庫支出金総額の64.6%を占めている。

さらに、国庫支出金の内訳を団体種類別にみると、都道府県においては普通建設事業費支出金2兆5,633億円（国庫支出金総額の35.5%）、義務教育費負担金2兆5,456億円（同35.3%）の順となっている。

また、市町村においては生活保護費負担金1兆7,323億円（国庫支出金総額の33.1%）、普通建設事業費支出金1兆128億円（同19.3%）の順となっている。

また、国庫支出金の主な内訳を前年度と比べると、公立保育所運営費分等の国庫補助負担金の一般財源化等により児童保護費負担金が21.6%減（前年度1.0%減）、公共事業関係の国庫補助負担金の削減等により普通建設事業費支出金が14.7%減（同2.0%増）、義務教育費負担金（退職手当及び児童手当に係る部分）の暫定的な一般財源化により義務教育費負担金が7.0%減（同8.3%減）、被生活保護者数の増加等を背景に生活保護費負担金が7.2%増（同8.0%増）等となっている。

キ　都道府県支出金［第25表］

都道府県支出金の決算額は２兆1,066億円で、前年度と比べると6.6%減（前年度0.6%減）となっている。

都道府県支出金の内訳をみると、国庫財源を伴うものが54.2%（前年度56.3%）、都道府県費のみのものが45.8%（同43.7%）となっている。

都道府県支出金の主な内訳を前年度と比べると、国庫財源を伴うものについては普通建設事業費支出金が24.0%減（前年度17.6%減）、児童保護費負担金が33.8%減（同3.1%減）、災害復旧事業費支出金が33.2%増(同11.1%増)等となっており、また、都道府県費のみのものについては、普通建設事業費支出金が10.0%減（同8.8%減）、災害復旧事業費支出金が88.4%減（同421.9%増）となっている。

ク　地　　方　　債［第26表］

地方債は、普通建設事業等に充てるため、その償還が次年度以降にわたる債務を負うことによって調達される財源である。

地方債の決算額は12兆3,753億円で、臨時財政対策債の発行が減少したこと等により前年度と比べると10.3%減（前年度3.5%増）となっている。なお、臨時財政対策債を除いた額は８兆6,066億円で、前年度と比べると1.0%増（同20.4%減）となっている。

地方債依存度（歳入総額に占める地方債の割合）を前年度と比べると1.3%ポイント低下の13.2%となっている。近年の地方債依存度の推移は、**第34図**のとおりである。

地方債の決算額を団体種類別にみると、都道府県においては７兆1,596億円で、前年度と比べると6.4%減（前年度1.6%増）、市町村においては５兆2,834億円で、前年度と比べると14.9%減（同6.1%増）となっている。

第34図　地方債依存度の推移

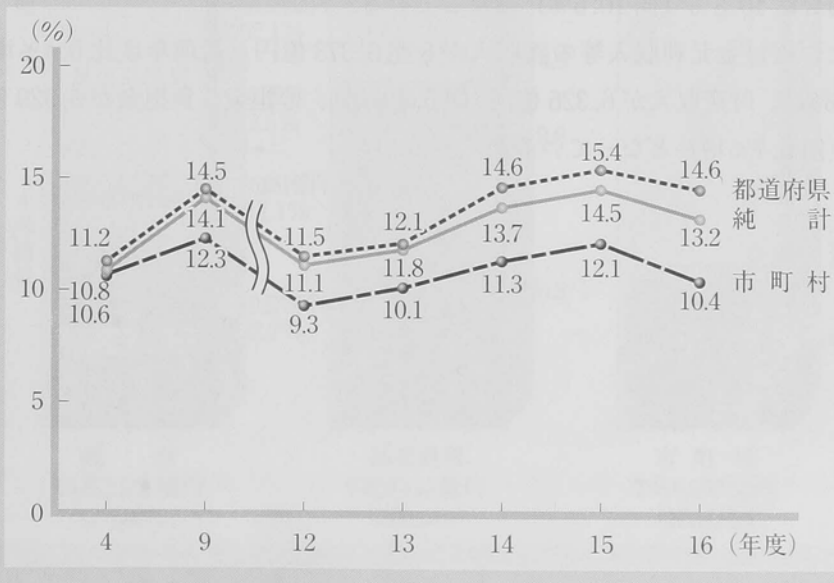

地方債の目的別の発行状況をみると、臨時財政対策債が３兆7,687億円で最も大きな割合（地方債発行総額の30.5%）を占め、以下、一般単独事業債が３兆6,772億円（同29.7%）、一般公共事業債が２兆2,923億円（同18.5%）、減税補てん債が7,755億円（同6.3%）、過疎対策事業債が2,508億円（同2.0%）、義務教育施設整備事業債が2,401億円（同1.9%）、財源対策債が1,896億円（同1.5%）の順となっている。

ケ　その他の収入

（ア）　使用料、手数料［第28表］

使用料は、地方公共団体の公の施設の利用等の対価としてその利用者等から徴収するものであり、手数料は、特定の者のために行う当該地方公共団体の事務に要する費用に充てるために徴収するものである。

使用料及び手数料の決算額は２兆4,917億円で、前年度と比べると0.0%減（前年度0.3%増）となっている。また歳入総額に占める割合は、前年度と比べると0.1%ポイント上昇の2.7%となっている。

使用料の決算額は１兆8,915億円で、前年度と比べると0.8%減（前年度0.5%増）となっている。その内訳をみると、公営住宅使用料が5,488億円（対前年度比1.7%減）で最も大きな割合を占め、以下、授業料が3,675億円（同1.4%減）、保育所使用料が2,237億円（同0.2%増）の順となっている。

また、手数料の決算額は6,002億円で、前年度と比べると2.5%増（前年度0.4%減）となっている。その内訳をみると、法定受託事務に係るものが871億円（対前年度比4.9%増）、自治事務に係るものが5,131億円（同2.1%増）となっている。

（イ）　繰　　入　　金［第29表］

繰入金は、基金、地方公営事業会計等からの受入金である。

繰入金の決算額は３兆2,080億円で、前年度と比べると9.1%増（前年度3.6%減）となっており、歳入総額に占める割合は、3.4%（同3.1%）となっている。

繰入金の内訳をみると、繰入金総額の94.0%（前年度93.7%）を占める積立金の取崩し等による基金からの繰入金は３兆150億円で、前年度と比べると9.5%増（同4.4%減）となっており、２年ぶりに増加に転じている。

また、地方公営事業会計からの繰入金は1,862億円で、前年度と比べると3.8%増（前年度8.0%増）となっている。

（ウ）　そ　　の　　他［第11表、第30表］

その他の収入の決算額は10兆796億円で、前年度と比べると0.1%減（前年度5.5%減）となっており、歳入総額に占める割合は10.8%（同10.6%）となっている。

その内訳をみると、貸付金元利収入等の諸収入が６兆6,373億円（対前年度比0.4%増）、繰越金が２兆1,817億円（同2.0%減）、財産収入が6,326億円（同5.4%増）、分担金、負担金が5,329億円（同5.6%減）、寄附金が951億円（同6.7%増）となっている。

4　地方経費の内容

歳出決算額の状況を、支出の対象となる主な行政の目的にしたがって、土木建設（土木費）、教育と文化（教育費）、生活・福祉の充実（民生費、労働費）、産業の振興（農林水産業費、商工費）、保健衛生と環境保全（衛生費等）、警察と消防（警察費、消防費）に分けてみると、以下のとおりである。

(1)　土　木　建　設［第56表～第61表］

地方公共団体は、地域の基盤整備を図るため、道路、河川、住宅、公園等の公共施設の建設、整備等を行うとともに、これらの施設の維持管理を行っている。

これらの諸施策の推進に要する経費である土木費の決算額は15兆2,348億円で、前年度と比べると7.3%減（前年度7.0%減）となっている。

また、土木費の歳出総額に占める割合は16.7%となっており、歳出総額の中で教育費に次いで大きな割合を占めている。

土木費の構成比を団体種類別にみると、都道府県においては15.9%、市町村においては16.0%となっている。

土木費の目的別の内訳をみると、**第35図**のとおりであり、街路、公園、下水道等の整備、区画整理等に要する経費である都市計画費が最も大きな割合（土木費総額の37.1%）を占め、以下、道路・橋りょうの新設、改良等に要する経費である道路橋りょう費（同32.7%）、河川の改修、海岸の保全等に要する経費である河川海岸費（同11.1%）の順となっている。

第35図　土木費の目的別内訳

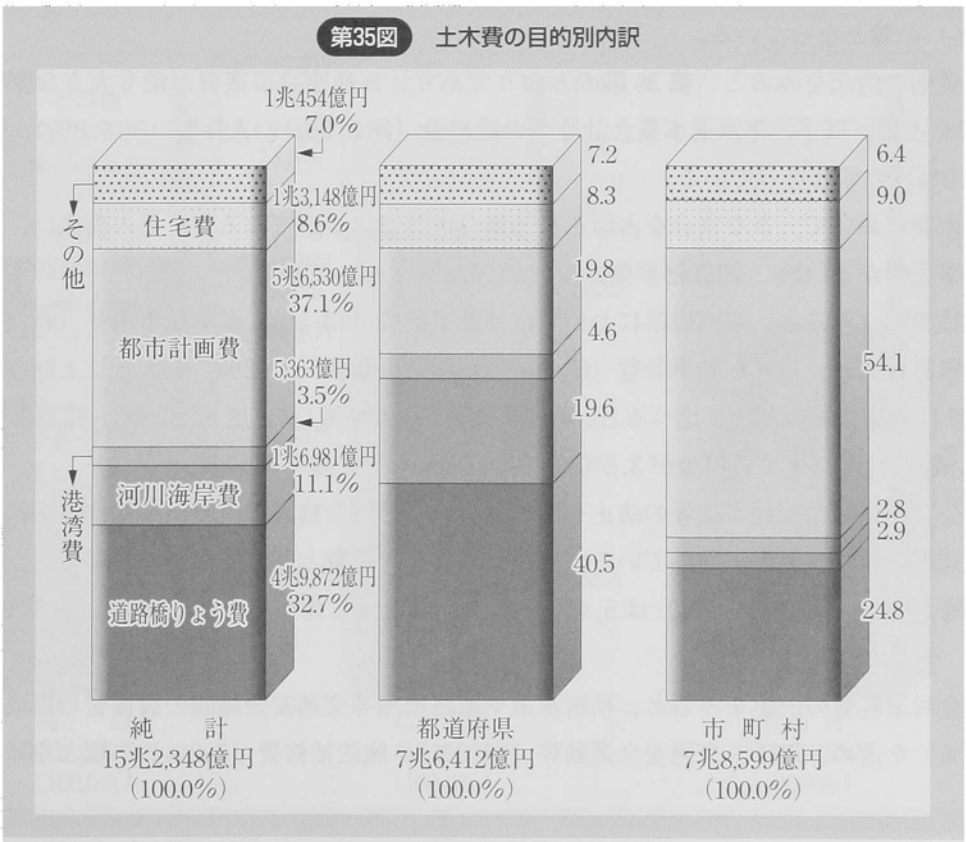

第36図　土木費の性質別内訳

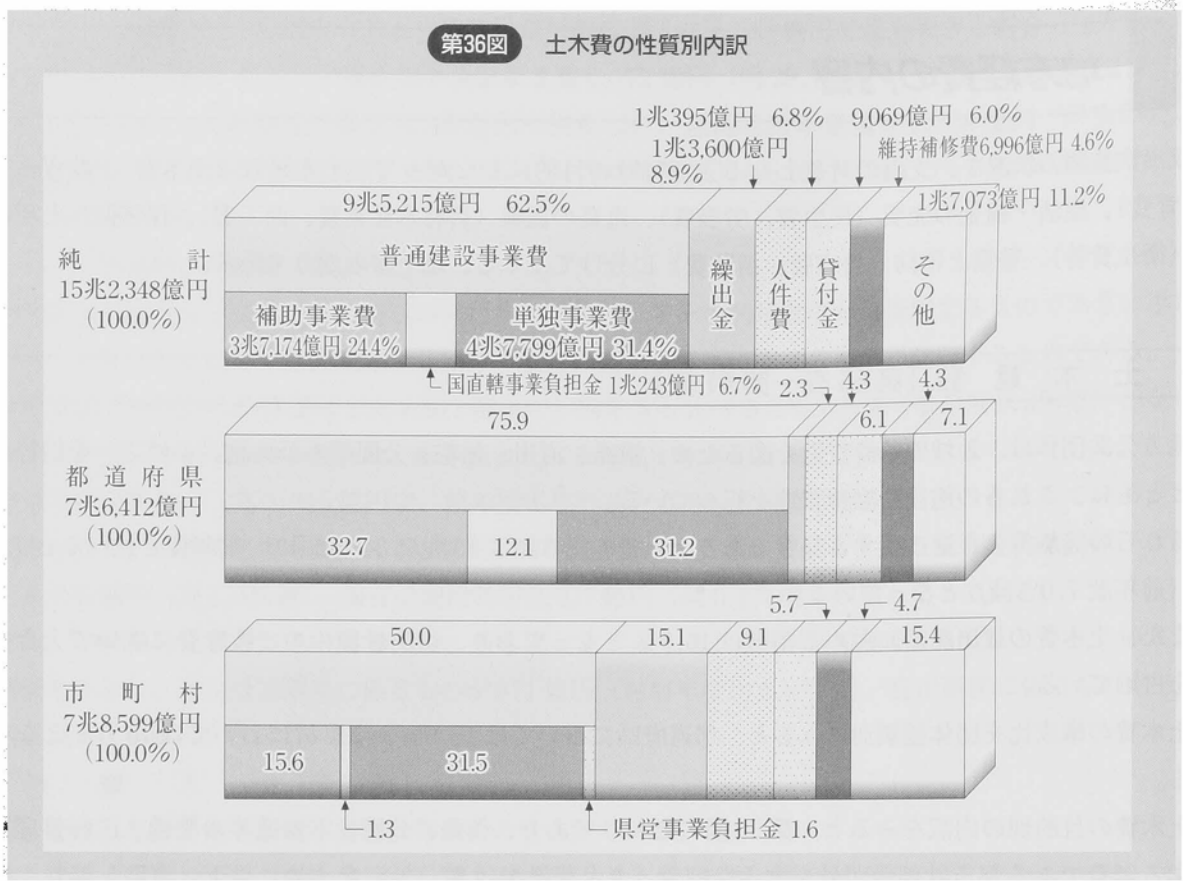

目的別の構成比を団体種類別にみると、都道府県においては道路橋りょう費が最も大きな割合（40.5%）を占め、以下、都市計画費（19.8%）、河川海岸費（19.6%）の順となっている。

一方、市町村においては都市計画費が最も大きな割合（54.1%）を占め、以下、道路橋りょう費（24.8%）、住宅費（9.0%）の順となっている。

土木費の性質別の内訳をみると、**第36図**のとおりであり、普通建設事業費が最も大きな割合（土木費総額の62.5%）を占め、以下、下水道事業会計等への繰出金（同8.9%）、人件費（同6.8%）、住宅関係等の貸付金（同6.0%）の順となっている。

さらに、土木費において大きな割合を占める普通建設事業費についてみると、その構成は、単独事業費が50.2%、補助事業費が39.0%、国直轄事業負担金が10.8%となっている。

これを団体種類別にみると、都道府県においては補助事業費（43.1%）が単独事業費（41.1%）を上回っている一方、市町村においては単独事業費（63.0%）が補助事業費（31.2%）を大きく上回っている。

また、各費目の決算額を前年度と比べると、単独事業費が8.7%減(前年度8.2%減)、補助事業費が14.5%減（同11.1%減)、国直轄事業負担金が3.5%増（同17.0%減）となっている。

なお、地方公共団体は、交通事故等の防止を図るため、交通安全施設の設置及び補修、交通安全運動の推進等の道路交通安全対策事業を実施している。道路交通安全対策費として支出された経費（土木費以外の費目に係るものを含み、人件費を除く。）は5,416億円で、前年度と比べると11.3%減（前年度3.8%減）となっている。

道路交通安全対策経費の内訳をみると、横断歩道や道路標識等交通安全施設の設置費の構成比が最も大きな割合（76.2%）を占め、以下、交通安全運動等（16.0%）、施設補修費（7.8%）の順となっている。

(2) 教育と文化［第65表～第70表］

地方公共団体は、教育の振興と文化の向上を図るため、学校教育、社会教育等の教育文化行政を行っている。

これらの教育施策の推進に要する経費である教育費の決算額は16兆9,102億円で、前年度に比べると1.7%減（前年度2.6%減）となっている。

また、教育費の歳出総額に占める割合は18.5%となっており、歳出総額の中で最も大きな割合を占めている。

教育費の構成比を団体種類別にみると、都道府県においては23.9%、市町村においては11.1%となっている。

教育費の目的別の内訳をみると、**第37図**のとおりであり、小学校費が最も大きな割合（教育費総額の30.1%）を占め、以下、中学校費（同17.0%）、高等学校費（同15.1%）、教職員の退職金や私立学校の振興等に要する経費である教育総務費（同14.5%）の順となっている。

また、各費目の決算額を前年度と比べると、小学校費が0.6%減（前年度2.7%減）、中学校費が1.5%減（同3.7%減）、高等学校費が1.6%減（同3.2%減）、教育総務費が1.9%減（同0.5%増）、公民館、図書館、博物館等の社会教育施設等に要する経費である社会教育費が5.5%減（同1.3%減）、体育施設の建設・運営や体育振興及び義務教育諸学校等の給食等に要する経費である保健体育費が3.5%減（同7.0%減）となっている。

目的別の構成比を団体種類別にみると、都道府県においては小学校費が最も大きな割合（33.6%）を占め、以下、高等学校費（20.5%）、中学校費（19.1%）の順となっている。

第37図　教育費の目的別内訳

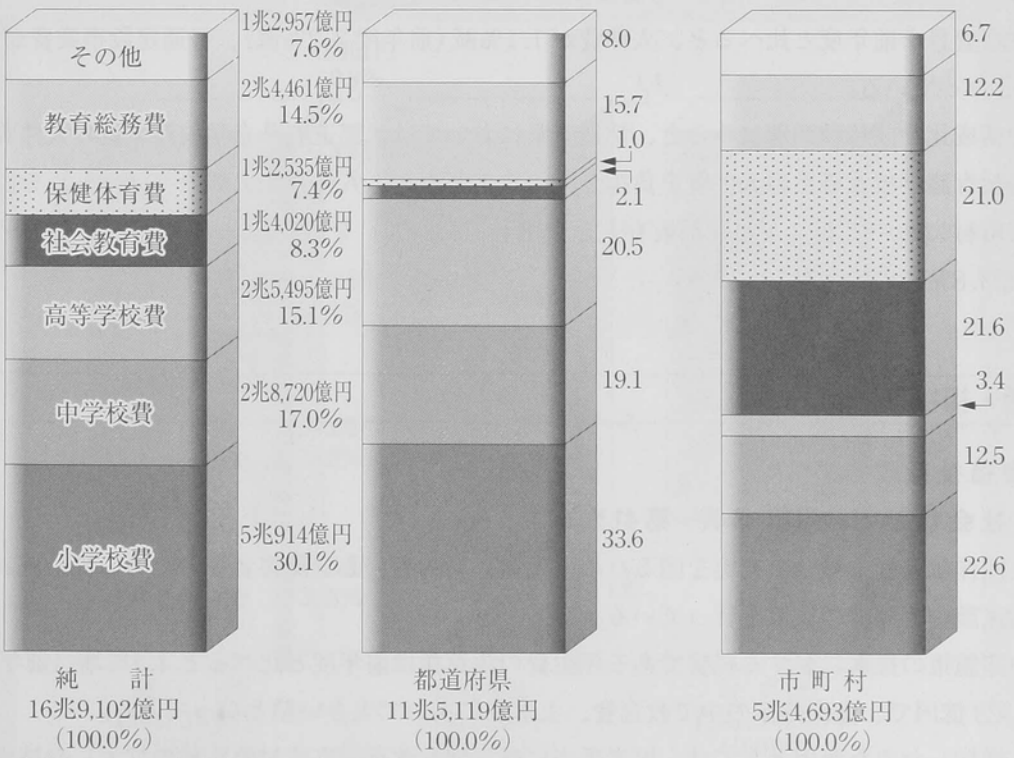

第38図　教育費の性質別内訳

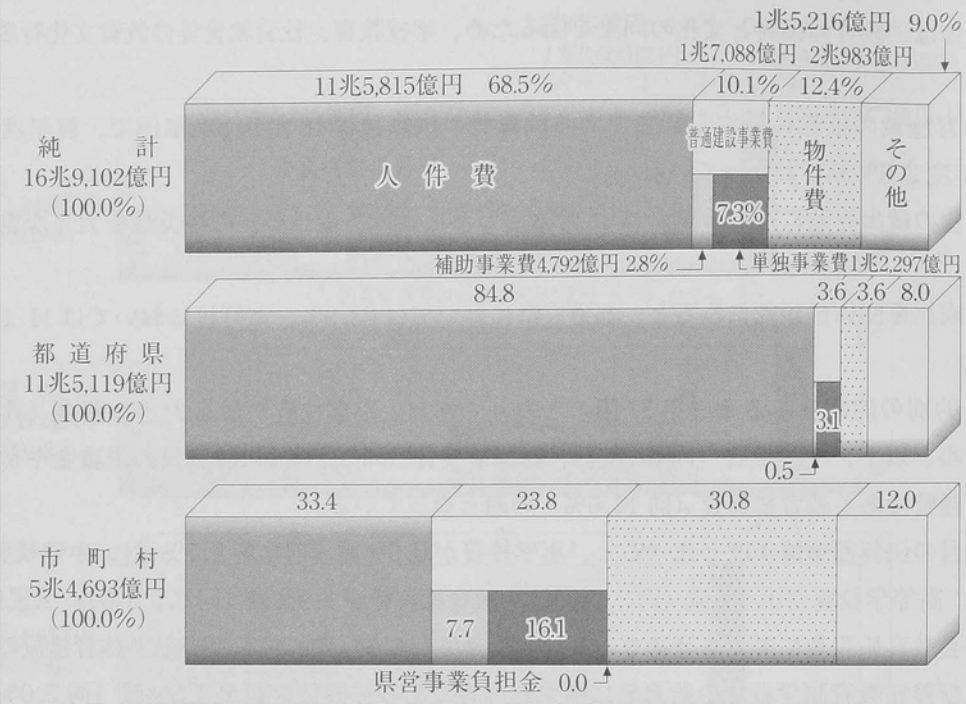

また、市町村においても、小学校費が最も大きな割合（22.6%）を占め、以下、社会教育費（21.6%）、保健体育費（21.0%）の順となっている。

教育費の性質別の内訳をみると、**第38図**のとおりであり、人件費が最も大きな割合（教育費総額の68.5%）を占め、以下、物件費（同12.4%）、義務教育施設整備等の経費である普通建設事業費（同10.1%）の順となっている。

また、主な費目を前年度と比べると、人件費が1.1%減（前年度2.2%減）、普通建設事業費が8.5%減（同5.4%減）となっている。

性質別の構成比を団体種類別にみると、都道府県においては、都道府県立学校教職員の人件費のほか、市町村立義務教育諸学校教職員の人件費を負担していることから、人件費が大部分（84.8%）を占めている。

また、市町村においても、人件費が最も大きな割合（33.4%）を占め、以下、物件費（30.8%）、普通建設事業費（23.8%）の順となっている。

(3)　生活・福祉の充実

ア　社会福祉行政

(ア)　社会福祉行政［第35表～第41表］

地方公共団体は、社会福祉の充実を図るため、児童、高齢者、心身障害者等のための福祉施設の整備及び運営、生活保護の実施等の施策を行っている。

これらの諸施策の推進に要する経費である民生費の決算額は前年度と比べると4.1%増（前年度1.7%増）の15兆1,323億円で、歳出総額の中で教育費、土木費に次いで大きい額となっている。

民生費が増加した主な要因としては、児童手当に係る制度改正（支給対象年齢の拡大）や被生活保護者数の増加等により扶助費が増加したことや、老人保健医療事業会計繰出金の増加等により繰出金が増加したこ

と等があげられる。また、民生費の歳出総額に占める割合は16.6%となっている（都道府県8.3%、市町村25.3%）。

なお、決算額を団体種類別にみると、市町村の民生費は都道府県の３倍となっている。

これは、児童手当支給事務及び社会福祉施設の設置・運営事務が主として市町村によって行われていることや、生活保護に関する事務が市町村（町村については、福祉事務所を設置している町村に限る。）によって行われていること等によるものである。

民生費の目的別の内訳をみると、**第39図**のとおりであり、児童福祉費が最も大きな割合（民生費総額の30.3%）を占め、以下、老人福祉費（同26.0%）、知的障害者等の福祉対策や他の福祉に分類できない総合的な福祉対策に要する経費である社会福祉費（同25.3%）、生活保護費（同18.0%）、非常災害によるり災者に対して行われる応急救助、緊急措置に要する経費等の災害救助費（同0.3%）の順となっている。

また、各費目の決算額を前年度と比べると、児童手当に係る制度改正（支給対象年齢の拡大）等により児童福祉費が4.9%増（前年度0.8%増）、老人保健医療事業会計繰出金の増加等により老人福祉費が4.2%増（同0.4%減）、国民健康保険事業会計（事業勘定）への繰出しの増加等により社会福祉費が1.5%増（同1.2%増）、被生活保護者数の増加等により生活保護費が4.8%増（同6.9%増）、台風、新潟県中越地震等、災害の影響により災害救助費が545.0%増（同51.8%増）となっている。

民生費の目的別歳出額の推移は**第40図**のとおりである。

これらの各費目を10年前（平成６年度）の決算額と比べると、生活保護費が1.72倍、児童福祉費が1.47倍、社会福祉費が1.28倍、老人福祉費が1.26倍と高い伸びを示しており、民生費総額の伸び（1.37倍）が歳出純計決算額の伸び（0.97倍）を上回る要因となっている。

目的別の構成比を団体種類別にみると、都道府県においては老人福祉費の構成比（45.5%）が最も大きく、以下、児童福祉費（22.8%）、社会福祉費（21.8%）、生活保護費（8.6%）の順となっている。

第39図　民生費の目的別内訳

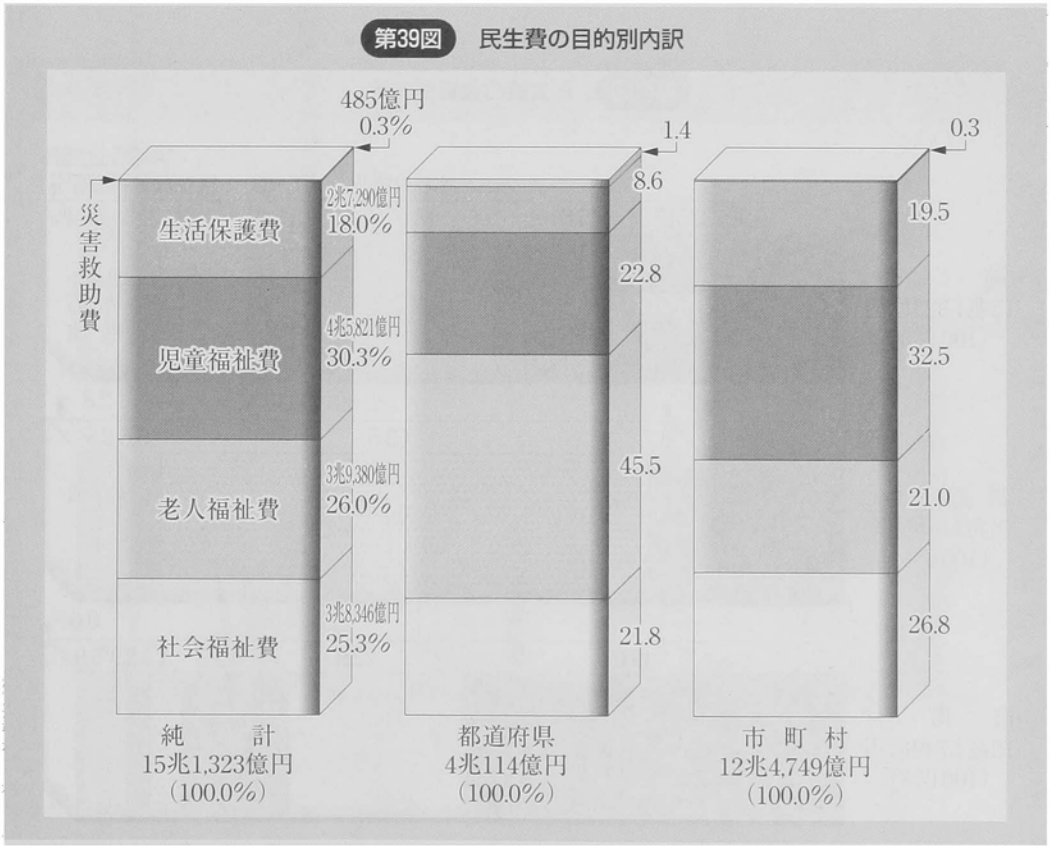

第40図　民生費の目的別歳出の推移

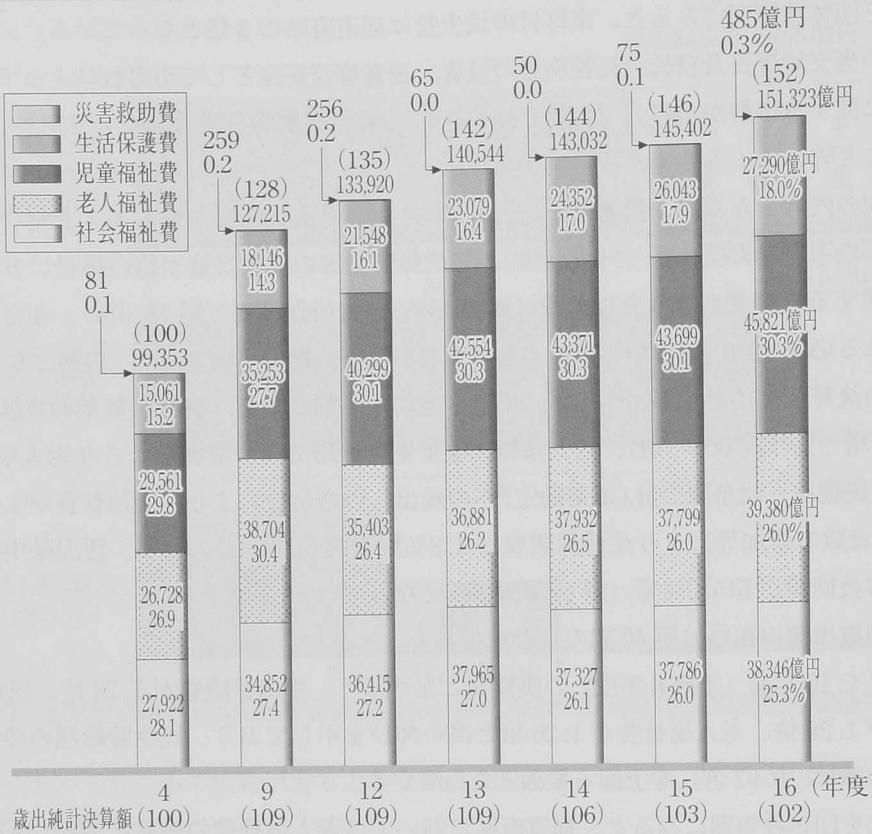

（注）（　）内の数値は、平成４年度を100として算出した指数である。

第41図　民生費の性質別内訳

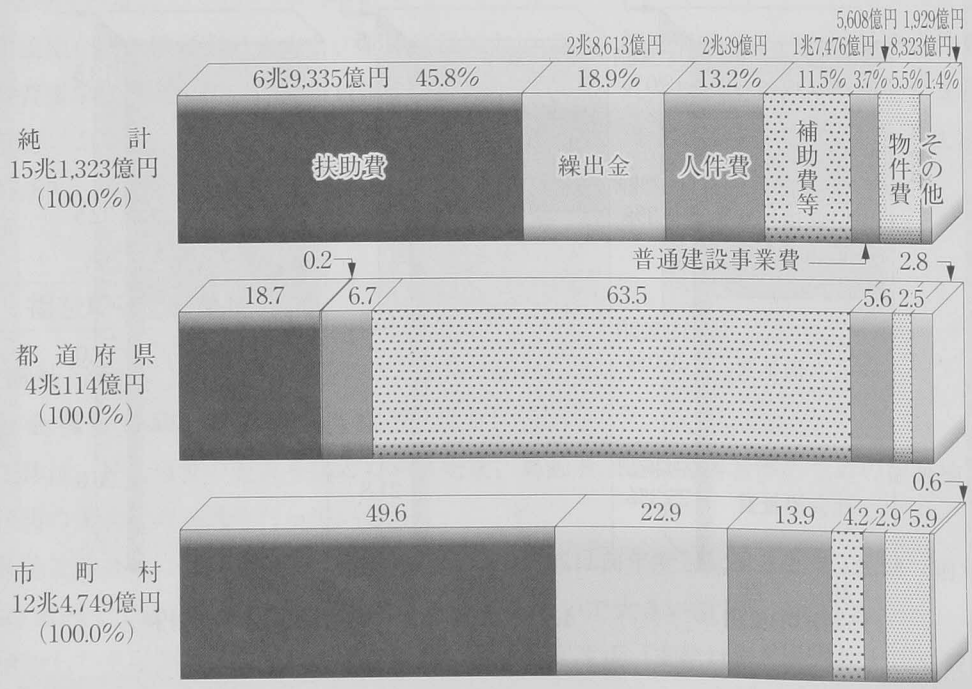

また、市町村においては児童福祉費の構成比（32.5%）が最も大きく、以下、社会福祉費（26.8%）、老人福祉費（21.0%）、生活保護費（19.5%）の順となっている。

民生費の性質別の内訳をみると、**第41図**のとおりであり、生活保護に要する経費、児童手当の支給に要する経費等の扶助費が最も大きな割合（民生費総額の45.8%）を占め、以下、国民健康保険事業会計（事業勘定）、介護保険事業会計（事業勘定）、老人保健医療事業会計等に対する繰出金（同18.9%）、人件費（同13.2%）、補助費等（同11.5%）、物件費（同5.5%）、普通建設事業費（同3.7%）の順となっている。

また、各費目の決算額を前年度と比べると、扶助費が6.6%増（前年度4.4%増）、繰出金が6.3%増（同8.3%増）、人件費が0.6%減（同2.9%減）、補助費等が8.7%増（同2.2%増）、物件費が0.7%増（同5.5%減）、普通建設事業費が22.3%減（同12.4%減）となっている。

地方公共団体は、地域の実情に応じた様々な地域福祉施策を展開するため積極的な役割を果たしているところであるが、今後少子・高齢化が更に進行していく中で、保健・福祉・医療施策を一層、総合的・計画的に実施するとともに、地域により密着したサービスの充実を図っていくことが求められている。

民生費の扶助費のうち、地域の特性に応じて実施される単独施策分の現状をみると、**第42図**のとおりである。

都道府県においては1,211億円（民生費の扶助費総額の16.2%）、市町村においては1兆540億円（同

第42図　民生費の目的別扶助費（補助・単独）の状況

その１　都道府県

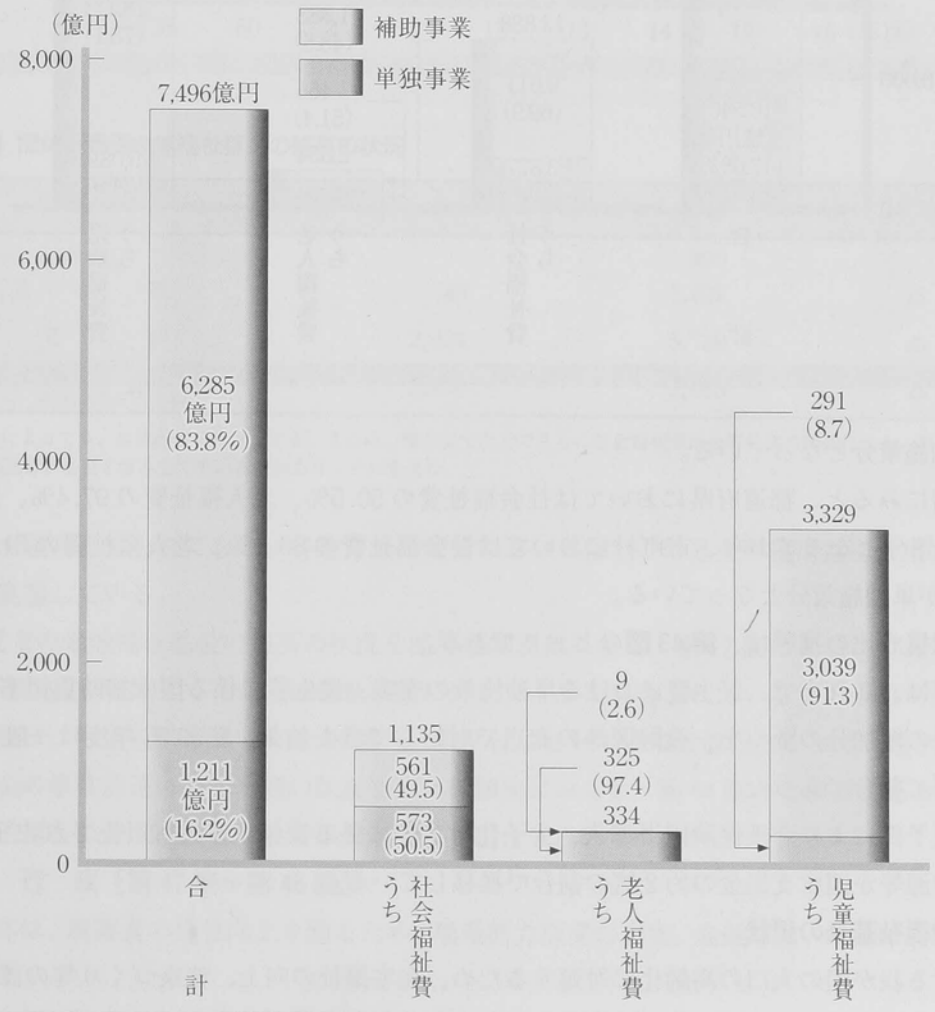

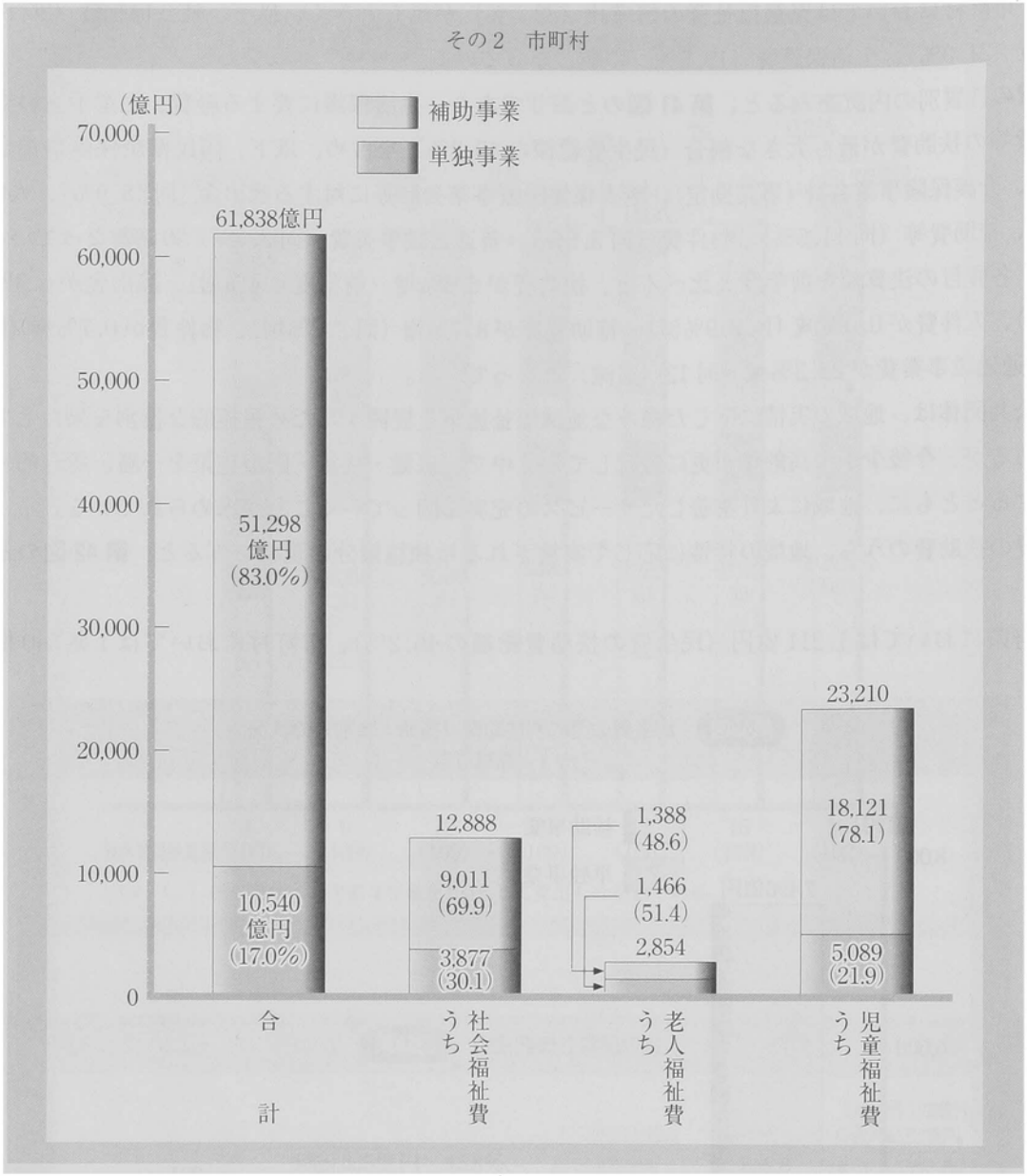

17.0%）が単独施策分となっている。

これを目的別にみると、都道府県においては社会福祉費の 50.5%、老人福祉費の 97.4%、児童福祉費の 8.7% が単独施策分となっており、市町村においては社会福祉費の 30.1%、老人福祉費の 51.4%、児童福祉費の 21.9% が単独施策分となっている。

民生費の財源構成比の推移は、**第 43 図**のとおりである。

地方公共団体は、これまで、民生費における単独施策の充実、民生費に係る国庫補助負担率の引下げ等を背景に、民生費の増加分の多くを一般財源等の充当で対応してきた結果、昭和 55 年度は一般財源等と国庫支出金はほぼ同じ割合であった。

近年は、補正予算により介護保険円滑導入、少子化対策等に係る交付金が追加計上された平成 11 年度を除いて、一般財源等が国庫支出金の約２倍の割合で推移している。

（イ）　地域福祉基金の現状

急速に進展する我が国の人口の高齢化に対処するため、在宅福祉の向上、健康づくり等の課題につき、民間活動の活発化を図りつつ、地域の特性に応じた高齢者保健福祉施策等を積極的に推進することを目的に、

第43図　民生費の財源構成比の推移

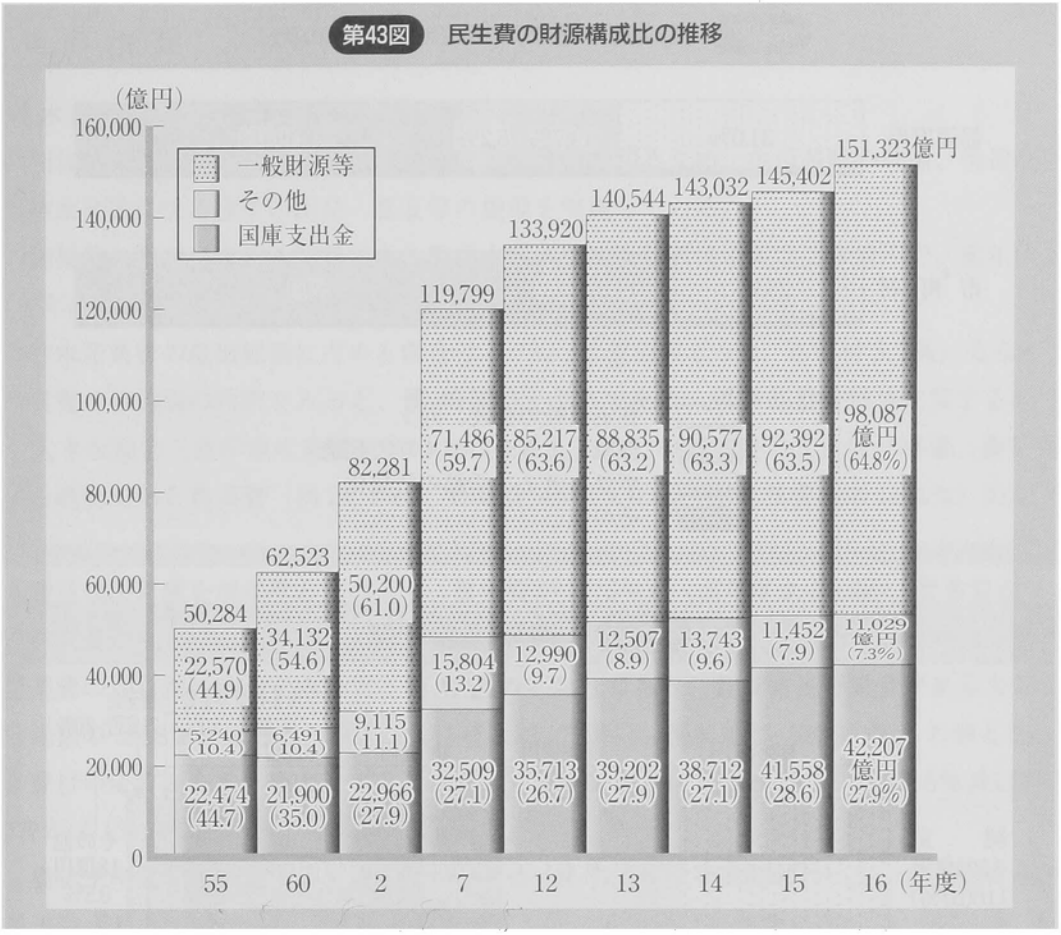

第17表　団体種類別地域福祉基金の残高の状況

区　　分	団　体　数	平成16年度末残高	増　減　率
		億円	%
都　道　府　県	46	1,897	△ 3.3
市　　町　　村	2,424	5,789	△ 13.1
合　　計	2,470	7,685	△ 10.9

（注）団体によっては、当該団体で積み立てず、または、積み立てた上でさらに社会福祉協議会等外部の団体に出えん等を行い、その外部団体が基金を積み立てている例があり、それを含む。

地域福祉基金が積み立てられており、各地方公共団体においては、この基金の運用益を活用して、さまざまな福祉事業を実施している。

平成16年度末の地域福祉基金の残高の状況を団体種類別にみると、**第17表**のとおりである。

また、基金運用益を利用して行う地域福祉事業にはソフト事業も含まれているが、そのソフト事業に対する運用益充当額は、都道府県においては46億円、市町村においては406億円となっている。

地域福祉基金の事業別運用益充当額の状況を団体種類別にみると、**第44図**のとおりであり、都道府県、市町村ともに在宅福祉の普及、向上に係る事業が大きな割合を占めている。

イ　労　働　行　政［第47表～第48表］

地方公共団体は、就業者の福祉向上を図るため、職業能力開発の充実、金融対策、失業対策等の施策を行っている。

これらの諸施策に要する経費である労働費の決算額は3,594億円で、前年度と比べると3.8%減（前年度

第44図　地域福祉基金の事業別運用益充当額の状況

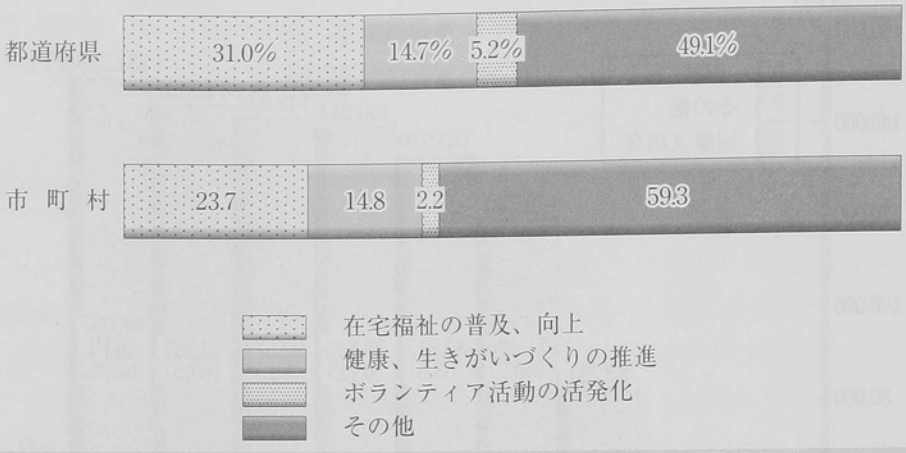

第45図　労働費の性質別内訳

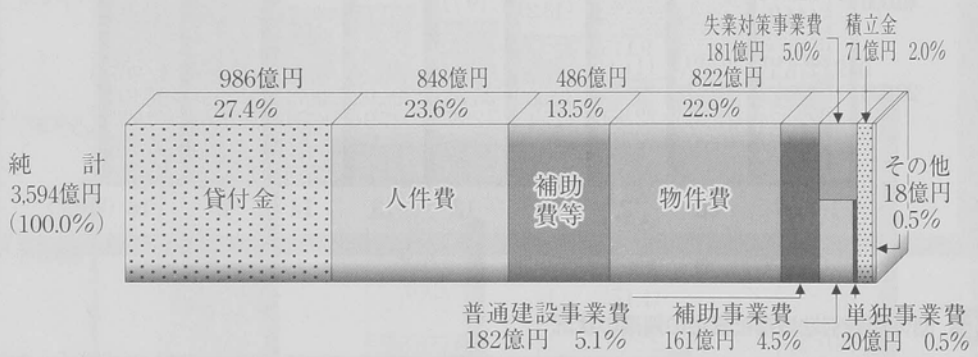

23.3%減）となっている。

また、労働費の歳出総額に占める割合は0.4%（都道府県0.5%、市町村0.4%）となっている。

労働費の目的別の内訳をみると、失業対策費は労働費総額の8.8%を占め、金融対策、福祉対策、職業訓練等に要する経費であるその他の経費が残りの91.2%を占めている。

また、各費目の決算額を前年度と比べると、失業対策費が2.7%増（前年度43.5%減）となっており、その他の経費が4.4%減（同20.8%減）となっている。

目的別の構成比を団体種類別にみると、都道府県においては労政費が46.8%、職業訓練費が34.8%、失業対策費が15.1%の順となっている。一方、市町村においては失業対策費が9.0%となっている。

労働費の性質別の内訳をみると、**第45図**のとおりであり、貸付金が最も大きな割合（労働費総額の27.4%）を占め、以下、人件費（同23.6%）、物件費（同22.9%）、補助費等（同13.5%）、普通建設事業費（同5.1%）、失業対策事業費（同5.0%）、積立金（同2.0%）の順となっている。

また、各費目の決算額を前年度と比べると、貸付金が8.3%減（前年度7.1%減）、人件費が3.6%減（同4.3%減）、物件費が3.2%減（同2.8%増）、補助費等が5.8%減（同22.1%減）、普通建設事業費が2.2%減（同32.4%減）、失業対策事業費が3.2%増（同4.2%減）、積立金が95.6%増（同95.6%減）となっている。

(4) 産業の振興

ア 農林水産行政［第49表～第54表］

地方公共団体は、農林水産業の振興と食糧の安定的供給を図るため、生産基盤の整備、構造改善、消費流通対策、農林水産業に係る技術の開発・普及等の施策を実施している。

これらの諸施策の推進に要する経費である農林水産業費の決算額は４兆3,218億円で、前年度と比べると7.9%減（前年度8.9%減）となっている。

また、農林水産業費の歳出総額に占める割合は4.7%（都道府県6.9%、市町村3.3%）となっている。

農林水産業費の目的別の内訳をみると、**第46図**のとおりであり、農業基盤整備等に要する経費である農地費が最も大きな割合（農林水産業費総額の39.1%）を占め、以下、農業改良普及事業、農業構造改善事業等に要する経費である農業費（同24.7%）、林業費（同20.9%）、水産業費（同11.1%）の順となっている。

また、各費目の決算額を前年度と比べると、農地費が10.6%減（前年度9.4%減）、農業費が9.2%減（同8.0%減）、林業費が0.0%減（同10.6%減）、水産業費が10.7%減（同7.9%減）となっている。

農林水産業費の性質別の内訳をみると、**第47図**のとおりであり、普通建設事業費が最も大きな割合（農林水産業費総額の55.8%）を占め、以下、人件費（同17.9%）、補助費等（同9.1%）の順となっている。

また、各費目の決算額を前年度と比べると、普通建設事業費が前年度と比べると13.6%減(前年度12.1%減)、人件費が2.1%減（同3.5%減）となっている。

さらに、農林水産業費において最も大きな割合を占める普通建設事業費について、目的別にその構成比をみると、農地費が最も大きな割合（農林水産業費における普通建設事業費の55.1%）を占め、以下、林業費（同21.6%）、水産業費（同13.2%）、農業費（同7.5%）の順となっている。

第46図　農林水産業費の目的別内訳

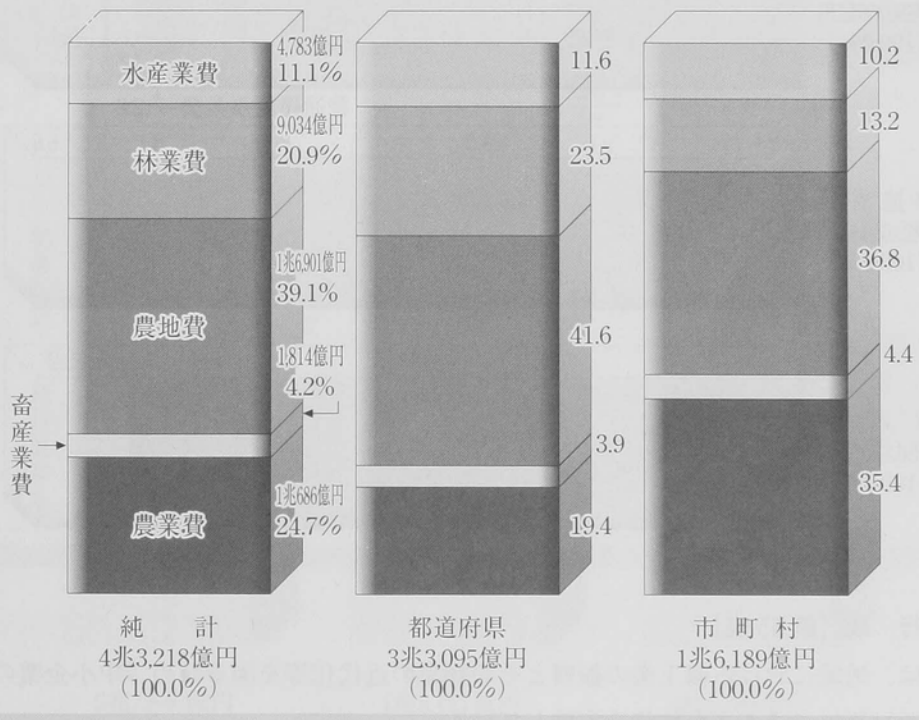

第47図　農林水産業費の性質別内訳

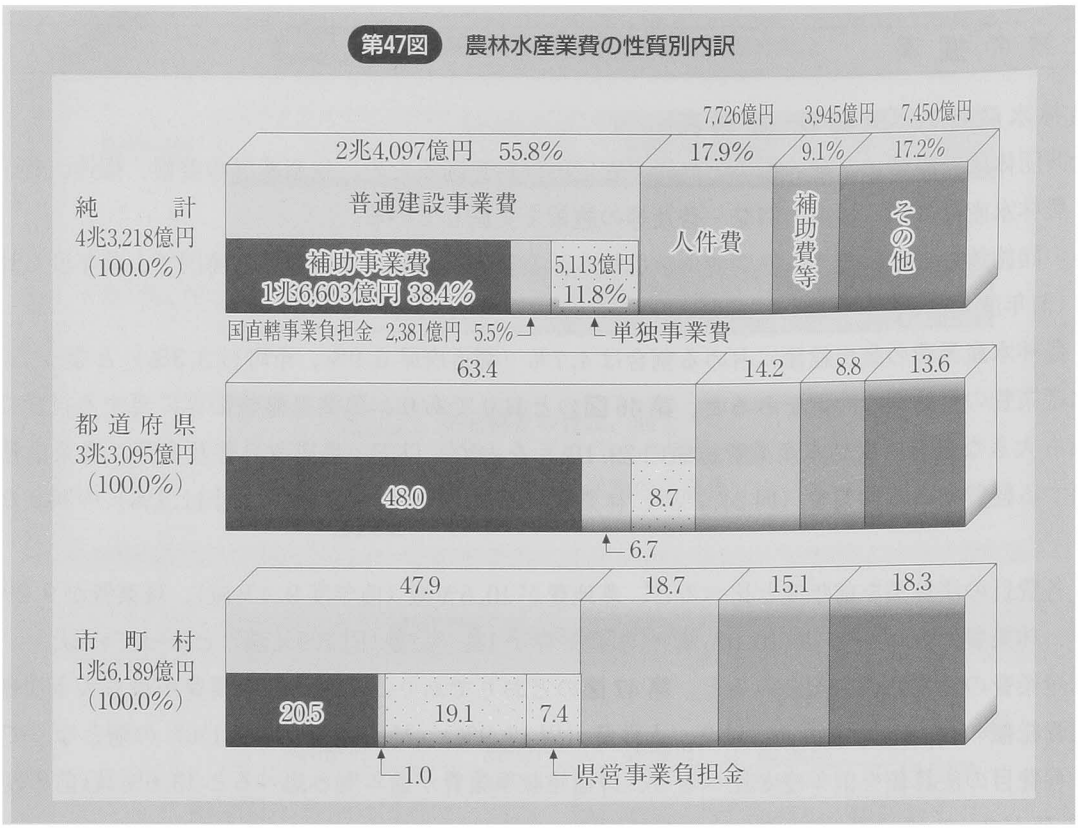

第48図　商工費の性質別内訳

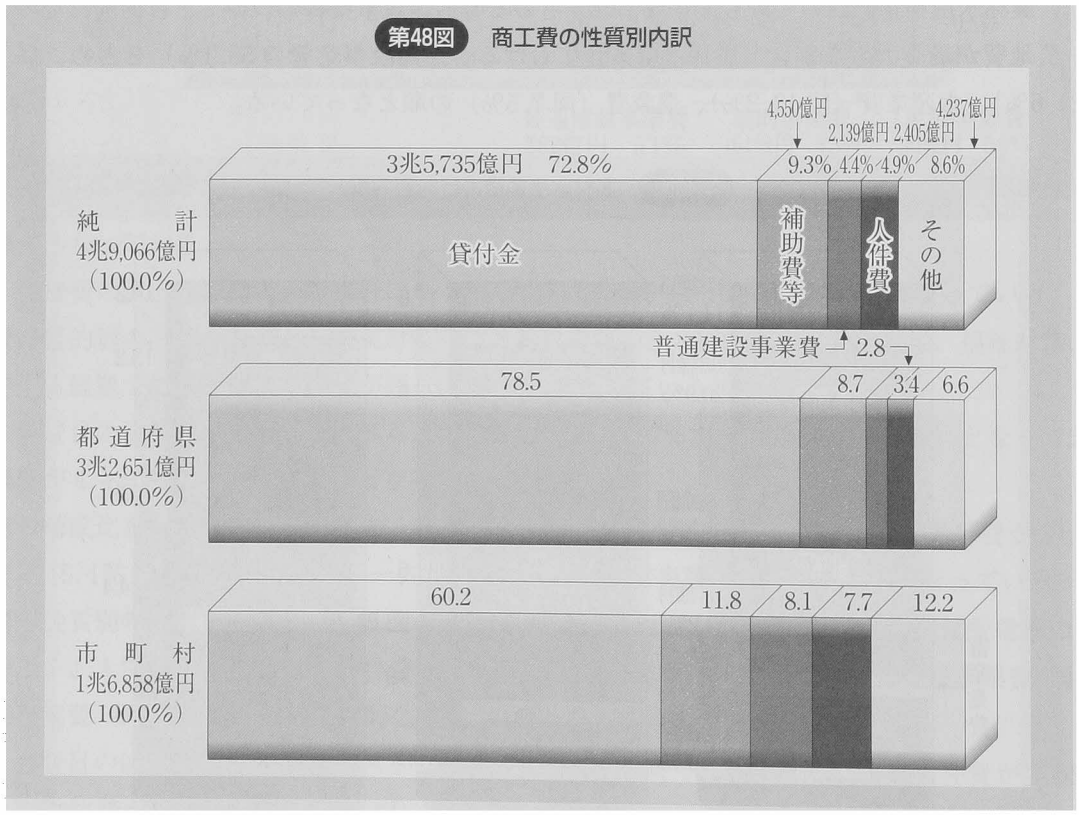

イ　商　工　行　政［第55表］

地方公共団体は、地域における商工業の振興とその経営の近代化等を図るため、中小企業の指導育成、企業誘致、消費流通対策等さまざまな施策を実施している。

これらの諸施策の推進に要する経費である商工費の決算額は４兆9,066億円で、前年度と比べると1.4%

増（前年度2.9%減）となっている。

また、商工費の歳出総額に占める割合は5.4% となっている（都道府県6.8%、市町村3.4%）。

商工費の性質別の内訳をみると、**第48図**のとおりであり、貸付金が最も大きな割合（商工費総額の72.8%）を占め、以下、補助費等（同9.3%）、人件費（同4.9%）の順となっている。

また、各費目の決算額を前年度と比べると、貸付金が0.0%増（前年度1.9%減）、補助費等が6.3%減（同2.6%増）、人件費が0.2%減（同2.9%減）となっている。

性質別の構成比を団体種類別にみると、都道府県においては貸付金が大部分（78.5%）を占めている。また、市町村においても貸付金が最も大きな割合（60.2%）を占め、次いで補助費等（11.8%）の順となっている。

(5)　保健衛生と環境保全

ア　保　健　衛　生［第42表～第46表］

地方公共団体は、住民の健康を保持増進し、生活環境の改善を図るため、医療、公衆衛生、精神衛生等に係る対策を推進するとともに、し尿・ごみなど一般廃棄物の収集・処理等、住民の日常生活に密着した諸施策を実施している。

これらの諸施策の推進に要する経費である衛生費の決算額は5兆7,846億円で、前年度と比べると1.9%減（前年度8.7%減）となっている。

また、衛生費の歳出総額に占める割合は6.3%（都道府県3.1%、市町村9.0%）となっている。

衛生費の目的別の内訳をみると、**第49図**のとおりであり、保健衛生、精神衛生及び母子衛生等に要する経費である公衆衛生費が最も大きな割合（衛生費総額の55.3%）を占め、次いで一般廃棄物等の収集処理等に要する経費である清掃費（同39.8%）となっている。これらの経費を合わせると、衛生費全体の９割以上を占めている。

第49図　衛生費の目的別内訳

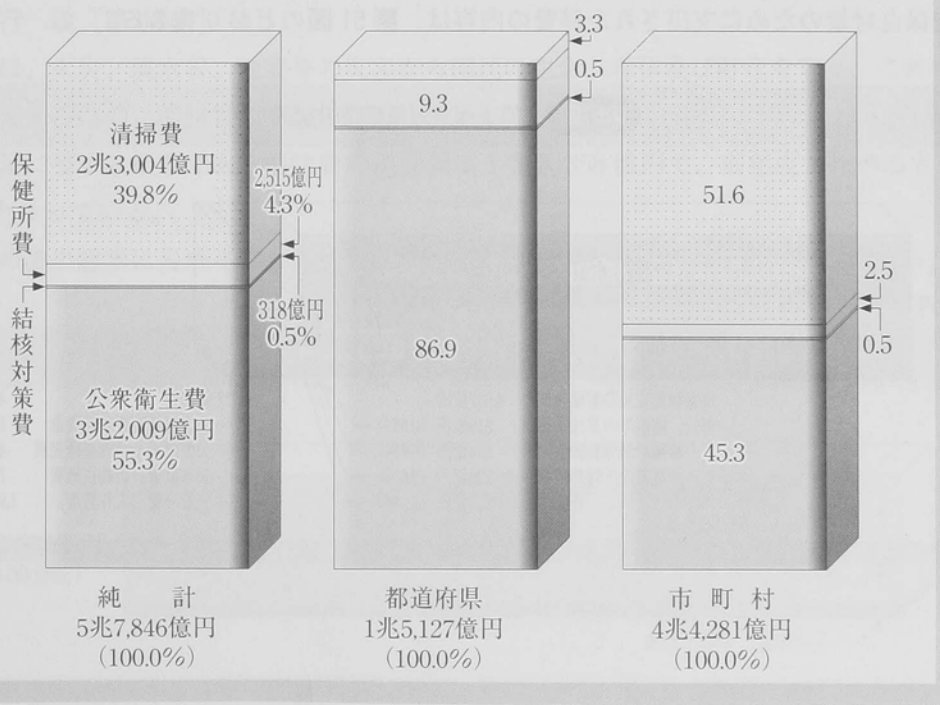

第50図　衛生費の性質別内訳

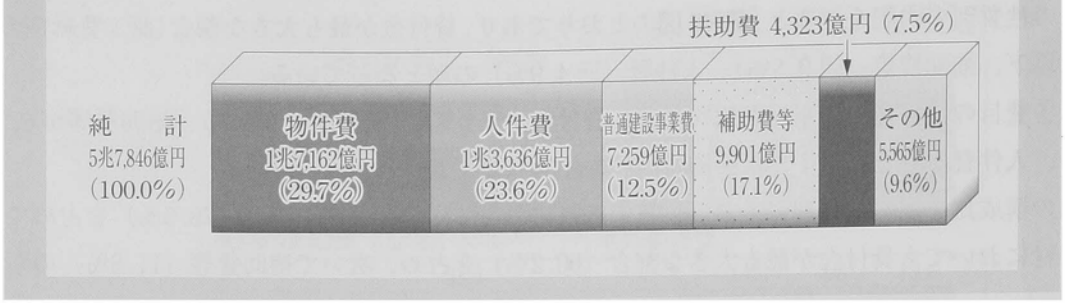

目的別の構成比を団体種類別にみると、都道府県においては公衆衛生費が大部分（86.9%）を占め、市町村においては清掃費（51.6%）、公衆衛生費（45.3%）の順となっている。

また、各費目の決算額を前年度と比べると、公衆衛生費が1.8%減（前年度1.7%減）、清掃費が2.0%減（同17.2%減）、保健所費が1.3%減（同4.0%減）となっている。

衛生費の性質別の内訳をみると、**第50図**のとおりであり、ごみ処理等の委託に要する経費等である物件費（衛生費総額の29.7%）、清掃関係職員、公衆衛生関係職員の職員給等である人件費（同23.6%）、補助費等（同17.1%）、普通建設事業費（同12.5%）の順となっている。

また、各費目の決算額を前年度と比べると、人件費が1.5%減（前年度3.8%減）、補助費等が3.1%減（同0.3%増）、普通建設事業費が8.4%減（同40.2%減）となる一方、物件費が0.4%増（同2.5%増）となっている。

イ　環　境　保　全

地方公共団体は、身近な生活環境を良好に保全するため、汚水・廃棄物の適正な処理、公害問題への対応、リサイクルの推進等さまざまな環境保全のための施策を推進している。

これらの諸施策の推進に要する経費（環境基本法（平成５年法律第91号）第２条第３項に規定する「公害」の防止対策に係る経費で、地方公営企業会計に係るものを含む。）の総額は３兆5,389億円（都道府県7,639億円、市町村２兆7,749億円）で、前年度と比べると11.2%減（前年度15.5%減）となっている。

なお、環境保全対策のために支出された経費の内容は、**第51図**のとおりである。

第51図　環境保全対策経費の状況

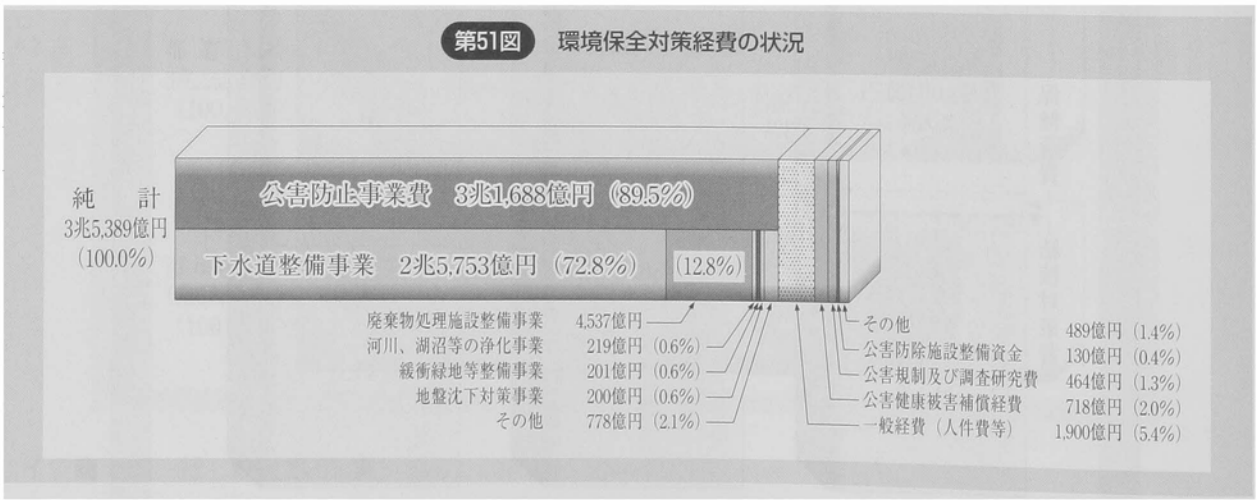

(6) 警察と消防

ア 警察行政［第63表～第64表］

都道府県は、犯罪の防止、交通安全の確保その他地域社会の安全と秩序を維持し、国民の生命、身体及び財産を保護するため、警察行政を推進している。

これらの諸施策に要する経費である警察費の決算額は３兆3,377億円で、前年度と比べると0.7%減（前年度1.3%減）となっている。

また、警察費の歳出総額に占める割合は3.7%（都道府県歳出総額の6.9%）となっている。

警察費の性質別の内訳をみると、**第52図**のとおりであり、警察官の職員給等である人件費が最も大きな割合（警察費総額の83.1%）を占め、以下、物件費（同9.8%）、警察施設、交通信号機の設置等に要する経費である普通建設事業費（同5.8%）の順となっている。

また、各費目の決算額を前年度と比べると、人件費が0.1%増（前年度0.8%減）、物件費が0.7%増（同0.5%減）、普通建設事業費が12.3%減（同8.6%減）となっている。

なお、国家公務員である警視正以上の階級にある地方警務官を除く都道府県警察職員総数は、平成17年4月1日現在、27万4,173人（前年同期27万770人）となっており、その内訳は、警察官24万5,374人（同24万1,913人）、警察事務職員等2万8,799人（同2万8,857人）となっている。

第52図　警察費の性質別内訳

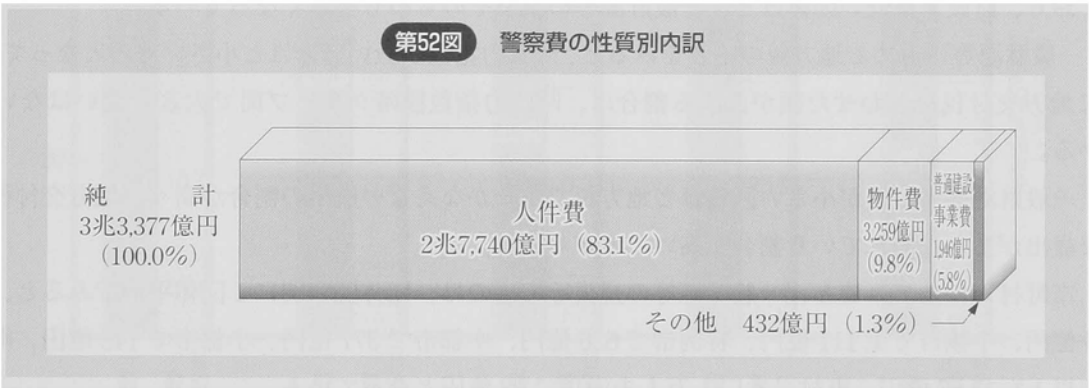

イ 消防行政［第62表］

地方公共団体は、火災、風水害、地震等の災害から国民の生命、身体及び財産を守り、これらの災害を防除し、被害を軽減するため、消防行政を推進している。

これらの諸施策に要する経費である消防費の決算額は１兆8,358億円で、前年度と比べると0.9%増（前年度2.1%減）となっている。

また、消防費の歳出総額に占める割合は2.0%（都道府県0.5%、市町村3.4%）となっている。

第53図　消防費の性質別内訳

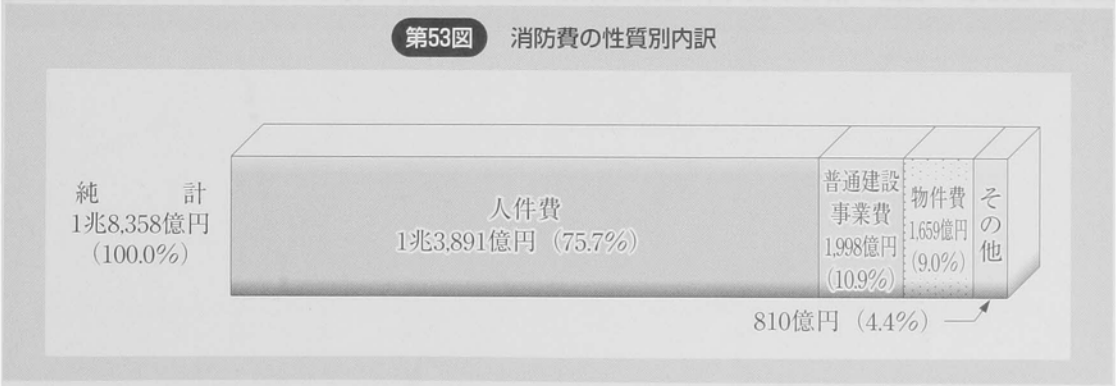

消防費の性質別の内訳をみると、**第53図**のとおりであり、消防関係職員の職員給等である人件費が最も大きな割合（消防費総額の75.7%）を占め、以下、消防施設の整備、消防自動車の購入等に要する経費である普通建設事業費（同10.9%）、物件費（同9.0%）の順となっている。

また、各費目の決算額を前年度と比べると、人件費が0.5%増(前年度1.4%減)、普通建設事業費が0.6%減（同8.6%減)、物件費が3.0%増（同1.6%減）となっている。

なお、消防関係職員数は、平成17年4月1日現在、15万5,792人（前年同期15万5,317人）となっている。

(7)　目的別歳出充当一般財源等の状況

使途の特定されていない財源である一般財源等の歳出への充当について、一般財源等を地方税、地方交付税、臨時財政対策債及びその他に、歳出を目的別にそれぞれ分類した上で、道府県については財政力指数段階グループ別に、市町村（特別区及び一部事務組合等を除く。以下、この項において同じ。）については団体区分別に比較分析してみると、**第54図**のとおりとなる。

まず、道府県についてみると、一般財源等の規模そのものは、財政力指数段階グループ別に1団体平均でみると、B_1で1兆3,437億円、B_2で1兆279億円、Cで5,551億円、Dで5,034億円、Eで3,691億円となっており、財政力が低い団体ほど、一般財源等の規模そのものも小さくなっている。

次に、一般財源等に占める地方税の割合をみると、財政力指数が低い区分ほど小さいものとなっているが、地方税に地方交付税を合わせた額が占める割合は、財政力指数段階グループ間で大きな違いはないものとなっている。

また、一般財源等の規模が小さい区分ほど地方税ではまかなえない歳出の割合が高く、地方交付税によって必要な歳出がまかなわれている割合が高いことがわかる。

次に、市町村についてみると、一般財源等の規模そのものは、団体区分別に1団体平均でみると、大都市で4,725億円、中核市で1,111億円、特例市で626億円、中都市で377億円、小都市で148億円、町村（人口1万人以上）で57億円、町村（人口1万人未満）で28億円となっている。

また、一般財源等に占める地方税の割合をみると、他の都市と行政権能が異なる大都市、中核市及び特例市においては60%台でほぼ同等である一方、中都市で59.0%、小都市で42.2%、町村（人口1万人以上）で36.5%、町村（人口1万人未満）で18.6%となっている。

このように、市町村についても都道府県と同様に、一般財源等に占める地方税の割合が低い団体区分ほど、一般財源等の規模そのものも小さくなっているが、地方税に地方交付税を合わせた額が一般財源等に占める割合では、団体区分間で大きな違いはないものとなっている。更に、一般財源等の規模が小さい区分ほど地方税ではまかなえない歳出の割合が高く、地方交付税によって必要な歳出がまかなわれている割合が高いことがわかる。

第54図　目的別歳出充当一般財源等の状況

その１　道府県（財政力指数別）

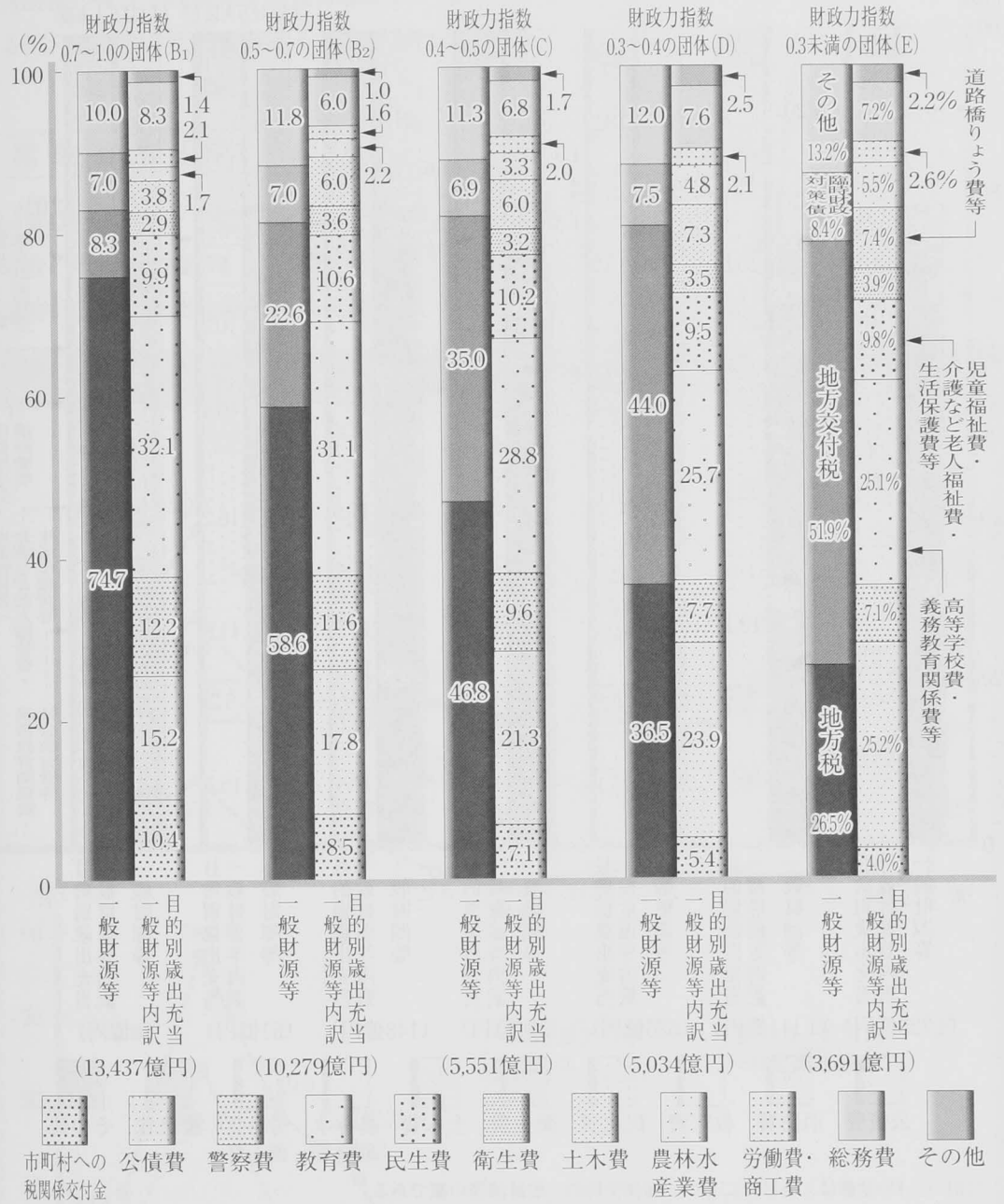

（注）（　）の金額は、各グループごとの一団体平均の一般財源等の額である。

その２　市町村（団体区分別）

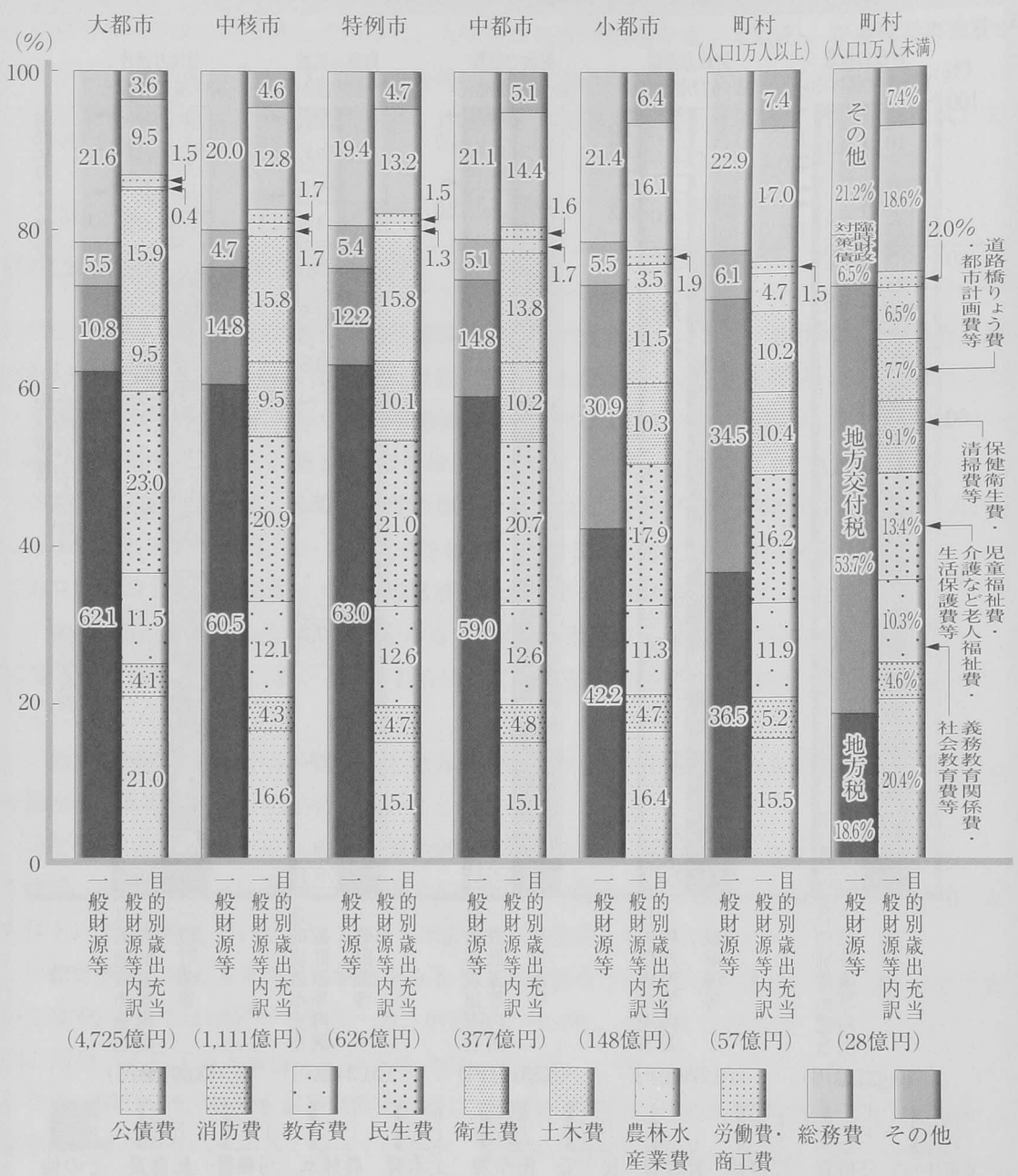

（注）（　）の金額は、各区分ごとの一団体平均の一般財源等の額である。

5　地方経費の構造

地方公共団体の経費を経済的な性質に着目して分類すると、義務的経費、投資的経費及びその他の経費に大別されるが、これらの状況をみると、次のとおりである。

(1)　義務的経費［第71表］

義務的経費は、人件費、扶助費及び公債費からなっている。

義務的経費の決算額は46兆1,714億円で、前年度と比べると0.1%増（前年度0.1%減）となっている。また、義務的経費の歳出総額に占める割合は50.6%で、前年度と比べると0.8%ポイントの上昇となっ

第55図　人件費の推移

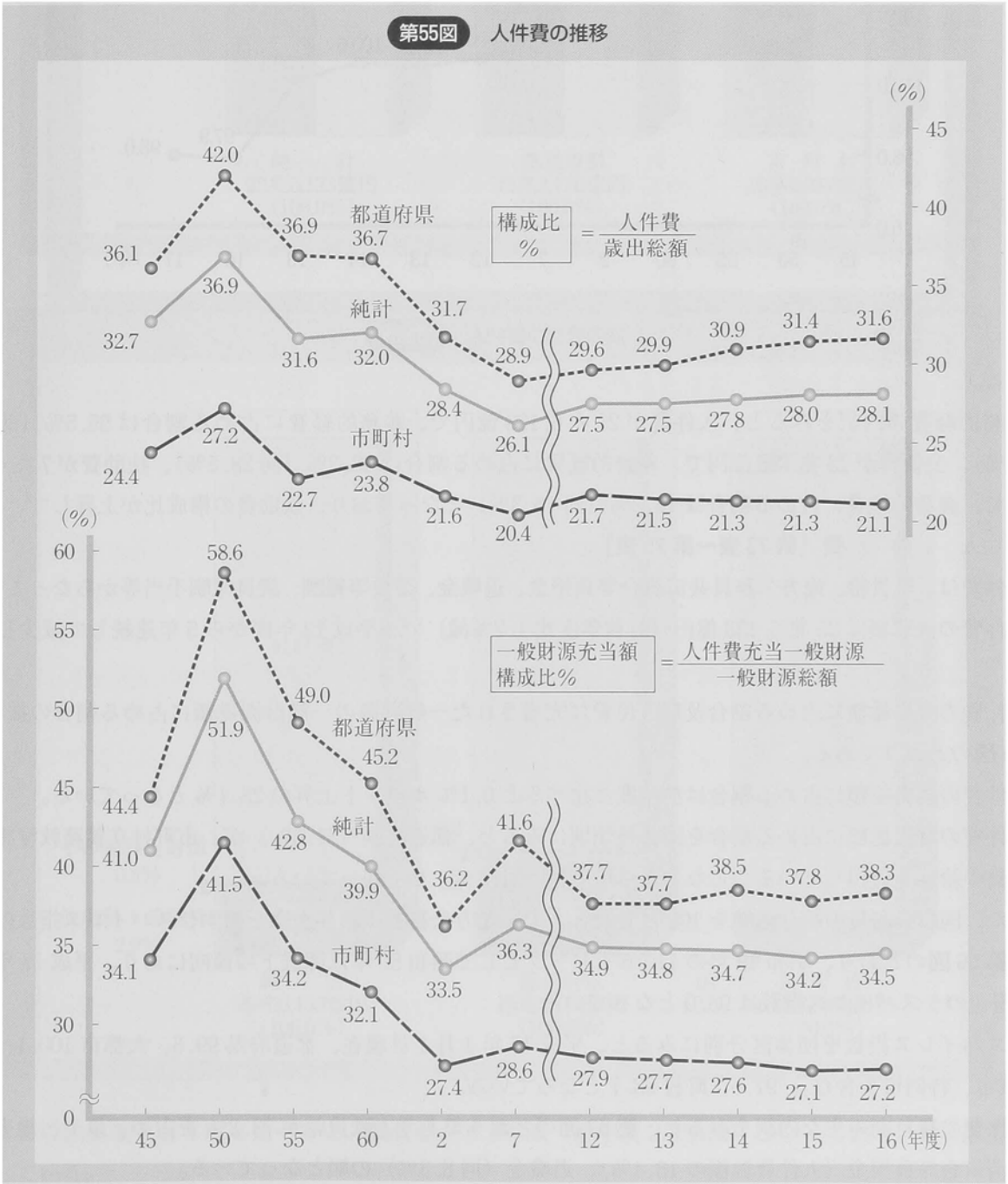

第56図　ラスパイレス指数の推移

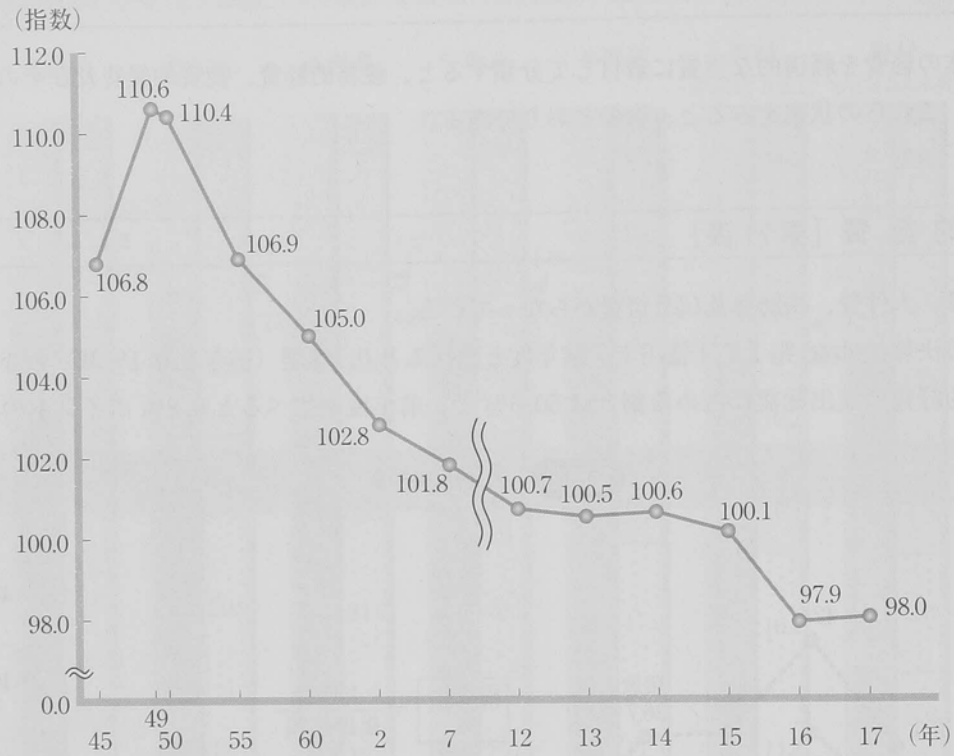

ている。

義務的経費の内訳をみると、人件費が25兆6,133億円で、義務的経費に占める割合は55.5%（前年度56.2%）、公債費が13兆786億円で、義務的経費に占める割合は28.3%（同28.5%）、扶助費が7兆4,795億円で、義務的経費に占める割合は16.2%（同15.3%）となっており、扶助費の構成比が上昇している。

ア　人　　件　　費［第73表～第75表］

人件費は、職員給、地方公務員共済組合等負担金、退職金、委員等報酬、議員報酬手当等からなっている。

人件費の決算額は25兆6,133億円（対前年度比1.2%減）で、平成12年度から5年連続して減少している。

人件費の歳出総額に占める割合及び人件費に充当された一般財源の一般財源総額に占める割合の推移は、**第55図**のとおりである。

人件費の歳出総額に占める割合は前年度と比べると0.1%ポイント上昇の28.1%となっている。

人件費の歳出総額に占める割合を団体種類別にみると、都道府県（31.6%）が、市町村立義務教育諸学校教職員の給与を負担していることなどから市町村（21.1%）を上回っている。

また、国家公務員の給与水準を100としたときの、地方公務員の給与水準を指すラスパイレス指数の推移は、**第56図**のとおり、昭和49年の110.6をピークとして昭和50年以降低下の傾向にあり、平成17年4月1日現在のラスパイレス指数は98.0となっている。

ラスパイレス指数を団体区分別にみると、平成17年4月1日現在、都道府県99.6、大都市100.1、都市（中核市、特例市を含む。）97.6、町村93.7となっている。

人件費の費目別の主な内訳をみると、**第57図**のとおりであり、職員給が73.2%を占め、以下、地方公務員共済組合等負担金（人件費総額の13.4%）、退職金（同8.3%）の順となっている。

第57図　人件費の項目別内訳

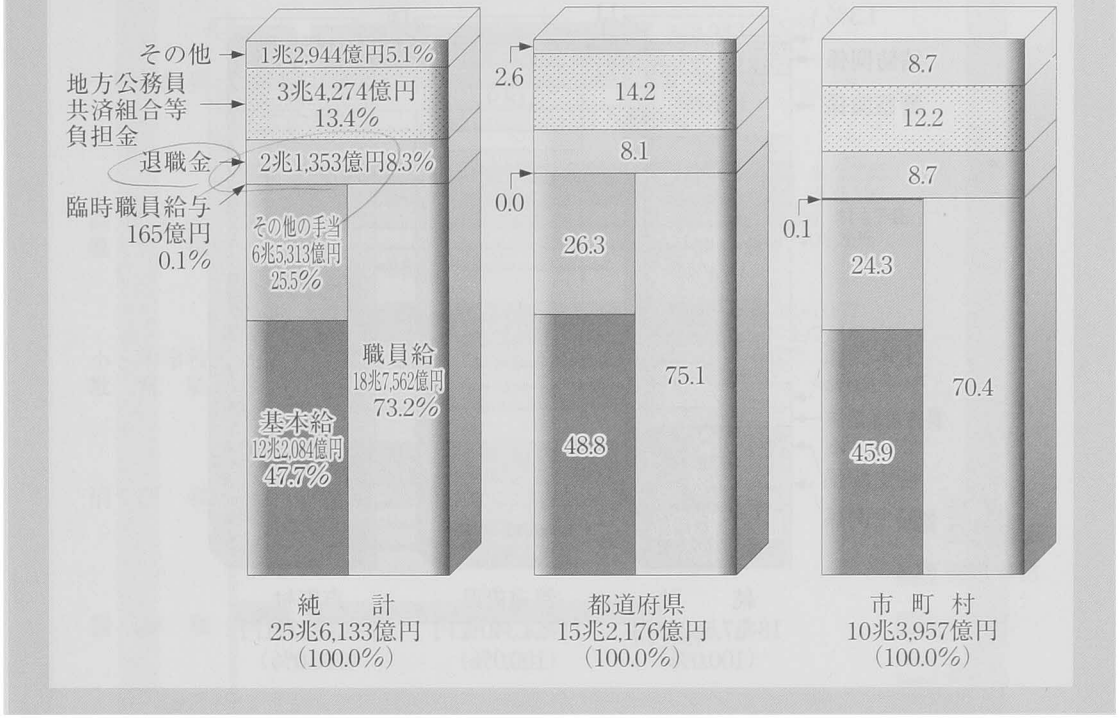

第58図　人件費の財源内訳

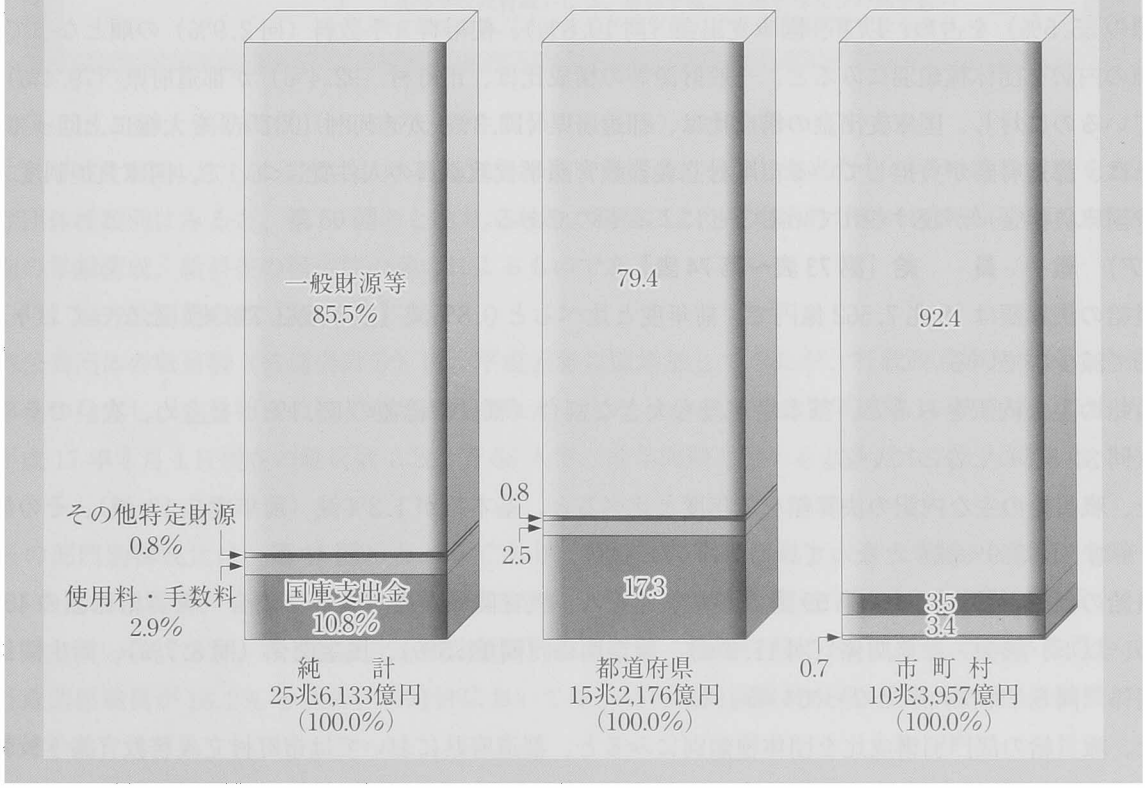

各費目の決算額を前年度と比べると、職員給が0.8%減（前年度2.7%減）となっており、6年連続して減少している。

第59図　職員給の部門別構成比の状況

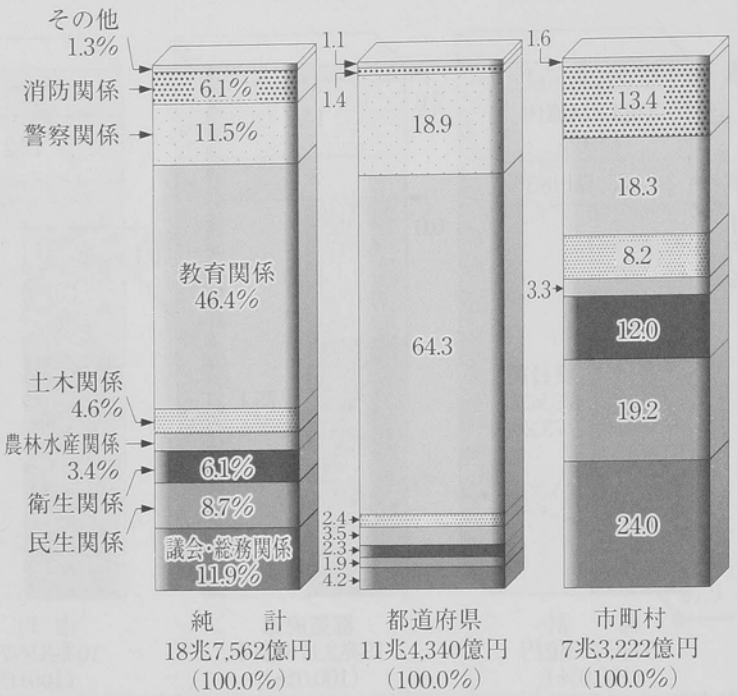

また、地方公務員共済組合等負担金が0.4%減（前年度1.7%減）、退職金が6.3%減（同6.6%増）となっている。

人件費に充当された財源の内訳をみると、**第58図**のとおりであり、一般財源等が最も大きな割合（人件費総額の85.5%）を占め、以下、国庫支出金（同10.8%）、使用料・手数料（同2.9%）の順となっている。

財源の内訳を団体種類別にみると、一般財源等の構成比は、市町村（92.4%）が都道府県（79.4%）を上回っているのに対し、国庫支出金の構成比は、都道府県（17.3%）が市町村（0.7%）を大幅に上回っている。

これは、都道府県が負担している市町村立義務教育諸学校教職員の人件費について、国庫負担制度（義務教育費国庫負担金）が設けられていることによるものである。

（ア）　職　　員　　給［第73表～第74表］

職員給の決算額は18兆7,562億円で、前年度と比べると0.8%減（前年度2.7%減）となっており、6年連続して減少している。

職員給の主な内訳をみると、基本給が最も大きな割合（職員給総額の65.1%）を占め、次いでその他の手当（同34.8%）となっている。

また、職員給の主な内訳の決算額を前年度と比べると、基本給が1.3%減（前年度2.1%減）、その他手当が0.1%増（同3.9%減）となっている。

職員給の部門別構成比は、**第59図**のとおりであり、教育関係が最も大きな割合（職員給総額の46.4%）を占め、以下、議会・総務関係（同11.9%）、警察関係（同11.5%）、民生関係（同8.7%）、衛生関係及び消防関係（同6.1%）の順となっている。

また、職員給の部門別構成比を団体種類別にみると、都道府県においては市町村立義務教育諸学校教職員の人件費を負担していることから、教育関係が最も大きな割合（64.3%）を占め、警察関係（18.9%）と合わせて全体の83.2%を占めている。

一方、市町村においては議会・総務関係が最も大きな割合(24.0%)を占めており、以下、民生関係(19.2%)、

第60図　地方公務員１人当たり平均給料月額
（普通会計、団体種類別、職種別）

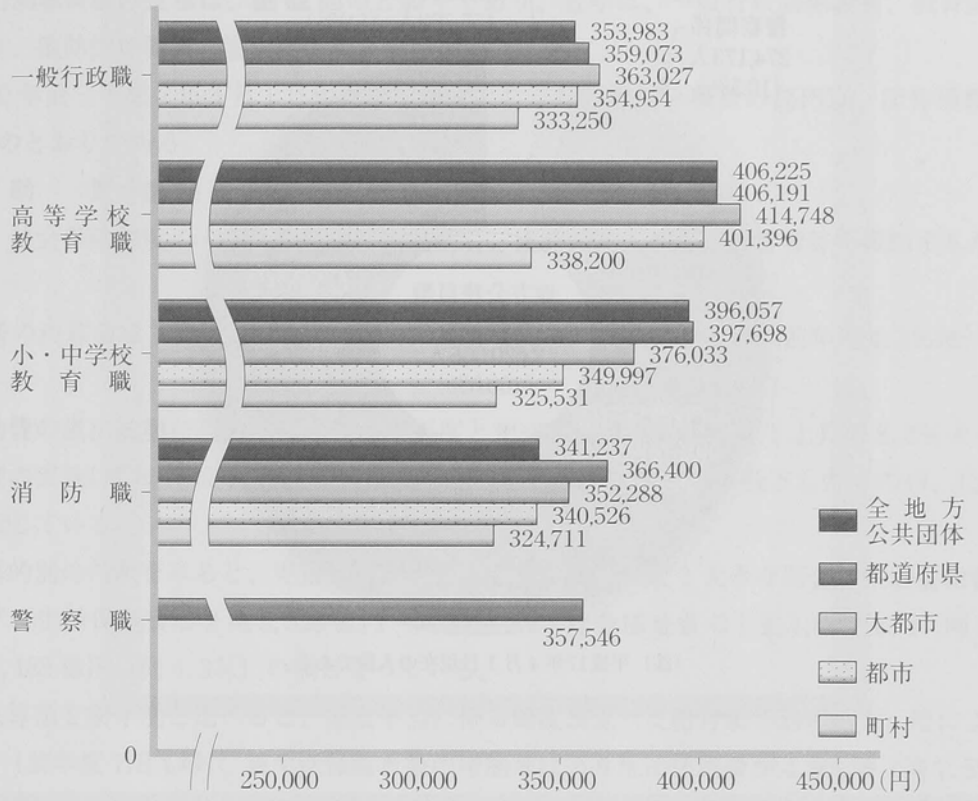

（注）１　平成17年４月１日現在の額である。
２　「都市」には、中核市、特例市を含む。
３　「高等学校教育職」には、専修学校、各種学校及び特殊学校の教育職を含み、「小・中学校教育職」には、幼稚園教育職を含む。

教育関係（18.3%）、消防関係（13.4%）、衛生関係（12.0%）の順となっている。

次に、平成17年４月１日現在における地方公務員（普通会計分）１人当たりの平均給料月額を主な職種別及び団体種類別にみると、**第60図**のとおりである。職種により平均給料月額に差があるのは、主として、職種別の年齢構成、給料表の構造等の違いによるものである。

（イ）　地方公務員の数［第75表］

地方公共団体の職員数（普通会計分）は、平成元年以降増加してきたが、行政改革が積極的に推進され、事務事業の見直し、定員管理の適正化等が行われたことなどから、平成７年以降11年連続して減少しており、平成17年４月１日現在の職員数は262万66人で、前年同期と比べると３万1,712人減少（1.2%減）している。

職員の部門別構成比は、**第61図**のとおりであり、教育関係職員が最も大きな割合（全地方公務員数の43.7%）を占め、以下、一般行政関係職員（同39.9%）、警察関係職員（同10.5%）、消防関係職員（同5.9%）の順となっている。なお、職員構成比を団体種類別にみると、都道府県においては教育関係職員が62.5%、一般行政関係職員が18.2%を占め、市町村においては一般行政関係職員が69.6%、教育関係職員が18.0%を占めている。

部門別職員数を前年同期と比べると、警察関係職員が3,403人増加、消防関係職員が475人増加となる一方、一般行政関係職員が１万9,877人減少、教育関係職員が１万5,713人減少している。一般行政関係職員の増減の内訳をみると、農林水産関係職員が4,388人減少、民生関係職員が4,257人減少、衛生関係職員が

第61図　地方公務員数の状況

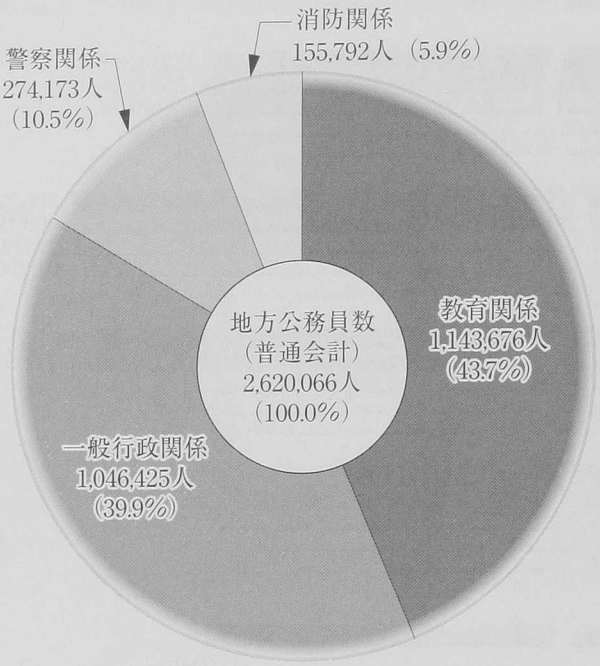

（注）平成17年４月１日現在の人数である。

第62図　地方公務員数の推移

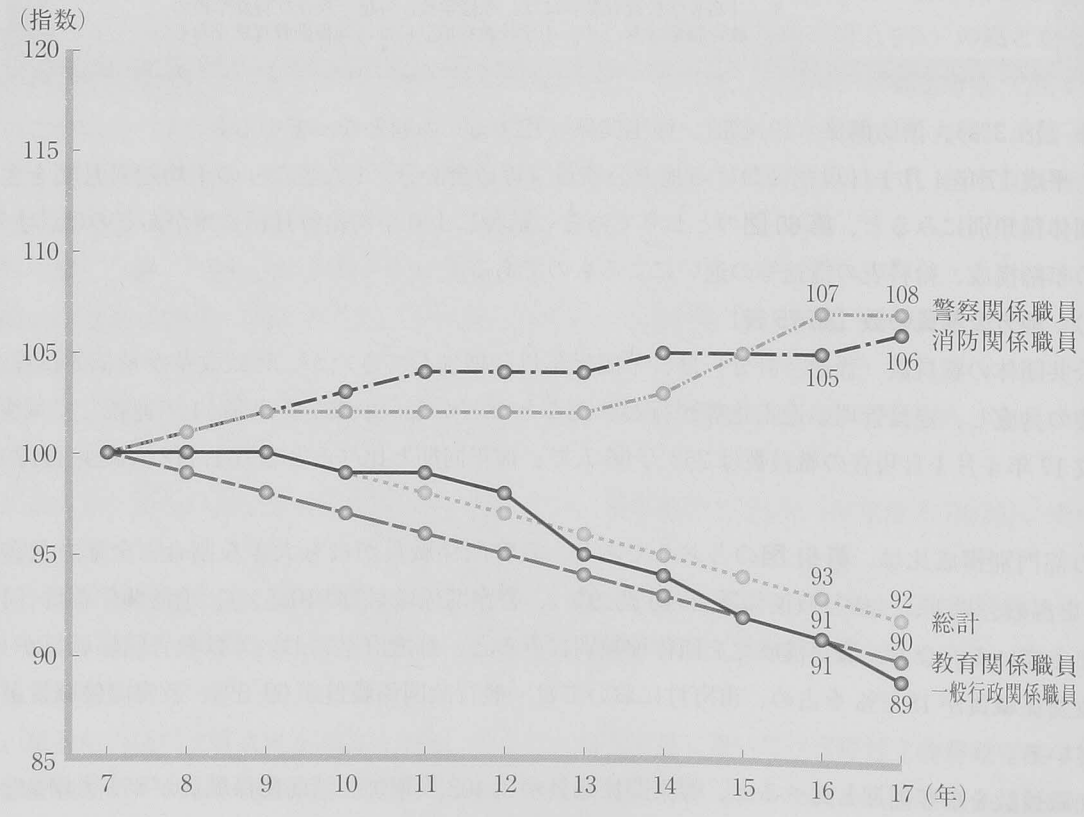

（注）平成７年４月１日現在の人数を100とした場合の指数である。

4,066 人減少、土木関係職員が 3,702 人減少、議会・総務関係職員が 2,154 人減少、税務関係職員が 1,467 人減少、労働関係職員が 285 人減少、商工関係職員が 442 人増加している。

また、部門別職員数の推移は、**第 62 図**のとおりであり、近年は、一般行政関係職員、教育関係職員が減少傾向にあり、消防関係職員、警察関係職員が増加傾向にある。

さらに、10 年前（平成７年４月１日現在）と比較した一般行政関係職員の部門別、団体種類別増減状況は、**第 63 図**のとおりである。

イ　扶　　助　　費［第 78 表］

扶助費は、社会保障制度の一環として、生活困窮者、児童、老人、心身障害者等を援助するために要する経費である。

この扶助費の決算額は７兆 4,795 億円であり、前年度と比べると 6.3%増（前年度 4.3%増）となっている。

また、扶助費の歳出総額に占める割合は、前年度と比べると 0.6% ポイント上昇の 8.2% となっている。介護保険制度の実施に伴い平成 12 年度は前年度と比べると 0.6% ポイント低下したものの、13 年度以降は再び上昇に転じている。

扶助費の目的別の内訳をみると、児童福祉費が２兆 6,539 億円で最も大きな割合（扶助費総額の 35.5%）を占め、以下、生活保護費の２兆 5,528 億円（同 34.1%）、社会福祉費の１兆 4,023 億円（同 18.7%）、老人福祉費の 3,188 億円（同 4.3%）の順となっている。

各費目の決算額を前年度と比べると、児童手当に係る制度改正（支給対象年齢の拡大）等により児童福祉費が 9.6%増（前年度 1.9%増）、被生活保護者数の増加等により生活保護費が 4.9%増（同 7.5%増）、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（平成 13 年４月 13 日法律第 31 号）に基づく事務の増

第63図　一般行政関係職員の部門別、団体種類別増減状況
（平成 17 年４月１日と平成７年４月１日との比較）

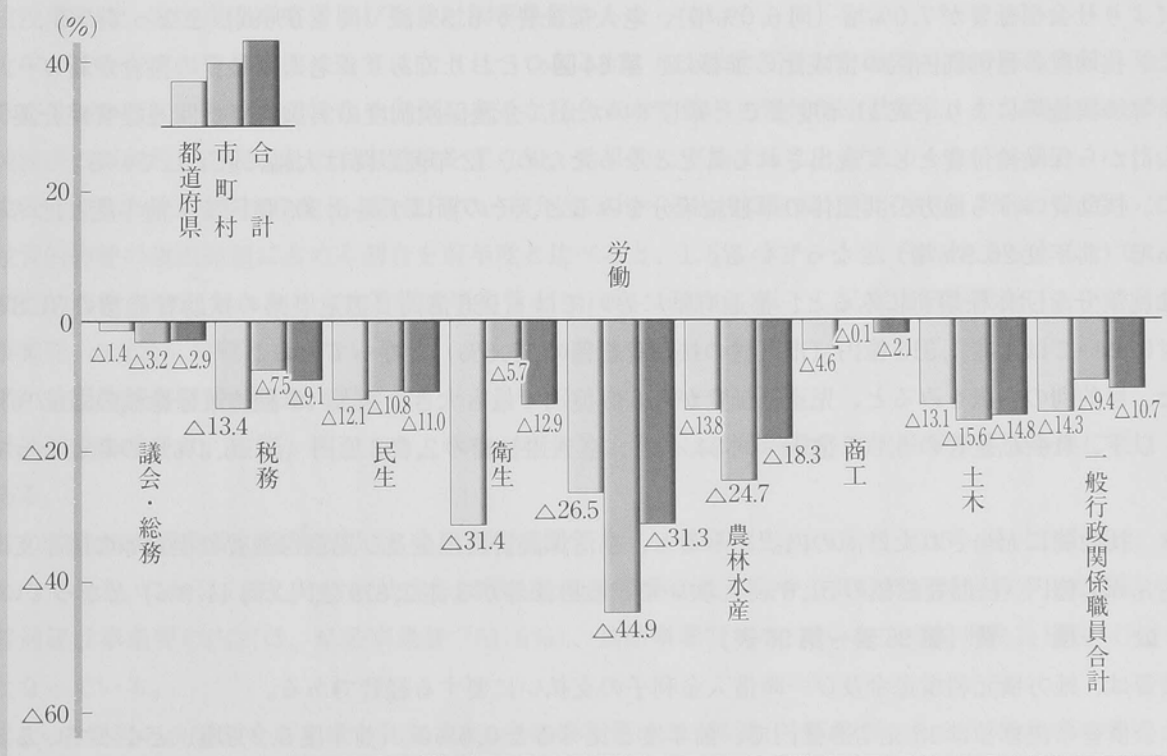

第64図　扶助費の目的別内訳の構成比の推移

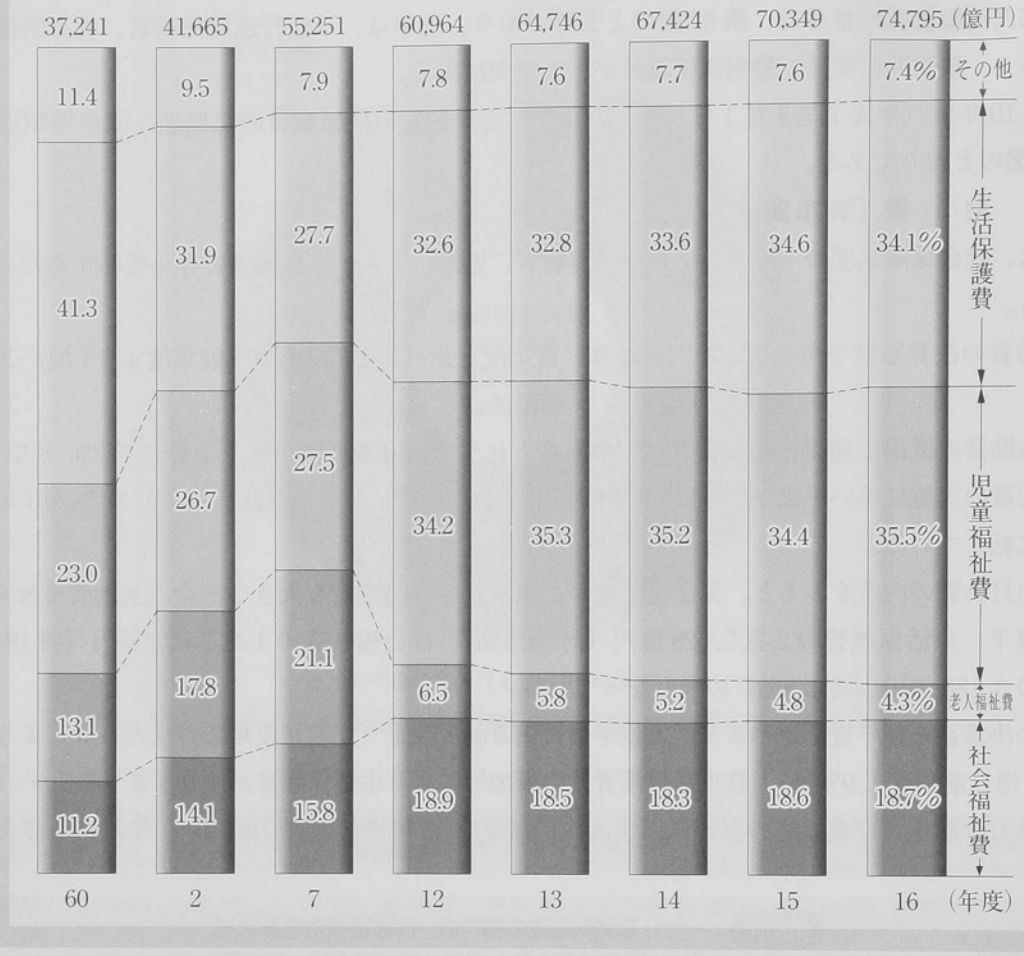

加等により社会福祉費が7.0%増（同6.0%増）、老人福祉費が5.5%減（同4.6%減）となっている。

また、扶助費の目的別内訳の構成比の推移は、**第64図**のとおりであり、老人福祉費の割合が新ゴールドプラン等の実施等により平成11年度まで上昇していたが、介護保険制度の実施に伴い関連経費が介護保険事業会計から保険給付費として歳出されることとなったため、12年度以降は大幅に低下している。

次に、扶助費のうち地方公共団体の単独施策分をみると、その額は1兆6,305億円で、前年度と比べると10.1%増（前年度26.9%増）となっている。

単独施策分を団体種類別にみると、都道府県においては4,988億円（都道府県の扶助費総額の31.8%）、市町村においては1兆1,316億円（市町村の扶助費総額の17.5%）となっている。

また、目的別の内訳をみると、児童福祉費が6,635億円で最も大きな割合（単独施策分総額の40.7%）を占め、以下、社会福祉費の5,607億円（同34.4%）、老人福祉費の2,682億円（同16.4%）の順となっている。

なお、扶助費に充当された財源の内訳をみると、生活保護費負担金及び児童保護費負担金等の国庫支出金が3兆8,602億円（扶助費総額の51.6%）、次いで一般財源等が3兆2,879億円（同44.0%）となっている。

ウ　公　　債　　費［第95表～第96表］

公債費は、地方債元利償還金及び一時借入金利子の支払いに要する経費である。

この公債費の決算額は13兆786億円で、前年度と比べると0.6%減（前年度0.9%増）となっている。これは、近年の地方税収等の低迷や減税の実施等による減収の補てん、数次の経済対策に伴う公共投資の追加

等に伴い地方債の発行が増加し、その元金償還額が増加した一方で、近年の低金利の影響により新発債、借換債及び一時借入金の利子が低迷しているため、地方債利子及び一時借入金利子が減少したことなどによるものである。

なお、歳出総額に占める公債費の割合は、前年度と比べると0.1%ポイント上昇の14.3%となっており、平成５年度以降上昇している。

公債費の内訳をみると、地方債元金償還金が９兆9,211億円で最も大きな割合（公債費総額の75.9%）を占め、以下、地方債利子が３兆1,507億円（同24.1%）、一時借入金利子が69億円（同0.1%）となっている。

各費目の決算額を前年度と比べると、地方債元金償還金が1.8%増(前年度4.7%増)、地方債利子が7.3%減（同8.5%減）となっている。また、一時借入金利子は33.6%減（同27.0%減）となっている。

地方債元金償還金の目的別の内訳をみると、一般単独事業債が３兆8,525億円で最も大きな割合（地方債元金償還金の36.5%）を占め、以下、一般公共事業債が１兆6,785億円（同15.9%）、一般廃棄物処理事業債が4,706億円（同4.5%）となっている。

公債費を団体種類別にみると、都道府県においては前年度と比べると0.2%減（前年度1.0%増）、市町村においては前年度と比べると1.0%減（同0.7%増）となっている。

また、歳出総額に占める割合は、都道府県においては前年度と比べると0.2%ポイント上昇の13.8%となっており、市町村においては前年度と比べると0.1%ポイント上昇の13.3%となっている。

なお、公債費に充当された財源の内訳をみると、一般財源等が12兆3,144億円（公債費総額の94.2%）となっており、使用料、手数料等の特定財源が7,642億円（同5.8%）となっている。

(2)　投資的経費［第71表］

投資的経費は、道路・橋りょう、公園、学校、公営住宅の建設等社会資本の整備に要する経費であり、普通建設事業費、災害復旧事業費及び失業対策事業費からなっている。

近年、社会資本の整備水準は着実に向上しつつあるが、地方公共団体は、地方分権の推進に伴う地方公共団体の役割の増大、地域の活性化や住民に身近な社会資本整備の必要性等を勘案し、生活関連基盤の整備や地域経済の振興等に必要な社会資本整備を重点的、効果的に実施することが求められている。

投資的経費の決算額は16兆8,485億円で、前年度と比べると9.3%減（前年度12.4%減）となっている。

投資的経費の歳出総額に占める割合を前年度と比べると、1.6%ポイント低下の18.5%となっている。

投資的経費の内訳をみると、普通建設事業費が97.0%を占め、以下、災害復旧事業費（2.9%）、失業対策事業費（0.1%）の順となっている。

ア　普通建設事業費［第80表］

普通建設事業費は、道路・橋りょう、学校、庁舎等公共又は公用施設の新増設等の建設事業に要する経費である。

この普通建設事業費の決算額は16兆3,367億円であり、前年度と比べると10.5%減（前年度12.4%減）となっている。これは、厳しい財政状況を反映した単独事業の重点化や公共投資の減少等が主な要因である。

普通建設事業費の内訳は、単独事業費（51.6%）、補助事業費（40.7%）、国直轄事業負担金（7.7%）の順となっている。

また、各費目の決算額を前年度と比べると、単独事業費は7.5%減(前年度10.1%減)、補助事業費は15.6%減（同14.7%減)、国直轄事業負担金は0.5%減（同13.3%減）となっている。

平成４年度以降における普通建設事業費の推移は、**第18表**のとおりである。

また、近年の普通建設事業費の内訳の推移は、**第65図**のとおりである。

補助事業費については、経済対策が行われた平成４年度以降、決算規模が拡大し、10兆円を超える規模で推移してきたが、13年度以降は10兆円を下回っており、16年度においては、国の公共投資関係経費の減少等に伴い、７兆円を下回る規模となっている。

単独事業費については、昭和62年度から平成４年度まで、決算規模の伸び率が10％を超えるペースで増加し、６年度以降は減少の傾向にある。

さらに、補助事業費と単独事業費を比較すると、単独事業費の決算額は、昭和63年度に補助事業費の決算額を上回り、平成16年度においては、単独事業費は補助事業費の約1.3倍の規模となっている。

また、これを団体種類別にみると、都道府県においては単独事業費が補助事業費の約0.8倍の規模となっ

第18表　普通建設事業費（補助・単独）の推移

（単位　億円・％）

区分		平成４年度	9	12	13	14	15	16
普通建設事業費	(A)	285,684	277,492	239,017	225,312	208,242	182,503	163,367
うち 補助事業	(B)	102,436	110,607	105,138	99,588	92,339	78,735	66,466
うち 単独事業	(C)	170,645	154,521	118,570	110,546	101,270	91,077	84,276
普通建設事業費に占める割合	(B)/(A)	35.9	39.9	44.0	44.2	44.3	43.1	40.7
	(C)/(A)	59.7	55.7	49.6	49.1	48.6	49.9	51.6

第65図　普通建設事業費の推移

その１　純計

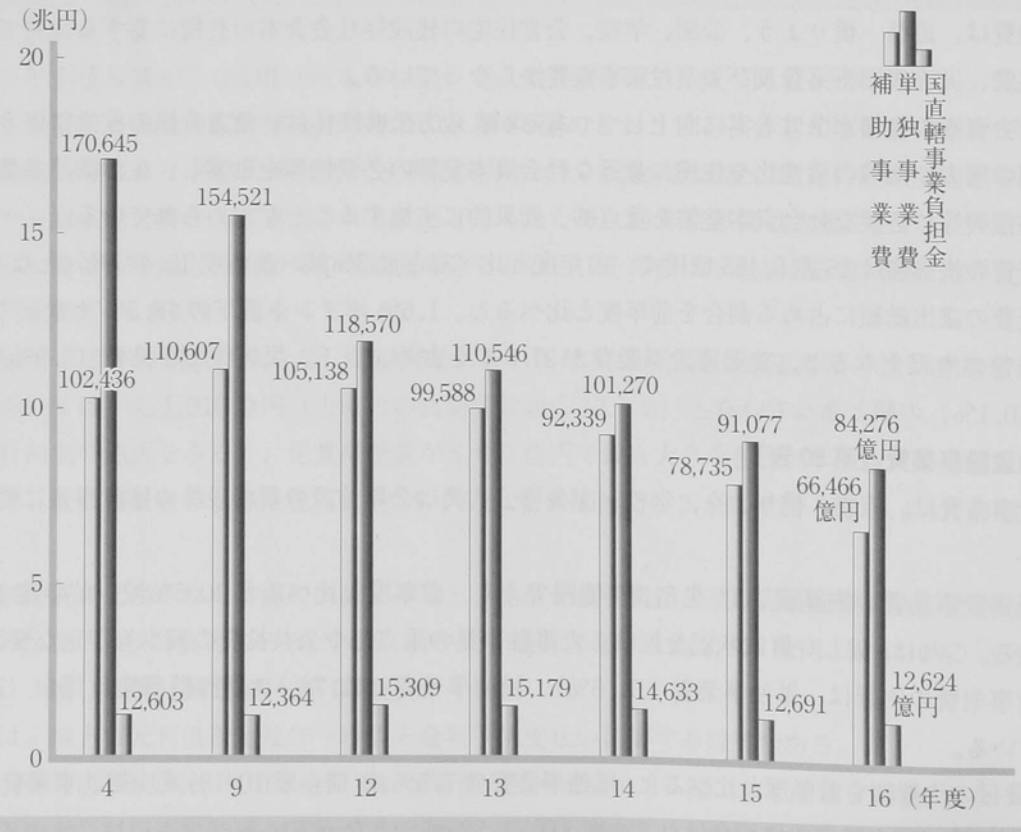

その２　都道府県

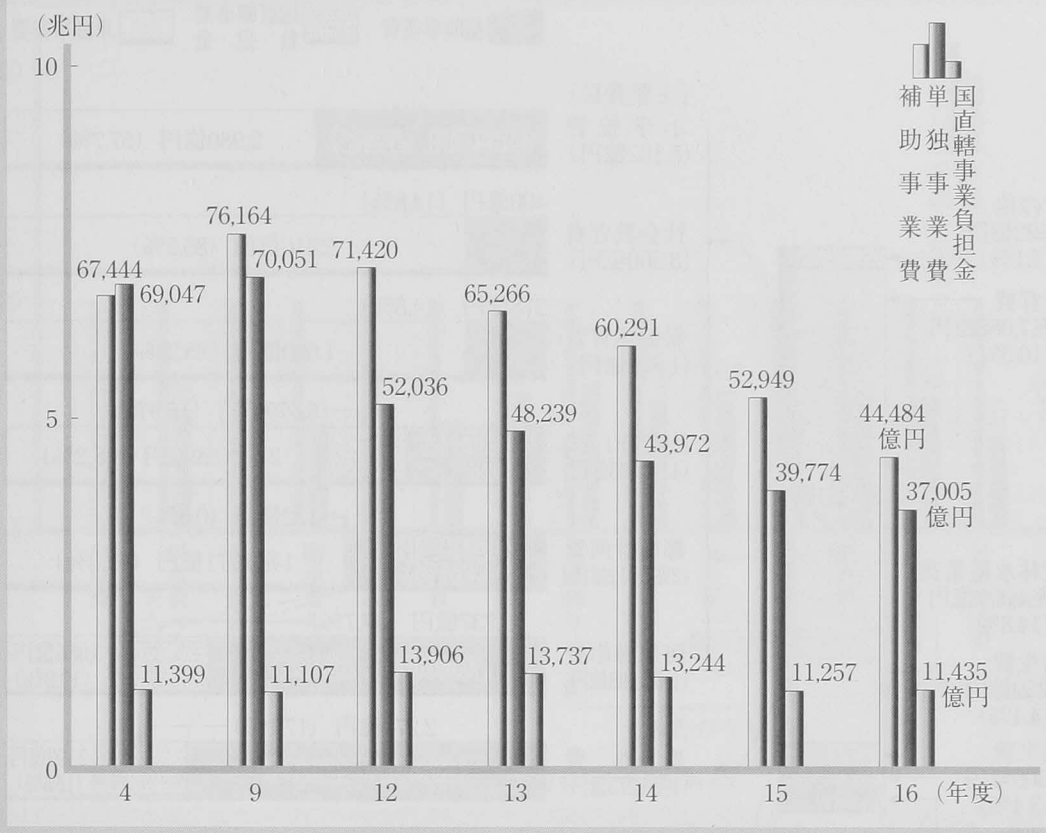

その３　市町村

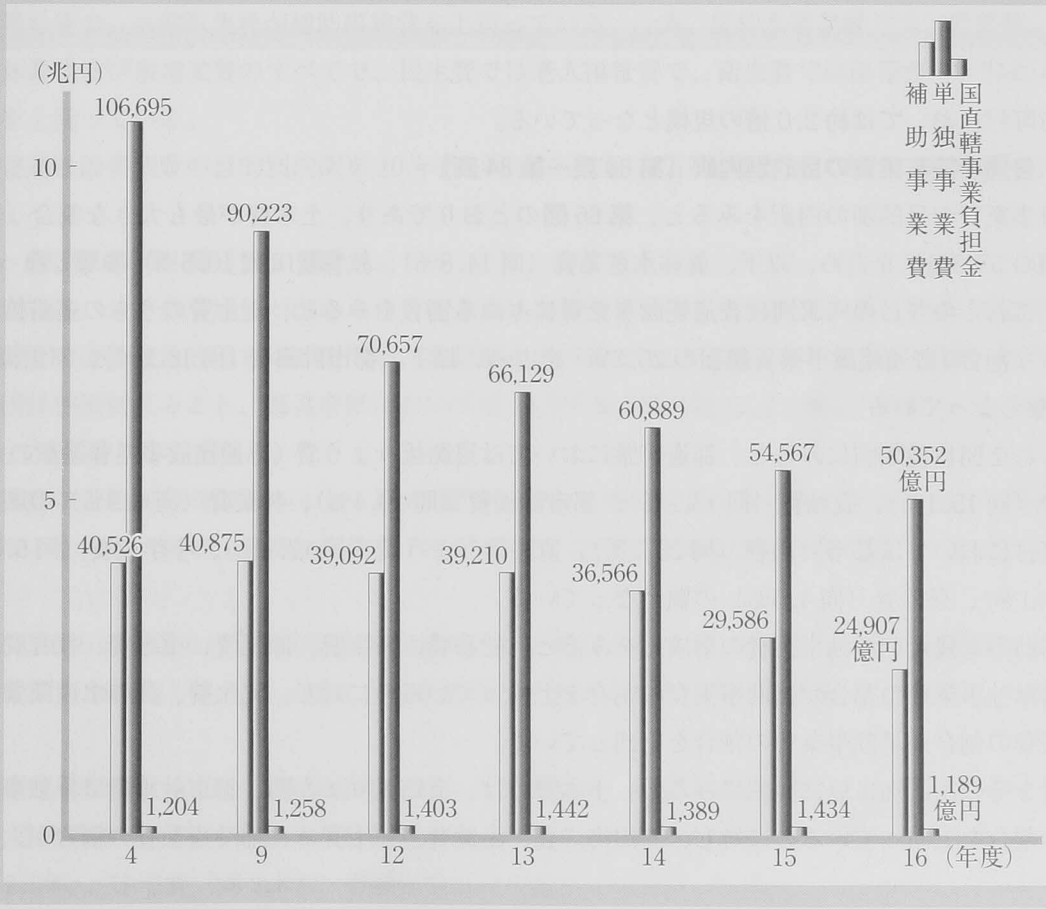

第66図　普通建設事業費の目的別（補助・単独）の状況

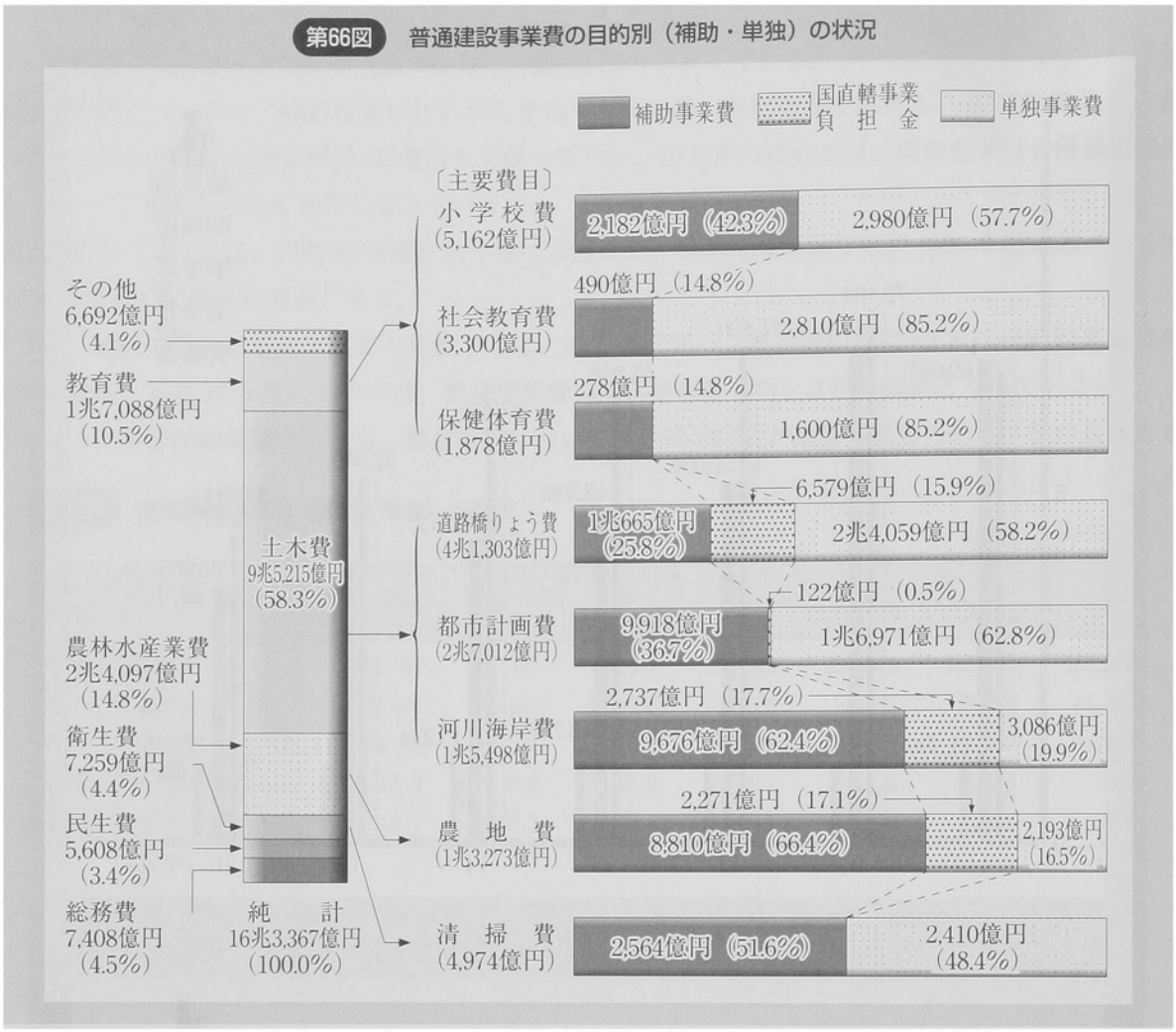

ており、市町村においては約2.0倍の規模となっている。

（ア）　普通建設事業費の目的別内訳［第80表～第84表］

普通建設事業費の目的別の内訳をみると、**第66図**のとおりであり、土木費が最も大きな割合（普通建設事業費総額の58.3%）を占め、以下、農林水産業費（同14.8%）、教育費（同10.5%）の順となっている。

さらに、これらの費目の内訳別に普通建設事業費に占める割合をみると、土木費のうちの道路橋りょう費が最も大きな割合（普通建設事業費総額の25.3%）を占め、以下、都市計画費（同16.5%）、河川海岸費（同9.5%）の順となっている。

また、これを団体種類別にみると、都道府県においては道路橋りょう費（普通建設事業費総額の29.8%）、河川海岸費（同15.1%）、農地費（同13.2%）、都市計画費（同10.4%）、林業費（同4.9%）の順となっており、市町村においては都市計画費（同23.1%）、道路橋りょう費（同17.9%）、小学校費（同6.5%）、清掃費（同6.1%）、農地費（同4.5%）の順となっている。

次に、補助事業費及び単独事業費の構成比をみると、総務費、衛生費、商工費、土木費、教育費、消防費においては単独事業費の割合が補助事業費の割合を上回っているのに対し、民生費、農林水産業費においては補助事業費の割合が単独事業費の割合を上回っている。

主な費目をその内訳別に更に詳細にみると、土木費では、道路橋りょう費、都市計画費は単独事業費が補助事業費の割合を上回っているのに対し、河川海岸費、港湾費、住宅費は、補助事業費の割合が大きくなっている。

第67図　普通建設事業費の目的別内訳の状況
（平成６年度と平成16年度との比較）

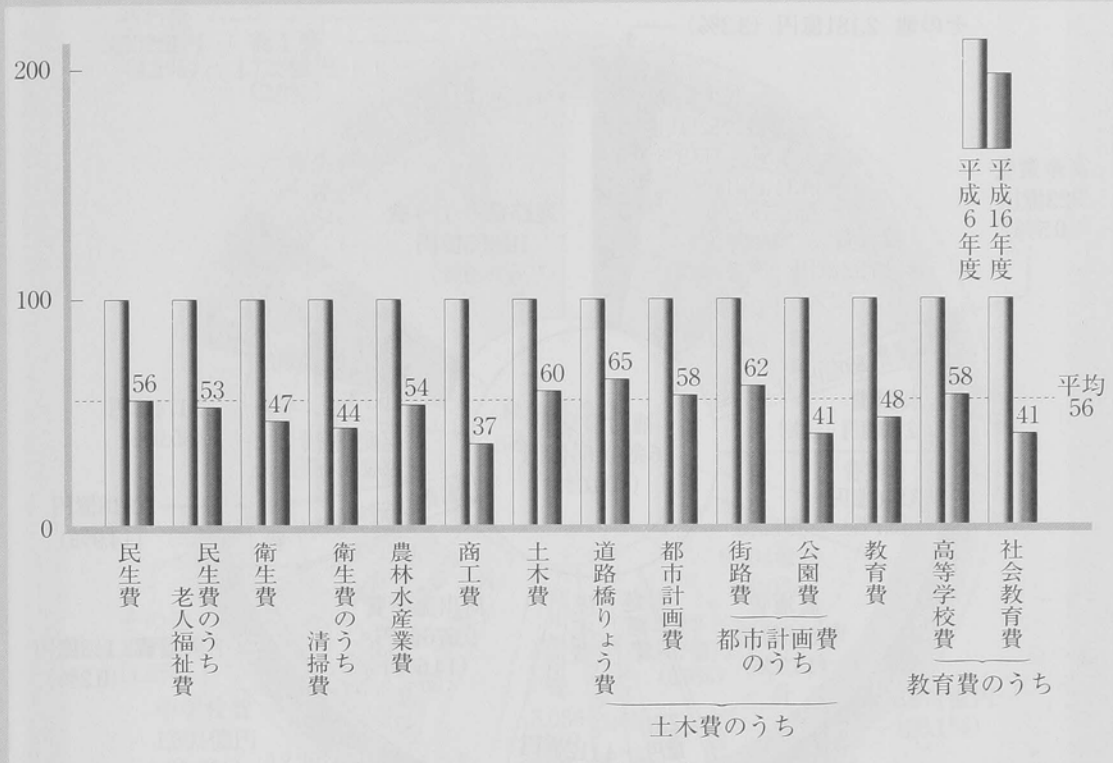

（注）数値は、各項目の平成６年度の数値を100として算出した指数である。

また、教育費では小学校費、高等学校費、社会教育費、保健体育費及び大学費で、民生費では社会福祉費及び児童福祉費で、単独事業費が補助事業費を上回っている。一方、農林水産業費では、農業費、畜産業費、農地費、林業費及び水産業費のすべてで、民生費では老人福祉費で、衛生費では清掃費で、補助事業費が単独事業費を上回っている。

なお、普通建設事業費の目的別内訳を10年前（平成６年度）の決算額と比べると、**第67図**のとおりである。

（イ）補助事業費［第81表］

補助事業費は、地方公共団体が国からの負担金又は補助金を受けて実施する事業に要する経費である。

補助事業費の決算額は６兆6,466億円で、前年度と比べると15.6%減（前年度14.7%減）となっている。

これを団体種類別にみると、都道府県においては16.0%減（前年度12.2%減）、市町村においては15.8%減（同19.1%減）となっている。

補助事業費の目的別の内訳をみると、**第68図**のとおりであり、土木費が最も大きな割合（補助事業費総額の55.9%）を占め、以下、農林水産業費（同25.0%）、教育費（同7.2%）、衛生費（同4.7%）の順となっている。

さらに、これらの費目の内訳別に補助事業費に占める割合をみると、道路橋りょう費が最も大きな割合（補助事業費総額の16.0%）を占め、以下、都市計画費（同14.9%）、河川海岸費（同14.6%）の順となっている。

これを団体種類別にみると、都道府県においては農地費（補助事業費総額の20.5%）、河川海岸費（同20.5%）、道路橋りょう費（同19.8%）の順となっており、市町村においては都市計画費（同26.8%）、清掃費（同9.9%）、住宅費（同9.8%）の順となっている。

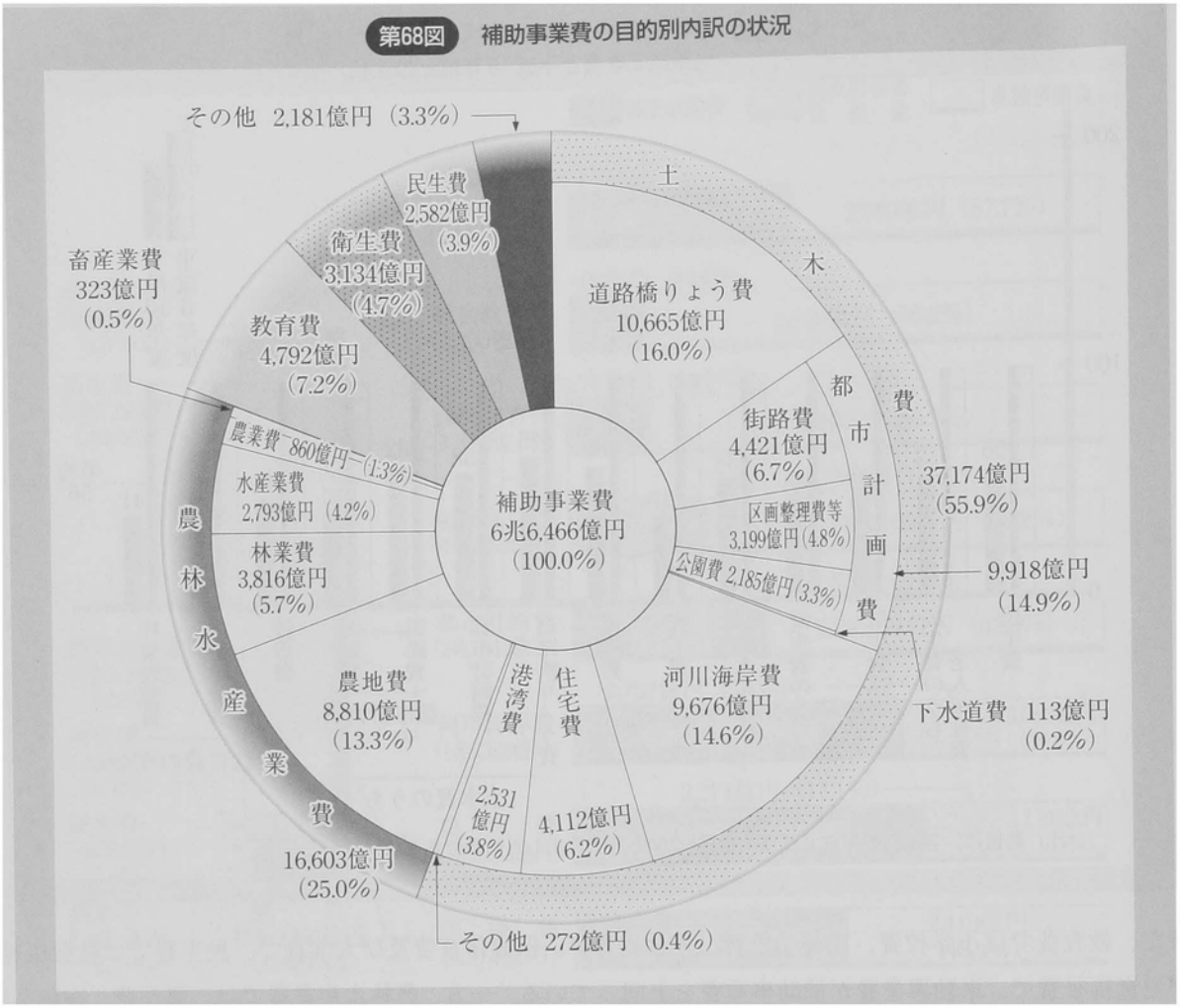

（ウ）　単 独 事 業 費［第 83 表］

単独事業は、地方公共団体が国の補助等を受けずに自主的・主体的に地域の実情等に応じて実施する事業である。

単独事業に要する経費である単独事業費の決算額は８兆4,276 億円で、前年度と比べると 7.5%減（前年度 10.1%減）となっている。

これを団体種類別にみると、都道府県においては 7.0%減（前年度 9.5%減）、市町村においては 7.7%減（同 10.4%減）となっている。

単独事業費の目的別の内訳をみると、**第 69 図**のとおりであり、土木費が最も大きな割合（単独事業費総額の 56.7%）を占め、以下、教育費（同 14.6%）、総務費（同 7.9%）の順となっている。

さらに、これらの費目の内訳別に単独事業費に占める割合をみると、道路橋りょう費が最も大きな割合（単独事業費総額の 28.5%）を占め、以下、都市計画費（同 20.1%）、河川海岸費（同 3.7%）の順となっている。

また、これを団体種類別にみると、都道府県においては道路橋りょう費（単独事業費総額の 35.0%）、都市計画費（同 17.1%）、河川海岸費（同 5.9%）の順となっており、市町村においては道路橋りょう費（同 22.3%）、都市計画費（同 21.7%）、小学校費（同 5.9%）の順となっている。

（エ）　国直轄事業負担金［第 82 表］

国直轄事業負担金は、国が道路、河川、砂防、港湾等の土木事業等を直轄で実施する場合において、法令の規定により地方公共団体がその一部を負担する経費である。

第69図　単独事業費の目的別内訳の状況

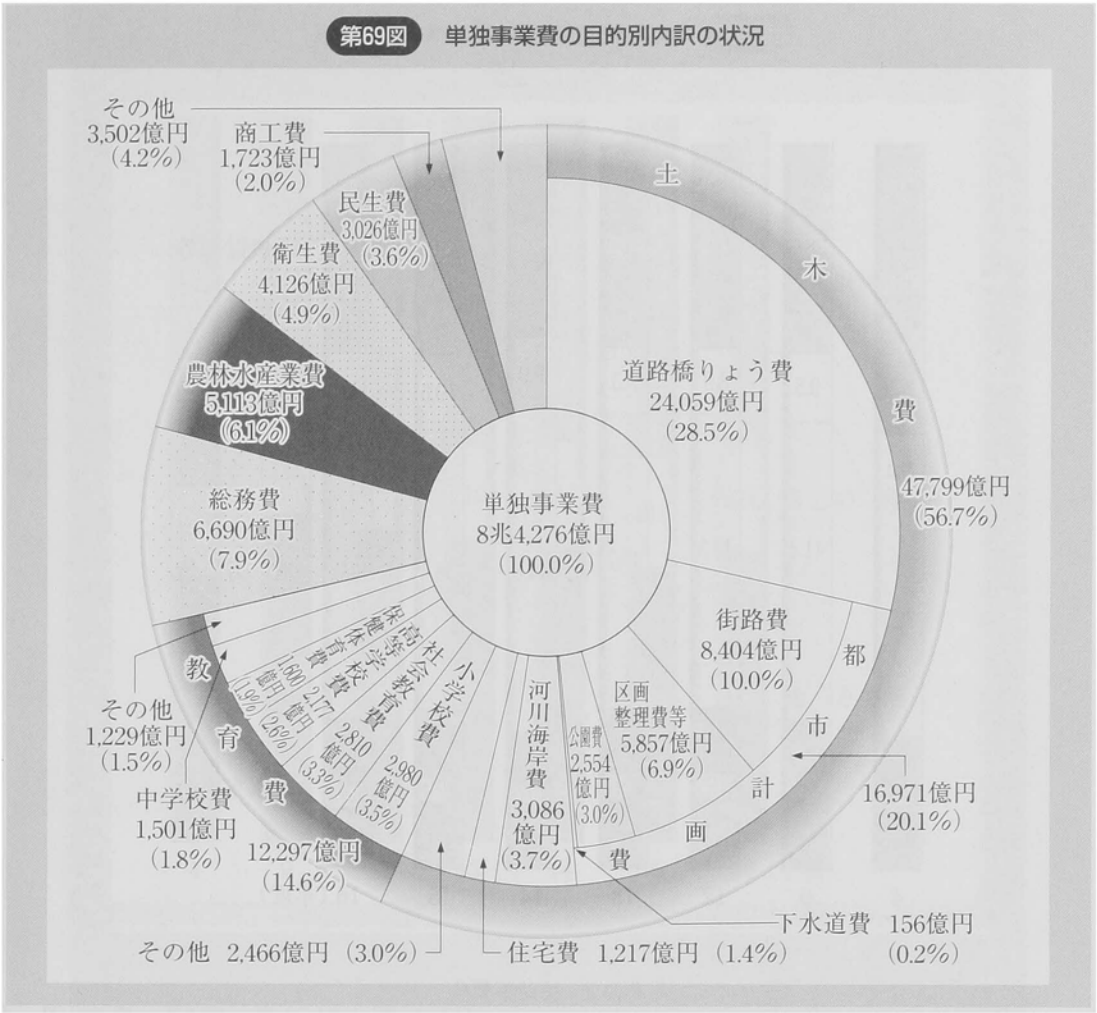

国直轄事業負担金の決算額は１兆2,624億円で、前年度と比べると0.5%減（前年度13.3%減）となっている。

国直轄事業負担金の目的別の主な内訳をみると、土木費が81.1%、農林水産業費が18.9%となっている。

さらに、これらの費目の内訳別に国直轄事業負担金に占める割合をみると、道路橋りょう費が最も大きな割合（国直轄事業負担金総額の52.1%）を占め、以下、河川海岸費（同21.7%）、農地費（同18.0%）の順となっている。

（オ）　普通建設事業費の充当財源［第80表～第83表］

普通建設事業費に充当された主な財源の内訳をみると、地方債が最も大きな割合（普通建設事業費総額の40.5%）を占めており、以下、一般財源等（同28.7%）、国庫支出金（同20.8%）の順となっている。

普通建設事業費に充当された主な財源の決算額の構成比を前年度と比べると、地方債は2.1%ポイント上昇する一方、国庫支出金は1.3%ポイント、一般財源等は0.3%ポイント低下している。

また、これを補助事業費及び単独事業費に分けてみると、補助事業費については、国庫支出金が51.2%、地方債が35.3%、一般財源等が8.3%となっており、単独事業費については、一般財源等が45.4%、地方債が40.1%となっている。

普通建設事業費に充当された主な財源の内訳の推移は、**第70図**のとおりであり、一般財源等の構成比は、平成16年度においてはほぼ平成９年度並みとなっている。

また、地方債の構成比は、平成５年度以降、充当財源の中で最も大きな割合を占め、４割程度で推移している。

第70図　普通建設事業費の財源構成比の推移

その１　総計

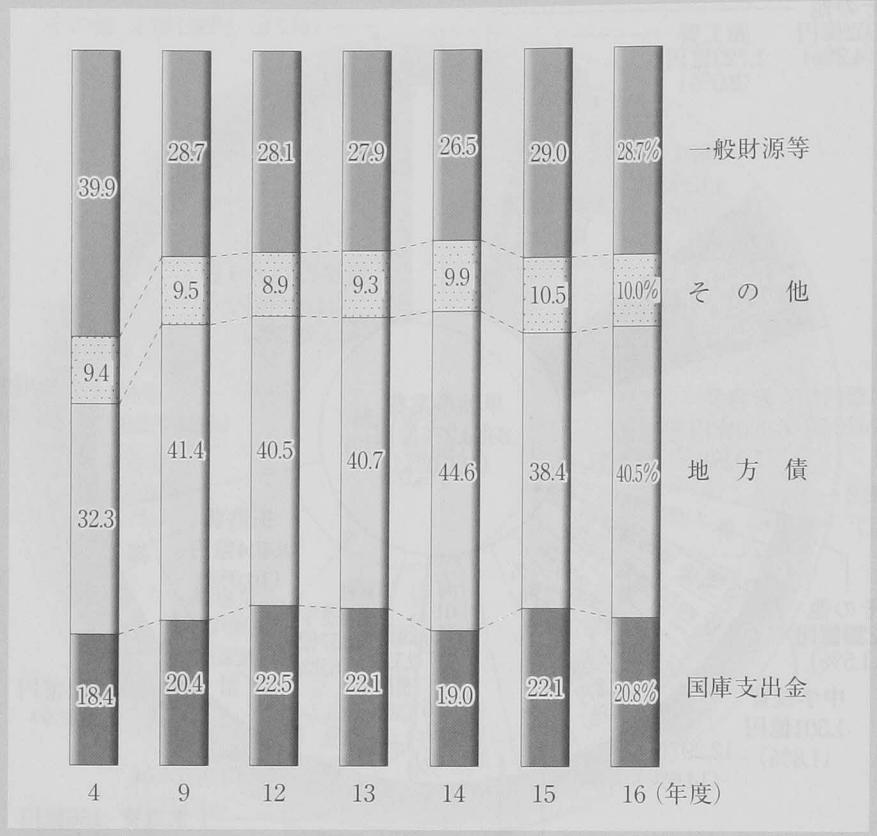

その２　補助事業費

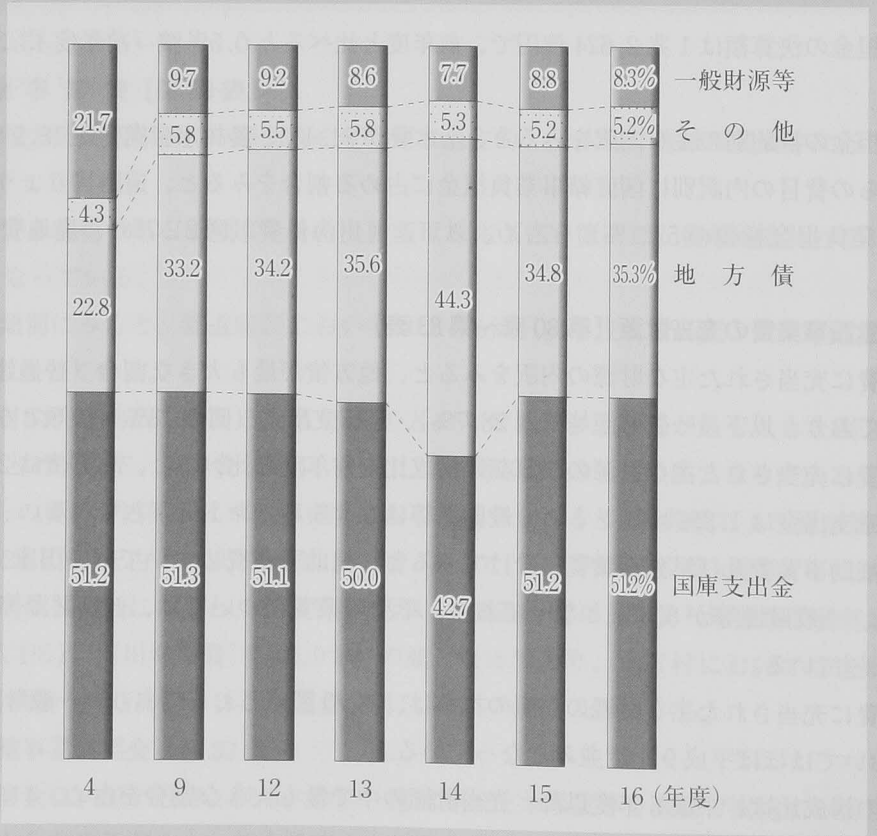

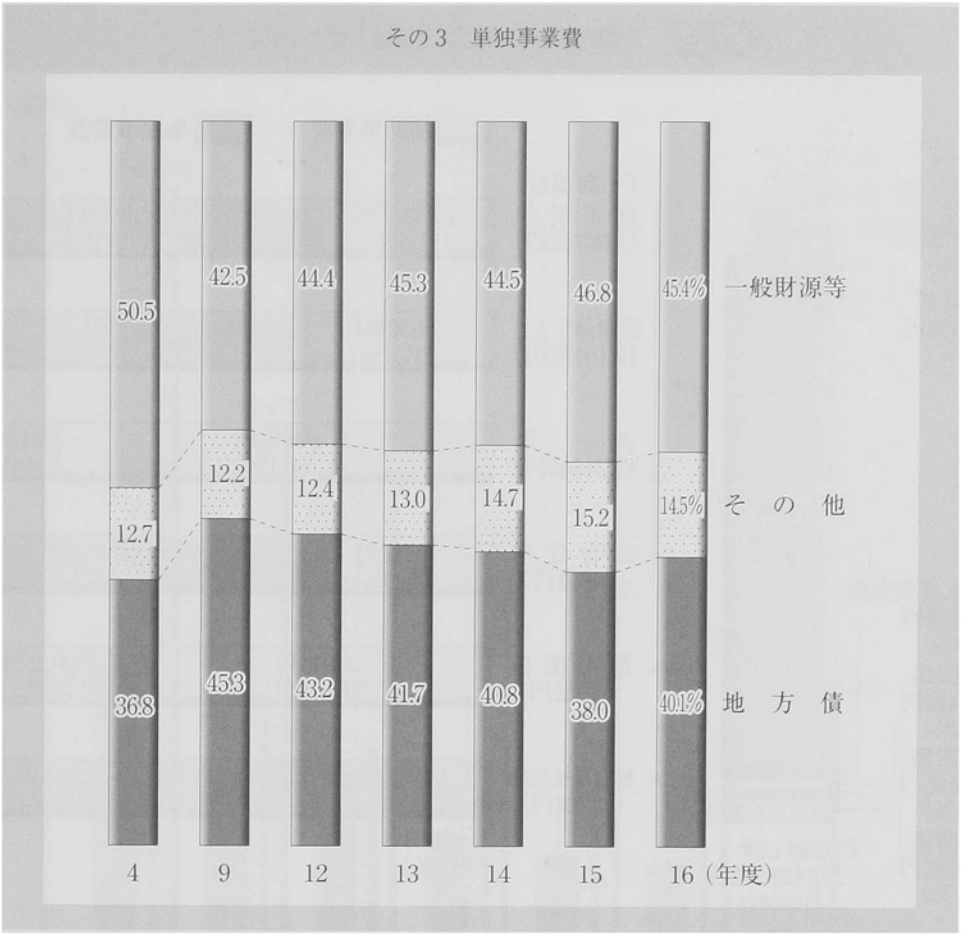

（カ）　用　地　取　得　費［第85表～第87表］

地方公共団体が道路、公園、公営住宅、学校の建設等社会資本整備を推進するための用地取得に要する経費である用地取得費の決算額は２兆3,655億円で、前年度と比べて14.6%減（前年度8.1%減）となっており、６年連続して減少している。

これを団体種類別にみると、都道府県においては１兆911億円で17.3%減（前年度2.8%減）、市町村においては１兆2,743億円で12.1%減（同12.4%減）となっており、都道府県、市町村ともに６年連続して減少している。

用地取得費の目的別の主な内訳をみると、**第71図**のとおりであり、土木関係が用地取得費総額の中で最も大きな割合（用地取得費総額の79.7%）を占め、次いで、教育関係（同6.5%）となっている。

さらに、土木関係の内訳をみると、都市計画が最も大きな割合（用地取得費総額の37.9%、都道府県28.3%、市町村46.1%）を占め、次いで、道路橋りょう（同30.0%、同42.6%、同19.3%）となっている。

また、用地取得費のうち用地を取得するために要した移転等の補償費、賠償費は7,107億円で、用地取得費に占める割合は、前年度と比べると0.4%ポイント低下の30.0%（都道府県42.1%、市町村19.7%）となっている。

取得用地面積（債務負担行為等に係るものを含む。）は146,384千m^2（都道府県48,630千m^2、市町村97,753千m^2）であり、前年度と比べると16.7%減となっている。

用地取得費の推移は、**第72図**のとおりである。

また、普通建設事業費に占める用地取得費の割合の推移は、**第19表**のとおりであり、平成16年度は13.8%（都道府県11.7%、市町村16.1%）となっている。

第71図　用地取得費の目的別（補助・単独）の状況

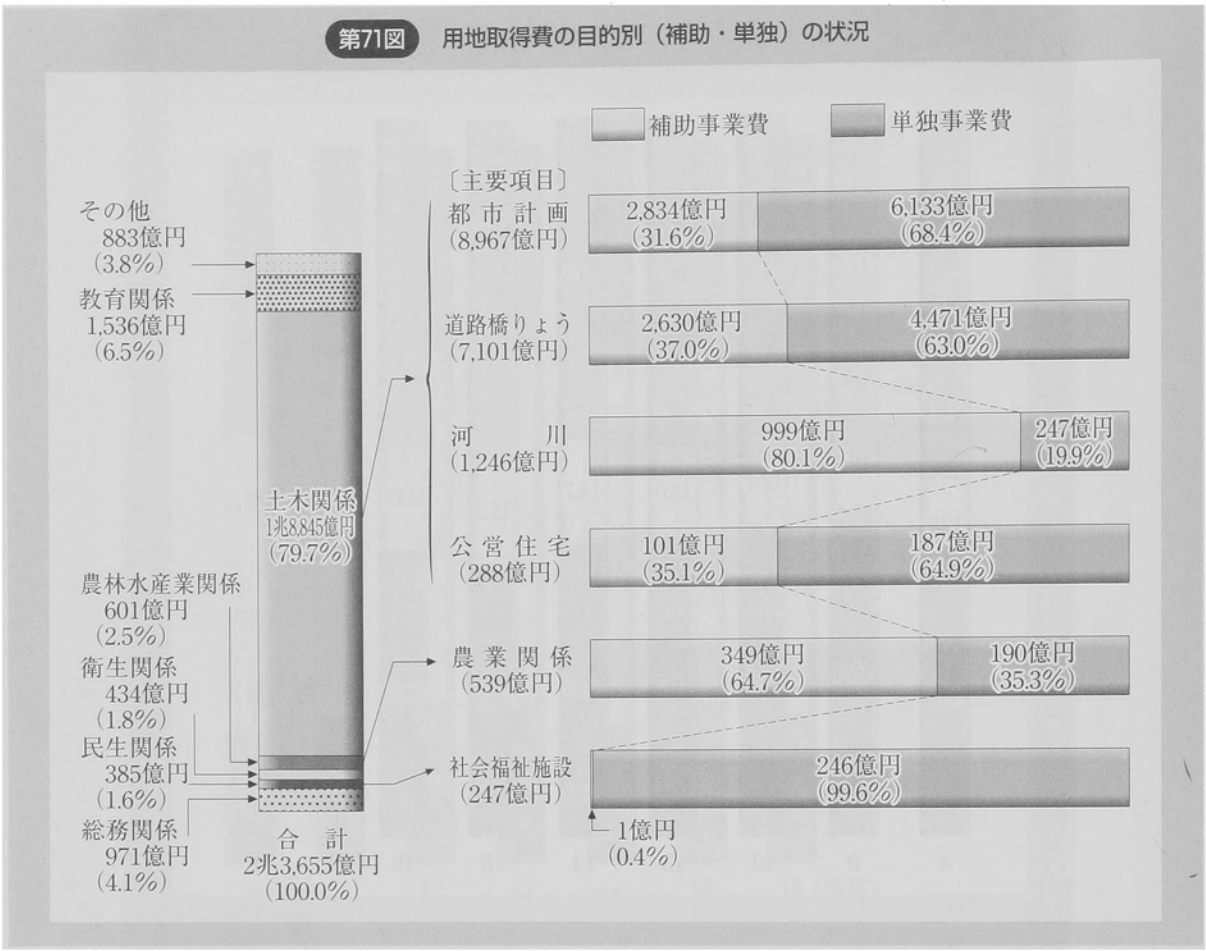

第19表　普通建設事業費に占める用地取得費の割合の推移

区　　分	平成11年度	12	13	14	15	16
	%	%	%	%	%	%
都道府県	12.2	12.0	11.8	11.6	12.7	11.7
市町村	17.1	17.9	16.7	16.2	16.4	16.1
大都市	22.1	23.4	21.8	22.0	24.0	22.8
特別区	22.9	27.6	26.3	25.4	23.0	22.5
中核市、特例市及び都市	21.5	21.6	20.4	19.7	19.0	17.8
中核市	23.2	21.8	17.5	17.6	19.4	17.0
特例市	－	21.7	24.2	22.7	20.6	25.5
都市	21.2	21.5	20.7	19.8	18.5	16.6
町村	8.8	9.7	9.4	9.2	8.7	8.8
一部事務組合	2.6	3.9	3.3	2.9	4.9	2.4
合計	15.2	15.5	14.1	13.7	14.4	13.8

地方公共団体（普通会計）の用地取得費を取得先別にみると、**第73図**のとおりであり、土地開発基金及び土地開発公社からの取得が全体の30.5%を占めている。これを団体種類別にみると、都道府県においては16.3%、市町村においては42.6%となっている。

イ　災害復旧事業費［第88表］

災害復旧事業費は、暴風、洪水、地震その他異常な自然現象等の災害によって被災した施設を原形に復旧

第72図　用地取得費の推移

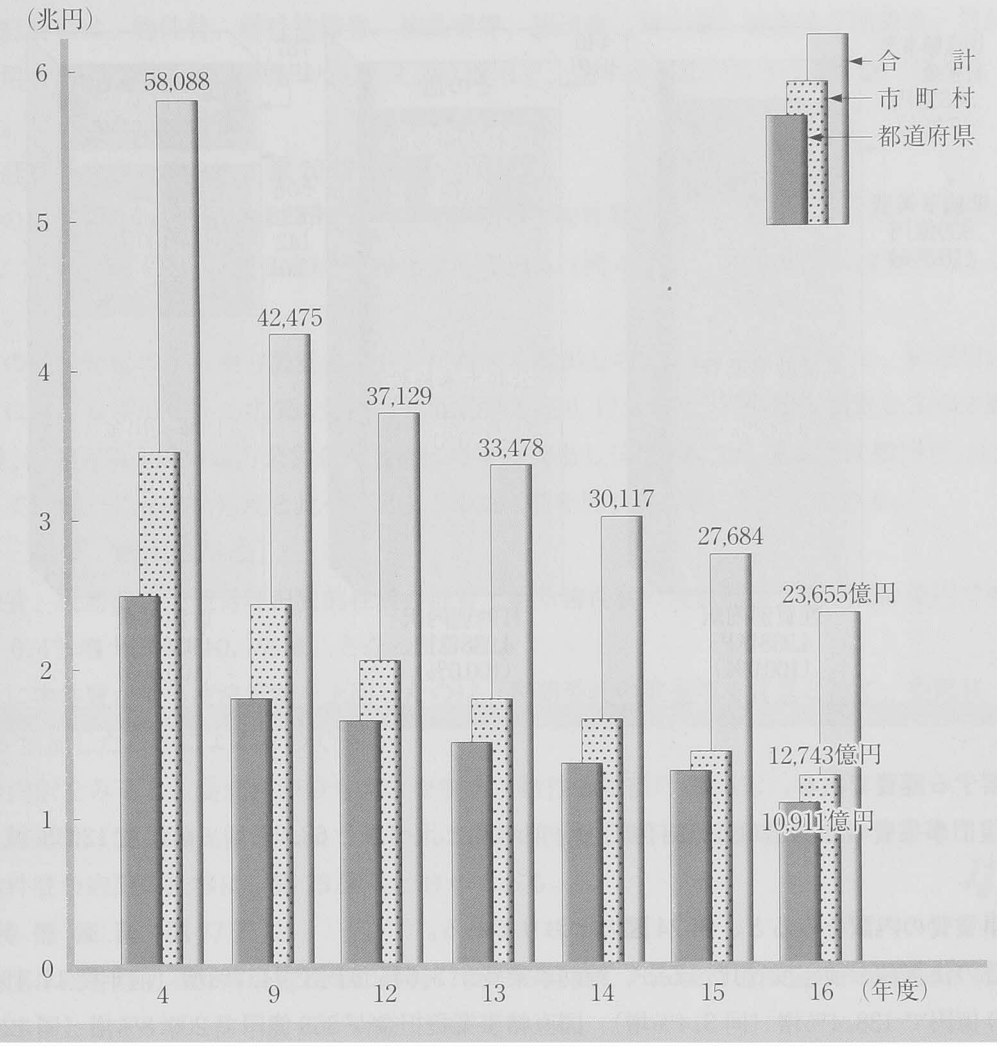

第73図　用地取得費の取得先別内訳

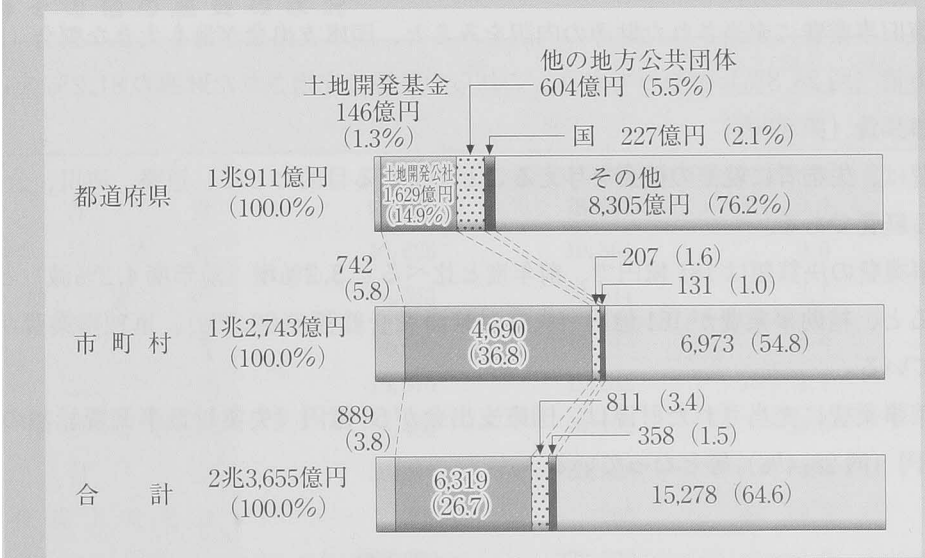

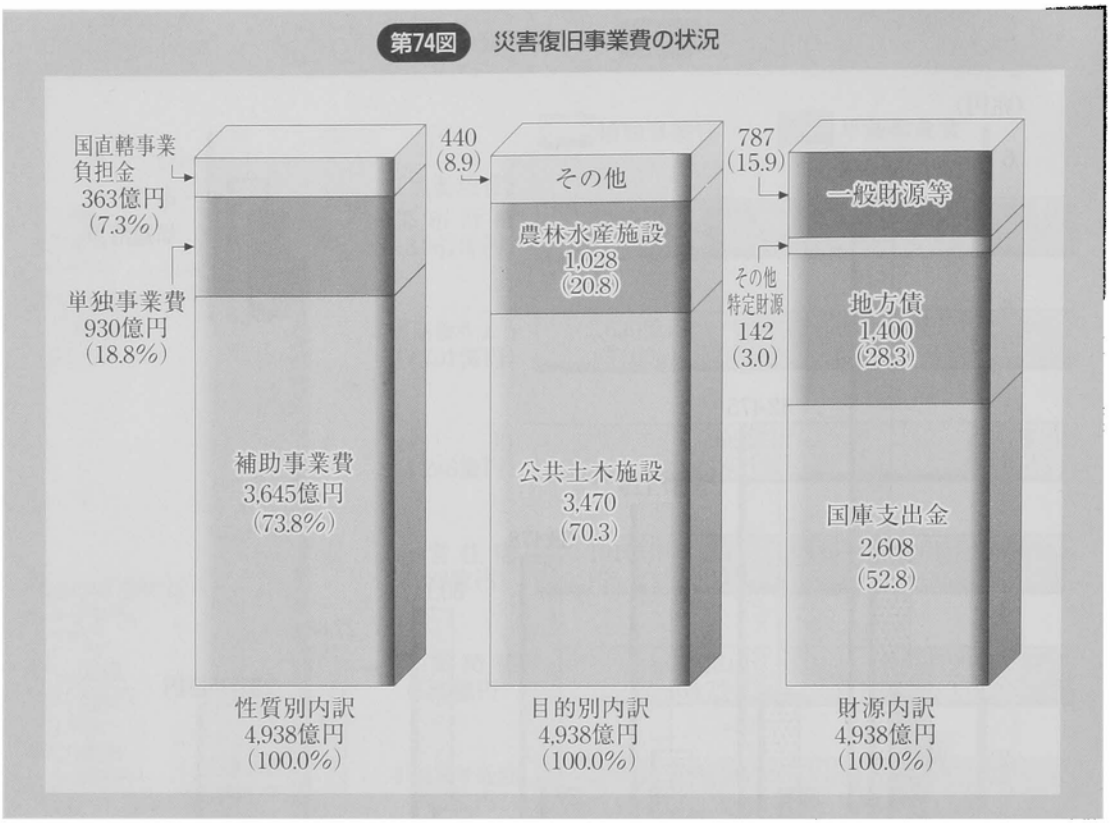

するために要する経費である。

この災害復旧事業費の決算額は4,938億円で、前年度と比べると63.0%増（前年度12.3%減）となっている。

災害復旧事業費の内訳をみると、**第74図**のとおりである。

災害復旧費の決算額を前年度と比べると、補助事業費が3,645億円で44.7%増（前年度14.4%減）、単独事業費が930億円で138.4%増（同3.4%増）、国直轄事業負担金が363億円で200.8%増（同12.1%減）となっている。これは新潟県中越地震、台風等の災害が多発したことによるものである。

また、目的別内訳の構成比をみると、道路、河川、海岸、港湾、漁港等の公共土木施設関係（災害復旧事業費総額の70.3%）と農地、農業用施設等の農林水産施設関係（同20.8%）で全体の91.1%を占めている。

さらに、災害復旧事業費に充当された財源の内訳をみると、国庫支出金が最も大きな割合（同52.8%）を占め、次いで地方債（同28.3%）となっており、これらの財源で充当された財源の81.2%を占めている。

ウ　失業対策事業費［第89表］

失業対策事業費は、失業者に就業の機会を与えることを主たる目的として、道路、河川、公園の整備等を行う事業に要する経費である。

この失業対策事業費の決算額は181億円で、前年度と比べると3.2%増（前年度4.2%減）となっている。

その内訳をみると、補助事業費が161億円（失業対策事業費総額の89.2%）、単独事業費が20億円（同10.8%）となっている。

また、失業対策事業費に充当された財源は、国庫支出金が58億円（失業対策事業費総額の32.0%）、一般財源等が51億円（同28.4%）等となっている。

(3)　その他の経費［第71表、第94表］

その他の経費には、物件費、維持補修費、補助費等、繰出金、積立金、投資及び出資金、貸付金並びに前年度繰上充用金があり、その決算額は28兆2,280億円で、前年度と比べると1.2%増（前年度1.5%増）となっている。

その他の経費の内訳をみると、**第20表**のとおりである。

また、その他の経費の歳出総額に対する割合をみると、物件費が8.7%（前年度8.5%）、補助費等が7.5%（同7.6%）、貸付金が6.1%（同5.8%）、繰出金が5.0%（同4.8%）、積立金が1.7%（同1.7%）の順となっている。

なお、その他の経費のうち地方公営企業会計に対する繰出しの状況についてみると、法適用企業の地方公営企業会計に対する繰出しは2兆734億円（補助費等1兆6,171億円、投資及び出資金3,095億円、貸付金1,468億円）、法非適用企業の地方公営企業会計に対する繰出し（繰出金）は1兆6,247億円で、合計3兆6,981億円となっており、これを前年度と比べると2.3%減（前年度0.3%増）となっている。

ア　物　件　費［第76表］

賃金、旅費、役務費、委託料等消費的性質の経費である物件費の決算額は7兆9,264億円であり、前年度と比べると0.4%増（前年度0.7%減）となっている。

このように物件費が前年度決算額を上回ったのは、民間委託の推進等を背景として、委託料（対前年度比2.3%増）が増加したことによるものである。

物件費の内訳をみると、委託料が最も大きな割合（物件費総額の50.8%）を占め、次いで消耗品の取得等に要する需用費（同22.4%）となっており、これらの経費で物件費総額の73.2%を占めている。

なお、物件費の内訳の推移は、**第75図**のとおりである。

イ　維持補修費［第77表］

地方公共団体が管理する公共用施設等の維持に要する経費である維持補修費の決算額は1兆625億円で、前年度と比べると0.6%増（前年度0.3%減）となっている。

維持補修費の内訳を目的別にみると、土木費の6,996億円（維持補修費総額の65.8%）、教育費の1,259億円（同11.8%）、衛生費の1,147億円（同10.8%）の順となっており、道路・橋りょう、公営住宅等の土

第20表　その他の経費の状況

区分	決算額		増減率	
	平成16年度	平成15年度	平成16年度	平成15年度
	億円	億円	%	%
物件費	79,264	78,937	0.4	△ 0.7
維持補修費	10,625	10,564	0.6	△ 0.3
補助費等	68,340	70,514	△ 3.1	2.8
繰出金	45,895	44,645	2.8	5.0
積立金	15,376	15,642	△ 1.7	14.7
投資及び出資金	6,464	4,792	34.9	2.4
貸付金	56,111	53,528	4.8	△ 2.7
前年度繰上充用金	205	268	△ 23.5	1.7
合計	282,280	278,890	1.2	1.5

第75図　物件費の推移

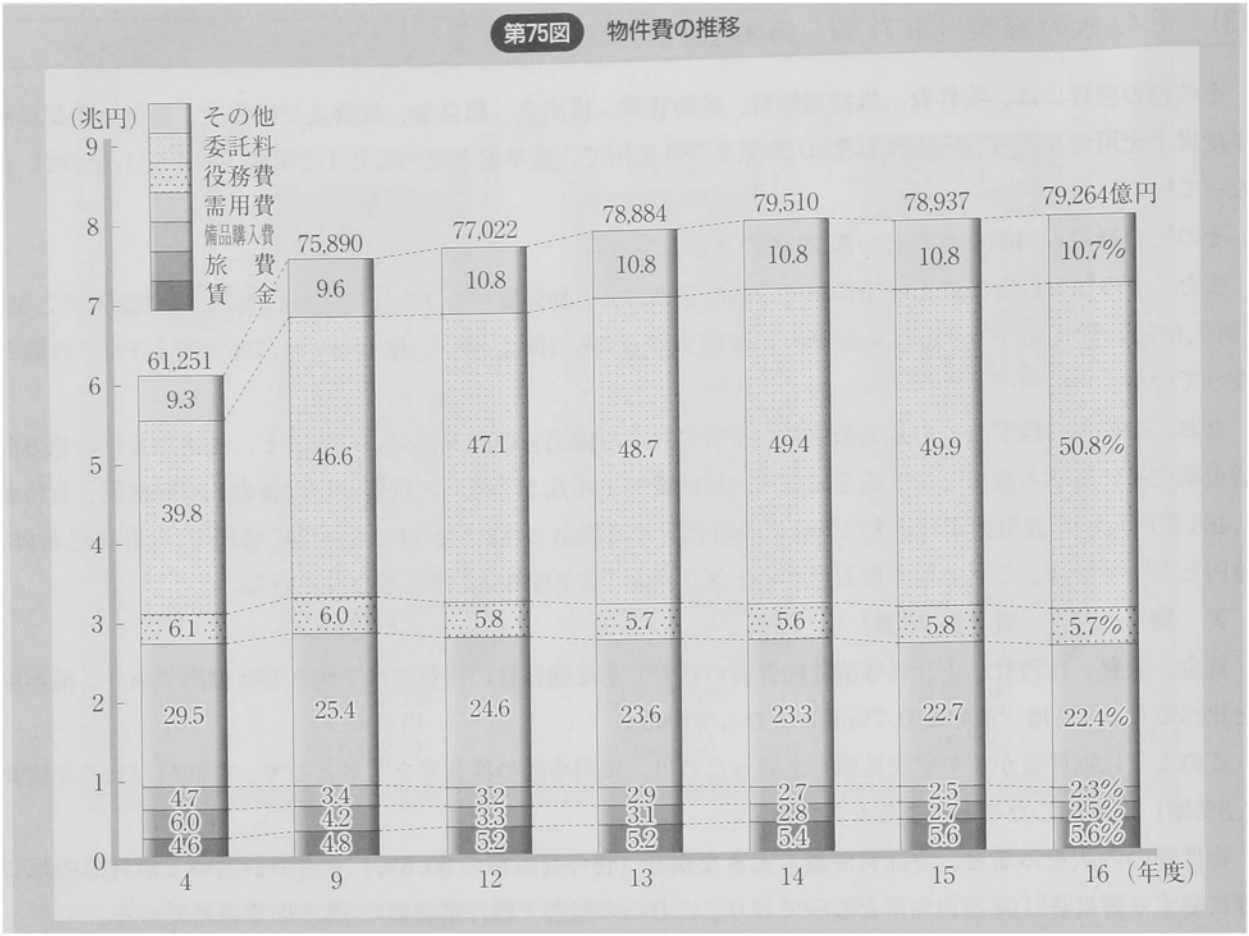

木関係施設、小・中学校等の教育関係施設及び清掃施設等の衛生関係施設に係るものの合計で維持補修費総額の88.5%を占めている。

ウ　補　助　費　等［第79表］

法適用企業に対する負担金、さまざまな団体等への補助金、報償費、寄附金等の補助費等の決算額は6兆8,340億円で、前年度と比べると3.1%減（前年度2.8%増）となっている。

補助費等の内訳を目的別にみると、民生費が1兆7,476億円で最も大きな割合（補助費等総額の25.6%）を占め、以下、教育費の1兆826億円（同15.8%）、衛生費の9,901億円（同14.5%）、総務費の9,712億円（同14.2%）、土木費の8,486億円（同12.4%）、商工費の4,550億円（同6.7%）、農林水産業費の3,945億円（同5.8%）の順となっている。

補助費等のうち、地方公営企業会計（法適用企業）に対する負担金及び補助金は、地方公営企業の性質上一般会計等において負担すべき経費があることから支出されるものであり、その額は1兆6,171億円で、前年度と比べると2.8%減（前年度1.5%減）となっている。

事業別にみると、下水道事業に対するものが6,794億円で最も大きな割合（地方公営企業会計（法適用企業）に対する負担金及び補助金総額の42.0%）を占め、次いで、病院事業の6,123億円（同37.9%）となっており、これら二事業で総額の79.9%を占めている。以下、交通事業の1,864億円（同11.5%）、上水道事業の1,075億円（同6.6%）の順となっている。

エ　繰　　出　　金［第90表］

普通会計から他会計、基金（定額の資金の運用を目的とする基金）に支出する経費である繰出金の決算額は4兆5,895億円で、前年度と比べると2.8%増（前年度5.0%増）となっている。このように繰出金が前

年度決算額を上回ったのは、国民健康保険事業会計、老人保健医療事業会計及び介護保険事業会計に対する繰出金が増加したことなどによる。

繰出金の内訳を繰出先別にみると、地方公営企業会計（法非適用企業）に対するものが１兆6,247億円で最も大きな割合（繰出金総額の35.4％）を占めており、以下、国民健康保険事業会計に対するもの１兆1,620億円（同25.3％）、介護保険事業会計に対するもの9,456億円（同20.6％）、老人保健医療事業会計に対するもの7,287億円（同15.9％）の順となっている。

なお、繰出金のうち、地方公営企業会計（法非適用企業）に対する繰出金は、地方公営企業の性質上一般会計等において負担すべき経費があることから支出されるものであり、その内訳を事業別にみると、下水道事業に対するものが１兆3,491億円で最も大きな割合（地方公営企業会計（法非適用企業）に対する繰出金総額の83.0％）を占めている。

また、その下水道事業に対する繰出金を目的別にみると、公債費財源繰出が9,582億円、建設費繰出が1,827億円で、両者で全体の84.6％を占めており、その前年度と比べた伸び率は公債費財源繰出が3.0％減、建設費繰出は12.2％減となっている。

オ　積　　立　　金［第91表、第99表］

特定の目的のための財産を維持又は資金を積み立てるために設立された基金等に対する経費である積立金（歳計剰余金処分による積立金を含む。）の決算額は１兆6,846億円で、前年度と比べると106億円減少（対前年度比0.6％減）している。

積立金の内訳を基金の種類別にみると、財政調整基金に対するものは7,795億円で、前年度と比べると1,174億円増加（対前年度比17.7％増）、減債基金に対するものは2,594億円で、1,966億円減少（同43.1％減）、その他特定目的基金に対するものは6,458億円で、686億円増加（同11.9％増）している。

一方、積立金取崩し額は２兆6,371億円で、前年度と比べると2,596億円増加（対前年度比10.9％増）している。

その内訳をみると、財政調整基金の取崩し額は8,817億円で、前年度と比べると1,730億円増加（対前年度比24.4％増）、減債基金の取崩し額は5,924億円で、1,260億円増加（同27.0％増）、その他特定目的基金の取崩し額は１兆1,630億円で、394億円減少（同3.3％減）している。

なお、平成16年度末における積立金現在高は13兆351億円で、前年度末と比べると9,525億円減少（対前年度末比6.8％減）している（積立金現在高については、「２　地方財政の概況　(6)　将来にわたる財政負担　ウ　積立金現在高」を参照）。

カ　投資及び出資金［第92表］

国債、地方債の取得や財団法人等への出えん、出資等のための経費である投資及び出資金の決算額は6,464億円で、前年度と比べると34.9％増（前年度2.4％増）となっている。

投資及び出資金の内訳を目的別にみると、土木費に係るものが2,255億円で最も大きな割合（投資及び出資金総額の34.9％）を占め、次いで衛生費に係るものが1,554億円（同24.0％）となっている。

投資及び出資金のうち、地方公営企業会計（法適用企業）に対するものは3,095億円で、前年度と比べると274億円増加（対前年度比9.7％増）している。

事業別にみると、上水道事業に対するものが900億円で、最も大きな割合（地方公営企業会計（法適用企業）に対する投資及び出資金総額の29.1％）を占め、以下、下水道事業の837億円（同27.0％）、交通事業の689億円（同22.3％）、病院事業の588億円（同19.0％）の順となっている。

平成16年度末における投資及び出資金の現在高は12兆6,712億円で、前年度末と比べると5,559億円増加（対前年度末比4.6％増）している。

その内訳をみると、観光・交通関係に係るものが３兆2,466億円で最も大きな割合（投資及び出資金残高の25.6%）を占め、以下、商工関係の１兆2,117億円（同9.6%）、開発関係の１兆424億円（同8.2%）の順となっている。

これに、基金の運用による投資及び出資金現在高152億円を加えると、現在高の総計は12兆6,864億円となり、前年度末と比べると5,581億円増加（対前年度末比4.6%増）している。

キ　貸　　付　　金［第93表］

地方公共団体がさまざまな行政施策上の目的のために地域の住民、企業に貸し付ける貸付金の決算額は５兆6,111億円で、前年度と比べると4.8%増（前年度2.7%減）となっている。

貸付金の内訳を目的別にみると、商工費に係るものは３兆5,735億円で、前年度と比べると２億円増加(対前年度比0.0%増)、土木費に係るものは9,069億円で、697億円減少（同7.1%減）となっている。

地方公営企業会計（法適用企業）に対する貸付金は1,468億円で、前年度と比べると11億円減少（対前年度比0.7%減）となっており、貸付金総額に占める割合は2.6%となっている。

平成16年度末の貸付金の現在高は９兆456億円で、前年度末と比べると247億円増加（対前年度末比0.3%増）している。

その内訳をみると、商工関係に係るものが１兆9,287億円（貸付金現在高の21.3%）、観光・交通関係が１兆3,939億円（同15.4%）、住宅関係が6,304億円（同7.0%）等となっている。

これに定額の資金を運用するための基金による貸付金現在高6,414億円を加えると、現在高の総計は９兆6,870億円となり、前年度末と比べると３億円減少（対前年度末比0.0%減）している。

6　一部事務組合等による事務の広域的処理の状況

平成16年度末における一部事務組合等による市町村事務等の共同処理及び広域的処理の状況を、団体数、市町村の加入状況及び団体の歳入歳出決算状況についてみると、次のとおりである。

(1)　団　　体　　数［第４表］

平成16年度末の一部事務組合等の総数は1,798団体で、し尿・ごみ処理等衛生関係組合や消防関係組合の減少等により、前年度末と比べると259団体減少している。

なお、広域的・総合的な地域振興整備や事務処理の効率化を推進するための制度として平成７年６月から施行された広域連合は、平成16年度末には前年度末と比べると９団体減少し、25道県において68団体が設置されている。

一部事務組合等の設置目的別団体数の状況は、**第21表**のとおりであり、し尿・ごみ処理等衛生関係が739団体で最も大きな割合（一部事務組合等総数の41.1%）を占め、以下、広域消防等消防関係389団体（同21.6%）、退職手当組合等総務関係269団体（同15.0%）の順となっている。

第21表　一部事務組合等の設置目的別団体数の状況

区分	平成16年度 団体数	平成16年度 構成比	平成15年度 団体数	平成15年度 構成比	増減
		%		%	
総務関係組合	269	15.0	303	14.7	△ 34
うち退職手当組合	44	2.4	46	2.2	△ 2
民生関係組合	115	6.4	131	6.4	△ 16
衛生関係組合	739	41.1	843	41.0	△ 104
うち伝染病組合	－	－	1	0.0	△ 1
うちし尿・ごみ処理組合	610	33.9	691	33.6	△ 81
農林水産関係組合	107	6.0	122	5.9	△ 15
消防関係組合	389	21.6	440	21.4	△ 51
教育関係組合	95	5.3	126	6.1	△ 31
うち小学校組合	12	0.7	17	0.8	△ 5
うち中学校組合	35	1.9	50	2.4	△ 15
その他	84	4.6	92	4.5	△ 8
合計	1,798	100.0	2,057	100.0	△ 259

（注）設置目的は、組合の取り扱う主たる事務によって区分したものである。

(2)　市町村の一部事務組合等への加入状況

一部事務組合等に加入して事務を共同処理している市町村（一部事務組合等を含む。）の数は、延べ23,073団体（市町村・特別区延べ21,015団体、一部事務組合等延べ2,058団体）となっており、１市町村・特別区（一部事務組合等を除く。）当たり平均8.3の一部事務組合等に加入していることになる。

一部事務組合等へ加入している市町村・特別区（延べ21,015団体）を設置目的別にみると、総務関係団体へ加入している団体数は延べ6,986団体で、最も大きな割合（全体の33.2%）を占めており、以下、衛生関係団体へ加入している団体数が延べ6,050団体（同28.8%）、消防関係団体へ加入している団体数が延べ3,552団体（同16.9%）の順となっている。

(3)　一部事務組合等の歳入歳出決算［第５表］

一部事務組合等の歳入歳出決算の状況は、**第76図**のとおりであり、歳入決算額は２兆3,997億円で、前年度と比べると3.7%減（前年度8.7%減）となっている。

歳入決算額の内訳をみると、加入市町村等からの分担金、負担金が最も大きな割合（一部事務組合等の歳入総額の74.3%）を占めており、以下、地方債（同6.5%）、手数料（同2.9%）の順となっている。

歳出決算額は２兆3,065億円で、前年度と比べると3.7%減（前年度8.8%減）となっている。

歳出決算額の目的別内訳は、総務費が最も大きな割合（一部事務組合等の歳出総額の28.6%）を占め、以下、衛生費（同28.4%）、消防費（同23.9%）の順となっており、これらで全体の80.9%を占めている。

一部事務組合等の歳出決算額の市町村決算額に対する割合を目的別にみると、消防費が最も大きな割合（市町村の歳出総額の32.6%）を占め、次いで、衛生費（同14.8%）となっている。

次に、歳出決算額の性質別内訳をみると、人件費が最も大きな割合（一部事務組合等の歳出総額の41.3%）を占め、以下、物件費（同15.2%）、普通建設事業費（同13.1%）、公債費（同13.0%）となっている。

第76図　一部事務組合等の歳入歳出決算額の状況

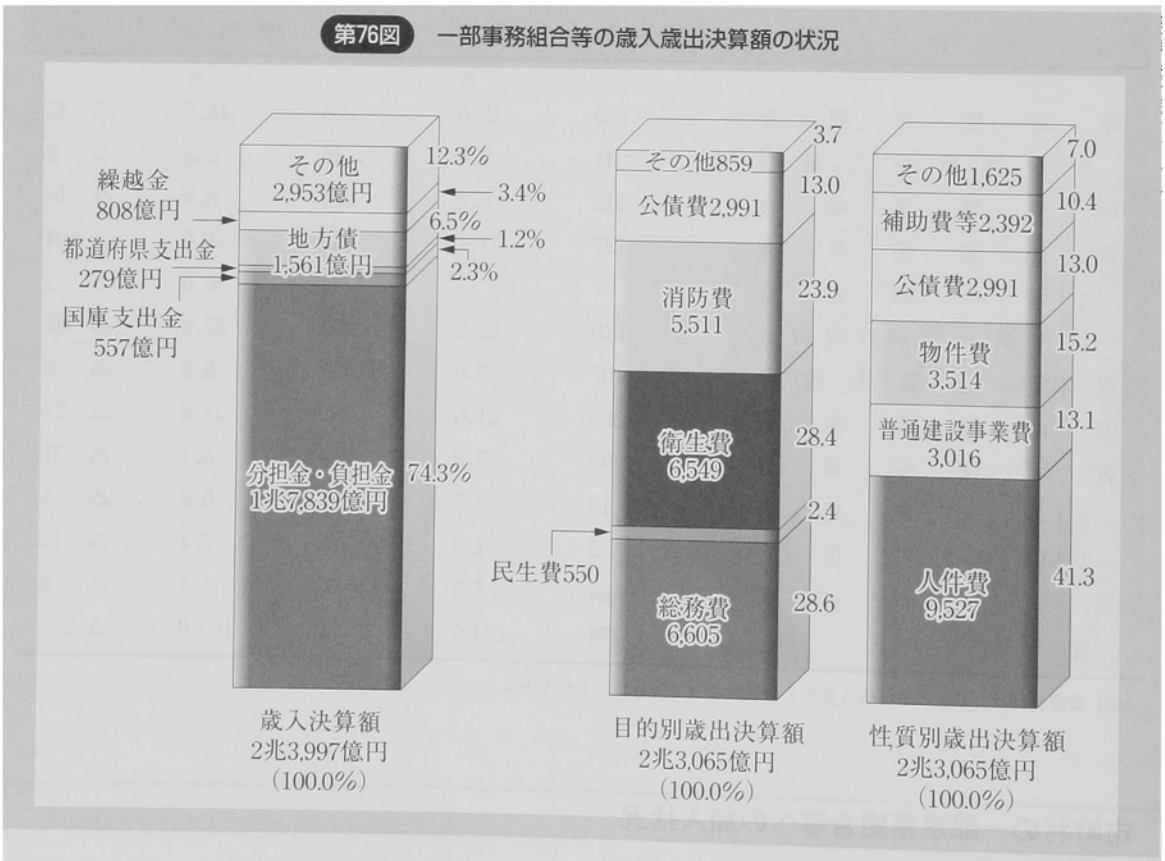

7　市町村の規模別財政状況

市町村（特別区及び一部事務組合等を除く。以下この章において同じ。）を団体規模別（大都市、中核市、特例市、中都市、小都市、人口１万人以上の町村及び人口１万人未満の町村）にグループ化を行い、財政状況を分析すると以下のとおりである。

(1)　市町村合併の進行に伴う変化

市町村合併の進行は、団体規模別の市町村の財政状況に顕著な変化をもたらしつつあると考えられる。そこで、歳入歳出決算額等の割合について、前年度との比較を念頭におきつつ、団体規模別に比較分析してみると、次のとおりである。

ア　団体数及び人口の状況

分析の前提となる団体規模別の団体数をみると、**第22表**のとおりである。

団体規模別の団体数合計に占める団体数の割合をみると、大都市が0.5%（前年度末0.4%）、中核市が1.4%（同1.1%）、特例市が1.6%（同1.2%）、中都市が6.1%（同4.4%）、小都市が19.4%（同14.8%）、人口１万人以上の町村が31.9%（同30.5%）、人口１万人未満の町村が39.0%（同47.5%）となっている。

また、団体規模別の人口数をみると、**第23表**のとおりである。

団体規模別の人口合計に占める人口の割合をみると、大都市が17.3%（前年度末17.3%）、中核市が13.5%（同13.0%）、特例市が9.3%（同8.9%）、中都市が20.8%（同18.9%）、小都市が21.5%（同20.0%）、人口１万人以上の町村が13.1%（同15.2%）、人口１万人未満の町村が4.4%（同6.6%）となっている。

これをみると、団体数合計に占める団体数の割合については、人口１万人未満の町村が最も大きな割合を占め、以下、人口１万人以上の町村、小都市、中都市、特例市、中核市、大都市の順となっており、人口合

第22表　団体規模別団体数の推移

	団体数					構成比（%）					増減率（%）				
	12	13	14	15	16	12	13	14	15	16	12	13	14	15	16
市町村合計	3,227	3,223	3,212	3,132	2,521	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	△ 0.1	△ 0.1	△ 0.3	△ 2.5	△19.5
大都市	12	12	12	13	13	0.4	0.4	0.4	0.4	0.5	－	－	－	8.3	－
中核市	27	28	30	35	35	0.8	0.9	0.9	1.1	1.4	8.0	3.7	7.1	16.7	－
特例市	10	30	37	39	40	0.3	0.9	1.2	1.2	1.6	皆増	200.0	23.3	5.4	2.6
都市	621	602	596	602	644	19.2	18.7	18.6	19.2	25.5	△ 2.1	△ 3.1	△ 1.0	1.0	7.0
中都市	179	157	148	139	155	5.5	4.9	4.6	4.4	6.1	△ 2.2	△12.3	△ 5.7	△ 6.1	11.5
小都市	442	445	448	463	489	13.7	13.8	13.9	14.8	19.4	△ 2.0	0.7	0.7	3.3	5.6
町村	2,557	2,551	2,537	2,443	1,789	79.2	79.1	79.0	78.0	71.0	△ 0.0	△ 0.2	△ 0.5	△ 3.7	△26.8
町村(1万以上)	1,015	1,002	993	956	805	31.5	31.1	30.9	30.5	31.9	△ 0.8	△ 1.3	△ 0.9	△ 3.7	△15.8
町村(1万未満)	1,542	1,549	1,544	1,487	984	47.8	48.1	48.1	47.5	39.0	0.5	0.5	△ 0.3	△ 3.7	△33.8

第23表　団体規模別人口の推移

	人口					構成比（%）					増減率（%）				
	12	13	14	15	16	12	13	14	15	16	12	13	14	15	16
市町村合計	118,315,518	118,453,134	118,604,384	118,686,515	118,674,670	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	0.1	0.1	0.1	0.1	△ 0.0
大都市	19,140,217	19,244,958	19,351,765	20,489,715	20,569,108	16.2	16.2	16.3	17.3	17.3	0.5	0.5	0.6	5.9	0.4
中核市	11,720,991	12,176,559	13,020,461	15,461,777	15,988,700	9.9	10.3	11.0	13.0	13.5	8.1	3.9	6.9	18.7	3.4
特例市	2,322,590	8,200,523	10,042,981	10,580,448	11,071,992	2.0	6.9	8.5	8.9	9.3	皆増	253.1	22.5	5.4	4.6
都市	57,748,723	51,728,661	49,394,107	46,254,244	50,191,743	48.8	43.7	41.6	39.0	42.3	△ 5.0	△10.4	△ 4.5	△ 6.4	8.5
中都市	34,916,749	28,792,812	26,295,616	22,472,081	24,725,208	29.5	24.3	22.2	18.9	20.8	△ 5.8	△17.5	△ 8.7	△14.5	10.0
小都市	22,831,974	22,935,849	23,098,491	23,782,163	25,466,535	19.3	19.4	19.5	20.0	21.5	△ 3.8	0.5	0.7	3.0	7.1
町村	27,382,997	27,102,433	26,795,070	25,900,331	20,853,127	23.1	22.9	22.6	21.8	17.6	△ 0.3	△ 1.0	△ 1.1	△ 3.3	△19.5
町村(1万以上)	19,114,642	18,832,054	18,603,399	18,036,379	15,587,434	16.2	15.9	15.7	15.2	13.1	△ 0.5	△ 1.5	△ 1.2	△ 3.0	△13.6
町村(1万未満)	8,268,355	8,270,379	8,191,671	7,863,952	5,265,693	7.0	7.0	6.9	6.6	4.4	0.1	0.0	△ 1.0	△ 4.0	△33.0

計に占める人口の割合については、小都市が最も大きな割合を占め、以下、中都市、大都市、中核市、人口１万人以上の町村、特例市、人口１万人未満の町村の順となっている。

団体規模別の団体数の割合について平成12年度から16年度にかけての推移をみると、**第77図**のとおりである。中核市、特例市及び小都市の割合が上昇の傾向にある一方、中都市、人口１万人以上の町村及び人口１万人未満の町村の割合が低下の傾向にあったが、平成16年度においては中都市の割合が上昇に転じている。なお、大都市については、ほぼ同水準で推移してきたが、15年度に１団体（さいたま市）増加となったことから、15年度には割合が上昇した。

中核市及び特例市の割合が上昇している主な要因としては、人口増又は市町村合併に伴い人口要件を満たした中都市が中核市または特例市となったこと等が挙げられる。

中都市の割合が上昇に転じている主な要因としては、近年は中核市及び特例市への移行を背景に団体数が減少していたものの、平成16年度においては市町村合併に伴い人口が10万人以上の都市が増加したことが挙げられる。

また、小都市の割合が上昇した主な要因については、市町村の合併の特例に関する法律（昭和40年３月29日法律第６号）（以下「旧合併特例法」という。）第５条の２の規定により、平成17年３月31日までに市町村の合併が行われる場合に限り、市となるべき普通地方公共団体の要件が、地方自治法第８条第１号の規定による人口５万人以上ではなく人口３万人以上とされたこと等によって、新しい都市が増加したこと等が挙げられる。

町村の割合が低下している要因としては、市町村合併の進行が挙げられるが、特に平成16年度においては、人口１万人未満の町村の団体数は対前年度末比33.8%減（人口対前年度末比33.0%減）、人口１万人以上の町村の団体数は同15.8%減（同13.6%減）となっており、大きく減少している。

なお、団体規模別の人口の割合について平成12年度から16年度にかけての推移をみると、**第78図**のとおりである。中核市、特例市及び小都市の割合が上昇の傾向にある一方、中都市、人口１万人以上の町村及び人口１万人未満の町村の割合が低下の傾向にあったが、平成16年度においては中都市の割合が上昇に転

第77図　団体規模別団体数構成比の推移

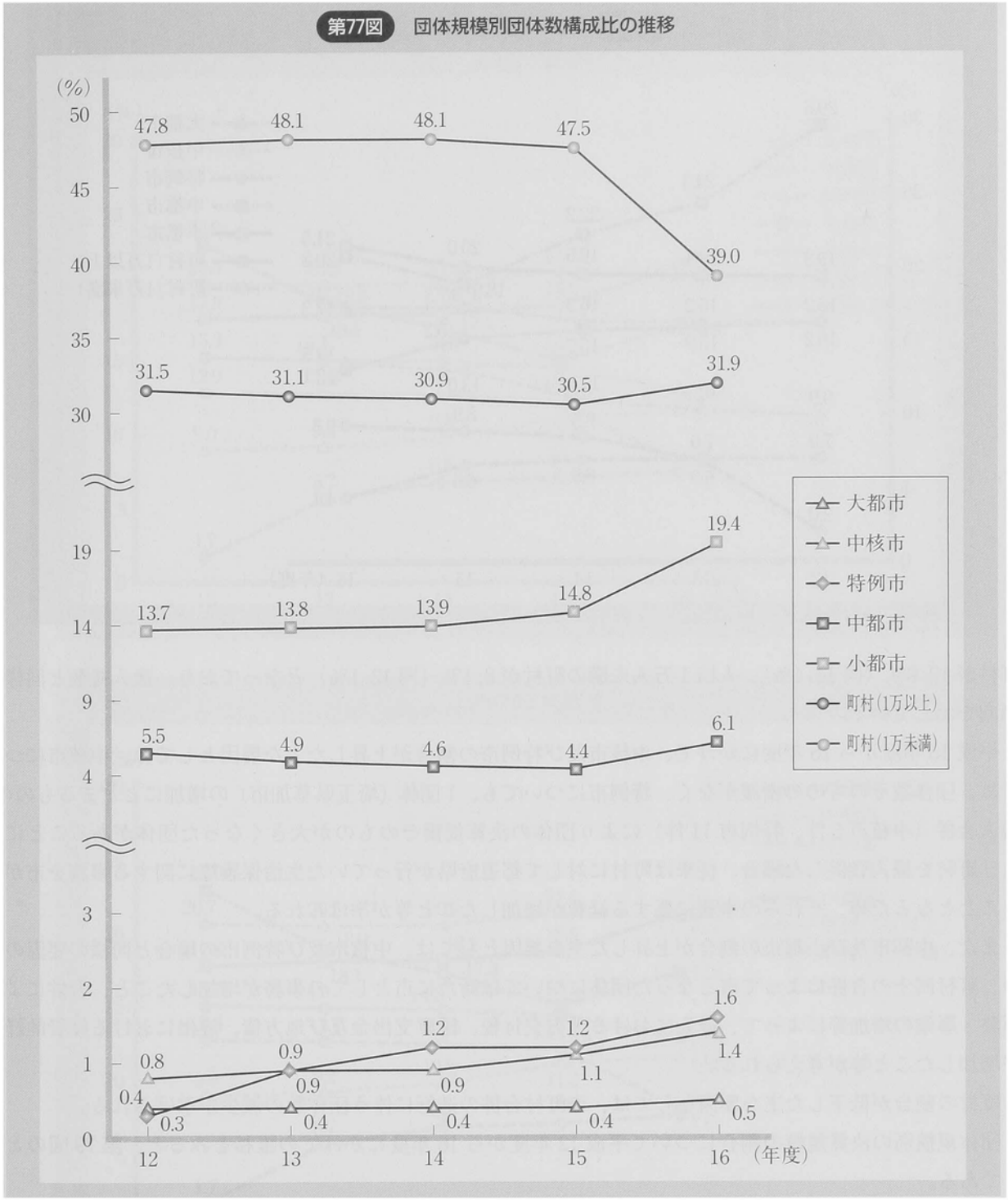

じている。なお、大都市については、ほぼ同水準で推移してきたが、15年度に１団体（さいたま市）増加したことから、15年度には割合が上昇した。

イ　決　算　規　模

団体規模別の決算規模の割合をみると、歳入総額については、大都市が20.8%（前年度21.1%）、中核市が11.6%（同11.2%）、特例市が7.5%（同7.1%）、中都市が17.4%（同15.0%）、小都市が21.5%（同18.8%）、人口１万人以上の町村が13.0%（同14.6%）、人口１万人未満の町村が8.1%（同12.2%）となっている。また、歳出総額については、大都市が21.2%（同21.4%）、中核市が11.6%（同11.2%）、特例市が7.6%（同7.1%）、中都市が17.4%（同15.1%）、小都市が21.4%（同18.8%）、人口１万人以上の

第78図　団体規模別人口構成比の推移

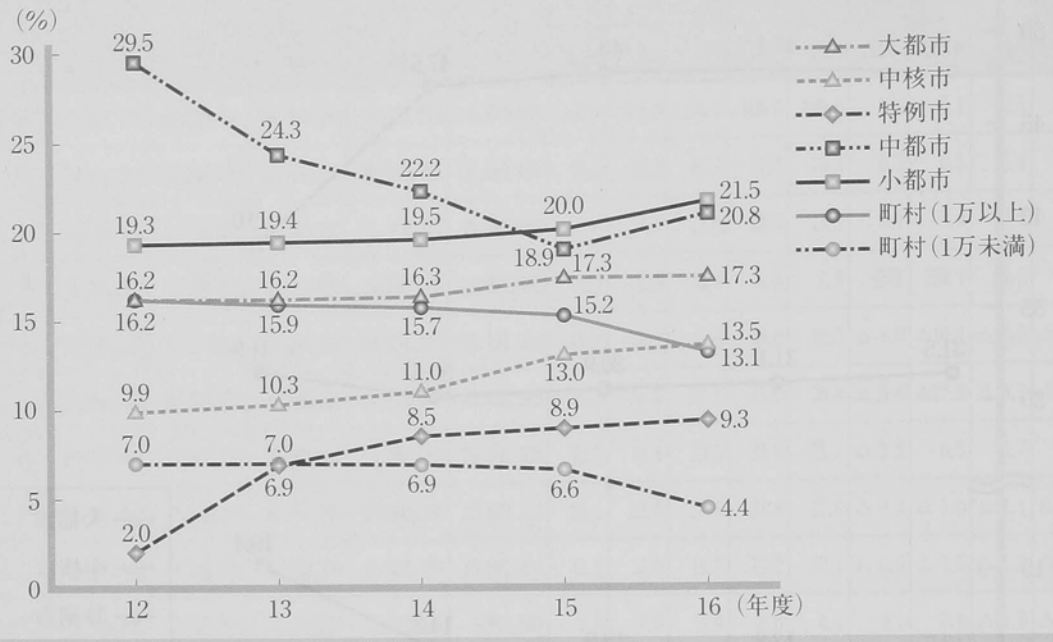

町村が12.9%（同14.4%）、人口１万人未満の町村が8.1%（同12.1%）となっており、歳入総額と同様の傾向を示している。

平成15年度から16年度にかけて、中核市及び特例市の割合が上昇した主な要因としては、中核市については、団体数そのものの増減がなく、特例市についても、１団体（埼玉県草加市）の増加にとどまるものの、編入合併（中核市５件、特例市11件）により団体の決算規模そのものが大きくなった団体があることに加え、町村を編入合併した場合、従来は町村に対して都道府県が行っていた生活保護等に関する事務を市が行うこととなるため、それらの事務に要する経費が増加したこと等が挙げられる。

また、中都市及び小都市の割合が上昇した主な要因としては、中核市及び特例市の場合と同様の要因のほか、町村同士の合併によって市となった団体については新たに市としての事務が増加したこと、合併による事務・事業の増加等によって、歳入における地方交付税、国庫支出金及び地方債、歳出における投資的経費が増加したこと等が考えられる。

町村の割合が低下した主な要因としては、市町村合併の進行に伴う団体数の減少が挙げられる。

団体規模別の決算規模の割合について平成12年度から16年度にかけての推移をみると、**第79図**のとおりである。

団体数が増加傾向にある中核市及び特例市については上昇傾向にある一方、他の団体区分においてはおおむね低下傾向にあったが、平成15年度において小都市が、平成16年度においては中都市が、それぞれ上昇に転じている。

ウ　歳　　入

団体規模別の歳入決算額の主な内訳をみると、**第24表**のとおりである。

いずれも、市町村合併の進行に伴い、町村における減少額の一部が中都市及び小都市を中心とする他の団体区分にシフトしていると考えられるが、その影響を特に受けていると考えられる主なものについて、前年度と比べると、以下のとおりである。

地方交付税については、中核市、特例市、中都市及び小都市が増加しており、大都市、人口１万人以上の

第79図　団体規模別決算規模構成比の推移

その１　歳入

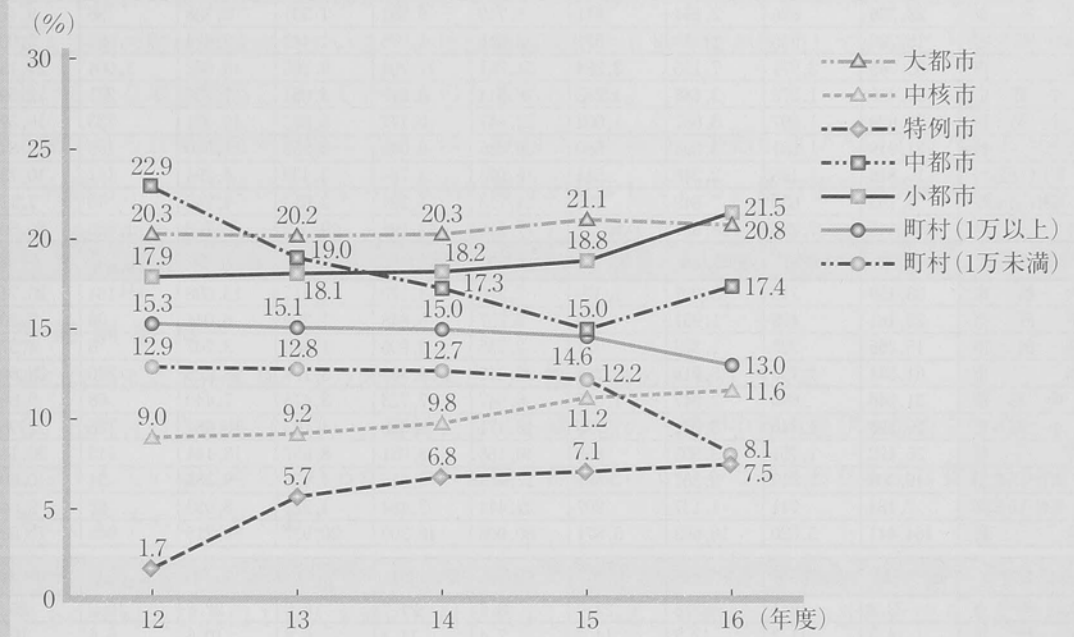

その２　歳出

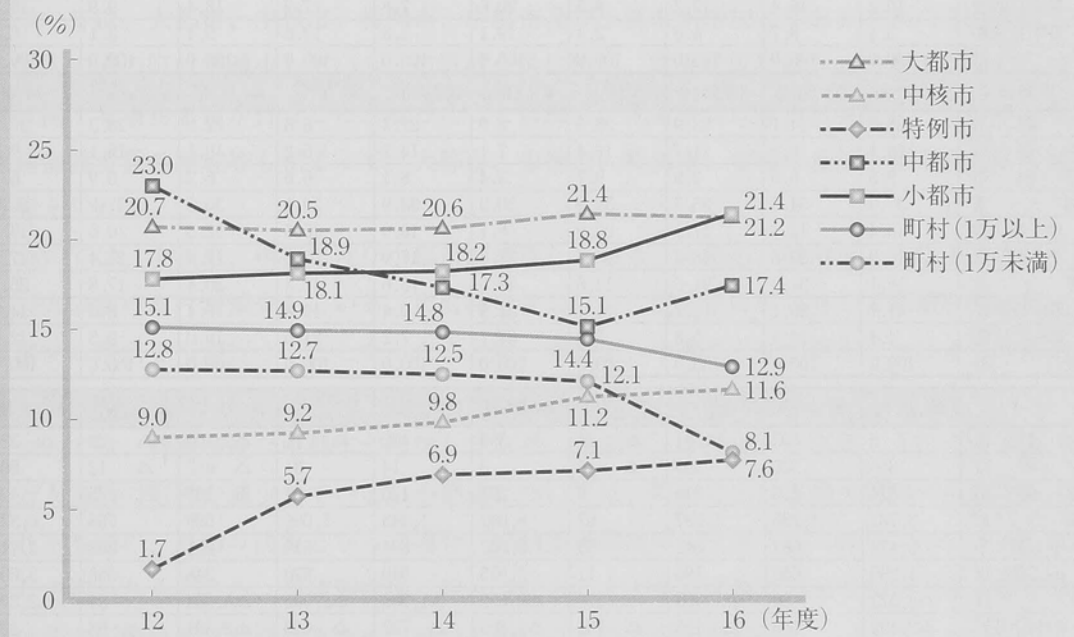

町村及び人口１万人未満の町村が減少している。市町村合併に伴う加算、合併した一部の町村が市となったことに伴う事務の増加等により、中核市、特例市、中都市及び小都市において増加しているものと考えられる。

国庫支出金については、大都市、中核市、特例市、中都市及び小都市が増加しており、人口１万人以上の町村及び人口１万人未満の町村が減少している。市町村合併に伴い、町村に対して都道府県が行っていた生活保護等に関する事務を市が行うこととなったことに伴う市への国庫支出金の増加に加え、被生活保護者数

第24表　団体規模別歳入の状況

決算額（億円）

平成16年度	地方税	地方譲与税	各種交付金	地方特例交付金	地方交付税	国庫支出金	都道府県支出金	地方債	うち合併特例事業債	その他	歳入合計
大都市	38,165	1,103	4,338	1,356	6,647	13,333	1,346	11,598	155	20,421	98,307
中核市	23,536	826	2,254	841	5,740	6,861	1,331	5,388	86	8,104	54,881
特例市	15,780	555	1,539	571	3,045	4,075	1,442	3,574	81	5,001	35,582
都市	65,045	2,971	7,155	2,284	31,061	17,794	9,263	18,662	1,004	29,189	183,424
中都市	34,416	1,273	3,488	1,282	8,614	8,617	3,991	7,731	271	12,596	82,008
小都市	30,629	1,697	3,667	1,002	22,447	9,177	5,272	10,931	733	16,594	101,416
町村	21,919	1,831	3,096	680	30,626	6,045	6,152	11,540	199	17,843	99,732
町村(1万以上)	16,816	1,195	2,248	544	15,908	3,754	3,499	6,794	151	10,733	61,491
町村(1万未満)	5,103	635	849	135	14,718	2,291	2,653	4,746	48	7,111	38,241
合計	164,445	7,285	18,381	5,731	77,119	48,108	19,535	50,762	1,525	80,560	471,926
平成15年度	地方税	地方譲与税	各種交付金	地方特例交付金	地方交付税	国庫支出金	都道府県支出金	地方債	うち合併特例事業債	その他	歳入合計
大都市	38,159	710	3,997	1,379	7,240	13,170	1,417	13,698	184	20,745	100,515
中核市	23,181	499	1,951	846	5,737	6,848	1,299	6,044	98	7,202	53,607
特例市	15,266	325	1,323	571	2,755	3,905	1,386	3,707	6	4,571	33,809
都市	61,344	1,735	5,918	2,217	25,019	16,351	8,178	18,123	246	22,866	161,751
中都市	31,946	690	2,847	1,227	6,547	7,723	3,475	7,440	68	9,880	71,775
小都市	29,398	1,045	3,071	990	18,471	8,629	4,702	10,682	178	12,988	89,976
町村	26,492	1,751	3,505	858	40,158	8,031	8,657	18,144	115	20,148	127,744
町村(1万以上)	19,308	1,010	2,367	651	17,713	4,546	4,135	9,185	54	10,608	69,523
町村(1万未満)	7,184	741	1,137	207	22,444	3,484	4,522	8,959	62	9,543	58,221
合計	164,441	5,020	16,693	5,871	80,908	48,305	20,937	59,715	648	75,536	477,426

構成比（%）

平成16年度	地方税	地方譲与税	各種交付金	地方特例交付金	地方交付税	国庫支出金	都道府県支出金	地方債	うち合併特例事業債	その他	歳入合計
大都市	23.2	15.1	23.6	23.7	8.6	27.7	6.9	22.8	10.2	25.3	20.8
中核市	14.3	11.3	12.3	14.7	7.4	14.3	6.8	10.6	5.6	10.1	11.6
特例市	9.6	7.6	8.4	10.0	3.9	8.5	7.4	7.0	5.3	6.2	7.5
都市	39.6	40.8	38.9	39.9	40.3	37.0	47.4	36.8	65.8	36.2	38.9
中都市	20.9	17.5	19.0	22.4	11.2	17.9	20.4	15.2	17.8	15.6	17.4
小都市	18.6	23.3	19.9	17.5	29.1	19.1	27.0	21.5	48.1	20.6	21.5
町村	13.3	25.1	16.8	11.9	39.7	12.6	31.5	22.7	13.0	22.1	21.1
町村(1万以上)	10.2	16.4	12.2	9.5	20.6	7.8	17.9	13.4	9.9	13.3	13.0
町村(1万未満)	3.1	8.7	4.6	2.4	19.1	4.8	13.6	9.4	3.1	8.8	8.1
合計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
平成15年度	地方税	地方譲与税	各種交付金	地方特例交付金	地方交付税	国庫支出金	都道府県支出金	地方債	うち合併特例事業債	その他	歳入合計
大都市	23.2	14.1	23.9	23.5	8.9	27.3	6.8	22.9	28.3	27.5	21.1
中核市	14.1	9.9	11.7	14.4	7.1	14.2	6.2	10.1	15.1	9.5	11.2
特例市	9.3	6.5	7.9	9.7	3.4	8.1	6.6	6.2	0.9	6.1	7.1
都市	37.3	34.6	35.5	37.8	30.9	33.9	39.1	30.3	37.9	30.3	33.9
中都市	19.4	13.8	17.1	20.9	8.1	16.0	16.6	12.5	10.6	13.1	15.0
小都市	17.9	20.8	18.4	16.9	22.8	17.9	22.5	17.9	27.4	17.2	18.8
町村	16.1	34.9	21.0	14.6	49.6	16.6	41.3	30.4	17.8	26.7	26.8
町村(1万以上)	11.7	20.1	14.2	11.1	21.9	9.4	19.8	15.4	8.3	14.0	14.6
町村(1万未満)	4.4	14.8	6.8	3.5	27.7	7.2	21.6	15.0	9.5	12.6	12.2
合計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0

増減額（億円）

	地方税	地方譲与税	各種交付金	地方特例交付金	地方交付税	国庫支出金	都道府県支出金	地方債	うち合併特例事業債	その他	歳入合計
大都市	6	393	341	△ 24	△ 593	162	△ 71	△2,100	△ 29	△ 324	△ 2,209
中核市	356	326	303	△ 5	3	14	31	△ 657	△ 12	903	1,274
特例市	514	230	216	0	291	170	57	△ 133	75	428	1,773
都市	3,701	1,236	1,237	67	6,042	1,443	1,086	539	758	6,322	21,673
中都市	2,471	583	641	55	2,067	894	516	291	203	2,715	10,233
小都市	1,230	653	596	11	3,975	549	570	248	555	3,607	11,440
町村	△4,573	80	△ 408	△ 178	△9,532	△1,986	△2,505	△6,604	84	△2,306	△28,012
町村(1万以上)	△2,492	185	△ 120	△ 106	△1,805	△ 792	△ 636	△2,391	98	125	△ 8,032
町村(1万未満)	△2,081	△ 106	△ 289	△ 72	△7,726	△1,193	△1,869	△4,213	△ 14	△2,432	△19,980
合計	4	2,265	1,689	△ 140	△3,789	△ 196	△1,402	△8,953	876	5,023	△ 5,501

増減率（%）

	地方税	地方譲与税	各種交付金	地方特例交付金	地方交付税	国庫支出金	都道府県支出金	地方債	うち合併特例事業債	その他	歳入合計
大都市	0.0	55.4	8.5	△ 1.7	△ 8.2	1.2	△ 5.0	△ 15.3	△ 15.6	△ 1.6	△ 2.2
中核市	1.5	65.3	15.5	△ 0.6	0.1	0.2	2.4	△ 10.9	△ 12.0	12.5	2.4
特例市	3.4	70.8	16.3	0.1	10.5	4.4	4.1	△ 3.6	1,312.4	9.4	5.2
都市	6.0	71.2	20.9	3.0	24.2	8.8	13.3	3.0	308.0	27.6	13.4
中都市	7.7	84.5	22.5	4.5	31.6	11.6	14.8	3.9	296.3	27.5	14.3
小都市	4.2	62.5	19.4	1.2	21.5	6.4	12.1	2.3	312.5	27.8	12.7
町村	△ 17.3	4.6	△ 11.7	△ 20.7	△ 23.7	△ 24.7	△ 28.9	△ 36.4	72.6	△ 11.4	△ 21.9
町村(1万以上)	△ 12.9	18.4	△ 5.1	△ 16.3	△ 10.2	△ 17.4	△ 15.4	△ 26.0	182.2	1.2	△ 11.6
町村(1万未満)	△ 29.0	△ 14.3	△ 25.4	△ 34.6	△ 34.4	△ 34.2	△ 41.3	△ 47.0	△ 22.7	△ 25.5	△ 34.3
合計	0.0	45.1	10.1	△ 2.4	△ 4.7	△ 0.4	△ 6.7	△ 15.0	135.1	6.6	△ 1.2

の増加を背景に生活保護費負担金の総額が増加していることも相まって、大都市、中核市、特例市、中都市及び小都市において増加しているものと考えられる。

地方債については、中都市及び小都市が増加しており、大都市、中核市、特例市、人口１万人以上の町村及び人口１万人未満の町村が減少している。合併関連事業により地方債が増加していること等が、中都市及び小都市における主な増加要因となっているものと考えられる。

また、地方債のうち合併特例事業債については、特例市、中都市、小都市及び人口１万人以上の町村が増加しており、大都市、中核市及び人口１万人未満の町村が減少している。地方債総額が減少しているにもかかわらず、特に合併関連事業が実施されたものと考えられる団体区分において大幅に増加している。

工　歳　　出

（ア）目的別歳出

団体規模別の目的別歳出決算額の主な内訳をみると、**第25表**のとおりである。

各費目とも、市町村合併の進行に伴い、町村における減少額の一部が中都市及び小都市を中心とする他の団体区分にシフトしていると考えられるが、その影響を特に受けていると考えられる主な費目について、前年度と比べると、以下のとおりである。

議会費については、大都市が同額となっている一方、中核市、特例市、中都市及び小都市が増加しており、人口１万人以上の町村及び人口１万人未満の町村が減少している。市町村合併の進行に伴う市町村議会議員の定数（平成16年12月31日現在定数54,799名）の減少（2,338名減少、対前年同期比4.1%減）により合計額が減少する一方で、旧合併特例法第６条の規定による議会の議員の定数に関する特例の適用等によって、中核市、特例市、中都市及び小都市において増加しているものと考えられる。

民生費については、大都市、中核市、特例市、中都市及び小都市が増加しており、人口１万人以上の町村及び人口１万人未満の町村が減少している。市町村合併に伴い、従来は町村に対して都道府県が行っていた生活保護等に関する事務を市が行うこととなったことに加え、児童手当に係る制度改正（支給対象年齢の拡大）や被生活保護者数の増加等も相まって、大都市、中核市、特例市、中都市及び小都市において増加しているものと考えられる。

衛生費については、中核市、中都市及び小都市が増加しており、大都市、特例市、人口１万人以上の町村及び人口１万人未満の町村が減少している。市町村合併に伴い、従来は町村に対して都道府県が行っていた保健衛生に関する事務を市が行うこととなったことが、中核市、中都市及び小都市における主な増加要因となっているものと考えられる。

土木費については、特例市及び中都市が増加しており、大都市、中核市、小都市、人口１万人以上の町村及び人口１万人未満の町村が減少している。小都市については、町村における減少額の一部がシフトしていると考えられるものの、打切り決算となった場合、出納整理期間中に支出される経費については新団体の翌年度歳出として扱われるところ、当該期間中に収入されることが多い国庫支出金及び地方債の財源構成比が高い土木費はその影響を大きく受けるため、減少しているものと考えられる。

（イ）性質別歳出

団体規模別の性質別歳出決算額の主な内訳をみると、**第26表**のとおりである。

各費目とも、市町村合併の進行に伴い、町村における減少額の一部が中都市及び小都市を中心とする他の団体区分にシフトしていると考えられるが、その影響を特に受けていると考えられる主な費目について、前年度と比べると、以下のとおりである。

人件費については、中核市、特例市、中都市及び小都市が増加しており、大都市、人口１万人以上の町村及び人口１万人未満の町村が減少している。

第25表　団体規模別目的別歳出の状況

決算額（億円）

平成16年度	議会費	総務費	民生費	衛生費	農林水産業費	土木費	教育費	公債費	その他	歳出合計
大都市	259	7,339	25,498	8,108	512	20,262	9,345	14,580	11,456	97,359
中核市	319	5,702	14,940	4,828	948	9,833	5,985	6,816	4,084	53,455
特例市	239	3,853	9,822	3,224	505	6,345	4,060	3,975	2,723	34,746
都市	1,885	24,576	45,257	16,817	6,247	27,231	20,557	21,801	13,770	178,141
中都市	686	10,087	22,190	7,567	1,612	12,966	9,461	9,316	5,959	79,844
小都市	1,199	14,488	23,067	9,250	4,636	14,265	11,096	12,484	7,812	98,297
町村	1,564	15,845	17,796	8,646	7,929	11,711	11,555	13,378	7,849	96,273
町村(1万以上)	903	9,507	12,003	5,630	3,960	7,635	7,526	7,473	4,574	59,211
町村(1万未満)	661	6,338	5,792	3,016	3,969	4,076	4,028	5,905	3,278	37,063
合計	4,266	57,315	113,312	41,623	16,142	75,381	51,501	60,550	39,884	459,974
平成15年度	議会費	総務費	民生費	衛生費	農林水産業費	土木費	教育費	公債費	その他	歳出合計
大都市	259	7,475	24,347	8,499	568	22,254	9,526	15,060	11,404	99,392
中核市	286	5,587	13,921	4,744	875	10,198	6,014	6,596	3,888	52,109
特例市	216	3,670	8,983	3,264	401	6,256	3,801	3,930	2,548	33,069
都市	1,592	20,759	39,320	15,106	4,736	26,570	18,652	18,768	11,990	157,493
中都市	558	8,733	19,063	6,868	1,035	12,247	8,447	7,923	5,169	70,043
小都市	1,034	12,026	20,258	8,239	3,701	14,324	10,205	10,846	6,817	87,450
町村	2,016	20,024	21,657	10,889	11,538	15,789	15,315	16,720	9,179	123,127
町村(1万以上)	1,012	10,428	13,116	6,408	4,605	9,381	9,080	8,024	4,882	66,936
町村(1万未満)	1,004	9,596	8,540	4,480	6,933	6,408	6,235	8,696	4,299	56,191
合計	4,370	57,514	108,228	42,502	18,118	81,068	53,308	61,074	39,008	465,190

構成比（%）

平成16年度	議会費	総務費	民生費	衛生費	農林水産業費	土木費	教育費	公債費	その他	歳出合計
大都市	6.1	12.8	22.5	19.5	3.2	26.9	18.1	24.1	28.7	21.2
中核市	7.5	9.9	13.2	11.6	5.9	13.0	11.6	11.3	10.2	11.6
特例市	5.6	6.7	8.7	7.7	3.1	8.4	7.9	6.6	6.8	7.6
都市	44.2	42.9	39.9	40.4	38.7	36.1	39.9	36.0	34.5	38.7
中都市	16.1	17.6	19.6	18.2	10.0	17.2	18.4	15.4	14.9	17.4
小都市	28.1	25.3	20.4	22.2	28.7	18.9	21.5	20.6	19.6	21.4
町村	36.7	27.6	15.7	20.8	49.1	15.5	22.4	22.1	19.7	20.9
町村(1万以上)	21.2	16.6	10.6	13.5	24.5	10.1	14.6	12.3	11.5	12.9
町村(1万未満)	15.5	11.1	5.1	7.2	24.6	5.4	7.8	9.8	8.2	8.1
合計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
平成15年度	議会費	総務費	民生費	衛生費	農林水産業費	土木費	教育費	公債費	その他	歳出合計
大都市	5.9	13.0	22.5	20.0	3.1	27.5	17.9	24.7	29.2	21.4
中核市	6.5	9.7	12.9	11.2	4.8	12.6	11.3	10.8	10.0	11.2
特例市	4.9	6.4	8.3	7.7	2.2	7.7	7.1	6.4	6.5	7.1
都市	36.4	36.1	36.3	35.5	26.1	32.8	35.0	30.7	30.7	33.9
中都市	12.8	15.2	17.6	16.2	5.7	15.1	15.8	13.0	13.3	15.1
小都市	23.7	20.9	18.7	19.4	20.4	17.7	19.1	17.8	17.5	18.8
町村	46.1	34.8	20.0	25.6	63.7	19.5	28.7	27.4	23.5	26.5
町村(1万以上)	23.2	18.1	12.1	15.1	25.4	11.6	17.0	13.1	12.5	14.4
町村(1万未満)	23.0	16.7	7.9	10.5	38.3	7.9	11.7	14.2	11.0	12.1
合計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0

増減額（億円）

	議会費	総務費	民生費	衛生費	農林水産業費	土木費	教育費	公債費	その他	歳出合計
大都市	△ 0	△ 135	1,151	△ 391	△ 56	△1,992	△ 181	△ 480	52	△ 2,034
中核市	33	115	1,019	84	73	△ 365	△ 29	220	196	1,346
特例市	23	183	840	△ 40	104	89	259	46	174	1,678
都市	293	3,817	5,936	1,710	1,511	660	1,904	3,032	1,783	20,648
中都市	128	1,354	3,127	699	576	719	1,014	1,394	790	9,801
小都市	165	2,463	2,809	1,011	935	△ 58	890	1,639	993	10,847
町村	△ 452	△4,179	△3,861	△2,242	△3,609	△4,078	△3,760	△3,342	△1,329	△26,854
町村(1万以上)	△ 109	△ 920	△1,113	△ 778	△ 645	△1,746	△1,554	△ 551	△ 308	△ 7,725
町村(1万未満)	△ 343	△3,258	△2,748	△1,464	△2,964	△2,332	△2,207	△2,791	△1,021	△19,128
合計	△ 103	△ 199	5,085	△ 879	△1,976	△5,687	△1,807	△ 524	875	△ 5,216

増減率（%）

	議会費	総務費	民生費	衛生費	農林水産業費	土木費	教育費	公債費	その他	歳出合計
大都市	△ 0.1	△ 1.8	4.7	△ 4.6	△ 9.8	△ 9.0	△ 1.9	△ 3.2	0.5	△ 2.0
中核市	11.5	2.1	7.3	1.8	8.4	△ 3.6	△ 0.5	3.3	5.0	2.6
特例市	10.8	5.0	9.3	△ 1.2	26.1	1.4	6.8	1.2	6.8	5.1
都市	18.4	18.4	15.1	11.3	31.9	2.5	10.2	16.2	14.9	13.1
中都市	22.9	15.5	16.4	10.2	55.6	5.9	12.0	17.6	15.3	14.0
小都市	15.9	20.5	13.9	12.3	25.3	△ 0.4	8.7	15.1	14.6	12.4
町村	△ 22.4	△ 20.9	△ 17.8	△ 20.6	△ 31.3	△ 25.8	△ 24.6	△ 20.0	△ 14.5	△ 21.8
町村(1万以上)	△ 10.8	△ 8.8	△ 8.5	△ 12.1	△ 14.0	△ 18.6	△ 17.1	△ 6.9	△ 6.3	△ 11.5
町村(1万未満)	△ 34.2	△ 34.0	△ 32.2	△ 32.7	△ 42.8	△ 36.4	△ 35.4	△ 32.1	△ 23.8	△ 34.0
合計	△ 2.4	△ 0.3	4.7	△ 2.1	△ 10.9	△ 7.0	△ 3.4	△ 0.9	2.2	△ 1.1

第26表　団体規模別性質別歳出の状況

決算額（億円）

平成16年度	義務的経費	人件費	扶助費	公債費	普通建設事業費	補助事業費	単独事業費	物件費	貸付金	その他	歳出合計
大都市	46,781	16,392	15,888	14,501	13,888	4,733	8,290	9,233	8,641	18,816	97,359
中核市	26,307	10,696	8,795	6,815	8,604	2,309	5,966	6,437	1,941	10,166	53,455
特例市	17,133	7,549	5,609	3,975	5,071	1,340	3,555	4,211	1,134	7,197	34,746
都市	82,056	37,236	23,020	21,799	27,342	8,317	17,879	22,963	4,649	41,131	178,141
中都市	38,265	16,972	11,977	9,316	11,213	3,227	7,604	10,610	2,481	17,275	79,844
小都市	43,791	20,264	11,044	12,484	16,129	5,090	10,275	12,353	2,169	23,855	98,297
町村	38,502	19,325	5,800	13,377	18,394	5,933	11,449	12,275	705	26,397	96,273
町村（1万以上）	23,834	12,160	4,202	7,472	10,714	3,095	7,045	7,841	467	16,355	59,211
町村（1万未満）	14,668	7,166	1,598	5,905	7,680	2,838	4,403	4,434	238	10,043	37,063
合計	210,779	91,198	59,113	60,468	73,299	22,631	47,139	55,120	17,071	103,705	459,974
平成15年度	義務的経費	人件費	扶助費	公債費	普通建設事業費	補助事業費	単独事業費	物件費	貸付金	その他	歳出合計
大都市	46,679	16,765	14,931	14,984	15,966	5,757	9,229	9,215	8,925	18,607	99,392
中核市	25,076	10,422	8,059	6,595	9,462	2,756	6,380	5,984	1,912	9,675	52,109
特例市	16,255	7,232	5,094	3,930	4,933	1,507	3,268	3,891	1,156	6,834	33,069
都市	72,251	33,299	20,185	18,767	25,153	7,728	16,322	19,647	4,651	35,791	157,493
中都市	33,374	15,209	10,242	7,922	9,963	2,905	6,735	9,176	2,408	15,122	70,043
小都市	38,877	18,089	9,943	10,845	15,190	4,824	9,586	10,471	2,243	20,669	87,450
町村	47,510	24,181	6,610	16,719	26,865	9,624	15,760	15,434	905	32,413	123,127
町村（1万以上）	26,081	13,657	4,401	8,024	13,417	4,254	8,471	8,805	540	18,093	66,936
町村（1万未満）	21,429	10,524	2,209	8,696	13,448	5,369	7,290	6,629	365	14,320	56,191
合計	207,772	91,898	54,878	60,995	82,380	27,373	50,960	54,170	17,549	103,319	465,190

構成比（%）

平成16年度	義務的経費	人件費	扶助費	公債費	普通建設事業費	補助事業費	単独事業費	物件費	貸付金	その他	歳出合計
大都市	22.2	18.0	26.9	24.0	18.9	20.9	17.6	16.8	50.6	18.1	21.2
中核市	12.5	11.7	14.9	11.3	11.7	10.2	12.7	11.7	11.4	9.8	11.6
特例市	8.1	8.3	9.5	6.6	6.9	5.9	7.5	7.6	6.6	6.9	7.6
都市	38.9	40.8	38.9	36.1	37.3	36.7	37.9	41.7	27.2	39.7	38.7
中都市	18.2	18.6	20.3	15.4	15.3	14.3	16.1	19.2	14.5	16.7	17.4
小都市	20.8	22.2	18.7	20.6	22.0	22.5	21.8	22.4	12.7	23.0	21.4
町村	18.3	21.2	9.8	22.1	25.1	26.2	24.3	22.3	4.1	25.5	20.9
町村（1万以上）	11.3	13.3	7.1	12.4	14.6	13.7	14.9	14.2	2.7	15.8	12.9
町村（1万未満）	7.0	7.9	2.7	9.8	10.5	12.5	9.3	8.0	1.4	9.7	8.1
合計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
平成15年度	義務的経費	人件費	扶助費	公債費	普通建設事業費	補助事業費	単独事業費	物件費	貸付金	その他	歳出合計
大都市	22.5	18.2	27.2	24.6	19.4	21.0	18.1	17.0	50.9	18.0	21.4
中核市	12.1	11.3	14.7	10.8	11.5	10.1	12.5	11.0	10.9	9.4	11.2
特例市	7.8	7.9	9.3	6.4	6.0	5.5	6.4	7.2	6.6	6.6	7.1
都市	34.8	36.2	36.8	30.8	30.5	28.2	32.0	36.3	26.5	34.6	33.9
中都市	16.1	16.6	18.7	13.0	12.1	10.6	13.2	16.9	13.7	14.6	15.1
小都市	18.7	19.7	18.1	17.8	18.4	17.6	18.8	19.3	12.8	20.0	18.8
町村	22.9	26.3	12.0	27.4	32.6	35.2	30.9	28.5	5.2	31.4	26.5
町村（1万以上）	12.6	14.9	8.0	13.2	16.3	15.5	16.6	16.3	3.1	17.5	14.4
町村（1万未満）	10.3	11.5	4.0	14.3	16.3	19.6	14.3	12.2	2.1	13.9	12.1
合計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0

増減率（億円）

	義務的経費	人件費	扶助費	公債費	普通建設事業費	補助事業費	単独事業費	物件費	貸付金	その他	歳出合計
大都市	102	△ 373	957	△ 483	△2,078	△1,024	△ 939	18	△ 284	208	△2,034
中核市	1,231	274	737	220	△ 859	△ 447	△ 414	454	29	492	1,346
特例市	878	317	515	46	137	△ 167	287	321	△ 22	363	1,678
都市	9,805	3,937	2,835	3,032	2,188	588	1,557	3,316	△ 2	5,340	20,648
中都市	4,892	1,763	1,735	1,394	1,249	322	868	1,434	72	2,154	9,801
小都市	4,913	2,174	1,101	1,638	939	266	689	1,882	△ 74	3,187	10,847
町村	△9,008	△4,855	△ 810	△3,342	△8,471	△3,691	△4,312	△3,158	△ 200	△6,017	△26,854
町村（1万以上）	△2,247	△1,497	△ 199	△ 551	△2,703	△1,159	△1,425	△ 964	△ 73	△1,738	△ 7,725
町村（1万未満）	△6,761	△3,358	△ 612	△2,791	△5,768	△2,532	△2,886	△2,195	△ 127	△4,278	△19,128
合計	3,007	△ 700	4,234	△ 527	△9,082	△4,741	△3,821	950	△ 478	387	△ 5,216

増減額（%）

	義務的経費	人件費	扶助費	公債費	普通建設事業費	補助事業費	単独事業費	物件費	貸付金	その他	歳出合計
大都市	0.2	△ 2.2	6.4	△ 3.2	△ 13.0	△ 17.8	△ 10.2	0.2	△ 3.2	1.1	△ 2.0
中核市	4.9	2.6	9.1	3.3	△ 9.1	△ 16.2	△ 6.5	7.6	1.5	5.1	2.6
特例市	5.4	4.4	10.1	1.2	2.8	△ 11.1	8.8	8.2	△ 1.9	5.3	5.1
都市	13.6	11.8	14.0	16.2	8.7	7.6	9.5	16.9	△ 0.0	14.9	13.1
中都市	14.7	11.6	16.9	17.6	12.5	11.1	12.9	15.6	3.0	14.2	14.0
小都市	12.6	12.0	11.1	15.1	6.2	5.5	7.2	18.0	△ 3.3	15.4	12.4
町村	△ 19.0	△ 20.1	△ 12.3	△ 20.0	△ 31.5	△ 38.4	△ 27.4	△ 20.5	△22.1	△ 18.6	△ 21.8
町村（1万以上）	△ 8.6	△ 11.0	△ 4.5	△ 6.9	△ 20.1	△ 27.2	△ 16.8	△ 10.9	△13.5	△ 9.6	△ 11.5
町村（1万未満）	△ 31.5	△ 31.9	△ 27.7	△ 32.1	△ 42.9	△ 47.2	△ 39.6	△ 33.1	△34.8	△ 29.9	△ 34.0
合計	1.4	△ 0.8	7.7	△ 0.9	△ 11.0	△ 17.3	△ 7.5	1.8	△ 2.7	0.4	△ 1.1

扶助費については、大都市、中核市、特例市、中都市及び小都市が増加しており、人口１万人以上の町村及び人口１万人未満の町村が減少している。市町村合併に伴い、従来は町村に対して都道府県が行っていた生活保護等に関する事務を市が行うこととなったことに加え、児童手当に係る制度改正（支給対象年齢の拡大）や被生活保護者数の増加等も相まって、大都市、中核市、特例市、中都市及び小都市において増加しているものと考えられる。

公債費については、中核市、特例市、中都市及び小都市が増加しており、大都市、人口１万人以上の町村及び人口１万人未満の町村が減少している。

普通建設事業費については、特例市、中都市及び小都市が増加しており、大都市、中核市、人口１万人以上の町村及び人口１万人未満の町村が減少している。

(2)　人口１人当たりの財政状況等

団体規模別の財政状況について、人口１人当たり平均の決算額等を中心に分析してみると、次のとおりである。

ア　決算規模等［第３表、第５表］

１市町村当たり平均の歳入歳出決算額、人口（住民基本台帳登載人口）１人当たり平均の歳入歳出決算額をみると、**第27表**のとおりである。

人口１人当たり平均の決算額は、歳入については、大都市が478千円、中核市が343千円、特例市が321千円、中都市が332千円、小都市が398千円、人口１万人以上の町村が394千円、人口１万人未満の町村が726千円となっており、歳出については、大都市が473千円、中核市が334千円、特例市が314千円、中都市が323千円、小都市が386千円、人口１万人以上の町村が380千円、人口１万人未満の町村が704千円となっている。

これをみると、大都市、中核市及び特例市については他の都市と行政権能が異なることなどから人口１人当たり決算額が大きくなっているものの、その他の市町村については規模が小さな団体ほど人口１人当たり決算額が大きくなっている。

第27表　**団体規模別１団体・人口１人当たり決算額の状況**

区分	１団体当たり		人口１人当たり	
	歳入	歳出	歳入	歳出
	億円	億円	千円	千円
大都市	7,562	7,489	478	473
中核市	1,568	1,527	343	334
特例市	890	869	321	314
中都市	529	515	332	323
小都市	207	201	398	386
町村（人口１万人以上）	76	74	394	380
町村（人口１万人未満）	39	38	726	704

次に、財政力指数の単純平均を団体規模別にみると、**第28表**のとおりである。これを財政力指数の高い順にみると、特例市（0.85）、大都市（0.82）、中都市（0.81）、中核市（0.81）、小都市（0.58）、人口１万

第28表　団体規模別財政力指数及び実質収支比率の状況

区分	財政力指数	実質収支比率
		%
大都市	0.82	0.5
中核市	0.81	3.1
特例市	0.85	3.3
中都市	0.81	3.8
小都市	0.58	4.5
町村（人口１万人以上）	0.52	5.5
町村（人口１万人未満）	0.28	4.7

（注）財政力指数は単純平均であり、実質収支比率は、団体規模別の加重平均である。

第80図　団体規模別歳入決算の状況（人口１人当たり額及び構成比）



（注）１　「市町村合計」とは、大都市、中核市、特例市、中都市、小都市及び町村の単純合計額である。
　　２　「国庫支出金」には、国有提供施設等所在市町村助成交付金を含み、交通安全対策特別交付金を除く。
　　３　〔　〕内の数値は、人口１人当たりの歳入決算額である。

人以上の町村（0.52）、人口１万人未満の町村（0.28）となっており、大都市及び中核市以外の市町村については規模が大きいほど財政力指数が高くなっている。

さらに、実質収支比率は、**第28表**のとおりである。実質収支比率の高い順にみると、人口１万人以上の町村（5.5%）、人口１万人未満の町村（4.7%）、小都市（4.5%）、中都市（3.8%）、特例市（3.3%）、中核市（3.1%）、大都市（0.5%）となっている。

イ　歳　　入

歳入決算の主な内訳は、**第80図**のとおりである。

地方税の構成比の高い順にみると特例市（44.3%）、中核市（42.9%）、中都市（42.0%）、大都市（38.8%）、小都市（30.2%）、人口１万人以上の町村（27.3%）、人口１万人未満の町村（13.3%）となっており、大都市及び中核市以外の市町村については規模が小さいほど地方税の占める割合が低くなっている。

また、地方税が歳入総額に占める割合の分布状況を団体規模別にみると、**第81図**のとおりであり、町村においては地方税の歳入総額に占める割合が低い団体の構成比が大きくなっている。なお、主な税目の１人当たりの額は、**第82図**のとおりである。

一方、地方交付税の構成比の高い順にみると、人口１万人未満の町村（38.5%）、人口１万人以上の町村（25.9%）、小都市（22.1%）、中核市（10.5%）、中都市（10.5%）、特例市（8.6%）、大都市（6.8%）となっている。

第81図　団体規模別地方税の歳入総額に占める割合の状況（人口１人当たり額の構成比）

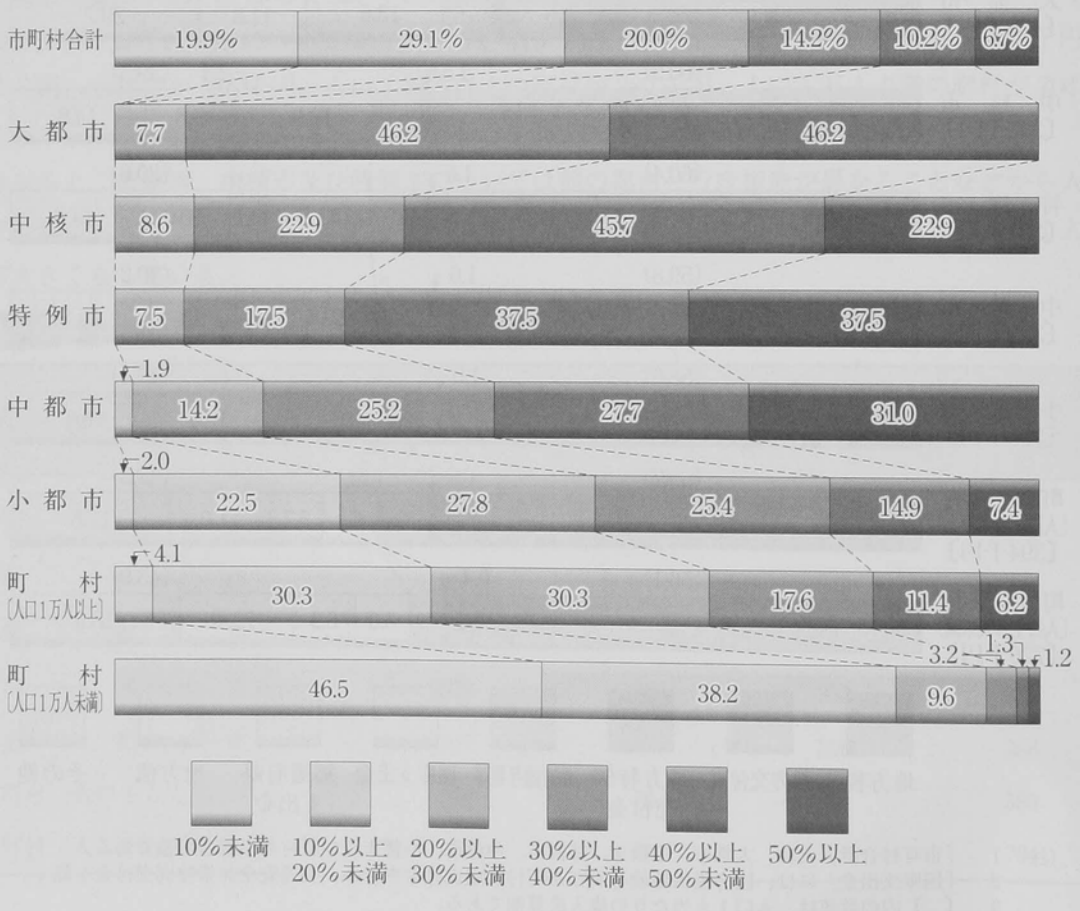

（注）「市町村合計」における団体は、大都市、中核市、特例市、中都市、小都市及び町村である。

第82図　団体規模別地方税の構造（人口１人当たりの地方税）

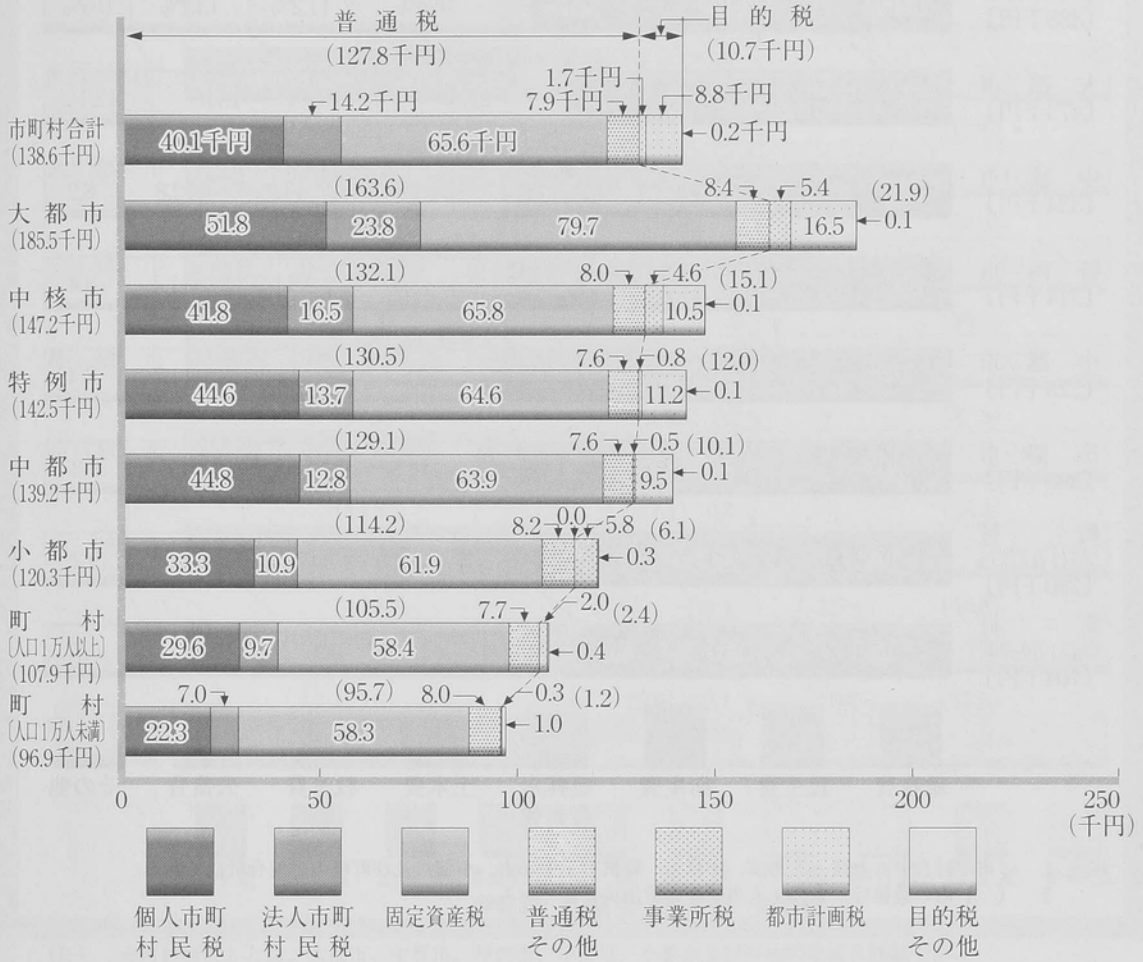

（注）「市町村合計」とは、大都市、中核市、特例市、中都市、小都市及び町村の単純合計額である。

また、国庫支出金（交通安全対策特別交付金を除く。）の構成比の高い順にみると、大都市（13.6%）、中核市（12.5%）、特例市（11.5%）、中都市（10.5%）、小都市（9.0%）、人口１万人以上の町村（6.1%）、人口１万人未満の町村（6.0%）となっており、規模及び権能が大きいほど国庫支出金の構成比が高くなる傾向がある。

一方、都道府県支出金の構成比の高い順にみると、人口１万人未満の町村（6.9%）、人口１万人以上の町村（5.7%）、小都市（5.2%）、中都市（4.9%）、特例市（4.1%）、中核市（2.4%）、大都市（1.4%）となっており、規模及び権能が小さいほど都道府県支出金の構成比が高くなっている。

地方債の構成比（地方債依存度）の高い順にみると、人口１万人未満の町村（12.4%）、大都市（11.8%）、人口１万人以上の町村（11.0%）、小都市（10.8%）、特例市（10.0%）、中核市（9.8%）、中都市（9.4%）となっており、大都市及び町村の地方債依存度が高くなっている。

ウ　歳　　出

目的別歳出決算額の主な内訳は、**第83図**のとおりである。それぞれの団体規模ごとに構成比が高い費目をみると、大都市及び中核市においては民生費、土木費、公債費の順、特例市においては民生費、土木費、教育費の順、中都市においては民生費、土木費、総務費の順、小都市及び人口１万人以上の町村においては

第83図　団体規模別歳出（目的別）決算の状況（人口１人当たり額及び構成比）



（注）１　「市町村合計」とは、大都市、中核市、特例市、中都市、小都市及び町村の単純合計額である。
　　２　〔　〕内の数値は、人口１人当たりの歳出決算額である。

民生費、総務費、土木費の順、人口１万人未満の町村においては総務費、公債費、民生費の順となっている。

また、規模及び権能が大きいほど土木費の構成比が高くなる一方、規模及び権能が小さいほど総務費及び農林水産業費の構成比が高くなる傾向がある。

性質別歳出決算額における主な費目の構成比は、**第84図**のとおりである。

それぞれの団体規模ごとに構成比が高い費目をみると、大都市においては人件費、扶助費、公債費の順、中核市、特例市及び中都市においては人件費、扶助費、普通建設事業費の順、小都市においては人件費、普通建設事業費、公債費の順、人口１万人以上の町村においては人件費、普通建設事業費、物件費の順、人口１万人未満の町村においては普通建設事業費、人件費、公債費の順となっている。

扶助費の構成比については、町村における生活保護費等を都道府県が負担していることなどから、町村が低くなっている。

エ　財政構造の弾力性

（ア）　経常収支比率

経常収支比率は、**第29表**のとおりであり、経常収支比率の高い順にみると、大都市（94.7%）、小都市（91.0%）、人口１万人未満の町村（91.0%）、中都市（90.0%）、特例市（89.2%）、人口１万人以上の町村（88.3%）、中核市（86.6%）となっている。

なお、団体規模別の分布状況をみると、**第85図**のとおりである。町村の経常収支比率が比較的低いのは、

第84図　団体規模別歳出（性質別）決算の状況（人口１人当たり額の構成比）

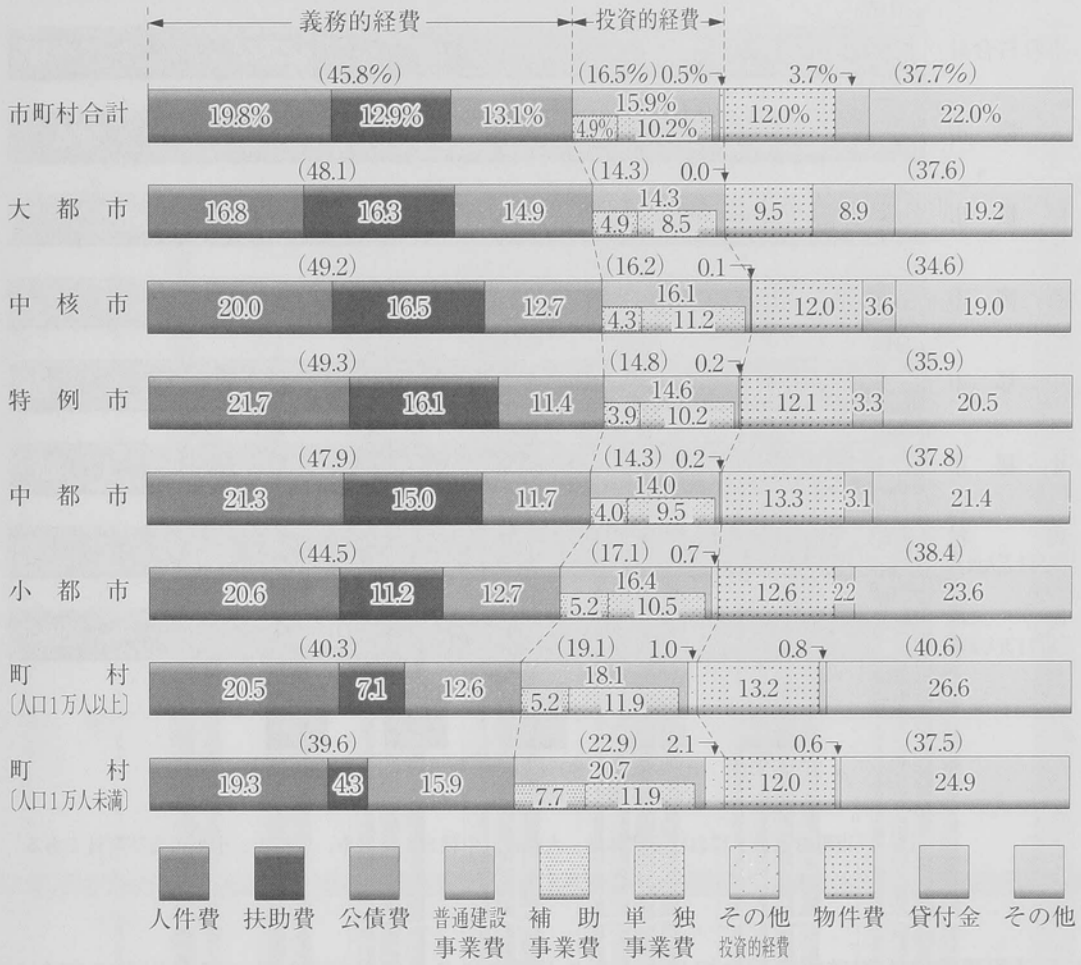

（注）「市町村合計」とは、大都市、中核市、特例市、中都市、小都市及び町村の単純合計額である。

第29表　団体規模別経常収支比率の状況

区分	経常収支比率	うち人件費	物件費	扶助費	補助費等	公債費	その他
	%	%	%	%	%	%	%
大都市	94.7	28.1	13.1	10.9	11.4	23.4	7.8
中核市	86.6	28.2	13.3	9.3	6.4	18.9	10.5
特例市	89.2	31.0	13.7	8.2	8.2	17.4	10.7
中都市	90.0	30.5	14.5	7.8	8.8	17.6	10.8
小都市	91.0	30.2	12.8	6.3	11.3	19.8	10.6
町村(人口1万人以上)	88.3	29.0	12.8	3.9	14.1	18.6	9.9
町村(人口1万人未満)	91.0	30.1	10.9	2.6	12.9	25.5	9.0

（注）比率は、加重平均である。

第85図　団体規模別経常収支比率の状況（構成比）

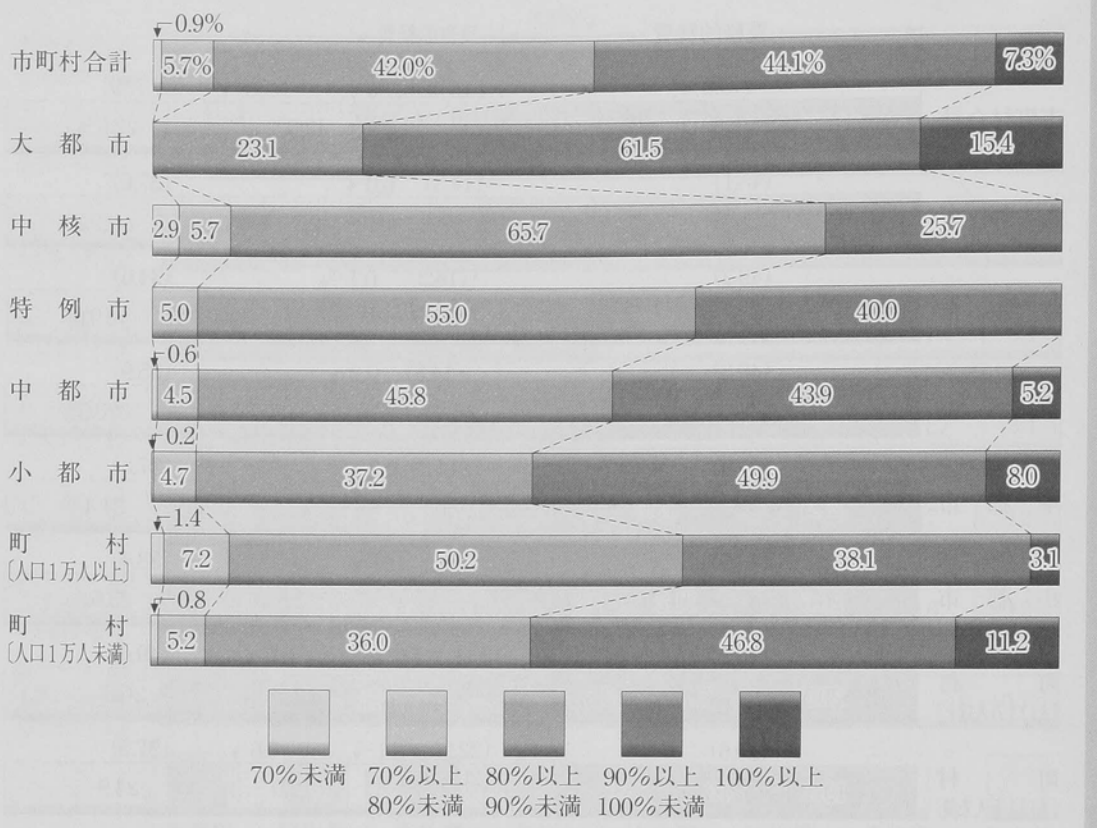

（注）「市町村合計」における団体は、大都市、中核市、特例市、中都市、小都市及び町村である。

主として生活保護費等を都道府県が負担していること等により、経常経費に占める扶助費の割合が低いことなどによるものである。

これを財政力指数段階別にみると、**第86図**のとおりであり、おおむね、同規模の団体においては、財政力指数の低いものほど経常収支比率が高く、財政構造の弾力性が乏しい傾向にある。

（イ）　公債費負担比率及び起債制限比率

公債費負担比率は、**第87図**のとおりであり、公債費負担比率の高い順にみると、大都市（20.8%）、人口１万人未満の町村（20.4%）、中核市（16.6%）、小都市（16.4%）、人口１万人以上の町村（15.5%）、特例市（15.1%）、中都市（15.1%）となっている。

起債制限比率は、**第30表**のとおりであり、起債制限比率の高い順にみると、大都市（15.4%）、中核市（11.1%）、特例市（10.8%）、小都市（10.7%）、中都市（10.5%）、人口１万人未満の町村（10.4%）、人口１万人以上の町村（9.2%）となっている。団体規模別の分布状況は、**第88図**のとおりであり、人口１万人

第30表　団体規模別起債制限比率の状況

区　分	大都市	中核市	特例市	中都市	小都市	町村（人口1万人以上）	町村（人口1万人未満）
	%	%	%	%	%	%	%
平成16年度	15.4	11.1	10.8	10.5	10.7	9.2	10.4
平成15年度	15.3	10.9	10.8	10.3	10.5	8.7	10.0

（注）比率は、加重平均である。

第86図　団体規模別財政力指数段階別の経常収支比率の状況

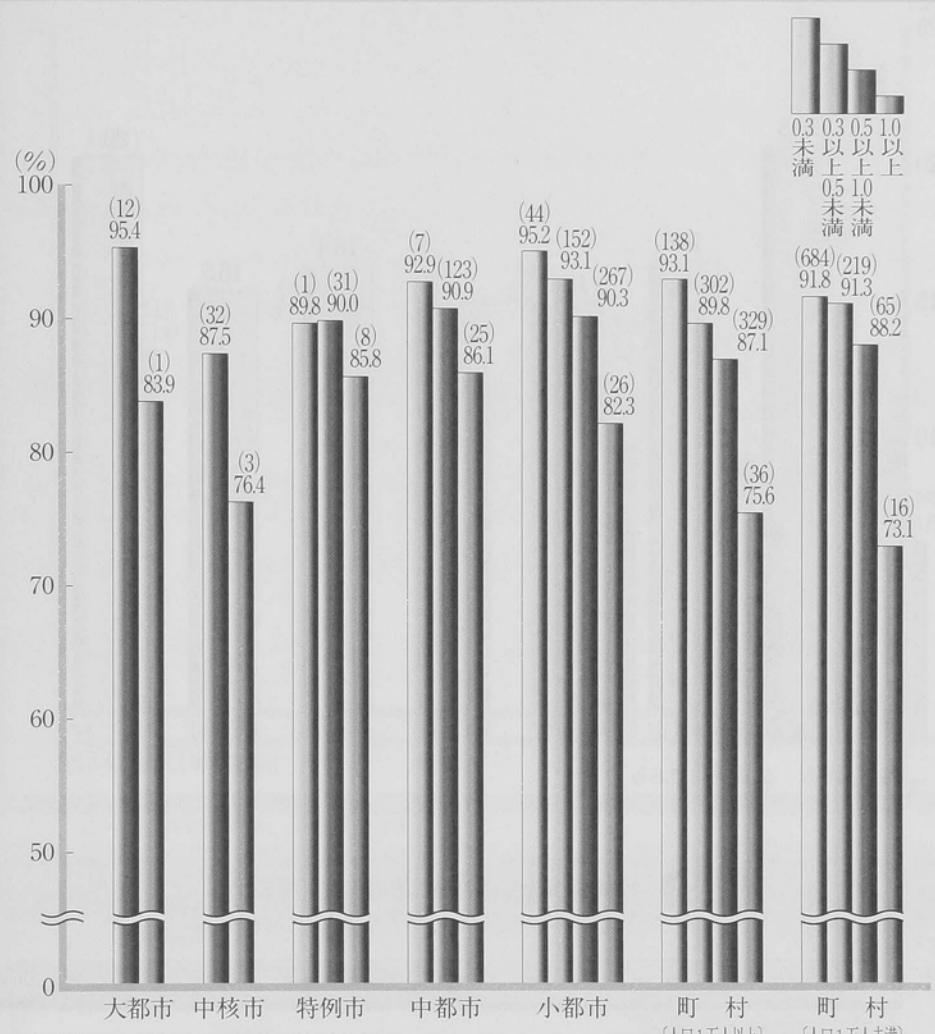

（注）１　比率は、加重平均である。
２　（　）内の数値は、団体数である。

第87図　団体規模別公債費負担比率の状況

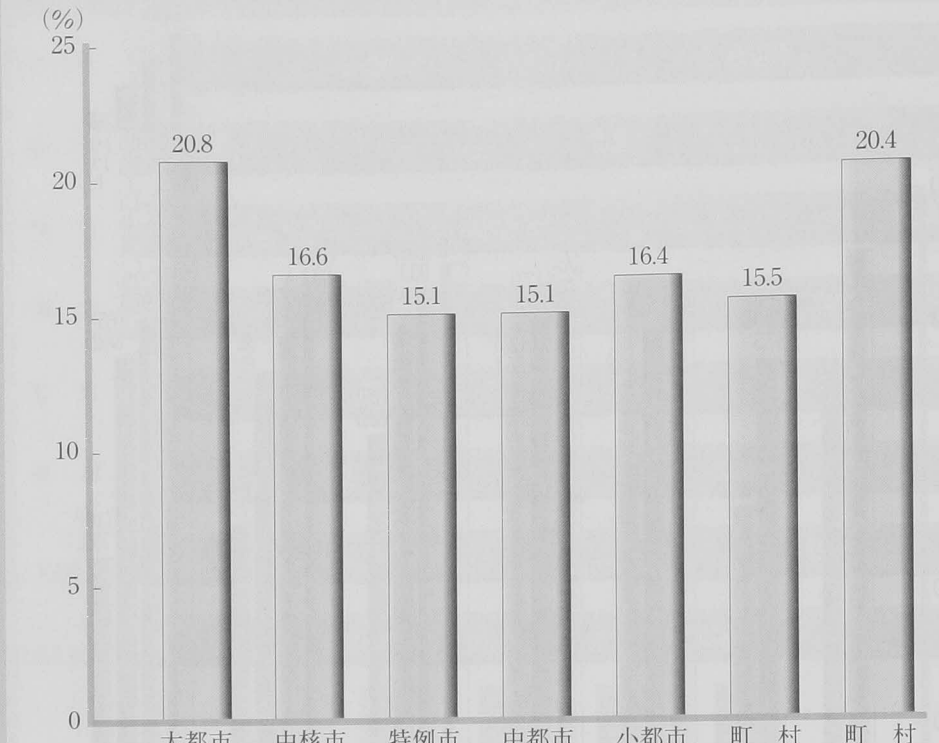

（注）比率は、加重平均である。

第88図　団体規模別起債制限比率の状況（構成比）



（注）「市町村合計」における団体は、大都市、中核市、特例市、中都市、小都市及び町村である。

第89図　団体規模別財政力指数段階別の起債制限比率の状況

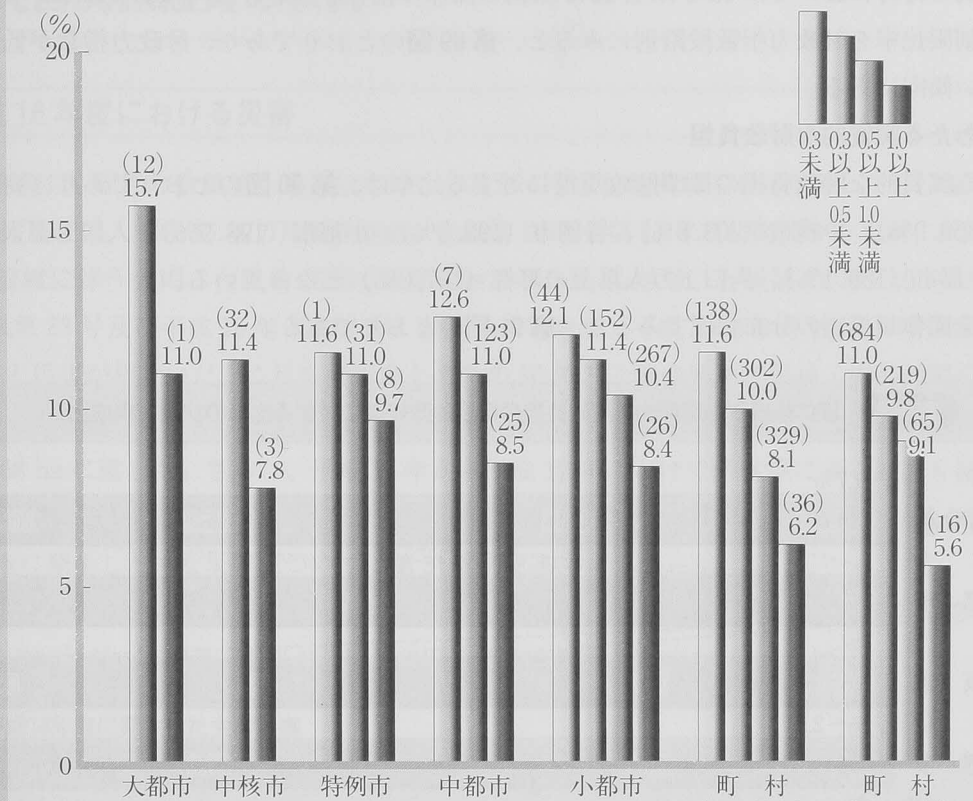

（注）１　比率は、加重平均である。
　　２　（　）内の数値は、団体数である。

第90図　団体規模別の実質的な財政負担の標準財政規模に対する比率

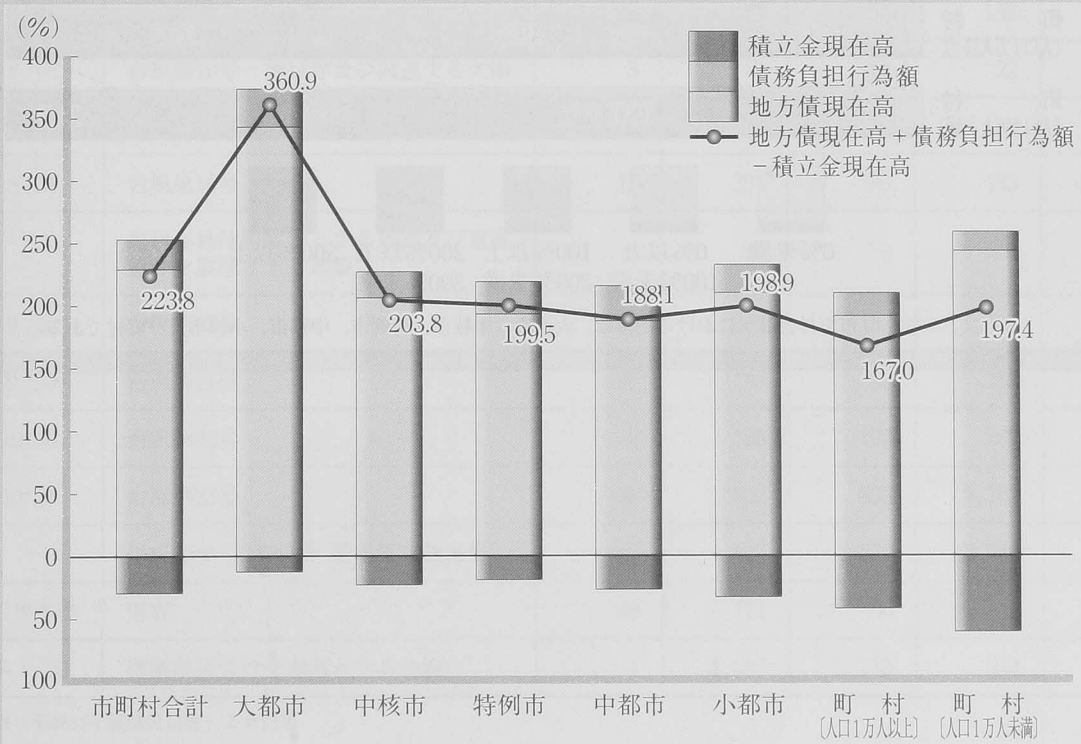

（注）１　「市町村合計」とは、大都市、中核市、特例市、中都市、小都市及び町村の単純合計額である。
　　２　地方債現在高は、特定資金公共投資事業債を除いた額である。

以上の町村においては５％以上10％未満の団体の割合が、大都市、中核市、特例市、中都市、小都市及び人口１万人未満の町村においては10％以上15％未満の団体の割合が大きい傾向にある。

次に、起債制限比率を財政力指数段階別にみると、**第89図**のとおりであり、財政力指数が低いほど起債制限比率が高い傾向にある。

オ　将来にわたる実質的な財政負担

将来にわたる実質的な財政負担の標準財政規模に対する比率は、**第90図**のとおりであり、高い順にみると、大都市（360.9％）、中核市（203.8％）、特例市（199.5％）、小都市（198.9％）、人口１万人未満の町村（197.4％）、中都市（188.1％）、人口１万人以上の町村（167.0％）となっている。

なお、これを団体規模別の分布状況でみると、**第91図**のとおりである。

第91図　団体規模別の実質的な財政負担の標準財政規模に対する比率の状況（構成比）

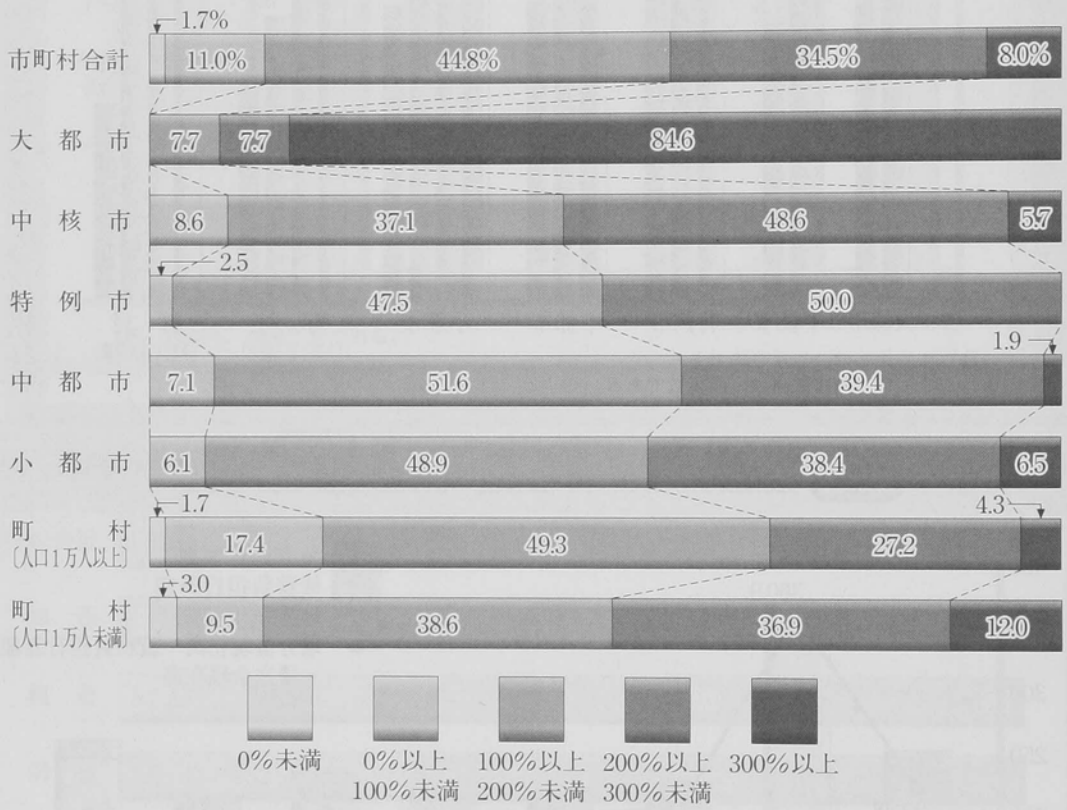

（注）「市町村合計」における団体は、大都市、中核市、特例市、中都市、小都市及び町村である。

8　災害関係経費の状況

(1)　平成16年度における災害

平成16年度は、6月の台風第4号をはじめ、台風第6号、佐賀県における突風、7月における平成16年7月新潟・福島豪雨、平成16年7月福井豪雨、台風第10号・第11号及び関連する大雨、8月における台風第15号と前線に伴う大雨、台風第16号、9月における台風第18号、台風第21号、10月における台風第22号、台風第23号及び平成16年（2004年）新潟県中越地震、平成17年3月20日の福岡県西方沖を震源とする地震と災害が相次いだ。これら観測史上最多の10個の上陸台風及び阪神・淡路大震災以来の最大震度7を観測した地震等により、全国各地で人的被害・住家等への被害が生じた。また、林野火災による焼損面積は1,568 haに達した。さらに、平成16年から平成17年にかけて降雪等による被害も発生した。災害による死者・行方不明者の数は阪神・淡路大震災が発生した平成7年以降では最多となる365名となった。平成16年度に発生した主な災害については**第31表**のとおりである。

これらの災害を受け、平成16年度の国の防災関係予算は、4兆938億円（当初2兆7,320億円、補正1兆3,618億円）となっており、4年ぶりに4兆円を超える規模となった。

第31表　**平成16年度に発生した主な災害**

平成16年	災害名	死亡 行方不明者	負傷者	全壊	半壊	床上浸水
6/27	佐賀県における突風	0	15	15	25	－
7/12～7/13	平成16年7月新潟・福島豪雨	16	4	70	5,354	2,149
7/17～7/18	平成16年7月福井豪雨	5	19	66	135	4,052
7/29～8/06	台風第10号・第11号及び関連する大雨	3	19	11	22	274
8/17～8/20	台風第15号及び関連する大雨	10	28	16	88	400
8/27～8/31	台風第16号	17	288	35	133	14,565
9/05	紀伊半島沖を震源とする地震及び東海道沖を震源とする地震	0	47	0	0	－
9/04～9/08	台風第18号	45	1,365	132	1,396	1,570
9/26～9/30	台風第21号	27	98	92	783	5,193
10/08～10/10	台風第22号	9	166	135	287	1,561
10/18～10/21	台風第23号	98	552	893	7,762	14,280
10/23	平成16年（2004年）新潟県中越地震	46	4,801	2,827	12,746	－
16年～17年冬季	雪害	88	771	56	7	11
平成17年3/20	福岡県西方沖を震源とする地震	1	1,087	133	244	－

（注）内閣府「平成17年版防災白書」より引用

(2)　災害関係経費の状況［第 41 表、第 88 表］

平成 16 年度における災害が地方財政に与えた影響を分析するために、災害関係経費の状況をみると、次のとおりである。

性質別歳出決算額の主な内訳をみると、投資的経費を構成する災害復旧事業費が 4,938 億円となっており、前年度と比べると 63.0%増となっている。また、災害復旧事業費の歳出総額に占める割合も 0.5% となっており、前年度と比べると 0.2% ポイント上昇している。

災害復旧事業費の推移は**第 92 図**のとおりであり、梅雨前線豪雨、台風 18 号等により甚大な被害が発生した平成 11 年度以降は 4 年連続で減少していたが、平成 16 年度は増加に転じている。

一方、目的別歳出決算額の主な内訳をみると、民生費を構成する災害救助費が 485 億円となっており、前年度と比べると 545.0%増と大幅な増加となっている。

災害救助費について、都道府県と市町村の決算額を単純合計し、都道府県別の構成比をみてみると、平成 16 年 7 月新潟・福島豪雨及び平成 16 年（2004 年）新潟県中越地震の被害を受けた新潟県が 59.3%（前年度 1.0%）と最も大きな割合を占め、以下、兵庫県 6.9%（同 6.5%）、東京都 3.6%（同 1.3%）、福井県 3.5%（同 0.1%）、大阪府 2.9%（同 8.9%）となっており、上位 5 団体で全体の 76.2% を占めている。

また、消防費については 1 兆 8,358 億円となっており、前年度と比べると 0.9%増となっている。さらに、災害復旧事業費に国庫支出金の返還金を加えた災害復旧費については 4,938 億円となっており、前年度と比べると 63.0%増となっている。

第92図　災害復旧事業費の推移

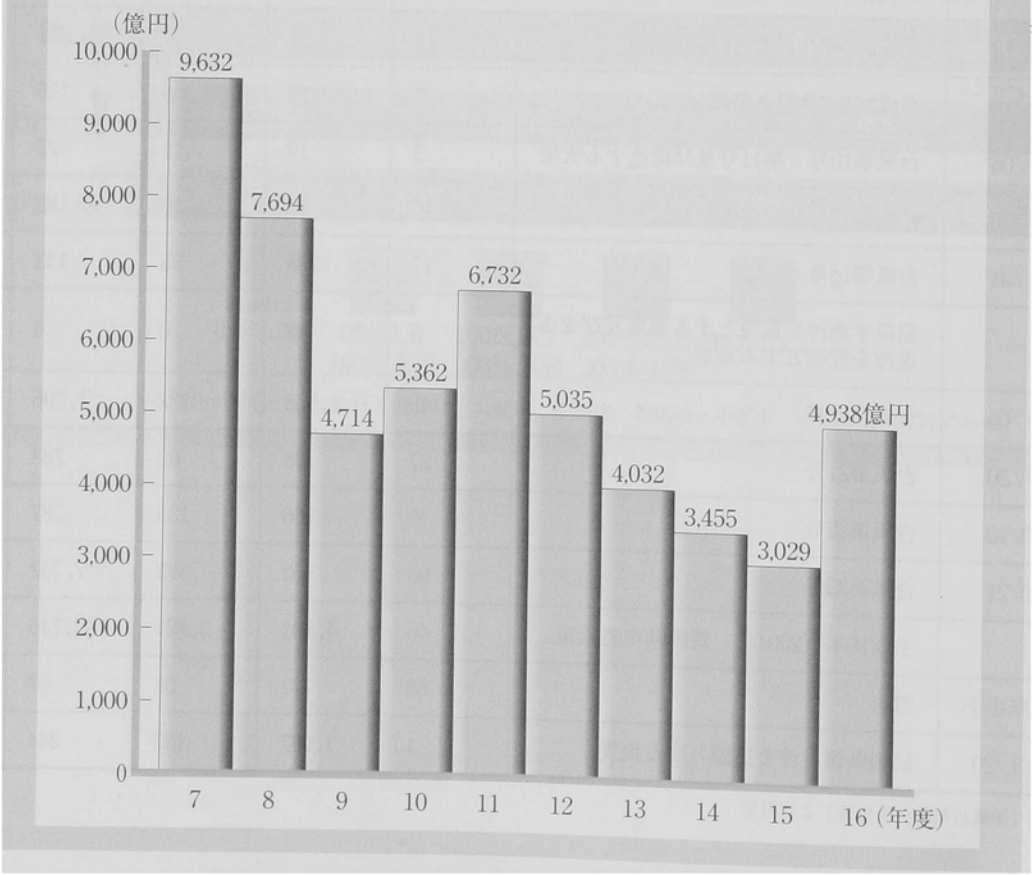

平成16年において激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律による激甚災害適用措置があった災害による被害を受けた地域（以下「主な被災地」という。）と、それ以外の地域の都道府県と市町村の決算額を単純合計した決算額について、主な歳入及び歳出の構成比を比べると、**第93図**のとおりであり、歳入においては地方交付税、国庫支出金、都道府県支出金及び地方債の割合が、歳出においては公債費、普通建設事業費、災害復旧事業費及び貸付金の割合が、それぞれ主な被災地において上回っている。歳入については、特別交付税の交付、災害復旧事業費支出金の交付、災害復旧事業債の発行等によるものであり、歳出については、災害復旧事業費の増加、災害復旧事業費対象外施設の大規模な復旧関連事業等による普通建設事業費の増加、り災者に対する災害援護資金の貸付け等に係る貸付金の増加等によるものである。

第93図　主な被災地とそれ以外の地域の構成比比較

その１　歳入

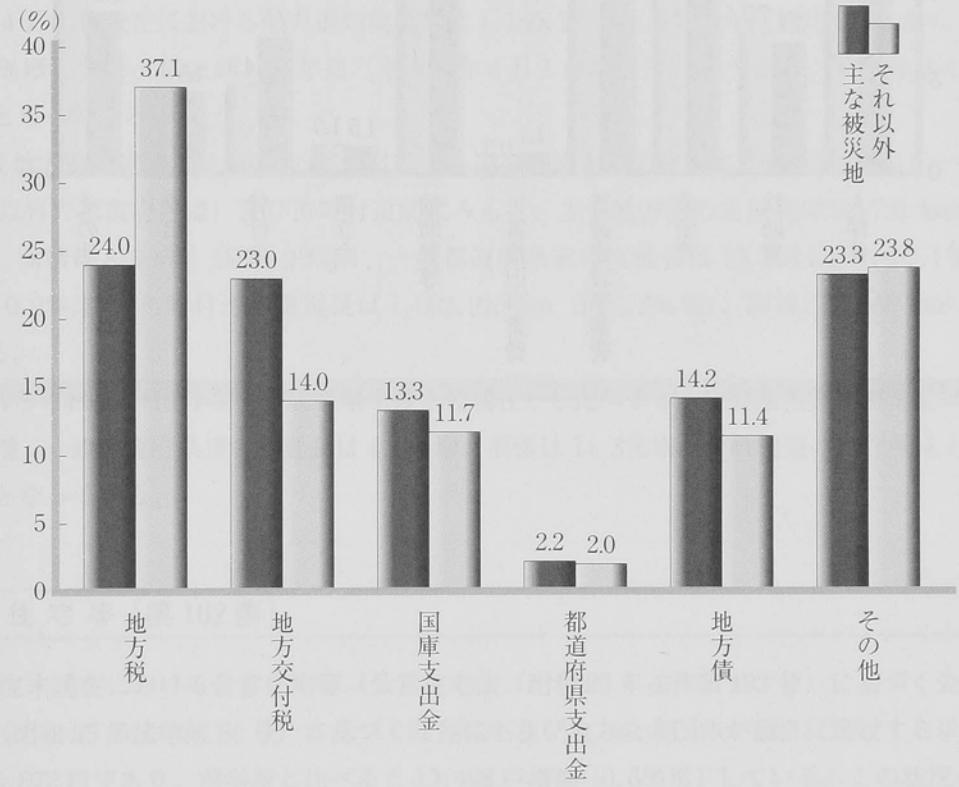

（注）主な被災地とは、平成17年度版防災白書（内閣府）より分類。北海道、秋田県、山形県、新潟県、福井県、岐阜県、三重県、兵庫県、山口県、徳島県、高知県、福岡県、熊本県、宮崎県、鹿児島県が該当する。

その２　歳出

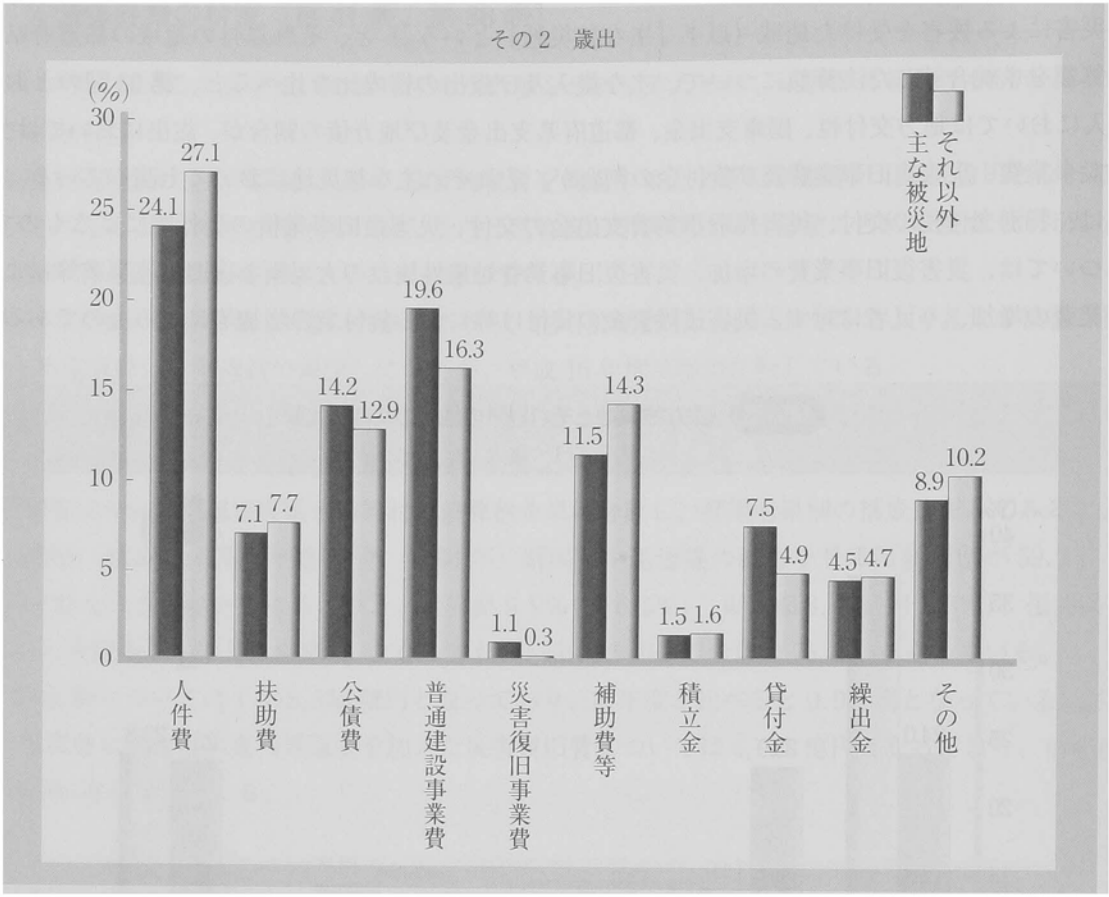
(%)
30
25
20
15
10
5
0
それ以外
主な被災地
24.1
27.1
7.1
7.7
14.2
12.9
19.6
16.3
1.1
0.3
11.5
14.3
1.5
1.6
7.5
4.9
4.5
4.7
8.9
10.2
人件費
扶助費
公債費
普通建設事業費
災害復旧事業費
補助費等
積立金
貸付金
繰出金
その他

9　公共施設の状況

地方公共団体は、住民の生活や福祉の向上を図り、個性豊かで魅力ある地域づくりを推進するため、道路や公営住宅等の公共施設の整備に努めている。これら主要な公共施設の整備状況は、次のとおりである。

なお、平成14年度分調査以降、公共施設状況調査は3年に一度詳細な調査を行うこととしたため、今般の調査は項目を限定した縮小調査となっている。次回の詳細な調査は平成17年度分について実施する予定である。

(1)　道　　路〔第101表〕

平成17年4月1日現在における地方道の実延長は1,130,170 km（対前年同期比0.5%増）、面積は8,077 km²（同0.9%増）となっている。10年前（平成7年4月1日現在）と比べると、実延長は4.5%増、面積は11.3%増となっている。

これを主要地方道（道路法第56条の規定に基づき国土交通大臣の指定する都道府県道）、一般都道府県道（主要地方道以外の都道府県道）及び市町村道別にみると、主要地方道の実延長は56,721 km（対前年同期比0.2%減）、面積は830 km²（同0.9%増）、一般都道府県道の実延長は70,533 km（同0.1%増）、面積は879 km²（同0.9%増）、市町村道の実延長は1,002,915 km（同0.5%増）、面積は6,368 km²（同0.9%増）となっている。

また、これらの状況を10年前（平成7年4月1日現在）と比べると、主要地方道の実延長は1.2%増、面積は12.8%増、一般都道府県道の実延長は4.2%増、面積は14.3%増、市町村道の実延長は4.7%増、面積は10.7%増となっている。

(2)　公 営 住 宅 等［第102表］

平成16年度末現在における公営住宅等（公営住宅法（昭和26年法律第193号）に基づく公営住宅、住宅地区改良法（昭和35年法律第84号）に基づく改良住宅及び地方公共団体が独自に建設する単独住宅）の総戸数は2,425,872戸であり、前年度と比べると13,498戸増加（0.6%増）している。この状況を10年前（平成6年度）と比べると、138,012戸増加（6.0%増）している。

このうち公営住宅の戸数は2,186,574戸であり、前年度と比べると3,908戸増加（0.2%増）、10年前（平成6年度）と比べると94,803戸増加（4.5%増）している。また、公営住宅等総戸数に占める公営住宅の割合は90.1%（前年度90.5%）となっている。

なお、公営住宅等の総戸数の推移は、**第94図**のとおりである。

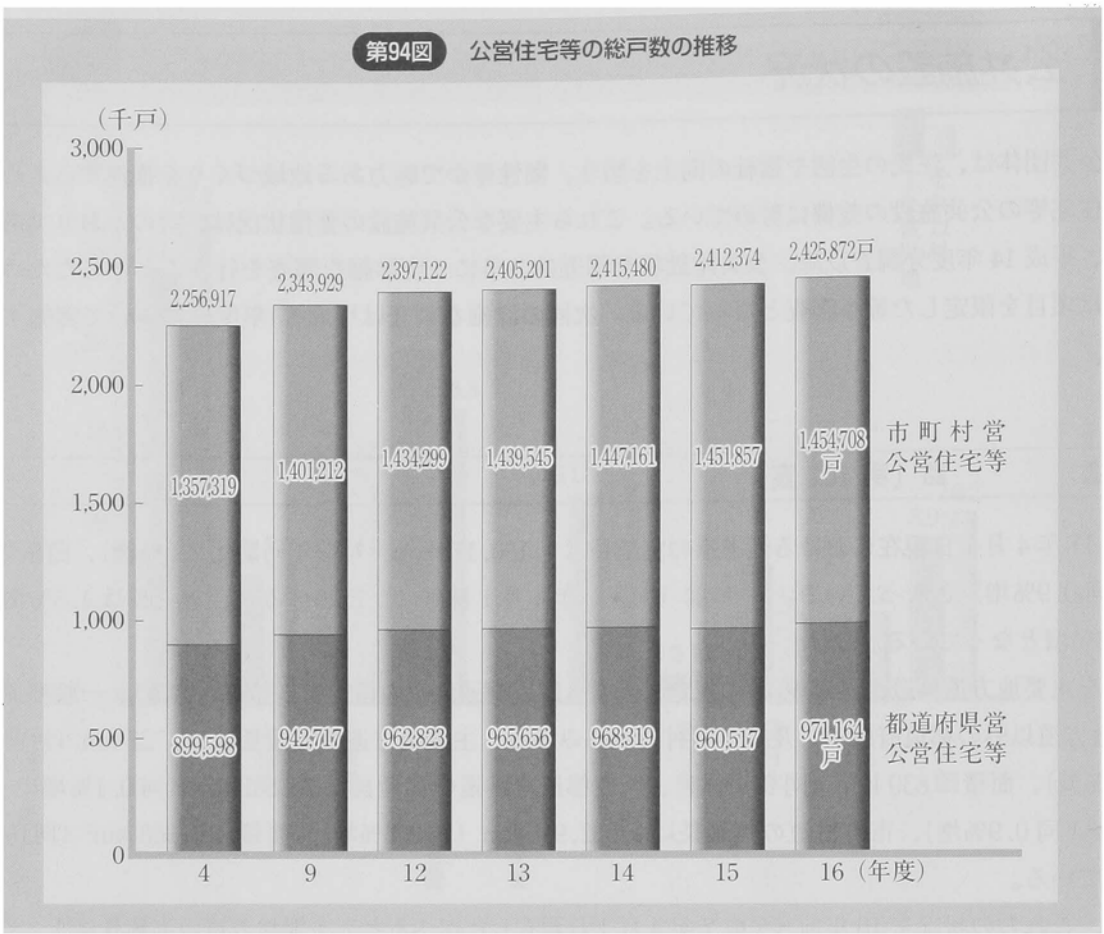

(3)　公　　園［第103表］

平成16年度末現在における都市公園等（地方公共団体等が都市計画区域内において設置し、管理している施設で、公園としての実態を備え、一般の利用に供しているものを含む。なお、児童遊園は除く。）の数は107,297箇所（対前年度比2.8%増）で、その面積は1,173.9 km²（同2.5%増）となっている。また、この状況を10年前（平成6年度）と比べると、都市公園等の箇所数は27,094箇所増加（33.8%増）しているとともに、その面積も310.5 km²増加（36.0%増）している。

都市公園等を設置者別にみると、市町村が設置したものが106,479箇所(対前年度比2.8%増)、944.7 km²(同2.6%増）で、総箇所数の99.2%、総面積の80.5% を占めている。

また、その他の公園（都市計画区域外に設置されている児童公園、運動公園等の公園。なお、自然公園は除く。）の数は5,321箇所（対前年度比9.8%増）で、その面積は166.9 km²（同2.4%減）となっている。このうち市町村立の公園の数は5,056箇所（同10.4%増）で、その面積は126.4 km²（同1.5%減）となっている。

なお、公園の面積の推移は、**第95図**のとおりである。

第95図　公園の面積の推移

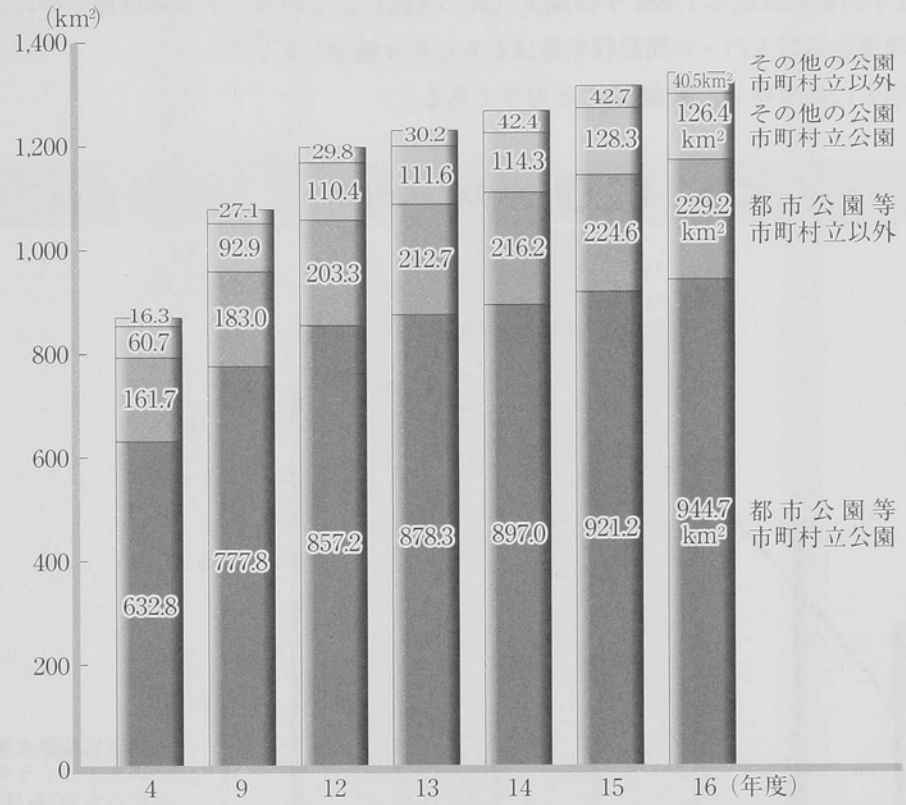

(4)　下水処理施設［第104表～第105表］

汚水（し尿及び生活雑排水）及び雨水を処理する施設としては、公共下水道（特定環境保全公共下水道を含む。以下、この項において同じ。）、農業集落排水施設、漁業集落排水施設等があり、また、汚水を処理する施設としては、合併処理浄化槽等がある。これらの下水処理施設については、財政措置の充実が図られていることもあり、近年の環境保全意識の向上とともに、各地域の実態に即した整備が進められている。

これらの下水処理施設の中でも中心的な施設である公共下水道についてみると、平成16年度末における現在排水人口（供用開始している排水区域内の人口）は、87,735千人で、前年度と比べると2.2%増となっている。この状況を10年前（平成6年度）と比べると、23,353千人増加（36.3%増）している。

次に、農業集落排水施設及び漁業集落排水施設についてみると、平成16年度末における現在排水人口（うち汚水に係るもの）は、それぞれ3,300千人、151千人で、前年度と比べるとそれぞれ5.2%増、9.3%増となっている。これらの状況を10年前（平成6年度）と比べると、それぞれ299.0%増、297.4%増となっている。

また、平成16年度末におけるコミュニティ・プラントの処理人口は361千人（対前年度比1.2%減）、合併処理浄化槽の処理人口は10,872千人（同3.4%増）となっている。これらの状況を10年前（平成6年度）と比べると、コミュニティ・プラントの処理人口は118千人減少（24.6%減）、合併処理浄化槽の処理人口は4,305千人増加（65.6%増）している。

なお、し尿については、上記の下水処理施設による処理のほか、し尿処理施設処理、下水道マンホール投

入等による収集処理及び単独浄化槽等による自家処理が行われている。平成16年度末のし尿処理施設処理人口は15,984千人（対前年度比6.1%減）、し尿処理施設年間総収集量は13,129千kℓ（同6.5%減）となっている。これらの状況を10年前(平成6年度)と比べると、し尿処理施設処理人口は16,221千人減少(50.4%減)、し尿処理施設年間総収集量は7,884千kℓ減少（37.5%減）している。下水処理施設等による処理の増加により、し尿処理施設処理人口・年間総収集量はともに年々減少している。

なお、下水道処理人口の推移は、**第96図**のとおりである。

第96図　下水処理人口の推移

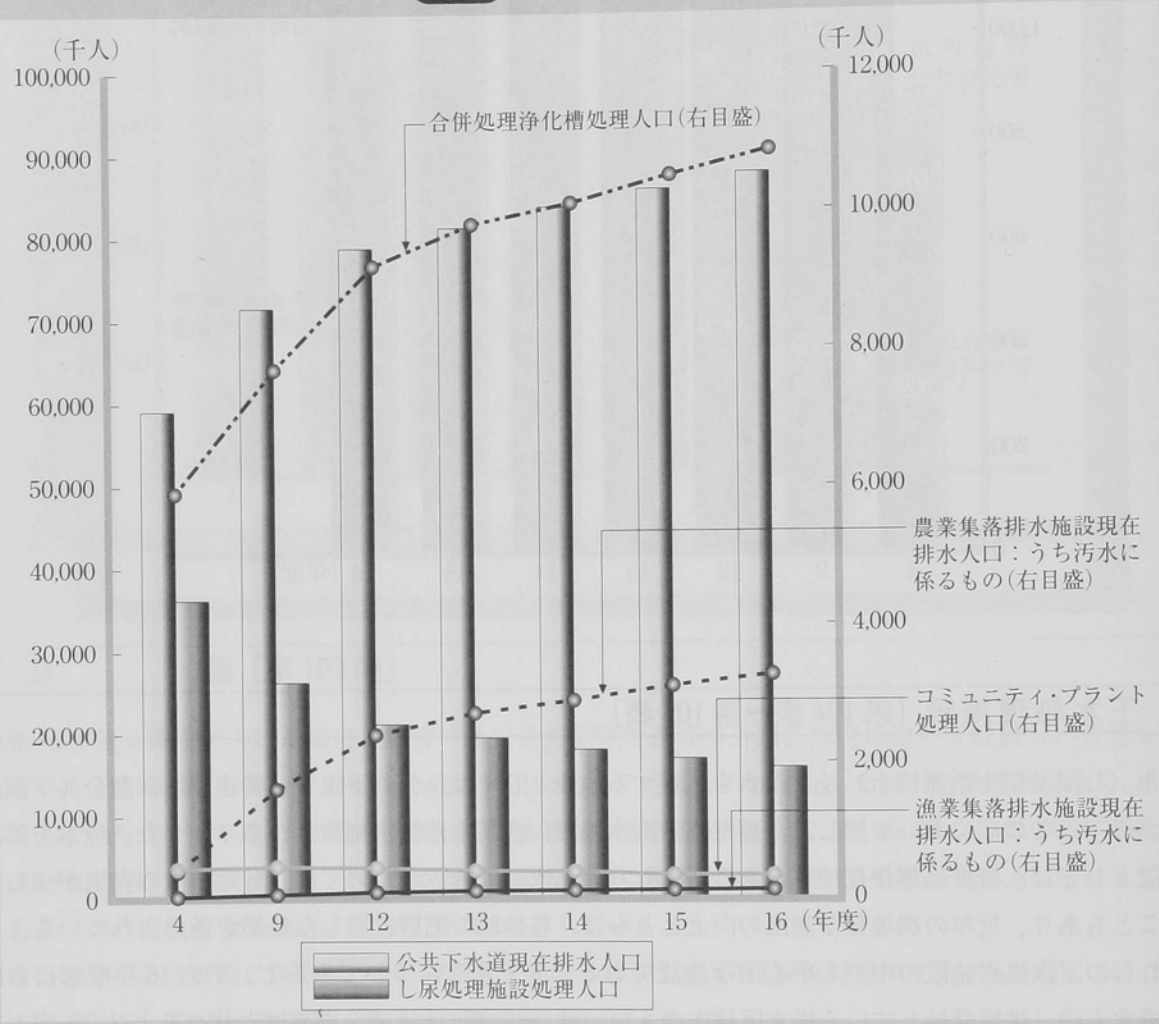

(5)　ごみ処理施設［第105表］

ごみの処理は、焼却処理、埋立処理、高速堆肥化処理等の収集処理のほか、自家処理により行われている。平成16年度末における収集処理人口は128,979千人（対前年度比0.1%増）で、その年間総収集量は49,339千ｔ（同2.4%減）となっている。

また、これらの状況を10年前（平成6年度）と比べると、収集処理人口は3,342千人増加（2.7%増）し、年間総収集量は1,977千ｔ減少（3.9%減）している。

なお、ごみ処理施設における年間総収集量の推移は、**第97図**のとおりである。

第97図　ごみ処理施設における年間総収集量の推移

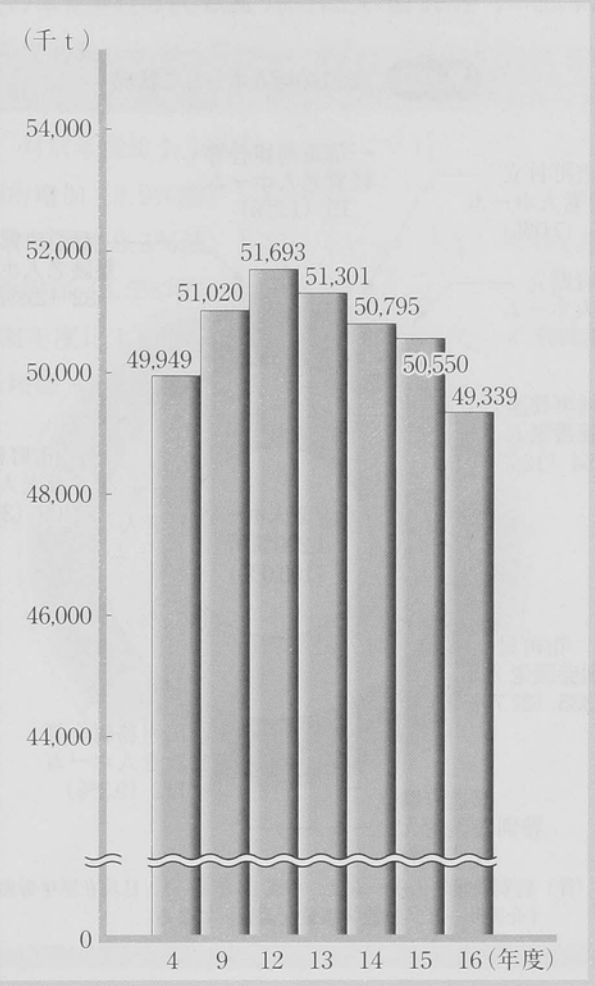

(6)　保　　育　　所［第106表］

平成16年10月1日現在における公立の保育所数（季節保育所を除く。）は13,517箇所、延面積は8,899千m²となっており、前年同期と比べると276箇所減少（2.0%減）、19千m²減少（0.2%減）している。

また、これらの状況を10年前（平成6年度）と比べると、箇所数は1,430箇所減少（9.6%減）、延面積は174千m²増加（2.0%増）している。

(7)　高齢者福祉施設［第107表］

平成16年10月1日現在における公立の老人ホーム数は1,209箇所で、前年同期と比べると30箇所減少（2.4%減）している。また、この状況を10年前（平成6年度）と比べると、箇所数は63箇所増加（5.5%増）している。

老人ホームの箇所数を種類別にみると、居宅において養護を受けることが困難な65歳以上の者を養護する養護老人ホームは老人ホーム総数の45.7%（対前年同期比0.7%ポイント低下）、常時の介護を必要とし、かつ、居宅においてこれを受けることが困難な65歳以上の者を養護する特別養護老人ホームは44.7%（同0.5%ポイント上昇）、無料又は低額な料金で老人に食事の提供その他日常生活上必要な便宜を供与する軽

費老人ホームは9.6%（同0.2%ポイント上昇）を占めている。

なお、公立の老人ホームの状況は、**第98図**のとおりである。

第98図　公立の老人ホームの状況

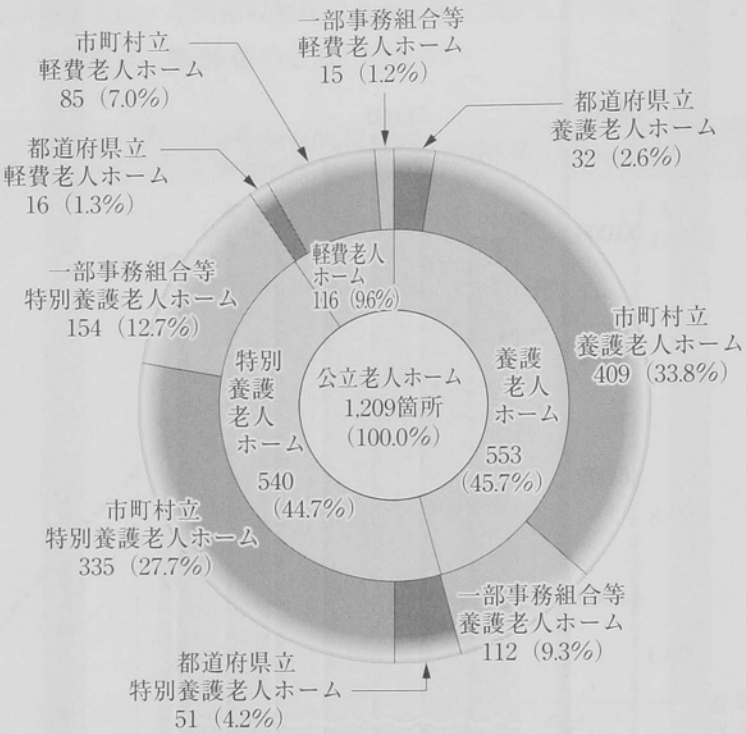

（注）特別養護老人ホームは、平成16年10月1日現在厚生労働省調「介護サービス施設・事業所調査」による。

(8)　高　等　学　校〔第108表〕

平成17年5月1日現在における公立高等学校数は4,071校で、前年同期と比べると22校減少（0.5%減）となっている。また、この状況を10年前（平成7年5月1日現在）と比べると、92校減少（2.2%減）している。

(9)　文化及び体育施設

ア　文　化　施　設［第109表］

平成16年度末現在の公立の文化施設の状況は、次のとおりである。

県民会館、市民会館及び公会堂は3,200箇所（対前年度比0.2%増）で、延面積は13,240千m^2（同1.0%増）となっている。また、この状況を10年前（平成6年度）と比べると、箇所数は664箇所増加（26.2%増）、延面積は4,188千m^2増加（46.3%増）している。

図書館は2,875館（対前年度比4.6%増）となっている。また、この状況を10年前（平成6年度）と比べると、箇所数は652館増加（29.3%増）している。

博物館（美術館、動物園、水族館等を含む。）は743館（対前年度比0.1%減）となっている。また、この状況を10年前（平成6年度）と比べると、箇所数は221館増加（42.3%増）している。

イ　体　育　施　設［第109表］

平成16年度末現在の公立の体育施設の状況は、次のとおりである。

体育館は6,208箇所（前年度同数）となっている。また、この状況を10年前（平成６年度）と比べると、箇所数は738箇所増加（13.5％増）している。

陸上競技場は1,122箇所（対前年度比1.3％減）となっている。また、この状況を10年前（平成６年度）と比べると、箇所数は32箇所増加（2.9％増）している。

野球場は4,129箇所（対前年度比0.3％減）となっている。また、この状況を10年前（平成６年度）と比べると、箇所数は138箇所増加（3.5％増）している。

プールは4,517箇所（対前年度比1.6％減）となっている。また、この状況を10年前（平成６年度）と比べると、箇所数は81箇所増加（1.8％増）している。

10 地方公営事業の状況

(1) 地方公営企業

ア 概　　況

(ア) 事　業　数［第111表］

平成16年度末において、地方公営企業を経営している団体数は2,580団体（企業団・一部事務組合等でのみ地方公営企業を経営している17団体及び東京都23特別区中17団体を含む。）であり、その内訳は47都道府県、13大都市、2,520市町村となっている。

これらの団体が経営している地方公営企業の事業数は1万979事業で、前年度末と比べると1,497事業減少している。これを事業別にみると、**第99図**のとおりであり、下水道事業が最も大きな割合を占め、以下、水道事業（簡易水道事業を含む。以下同じ。）、介護サービス事業、病院事業の順となっている。

第99図　地方公営企業の事業数の状況（平成16年度末）

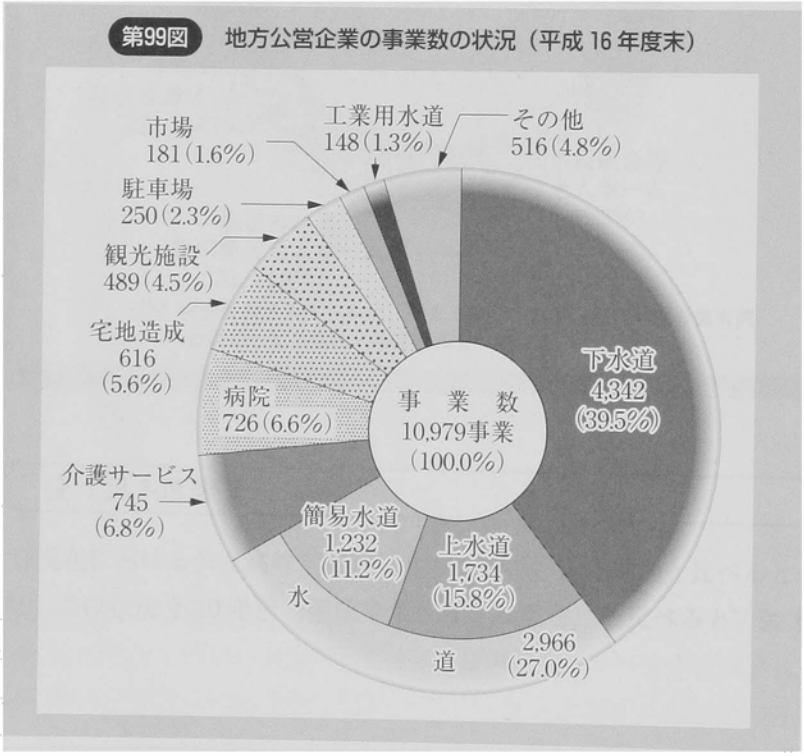

(イ) 業 務 の 状 況

地方公営企業は、住民の生活水準の向上を図るうえで大きな役割を果たしている。各事業全体の中で地方公営企業が占める割合は**第32表**のとおりである。

平成16年度における主要な事業の業務の状況についてみると、次のとおりとなっている。

a 水　道　事　業

水道事業（用水供給事業を除く。）においては、配水能力7,242万3千m^3／日、導送配水管68万4,672kmを有し、年間164億46百万m^3（対前年度比0.2%増）の配水を行っている。また、給水人口は1億2,383万4千人で、全国人口に対する割合は96.1%（10年前（平成6年度）は94.1%）であり、着実に上昇している。

第32表　事業全体に占める地方公営企業の割合

事業	対象指標	左記に占める割合
水道事業	124,386千人	99.3%
工業用水道事業	47億84百万㎥	99.9%
交通事業（鉄道）	216億86百万人	12.9%
交通事業（バス）	46億26百万人	23.7%
電気事業	1兆1,373億41百万kWh	0.9%
ガス事業	1兆2,616億00百万ＭＪ	2.7%
病院事業	1,632千床	14.6%
下水道事業	1億79万人	90.7%

b　工業用水道事業

工業用水道事業においては、配水能力2,162万m^3／日、導送配水管8,344 kmを有し、年間47億79百万m^3（対前年度比1.6%増）の配水を行っている。また、契約水量は1,771万4千m^3／日（対前年度比0.9%減）となっている。

c　都市高速鉄道事業

都市高速鉄道事業においては、車両4,406両、営業路線506 kmを有している。また、年間輸送人員は27億25百万人（対前年度比0.5%減）となっている。

d　バス事業

バス事業においては、車両9,543両、営業路線1万365 kmを有している。また、年間輸送人員は10億95百万人（対前年度比8.2%減）であり、近年減少が続いている。

e　病院事業

病院事業においては、1,000病院、病床23万8,655床を有している。また、年延患者数は1億9,535万5千人（対前年度比2.9%減）であり、3年連続の減少となっている。

f　下水道事業

下水道事業においては、現在晴天時処理能力5,931万m^3／日、管渠42万6,868 kmを有している。また、年間有収水量（流域下水道分は除く。）は104億59百万m^3（対前年度比2.4%増）であり、着実に増加している。

（ウ）　職員数［第112表］

平成16年度末における地方公営企業に従事する職員の数は40万414人で、前年度末と比べると1.5%減となっている。この職員数は、地方公共団体の全職員数の13.0%（前年度末13.0%）に相当している。

これを事業別にみると、**第100図**のとおりであり、病院事業が最も大きな割合を占め、以下、水道事業、下水道事業、交通事業の順となっており、これら4事業で職員数全体の92.2%を占めている。また、行政改革の推進による定員管理の適正化等により、ほとんどの事業で職員数は減少している。

（エ）　決算規模等［第113表］

決算規模は21兆5,925億円で、宅地造成事業において、未成事業資産の精算及び仮勘定の精算を行ったことに伴い費用が増加したこと等により、前年度と比べると1兆2,855億円増加（6.3%増）となっており、普通会計歳出決算額の23.7%（前年度21.9%）に相当する規模となっている。

これを事業別にみると、**第101図**のとおりであり、下水道事業が最も大きな割合を占め、以下、病院事業、

第100図　職員数の状況

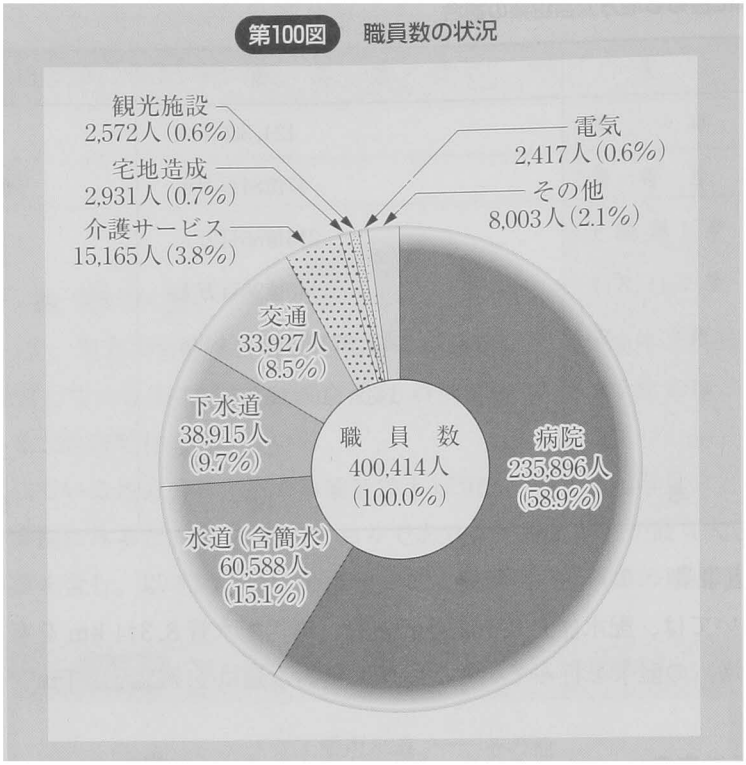

第101図　決算規模の推移

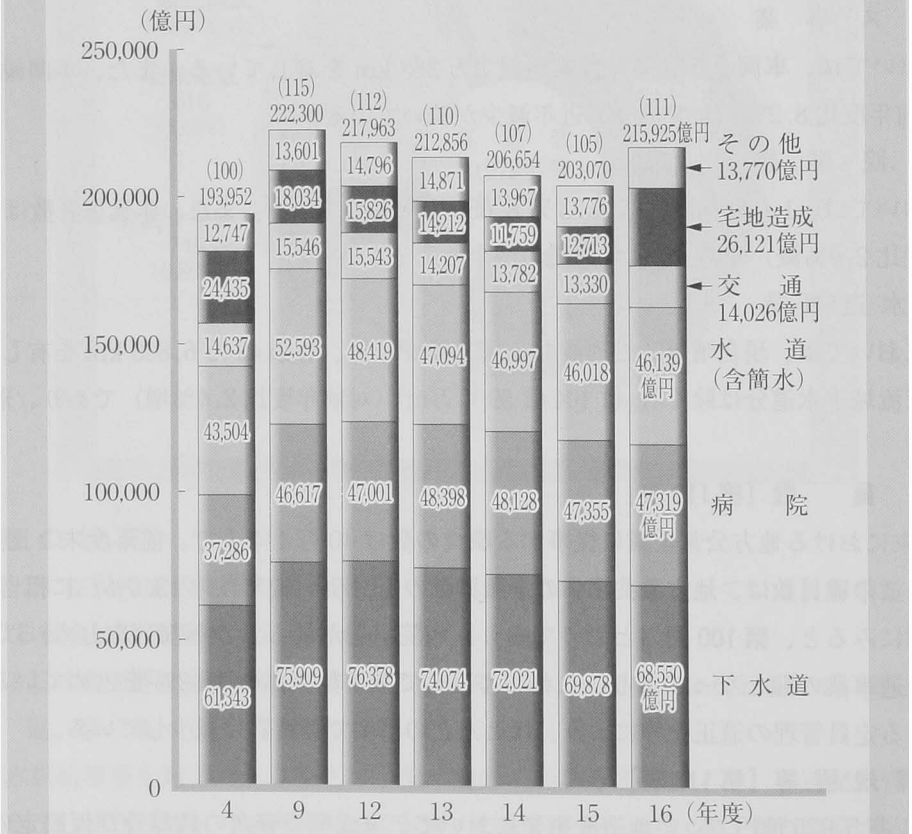

(注) 1　決算規模の算出は、次のとおりとした。
法適用企業：総費用（税込み）－減価償却費＋資本的支出
法非適用企業：総費用＋資本的支出＋積立金＋繰上充用金
2　(　) 内の数値は、平成４年度を100として算出した指数である。

第102図　建設投資額の推移

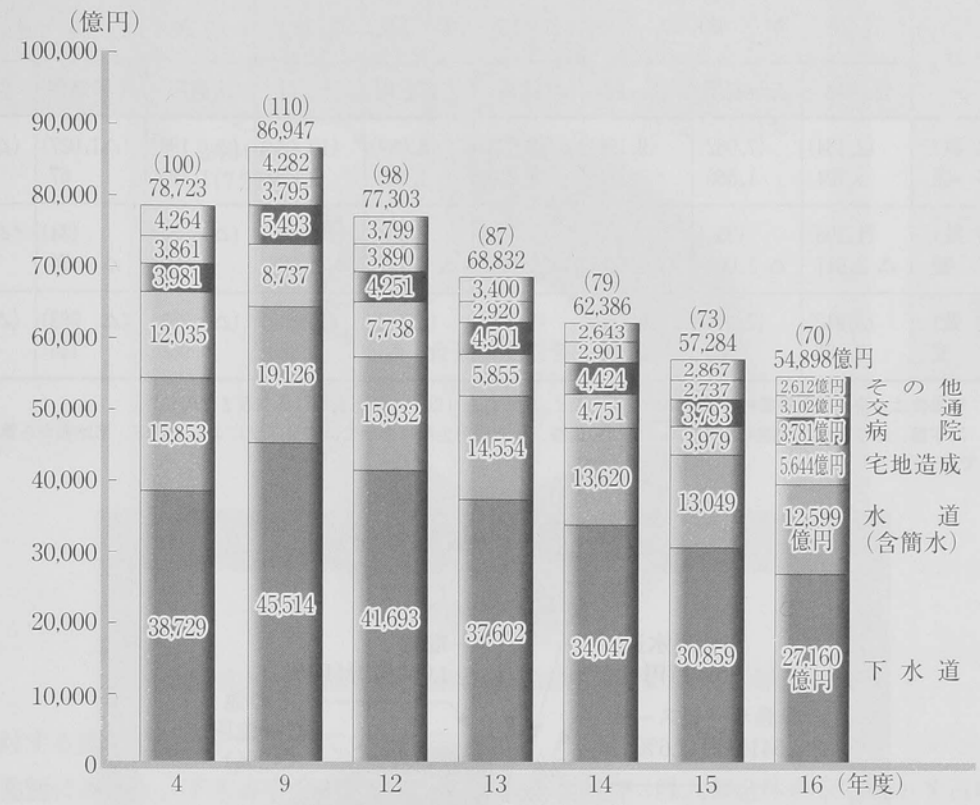

（注）１　建設投資額とは、資本的支出の建設改良費である。
２　（　）内の数値は、平成４年度を100として算出した指数である。

水道事業、宅地造成事業の順となっている。

また、建設投資額の推移は、**第102図**のとおりであり、平成16年度の額は５兆4,898億円（対前年度比4.2%減）で、普通会計の普通建設事業費の33.6%に相当する規模となっている。

これを事業別にみると、下水道事業が最も大きな割合を占め、以下、水道事業、宅地造成事業、病院事業の順となっている。建設投資額が前年度より減少した主な事業は、下水道事業（対前年度比3,699億円減少、12.0%減）、水道事業（同450億円減少、3.4%減）、港湾整備事業（同95億円減少、13.7%減）となっており、他方、埋立造成等により、宅地造成事業が前年度と比べると増加（同1,665億円増加、41.8%増）している。

（オ）　全体の経営状況

法適用企業と法非適用企業を合わせた全体の経営状況をみると、**第33表**のとおりであり、黒字事業数は全体の86.3%、赤字事業数は13.7%で、全体としては2,590億円の黒字となっている（前年度1,482億円の黒字）。また、黒字額が増加した主な理由については、水道事業及び下水道事業において有収水量が増加したこと、宅地造成事業において未成事業資産の精算及び仮勘定の精算を行ったこと等によるものである。

（カ）　料　金　収　入

料金収入は９兆9,796億円で、前年度と比べると4,374億円増加（4.6%増）している。これを事業別にみると、**第103図**のとおりであり、病院事業が最も大きな割合を占め、以下、水道事業、下水道事業、宅地造成事業の順となっている。

第33表　地方公営企業全体の経営状況

（単位　億円）

区　分	16　年　度（A）			15　年　度（B）			差　引（(A)－(B)）		
	法適用	法非適用	合　計	法適用	法非適用	合　計	法適用	法非適用	合　計
（事業数）	(2,134)	(7,062)	(9,196)	(2,333)	(8,089)	(10,422)	(△ 199)	(△1,027)	(△1,226)
黒字額	5,704	1,566	7,271	4,210	1,500	5,710	1,495	67	1,561
（事業数）	(1,108)	(352)	(1,460)	(1,162)	(308)	(1,470)	(△ 54)	(44)	(△ 10)
赤字額	△ 3,617	△ 1,064	△ 4,680	△ 3,091	△ 1,137	△ 4,228	526	△ 74	453
（事業数）	(3,242)	(7,414)	(10,656)	(3,495)	(8,397)	(11,892)	(△ 253)	(△ 983)	(△1,236)
収　支	2,088	503	2,590	1,119	363	1,482	968	140	1,108

（注）１　事業数は、決算対象事業数（建設中のものを除く。）である（以下、第28表から第38表まで同じ。）。
　　２　黒字額、赤字額は、法適用企業にあっては純損益、法非適用企業にあっては実質収支による（以下、第28表から第38表まで同じ。）。

第103図　料金収入の状況

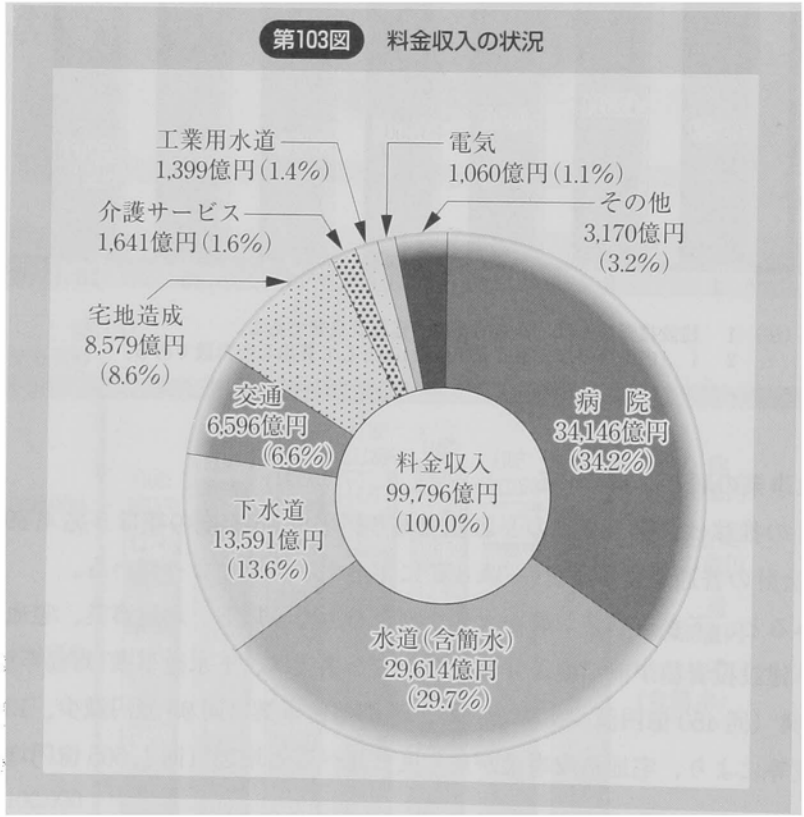

（キ）　企業債の状況

資本的支出に充当された企業債の発行額の状況は、**第104図**のとおりであり、発行額は３兆3,066億円で、前年度と比べると2.7%増となっている。これを事業別にみると、下水道事業が最も大きな割合を占め、以下、水道事業、宅地造成事業、病院事業の順となっている。

企業債借入先別現在高の推移は、**第105図**のとおりであり、平成16年度末の額は60兆9,477億円で、前年度末と比べると0.9%減となっている。これを借入先別にみると、政府資金が最も大きな割合を占め、以下、公営企業金融公庫資金、市中銀行資金等の順となっている。

（ク）　他会計繰入金の状況

他会計からの繰入金は３兆6,405億円で、前年度と比べると2.0%減となっている。この内訳をみると、収益的収入として２兆866億円（収益的収入に対する割合15.2%）、資本的収入として１兆5,539億円（資

第104図　企業債発行額の状況

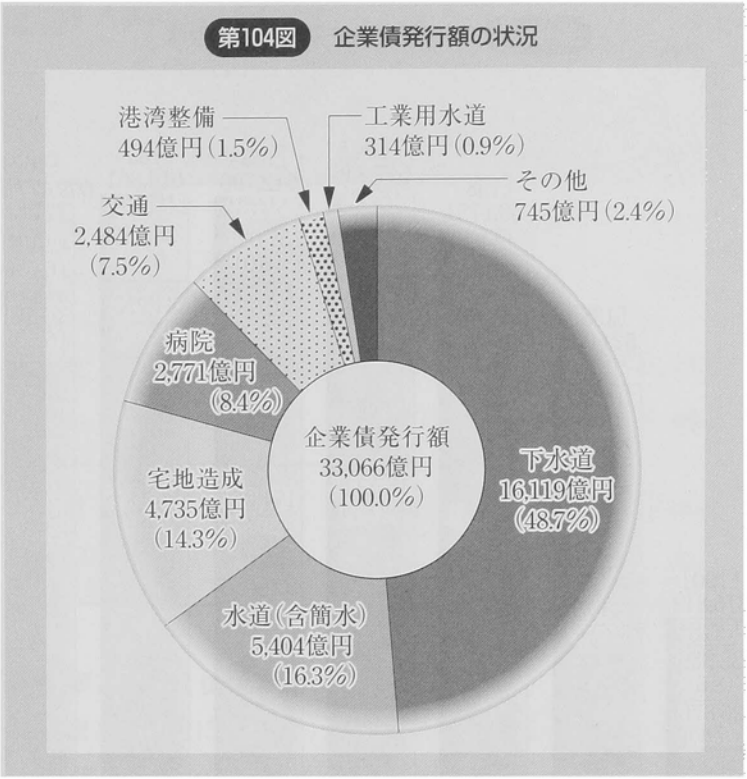

本的収入に対する割合 22.0%）となっている。

これを事業別にみると、下水道事業の繰入額が最も大きな割合（繰入額全体の 58.3%）を占め、以下、病院事業（同 19.4%）、水道事業（同 7.7%）、交通事業（同 5.9%）の順となっている。

（ケ）　法適用企業の経営状況［第 114 表］

a　損　益　収　支

法適用企業の経営状況を表すものには、純損益、経常損益、総収支比率、経常収支比率等がある。純損益とは、当該年度の総合的な収支状況を表し、総収益が総費用を上回る場合の差額が純利益であり、逆に総費用が総収益を上回る場合の差額が純損失である。

経常損益とは、純損益から固定資産売却益等の臨時的な収益（特別利益）や、過年度の職員給与費等の費用（特別損失）を除いたものをいい、当該年度の経営活動の結果を表し、経常収益が経常費用を上回る場合の差額が経常利益であり、逆に経常費用が経常収益を上回る場合の差額が経常損失である。

総収支比率とは総費用に対する総収益の割合、ここでいう経常収支比率とは経常費用に対する経常収益の割合であり、それぞれ 100% を下回ると費用が収益を上回っている状態を意味することになる。

法適用企業の総収益（経常収益＋特別利益）は 11 兆 4,644 億円、総費用（経常費用＋特別損失）は 11 兆 2,557 億円となっており、この結果、純損益は 2,088 億円の黒字となっており、総収支比率は 101.9% と前年度より 0.8% ポイント上昇している。また、経常収益（営業収益＋営業外収益）は 10 兆 8,237 億円、経常費用（営業費用＋営業外費用）は 10 兆 6,697 億円となっており、この結果、経常損益は 1,540 億円の黒字となっており、経常収支比率は 101.4% と前年度より 0.4% ポイント上昇している。

経常収支比率の推移をみると、平成 3 年度以降 100% を下回る状況が続いていたが、平成 15 年度に引き続き 2 年連続で 100% を上回った。なお、純損益、経常損益における黒字・赤字事業数及び黒字・赤字額は、**第 34 表**のとおりである。

b　累　積　欠　損　金

過去の年度から通算した純損益における損失の累積額である累積欠損金は 4 兆 6,971 億円で、前年度と比

第105図　企業債借入先別現在高の推移

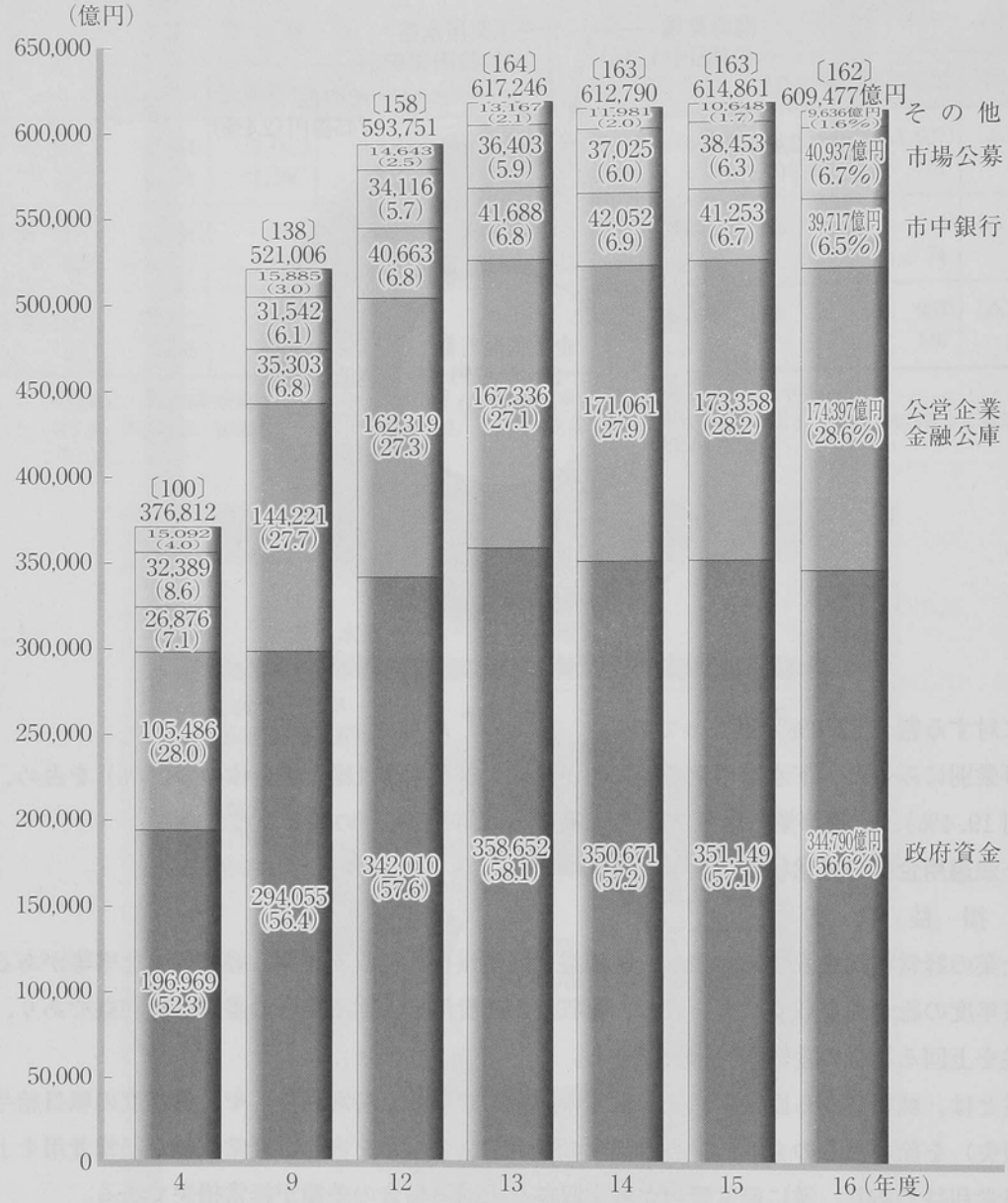

（注）１　企業債現在高は、特定資金公共事業債及び特定資金公共投資事業債を除いた額である。
２　〔　〕内の数値は、平成４年度を100として算出した指数である。

べると4.4%増となっている。また、累積欠損金合計額に占める割合が大きい事業は、交通事業（累積欠損金合計額の50.8%）、病院事業（同35.8%）等である。

c　不　良　債　務

貸借対照表日現在において、流動負債の額が流動資産の額（翌年度へ繰り越される支出の財源充当額を除く。）を上回る場合の当該超過額である不良債務は3,525億円で、前年度と比べると1.3%増となっており、平成10年度以降、年々増加傾向にある。不良債務の大きい事業は、交通事業（不良債務額全体の62.1%）、病院事業（同21.6%）、下水道事業（同6.6%）である。

d　資　本　収　支

建設投資や企業債の償還金等の支出である資本的支出は6兆130億円で、前年度と比べると11.1%増となっている。これに対する財源は、企業債等の外部資金が3兆5,553億円、損益勘定留保資金等の内部資金

第34表　法適用企業の経営状況

（単位　億円）

区　分	純　損　益		経 常 損 益	
	16年度	15年度	16年度	15年度
（事 業 数）	(2,134)	(2,333)	(2,143)	(2,337)
黒 字 額	5,764	4,210	5,146	3,997
（事 業 数）	(1,108)	(1,162)	(1,099)	(1,158)
赤 字 額	△ 3,617	△ 3,091	△ 3,606	△ 2,938
（事 業 数）	(3,242)	(3,495)	(3,242)	(3,495)
収　支	2,088	1,119	1,540	1,060

が２兆3,395億円、財源不足額は1,182億円となっている。

資本的支出のうち建設改良費は３兆213億円で、前年度と比べると1.9%増となっている。建設改良費が大きい事業は、水道事業（建設改良費全体の37.4%）、下水道事業（同23.7%）、病院事業（同12.5%）である。

（コ）　法非適用企業の経営状況［第116表］

法非適用企業の実質収支をみると、黒字事業数は法非適用企業全体の95.3%、赤字事業数は4.7%を占めており、全体では503億円の黒字（前年度363億円の黒字）となっている。

（サ）　財政再建等の状況

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第49条の規定に基づく財政再建（いわゆる準用再建）については、交通事業において１事業が再建を行っていたが、平成11年度に計画どおり完了している。

工業用水道事業においては、平成14年度から水利権の転用等を伴う未稼動資産等の整理により抜本的な経営健全化策に取り組む地方公共団体を対象として未稼動資産等整理経営健全化対策を講じており、平成16年度末現在において１団体２施設が取組を行っている。

また、交通事業（地下鉄事業）の経営健全化措置については、計画期間開始年度末において不良債務を有し、計画期間中に不良債務の増加が見込まれる団体で、かつ、計画期間内に償却営業収支を５%以上向上させることが確実と見込まれる団体のうち、経営健全化計画を策定する団体の中から総務大臣が指定する団体を対象として、不良債務の計画的な解消及びその発生に抑制を図ることを目的に、平成16年度末において４団体が取組を行っている。

さらに、病院事業においては、平成13年度末において医業収益に対する不良債務の比率が10%以上の病院事業を経営する団体のうち、経営努力の徹底により収支の均衡を図ることが可能なものについて、平成14年度から15団体を対象に第五次経営健全化措置が実施されている。

イ　事業別状況［第111表～第116表］

（ア）　水　道　事　業

a　事　　業　　数

(a)　上 水 道 事 業

地方公共団体が経営する上水道事業で、平成16年度決算対象となるものは、1,736事業であり、このう

ち、末端給水事業は1,651事業（うち建設中1事業）、用水供給事業は85事業（同13事業）である。これを経営主体別にみると、末端給水事業は、都県営が4事業、大都市営が13事業、市営が646事業、町村営が926事業、企業団営等が62事業であり、用水供給事業は、府県営が23事業、企業団営等が62事業となっている。

(b)　簡易水道事業

地方公共団体が経営する簡易水道事業で、平成16年度決算対象となるものは、1,232事業（うち法適用30事業）である。これを経営主体別にみると、町村営が981事業で全体の79.6%を占め、以下、市営が242事業、一部事務組合営等が6事業、大都市営が2事業、県営が1事業となっている。

b　経　営　規　模

水道事業の給水人口（用水供給事業を除く。）は、平成16年度末で1億24百万人（上水道事業1億19百万人、簡易水道事業5百万人）であり、前年度と比べると0.3%増となっている。また、平成16年度の年間総有収水量（用水供給事業を含む。）は192億77百万m^3（前年度191億20百万m^3）、給水人口1人当たり1日平均有収水量（用水供給事業を除く。）は325ℓ（同323ℓ）となっている。

c　経　営　状　況

(a)　法　適　用　企　業

(i)　損　益　収　支

上水道事業及び法適用の簡易水道事業の総収益は3兆2,079億円、総費用は2兆9,863億円となっており、この結果、純損益は2,216億円の黒字（前年度1,765億円の黒字）、総収支比率は107.4%となっている。また、経常収益は3兆1,984億円、経常費用は2兆9,759億円となっており、この結果、経常損益は2,225億円の黒字、経常収支比率は107.5%となっている。純損益、経常損益における黒字・赤字事業数及び黒字・赤字額は、**第35表**のとおりである。

累積欠損金は1,320億円で、前年度と比べると1.1%減となっている。また、不良債務は15億円で、前年度と比べると7.9%減となっている。

第35表　水道事業（法適用企業）の経営状況

（単位　億円）

区　分	純　損　益		経　常　損　益	
	16年度	15年度	16年度	15年度
（事　業　数）	(1,394)	(1,515)	(1,410)	(1,531)
黒　字　額	2,446	2,104	2,462	2,066
（事　業　数）	(358)	(456)	(342)	(440)
赤　字　額	△　230	△　338	△　237	△　328
（事　業　数）	(1,752)	(1,971)	(1,752)	(1,971)
収　　支	2,216	1,765	2,225	1,739

(ii)　資　本　収　支

資本的支出は、**第106図**のとおりであり、平成16年度の額は1兆9,392億円で、前年度と比べると1.2%増となっている。これに対する財源は、外部資金が8,597億円、内部資金が1兆746億円で、財源不足額は

第106図　水道事業（法適用企業）の資本的支出及びその財源

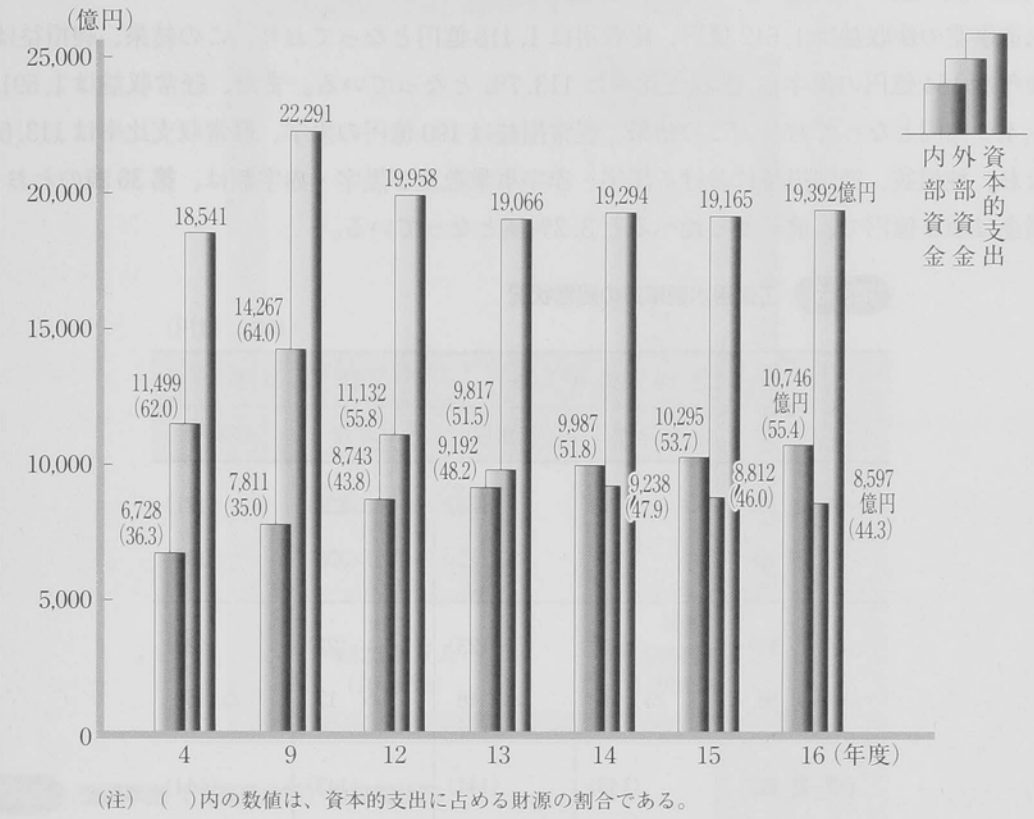

（注）（　）内の数値は、資本的支出に占める財源の割合である。

49億円となっている。資本的支出の内訳をみると、建設改良費は１兆1,288億円で、前年度と比べると3.0%減、企業債償還金は7,203億円で、前年度と比べると7.7%増となっている。

（iii）　給水原価と料金

有収水量１m³当たりの給水原価（用水供給事業を除く。）は177.56円で、前年度と比べると1.6%減となっている。給水原価の内訳をみると、資本費が68.39円、職員給与費が31.21円、受水費が30.63円、その他の経費が47.34円となっている。これに対して１m³当たりの供給単価は173.68円であり、供給単価が給水原価を3.88円下回る状態となっている。

また、平成16年度中に料金改定を実施した水道事業（用水供給事業を含む。）は157事業（前年度122事業）で、営業中の事業の9.0%となっている。

（b）　法非適用企業

法非適用の簡易水道事業の実質収支をみると、黒字事業が1,163事業で111億円の黒字、赤字事業が34事業で15億円の赤字となっており、差引96億円の黒字となっている。

（イ）　工業用水道事業

a　事業数及び経営規模

地方公共団体が経営する工業用水道事業で、平成16年度決算対象となるものは、148事業（うち建設中5事業）である。これを経営主体別にみると、都道府県営が41事業、大都市営が7事業、市営が65事業、町村営が28事業、企業団営が7事業となっている。

施設数は267施設、給水先事業所数は6,189箇所、年間総配水量は47億79百万m³となっている。また、施設利用率（1日平均配水量を現在配水能力で除したもの）の平均は60.2%（前年度58.8%）となっている。

b 経 営 状 況

(a) 損 益 収 支

工業用水道事業の総収益は1,612億円、総費用は1,418億円となっており、この結果、純損益は194億円の黒字（前年度164億円の黒字）、総収支比率は113.7%となっている。また、経常収益は1,591億円、経常費用は1,400億円となっており、この結果、経常損益は190億円の黒字、経常収支比率は113.6%となっている。なお、純損益、経常損益における黒字・赤字事業数及び黒字・赤字額は、**第36表**のとおりである。

累積欠損金は209億円で、前年度と比べると3.3%減となっている。

第36表　工業用水道事業の経営状況

（単位　億円）

区　分	純　損　益		経 常 損 益	
	16年度	15年度	16年度	15年度
(事 業 数)	(120)	(121)	(121)	(121)
黒 字 額	209	212	208	196
(事 業 数)	(23)	(23)	(22)	(23)
赤 字 額	△ 16	△ 48	△ 17	△ 60
(事 業 数)	(143)	(144)	(143)	(144)
収　支	194	164	190	135

(b) 資 本 収 支

資本的支出は1,505億円で、前年度と比べると3.0%増となっている。これに対する財源は、外部資金が694億円、内部資金が805億円で、財源不足額は6億円となっている。資本的支出の内訳をみると、建設改良費は540億円で、前年度と比べると9.8%減、企業債償還金は464億円で、前年度と比べると7.5%増となっている。

(c) 給水原価と供給単価

有収水量1 m^3当たりの給水原価は29.41円（資本費15.69円、職員給与費4.37円、その他の経費9.35円）となっており、これに対して1 m^3当たりの供給単価は29.52円であり、供給単価が給水原価を0.11円上回る状態となっている。

これを補助事業と単独事業に分けてみると、単独事業では供給単価（13.67円）が給水原価（11.66円）を2.01円上回るのに対して、補助事業では供給単価（33.36円）が給水原価（33.71円）を0.35円下回っている。

（ウ） 交 通 事 業

a 事業数及び経営規模

地方公共団体が経営する交通事業で、平成16年度決算対象となるものは、111事業（うち未開業1事業）である。これを事業別にみると、バスが44事業、都市高速鉄道が10事業、路面電車が5事業、モノレール等が2事業、船舶が50事業となっている。

これらによる年間輸送人員は39億人、1日平均1,072万人（対前年度比2.8%減）である。1日平均輸送人員を事業別にみると、バスが300万人（対前年度比8.3%減）、都市高速鉄道が747万人（同0.4%減）、路

第107図　バス、地下鉄における公営交通事業の地位

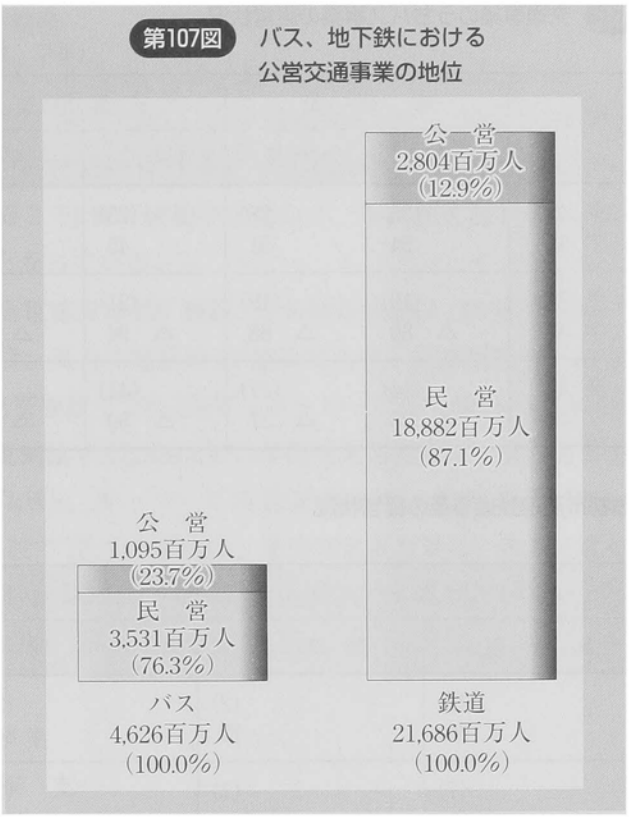

第37表　交通事業（法適用企業）の経営状況

（単位　億円）

区分	純損益		経常損益	
	16年度	15年度	16年度	15年度
(事業数)	(38)	(41)	(37)	(38)
黒字額	127	128	134	118
(事業数)	(31)	(31)	(32)	(34)
赤字額	△ 761	△ 883	△ 773	△ 876
(事業数)	(69)	(72)	(69)	(72)
収支	△ 634	△ 756	△ 639	△ 758

(注)（　）書きは未開業の事業を除いた事業数である。

面電車が15万人（同同数）、その他が10万人（同9.1%減）となっている。

公営交通が国内の旅客輸送機関に占める割合を輸送人員からみると、**第107図**のとおりであり、バスについては23.7%、都市高速鉄道については12.9%となっている。

b　経　営　状　況

(a)　法　適　用　企　業

(i)　損　益　収　支

法適用の交通事業の総収益は8,199億円、総費用は8,833億円となっており、この結果、純損益は634億円の赤字、総収支比率は92.8%となっている。また、経常収益は7,944億円、経常費用は8,583億円となっており、この結果、経常損益は639億円の赤字、経常収支比率は92.6%となっている。なお、純損益、経常損益における黒字・赤字事業数及び黒字・赤字額は、**第37表**のとおりである。

累積欠損金は2兆3,844億円で、前年度と比べると2.6%増となっている。一方、不良債務は2,189億円

第38表　交通事業のうちバス事業の経営状況

（単位　億円）

区　分	純損益		経常損益	
	16年度	15年度	16年度	15年度
（事業数）	(25)	(28)	(23)	(26)
黒字額	54	51	45	42
（事業数）	(19)	(19)	(21)	(21)
赤字額	△ 80	△ 88	△ 94	△ 107
（事業数）	(44)	(47)	(44)	(47)
収支	△ 26	△ 37	△ 50	△ 65

第39表　交通事業のうち都市高速鉄道事業の経営状況

（単位　億円）

区　分	純損益		経常損益	
	16年度	15年度	16年度	15年度
（事業数）	(2)	(2)	(2)	(2)
黒字額	66	73	84	71
（事業数）	(7)	(7)	(7)	(7)
赤字額	△ 662	△ 764	△ 662	△ 749
（事業数）	(9)	(9)	(9)	(9)
収支	△ 597	△ 692	△ 578	△ 678

（注）［　］内については第31表と同様。

で、前年度と比べると3.4%増となっている。

これを事業別にみると、バス事業においては、料金収入の減少等により、経常損益は50億円の赤字となっている。また、累積欠損金は1,944億円で、前年度と比べると0.6%減となっており、不良債務は886億円で、前年度と比べると3.1%増となっている。なお、純損益、経常損益における黒字・赤字事業数及び黒字・赤字額は、**第38表**のとおりである。

都市高速鉄道事業においては、経常損益は578億円の赤字となっている。また、累積欠損金は2兆1,429億円で、前年度と比べると2.9%増となっており、不良債務は972億円で、前年度と比べると5.1%増となっている。なお、純損益、経常損益における黒字・赤字事業数及び黒字・赤字額は、**第39表**のとおりである。

(ii)　資本収支

法適用の交通事業の資本的支出は6,585億円（うち都市高速鉄道事業6,099億円、バス事業417億円）で、前年度と比べると12.9%増となっている。これに対する財源は、外部資金が4,487億円、内部資金が1,541億円で、財源不足額は557億円となっている。資本的支出の内訳をみると、建設改良費は3,093億円（うち都市高速鉄道事業2,860億円、バス事業192億円）で、前年度と比べると13.1%増、企業債償還金は3,035億円（うち都市高速鉄道事業2,831億円、バス事業181億円）で、前年度と比べると10.9%増となっている。

(b)　法非適用企業

交通事業における法非適用企業は船舶運航事業の41事業で、実質収支をみると、黒字事業が32事業で3億円の黒字、赤字事業は9事業で7億円の赤字となっている。

(エ)　電気事業

a　事業数及び経営規模

地方公共団体が経営する電気事業で、平成16年度決算対象となるものは、130事業であり、法適用企業が33事業、法非適用企業が97事業である。これを経営主体別にみると、都道府県営が33事業、大都市営が13事業、市営が48事業、町村営が14事業、一部事務組合営が22事業となっている。施設数は494施設で、最大出力の合計は393万3千kW（建設中を含む。）、年間発電電力量は158億2百万kWh、年間売電電力量は124億60百万kWhとなっている。

上記のうち稼働中の水力発電施設は297施設、ごみ発電施設は140施設、スーパーごみ発電施設は4施設、ごみ固形燃料発電施設2施設、風力発電施設31施設であり、自家消費部分を含む最大出力の合計は水力発電施設で255万kW、ごみ発電施設で109万kW、スーパーごみ発電施設で9万9千kW、ごみ固形燃料発電施設で18,590kW、風力発電施設で47,250 kW、年間発電電力量は、水力発電施設で97億78百万kWh、ごみ発電施設で53億86百万kWh、スーパーごみ発電施設で4億83百万kWh、ごみ固形燃料発電施設で76,700千kWh、風力発電施設で78,710千kWh、年間売電電力量は、水力発電施設で96億77百万kWh、ごみ発電施設で23億1百万 kWh、スーパーごみ発電施設で3億56百万kWh、ごみ固形燃料発電施設で49,358千kWh、風力発電施設で76,944千kWhとなっている。

b　経　営　状　況

(a)　法　適　用　企　業

(i)　損　益　収　支

法適用の電気事業の総収益は916億円、総費用は836億円となっており、この結果、純損益は80億円の黒字、総収支比率は109.5%となっている。また、経常収益は901億円、経常費用は801億円となっており、この結果、経常損益は100億円の黒字、経常収支比率は112.5%となっている。また、累積欠損金は26億円となっており、不良債務を有する事業はない。なお、純損益、経常損益における黒字・赤字事業数及び黒字・赤字額は、**第40表**のとおりである。

第40表　電気事業（法適用企業）の経営状況

（単位　億円）

区　分	純　損　益		経　常　損　益	
	16年度	15年度	16年度	15年度
(事　業　数)	(29)	(31)	(32)	(32)
黒　字　額	102	94	106	106
(事　業　数)	(4)	(2)	(1)	(1)
赤　字　額	△ 23	△ 5	△ 5	△ 3
(事　業　数)	(33)	(33)	(33)	(33)
収　　支	80	89	100	102

(ii)　資　本　収　支

資本的支出は493億円で、前年度と比べると6.6%増となっている。これに対する財源は、外部資金が87億円、内部資金が405億円で、財源不足額は生じていない。資本的支出の内訳をみると、建設改良費は134億円で、前年度と比べると7.9%減、企業債償還金は221億円で、前年度と比べると56.7%増となっている。

(b)　法非適用企業

電気事業における法非適用企業は、ごみ発電事業、スーパーごみ発電事業、風力発電事業、水力発電事業及びごみ固形燃料発電事業の97事業で、実質収支をみると97事業すべてにおいて黒字となっており、黒字

額は20億円となっている。

（オ）ガス事業

a　事業数及び経営規模

地方公共団体が経営するガス事業で、平成16年度決算対象となるものは、47事業である。これを経営主体別にみると、県営が1事業、大都市営が1事業、市営が26事業、町村営が16事業、企業団営が3事業となっている。公営ガス事業の供給戸数（契約数）は109万戸（前年度111万戸）で、供給区域内戸数に対する普及率は73.1%となっている。また、販売量は338億68百万MJで、前年度と比べると0.9%増となっている。

ガス事業全体に占める公営ガス事業の割合をみると、事業数で21.7%、供給戸数で4.0%、販売量で2.7%となっている。なお、民間大手4社を除いた割合では、供給戸数で13.8%、販売量で12.5%となっている。

b　経営状況

(a)　損益収支

ガス事業の総収益は937億円、総費用は990億円となっており、この結果、純損益は53億円の赤字、総収支比率は94.6%となっている。また、経常収益は929億円、経常費用は958億円となっており、この結果、経常損益は29億円の赤字、経常収支比率は96.9%となっている。なお、純損益、経常損益における黒字・赤字事業数及び黒字・赤字額は、**第41表**のとおりである。

第41表　ガス事業の経営状況

（単位　億円）

区分	純損益		経常損益	
	16年度	15年度	16年度	15年度
（事業数）	(28)	(46)	(31)	(47)
黒字額	25	36	28	37
（事業数）	(19)	(12)	(16)	(11)
赤字額	△ 78	△ 35	△ 57	△ 36
（事業数）	(47)	(58)	(47)	(58)
収支	△ 53	2	△ 29	1

累積欠損金は345億円で、前年度と比べると16.9%増となるとともに、不良債務は15億円生じている。

(b)　資本収支

資本的支出は467億円で、前年度と比べると27.2%増となっている。これに対する財源は、外部資金が85億円、内部資金が308億円で、財源不足額は74億円となっている。資本的支出の内訳をみると、建設改良費は187億円で、前年度と比べると8.1%増、企業債償還金は236億円で、前年度と比べると93.1%増となっている。

（カ）病院事業

a　事業数及び経営規模

地方公共団体が経営する病院事業（地方公営企業法を適用する病院事業数）で、平成16年度決算対象となるものは、728事業であり、これらの事業が有する病院（以下「自治体病院」という。）数は1,000病院（うち建設中1病院）である。これを経営主体別にみると、都道府県立が223病院（47都道府県）、大都市立が34病院（13大都市）、市立が347病院（302市）、町村立が268病院（265町村）及び一部事務組合等立が128病院（101組合）となっている。

第108図　全国の病院に占める自治体病院の地位

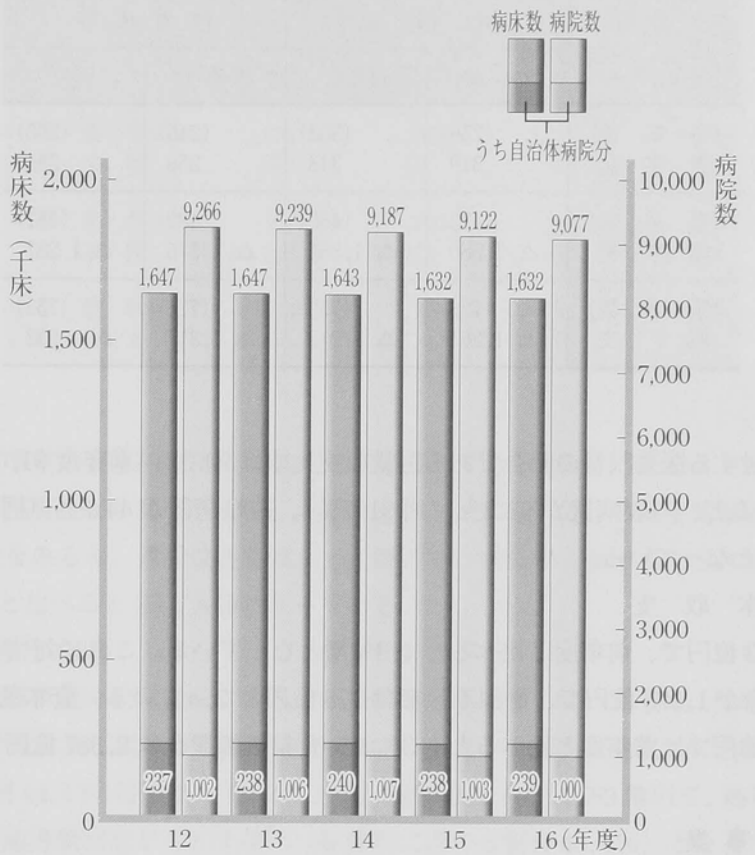

（注）全国の病院数及び病床数は、厚生労働省「医療施設調査（各年度10月1日現在）」を基にした数である。

自治体病院のうち一般病院について病床数300床以上の大規模病院が占める割合を経営主体別にみると、都道府県立が50.5%、大都市立が63.6%、市立が44.8%とそれぞれ大きな割合を占めている。これら大規模病院は、地域における基幹病院、中核病院として高度の医療設備を備え、医療水準の向上等に重要な役割を果たしている。

平成16年度末における病床数は23万9千床で、前年度と比べると0.1%増となり、入院、外来延患者数は2億人で、2.9%減となっている。

また、病床利用率は81.1%（前年度81.9%）、外来入院患者比率（年延外来患者数を年延入院患者数で除したもの）は178.2%（前年度182.4%）となっている。なお、全国の病院に占める自治体病院の数及び病床数の推移は、**第108図**のとおりである。

b　経　営　状　況

(a)　損　益　収　支

病院事業の総収益は4兆1,586億円、総費用は4兆2,847億円となっており、この結果、純損益は1,261億円の赤字、総収支比率は97.1%となっている。また、経常収益は、患者数の減少による料金収入の減少等から、前年度と比べると1.3%減の4兆1,281億円、経常費用は、薬品費や職員給与費が減少したことなどから、0.4%減の4兆2,598億円となっている。この結果、経常損益では1,317億円の赤字、経常収支比率は96.9%となっている。また、純損益、経常損益における黒字・赤字事業数及び黒字・赤字額は、**第42表**のとおりである。

累積欠損金は1兆6,826億円で、前年度と比べると3.9%増、不良債務は761億円で、前年度と比べると

第42表　病院事業の経営状況

（単位　億円）

区　分	純損益		経常損益	
	16年度	15年度	16年度	15年度
（事業数）	(256)	(302)	(246)	(295)
黒字額	319	348	258	355
（事業数）	(472)	(450)	(482)	(457)
赤字額	△ 1,580	△ 1,361	△ 1,575	△ 1,287
（事業数）	(728)	(752)	(728)	(752)
収支	△ 1,261	△ 1,013	△ 1,317	△ 932

2.6%増となっている。

なお、医業費用に対する医業収益の割合である医業収支比率は90.3%（前年度91.0%）となっており、これを病院の種別にみると、一般病院が91.1%（同91.7%）、結核病院が44.9%（同46.2%）、精神病院が65.2%（同66.0%）となっている。

(b)　資本収支

資本的支出は6,853億円で、前年度と比べると4.3%増となっている。これに対する財源は、外部資金が4,682億円、内部資金が1,993億円で、財源不足額は178億円となっている。資本的支出の内訳をみると、建設改良費は3,781億円で、前年度と比べると0.3%減、企業債償還金は2,387億円で、前年度と比べると8.7%増となっている。

（キ）　下水道事業

a　事業数及び経営規模

地方公共団体が経営する下水道事業で、平成16年度決算対象となるものは、4,343事業（うち建設中289事業）であり、法適用企業が203事業、法非適用企業が4,140事業である。これを経営主体別にみると、都道府県営が83事業、大都市営が26事業、市営が1,548事業、町村営が2,637事業、一部事務組合等営が49事業となっている。

下水道事業の平成16年度末における現在処理区域内人口は9,141万人、現在処理区域面積は305万haとなっている。また、年間総処理水量（雨水処理水量と汚水処理水量の合計。ただし、流域下水道分は流域関連公共下水道として水量を計上しているため除く。）は143億57百万m^3で、前年度と比べると3.3%増となっている。

b　経営状況

(a)　法適用企業

(i)　損益収支

法適用企業の下水道事業の総収益は1兆3,711億円、総費用は1兆3,252億円となっており、この結果、純損益は458億円の黒字、総収支比率は103.5%となっている。また、経常収益は、前年度と比べると1.6%増の1兆3,638億円、経常費用は、0.8%増の1兆3,229億円となっている。この結果、経常損益は409億円の黒字、経常収支比率は103.1%となっている。なお、純損益、経常損益における黒字・赤字事業数及び黒字・赤字額は、**第43表**のとおりである。

累積欠損金は1,993億円で、前年度と比べると3.8%減となり、また、不良債務は233億円で、17.9%減となっている。

(ii)　資本収支

第43表　下水道事業（法適用企業）の経営状況

（単位　億円）

区　分	純　損　益		経　常　損　益	
	16年度	15年度	16年度	15年度
（事　業　数）	(114)	(108)	(112)	(106)
黒　字　額	577	447	532	416
（事　業　数）	(81)	(70)	(83)	(72)
赤　字　額	△ 119	△ 114	△ 123	△ 112
（事　業　数）	(195)	(178)	(195)	(178)
収　　支	458	334	409	304

法適用企業の下水道事業の資本的支出は１兆6,008億円で、前年度と比べると4.9%増となっている。これに対する財源は、外部資金が１兆210億円、内部資金が5,525億円で、財源不足額は273億円となっている。資本的支出の内訳をみると、建設改良費は7,147億円で、前年度と比べると9.4%減、企業債償還金は8,688億円で、前年度と比べると20.7%増となっている。

(b)　法非適用企業

法非適用企業の下水道事業の総収益は１兆5,157億円で、前年度と比べると0.1%増となっている。その内訳をみると、他会計繰入金（雨水処理負担金を含む。）が6,157億円（総収益に占める割合40.6%）、料金収入が6,688億円(同44.1%)等となっている。一方、総費用は１兆3,589億円で、前年度と比べると1.1%減となっており、うち地方債利息が6,577億円（総費用に占める割合48.4%）となっている。

資本的支出は２兆9,391億円で、前年度と比べると6.3%減となっている。その内訳をみると、建設改良費は２兆13億円で、前年度と比べると12.9%減、地方債償還金は9,196億円で、前年度と比べると11.6%増となっている。

実質収支をみると、黒字事業が3,720事業で893億円の黒字、赤字事業が138事業で421億円の赤字となり、差引473億円の黒字となっている。

(c)　全体の経営状況

法適用企業と法非適用企業を合計した下水道事業の総収益は、前年度と比べると0.9%増の２兆8,867億円、総費用は、前年度と比べると0.1%減の２兆6,842億円となっており、この結果、全体の収支（法適用企業の純損益と法非適用企業の実質収支の合計）は931億円の黒字となっている。これは、供用を開始した事業の増加により料金収入が増加しているほか、他会計の繰入れが行われていることによる。

汚水処理費を年間有収水量で除して算出した汚水処理原価（特定公共下水道及び流域下水道を除く。）についてみると、法適用企業が149.14円／m^3（維持管理費56.80円／m^3、資本費92.34円／m^3）、法非適用企業が272.86円／m^3（維持管理費86.01円／m^3、資本費186.85円／m^3）、全体としては212.23円／m^3（維持管理費71.70円／m^3、資本費140.53円／m^3）となっている。

汚水処理原価と使用料単価（使用料収入を年間有収水量で除して算出したもの、特定公共下水道及び流域下水道を除く。）の関係をみると、法適用企業の使用料単価は135.52円／m^3で、汚水処理原価の90.9%、法非適用企業の使用料単価は126.84円／m^3で、汚水処理原価の46.5%、全体の使用料単価は131.09円／m^3で、汚水処理原価の61.8%とそれぞれ低い水準となっている。このため、下水道事業の財政健全化のためにも今後使用料水準の適正化を図っていく必要がある。

（ク）　その他の地方公営企業

a　事　　業　　数

地方公共団体は、以上の事業のほかにも各種の事業を経営している。これを事業別にみると、平成16年度決算対象となるものは、港湾整備事業が111事業、市場事業が182事業、と畜場事業が80事業、観光施設事業が500事業、宅地造成事業が622事業、有料道路事業が5事業、駐車場整備事業が250事業、介護サービス事業が768事業及びその他事業が40事業（診療所、廃棄物等処理施設、自動車学校等）となっている。

b　経　営　状　況

その他の地方公営企業の純損益、経常損益、実質収支における黒字・赤字事業数及び黒字・赤字額は、**第44表**のとおりである。

第44表　**その他の地方公営企業の経営状況**

（単位　億円）

区分			港湾整備	市場	と畜場	観光施設	宅地造成	有料道路	駐車場整備	介護サービス	その他
法適用企業	純損益	（事業数）	(6)	(10)	(－)	(38)	(31)	(－)	(11)	(36)	(23)
		黒字額	39	3	－	9	1,824	－	4	5	16
		（事業数）	(2)	(5)	(1)	(55)	(28)	(－)	(1)	(13)	(15)
		赤字額	0.2	△ 39	△ 0.1	△ 34	△ 726	－	△ 1	△ 3	△ 8
		（事業数）	(8)	(15)	(1)	(93)	(59)	(－)	(12)	(49)	(38)
		収支	39	△ 37	△ 0.1	△ 25	1,098	－	3	2	8
	経常損益	（事業数）	(6)	(11)	(－)	(38)	(30)	(－)	(11)	(34)	(24)
		黒字額	41	4	－	8	1,340	－	4	5	16
		（事業数）	(2)	(4)	(1)	(55)	(29)	(－)	(1)	(15)	(14)
		赤字額	0.2	△ 38	△ 0.1	△ 31	△ 737	－	△ 1	△ 3	△ 7
		（事業数）	(8)	(15)	(1)	(93)	(59)	(－)	(12)	(49)	(38)
		収支	41	△ 34	△ 0.1	△ 23	603	－	3	1	9
法非適用企業	実質収支	（事業数）	(93)	(152)	(75)	(368)	(467)	(5)	(213)	(679)	(－)
		黒字額	47	20	8	39	295	0	24	106	－
		（事業数）	(10)	(14)	(4)	(38)	(48)	(－)	(22)	(35)	(－)
		赤字額	△ 28	△ 49	△ 10	△ 67	△ 408	－	△ 56	△ 4	－
		（事業数）	(103)	(166)	(79)	(406)	(515)	(5)	(235)	(714)	(－)
		収支	19	△ 29	△ 1	△ 28	△ 113	0	△ 32	102	－

(2)　国民健康保険事業［第117表］

平成16年度末の国民健康保険事業の保険者は、2,540団体（13大都市、35中核市、40特例市、643都市、1,782町村、23特別区、4一部事務組合等）で、総保険者数は前年度末と比べると610団体減少している。また、直営診療所を設置している団体は472団体（7中核市、8特例市、114都市、341町村、2一部事務組合等）で、前年度末と比べると98団体減少している。

被保険者数は4,774万人であり、加入世帯数は2,493万世帯となっている。

これらを前年度末と比べると、被保険者数は58万人増加、加入世帯数は50万世帯増加となっている。

なお、昭和59年10月に創設された退職者医療制度の被保険者数及び被扶養者数は727万8千人で、前年

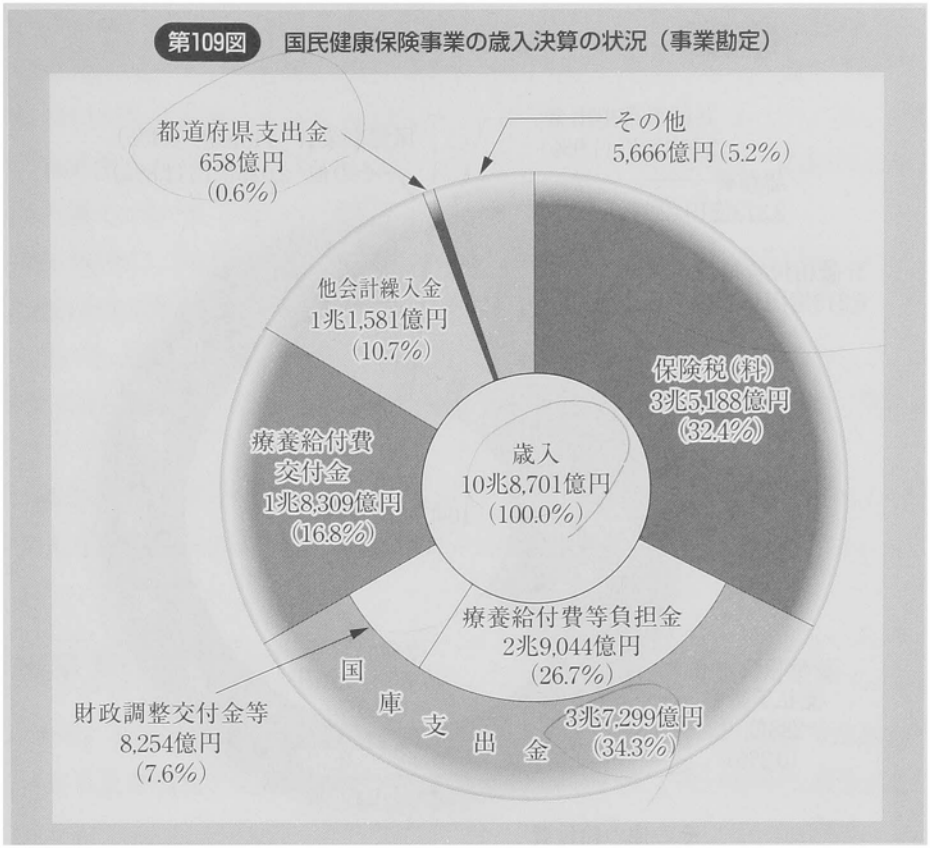

度末と比べると75万人増加（11.5%増）している。

ア　事　業　勘　定［第117表］

（ア）　歳　　入

保険税（料）を主な歳入としている事業勘定の歳入決算額は10兆8,701億円で、前年度と比べると3.5%増（前年度9.4%増）となっている。

歳入の内訳をみると、**第109図**のとおりであり、国民健康保険税（料）及び国庫支出金の両者で歳入総額の66.7%を占め、前年度（67.5%）と同水準になっている。

それぞれの決算額をみると、国民健康保険税（料）は3兆5,188億円で、前年度と比べると2.7%増（前年度1.2%増）、国庫支出金は3兆7,299億円で、1.9%増（同7.7%増）となっている。また、国庫支出金の主な内訳をみると、療養給付費等負担金が2兆9,044億円、財政調整交付金等が8,254億円で、それぞれ前年度と比べると2.3%増（同5.8%増）、0.7%増（同14.9%増）となっている。

また、都道府県支出金は658億円で、前年度と比べると0.5%増（前年度222.3%増）となっている。

さらに、他会計繰入金は1兆1,581億円で、前年度と比べると1.0%増（前年度11.2%増）となっている。

この内訳をみると、財源補てん的な繰入金が3,506億円（対前年度比2.9%減）、国民健康保険の財政基盤の安定を図るための保険基盤安定制度による繰入金が4,236億円（同5.2%増）、高医療費基準超過額に係る繰入金が22億円（同13.4%増）等となっている。

（イ）　歳　　出

歳出決算額は10兆7,162億円で、前年度と比べると3.4%増（前年度10.2%増）となっている。

歳出の内訳をみると、**第110図**のとおりであり、保険給付費は6兆8,253億円で、前年度と比べると8.1%増（前年度17.7%増）となっている。

主な内訳をみると、療養諸費等が6兆6,431億円で、前年度と比べると8.4%増（前年度18.1%増）とな

第110図　国民健康保険事業の歳出決算の状況（事業勘定）

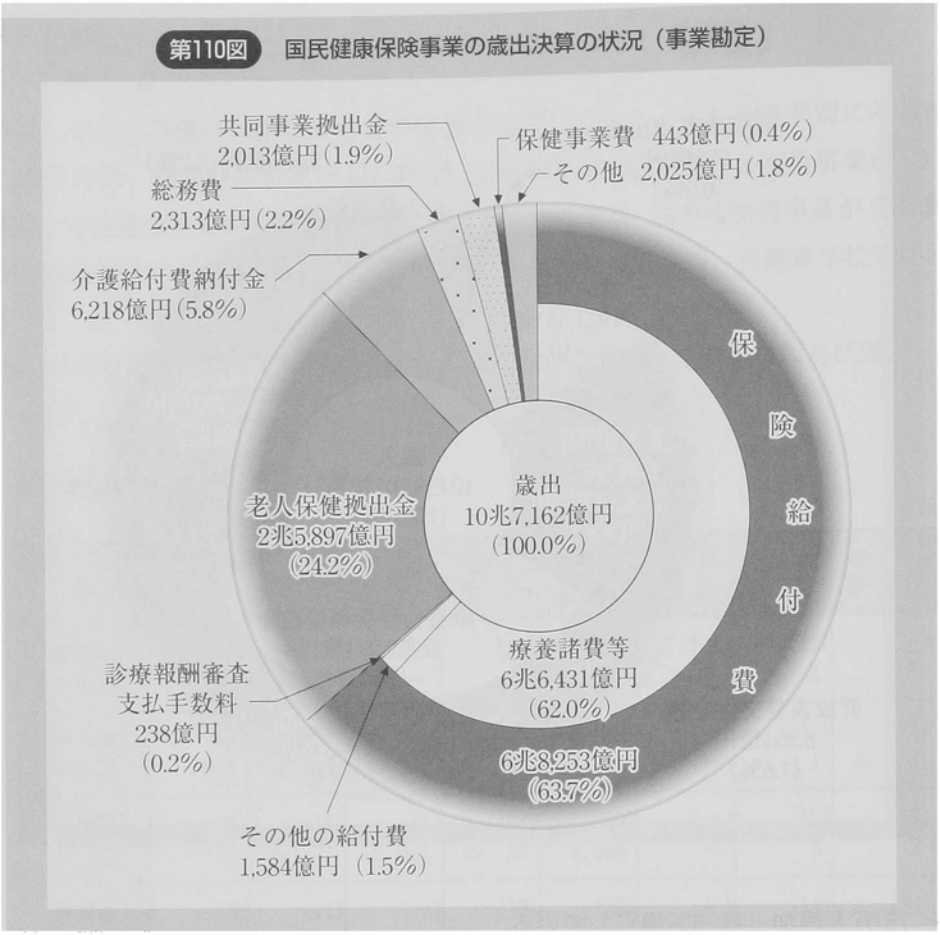

るとともに、その他の給付費が1,584億円で、3.4%減（同6.6%増）となっている。

（ウ）　収　　支

実質収支は1,505億円の黒字（前年度1,434億円の黒字）であり、昭和40年度以降黒字基調が続いている。しかし、実質収支から財源補てん的な他会計繰入金及び都道府県支出金を控除し、繰出金を加えた再差引収支については、2,418億円の赤字（同2,604億円の赤字）となっており、11年連続して赤字となっている。

再差引収支を団体規模別にみると、大都市が1,756億円の赤字（前年度1,896億円の赤字）、中核市が371億円の赤字（同425億円の赤字）、特例市が312億円の赤字（同315億円の赤字）、都市が592億円の赤字（同787億円の赤字）となる一方、町村が512億円の黒字（同777億円の黒字）、一部事務組合等が6億円の黒字（同3億円の黒字）、特別区が96億円の黒字（同40億円の黒字）となっており、大都市、中核市、特例市及び都市において赤字額が減少している。

再差引収支を黒字・赤字の団体別にみると、黒字の団体数は前年度と比べると518団体減少の1,683団体で、その黒字額は41億円増加の1,626億円となっている。

一方、赤字の団体数は92団体減少の857団体で、全団体に占める割合は33.7%となっており、その赤字額は、前年度と比べると145億円減少の4,044億円となっている。

赤字の団体が占める割合を団体規模別にみると、大都市が100.0%、中核市が65.7%、特例市が85.0%、都市が44.9%、町村が27.7%、一部事務組合等が25.0%、特別区が13.0%となっており、特に大都市、中核市及び特例市においては、厳しい財政運営が続いている。

イ　直　診　勘　定［第117表］

診療所等を設置し診療収入を主な歳入としている直診勘定の歳入決算額は816億円で、前年度と比べると

2.1%減（前年度1.9%減）となっている。

このうち、診療収入は534億円で、前年度と比べると3.5%減（前年度3.0%減）となっており、歳入総額に占める割合についても前年度と比べて0.9%ポイント低下の65.4%となっている。一方、他会計繰入金は136億円で、前年度と比べると1.4%増（同4.3%増）となっており、歳入総額に占める割合についても0.6%ポイント上昇の16.7%となっている。

歳出決算額は798億円で、前年度と比べると2.3%減（前年度2.0%減）となっている。

このうち、総務費は393億円（歳出総額に占める割合の49.3%）で、前年度と比べると1.9%減（前年度2.6%減）となっている。また、医業費は264億円（歳出総額に占める割合の33.1%）で、前年度と比べると3.5%減(前年度3.2%減)となっている。なお、医業費の診療収入に対する比率は前年度と同水準の49.5%となっている。

実質収支は17億円の黒字（前年度15億円の黒字）となっているが、この実質収支から他会計繰入金を控除し、繰出金を加えた再差引収支は、104億円の赤字（同115億円の赤字）となっている。

(3)　介護保険事業［第119表］

平成12年4月から、介護が必要となる状態になっても能力に応じて自立した日常生活ができるよう、必要な保健医療サービス及び福祉サービスに係る給付を行うため、国民の共同連帯の理念に基づく介護保険制度が実施されている。

介護保険制度を実施する保険者である市町村等が設ける介護保険事業会計は、第1号被保険者（65才以上の者）からの保険料や、第2号被保険者（40才以上65才未満の医療保険加入者）の介護納付金分に係る支払基金からの交付金である支払基金交付金等を財源として保険給付等を行う保険事業勘定と、介護給付の対象となる在宅サービス及び施設サービスを実施する介護サービス事業勘定とに区分される。

なお、市町村等が実施する指定介護老人福祉施設、介護老人保健施設、老人短期入所施設、老人デイサービスセンター、指定訪問看護ステーションの5施設により介護サービスを提供する事業（地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定に基づき指定管理者が管理するものは除く。）は介護サービス事業として公営企業会計の対象とされている。

平成16年度末の介護保険事業の保険者は、2,252団体(13大都市、35中核市、40特例市、597都市、1,492町村、23特別区、52一部事務組合等）となっている。また、介護サービス事業勘定を設置している団体は452団体（6大都市、8中核市、12特例市、112都市、289町村、20特別区、5一部事務組合等）となっている。

ア　保険事業勘定［第119表］

(ア)　歳　　入

保険事業勘定の歳入決算額は5兆9,539億円となっている。

歳入の内訳をみると、**第111図**のとおりである。それぞれの決算額をみると、第1号被保険者が支払う保険料が9,561億円、介護給付費負担金（介護給付及び予防給付に要する費用の額（以下「介護・予防給付額」という。）の100分の20に相当する額)、調整交付金（介護・予防給付額の100分の5に相当する額）等の国庫支出金が1兆4,240億円、支払基金交付金（第2号被保険者の介護給付金分に係る社会保険診療報酬支払基金からの交付金）が1兆7,965億円、都道府県の法定負担（介護・予防給付額の100分の12.5に相当する額）を含む都道府県支出金が7,050億円、市町村の法定負担分（介護・予防給付額の100分の12.5に相当する額）を含む他会計繰入金が9,208億円、介護保険制度の円滑な導入のために設置された基金等の取

第111図　介護保険事業の歳入決算の状況（保険事業勘定）

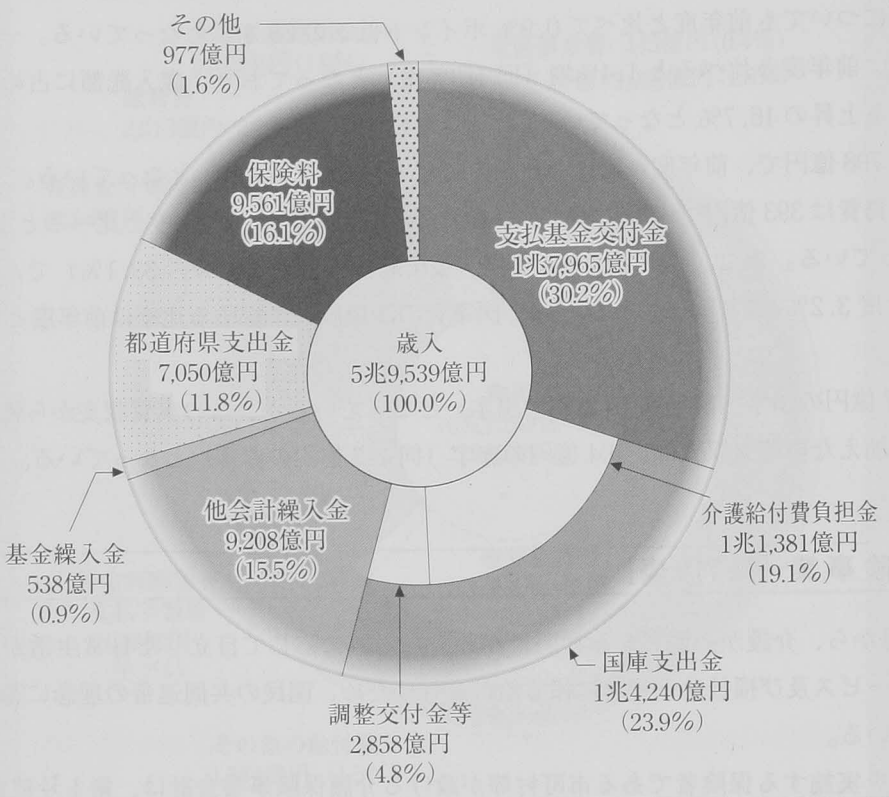

第112図　介護保険事業の歳出決算の状況（保険事業勘定）

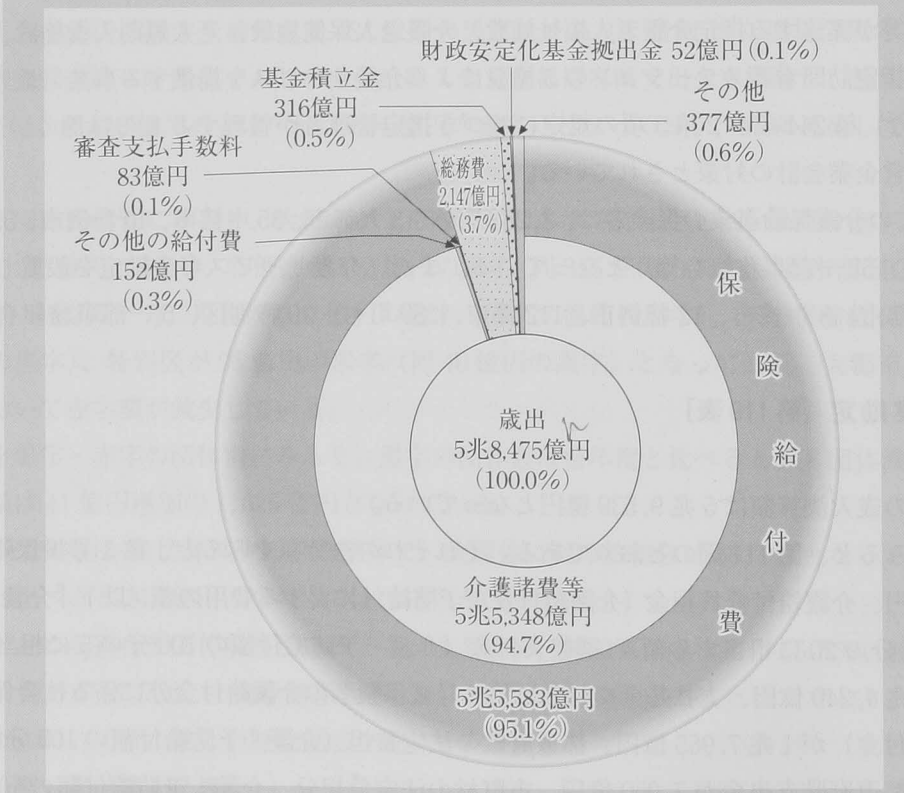

崩し額である基金繰入金が538億円等となっている。

（イ）歳　　出

歳出決算額は５兆8,475億円となっている。

歳出の内訳をみると、**第112図**のとおりであり、保険給付費は５兆5,583億円で、歳出総額の95.1％を占めている。

その他については、総務費が2,147億円、基金積立金316億円、介護保険財政の安定化を図るため都道府県が設置する基金へ保険者が毎年度拠出する財政安定化基金拠出金52億円等となっている。

（ウ）収　　支

実質収支は1,043億円の黒字となっており、実質収支から財源補てん的な他会計繰入金及び都道府県支出金を控除し、繰出金を加えた再差引収支についても、945億円の黒字となっている。

再差引収支を黒字・赤字の団体別にみると、黒字の団体数は2,129団体で、全団体に占める割合は94.5％となっており、その黒字額は1,013億円となっている。

一方、赤字の団体数は123団体で、全団体に占める割合は5.5％となっており、その赤字額は68億円となっている。

イ　介護サービス事業勘定［第119表］

介護サービス事業勘定の歳入決算額は403億円となっている。このうち、利用者の支払う自己負担金を含むサービス収入は97億円で、歳入総額に占める割合は24.2％となっている。

普通会計等からの繰入金は244億円で、歳入総額に占める割合は60.6％となっており、このうち、普通会計からのものが243億円となっている。

また、地方債は30億円で、歳入総額に占める割合は7.4％となっている。

歳出決算額は396億円となっている。このうち、施設整備費は58億円で、歳出総額に占める割合は14.6％となっている。

また、サービス事業費は、107億円で、歳出総額に占める割合は26.9％となっている。

なお、実質収支は６億円の黒字となっている。

(4)　その他の事業

ア　収　益　事　業［第120表］

収益事業を実施した地方公共団体の数は延べ382団体で、前年度と比べると６団体減少している。

これを事業別にみると、公営競技についてはモーターボート競走事業を施行した団体が168団体と最も多く、以下、自転車競走事業87団体、競馬事業59団体、小型自動車競走事業８団体の順となっている。

また、宝くじは、47都道府県及び13大都市の60団体で発行されている。

これらを団体種類別にみると、都道府県においては延べ73団体、市町村においては延べ309団体が収益事業を実施している。

（ア）経　営　状　況

決算額は、歳入３兆4,027億円、歳出３兆4,209億円となっている。これを前年度と比べると歳入は6.0％減、歳出は5.8％減となっている。

実質上の収支（歳入歳出差引額から翌年度に繰り越すべき財源、他会計からの繰入金、過去の収益を積み立てた基金からの繰入金及び未払金を控除し、他会計への繰出金及び未収金を加えた額）は4,067億円（前年度4,231億円）の黒字となっている。

普通会計等への収益金の繰出しについて、事業別にみると、競馬事業が13億円（前年度15億円）、自転車競走事業が58億円（同72億円）、小型自動車競走事業が3億円（同6億円）、モーターボート競走事業が101億円（同133億円）、宝くじ事業が4,473億円（同4,500億円）となっている。

（イ）　収益金の使途状況

収益金の大部分は普通会計等に繰り入れられ、道路、教育施設、社会福祉施設等の整備事業などの財源として活用されている。その繰入額は4,648億円で、前年度と比べると1.7%減（前年度2.9%減）となっている。

収益金繰入額の使途状況を目的別にみると、土木費が1,708億円で最も大きな割合（収益金繰入額に占める割合の36.8%）を占め、次いで、教育費の699億円（同15.0%）となっており、この両者で繰入総額の51.8%を占めている。

このほか、民生費が501億円（収益金繰入額に占める割合の10.8%）、衛生費が225億円（同4.8%）、商工費が143億円（同3.1%）等となっている。

イ　共　済　事　業

（ア）　農業共済事業［第122表］

農業共済事業を実施した市町村の数は80団体で、前年度と比べると7団体減少している。

農業共済事業会計の決算額は歳入243億円、歳出225億円で、前年度と比べると歳入2.9%減（前年度5.0%減）、歳出4.7%減（同0.3%増）となっている。

なお、実質上の収支（歳入歳出差引額から支払準備金積立額、責任準備金積立額、繰入金及び未払金を控除し、繰出金及び未収金を加えた額）は、1億円の赤字（前年度7億円の赤字）となっている。

（イ）　交通災害共済事業［第123表］

直営方式により交通災害共済事業を実施した地方公共団体は176団体（2県、121市町村、53一部事務組合等）で、前年度と比べると13団体減少している。

また、加入者は平成16年度末で2,016万人（前年度末2,279万人）となっている。

交通災害共済事業会計の決算額は歳入144億円、歳出120億円で、前年度と比べると歳入7.6%減（前年度15.4%減）、歳出7.5%減（同16.3%減）となっている。

なお、実質上の収支（歳入歳出差引額から未経過共済掛金、繰入金及び未払金を控除し、繰出金及び未収金を加えた額）は15億円の黒字（前年度10億円の黒字）となっている。

ウ　そ　の　他

（ア）　老人保健医療事業［第118表］

老人保健医療事業会計の決算額は、歳入10兆7,564億円、歳出10兆7,322億円であり、歳入においては、医療費交付金等が、歳出においては、医療費等がそれぞれ減少したことから、前年度と比べると歳入0.8%減（前年度0.8%減）、歳出0.6%減（同0.7%減）となっている。

医療給付費等は10兆3,399億円で、歳出総額の96.3%を占めている。

実質収支は233億円の黒字（前年度441億円の黒字）となっている。

（イ）　公立大学附属病院事業［第121表］

公立大学附属病院事業会計の決算額は、収益的収支では総収益1,831億円、総費用1,806億円で、前年度と比べると総収益0.5%増（前年度1.8%増）、総費用0.4%減（同1.5%増）となっている。

また、資本的収支では資本的収入249億円、資本的支出274億円で、前年度と比べると、資本的収入52.9%減（前年度19.2%増）、資本的支出50.4%減（同21.6%増）となっている。

実質収支は20億円の黒字（前年度2億円の黒字）となっている。

第2部
平成17年度及び平成18年度の地方財政

1 平成17年度の地方財政

平成17年度の地方財政を取り巻く環境及びその運営状況は、次のとおりである。

(1) 平成17年度の経済見通しと国の予算

(ア) 経済見通しと経済財政運営の基本的態度

「平成17年度の経済見通しと経済財政運営の基本的態度」は、平成16年12月20日に閣議了解、平成17年1月21日に閣議決定された。

これによると、平成16年度の我が国の経済は、一部に弱い動きがみられるが、年度全体を通してみると、企業収益が大幅に改善するなど企業部門が引き続き堅調な中、雇用環境が持ち直す動きがみられ、民間需要中心の回復を続けると見込まれた。また、平成16年度の国内総生産の名目成長率は0.8%程度になると見込まれた。

このような情勢認識に立って、平成17年度の経済財政運営の基本的態度については、平成16年6月4日に閣議決定された「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2004」(以下「基本方針2004」という。)に基づき、個人や企業の挑戦する意欲と地方の自主性を引き出すため、規制、金融、税制、歳出の四分野に加え、郵政民営化、三位一体、社会保障等の構造改革を引き続きスピード感を持って一体的かつ整合的に推進し、民間需要主導の持続的な経済成長を図ることとされた。また、デフレからの脱却を確実なものとするため、政府は、日本銀行と一体となって政策努力を更に強化し、今後とも、経済情勢によっては、大胆かつ柔軟な政策運営を行うこととされた。

以上のような経済財政運営の下において、平成17年度の国内総生産は511.5兆円程度、経済成長率は名目で1.3%程度、実質で1.6%程度になるものと見通された。

(イ) 国の予算

平成16年12月3日、「平成17年度予算編成の基本方針」が閣議決定された。その中で平成17年度予算については、持続的な財政構造の構築と予算の質の向上を図る必要があることから、歳出改革を一層推進し、一般会計歳出及び一般歳出の水準について、実質的に前年度水準以下に抑制してきた従来の歳出改革路線を堅持・強化することを基本的考え方とすることとされた。また、歳出の見直しと構造改革の推進のため、活力ある社会・経済の実現に向けた4分野(「人間力の向上・発揮—教育・文化、科学技術、ＩＴ」、「個性と工夫に満ちた魅力ある都市と地方」、「公平で安心な高齢化社会・少子化対策」、「循環型社会の構築・地球環境問題への対応」)について、これまでの実績・評価を考慮しつつ、政策効果が顕著なものについて重点的かつ効率的に推進することとされた。また、社会資本整備、社会保障制度及び地方財政の事項についても制度・施策の見直しを行い、さらに、防衛、ＯＤＡその他の歳出分野についても「基本方針2004」に即し、歳出の見直しに取り組むこととされた。

社会資本整備については、上記の活力ある社会・経済の実現に向けた4分野を中心に、雇用・民間需要の拡大に資する分野に施策を集中しつつ更に絞込みを図るため、整備水準、整備の緊急性、国と地方の役割分担等の観点から、きめ細かく重点化を図ることとされた。

地方財政については、国と地方に関する「三位一体の改革」を推進することにより、地方の権限と責任を大幅に拡大し、歳入・歳出両面での地方の自由度を高めることで、真に住民に必要な行政サービスを地方が自らの責任で自主的、効率的に選択できる幅を拡大するとともに、国・地方を通じた簡素で効率的な行財政システムの構築を図ることとされた。また、三位一体の改革については、「基本方針2004」に基づき、平成18年度までの改革の全体像に係る政府・与党合意（平成16年11月26日）を踏まえ、政府一丸となって取り組み、その成果を平成17年度予算に適切に反映することとされた。

平成17年度予算は、以上のような方針により編成され、平成16年12月24日に概算の閣議決定が行われた後、平成17年1月21日に第162回国会に提出された。

これによると、平成17年度の国の一般会計予算の規模は82兆1,829億円で、前年度当初予算と比べると720億円の増加（0.1%増）となり、うち一般歳出の規模は47兆2,829億円で、前年度当初予算と比べると3,491億円の減少（0.7%減）となった。なお、「平成17年度予算編成の基本方針」において、前年度当初予算から3%以上削減することとされた公共投資関係費については、4.0%減の8兆2,720億円となった。また、公債の発行予定額は34兆3,900億円で、前年度当初発行予定額と比べると2兆2,000億円の減少（6.0%減）となり、公債依存度は41.8%となった。

他方、財政投融資計画については、「特殊法人等整理合理化計画（平成13年12月19日閣議決定）」等を適切に反映しつつ、真に必要な資金需要には的確に対応するとともに、民業補完の原則の下、総額の抑制及び対象事業の重点化・効率化に努めることとされ、計画規模は17兆1,518億円、前年度計画額と比べると3兆3,376億円の減少（16.3%減）となった。

(2)　地方財政計画

平成17年度の地方財政計画は、極めて厳しい地方財政の現状等を踏まえ、歳出面においては、「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2003」（以下「基本方針2003」という。）等に沿って、歳出全般にわたり見直しを行うことにより歳出総額の計画的な抑制を図る一方、当面の重要課題である人間力の向上・発揮(教育・文化、科学技術、ＩＴ)、個性と工夫に満ちた魅力ある都市と地方の形成、少子・高齢化対策、循環型社会の構築・地球環境問題への対応等に財源の重点的配分を図ることとし、歳入面においては、地方税負担の公平適正化の推進と安定的な財政運営に必要な地方交付税、地方税などの一般財源の確保を図ることを基本とするとともに、引き続き生ずることとなった大幅な財源不足について、地方財政の運営上支障が生じないよう適切な補てん措置を講じることとし、次の方針に基づき策定された。

①　地方税については、現下の経済・財政状況等を踏まえつつ、持続的な経済社会の活性化を実現するための「あるべき税制」の構築に向け、定率減税の縮減（個人住民税所得割について平成18年6月徴収分より実施)、所得譲与税による税源移譲、法人事業税の分割基準の見直しその他の所要の措置を講じることとする。

②　地方財源不足見込額について、地方財政の運営に支障が生じることのないよう、次の措置を講じることとする。

1)「通常収支に係る財源不足」の見込額7兆5,129億円については、次の措置を講じる。

ア　平成16年度に講じた平成18年度までの間の制度改正に基づき、財源不足のうち建設地方債（財源対策債）の増発等を除いた残余については国と地方が折半して補てんすることとし、国負担分については、国の一般会計からの加算により、地方負担分については地方財政法第5条の特例となる地方債（臨時財政対策債）により補てん措置を講じる。

また、投資的経費に係る地方単独事業費と一般行政経費に係る地方単独事業費の一体的かい離是正分の一般財源に相当する地方財源不足分については、基本的には国と地方が折半して負担することとするが、平成17年度は全額地方財政法第5条の特例となる地方債（臨時財政対策債）により措置することとし、国負担となるべき分については後年度に調整することとする。

臨時財政対策債の元利償還金相当額については、その全額を後年度地方交付税の基準財政需要額に算入する。

なお、平成5年度の投資的経費に係る国庫補助負担率の見直しに関し一般会計から交付税特別会計に繰り入れることとしていた額等2,736億円については法律の定めるところにより、平成18年度以降の地方交付税の総額に加算することとする。

イ　これに基づき、平成17年度の通常収支に係る財源不足見込額7兆5,129億円については、次により完全に補てんする。

（ア）　地方交付税については、国の一般会計加算により2兆5,298億円（うち、地方交付税法附則第4条の2第2項の加算額1,683億円、同条第4項の加算額11億円、同条第8項の加算額1,963億円、臨時財政対策特例加算額2兆1,641億円）増額する。

（イ）　地方財政法第5条の特例となる地方債（臨時財政対策債）を3兆2,231億円発行する。

（ウ）　建設地方債（財源対策債）を1兆7,600億円増発する。

2）平成11年から実施されている恒久的な減税については、平成17年度税制改正により、平成18年分以後の所得税及び平成18年度分以後の個人住民税から定率減税を2分の1に縮減することとされており、平成17年度の地方財政への影響額には大きな変動はないものと見込まれる。このため、恒久的な減税に伴う地方財政への影響額3兆4,720億円については、次の措置を講じる。

ア　恒久的な減税の実施による地方税の減収1兆9,198億円について、その4分の3相当額を国と地方のたばこ税の税率変更による地方たばこ税の増収措置（1,135億円）、法人税の地方交付税率の引上げによる増収措置（4,375億円）及び地方特例交付金（8,888億円）により、その4分の1相当額を地方財政法第5条の特例となる地方債（減税補てん債、4,800億円）により完全に補てんする。

イ　恒久的な減税の実施による地方交付税への影響額1兆5,522億円のうち、平成17年度に新たに発生する地方交付税の減収1兆4,295億円については、交付税特別会計借入金により措置し、その償還は国と地方が折半して負担することにより完全に補てんする。なお、所得税の定率減税の縮減により、地方交付税原資が増加した分に相当する借入金の縮減（592億円）が見込まれる。また、平成11年度以降地方交付税への影響額の補てん対策として措置した交付税特別会計借入金に係る利子相当額のうち国負担分601億円は一般会計からの繰入れにより、地方負担分626億円は交付税特別会計借入金により措置する。

3）平成15年度税制改正に伴う平成17年度の地方税及び地方交付税の減収額1,772億円については、次の措置を講じる。

ア　地方税の減収783億円については、減税補てん債の発行により完全に補てんする。

イ　地方交付税の減収989億円については、交付税特別会計借入金により完全に補てんする。

4）上記の結果、平成17年度の地方交付税については、16兆8,979億円（前年度に比し0.1％増）を確保する。

③　三位一体の改革の一環として、次のとおり国庫補助負担金の改革と、これに対応した税源移譲等の措置を講じることとする。

1）国民健康保険国庫負担、養護老人ホーム等保護費負担金、公営住宅家賃対策等補助のうち公営住宅家賃収入補助分など、税源移譲に結びつく改革に係るもののうち、暫定措置とされた義務教育費国庫負担金の減額分を除いた国庫補助負担金については、平成17年度から一般財源化することとし、所要額を税源移譲する。

税源移譲については、平成18年度税制改正において、所得税から個人住民税への本格的な税源移譲を実現することとし、平成17年度においては、暫定措置として、平成16年度措置分を含め、所得譲与税により税源移譲する。この平成17年度所得譲与税は、国庫補助負担金の改革内容等を踏まえ、都道府県へ総額の5分の3、市町村（一部事務組合等を除く。）へ総額の5分の2を譲与することとし、譲与基準は、平成16年度と同様、人口とする。

2）義務教育費国庫負担金の暫定的な減額相当分については、平成16年度から措置されている退職手当及び児童手当の暫定的な一般財源化分に加えて、税源移譲予定特例交付金により財源措置する。

この税源移譲予定特例交付金のうち、退職手当及び児童手当に係るものについては、平成16年度と同様、人口を基準として、平成17年度の義務教育費国庫負担金の暫定的な減額相当分については、教職員給与費を基本として都道府県に交付する。

④　地方債については、地方財源の不足に対処するための措置を講じるとともに、極めて厳しい地方財政の状況の下で、その健全性の確保に留意しつつ、地方公共団体が個性豊かで活力に満ちた地域社会の構築を目指して、地域再生の推進、それぞれの地域の特性を活かした魅力あふれる地域づくり、ICT（情報通信技術）を活用した住民サービスの向上と地域経済の活性化、災害等に強く安心安全な地域づくり等の当面する政策課題に重点的・効率的に対応しうるよう所要額を確保する。この結果、地方債計画の規模は15兆5,366億円（普通会計分12兆2,619億円、公営企業会計等分3兆2,747億円）とする。

⑤　社会経済情勢の推移等に即応して使用料・手数料等の適正化を図る。

⑥　地域経済の振興や雇用の安定を図りつつ、個性と活力ある地域社会の構築、住民に身近な社会資本の整備、災害に強い安心安全なまちづくり、総合的な地域福祉施策の充実、農山漁村地域の活性化等を図ることとし、財源の重点的配分を行う。

1）投資的経費に係る地方単独事業費については、「基本方針2003」を踏まえた事業規模の計画的抑制と併せ、かい離是正を行ったところである。その結果、平成17年度においては、前年度に比し8.2%減額することとしているが、かい離是正分を除いた場合は3.0%減額であり、地域活性化事業、地域再生事業及び防災対策事業などにより、引き続き、地域の自立や活性化につながる基盤整備を重点的・効率的に推進する。

2）一般行政経費に係る地方単独事業費については、地方公共団体の自助努力を促す観点から既定の行政経費の縮減を図る一方、人間力の向上・発揮（教育・文化、科学技術、ＩＴ）、個性と工夫に満ちた魅力ある都市と地方の形成、少子・高齢化対策、循環型社会の構築・地球環境問題への対応等の分野に係る施策に財源の重点的配分を図るとともに、かい離是正を行い、地域において必要な行政課題に対して適切に対処する。

3）消防力の充実、自然災害の防止、震災対策の推進及び治安維持対策等住民生活の安心安全を確保するための施策を推進する。

4）過疎地域の自立促進のための施策等に対し所要の財政措置を講じる。

⑦　地方公共団体の公債費負担の軽減を図るため、普通会計における高金利の公的資金に係る地方債に対する特別交付税措置を拡充するとともに、一定の公営企業金融公庫資金に係る公営企業債についての借換え措置を拡大する。

⑧　地方公営企業の経営基盤の強化、上・下水道、交通、病院等住民生活に密接に関連した社会資本の整備の推進、社会経済情勢の変化に対応した新たな事業の展開等を図るため、経費負担区分等に基づき、一般会計から公営企業会計に対し所要の繰出しを行うこととする。

⑨　地方行財政運営の合理化を図ることとし、一般職の定員削減を行う等定員管理の合理化を図るとともに、事務事業の見直し、民間委託等の推進など行財政運営全般にわたる改革を推進する。

以上のような方針に基づいて策定した平成17年度の地方財政計画の規模は、83兆7,687億円で、前年度と比べると8,982億円減少（1.1%減）となった。

歳入についてみると、地方税は33兆3,189億円で、前年度と比べると9,958億円増加（3.1%増）（道府県税4.3%増、市町村税2.2%増）、地方譲与税は1兆8,419億円で、前年度と比べると6,967億円増加(60.8%増)、地方特例交付金は1兆5,180億円で、前年度と比べると4,132億円増加（37.4%増）、地方交付税は16兆8,979億円で、前年度と比べると117億円増加（0.1%増）、国庫支出金は11兆1,967億円で、前年度と比べると9,271億円減少（7.6%減）、地方債（普通会計分）は12兆2,619億円で、前年度と比べると1兆8,829億円減少（13.3%減）となった。

一方、歳出についてみると、給与関係経費は22兆7,240億円で、前年度と比べると2,750億円減少(1.2%減）となった。なお、地方財政計画全体の職員数については、一般職員（義務教育教職員、警察官、消防職員、非義務制学校の教員を除く職員）について、国家公務員の定員削減の方針に準じ、10,369人を縮減するとともに、消防防災関係職員の増員、施設増に伴う所要の増員等を行い、これに義務教育教職員、警察官、消防職員、非義務制学校の教員の増減員を加えた地方財政計画全体の職員数は、12,411人の減員を見込んだ。一般行政経費は23兆1,307億円で、前年度と比べると1兆2,474億円増加（5.7%増）となり、一般行政経費に係る地方単独事業費は11兆9,737億円で、前年度と比べると3,087億円増加（2.6%増）（投資的経費に係る地方単独事業費との一体的かい離是正分（3,500億円の増額計上）を除いた場合は11兆6,237億円で、前年度と比べると413億円減少（0.4%減））となった。公債費は13兆3,803億円で、前年度と比べると2,976億円減少（2.2%減）、投資的経費は19兆6,761億円で、前年度と比べると1兆6,522億円減少（7.7%減）となり、投資的経費のうち、公共事業費中の普通建設事業費は6兆1,153億円で、前年度と比べると5,266億円減少（7.9%減）となった。

なお、投資的経費に係る地方単独事業費は12兆3,700億円で、前年度と比べると1兆1,000億円減少(8.2%減）（一般行政経費に係る地方単独事業費との一体的かい離是正分（7,000億円の減額計上）を除いた場合は13兆700億円で、前年度と比べると4,000億円減少（3.0%減））となった。

(3)　財政運営の経過

（ア）　経済財政運営と構造改革に関する基本方針2005

平成17年6月21日、「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2005」（以下「基本方針2005」という。）が閣議決定された。

「基本方針2005」においては、我が国の経済について、「バブル後」と呼ばれた時期を確実に抜け出し、「攻めの改革」に踏み出すときを迎えているとしたうえで、平成18年度までの2年間について、①「小さくて効率的な政府」の実現、②少子高齢化とグローバル化を乗り切るための基盤整備、③デフレの克服及び民需主導の経済成長の実現の3つの課題に取り組む「重点強化期間」として位置づけている。

具体的には、「『小さくて効率的な政府』の実現」については、政策金融改革や政府の資産・債務管理の強化等を通じて資金の流れを「官から民へ」と変えるとともに、三位一体の改革の確実な実現や市場化テスト

の本格的導入等を通じて仕事の流れを変え、国・地方を通じた徹底的な行政改革や公務員の総人件費改革等を通じて人と組織を変えることとしている。「少子高齢化とグローバル化を乗り切るための基盤整備」については、2010年代初頭における国・地方を合わせた基礎的財政収支の黒字化を目指しつつ、歳出・歳入一体改革を進めるとともに、国民の安全・安心を確保するための取組、持続的な社会保障制度の構築、少子化対策及び教育改革の推進、人間力の強化に向けた取組、「新産業創造戦略2005」の推進や「科学技術創造立国」の実現等を通じたグローバル化への総合的かつ戦略的な取組等を実施していくこととしている。「デフレの克服及び民需主導の経済成長の実現」については、民間需要・雇用の拡大に力点を置いて規制改革、金融システム改革、税制改革、歳出改革の4分野における構造改革への取組をより本格的に推進するとともに、デフレからの脱却を確実なものとするよう、政府は日本銀行と一体となって政策努力の更なる強化・拡充を図り、今後とも経済情勢によっては大胆かつ柔軟な政策運営を行うこととしている。

（イ）　平成17年度補正予算（第1号）

平成17年度補正予算（第1号）は、平成17年12月20日に閣議決定され、平成18年1月20日に第164回国会に提出され、2月3日に成立した。

この補正予算においては、歳出面では、災害対策費5,733億円、義務的経費3,774億円、地方交付税交付金1兆3,516億円、改革推進公共投資事業償還時補助等7,610億円、アスベスト対策関連経費1,805億円、市町村合併推進体制整備補助金463億円、新型インフルエンザ対策等関連経費372億円等を追加計上したほか、既定経費の節減1兆3,197億円、予備費の減額500億円の修正減少額を計上した。また、歳入面では、最近までの収入実績等を勘案し、租税及印紙収入3兆350億円の増収を見込むとともに、公債金1兆5,820億円、前年度剰余金受入1兆6,294億円を計上したほか、その他収入8,825億円の増収を見込んだ。

この結果、一般会計予算の規模は、歳入歳出とも平成17年度当初予算に対し4兆5,219億円増加し、86兆7,048億円となった。

（ウ）　平成17年度補正予算（第1号）に係る地方財政補正措置

平成17年度補正予算（第1号）の編成により、国税の増収見込み等に伴い地方交付税の増加が見込まれたとともに、災害復旧事業の追加等に伴う地方負担の増加（4,416億円程度）が生じた結果、以下の地方財政補正措置が講じられた。

a　地方交付税の追加等

国の補正予算により増加する平成17年度分の地方交付税の額1兆3,516億円（平成16年度精算分4,322億円、平成17年度国税五税の自然増に伴うもの9,194億円）については、平成17年度において普通交付税の調整額の復活に要する額609億円を交付することとしたうえで、残余の額1兆2,908億円について平成18年度分として交付すべき地方交付税の総額に加算して交付する措置を講ずることとする。

b　追加の財政需要等に対する財政措置

（i）　国の補正予算により平成17年度に追加されることとなる災害復旧事業、アスベスト対策関連事業等投資的経費に係る地方負担額（普通会計分3,138億円）については、原則として、地方債（充当率100%）を充当することとし、後年度においてその元利償還金の全額を基準財政需要額に算入することとする。その際、元利償還金の50%（義務教育施設改築事業等当初における地方負担額に対する算入率が50%を超えるものについては、原則として当初の算入率）については、公債費方式により各地方公共団体の地方債発行額に応じて基準財政需要額に算入することとし、残余については単位費用により措置することとする。また、出資金、貸付金等については、資金手当のための地方債を措置することとしている。

(ii)　生活保護費、老人医療給付費、都道府県調整交付金等地方債の対象とならない経費（1,278億円）については、給与関係経費の不用額（190億円）の充当及び追加財政需要額（5,100億円）の取崩しにより対応することとする。

(4)　地方公共団体の予算

平成17年度の地方公共団体の普通会計予算（9月補正後）の状況は、**第45表**のとおりであり、普通会計予算の総額（都道府県及び市町村の単純合計）は、前年度と比べると、歳入が0.4%減、歳出が0.3%減となった。

主な内訳をみると、歳入では、地方税が前年度と比べると3.3%増、地方譲与税64.9%増、国庫支出金4.0%減、地方債10.6%減となった。一方、歳出では、人件費が前年度と比べると2.2%減、普通建設事業費が6.4%減となった。

なお、**第45表**の数値は、前年度からの繰越事業に係るものを含んでいる。

第45表　**平成17年度普通会計予算の状況（9月補正後）**

その1　歳　入

区分	予算額			構成比		増減率
	平成17年度	平成16年度	増減額	平成17年度	平成16年度	
	億円	億円	億円	%	%	%
地方税	334,719	324,035	10,684	32.3	31.2	3.3
地方譲与税	18,138	11,000	7,139	1.8	1.1	64.9
地方特例交付金	14,812	10,860	3,951	1.4	1.0	36.4
地方交付税	164,390	164,237	152	15.9	15.8	0.1
利子割交付金	851	1,388	△ 538	0.1	0.1	△ 38.7
配当割交付金	349	255	94	0.0	0.0	36.8
株式等譲渡所得割交付金	141	135	6	0.0	0.0	4.1
地方消費税交付金	12,524	12,396	128	1.2	1.2	1.0
ゴルフ場利用税交付金	429	460	△ 31	0.0	0.0	△ 6.8
自動車取得税交付金	3,034	2,906	127	0.3	0.3	4.4
軽油引取税交付金	1,124	1,055	68	0.1	0.1	6.5
小計（一般財源）	550,508	528,728	21,781	53.2	50.9	4.1
国庫支出金	129,402	134,748	△ 5,346	12.5	13.0	△ 4.0
地方債	115,093	128,804	△ 13,711	11.1	12.4	△ 10.6
その他	239,742	246,218	△ 6,477	23.2	23.7	△ 2.6
合計	1,034,745	1,038,498	△ 3,753	100.0	100.0	△ 0.4

(注) 1　この数値は、各年度の9月補正後予算額の単純合計であり、前年度からの繰越事業に係るものを含む。その2において同じ。

2　「地方税」のうちの地方消費税は、都道府県間の清算を行った後の額である。したがって、地方消費税清算金は、歳入、歳出いずれにも計上されない。

3　「国庫支出金」には、交通安全対策特別交付金及び国有提供施設等所在市町村助成交付金を含む。

その2　歳　出（性質別）

区分	予算額 平成17年度	予算額 平成16年度	予算額 増減額	構成比 平成17年度	構成比 平成16年度	増減率
	億円	億円	億円	%	%	%
人件費	267,324	273,233	△ 5,909	25.8	26.3	△ 2.2
物件費	84,837	87,901	△ 3,065	8.2	8.5	△ 3.5
維持補修費	10,439	10,796	△ 357	1.0	1.0	△ 3.3
扶助費	78,203	75,708	2,495	7.6	7.3	3.3
補助費等	138,999	134,478	4,521	13.4	12.9	3.4
普通建設事業費	182,096	194,464	△ 12,367	17.6	18.7	△ 6.4
うち 補助事業費	79,567	84,656	△ 5,089	7.7	8.2	△ 6.0
うち 単独事業費	90,062	97,917	△ 7,855	8.7	9.4	△ 8.0
災害復旧事業費	11,736	6,004	5,732	1.1	0.6	95.5
失業対策事業費	195	193	2	0.0	0.0	0.9
公債費	140,560	135,623	4,937	13.6	13.1	3.6
その他	120,593	120,163	430	11.7	11.6	0.4
合計	1,034,982	1,038,563	△ 3,581	100.0	100.0	△ 0.3

（注）合併により暫定予算を組んでいる市町村があるため、歳入合計及び歳出合計は一致しない。

(5)　個別団体における財政健全化

近年の地方財政は、行政改革努力により人件費などが減少傾向にある一方で、扶助費が増加するとともに、公債費についても依然として高い水準にある。また、経常収支比率や起債制限比率についても高い水準となっており、財政の硬直化が進行し、厳しい財政運営を余儀なくされている状況にある。平成16年度決算における経常収支比率については、前年度よりも2.5%ポイント上昇の91.5%、起債制限比率についても、0.1%ポイント上昇の11.7%となっている。

各地方公共団体においては、このような厳しい財政状況を踏まえて、一層の事務事業の見直し、組織・機構の簡素効率化、外郭団体の統廃合等、定員管理・給与の適正化、民間委託等の推進など、自主的な行財政改革に積極的に取り組むとともに、独自課税の検討、地方税の徴収確保、使用料・手数料の適正化等を通じて歳入の確保を図るなど、財政運営の健全化に努めている。

同時に、近年、公債費負担の増大等により、地域の重要政策課題に十分に対応できない地方公共団体が増加することが懸念されていることから、昭和62年度以降、自主的に財政構造の健全化を図るための公債費負担適正化計画を策定した市町村に対しては、計画的に公債費負担の適正化を推進しつつ、必要な事業費を確保することができるよう、財政上の支援措置が講じられている。

この措置については、平成11年度以降は、起債制限比率（過去3か年平均）が14%以上、又は今後2年度以内に14%以上となる見込みの市町村（一部事務組合等を除く。）で公債費負担適正化計画を策定した団体が対象とされている。平成17年度までに計画の策定を行った団体数は572団体、このうち292団体は既に計画を完了しているところである。

さらに、平成17年度においては、平成15年度の起債制限比率（過去3か年平均）が全国平均以上、平成15年度の経常収支比率が全国平均以上又は平成15年度の財政力指数（過去3か年平均）が全国平均以下の団体の普通会計の公的資金に係る利率7%以上の地方債について、当該地方債の利子の利率4%を超える

部分について特別交付税措置が講じられた。

(6)　地方公営企業等に関する財政措置

ア　地方公営企業

地方公営企業については、上・下水道、交通、病院等住民生活に密接に関連した社会資本の着実な整備を推進するとともに、社会経済情勢の変化に対応した新たな事業の展開を支援し、併せて地方公営企業の経営健全化等を推進するなど経営基盤の一層の強化を図る必要がある。

このため、平成17年度においては、次のような措置を講じた。

企業会計と一般会計との間における経費負担区分の原則等に基づく公営企業繰出金については、地方財政計画において2兆8,659億円（前年度3兆797億円）を計上した。

また、地方公営企業の建設改良等に要する地方債については、地方債計画において公営企業会計等分3兆2,747億円（前年度3兆3,395億円）を計上するとともに、既往債の利子を軽減する観点から、公営企業借換債について、資本費負担が著しく高い一定の公営企業を対象とした従来分について利率要件を緩和するほか、平成17年度の臨時特例分として、別途高金利の一定の公営企業債について借換債を措置することとし、貸付枠を総額2,000億円（前年度1,100億円）に大幅増額した。

さらに、各事業における財政措置のうち主なものは以下のとおりである。

（ア）　簡易水道事業及び下水道事業（流域下水道、小規模集合排水処理施設及び個別排水処理施設に係るものに限る。）については、前年度に引き続き、事業年度における一般会計からの繰出しに代えて、臨時的に公営企業債（臨時措置分）を措置することとし、当該臨時措置分に係る公営企業債の元利償還金については、その全額（流域下水道のうち地方単独事業に係るものを除く。）を後年度において基準財政需要額に算入することとした。

（イ）　水道事業については、上水道安全対策事業のうち、単独事業として行われる災害対策の一般会計出資比率を引き上げるとともに、補助事業として行われる災害対策について新たに一般会計出資の対象とすることとし、併せて応急給水槽の整備について出資の対象に加えるなど、所要の地方財政措置を講じることとした。また、災害発生時において、飲料水、医療用水、生活用水等を迅速かつ的確に供給できるよう、応急給水・応急復旧計画を策定するための経費について、所要の地方債措置を講じることとした。

（ウ）　交通事業については、公営地下鉄事業における都市高速鉄道事業債の元金償還期間と減価償却期間との差により構造的に生じる資金不足を補うため、所要の地方債措置を講じることとした。

（エ）　病院事業については、地域における医療ニーズの変化に的確に対応し、医療資源の効率的活用に資するため、自治体病院が、相互の連携・機能分担及び病床の合理化を一層推進し、その再編等医療提供体制を抜本的に見直す取組に対して、所要の地方財政措置を講じることとした。

（オ）　下水道事業については、維持管理費に対する一般会計繰出金について、実績を踏まえた措置に見直すとともに、経費が割高となる事業に対する高資本費対策について、使用料の適正化及び未だ整備が概成していない事業等への措置の重点化を図る観点から、使用料、資本費及び供用開始後年数に係る要件の見直しを図った。また、資本費平準化債について、地方債計画額を増額することとした。

イ　国民健康保険事業

国民健康保険事業の厳しい財政状況に配意し、平成13年度に決定された医療制度改革大綱や、平成14年

度の健康保険法の改正、政府・与党合意等を踏まえ、国民健康保険に対して、財政基盤の強化や広域化等のために必要な措置を次のとおり講じることとした。

（ア）　給付費に係る国庫負担と保険料負担を均等にするとの基本的考え方を維持しつつ、国から都道府県に対して、当該都道府県内の市町村の国民健康保険に関する財政調整権限の一部を移譲し、保険基盤安定制度（保険料軽減分）等による財政安定化の効果も勘案しつつ、これらの制度と一体的に財政調整を行うこととするため、都道府県財政調整交付金制度（3,532億円）を創設することとし、その所要額について、税源移譲を行うとともに地方交付税措置を講じることとした。なお、都道府県財政調整交付金は、各都道府県ごとに給付費等の7％（平成17年度は5％）とすることとしており、その市町村への配分方法については、地方三団体(全国知事会、全国市長会及び全国町村会)及び総務・厚生労働両省による検討の場を設け、地方の意見を尊重しつつ、ガイドラインを作成し、厚生労働省保険局長名で各都道府県に通知がなされた。

また、国民健康保険被保険者の保険料負担の緩和を図る観点から、市町村（一部事務組合等を除く。）が保険料軽減相当額に応じて、国及び都道府県の負担金を受け入れつつ、一般会計から国民健康保険特別会計へ繰り入れる保険基盤安定制度（保険料軽減分）（3,834億円）については、従前の国庫負担分（1/2）について、都道府県へ税源移譲のうえ一般財源化する（都道府県3/4、市町村1/4）とともに、その所要額について地方交付税措置を講じることとした。

（イ）　以下の制度については、平成13年12月18日の総務・財務・厚生労働3大臣合意に沿って、平成17年度までの暫定的な措置として、引き続き、所要額について地方交付税措置を講じることとした。

a　保険基盤安定制度（保険者支援分）（824億円（国1/2、都道府県1/4、市町村1/4））

b　高額医療費共同事業（1,932億円（国1/4、都道府県1/4、市町村国保1/2））

c　国保財政安定化支援事業（1,000億円（地方交付税措置））

2　平成18年度の地方財政

平成18年度の経済見通しと国の予算、地方財政計画及び地方公営企業等に関する財政措置の概要は、次のとおりである。

(1)　平成18年度の経済見通しと国の予算

(ア)　経済見通しと経済財政運営の基本的態度

「平成18年度の経済見通しと経済財政運営の基本的態度」は、平成17年12月19日に閣議了解、平成18年1月20日に閣議決定された。

これによると、平成17年度の我が国の経済は、年央には、それまでの輸出・生産などに見られた弱い動きを脱し、緩やかな回復を続け、企業部門の好調さが、雇用・所得環境の改善を通じて家計部門へ波及しており、民間需要中心の緩やかな回復が続くと見込まれた。また、平成17年度の国内総生産の名目成長率は1.6%程度になると見込まれた。

このような情勢認識に立って、平成18年度の経済財政運営の基本的態度については、「基本方針2005」等に基づき、郵政民営化の着実な実施、政策金融改革、総人件費改革、資産・債務改革、市場化テストによる民間への業務開放・規制改革等を通じ「小さくて効率的な政府」を実現するとともに、規制・金融・税制・歳出等の改革を推進するなど、各分野にわたる構造改革を断行し、こうした取組を進めることにより、経済活性化を実現し、民間需要主導の持続的な経済成長を図ることとされている。また、デフレからの脱却を確実なものとするため、政府は、日本銀行と一体となって政策努力の更なる強化・拡充を図り、今後とも、経済情勢によっては、大胆かつ柔軟な政策運営を行うこととされた。

以上のような経済財政運営の下において、平成18年度の国内総生産は513.9兆円程度、経済成長率は名目で2.0%程度、実質で1.9%程度になるものと見通されている。

(イ)　国　の　予　算

平成17年12月6日、「平成18年度予算編成の基本方針」が閣議決定された。その中で、平成18年度予算については、重点強化期間最後の重要な予算であり、「今後の経済財政運営及び経済社会の構造改革に関する基本方針」（平成13年6月26日閣議決定。以下「基本方針」という。）以来の構造改革に一応の目途をつけるとともに、改革を加速するための予算であると位置づけられている。また、小さくて効率的な政府の実現に向け、従来の歳出改革路線を堅持・強化するため、三位一体の改革を推進するとともに、総人件費改革、医療制度改革、特別会計改革、資産・債務改革、政策金融改革等の構造改革について、順次予算に反映させることとされている。また、歳出の見直しと構造改革の推進のため、活力ある社会・経済の実現に向けた4分野（「人間力の向上・発揮－教育・文化、科学技術、ＩＴ」、「個性と工夫に満ちた魅力ある都市と地方」、「公平で安心な高齢化社会・少子化対策」、「循環型社会の構築・地球環境問題への対応」へ施策を集中するとともに、各施策について成果目標を提示し、厳格な事後評価を行い、政策評価等を活用し、さらに、民間委託・PFIなど民間活力の活用による効率化に努めることとされている。

社会資本整備については、上記の活力ある社会・経済の実現に向けた4分野を中心に、整備水準、整備の緊急性、国と地方の役割分担等の観点から、きめ細かく重点化を図ることとされている。

地方財政については、国と地方に関する三位一体の改革について、平成18年度までの三位一体の改革に係る「政府・与党合意」及び累次の「基本方針」を踏まえて取り組み、その成果を平成18年度予算に適切

に反映することとされている。

平成18年度予算は、以上のような方針により編成され、平成17年12月24日に概算の閣議決定が行われた後、平成18年1月20日に第164回国会に提出された。

これによると、平成18年度の国の一般会計予算の規模は79兆6,860億円で、前年度当初予算と比べると2兆4,969億円の減少（3.0%減）となっており、うち一般歳出の規模は46兆3,660億円で、前年度当初予算と比べると9,169億円の減少（1.9%減）となっている。なお、「平成18年度予算編成の基本方針」において、前年度よりも大幅に減額し、30兆円にできるだけ近づけることとされた公債の発行予定額は29兆9,730億円で、前年度当初発行予定額と比べると4兆4,170億円の減少（12.8%減）となっており、公債依存度は37.6%となっている。

他方、財政投融資計画については、民業補完の原則の下、対象事業の重点化・効率化に努めることとされ、計画規模は15兆46億円、前年度計画額と比べると2兆1,472億円の減少（12.5%減）となっている。

(2) 地方財政計画

平成18年度の地方財政計画は、極めて厳しい地方財政の現状等を踏まえ、歳出面においては、累次の「基本方針」や「行政改革の重要方針」（平成17年12月24日閣議決定）等に沿って、歳出全般にわたり見直しを行うことにより歳出総額の計画的な抑制を図る一方、当面の重要課題である人間力の向上・発揮（教育・文化、科学技術、ＩＴ）、個性と工夫に満ちた魅力ある都市と地方の形成、公平で安心な高齢化社会・少子化対策、循環型社会の構築・地球環境問題への対応等に財源の重点的配分を図ることとし、歳入面においては、地方税負担の公平適正化の推進と安定的な財政運営に必要な地方交付税、地方税などの一般財源の確保を図ることを基本とするとともに、引き続き生ずることとなった大幅な財源不足について、地方財政の運営上支障が生じないよう適切な補てん措置を講じることとし、次の方針に基づき策定された。

① 地方税については、現下の経済・財政状況等を踏まえ、持続的な経済社会の活性化を実現するための「あるべき税制」の構築に向け、3兆円規模の所得税から個人住民税への税源移譲、定率減税の廃止、平成18年度の固定資産税の評価替えに伴う土地に係る固定資産税・都市計画税の税負担の調整措置の見直し、地方たばこ税の税率の引上げその他の所要の措置を講じることとする。

このうち、税源移譲については、応益性や偏在度の縮小といった観点を重視し、個人住民税の税率を10%比例税率（道府県民税4%、市町村民税6%）とすることとし、平成19年度から適用することとする。

② 地方財源不足見込額について、地方財政の運営に支障が生じることのないよう、次の措置を講じることとする。

1) 恒久的な減税に伴う影響額以外の地方財源不足（以下「通常収支に係る財源不足」という。）の見込額5兆7,044億円については、次の措置を講じる。

ア 平成16年度に講じた平成18年度までの間の制度改正に基づき、財源不足のうち建設地方債（財源対策債）の増発等を除いた残余については国と地方が折半して補てんすることとし、国負担分については、国の一般会計からの加算により、地方負担分については地方財政法第5条の特例となる地方債（臨時財政対策債）により補てん措置を講じる。

また、投資的経費に係る地方単独事業費と一般行政経費に係る地方単独事業費の一体的かい離是正分の一般財源に相当する地方財源不足分については、基本的には国と地方が折半して負担することとするが、平成18年度は平成17年度是正分のうち2,800億円と平成18年度是正分の全額1兆

円を地方財政法第5条の特例となる地方債（臨時財政対策債）により措置することとし、国負担となるべき分については後年度に調整することとする。

臨時財政対策債の元利償還金相当額については、その全額を後年度地方交付税の基準財政需要額に算入する。

なお、平成5年度の投資的経費に係る国庫補助負担率の見直しに関し一般会計から交付税特別会計に繰り入れることとしていた額等2,495億円については法律の定めるところにより、平成19年度以降の地方交付税の総額に加算することとする。

イ　これに基づき、平成18年度の通常収支に係る財源不足見込額5兆7,044億円については、次により完全に補てんする。

（ア）　地方交付税については、国の一般会計加算により1兆1,472億円（うち、地方交付税法附則第4条の2第2項の加算額1,685億円、同条第4項の加算額11億円、同条第8項の加算額2,747億円、臨時財政対策特例加算額7,029億円）増額する。

（イ）　地方財政法第5条の特例となる地方債（臨時財政対策債）を2兆9,072億円発行する。

（ウ）　建設地方債（財源対策債）を1兆6,500億円増発する。

なお、平成18年度税制改正により所得税から個人住民税への税源移譲が実施されることに伴う所得税に係る地方交付税率分の減少影響を緩和するため、地方財政に与える影響を勘案しつつ、平成19年度は2,600億円、平成20年度は2,000億円、平成21年度は1,400億円を交付税総額に加算することとする。

2）平成11年から実施されている恒久的な減税については、平成18年度税制改正により、定率減税は、所得税については平成18年分、個人住民税については平成18年度分をもって廃止するとともに、税源移譲に伴い最高税率の特例を廃止し、特定扶養親族に係る扶養控除の額の加算の特例並びに法人税率の特例及び法人事業税率の特例を本則の制度とすることとされた。

平成18年度においては、恒久的な減税に伴う地方財政への影響が引き続き見込まれるものであり、その影響額3兆376億円については、従前同様ア、イの措置を講じる。また、平成19年度以降、恒久化される恒久的な減税に係る地方税の減収については、ウの措置を講じる。

ア　恒久的な減税の実施による地方税の減収1兆8,080億円について、その4分の3相当額を国と地方のたばこ税の税率変更による地方たばこ税の増収措置（1,142億円）、法人税の地方交付税率の引上げによる増収措置（4,962億円）及び地方特例交付金（減税補てん特例交付金、7,456億円）により、その4分の1相当額を地方財政法第5条の特例となる地方債（減税補てん債、4,520億円）により完全に補てんする。

イ　恒久的な減税の実施による地方交付税への影響額1兆2,296億円のうち、平成18年度に新たに発生する地方交付税の減収1兆888億円については、交付税特別会計借入金により措置し、その償還は国と地方が折半して負担することにより完全に補てんする。なお、所得税の定率減税の縮減により、地方交付税原資が増加した分に相当する借入金の縮減（4,051億円）が見込まれる。また、平成11年度以降地方交付税への影響額の補てん対策として措置した交付税特別会計借入金に係る利子相当額のうち国負担分686億円は一般会計からの繰入れにより、地方負担分722億円は交付税特別会計借入金により措置する。

ウ　平成19年度以降、恒久化される恒久的な減税に係る地方税の減収について、次の措置により補てんする。

（ア）　平成19年度以降、地方たばこ税の増収措置を恒久化する。

（イ）　平成19年度以降、法人税に係る地方交付税率については34％とする。

（ウ）　平成19年度以降において、上記(ア)及び(イ)の措置によって補てんされない減収相当額については、国と地方が折半して補てんする措置を講じる。

（エ）　減税補てん特例交付金については、平成19年度の総額は4,000億円、平成20年度の総額は2,000億円とし、平成21年度に廃止する。

（オ）　(ウ)による補てん措置として、一般会計から交付税特別会計に繰り入れる額は、平成19年度及び平成20年度にあっては、(エ)の減税補てん特例交付金を除いた額とする。

3）上記の結果、平成18年度の地方交付税については、15兆9,073億円（前年度に比し5.9％減）を確保する。

③　三位一体の改革の一環として、これまでの国庫補助負担金改革を踏まえ、平成18年度において、3兆94億円を所得譲与税として税源移譲することとし、税源移譲予定特例交付金を廃止する。

この平成18年度所得譲与税については、税源移譲後の道府県民税所得割、市町村民税所得割の税率を踏まえ、都道府県へ2兆1,794億円、市町村（一部事務組合等を除く。）へ8,300億円をそれぞれ譲与する。

④　平成18年度より、児童手当の制度拡充が行われることから、これに伴う地方負担の増加に対応するため、当分の間の措置として、地方特例交付金（児童手当特例交付金）を創設することとし、都道府県と市町村にそれぞれ総額の2分の1の額を交付する。

⑤　地方債については、地方財源の不足に対処するための措置を講じるとともに、引き続き厳しい地方財政の状況の下で、地方公共団体が、行政改革と財政の健全化を推進し、当面する諸課題に重点的・効率的に対処することができるよう、公的資金の重点化と地方債資金の市場化を一層推進しつつ、所要の地方債資金を確保する。

この結果、地方債計画の規模は13兆9,466億円（普通会計分10兆8,174億円、公営企業会計等分3兆1,292億円）とする。

また、平成18年4月から開始する地方債協議制度の円滑な実施を図る。

⑥　社会経済情勢の推移等に即応して使用料・手数料等の適正化を図る。

⑦　地域経済の振興や雇用の安定を図りつつ、個性と活力ある地域社会の構築、住民に身近な社会資本の整備、災害に強い安心安全なまちづくり、総合的な地域福祉施策の充実、農山漁村地域の活性化等を図ることとし、財源の重点的配分を行う。

1）投資的経費に係る地方単独事業費については、「基本方針2003」を踏まえた事業規模の計画的抑制と併せ、かい離是正を行ったところである。その結果、平成18年度においては、前年度に比し19.2％減額することとしているが、かい離是正分を除いた場合は3.2％減額であり、引き続き、地域の自立や活性化につながる基盤整備を重点的・効率的に推進する。

2）一般行政経費に係る地方単独事業費については、地方公共団体の自助努力を促す観点から既定の行政経費の縮減を図る一方、人間力の向上・発揮（教育・文化、科学技術、ＩＴ）、個性と工夫に満ちた魅力ある都市と地方の形成、公平で安心な高齢化社会・少子化対策、循環型社会の構築・地球環境問題への対応等の分野に係る施策に財源の重点的配分を図るとともに、かい離是正を行い、地域において必要な行政課題に対して適切に対処する。

3）消防力の充実、自然災害の防止、震災対策の推進及び治安維持対策等住民生活の安心安全を確保するための施策を推進する。

4）過疎地域の自立促進のための施策等に対し所要の財政措置を講じる。

⑧　地方公共団体の公債費負担の軽減を図るため、普通会計における高金利の公的資金に係る地方債に対する特別交付税措置及び一定の公営企業金融公庫資金に係る公営企業債についての借換え措置を拡大する。

⑨　地方公営企業の経営基盤の強化、上・下水道、交通、病院等住民生活に密接に関連した社会資本の整備の推進、社会経済情勢の変化に対応した新たな事業の展開等を図るため、経費負担区分等に基づき、一般会計から公営企業会計に対し所要の繰出しを行うこととする。

⑩　地方行財政運営の合理化を図ることとし、職員数の純減や給与構造改革に取り組むとともに、事務事業の見直し、民間委託等の推進など行財政運営全般にわたる改革を推進する。

以上のような方針に基づいて策定した平成18年度の地方財政計画の規模は、83兆1,508億円で、前年度と比べると6,179億円減少（0.7%減）となっている。

歳入についてみると、地方税は34兆8,983億円で、前年度と比べると1兆5,794億円増加(4.7%増)（道府県税8.1%増、市町村税2.2%増)、地方譲与税は3兆7,324億円で、前年度と比べると1兆8,905億円増加（102.6%増)、地方特例交付金は8,160億円で、前年度と比べると7,020億円減少（46.2%減)、地方交付税は15兆9,073億円で、前年度と比べると9,906億円減少(5.9%減)、国庫支出金は10兆2,015億円で、前年度と比べると9,952億円減少（8.9%減)、地方債（普通会計分）は10兆8,174億円で、前年度と比べると1兆4,445億円減少（11.8%減）となっている。

一方、歳出についてみると、給与関係経費は22兆5,769億円で、前年度と比べると1,471億円減少(0.6%減）となっている。なお、地方財政計画上の職員数については、総人件費改革基本指針における4.6%以上純減するとの目標を踏まえ、その一年分に相当する22,602人の純減としている。一般行政経費は25兆1,857億円で、前年度と比べると1兆9,000億円増加（8.2%増）となっている。なお、一般行政経費に係る地方単独事業費は13兆4,785億円で、前年度と比べると9,722億円増加（7.8%増）（投資的経費に係る地方単独事業費との一体的かい離是正分（1兆円の増額計上）を除いた場合は12兆4,785億円で、前年度と比べると278億円減少（0.2%減))、公債費は13兆2,979億円で、前年度と比べると824億円減少（0.6%減)、投資的経費は16兆8,889億円で、前年度と比べると2兆6,322億円減少（13.5%減）となっており、投資的経費のうち、公共事業費中の普通建設事業費は5兆6,194億円で、前年度と比べると2,198億円減少(3.8%減)となっている。なお、投資的経費に係る地方単独事業費は10兆911億円で、前年度と比べると2兆4,000億円減少（19.2%減）（一般行政経費に係る地方単独事業費との一体的かい離是正分（2兆円の減額計上）を除いた場合は12兆911億円で、前年度と比べると4,000億円減少（3.2%減））となっている。

他方、平成18年度の地方債計画の規模は13兆9,466億円で、前年度当初計画と比べると1兆5,900億円減少（10.2%減）となっている。平成18年度の地方債計画は、地方財源の不足に対処するための措置を講じるとともに、引き続き厳しい地方財政の状況の下で、地方公共団体が、行政改革と財政の健全化を推進し、当面する諸課題に重点的・効率的に対処することができるよう、公的資金の重点化と地方債資金の市場化を一層推進しつつ、所要の地方債資金の確保を図ることとして策定している。

なお、地方分権の推進や財政投融資改革の趣旨を踏まえ、市場原理に即した資金調達を推進する観点から、公的資金が引き続き縮減され、公的資金比率が37.7%と前年度の40.2%に比べ2.5%ポイント低下し、過去最低の水準となっている。

(3)　地方公営企業等に関する財政措置

ア　地方公営企業

地方公営企業については、上・下水道、交通、病院等住民生活に密接に関連した社会資本の着実な整備を推進するとともに、社会経済情勢の変化に対応した新たな事業の展開を支援し、併せて地方公営企業の経営健全化等を推進するなど経営基盤の一層の強化を図る必要がある。

このため、平成18年度においては、次のような措置を講じることとしている。

企業会計と一般会計との間における経費負担区分の原則等に基づく公営企業繰出金については、地方財政計画において2兆7,346億円（前年度2兆8,659億円）を計上している。

また、地方公営企業の建設改良等に要する地方債については、地方債計画において公営企業会計等分3兆1,292億円（前年度3兆2,747億円）を計上するとともに、既往債の利子を軽減する観点から、公営企業借換債について、資本費負担が著しく高い一定の公営企業に対する借換債（従来分）を確保するとともに、平成18年度の臨時特例分として、別途高金利の一定の公営企業債（公営企業金融公庫資金）について借換債を措置することとし、公営企業借換債の計画額について前年度同額を確保している。

さらに、各事業における財政措置のうち主なものは以下のとおりである。

（ア）　簡易水道事業及び下水道事業（流域下水道、小規模集合排水処理施設及び個別排水処理施設に係るものに限る。）については、前年度に引き続き、事業年度における一般会計からの繰出しに代えて、臨時的に公営企業債（臨時措置分）を措置することとし、当該臨時措置分に係る公営企業債の元利償還金については、その全額（流域下水道のうち地方単独事業に係るものを除く。）を後年度において基準財政需要額に算入することとしている。

（イ）　上水道事業については、資本費又は石綿セメント管の敷設割合が一定以上の団体が行う石綿セメント管の更新事業のうち、平均事業費に上積みして実施する事業について一般会計出資の対象とするとともに、当該一般会計出資に係る地方債の元利償還金について地方交付税による措置を講じるなど、所要の地方財政措置を講じることとしている。

（ウ）　交通事業については、地下鉄等の鉄軌道における防災対策及び安全対策を総合的に支援するため、耐震性強化や防災情報の迅速な伝達体制の整備等について、国庫補助事業にあっては、地方負担額の2分の1までについて一般会計補助の対象とし、地方単独事業にあっては、対象事業費の20％を一般会計出資、28％を一般会計補助の対象とするとともに、当該一般会計出資及び一般会計補助に係る地方債の元利償還金について地方交付税による措置を講じるなど、所要の地方債措置を講じることとしている。

（エ）　病院事業については、災害時における医療体制を整備するため、災害拠点病院が行う救急医療等に必要な資機材、薬品等の備蓄に要する経費について、一般会計から繰出しを行うこととし、当該繰出しに要する経費に対し、所要の地方財政措置を講じることとしている。

（オ）　下水道事業については、次のとおり地方財政措置について見直しを講じることとしている。

a　建設改良費（元利償還金）に対する財政措置

合流式と分流式の整備手法の区分に応じて、雨水分に対する一般会計繰出金を実態等に見合った措置に見直すとともに、分流式下水道については公共用水域の水質保全など公的な役割が大きい反面で資本費が高いことにかんがみ、新たに汚水公費分として分流式資本費に対して地方財政措置を講じる。

b　高資本費対策に対する見直し

地理的条件や個別事情によって料金の対象となる汚水資本費（使用料対象資本費）が高水準となる事業に対し、一定の使用料徴収を前提に資本費の一部に地方交付税措置を講じる。

c　財政措置の変更に伴う下水道事業債（特別措置分）の創設

既発債の元利償還金に対する従来の財政措置を保障するため、平成17年度までに発行した下水道事業債（既応分）の元利償還金については、従来の公費負担割合（雨水相当分7割）による額と新たな公費負担割合（雨水分及び汚水公費分）による額との差額を下水道事業債（特別措置分）に振り替え、特別措置分に係る下水道事業債の元利償還金については後年度において基準財政需要額に算入する。

イ　国民健康保険事業

国民健康保険事業の厳しい財政状況に配意し、平成17年12月1日に政府・与党医療改革協議会で決定された医療制度改革大綱を踏まえ、国民健康保険に対して、財政基盤の強化のための支援措置を次のとおり講じることとしている。

（ア）　都道府県が、市町村の国保財政安定のために必要な取り組み等に対し交付する都道府県調整交付金の所要額（4,939億円）について、地方交付税措置を講じることとしている。

（イ）　国保被保険者の保険料負担の緩和を図る観点から、市町村（一部事務組合等を除く。）が保険料軽減相当額に応じて、一般会計から国民健康保険特別会計への繰入れを行う際に、当該費用に対し、都道府県が一部を負担することとし（都道府県3/4、市町村1/4）、所要額（3,847億円）について地方交付税措置を講じることとしている。

（ウ）　低所得者を多く抱える保険者を支援する観点から、引き続き、市町村（一部事務組合等を除く。）が低所得者数に応じて、一般会計から国民健康保険特別会計への繰入れを行う際に、当該費用に対し、国及び都道府県が一部を負担することとし（国1/2、都道府県1/4、市町村1/4）、所要額（844億円）について地方交付税措置を講じることとしている。

（エ）　高額医療費共同事業については、交付基準額を70万円以上から80万円以上に引き上げた上で、引き続き、市町村国保の拠出金に対し、国及び都道府県が一部を負担することとし（国1/4、都道府県1/4、市町村国保1/2）、所要額（1,818億円）について地方交付税措置を講じることとしている。また、都道府県内の市町村国保間の保険料の平準化、財政の安定化を図るため、一件30万円以上の医療費について、市町村国保の拠出による保険財政共同安定化事業（仮称）を平成18年10月から実施することとしている。

（オ）　国保財政安定化支援事業については、国保財政の健全化に向けた市町村一般会計からの繰出しについて、引き続き、所要の地方交付税措置（1,000億円）を講じることとしている。

第3部
最近の地方財政の動向と課題

1 三位一体の改革

(1) 改革の背景

現在の地方財政の構造は、地方公共団体が行政サービスの提供主体として大きな役割を果たしている反面、地方税収入の構成比については、平成18年度地方財政計画においては4割程度にとどまっている。今後、地方分権の更なる推進を図るためには、地方公共団体の安定的な財政運営に必要な一般財源を中心とした歳入体系を構築するとともに、地方歳出に対する法令基準や国庫補助負担制度を通じた国の関与の廃止・縮減を進め、歳入・歳出の両面において、地方の自由度を高め、地方の自立に向けた構造改革の実現に取り組む必要がある。

このうち歳入面については、地方における歳出規模と地方税収入とのかい離をできるだけ縮小するという観点に立って、自主財源である地方税を基本としつつ、国からの財源への依存度合いをできるだけ縮小し、より自立的な財政運営を行えるようにすることが望ましい。このことは、地域における行政サービスによる受益と負担の対応関係のより一層の明確化と国・地方を通じる行政改革や財政構造改革の推進にもつながるものと考えられる。

このような地方の自立に向けた構造改革を推進するためには、国庫補助負担金、税源移譲を含む税源配分のあり方、地方交付税を相互に関連付けつつ検討し、これらを一体的に見直すことが必要である。この「三位一体の改革」は、地方分権の理念を踏まえ、地方の自主財源を充実し、地方の創意工夫と責任に基づく政策決定を進め、地域の真の自立を目指すものである。

(2) 平成14年度における改革の経過

三位一体の改革については、平成14年6月25日に閣議決定された「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2002」において、「国庫補助負担金、交付税、税源移譲を含む税源配分のあり方を三位一体で検討し、それらの望ましい姿とそこに至る具体的な改革工程を含む改革案を、今後一年以内を目途にとりまとめる」こととされた。

これを受け、平成15年度予算においては、改革の「芽出し」として、義務教育費国庫負担金の負担対象経費について、共済長期給付及び公務災害補償に係る部分（2,184億円）を一般財源化することとした。また、在宅福祉事業費補助金のうち生きがい援助員の配置費に係る部分や介護保険事業費補助金のうち介護保険制度施行支援事業費等に係る部分等の国庫補助金（160億円）を一般財源化することとした。これらに伴う所要財源（2,344億円）については、その2分の1は地方特例交付金により、残りの2分の1は地方交付税の増額（交付税特別会計借入金により対応し、償還費の4分の3を国が負担）により、暫定措置を講じることとした。

一方、市町村道整備に係る国庫補助負担金については、原則廃止することとし、ネットワーク関連や市町村合併など特別の観点で行うものに限定するとともに、採択基準を都道府県並み（5億円以上）に引き上げることとした。これに伴う影響については、直轄事業による高速道路整備に係る地方負担の導入に伴う影響

と合わせて財源措置を講じることとし、自動車重量譲与税の譲与割合を現行の4分の1から3分の1に引き上げることにより、所要の税源を地方に移譲するとともに、地方道路譲与税の都道府県と市町村（一部事務組合等を除く。以下この章において同じ。）との間の配分を見直すこととした。

(3)　平成15年度における改革の経過

平成15年6月27日に閣議決定された「基本方針2003」においては、改革によって達成されるべき「望ましい姿」として地方の一般財源の割合の引上げ、地方税の充実・地方交付税への依存の引下げ及び効率的で小さな政府の実現が、また、具体的な改革工程として国庫補助負担金の改革、税源移譲を含む税源配分の見直し及び地方交付税の改革が示された。

これを受け、平成16年度予算においては、約1兆300億円の地方公共団体向けの国庫補助負担金の改革を実施することとし、児童保護費等負担金のうち公立保育所運営費分（1,661億円）、介護保険事務費交付金（305億円）、軽費老人ホーム事務費補助金（167億円）など、その対象事業を引き続き地方が主体となって実施する必要のある国庫補助負担金（計2,440億円）については、平成16年度から一般財源化することとした。これに伴う所要財源のうち、税源移譲対象額として精査した額（2,198億円）と、平成15年度予算において改革の「芽出し」として行われた国庫補助負担金の一般財源化に伴う影響額（2,344億円）のうち、国負担とされた額（2,051億円）とを併せ、4,249億円を税源移譲することとし、平成18年度までに所得税から個人住民税への本格的な税源移譲を実施するまでの当面の措置として創設した所得譲与税により移譲することとした。これに伴い、平成15年度予算において講じた国庫補助負担金の一般財源化に伴う財源措置は廃止することとした。また、義務教育費国庫負担金及び公立養護学校教育費国庫負担金のうち退職手当及び児童手当に係る部分（2,309億円）については、暫定的に一般財源化を行うこととし、税源移譲予定特例交付金を設け、地方の財政運営に支障が生じないよう財源措置を講じることとした。

また、地方の歳出の徹底的な見直しを図り、地方財政計画の歳出を前年度と比べて1兆5,438億円抑制することにより地方交付税総額を抑制することとした。

(4)　平成16年度における改革の経過

平成16年6月4日に閣議決定された「基本方針2004」においては、「基本方針2003」に掲げられた基本的な方向に沿って、着実に改革を推進していくこととされた。同方針においては、平成18年度までの三位一体の改革の全体像を平成16年秋に明らかにし、年内に決定することとされたうえで、税源移譲については概ね3兆円規模を目指し、平成18年度までに所得税から個人住民税への本格的な税源移譲を実施すること、国庫補助負担金の改革については税源移譲に結び付く改革、地方の裁量度を高め自主性を大幅に拡大する改革を実施すること、地方交付税については、地方公共団体の改革意欲を削がないよう、国の歳出の見直しと歩調を合わせて地方の歳出を見直し抑制する一方、地域において必要な行政課題に対しては適切に財源措置を行うこと等が示された。

これらの指針に基づき、平成16年6月9日、政府は「平成18年度までの三位一体の改革の全体像」の作成に当たり、地方六団体（全国知事会、全国都道府県議会議長会、全国市長会、全国市議会議長会、全国町村会及び全国町村議会議長会）に国庫補助負担金改革の具体案の取りまとめを要請した。これを受け、地方六団体は、平成16年8月24日、「国庫補助負担金等に関する改革案」を取りまとめ、政府に提出した。具体的には、平成17年度及び平成18年度における国庫補助負担金等の改革については、移譲対象補助金を3.2

兆円、税源移譲額を３兆円程度（ただし、平成16年度削減に見合う税源移譲は別途措置）とすること等を提案した。これらの提案を受けた政府は、地方の意見を真摯に受け止め、関係大臣及び地方六団体が議論を行う「国と地方の協議の場」を設け、８回にわたり協議を行った。

このような経緯を経て、平成16年11月26日、政府及び与党は、地方六団体の提案を真摯に受け止めることを基本としつつ、平成18年度までの三位一体の改革の全体像について合意（「三位一体の改革について」平成16年11月26日政府・与党。以下「全体像に関する政府・与党合意」という。）に達し、当該合意に基づき以下のとおり平成17年度及び平成18年度における具体的な改革の姿が明らかになった。

（ア）　平成18年度までの改革の全体像

（ⅰ）　国庫補助負担金の改革

「基本方針2004」及び全体像に関する政府・与党合意においては、平成17年度及び平成18年度に地方公共団体に対する国庫補助負担金について３兆円程度の廃止・縮減等の改革を実施することとされた。

このうち、義務教育制度については、「その根幹を維持し、国の責任を引き続き堅持する。その方針の下、費用負担についての地方案を活かす方策を検討し、また教育水準の維持向上を含む義務教育の在り方について幅広く検討する。こうした問題については、平成17年秋までに中央教育審議会において結論を得る」こととされた。

一方、国民健康保険については、地方への権限移譲を前提に、都道府県負担を導入することとされた。国の関与の必要のない小規模事業等については廃止・縮減等を行い、公共投資関係の補助金の交付金化については、省庁の枠を越えて一本化するなど、地方の自主性・裁量性を向上させることとされた。

なお、平成17年中に、「(1)　生活保護・児童扶養手当に関する負担金の改革　(2)　公立文教施設等、建設国債対象経費である施設費の取扱い　(3)　その他」について検討を行い、結論を得ることとされた。

（ⅱ）　税源移譲を含む税源配分の見直し

税源移譲については、平成16年度予算において所得譲与税及び税源移譲予定特例交付金として措置した額を含め、概ね３兆円規模を目指すこととされた。この税源移譲は、平成18年度税制改正において、所得税から個人住民税への本格的な税源移譲を実現することとされた。これは、個人住民税所得割の税率をフラット化することを基本として実施し、併せて、国・地方を通じる個人所得課税のあり方の見直しを行うこととされた。

（ⅲ）　地方交付税の改革

地方交付税については、平成17年度及び平成18年度は、地域において必要な行政課題に対しては適切に財源措置を行うなど「基本方針2004」を遵守することとし、地方公共団体の安定的な財政運営に必要な地方交付税、地方税などの一般財源の総額を確保することとされた。また、決算を早期に国民に分かりやすく開示するとともに、平成17年度以降、地方財政計画の計画と決算のかい離を是正し、適正計上を行い、そのうえで中期地方財政ビジョンを策定することとされた。さらに、不交付団体（人口）の割合の拡大に向けた改革を検討するとともに、引き続き地方交付税の算定方法の簡素化、透明化に取り組み、また算定プロセスに地方関係団体の参画を図ることとされた。

（イ）　平成17年度における改革の姿

以上の全体像等に基づき、平成17年度予算において実施することとされた改革の姿は以下のとおりである。

（ⅰ）　国庫補助負担金の改革

国民健康保険国庫負担、養護老人ホーム等保護費負担金、公営住宅家賃対策等補助のうち公営住宅家賃収入補助分など、税源移譲に結びつく改革に係るもののうち、暫定措置とされた義務教育費国庫負担金の減額分（4,250億円）を除いた国庫補助負担金（合計6,989億円）について、平成17年度から一般財源化する

こととし、所要の事業費について、その全額を地方財政計画に計上するとともに、地方交付税の基準財政需要額に算入することとされた。また、義務教育費国庫負担金については、4,250億円を暫定的に減額することとされた。

他方、税源移譲に結びつく改革に加え、3,011億円のスリム化の改革及び3,430億円の交付金化の改革を行うこととされた。このうち交付金化の改革については、関係省庁の枠を越えて一本化した新たな交付金として、汚水処理施設整備交付金、道整備交付金及び港整備交付金を創設するほか、次世代育成支援対策施設整備交付金、地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金、地域住宅交付金、循環型社会形成推進交付金等を創設することとされた。

（ii）　税源移譲を含む税源配分の見直し

税源移譲に結びつく改革のうち、暫定措置とされた義務教育費国庫負担金の減額相当分を除いた国庫補助負担金について、税源移譲額として精査した額（6,910億円）は、所得譲与税として税源移譲することとされた。この結果、平成17年度の所得譲与税は、平成15年度予算及び平成16年度予算の国庫補助負担金改革に伴うもの（4,249億円）を含め、1兆1,159億円とすることとされた。この譲与税は、国庫補助負担金の改革内容等を踏まえ、都道府県へ総額の5分の3、市町村へ総額の5分の2を譲与することとし、各都道府県及び市町村への譲与基準は、平成16年度予算と同様、人口によることとされた。

また、義務教育費国庫負担金の減額相当分（4,250億円）については、平成16年度予算から措置された退職手当及び児童手当の暫定的一般財源化分（平成17年度所要額2,042億円）に加えて、税源移譲予定特例交付金により措置することとされた。この減額相当分に係る交付金は、教職員給与費を基本として交付することとされた。

（iii）　地方交付税の改革

「地方団体の安定的な財政運営に必要な地方交付税、地方税などの一般財源の総額を確保する」との全体像に関する政府・与党合意に基づき、平成17年度の地方交付税については、総額16兆8,979億円と平成16年度以上の額を確保することとされた。

また、税源移譲等に伴う財政力格差拡大に適切に対応するため、税源移譲等に伴う増収分は、当面基準財政収入額に100％算入することとされた。

これらに加え、ハードからソフトへと政策転換を進める地方の実情に応じ、地方財政計画歳出の投資的経費（単独事業費）を7,000億円減額（一般財源ベースで3,500億円）する一方、一般行政経費（単独事業費）を3,500億円（全額一般財源）増額することにより、地方財政計画と決算の一体的なかい離是正を行うこととされた。

なお、地方交付税の算定方法については、引き続き簡素化・透明化に取り組むとともに、地方公共団体の自主的、自立的、効率的な財政運営を促す方向で必要な措置を講じることとされた。

(5)　平成17年度における改革の経過

平成17年6月21日に閣議決定された「基本方針2005」においては、全体像に関する政府・与党合意及び累次の「基本方針」を踏まえ、平成18年度までに改革を確実に実現するため、税源移譲については概ね3兆円を目指すこと、国庫補助負担金改革については、税源移譲に結びつく改革・地方の裁量度を高め自主性を大幅に拡大する改革を実施するため、残された課題について平成17年秋までに結論を得ること、地方交付税については、国の歳出の見直しと歩調を合わせて、地方歳出を見直し抑制する等の改革を行うこと等が示された。

これらの指針に基づき、３兆円規模の税源移譲の実現を目指し、国庫補助負担金改革について「残された課題」（暫定とされた義務教育費国庫負担金の取扱い、生活保護・児童扶養手当に関する負担金の改革、公立文教施設等、建設国債対象経費である施設費の取扱い、残り約6,000億円の税源移譲に結びつく国庫補助負担金の改革）に取り組むために、前年に引き続き地方六団体から提出された「国庫補助負担金等に係る改革案(2)」（平成17年７月19日に取りまとめられ、７月20日に地方六団体会長から内閣総理大臣に提出）を政府は真摯に受け止めることを基本としつつ、５回にわたり国と地方の協議の場を開催した。

このような経緯を経て、平成17年11月30日、政府及び与党は、三位一体の改革について再び合意（「三位一体の改革について」平成17年11月30日政府・与党。以下「平成17年度政府・与党合意」という。）に達した。これに基づき、平成18年度予算においては、以下のとおり改革を実施することとされている。

（ｉ）　国庫補助負担金の改革

国庫補助負担金の改革については、全体像に関する政府・与党合意において平成18年度までに行うことを決定済みの改革に加え、6,544億円の税源移譲に結びつく改革を行うこととされている。そして、既決定分の国庫補助負担金の改革に加え、この税源移譲に結びつく改革、さらにスリム化の改革及び交付金化の改革を進めることにより、４兆円を上回る国庫補助負担金の改革を達成することとしている。これにより、平成16年度から平成18年度までの国庫補助負担金改革の合計額は、４兆6,661億円となっている。

このうち、税源移譲に結びつく改革については、その全額を地方財政計画に計上するとともに、施設整備費の一般財源化に伴い特別の地方債が充てられるものを除き、地方交付税の基準財政需要額に全額を算入することとされている。また、これに伴い、３兆94億円を所得譲与税として税源移譲するとともに、地方交付税の基準財政収入額に全額を算入することとしている。

以上により、税源移譲に結びつく改革として１兆2,844億円の改革を行うほか、3,183億円の交付金化の改革、2,640億円のスリム化の改革を行うこととされている。

議論の焦点となった主な国庫補助負担金についてみると、義務教育費国庫負担金については、義務教育制度の根幹を維持し、当該国庫負担制度を堅持するとの方針の下、費用負担について、小中学校を通じて国庫負担の割合は３分の１とし、8,467億円の減額及び税源移譲を実施することとしている。また、今後、与党において、義務教育や高等学校教育等の在り方、国、都道府県、市町村の役割について引き続き検討することとされている。

社会保障の分野に関しては、児童扶養手当、児童手当、施設整備費及び施設介護給付費等について、国庫補助負担金の改革及び税源移譲を実施することとされている。児童扶養手当給付費負担金については国庫負担率を４分の３から３分の１に引き下げ、児童手当国庫負担金については国庫負担率を３分の２から３分の１に引き下げることとしている。なお、生活保護については、国庫負担率の引き下げは行わないこととされ、国は、関係者協議会において地方から提案があり、両者が一致した適正化方策について速やかに実施するとともに、地方は適正化について真摯に取り組むこととされている。

一方、建設国債対象経費である施設整備費については、消防防災施設整備費補助金、公立学校等施設整備費補助金、地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金、資源循環型地域振興施設整備費補助金等の国庫補助負担金を税源移譲の対象とすることとされている。そして、その際には、廃止・減額分の５割の割合で税源移譲を行うものとしている。また、上記の施設費について、廃止・減額し、税源移譲を行う場合には、関連する運営費等の経常的経費についても併せて見直しを行うこととされている。

なお、税源移譲することとされている施設整備費に係る国庫補助負担金のうち、公立学校等施設整備費補助金（不適格建物改築事業に限る）、次世代育成支援対策施設整備交付金（公立保育所に限る）及び地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金（都道府県交付金）等については、地方公共団体において引き続き必要

な事業を円滑に実施できるよう、従来の補助金相当分（沖縄振興特別交付金により措置されるものを除く補助率かさ上げ分を含む。）について、特別の地方債を充当し、当該地方債の元利償還金については、後年度その100％を地方交付税の基準財政需要額に算入することとされている。

（ii）　税源移譲を含む税源配分の見直し

税源移譲については、これまでの国庫補助負担金の改革の結果を踏まえ、３兆円規模とすることとされている。これは、２兆3,990億円程度の既決定分（全体像に関する政府・与党合意で決定済みのもの及び平成16年度分の合計額）に加え、新たに6,100億円程度の税源移譲（合計３兆90億円程度）を行うことによって、実施することとしている。

この税源移譲は、平成18年度税制改正において、個人住民税所得割の税率を10％比例税率化すること等により、所得税から個人住民税への恒久措置として行い（平成19年分の所得税及び平成19年度分の個人住民税から適用）、平成18年度予算においては、税源移譲額の全額を所得譲与税によって措置することとされている。

（iii）　地方交付税の改革

極めて厳しい地方財政の現状等を踏まえ、累次の「基本方針」や「行政改革の重要方針」（平成17年12月24日閣議決定）等に沿って、歳出全般にわたり厳しく見直しを行い、平成18年度の地方の一般歳出の規模は、対前年度比1.2％の減（児童手当拡充分等を除いた場合2.0％の減）とし、歳出総額の計画的な抑制を図っている。このように、地方財政計画の規模の抑制に努めることにより、財源不足額の圧縮を図ることとする一方、国と地方の信頼関係を維持しながら三位一体の改革を着実に推進するため、安定的な財政運営に必要な地方税、地方交付税等の一般財源等（ここにいう一般財源等とは、地方税、所得譲与税を除く地方譲与税、地方特例交付金、地方交付税及び臨時財政対策債の合計額である。）の総額として、平成18年度は、55兆6,334億円を確保している（対前年度比204億円増加）。

また、平成18年度においても、ハードからソフトへと政策転換を進める地方の実情に応じ、平成17年度に引き続き、地方財政計画歳出の投資的経費に係る地方単独事業費を２兆円（一般財源ベースで１兆円）減額する一方、一般行政経費に係る地方単独事業費を１兆円（全額一般財源）増額することにより、地方財政計画と決算の一体的なかい離是正を行うこととしている。

地方交付税の算定の改革については、平成18年度において以下の措置を講じることとしている。

① 地方公共団体の経営努力に対応した算定について、行政改革による歳出削減や徴税の取組強化に伴い増加する経費に係る算定を引き続き実施するとともに、更なる拡充を行うこと。

② 単位費用の算定に当たり、ごみ収集等についてアウトソーシング後の経費を算定の基礎とする見直しを引き続き進めること。

③ 都道府県分について、道路橋りょう費（道路の面積）の種別補正、恩給費（恩給受給者数）の種別補正、高齢者保健福祉費（65歳以上人口）の人口急増補正の補正係数を廃止すること。

④ 都道府県分に続き、大都市分の算定の簡素化を検討すること。

三位一体の改革については、「地方にできることは地方に」という方針の下、平成18年度までに、４兆円程度の国庫補助負担金改革、３兆円規模を目指した税源移譲、地方交付税の見直しの確実な実現を図るため、地方の意見を真摯に受け止め、検討を進めてきた。

この結果、約4.7兆円の国庫補助負担金の改革、約３兆円の税源移譲、約5.1兆円の地方交付税及び臨時財政対策債の改革等を行うこととなり、三位一体の改革全体として、国から地方への３兆円規模の税源移譲が実現することとなった点については、地方からも「画期的であり、今後の地方分権を進める上で大きな前

進である。」と評価されている。

地方分権に向けた改革に終わりはない。今後とも、平成18年度までの改革の成果を踏まえつつ、さらに地方分権を推進し、国・地方を通じた行財政改革を進める観点から、真に地方の自立と責任を確立するための取組を行っていくことが重要である。

2　地方債協議制度への移行

(1)　地方債協議制への移行

地方債許可制度については、平成９年の地方分権推進委員会の第２次勧告において、「地方債許可制度については、地方公共団体の自主性をより高める観点に立って廃止し、地方債の円滑な発行の確保、地方財源の保障、地方財政の健全性の確保等を図る観点から、地方公共団体は国又は都道府県と事前協議を行うこととする。」とされたことを踏まえ、平成10年の地方分権推進計画において、許可制度の廃止と協議制度の主な内容が閣議決定され、平成11年に成立した地方分権一括法（「地方分権の推進を図るための関係法律の整備等に関する法律」（平成11年法律第87号））において、地方財政法や地方自治法等の関係法律の改正が行われた。施行時期については、財政構造改革との関係等から平成18年から施行することとされた。

また協議の相手先、スケジュール等の協議手続等の枠組み、許可団体への移行基準やその算定方法を定める地方財政法施行令の一部を改正する政令は、平成18年２月３日に公布された。

協議制度のポイントは、財政状況が健全な地方公共団体は、総務大臣又は都道府県知事に協議を行えば、仮にその同意がなくとも、あらかじめ議会に報告して地方債を発行できる、という点である。

地方公共団体は、協議において総務大臣等が同意をした地方債については、当該同意に係る公的資金を借り入れることができる。また、同意のある地方債についてのみ元利償還金が地方財政計画へ算入されることとなっている。

その一方で、実質収支の赤字が一定以上大きい団体、公債費等の比率が一定以上の団体、赤字公営企業等は、地方債を発行するときは総務大臣等の許可を受けなければならないこととして、早期の財政健全化への取組を促すための早期是正措置を導入することとしている。

普通会計の実質収支の赤字比率に係る許可団体移行の水準は、標準財政規模に応じ、その2.5%から10%の間で段階的、連続的に率を設定されている（都道府県、大都市、標準財政規模が500億円以上の市で2.5%、200億円規模で５%、50億円未満で10%）。

また、公債費等の負担を測る指標として、従来の起債制限比率について一定の見直し（満期一括償還方式の地方債に係る減債基金積立額の比率への反映ルールの統一、公営企業の元利償還金への一般会計からの繰入金の算入等）を行った新たな指標として、「実質公債費比率」を導入し、実質公債費比率が18%以上の団体は許可団体となることとされた。

また、赤字公営企業の赤字比率（対営業収益）が10%以上の公営企業については、その事業に係る地方債の発行について許可を要することとされた。

なお、地方債協議制度への移行に伴い、地方債の手続についても、市町村分に係る財務事務所等の市町村ヒアリングを原則として都道府県ヒアリングに移行する等の簡素化を行うこととしている。

また、地方債計画についても見直しを行い、退職手当債制度の改正や財政健全化債の行政改革推進債への移行に加え、国の予算等に基づく貸付金を財源とする従来の特定資金枠外債等についても地方債計画に記載し、いわゆる枠外債の原則解消を図っている。

(2)　財政投融資改革、郵政民営化と地方債の市場化の推進

財政投融資改革や郵政民営化に対応し、地方債の資金について、市場での調達の拡大を図る地方債の市場

化の推進の必要性が高まっている。

財政投融資改革においては、財政融資資金については、郵便貯金・年金積立金の全額が資金運用部に預託される制度から、特殊法人等の施策に真に必要な資金だけを市場から調達する仕組みへと抜本的な転換を図ることとされ、平成16年度予算編成の基本方針において、「財投改革の趣旨を踏まえ、（中略）地方分権を推進する観点からも、地方公共団体ごとの資金調達能力に配慮しつつ、地方債計画における政府資金等の公的資金の見直し・縮減を図る」とされるなど、公的資金の重点化が図られることとなった。また、財政投融資改革において、郵便貯金、簡保積立金は、平成13年4月以降は自主運用を行うこととされたが、財政力の弱い地方公共団体の資金確保のため、自主運用開始後の郵便貯金、簡保積立金は、地方債計画及び財政投融資計画の枠内で、地方公共団体に対しては例外的に、直接融資を行うこととされ、平成13年度から地方債計画上、郵貯資金及び簡保資金が、平成15年度からは、郵政公社資金の区分が設けられていたが、郵政民営化において、現行の政府資金としての郵政公社資金は平成19年度分までで廃止されることとされている（なお、平成18年度地方債計画においては、郵政公社資金の平成18年度までの原則廃止を前提として、大幅な縮減が図られている。また、既往の郵貯資金及び簡保資金については、日本郵政公社資産の承継法人として設立される独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構が保有し、管理することとされている。）。

このような財政投融資改革や郵政民営化、地方分権の推進等を踏まえ、公的資金の縮減・重点化に対応し、市場での調達を拡大する必要性が高まっている。特に、市場公募債については、近年その発行量及び発行団体の拡大が図られるとともに、商品性の向上と多様化が進められているところである。具体的には、平成14年において、地域住民の行政参加意識の高揚とともに、地方債の個人消化及び資金調達手法の多様化を図る趣旨から「住民参加型市場公募債」の発行が、また、平成15年には、発行単位の大型化による安定的かつ有利な資金調達を図るため、地方財政法第5条の7の規定に基づく全国型の「共同発行市場公募債」の発行が開始されたほか、個別団体において20年債、30年債等の「超長期債」が発行されている。

地方債計画における市場公募資金は、財政投融資改革前の平成12年度において、16,100億円であったものが、平成18年度には35,000億円と18,900億円の増加となっている。全国型市場公募地方債の発行団体については、28団体から38団体に10団体増加している。また、住民参加型市場公募債については、平成13年度1団体、10億円から、平成18年度110団体、3,600億円に増加する予定である。

なお、こうした地方債の市場化を推進し、より有利かつ安定的な資金調達を図るためには、地方公共団体による一層の情報提供やＩＲ活動の推進が極めて重要になってきていると考えられる。

平成17年度においては、引き続き、全国型市場公募地方債発行団体、財団法人地方債協会及び総務省が合同して全国型市場公募地方債についてのＩＲ説明会を開催しているほか、個別の団体においてもＩＲ説明会の開催数が前年度よりも増加しており、平成17年12月末時点において12団体で15回開催されている。

また、地方債の市場化を推進するに当たって、地方債の一般債振替制度（電子決済制度）への移行が、重要な課題の一つである。

一般債振替制度は、地方債を含む一般債の権利移転を、従前の登録債制度から、振替機関や口座管理機関が備える振替口座簿における残高の増減額記録により行う「振替債」として取扱う新しい電子決済制度である。投資家のニーズに応え、各種有価証券の決済の迅速化と経費削減に資するものとして、政府として国際競争力のある金融市場を再構築していく観点から推進しているものである。国債については平成15年度から既に実施されているが、一般債については株式会社証券保管振替機構を振替機関として、平成18年1月から制度の運用が開始された。

地方債は発行体としては数が多く、地方債の一般債振替制度への円滑な移行は重要な問題であるが、47都道府県、14大都市のほか、一般市町村でも証券方式の地方債を発行する団体のほとんどが振替債への移

行に同意しており、平成18年１月以降、すべての全国型市場公募地方債は振替債で発行される予定となっている。

3　市町村合併の推進

地方分権が進展する中で、住民に身近な総合的な行政主体である市町村の行財政基盤を強化するため、市町村合併により、その規模・能力を充実していくことが求められている。

政府は、市町村による自主的な合併の取組の進展を踏まえ、市町村合併について、国民への啓発を進めるとともに、国の施策に関する関係省庁間の連携を図るため、平成13年3月27日に市町村合併支援本部（以下「支援本部」という。）を、総務大臣を本部長、各省庁の副大臣を本部員として設置した。そして、平成13年8月30日には「市町村合併支援プラン」（以下「旧プラン」という。）を策定し、翌年には旧プランを拡充して、政府全体として市町村合併の効果的な支援を行ってきたところである。

その結果、市町村の合併の特例に関する法律（昭和40年法律第6号。以下「旧合併特例法」という。）の期限である平成17年3月末までに市町村合併は急速に進展し、平成18年4月1日には全国の市町村数が1,820（旧合併特例法によらない合併を含む。）となる見込みとなっている。

このように、市町村合併は着実に成果を挙げてきているが、地域ごとの進捗状況には差異が見られるところであり、平成17年4月以降も、地方分権の一層の推進等の要請に応えていくため、市町村の合併の特例等に関する法律（平成16年法律第59号。以下「合併新法」という。）の下で、引き続き自主的な市町村の合併を全国的に推進していく必要がある。

合併新法下においては、第27次地方制度調査会の答申等を踏まえ、合併特例債は廃止されているが、合併に関する障害を除去するための特例措置等については、引き続き講じられている。また、都道府県の構想に位置付けられた市町村合併を支援するため、当該市町村の合併に伴い特に必要となる事業について、新たに合併推進債の対象とすることとされている。さらに、市町村合併の実現に向けた地域住民の合意の形成等を図るための広報・啓発事業を引き続き行うこととしているほか、市町村合併の推進に関する構想の策定等に関し、都道府県が新たな役割を担うこととされている。具体的には、総務大臣が定める基本指針に基づき、都道府県が市町村合併の推進に関する構想を策定し、当該構想に基づいて、合併協議会の設置の勧告、あっ

第113図　市町村合併の進捗状況

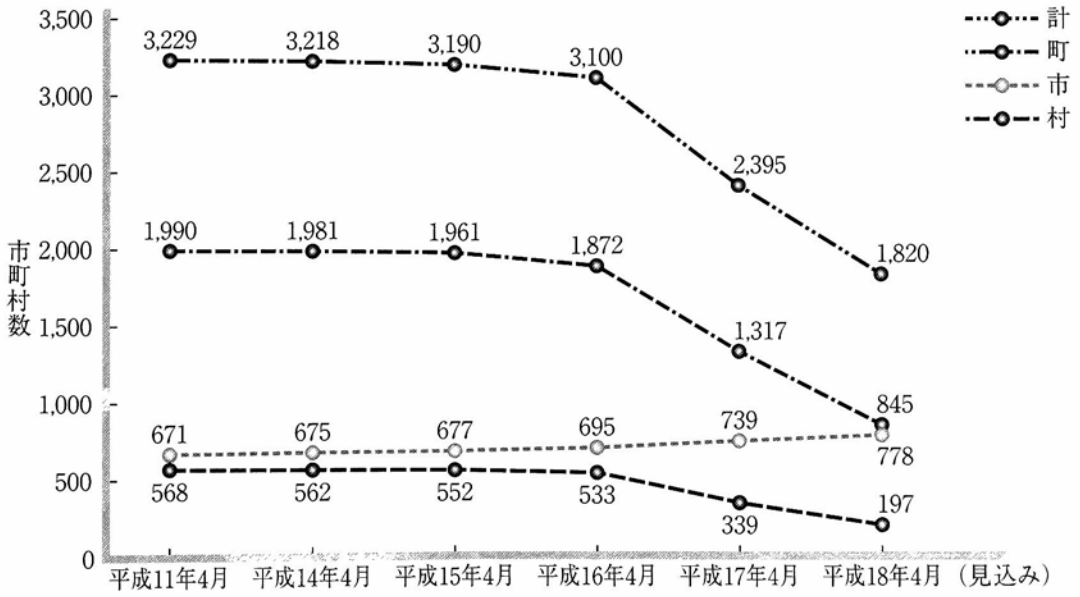

せん・調停、合併協議推進勧告等の措置を講じることができるものとされている。

他方、市町村合併に伴い地方公共団体の規模が拡大することを踏まえ、住民が主体的に参加し、積極的役割を担うことのできる地域づくりを行うことが求められている。このため、住民による話し合いの場づくりやその結果を受けた住民と行政との協働による取組を推進することが必要である。このような観点から、住民自治の強化等を目的として市町村の判断により設置できる「地域自治区」の仕組みが設けられているほか、合併後の一定期間、特別地方公共団体であり法人格を有する「合併特例区」を創設できることとされている。

さらに、支援本部は、平成17年６月３日、引き続き各省庁が連携、協力して市町村合併を支援していくことを決定し、この決定に基づき、８月31日、新たな市町村合併支援プラン（以下「新支援プラン」という。）を決定した。新支援プランは、合併新法の下で市町村が合併し、新しいまちづくりを行うに当たっての支援本部としての支援策等を策定し、これを実施することにより、自主的な市町村の合併を強力に促進し、地方の個性ある活性化、まちづくりを実現する趣旨で取りまとめられている。

新支援プランの対象地域は、都道府県により、自主的な市町村の合併の推進に関する構想（以下「構想」という。）に位置付けられた構想対象市町村及び新法に基づいて合併した市町村とされ、これらの地域は、町村合併の市制要件の緩和（平成22年３月31日までの間、人口５万人以上から人口３万人以上に緩和）、「わがまちづくり支援事業」の活用、市町村合併が行われた場合の選挙権の特例等の行政支援策を受けることができることとされている。同時に、普通交付税の算定の特例、合併直後の臨時的経費に対する財政措置、合併準備経費に対する財政措置等の財政支援策とともに、補助事業の重点支援や優先採択等の関係省庁の連携による支援策を受けることができることとされている。加えて、構想対象市町村に対する市町村合併支援アドバイザー派遣制度の導入、市町村合併の広報・啓発の取組、市町村合併支援窓口の設置等により、各省庁が連携、協力して市町村合併を支援していくこととしている。

市町村においては自主的な市町村合併の推進に当たり、各種支援等の活用を図るとともに、都道府県においても市町村合併の推進に関する構想の策定など、引き続き市町村合併を積極的に推進することが必要である。

4　行政改革の推進

地方公共団体においては、これまでも積極的に行政改革に取り組んできたところである。しかし、地域経済の厳しい状況等を背景に、その進捗状況に対して国民から向けられる視線は依然として厳しいものがある。

地方分権を一層推進し、分権型社会を確実なものとしていくためにも、地方公共団体がこの時期をとらえ、総力を挙げて改革に取り組むとともに、国民に対して適切に説明責任を果たし、その取組状況を比較可能な形で分かりやすく示すなど、国民・住民の理解と信頼を得ることが重要である。

このため、各地方公共団体においては、「今後の行政改革の方針」（平成16年12月24日閣議決定）の趣旨を踏まえて策定された「地方公共団体における行政改革の推進のための新たな指針」（以下「新地方行革指針」という。）に基づき、平成17年度中の「集中改革プラン」（平成17年度を起点として概ね21年度までの具体的な取組（民間委託等の推進、定員管理・給与の適正化等）を住民にわかりやすく明示した計画）の公表をはじめ、積極的に行政改革に取り組むことが求められている。

第46表　地方公共団体における集中改革プランの公表に向けた取組状況（注１）

都道府県の公表予定時期

区　分	17年度中公表予定	18年度中公表予定	公表予定無し	合　計
団　体　数	45	1	1	47
構 成 比(%)	95.8	2.1	2.1	100.0

市町村の公表予定時期

(1)　17年度中合併市町村（注２）以外

区　分	17年度中公表予定	18年度中公表予定	19年度以降	検 討 中	公表予定無し	合　計
団　体　数	1,477	27	2	16	5	1,527
構 成 比(%)	96.7	1.8	0.1	1.1	0.3	100.0

(2)　17年度中合併市町村

区　分	18年度までに公表予定			検 討 中
		17年度中公表予定	18年度中公表予定	
団　体　数	270	107	163	47
構 成 比(%)	85.2	33.8	51.4	14.8

(注) 1　平成17年10月31日現在で、全都道府県及び全市町村を対象に調査。市町村については、平成18年3月31日時点の市町村(1,821市町村、23特別区）をベースに集計。
2　平成18年3月31日時点における平成17年度中合併市町村を除いた市町村。

また、「小さくて効率的な政府」への道筋を確かなものとするために策定された「行政改革の重要方針」においては、更に推進すべき行政改革の重要課題について、総人件費改革等、具体的な改革方針が取りまとめられている。

これらの状況を踏まえて、地方公共団体においては、行政改革推進のためのＰＤＣＡサイクル（Plan→Do→Check→Action のサイクル）を確立し、事業の要否及び主体について仕分けを行うなど、不断の行政改革に取り組む必要がある。

なお、集中改革プラン等に基づき数値目標を設定・公表して計画的に行政改革を推進し、財政の健全化に取り組んでいる地方公共団体については、通常の地方債に加え、行政改革の取組により将来の財政負担の軽減が見込まれる範囲内において、更に行政改革推進債を充当できることとされている。

(1)　民間委託等の推進及び指定管理者制度の活用

「民間にできることは民間に」という考え方の下、民間委託等を積極的に推進しながら、行政自らが担う役割を重点化するとともに、重点化された役割を着実に果たしていくことが必要である。

特に、公の施設の管理については、「地方自治法の一部を改正する法律」（平成15年法律第81号）により、地方公共団体の指定を受けた「指定管理者」に管理を行わせることが可能となったところであるが、この指定管理者制度の活用により、公の施設の更なる効果的・効率的な管理運営を行うことが求められている。

このため、各地方公共団体においては、「新地方行革指針」において「行政改革推進上の主要事項」として掲げられた「民間委託等の推進」及び「指定管理者制度の活用」に係る具体的な取組方針を示すとともに、各地方公共団体が平成17年度から21年度までにおける民間委託等の推進及び指定管理者制度の活用に係る具体的な取組目標を明示した集中改革プランを公表し、これに基づき、積極的な取組を行うことが重要である。

第114図　指定管理者制度導入施設の状況



（注）　平成16年6月1日現在。
施設数は都道府県、市町村の単純合計である。

(2)　定員管理、給与の適正化等

定員及び給与については、定員管理及び給与水準等の適正化を図り、給与関係経費を抑制するとともに、公務の能率的運営を推進する必要がある。

定員管理については、平成17年4月1日現在における地方公務員総数は304万2,122人（対前年同期比41,475人純減）であり、平成7年から11年連続して純減し、その純減累積は24万370人となっている。「行

政改革の重要方針」における総人件費改革の実行計画において、「基本方針2005」で要請した4.6%以上の純減確保に向けた各地方公共団体の真摯な取組及び国による定員関係の基準の見直しにより、一層の純減の上積みが確保されるよう取り組むこととされており、これを踏まえた取組を集中改革プランに反映し、適切な定員管理に努める必要がある。

具体的には、抜本的な事務・事業の整理、市町村合併の進展を踏まえた組織の合理化に努めるとともに、積極的な民間委託等の推進、任期付職員制度の活用、ＩＣＴ化の推進等の取り組みにより、適正な定員管理を一層推進し、集中改革プランにおいて公表する定員管理の数値目標の達成に向け、定員の純減に努める必要がある。また、国の法令による定員配置の基準を超えて職員配置をしている場合にあっては、当該法令の趣旨等を踏まえて、定員の適正化を図るなど、適切に対処することが必要である。なお、いわゆる「団塊の世代」の大量定年退職等に伴う退職手当の大幅な増加に対処しつつ、地方公務員の総人件費削減を進めるため、平年度ベースを上回る退職手当額がある団体で、将来の職員数や給与の適正化等に関する計画を定め、総人件費の削減に取り組む団体については、平成18年度以降10年間の特例措置として、許可により、定年退職者等の退職手当の財源に充てるための地方債（退職手当債）の発行を拡充する措置を講じることとしている。

給与についても、「行政改革の重要方針」における総人件費改革の実行計画及び「地方公務員の給与改定に関する取扱い等について」（平成17年9月28日付け総務事務次官通知）に基づき、地域民間給与の適切な反映、年功的な給与上昇の抑制、勤務実績の給与への反映を内容とする国家公務員の給与構造改革を踏まえた給与構造の見直しを速やかに実施する必要がある。また、一部の地方公共団体に見られる不適正な給与制度・運用等については、速やかに是正する必要がある。なお、全地方公共団体平均の地方公務員の給与水準（ラスパイレス指数）については、全体としてみれば適正化が図られてきており、平成17年4月1日現在において98.0、指数100未満の団体は全地方公共団体の約9割の2,266団体となっている。また、平成17年4月現在において財政的な事情を理由とした給与の特別減額・抑制措置を実施している団体は、都道府県・大都市59団体、市町村1,314団体の計1,373団体であり、抑制額は1,451億円となっている。

また、退職手当についても、「職員の退職手当に関する条例（案）の一部を改正する条例（案）等について」（平成18年1月18日付け総務省自治行政局公務員部長通知）を参考にしつつ、速やかに条例等の見直しを行うとともに、最高支給率が国を上回っている地方公共団体や退職時の特別昇給を廃止していない地方公共団体については、早急に是正措置を講じる必要がある。

他方、職員に対する福利厚生事業については、住民の理解が得られるものとなるよう点検・見直しを行い、事業の適正化を図る必要がある。

さらに、近年の厳しい地域経済事情を背景に、地方公務員の給与が地域民間賃金等の状況からかい離しているのではないかとの指摘を踏まえ、地域の民間給与の状況をより的確に反映するための人事委員会機能の強化等について、「地方公務員の給与のあり方に関する研究会」において有識者により幅広い観点から検討しており、その報告等を踏まえた対応を行う必要がある。

(3)　人材育成、組織・機構の簡素・効率化等

地方分権の進展等に対応した質の高い行政サービスを効率的・安定的に提供するために、職員の意識改革を進めるとともに、時代の変化に対応し新たな課題に適切に対処できる人材の育成・確保が必要である。職員の人材育成については、能力・実績を重視した新しい人事評価システムの導入が求められており、公正かつ客観的な人事評価システムを構築することが期待される。併せて、研修内容の充実、人事管理制度の適切

な運用等に取り組む必要がある。

組織・機構については、時代の変化に即応した全般的な見直しを行い、事務事業を円滑に遂行できる簡素で効率的なものとすることが必要であり、公社等の外郭団体についても経営状況の点検・評価、運営改善を積極的に推進するとともに、一部事務組合においても同一地域内の複数の一部事務組合の整理・統合を促進する等、行政改革を一層推進する必要がある。

(4)　行政評価の推進等

行政評価は、行政の施策、事務事業の成果などを客観的基準に基づいて把握し、不断に見直す仕組みを通じて、継続的に施策、事務事業を改善し、成果達成に有効な施策などに重点的かつ効果的に経営資源(予算・定数）を配分することに資するとともに、住民に対する説明責任を果たし、透明性の高い行政を実現することを趣旨として導入されるものである。平成16年7月末現在、46の都道府県、すべての大都市及び732の市町村（大都市及び一部事務組合等を除く。）において、行政評価が導入又は試行されているが、引き続き、その導入推進やより効率的な活用を図る必要がある。

地方公共団体は、簡素かつ公正を旨とした行政運営と法規に則った適正な予算執行に一層努めるよう要請されているところであり、各地方公共団体においては、経費支出の点検や必要な改善措置を実施し、適正かつ厳正なる予算執行に努める必要がある。また、適正な予算執行の確保を図る観点等から、監査委員制度の適正な運用と監査の徹底に努めるとともに、外部監査制度の積極的な活用を図ることが重要である。

(5)　公共工事の見直し等

公共工事については、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」（平成12年法律第127号）により公表や通知が義務づけられている事項（指名競争入札基準の公表、談合と疑うに足りる事実の公正取引委員会への通知等）について早期に完全実施するとともに、同法に基づく指針に従い必要な措置を講じることが必要である。また、「公共工事の入札及び契約の適正化の推進について」（平成16年12月28日付け国土交通省総合政策局長・総務省自治行政局長通知）の趣旨を十分に踏まえ、一般競争入札の適切な実施や多様な入札・契約方法の推進、電子入札の導入等を含めて引き続き公共工事の入札及び契約の適正化を図る必要がある。同時に、「公共工事コスト縮減に対する取組について」（平成12年9月1日付け自治事務次官通知）及び「公共工事コスト構造改革に対する取組について」（平成15年10月24日付け総務事務次官通知）に基づき、より一層のコスト縮減に取り組み、縮減率の公表を推進する必要がある。

一方、公共工事の品質の確保については、平成17年4月1日に施行された「公共工事の品質確保の促進に関する法律」（平成17年法律第18号）に基づく「公共工事の品質確保の促進に関する施策を総合的に推進するための基本的な方針」（平成17年8月26日閣議決定）を踏まえ、所要の措置を講じる必要がある。

5　資産・債務改革の推進

「行政改革の重要方針」では、「小さくて効率的な政府」を実現し、政府債務の増大を圧縮する観点から、政府全体として資産・債務の改革を進めることが必要であるとの認識の下、地方においても国と同様に、資産・債務の実態把握や管理体制の状況を総点検するとともに、資産・債務改革の方向と具体的な施策を明確にすることとされている。

国の資産・債務改革においては、国有財産の売却、剰余金等の見直し等により、国の資産（道路、河川等の公共用財産等を除く。）の圧縮を図るとともに、民間の知見を積極的に活用しつつ、資産・債務の管理の在り方を見直すほか、資産・債務管理等に必要な公会計の整備の一層の推進を図るとされており、上記の改革の工程表を平成18年度以内に作成することとされている。

地方公共団体においては現在、未利用地の一覧や売却情報のホームページ上の公開、売却目標の設定等の取組が行われているところであるが、「行政改革の重要方針」を踏まえ、公営企業や公社等との連結を含むバランスシートの作成・活用等を通じて資産・債務に関する情報開示と適正な管理を一層進めるとともに、債務圧縮や財源確保を図るため、未利用財産の売却促進等に積極的に取り組むことが必要である。そして、国の資産・債務改革の工程表も参考にしつつ、資産・債務改革に関する目標と工程表を策定することが求められる。

6　透明性の向上

地方分権の進展に伴い地方公共団体の行政の自己決定権・自己責任が拡大されることに対応し、総力を挙げて行財政改革に取り組むだけでなく、行政手続の公正を確保するとともに透明性の向上を図り、適切に説明責任を果たしていくことが求められている。

とりわけ、近年一部の地方公共団体における不適切な支出が住民の厳しい批判を受ける中で、適正な財政運営に資するためにも、財政状況に関して的確にその実情を伝え、住民の理解と協力を得ることの重要性が高まっている。また、地方債の引受けや購入により資金を提供している住民や引受機関に対しても、財政状況の開示に係る透明性を確保することが求められている。このような観点から、政府は近年、毎年度行っている地方の財政状況に関する調査の結果を迅速にかつ分かりやすく公表する取組を行っている。

財政状況の迅速な開示については、平成15年度決算（平成16年度実施の地方財政状況調査）に関して、平成16年8月以降順次速報値を公表し、平成16年12月に確定値を公表するなど、公表時期を前倒ししたところであるが、平成16年度決算（平成17年度実施の地方財政状況調査）に関しても平成17年9月末までに速報値を公表するとともに、平成17年11月末までに確定値を公表するなど、更なる公表時期の前倒しに努めたところである。

財政状況の分かりやすい開示については、平成16年10月に、平成13年度以降の決算について、全都道府県及び市町村（一部事務組合等を除く。以下、この章において同じ。）の決算収支の状況や主要財政指標等を取りまとめた「決算カード」を公表し、個別の地方公共団体の財政状況が一目でわかるよう配意したところである。また、平成17年4月には、経常収支比率、起債制限比率、財政力指数及びラスパイレス指数の4つの指標を個別の地方公共団体ごとに一覧できるようにした「主要財政指標一覧」を取りまとめ、公表している。さらに、平成17年度中に、「団体間で比較可能な財政情報の開示について」（平成17年6月22日付け総務省自治財政局長通知）に基づき、都道府県及び市町村の協力を得て、態様の類似する地方公共団体間で主要財政指標等の比較分析を行い住民にわかりやすく開示する方途の一つとしての「財政比較分析表」を作成し公表することとしている。平成18年度以降においても、このような取組を通じて、財政状況の分かりやすい開示を促進することが必要である。

一方、地方公共団体においても、事業実施後における事業効果等の分析・評価等に努めるとともに、住民に分かりやすいような工夫、情報化に対応した手段の活用等、周知・公表方法の一層の改善を図り、説明責任を十分に果たすことが必要である。財政状況の公表、分析の一手法として資産及び負債の状況を把握する普通会計バランスシートや減価償却費などの非現金支出を含めた行政活動にかかるコストを把握するための行政コスト計算書の作成に取り組む団体も着実に増加しており、平成17年3月31日現在、平成15年度版の普通会計バランスシートを作成済みの団体は、都道府県47団体（全団体）、市区町村1,443団体（全団体のうち56.7%）、平成15年度版の行政コスト計算書を作成済みの団体は、都道府県45団体（同95.7%）、市区町村833団体（同32.7%）となっている。

さらに、「基本方針2005」を受け、都道府県及び大都市に対して、地方独立行政法人、一部事務組合等、地方三公社及び第三セクターを含めた連結バランスシートの作成・公表を要請しているところである。

他方、「小さくて効率的な政府」に向けた取組の一環として、国・地方の徹底した行政改革や公務員の総人件費改革が求められる中で、地方公務員の給与及び定員管理の状況についても、適切に情報開示を図る必要がある。このような観点から、給与及び定員管理の状況について、地方公共団体間の比較分析を可能とする公表システムの運用を平成18年3月に開始することとしており、「『地方公共団体における職員給与等の

公表について』の全部改正について」（平成17年8月29日付け総務事務次官通知）に沿って、公表することとしているところである。

これらの取組に加えて、「行政機関の保有する情報の公開に関する法律」（平成11年法律第42号）の趣旨を踏まえ、行政運営に関する情報や公文書の公開を目的とする情報公開条例等の制定及びその充実を図り、行政情報の一層の公開、住民との情報の共有化を進めることが必要である。なお、情報公開条例は、すべての都道府県、大都市及び特別区において制定済みであり、市町村（大都市及び特別区を除く。）では、平成17年4月1日現在で2,296団体、96.4%の団体で条例又は要綱等を制定済みである。

また、住民の意見を立案段階において反映させる機会を確保するため、総合的な計画や住民の生活に広く影響を与える方針等の案、その趣旨、内容等を住民に公表し、その提出された意見を考慮して意思決定を行うとともに、意見に対する地方公共団体の考え方を明らかにするパブリックコメント制度については、これまでも多くの地方公共団体で導入されている（平成17年4月末現在で、パブリックコメント制度を制定している都道府県は43団体（91.5%）、大都市は10団体（71.4%）、中核市は24団体（68.6%）、特例市は22団体（55.0%））。

平成17年6月には、行政手続法の一部を改正する法律（平成17年法律第73号）により、国の行政機関が政省令などの命令等を制定しようとする場合には意見公募手続等を行うこととされ、また、地方公共団体の機関が行う命令等の行為は適用除外とされ、努力義務規定が設けられたところである。各地方公共団体においては、この制度改正の趣旨を踏まえて、パブリックコメント手続の積極的な導入に取り組む必要がある。

7　地方公営企業における民間的経営手法の導入等

(1)　地方公営企業

「小さくて効率的な政府」を実現し、財政の健全化を図り、行政に対する信頼性を確保することが喫緊かつ最重要課題の一つとなる中で、地方公営企業分野においても、民間的経営手法の積極的な導入を含めた不断の経営改革を通じ、住民に対してより良質のサービスを提供していくことが一層求められている状況にある。

地方公共団体においては、「地方公営企業の経営の総点検について」（平成16年4月13日付け総務省自治財政局公営企業課長通知）、「地方公共団体における行政改革の推進のための新たな指針の策定について」（平成17年3月29日付け総務事務次官通知）等に基づき、以下のとおり積極的な取組を行う必要がある。

・現在地方公営企業が供給しているサービス自体の必要性について検討する。また、サービス自体が必要な場合であっても、地方公営企業として実施する必要性について十分検討し、特に公共性の確保等の意義が薄れている場合には、民間への事業譲渡等について検討する。

・地方公営企業として事業を継続する場合であっても、公の施設の指定管理者制度、地方独立行政法人制度、ＰＦＩ事業、民間委託等の民間的経営手法の導入を促進する。

・より一層計画性・透明性の高い企業経営を推進するため、中期経営計画の策定、業績評価の実施、積極的な情報開示に取り組むこと。特に情報開示にあたっては、人件費、料金水準等について類似団体や民間企業の対応するデータを添えるなど、住民が理解、評価しやすいように工夫をこらす。

平成17年11月1日現在における各地方公共団体の取組状況については、次のとおりとなっている。

ア　民営化・民間譲渡

地方公営企業における過去５年間（平成13年４月１日～平成17年11月１日）の民営化・民間譲渡の実施事業数が90事業（都道府県・大都市等14事業、市町村等76事業）となっている。そのうち平成16年度以降のものは60事業（都道府県・大都市等９事業、市町村等51事業）と、それ以前に比べ大幅に増加している。なお、譲渡された主な事業は、介護サービス事業（40事業）、ガス事業（18事業）、交通事業、病院事業（各９事業）であり、上記以外に平成17年度中（平成17年11月２日～平成18年３月31日）に民営化・民間譲渡を実施する見込みの事業が29事業（都道府県・大都市等７事業、市町村等22事業）ある。

第115図　平成13年度以降の民営化・民間譲渡の状況

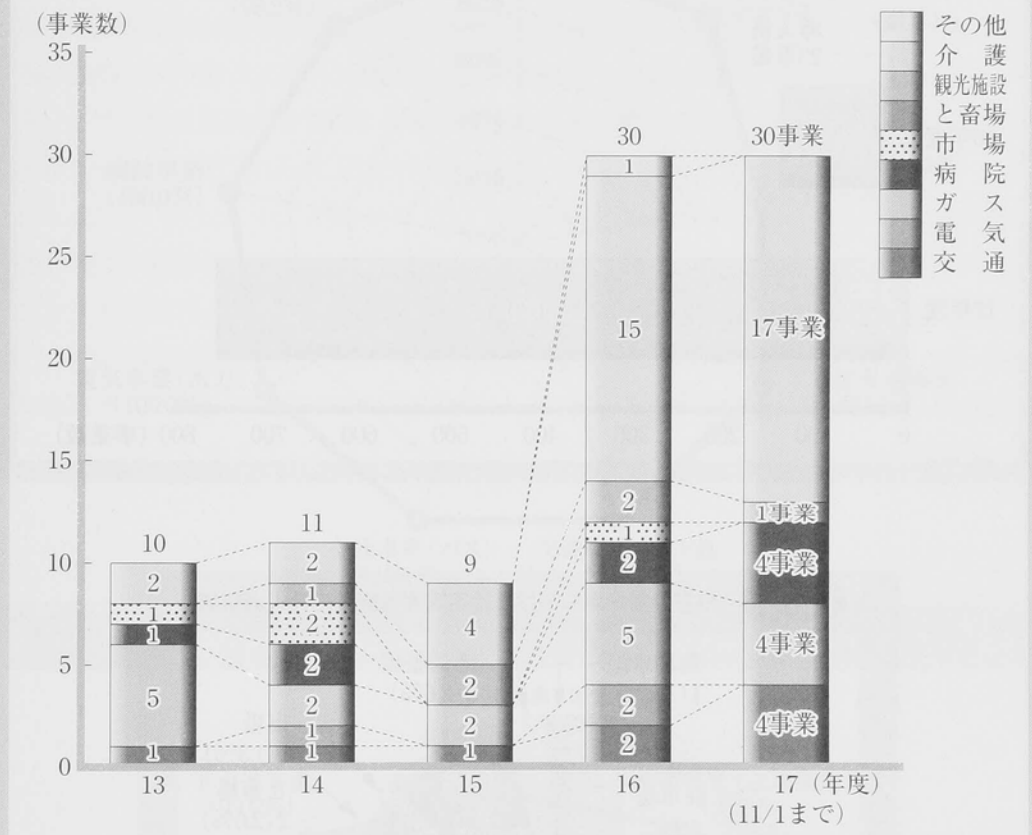

イ　指定管理者制度

地方公営企業における公の施設の指定管理者制度の導入状況については、導入済事業が77事業（都道府県・大都市等９事業、市町村等68事業）、導入を検討している事業が680事業（都道府県・大都市等106事業、市町村等574事業）であり、前回調査時（平成16年４月１日現在）の導入済23事業（都道府県・大都市等１事業、市町村等22事業）、検討中114事業（都道府県・大都市等17事業、市町村等97事業）から大幅に増加している。なお、導入された主な事業は、介護サービス事業（25事業）、観光施設事業・その他事業（22事業）、駐車場事業（14事業）である。

第116図　地方公営企業における指定管理者制度の導入状況

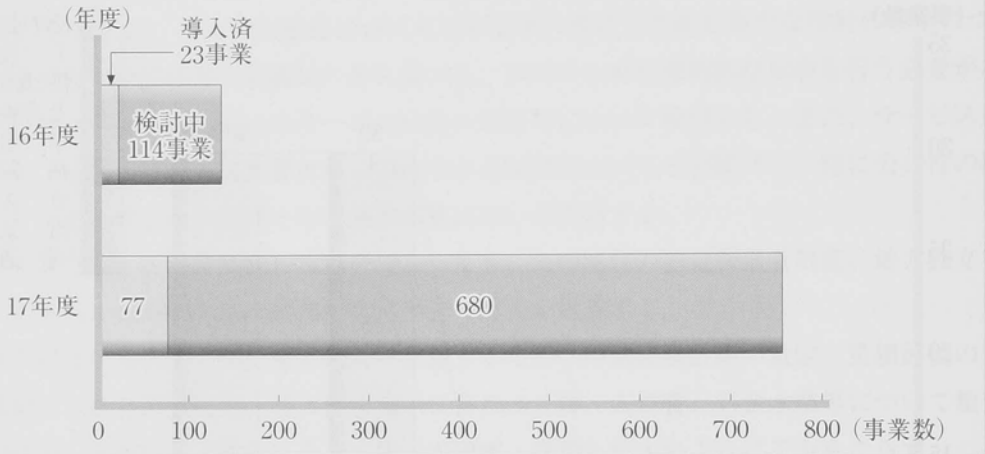

第117図　地方公営企業における指定管理者制度の導入済事業

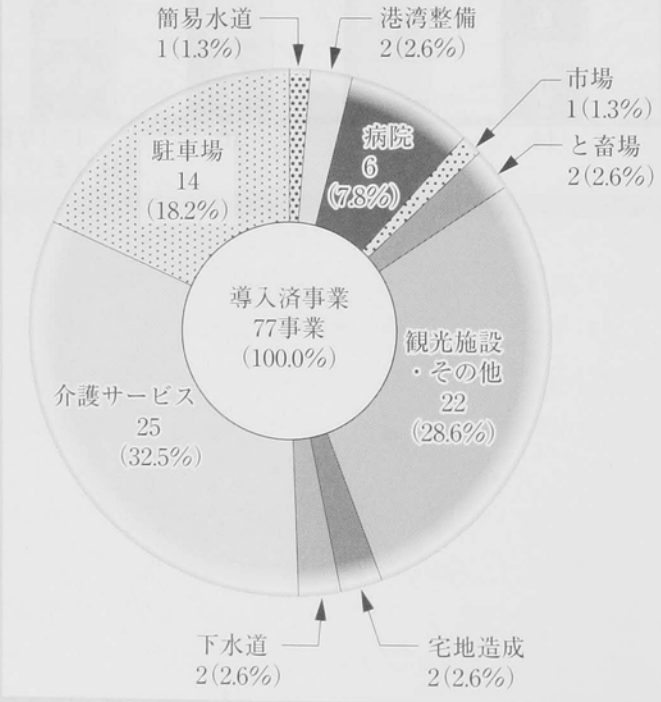

ウ　アウトソーシング（外部委託）

地方公営企業におけるアウトソーシング（外部委託）の実施状況については、実施率（何らかのアウトソーシングを実施している団体数の割合）が都道府県・大都市等の各事業でほぼ100％に近く、市町村等においても特に水道事業（末端供給）、簡易水道事業、ガス事業、病院事業、下水道事業についてはいずれも100％に近い割合を示している。

第118図　地方公営企業におけるアウトソーシング（外部委託）の実施状況

その１　都道府県・大都市等

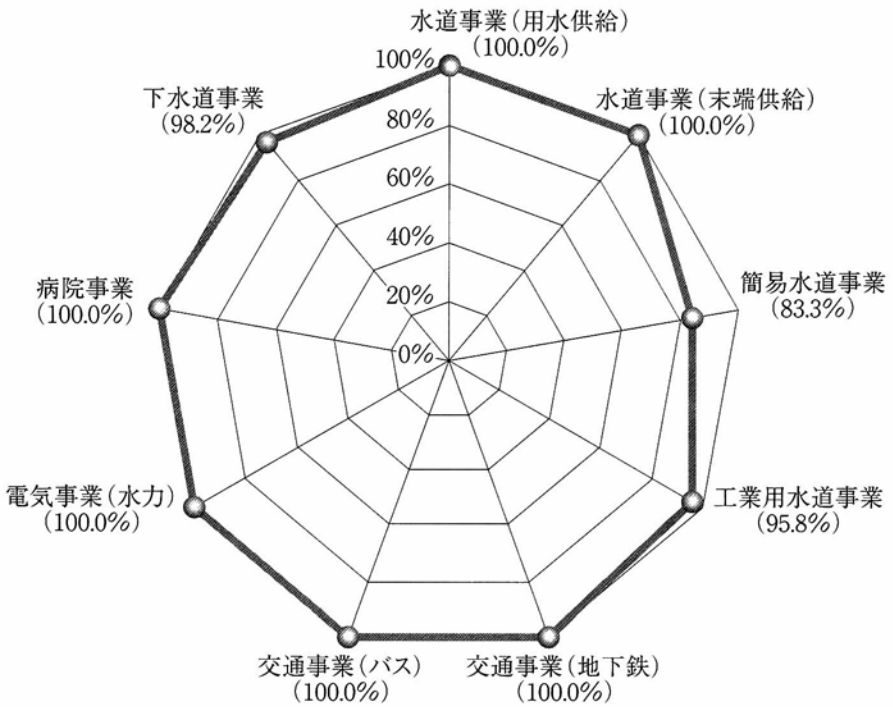

その２　市町村等

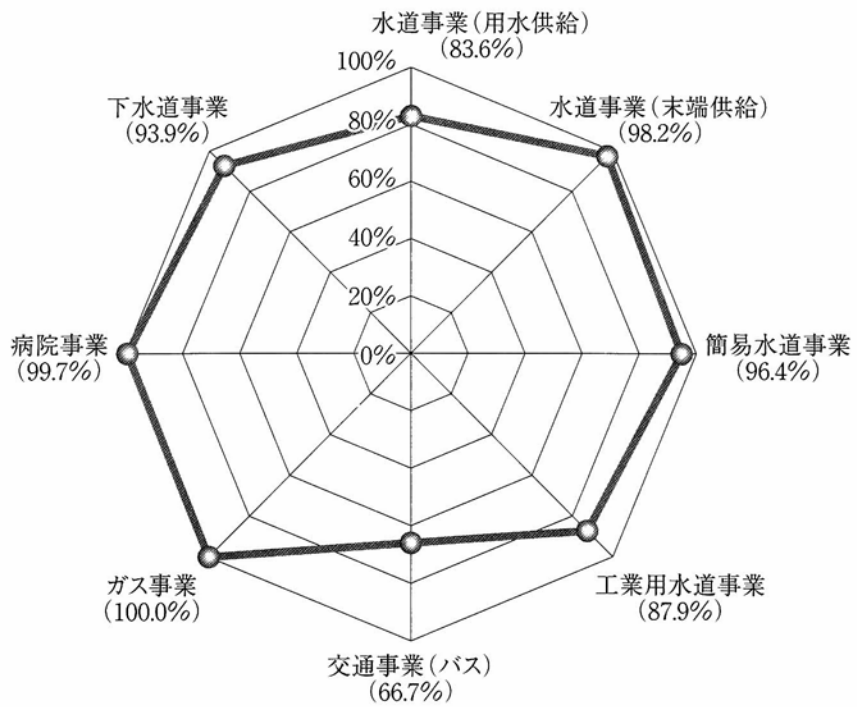

以上のように、地方公営企業の民営化・民間譲渡をはじめとした民間的経営手法の導入が大幅に進展している。より質の高いサービスを効率的に提供するため、民営化・民間譲渡を含む経営改革の取組を一層進めることが求められている。

(2)　国民健康保険事業

我が国の医療保険の中核として国民健康保険を支える国民健康保険制度については、被保険者の高齢化に伴う医療費の増嵩、保険税（料）負担能力の低い無職者・低所得者の増加、医療費の地域格差から生じる保険者間の不均衡、小規模保険者の増加など、構造的問題を数多く内包している。

国民健康保険財政の健全化に向けては、これまでにも低所得者を多く抱える保険者を財政的に支援する保険者支援制度の創設や高額医療費共同事業の拡充及び法制度化等の新たな財政的支援を講じてきているところであるが、安定的な保険運営を可能とする上で、国民健康保険制度の抱える構造的な問題の解決が避けて通れないところである。このため、国民健康保険、被用者保険等「医療保険制度を通じた給付の平等、負担の公平を図り、医療保険制度の一元化を目指す」との基本的考え方に立った「医療保険制度体系等に関する基本方針」が平成15年3月28日に閣議決定された。

これを受け、「安心・信頼の医療の確保と予防の重視、医療費適正化の総合的な推進、超高齢社会を展望した新たな医療保険制度体系の実現」を柱とする「医療制度改革大綱」が平成17年12月1日に決定されたところであり、特に国民健康保険については、保険者支援制度等の国保財政基盤強化策を継続するとともに、保険財政の安定化と保険料平準化を促進する観点から、都道府県内の市町村の拠出により医療費を賄う共同事業の拡充が図られたところである。

(3) 地方公社等

地方公社等については、その経営の適否が地方公共団体の財政に重大な影響を及ぼす可能性があることから、普通会計のほか公営企業会計及び地方公社等の財政状況を全体として的確に把握し、総合的な行財政運営に努めるとともに、「行政改革の重要方針」の趣旨等を踏まえ、経済環境の変化への対応、経営主体の経営の効率化、地方公共団体の財政運営のより一層の健全化等の観点から、その経営改善等について積極的に取り組む必要がある。

このうち、土地開発公社については、新たな土地の取得にあたり、土地利用計画等を慎重に検討するとともに、現に保有している土地については事業計画の見直し等を含めて処分の促進に努め、土地取得手続の適正化や金利の低減を図るとともに、積極的な情報公開等に努める必要がある。土地開発公社の近年の土地保有総額の推移は、**第119図**のとおりであり、平成16年度末における土地保有総額は、5兆8,644億円で、前年度と比べると7.7%減となっており、8年連続して減少している。このうち、5年以上保有している土地は微減であるが、10年以上保有している土地は増加していることから、特に、保有期間が長期にわたる土地については、処分を積極的に行う必要がある。

また、「土地開発公社経営健全化対策について」（平成16年12月27日付け総務事務次官通知）により、公社経営健全化計画の策定対象団体を大幅に拡充するとともに、当該計画に基づく取組に対して、従来よりも幅広く地方財政措置を講じることとしており、計画的に保有土地を縮減すること等を通じて経営の抜本的な健全化に取り組む必要がある。

第三セクターに関しては、改定された「第三セクターに関する指針」（平成15年12月12日付け総務省自治財政局長通知）の趣旨を踏まえ、外部の専門家による監査を活用する等監査体制の強化を図り、政策評価

第119図　土地保有総額の推移

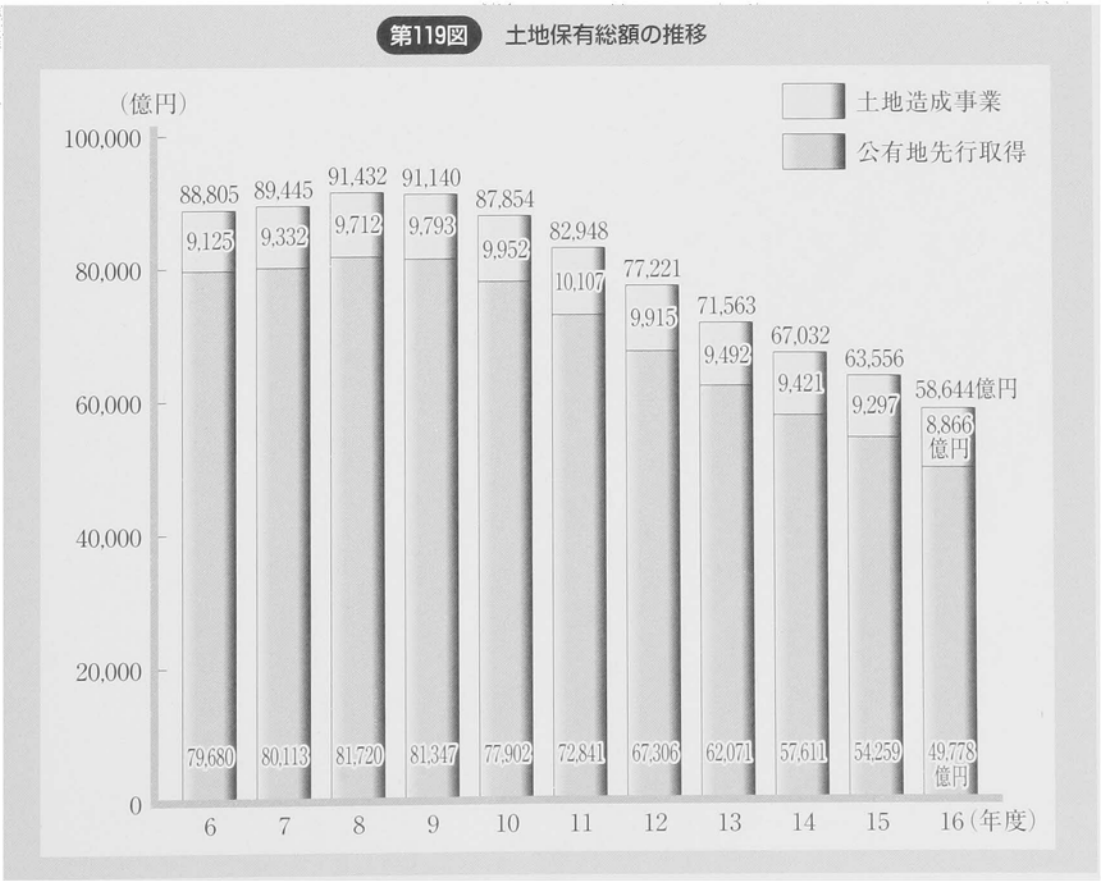

の視点も踏まえ、点検評価の充実、強化を図るとともに、積極的かつ分かりやすい情報公開に努めること
求められる。また、完全民営化を含めた既存団体の見直しを一層積極的に進めることが必要である。さらに
経営状況が深刻であると判断される場合には、問題を先送りすることなく、経営悪化の原因を検証し、債
者等関係者とも十分協議しつつ、経営改善策の検討を行い、そのうえで、経営の改善が極めて困難と判断
れるものについては、法的整理の実施等について検討することが必要である。

また、地方独立行政法人、地方公社や第三セクター等の運営にあたっては、「行政改革の重要方針」の趣旨を踏まえ、その人員や給与に関する情報を国民に分かりやすく開示させ、改革の取組を促す必要がある。

資　料　編

表内の記号は、次によった。

－	皆無（該当なし。）
0	単位未満
△	負数
…	不明

資 料 編 目 次

〔平成16年度の地方財政〕

総　　括

第 1 表　地方公共団体数の推移 ……資6
第 2 表　団体種類別人口の推移 ……資6
第 3 表　財政力指数段階別の団体数及び構成比 ……資8
第 4 表　一部事務組合の設置目的別団体数の推移 ……資8
第 5 表　決算規模の状況 ……資9
第 6 表　純計決算額の推移……資11
第 7 表　決算収支の状況……資12
第 8 表　経常収支比率等の状況……資18
第 9 表　繰越額等の状況……資22
第10表　財政再建の状況……資23

歳　　入

第11表　歳入決算額の状況……資24
第12表　地方税の状況……資26
第13表　法定外普通税の状況……資30
第14表　法定外目的税の状況……資30
第15表　超過課税の状況……資31
第16表　地方税徴収率の推移……資31
第17表　国税と地方税の収入状況……資32
第18表　国民所得に対する租税負担率……資33
第19表　国民所得に対する租税負担率の外国との比較……資34
第20表　地方譲与税の状況……資34
第21表　地方交付税の状況……資35
第22表　一般財源の状況……資36
第23表　一般財源の推移……資37
第24表　一般財源の人口１人当たり額の状況……資39
第25表　国・県支出金の状況……資43
第26表　地方債発行状況……資44
第27表　平成16年度地方債許可状況 ……資45
第28表　使用料及び手数料の状況……資47

第 29 表　繰入金の状況……資47
第 30 表　その他の収入の状況……資48

地方財政と国の財政

第 31 表　地方財政と国の財政との累年比較……資48
第 32 表　平成 16 年度国・地方の目的別歳出の状況 ……資49
第 33 表　国民経済計算における公的支出の推移……資50

歳　　出（目的別）

第 34 表　目的別歳出決算額の状況……資51
第 35 表　民生費の状況……資53
第 36 表　社会福祉費の状況……資54
第 37 表　老人福祉費の状況……資54
第 38 表　児童福祉費の状況……資54
第 39 表　生活保護費の状況……資55
第 40 表　被保護者数の推移……資55
第 41 表　災害救助費の状況……資55
第 42 表　衛生費の状況……資56
第 43 表　公衆衛生費の状況……資57
第 44 表　結核対策費の状況……資57
第 45 表　保健所費の状況……資57
第 46 表　清掃費の状況……資58
第 47 表　労働費の状況……資58
第 48 表　失業対策費の状況……資59
第 49 表　農林水産業費の状況……資59
第 50 表　農業費の状況……資60
第 51 表　畜産業費の状況……資61
第 52 表　農地費の状況……資61
第 53 表　林業費の状況……資61
第 54 表　水産業費の状況……資62
第 55 表　商工費の状況……資62
第 56 表　土木費の状況……資63
第 57 表　道路橋りょう費の状況……資64
第 58 表　河川海岸費の状況……資64
第 59 表　港湾費の状況……資64
第 60 表　都市計画費の状況……資65
第 61 表　住宅費の状況……資65

第 62 表　消防費の状況……資66
第 63 表　警察費の状況……資66
第 64 表　警察職員数の推移……資67
第 65 表　教育費の状況……資68
第 66 表　小学校費の状況……資69
第 67 表　中学校費の状況……資69
第 68 表　高等学校費の状況……資69
第 69 表　社会教育費の状況……資70
第 70 表　保健体育費の状況……資70

歳　　出（性質別）

第 71 表　性質別歳出決算額の状況……資71
第 72 表　一般財源の充当状況……資73
第 73 表　人件費の状況……資74
第 74 表　人件費中の職員給の状況……資75
第 75 表　地方公務員数の状況……資76
第 76 表　物件費の状況……資77
第 77 表　維持補修費の状況……資77
第 78 表　扶助費の状況……資78
第 79 表　補助費等の状況……資78
第 80 表　普通建設事業費の状況……資79
第 81 表　普通建設事業費中の補助事業費の状況……資81
第 82 表　普通建設事業費中の国直轄事業負担金の状況……資82
第 83 表　普通建設事業費中の単独事業費の状況……資83
第 84 表　普通建設事業費の目的別の状況（構成比）……資84
第 85 表　普通建設事業費中の用地取得費の状況……資85
第 86 表　普通建設事業費中の用地取得費（補助事業費）
の状況……資88
第 87 表　普通建設事業費中の用地取得費（単独事業費）
の状況……資89
第 88 表　災害復旧事業費の状況……資90
第 89 表　失業対策事業費の状況……資90
第 90 表　繰出金の状況……資91
第 91 表　積立金の状況……資92
第 92 表　投資及び出資金の状況……資93
第 93 表　貸付金の状況……資94
第 94 表　地方公営企業等に対する繰出しの状況……資95

第 95 表　公債費の状況……資97
第 96 表　地方債元金償還額の状況……資98

将来にわたる財政負担等

第 97 表　地方債現在高の状況……資99
第 98 表　債務負担行為額（翌年度以降支出予定額）の状況……資101
第 99 表　積立金現在高の状況……資102
第 100 表　平成 16 年度資金収支の状況……資103

公共施設

第 101 表　道路（地方道）の状況……資104
第 102 表　公営住宅等の管理状況……資104
第 103 表　公園の状況……資104
第 104 表　下水道等の状況……資105
第 105 表　し尿及びごみ処理施設の状況……資106
第 106 表　公立保育所の状況……資106
第 107 表　公立老人ホームの状況……資106
第 108 表　公立高等学校の状況……資106
第 109 表　文化及び体育施設の状況（公立分）……資107
第 110 表　地方公共団体の職員公舎の状況……資 107

地方公営事業

第 111 表　地方公営企業の事業数の状況……資108
第 112 表　地方公営企業の職員数の状況……資109
第 113 表　地方公営事業決算の状況……資109
第 114 表　法適用企業決算の状況……資110
第 115 表　法適用企業の事業別決算の推移……資113
第 116 表　法非適用企業決算の状況……資114
第 117 表　国民健康保険事業決算の状況……資115
第 118 表　老人保健医療事業決算の状況……資119
第 119 表　介護保険事業決算の状況……資120
第 120 表　収益事業決算の状況……資123
第 121 表　公立大学附属病院事業決算の状況……資124
第 122 表　農業共済事業決算の状況……資125
第 123 表　交通災害共済事業（直営方式）決算の状況……資125
第 124 表　企業債等の状況……資126
第 125 表　公営企業金融公庫の貸付状況……資127

〔平成17・18年度の地方財政〕

第126表　予算の状況 ……資128
第127表　地方財政計画 ……資129
第128表　地方交付税の状況 ……資131
第129表　地方債計画 ……資132
第130表　主要経済指標及び地方財政計画等の推移 ……資133

〔附属資料〕

資料1　昭和60年度以降の市町村合併の実績及び予定 ……資137
資料2　「三位一体の改革について」平成17年11月30日政府・与党……資153
資料3　「三位一体の改革について」平成16年11月26日政府・与党……資159
資料4　「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2005」
　　平成17年6月21日閣議決定 ……資167
資料5　「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2004」
　　平成16年6月4日閣議決定……資191
資料6　「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2003」
　　平成15年6月27日閣議決定 ……資213
資料7　「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2002」
　　平成14年6月25日閣議決定 ……資237
資料8　「今後の経済財政運営及び経済社会の構造改革に関する基本方針」
　　平成13年6月26日閣議決定 ……資271

第1表 地方公共団体数の推移

区分	昭和28.10.1 (A)	31.3.31	41.3.31	平成8.3.31	9.3.31	10.3.31	11.3.31	12.3.31	13.3.31	14.3.31	15.3.31	16.3.31 (B)	17.3.31 (C)	比較 (C)−(B)	比較 (C)/(A)×100%
都道府県	46	46	46	47	47	47	47	47	47	47	47	47	47	−	102.2
市町村	9,868	4,776	3,372	3,232	3,232	3,232	3,232	3,229	3,227	3,223	3,212	3,132	2,521	△ 611	25.5
大都市	5	5	6	12	12	12	12	12	12	12	12	13	13	−	260.0
中核市	−	−	−	−	12	17	21	25	27	28	30	35	35	−	−
特例市	−	−	−	−	−	−	−	−	10	30	37	39	40	1	−
都市	281	486	554	652	644	641	637	634	621	602	596	602	644	42	229.2
中都市	…	…	124	208	196	191	187	183	179	157	148	139	155	16	…
小都市	…	…	430	444	448	450	450	451	442	445	448	463	489	26	…
町村	9,582	4,285	2,812	2,568	2,564	2,562	2,562	2,558	2,557	2,551	2,537	2,443	1,789	△ 654	18.7
計（普通地方公共団体）	**9,914**	**4,822**	**3,418**	**3,279**	**3,279**	**3,279**	**3,279**	**3,276**	**3,274**	**3,270**	**3,259**	**3,179**	**2,568**	**△ 611**	**25.9**
特別区	23	23	23	23	23	23	23	23	23	23	23	23	23	−	100.0
一部事務組合（普通会計）	…	…	1,804	2,280	2,284	2,276	2,264	2,221	2,158	2,136	2,114	2,057	1,798	△ 259	…
計（特別地方公共団体）	…	…	**1,827**	**2,303**	**2,307**	**2,299**	**2,287**	**2,244**	**2,181**	**2,159**	**2,137**	**2,080**	**1,821**	**△ 259**	…
合計	…	…	**5,245**	**5,582**	**5,586**	**5,578**	**5,566**	**5,520**	**5,455**	**5,429**	**5,396**	**5,259**	**4,389**	**△ 870**	…

（注） 1 昭和28年10月1日は、旧町村合併促進法が施行された日である。
2 特別地方公共団体のうち財産区及び地方開発事業団は、本表に掲げていない。
3 一部事務組合には、広域連合を含めた。（以下の表において同じ）

第2表 団体種類別人口の推移

その1 国勢調査人口の推移

区分	人口（千人） 昭和60.10.1	平成2.10.1	7.10.1 (A)	12.10.1 (B)	比較 増減 (B)−(A)	増減率	構成比（%） 昭和60.10.1	平成2.10.1	7.10.1	12.10.1	1団体当たり人口（人） 平成7.10.1 (C)	12.10.1 (D)	比較 (D)−(C)
					千人	%							
特別区	8,355	8,164	7,968	8,135	167	2.1	6.9	6.6	6.3	6.4	346,418	353,682	7,264
大都市	16,528	18,050	19,151	19,605	454	2.4	13.7	14.6	15.3	15.4	1,595,890	1,633,743	37,853
中核市	−	−	−	11,835	11,835	皆増	−	−	−	9.3	−	438,323	438,323
都市	68,006	69,430	70,891	60,317	△ 10,574	△ 14.9	56.2	56.2	56.5	47.5	108,728	95,589	△ 13,139
小計（市部）	**92,889**	**95,644**	**98,009**	**99,891**	**1,882**	**1.9**	**76.7**	**77.4**	**78.1**	**78.7**	**142,663**	**144,143**	**1,480**
町村（郡部）	28,160	27,968	27,561	27,035	△ 526	△ 1.9	23.3	22.6	21.9	21.3	10,733	10,573	△ 160
合計	**121,049**	**123,611**	**125,570**	**126,926**	**1,356**	**1.1**	**100.0**	**100.0**	**100.0**	**100.0**	**38,578**	**39,054**	**476**

（注） 1団体当たり人口は、人口を各調査日現在の団体数で除したものである。

第2表 団体種類別人口の推移（つづき）

その2　都道府県別国勢調査人口及び住民基本台帳登載人口の状況

区分	平成2年10月1日	平成7年10月1日 (A)	平成12年10月1日 (B)	増減 (B)−(A) (C)	増減率 (C)/(A) ×100	平成17年3月31日現在住民基本台帳登載人口
	人	人	人	人	%	人
北海道	5,643,647	5,692,321	5,683,062	△ 9,259	△ 0.2	5,632,133
青森	1,482,873	1,481,663	1,475,728	△ 5,935	△ 0.4	1,468,608
岩手	1,416,928	1,419,505	1,416,180	△ 3,325	△ 0.2	1,396,637
宮城	2,248,558	2,328,739	2,365,320	36,581	1.6	2,347,970
秋田	1,227,478	1,213,667	1,189,279	△ 24,388	△ 2.0	1,164,389
山形	1,258,390	1,256,958	1,244,147	△ 12,811	△ 1.0	1,218,875
福島	2,104,058	2,133,592	2,126,935	△ 6,657	△ 0.3	2,107,800
茨城	2,845,382	2,955,530	2,985,676	30,146	1.0	2,988,729
栃木	1,935,168	1,984,390	2,004,817	20,427	1.0	2,008,036
群馬	1,966,265	2,003,540	2,024,852	21,312	1.1	2,020,734
埼玉	6,405,319	6,759,311	6,938,006	178,695	2.6	6,996,528
千葉	5,555,429	5,797,782	5,926,285	128,503	2.2	6,014,584
東京	11,855,563	11,773,602	12,064,101	290,499	2.5	12,168,247
神奈川	7,980,391	8,245,902	8,489,974	244,072	3.0	8,644,031
新潟	2,474,583	2,488,364	2,475,733	△ 12,631	△ 0.5	2,445,807
富山	1,120,161	1,123,125	1,120,851	△ 2,274	△ 0.2	1,116,387
石川	1,164,628	1,180,068	1,180,977	909	0.1	1,172,133
福井	823,585	826,996	828,944	1,948	0.2	822,405
山梨	852,966	881,996	888,172	6,176	0.7	880,947
長野	2,156,627	2,193,984	2,215,168	21,184	1.0	2,193,419
岐阜	2,066,569	2,100,315	2,107,700	7,385	0.4	2,106,293
静岡	3,670,840	3,737,689	3,767,393	29,704	0.8	3,773,826
愛知	6,690,603	6,868,336	7,043,300	174,964	2.5	7,062,762
三重	1,792,514	1,841,358	1,857,339	15,981	0.9	1,858,026
滋賀	1,222,411	1,287,005	1,342,832	55,827	4.3	1,359,273
京都	2,602,460	2,629,592	2,644,391	14,799	0.6	2,565,170
大阪	8,734,516	8,797,268	8,805,081	7,813	0.1	8,651,301
兵庫	5,405,040	5,401,877	5,550,574	148,697	2.8	5,571,148
奈良	1,375,481	1,430,862	1,442,795	11,933	0.8	1,434,548
和歌山	1,074,325	1,080,435	1,069,912	△ 10,523	△ 1.0	1,067,114
鳥取	615,722	614,929	613,289	△ 1,640	△ 0.3	612,191
島根	781,021	771,441	761,503	△ 9,938	△ 1.3	747,469
岡山	1,925,877	1,950,750	1,950,828	78	0.0	1,955,317
広島	2,849,847	2,881,748	2,878,915	△ 2,833	△ 0.1	2,868,251
山口	1,572,616	1,555,543	1,527,964	△ 27,579	△ 1.8	1,504,917
徳島	831,598	832,427	824,108	△ 8,319	△ 1.0	818,998
香川	1,023,412	1,027,006	1,022,890	△ 4,116	△ 0.4	1,027,405
愛媛	1,515,025	1,506,700	1,493,092	△ 13,608	△ 0.9	1,490,831
高知	825,034	816,704	813,949	△ 2,755	△ 0.3	804,721
福岡	4,811,050	4,933,393	5,015,699	82,306	1.7	5,014,179
佐賀	877,851	884,316	876,654	△ 7,662	△ 0.9	873,978
長崎	1,562,959	1,544,934	1,516,523	△ 28,411	△ 1.8	1,502,058
熊本	1,840,326	1,859,793	1,859,344	△ 449	△ 0.0	1,857,998
大分	1,236,942	1,231,306	1,221,140	△ 10,166	△ 0.8	1,224,892
宮崎	1,168,907	1,175,819	1,170,007	△ 5,812	△ 0.5	1,172,940
鹿児島	1,797,824	1,794,224	1,786,194	△ 8,030	△ 0.4	1,763,004
沖縄	1,222,398	1,273,440	1,318,220	44,780	3.5	1,372,388
合計	**123,611,167**	**125,570,245**	**126,925,843**	**1,355,598**	**1.1**	**126,869,397**

第３表　財政力指数段階別の団体数及び構成比

団体区分＼財政力指数	0.30未満		0.30以上 0.50未満		0.50以上 1.00未満		1.00以上		合　計		財政力指数平均
		%		%		%		%		%	
都道府県	15	31.9	23	48.9	8	17.0	1	2.1	47	100.0	0.41
市町村	866	34.4	681	27.0	859	34.1	115	4.6	2,521	100.0	0.47
大都市	−	−	−	−	12	92.3	1	7.7	13	100.0	0.82
中核市	−	−	−	−	32	91.4	3	8.6	35	100.0	0.81
特例市	−	−	1	2.5	31	77.5	8	20.0	40	100.0	0.85
都市	44	6.8	159	24.7	390	60.6	51	7.9	644	100.0	0.64
中都市	−	−	7	4.5	123	79.4	25	16.1	155	100.0	0.81
小都市	44	9.0	152	31.1	267	54.6	26	5.3	489	100.0	0.58
町村	822	45.9	521	29.1	394	22.0	52	2.9	1,789	100.0	0.39
合計	**881**	**34.3**	**704**	**27.4**	**867**	**33.8**	**116**	**4.5**	**2,568**	**100.0**	**0.47**

（注）　「財政力指数」は、平成14、15、16年度の各年度における普通交付税の算定に用いた基準財政収入額を基準財政需要額で除して得た数値の単純平均値である。

第４表　一部事務組合の設置目的別団体数の推移

区分	平成 10.3.31	11.3.31	12.3.31	13.3.31	14.3.31	15.3.31	16.3.31 (A)	17.3.31 (B)	比較 (B)−(A)
総務関係	294	294	304	308	306	311	303	269	△ 34
うち退職手当組合	47	47	46	47	48	47	46	44	△ 2
民生関係	141	145	185	147	137	136	131	115	△ 16
衛生関係	1,015	1,000	913	887	874	859	843	739	△ 104
うち伝染病組合	116	107	34	5	2	1	1	−	△ 1
〃 し尿･ごみ処理組合	747	744	731	729	719	705	691	610	△ 81
商工関係	5	5	5	5	5	5	3	1	△ 2
農林水産関係	143	142	141	140	133	129	122	107	△ 15
うち林野（造林）組合	74	74	73	73	69	68	62	55	△ 7
土木関係	28	28	28	28	27	27	26	24	△ 2
消防関係	462	463	460	460	458	454	440	389	△ 51
教育関係	138	136	137	137	135	129	126	95	△ 31
うち小学校組合	19	18	18	18	17	17	17	12	△ 5
〃 中学校組合	54	53	54	51	51	51	50	35	△ 15
その他	50	51	48	46	61	64	63	59	△ 4
合計	**2,276**	**2,264**	**2,221**	**2,158**	**2,136**	**2,114**	**2,057**	**1,798**	**△ 259**

第5表　決　算　規　模　の　状　況

その１　単純合計額の状況

（単位　百万円・％）

区分	平成16年度	平成15年度	比較		
			増減額	増減率	前年度増減率
歳入総額 (A)+(B)	**99,645,528**	**101,006,786**	**△ 1,361,258**	**△ 1.3**	**△ 2.2**
都道府県 (A)	48,995,491	49,811,034	△ 815,543	△ 1.6	△ 3.2
市町村（純計額）(B)	50,650,037	51,195,752	△ 545,715	△ 1.1	△ 1.2
市町村（単純合計額）	52,349,742	52,967,582	△ 617,840	△ 1.2	△ 1.1
市町村（一部事務組合を除く単純合計額）	49,950,010	50,476,770	△ 526,760	△ 1.0	△ 0.7
大都市	9,830,665	10,051,531	△ 220,866	△ 2.2	3.0
中核市	5,488,120	5,360,724	127,396	2.4	13.9
特例市	3,558,236	3,380,919	177,317	5.2	2.7
都市	18,342,355	16,175,088	2,167,267	13.4	△ 5.3
中都市	8,200,757	7,177,473	1,023,284	14.3	△ 14.0
小都市	10,141,598	8,997,615	1,143,983	12.7	3.0
町村	9,973,178	12,774,375	△ 2,801,197	△ 21.9	△ 3.9
特別区	2,757,457	2,734,134	23,323	0.9	0.6
一部事務組合	2,399,732	2,490,811	△ 91,079	△ 3.7	△ 8.7
歳出総額 (C)+(D)	**97,451,206**	**98,701,602**	**△ 1,250,396**	**△ 1.3**	**△ 2.2**
都道府県 (C)	48,193,452	48,917,026	△ 723,574	△ 1.5	△ 3.1
市町村（純計額）(D)	49,257,753	49,784,576	△ 526,823	△ 1.1	△ 1.3
市町村（単純合計額）	50,957,459	51,556,406	△ 598,947	△ 1.2	△ 1.2
市町村（一部事務組合を除く単純合計額）	48,650,925	49,160,833	△ 509,908	△ 1.0	△ 0.8
大都市	9,735,861	9,939,227	△ 203,366	△ 2.0	2.9
中核市	5,345,499	5,210,860	134,639	2.6	13.7
特例市	3,474,649	3,306,894	167,755	5.1	2.6
都市	17,814,077	15,749,327	2,064,750	13.1	△ 5.4
中都市	7,984,401	7,004,307	980,094	14.0	△ 13.9
小都市	9,829,676	8,745,020	1,084,656	12.4	2.6
町村	9,627,337	12,312,693	△ 2,685,356	△ 21.8	△ 3.9
特別区	2,653,503	2,641,831	11,672	0.4	△ 0.1
一部事務組合	2,306,533	2,395,573	△ 89,040	△ 3.7	△ 8.8

第5表 決 算 規 模 の 状 況（つづき）

その２　純計額の状況

（単位　百万円・％）

区分	平成16年度	平成15年度	比較 増減額	比較 増減率	比較 前年度増減率
歳入総額（A）	**99,645,528**	**101,006,786**	**△ 1,361,258**	**△ 1.3**	**△ 2.**
団体間重複額（B）	6,203,292	6,119,761	83,531	1.4	0.
都道府県支出金（市町村に対する貸付金を含む）	2,611,051	2,690,224	△ 79,173	△ 2.9	0.
同級他団体からの分担金、負担金等	206,548	198,560	7,988	4.0	7.
市町村からの分担金、負担金、寄附金等	562,006	626,870	△ 64,864	△ 10.3	△ 12.
特別区財政調整交付金	808,091	775,632	32,459	4.2	0.
利子割交付金	138,681	148,888	△ 10,207	△ 6.9	△ 29.
配当割交付金	28,010	−	28,010	皆増	−
株式等譲渡所得割交付金	28,865	−	28,865	皆増	−
地方消費税交付金	1,349,047	1,212,844	136,203	11.2	11.
ゴルフ場利用税交付金	45,422	48,404	△ 2,982	△ 6.2	△ 7.
特別地方消費税交付金	52	77	△ 25	△ 32.5	△ 59.
自動車取得税交付金	316,999	309,987	7,012	2.3	8.
軽油引取税交付金	108,521	108,274	247	0.2	0.
歳入純計額（A）−（B）	**93,442,236**	**94,887,025**	**△ 1,444,789**	**△ 1.5**	**△ 2.**
歳出総額（C）	**97,451,206**	**98,701,602**	**△ 1,250,396**	**△ 1.3**	**△ 2.**
団体間重複額（D）	6,203,292	6,119,761	83,531	1.4	0.
市町村に対する事業費等の補助交付金等	2,611,051	2,690,224	△ 79,173	△ 2.9	0.
同級他団体に対する負担金等	206,548	198,560	7,988	4.0	7.
都道府県に対する事業費等の分担金、負担金、寄附金等	562,006	626,870	△ 64,864	△ 10.3	△ 12.
特別区財政調整交付金	808,091	775,632	32,459	4.2	0.
利子割交付金	138,681	148,888	△ 10,207	△ 6.9	△ 29.
配当割交付金	28,010	−	28,010	皆増	
株式等譲渡所得割交付金	28,865	−	28,865	皆増	
地方消費税交付金	1,349,047	1,212,844	136,203	11.2	11.
ゴルフ場利用税交付金	45,422	48,404	△ 2,982	△ 6.2	△ 7.
特別地方消費税交付金	52	77	△ 25	△ 32.5	△ 59.
自動車取得税交付金	316,999	309,987	7,012	2.3	8.
軽油引取税交付金	108,521	108,274	247	0.2	0.
歳出純計額（C）−（D）	**91,247,914**	**92,581,841**	**△ 1,333,927**	**△ 1.4**	**△ 2.**

（注）　次表以下の各表における純計額とは、上記表中の「歳入純計額(A)−(B)」又は「歳出純計額(C)−(D)」をいう。

第6表 純 計 決 算 額 の 推 移

（単位 百万円・%）

区分	地方						国（一般会計）					
	歳入			歳出			歳入			歳出		
	決算額	対前年度増減率	指数	決算額	対前年度増減率	指数	決算額	対前年度増減率	指数	決算額	対前年度増減率	指数
昭和36年度	2,511,550	24.0	100	2,391,080	24.2	100	2,515,932	28.3	100	2,063,468	18.4	100
37	2,982,850	18.8	119	2,887,366	20.8	121	2,947,623	17.2	117	2,556,617	23.9	124
38	3,397,659	13.9	135	3,308,833	14.6	138	3,231,214	9.6	128	3,044,292	19.1	148
39	3,910,921	15.1	156	3,821,968	15.5	160	3,446,768	6.7	137	3,310,969	8.8	160
40	4,478,035	14.5	178	4,365,140	14.2	183	3,773,097	9.5	150	3,723,017	12.4	180
41	5,177,746	15.6	206	5,026,177	15.1	210	4,552,146	20.6	181	4,459,196	19.8	216
42	5,926,311	14.5	236	5,725,497	13.9	239	5,299,446	16.4	211	5,113,035	14.7	248
43	6,958,874	17.4	277	6,729,574	17.5	281	6,059,873	14.3	241	5,937,082	16.1	288
44	8,305,229	19.3	331	8,033,912	19.4	336	7,109,267	17.3	283	6,917,838	16.5	335
45	10,103,998	21.7	402	9,814,878	22.2	410	8,459,181	19.0	336	8,187,697	18.4	397
46	12,179,449	20.5	485	11,909,529	21.3	498	9,970,859	17.9	396	9,561,131	16.8	463
47	15,090,702	23.9	601	14,618,283	22.7	611	12,793,873	28.3	509	11,932,172	24.8	578
48	18,217,086	20.7	725	17,473,883	19.5	731	16,761,978	31.0	666	14,778,303	23.9	716
49	23,486,710	28.9	935	22,887,888	31.0	957	20,379,123	21.6	810	19,099,793	29.2	926
50	26,044,417	10.9	1,037	25,654,468	12.1	1,073	21,473,416	5.4	853	20,860,879	9.2	1,011
51	29,503,523	13.3	1,175	28,907,036	12.7	1,209	25,076,017	16.8	997	24,467,612	17.3	1,186
52	34,014,343	15.3	1,354	33,362,119	15.4	1,395	29,433,623	17.4	1,170	29,059,842	18.8	1,408
53	39,133,798	15.1	1,558	38,346,995	14.9	1,604	34,907,265	18.6	1,387	34,096,030	17.3	1,652
54	43,132,151	10.2	1,717	42,077,946	9.7	1,760	39,779,228	14.0	1,581	38,789,831	13.8	1,880
55	46,803,074	8.5	1,864	45,780,784	8.8	1,915	44,040,667	10.7	1,750	43,405,026	11.9	2,103
56	50,103,281	7.1	1,995	49,165,293	7.4	2,056	47,443,338	7.7	1,886	46,921,154	8.1	2,274
57	52,167,701	4.1	2,077	51,133,257	4.0	2,139	48,001,281	1.2	1,908	47,245,064	0.7	2,290
58	53,461,945	2.5	2,129	52,306,947	2.3	2,188	51,652,905	7.6	2,053	50,635,307	7.2	2,454
59	54,973,200	2.8	2,189	53,869,962	3.0	2,253	52,183,385	1.0	2,074	51,480,623	1.7	2,495
60	57,472,555	4.5	2,288	56,293,463	4.5	2,354	53,992,562	3.5	2,146	53,004,511	3.0	2,569
61	60,074,817	4.5	2,392	58,717,063	4.3	2,456	56,489,194	4.6	2,245	53,640,432	1.2	2,600
62	64,661,859	7.6	2,575	63,220,132	7.7	2,644	61,388,769	8.7	2,440	57,731,141	7.6	2,798
63	68,009,464	5.2	2,708	66,401,636	5.0	2,777	64,607,381	5.2	2,568	61,471,062	6.5	2,979
平成元年度	74,566,747	9.6	2,969	72,729,016	9.5	3,042	67,247,823	4.1	2,673	65,858,939	7.1	3,192
2	80,410,014	7.8	3,202	78,473,217	7.9	3,282	71,703,468	6.6	2,850	69,268,676	5.2	3,357
3	85,709,945	6.6	3,413	83,806,515	6.8	3,505	72,990,559	1.8	2,901	70,547,185	1.8	3,419
4	91,423,820	6.7	3,640	89,559,705	6.9	3,746	71,465,997	△ 2.1	2,841	70,497,432	△ 0.1	3,416
5	95,314,172	4.3	3,795	93,076,359	3.9	3,893	75,169,012	5.2	2,988	72,540,326	2.9	3,515
6	95,994,493	0.7	3,822	93,817,836	0.8	3,924	74,074,943	△ 1.5	2,944	71,349,541	△ 1.6	3,458
7	101,315,603	5.5	4,034	98,944,511	5.5	4,138	80,557,216	8.8	3,202	75,938,516	6.4	3,680
8	101,350,538	0.0	4,035	99,026,140	0.1	4,141	81,809,039	1.6	3,252	78,847,867	3.8	3,821
9	99,887,786	△ 1.4	3,977	97,673,772	△ 1.4	4,085	80,170,473	△ 2.0	3,187	78,470,310	△ 0.5	3,803
10	102,868,902	3.0	4,096	100,197,545	2.6	4,190	89,782,694	12.0	3,569	84,391,798	7.5	4,090
11	104,006,504	1.1	4,141	101,629,110	1.4	4,250	94,376,336	5.1	3,751	89,037,431	5.5	4,315
12	100,275,101	△ 3.6	3,993	97,616,360	△ 3.9	4,083	93,361,027	△ 1.1	3,711	89,321,050	0.3	4,329
13	100,004,082	△ 0.3	3,982	97,431,688	△ 0.2	4,075	86,903,039	△ 6.9	3,454	84,811,129	△ 5.0	4,110
14	97,170,222	△ 2.8	3,869	94,839,418	△ 2.7	3,966	87,289,022	0.4	3,469	83,674,290	△ 1.3	4,055
15	94,887,025	△ 2.3	3,778	92,581,841	△ 2.4	3,872	85,622,807	△ 1.9	3,403	82,415,971	△ 1.5	3,994
16	93,442,236	△ 1.5	3,721	91,247,914	△ 1.4	3,816	88,897,515	3.8	3,533	84,896,776	3.0	4,114

（注） 決算額からは、特定資金公共投資事業債償還時補助金、特定資金公共事業債償還時補助金及びこれら補助金と相殺された償還金を除いている。

第7表 決 算 収 支 の 状 況

その１　黒字、赤字の団体別の状況　　（単位　百万円）

区分	平成16年度						平成15年度		比較	
	団体数 (A)	歳入 (B)	歳出 (C)	歳入歳出差引 (B)－(C) (D)	翌年度に繰り越すべき財源 (E)	実質収支 (D)－(E) (F)	団体数 (G)	実質収支 (H)	団体数 (A)－(G)	増減 (F)－(H)
全団体										
都道府県 (A)	47	48,995,491	48,193,452	802,039	644,435	157,604	47	147,695	－	9,909
市町村(単純合計額) (B)	4,342	52,349,742	50,957,459	1,392,283	329,096	1,063,187	5,212	1,056,953	△ 870	6,234
市町村（一部事務組合を除く単純合計額）	2,544	49,950,010	48,650,925	1,299,085	319,865	979,220	3,155	970,579	△ 611	8,641
大都市	13	9,830,665	9,735,861	94,804	69,601	25,203	13	22,930	－	2,273
特別区	23	2,757,457	2,653,503	103,954	15,352	88,602	23	86,019	－	2,583
中核市	35	5,488,120	5,345,499	142,621	44,745	97,876	35	101,582	－	△ 3,706
特例市	40	3,558,236	3,474,649	83,587	18,255	65,332	39	51,420	1	13,912
都市	644	18,342,355	17,814,077	528,278	108,874	419,404	602	334,759	42	84,645
中都市	155	8,200,757	7,984,401	216,356	44,029	172,327	139	137,240	16	35,087
小都市	489	10,141,598	9,829,676	311,922	64,845	247,077	463	197,519	26	49,558
町村	1,789	9,973,178	9,627,337	345,841	63,038	282,803	2,443	373,870	△ 654	△ 91,067
一部事務組合	1,798	2,399,732	2,306,533	93,199	9,232	83,967	2,057	86,373	△ 259	△ 2,406
合計 (A)＋(B)	**4,389**	**101,345,233**	**99,150,911**	**2,194,322**	**973,531**	**1,220,791**	**5,259**	**1,204,647**	**△ 870**	**16,144**
黒字の団体										
都道府県 (A)	46	46,345,205	45,540,459	804,746	623,478	181,268	45	180,960	1	308
市町村(単純合計額) (B)	4,266	50,680,134	49,263,645	1,416,489	317,762	1,098,727	5,172	1,080,763	△ 906	17,964
市町村（一部事務組合を除く単純合計額）	2,473	48,286,870	46,963,725	1,323,145	308,530	1,014,615	3,116	994,389	△ 643	20,226
大都市	12	9,156,945	9,068,323	88,622	62,072	26,550	12	24,435	－	2,115
特別区	23	2,757,457	2,653,503	103,954	15,352	88,602	23	86,019	－	2,583
中核市	34	5,362,803	5,218,938	143,865	44,321	99,544	35	101,582	△ 1	△ 2,038
特例市	40	3,558,236	3,474,649	83,587	18,255	65,332	37	55,388	3	9,944
都市	624	17,738,156	17,189,773	548,383	106,706	441,677	586	349,247	38	92,430
中都市	149	7,873,302	7,647,228	226,074	43,382	182,692	136	139,870	13	42,822
小都市	475	9,864,854	9,542,545	322,309	63,324	258,985	450	209,377	25	49,608
町村	1,740	9,713,273	9,358,540	354,733	61,824	292,909	2,423	377,718	△ 683	△ 84,809
一部事務組合	1,793	2,393,264	2,299,920	93,344	9,232	84,112	2,056	86,373	△ 263	△ 2,261
合計 (A)＋(B)	**4,312**	**97,025,340**	**94,804,104**	**2,221,236**	**941,241**	**1,279,995**	**5,217**	**1,261,723**	**△ 905**	**18,272**
赤字の団体										
都道府県 (A)	1	2,650,286	2,652,993	△ 2,707	20,957	△ 23,664	2	△ 33,265	△ 1	9,601
市町村(単純合計額) (B)	76	1,669,608	1,693,814	△ 24,206	11,334	△ 35,540	40	△ 23,810	36	△ 11,730
市町村（一部事務組合を除く単純合計額）	71	1,663,140	1,687,201	△ 24,061	11,333	△ 35,394	39	△ 23,810	32	△ 11,584
大都市	1	673,719	667,538	6,181	7,528	△ 1,347	1	△ 1,506	－	159
特別区	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
中核市	1	125,317	126,561	△ 1,244	424	△ 1,668	－	－	1	△ 1,668
特例市	－	－	－	－	－	－	2	△ 3,968	△ 2	3,968
都市	20	604,199	624,304	△ 20,105	2,168	△ 22,273	16	△ 14,488	4	△ 7,785
中都市	6	327,455	337,173	△ 9,718	647	△ 10,365	3	△ 2,630	3	△ 7,735
小都市	14	276,744	287,131	△ 10,387	1,521	△ 11,908	13	△ 11,858	1	△ 50
町村	49	259,905	268,797	△ 8,892	1,214	△ 10,106	20	△ 3,848	29	△ 6,258
一部事務組合	5	6,468	6,613	△ 146	－	△ 146	1	△ 0	4	△ 146
合計 (A)＋(B)	**77**	**4,319,894**	**4,346,807**	**△ 26,913**	**32,291**	**△ 59,204**	**42**	**△ 57,075**	**35**	**△ 2,129**

（注）　平成16年度の赤字の団体には、合併に伴う打切り決算により赤字となった51市町村が含まれており、平成15年度の赤字の団体には、合併に伴う打切り決算により赤字となった14市町村が含まれている。

第7表 決 算 収 支 の 状 況（つづき）

その2 都道府県別実質収支等の状況

（単位 百万円）

区分	歳入 (A)	歳出 (B)	歳入歳出差引 (A)－(B) (C)	翌年度に繰り越すべき財源 (D)	実質収支 (C)－(D)	単年度収支 (E)	積立金 (F)	繰上償還額 (G)	積立金取崩し額 (H)	実質単年度収支 (E)＋(F)＋(G)－(H)
北海道	2,625,406	2,614,444	10,962	8,688	2,274	△ 8,390	5,098	－	9,500	△ 12,791
青森県	771,574	759,720	11,854	10,111	1,743	△ 353	16	4,566	2,185	2,044
岩手県	747,047	729,654	17,393	13,977	3,416	956	1,230	－	－	2,186
宮城県	806,192	787,582	18,610	15,179	3,431	3,086	1,022	－	3,900	208
秋田県	695,740	688,277	7,463	5,236	2,227	△ 277	1,234	－	－	957
山形県	613,688	603,907	9,781	6,684	3,097	△ 76	1,271	－	6,000	△ 4,805
福島県	875,329	866,739	8,590	5,415	3,175	△ 94	1,947	－	2,000	△ 147
茨城県	1,008,094	991,813	16,281	11,396	4,885	2,379	0	－	－	2,379
栃木県	820,324	802,206	18,118	15,807	2,311	△ 94	30	－	1,000	△ 1,065
群馬県	757,104	742,593	14,511	13,193	1,318	△ 121	706	2,698	1,300	1,983
埼玉県	1,557,104	1,543,069	14,035	10,662	3,373	△ 305	1	32,700	1,002	31,394
千葉県	1,454,700	1,441,070	13,630	11,409	2,221	4,894	－	－	－	4,894
東京都	6,308,982	6,161,480	147,502	77,850	69,652	△ 1,779	193,808	－	63,978	128,051
神奈川県	1,754,839	1,736,027	18,812	13,696	5,116	192	3,201	－	2,300	1,092
新潟県	1,557,425	1,540,524	16,901	12,190	4,711	△ 125	689	－	－	564
富山県	549,717	531,840	17,877	13,529	4,348	△ 114	4	－	－	△ 110
石川県	543,817	535,007	8,810	8,024	786	△ 37	5	7,000	500	6,468
福井県	505,955	496,137	9,818	7,185	2,633	△ 16	3	－	－	△ 13
山梨県	485,860	465,393	20,467	18,480	1,987	58	6	－	－	64
長野県	876,237	857,168	19,069	16,010	3,059	△ 1,580	1	－	－	△ 1,580
岐阜県	789,691	774,598	15,093	10,864	4,229	365	7	－	－	373
静岡県	1,138,312	1,121,866	16,446	11,786	4,660	△ 384	7	－	328	△ 706
愛知県	2,126,668	2,113,746	12,922	11,572	1,350	△ 1,247	0	－	－	△ 1,247
三重県	689,865	664,614	25,251	17,298	7,953	3,215	58	－	16,183	△ 12,910
滋賀県	523,659	513,967	9,692	9,464	228	△ 57	670	－	3,257	△ 2,644
京都府	811,384	804,539	6,845	6,495	350	62	0	－	－	62
大阪府	2,650,286	2,652,993	△ 2,707	20,957	△ 23,664	6,928	－	－	－	6,928
兵庫県	2,105,278	2,091,351	13,927	12,912	1,015	371	231	－	1,270	△ 668
奈良県	490,456	483,040	7,416	7,309	107	△ 7	414	－	1,000	△ 594
和歌山県	521,883	511,513	10,370	8,056	2,314	197	21	1,967	－	2,184
鳥取県	407,085	392,126	14,959	10,375	4,584	△ 5,875	2	－	－	△ 5,872
島根県	589,652	579,476	10,176	8,179	1,997	86	1	3,213	1	3,299
岡山県	820,385	810,979	9,406	9,308	98	14	109	－	109	14
広島県	992,686	981,352	11,334	10,164	1,170	△ 237	503	－	5,289	△ 5,023
山口県	754,676	739,310	15,366	13,242	2,124	837	3,003	1,006	3,000	1,846
徳島県	547,738	521,053	26,685	26,180	505	151	4,999	－	5,000	151
香川県	472,512	460,417	12,095	9,290	2,805	391	2,083	－	3,948	△ 1,474
愛媛県	658,311	639,645	18,666	18,151	515	488	2,311	－	4,396	△ 1,597
高知県	495,184	486,003	9,181	5,799	3,382	△ 308	12	－	6,122	△ 6,417
福岡県	1,491,205	1,453,802	37,403	35,602	1,801	192	13	－	1,000	△ 795
佐賀県	438,113	430,502	7,611	5,752	1,859	1,267	971	－	4,500	△ 2,262
長崎県	734,727	718,140	16,587	15,977	610	△ 296	469	－	500	△ 327
熊本県	763,097	741,341	21,756	16,274	5,482	1,668	5	－	1,000	673
大分県	600,117	583,324	16,793	16,258	535	157	592	2	700	51
宮崎県	611,299	600,260	11,039	10,521	518	△ 2	2,904	－	3,342	△ 440
鹿児島県	868,494	849,016	19,478	15,461	4,017	2,885	1,996	－	1,996	2,885
沖縄県	587,597	579,829	7,768	6,471	1,297	41	631	－	640	32
合計	**48,995,491**	**48,193,452**	**802,039**	**644,435**	**157,604**	**9,108**	**232,282**	**53,152**	**157,245**	**137,297**

第7表 決 算 収 支 の 状 況（つづき）

その３　大都市・中核市・特例市・都市（平成17年３月31日現在住民基本台帳登載人口30万人以上）の実質収支等の状況

（単位　百万円）

区分	歳入 (A)	歳出 (B)	歳入歳出差引 (A)－(B) (C)	翌年度に繰り越すべき財源 (D)	実質収支 (C)－(D)	単年度収支 (E)	積立金 (F)	繰上償還額 (G)	積立金取崩し額 (H)	実質単年度収支 (E)＋(F)＋(G)－(H)
大都市										
札幌市	819,968	816,047	3,921	3,216	705	△ 1,823	0	－	2,000	△ 3,823
仙台市	403,751	396,582	7,169	6,617	552	195	279	－	1,006	△ 532
さいたま市	354,551	340,908	13,643	4,235	9,408	1,062	3	－	－	1,064
千葉市	349,295	343,600	5,695	5,564	131	△ 586	1,695	－	2,011	△ 903
横浜市	1,389,897	1,374,579	15,318	10,562	4,756	△ 26	66	－	－	40
川崎市	516,305	511,149	5,156	4,522	634	64	164	－	－	229
名古屋市	1,005,577	1,001,724	3,853	2,610	1,243	520	0	－	691	△ 171
京都市	673,719	667,538	6,181	7,528	△ 1,347	158	1	－	－	159
大阪市	1,703,865	1,701,951	1,914	1,685	229	37	－	0	－	37
神戸市	826,130	818,490	7,640	7,615	25	8	379	－	424	△ 37
広島市	515,595	511,478	4,117	3,230	887	700	2,664	－	－	3,364
北九州市	523,535	516,006	7,529	6,446	1,083	△ 109	650	－	800	△ 259
福岡市	748,476	735,808	12,668	5,771	6,897	2,073	3,574	－	6,672	△ 1,025
中核市										
旭川市	153,489	151,881	1,608	158	1,450	△ 1,027	4	－	－	△ 1,022
秋田市	121,055	119,404	1,651	369	1,282	△ 453	1,050	357	1,531	△ 577
郡山市	103,557	99,775	3,782	690	3,092	311	2,800	－	2,800	311
いわき市	125,857	122,283	3,574	642	2,932	578	4,417	－	4,055	940
宇都宮市	154,711	146,628	8,083	2,847	5,236	485	4	－	－	488
川越市	86,847	82,960	3,887	304	3,583	106	1	－	130	△ 22
船橋市	140,007	136,229	3,778	532	3,246	△ 2,257	1	－	1,000	△ 3,256
横須賀市	136,892	130,759	6,133	930	5,203	△ 906	1	－	1,269	△ 2,175
相模原市	165,930	160,353	5,577	617	4,960	△ 1,261	2	－	1,500	△ 2,760
新潟市	296,888	292,506	4,382	1,450	2,932	△ 917	9,252	－	7,824	511
富山市	117,518	112,162	5,356	1,409	3,947	1,836	2	－	138	1,700
金沢市	173,134	170,265	2,869	1,336	1,533	1,009	1	2,515	－	3,525
長野市	148,948	144,324	4,624	3,161	1,463	95	261	－	2,004	△ 1,648
岐阜市	139,635	131,003	8,632	931	7,701	347	9	－	1,000	△ 644
静岡市	238,259	230,945	7,314	3,100	4,214	△ 275	3,039	－	3,038	△ 274
浜松市	178,539	172,166	6,373	665	5,708	1,069	5	286	1,000	360
豊橋市	110,847	106,265	4,582	472	4,110	△ 1,281	10	－	3,715	△ 4,987
岡崎市	94,934	91,944	2,990	272	2,718	247	503	－	2,000	△ 1,251
豊田市	136,576	130,462	6,114	2,951	3,163	△ 956	100	－	－	△ 856
堺市	278,305	276,529	1,776	1,472	304	58	37	－	1,963	△ 1,868
高槻市	96,049	95,469	580	254	326	64	369	0	－	433
姫路市	174,769	167,906	6,863	1,571	5,292	212	27	－	－	238
奈良市	105,591	104,967	624	529	95	△ 1,327	0	－	100	△ 1,427
和歌山市	125,317	126,561	△ 1,244	424	△ 1,668	△ 2,247	555	－	1,280	△ 2,972
岡山市	235,868	228,784	7,084	1,481	5,603	480	154	－	6,863	△ 6,229
倉敷市	154,205	152,382	1,823	700	1,123	△ 2,404	2,302	－	3,000	△ 3,103
福山市	141,838	138,418	3,420	871	2,549	△ 362	1,529	1,002	1,621	547
高松市	117,800	114,015	3,785	1,143	2,642	△ 105	4	－	6,850	△ 6,952
松山市	172,905	163,992	8,913	7,072	1,841	△ 701	2,496	－	6,516	△ 4,721
高知市	143,422	142,447	975	809	166	△ 341	279	－	750	△ 811
長崎市	211,065	210,069	996	369	627	△ 105	317	－	1,092	△ 880
熊本市	215,198	211,335	3,863	1,397	2,466	△ 285	1,955	13	1,000	683
大分市	154,398	150,281	4,117	1,248	2,869	△ 226	287	263	1,510	△ 1,187
宮崎市	119,005	116,943	2,062	749	1,313	444	1,002	280	－	1,726
鹿児島市	218,760	213,087	5,673	1,816	3,857	△ 730	1,802	1,078	1,966	185

第7表 決 算 収 支 の 状 況（つづき）

その3 大都市・中核市・特例市・都市（平成17年3月31日現在住民基本台帳登載人口30万人以上）の実質収支等の状況（つづき）

（単位 百万円）

区分	歳入 (A)	歳出 (B)	歳入歳出差引 (A)−(B) (C)	翌年度に繰り越すべき財源 (D)	実質収支 (C)−(D)	単年度収支 (E)	積立金 (F)	繰上償還額 (G)	積立金取崩し額 (H)	実質単年度収支 (E)+(F)+(G)−(H)
特例市										
函館市	133,712	132,817	895	10	885	△ 335	138	−	1,392	△ 1,589
八戸市	86,799	85,315	1,484	221	1,263	123	301	1	813	△ 388
盛岡市	88,202	87,248	954	114	840	69	302	−	−	371
山形市	80,803	78,334	2,469	384	2,085	△ 537	1	−	−	△ 536
水戸市	86,340	83,362	2,978	1,995	983	827	486	48	1,392	△ 31
前橋市	122,477	119,973	2,504	138	2,366	△ 338	409	92	2,631	△ 2,467
高崎市	90,214	88,302	1,912	361	1,551	△ 892	5	−	904	△ 1,791
川口市	142,918	133,708	9,210	911	8,299	1,266	6	−	3,644	△ 2,373
所沢市	82,788	78,082	4,706	1,437	3,269	44	1,500	−	500	1,044
草加市	60,354	57,226	3,128	231	2,897	△ 247	186	−	1,018	△ 1,079
越谷市	75,503	72,597	2,906	457	2,449	485	371	−	260	596
平塚市	78,589	75,855	2,734	421	2,313	△ 434	349	−	−	△ 85
小田原市	58,555	55,777	2,778	237	2,541	100	100	−	300	△ 100
茅ヶ崎市	55,724	52,385	3,339	220	3,119	944	2	−	956	△ 10
厚木市	78,867	74,817	4,050	977	3,073	81	0	−	723	△ 642
大和市	60,094	57,941	2,153	120	2,033	△ 9	1	−	1,580	△ 1,589
福井市	93,987	93,150	837	503	334	△ 76	5	−	−	△ 71
甲府市	62,205	61,314	891	704	187	△ 276	1	−	500	△ 776
松本市	73,983	72,504	1,479	825	654	99	276	−	−	375
沼津市	70,323	66,794	3,529	1,488	2,041	△ 644	1,457	−	1,476	△ 663
富士市	70,923	67,922	3,001	59	2,942	690	8	−	100	598
一宮市	68,500	66,259	2,241	113	2,128	△ 94	−	−	−	△ 94
春日井市	73,916	71,835	2,081	75	2,006	479	100	−	−	579
四日市市	96,275	94,670	1,605	420	1,185	△ 60	101	−	1,417	△ 1,376
大津市	84,743	83,988	755	543	212	66	1	−	−	67
岸和田市	61,447	61,245	202	61	141	△ 317	501	73	−	257
豊中市	110,784	110,494	290	186	104	2,851	0	−	−	2,851
吹田市	100,465	100,020	445	177	268	△ 1	90	−	850	△ 761
枚方市	105,014	104,632	382	106	276	119	150	−	−	269
茨木市	76,406	75,206	1,200	524	676	448	1	0	−	450
八尾市	82,155	81,917	238	165	73	△ 64	82	86	−	104
寝屋川市	70,361	70,300	61	50	11	1,232	0	−	−	1,232
尼崎市	199,862	199,445	417	400	17	△ 135	175	−	−	40
明石市	88,777	86,949	1,828	791	1,037	348	18	−	400	△ 34
加古川市	74,358	73,820	538	260	278	40	92	−	−	131
宝塚市	69,853	68,764	1,089	542	547	△ 404	480	−	640	△ 564
呉市	119,559	115,754	3,805	489	3,316	1,684	712	−	2,937	△ 541
下関市	123,245	119,481	3,764	222	3,542	3,542	5	−	1,750	1,797
久留米市	111,574	110,024	1,550	886	664	△ 920	2	−	4,575	△ 5,493
佐世保市	87,582	84,420	3,162	434	2,728	515	702	−	857	361
都市										
市川市（千葉県）	114,877	110,895	3,982	435	3,547	1,590	337	−	75	1,852
松戸市（千葉県）	110,890	106,820	4,070	93	3,977	196	71	−	−	267
柏市（千葉県）	102,727	99,400	3,327	757	2,570	△ 736	0	−	806	△ 1,541
八王子市（東京都）	156,783	155,244	1,539	133	1,406	134	1,139	−	792	481
町田市（東京都）	110,285	108,201	2,084	118	1,966	△ 113	2,026	−	2,164	△ 250
藤沢市（神奈川県）	113,074	108,265	4,809	203	4,606	1,951	0	−	−	1,951
東大阪市（大阪府）	173,113	172,486	627	271	356	△ 1	359	0	187	172
西宮市（兵庫県）	149,927	149,174	753	515	238	△ 168	265	−	−	97
那覇市（沖縄県）	111,655	109,692	1,963	498	1,465	482	997	24	1,658	△ 154

第7表 決 算 収 支 の 状 況（つづき）

その4 赤字の団体及び赤字額の増減状況

（単位 百万円）

区分	平成15年度の赤字の団体（A）		(A)のうち市町村合併等により消滅した団体		(A)のうち平成16年度も赤字である団体								(A)のうち黒字となった団体		平成15年度が黒字で平成16年度が赤字の団体		平成16年度の赤字の団体	
					赤字が増加した団体				赤字が減少した団体									
	団体数	平成15年度実質収支	団体数	平成15年度実質収支	団体数	平成15年度実質収支(a)	平成16年度実質収支(b)	(b)−(a)	団体数	平成15年度実質収支(c)	平成16年度実質収支(d)	(d)−(c)	団体数	平成15年度実質収支	団体数	平成16年度実質収支	団体数	平成16年度実質収支
都道府県	2	△ 33,265	−	−	−	−	−	−	1	△ 30,592	△ 23,664	6,928	1	△ 2,673	−	−	1	△ 23,6
市町村	40	△ 23,810	18	△ 3,625	5	△ 3,448	△ 7,525	△ 4,077	9	△ 9,354	△ 8,009	1,345	8	△ 7,384	62	△ 20,006	76	△ 35,5
市町村(一部事務組合を除く。)	39	△ 23,810	17	△ 3,625	5	△ 3,448	△ 7,525	△ 4,077	9	△ 9,354	△ 8,009	1,345	8	△ 7,384	57	△ 19,861	71	△ 35,3
大都市	1	△ 1,506	−	−	−	−	−	−	1	△ 1,506	△ 1,347	159	−	−	−	−	1	△ 1,3
特別区		−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	
中核市	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	1	△ 1,668	1	△ 1,6
特例市	2	△ 3,968	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	2	△ 3,968	−	−	−	
都市	16	△ 14,488	2	△ 436	4	△ 3,117	△ 7,157	△ 4,040	6	△ 7,664	△ 6,560	1,104	4	△ 3,271	10	△ 8,556	20	△ 22,2
中都市	3	△ 2,630	−	−	1	△ 880	△ 2,936	△ 2,056	2	△ 1,750	△ 1,343	407	−	−	3	△ 6,086	6	△ 10,3
小都市	13	△ 11,858	2	△ 436	3	△ 2,237	△ 4,221	△ 1,984	4	△ 5,914	△ 5,217	697	4	△ 3,271	7	△ 2,470	14	△ 11,9
町村	20	△ 3,848	15	△ 3,189	1	△ 331	△ 368	△ 37	2	△ 184	△ 102	82	2	△ 144	46	△ 9,637	49	△ 10,1
一部事務組合	1	△ 0	1	△ 0	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	5	△ 146	5	△ 1
合計	**42**	**△ 57,075**	**18**	**△ 3,625**	**5**	**△ 3,448**	**△ 7,525**	**△ 4,077**	**10**	**△ 39,946**	**△ 31,673**	**8,273**	**9**	**△ 10,056**	**62**	**△ 20,006**	**77**	**△ 59,2**

（注） 平成16年度の赤字の団体には、合併に伴う打切り決算により赤字となった51市町村が含まれており、平成15年度の赤字の団体には、合併に伴う打切り決算により赤字となった14市町村が含まれている。

その5 実質収支の推移

（単位 百万円・%）

区分	全団体						黒字の団体						赤字の団体					
	総数		都道府県		市町村		総数			都道府県		市町村	総数			都道府県		市町村
	団体数(A)	収支額	団体数	収支額	団体数	収支額	団体数(B)	(B)/(A)	収支額	団体数	収支額	団体数	団体数(C)	(C)/(A)	収支額	団体数	収支額	団体数	収支額
平成6年度	5,582	1,052,669	47	113,279	5,535	939,391	5,567	99.7	1,063,600	47	113,279	5,520	950,322	15	0.3	△ 10,931	−	−	15	△ 10,9
7	5,582	1,052,270	47	104,375	5,535	947,894	5,569	99.8	1,067,592	47	104,375	5,522	963,217	13	0.2	△ 15,322	−	−	13	△ 15,3
8	5,586	1,053,377	47	102,140	5,539	951,237	5,572	99.7	1,064,921	47	102,140	5,525	962,781	14	0.3	△ 11,544	−	−	14	△ 11,5
9	5,578	1,082,886	47	145,049	5,531	937,837	5,565	99.8	1,091,981	47	145,049	5,518	946,932	13	0.2	△ 9,095	−	−	13	△ 9,0
10	5,566	842,047	47	△ 87,151	5,519	929,197	5,534	99.4	1,026,763	43	84,639	5,491	942,124	32	0.6	△ 184,717	4	△ 171,789	28	△ 12,9
11	5,520	1,002,521	47	△ 19,443	5,473	1,021,964	5,494	99.5	1,129,442	43	95,329	5,451	1,034,113	26	0.5	△ 126,921	4	△ 114,772	22	△ 12,1
12	5,455	1,125,941	47	744	5,408	1,125,197	5,431	99.6	1,245,926	45	106,910	5,386	1,139,016	24	0.4	△ 119,985	2	△ 106,166	22	△ 13,8
13	5,429	1,131,937	47	75,146	5,382	1,056,791	5,399	99.4	1,189,746	46	112,441	5,353	1,077,305	30	0.6	△ 57,809	1	△ 37,295	29	△ 20,5
14	5,396	1,078,270	47	134,353	5,349	943,917	5,363	99.4	1,142,681	45	178,491	5,318	964,190	33	0.6	△ 64,412	2	△ 44,138	31	△ 20,2
15	5,259	1,204,647	47	147,695	5,212	1,056,953	5,217	99.2	1,261,723	45	180,960	5,172	1,080,763	42	0.8	△ 57,075	2	△ 33,265	40	△ 23,8
16	4,389	1,220,791	47	157,604	4,342	1,063,187	4,312	98.2	1,279,995	46	181,268	4,266	1,098,727	77	1.8	△ 59,204	1	△ 23,664	76	△ 35,5

（注） 赤字の団体には、合併等に伴う打切り決算により赤字となった団体が含まれている。

第7表 決 算 収 支 の 状 況（つづき）

その6 実質収支の対前年度増減額の状況

（単位 百万円）

区分	全団体						黒字の団体						赤字の団体					
	総数		都道府県		市町村		総数		都道府県		市町村		総数		都道府県		市町村	
	団体数	収支額	団体数	収支額	団体数	収支額	団体数	収支額	団体数	収支額	団体数	収支額	団体数	収支額	団体数	収支額	団体数	収支額
平成6年度	△ 20	△ 11,765	−	△ 4,917	△ 20	△ 6,847	△ 24	△ 7,501	−	△ 4,917	△ 24	△ 2,583	4	△ 4,264	−	−	4	△ 4,264
7	−	△ 399	−	△ 8,904	−	8,503	2	3,992	−	△ 8,904	2	12,895	△ 2	△ 4,391	−	−	△ 2	△ 4,391
8	4	1,107	−	△ 2,235	4	3,343	3	△ 2,671	−	△ 2,235	3	△ 436	1	3,778	−	−	1	3,778
9	△ 8	29,509	−	42,909	△ 8	△ 13,400	△ 7	27,060	−	42,909	△ 7	△ 15,849	△ 1	2,449	−	−	△ 1	2,449
10	△ 12	△ 240,839	−	△ 232,200	△ 12	△ 8,640	△ 31	△ 65,218	△ 4	△ 60,410	△ 27	△ 4,808	19	△ 175,622	4	△ 171,789	15	△ 3,832
11	△ 46	160,474	−	67,708	△ 46	92,767	△ 40	102,679	−	10,690	△ 40	91,989	△ 6	57,796	−	57,017	△ 6	778
12	△ 65	123,420	−	20,187	△ 65	103,233	△ 63	116,484	2	11,581	△ 65	104,903	△ 2	6,936	△ 2	8,606	−	△ 1,670
13	△ 26	5,996	−	74,402	△ 26	△ 68,406	△ 32	△ 56,180	1	5,531	△ 33	△ 61,711	6	62,176	△ 1	68,871	7	△ 6,695
14	△ 33	△ 53,667	−	59,207	△ 33	△ 112,874	△ 36	△ 47,065	△ 1	66,050	△ 35	△ 113,115	3	△ 6,603	1	△ 6,843	2	240
15	△ 137	126,377	−	13,342	△ 137	113,036	△ 146	119,042	−	2,469	△ 146	116,573	9	7,337	−	10,873	9	△ 3,536
16	△ 870	16,144	−	9,909	△ 870	6,234	△ 905	18,272	1	308	△ 906	17,964	35	△ 2,129	△ 1	9,601	36	△ 11,730

（注） 赤字の団体には、合併等に伴う打切り決算により赤字となった団体が含まれている。

その7 単年度収支等の状況

（単位 百万円）

区分	平成16年度			平成15年度			増減額		
	合計	都道府県	市町村	合計	都道府県	市町村	合計	都道府県	市町村
単年度収支 (A)	(2,288) 127,587	(23) 9,108	(2,265) 118,479	(2,356) 139,672	(20) 13,342	(2,336) 126,331	(△ 68) △ 12,085	(3) △ 4,234	(△ 71) △ 7,852
調整額 (C)+(D)−(E) (B)	△ 139,303	128,189	△ 267,492	△ 47,844	△ 59,166	11,321	△ 91,459	187,355	△278,813
財政調整基金積立額 (C)	646,894	232,282	414,612	546,117	106,193	439,924	100,777	126,089	△ 25,312
繰上償還額 (D)	95,507	53,152	42,355	114,756	56,500	58,255	△ 19,249	△ 3,348	△ 15,900
財政調整基金取崩し額 (E)	881,704	157,245	724,459	708,717	221,859	486,858	172,987	△ 64,614	237,601
実質単年度収支 (A)+(B)	(2,498) △ 11,715	(22) 137,297	(2,476) △ 149,013	(2,435) 91,828	(15) △ 45,824	(2,420) 137,652	(63) △103,543	(7) 183,121	(56) △286,665

（注） （ ）内の数値は、単年度収支の赤字の団体数及び実質単年度収支の赤字の団体数である。

第8表 経常収支比率等の状況

その1　経常収支比率等の状況

（単位　%）

区分		昭和40年代後半の水準	平成7年度	8年度	9年度	10年度	11年度	12年度	13年度	14年度	15年度	16年度
都道府県	経常収支比率	70.2	88.1	86.7	91.7	94.2	91.7	89.3	90.5	93.5	90.8	92.5
	実質収支比率	0.6	0.5	0.4	0.6	△0.3	△0.1	0.0	0.3	0.5	0.6	0.7
	公債費負担比率	4.2	12.3	13.2	14.6	15.6	16.9	17.6	18.4	19.8	19.8	19.9
	起債制限比率	…	9.7	10.0	10.3	10.6	11.2	11.8	12.3	12.4	12.3	12.4
	財政力指数	0.52	0.49	0.48	0.48	0.48	0.46	0.43	0.41	0.41	0.41	0.41
市町村	経常収支比率	73.1	81.5	83.0	83.5	85.3	83.9	83.6	84.6	87.4	87.4	90.5
	実質収支比率	4.2	3.1	3.0	2.9	2.8	3.1	3.4	3.1	2.9	3.5	3.5
	公債費負担比率	6.6	13.5	14.2	15.1	15.8	16.3	16.3	16.7	17.3	17.5	17.3
	起債制限比率	…	10.1	10.4	10.5	10.7	10.9	10.9	10.9	10.9	11.0	11.2
	財政力指数	0.33	0.42	0.42	0.42	0.42	0.41	0.40	0.40	0.41	0.43	0.47
大都市	経常収支比率	71.0	87.4	87.0	88.2	91.4	90.7	89.4	90.3	93.1	93.1	94.7
	実質収支比率	0.1	0.2	0.2	0.3	0.2	0.2	0.3	0.2	0.2	0.5	0.5
	公債費負担比率	7.2	14.4	15.1	15.9	17.1	18.1	18.2	19.4	21.0	21.4	20.8
			(15.0)	(15.6)	(16.2)	(17.4)	(18.2)	(18.3)	(19.6)	(20.8)	(21.0)	(20.5)
	起債制限比率	…	12.4	12.8	13.0	13.3	13.8	14.2	14.6	14.9	15.3	15.4
			(12.6)	(13.0)	(13.2)	(13.6)	(14.0)	(14.3)	(14.6)	(14.9)	(15.1)	(15.2)
	財政力指数	0.78	0.87	0.86	0.85	0.84	0.82	0.80	0.78	0.79	0.81	0.82
中核市	経常収支比率	−	−	81.0	82.2	82.8	79.9	79.5	80.5	82.8	82.9	86.6
	実質収支比率	−	−	2.6	2.3	2.3	2.7	3.0	2.7	2.5	3.4	3.1
	公債費負担比率	−	−	14.3	15.5	16.4	16.7	16.3	16.9	17.0	16.7	16.6
				(14.2)	(15.3)	(16.3)	(16.6)	(16.2)	(16.9)	(16.9)	(16.4)	(16.5)
	起債制限比率	−	−	11.5	11.5	11.4	11.3	11.3	11.3	11.2	10.9	11.1
				(11.4)	(11.4)	(11.3)	(11.2)	(11.2)	(11.2)	(11.1)	(10.7)	(10.9)
	財政力指数	−	−	0.90	0.85	0.86	0.83	0.78	0.77	0.78	0.81	0.81
特例市	経常収支比率	−	−	−	−	−	−	82.5	86.2	87.7	87.5	89.2
	実質収支比率	−	−	−	−	−	−	3.1	2.3	2.3	2.7	3.3
	公債費負担比率	−	−	−	−	−	−	15.9	14.9	15.4	15.7	15.1
								(15.7)	(15.1)	(15.5)	(15.7)	(15.1)
	起債制限比率	−	−	−	−	−	−	11.6	11.0	10.8	10.8	10.8
								(11.6)	(11.2)	(10.9)	(10.9)	(10.8)
	財政力指数	−	−	−	−	−	−	0.83	0.84	0.84	0.85	0.85
都市	経常収支比率	74.9	82.8	85.0	85.1	86.7	84.7	84.5	85.0	87.7	87.5	90.5
	実質収支比率	4.1	3.1	3.1	3.0	2.8	3.3	3.6	3.4	3.0	3.8	4.2
	公債費負担比率	6.8	12.7	13.2	14.0	14.5	14.7	14.6	14.9	15.2	15.5	15.8
			(13.3)	(14.0)	(14.7)	(15.0)	(15.2)	(15.1)	(15.4)	(15.7)	(16.0)	(16.1)
	起債制限比率	…	10.3	10.4	10.6	10.7	10.8	10.6	10.5	10.4	10.4	10.6
			(10.6)	(10.8)	(10.9)	(11.0)	(10.9)	(10.7)	(10.6)	(10.5)	(10.6)	(10.7)
	財政力指数	0.57	0.72	0.71	0.71	0.70	0.68	0.66	0.64	0.65	0.65	0.64
町村	経常収支比率	71.1	75.9	77.7	78.6	80.1	79.5	80.1	81.7	84.8	85.3	89.3
	実質収支比率	6.6	4.7	4.6	4.5	4.4	4.8	5.1	5.0	4.9	5.5	5.2
	公債費負担比率	6.4	14.4	15.0	15.7	16.2	16.5	16.6	16.9	17.4	17.3	17.3
			(15.1)	(15.8)	(16.5)	(17.0)	(17.3)	(17.5)	(17.9)	(18.4)	(18.4)	(18.3)
	起債制限比率	…	9.3	9.4	9.3	9.3	9.2	9.1	9.0	9.1	9.2	9.6
			(9.4)	(9.5)	(9.5)	(9.5)	(9.4)	(9.3)	(9.3)	(9.4)	(9.7)	(10.0)
	財政力指数	0.27	0.34	0.34	0.34	0.34	0.34	0.33	0.33	0.34	0.36	0.39
合計	**経常収支比率**	**71.4**	**84.7**	**84.8**	**87.4**	**89.4**	**87.5**	**86.4**	**87.5**	**90.3**	**89.0**	**91.5**
	実質収支比率	**2.2**	**1.8**	**1.8**	**1.8**	**1.3**	**1.6**	**1.8**	**1.8**	**1.8**	**2.1**	**2.2**
	公債費負担比率	**5.3**	**13.3**	**14.0**	**15.2**	**16.4**	**17.2**	**17.7**	**18.4**	**19.2**	**19.4**	**19.4**
	起債制限比率	…	**9.9**	**10.2**	**10.4**	**10.7**	**11.0**	**11.3**	**11.6**	**11.6**	**11.6**	**11.7**

（注）　1　市町村及び合計の経常収支比率、実質収支比率及び財政力指数には特別区及び一部事務組合は含まず、公債費負担比率にはこれらを含み、起債制限比率には一部事務組合を含まない。その2、その3において同じ。

2　経常収支比率、実質収支比率、公債費負担比率及び起債制限比率は加重平均であり、財政力指数は単純平均である。ただし、平成7年度以降の公債費負担比率及び起債制限比率の（　）書きは単純平均である。

第8表 経常収支比率等の状況（つづき）

その2　経常収支比率の内訳

（単位　百万円・%）

区分	平成16年度						平成15年度						増減率		
	都道府県		市町村		総額		都道府県		市町村		総額		都道府県	市町村	総額
経常一般財源（A）	**23,263,342**		**25,313,679**		**48,577,021**		**22,966,329**		**25,304,996**		**48,271,324**		**1.3**	**0.0**	**0.6**
地方税	13,248,946		15,384,505		28,633,451		12,623,092		15,378,939		28,002,031		5.0	0.0	2.3
地方譲与税	402,981		728,489		1,131,470		174,153		502,027		676,179		131.4	45.1	67.3
地方特例交付金	464,113		573,108		1,037,221		351,289		587,106		938,394		32.1	△ 2.4	10.5
地方交付税	9,147,302		6,789,464		15,936,766		9,817,795		7,167,663		16,985,458		△ 6.8	△ 5.3	△ 6.2
その他	−		1,838,113		1,838,113		−		1,669,261		1,669,261		−	10.1	10.1
減税補てん債（B）	463,190		292,189		755,379		408,318		263,118		671,435		13.4	11.0	12.5
臨時財政対策債（C）	1,957,537		1,811,142		3,768,678		2,736,943		2,527,716		5,264,660		△28.5	△28.3	△28.4
経常経費充当一般財源（D）	**23,760,493**		**24,807,917**		**48,568,672**		**23,697,402**		**24,562,419**		**48,260,469**		**0.3**	**1.0**	**0.6**
人件費	11,530,620	44.9	8,089,501	29.5	19,622,111	37.0	11,524,906	44.1	7,976,640	28.4	19,504,610	36.0	0.0	1.4	0.6
物件費	1,064,785	4.1	3,604,331	13.1	4,667,953	8.8	1,080,588	4.1	3,581,847	12.7	4,660,759	8.6	△ 1.5	0.6	0.2
扶助費	458,901	1.8	2,009,126	7.3	2,467,310	4.6	470,669	1.8	1,883,295	6.7	2,353,010	4.3	△ 2.5	6.7	4.9
補助費等	4,225,563	16.5	2,895,405	10.6	7,121,729	13.4	4,139,877	15.9	3,015,544	10.7	7,156,418	13.2	2.1	△ 4.0	△ 0.5
公債費	6,150,328	23.9	5,502,723	20.1	11,653,552	21.9	6,150,578	23.6	5,529,722	19.7	11,681,053	21.5	△ 0.0	△ 0.5	△ 0.2
その他	330,296	1.3	2,706,831	9.9	3,036,017	5.8	330,784	1.3	2,575,371	9.2	2,904,619	5.4	△ 0.1	5.1	4.5
経常収支比率 (D)/((A)+(B)+(C))×100		92.5		90.5		91.5		90.8		87.4		89.0			

第8表 経常収支比率等の状況（つづき）

・の３　公債費負担比率の地方債等区分別内訳

（１）　都道府県

（単位　百万円・％）

区分	平成16年度 決算額	平成16年度 公債費負担比率	平成15年度 決算額	平成15年度 公債費負担比率	比較
一般財源（A）	**26,482,113**		**25,929,932**		
債費充当一般財源（B）	**5,264,631**	**19.88**	**5,128,594**	**19.78**	**0.10**
一般公共事業債	1,484,161	5.60	1,358,566	5.24	0.36
一般単独事業債	2,160,481	8.16	2,172,064	8.38	△ 0.22
公営住宅建設事業債	14,476	0.05	24,562	0.09	△ 0.04
義務教育施設整備事業債	9,811	0.04	10,089	0.04	－
公共用地先行取得等事業債	135,387	0.51	121,929	0.47	0.04
災害復旧事業債	103,125	0.39	104,373	0.40	△ 0.01
首都圏等建設事業債	85,738	0.32	88,529	0.34	△ 0.02
一般廃棄物処理事業債	40,151	0.15	43,528	0.17	△ 0.02
厚生福祉施設整備事業債	28,194	0.11	26,764	0.10	0.01
社会福祉施設整備事業債	1,635	0.01	1,136	0.00	0.01
地域財政特例対策債	4,547	0.02	5,590	0.02	－
退職手当債	9,259	0.03	8,161	0.03	－
転貸債	49	0.00	78	0.00	－
国の予算貸付・政府関係機関貸付債	12,220	0.05	16,091	0.06	△ 0.01
地域改善対策特定事業債	98	0.00	57	0.00	－
減収補てん債（昭和50年度分）	9,719	0.04	3,780	0.01	0.03
財政対策債	1,134	0.00	1,118	0.00	－
財源対策債	133,784	0.51	129,836	0.50	0.01
減収補てん債（昭和57・61・平成５～７・９～13・15・16年度分）	293,746	1.11	330,673	1.28	△ 0.17
臨時財政特例債	281,767	1.06	288,668	1.11	△ 0.05
公共事業等臨時特例債	50,008	0.19	69,754	0.27	△ 0.08
減税補てん債	159,633	0.60	128,490	0.50	0.10
臨時税収補てん債	32,180	0.12	30,902	0.12	－
臨時財政対策債	49,108	0.19	20,105	0.08	0.11
調整債（昭和60・61・62・63年度分）	55,947	0.21	56,094	0.22	△ 0.01
減収補てん債（平成14年度分）	2,889	0.01	4,698	0.02	△ 0.01
その他	103,037	0.39	78,426	0.31	0.08
小計	5,262,284	19.87	5,124,061	19.76	0.11
うち減収補てん債	332,241	1.25	538,006	2.07	△ 0.82
特定資金公共投資事業債	81,872	0.31	28	0.00	0.31
合計	5,344,156	20.18	5,124,089	19.76	0.42
一時借入金利子	2,331	0.01	4,505	0.02	△ 0.01
費負担比率 (B)/(A)×100		19.9		19.8	0.1

第8表 経常収支比率等の状況（つづき）

その3　公債費負担比率の地方債等区分別内訳（つづき）

（2）　市町村

（単位　百万円・%）

区分	平成16年度 決算額	平成16年度 公債費負担比率	平成15年度 決算額	平成15年度 公債費負担比率	比較
一般財源（A）	28,361,304		28,333,778		
公債費充当一般財源（B）	4,920,159	17.35	4,965,877	17.53	△ 0.18
一般公共事業債	372,556	1.31	356,790	1.26	0.05
一般単独事業債	1,935,855	6.83	1,956,480	6.91	△ 0.08
公営住宅建設事業債	61,818	0.22	60,950	0.22	−
義務教育施設整備事業債	483,605	1.71	508,288	1.79	△ 0.08
辺地対策事業債	65,429	0.23	67,249	0.24	△ 0.01
公共用地先行取得等事業債	104,217	0.37	156,226	0.55	△ 0.18
災害復旧事業債	71,835	0.25	73,672	0.26	△ 0.01
一般廃棄物処理事業債	418,357	1.48	392,952	1.39	0.09
厚生福祉施設整備事業債	151,822	0.54	160,604	0.57	△ 0.03
社会福祉施設整備事業債	1,367	0.00	785	0.00	−
地域財政特例対策債	360	0.00	374	0.00	−
退職手当債	578	0.00	544	0.00	−
転貸債	311	0.00	1,052	0.00	−
過疎対策事業債	269,010	0.95	269,829	0.95	−
国の予算貸付　政府関係機関貸付債	29,802	0.11	34,306	0.12	△ 0.01
地域改善対策特定事業債	27,019	0.10	30,011	0.11	△ 0.01
減収補てん債（昭和50年度分）	381	0.00	379	0.00	−
財政対策債	160	0.00	246	0.00	−
財源対策債	128,292	0.45	130,653	0.46	△ 0.01
減収補てん債（昭和57・61・平成5～7　9～13・15・16年度分）	52,535	0.19	71,472	0.25	△ 0.06
臨時財政特例債	65,044	0.23	66,956	0.24	△ 0.01
公共事業等臨時特例債	13,536	0.05	24,430	0.09	△ 0.04
減税補てん債	305,201	1.08	271,415	0.96	0.12
臨時税収補てん債	42,716	0.15	42,771	0.15	−
臨時財政対策債	53,552	0.19	19,868	0.07	0.12
調整債（昭和60・61・62・63年度分）	19,773	0.07	20,726	0.07	−
減収補てん債（平成14年度分）	1,178	0.00	422	0.00	−
都道府県貸付金	116,184	0.41	120,315	0.42	△ 0.01
その他	124,391	0.42	122,274	0.43	△ 0.01
小計	4,916,884	17.34	4,962,039	17.51	△ 0.17
うち減収補てん債	57,075	0.20	86,574	0.31	△ 0.11
特定資金公共投資事業債	41,009	0.14	31	0.00	0.14
合計	4,957,893	17.48	4,962,069	17.51	△ 0.03
一時借入金利子	3,272	0.01	3,838	0.01	−
公債費負担比率　(B)/(A)×100		17.3		17.5	△ 0.2

第9表 繰 越 額 等 の 状 況

の1 総 括

（単位 百万円）

分	継続費逓次繰越額	繰越明許費繰越額	事故繰越繰越額	事業繰越額	支払繰延額	合計	未収入特定財源	未収入特定財源内訳			翌年度に繰り越すべき財源
								国庫支出金	地方債	その他	
件費	−	7	−	20	113	140	3	1	−	2	137
建設事業費	99,562	2,300,648	34,748	12,438	630	2,448,026	1,769,508	805,326	880,459	83,723	678,518
助事業費	52,603	1,489,867	16,348	13	630	1,559,461	1,366,573	804,974	515,473	46,126	192,888
独事業費	46,959	810,781	18,400	12,425	−	888,565	402,934	352	364,986	37,596	485,630
復旧事業費	51	622,917	5,011	−	−	627,980	607,997	433,222	128,909	45,866	19,983
の他	310	61,224	1,976	201,389	49,612	314,510	39,616	7,648	28,222	3,746	274,894
計	**99,923**	**2,984,796**	**41,735**	**213,847**	**50,355**	**3,390,656**	**2,417,124**	**1,246,197**	**1,037,590**	**133,337**	**973,532**

県営事業負担金は、「単独事業費」に含めた。その3において同じ。

の2 都道府県

（単位 百万円）

分	継続費逓次繰越額	繰越明許費繰越額	事故繰越繰越額	事業繰越額	支払繰延額	合計	未収入特定財源	未収入特定財源内訳			翌年度に繰り越すべき財源
								国庫支出金	地方債	その他	
件費	−	−	−	−	113	113	−	−	−	−	113
建設事業費	42,851	1,462,439	16,587	8,017	630	1,530,524	1,141,817	593,652	524,918	23,247	388,707
助事業費	22,862	1,040,441	10,047	−	630	1,073,979	944,002	593,652	340,691	9,659	129,976
独事業費	19,990	421,998	6,540	8,017	−	456,545	197,814	−	184,227	13,587	258,731
復旧事業費	−	438,399	2,256	−	−	440,656	435,546	334,577	100,882	87	5,109
の他	9	17,909	876	194,713	48,711	262,215	11,710	669	11,005	36	250,506
計	**42,860**	**1,918,747**	**19,719**	**202,730**	**49,454**	**2,233,508**	**1,589,073**	**928,898**	**636,805**	**23,370**	**644,435**

第9表 繰 越 額 等 の 状 況（つづき）

その3 市町村

（単位 百万円）

区分	継続費逓次繰越額	繰越明許費繰越額	事故繰越繰越額	事業繰越額	支払繰延額	合計	未収入特定財源	未収入特定財源内訳			翌年度に繰り越すべき財源
								国庫支出金	地方債	その他	
人件費	－	7	－	20	－	27	3	1	－	2	23
普通建設事業費	56,711	838,209	18,162	4,420	－	917,502	627,691	211,674	355,541	60,476	289,811
補助事業費	29,742	449,426	6,302	13	－	485,482	422,571	211,323	174,782	36,466	62,911
単独事業費	26,969	388,783	11,860	4,407	－	432,019	205,120	352	180,759	24,009	226,900
災害復旧事業費	51	184,518	2,755	－	－	187,324	172,450	98,644	28,027	45,779	14,874
その他	302	43,315	1,099	6,677	901	52,294	27,907	6,980	17,217	3,710	24,389
合計	**57,064**	**1,066,049**	**22,016**	**11,117**	**901**	**1,157,147**	**828,051**	**317,299**	**400,785**	**109,967**	**329,097**

第10表 財 政 再 建 の 状 況

区分	昭和30年度末実質収支赤字団体数	当初（昭和31年度末まで）承認団体数	平成16年度末までの増減		平成17年4月1日現在団体数	平成17年度中の増減		平成18年度当初における団体数（見込み）
			承認団体数	完了等団体数		承認団体数	完了予定団体数	
全部適用団体	…	（ 17） 553	－	（ 17） 553	－	－	－	－
一部適用団体	…	（ 1） 35	－	（ 1） 35	－	－	－	－
準用団体	…	8	（ 2） 288	（ 2） 296	－	－	－	－
計	（ 36） 1,558	（ 18） 596	（ 2） 288	（ 20） 884	－	－	－	－

(注) （ ）書きは、府県の数であって、内書きである。

第11表 歳 入 決 算 額 の 状 況

その1 総 括

（単位 百万円・%）

区分	平成16年度 都道府県		平成16年度 市町村		平成16年度 純計額		平成15年度 純計額		比較 増減額	比較 増減率 都道府県	比較 増減率 市町村	比較 増減率 純計額	前年度増減率 都道府県	前年度増減率 市町村	前年度増減率 純計額
地方税	16,306,851	33.3	17,231,954	34.0	33,538,805	35.9	32,665,727	34.4	873,078	5.7	△ 0.0	2.7	△ 0.8	△ 3.3	△ 2.1
地方譲与税	402,981	0.8	761,093	1.5	1,164,074	1.2	694,045	0.7	470,029	131.4	46.4	67.7	25.7	4.9	9.4
地方特例交付金	464,113	0.9	640,721	1.3	1,104,834	1.2	1,006,168	1.1	98,666	32.1	△ 2.2	9.8	47.8	△ 1.7	11.4
地方交付税	9,308,168	19.0	7,711,941	15.2	17,020,109	18.2	18,069,295	19.0	△1,049,186	△ 6.7	△ 4.7	△ 5.8	△ 7.8	△ 7.3	△ 7.5
利子割交付金	−	−	138,681	0.3	−	−	−	−	−	−	△ 6.9	−	−	△29.3	−
配当割交付金	−	−	28,010	0.1	−	−	−	−	−	−	皆増	−	−	−	−
株式等譲渡所得割交付金	−	−	28,865	0.1	−	−	−	−	−	−	皆増	−	−	−	−
地方消費税交付金	−	−	1,349,047	2.7	−	−	−	−	−	−	11.2	−	−	11.9	−
ゴルフ場利用税交付金	−	−	45,422	0.1	−	−	−	−	−	−	△ 6.2	−	−	△ 7.4	−
特別地方消費税交付金	−	−	52	0.0	−	−	−	−	−	−	△32.5	−	−	△59.0	−
自動車取得税交付金	−	−	316,999	0.6	−	−	−	−	−	−	2.3	−	−	8.7	−
軽油引取税交付金	−	−	108,521	0.2	−	−	−	−	−	−	0.2	−	−	0.5	−
小計（一般財源）	**26,482,113**	**54.1**	**28,361,304**	**56.0**	**52,827,821**	**56.5**	**52,435,236**	**55.3**	**392,585**	**2.1**	**0.1**	**0.7**	**△ 3.1**	**△ 3.8**	**△ 3.7**
負担金、負担金	460,052	0.9	608,665	1.2	532,906	0.6	564,705	0.6	△ 31,799	△12.8	0.6	△ 5.6	△13.7	△ 0.6	△ 4.8
使用料、手数料	1,014,756	2.1	1,476,963	2.9	2,491,719	2.7	2,492,113	2.6	△ 394	△ 0.9	0.6	△ 0.0	△ 0.8	1.1	0.3
国庫支出金	7,173,629	14.6	5,207,239	10.3	12,380,868	13.2	13,060,506	13.8	△ 679,638	△ 8.5	△ 0.2	△ 5.2	△ 5.5	8.8	△ 0.3
交通安全対策特別交付金	47,435	0.1	31,526	0.1	78,961	0.1	81,611	0.1	△ 2,650	△ 3.3	△ 3.2	△ 3.2	7.2	8.7	7.8
都道府県支出金	−	−	2,106,622	4.2	−	−	−	−	−	−	△ 6.6	−	−	△ 0.6	−
財産収入	210,075	0.4	422,483	0.8	632,558	0.7	600,232	0.6	32,326	△ 5.6	11.9	5.4	△24.9	0.1	△10.9
繰入金	9,973	0.0	85,584	0.2	95,137	0.1	89,152	0.1	5,985	1.5	7.3	6.7	△10.5	△13.8	△13.5
繰越金	960,333	2.0	2,247,681	4.4	3,208,015	3.4	2,939,715	3.1	268,300	△ 9.3	19.5	9.1	△ 9.3	△ 0.1	△ 3.6
諸収入	885,783	1.8	1,295,937	2.6	2,181,720	2.3	2,225,740	2.3	△ 44,020	△ 7.8	2.5	△ 2.0	△ 7.8	△10.7	△ 9.4
地方債	4,591,699	9.4	2,714,541	5.4	6,637,281	7.1	6,608,583	7.0	28,698	1.3	0.6	0.4	△ 3.0	△ 3.6	△ 3.5
特別区財政調整交付金	7,159,644	14.6	5,283,400	10.4	12,375,250	13.2	13,789,433	14.5	△1,414,183	△ 6.4	△14.9	△10.3	1.6	6.1	3.5
	−	−	808,091	1.6	−	−	−	−	−	−	4.2	−	−	0.8	−
歳入合計	**48,995,491**	**100.0**	**50,650,037**	**100.0**	**93,442,236**	**100.0**	**94,887,025**	**100.0**	**△1,444,789**	**△ 1.6**	**△ 1.1**	**△ 1.5**	**△ 3.2**	**△ 1.2**	**△ 2.3**

注） 1 「国庫支出金」には、国有提供施設等所在市町村助成交付金を含めた。

2 地方債の歳入額は「第26表 地方債発行状況」から交付公債発行額（800百万円）を控除した額である。その２において同じ。

第11表 歳 入 決 算 額 の 状 況（つづき）

その2 推 移

（単位 百万円）

区分	歳入決算額						指数					
	平成11年度	12年度	13年度	14年度	15年度	16年度	11	12	13	14	15	16
地方税	35,026,119	35,546,434	35,548,783	33,378,518	32,665,727	33,538,805	100	101	101	95	93	96
地方譲与税	608,905	620,177	623,971	634,222	694,045	1,164,074	100	102	102	104	114	191
地方特例交付金	639,860	914,014	901,818	903,588	1,006,168	1,104,834	100	143	141	141	157	173
地方交付税	20,864,236	21,776,420	20,349,760	19,544,863	18,069,295	17,020,109	100	104	98	94	87	82
小計（一般財源）	**57,139,120**	**58,857,045**	**57,424,333**	**54,461,192**	**52,435,236**	**52,827,821**	**100**	**103**	**100**	**95**	**92**	**92**
分担金、負担金	835,500	593,665	588,488	593,041	564,705	532,906	100	71	70	71	68	64
使用料、手数料	2,449,546	2,477,045	2,498,125	2,485,265	2,492,113	2,491,719	100	101	102	101	102	102
国庫支出金	16,599,026	14,454,291	14,550,146	13,174,845	13,142,117	12,459,829	100	87	88	79	79	75
繰入金	2,694,247	2,136,094	2,277,231	3,050,909	2,939,715	3,208,015	100	79	85	113	109	119
繰越金	2,589,011	2,253,102	2,534,961	2,457,978	2,225,740	2,181,720	100	87	98	95	86	84
地方債	13,073,311	11,116,145	11,815,624	13,318,571	13,789,433	12,375,250	100	85	90	102	105	95
その他	8,626,744	8,387,713	8,315,175	7,628,422	7,297,966	7,364,977	100	97	96	88	85	85
歳入合計	**104,006,504**	**100,275,101**	**100,004,082**	**97,170,222**	**94,887,025**	**93,442,236**	**100**	**96**	**96**	**93**	**91**	**90**

（注） 「国庫支出金」には、交通安全対策特別交付金及び国有提供施設等所在市町村助成交付金を含めた。

（単位 %）

区分	決算額構成比						増減率					
	11	12	13	14	15	16	11	12	13	14	15	16
地方税	33.7	35.4	35.5	34.4	34.4	35.9	△ 2.5	1.5	0.0	△ 6.1	△ 2.1	2.7
地方譲与税	0.6	0.6	0.6	0.7	0.7	1.2	2.3	1.9	0.6	1.6	9.4	67.7
地方特例交付金	0.6	0.9	0.9	0.9	1.1	1.2	皆増	42.8	△ 1.3	0.2	11.4	9.8
地方交付税	20.1	21.7	20.3	20.1	19.0	18.2	15.6	4.4	△ 6.6	△ 4.0	△ 7.5	△ 5.8
小計（一般財源）	**54.9**	**58.7**	**57.4**	**56.0**	**55.3**	**56.5**	**4.7**	**3.0**	**△ 2.4**	**△ 5.2**	**△ 3.7**	**0.7**
分担金、負担金	0.8	0.6	0.6	0.6	0.6	0.6	0.9	△ 28.9	△ 0.9	0.8	△ 4.8	△ 5.6
使用料、手数料	2.4	2.5	2.5	2.6	2.6	2.7	2.9	1.1	0.9	△ 0.5	0.3	△ 0.0
国庫支出金	16.0	14.4	14.5	13.6	13.9	13.3	5.4	△ 12.9	0.7	△ 9.5	△ 0.2	△ 5.2
繰入金	2.6	2.1	2.3	3.1	3.1	3.4	△ 16.7	△ 20.7	6.6	34.0	△ 3.6	9.1
繰越金	2.5	2.2	2.5	2.5	2.3	2.3	23.3	△ 13.0	12.5	△ 3.0	△ 9.4	△ 2.0
地方債	12.6	11.1	11.8	13.7	14.5	13.2	△ 13.6	△ 15.0	6.3	12.7	3.5	△ 10.3
その他	8.2	8.4	8.4	7.9	7.7	8.0	△ 2.9	△ 2.8	△ 0.9	△ 8.3	△ 4.3	0.9
歳入合計	**100.0**	**100.0**	**100.0**	**100.0**	**100.0**	**100.0**	**1.1**	**△ 3.6**	**△ 0.3**	**△ 2.8**	**△ 2.3**	**△ 1.5**

第12表　地　方　税　の　状　況

その1　総　括

（単位　百万円・%）

区分	平成16年度						平成15年度						比較					
													増減率			前年度増減率		
	都道府県		市町村		合計額		都道府県		市町村		合計額		都道府県	市町村	合計額	都道府県	市町村	合計額
道府県税	14,487,006	88.8	−	−	14,487,006	43.2	13,693,144	88.8	−	−	13,693,144	41.9	5.8	−	5.8	△ 0.8	−	△ 0.8
市町村税	1,819,845	11.2	17,231,954	100.0	19,051,799	56.8	1,732,846	11.2	17,239,738	100.0	18,972,584	58.1	5.0	△ 0.0	0.4	△ 1.1	△ 3.3	△ 3.1
計	**16,306,851**	**100.0**	**17,231,954**	**100.0**	**33,538,805**	**100.0**	**15,425,989**	**100.0**	**17,239,738**	**100.0**	**32,665,727**	**100.0**	**5.7**	**△ 0.0**	**2.7**	**△ 0.8**	**△ 3.3**	**△ 2.1**

（注）　都道府県欄の市町村税額は、東京都が徴収した市町村税相当分である。

その2　道府県税の収入状況（総括）

（単位　百万円・%）

区分	平成16年度				平成15年度				比較		
	調定額 (A)	収入額 (B)	徴収率 (B)／(A) ×100	(B)の構成比	調定額 (C)	収入額 (D)	徴収率 (D)／(C) ×100	(D)の構成比	増減額 (B)−(D) (E)	増減率 (E)／(D) ×100	前年度増減率
1 普通税	13,397,637	12,929,303	95.7	89.2	12,625,160	12,139,069	95.2	88.7	790,234	6.5	△ 0.7
(1) 法定普通税	13,352,538	12,884,202	95.6	88.9	12,590,085	12,103,993	95.2	88.4	780,209	6.4	△ 0.8
ア 道府県民税	3,629,671	3,398,623	93.6	23.5	3,512,430	3,273,427	93.2	23.9	125,196	3.8	△ 5.2
(ア) 個人分	2,480,766	2,261,886	91.2	15.6	2,458,040	2,231,106	90.8	16.3	30,780	1.4	△ 4.0
(イ) 法人分	875,353	863,185	98.6	6.0	791,060	778,985	98.5	5.7	84,200	10.8	7.2
(ウ) 利子割	273,552	273,552	100.0	1.9	263,329	263,336	100.0	1.9	10,216	3.9	△ 34.6
イ 事業税	4,410,060	4,338,874	98.4	30.0	3,917,682	3,845,825	98.2	28.1	493,049	12.8	4.6
(ア) 個人分	239,227	215,565	90.1	1.5	242,021	216,531	89.5	1.6	△ 966	△ 0.4	△ 2.6
(イ) 法人分	4,170,833	4,123,309	98.9	28.5	3,675,660	3,629,295	98.7	26.5	494,014	13.6	5.1
ウ 地方消費税	2,613,934	2,613,934	−	18.0	2,393,582	2,393,582	−	17.5	220,352	9.2	△ 1.3
(ア) 譲渡割	2,153,452	2,153,452	−	14.9	1,993,244	1,993,244	−	14.6	160,208	8.0	△ 1.8
(イ) 貨物割	460,483	460,483	−	3.2	400,338	400,338	−	2.9	60,145	15.0	1.5
エ 不動産取得税	529,954	456,402	86.1	3.2	562,805	480,500	85.4	3.5	△ 24,098	△ 5.0	△ 8.3
オ 道府県たばこ税	282,687	282,555	100.0	2.0	277,949	277,815	100.0	2.0	4,740	1.7	2.7
カ ゴルフ場利用税	66,076	63,837	96.6	0.4	71,524	69,076	96.6	0.5	△ 5,239	△ 7.6	△ 7.1
キ 自動車税	1,803,186	1,713,074	95.0	11.8	1,836,556	1,746,275	95.1	12.8	△ 33,201	△ 1.9	△ 1.5
ク 鉱区税	454	409	90.1	0.0	459	418	91.1	0.0	△ 9	△ 2.2	△ 5.2
ケ 狩猟者登録税	−	−	−	−	1,587	1,587	100.0	0.0	△ 1,587	皆減	△ 2.4
コ 固定資産税	16,515	16,494	99.9	0.1	15,510	15,488	99.9	0.1	1,006	6.5	63.7
(2) 法定外普通税	45,099	45,101	100.0	0.3	35,076	35,076	100.0	0.3	10,025	28.6	51.5
2 目的税	1,615,259	1,557,563	96.4	10.8	1,619,539	1,553,801	95.9	11.3	3,762	0.2	△ 1.2
(1) 法定目的税	1,611,061	1,553,377	96.4	10.7	1,616,635	1,550,910	95.9	11.3	2,467	0.2	△ 1.4
ア 自動車取得税	451,016	450,883	100.0	3.1	447,777	447,269	99.9	3.3	3,614	0.8	6.7
イ 軽油引取税	1,157,456	1,099,912	95.0	7.6	1,167,703	1,102,487	94.4	8.1	△ 2,575	△ 0.2	△ 4.3
ウ 入猟税	−	−	−	−	1,154	1,154	100.0	0.0	△ 1,154	皆減	△ 1.7
エ 狩猟税	2,590	2,583	99.7	0.0	−	−	−	−	2,583	皆増	−
(2) 法定外目的税	4,198	4,185	99.7	0.0	2,904	2,891	99.6	0.0	1,294	44.8	482.9
3 旧法による税	2,606	141	5.4	0.0	4,446	274	6.2	0.0	△ 133	△ 48.5	△ 43.5
合計	**15,015,501**	**14,487,006**	**95.7**	**100.0**	**14,249,146**	**13,693,144**	**95.3**	**100.0**	**793,862**	**5.8**	**△ 0.8**

（注）　1　収入額は、「第11表　歳入決算額の状況」の地方税の決算額から、東京都が徴収した市町村税相当額（平成16年度1,819,845百万円、平成15年度1,732,846百万円）を控除した額である。その3において同じ。

2　徴収率は、地方消費税を除いて計算した。

第12表　地　方　税　の　状　況（つづき）

その３　道府県税の収入状況（個別団体）

（単位　百万円・％）

区分	都道府県	平成16年度				平成15年度				比較				（参考）地方税の歳入に占める割合（平成16年度）
		道府県税		うち法人住民税及び法人事業税		道府県税		うち法人住民税及び法人事業税		道府県税		うち法人住民税及び法人事業税		
		収入額(A)	構成比	収入額(B)	構成比	収入額(C)	構成比	収入額(D)	構成比	増減額(A)－(C)	増減率	増減額(B)－(D)	増減率	
財政力指数が1.0以上の団体	東京都	2,417,113	16.7	1,281,651	25.7	2,203,179	16.1	1,072,594	24.3	213,934	9.7	209,057	19.5	67.2
（1団体）	（小計）	**2,417,113**	**16.7**	**1,281,651**	**25.7**	**2,203,179**	**16.1**	**1,072,594**	**24.3**	**213,934**	**9.7**	**209,057**	**19.5**	**67.2**
0.7以上1.0未満の団体	愛知県	1,031,803	7.1	419,569	8.4	1,008,531	7.4	420,530	9.5	23,272	2.3	△ 961	△ 0.2	48.5
	神奈川県	974,989	6.7	324,636	6.5	880,703	6.4	262,812	6.0	94,286	10.7	61,824	23.5	55.6
（2団体）	（小計）	**2,006,792**	**13.9**	**744,205**	**14.9**	**1,889,234**	**13.8**	**683,342**	**15.5**	**117,558**	**6.2**	**60,863**	**8.9**	**51.7**
0.5以上0.7未満の団体	大阪府	1,055,896	7.3	436,407	8.8	990,905	7.2	380,209	8.6	64,991	6.6	56,198	14.8	39.8
	静岡県	469,119	3.2	162,016	3.2	452,095	3.3	153,367	3.5	17,024	3.8	8,649	5.6	41.2
	千葉県	584,610	4.0	145,196	2.9	555,876	4.1	129,017	2.9	28,734	5.2	16,179	12.5	40.2
	埼玉県	664,997	4.6	176,145	3.5	633,293	4.6	153,001	3.5	31,704	5.0	23,144	15.1	42.7
	茨城県	336,659	2.3	101,994	2.0	320,761	2.3	89,746	2.0	15,898	5.0	12,248	13.6	33.4
	福岡県	500,172	3.5	158,082	3.2	469,018	3.4	133,419	3.0	31,154	6.6	24,663	18.5	33.5
（6団体）	（小計）	**3,611,452**	**24.9**	**1,179,839**	**23.7**	**3,421,949**	**25.0**	**1,038,758**	**23.6**	**189,503**	**5.5**	**141,081**	**13.6**	**38.8**
0.4以上0.5未満の団体	栃木県	248,821	1.7	82,875	1.7	225,878	1.6	65,866	1.5	22,943	10.2	17,009	25.8	30.3
	群馬県	222,802	1.5	63,821	1.3	209,336	1.5	54,447	1.2	13,466	6.4	9,374	17.2	29.4
	京都府	255,468	1.8	74,997	1.5	249,199	1.8	71,255	1.6	6,269	2.5	3,742	5.3	31.5
	宮城県	249,129	1.7	78,386	1.6	245,372	1.8	75,006	1.7	3,757	1.5	3,380	4.5	30.9
	兵庫県	538,937	3.7	150,613	3.0	501,143	3.7	123,697	2.8	37,794	7.5	26,916	21.8	25.6
	三重県	220,331	1.5	71,207	1.4	208,908	1.5	65,360	1.5	11,423	5.5	5,847	8.9	31.9
	広島県	296,510	2.0	93,080	1.9	281,009	2.1	81,520	1.8	15,501	5.5	11,560	14.2	29.9
	滋賀県	150,398	1.0	51,425	1.0	141,459	1.0	45,176	1.0	8,939	6.3	6,249	13.8	28.7
	岐阜県	217,407	1.5	56,091	1.1	209,845	1.5	52,998	1.2	7,562	3.6	3,093	5.8	27.5
	岡山県	196,488	1.4	55,058	1.1	186,210	1.4	50,340	1.1	10,278	5.5	4,718	9.4	24.0
（10団体）	（小計）	**2,596,291**	**17.9**	**777,552**	**15.6**	**2,458,360**	**18.0**	**685,665**	**15.6**	**137,931**	**5.6**	**91,887**	**13.4**	**28.5**
	長野県	233,510	1.6	63,464	1.3	224,361	1.6	57,004	1.3	9,149	4.1	6,460	11.3	26.6
	石川県	129,181	0.9	37,847	0.8	125,988	0.9	35,639	0.8	3,193	2.5	2,208	6.2	23.8
	福島県	218,184	1.5	64,636	1.3	210,846	1.5	60,723	1.4	7,338	3.5	3,913	6.4	24.9

第12表　地　方　税　の　状　況（つづき）

その３　道府県税の収入状況（個別団体）（つづき）　　（単位　百万円・％）

区分	都道府県	平成16年度				平成15年度				比較				（参考）地方税歳入にしめる割合（平成年度）
		道府県税		うち法人住民税及び法人事業税		道府県税		うち法人住民税及び法人事業税		道府県税		うち法人住民税及び法人事業税		
		収入額(A)	構成比	収入額(B)	構成比	収入額(C)	構成比	収入額(D)	構成比	増減額(A)－(C)	増減率	増減額(B)－(D)	増減率	
0.3以上0.4未満の団体	香川県	107,821	0.7	32,914	0.7	102,315	0.7	30,456	0.7	5,506	5.4	2,458	8.1	22
	新潟県	252,257	1.7	73,648	1.5	242,825	1.8	68,221	1.5	9,432	3.9	5,427	8.0	16
	北海道	554,100	3.8	119,929	2.4	546,638	4.0	117,294	2.7	7,462	1.4	2,635	2.2	21
	富山県	119,638	0.8	33,553	0.7	116,521	0.9	31,903	0.7	3,117	2.7	1,650	5.2	21
	山口県	154,794	1.1	47,913	1.0	140,933	1.0	37,890	0.9	13,861	9.8	10,023	26.5	20
	奈良県	117,436	0.8	26,440	0.5	113,016	0.8	25,221	0.6	4,420	3.9	1,219	4.8	23
	福井県	102,542	0.7	33,666	0.7	98,482	0.7	29,446	0.7	4,060	4.1	4,220	14.3	20
	愛媛県	132,227	0.9	38,203	0.8	125,857	0.9	34,384	0.8	6,370	5.1	3,819	11.1	20
	山梨県	103,043	0.7	35,497	0.7	93,218	0.7	26,554	0.6	9,825	10.5	8,943	33.7	21
	熊本県	162,896	1.1	43,513	0.9	151,102	1.1	35,165	0.8	11,794	7.8	8,348	23.7	21
（13団体）	（小計）	**2,387,628**	**16.5**	**651,223**	**13.1**	**2,292,103**	**16.7**	**589,899**	**13.4**	**95,525**	**4.2**	**61,324**	**10.4**	**21.**
0.3未満の団体	徳島県	84,816	0.6	28,892	0.6	83,583	0.6	29,217	0.7	1,233	1.5	△ 325	△ 1.1	15
	佐賀県	84,984	0.6	21,915	0.4	81,241	0.6	20,522	0.5	3,743	4.6	1,393	6.8	19
	山形県	110,940	0.8	26,533	0.5	107,894	0.8	24,668	0.6	3,046	2.8	1,865	7.6	18
	大分県	109,704	0.8	30,752	0.6	102,805	0.8	26,231	0.6	6,899	6.7	4,521	17.2	18
	青森県	133,757	0.9	22,153	0.4	131,442	1.0	23,400	0.5	2,315	1.8	△ 1,247	△ 5.3	17
	鹿児島県	142,692	1.0	33,601	0.7	138,525	1.0	32,456	0.7	4,167	3.0	1,145	3.5	16
	岩手県	125,769	0.9	28,565	0.6	123,476	0.9	27,469	0.6	2,293	1.9	1,096	4.0	16
	和歌山県	90,035	0.6	25,156	0.5	87,101	0.6	24,043	0.5	2,934	3.4	1,113	4.6	17
	沖縄県	95,638	0.7	23,324	0.5	92,298	0.7	22,033	0.5	3,340	3.6	1,291	5.9	16
	宮崎県	94,779	0.7	21,593	0.4	91,709	0.7	19,750	0.4	3,070	3.3	1,843	9.3	15
	秋田県	99,058	0.7	22,052	0.4	97,512	0.7	21,315	0.5	1,546	1.6	737	3.5	14
	長崎県	109,869	0.8	23,348	0.5	107,182	0.8	23,876	0.5	2,687	2.5	△ 528	△ 2.2	15
	鳥取県	56,480	0.4	14,262	0.3	53,957	0.4	12,419	0.3	2,523	4.7	1,843	14.8	13
	高知県	63,565	0.4	12,674	0.3	63,664	0.5	12,920	0.3	△ 99	△ 0.2	△ 246	△ 1.9	12
	島根県	65,643	0.5	17,202	0.3	65,928	0.5	17,703	0.4	△ 285	△ 0.4	△ 501	△ 2.8	11
（15団体）	（小計）	**1,467,729**	**10.1**	**352,022**	**7.1**	**1,428,319**	**10.4**	**338,021**	**7.7**	**39,410**	**2.8**	**14,001**	**4.1**	**15**
全国計		**14,487,006**	**100.0**	**4,986,494**	**100.0**	**13,693,144**	**100.0**	**4,408,280**	**100.0**	**793,862**	**5.8**	**578,214**	**13.1**	**33**

（注）　道府県税の収入額に含まれる地方消費税については、都道府県間の清算を行った後の額を計上している。

第12表　地　方　税　の　状　況（つづき）

その4　市町村税

（単位　百万円・％）

区分	平成16年度				平成15年度				比較		
	調定額 (A)	収入額 (B)	徴収率 (B)／(A) ×100	(B)の構成比	調定額 (C)	収入額 (D)	徴収率 (D)／(C) ×100	(D)の構成比	増減額 (B)－(D) (E)	増減率 (E)／(D) ×100	前年度増減率
1 普通税	19,005,803	17,498,425	92.1	91.8	18,971,388	17,408,910	91.8	91.8	89,515	0.5	△ 2.9
(1) 法定普通税	19,004,732	17,497,441	92.1	91.8	18,970,685	17,408,300	91.8	91.8	89,141	0.5	△ 2.9
ア 市町村民税	8,247,080	7,668,558	93.0	40.3	8,237,446	7,636,615	92.7	40.3	31,943	0.4	△ 1.7
(ア) 個人均等割	151,032	137,468	91.0	0.7	128,377	116,627	90.8	0.6	20,841	17.9	△ 0.4
(イ) 所得割	5,841,408	5,328,853	91.2	28.0	6,055,801	5,519,171	91.1	29.1	△ 190,318	△ 3.4	△ 4.4
(ウ) 法人均等割	411,703	397,030	96.4	2.1	405,983	390,927	96.3	2.1	6,103	1.6	1.1
(エ) 法人税割	1,842,938	1,805,207	98.0	9.5	1,647,284	1,609,890	97.7	8.5	195,317	12.1	7.7
イ 固定資産税	9,671,252	8,806,106	91.1	46.2	9,656,126	8,766,857	90.8	46.2	39,249	0.4	△ 4.2
(ア) 純固定資産税	9,572,951	8,707,805	91.0	45.7	9,567,904	8,678,635	90.7	45.7	29,170	0.3	△ 4.3
土地	3,844,633	3,484,481	90.6	18.3	3,935,816	3,553,872	90.3	18.7	△ 69,391	△ 2.0	△ 1.7
家屋	4,014,623	3,623,049	90.2	19.0	3,868,541	3,475,829	89.8	18.3	147,220	4.2	△ 7.5
償却資産	1,713,695	1,600,274	93.4	8.4	1,763,546	1,648,933	93.5	8.7	△ 48,659	△ 3.0	△ 2.7
(イ) 交納付金	98,301	98,301	100.0	0.5	88,222	88,222	100.0	0.5	10,079	11.4	1.9
ウ 軽自動車税	163,315	145,857	89.3	0.8	156,731	140,523	89.7	0.7	5,334	3.8	3.9
エ 市町村たばこ税	868,497	868,038	99.9	4.6	854,221	853,752	99.9	4.5	14,286	1.7	2.7
オ 鉱産税	1,431	1,420	99.2	0.0	1,431	1,430	99.9	0.0	△ 10	△ 0.7	3.8
カ 特別土地保有税	53,158	7,462	14.0	0.0	64,730	9,123	14.1	0.0	△ 1,661	△ 18.2	△ 65.4
(2) 法定外普通税	1,071	983	91.8	0.0	703	610	86.8	0.0	373	61.1	4.3
2 目的税	1,677,879	1,553,374	92.6	8.2	1,695,913	1,563,674	92.2	8.2	△ 10,300	△ 0.7	△ 5.5
(1) 法定目的税	1,676,525	1,552,020	92.6	8.1	1,695,362	1,563,122	92.2	8.2	△ 11,102	△ 0.7	△ 5.5
ア 入湯税	25,711	24,195	94.1	0.1	26,723	25,209	94.3	0.1	△ 1,014	△ 4.0	1.7
イ 事業所税	296,006	291,603	98.5	1.5	303,886	298,607	98.3	1.6	△ 7,004	△ 2.3	△ 7.9
ウ 都市計画税	1,354,712	1,236,129	91.2	6.5	1,364,656	1,239,211	90.8	6.5	△ 3,082	△ 0.2	△ 5.0
エ 水利地益税	97	94	96.9	0.0	97	95	97.9	0.0	△ 1	△ 1.1	△ 1.0
(2) 法定外目的税	1,354	1,354	100.0	0.0	551	551	100.0	0.0	803	145.7	760.9
3 旧法による税	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
合計	**20,683,683**	**19,051,799**	**92.1**	**100.0**	**20,667,302**	**18,972,584**	**91.8**	**100.0**	**79,215**	**0.4**	△ **3.1**

（注）　収入額は、「第11表　歳入決算額の状況」の地方税の決算額に東京都が徴収した市町村税相当額（平成16年度1,819,845百万円、平成15年度1,732,846百万円）を加算した額である。

第13表 法定外普通税の状況

その１　道府県税

（単位　百万円）

区分	平成16年度		平成15年度		比較	
	団体数 (A)	収入額 (B)	団体数 (C)	収入額 (D)	団体数 (A)－(C)	増減額 (B)－(D)
石油価格調整税	1	960	1	968	－	△ 8
核燃料税	11	13,921	11	16,286	－	△ 2,365
核燃料物質等取扱税	1	13,131	1	11,223	－	1,908
核燃料等取扱税	1	1,498	1	1,567	－	△ 69
臨時特例企業税	1	15,591	1	5,031	－	10,560
合計	**15**	**45,101**	**15**	**35,076**	－	**10,025**

（注）　「団体数」には、収入のあった団体数を計上している。

その２　市町村税

（単位　百万円）

区分	平成16年度		平成15年度		比較	
	団体数 (A)	収入額 (B)	団体数 (C)	収入額 (D)	団体数 (A)－(C)	増減額 (B)－(D)
狭小住戸集合住宅税	1	105	－	－	1	105
砂利採取税	2	29	2	25	－	4
別荘等所有税	1	561	1	552	－	9
山砂利採取税	1	21	1	22	－	△ 1
歴史と文化の環境税	1	33	1	11	－	22
使用済核燃料税	1	236	－	－	1	236
合計	**7**	**983**	**5**	**610**	**2**	**373**

（注）　「団体数」には、収入のあった団体数を計上している。

第14表 法定外目的税の状況

その１　道府県税

（単位　百万円）

区分	平成16年度		平成15年度		比較	
	団体数 (A)	収入額 (B)	団体数 (C)	収入額 (D)	団体数 (A)－(C)	増減額 (B)－(D)
産業廃棄物税	8	1,219	4	205	4	1,014
宿泊税	1	1,163	1	1,154	－	9
産業廃棄物処理税	1	893	1	856	－	37
産業廃棄物埋立税	1	876	1	638	－	238
産業廃棄物処理場税	1	12	1	8	－	4
乗鞍環境保全税	1	21	1	30	－	△ 9
合計	**13**	**4,185**	**9**	**2,891**	**4**	**1,294**

（注）　「団体数」には、収入のあった団体数を計上している。

その２　市町村税

（単位　百万円）

区分	平成16年度		平成15年度		比較	
	団体数 (A)	収入額 (B)	団体数 (C)	収入額 (D)	団体数 (A)－(C)	増減額 (B)－(D)
使用済核燃料税	1	464	1	225	－	239
遊漁税	1	34	1	33	－	1
一般廃棄物埋立税	1	48	1	45	－	3
環境未来税	1	809	1	248	－	561
合計	**4**	**1,354**	**4**	**551**	－	**803**

注）　「団体数」には、収入のあった団体数を計上している。

第15表　超　過　課　税　の　状　況

その１　道府県税

（単位　百万円）

区分	平成16年度		平成15年度		比較	
	団体数 (A)	収入額 (B)	団体数 (C)	収入額 (D)	団体数 (A)－(C)	増減額 (B)－(D)
道府県民税個人均等割	2	459	1	115	1	344
道府県民税法人均等割	3	5,327	2	5,154	1	173
道府県民税法人税割	46	95,251	46	83,385	－	11,866
事業税法人分	7	98,216	7	84,338	－	13,878
自動車税	1	53	－	－	1	53
合計	－	**199,306**	－	**172,993**	－	**26,313**

その２　市町村税

（単位　百万円）

区分	平成16年度		平成15年度		比較	
	団体数 (A)	収入額 (B)	団体数 (C)	収入額 (D)	団体数 (A)－(C)	増減額 (B)－(D)
市町村民税	1,226	243,101	1,420	214,346	△ 194	28,755
個人均等割	－	－	19	20	△ 19	△ 20
所得割	－	－	－	－	－	－
法人均等割	491	14,151	550	13,848	△ 59	303
法人税割	1,214	228,950	1,403	200,478	△ 189	28,472
固定資産税	207	38,425	260	39,063	△ 53	△ 638
土地	207	12,331	260	12,582	△ 53	△ 251
家屋	207	16,473	260	16,380	△ 53	93
償却資産	207	9,621	260	10,101	△ 53	△ 480
軽自動車税	24	501	29	483	△ 5	18
鉱産税	12	9	12	9	－	－
入湯税	2	21	2	25	－	△ 4
旧法による税	－	－	－	－	－	－
合計	－	**282,056**	－	**253,926**	－	**28,130**

（注）　「市町村民税法人税割」には、東京都が徴収した市町村税相当額（70,997百万円）を含む。

第16表　地　方　税　徴　収　率　の　推　移

その１　道府県税

（単位　％）

区分	現年課税分	滞納繰越分	合計
平成11年度	98.4	24.0	95.2
12	98.6	22.5	95.5
13	98.6	21.8	95.6
14	98.4	21.4	95.0
15	98.6	22.3	95.3
16	98.7	22.5	95.7

（注）　地方消費税を控除して算出した。

その２　市町村税

（単位　％）

区分	現年課税分	滞納繰越分	合計
平成11年度	97.8	17.7	92.3
12	97.9	17.2	92.0
13	97.9	16.9	92.0
14	97.8	16.5	91.8
15	98.0	17.5	91.8
16	98.1	17.6	92.1

第17表　国税と地方税の収入状況

（単位　億円・%）

区分	租税総額						国税						地方税					
	合計		直接税		間接税等		計		直接税		間接税等		計		直接税		間接税等	
昭和10年度	18	100.0	10	55.0	8	45.0	12	100.0	4	35.0	8	65.0	6	100.0	6	92.9	0	7
15	50	100.0	34	68.3	16	31.7	42	100.0	27	63.9	15	36.1	8	100.0	7	92.0	1	8
平成元年度	889,312	100.0	708,060	79.6	181,252	20.4	571,361	100.0	423,926	74.2	147,435	25.8	317,951	100.0	284,134	89.4	33,817	10
2	962,302	100.0	763,578	79.3	198,724	20.7	627,798	100.0	462,971	73.7	164,827	26.3	334,504	100.0	300,607	89.9	33,897	10
3	982,837	100.0	779,385	79.3	203,452	20.7	632,110	100.0	463,073	73.3	169,037	26.7	350,727	100.0	316,312	90.2	34,415	9
4	919,647	100.0	716,420	77.9	203,227	22.1	573,964	100.0	405,520	70.7	168,444	29.3	345,683	100.0	310,900	89.9	34,783	10
5	907,055	100.0	697,936	76.9	209,119	23.1	571,142	100.0	396,582	69.4	174,560	30.6	335,913	100.0	301,354	89.7	34,559	10
6	865,398	100.0	646,375	74.7	219,023	25.3	540,007	100.0	359,567	66.6	180,440	33.4	325,391	100.0	286,808	88.1	38,583	11
7	886,380	100.0	659,746	74.4	226,634	25.6	549,630	100.0	363,519	66.1	186,111	33.9	336,750	100.0	296,227	88.0	40,523	12
8	903,198	100.0	669,958	74.2	233,240	25.8	552,261	100.0	360,476	65.3	191,785	34.7	350,937	100.0	309,482	88.2	41,455	11
9	917,562	100.0	666,444	72.6	251,118	27.4	556,007	100.0	352,325	63.4	203,682	36.6	361,555	100.0	314,119	86.9	47,436	13
10	871,199	100.0	600,022	68.9	271,177	31.1	511,977	100.0	303,397	59.3	208,580	40.7	359,222	100.0	296,625	82.6	62,597	17
11	842,400	100.0	569,906	67.7	272,494	32.3	492,139	100.0	281,293	57.2	210,846	42.8	350,261	100.0	288,613	82.4	61,648	17
12	882,673	100.0	618,121	70.0	264,552	30.0	527,209	100.0	323,193	61.3	204,016	38.7	355,464	100.0	294,928	83.0	60,536	17
13	855,172	100.0	593,753	69.4	261,419	30.6	499,684	100.0	297,393	59.5	202,291	40.5	355,488	100.0	296,360	83.4	59,128	16
14	792,227	100.0	534,216	67.4	258,011	32.6	458,442	100.0	257,891	56.3	200,551	43.7	333,785	100.0	276,325	82.8	57,460	17
15	780,351	100.0	524,493	67.2	255,858	32.8	453,694	100.0	254,727	56.1	198,967	43.9	326,657	100.0	269,766	82.6	56,891	17
16	816,417	100.0	556,131	68.1	260,286	31.9	481,029	100.0	279,858	58.2	201,171	41.8	335,388	100.0	276,273	82.4	59,115	17

（注）　1　国税は、租税（一般会計分、交付税及び譲与税配付金特別会計分、石油及びエネルギー需給構造高度化対策特別会計分、電源開発促進対策特別会計分、道路整備特別会計分及び国債整理基金特別会計分）及び印紙収入のほか日本専売公社納付金を含む。

2　国税における直接税、間接税等の区分は次のとおりである。

直接税……所得税、法人税、法人特別税、相続税、地価税、法人臨時特別税、会社臨時特別税、地租、営業収益税、営業税、資本利子税、資本税、鉱区税、鉱業税、外貨債特別税、取引所営業税、臨時利得税、利益配当税、公債及び社債利子税、配当利子特別税、特別加所得税、非戦災者特別税、戦時利得税、北支事件特別税、富裕税、再評価税、旧税、還付税及び琉球政府諸税

間接税等…直接税以外のもの

3　地方税における直接税、間接税等の区分は次のとおりである。

直接税……道府県民税、事業税、特別所得税、自動車税、鉱区税、狩猟者税、狩猟免許税、狩猟者登録税、市町村民税、固定資産税、自転車荷車税、軽自動車税、鉱産税、特別土地保有税、目的税（自動車取得税、軽油引取税、入湯税、法定外目的税を除く。）、国税附加税、特別地税、地租、家屋税、営業税、段別税、電柱税、漁業権税、軌道税、船舶税、電話加入権税、電話税、雑種税（一部）、段別割、戸数割、戸別割、家屋割、扇風機税、と畜税、犬税、使用人税、舟税、自転車税、荷車税及び金庫税

間接税等…直接税以外の諸税

第18表　国民所得に対する租税負担率

（単位　億円・％）

区分	国民所得		租税負担額								租税負担率				
	名目額	指数	国税(A)	指数	地方税(B)	指数	地方税の内訳		計(A)＋(B)	指数	国税	地方税	地方税の内訳		計
							道府県税	市町村税					道府県税	市町村税	
昭和9～11年度	144	－	12	－	6	－	2	4	18	－	8.5	4.4	1.8	2.6	12.9
16	358	－	49	－	9	－	2	7	58	－	13.8	2.5	0.6	2.0	16.2
36	160,819	100	22,269	100	9,065	100	4,442	4,623	31,334	100	13.8	5.6	2.8	2.9	19.5
平成6年度	3,740,795	2,326	540,007	2,425	325,391	3,590	136,079	189,311	865,398	2,762	14.4	8.7	3.6	5.1	23.1
7	3,742,775	2,327	549,630	2,468	336,750	3,715	139,090	197,660	886,380	2,829	14.7	9.0	3.7	5.3	23.7
8	3,791,109	2,357	552,261	2,480	350,937	3,871	145,915	205,022	903,198	2,882	14.6	9.3	3.8	5.4	23.8
9	3,827,685	2,380	556,007	2,497	361,555	3,988	149,478	212,077	917,562	2,928	14.5	9.4	3.9	5.5	24.0
10	3,725,089	2,316	511,977	2,299	359,222	3,963	153,195	206,027	871,199	2,780	13.7	9.6	4.1	5.5	23.4
11	3,667,446	2,280	492,139	2,210	350,261	3,864	145,863	204,399	842,400	2,688	13.4	9.6	4.0	5.6	23.0
12	3,715,901	2,311	527,209	2,367	355,464	3,921	155,850	199,614	882,673	2,817	14.2	9.6	4.2	5.4	23.8
13	3,609,408	2,244	499,684	2,244	355,488	3,922	155,303	200,185	855,172	2,729	13.8	9.8	4.3	5.5	23.7
14	3,557,905	2,212	458,442	2,059	333,785	3,682	138,035	195,750	792,228	2,528	12.9	9.4	3.9	5.5	22.3
15	3,584,259	2,229	453,694	2,037	326,657	3,603	136,931	189,726	780,351	2,490	12.7	9.1	3.8	5.3	21.8
16	3,610,471	2,245	481,029	2,160	335,388	3,700	144,870	190,518	816,417	2,606	13.3	9.3	4.0	5.3	22.6

（注）　1　国民所得は、内閣府経済社会総合研究所の推計により、平成５年度以降は「国民経済計算（93SNA、平成７年基準）」、昭和36年度は「国民経済計算（新SNA、平成２年基準）」、昭和16年度以前は「国民所得統計（旧SNA）」による数値である。

2　国税は、租税（一般会計分、交付税及び譲与税配付金特別会計分、石油及びエネルギー需給構造高度化対策特別会計分、電源開発促進対策特別会計分、道路整備特別会計分及び国債整理基金特別会計分）及び印紙収入のほか日本専売公社納付金を含む。

第19表　国民所得に対する租税負担率の外国との比較

（単位　%）

区分	日本			アメリカ			イギリス			ドイツ			フランス		
	国税	地方税	合計	連邦税	州税	合計	国税	地方税	合計	連邦税	州税	合計	国税	地方税	合計
昭和9～11年度	8.5	4.4	**12.9**	6.0		**17.3**	18.1	4.5	**22.6**	15.8		**22.1**	18.5	…	…
16	13.8	2.5	**16.2**	12.0		**20.1**	28.5	3.3	**31.8**	33.1		…	…	…	…
19	22.3	1.5	**23.8**	19.2		**24.0**	38.6	2.9	**41.5**	42.2		…	…	…	…
25	16.9	5.6	**22.4**	18.0		**24.8**	34.3	3.1	**37.4**	22.2		**25.4**	22.4	3.6	**26.0**
30	13.4	5.5	**18.9**	18.3		**25.5**	30.0	3.1	**33.0**	25.8		**29.8**	21.4	3.6	**25.0**
35	13.3	5.5	**18.9**	18.0		**26.6**	26.4	3.7	**30.0**	24.5		**28.5**	24.9	3.8	**28.7**
40	12.2	5.8	**18.0**	15.8		**24.6**	27.6	4.2	**31.8**	25.8		**29.4**	25.4	4.1	**29.5**
45	12.7	6.1	**18.9**	17.2		**27.5**	35.9	4.5	**40.4**	…		**25.7**	25.7	2.7	**28.4**
50	11.7	6.6	**18.3**	14.3		**25.1**	31.2	4.8	**36.1**	14.1	9.1	**26.8**	24.8	3.6	**28.4**
55	14.0	7.8	**21.8**	15.4	6.1	**25.4**	34.7	5.0	**39.7**	14.8	9.8	**28.6**	27.4	3.9	**31.3**
60	15.0	8.9	**23.9**	13.1	6.3	**23.3**	36.8	5.2	**42.0**	14.2	9.5	**27.5**	28.9	5.2	**34.1**
平成2年度	18.0	9.6	**27.6**	14.0	6.6	**25.1**	37.5	3.4	**40.9**	13.5	8.9	**25.9**	26.2	5.2	**31.5**
7	14.7	9.0	**23.7**	14.5	6.9	**25.9**	37.0	1.7	**38.8**	15.9	10.7	**30.3**	26.9	6.4	**33.2**
12	14.2	9.6	**23.8**	16.5	6.7	**27.6**	39.2	2.0	**41.1**	15.7	11.3	**30.8**	32.0	6.0	**38.0**
13	13.8	9.8	**23.7**	15.4	6.7	**26.5**	38.1	2.0	**40.1**	15.2	10.8	**29.6**	31.8	5.8	**37.6**
14	12.9	9.4	**22.3**	12.9	6.4	**23.9**	35.8	2.0	**37.9**	14.9	10.5	**28.7**	31.0	5.9	**36.9**
15	12.7	9.1	**21.8**	12.2	6.3	**23.1**	34.8	2.2	**36.9**	15.0	10.4	**28.6**	30.4	6.0	**36.4**
16	13.3	9.3	**22.6**	…	…	…	…	…	…	…	…	…	…	…	…

（注）　1　日本の国税は、租税（一般会計分、交付税及び譲与税配付金特別会計分、石油及びエネルギー需給構造高度化対策特別会計分、電源開発促進対策特別会計分、道路整備特別会計分及び国債整理基金特別会計分）及び印紙収入のほか日本専売公社納付金を含む。

2　財務省調べによる。

3　日本以外は、暦年計数である。

第20表　地　方　譲　与　税　の　状　況

（単位　百万円・%）

区分	平成16年度			平成15年度			比較		
	都道府県	市町村	計（A）	都道府県	市町村	計（B）	増減額 (A)－(B) (C)	増減率 (C)/(B)×100	前年度増減率
所得譲与税	212,450	212,449	424,899	－	－	－	424,899	皆増	－
地方道路譲与税	173,479	147,059	320,537	158,433	135,657	294,090	26,447	9.0	△ 5.4
石油ガス譲与税	13,249	1,579	14,828	12,312	1,445	13,758	1,070	7.8	△ 2.3
特別とん譲与税	341	10,890	11,232	343	10,622	10,965	267	2.4	0.1
自動車重量譲与税	－	375,290	375,290	－	359,912	359,912	15,378	4.3	27.6
航空機燃料譲与税	3,462	13,826	17,288	3,064	12,256	15,320	1,968	12.8	△ 6.1
合計	**402,981**	**761,093**	**1,164,074**	**174,153**	**519,893**	**694,045**	**470,029**	**67.7**	**9.4**

第21表　地　方　交　付　税　の　状　況

その１　収入状況

（単位　百万円・％）

区分	平成16年度 普通交付税 交付額	構成比	平成16年度 特別交付税 交付額	構成比	平成16年度 計 交付額(A)	構成比	平成15年度地方交付税 交付額(B)	構成比	比較 増減額 (A)−(B) (C)	増減率 (C)／(B)×100	前年度増減率
都道府県	9,147,302	57.4	160,865	14.8	9,308,168	54.7	9,978,502	55.2	△ 670,334	△ 6.7	△ 7.8
市町村	6,789,464	42.6	922,477	85.2	7,711,941	45.3	8,090,793	44.8	△ 378,852	△ 4.7	△ 7.3
大都市	642,711	4.0	21,997	2.0	664,708	3.9	723,969	4.0	△ 59,261	△ 8.2	△ 7.9
中核市	(509,030) 475,422	(3.2) 3.0	39,896	3.7	(548,927) 515,319	(3.2) 3.0	573,742	3.2	(△ 24,815) △ 58,423	(△ 4.3) △ 10.2	5.4
特例市	(264,662) 240,019	(1.7) 1.5	29,431	2.7	(294,093) 269,451	(1.7) 1.6	275,475	1.5	(18,618) △ 6,024	(6.8) △ 2.2	△ 4.3
都市	(2,466,803) 2,074,452	(15.5) 13.0	448,330	41.4	(2,915,133) 2,522,782	(17.1) 14.8	2,406,711	13.3	(508,422) 116,071	(21.1) 4.8	△ 3.4 △ 6.8
町村	(2,906,257) 3,356,859	(18.2) 21.1	382,823	35.3	(3,289,080) 3,739,682	(19.3) 22.0	4,110,898	22.8	(△ 821,818) △ 371,216	(△20.0) △ 9.0	△11.1 △ 9.2
合計	**15,936,766**	**100.0**	**1,083,343**	**100.0**	**17,020,109**	**100.0**	**18,069,295**	**100.0**	**△1,049,186**	**△ 5.8**	**△ 7.5**

（注）　1　市町村分の区分は、平成16年４月１日現在である。

2　市町村分の区分中（　）書きの数値は、平成16年４月２日から平成17年３月15日（特別交付税交付決定日）までにおける市町村合併等による異動後の数値である。

その２　普通交付税算定状況（平成16年度）

（単位　百万円）

区分	基準財政需要額 財源不足団体	財源超過団体	計	基準財政収入額 財源不足団体	財源超過団体	計	財源超過額	財源不足額	普通交付税額
都道府県	17,251,331	1,471,898	18,723,228	8,104,029	1,621,357	9,725,386	149,460	9,147,302	9,147,302
市町村	18,600,505	3,196,714	21,797,218	11,811,041	4,143,133	15,954,173	946,419	6,789,464	6,789,464
大都市	3,565,061	1,562,666	5,127,727	2,922,349	2,205,504	5,127,853	642,838	642,711	642,711
中核市	2,117,173	221,676	2,338,849	1,641,751	264,640	1,906,391	42,965	475,422	475,422
特例市	1,199,613	280,428	1,480,041	959,594	307,736	1,267,330	27,308	240,019	240,019
都市	6,112,717	947,319	7,060,036	4,038,265	1,117,934	5,156,199	170,615	2,074,452	2,074,452
町村	5,605,940	184,626	5,790,566	2,249,081	247,319	2,496,400	62,693	3,356,859	3,356,859
合計	**35,851,835**	**4,668,611**	**40,520,447**	**19,915,069**	**5,764,490**	**25,679,559**	**1,095,878**	**15,936,766**	**15,936,766**

（注）　1　市町村分は、一般算定分と合併算定替分とを単純に合算したものである。

2　特別区は、財源超過団体として大都市に含めた。その３において同じ。

その３　基準財政需要額及び基準財政収入額の状況

（単位　百万円・％）

区分	平成16年度 基準財政需要額 (A)	基準財政収入額 (B)	比率 (B)／(A)×100	平成15年度 基準財政需要額 (C)	基準財政収入額 (D)	比率 (D)／(C)×100	比較 基準財政需要額 増減額 (A)−(C) (E)	増減率 (E)／(C)×100	基準財政収入額 増減額 (B)−(D) (F)	増減率 (F)／(D)×100
都道府県	18,723,228	9,725,386	51.9	19,148,814	9,346,999	48.8	△ 425,586	△ 2.2	378,387	4.0
市町村	21,797,218	15,954,173	73.2	22,069,310	15,705,074	71.2	△ 272,092	△ 1.2	249,099	1.6
大都市	5,127,727	5,127,853	100.0	5,168,080	5,035,493	97.4	△ 40,353	△ 0.8	92,360	1.8
中核市	2,338,849	1,906,391	81.5	2,385,154	1,879,360	78.8	△ 46,305	△ 1.9	27,031	1.4
特例市	1,480,041	1,267,330	85.6	1,461,552	1,227,084	84.0	18,489	1.3	40,246	3.3
都市	7,060,036	5,156,199	73.0	6,914,821	5,024,286	72.7	145,215	2.1	131,913	2.6
町村	5,790,566	2,496,400	43.1	6,139,702	2,538,850	41.4	△ 349,136	△ 5.7	△ 42,450	△ 1.7
合計	**40,520,447**	**25,679,559**	**63.4**	**41,218,124**	**25,052,073**	**60.8**	**△ 697,677**	**△ 1.7**	**627,486**	**2.5**

第21表 地 方 交 付 税 の 状 況（つづき）

その４　普通交付税交付・不交付団体数の状況　　（単位　%）

区分	平成16年度						平成15年度						比較			
	交付		不交付		計		交付		不交付		計		交付		不交付	
													増減数	増減率	増減数	増減率
都道府県	46	97.9	1	2.1	47	100.0	46	97.9	1	2.1	47	100.0	－	－	－	－
市町村	2,967	95.7	133	4.3	3,100	100.0	3,076	96.4	114	3.6	3,190	100.0	△ 109	△ 3.5	19	16.7
大都市	12	92.3	1 (1)	7.7	13 (1)	100.0	12	92.3	1 (1)	7.7	13 (1)	100.0	－	－	－	－
中核市	31	88.6	4	11.4	35	100.0	33	94.3	2	5.7	35	100.0	△ 2	△ 6.1	2	100.0
特例市	31	77.5	9	22.5	40	100.0	31	79.5	8	20.5	39	100.0	－	－	1	12.5
都市	550	90.6	57	9.4	607	100.0	544	92.2	46	7.8	590	100.0	6	1.1	11	23.9
町村	2,343	97.4	62	2.6	2,405	100.0	2,456	97.7	57	2.3	2,513	100.0	△ 113	△ 4.6	5	8.8
合計	**3,013**	**95.7**	**134**	**4.3**	**3,147**	**100.0**	**3,122**	**96.4**	**115**	**3.6**	**3,237**	**100.0**	**△ 109**	**△ 3.5**	**19**	**16.5**

（注）　1　平成15年度及び平成16年度の都道府県の不交付団体は、東京都である。
　　2　特別区は、地方交付税法第21条（都等の特例）の規定のため、大都市の下段に（　）外書きとしている。

第22表 一 般 財 源 の 状 況

その１　総　括　　（単位　百万円）

区分	平成16年度			平成15年度			増減額		
	都道府県	市町村	純計額	都道府県	市町村	純計額	都道府県	市町村	純計額
地方税	16,306,851	17,231,954	33,538,805	15,425,989	17,239,738	32,665,727	880,862	△ 7,784	873,078
地方譲与税	402,981	761,093	1,164,074	174,153	519,893	694,045	228,828	241,200	470,029
地方特例交付金	464,113	640,721	1,104,834	351,289	654,879	1,006,168	112,824	△ 14,158	98,666
地方交付税	9,308,168	7,711,941	17,020,109	9,978,502	8,090,793	18,069,295	△ 670,334	△ 378,852	△ 1,049,186
利子割交付金	－	138,681	－	－	148,888	－	－	△ 10,207	－
配当割交付金	－	28,010	－	－	－	－	－	28,010	－
株式等譲渡所得割交付金	－	28,865	－	－	－	－	－	28,865	－
地方消費税交付金	－	1,349,047	－	－	1,212,844	－	－	136,203	－
ゴルフ場利用税交付金	－	45,422	－	－	48,404	－	－	△ 2,982	－
特別地方消費税交付金	－	52	－	－	77	－	－	△ 25	－
自動車取得税交付金	－	316,999	－	－	309,987	－	－	7,012	－
軽油引取税交付金	－	108,521	－	－	108,274	－	－	247	－
小計（一般財源）	**26,482,113**	**28,361,304**	**52,827,821**	**25,929,932**	**28,333,778**	**52,435,236**	**552,181**	**27,526**	**392,585**
その他の財源	22,513,378	22,288,733	40,614,415	23,881,102	22,861,974	42,451,789	△ 1,367,724	△ 573,241	△ 1,837,374
歳入合計	**48,995,491**	**50,650,037**	**93,442,236**	**49,811,034**	**51,195,752**	**94,887,025**	**△ 815,543**	**△ 545,715**	**△ 1,444,789**

第22表　一　般　財　源　の　状　況（つづき）

その2　市町村

（単位　百万円・％）

区分	大都市			中核市			特例市			都市			町村			特別区		
	決算額	構成比	増減率	決算額	構成比	増減率	決算額	構成比	増減率	決算額	構成比	増減率	決算額	構成比	増減率	決算額	構成比	増減率
地方税	3,816,454	38.8	0.0	2,353,649	42.9	1.5	1,578,001	44.3	3.4	6,504,502	35.5	6.0	2,191,877	22.0	△17.3	787,472	28.6	△ 1.0
地方譲与税	110,329	1.1	55.4	82,555	1.5	65.3	55,456	1.6	70.8	297,086	1.6	71.2	183,062	1.8	4.6	32,604	1.2	82.5
地方特例交付金	135,556	1.4	△ 1.7	84,054	1.5	△ 0.6	57,108	1.6	0.1	228,410	1.2	3.0	67,979	0.7	△20.7	67,613	2.5	△ 0.2
地方交付税	664,708	6.8	△ 8.2	574,035	10.5	0.1	304,532	8.6	10.5	3,106,097	16.9	24.2	3,062,568	30.7	△23.7	−	−	−
利子割交付金	23,884	0.2	△ 6.9	18,575	0.3	△ 1.5	12,839	0.4	△5.1	51,878	0.3	△0.1	17,271	0.2	△22.4	14,233	0.5	△14.5
配当割交付金	5,324	0.1	皆増	3,356	0.1	皆増	2,713	0.1	皆増	10,029	0.1	皆増	2,867	0.0	皆増	3,721	0.1	皆増
株式譲渡所得割交付金	5,478	0.1	皆増	3,450	0.1	皆増	2,687	0.1	皆増	10,404	0.1	皆増	2,951	0.0	皆増	3,895	0.1	皆増
地方消費税交付金	233,247	2.4	10.9	167,503	3.1	14.2	110,781	3.1	15.2	503,925	2.7	20.1	196,825	2.0	△ 9.9	136,765	5.0	12.5
ゴルフ場利用税交付金	1,806	0.0	△ 6.6	2,657	0.0	9.7	1,901	0.1	1.0	20,949	0.1	17.4	18,036	0.2	△25.6	73	0.0	△ 3.9
特別地方消費税交付金	23	0.0	△34.3	9	0.0	△50.0	3	0.0	△40.0	14	0.0	27.3	1	0.0	△87.5	−	−	−
自動車取得税交付金	55,504	0.6	3.8	29,802	0.5	10.0	22,940	0.6	11.0	118,282	0.6	15.5	71,676	0.7	△16.1	18,796	0.7	△10.0
軽油引取税交付金	108,521	1.1	0.2	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−
小計（一般財源）	**5,160,835**	**52.5**	**0.2**	**3,319,647**	**60.5**	**3.0**	**2,148,961**	**60.4**	**6.2**	**10,851,577**	**59.2**	**12.8**	**5,815,114**	**58.3**	**△20.1**	**1,065,171**	**38.6**	**2.4**
その他の財源	4,669,830	47.5	△ 4.8	2,168,473	39.5	1.4	1,409,275	39.6	3.8	7,490,778	40.8	14.3	4,158,064	41.7	△24.4	1,692,286	61.4	△ 0.1
歳入合計	**9,830,665**	**100.0**	**△ 2.2**	**5,488,120**	**100.0**	**2.4**	**3,558,236**	**100.0**	**5.2**	**18,342,355**	**100.0**	**13.4**	**9,973,178**	**100.0**	**△21.9**	**2,757,457**	**100.0**	**0.9**

第23表　一　般　財　源　の　推　移

その1　純　計

（単位　百万円　％）

区分	地方税			地方譲与税			地方特例交付金			地方交付税			合計		
	決算額	指数	対前年度増減率	決算額	指数	対前年度増減率	決算額	指数	対前年度増減率	決算額	指数	対前年度増減率	決算額	指数	対前年度増減率
昭和36年度	906,475	100	21.8	45,449	100	25.7	−	−	−	401,704	100	29.2	**1,353,628**	**100**	**24.0**
平成10年度	35,922,183	3,963	△ 0.6	595,210	1,310	△ 44.9	−	−	−	18,048,865	4,493	5.4	**54,566,259**	**4,031**	**0.4**
11	35,026,119	3,864	△ 2.5	608,905	1,340	2.3	639,860	100	皆増	20,864,236	5,194	15.6	**57,139,120**	**4,221**	**4.7**
12	35,546,434	3,921	1.5	620,177	1,365	1.9	914,014	143	42.8	21,776,420	5,421	4.4	**58,857,045**	**4,348**	**3.0**
13	35,548,783	3,922	0.0	623,971	1,373	0.6	901,818	141	△ 1.3	20,349,760	5,066	△ 6.6	**57,424,333**	**4,242**	**△ 2.4**
14	33,378,518	3,682	△ 6.1	634,222	1,395	1.6	903,588	141	0.2	19,544,863	4,865	△ 4.0	**54,461,192**	**4,023**	**△ 5.2**
15	32,665,727	3,604	△ 2.1	694,045	1,527	9.4	1,006,168	157	11.4	18,069,295	4,498	△ 7.5	**52,435,236**	**3,874**	**△ 3.7**
16	33,538,805	3,700	2.7	1,164,074	2,561	67.7	1,104,834	173	9.8	17,020,109	4,237	△ 5.8	**52,827,821**	**3,903**	**0.7**

（注）　地方特例交付金については、平成11年度を100として指数を算出している。その2、その3において同じ。

第23表　一　般　財　源　の　推　移（つづき）

その２　都道府県

（単位　百万円・％）

区分	地方税			地方譲与税			地方特例交付金			地方交付税			合計		
	決算額	指数	対前年度増減率	決算額	指数	対前年度増減率	決算額	指数	対前年度増減率	決算額	指数	対前年度増減率	決算額	指数	対前年度増減率
昭和36年度	497,725	100	26.1	43,939	100	25.7	－	－	－	267,744	100	26.8	**809,408**	**100**	**26.3**
平成10年度	17,237,391	3,463	2.2	128,611	293	△ 67.4	－	－	－	9,272,814	3,463	5.6	**26,638,816**	**3,291**	**2.3**
11	16,432,987	3,302	△ 4.7	130,661	297	1.6	142,188	100	皆増	11,132,308	4,158	20.1	**27,838,145**	**3,439**	**4.5**
12	17,456,122	3,507	6.2	132,292	301	1.2	251,731	177	77.0	11,782,870	4,401	5.8	**29,623,015**	**3,660**	**6.4**
13	17,406,306	3,497	△ 0.3	133,002	303	0.5	235,019	165	△ 6.6	11,075,261	4,137	△ 6.0	**28,849,588**	**3,564**	**△ 2.6**
14	15,556,230	3,125	△ 10.6	138,498	315	4.1	237,633	167	1.1	10,817,819	4,040	△ 2.3	**26,750,181**	**3,305**	**△ 7.3**
15	15,425,989	3,099	△ 0.8	174,153	396	25.7	351,289	247	47.8	9,978,502	3,727	△ 7.8	**25,929,932**	**3,204**	**△ 3.1**
16	16,306,851	3,276	5.7	402,981	917	131.4	464,113	326	32.1	9,308,168	3,477	△ 6.7	**26,482,113**	**3,272**	**2.1**

その３　市町村

（単位　百万円・％）

区分	地方税			地方譲与税			地方特例交付金			地方交付税			その他			合計		
	決算額	指数	対前年度増減率	決算額	指数	対前年度増減率	決算額	指数	対前年度増減率	決算額	指数	対前年度増減率	決算額	指数	対前年度増減率	決算額	指数	対前年度増減率
昭和36年度	408,750	100	16.9	1,510	100	23.8	－	－	－	133,960	100	34.2	1,501	100	58.0	**545,721**	**100**	**20.8**
平成10年度	18,684,792	4,571	△ 3.1	466,599	30,901	△32.0	－	－	－	8,776,051	6,551	5.1	2,044,206	136,190	79.3	**29,971,648**	**5,492**	**1.7**
11	18,593,132	4,549	△ 0.5	478,244	31,672	2.5	497,672	100	皆増	9,731,928	7,265	10.9	1,933,642	128,824	△ 5.4	**31,234,617**	**5,724**	**4.2**
12	18,090,312	4,426	△ 2.7	487,884	32,310	2.0	662,283	133	33.1	9,993,551	7,460	2.7	2,419,814	161,213	25.1	**31,653,845**	**5,800**	**1.3**
13	18,142,477	4,439	0.3	490,969	32,515	0.6	666,799	134	0.7	9,274,500	6,923	△ 7.2	2,408,431	160,455	△ 0.5	**30,983,176**	**5,677**	**△ 2.1**
14	17,822,288	4,360	△ 1.8	495,724	32,829	1.0	665,955	134	△ 0.1	8,727,044	6,515	△ 5.9	1,739,742	115,906	△ 27.8	**29,450,753**	**5,397**	**△ 4.9**
15	17,239,738	4,218	△ 3.3	519,893	34,430	4.9	654,879	132	△ 1.7	8,090,793	6,040	△ 7.3	1,828,474	121,817	5.1	**28,333,778**	**5,192**	**△ 3.8**
16	17,231,954	4,216	△ 0.0	761,093	50,404	46.4	640,721	129	△ 2.2	7,711,941	5,757	△ 4.7	2,015,596	134,284	10.2	**28,361,304**	**5,197**	**0.1**

（注）　「その他」は、利子割交付金、配当割交付金、株式等譲渡所得割交付金、地方消費税交付金、ゴルフ場利用税交付金、特別地方消費税交付金、自動車取得税交付金及び軽油引取税交付金である。

第24表　一般財源の人口１人当たり額の状況

その１　都道府県

（単位　円・％）

グループ	区分	地方税		地方交付税		一般財源	
		人口１人当たり額	歳入構成比	人口１人当たり額	歳入構成比	人口１人当たり額	歳入構成比
B1	愛知県	126,188	44.9	10,349	3.7	141,910	50.5
	神奈川県	96,702	51.7	17,367	9.3	119,075	63.7
	（平均）	109,961	48.0	14,211	6.2	129,343	56.4
B2	大阪府	104,556	36.2	32,738	11.3	142,293	49.3
	静岡県	108,291	37.9	43,766	15.3	158,009	55.3
	千葉県	82,389	36.3	36,896	16.2	124,687	54.9
	埼玉県	81,304	38.9	34,952	16.7	121,688	58.3
	茨城県	98,101	30.4	63,033	19.5	167,252	51.8
	福岡県	82,985	29.6	57,560	20.5	145,949	52.0
	（平均）	92,314	35.2	41,624	15.9	139,367	53.1
C	栃木県	108,067	27.5	77,972	19.9	192,468	49.0
	群馬県	94,846	26.4	77,036	21.4	178,196	49.6
	京都府	81,846	27.4	71,548	24.0	158,929	53.2
	宮城県	88,753	27.2	77,598	23.8	172,081	52.8
	兵庫県	80,911	22.3	69,845	19.3	156,287	43.2
	三重県	103,031	29.0	84,475	23.7	194,057	54.6
	広島県	86,725	26.3	74,310	22.6	167,178	50.7
	滋賀県	96,537	26.0	92,142	24.8	194,916	52.5
	岐阜県	87,896	24.4	91,571	25.5	186,298	51.8
	岡山県	86,320	21.3	94,960	23.4	188,038	46.4
	（平均）	89,338	25.3	78,709	22.3	174,130	49.2
D	長野県	89,999	23.5	111,243	29.0	208,288	54.4
	石川県	94,864	21.1	119,569	26.7	221,334	49.3
	福島県	89,494	22.3	113,121	28.2	209,523	52.2
	香川県	89,728	20.2	114,134	25.7	210,403	47.3
	新潟県	88,908	14.3	123,288	19.8	219,331	35.2
	北海道	82,098	18.2	121,928	27.1	211,568	47.0
	富山県	92,256	19.3	126,811	26.6	226,399	47.4
	山口県	88,532	18.2	127,087	26.1	222,729	45.7
	奈良県	69,182	21.0	102,228	31.1	177,487	53.9
	福井県	109,034	18.2	159,887	26.7	276,164	46.1
	愛媛県	75,412	17.6	121,854	28.5	204,176	47.7
	山梨県	100,891	18.8	150,354	28.1	257,848	48.2
	熊本県	74,531	18.7	121,829	30.6	202,926	51.0
	（平均）	85,879	18.8	121,568	26.6	214,481	47.0
E	徳島県	89,313	13.6	171,149	26.1	267,566	40.9
	佐賀県	83,726	17.2	158,330	32.5	248,391	50.9
	山形県	77,015	15.7	155,779	31.8	240,457	49.1
	大分県	76,124	16.0	153,203	32.2	236,540	49.6
	青森県	78,409	15.3	158,262	30.9	243,486	47.5
	鹿児島県	68,000	14.2	159,714	33.3	234,730	48.9
	岩手県	76,596	14.7	170,503	32.7	254,863	48.9
	和歌山県	71,292	15.0	154,106	32.4	232,075	48.8
	沖縄県	59,822	14.3	134,206	32.1	198,598	47.5
	宮崎県	68,270	13.4	162,804	32.0	238,171	46.8
	秋田県	72,122	12.3	180,205	30.8	259,863	44.5
	長崎県	60,359	12.7	155,910	32.7	222,353	46.7
	鳥取県	77,801	12.0	211,264	32.5	297,336	45.7
	高知県	65,257	10.8	210,290	35.0	283,663	47.2
	島根県	74,113	9.6	243,740	31.4	326,692	42.1
	（平均）	72,284	13.8	166,929	31.9	246,221	47.0
F	東京都	261,992	60.6	－	－	275,722	63.8
		(178,844)	(51.2)			(192,575)	(55.2)
総平均	東京を含む	106,276	29.2	73,368	20.2	186,479	51.2
	東京を含まず	89,757	25.2	81,151	22.8	177,011	49.6

（注）　1　グループの分類は次による。

グループ	B1	B2	C	D	E
財政力指数	0.7～1.0の団体	0.5～0.7の団体	0.4～0.5の団体	0.3～0.4の団体	0.3未満の団体

2（1）地方税の額は、東京都以外の団体については利子割交付金、配当割交付金、株式等譲渡所得割交付金、地方消費税交付金、ゴルフ場利用税交付金、特別地方消費税交付金、自動車取得税交付金、軽油引取税交付金（以下「８交付金」という。）として市町村に交付する額を除いたものである。

（2）東京都の地方税については、上記８交付金のほかに特別区財政調整交付金を除いたものである。

なお、（ ）内の数値は、東京都の地方税に都が徴収した市町村税相当額が含まれていることを考慮し、上記８交付金のほかに当該市町村税相当額を除いたものを計上している。

3　人口１人当たり額は、平成17年３月31日現在住民基本台帳登載人口で除して得た額である。その２において同じ。

第24表　一般財源の人口１人当たり額の状況（つづき）

その２　市町村

（１）　類型区分の状況

ア　都　　市

人口 ＼ 類型 ＼ 産業構造		Ⅱ次、Ⅲ次 95%以上		Ⅱ次、Ⅲ次 85%以上 95%未満		Ⅱ次、Ⅲ次 85%未満	
		Ⅲ次 65%以上	Ⅲ次 65%未満	Ⅲ次 55%以上	Ⅲ次 55%未満	Ⅲ次 50%以上	Ⅲ次 50%未満
		5	4	3	2	1	0
35,000人未満	0	0－5	0－4	0－3	0－2	0－1	0－0
35,000人以上 ～ 55,000人未満	Ⅰ	Ⅰ－5	Ⅰ－4	Ⅰ－3	Ⅰ－2	Ⅰ－1	Ⅰ－0
55,000 ～ 80,000	Ⅱ	Ⅱ－5	Ⅱ－4	Ⅱ－3	Ⅱ－2	Ⅱ－1	※
80,000 ～ 130,000	Ⅲ	Ⅲ－5	Ⅲ－4	Ⅲ－3	Ⅲ－2	Ⅲ－1	※
130,000 ～ 230,000	Ⅳ	Ⅳ－5	Ⅳ－4	Ⅳ－3	Ⅳ－2	Ⅳ－1	※
230,000 ～ 430,000	Ⅴ	Ⅴ－5	Ⅴ－4	Ⅴ－3	Ⅴ－2	※	※
430,000人以上	Ⅵ	Ⅵ－5	Ⅵ－4	Ⅵ－3	※	※	※

（注）　人口及び産業構造は、平成12年国勢調査による。

イ　町　　村

人口 ＼ 類型 ＼ 産業構造		Ⅱ次、Ⅲ次 85%以上		Ⅱ次、Ⅲ次 75%以上 85%未満	Ⅱ次、Ⅲ次 65%以上 75%未満	Ⅱ次、Ⅲ次 65%未満
		Ⅲ次 55%以上	Ⅲ次 55%未満			
		4	3	2	1	0
3,500人未満	0	0－4	0－3	0－2	0－1	0－0
3,500人以上 ～ 5,500人未満	Ⅰ	Ⅰ－4	Ⅰ－3	Ⅰ－2	Ⅰ－1	Ⅰ－0
5,500 ～ 8,000	Ⅱ	Ⅱ－4	Ⅱ－3	Ⅱ－2	Ⅱ－1	Ⅱ－0
8,000 ～ 13,000	Ⅲ	Ⅲ－4	Ⅲ－3	Ⅲ－2	Ⅲ－1	Ⅲ－0
13,000 ～ 18,000	Ⅳ	Ⅳ－4	Ⅳ－3	Ⅳ－2	Ⅳ－1	Ⅳ－0
18,000 ～ 23,000	Ⅴ	Ⅴ－4	Ⅴ－3	Ⅴ－2	Ⅴ－1	Ⅴ－0
23,000 ～ 28,000	Ⅵ	Ⅵ－4	Ⅵ－3	Ⅵ－2	Ⅵ－1	※
28,000 ～ 35,000	Ⅶ	Ⅶ－4	Ⅶ－3	Ⅶ－2	Ⅶ－1	※
35,000人以上	Ⅷ	Ⅷ－4	Ⅷ－3	Ⅷ－2	※	※

第24表　一般財源の人口１人当たり額の状況（つづき）

その２　市町村（つづき）
（２）　都　市

（単位　円　％）

類型	地方税		地方交付税		一般財源	
	人口１人当たり額	歳入構成比	人口１人当たり額	歳入構成比	人口１人当たり額	歳入構成比
０－０	88,301	17.7	183,234	36.7	297,494	59.5
０－１	83,146	16.0	193,109	37.2	301,544	58.2
０－２	108,108	22.4	143,694	29.8	278,382	57.7
０－３	102,051	21.3	152,159	31.7	279,379	58.2
０－４	130,105	31.0	93,894	22.3	249,629	59.4
０－５	98,859	19.1	178,488	34.4	301,446	58.1
Ⅰ－０	112,505	19.7	165,201	29.0	306,201	53.7
Ⅰ－１	86,927	15.6	192,404	34.5	305,667	54.8
Ⅰ－２	113,888	26.4	111,238	25.8	251,984	58.4
Ⅰ－３	107,622	26.9	98,685	24.7	230,074	57.6
Ⅰ－４	142,092	37.5	59,230	15.6	227,147	60.0
Ⅰ－５	124,695	30.1	85,815	20.7	232,140	56.0
Ⅱ－１	89,365	16.6	179,171	33.3	294,291	54.6
Ⅱ－２	129,305	31.9	83,325	20.6	238,823	58.9
Ⅱ－３	112,312	30.1	81,845	21.9	217,784	58.3
Ⅱ－４	126,349	39.1	50,028	15.5	200,357	61.9
Ⅱ－５	138,510	45.9	27,734	9.2	189,341	62.7
Ⅲ－１	77,266	13.6	192,688	33.8	299,124	52.5
Ⅲ－２	132,407	35.0	59,931	15.8	219,566	58.0
Ⅲ－３	122,240	31.4	73,462	18.9	220,567	56.6
Ⅲ－４	137,616	41.6	38,025	11.5	200,057	60.4
Ⅲ－５	132,928	42.7	31,783	10.2	187,505	60.3
Ⅳ－１	102,988	28.8	80,667	22.6	205,066	57.3
Ⅳ－２	146,517	41.3	23,738	6.7	196,886	55.6
Ⅳ－３	126,452	30.2	75,553	18.1	227,543	54.4
Ⅳ－４	145,840	46.1	24,343	7.7	195,430	61.8
Ⅳ－５	150,362	47.8	19,103	6.1	194,048	61.7
Ⅴ－２	162,045	52.6	5,882	1.9	197,676	64.2
Ⅴ－３	135,727	38.1	48,374	13.6	209,335	58.7
Ⅴ－４	154,023	48.8	21,860	6.9	201,861	63.9
Ⅴ－５	140,408	43.9	31,431	9.8	195,525	61.2
Ⅵ－３	127,534	36.2	55,118	15.6	205,737	58.4
Ⅵ－４	158,445	45.3	20,856	6.0	203,211	58.1
Ⅵ－５	148,898	45.6	26,365	8.1	199,008	60.9

第24表　一般財源の人口１人当たり額の状況（つづき）

その２　市町村（つづき）
（３）　町　　村

（単位　円・％）

類型	地方税		地方交付税		一般財源	
	人口１人当たり額	歳入構成比	人口１人当たり額	歳入構成比	人口１人当たり額	歳入構成比
0－0	79,375	6.3	544,131	43.3	668,776	53.2
0－1	91,859	7.0	614,180	46.6	751,066	57.0
0－2	83,401	6.8	547,832	44.4	669,478	54.3
0－3	124,889	10.2	470,141	38.4	631,135	51.6
0－4	190,326	13.4	473,856	33.2	702,304	49.3
Ⅰ－0	82,217	8.9	410,610	44.7	528,530	57.5
Ⅰ－1	74,396	8.9	366,070	43.7	473,365	56.5
Ⅰ－2	79,762	9.8	356,321	43.9	468,643	57.8
Ⅰ－3	128,005	16.8	259,843	34.1	418,718	55.0
Ⅰ－4	131,822	16.3	293,045	36.3	454,177	56.2
Ⅱ－0	73,737	9.3	327,620	41.4	435,492	55.1
Ⅱ－1	85,262	12.1	285,241	40.5	401,847	57.1
Ⅱ－2	83,009	12.7	263,583	40.3	374,825	57.3
Ⅱ－3	94,948	16.1	210,772	35.7	333,777	56.5
Ⅱ－4	148,123	22.5	188,432	28.6	364,692	55.3
Ⅲ－0	69,924	13.2	213,720	40.4	309,964	58.6
Ⅲ－1	77,809	12.4	241,290	38.3	348,983	55.4
Ⅲ－2	89,153	16.4	192,138	35.3	308,579	56.7
Ⅲ－3	113,746	24.0	137,802	29.1	278,949	58.9
Ⅲ－4	120,067	24.1	133,055	26.7	280,025	56.3
Ⅳ－0	71,951	12.8	233,413	41.4	334,302	59.3
Ⅳ－1	78,041	15.5	190,366	37.7	296,051	58.7
Ⅳ－2	90,317	19.0	161,414	34.0	278,623	58.7
Ⅳ－3	111,508	26.5	111,010	26.4	248,943	59.1
Ⅳ－4	119,477	28.6	94,161	22.5	239,044	57.2
Ⅴ－0	87,236	14.8	197,421	33.4	318,715	53.9
Ⅴ－1	67,746	13.1	191,632	36.9	285,893	55.1
Ⅴ－2	81,367	18.1	159,713	35.6	266,800	59.5
Ⅴ－3	105,446	29.9	86,438	24.5	218,480	62.0
Ⅴ－4	108,390	30.1	87,252	24.2	220,568	61.2
Ⅵ－1	61,964	7.7	387,038	48.2	474,484	59.0
Ⅵ－2	100,635	20.8	147,455	30.5	275,969	57.1
Ⅵ－3	115,503	31.0	76,955	20.6	219,628	58.9
Ⅵ－4	104,503	31.6	73,864	22.3	202,104	61.1
Ⅶ－1	71,521	19.0	141,000	37.4	236,243	62.6
Ⅶ－2	75,971	17.2	159,625	36.1	260,790	59.0
Ⅶ－3	136,782	44.2	40,676	13.1	203,956	65.9
Ⅶ－4	116,797	37.4	53,058	17.0	192,197	61.5
Ⅷ－2	90,091	25.5	104,052	29.5	221,146	62.6
Ⅷ－3	161,302	50.9	16,424	5.2	206,243	65.1
Ⅷ－4	116,162	41.3	36,865	13.1	175,800	62.6

第25表　国・県支出金の状況

その1　国庫支出金の状況

（単位　百万円　%）

区分	平成16年度 都道府県		平成16年度 市町村		平成16年度 純計額		平成15年度純計額		比較 増減額	比較 増減率	比較 前年度増減率
義務教育費	2,545,577	35.3	−	−	2,545,577	20.4	2,738,637	20.8	△193,060	△ 7.0	△ 8.3
生活保護費	200,768	2.8	1,732,344	33.1	1,933,111	15.5	1,803,426	13.7	129,685	7.2	8.0
児童保護費	141,229	2.0	408,447	7.8	549,676	4.4	701,553	5.3	△151,877	△21.6	△ 1.0
結核医療費	2,990	0.0	3,840	0.1	6,830	0.1	7,440	0.1	△ 610	△ 8.2	△10.2
精神衛生費	48,865	0.7	−	−	48,865	0.4	47,822	0.4	1,043	2.2	18.6
老人保護費	2,864	0.0	58,376	1.1	61,239	0.5	70,500	0.5	△ 9,261	△13.1	△ 1.4
普通建設事業費	2,563,302	35.5	1,012,816	19.3	3,576,118	28.7	4,192,682	31.9	△616,564	△14.7	2.0
災害復旧事業費	188,169	2.6	77,602	1.5	265,771	2.1	184,115	1.4	81,656	44.4	△13.2
失業対策事業費	−	−	5,794	0.1	5,794	0.0	6,175	0.0	△ 381	△ 6.2	△ 5.3
委託金	135,986	1.9	114,722	2.2	250,709	2.0	276,471	2.1	△ 25,762	△ 9.3	20.5
普通建設事業	8,788	0.1	7,478	0.1	16,266	0.1	18,728	0.1	△ 2,462	△13.1	△21.6
その他	127,198	1.8	107,244	2.1	234,443	1.9	257,743	2.0	△ 23,300	△ 9.0	25.4
財政補給金	7,052	0.1	7,388	0.1	14,439	0.1	14,788	0.1	△ 349	△ 2.4	△ 2.4
その他	1,384,262	19.1	1,817,436	34.7	3,201,700	25.8	3,098,508	23.7	103,192	3.3	△ 0.5
合計	**7,221,064**	**100.0**	**5,238,765**	**100.0**	**12,459,829**	**100.0**	**13,142,117**	**100.0**	**△682,288**	**△ 5.2**	**△ 0.2**

（注）　交通安全対策特別交付金及び国有提供施設等所在市町村助成交付金を含む。

その2　都道府県支出金の状況

（単位　百万円・%）

区分	決算額 平成16年度		決算額 平成15年度		比較 増減額	比較 増減率	比較 前年度増減率
国庫財源を伴うもの	1,141,449	54.2	1,270,820	56.3	△ 129,371	△ 10.2	0.3
児童保護費負担金	122,761	5.8	185,419	8.2	△ 62,658	△ 33.8	△ 3.1
老人保護費負担金	16,975	0.8	18,299	0.8	△ 1,324	△ 7.2	△ 6.0
普通建設事業費支出金	263,345	12.5	346,288	15.4	△ 82,943	△ 24.0	△ 17.6
災害復旧事業費支出金	39,182	1.9	29,419	1.3	9,763	33.2	11.1
委託金	80,060	3.8	85,457	3.8	△ 5,397	△ 6.3	59.2
普通建設事業	16,170	0.8	19,111	0.8	△ 2,941	△ 15.4	△ 27.0
災害復旧事業	315	0.0	248	0.0	67	27.0	△ 13.0
その他	63,575	3.0	66,098	3.0	△ 2,523	△ 3.8	142.7
その他	619,126	29.4	605,938	26.8	13,188	2.2	8.9
都道府県費のみのもの	965,173	45.8	984,621	43.7	△ 19,448	△ 2.0	△ 1.6
普通建設事業費支出金	205,832	9.8	228,765	10.1	△ 22,933	△ 10.0	△ 8.8
災害復旧事業費支出金	1,159	0.1	10,031	0.4	△ 8,872	△ 88.4	421.9
その他	758,182	35.9	745,825	33.2	12,357	1.7	△ 0.3
合計	**2,106,622**	**100.0**	**2,255,441**	**100.0**	**△ 148,819**	**△ 6.6**	**△ 0.6**

（注）　「国庫財源を伴うもの」は、国庫支出金として都道府県の予算に計上されたうえ交付され、又は国庫支出金に加えて国の法令の規定に基づく都道府県の補助負担分として交付されたものである。

第26表　地　方　債　発　行　状　況

（単位　百万円・％）

区分	平成16年度 都道府県		平成16年度 市町村		平成16年度 純計額		平成15年度 純計額		比較 増減額	比較 増減率	比較 前年度増減率
（発行目的別）											
一般公共事業債	1,915,855	26.8	376,418	7.1	2,292,273	18.5	2,383,721	17.3	△ 91,448	△ 3.8	△ 14.4
うち財源対策債等	1,197,408	16.7	220,183	4.2	1,417,590	11.5	1,470,236	10.7	△ 52,646	△ 3.6	△ 6.4
一般単独事業債	2,284,084	31.9	1,393,083	26.4	3,677,166	29.7	3,340,172	24.2	336,994	10.1	△ 10.8
公営住宅建設事業債	68,892	1.0	108,852	2.1	177,744	1.4	218,878	1.6	△ 41,134	△ 18.8	△ 12.1
義務教育施設整備事業債	8,916	0.1	231,200	4.4	240,116	1.9	260,192	1.9	△ 20,076	△ 7.7	△ 4.6
辺地対策事業債	−	−	51,179	1.0	51,179	0.4	57,176	0.4	△ 5,997	△ 10.5	△ 7.2
公共用地先行取得等事業債	74,628	1.0	67,926	1.3	142,554	1.2	161,887	1.2	△ 19,333	△ 11.9	59.3
災害復旧事業債	97,263	1.4	39,321	0.7	136,583	1.1	72,644	0.5	63,939	88.0	△ 15.9
首都圏等整備事業債	18,704	0.3	−	−	18,704	0.2	27,421	0.2	△ 8,717	△ 31.8	△ 27.5
一般廃棄物処理事業債	189	0.0	183,356	3.5	183,545	1.5	207,825	1.5	△ 24,280	△ 11.7	△ 57.3
社会福祉施設整備事業債	21,625	0.3	29,587	0.6	51,212	0.4	68,939	0.5	△ 17,727	△ 25.7	5.4
退職手当債	14,900	0.2	3,240	0.1	18,140	0.1	21,001	0.2	△ 2,861	△ 13.6	48.0
転貸債	17,504	0.2	18,114	0.3	35,617	0.3	38,826	0.3	△ 3,209	△ 8.3	△ 7.3
過疎対策事業債	−	−	250,816	4.7	250,816	2.0	270,093	2.0	△ 19,277	△ 7.1	△ 7.2
国の予算貸付・政府関係機関貸付債	12,413	0.2	7,754	0.1	20,167	0.2	29,431	0.2	△ 9,264	△ 31.5	8.1
地域改善対策特定事業債	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	皆減
財源対策債	63,237	0.9	126,398	2.4	189,635	1.5	228,303	1.7	△ 38,668	△ 16.9	△ 21.1
減収補てん債（平成14年度）	9	0.0	−	−	9	0.0	28,417	0.2	△ 28,408	△ 100.0	△ 95.4
減税補てん債	463,190	6.5	312,305	5.9	775,495	6.3	691,984	5.0	83,511	12.1	46.4
臨時財政対策債	1,957,537	27.3	1,811,142	34.3	3,768,678	30.5	5,264,660	38.2	△1,495,982	△ 28.4	101.2
減収補てん債（平成15・16年度）	28,057	0.4	10,280	0.2	38,337	0.3	55,120	0.4	△ 16,783	△ 30.4	皆増
都道府県貸付金	−	−	113,582	2.1	45,788	0.4	51,345	0.4	△ 5,557	△ 10.8	1.0
その他	113,441	1.5	148,847	2.8	262,292	2.1	284,866	1.9	△ 22,574	△ 7.9	12.2
小計	**7,160,444**	**100.0**	**5,283,400**	**100.0**	**12,376,050**	**100.0**	**13,762,901**	**99.8**	**△1,386,851**	**△ 10.1**	**9.5**
うち減収補てん債	28,066	0.4	10,280	0.2	38,346	0.3	83,536	0.6	△ 45,190	△ 54.1	△ 86.6
特定資金公共投資事業債	−	−	−	−	−	−	26,532	0.2	△ 26,532	皆減	△ 96.4
合計	**7,160,444**	**100.0**	**5,283,400**	**100.0**	**12,376,050**	**100.0**	**13,789,433**	**100.0**	**△1,413,383**	**△ 10.2**	**3.5**
（借入先別）											
政府資金	1,381,627	19.3	2,727,040	51.6	4,108,667	33.2	6,028,471	43.7	△1,919,804	△ 31.8	△ 1.7
財政融資資金	1,040,152	14.5	1,519,930	28.8	2,560,082	20.7	3,867,665	28.0	△1,307,583	△ 33.8	△ 1.8
郵政公社資金	341,475	4.8	1,207,110	22.8	1,548,585	12.5	2,160,806	15.7	△ 612,221	△ 28.3	△ 1.5
郵便貯金資金	246,543	3.4	415,711	7.9	662,254	5.4	923,599	6.7	△ 261,345	△ 28.3	△ 9.6
簡易生命保険資金	94,932	1.3	791,399	15.0	886,331	7.2	1,237,206	9.0	△ 350,875	△ 28.4	5.7
公営企業金融公庫	86,214	1.2	301,352	5.7	387,566	3.1	462,764	3.4	△ 75,198	△ 16.2	△ 8.4
市中銀行	2,818,242	39.4	816,060	15.4	3,634,302	29.4	3,449,857	25.0	184,445	5.3	14.4
その他の金融機関	372,041	5.2	465,293	8.8	837,333	6.8	873,911	6.3	△ 36,578	△ 4.2	23.8
保険会社等	8,507	0.1	20,531	0.4	29,038	0.2	34,137	0.2	△ 5,099	△ 14.9	42.3
交付公債	800	0.0	−	−	800	0.0	−	−	800	皆増	皆減
共済等	9,665	0.1	134,249	2.5	143,914	1.2	155,127	1.1	△ 11,213	△ 7.2	△ 9.0
国の予算貸付・政府関係機関貸付（公営企業金融公庫を除く。）	12,045	0.2	7,754	0.1	19,799	0.2	28,906	0.2	△ 9,107	△ 31.5	6.5
市場公募債	2,462,022	34.4	693,872	13.1	3,155,894	25.5	2,662,887	19.3	493,007	18.5	38.8
個別発行債10年債	904,881	12.6	61,221	1.2	966,102	7.8	938,667	6.8	27,435	2.9	…
個別発行債5年債	530,801	7.4	224,527	4.2	755,328	6.1	680,684	4.9	74,644	11.0	…
個別発行債20年債	86,000	1.2	−	−	86,000	0.7	14,200	0.1	71,800	505.6	…
個別発行債30年債	20,000	0.3	10,000	0.2	30,000	0.2	20,000	0.1	10,000	50.0	…
個別発行債15年債	−	−	15,000	0.3	15,000	0.1	−	−	15,000	皆増	…
共同発行債10年債	641,308	9.0	324,444	6.1	965,752	7.8	754,378	5.5	211,374	28.0	…
ミニ公募債	262,325	3.7	58,680	1.1	321,005	2.6	254,958	1.8	66,047	25.9	…
外国債	16,707	0.2	−	−	16,707	0.1	−	−	16,707	皆増	…
その他	9,281	0.1	117,249	2.4	58,737	0.4	66,841	0.6	△ 8,104	△ 12.1	△ 5.9
小計	**7,160,444**	**100.0**	**5,283,400**	**100.0**	**12,376,050**	**100.0**	**13,762,901**	**99.8**	**△1,386,851**	**△ 10.1**	**9.5**
特定資金	−	−	−	−	−	−	26,532	0.2	△ 26,532	皆減	△ 96.4
合計	**7,160,444**	**100.0**	**5,283,400**	**100.0**	**12,376,050**	**100.0**	**13,789,433**	**100.0**	**△1,413,383**	**△ 10.2**	**3.5**

（注）　1　「市中銀行」とは、都市銀行、地方銀行及び長期信用銀行をいう。

2　「その他の金融機関」とは、信託銀行、信用金庫、各種協同組合、その他金銭の貸付けを業とするもので市中銀行以外のものをいう。

3　「保険会社等」には、損害保険協会及び生命保険協会を含む。

4　「共済等」には、全国自治協会、市町村振興協会その他都道府県及び市町村が関係している各種機関を含む。

5　前年度増減率の算定上平成14年度の「郵政公社資金」には郵便貯金資金と簡易生命保険資金の合算額を計上している。

第27表　平成16年度地方債許可状況

（単位　百万円）

区分	計画額			許可額			都道府県			大都市			中核市・特例市・都市・町村		
	政府資金	民間等資金	計	政府資金	民間等資金	計	政府資金	民間等資金	計	政府資金	民間等資金	計	政府資金	民間等資金	計
一 一般会計債															
1 一般公共事業	1,637,400	619,200	2,256,600	1,519,915	616,728	2,136,643	1,200,090	538,025	1,738,115	61,719	74,072	135,790	258,106	4,631	262,738
2 公営住宅建設事業	130,400	109,400	239,800	92,059	89,598	181,657	16,417	49,599	66,016	8,788	25,907	34,695	66,854	14,092	80,946
3 災害復旧事業	276,800	−	276,800	267,148	38	267,186	178,822	−	178,822	1,838	−	1,838	86,488	38	86,526
4 義務教育施設整備事業	116,900	141,300	258,200	147,052	132,040	279,092	2,573	5,308	7,881	13,548	35,740	49,288	130,931	90,992	221,923
5 社会福祉施設整備事業	41,700	22,200	63,900	40,172	14,610	54,782	10,735	9,908	20,643	3,250	4,422	7,672	26,187	280	26,467
6 一般廃棄物処理事業	344,500	22,200	366,700	171,670	16,761	188,431	−	189	189	7,177	13,822	20,999	164,493	2,750	167,243
7 一般単独事業	144,500	5,361,900	5,506,400	132,546	3,575,508	3,708,053	7,538	2,241,326	2,248,864	−	331,938	331,938	125,008	1,002,244	1,127,251
8 辺地及び過疎対策事業	352,500	−	352,500	351,187	339	351,526	−	−	−	−	−	−	351,187	339	351,526
9 首都圏等整備事業	24,900	−	24,900	17,482	2,382	19,864	17,482	712	18,194	−	664	664	−	1,006	1,006
10 公共用地先行取得等事業	−	70,000	70,000	−	145,071	145,071	−	75,883	75,883	−	16,254	16,254	−	52,934	52,934
11 退職手当	−	−	−	−	18,140	18,140	−	14,900	14,900	−	−	−	−	3,240	3,240
12 減収補てん	−	−	−	−	38,005	38,005	−	27,300	27,300	−	3,431	3,431	−	7,274	7,274
13 財政健全化	−	−	−	−	419,831	419,831	−	364,328	364,328	−	43,404	43,404	−	12,099	12,099
計	**3,069,600**	**6,346,200**	**9,415,800**	**2,739,230**	**5,069,050**	**7,808,281**	**1,433,657**	**3,327,478**	**4,761,135**	**96,320**	**549,654**	**645,973**	**1,209,254**	**1,191,918**	**2,401,172**
二 公営企業債															
1 水道事業	264,400	308,900	573,300	251,225	280,017	531,242	66,491	91,050	157,541	25,848	44,199	70,047	158,886	144,768	303,654
2 工業用水道事業	7,200	23,300	30,500	6,206	20,398	26,604	4,786	18,119	22,905	492	829	1,321	928	1,450	2,378
3 都市高速鉄道事業	61,100	312,700	373,800	57,777	288,303	346,080	4,074	60,507	64,581	53,703	224,337	278,040	−	3,459	3,459
4 一般交通事業	10,000	18,300	28,300	7,651	14,724	22,374	315	3,262	3,577	5,422	9,158	14,580	1,914	2,304	4,217
5 電気事業・ガス事業	5,000	5,300	10,300	3,817	5,782	9,599	591	804	1,395	1,200	100	1,300	2,026	4,878	6,904
6 港湾整備事業	6,800	53,600	60,400	34,567	14,962	49,529	29,352	8,542	37,894	808	5,383	6,191	4,407	1,037	5,444
7 病院事業	154,100	211,500	365,600	142,892	144,659	287,550	43,708	59,212	102,920	7,611	10,496	18,107	91,573	74,951	166,523
8 介護サービス施設整備事業	12,100	9,500	21,600	9,128	9,293	18,421	−	1,260	1,260	1,603	2,325	3,928	7,525	5,708	13,233
9 市場事業・と畜場事業	11,600	8,200	19,800	10,577	7,615	18,192	1,313	45	1,358	6,432	5,233	11,665	2,832	2,337	5,169
10 地域開発事業	−	366,700	366,700	−	424,017	424,017	−	262,831	262,831	−	120,752	120,752	−	40,434	40,434
11 下水道事業	712,500	831,900	1,544,400	661,790	719,534	1,381,324	45,233	87,079	132,312	73,125	130,152	203,277	543,433	502,303	1,045,736
12 有料道路事業・駐車場整備事業	−	2,900	2,900	−	2,364	2,364	−	350	350	−	−	−	−	2,014	2,014
13 観光その他事業	−	22,600	22,600	−	16,136	16,136	−	5,650	5,650	−	2,889	2,889	−	7,597	7,597
14 公有林整備事業・草地開発事業	−	(21,900)	(21,900)	−	(44,075)	(44,075)	−	(25,126)	(25,126)	−	(1,085)	(1,085)	−	(17,864)	(17,864)
15 公営企業退職手当	−	−	−	−	4,644	4,644	−	2,056	2,056	−	2,588	2,588	−	−	−
計	**1,244,800**	**(21,900) 2,175,400**	**(21,900) 3,420,200**	**1,185,630**	**(44,075) 1,952,447**	**(44,075) 3,138,077**	**195,863**	**(25,126) 600,767**	**(25,126) 796,630**	**176,244**	**(1,085) 558,441**	**(1,085) 734,685**	**813,523**	**(17,864) 793,239**	**(17,864) 1,606,762**
合計	**4,314,400**	**(21,900) 8,521,600**	**(21,900) 12,836,000**	**3,924,860**	**(44,075) 7,021,497**	**(44,075) 10,946,357**	**1,629,520**	**(25,126) 3,928,245**	**(25,126) 5,557,765**	**272,563**	**(1,085) 1,108,095**	**(1,085) 1,380,658**	**2,022,777**	**(17,864) 1,985,157**	**(17,864) 4,007,934**

第27表　平成16年度地方債許可状況（つづき）

（単位　百万円）

区分	計画額			許可額			都道府県			大都市			中核市・特例市・都市・町村		
	政府資金	民間等資金	計	政府資金	民間等資金	計	政府資金	民間等資金	計	政府資金	民間等資金	計	政府資金	民間等資金	計
三　公営企業借換債	－	110,000	110,000	－	110,000	110,000	－	24,275	24,275	－	53,769	53,769	－	31,956	31,956
四　特別転貸債	37,800	－	37,800	36,462	－	36,462	18,340	－	18,340	18,122	－	18,122	－	－	－
五　減税補てん債	240,600	561,300	801,900	227,455	547,756	775,211	－	463,190	463,190	－	84,563	84,563	227,455	3	227,458
六　臨時財政対策債	1,257,200	2,933,300	4,190,500	1,194,250	2,581,807	3,776,057	－	1,960,807	1,960,807	－	335,004	335,004	1,194,250	285,997	1,480,246
計	5,850,000	(21,900) 12,126,200	(21,900) 17,976,200	5,383,026	(44,075) 10,261,061	(44,075) 15,644,087	1,647,860	(25,126) 6,376,517	(25,126) 8,024,377	290,685	(1,085) 1,581,431	(1,085) 1,872,116	3,444,481	(17,864) 2,303,113	(17,864) 5,747,594
七　国の予算貸付・政府関係機関貸付債															
1　中小企業高度化資金貸付金	－	－	－	－	6,264	6,264	－	6,264	6,264	－	－	－	－	－	－
2　小規模企業者等設備導入資金貸付金	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
3　土地区画整理組合等貸付金	－	－	－	－	1,563	1,563	－	734	734	－	210	210	－	619	619
4　母子寡婦福祉資金貸付金	－	－	－	－	4,964	4,964	－	2,282	2,282	－	1,482	1,482	－	1,199	1,199
5　消費生活協同組合貸付金	－	－	－	－	11	11	－	11	11	－	－	－	－	－	－
6　災害援護資金貸付金	－	－	－	－	1,253	1,253	－	1,253	1,253	－	－	－	－	－	－
7　住宅金融公庫資金貸付金	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
8　都市開発資金貸付金	－	－	－	－	5,850	5,850	－	986	986	－	3,932	3,932	－	932	932
9　市街地再開発組合等貸付金	－	－	－	－	1,046	1,046	－	－	－	－	200	200	－	846	846
10　有料道路整備資金貸付金	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
11　港湾整備特別会計貸付金	－	－	－	－	1,431	1,431	－	728	728	－	703	703	－	－	－
12　公害防止資金貸付金	－	－	－	－	383	383	－	357	357	－	－	－	－	26	26
13　農業災害補償資金貸付金	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
14　木材産業等高度化推進資金貸付金	－	－	－	－	1,255	1,255	－	1,255	1,255	－	－	－	－	－	－
15　沿道整備資金貸付金	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
16　沖縄振興開発金融公庫資金貸付金	－	－	－	－	130	130	－	－	－	－	－	－	－	130	130
17　農業改良資金貸付金	－	－	－	－	237	237	－	237	237	－	－	－	－	－	－
18　農地保有合理化促進対策資金貸付金	－	－	－	－	108	108	－	108	108	－	－	－	－	－	－
19　就農支援資金貸付金	－	－	－	－	2,159	2,159	－	2,159	2,159	－	－	－	－	－	－
計	－	－	－	－	26,653	26,653	－	16,374	16,374	－	6,527	6,527	－	3,752	3,752
総計	5,850,000	(21,900) 12,126,200	(21,900) 17,976,200	5,383,026	(44,075) 10,287,713	(44,075) 15,670,740	1,647,860	(25,126) 6,392,891	(25,126) 8,040,751	290,685	(1,085) 1,587,958	(1,085) 1,878,643	3,444,481	(17,864) 2,306,865	(17,864) 5,751,346

（注）　1　特別区については中核市・特例市・都市・町村分として、一部事務組合又は地方開発事業団については、都道府県が加入するものにあっては都道府県分として、大都市が加入するもの（都道府県が加入するものを除く。）にあっては大都市分として、その他のものにあっては中核市・特例市・都市・町村分として区分した。

2　公庫資金は、民間等資金に含めている。

3　交付公債は、民間等資金に含めている。

4　公有林整備、草地開発事業の（　）書きは、公営企業金融公庫が農林漁業金融公庫の委託を受けて融資するものであって、外書きである。

5　地方債計画額は、最終計画額である。

第28表 使用料及び手数料の状況

（単位　百万円・％）

区分	平成16年度 都道府県		平成16年度 市町村		平成16年度 純計額		平成15年度純計額		比較 増減額	比較 増減率	比較 前年度増減率
使用料	776,326	76.5	1,115,202	75.5	1,891,528	75.9	1,906,733	76.5	△ 15,205	△ 0.8	0.5
授業料	294,833	29.1	72,632	4.9	367,466	14.7	372,737	15.0	△ 5,271	△ 1.4	△ 1.6
高等学校	250,003	24.6	16,191	1.1	266,194	10.7	273,695	11.0	△ 7,501	△ 2.7	△ 3.2
幼稚園	−	−	26,570	1.8	26,570	1.1	26,592	1.1	△ 22	△ 0.1	0.6
その他	44,830	4.5	29,871	2.0	74,702	2.9	72,450	2.9	2,252	3.1	3.8
保育所使用料	−	−	223,693	15.1	223,693	9.0	223,172	9.0	521	0.2	△ 1.2
公営住宅使用料	246,207	24.3	302,630	20.5	548,837	22.0	558,355	22.4	△ 9,518	△ 1.7	△ 1.4
発電水利使用料	32,769	3.2	−	−	32,769	1.3	32,819	1.3	△ 50	△ 0.2	0.6
その他	202,517	19.9	516,247	35.0	718,763	28.9	719,650	28.8	△ 887	△ 0.1	3.7
手数料	238,430	23.5	361,761	24.5	600,191	24.1	585,381	23.5	14,810	2.5	△ 0.4
法定受託事務に係るもの	56,382	5.6	30,756	2.1	87,139	3.5	83,100	3.3	4,039	4.9	△ 3.3
自治事務に係るもの	182,047	17.9	331,005	22.4	513,052	20.6	502,281	20.2	10,771	2.1	0.1
合計	**1,014,756**	**100.0**	**1,476,963**	**100.0**	**2,491,719**	**100.0**	**2,492,113**	**100.0**	**△ 394**	**△ 0.0**	**0.3**

第29表 繰入金の状況

（単位　百万円・％）

区分	平成16年度 都道府県		平成16年度 市町村		平成16年度 合計額		平成15年度合計額		比較 増減額	比較 増減率	比較 前年度増減率
他会計からの繰入金	34,412	3.6	151,777	6.8	186,189	5.8	179,394	6.1	6,795	3.8	8.0
法適用の公営企業会計	15,134	1.6	26,436	1.2	41,570	1.3	72,138	2.5	△ 30,568	△ 42.4	23.2
法非適用の公営企業会計	16,516	1.7	36,269	1.6	52,785	1.6	46,260	1.6	6,525	14.1	△ 6.3
その他	2,762	0.3	89,072	4.0	91,834	2.9	60,996	2.0	30,838	50.6	4.8
基金からの繰入金	925,921	96.4	2,089,111	92.9	3,015,032	94.0	2,753,404	93.7	261,628	9.5	△ 4.4
積立金取崩し額	715,424	74.5	1,921,665	85.5	2,637,089	82.2	2,377,488	80.9	259,601	10.9	△ 5.5
その他	210,497	21.9	167,446	7.4	377,943	11.8	375,916	12.8	2,027	0.5	3.3
財産区からの繰入金	−	−	6,794	0.3	6,794	0.2	6,917	0.2	△ 123	△ 1.8	20.3
合計	**960,333**	**100.0**	**2,247,681**	**100.0**	**3,208,015**	**100.0**	**2,939,715**	**100.0**	**268,300**	**9.1**	**△ 3.6**

第30表　その他の収入の状況

（単位　百万円・％）

区分	平成16年度 都道府県		平成16年度 市町村		平成16年度 純計額		平成15年度純計額		比較 増減額	比較 増減率	比較 前年度増減率
財産収入	210,075	4.4	422,483	13.1	632,558	8.6	600,232	8.2	32,326	5.4	△ 10.9
財産運用収入	67,392	1.4	117,919	3.7	185,311	2.5	189,248	2.6	△ 3,937	△ 2.1	△ 1.5
財産売払収入	142,683	3.0	304,564	9.5	447,247	6.1	410,983	5.6	36,264	8.8	△ 14.7
寄附金	9,973	0.2	85,584	2.7	95,137	1.3	89,152	1.2	5,985	6.7	△ 13.5
諸収入	4,591,699	95.4	2,714,541	84.2	6,637,281	90.1	6,608,583	90.6	28,698	0.4	△ 3.5
延滞金、加算金及び過料	37,888	0.8	21,626	0.7	59,514	0.8	60,059	0.8	△ 545	△ 0.9	1.0
預金利子	743	0.0	811	0.0	1,554	0.0	1,441	0.0	113	7.8	△ 28.6
貸付金元利収入	3,844,400	79.9	1,836,364	57.0	5,575,577	75.7	5,508,449	75.5	67,128	1.2	△ 2.7
受託事業収入	78,075	1.6	61,150	1.9	71,305	1.0	75,937	1.0	△ 4,632	△ 6.1	△ 14.4
収益事業収入	358,914	7.5	105,876	3.3	464,790	6.3	472,621	6.5	△ 7,831	△ 1.7	△ 2.9
利子割精算金収入	2,854	0.1	−	−	−	−	−	−	−	−	−
雑入	268,824	5.6	688,714	21.4	464,541	6.3	490,075	6.7	△ 25,534	△ 5.2	△ 11.1
合計	**4,811,747**	**100.0**	**3,222,609**	**100.0**	**7,364,977**	**100.0**	**7,297,966**	**100.0**	**67,011**	**0.9**	△ **4.3**

（注）　本表は、「第11表　歳入決算額の状況　その２　推移」の歳入区分「その他」の内訳である。

第31表　地方財政と国の財政との累年比較

（単位　億円・％）

区分	国内総支出 実額 (A)	国内総支出 指数	歳出総額 国 (B)	歳出総額 地方 (C)	国から地方に対する支出 (D)	地方から国に対する支出 (E)	歳出純計額 国 (B)−(D) (F)	国 指数	地方 (C)−(E) (G)	地方 指数	合計 (F)+(G) (H)	合計 指数	純計構成比 (F)/(H)	純計構成比 (G)/(H)	国内総支出に対する割合 (F)/(A)	国内総支出に対する割合 (G)/(A)	国内総支出に対する割合 (H)/(A)
昭和10年度	167	−	22	21	3	0	19	−	21	−	40	−	47.5	52.5	11.4	12.6	24.0
16	449	−	81	31	11	0	70	−	31	−	101	−	69.3	30.7	15.6	6.9	22.5
36	201,708	100	21,645	23,911	10,279	381	11,366	100	23,530	100	34,896	100	32.6	67.4	5.6	11.7	17.3
平成７年度	4,957,357	2,458	864,795	989,445	331,680	14,952	533,115	4,690	974,493	4,141	1,507,608	4,320	35.4	64.6	10.8	19.7	30.4
8	5,064,795	2,511	873,154	990,261	336,669	12,694	536,485	4,720	977,567	4,155	1,514,052	4,339	35.4	64.6	10.6	19.3	29.9
9	5,104,658	2,531	849,085	976,738	325,805	12,543	523,280	4,604	964,195	4,098	1,487,475	4,263	35.2	64.8	10.3	18.9	29.1
10	5,013,835	2,486	923,131	1,001,975	343,891	17,384	579,240	5,096	984,591	4,184	1,563,831	4,481	37.0	63.0	11.6	19.6	31.2
11	4,966,058	2,462	1,019,345	1,016,291	387,120	16,106	632,225	5,562	1,000,185	4,251	1,632,410	4,678	38.7	61.3	12.7	20.1	32.9
12	5,027,831	2,493	1,007,263	976,164	377,649	15,467	629,614	5,539	960,697	4,083	1,590,311	4,557	39.6	60.4	12.5	19.1	31.6
13	4,923,467	2,441	939,081	974,317	365,011	15,347	574,070	5,051	958,970	4,076	1,533,040	4,393	37.4	62.6	11.7	19.5	31.1
14	4,887,244	2,423	924,941	948,394	350,045	14,770	574,896	5,058	933,624	3,968	1,508,520	4,323	38.1	61.9	11.8	19.1	30.9
15	4,935,532	2,447	887,920	925,818	329,382	12,812	558,538	4,914	913,006	3,880	1,471,544	4,217	38.0	62.0	11.3	18.5	29.8
16	4,961,970	2,460	916,446	912,479	317,488	12,987	598,958	5,270	899,492	3,823	1,498,450	4,294	40.0	60.0	12.1	18.1	30.2

（注）　1　国内総支出は、内閣府経済社会総合研究所の推計により、平成６年度以降は「国民経済計算（93SNA、平成７年基準）」、昭和36年度は「国民経済計算（新SNA、平成２年基準）」、昭和10年度及び16年度は「国民所得統計（旧SNA）」によっており、いずれも名目値である。ただし、昭和10年度及び16年度は国民総支出の数値である。

2　国の歳出額は、平成６年度以降については、一般会計と交付税及び譲与税配付金、国有林野事業（治山勘定のみ）、国営土地改良事業、港湾整備、道路整備、空港整備、治水、石油及びエネルギー需給構造高度化対策、厚生保険（児童手当勘定のみ）及び電源開発促進対策（電源立地勘定のみ）の10特別会計との純計決算額であり、昭和36年度以前においても、一般会計とこれらの特別会計に相当する特別会計がある場合には、それらの特別会計との純計決算額である。

3　「国から地方に対する支出」は、地方交付税（地方分与税、地方財政平衡交付金、臨時地方特例交付金及び特別事業債償還交付金等を含む。）、地方譲与税及び国庫支出金（交通安全対策特別交付金、国有提供施設等所在市町村助成交付金及び地方債のうち特定資金公共事業債及び特定資金公共投資事業債を含む。）の合計額であり、地方の歳入決算額によっている。

4　「地方から国に対する支出」は、地方財政法第17条の２の規定による地方公共団体の負担金（地方の歳出決算額中、国直轄事業負担金に係る国への現金納付額及び国に対する交付公債の元利償還額の合計額）である。

5　決算額からは、特定資金公共事業債償還時補助金及び同補助金と相殺された償還金を除いている。

第32表　平成16年度国・地方の目的別歳出の状況

（単位　億円・％）

区分	歳出合計						国から地方に対する支出	地方から国に対する支出	国・地方を通じる歳出純計額						総額中地方の占める割合	国の純計に占める地方に対する支出の割合
	国					地方			国		地方		総額			
	一般会計	特別会計	合計	うち重複額	差引純計(A)	(B)	(C)	(D)	(A)－(C)(E)	構成比	(B)－(D)(F)	構成比	(E)＋(F)(G)	構成比	(F)／(G)	(C)／(A)
機関費	44,643	－	44,643	－	44,643	149,439	2,370	－	42,273	7.1	149,439	16.6	191,712	12.8	77.9	5.3
一般行政費	13,660	－	13,660	－	13,660	87,499	1,523	－	12,137	2.0	87,499	9.7	99,636	6.6	87.8	11.1
司法警察消防費	13,844	－	13,844	－	13,844	51,634	849	－	12,995	2.2	51,634	5.7	64,629	4.3	79.9	6.1
外交費	9,051	－	9,051	－	9,051	－	－	－	9,051	1.5	－	－	9,051	0.6	－	－
徴税費	7,878	－	7,878	－	7,878	10,306	△3	－	7,881	1.3	10,306	1.1	18,187	1.2	56.7	－
貨幣製造費	210	－	210	－	210	－	－	－	210	0.0	－	－	210	0.0	－	－
地方財政費	177,035	680,288	857,323	661,100	196,223	－	193,035	－	3,188	0.5	－	－	3,188	0.2	－	98.4
防衛費	49,215	－	49,215	－	49,215	－	312	－	48,903	8.2	－	－	48,903	3.3	－	0.6
国土保全及び開発費	80,555	81,039	161,594	48,157	113,437	173,107	35,529	12,987	77,908	13.0	160,120	17.8	238,028	15.9	67.3	31.3
国土保全費	15,510	17,267	32,776	13,967	18,809	22,889	6,319	2,829	12,490	2.1	20,060	2.2	32,550	2.2	61.6	33.6
国土開発費	59,291	63,772	123,063	34,190	88,873	145,280	26,549	9,795	62,324	10.4	135,485	15.1	197,809	13.2	68.5	29.9
災害復旧費	3,858	－	3,858	－	3,858	4,938	2,661	363	1,197	0.2	4,575	0.5	5,772	0.4	79.3	69.0
その他	1,896	－	1,896	－	1,896	－	－	－	1,896	0.3	－	－	1,896	0.1	－	－
産業経済費	32,484	18,052	50,535	3,965	46,570	63,315	4,651	－	41,919	7.0	63,315	7.0	105,234	7.0	60.2	10.0
農林水産業費	19,133	－	19,133	－	19,133	14,365	4,184	－	14,949	2.5	14,365	1.6	29,314	2.0	49.0	21.9
商工費	13,351	18,052	31,403	3,965	27,438	48,950	467	－	26,971	4.5	48,950	5.4	75,921	5.1	64.5	1.7
教育費	59,209	－	59,209	－	59,209	168,743	29,945	－	29,264	4.9	168,743	18.8	198,007	13.2	85.2	50.6
学校教育費	48,519	－	48,519	－	48,519	133,339	29,345	－	19,174	3.2	133,339	14.8	152,513	10.2	87.4	60.5
社会教育費	1,382	－	1,382	－	1,382	14,020	364	－	1,018	0.2	14,020	1.6	15,038	1.0	93.2	26.3
その他	9,308	－	9,308	－	9,308	21,384	236	－	9,072	1.5	21,384	2.4	30,456	2.0	70.2	2.5
社会保障関係費	217,950	4,253	222,203	2,932	219,271	225,911	51,647	－	167,624	28.0	225,911	25.1	393,535	26.3	57.4	23.6
民生費	194,780	4,253	199,033	2,932	196,101	154,599	43,706	－	152,395	25.4	154,599	17.2	306,994	20.5	50.4	22.3
衛生費	8,800	－	8,800	－	8,800	57,846	4,349	－	4,451	0.7	57,846	6.4	62,297	4.2	92.9	49.4
住宅費	9,417	－	9,417	－	9,417	13,148	3,531	－	5,886	1.0	13,148	1.5	19,034	1.3	69.1	37.5
その他	4,953	－	4,953	－	4,953	318	61	－	4,892	0.9	318	0.0	5,210	0.3	6.1	1.2
恩給費	11,353	－	11,353	－	11,353	605	－	－	11,353	1.9	605	0.1	11,958	0.8	5.1	－
公債費	175,149	－	175,149	－	175,149	131,154	－	－	175,149	29.2	131,154	14.6	306,303	20.4	42.8	－
前年度繰上充用金	－	－	－	－	－	205	－	－	－	－	205	0.0	205	0.0	100.0	－
その他	1,376	－	1,376	－	1,376	－	－	－	1,376	0.2	－	－	1,376	0.1	－	－
合計	**848,968**	**783,631**	**1,632,599**	**716,153**	**916,446**	**912,479**	**317,488**	**12,987**	**598,958**	**100.0**	**899,492**	**100.0**	**1,498,450**	**100.0**	**60.0**	**34.6**

（注）　1　国の歳出総額は、一般会計と交付税及び譲与税配付金、国有林野事業（治山勘定のみ）、国営土地改良事業、港湾整備、道路整備、空港整備、治水、石油及びエネルギー需給構造高度化対策、厚生保険（児童手当勘定のみ）及び電源開発促進対策（電源立地勘定のみ）の10特別会計との純計決算額である。

2　「国から地方に対する支出」は、地方交付税、地方特例交付金、地方譲与税及び国庫支出金（交通安全対策特別交付金及び国有提供施設等所在市町村助成交付金を含む。）の合計額であり、地方の歳入決算額によっている。

3　「地方から国に対する支出」は、地方財政法第17条の２の規定による地方公共団体の負担金（地方の歳出決算額中、国直轄事業負担金に係る国への現金納付額）で、地方の歳出決算額によっている。

第33表　国民経済計算における公的支出の推移

その１　総　　括

（単位　億円・％）

区　　分	平成11年度	12年度	13年度	14年度	15年度	16年度	対前年度増減率						構成比					
							11	12	13	14	15	16	11	12	13	14	15	16
公的支出	1,202,707	1,202,139	1,196,763	1,175,801	1,157,268	1,135,702	1.0	△ 0.0	△ 0.4	△ 1.8	△ 1.6	△ 1.9	24.2	23.9	24.3	24.1	23.4	22.9
中央	229,824	229,515	224,836	218,837	220,516	203,854	5.0	△ 0.1	△ 2.0	△ 2.7	0.8	△ 7.6	4.6	4.6	4.6	4.5	4.5	4.1
最終消費支出	131,157	135,882	138,199	134,308	139,730	137,405	2.1	3.6	1.7	△ 2.8	4.0	△ 1.7	2.6	2.7	2.8	2.7	2.8	2.8
総資本形成	98,667	93,633	86,637	84,529	80,786	66,449	9.2	△ 5.1	△ 7.5	△ 2.4	△ 4.4	△17.7	2.0	1.9	1.8	1.7	1.6	1.3
地方	712,749	679,930	666,825	649,140	624,285	609,142	△ 1.2	△ 4.6	△ 1.9	△ 2.7	△ 3.8	△ 2.4	14.4	13.5	13.5	13.3	12.6	12.3
最終消費支出	436,703	428,834	433,666	434,563	433,484	433,334	1.4	△ 1.8	1.1	0.2	△ 0.2	△ 0.0	8.8	8.5	8.8	8.9	8.8	8.7
総資本形成	276,046	251,096	233,159	214,577	190,801	175,808	△ 5.0	△ 9.0	△ 7.1	△ 8.0	△11.1	△ 7.9	5.6	5.0	4.7	4.4	3.9	3.5
社会保障基金	260,134	292,694	305,102	307,824	312,466	322,707	3.6	12.5	4.2	0.9	1.5	3.3	5.2	5.8	6.2	6.3	6.3	6.5
最終消費支出	258,937	291,537	303,801	306,784	311,613	322,173	3.7	12.6	4.2	1.0	1.6	3.4	5.2	5.8	6.2	6.3	6.3	6.5
総資本形成	1,197	1,157	1,301	1,040	853	534	△18.0	△ 3.3	12.4	△20.1	△18.0	△37.4	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
国内総支出	**4,966,058**	**5,027,831**	**4,923,467**	**4,887,244**	**4,935,532**	**4,961,970**	**△ 1.0**	**1.2**	**△ 2.1**	**△ 0.7**	**1.0**	**0.5**	**100.0**	**100.0**	**100.0**	**100.0**	**100.0**	**100.0**

（注）　「国民経済計算（内閣府経済社会総合研究所調べ）」による数値及びそれを基に総務省において算出した数値である。その２において同じ。

その２　地方財政分

（単位　億円・％）

区　　分	平成11年度	12年度	13年度	14年度	15年度	16年度	対前年度増減率						構成比					
							11	12	13	14	15	16	11	12	13	14	15	16
普通会計	605,410	579,459	573,719	562,059	540,819	528,913	△ 1.2	△ 4.3	△ 1.0	△ 2.0	△ 3.8	△ 2.2	84.9	85.2	86.0	86.6	86.6	86.8
（歳出）	1,016,291	976,164	974,317	948,394	925,818	912,479	1.4	△ 3.9	△ 0.2	△ 2.7	△ 2.4	△ 1.4	142.6	143.6	146.1	146.1	148.3	149.8
（控除）	410,881	396,705	400,598	386,335	384,999	383,566	5.6	△ 3.5	1.0	△ 3.6	△ 0.3	△ 0.4	57.6	58.3	60.1	59.5	61.7	63.0
最終消費支出	413,312	405,156	409,685	410,481	409,126	408,624	1.4	△ 2.0	1.1	0.2	△ 0.3	△ 0.1	58.0	59.6	61.4	63.2	65.5	67.1
総資本形成	192,098	174,303	164,034	151,578	131,693	120,289	△ 6.4	△ 9.3	△ 5.9	△ 7.6	△13.1	△ 8.7	27.0	25.6	24.6	23.4	21.1	19.7
非企業会計	67,939	63,162	59,632	56,377	53,658	50,550	0.0	△ 7.0	△ 5.6	△ 5.5	△ 4.8	△ 5.8	9.5	9.3	8.9	8.7	8.6	8.3
最終消費支出	23,391	23,677	23,981	24,082	24,358	24,710	2.1	1.2	1.3	0.4	1.1	1.4	3.3	3.5	3.6	3.7	3.9	4.1
総資本形成	44,548	39,485	35,651	32,295	29,300	25,840	△ 1.1	△11.4	△ 9.7	△ 9.4	△ 9.3	△11.8	6.3	5.8	5.3	5.0	4.7	4.2
公的企業	39,400	37,308	33,474	30,704	29,808	29,679	△ 2.4	△ 5.3	△10.3	△ 8.3	△ 2.9	△ 0.4	5.5	5.5	5.0	4.7	4.8	4.9
総資本形成	39,400	37,308	33,474	30,704	29,808	29,679	△ 2.4	△ 5.3	△10.3	△ 8.3	△ 2.9	△ 0.4	5.5	5.5	5.0	4.7	4.8	4.9
地方の公的支出	712,749	679,930	666,825	649,140	624,285	609,142	△ 1.2	△ 4.6	△ 1.9	△ 2.7	△ 3.8	△ 2.4	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
最終消費支出	436,703	428,834	433,666	434,563	433,484	433,334	1.4	△ 1.8	1.1	0.2	△ 0.2	△ 0.0	61.3	63.1	65.0	66.9	69.4	71.1
総資本形成	276,046	251,096	233,159	214,577	190,801	175,808	△ 5.0	△ 9.0	△ 7.1	△ 8.0	△11.1	△ 7.9	38.7	36.9	35.0	33.1	30.6	28.9

第34表　目的別歳出決算額の状況

その1　総　括

（単位　百万円・％）

区分	平成16年度 都道府県		平成16年度 市町村		平成16年度 純計額		平成15年度 純計額		比較 増減額	比較 増減率 都道府県	比較 増減率 市町村	比較 増減率 純計額	比較 前年度増減率 都道府県	比較 前年度増減率 市町村	比較 前年度増減率 純計額
議会費	84,225	0.2	445,963	0.9	530,136	0.6	541,384	0.6	△ 11,248	△ 0.8	△ 2.3	△ 2.1	△ 2.0	△ 4.1	△ 3.8
総務費	3,186,139	6.6	6,359,453	12.9	8,941,402	9.8	9,039,332	9.8	△ 97,930	△ 0.9	△ 1.2	△ 1.1	12.9	2.7	5.6
民生費	4,011,357	8.3	12,474,929	25.3	15,132,254	16.6	14,540,192	15.7	592,062	1.1	4.6	4.1	△ 9.3	5.9	1.7
衛生費	1,512,665	3.1	4,428,099	9.0	5,784,579	6.3	5,896,341	6.4	△ 111,762	△ 2.4	△ 1.7	△ 1.9	△ 2.3	△ 10.4	△ 8.7
労働費	243,594	0.5	178,038	0.4	359,393	0.4	373,770	0.4	△ 14,377	△ 4.9	△ 2.0	△ 3.8	△ 28.1	△ 5.3	△ 23.3
農林水産業費	3,309,518	6.9	1,618,908	3.3	4,321,818	4.7	4,693,939	5.1	△ 372,121	△ 7.6	△ 10.9	△ 7.9	△ 10.3	△ 7.2	△ 8.9
商工費	3,265,083	6.8	1,685,845	3.4	4,906,608	5.4	4,841,148	5.2	65,460	2.6	△ 1.2	1.4	△ 1.7	△ 5.1	△ 2.9
土木費	7,641,235	15.9	7,859,923	16.0	15,234,826	16.7	16,439,127	17.8	△ 1,204,301	△ 7.8	△ 6.9	△ 7.3	△ 9.1	△ 4.8	△ 7.0
消防費	216,889	0.5	1,691,110	3.4	1,835,839	2.0	1,820,044	2.0	15,795	0.3	0.8	0.9	△ 2.6	△ 2.1	△ 2.1
警察費	3,338,032	6.9	−	−	3,337,689	3.7	3,361,971	3.6	△ 24,282	△ 0.7	−	△ 0.7	△ 1.3	−	△ 1.3
教育費	11,511,949	23.9	5,469,305	11.1	16,910,156	18.5	17,201,373	18.6	△ 291,217	△ 1.1	△ 2.9	△ 1.7	△ 1.6	△ 4.5	△ 2.6
災害復旧費	306,542	0.6	234,929	0.5	493,821	0.5	302,998	0.3	190,823	50.8	79.9	63.0	△ 12.7	△ 8.1	△ 12.4
公債費	6,671,193	13.8	6,538,580	13.3	13,115,379	14.4	13,191,479	14.2	△ 76,100	△ 0.3	△ 1.0	△ 0.6	1.2	0.7	1.0
諸支出金	69,869	0.1	253,666	0.5	323,535	0.4	311,979	0.3	11,556	10.7	1.9	3.7	△ 3.6	2.5	1.2
前年度繰上充用金	1,476	0.0	19,004	0.0	20,480	0.0	26,766	0.0	△ 6,286	△ 84.7	10.9	△ 23.5	△ 23.1	24.3	1.7
利子割交付金	138,681	0.3	−	−	−	−	−	−	−	△ 6.9	−	−	△ 29.3	−	−
配当割交付金	28,010	0.1	−	−	−	−	−	−	−	皆増	−	−	−	−	−
株式譲渡所得割交付金	28,865	0.1	−	−	−	−	−	−	−	皆増	−	−	−	−	−
地方消費税交付金	1,349,047	2.8	−	−	−	−	−	−	−	11.2	−	−	11.9	−	−
ゴルフ場利用税交付金	45,422	0.1	−	−	−	−	−	−	−	△ 6.2	−	−	△ 7.4	−	−
特別地方消費税交付金	52	0.0	−	−	−	−	−	−	−	△ 32.5	−	−	△ 59.0	−	−
自動車取得税交付金	316,999	0.7	−	−	−	−	−	−	−	2.3	−	−	8.7	−	−
軽油引取税交付金	108,521	0.2	−	−	−	−	−	−	−	0.2	−	−	0.5	−	−
特別区財政調整交付金	808,091	1.7	−	−	−	−	−	−	−	4.2	−	−	0.8	−	−
歳出合計	48,193,452	100.0	49,257,753	100.0	91,247,914	100.0	92,581,841	100.0	△ 1,333,927	△ 1.5	△ 1.1	△ 1.4	△ 3.1	△ 1.3	△ 2.4

第34表　目的別歳出決算額の状況（つづき）

その2　推　移

（単位　百万円）

区分	決算額						指数					
	平成11年度	12年度	13年度	14年度	15年度	16年度	11	12	13	14	15	16
議会費	581,319	575,997	573,473	562,517	541,384	530,136	100	99	99	97	93	91
総務費	9,177,997	9,156,455	8,938,593	8,555,941	9,039,332	8,941,402	100	100	97	93	98	97
民生費	15,063,969	13,392,030	14,054,411	14,303,211	14,540,192	15,132,254	100	89	93	95	97	100
衛生費	6,584,461	6,519,660	6,675,965	6,454,941	5,896,341	5,784,579	100	99	101	98	90	88
労働費	655,309	475,780	798,218	487,473	373,770	359,393	100	73	122	74	57	55
農林水産業費	6,209,105	5,869,961	5,535,215	5,155,220	4,693,939	4,321,818	100	95	89	83	76	70
商工費	6,002,002	5,427,712	5,368,931	4,983,219	4,841,148	4,906,608	100	90	89	83	81	82
土木費	20,978,072	19,560,287	18,572,313	17,671,998	16,439,127	15,234,826	100	93	89	84	78	73
消防費	1,873,596	1,875,829	1,862,478	1,859,289	1,820,044	1,835,839	100	100	99	99	97	98
警察費	3,417,910	3,428,812	3,393,702	3,407,340	3,361,971	3,337,689	100	100	99	100	98	98
教育費	18,192,738	18,078,717	18,001,012	17,654,384	17,201,373	16,910,156	100	99	99	97	95	93
その他	12,892,632	13,255,120	13,657,377	13,743,885	13,833,220	13,953,214	100	103	106	107	107	108
歳出合計	**101,629,110**	**97,616,360**	**97,431,688**	**94,839,418**	**92,581,841**	**91,247,914**	**100**	**96**	**96**	**93**	**91**	**90**

（単位　%）

区分	決算額構成比						増減率					
	11	12	13	14	15	16	11	12	13	14	15	16
議会費	0.6	0.6	0.6	0.6	0.6	0.6	△ 3.5	△ 0.9	△ 0.4	△ 1.9	△ 3.8	△ 2.1
総務費	9.0	9.4	9.2	9.0	9.8	9.8	6.0	△ 0.2	△ 2.4	△ 4.3	5.6	△ 1.1
民生費	14.8	13.7	14.4	15.1	15.7	16.6	12.0	△ 11.1	4.9	1.8	1.7	4.1
衛生費	6.5	6.7	6.9	6.8	6.4	6.3	△ 1.1	△ 1.0	2.4	△ 3.3	△ 8.7	△ 1.9
労働費	0.6	0.5	0.8	0.5	0.4	0.4	43.2	△ 27.4	67.8	△ 38.9	△ 23.3	△ 3.8
農林水産業費	6.1	6.0	5.7	5.4	5.1	4.7	△ 2.7	△ 5.5	△ 5.7	△ 6.9	△ 8.9	△ 7.9
商工費	5.9	5.6	5.5	5.3	5.2	5.4	△ 4.1	△ 9.6	△ 1.1	△ 7.2	△ 2.9	1.4
土木費	20.6	20.0	19.1	18.6	17.8	16.7	△ 4.5	△ 6.8	△ 5.1	△ 4.8	△ 7.0	△ 7.3
消防費	1.8	1.9	1.9	2.0	2.0	2.0	△ 1.5	0.1	△ 0.7	△ 0.2	△ 2.1	0.9
警察費	3.4	3.5	3.5	3.6	3.6	3.7	△ 1.1	0.3	△ 1.0	0.4	△ 1.3	△ 0.7
教育費	17.9	18.5	18.5	18.6	18.6	18.5	△ 2.2	△ 0.6	△ 0.4	△ 1.9	△ 2.6	△ 1.7
その他	12.8	13.6	13.9	14.5	14.8	15.3	9.3	2.8	3.0	0.6	0.6	0.9
歳出合計	**100.0**	**100.0**	**100.0**	**100.0**	**100.0**	**100.0**	**1.4**	**△ 3.9**	**△ 0.2**	**△ 2.7**	**△ 2.4**	**△ 1.4**

第35表　民　　生　　費　　の　　状　　況

その１　目的別内訳

（単位　百万円・％）

区分	平成16年度 都道府県		平成16年度 市町村		平成16年度 純計額		平成15年度純計額		比較 増減額	比較 増減率	比較 前年度増減率
社会福祉費	873,275	21.8	3,345,515	26.8	3,834,642	25.3	3,778,564	26.0	56,078	1.5	1.2
老人福祉費	1,823,726	45.5	2,622,404	21.0	3,937,967	26.0	3,779,856	26.0	158,111	4.2	△ 0.4
児童福祉費	914,363	22.8	4,049,197	32.5	4,582,097	30.3	4,369,930	30.1	212,167	4.9	0.8
生活保護費	344,675	8.6	2,426,595	19.5	2,729,042	18.0	2,604,322	17.9	124,720	4.8	6.9
災害救助費	55,318	1.4	31,218	0.3	48,506	0.3	7,520	0.1	40,986	545.0	51.8
合計	**4,011,357**	**100.0**	**12,474,929**	**100.0**	**15,132,254**	**100.0**	**14,540,192**	**100.0**	**592,062**	**4.1**	**1.7**

その２　性質別内訳

（単位　百万円・％）

区分	平成16年度 都道府県		平成16年度 市町村		平成16年度 純計額		平成15年度純計額		比較 増減額	比較 増減率	比較 前年度増減率
人件費	268,479	6.7	1,735,418	13.9	2,003,897	13.2	2,015,484	13.9	△ 11,587	△ 0.6	△ 2.9
物件費	101,464	2.5	730,805	5.9	832,269	5.5	826,697	5.7	5,572	0.7	△ 5.5
扶助費	749,647	18.7	6,183,847	49.6	6,933,495	45.8	6,504,474	44.7	429,021	6.6	4.4
補助費等	2,548,949	63.5	527,871	4.2	1,747,575	11.5	1,608,402	11.1	139,173	8.7	2.2
普通建設事業費	223,326	5.6	360,198	2.9	560,754	3.7	721,773	5.0	△ 161,019	△ 22.3	△ 12.4
補助事業費	162,967	4.1	107,139	0.9	258,156	1.7	374,202	2.6	△ 116,046	△ 31.0	△ 11.4
単独事業費	60,359	1.5	253,009	2.0	302,598	2.0	347,570	2.4	△ 44,972	△ 12.9	△ 13.4
県営事業負担金	－	－	49	0.0	－	－	－	－	－	－	－
貸付金	59,176	1.5	40,935	0.3	98,093	0.6	93,613	0.6	4,480	4.8	△ 24.8
繰出金	9,836	0.2	2,851,468	22.9	2,861,304	18.9	2,692,513	18.5	168,791	6.3	8.3
その他	50,480	1.3	44,387	0.3	94,867	0.8	77,236	0.5	17,631	22.8	△ 33.1
合計	**4,011,357**	**100.0**	**12,474,929**	**100.0**	**15,132,254**	**100.0**	**14,540,192**	**100.0**	**592,062**	**4.1**	**1.7**

その３　財源内訳

（単位　百万円　％）

区分	平成16年度 都道府県		平成16年度 市町村		平成16年度 純計額		平成15年度純計額		比較 増減額	比較 増減率	比較 前年度増減率
国庫支出金	650,553	16.2	3,570,121	28.6	4,220,674	27.9	4,155,842	28.6	64,832	1.6	7.4
都道府県支出金	－	－	923,873	7.4	－	－	－	－	－	－	－
使用料、手数料	58,799	1.5	256,819	2.1	315,618	2.1	325,045	2.2	△ 9,427	△ 2.9	6.2
分担金、負担金、寄附金	43,404	1.1	312,789	2.5	298,169	2.0	299,169	2.1	△ 1,000	△ 0.3	△ 11.8
地方債	53,144	1.3	106,925	0.9	156,083	1.0	159,489	1.1	△ 3,406	△ 2.1	△ 52.7
その他特定財源	127,014	3.2	209,110	1.6	333,053	2.2	361,494	2.5	△ 28,441	△ 7.9	△ 7.7
一般財源等	3,078,443	76.7	7,095,292	56.9	9,808,657	64.8	9,239,153	63.5	569,504	6.2	2.0
合計	**4,011,357**	**100.0**	**12,474,929**	**100.0**	**15,132,254**	**100.0**	**14,540,192**	**100.0**	**592,062**	**4.1**	**1.7**

第36表 社 会 福 祉 費 の 状 況

（単位 百万円・%）

区分	平成16年度 都道府県		平成16年度 市町村		平成16年度 純計額		平成15年度 純計額		比較 増減額	比較 増減率	比較 前年度増減率
人件費	112,621	12.9	371,322	11.1	483,944	12.6	486,270	12.9	△ 2,326	△ 0.5	△ 3.3
物件費	45,912	5.3	169,139	5.1	215,051	5.6	218,540	5.8	△ 3,489	△ 1.6	△ 22.0
扶助費	113,487	13.0	1,288,770	38.5	1,402,257	36.6	1,310,161	34.7	92,096	7.0	6.0
補助費等	501,816	57.5	236,944	7.1	362,606	9.5	361,663	9.6	943	0.3	△ 6.9
普通建設事業費	49,830	5.7	83,680	2.5	125,551	3.3	178,128	4.7	△ 52,577	△ 29.5	△ 17.0
うち 補助事業費	19,909	2.3	10,926	0.3	28,297	0.7	56,736	1.5	△ 28,439	△ 50.1	△ 17.2
うち 単独事業費	29,920	3.4	72,744	2.2	97,253	2.5	121,392	3.2	△ 24,139	△ 19.9	△ 16.9
うち 県営事業負担金	−	−	9	0.0	−	−	−	−	−	−	−
貸付金	26,235	3.0	15,432	0.5	41,631	1.1	48,709	1.3	△ 7,078	△ 14.5	△ 10.8
繰出金	7,803	0.9	1,155,641	34.5	1,163,444	30.3	1,142,826	30.2	20,618	1.8	11.2
その他	15,571	1.7	24,587	0.7	40,158	1.0	32,267	0.8	7,891	24.5	10.7
合計	**873,275**	**100.0**	**3,345,515**	**100.0**	**3,834,642**	**100.0**	**3,778,564**	**100.0**	**56,078**	**1.5**	**1.2**

第37表 老 人 福 祉 費 の 状 況

（単位 百万円 %）

区分	平成16年度 都道府県		平成16年度 市町村		平成16年度 純計額		平成15年度 純計額		比較 増減額	比較 増減率	比較 前年度増減率
人件費	25,272	1.4	124,868	4.8	150,140	3.8	157,084	4.2	△ 6,944	△ 4.4	△ 5.0
物件費	17,792	1.0	224,581	8.6	242,373	6.2	254,113	6.7	△ 11,740	△ 4.6	△ 1.8
扶助費	33,415	1.8	285,379	10.9	318,794	8.1	337,311	8.9	△ 18,517	△ 5.5	△ 4.6
補助費等	1,575,886	86.4	129,794	4.9	1,203,744	30.6	1,086,152	28.7	117,592	10.8	6.1
普通建設事業費	129,458	7.1	141,044	5.4	264,292	6.7	344,500	9.1	△ 80,208	△ 23.3	△ 16.8
うち 補助事業費	110,036	6.0	50,803	1.9	156,935	4.0	221,179	5.9	△ 64,244	△ 29.0	△ 16.2
うち 単独事業費	19,422	1.1	90,200	3.4	107,357	2.7	123,322	3.3	△ 15,965	△ 12.9	△ 17.9
うち 県営事業負担金	−	−	40	0.0	−	−	−	−	−	−	−
貸付金	16,833	0.9	12,720	0.5	29,535	0.7	18,654	0.5	10,881	58.3	△ 59.3
繰出金	2,033	0.1	1,695,827	64.7	1,697,860	43.1	1,549,687	41.0	148,173	9.6	6.3
その他	23,037	1.3	8,191	0.2	31,229	0.8	32,355	0.9	△ 1,126	△ 3.5	△ 56.3
合計	**1,823,726**	**100.0**	**2,622,404**	**100.0**	**3,937,967**	**100.0**	**3,779,856**	**100.0**	**158,111**	**4.2**	**△ 0.4**

第38表 児 童 福 祉 費 の 状 況

（単位 百万円・%）

区分	平成16年度 都道府県		平成16年度 市町村		平成16年度 純計額		平成15年度 純計額		比較 増減額	比較 増減率	比較 前年度増減率
人件費	104,826	11.5	1,118,309	27.6	1,223,135	26.7	1,230,337	28.2	△ 7,202	△ 0.6	△ 2.9
物件費	32,258	3.5	311,105	7.7	343,364	7.5	333,558	7.6	9,806	2.9	5.6
扶助費	332,939	36.4	2,320,993	57.3	2,653,932	57.9	2,420,685	55.4	233,247	9.6	1.9
普通建設事業費	41,818	4.6	129,906	3.2	163,632	3.6	195,766	4.5	△ 32,134	△ 16.4	2.6
うち 補助事業費	31,889	3.5	42,496	1.0	68,876	1.5	94,716	2.2	△ 25,840	△ 27.3	8.2
うち 単独事業費	9,930	1.1	87,410	2.2	94,756	2.1	101,050	2.3	△ 6,294	△ 6.2	△ 2.2
うち 県営事業負担金	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−
貸付金	14,170	1.5	10,591	0.3	24,735	0.5	25,131	0.6	△ 396	△ 1.6	5.9
その他	388,352	42.5	158,293	3.9	173,299	3.8	164,453	3.7	8,846	5.4	△ 0.0
合計	**914,363**	**100.0**	**4,049,197**	**100.0**	**4,582,097**	**100.0**	**4,369,930**	**100.0**	**212,167**	**4.9**	**0.8**

第39表 生 活 保 護 費 の 状 況

（単位　百万円・%）

区分	平成16年度 都道府県		平成16年度 市町村		平成16年度 純計額		平成15年度 純計額		比較 増減額	比較 増減率	比較 前年度増減率
人件費	25,237	7.3	119,022	4.9	144,259	5.3	141,174	5.4	3,085	2.2	0.2
扶助費	269,156	78.1	2,283,681	94.1	2,552,837	93.5	2,434,584	93.5	118,253	4.9	7.5
その他	50,282	14.6	23,892	1.0	31,946	1.2	28,564	1.1	3,382	11.8	△ 4.4
合計	**344,675**	**100.0**	**2,426,595**	**100.0**	**2,729,042**	**100.0**	**2,604,322**	**100.0**	**124,720**	**4.8**	**6.9**

第40表 被 保 護 者 数 の 推 移

（1か月平均　単位　千人）

区分	被保護者実人員 実数	被保護者実人員 指数	被保護者実人員 保護率(対人口千人)	生活扶助 人員	生活扶助 指数	住宅扶助 人員	住宅扶助 指数	教育扶助 人員	教育扶助 指数	介護扶助 人員	介護扶助 指数	医療扶助 人員	医療扶助 指数
昭和36年度	1,643	100	17.4	1,471	100	677	100	513	100	−	−	477	100
平成10年度	947	58	7.5	822	56	707	104	87	17	−	−	753	158
11	1,004	61	7.9	877	60	763	113	91	18	−	−	804	169
12	1,072	65	8.4	943	64	824	122	97	19	67	100	864	181
13	1,148	70	9.0	1,015	69	891	132	105	20	84	125	929	195
14	1,243	76	9.8	1,105	75	975	144	114	22	106	158	1,003	210
15	1,344	82	10.5	1,202	82	1,069	158	124	24	127	190	1,083	227
16	1,423	87	11.1	1,274	87	1,143	169	132	26	147	219	1,155	242

（注）　1　厚生労働省調べによる。
　　2　昭和36年度の数値には、沖縄県分に係るものは含まれていない。
　　3　介護扶助については、平成12年度を100として指数を算出している。

第41表 災 害 救 助 費 の 状 況

（単位　百万円・%）

区分	平成16年度 都道府県		平成16年度 市町村		平成16年度 純計額		平成15年度 純計額		比較 増減額	比較 増減率	比較 前年度増減率
物件費	1,153	2.1	9,639	30.9	10,792	22.2	1,452	19.3	9,340	643.3	76.0
扶助費	649	1.2	5,024	16.1	5,673	11.7	1,732	23.0	3,941	227.5	184.4
補助費等	39,040	70.6	9,503	30.4	12,924	26.6	286	3.8	12,638	4,418.9	△ 78.8
普通建設事業費	610	1.1	2,416	7.7	2,554	5.3	113	1.5	2,441	2,160.2	182.5
補助事業費	132	0.2	663	2.1	795	1.6	27	0.4	768	2,844.4	皆増
単独事業費	479	0.9	1,753	5.6	1,760	3.6	86	1.1	1,674	1,946.5	115.0
積立金	1,084	2.0	408	1.3	1,492	3.1	2,362	31.4	△ 870	△ 36.8	64.8
貸付金	1,939	3.5	2,016	6.5	2,016	4.2	955	12.7	1,061	111.1	485.9
その他	10,843	19.5	2,212	7.1	13,055	26.9	620	8.3	12,435	2,005.6	16.3
合計	**55,318**	**100.0**	**31,218**	**100.0**	**48,506**	**100.0**	**7,520**	**100.0**	**40,986**	**545.0**	**51.8**

第42表 衛　生　費　の　状　況

目的別内訳

（単位　百万円・％）

分	平成16年度 都道府県		市町村		純計額		平成15年度純計額		比較 増減額	増減率	前年度増減率
生 費	1,314,109	86.9	2,007,315	45.3	3,200,924	55.3	3,260,796	55.3	△ 59,872	△ 1.8	△ 1.7
策 費	7,777	0.5	24,247	0.5	31,789	0.5	32,998	0.6	△ 1,209	△ 3.7	△ 9.2
所 費	141,004	9.3	112,461	2.5	251,464	4.3	254,680	4.3	△ 3,216	△ 1.3	△ 4.0
費	49,775	3.3	2,284,076	51.6	2,300,402	39.8	2,347,867	39.8	△ 47,465	△ 2.0	△ 17.2
計	**1,512,665**	**100.0**	**4,428,099**	**100.0**	**5,784,579**	**100.0**	**5,896,341**	**100.0**	**△ 111,762**	**△ 1.9**	**△ 8.7**

性質別内訳

（単位　百万円・％）

分	平成16年度 都道府県		市町村		純計額		平成15年度純計額		比較 増減額	増減率	前年度増減率
費	310,494	20.5	1,053,100	23.8	1,363,594	23.6	1,384,052	23.5	△ 20,458	△ 1.5	△ 3.8
費	116,547	7.7	1,599,636	36.1	1,716,183	29.7	1,709,283	29.0	6,900	0.4	2.5
費	266,507	17.6	165,839	3.7	432,346	7.5	422,394	7.2	9,952	2.4	2.7
費 等	513,748	34.0	591,641	13.4	990,094	17.1	1,021,601	17.3	△ 31,507	△ 3.1	0.3
事業費	121,699	8.0	644,109	14.5	725,938	12.5	792,307	13.4	△ 66,369	△ 8.4	△ 40.2
業 費	48,512	3.2	271,376	6.1	313,351	5.4	350,257	5.9	△ 36,906	△ 10.5	△ 53.3
業 費	73,187	4.8	372,364	8.4	412,587	7.1	442,050	7.5	△ 29,463	△ 6.7	△ 23.2
負担金	－	－	369	0.0	－	－	－	－	－	－	－
金	23,890	1.6	105,937	2.4	129,828	2.2	131,892	2.2	△ 2,064	△ 1.6	△ 5.0
他	159,780	10.6	267,837	6.1	426,596	7.4	434,812	7.4	△ 8,216	△ 1.9	△ 4.2
計	**1,512,665**	**100.0**	**4,428,099**	**100.0**	**5,784,579**	**100.0**	**5,896,341**	**100.0**	**△ 111,762**	**△ 1.9**	**△ 8.7**

財源内訳

（単位　百万円・％）

分	平成16年度 都道府県		市町村		純計額		平成15年度純計額		比較 増減額	増減率	前年度増減率
出 金	231,598	15.3	191,474	4.3	423,072	7.3	453,279	7.7	△ 30,207	△ 6.7	△ 5.8
支出金	－	－	98,321	2.2	－	－	－	－	－	－	－
手数料	36,725	2.4	330,605	7.5	367,330	6.4	361,449	6.1	5,881	1.6	2.8
、寄附金	7,040	0.5	58,758	1.3	26,673	0.5	24,467	0.4	2,206	9.0	△ 9.6
債	54,763	3.6	314,449	7.1	362,267	6.3	372,878	6.3	△ 10,611	△ 2.8	△ 53.5
定財源	119,583	7.9	200,724	4.6	318,665	5.4	322,981	5.5	△ 4,316	△ 1.3	△ 11.2
源 等	1,062,956	70.3	3,233,768	73.0	4,286,572	74.1	4,361,287	74.0	△ 74,715	△ 1.7	△ 1.6
計	**1,512,665**	**100.0**	**4,428,099**	**100.0**	**5,784,579**	**100.0**	**5,896,341**	**100.0**	**△ 111,762**	**△ 1.9**	**△ 8.7**

第43表 公衆衛生費の状況

（単位　百万円・%）

区分	平成16年度 都道府県		平成16年度 市町村		平成16年度 純計額		平成15年度 純計額		比較 増減額	比較 増減率	比較 前年度増減率
人件費	171,944	13.1	350,802	17.5	522,746	16.3	523,973	16.1	△ 1,227	△ 0.2	△ 2.9
物件費	101,798	7.7	573,250	28.6	675,048	21.1	679,093	20.8	△ 4,045	△ 0.6	2.3
扶助費	262,790	20.0	160,943	8.0	423,732	13.2	412,696	12.7	11,036	2.7	2.9
補助費等	508,061	38.7	517,259	25.8	932,044	29.1	961,916	29.5	△ 29,872	△ 3.1	0.5
普通建設事業費	92,057	7.0	152,902	7.6	218,534	6.8	246,049	7.5	△ 27,515	△ 11.2	△ 15.4
補助事業費	37,132	2.8	23,129	1.2	53,776	1.7	73,997	2.3	△ 20,221	△ 27.3	△ 17.6
単独事業費	54,925	4.2	129,405	6.4	164,758	5.1	172,051	5.3	△ 7,293	△ 4.2	△ 14.5
県営事業負担金	−	−	369	0.0	−	−	−	−	−	−	−
貸付金	92,872	7.1	30,881	1.5	122,955	3.8	124,166	3.8	△ 1,211	△ 1.0	△ 7.9
繰出金	23,890	1.8	105,937	5.3	129,828	4.1	131,892	4.0	△ 2,064	△ 1.6	△ 5.0
その他	60,697	4.6	115,341	5.7	176,037	5.6	181,011	5.6	△ 4,974	△ 2.7	△ 4.9
合計	**1,314,109**	**100.0**	**2,007,315**	**100.0**	**3,200,924**	**100.0**	**3,260,796**	**100.0**	**△ 59,872**	**△ 1.8**	**△ 1.7**

第44表 結核対策費の状況

（単位　百万円・%）

区分	平成16年度 都道府県		平成16年度 市町村		平成16年度 純計額		平成15年度 純計額		比較 増減額	比較 増減率	比較 前年度増減率
人件費	2,143	27.5	5,732	23.6	7,875	24.8	7,841	23.8	34	0.4	△ 4.8
物件費	817	10.5	11,910	49.1	12,727	40.0	12,634	38.3	93	0.7	△ 14.3
扶助費	3,718	47.8	4,849	20.0	8,566	26.9	9,698	29.4	△ 1,132	△ 11.7	△ 6.2
補助費等	915	11.8	1,648	6.8	2,367	7.4	2,585	7.8	△ 218	△ 8.4	△ 5.6
その他	184	2.4	108	0.5	254	0.9	240	0.7	14	5.8	△ 20.8
合計	**7,777**	**100.0**	**24,247**	**100.0**	**31,789**	**100.0**	**32,998**	**100.0**	**△ 1,209**	**△ 3.7**	**△ 9.2**

第45表 保健所費の状況

（単位　百万円・%）

区分	平成16年度 都道府県		平成16年度 市町村		平成16年度 純計額		平成15年度 純計額		比較 増減額	比較 増減率	比較 前年度増減率
人件費	129,213	91.6	93,201	82.9	222,415	88.4	224,557	88.2	△ 2,142	△ 1.0	△ 3.4
物件費	7,080	5.0	10,043	8.9	17,123	6.8	17,582	6.9	△ 459	△ 2.6	△ 1.9
普通建設事業費	2,391	1.7	7,433	6.6	9,765	3.9	10,037	3.9	△ 272	△ 2.7	△ 14.8
その他	2,320	1.7	1,784	1.6	2,161	0.9	2,504	1.0	△ 343	△ 13.7	△ 23.2
合計	**141,004**	**100.0**	**112,461**	**100.0**	**251,464**	**100.0**	**254,680**	**100.0**	**△ 3,216**	**△ 1.3**	**△ 4.0**

第46表 清　掃　費　の　状　況

（単位　百万円・%）

区分	平成16年度 都道府県		平成16年度 市町村		平成16年度 純計額		平成15年度 純計額		比較 増減額	比較 増減率	比較 前年度増減率
件費	7,194	14.5	603,365	26.4	610,559	26.5	627,681	26.7	△ 17,122	△ 2.7	△ 4.8
件費	6,852	13.8	1,004,433	44.0	1,011,285	44.0	999,973	42.6	11,312	1.1	2.9
助費等	3,007	6.0	71,257	3.1	54,162	2.4	55,438	2.4	△ 1,276	△ 2.3	△ 1.5
建設事業費	27,070	54.4	483,666	21.2	497,388	21.6	535,986	22.8	△ 38,598	△ 7.2	△ 47.6
補助事業費	10,003	20.1	246,415	10.8	256,417	11.1	273,034	11.6	△ 16,617	△ 6.1	△ 58.4
単独事業費	17,067	34.3	237,251	10.4	240,971	10.5	262,952	11.2	△ 21,981	△ 8.4	△ 28.2
の他	5,652	11.3	121,355	5.3	127,008	5.5	128,789	5.5	△ 1,781	△ 1.4	1.4
計	**49,775**	**100.0**	**2,284,076**	**100.0**	**2,300,402**	**100.0**	**2,347,867**	**100.0**	**△ 47,465**	**△ 2.0**	**△ 17.2**

第47表 労　働　費　の　状　況

1　目的別内訳

（単位　百万円・%）

区分	平成16年度 都道府県		平成16年度 市町村		平成16年度 純計額		平成15年度 純計額		比較 増減額	比較 増減率	比較 前年度増減率
対策費	36,752	15.1	15,936	9.0	31,744	8.8	30,907	8.3	837	2.7	△ 43.5
の他	206,842	84.9	162,102	91.0	327,649	91.2	342,863	91.7	△ 15,214	△ 4.4	△ 20.8
計	**243,594**	**100.0**	**178,038**	**100.0**	**359,393**	**100.0**	**373,770**	**100.0**	**△ 14,377**	**△ 3.8**	**△ 23.3**

2　性質別内訳

（単位　百万円・%）

区分	平成16年度 都道府県		平成16年度 市町村		平成16年度 純計額		平成15年度 純計額		比較 増減額	比較 増減率	比較 前年度増減率
件費	72,191	29.6	12,585	7.1	84,776	23.6	87,957	23.5	△ 3,181	△ 3.6	△ 4.3
件費	42,127	17.3	40,043	22.5	82,170	22.9	84,889	22.7	△ 2,719	△ 3.2	2.8
力費等	82,164	33.7	27,811	15.6	48,550	13.5	51,551	13.8	△ 3,001	△ 5.8	△ 22.1
建設事業費	11,705	4.8	7,264	4.1	18,154	5.1	18,570	5.0	△ 416	△ 2.2	△ 32.4
寸策事業費	2,746	1.1	15,332	8.6	18,078	5.0	17,519	4.7	559	3.2	△ 4.2
助事業費	2,497	1.0	13,624	7.7	16,122	4.5	15,399	4.1	723	4.7	△ 1.0
虫事業費	249	0.1	1,708	1.0	1,957	0.5	2,120	0.6	△ 163	△ 7.7	△ 22.1
立金	3,002	1.2	4,141	2.3	7,144	2.0	3,652	1.0	3,492	95.6	△ 95.6
付金	28,485	11.7	70,080	39.4	98,565	27.4	107,521	28.8	△ 8,956	△ 8.3	△ 7.1
の他	1,174	0.6	782	0.4	1,956	0.5	2,111	0.5	△ 155	△ 7.3	△ 24.0
計	**243,594**	**100.0**	**178,038**	**100.0**	**359,393**	**100.0**	**373,770**	**100.0**	**△ 14,377**	**△ 3.8**	**△ 23.3**

第47表 労　働　費　の　状　況（つづき）

その3　財源内訳

（単位　百万円・%）

区分	平成16年度 都道府県		平成16年度 市町村		平成16年度 純計額		平成15年度 純計額		比較 増減額	比較 増減率	比較 前年度増減率
国庫支出金	29,464	12.1	7,444	4.2	36,907	10.3	37,871	10.1	△ 964	△ 2.5	△ 71.4
都道府県支出金	−	−	16,882	9.5	−	−	−	−	−	−	−
その他特定財源	115,836	47.5	83,673	47.0	198,202	55.1	206,957	55.4	△ 8,755	△ 4.2	△ 2.2
一般財源等	98,294	40.4	70,039	39.3	124,284	34.6	128,942	34.5	△ 4,658	△ 3.6	△ 10.2
合計	**243,594**	**100.0**	**178,038**	**100.0**	**359,393**	**100.0**	**373,770**	**100.0**	**△ 14,377**	**△ 3.8**	**△ 23.3**

第48表 失　業　対　策　費　の　状　況

（単位　百万円・%）

区分	平成16年度 都道府県		平成16年度 市町村		平成16年度 純計額		平成15年度 純計額		比較 増減額	比較 増減率	比較 前年度増減率
人件費	2,413	6.6	188	1.2	2,601	8.2	2,763	8.9	△ 162	△ 5.9	△ 9.3
失業対策事業費	2,746	7.5	15,332	96.2	18,078	56.9	17,519	56.7	559	3.2	△ 4.2
補助事業費	2,497	6.8	13,624	85.5	16,122	50.8	15,399	49.8	723	4.7	△ 1.0
単独事業費	249	0.7	1,708	10.7	1,957	6.2	2,120	6.9	△ 163	△ 7.7	△ 22.1
その他	31,593	85.9	416	2.6	11,065	34.9	10,625	34.4	440	4.1	△ 68.2
合計	**36,752**	**100.0**	**15,936**	**100.0**	**31,744**	**100.0**	**30,907**	**100.0**	**837**	**2.7**	**△ 43.5**

第49表 農　林　水　産　業　費　の　状　況

その1　目的別内訳

（単位　百万円・%）

区分	平成16年度 都道府県		平成16年度 市町村		平成16年度 純計額		平成15年度 純計額		比較 増減額	比較 増減率	比較 前年度増減率
農業費	641,599	19.4	573,610	35.4	1,068,623	24.7	1,176,680	25.1	△ 108,057	△ 9.2	△ 8.0
畜産業費	129,949	3.9	70,809	4.4	181,389	4.2	188,762	4.0	△ 7,373	△ 3.9	△ 4.4
農地費	1,376,246	41.6	596,414	36.8	1,690,135	39.1	1,889,648	40.3	△ 199,513	△ 10.6	△ 9.4
林業費	777,167	23.5	213,009	13.2	903,369	20.9	903,473	19.2	△ 104	△ 0.0	△ 10.6
水産業費	384,557	11.6	165,066	10.2	478,302	11.1	535,376	11.4	△ 57,074	△ 10.7	△ 7.9
合計	**3,309,518**	**100.0**	**1,618,908**	**100.0**	**4,321,818**	**100.0**	**4,693,939**	**100.0**	**△ 372,121**	**△ 7.9**	**△ 8.9**

第49表 農林水産業費の状況（つづき）

2 性質別内訳

（単位 百万円・%）

分	平成16年度 都道府県		平成16年度 市町村		平成16年度 純計額		平成15年度 純計額		比較 増減額	比較 増減率	比較 前年度増減率
件費	470,006	14.2	302,554	18.7	772,560	17.9	788,892	16.8	△ 16,332	△ 2.1	△ 3.5
件費	101,795	3.1	115,292	7.1	217,086	5.0	233,491	5.0	△ 16,405	△ 7.0	△ 2.1
費等	291,615	8.8	244,215	15.1	394,465	9.1	431,201	9.2	△ 36,736	△ 8.5	△ 5.0
設事業費	2,099,507	63.4	775,203	47.9	2,409,711	55.8	2,789,976	59.4	△ 380,265	△ 13.6	△ 12.1
事業費	1,587,799	48.0	331,732	20.5	1,660,323	38.4	1,924,735	41.0	△ 264,412	△ 13.7	△ 13.6
事業費	289,055	8.7	308,821	19.1	511,279	11.8	585,435	12.5	△ 74,156	△ 12.7	△ 13.3
事業負担金	222,653	6.7	15,455	1.0	238,108	5.5	279,807	6.0	△ 41,699	△ 14.9	3.0
事業負担金	−	−	119,195	7.4	−	−	−	−	−	−	−
の他	346,595	10.5	181,644	11.2	527,996	12.2	450,379	9.6	77,617	17.2	△ 4.3
計	**3,309,518**	**100.0**	**1,618,908**	**100.0**	**4,321,818**	**100.0**	**4,693,939**	**100.0**	**△ 372,121**	**△ 7.9**	**△ 8.9**

3 財源内訳

（単位 百万円・%）

分	平成16年度 都道府県		平成16年度 市町村		平成16年度 純計額		平成15年度 純計額		比較 増減額	比較 増減率	比較 前年度増減率
支出金	1,135,586	34.3	24,346	1.5	1,159,932	26.8	1,345,784	28.7	△ 185,852	△ 13.8	△ 2.4
県支出金	−	−	370,419	22.9	−	−	−	−	−	−	−
担金、寄附金	188,964	5.7	25,532	1.6	82,288	1.9	119,502	2.5	△ 37,214	△ 31.1	0.8
方債	536,195	16.2	190,657	11.8	723,003	16.7	808,783	17.2	△ 85,780	△ 10.6	△ 28.2
特定財源	456,302	13.8	134,706	8.3	582,224	13.5	533,725	11.4	48,499	9.1	△ 8.5
材源等	992,471	30.0	873,248	53.9	1,774,371	41.1	1,886,145	40.2	△ 111,774	△ 5.9	△ 3.2
計	**3,309,518**	**100.0**	**1,618,908**	**100.0**	**4,321,818**	**100.0**	**4,693,939**	**100.0**	**△ 372,121**	**△ 7.9**	**△ 8.9**

第50表 農業費の状況

（単位 百万円・%）

分	平成16年度 都道府県		平成16年度 市町村		平成16年度 純計額		平成15年度 純計額		比較 増減額	比較 増減率	比較 前年度増減率
牛費	246,121	38.4	228,311	39.8	474,432	44.4	484,117	41.1	△ 9,685	△ 2.0	△ 3.9
牛費	41,075	6.4	50,923	8.9	91,998	8.6	102,113	8.7	△ 10,115	△ 9.9	△ 3.0
費等	150,474	23.5	123,256	21.5	193,803	18.1	220,260	18.7	△ 26,457	△ 12.0	△ 5.6
発事業費	113,339	17.7	134,952	23.5	181,759	17.0	220,559	18.7	△ 38,800	△ 17.6	△ 16.5
力事業費	61,594	9.6	66,477	11.6	86,038	8.1	114,768	9.8	△ 28,730	△ 25.0	△ 23.4
地事業費	51,745	8.1	65,110	11.4	95,720	9.0	105,791	9.0	△ 10,071	△ 9.5	△ 7.5
事業負担金	−	−	3,365	0.6	−	−	−	−	−	−	−
の他	90,590	14.0	36,168	6.3	126,631	11.9	149,631	12.8	△ 23,000	△ 15.4	△ 13.5
計	**641,599**	**100.0**	**573,610**	**100.0**	**1,068,623**	**100.0**	**1,176,680**	**100.0**	**△ 108,057**	**△ 9.2**	**△ 8.0**

第51表 畜 産 業 費 の 状 況

（単位 百万円 %）

区分	平成16年度 都道府県		平成16年度 市町村		平成16年度 純計額		平成15年度 純計額		比較 増減額	比較 増減率	比較 前年度増減率
人件費	50,445	38.8	7,609	10.7	58,054	32.0	58,873	31.2	△ 819	△ 1.4	△ 3.6
物件費	15,701	12.1	9,633	13.6	25,334	14.0	25,203	13.4	131	0.5	1.7
補助費等	11,215	8.6	11,263	15.9	19,522	10.8	20,580	10.9	△ 1,058	△ 5.1	△ 23.8
普通建設事業費	41,529	32.0	36,928	52.2	62,044	34.2	70,784	37.5	△ 8,740	△ 12.3	1.0
補助事業費	23,052	17.7	19,737	27.9	32,349	17.8	37,482	19.9	△ 5,133	△ 13.7	△ 2.2
単独事業費	17,870	13.8	15,426	21.8	28,638	15.8	30,538	16.2	△ 1,900	△ 6.2	11.2
国直轄事業負担金	607	0.5	450	0.6	1,057	0.6	2,764	1.5	△ 1,707	△ 61.8	△ 36.0
県営事業負担金	−	−	1,315	1.9	−	−	−	−	−	−	−
その他	11,059	8.5	5,376	7.6	16,435	9.0	13,322	7.0	3,113	23.4	△ 8.2
合計	**129,949**	**100.0**	**70,809**	**100.0**	**181,389**	**100.0**	**188,762**	**100.0**	**△ 7,373**	**△ 3.9**	**△ 4.4**

第52表 農 地 費 の 状 況

（単位 百万円・%）

区分	平成16年度 都道府県		平成16年度 市町村		平成16年度 純計額		平成15年度 純計額		比較 増減額	比較 増減率	比較 前年度増減率
人件費	48,905	3.6	35,096	5.9	84,001	5.0	85,382	4.5	△ 1,381	△ 1.6	△ 2.9
普通建設事業費	1,223,276	88.9	351,792	59.0	1,327,310	78.5	1,518,186	80.3	△ 190,876	△ 12.6	△ 11.3
補助事業費	913,279	66.4	84,308	14.1	880,986	52.1	997,511	52.8	△ 116,525	△ 11.7	△ 13.4
単独事業費	97,865	7.1	151,189	25.3	219,274	13.0	253,158	13.4	△ 33,884	△ 13.4	△ 16.7
国直轄事業負担金	212,131	15.4	14,918	2.5	227,050	13.4	267,518	14.2	△ 40,468	△ 15.1	4.2
県営事業負担金	−	−	101,377	17.0	−	−	−	−	−	−	−
その他	104,065	7.5	209,526	35.1	278,824	16.5	286,080	15.2	△ 7,256	△ 2.5	△ 0.2
合計	**1,376,246**	**100.0**	**596,414**	**100.0**	**1,690,135**	**100.0**	**1,889,648**	**100.0**	**△ 199,513**	**△ 10.6**	**△ 9.4**

第53表 林 業 費 の 状 況

（単位 百万円・%）

区分	平成16年度 都道府県		平成16年度 市町村		平成16年度 純計額		平成15年度 純計額		比較 増減額	比較 増減率	比較 前年度増減率
人件費	73,509	9.5	19,703	9.2	93,212	10.3	95,819	10.6	△ 2,607	△ 2.7	△ 2.6
普通建設事業費	451,878	58.1	134,024	62.9	520,210	57.6	615,084	68.1	△ 94,874	△ 15.4	△ 14.7
補助事業費	355,769	45.8	69,676	32.7	381,649	42.2	455,440	50.4	△ 73,791	△ 16.2	△ 13.9
単独事業費	90,745	11.7	59,690	28.0	133,196	14.7	154,400	17.1	△ 21,204	△ 13.7	△ 17.3
国直轄事業負担金	5,365	0.7	−	−	5,365	0.6	5,244	0.6	121	2.3	△ 1.7
県営事業負担金	−	−	4,659	2.2	−	−	−	−	−	−	−
その他	251,780	32.4	59,282	27.9	289,947	32.1	192,570	21.3	97,377	50.6	1.0
合計	**777,167**	**100.0**	**213,009**	**100.0**	**903,369**	**100.0**	**903,473**	**100.0**	**△ 104**	**0.0**	**△ 10.6**

第54表　水　産　業　費　の　状　況

（単位　百万円・%）

区分	平成16年度 都道府県		平成16年度 市町村		平成16年度 純計額		平成15年度純計額		比較 増減額	比較 増減率	比較 前年度増減率
人件費	51,026	13.3	11,836	7.2	62,862	13.1	64,702	12.1	△ 1,840	△ 2.8	△ 3.3
物件費	18,808	4.9	6,420	3.9	25,228	5.3	26,547	5.0	△ 1,319	△ 5.0	△ 0.8
補助費等	13,691	3.6	9,320	5.6	20,305	4.2	22,682	4.2	△ 2,377	△ 10.5	△ 4.6
普通建設事業費	269,485	70.1	117,507	71.2	318,388	66.6	365,364	68.2	△ 46,976	△ 12.9	△ 10.2
補助事業費	234,106	60.9	91,534	55.5	279,300	58.4	319,535	59.7	△ 40,235	△ 12.6	△ 10.9
単独事業費	30,829	8.0	17,406	10.5	34,451	7.2	41,548	7.8	△ 7,097	△ 17.1	△ 2.7
国直轄事業負担金	4,550	1.2	87	0.1	4,637	1.0	4,281	0.8	356	8.3	△ 19.0
県営事業負担金	−	−	8,480	5.1	−	−	−	−	−	−	−
その他	31,547	8.1	19,983	12.1	51,519	10.8	56,081	10.5	△ 4,562	△ 8.1	△ 2.4
合計	**384,557**	**100.0**	**165,066**	**100.0**	**478,302**	**100.0**	**535,376**	**100.0**	△ **57,074**	△ **10.7**	△ **7.9**

第55表　商　工　費　の　状　況

その１　性質別内訳

（単位　百万円・%）

区分	平成16年度 都道府県		平成16年度 市町村		平成16年度 純計額		平成15年度純計額		比較 増減額	比較 増減率	比較 前年度増減率
人件費	111,475	3.4	129,020	7.7	240,495	4.9	241,062	5.0	△ 567	△ 0.2	△ 2.9
物件費	68,599	2.1	135,211	8.0	203,810	4.2	199,490	4.1	4,320	2.2	△ 1.6
補助費等	283,776	8.7	198,748	11.8	455,012	9.3	485,579	10.0	△ 30,567	△ 6.3	2.6
普通建設事業費	91,081	2.8	136,347	8.1	213,930	4.4	222,368	4.6	△ 8,438	△ 3.8	△ 24.3
補助事業費	19,013	0.6	24,716	1.5	41,633	0.8	47,184	1.0	△ 5,551	△ 11.8	△ 25.5
単独事業費	72,068	2.2	111,508	6.6	172,297	3.5	175,183	3.6	△ 2,886	△ 1.6	△ 24.0
県営事業負担金	−	−	123	0.0	−	−	−	−	−	−	−
貸付金	2,562,712	78.5	1,014,086	60.2	3,573,488	72.8	3,573,323	73.8	165	0.0	△ 1.9
その他	147,440	4.5	72,433	4.2	219,873	4.4	119,326	2.5	100,547	84.3	△ 2.9
合計	**3,265,083**	**100.0**	**1,685,845**	**100.0**	**4,906,608**	**100.0**	**4,841,148**	**100.0**	**65,460**	**1.4**	△ **2.9**

その２　財源内訳

（単位　百万円・%）

区分	平成16年度 都道府県		平成16年度 市町村		平成16年度 純計額		平成15年度純計額		比較 増減額	比較 増減率	比較 前年度増減率
使用料、手数料	16,582	0.5	36,347	2.2	52,929	1.1	52,774	1.1	155	0.3	△ 2.8
分担金、負担金、寄附金	413	0.0	2,323	0.1	−	−	382	0.0	△ 382	皆減	皆増
地方債	95,609	2.9	46,520	2.8	138,850	2.8	85,712	1.8	53,138	62.0	△ 35.7
諸収入	2,519,964	77.2	1,026,909	60.9	3,543,012	72.2	3,526,633	72.8	16,379	0.5	△ 1.6
その他特定財源	92,149	2.9	74,845	4.4	145,056	3.0	182,313	3.8	△ 37,257	△ 20.4	19.3
一般財源等	540,366	16.5	498,901	29.6	1,026,761	20.9	993,334	20.5	33,427	3.4	△ 6.1
合計	**3,265,083**	**100.0**	**1,685,845**	**100.0**	**4,906,608**	**100.0**	**4,841,148**	**100.0**	**65,460**	**1.4**	△ **2.9**

第56表　土　木　費　の　状　況

その１　目的別内訳

（単位　百万円・％）

区分	平成16年度 都道府県		平成16年度 市町村		平成16年度 純計額		平成15年度純計額		比較 増減額	比較 増減率	比較 前年度増減率
土木管理費	441,185	5.8	492,737	6.3	921,794	6.1	1,024,608	6.2	△ 102,814	△ 10.0	6.8
道路橋りょう費	3,092,679	40.5	1,948,280	24.8	4,987,223	32.7	5,398,785	32.8	△ 411,562	△ 7.6	△ 9.6
河川海岸費	1,498,417	19.6	226,466	2.9	1,698,121	11.1	1,866,712	11.4	△ 168,591	△ 9.0	△ 13.4
港湾費	352,249	4.6	217,707	2.8	536,271	3.5	557,870	3.4	△ 21,599	△ 3.9	△ 11.5
都市計画費	1,511,334	19.8	4,248,540	54.1	5,653,036	37.1	6,045,699	36.8	△ 392,663	△ 6.5	△ 3.8
住宅費	635,708	8.3	708,994	9.0	1,314,831	8.6	1,417,133	8.6	△ 102,302	△ 7.2	△ 7.3
空港費	109,663	1.4	17,200	0.2	123,551	0.8	128,321	0.8	△ 4,770	△ 3.7	△ 9.0
合計	**7,641,235**	**100.0**	**7,859,923**	**100.0**	**15,234,826**	**100.0**	**16,439,127**	**100.0**	**△ 1,204,301**	**△ 7.3**	**△ 7.0**

その２　性質別内訳

（単位　百万円・％）

区分	平成16年度 都道府県		平成16年度 市町村		平成16年度 純計額		平成15年度純計額		比較 増減額	比較 増減率	比較 前年度増減率
人件費	326,048	4.3	713,417	9.1	1,039,464	6.8	1,053,240	6.4	△ 13,776	△ 1.3	△ 2.7
物件費	125,626	1.6	441,847	5.6	567,473	3.7	557,837	3.4	9,636	1.7	△ 2.1
維持補修費	326,498	4.3	373,068	4.7	699,566	4.6	693,384	4.2	6,182	0.9	△ 0.9
普通建設事業費	5,801,055	75.9	3,929,844	50.0	9,521,523	62.5	10,570,241	64.3	△ 1,048,718	△ 9.9	△ 10.3
補助事業費	2,498,868	32.7	1,225,255	15.6	3,717,359	24.4	4,347,760	26.4	△ 630,401	△ 14.5	△ 11.1
単独事業費	2,381,383	31.2	2,473,900	31.5	4,779,889	31.4	5,233,142	31.8	△ 453,253	△ 8.7	△ 8.2
国直轄事業負担金	920,804	12.1	103,471	1.3	1,024,274	6.7	989,338	6.0	34,936	3.5	△ 17.0
県営事業負担金	－	－	127,219	1.6	－	－	－	－	－	－	－
貸付金	465,622	6.1	444,304	5.7	906,923	6.0	976,575	5.9	△ 69,652	△ 7.1	△ 1.7
繰出金	174,795	2.3	1,185,248	15.1	1,360,044	8.9	1,430,775	8.7	△ 70,731	△ 4.9	1.8
その他	421,591	5.5	772,195	9.8	1,139,833	7.5	1,157,075	7.1	△ 17,242	△ 1.5	1.5
合計	**7,641,235**	**100.0**	**7,859,923**	**100.0**	**15,234,826**	**100.0**	**16,439,127**	**100.0**	**△ 1,204,301**	**△ 7.3**	**△ 7.0**

その３　財源内訳

（単位　百万円・％）

区分	平成16年度 都道府県		平成16年度 市町村		平成16年度 純計額		平成15年度純計額		比較 増減額	比較 増減率	比較 前年度増減率
国庫支出金	1,351,827	17.7	663,644	8.4	2,015,471	13.2	2,315,304	14.1	△ 299,833	△ 13.0	△ 0.8
都道府県支出金	－	－	148,497	1.9	－	－	－	－	－	－	－
使用料、手数料	93,667	1.2	171,461	2.2	265,128	1.7	266,933	1.6	△ 1,805	△ 0.7	△ 1.6
分担金、負担金、寄附金	125,320	1.6	33,176	0.4	34,262	0.2	50,221	0.3	△ 15,959	△ 31.8	△ 12.1
地方債	3,057,965	40.0	1,496,573	19.0	4,523,276	29.7	4,826,222	29.4	△ 302,946	△ 6.3	△ 17.9
その他特定財源	829,252	10.9	866,369	11.1	1,653,745	10.9	1,789,976	10.9	△ 136,231	△ 7.6	△ 6.1
一般財源等	2,183,204	28.6	4,480,203	57.0	6,742,944	44.3	7,190,471	43.7	△ 447,527	△ 6.2	△ 0.4
合計	**7,641,235**	**100.0**	**7,859,923**	**100.0**	**15,234,826**	**100.0**	**16,439,127**	**100.0**	**△ 1,204,301**	**△ 7.3**	**△ 7.0**

第57表　道路橋りょう費の状況

（単位　百万円・%）

区分	平成16年度 都道府県		平成16年度 市町村		平成16年度 純計額		平成15年度純計額		比較 増減額	比較 増減率	比較 前年度増減率
件費	60,385	2.0	150,346	7.7	210,731	4.2	214,577	4.0	△ 3,846	△ 1.8	△ 2.3
補修費	181,297	5.9	242,216	12.4	423,513	8.5	403,581	7.5	19,932	4.9	△ 1.2
建設事業費	2,764,643	89.4	1,413,072	72.5	4,130,303	82.8	4,560,924	84.5	△ 430,621	△ 9.4	△ 10.7
単独事業費	880,424	28.5	186,401	9.6	1,066,500	21.4	1,268,864	23.5	△ 202,364	△ 15.9	△ 11.4
直轄事業費	1,294,872	41.9	1,124,832	57.7	2,405,876	48.2	2,664,924	49.4	△ 259,048	△ 9.7	△ 9.2
直轄事業負担金	589,347	19.1	68,580	3.5	657,927	13.2	627,137	11.6	30,790	4.9	△ 15.0
事業負担金	−	−	33,258	1.7	−	−	−	−	−	−	−
その他	86,354	2.7	142,646	7.4	222,676	4.5	219,703	4.0	2,973	1.4	△ 8.6
計	**3,092,679**	**100.0**	**1,948,280**	**100.0**	**4,987,223**	**100.0**	**5,398,785**	**100.0**	**△ 411,562**	**△ 7.6**	**△ 9.6**

第58表　河川海岸費の状況

（単位　百万円・%）

区分	平成16年度 都道府県		平成16年度 市町村		平成16年度 純計額		平成15年度純計額		比較 増減額	比較 増減率	比較 前年度増減率
件費	35,515	2.4	19,630	8.7	55,145	3.2	54,314	2.9	831	1.5	△ 2.9
補修費	36,463	2.4	12,872	5.7	49,335	2.9	50,941	2.7	△ 1,606	△ 3.2	△ 0.8
建設事業費	1,401,758	93.5	173,991	76.8	1,549,836	91.3	1,721,097	92.2	△ 171,261	△ 10.0	△ 14.3
単独事業費	909,701	60.7	62,834	27.7	967,565	57.0	1,118,996	59.9	△ 151,431	△ 13.5	△ 12.0
直轄事業費	218,517	14.6	102,583	45.3	308,570	18.2	347,581	18.6	△ 39,011	△ 11.2	△ 12.3
直轄事業負担金	273,540	18.3	162	0.1	273,701	16.1	254,520	13.6	19,181	7.5	△ 25.1
事業負担金	−	−	8,412	3.7	−	−	−	−	−	−	−
その他	24,681	1.7	19,973	8.8	43,805	2.6	40,360	2.2	3,445	8.5	△ 0.8
計	**1,498,417**	**100.0**	**226,466**	**100.0**	**1,698,121**	**100.0**	**1,866,712**	**100.0**	**△ 168,591**	**△ 9.0**	**△ 13.4**

第59表　港湾費の状況

（単位　百万円・%）

区分	平成16年度 都道府県		平成16年度 市町村		平成16年度 純計額		平成15年度純計額		比較 増減額	比較 増減率	比較 前年度増減率
件費	13,881	3.9	21,182	9.7	35,064	6.5	34,996	6.3	68	0.2	△ 2.0
補修費	7,858	2.2	4,085	1.9	11,944	2.2	11,761	2.1	183	1.6	△ 2.3
建設事業費	268,935	76.3	146,870	67.5	391,519	73.0	420,353	75.3	△ 28,834	△ 6.9	△ 15.9
単独事業費	199,141	56.5	53,960	24.8	253,101	47.2	272,479	48.8	△ 19,378	△ 7.1	△ 7.1
直轄事業費	30,305	8.6	42,388	19.5	66,517	12.4	69,669	12.5	△ 3,152	△ 4.5	△ 36.9
直轄事業負担金	39,489	11.2	32,412	14.9	71,901	13.4	78,205	14.0	△ 6,304	△ 8.1	△ 18.7
事業負担金	−	−	18,109	8.3	−	−	−	−	−	−	−
その他	61,575	17.6	45,570	20.9	97,744	18.3	90,760	16.3	6,984	7.7	9.5
計	**352,249**	**100.0**	**217,707**	**100.0**	**536,271**	**100.0**	**557,870**	**100.0**	**△ 21,599**	**△ 3.9**	**△ 11.5**

第60表　都　市　計　画　費　の　状　況

その１　目的別内訳

（単位　百万円・％）

区分	平成16年度 都道府県		平成16年度 市町村		平成16年度 純計額		平成15年度純計額		比較 増減額	比較 増減率	比較 前年度増減率
街路費	705,775	46.7	741,504	17.5	1,402,139	24.8	1,581,321	26.2	△ 179,182	△ 11.3	△ 5.5
公園費	195,860	13.0	668,510	15.7	857,408	15.2	918,899	15.2	△ 61,491	△ 6.7	△ 12.0
下水道費	348,227	23.0	1,694,966	39.9	2,030,647	35.9	2,086,101	34.5	△ 55,454	△ 2.7	1.6
区画整理費等	261,473	17.3	1,143,560	26.9	1,362,841	24.1	1,459,377	24.1	△ 96,536	△ 6.6	△ 3.5
合計	**1,511,334**	**100.0**	**4,248,540**	**100.0**	**5,653,036**	**100.0**	**6,045,699**	**100.0**	**△ 392,663**	**△ 6.5**	**△ 3.8**

その２　性質別内訳

（単位　百万円・％）

区分	平成16年度 都道府県		平成16年度 市町村		平成16年度 純計額		平成15年度純計額		比較 増減額	比較 増減率	比較 前年度増減率
人件費	23,662	1.6	236,141	5.6	259,803	4.6	264,779	4.4	△ 4,976	△ 1.9	△ 3.8
維持補修費	33,444	2.2	54,052	1.3	87,497	1.5	89,580	1.5	△ 2,083	△ 2.3	0.5
補助費等	173,126	11.5	552,860	13.0	714,627	12.6	723,283	12.0	△ 8,656	△ 1.2	△ 0.1
普通建設事業費	969,847	64.2	1,824,890	43.0	2,701,169	47.8	3,011,674	49.8	△ 310,505	△ 10.3	△ 8.0
補助事業費	325,655	21.5	666,790	15.7	991,817	17.5	1,168,482	19.3	△ 176,665	△ 15.1	△ 8.0
単独事業費	632,805	41.9	1,093,002	25.7	1,697,141	30.0	1,822,707	30.1	△ 125,566	△ 6.9	△ 8.4
国直轄事業負担金	11,387	0.8	824	0.0	12,211	0.2	20,486	0.3	△ 8,275	△ 40.4	71.4
県営事業負担金	－	－	64,275	1.5	－	－	－	－	－	－	－
繰出金	132,205	8.7	1,146,314	27.0	1,278,519	22.6	1,340,880	22.2	△ 62,361	△ 4.7	2.5
その他	179,050	11.8	434,283	10.1	611,421	10.9	615,503	10.1	△ 4,082	△ 0.7	0.0
合計	**1,511,334**	**100.0**	**4,248,540**	**100.0**	**5,653,036**	**100.0**	**6,045,699**	**100.0**	**△ 392,663**	**△ 6.5**	**△ 3.8**

第61表　住　宅　費　の　状　況

（単位　百万円・％）

区分	平成16年度 都道府県		平成16年度 市町村		平成16年度 純計額		平成15年度純計額		比較 増減額	比較 増減率	比較 前年度増減率
人件費	16,739	2.6	64,837	9.1	81,576	6.2	82,417	5.8	△ 841	△ 1.0	△ 2.6
維持補修費	64,237	10.1	57,839	8.2	122,076	9.3	132,470	9.3	△ 10,394	△ 7.8	△ 0.8
普通建設事業費	212,834	33.5	329,584	46.5	532,866	40.5	619,569	43.7	△ 86,703	△ 14.0	△ 14.9
補助事業費	169,018	26.6	242,982	34.3	411,158	31.3	483,479	34.1	△ 72,321	△ 15.0	△ 16.7
単独事業費	43,816	6.9	86,512	12.2	121,708	9.3	136,090	9.6	△ 14,382	△ 10.6	△ 7.6
県営事業負担金	－	－	91	0.0	－	－	－	－	－	－	－
貸付金	223,744	35.2	144,536	20.4	368,178	28.0	362,238	25.6	5,940	1.6	△ 2.7
その他	118,154	18.6	112,198	15.8	210,135	16.0	220,439	15.6	△ 10,304	△ 4.7	5.0
合計	**635,708**	**100.0**	**708,994**	**100.0**	**1,314,831**	**100.0**	**1,417,133**	**100.0**	**△ 102,302**	**△ 7.2**	**△ 7.3**

第62表　消　防　費　の　状　況

その１　性質別内訳

（単位　百万円・％）

区分	平成16年度 都道府県		平成16年度 市町村		平成16年度 純計額		平成15年度純計額		比較 増減額	比較 増減率	比較 前年度増減率
人件費	184,557	85.1	1,204,544	71.2	1,389,101	75.7	1,381,540	75.9	7,561	0.5	△ 1.4
物件費	13,711	6.3	152,193	9.0	165,904	9.0	161,094	8.9	4,810	3.0	△ 1.6
普通建設事業費	13,099	6.0	187,346	11.1	199,802	10.9	200,965	11.0	△ 1,163	△ 0.6	△ 8.6
補助事業費	1,060	0.5	48,025	2.8	49,086	2.7	59,795	3.3	△ 10,709	△ 17.9	6.7
単独事業費	12,039	5.6	139,078	8.2	150,716	8.2	141,170	7.8	9,546	6.8	△ 13.8
県営事業負担金	−	−	243	0.0	−	−	−	−	−	−	−
その他	5,522	2.6	147,027	8.7	81,032	4.4	76,445	4.2	4,587	6.0	2.5
合計	**216,889**	**100.0**	**1,691,110**	**100.0**	**1,835,839**	**100.0**	**1,820,044**	**100.0**	**15,795**	**0.9**	**△ 2.1**

その２　財源内訳

（単位　百万円・％）

区分	平成16年度 都道府県		平成16年度 市町村		平成16年度 純計額		平成15年度純計額		比較 増減額	比較 増減率	比較 前年度増減率
国庫支出金	883	0.4	19,952	1.2	20,835	1.1	23,133	1.3	△ 2,298	△ 9.9	0.9
地方債	685	0.3	89,503	5.3	88,410	4.8	88,338	4.9	72	0.1	△ 14.6
その他特定財源	45,239	20.9	82,849	4.9	45,493	2.5	45,432	2.4	61	0.1	8.4
一般財源等	170,082	78.4	1,498,806	88.6	1,681,101	91.6	1,663,141	91.4	17,960	1.1	△ 1.7
合計	**216,889**	**100.0**	**1,691,110**	**100.0**	**1,835,839**	**100.0**	**1,820,044**	**100.0**	**15,795**	**0.9**	**△ 2.1**

第63表　警　察　費　の　状　況

その１　性質別内訳

（単位　百万円・％）

区分	平成16年度純計額		平成15年度純計額		比較 増減額	比較 増減率	比較 前年度増減率
人件費	2,773,977	83.1	2,770,990	82.4	2,987	0.1	△ 0.8
物件費	325,852	9.8	323,577	9.6	2,275	0.7	△ 0.5
補助費等	21,726	0.7	22,478	0.7	△ 752	△ 3.3	△ 3.0
普通建設事業費	194,631	5.8	222,000	6.6	△ 27,369	△ 12.3	△ 8.6
その他	21,503	0.6	22,926	0.7	△ 1,423	△ 6.2	△ 0.3
合計	**3,337,689**	**100.0**	**3,361,971**	**100.0**	**△ 24,282**	**△ 0.7**	**△ 1.3**

その２　財源内訳

（単位　百万円・％）

区分	平成16年度純計額		平成15年度純計額		比較 増減額	比較 増減率	比較 前年度増減率
国庫支出金	61,775	1.9	64,756	1.9	△ 2,981	△ 4.6	0.7
使用料、手数料	158,416	4.7	145,708	4.3	12,708	8.7	△ 3.2
諸収入	6,865	0.2	3,650	0.1	3,215	88.1	△ 2.7
その他特定財源	67,874	2.0	76,166	2.3	△ 8,292	△ 10.9	△ 22.3
一般財源等	3,042,759	91.2	3,071,691	91.4	△ 28,932	△ 0.9	△ 0.6
合計	**3,337,689**	**100.0**	**3,361,971**	**100.0**	**△ 24,282**	**△ 0.7**	**△ 1.3**

第64表　警　察　職　員　数　の　推　移

（単位　人）

区　　分	地方警務官	地方警察職員		
		警察官	事務職員	計
昭和36年	280	129,482	19,833	149,315
平成8	566	225,743	29,552	255,295
9	570	228,806	29,362	258,168
10	570	229,848	29,302	259,150
11	570	230,236	29,165	259,401
12	570	230,602	29,013	259,615
13	582	229,871	28,939	258,810
14	590	233,583	28,870	262,453
15	599	237,963	28,766	266,729
16	604	241,913	28,857	270,770
17	607	245,374	28,799	274,173

（注）　1　地方警務官は警察法施行令第6条の規定に基づく定員、その他は総務省調べによる。
　　2　昭和36年は5月31日現在、平成8～17年は4月1日現在の職員数である。
　　ただし、地方警務官数については、各年4月1日現在の定員である。

第65表　教　育　費　の　状　況

目的別内訳

（単位　百万円　%）

分	平成16年度 都道府県		平成16年度 市町村		平成16年度 純計額		平成15年度純計額		比較 増減額	比較 増減率	比較 前年度増減率
校費	3,862,720	33.6	1,234,085	22.6	5,091,419	30.1	5,123,714	29.8	△ 32,295	△ 0.6	△ 2.7
校費	2,194,010	19.1	681,563	12.5	2,871,996	17.0	2,915,682	17.0	△ 43,686	△ 1.5	△ 3.7
・校費	2,361,646	20.5	188,286	3.4	2,549,501	15.1	2,591,443	15.1	△ 41,942	△ 1.6	△ 3.2
く育費	238,093	2.1	1,183,814	21.6	1,402,017	8.3	1,484,308	8.6	△ 82,291	△ 5.5	△ 1.3
く育費	119,298	1.0	1,147,870	21.0	1,253,549	7.4	1,298,535	7.5	△ 44,986	△ 3.5	△ 7.0
費	203,019	1.8	101,177	1.8	303,809	1.8	295,988	1.7	7,821	2.6	△ 2.5
校費	728,197	6.3	18,777	0.3	746,775	4.4	747,102	4.3	△ 327	△ 0.0	1.2
園費	2,611	0.0	244,459	4.5	245,015	1.4	250,024	1.5	△ 5,009	△ 2.0	△ 2.5
務費	1,802,356	15.7	669,275	12.2	2,446,076	14.5	2,494,577	14.5	△ 48,501	△ 1.9	0.5
計	**11,511,949**	**100.0**	**5,469,305**	**100.0**	**16,910,156**	**100.0**	**17,201,373**	**100.0**	**△ 291,217**	**△ 1.7**	**△ 2.6**

性質別内訳

（単位　百万円・%）

分	平成16年度 都道府県		平成16年度 市町村		平成16年度 純計額		平成15年度純計額		比較 増減額	比較 増減率	比較 前年度増減率
費	9,757,040	84.8	1,824,504	33.4	11,581,544	68.5	11,706,358	68.1	△ 124,814	△ 1.1	△ 2.2
費	411,818	3.6	1,686,526	30.8	2,098,344	12.4	2,121,193	12.3	△ 22,849	△ 1.1	△ 3.3
修費	27,928	0.2	97,976	1.8	125,904	0.7	126,049	0.7	△ 145	△ 0.1	△ 1.0
補助費等	822,096	7.1	434,737	7.9	1,196,258	7.1	1,198,269	7.0	△ 2,011	△ 0.2	△ 0.1
と事業費	419,327	3.6	1,299,126	23.8	1,708,829	10.1	1,867,407	10.9	△ 158,578	△ 8.5	△ 5.4
事業費	60,474	0.5	418,736	7.7	479,160	2.8	598,603	3.5	△ 119,443	△ 20.0	△ 1.0
事業費	358,854	3.1	880,248	16.1	1,229,669	7.3	1,268,804	7.4	△ 39,135	△ 3.1	△ 7.3
業負担金	−	−	142	0.0	−	−	−	−	−	−	−
他	73,740	0.7	126,436	2.3	199,277	1.2	182,097	1.0	17,180	9.4	△ 3.1
計	**11,511,949**	**100.0**	**5,469,305**	**100.0**	**16,910,156**	**100.0**	**17,201,373**	**100.0**	**△ 291,217**	**△ 1.7**	**△ 2.6**

財源内訳

（単位　百万円・%）

分	平成16年度 都道府県		平成16年度 市町村		平成16年度 純計額		平成15年度純計額		比較 増減額	比較 増減率	比較 前年度増減率
出金	2,695,795	23.4	217,182	4.0	2,912,977	17.2	3,165,399	18.4	△ 252,422	△ 8.0	△ 6.5
支出金	−	−	65,158	1.2	−	−	−	−	−	−	−
手数料	314,744	2.7	142,412	2.6	457,156	2.7	463,924	2.7	△ 6,768	△ 1.5	△ 0.8
金、寄附金	4,459	0.0	25,848	0.5	18,451	0.1	18,488	0.1	△ 37	△ 0.2	△ 26.8
債	232,389	2.0	522,471	9.6	744,091	4.4	780,461	4.5	△ 36,370	△ 4.7	△ 9.0
定財源	141,750	1.3	348,954	6.3	478,907	2.9	484,533	2.9	△ 5,626	△ 1.2	△ 2.3
源等	8,122,812	70.6	4,147,280	75.8	12,298,574	72.7	12,288,568	71.4	10,006	0.1	△ 1.1
計	**11,511,949**	**100.0**	**5,469,305**	**100.0**	**16,910,156**	**100.0**	**17,201,373**	**100.0**	**△ 291,217**	**△ 1.7**	**△ 2.6**

第66表　小　学　校　費　の　状　況

（単位　百万円・％）

区分	平成16年度 都道府県		平成16年度 市町村		平成16年度 純計額		平成15年度純計額		比較 増減額	比較 増減率	比較 前年度増減率
人件費	3,840,392	99.4	181,339	14.7	4,021,731	79.0	4,030,249	78.7	△ 8,518	△ 0.2	△ 2.1
物件費	19,361	0.5	415,723	33.7	435,084	8.5	436,364	8.5	△ 1,280	△ 0.3	△ 6.2
維持補修費	−	−	43,725	3.5	43,725	0.9	42,541	0.8	1,184	2.8	△ 2.1
普通建設事業費	1,067	0.0	516,239	41.8	516,238	10.1	551,212	10.8	△ 34,974	△ 6.3	△ 4.0
補助事業費	−	−	218,241	17.7	218,241	4.3	275,169	5.4	△ 56,928	△ 20.7	△ 1.9
単独事業費	1,067	0.0	297,998	24.1	297,997	5.9	276,043	5.4	21,954	8.0	△ 6.0
県営事業負担金	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−
その他	1,900	0.1	77,059	6.3	74,641	1.5	63,348	1.2	11,293	17.8	△ 6.3
合計	**3,862,720**	**100.0**	**1,234,085**	**100.0**	**5,091,419**	**100.0**	**5,123,714**	**100.0**	**△ 32,295**	**△ 0.6**	**△ 2.7**

第67表　中　学　校　費　の　状　況

（単位　百万円・％）

区分	平成16年度 都道府県		平成16年度 市町村		平成16年度 純計額		平成15年度純計額		比較 増減額	比較 増減率	比較 前年度増減率
人件費	2,173,928	99.1	97,114	14.2	2,271,041	79.1	2,290,593	78.6	△ 19,552	△ 0.9	△ 3.0
物件費	15,928	0.7	238,166	34.9	254,094	8.8	260,844	8.9	△ 6,750	△ 2.6	△ 6.6
維持補修費	0	0.0	22,982	3.4	22,982	0.8	23,404	0.8	△ 422	△ 1.8	△ 3.7
普通建設事業費	2,916	0.1	267,476	39.2	270,076	9.4	287,836	9.9	△ 17,760	△ 6.2	△ 5.8
補助事業費	2,091	0.1	117,911	17.3	120,002	4.2	150,259	5.2	△ 30,257	△ 20.1	2.6
単独事業費	825	0.0	149,564	21.9	150,074	5.2	137,577	4.7	12,497	9.1	△ 13.5
県営事業負担金	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−
その他	1,238	0.1	55,825	8.3	53,803	1.9	53,005	1.8	798	1.5	△ 6.1
合計	**2,194,010**	**100.0**	**681,563**	**100.0**	**2,871,996**	**100.0**	**2,915,682**	**100.0**	**△ 43,686**	**△ 1.5**	**△ 3.7**

第68表　高　等　学　校　費　の　状　況

（単位　百万円・％）

区分	平成16年度 都道府県		平成16年度 市町村		平成16年度 純計額		平成15年度純計額		比較 増減額	比較 増減率	比較 前年度増減率
人件費	1,946,557	82.4	132,058	70.1	2,078,615	81.5	2,101,860	81.1	△ 23,245	△ 1.1	△ 3.6
物件費	150,345	6.4	17,447	9.3	167,792	6.6	172,019	6.6	△ 4,227	△ 2.5	△ 3.2
維持補修費	17,919	0.8	1,371	0.7	19,290	0.8	20,844	0.8	△ 1,554	△ 7.5	4.4
普通建設事業費	237,637	10.1	16,806	8.9	254,362	10.0	267,425	10.3	△ 13,063	△ 4.9	△ 4.4
補助事業費	35,707	1.5	1,002	0.5	36,709	1.4	43,484	1.7	△ 6,775	△ 15.6	△ 13.2
単独事業費	201,930	8.6	15,804	8.4	217,653	8.5	223,942	8.6	△ 6,289	△ 2.8	△ 2.4
県営事業負担金	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−
その他	9,188	0.3	20,604	11.0	29,442	1.1	29,295	1.2	147	0.5	48.6
合計	**2,361,646**	**100.0**	**188,286**	**100.0**	**2,549,501**	**100.0**	**2,591,443**	**100.0**	**△ 41,942**	**△ 1.6**	**△ 3.2**

第69表 社 会 教 育 費 の 状 況

（単位　百万円・％）

区分	平成16年度 都道府県		平成16年度 市町村		平成16年度 純計額		平成15年度純計額		比較 増減額	比較 増減率	比較 前年度増減率
人件費	62,195	26.1	424,795	35.9	486,989	34.7	497,647	33.5	△ 10,658	△ 2.1	△ 2.6
人件費	67,196	28.2	389,765	32.9	456,961	32.6	467,036	31.5	△ 10,075	△ 2.2	△ 2.5
設事業費	76,566	32.2	259,488	21.9	329,998	23.5	385,772	26.0	△ 55,774	△ 14.5	2.5
事業費	5,207	2.2	43,824	3.7	48,987	3.5	50,315	3.4	△ 1,328	△ 2.6	3.9
事業費	71,359	30.0	215,664	18.2	281,011	20.0	335,457	22.6	△ 54,446	△ 16.2	2.3
事業負担金	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
その他	32,136	13.5	109,766	9.3	128,069	9.2	133,853	9.0	△ 5,784	△ 4.3	△ 2.4
計	**238,093**	**100.0**	**1,183,814**	**100.0**	**1,402,017**	**100.0**	**1,484,308**	**100.0**	**△ 82,291**	**△ 5.5**	**△ 1.3**

第70表 保 健 体 育 費 の 状 況

（単位　百万円・％）

区分	平成16年度 都道府県		平成16年度 市町村		平成16年度 純計額		平成15年度純計額		比較 増減額	比較 増減率	比較 前年度増減率
人件費	35,114	29.4	388,229	33.8	423,344	33.8	440,983	34.0	△ 17,639	△ 4.0	△ 5.4
人件費	30,282	25.4	470,491	41.0	500,772	39.9	500,411	38.5	361	0.1	△ 0.8
補修費	1,473	1.2	13,778	1.2	15,251	1.2	15,059	1.2	192	1.3	△ 2.6
設事業費	13,777	11.5	175,939	15.3	187,787	15.0	211,918	16.3	△ 24,131	△ 11.4	△ 23.6
事業費	204	0.2	27,580	2.4	27,784	2.2	37,191	2.9	△ 9,407	△ 25.3	△ 9.6
事業費	13,573	11.4	148,303	12.9	160,003	12.8	174,727	13.5	△ 14,724	△ 8.4	△ 26.0
事業負担金	－	－	56	0.0	－	－	－	－	－	－	－
その他	38,652	32.5	99,433	8.7	126,395	10.1	130,164	10.0	△ 3,769	△ 2.9	△ 2.6
計	**119,298**	**100.0**	**1,147,870**	**100.0**	**1,253,549**	**100.0**	**1,298,535**	**100.0**	**△ 44,986**	**△ 3.5**	**△ 7.0**
体育施設費等	95,990	80.5	453,882	39.5	538,046	42.9	567,636	43.7	△ 29,590	△ 5.2	△ 10.7
学校給食費	23,308	19.5	693,988	60.5	715,502	57.1	730,899	56.3	△ 15,397	△ 2.1	△ 3.9

第71表 性質別歳出決算額の状況

その1 総括

（単位 百万円・%）

区分	平成16年度 都道府県		平成16年度 市町村		平成16年度 純計額		平成15年度純計額		比較 増減額	増減率 都道府県	増減率 市町村	増減率 純計額	前年度増減率 都道府県	前年度増減率 市町村	前年度増減率 純計額
人件費	15,217,601	31.6	10,395,692	21.1	25,613,293	28.1	25,932,276	28.0	△ 318,983	△ 0.8	△ 1.8	△ 1.2	△ 1.8	△ 1.6	△ 1.8
物件費	1,669,280	3.5	6,257,140	12.7	7,926,420	8.7	7,893,696	8.5	32,724	△ 1.9	1.0	0.4	0.1	△ 0.9	△ 0.7
維持補修費	412,469	0.9	650,016	1.3	1,062,485	1.2	1,056,352	1.1	6,133	0.3	0.7	0.6	△ 0.6	△ 0.1	△ 0.3
扶助費	1,025,319	2.1	6,454,177	13.1	7,479,496	8.2	7,034,889	7.6	444,607	△ 1.3	7.6	6.3	△ 24.6	11.8	4.3
補助費等	8,592,644	17.8	3,384,290	6.9	6,833,998	7.5	7,051,415	7.6	△ 217,417	0.6	△ 1.9	△ 3.1	4.8	△ 0.6	2.8
普通建設事業費	9,292,358	19.3	7,892,320	16.0	16,336,661	17.9	18,250,343	19.7	△ 1,913,682	△ 10.6	△ 10.7	△ 10.5	△ 11.5	△ 13.4	△ 12.4
うち 補助事業費	4,448,404	9.2	2,490,659	5.1	6,646,639	7.3	7,873,505	8.5	△ 1,226,866	△ 16.0	△ 15.8	△ 15.6	△ 12.2	△ 19.1	△ 14.7
うち 単独事業費	3,700,497	7.7	5,035,182	10.2	8,427,639	9.2	9,107,693	9.8	△ 680,054	△ 7.0	△ 7.7	△ 7.5	△ 9.5	△ 10.4	△ 10.1
災害復旧事業費	306,506	0.6	234,915	0.5	493,774	0.5	302,929	0.3	190,845	50.8	79.9	63.0	△ 12.7	△ 7.9	△ 12.3
失業対策事業費	2,746	0.0	15,332	0.0	18,078	0.0	17,519	0.0	559	23.8	0.2	3.2	19.1	△ 6.8	△ 4.2
公債費	6,643,139	13.8	6,529,867	13.3	13,078,625	14.3	13,154,898	14.2	△ 76,273	△ 0.2	△ 1.0	△ 0.6	1.0	0.7	0.9
積立金	464,944	1.0	1,072,699	2.2	1,537,643	1.7	1,564,243	1.7	△ 26,600	△ 12.4	3.8	△ 1.7	19.9	12.1	14.7
投資及び出資金	375,519	0.8	270,920	0.6	646,439	0.7	479,229	0.5	167,210	64.5	7.9	34.9	△ 0.7	5.4	2.4
貸付金	3,926,321	8.1	1,755,050	3.6	5,611,061	6.1	5,352,798	5.8	258,263	8.6	△ 2.8	4.8	△ 2.9	△ 1.9	△ 2.7
繰出金	263,130	0.5	4,326,330	8.8	4,589,461	5.0	4,464,488	4.8	124,973	11.9	2.3	2.8	△ 6.8	5.8	5.0
前年度繰上充用金	1,476	0.0	19,004	0.0	20,480	0.0	26,766	0.0	△ 6,286	△ 84.7	10.9	△ 23.5	△ 23.1	24.3	1.7
歳出合計	**48,193,452**	**100.0**	**49,257,753**	**100.0**	**91,247,914**	**100.0**	**92,581,841**	**100.0**	**△ 1,333,927**	**△ 1.5**	**△ 1.1**	**△ 1.4**	**△ 3.1**	**△ 1.3**	**△ 2.4**
うち 義務的経費	22,886,058	47.5	23,379,736	47.5	46,171,414	50.6	46,122,062	49.8	49,352	△ 0.7	0.9	0.1	△ 2.4	2.2	△ 0.1
うち 投資的経費	9,601,611	19.9	8,142,567	16.5	16,848,513	18.5	18,570,791	20.1	△ 1,722,278	△ 9.4	△ 9.4	△ 9.3	△ 11.5	△ 13.4	△ 12.4

（注） 普通建設事業費の補助事業費には受託事業費のうちの補助事業費を含み、単独事業費には同級他団体施行事業負担金及び受託事業費のうちの単独事業費を含む。

第71表 性質別歳出決算額の状況（つづき）

推移

（単位 百万円）

区分	決算額						指数					
	平成11年度	12年度	13年度	14年度	15年度	16年度	11	12	13	14	15	16
件費	27,047,484	26,877,474	26,838,319	26,394,220	25,932,276	25,613,293	100	99	99	98	96	95
件費	7,987,308	7,702,171	7,888,370	7,951,029	7,893,696	7,926,420	100	96	99	100	99	99
補修費	1,093,461	1,106,532	1,079,516	1,059,327	1,056,352	1,062,485	100	101	99	97	97	97
助費	6,912,720	6,096,361	6,474,615	6,742,408	7,034,889	7,479,496	100	88	94	98	102	108
設事業費	26,111,902	23,901,749	22,531,237	20,824,161	18,250,343	16,336,661	100	92	86	80	70	63
旧事業費	673,212	503,547	403,156	345,536	302,929	493,774	100	75	60	51	45	73
策事業費	29,703	28,233	38,400	18,284	17,519	18,078	100	95	129	62	59	61
債費	11,756,038	12,346,153	12,820,741	13,036,495	13,154,898	13,078,625	100	105	109	111	112	111
立金	2,514,088	1,947,400	2,024,156	1,364,078	1,564,243	1,537,643	100	77	81	54	62	61
の他	17,503,194	17,106,740	17,333,178	17,103,880	17,374,696	17,701,439	100	98	99	98	99	101
合計	**101,629,110**	**97,616,360**	**97,431,688**	**94,839,418**	**92,581,841**	**91,247,914**	**100**	**96**	**96**	**93**	**91**	**90**
務的経費	45,716,242	45,319,988	46,133,675	46,173,123	46,122,062	46,171,414	100	99	101	101	101	101
資的経費	26,814,817	24,433,530	22,972,793	21,187,981	18,570,791	16,848,513	100	91	86	79	69	63

（単位 %）

区分	決算額構成比						増減率					
	11	12	13	14	15	16	11	12	13	14	15	16
件費	26.6	27.5	27.5	27.8	28.0	28.1	0.0	△ 0.6	△ 0.1	△ 1.7	△ 1.8	△ 1.2
件費	7.9	7.9	8.1	8.4	8.5	8.7	2.0	△ 3.6	2.4	0.8	△ 0.7	0.4
補修費	1.1	1.1	1.1	1.1	1.1	1.2	0.3	1.2	△ 2.4	△ 1.9	△ 0.3	0.6
助費	6.8	6.2	6.6	7.1	7.6	8.2	5.6	△ 11.8	6.2	4.1	4.3	6.3
設事業費	25.7	24.5	23.1	22.0	19.7	17.9	△ 7.7	△ 8.5	△ 5.7	△ 7.6	△ 12.4	△ 10.5
旧事業費	0.7	0.5	0.4	0.4	0.3	0.5	25.6	△ 25.2	△ 19.9	△ 14.3	△ 12.3	63.0
策事業費	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	△ 7.0	△ 4.9	36.0	△ 52.4	△ 4.2	3.2
債費	11.6	12.6	13.2	13.7	14.2	14.3	8.2	5.0	3.8	1.7	0.9	△ 0.6
立金	2.5	2.0	2.1	1.4	1.7	1.7	90.3	△ 22.5	3.9	△ 32.6	14.7	△ 1.7
の他	17.1	17.7	17.9	18.1	18.9	19.4	5.1	△ 2.3	1.3	△ 1.3	1.6	1.9
合計	**100.0**	**100.0**	**100.0**	**100.0**	**100.0**	**100.0**	**1.4**	**△ 3.9**	**△ 0.2**	**△ 2.7**	**△ 2.4**	**△ 1.4**
務的経費	45.0	46.4	47.3	48.7	49.8	50.6	2.8	△ 0.9	1.8	0.1	△ 0.1	0.1
資的経費	26.4	25.0	23.6	22.3	20.1	18.5	△ 7.1	△ 8.9	△ 6.0	△ 7.8	△ 12.4	△ 9.3

第72表　一　般　財　源　の　充　当　状　況

その1　総　括

（単位　百万円・%）

区分	平成16年度						平成15年度						比較		
	都道府県		市町村		純計額		都道府県		市町村		純計額		増減額	増減率	前年度増減率
一般財源	**26,482,113**	**100.0**	**28,361,304**	**100.0**	**52,827,821**	**100.0**	**25,929,932**	**100.0**	**28,333,778**	**100.0**	**52,435,236**	**100.0**	**392,585**	**0.7**	**△ 3.7**
義務的経費	15,800,193	59.7	14,436,634	50.9	31,236,972	59.1	15,325,423	59.1	14,317,872	50.5	30,632,025	58.4	604,947	2.0	△ 4.2
人件費	10,146,217	38.3	7,716,018	27.2	18,244,942	34.5	9,808,473	37.8	7,675,406	27.1	17,909,015	34.2	335,927	1.9	△ 5.1
扶助費	389,345	1.5	1,800,457	6.3	2,737,856	5.2	388,356	1.5	1,676,589	5.9	2,570,440	4.9	167,416	6.5	△ 1.3
公債費	5,264,631	19.9	4,920,159	17.3	10,254,174	19.4	5,128,594	19.8	4,965,877	17.5	10,152,569	19.4	101,605	1.0	△ 3.1
投資的経費	1,770,315	6.7	2,276,141	8.0	3,972,533	7.5	1,935,785	7.5	2,479,293	8.8	4,373,437	8.3	△ 400,904	△ 9.2	△ 8.2
普通建設事業費	1,754,415	6.6	2,218,477	7.8	3,902,708	7.4	1,923,912	7.4	2,457,664	8.7	4,339,837	8.3	△ 437,129	△ 10.1	△ 8.1
災害復旧事業費	15,525	0.1	55,146	0.2	65,544	0.1	11,494	0.0	18,874	0.1	29,592	0.1	35,952	121.5	△16.4
失業対策事業費	374	0.0	2,518	0.0	4,281	0.0	380	0.0	2,755	0.0	4,008	0.0	273	6.8	△12.6
その他の経費	8,454,149	31.9	10,554,322	37.2	15,991,614	30.3	8,154,391	31.4	10,434,732	36.8	15,740,265	30.1	251,349	1.6	△ 1.4
歳出合計	**26,024,657**	**98.3**	**27,267,097**	**96.1**	**51,201,119**	**96.9**	**25,415,599**	**98.0**	**27,231,897**	**96.1**	**50,745,727**	**96.8**	**455,392**	**0.9**	**△ 3.7**
翌年度への繰越額	457,456	1.7	1,094,208	3.9	1,626,702	3.1	514,333	2.0	1,101,881	3.9	1,689,509	3.2	△ 62,807	△ 3.7	△ 4.5

（注）　「翌年度への繰越額」には、翌年度へ繰り越された事業費に充当すべき財源を含んでいる。

その2　推　移

（単位　百万円・%）

区分	平成11年度充当額	平成12年度充当額	平成13年度充当額	平成14年度充当額	平成15年度充当額	平成16年度充当額
一般財源	**57,139,120**	**58,857,045**	**57,424,333**	**54,461,192**	**52,435,236**	**52,827,821**
義務的経費	33,219,008	33,503,992	33,109,707	31,963,555	30,632,025	31,236,972
人件費	20,463,679	20,548,960	19,957,675	18,878,095	17,909,015	18,244,942
扶助費	2,923,018	2,526,205	2,598,089	2,605,535	2,570,440	2,737,856
公債費	9,832,311	10,428,827	10,553,944	10,479,926	10,152,569	10,254,174
投資的経費	6,020,598	6,187,618	5,634,493	4,764,577	4,373,437	3,972,533
普通建設事業費	5,957,349	6,142,109	5,586,052	4,724,573	4,339,837	3,902,708
災害復旧事業費	58,479	37,492	36,799	35,417	29,592	65,544
失業対策事業費	4,769	8,018	11,642	4,588	4,008	4,281
その他の経費	16,011,063	17,010,205	16,661,990	15,964,810	15,740,265	15,991,614
歳出合計	**55,250,669**	**56,701,815**	**55,406,190**	**52,692,942**	**50,745,727**	**51,201,119**
翌年度への繰越額	1,888,451	2,155,231	2,018,143	1,768,249	1,689,509	1,626,702

区分	指数						構成比					
	11	12	13	14	15	16	11	12	13	14	15	16
一般財源	**100**	**103**	**100**	**95**	**92**	**92**	**100.0**	**100.0**	**100.0**	**100.0**	**100.0**	**100.0**
義務的経費	100	101	100	96	92	94	58.1	56.9	57.7	58.7	58.4	59.1
人件費	100	100	98	92	88	89	35.8	34.9	34.8	34.7	34.2	34.5
扶助費	100	86	89	89	88	94	5.1	4.3	4.5	4.8	4.9	5.2
公債費	100	106	107	107	103	104	17.2	17.7	18.4	19.2	19.4	19.4
投資的経費	100	103	94	79	73	66	10.5	10.5	9.8	8.7	8.3	7.5
普通建設事業費	100	103	94	79	73	66	10.4	10.4	9.7	8.7	8.3	7.4
災害復旧事業費	100	64	63	61	51	112	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1
失業対策事業費	100	168	244	96	84	90	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
その他の経費	100	106	104	100	98	100	28.1	28.9	29.0	29.4	30.1	30.3
歳出合計	**100**	**103**	**100**	**95**	**92**	**93**	**96.7**	**96.3**	**96.5**	**96.8**	**96.8**	**96.9**
翌年度への繰越額	100	114	107	94	89	86	3.3	3.7	3.5	3.2	3.2	3.1

第73表　人　件　費　の　状　況

人件費の内訳

（単位　百万円・%）

区分	平成16年度 都道府県		平成16年度 市町村		平成16年度 純計額		平成15年度 純計額		比較 増減額	比較 増減率	比較 前年度増減率
報酬手当	41,694	0.3	285,325	2.7	327,019	1.3	332,533	1.3	△ 5,514	△ 1.7	△ 4.8
等報酬	198,523	1.3	399,185	3.8	597,707	2.3	585,636	2.3	12,071	2.1	5.0
職給与	4,189	0.0	121,155	1.2	125,344	0.5	137,827	0.5	△ 12,483	△ 9.1	△ 6.0
員給	11,433,978	75.1	7,322,248	70.4	18,756,226	73.2	18,906,880	72.9	△ 150,654	△ 0.8	△ 2.7
本給	7,432,966	48.8	4,775,422	45.9	12,208,388	47.7	12,363,181	47.7	△ 154,793	△ 1.3	△ 2.1
他の手当	3,999,980	26.3	2,531,334	24.3	6,531,315	25.5	6,525,684	25.2	5,631	0.1	△ 3.9
議員給与	1,031	0.0	15,492	0.1	16,523	0.1	18,015	0.1	△ 1,492	△ 8.3	△ 3.5
済組合等負担金	2,160,257	14.2	1,267,132	12.2	3,427,390	13.4	3,440,021	13.3	△ 12,631	△ 0.4	△ 1.7
職金	1,231,317	8.1	903,953	8.7	2,135,270	8.3	2,278,998	8.8	△ 143,728	△ 6.3	6.6
※退職年金	53,794	0.4	6,694	0.1	60,488	0.2	67,544	0.3	△ 7,056	△ 10.4	△ 10.2
補償費	13,656	0.1	11,755	0.1	25,411	0.1	26,539	0.1	△ 1,128	△ 4.3	△ 3.9
の他	80,193	0.5	78,245	0.8	158,438	0.7	156,298	0.5	2,140	1.4	△ 3.6
計	**15,217,601**	**100.0**	**10,395,692**	**100.0**	**25,613,293**	**100.0**	**25,932,276**	**100.0**	**△ 318,983**	**△ 1.2**	**△ 1.8**

財源内訳

（単位　百万円・%）

区分	平成16年度 都道府県		平成16年度 市町村		平成16年度 純計額		平成15年度 純計額		比較 増減額	比較 増減率	比較 前年度増減率
支出金	2,639,183	17.3	74,927	0.7	2,753,466	10.8	3,086,166	11.9	△ 332,700	△ 10.8	△ 7.7
、手数料	381,594	2.5	348,256	3.4	734,583	2.9	745,832	2.9	△ 11,249	△ 1.5	△ 1.6
方債	14,900	0.1	3,240	0.0	18,140	0.1	21,001	0.1	△ 2,861	△ 13.6	48.0
特定財源	93,660	0.7	363,641	3.5	196,442	0.7	210,834	0.8	△ 14,392	△ 6.8	3.0
財源等	12,088,264	79.4	9,605,628	92.4	21,910,662	85.5	21,868,443	84.3	42,219	0.2	△ 0.9
計	**15,217,601**	**100.0**	**10,395,692**	**100.0**	**25,613,293**	**100.0**	**25,932,276**	**100.0**	**△ 318,983**	**△ 1.2**	**△ 1.8**

団体区分別内訳

（単位　百万円・%）

区分	平成16年度 決算額	平成16年度 構成比	平成15年度 決算額	平成15年度 構成比	増減額	増減率	前年度増減率
府県	15,217,601	31.6	15,344,347	31.4	△ 126,746	△ 0.8	△ 1.8
町村	10,395,692	21.1	10,587,929	21.3	△ 192,237	△ 1.8	△ 1.6
都市	1,639,177	16.8	1,676,456	16.9	△ 37,279	△ 2.2	2.3
核市	1,069,638	20.0	901,278	19.4	168,360	18.7	0.7
例市	754,895	21.7	675,588	21.7	79,307	11.7	△ 4.0
都市	1,697,231	21.3	1,709,483	22.0	△ 12,252	△ 0.7	△ 4.8
都市	2,026,352	20.6	1,808,926	20.7	217,426	12.0	2.1
村	1,932,548	20.1	2,418,096	19.6	△ 485,548	△ 20.1	△ 4.9
事務組合	952,668	41.3	1,016,990	42.5	△ 64,322	△ 6.3	0.9
別区	693,425	26.1	715,458	27.1	△ 22,033	△ 3.1	△ 2.4
計	**25,613,293**	**28.1**	**25,932,276**	**28.0**	**△ 318,983**	**△ 1.2**	**△ 1.8**

15年度及び平成16年度の構成比は、団体区分別の歳出総額に対するものである。

第74表　人件費中の職員給の状況

その１　目的別内訳

（単位　百万円・％）

区分	平成16年度						平成15年度						比較						
	都道府県		市町村		純計額		都道府県		市町村		純計額		増減額	増減率			前年度増減率		
														都道府県	市町村	純計額	都道府県	市町村	純計額
議会関係	14,631	0.1	79,497	1.1	94,128	0.5	14,843	0.1	81,747	1.1	96,590	0.5	△ 2,462	△1.4	△2.8	△2.5	△7.1	△3.5	△4.1
総務関係	464,178	4.1	1,675,750	22.9	2,139,928	11.4	469,111	4.1	1,688,694	22.7	2,157,805	11.4	△ 17,877	△1.1	△0.8	△0.8	△2.7	△0.2	△0.8
民生関係	217,460	1.9	1,408,069	19.2	1,625,529	8.7	220,385	1.9	1,424,386	19.2	1,644,771	8.7	△ 19,242	△1.3	△1.1	△1.2	△4.2	△3.4	△3.5
衛生関係	257,485	2.3	877,519	12.0	1,135,003	6.1	257,795	2.2	897,875	12.1	1,155,670	6.1	△ 20,667	△0.1	△2.3	△1.8	△4.2	△4.1	△4.1
労働関係	52,177	0.5	9,130	0.1	61,308	0.3	54,290	0.5	9,364	0.1	63,655	0.3	△ 2,347	△3.9	△2.5	△3.7	△3.8	△9.8	△4.8
農林水産関係	395,091	3.5	241,515	3.3	636,606	3.4	399,891	3.5	249,958	3.4	649,849	3.4	△ 13,243	△1.2	△3.4	△2.0	△2.7	△4.9	△3.6
商工関係	92,503	0.8	107,367	1.5	199,870	1.1	93,652	0.8	107,107	1.4	200,759	1.1	△ 889	△1.2	0.2	△0.4	△3.5	△2.9	△3.2
土木関係	270,109	2.4	601,177	8.2	871,286	4.6	270,022	2.4	613,700	8.3	883,723	4.7	△ 12,437	0.0	△2.0	△1.4	△1.3	△3.6	△2.9
警察関係	2,158,787	18.9	−	−	2,158,787	11.5	2,154,407	18.8	−	−	2,154,407	11.4	4,380	0.2	−	0.2	△1.7	−	△1.7
消防関係	158,169	1.4	981,755	13.4	1,139,924	6.1	158,746	1.4	975,730	13.1	1,134,475	6.0	5,449	△0.4	0.6	0.5	△3.1	△1.9	△2.1
教育関係	7,353,387	64.3	1,340,470	18.3	8,693,857	46.4	7,387,499	64.3	1,377,677	18.6	8,765,176	46.4	△ 71,319	△0.5	△2.7	△0.8	△2.7	△4.8	△3.1
合　計	**11,433,978**	**100.0**	**7,322,248**	**100.0**	**18,756,226**	**100.0**	**11,480,641**	**100.0**	**7,426,239**	**100.0**	**18,906,880**	**100.0**	**△150,654**	**△0.4**	**△1.4**	**△0.8**	**△2.6**	**△2.9**	**△2.7**

その２　平均給料月額の状況（普通会計分）

（単位　円・％）

区分	平成17年4月1日現在					平成16年4月1日現在					増減率					前年度増減率				
	全団体	都道府県	大都市	都市	町村	全団体	都道府県	大都市	都市	町村	全団体	都道府県	大都市	都市	町村	全団体	都道府県	大都市	都市	町村
一般行政職	353,983	359,073	363,027	354,954	333,250	351,932	356,646	361,933	356,793	329,733	0.6	0.7	0.3	△0.5	1.1	△0.7	△0.6	△0.7	△1.2	△0.3
高等学校教育職	406,225	406,191	414,748	401,396	338,200	403,225	403,205	411,179	399,123	338,001	0.7	0.7	0.9	0.6	0.1	△0.5	△0.5	0.1	△0.7	0.9
小・中学校教育職	396,057	397,698	376,033	349,997	325,531	395,036	396,712	372,275	355,404	322,496	0.3	0.2	1.0	△1.5	0.9	△0.8	△0.8	△0.2	△1.3	△0.4
消防職	341,237	366,400	352,288	340,526	324,711	340,737	367,500	351,860	342,539	322,212	0.1	△0.3	0.1	△0.6	0.8	△0.5	0.4	△0.5	△1.3	△0.1
警察職	357,546	357,546	−	−	−	360,284	360,284	−	−	−	△0.8	△0.8	−	−	−	△1.7	△1.7	−	−	−

（注）　1　「都市」には、中核市、特例市を含む。

2　「高等学校教育職」には、専修学校、各種学校及び特殊学校の教育職を含み、「小・中学校教育職」には、幼稚園教育職を含む。

第75表 地 方 公 務 員 数 の 状 況

その1 総 括

（単位 人・%）

区分	平成17年4月1日現在						平成16年4月1日現在						比較		
	都道府県		市町村		総計		都道府県		市町村		総計		増減	増減率	前年度増減率
一般行政関係職員	274,257	18.2	772,168	69.6	1,046,425	39.9	279,517	18.4	786,785	69.5	1,066,302	40.2	△ 19,877	△ 1.9	△ 1.5
議会総務	48,364	3.2	204,601	18.4	252,965	9.7	48,527	3.2	206,592	18.3	255,119	9.6	△ 2,154	△ 0.8	△ 0.2
税務	19,190	1.3	56,323	5.1	75,513	2.9	19,320	1.3	57,660	5.1	76,980	2.9	△ 1,467	△ 1.9	△ 0.9
民生	30,229	2.0	223,741	20.2	253,970	9.7	30,946	2.0	227,281	20.1	258,227	9.7	△ 4,257	△ 1.6	△ 1.5
衛生	35,471	2.3	125,017	11.3	160,488	6.1	36,316	2.4	128,238	11.3	164,554	6.2	△ 4,066	△ 2.5	△ 1.7
労働	5,550	0.4	1,457	0.1	7,007	0.3	5,754	0.4	1,538	0.1	7,292	0.3	△ 285	△ 3.9	△ 2.4
農林水産	63,001	4.2	38,865	3.5	101,866	3.9	64,888	4.3	41,366	3.7	106,254	4.0	△ 4,388	△ 4.1	△ 2.7
商工	12,756	0.8	16,773	1.5	29,529	1.1	12,693	0.8	16,394	1.4	29,087	1.1	442	1.5	△ 0.4
土木	59,696	4.0	105,391	9.5	165,087	6.3	61,073	4.0	107,716	9.5	168,789	6.4	△ 3,702	△ 2.2	△ 2.7
教育関係職員	944,133	62.5	199,543	18.0	1,143,676	43.7	951,610	62.6	207,779	18.4	1,159,389	43.7	△ 15,713	△ 1.4	△ 1.2
教員	848,934	56.2	42,341	3.8	891,275	34.0	854,540	56.2	43,735	3.9	898,275	33.9	△ 7,000	△ 0.8	△ 0.7
高等学校	178,559	11.8	11,951	1.1	190,510	7.3	181,754	12.0	12,042	1.1	193,796	7.3	△ 3,286	△ 1.7	△ 1.8
義務教育	598,863	39.6	133	0.0	598,996	22.9	600,097	39.5	152	0.0	600,249	22.6	△ 1,253	△ 0.2	△ 0.5
その他	71,512	4.8	30,257	2.7	101,769	3.8	72,689	4.7	31,541	2.8	104,230	4.0	△ 2,461	△ 2.4	0.0
その他	95,199	6.3	157,202	14.2	252,401	9.7	97,070	6.4	164,044	14.5	261,114	9.8	△ 8,713	△ 3.3	△ 2.8
警察関係職員	274,173	18.1	−	−	274,173	10.5	270,770	17.8	−	−	270,770	10.2	3,403	1.3	1.5
警察官	245,374	16.2	−	−	245,374	9.4	241,913	15.9	−	−	241,913	9.1	3,461	1.4	1.7
その他	28,799	1.9	−	−	28,799	1.1	28,857	1.9	−	−	28,857	1.1	△ 58	△ 0.2	0.3
消防関係職員	18,425	1.2	137,367	12.4	155,792	5.9	18,340	1.2	136,977	12.1	155,317	5.9	475	0.3	0.3
合計	**1,510,988**	**100.0**	**1,109,078**	**100.0**	**2,620,066**	**100.0**	**1,520,237**	**100.0**	**1,131,541**	**100.0**	**2,651,778**	**100.0**	**△ 31,712**	**△ 1.2**	**△ 1.0**

（注） 特殊学校の小・中学部に係る教員は、「教員」の「その他」に計上している。

その2 推 移

（単位 千人 %）

区分	昭和36年5月31日		平成15年4月1日		平成16年4月1日		平成17年4月1日		指数			
	職員数	構成比	職員数	構成比	職員数	構成比	職員数	構成比	36.5.31	15.4.1	16.4.1	17.4.1
一般行政関係職員	676	39.6	1,082	40.4	1,066	40.2	1,046	39.9	100	160	158	155
民生	85	5.0	262	9.8	258	9.7	254	9.7	100	308	304	299
衛生	74	4.3	167	6.2	165	6.2	160	6.1	100	226	223	216
労働	18	1.1	7	0.3	7	0.3	7	0.3	100	39	39	39
土木	107	6.3	173	6.5	169	6.4	165	6.3	100	162	158	154
その他	392	22.9	473	17.7	467	17.6	460	17.5	100	121	119	117
教育関係職員	842	49.4	1,174	43.9	1,159	43.7	1,144	43.7	100	139	138	136
義務教育職員	572	33.5	603	22.5	600	22.6	599	22.9	100	105	105	105
高等学校職員	104	6.1	197	7.4	194	7.3	191	7.3	100	189	187	184
学校給食職員	29	1.7	18	0.7	17	0.6	16	0.6	100	62	59	55
その他	137	8.1	356	13.3	348	13.2	338	12.9	100	260	254	247
警察関係職員	149	8.7	267	10.0	271	10.2	274	10.5	100	179	182	184
警察官	129	7.6	238	8.9	242	9.1	245	9.4	100	184	188	190
その他	20	1.1	29	1.1	29	1.1	29	1.1	100	145	145	145
消防関係職員	39	2.3	155	5.8	155	5.8	156	6.0	100	397	397	400
合計	**1,706**	**100.0**	**2,677**	**100.0**	**2,652**	**100.0**	**2,620**	**100.0**	**100**	**157**	**155**	**154**

（注） 教育関係職員のうち、平成15年、16年及び17年4月1日現在の「学校給食職員数」は、給食センターの職員数であり、他の学校給食職員数は「その他」に含まれる。

第76表　物　件　費　の　状　況

（単位　百万円・％）

区分	平成16年度 都道府県		平成16年度 市町村		平成16年度 純計額		平成15年度純計額		比較 増減額	比較 増減率	比較 前年度増減率
賃金	41,972	2.5	401,339	6.4	443,310	5.6	443,281	5.6	29	0.0	2.7
旅費	120,267	7.2	75,392	1.2	195,659	2.5	210,948	2.7	△ 15,289	△ 7.2	△ 5.9
交際費	404	0.0	7,076	0.1	7,480	0.1	8,052	0.1	△ 572	△ 7.1	△ 12.5
備品購入費	32,856	2.0	149,473	2.4	182,329	2.3	199,438	2.5	△ 17,109	△ 8.6	△ 7.7
需用費	395,428	23.7	1,376,239	22.0	1,771,667	22.4	1,791,879	22.7	△ 20,212	△ 1.1	△ 3.1
役務費	152,731	9.1	297,933	4.8	450,664	5.7	458,243	5.8	△ 7,579	△ 1.7	2.9
委託料	720,354	43.2	3,307,029	52.9	4,027,383	50.8	3,936,548	49.9	90,835	2.3	0.2
その他	205,268	12.3	642,659	10.2	847,928	10.6	845,307	10.7	2,621	0.3	△ 0.3
合計	**1,669,280**	**100.0**	**6,257,140**	**100.0**	**7,926,420**	**100.0**	**7,893,696**	**100.0**	**32,724**	**0.4**	**△ 0.7**

第77表　維　持　補　修　費　の　状　況

（単位　百万円・％）

区分	平成16年度 都道府県		平成16年度 市町村		平成16年度 純計額		平成15年度純計額		比較 増減額	比較 増減率	比較 前年度増減率
総務費	16,051	3.9	23,948	3.7	39,998	3.8	41,149	3.9	△ 1,151	△ 2.8	△ 0.5
衛生費	1,850	0.4	112,878	17.4	114,727	10.8	113,487	10.7	1,240	1.1	4.4
保健所費	334	0.1	258	0.0	592	0.1	840	0.1	△ 248	△ 29.5	9.2
清掃費	132	0.0	106,651	16.4	106,783	10.1	105,635	10.0	1,148	1.1	5.0
その他	1,384	0.3	5,969	1.0	7,352	0.6	7,012	0.6	340	4.8	△ 4.7
農林水産業費	8,662	2.1	13,647	2.1	22,309	2.1	22,326	2.1	△ 17	△ 0.1	△ 3.7
農業費	1,135	0.3	1,640	0.3	2,775	0.3	2,649	0.3	126	4.8	△ 10.9
畜産業費	333	0.1	317	0.0	651	0.1	652	0.1	△ 1	△ 0.2	3.0
農地費	1,880	0.5	7,882	1.2	9,762	0.9	9,854	0.9	△ 92	△ 0.9	△ 2.9
林業費	1,447	0.4	3,113	0.5	4,560	0.4	4,670	0.4	△ 110	△ 2.4	△ 4.2
水産業費	3,867	0.9	695	0.1	4,562	0.4	4,501	0.4	61	1.4	△ 1.0
土木費	326,498	79.2	373,068	57.4	699,566	65.8	693,384	65.6	6,182	0.9	△ 0.9
道路橋りょう費	181,297	44.0	242,216	37.3	423,513	39.9	403,581	38.2	19,932	4.9	△ 1.2
河川海岸費	36,463	8.8	12,872	2.0	49,335	4.6	50,941	4.8	△ 1,606	△ 3.2	△ 0.8
都市計画費	33,444	8.1	54,052	8.3	87,497	8.2	89,580	8.5	△ 2,083	△ 2.3	0.5
住宅費	64,237	15.6	57,839	8.9	122,076	11.5	132,470	12.5	△ 10,394	△ 7.8	△ 0.8
その他	11,057	2.7	6,089	0.9	17,145	1.6	16,812	1.6	333	2.0	△ 3.4
警察費	21,483	5.2	−	−	21,483	2.0	21,667	2.1	△ 184	△ 0.8	3.6
消防費	4,246	1.0	7,671	1.2	11,916	1.1	12,057	1.1	△ 141	△ 1.2	0.3
教育費	27,928	6.8	97,976	15.1	125,904	11.8	126,049	11.9	△ 145	△ 0.1	△ 1.0
小学校費	−	−	43,725	6.7	43,725	4.1	42,541	4.0	1,184	2.8	△ 2.1
中学校費	0	0.0	22,982	3.5	22,982	2.2	23,404	2.2	△ 422	△ 1.8	△ 3.7
高等学校費	17,919	4.3	1,371	0.2	19,290	1.8	20,844	2.0	△ 1,554	△ 7.5	4.4
その他	10,009	2.5	29,898	4.7	39,907	3.7	39,260	3.7	647	1.6	△ 0.8
その他	5,751	1.4	20,828	3.1	26,582	2.6	26,233	2.6	349	1.3	1.5
合計	**412,469**	**100.0**	**650,016**	**100.0**	**1,062,485**	**100.0**	**1,056,352**	**100.0**	**6,133**	**0.6**	**△ 0.3**

第78表 扶　助　費　の　状　況

（単位　百万円・%）

区分	平成16年度 都道府県		平成16年度 市町村		平成16年度 純計額		平成15年度 純計額		比較 増減額	比較 増減率	比較 前年度増減率
民生費	749,647	73.1	6,183,847	95.8	6,933,495	92.7	6,504,474	92.5	429,021	6.6	4.4
社会福祉費	113,487	11.1	1,288,770	20.0	1,402,257	18.7	1,310,161	18.6	92,096	7.0	6.0
老人福祉費	33,415	3.3	285,379	4.4	318,794	4.3	337,311	4.8	△ 18,517	△ 5.5	△ 4.6
児童福祉費	332,939	32.5	2,320,993	36.0	2,653,932	35.5	2,420,685	34.4	233,247	9.6	1.9
生活保護費	269,156	26.3	2,283,681	35.4	2,552,837	34.1	2,434,584	34.6	118,253	4.9	7.5
災害救助費	649	0.1	5,024	0.1	5,673	0.1	1,732	0.0	3,941	227.5	184.4
衛生費	266,507	26.0	165,839	2.6	432,346	5.8	422,394	6.0	9,952	2.4	2.7
結核対策費	3,718	0.4	4,849	0.1	8,566	0.1	9,698	0.1	△ 1,132	△ 11.7	△ 6.2
その他	262,789	25.6	160,990	2.5	423,780	5.7	412,696	5.9	11,084	2.7	2.9
教育費	9,161	0.9	104,491	1.6	113,652	1.5	108,019	1.5	5,633	5.2	6.2
小学校費	−	−	28,126	0.4	28,126	0.4	25,899	0.4	2,227	8.6	8.7
中学校費	2	0.0	26,053	0.4	26,055	0.3	24,543	0.3	1,512	6.2	6.6
保健体育費	111	0.0	31,787	0.5	31,898	0.4	30,586	0.4	1,312	4.3	10.8
その他	9,048	0.9	18,525	0.3	27,573	0.4	26,991	0.4	582	2.2	△ 0.9
その他	4	0.0	−	−	3	0.0	2	0.0	1	50.0	△ 33.3
合計	**1,025,319**	**100.0**	**6,454,177**	**100.0**	**7,479,496**	**100.0**	**7,034,889**	**100.0**	**444,607**	**6.3**	**4.3**

第79表 補　助　費　等　の　状　況

（単位　百万円・%）

区分	平成16年度 都道府県	平成16年度 市町村	平成16年度 合計 単純	平成16年度 合計 純計	平成15年度 都道府県	平成15年度 市町村	平成15年度 合計 単純	平成15年度 合計 純計	増減額 単純	増減額 純計	増減率 単純	増減率 純計	前年度増減率 単純	前年度増減率 純計
負担金、寄附金	963,410	445,536	1,408,946	…	868,564	455,330	1,323,894	…	85,052	…	6.4	…	5.1	…
補助交付金	6,689,626	1,276,798	7,966,423	…	6,586,966	1,315,455	7,902,421	…	64,002	…	0.8	…	3.8	…
その他	939,608	1,661,956	2,601,565	…	1,082,324	1,678,952	2,761,276	…	△ 159,711	…	△ 5.8	…	0.7	…
合計	**8,592,644**	**3,384,290**	**11,976,934**	**6,833,998**	**8,537,854**	**3,449,737**	**11,987,591**	**7,051,415**	**△ 10,657**	**△ 217,417**	**△ 0.1**	**△ 3.1**	**3.2**	**2.8**
うち公営企業（法適用）に対するもの	538,191	1,078,913	1,617,103		558,093	1,105,016	1,663,109		△ 46,006		△ 2.8		△ 1.5	

第80表　普通建設事業費の状況

その１　性質別内訳

（単位　百万円・％）

区分	平成16年度 都道府県		平成16年度 市町村		平成16年度 純計額		平成15年度純計額		比較 増減額	比較 増減率	比較 前年度増減率
補助事業費	4,448,404	47.9	2,490,659	31.6	6,646,639	40.7	7,873,505	43.1	△ 1,226,866	△ 15.6	△ 14.7
単独事業費	3,700,497	39.8	5,035,182	63.8	8,427,639	51.6	9,107,693	49.9	△ 680,054	△ 7.5	△ 10.1
国直轄事業負担金	1,143,457	12.3	118,926	1.5	1,262,383	7.7	1,269,145	7.0	△ 6,762	△ 0.5	△ 13.3
県営事業負担金	－	－	247,553	3.1	－	－	－	－	－	－	－
合計	**9,292,358**	**100.0**	**7,892,320**	**100.0**	**16,336,661**	**100.0**	**18,250,343**	**100.0**	**△ 1,913,682**	**△ 10.5**	**△ 12.4**

その２　財源内訳

（単位　百万円　％）

区分	平成16年度 都道府県		平成16年度 市町村		平成16年度 純計額		平成15年度純計額		比較 増減額	比較 増減率	比較 前年度増減率
国庫支出金	2,416,485	26.0	987,259	12.5	3,403,857	20.8	4,034,884	22.1	△ 631,027	△ 15.6	2.2
分担金、負担金、寄附金	307,876	3.3	58,350	0.7	171,281	1.0	231,537	1.3	△ 60,256	△ 26.0	3.9
財産収入	16,372	0.2	40,272	0.5	56,645	0.3	52,763	0.3	3,882	7.4	△ 9.3
地方債	3,841,535	41.3	2,780,137	35.2	6,609,327	40.5	7,007,553	38.4	△ 398,226	△ 5.7	△ 24.5
その他特定財源	619,869	6.7	1,264,532	16.1	1,408,723	8.7	1,624,293	8.9	△ 215,570	△ 13.3	△ 9.3
一般財源等	2,090,221	22.5	2,761,770	35.0	4,686,828	28.7	5,299,313	29.0	△ 612,485	△ 11.6	△ 4.1
合計	**9,292,358**	**100.0**	**7,892,320**	**100.0**	**16,336,661**	**100.0**	**18,250,343**	**100.0**	**△ 1,913,682**	**△ 10.5**	**△ 12.4**

第80表 普通建設事業費の状況（つづき）

目的別内訳

（単位　百万円・％）

分	平成16年度 都道府県		平成16年度 市町村		平成16年度 純計額		平成15年度純計額		比較 増減額	増減率 都道府県	増減率 市町村	増減率 純計額	前年度増減率 都道府県	前年度増減率 市町村	前年度増減率 純計額
費	316,332	3.4	510,701	6.5	740,833	4.5	801,047	4.4	△ 60,214	△ 5.4	△ 9.3	△ 7.5	△ 16.7	△ 10.5	△ 13.1
費	223,326	2.4	360,198	4.6	560,754	3.4	721,773	4.0	△ 161,019	△ 27.5	△ 20.3	△ 22.3	△ 16.3	△ 11.3	△ 12.4
祉費	49,830	0.5	83,680	1.1	125,551	0.8	178,128	1.0	△ 52,577	△ 32.7	△ 25.2	△ 29.5	△ 12.7	△ 19.3	△ 17.0
祉費	129,458	1.4	141,044	1.8	264,292	1.6	344,500	1.9	△ 80,208	△ 27.3	△ 24.0	△ 23.3	△ 22.0	△ 15.1	△ 16.8
祉費	41,818	0.5	129,906	1.6	163,632	1.0	195,766	1.1	△ 32,134	△ 23.9	△ 14.3	△ 16.4	3.5	1.6	2.6
他	2,220	0.0	5,568	0.1	7,279	0.0	3,379	0.0	3,900	172.4	117.2	115.4	△ 51.9	△ 11.9	△ 20.3
費	121,699	1.3	644,109	8.2	725,938	4.4	792,307	4.3	△ 66,369	△ 16.0	△ 6.2	△ 8.4	△ 12.7	△ 43.0	△ 40.2
費	27,070	0.3	483,666	6.1	497,388	3.0	535,986	2.9	△ 38,598	△ 0.1	△ 7.1	△ 7.2	△ 10.9	△ 48.5	△ 47.6
他	94,629	1.0	160,443	2.1	228,550	1.4	256,321	1.4	△ 27,771	△ 19.6	△ 3.2	△ 10.8	△ 13.1	△ 14.6	△ 15.4
費	11,705	0.1	7,264	0.1	18,154	0.1	18,570	0.1	△ 416	△ 3.6	△ 4.4	△ 2.2	△ 32.8	△ 22.2	△ 32.4
業費	2,099,507	22.6	775,203	9.8	2,409,711	14.8	2,789,976	15.3	△ 380,265	△ 13.1	△ 16.5	△ 13.6	△ 12.5	△ 11.7	△ 12.1
費	113,339	1.2	134,952	1.7	181,759	1.1	220,559	1.2	△ 38,800	△ 16.9	△ 21.5	△ 17.6	△ 18.3	△ 16.7	△ 16.5
業費	41,529	0.4	36,928	0.5	62,044	0.4	70,784	0.4	△ 8,740	△ 19.1	△ 4.7	△ 12.3	△ 0.4	3.4	1.0
費	1,223,276	13.2	351,792	4.5	1,327,310	8.1	1,518,186	8.3	△ 190,876	△ 11.8	△ 14.7	△ 12.6	△ 11.7	△ 11.3	△ 11.3
費	451,878	4.9	134,024	1.7	520,210	3.2	615,084	3.4	△ 94,874	△ 14.6	△ 21.0	△ 15.4	△ 14.7	△ 14.3	△ 14.7
業費	269,485	2.9	117,507	1.5	318,388	1.9	365,364	2.0	△ 46,976	△ 13.9	△ 13.3	△ 12.9	△ 11.0	△ 6.5	△ 10.2
費	91,081	1.0	136,347	1.7	213,930	1.3	222,368	1.2	△ 8,438	△ 4.8	△ 3.9	△ 3.8	△ 28.5	△ 20.2	△ 24.3
費	5,801,055	62.4	3,929,844	49.8	9,521,523	58.3	10,570,241	57.9	△ 1,048,718	△ 9.2	△ 11.0	△ 9.9	△ 11.2	△ 8.9	△ 10.3
よう費	2,764,643	29.8	1,413,072	17.9	4,130,303	25.3	4,560,924	25.0	△ 430,621	△ 9.6	△ 9.3	△ 9.4	△ 11.6	△ 9.1	△ 10.7
岸費	1,401,758	15.1	173,991	2.2	1,549,836	9.5	1,721,097	9.4	△ 171,261	△ 9.3	△ 13.6	△ 10.0	△ 14.9	△ 8.2	△ 14.3
費	268,935	2.9	146,870	1.9	391,519	2.4	420,353	2.3	△ 28,834	△ 4.0	△ 11.7	△ 6.9	△ 15.7	△ 16.5	△ 15.9
画費	969,847	10.4	1,824,890	23.1	2,701,169	16.5	3,011,674	16.5	△ 310,505	△ 9.6	△ 10.4	△ 10.3	△ 9.3	△ 7.2	△ 8.0
備費	625,103	6.7	701,916	8.9	1,282,477	7.9	1,463,420	8.0	△ 180,943	△ 12.0	△ 12.3	△ 12.4	△ 5.3	△ 6.6	△ 5.9
園費	119,882	1.3	370,461	4.7	486,133	3.0	547,310	3.0	△ 61,177	△ 9.0	△ 11.8	△ 11.2	△ 25.0	△ 15.0	△ 17.6
道費	10,837	0.1	24,189	0.3	26,926	0.2	29,414	0.2	△ 2,488	△ 4.8	△ 11.5	△ 8.5	△ 15.8	△ 13.4	△ 16.9
理費等	214,025	2.3	728,323	9.2	905,634	5.5	971,531	5.3	△ 65,897	△ 2.3	△ 7.7	△ 6.8	△ 9.7	△ 2.9	△ 4.6
費	212,834	2.3	329,584	4.2	532,866	3.3	619,569	3.4	△ 86,703	△ 8.8	△ 17.5	△ 14.0	△ 16.2	△ 13.8	△ 14.9
他	183,038	1.9	41,437	0.5	215,830	1.3	236,624	1.3	△ 20,794	△ 6.5	△ 19.4	△ 8.8	56.5	△ 2.8	41.4
費	13,099	0.1	187,346	2.4	199,802	1.2	200,965	1.1	△ 1,163	2.0	△ 0.7	△ 0.6	7.4	△ 10.0	△ 8.6
費	419,327	4.5	1,299,126	16.5	1,708,829	10.5	1,867,407	10.2	△ 158,578	△ 9.8	△ 8.1	△ 8.5	2.6	△ 7.8	△ 5.4
校費	1,067	0.0	516,239	6.5	516,238	3.2	551,212	3.0	△ 34,974	133.5	△ 6.3	△ 6.3	△ 6.9	△ 4.0	△ 4.0
校費	2,916	0.0	267,476	3.4	270,076	1.7	287,836	1.6	△ 17,760	△ 45.8	△ 5.4	△ 6.2	60.0	△ 6.5	△ 5.8
校費	237,637	2.6	16,806	0.2	254,362	1.6	267,425	1.5	△ 13,063	△ 7.6	59.6	△ 4.9	△ 1.9	△ 40.4	△ 4.4
育費	76,566	0.8	259,488	3.3	329,998	2.0	385,772	2.1	△ 55,774	△ 2.5	△ 17.2	△ 14.5	39.7	△ 3.7	2.5
育費	13,777	0.1	175,939	2.2	187,787	1.1	211,918	1.2	△ 24,131	△ 54.3	△ 4.4	△ 11.4	△ 23.0	△ 23.9	△ 23.6
費	27,162	0.3	11,100	0.1	38,263	0.2	25,767	0.1	12,496	54.8	28.8	48.5	△ 27.9	13.5	△ 14.5
他	60,202	0.7	52,078	0.8	112,105	0.7	137,477	0.7	△ 25,372	△ 20.4	△ 16.8	△ 18.5	12.3	△ 1.1	5.7
他	195,227	2.2	42,182	0.4	237,187	1.5	265,689	1.5	△ 28,502	△ 12.2	△ 2.5	△ 10.7	△ 8.6	3.5	△ 6.8
計	**9,292,358**	**100.0**	**7,892,320**	**100.0**	**16,336,661**	**100.0**	**18,250,343**	**100.0**	**△ 1,913,682**	**△ 10.6**	**△ 10.7**	**△ 10.5**	**△ 11.5**	**△ 13.4**	**△ 12.4**

第81表　普通建設事業費中の補助事業費の状況

その１　目的別内訳

（単位　百万円・％）

区分	平成16年度 都道府県		平成16年度 市町村		平成16年度 純計額		平成15年度純計額		比較 増減額	比較 増減率 都道府県	比較 増減率 市町村	比較 増減率 純計額	前年度増減率 都道府県	前年度増減率 市町村	前年度増減率 純計額
総務費	14,269	0.3	62,860	2.5	71,801	1.1	113,766	1.4	△ 41,965	△ 45.8	△ 38.9	△ 36.9	△ 32.8	△ 22.9	△ 23.1
民生費	162,967	3.7	107,139	4.3	258,156	3.9	374,202	4.8	△ 116,046	△ 32.5	△ 33.4	△ 31.0	△ 15.7	△ 9.5	△ 11.4
社会福祉費	19,909	0.4	10,926	0.4	28,297	0.4	56,736	0.7	△ 28,439	△ 45.8	△ 52.4	△ 50.1	△ 15.9	△ 17.9	△ 17.2
老人福祉費	110,036	2.5	50,803	2.0	156,935	2.4	221,179	2.8	△ 64,244	△ 30.5	△ 36.1	△ 29.0	△ 20.2	△ 15.7	△ 16.2
児童福祉費	31,889	0.7	42,496	1.7	68,876	1.0	94,716	1.2	△ 25,840	△ 30.7	△ 26.2	△ 27.3	6.9	6.6	8.2
その他	1,133	0.1	2,914	0.2	4,048	0.1	1,571	0.1	2,477	70.1	221.6	157.7	△ 56.7	△ 41.1	△ 42.7
衛生費	48,512	1.1	271,376	10.9	313,351	4.7	350,257	4.4	△ 36,906	△ 27.0	△ 6.7	△ 10.5	△ 8.0	△ 57.4	△ 53.3
清掃費	10,003	0.2	246,415	9.9	256,417	3.9	273,034	3.5	△ 16,617	0.6	△ 6.3	△ 6.1	△ 4.6	△ 59.2	△ 58.4
その他	38,509	0.9	24,961	1.0	56,934	0.8	77,223	0.9	△ 20,289	△ 31.8	△ 10.6	△ 26.3	△ 8.5	△ 26.1	△ 17.8
労働費	6,477	0.1	782	0.0	6,766	0.1	5,781	0.1	985	8.5	17.4	17.0	△ 44.9	△ 61.3	△ 53.6
農林水産業費	1,587,799	35.7	331,732	13.3	1,660,323	25.0	1,924,735	24.4	△ 264,412	△ 13.3	△ 19.5	△ 13.7	△ 13.6	△ 13.3	△ 13.6
農業費	61,594	1.4	66,477	2.7	86,038	1.3	114,768	1.5	△ 28,730	△ 25.1	△ 26.0	△ 25.0	△ 22.7	△ 23.8	△ 23.4
畜産業費	23,052	0.5	19,737	0.8	32,349	0.5	37,482	0.5	△ 5,133	△ 21.0	△ 6.3	△ 13.7	△ 0.3	△ 2.5	△ 2.2
農地費	913,279	20.5	84,308	3.4	880,986	13.3	997,511	12.7	△ 116,525	△ 11.3	△ 16.2	△ 11.7	△ 13.4	△ 11.8	△ 13.4
林業費	355,769	8.0	69,676	2.8	381,649	5.7	455,440	5.8	△ 73,791	△ 15.1	△ 25.8	△ 16.2	△ 14.2	△ 12.1	△ 13.9
水産業費	234,106	5.3	91,534	3.7	279,300	4.2	319,535	4.1	△ 40,235	△ 13.3	△ 14.2	△ 12.6	△ 11.5	△ 7.4	△ 10.9
商工費	19,013	0.4	24,716	1.0	41,633	0.6	47,184	0.6	△ 5,551	△ 23.1	3.6	△ 11.8	△ 31.8	△ 22.1	△ 25.5
土木費	2,498,868	56.2	1,225,255	49.2	3,717,359	55.9	4,347,760	55.2	△ 630,401	△ 15.9	△ 11.6	△ 14.5	△ 10.7	△ 11.9	△ 11.1
道路橋りょう費	880,424	19.8	186,401	7.5	1,066,500	16.0	1,268,864	16.1	△ 202,364	△ 16.9	△ 11.2	△ 15.9	△ 11.6	△ 10.3	△ 11.4
河川海岸費	909,701	20.5	62,834	2.5	967,565	14.6	1,118,996	14.2	△ 151,431	△ 13.4	△ 15.5	△ 13.5	△ 12.4	△ 6.2	△ 12.0
港湾費	199,141	4.5	53,960	2.2	253,101	3.8	272,479	3.5	△ 19,378	△ 8.8	△ 0.4	△ 7.1	△ 6.5	△ 9.2	△ 7.1
都市計画費	325,655	7.3	666,790	26.8	991,817	14.9	1,168,482	14.8	△ 176,665	△ 25.0	△ 9.3	△ 15.1	△ 1.5	△ 11.5	△ 8.0
街路費	215,350	4.8	227,266	9.1	442,112	6.7	568,653	7.2	△ 126,541	△ 29.0	△ 14.5	△ 22.3	1.5	△ 7.3	△ 2.8
公園費	58,493	1.3	160,043	6.4	218,509	3.3	245,233	3.1	△ 26,724	△ 15.0	△ 9.3	△ 10.9	△ 3.3	△ 22.2	△ 17.7
下水道費	2,491	0.1	8,799	0.4	11,289	0.2	11,334	0.1	△ 45	15.1	△ 6.1	△ 0.4	△ 39.4	△ 27.5	△ 31.2
区画整理費等	49,321	1.1	270,682	10.9	319,907	4.8	343,261	4.4	△ 23,354	△ 17.8	△ 4.5	△ 6.8	△ 11.2	△ 6.7	△ 7.5
住宅費	169,018	3.8	242,982	9.8	411,158	6.2	483,479	6.1	△ 72,321	△ 7.6	△ 19.3	△ 15.0	△ 19.3	△ 15.0	△ 16.7
その他	14,929	0.3	12,288	0.4	27,218	0.4	35,460	0.5	△ 8,242	△ 37.4	5.7	△ 23.2	△ 4.2	△ 27.0	△ 13.2
消防費	1,060	0.0	48,025	1.9	49,086	0.7	59,795	0.8	△ 10,709	194.4	△ 19.2	△ 17.9	△ 35.5	7.1	6.7
教育費	60,474	1.4	418,736	16.8	479,160	7.2	598,603	7.6	△ 119,443	△ 22.2	△ 19.7	△ 20.0	△ 2.5	△ 0.7	△ 1.0
小学校費	−	−	218,241	8.8	218,241	3.3	275,169	3.5	△ 56,928	−	△ 20.7	△ 20.7	−	△ 1.9	△ 1.9
中学校費	2,091	0.0	117,911	4.7	120,002	1.8	150,259	1.9	△ 30,257	△ 16.9	△ 20.2	△ 20.1	24.2	2.3	2.6
高等学校費	35,707	0.8	1,002	0.0	36,709	0.6	43,484	0.6	△ 6,775	△ 15.6	△ 13.3	△ 15.6	△ 13.6	6.4	△ 13.2
社会教育費	5,207	0.1	43,824	1.8	48,987	0.7	50,315	0.6	△ 1,328	△ 15.8	△ 0.9	△ 2.6	△ 14.0	7.1	3.9
保健体育費	204	0.0	27,580	1.1	27,784	0.4	37,191	0.5	△ 9,407	△ 94.3	△ 18.8	△ 25.3	12.1	△ 11.1	△ 9.6
大学費	26	0.0	58	0.0	84	0.0	1,062	0.0	△ 978	△ 96.0	△ 86.0	△ 92.1	△ 9.2	△ 25.2	△ 16.1
その他	17,239	0.5	10,120	0.4	27,353	0.4	41,123	0.5	△ 13,770	△ 23.4	△ 45.7	△ 33.5	27.9	△ 1.6	12.6
その他	48,965	1.1	38	0.1	49,004	0.8	51,422	0.7	△ 2,418	△ 4.8	皆増	△ 4.7	△ 15.9	−	△ 15.9
合計	**4,448,404**	**100.0**	**2,490,659**	**100.0**	**6,646,639**	**100.0**	**7,873,505**	**100.0**	**△ 1,226,866**	**△ 16.0**	**△ 15.8**	**△ 15.6**	**△ 12.2**	**△ 19.1**	**△ 14.7**

第81表　普通建設事業費中の補助事業費の状況（つづき）

2　財源内訳

（単位　百万円・%）

区分	平成16年度 都道府県		平成16年度 市町村		平成16年度 純計額		平成15年度純計額		比較 増減額	比較 増減率	比較 前年度増減率
支出金	2,416,002	54.3	986,064	39.6	3,403,807	51.2	4,034,884	51.2	△ 631,077	△ 15.6	2.2
負担金、寄附金	156,878	3.5	10,722	0.4	47,437	0.7	51,238	0.7	△ 3,801	△ 7.4	△ 8.3
雑収入	310	0.0	1,046	0.0	1,357	0.0	1,260	0.0	97	7.7	△ 41.0
地方債	1,421,458	32.0	824,139	33.1	2,346,180	35.3	2,739,434	34.8	△ 393,254	△ 14.4	△ 33.0
特定財源	169,501	3.8	411,329	16.6	296,633	4.5	357,716	4.5	△ 61,083	△ 17.1	△ 17.1
財源等	284,255	6.4	257,359	10.3	551,225	8.3	688,973	8.8	△ 137,748	△ 20.0	△ 2.5
計	**4,448,404**	**100.0**	**2,490,659**	**100.0**	**6,646,639**	**100.0**	**7,873,505**	**100.0**	**△ 1,226,866**	**△ 15.6**	**△ 14.7**

第82表　普通建設事業費中の国直轄事業負担金の状況

1　目的別内訳

（単位　百万円・%）

区分	平成16年度 都道府県		平成16年度 市町村		平成16年度 純計額		平成15年度純計額		比較 増減額	比較 増減率	比較 前年度増減率
水産業費	222,653	19.5	15,455	13.0	238,108	18.9	279,807	22.0	△ 41,699	△ 14.9	3.0
産業費	607	0.1	450	0.4	1,057	0.1	2,764	0.2	△ 1,707	△ 61.8	△ 36.0
地費	212,131	18.6	14,918	12.5	227,050	18.0	267,518	21.1	△ 40,468	△ 15.1	4.2
業費	5,365	0.5	−	−	5,365	0.4	5,244	0.4	121	2.3	△ 1.7
産業費	4,550	0.4	87	0.1	4,637	0.4	4,281	0.3	356	8.3	△ 19.0
木費	920,804	80.5	103,471	87.0	1,024,274	81.1	989,338	78.0	34,936	3.5	△ 17.0
橋りょう費	589,347	51.5	68,580	57.7	657,927	52.1	627,137	49.4	30,790	4.9	△ 15.0
川海岸費	273,540	23.9	162	0.1	273,701	21.7	254,520	20.1	19,181	7.5	△ 25.1
湾費	39,489	3.5	32,412	27.3	71,901	5.7	78,205	6.2	△ 6,304	△ 8.1	△ 18.7
市計画費	11,387	1.0	824	0.7	12,211	1.0	20,486	1.6	△ 8,275	△ 40.4	71.4
路費	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−
園費	11,387	1.0	803	0.7	12,190	1.0	19,823	1.6	△ 7,633	△ 38.5	65.9
水道費	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−
画整理費等	−	−	21	0.0	21	0.0	663	0.1	△ 642	△ 96.8	33,050.0
港費	7,041	0.6	1,493	1.3	8,534	0.7	8,990	0.7	△ 456	△ 5.1	54.9
の他	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−
計	**1,143,457**	**100.0**	**118,926**	**100.0**	**1,262,383**	**100.0**	**1,269,145**	**100.0**	**△ 6,762**	**△ 0.5**	**△ 13.3**

2　財源内訳

（単位　百万円・%）

区分	平成16年度 都道府県		平成16年度 市町村		平成16年度 純計額		平成15年度純計額		比較 増減額	比較 増減率	比較 前年度増減率
負担金、寄附金	64,091	5.6	567	0.5	64,658	5.1	100,178	7.9	△ 35,520	△ 35.5	7.4
地方債	802,302	70.2	81,992	68.9	884,294	70.0	806,304	63.5	77,990	9.7	△ 23.5
特定財源	2,524	0.2	2,749	2.3	4,628	0.4	12,451	1.0	△ 7,823	△ 62.8	78.5
財源等	274,540	24.0	33,618	28.3	308,803	24.5	350,212	27.6	△ 41,409	△ 11.8	13.3
計	**1,143,457**	**100.0**	**118,926**	**100.0**	**1,262,383**	**100.0**	**1,269,145**	**100.0**	**△ 6,762**	**△ 0.5**	**△ 13.3**

第83表　普通建設事業費中の単独事業費の状況

その１　目的別内訳

（単位　百万円・％）

区分	平成16年度 都道府県		平成16年度 市町村		平成16年度 純計額		平成15年度純計額		比較 増減額	比較 増減率 都道府県	比較 増減率 市町村	比較 増減率 純計額	比較 前年度増減率 都道府県	比較 前年度増減率 市町村	比較 前年度増減率 純計額
総務費	302,063	8.2	447,629	8.9	669,032	7.9	687,281	7.5	△ 18,249	△ 1.9	△ 2.5	△ 2.7	△ 15.0	△ 7.1	△ 11.2
民生費	60,359	1.6	253,009	5.0	302,598	3.6	347,570	3.8	△ 44,972	△ 9.0	△ 13.0	△ 12.9	△ 18.6	△ 12.3	△ 13.4
社会福祉費	29,920	0.8	72,744	1.4	97,253	1.2	121,392	1.3	△ 24,139	△ 19.8	△ 18.2	△ 19.9	△ 9.3	△ 19.6	△ 16.9
老人福祉費	19,422	0.5	90,200	1.8	107,357	1.3	123,322	1.4	△ 15,965	△ 2.3	△ 15.1	△ 12.9	△ 33.9	△ 14.6	△ 17.9
児童福祉費	9,930	0.3	87,410	1.7	94,756	1.1	101,050	1.1	△ 6,294	10.6	△ 7.1	△ 6.2	△ 11.3	△ 1.2	△ 2.2
その他	1,087	0.0	2,655	0.1	3,232	0.0	1,806	0.0	1,426	629.5	60.0	79.0	△ 5.1	21.2	20.7
衛生費	73,187	2.0	372,364	7.4	412,587	4.9	442,050	4.9	△ 29,463	△ 6.7	△ 5.8	△ 6.7	△ 16.3	△ 23.6	△ 23.2
清掃費	17,067	0.5	237,251	4.7	240,971	2.9	262,952	2.9	△ 21,981	△ 0.5	△ 7.9	△ 8.4	△ 14.2	△ 28.6	△ 28.2
その他	56,120	1.5	135,113	2.7	171,616	2.0	179,098	2.0	△ 7,482	△ 8.4	△ 1.9	△ 4.2	△ 16.9	△ 11.8	△ 14.3
労働費	5,228	0.1	6,482	0.1	11,388	0.1	12,789	0.1	△ 1,401	△ 15.3	△ 6.5	△ 11.0	△ 14.6	△ 13.8	△ 14.8
農林水産業費	289,055	7.8	308,821	6.1	511,279	6.1	585,435	6.4	△ 74,156	△ 13.0	△ 13.3	△ 12.7	△ 16.0	△ 10.0	△ 13.3
農業費	51,745	1.4	65,110	1.3	95,720	1.1	105,791	1.2	△ 10,071	△ 4.4	△ 16.2	△ 9.5	△ 10.6	△ 6.6	△ 7.5
畜産業費	17,870	0.5	15,426	0.3	28,638	0.3	30,538	0.3	△ 1,900	△ 13.1	7.3	△ 6.2	10.4	10.1	11.2
農地費	97,865	2.6	151,189	3.0	219,274	2.6	253,158	2.8	△ 33,884	△ 14.6	△ 13.2	△ 13.4	△ 23.4	△ 11.1	△ 16.7
林業費	90,745	2.5	59,690	1.2	133,196	1.6	154,400	1.7	△ 21,204	△ 13.3	△ 14.8	△ 13.7	△ 17.0	△ 16.4	△ 17.3
水産業費	30,829	0.8	17,406	0.3	34,451	0.4	41,548	0.5	△ 7,097	△ 19.9	△ 11.8	△ 17.1	△ 6.1	1.9	△ 2.7
商工費	72,068	1.9	111,508	2.2	172,297	2.0	175,183	1.9	△ 2,886	1.6	△ 5.4	△ 1.6	△ 27.3	△ 19.8	△ 24.0
土木費	2,381,383	64.4	2,473,900	49.1	4,779,889	56.7	5,233,142	57.5	△ 453,253	△ 6.4	△ 10.6	△ 8.7	△ 8.9	△ 7.6	△ 8.2
道路橋りょう費	1,294,872	35.0	1,124,832	22.3	2,405,876	28.5	2,664,924	29.3	△ 259,048	△ 10.3	△ 9.1	△ 9.7	△ 9.2	△ 9.3	△ 9.2
河川海岸費	218,517	5.9	102,583	2.0	308,570	3.7	347,581	3.8	△ 39,011	△ 9.2	△ 12.6	△ 11.2	△ 13.2	△ 9.9	△ 12.3
港湾費	30,305	0.8	42,388	0.8	66,517	0.8	69,669	0.8	△ 3,152	12.2	△ 11.1	△ 4.5	△ 44.1	△ 29.6	△ 36.9
都市計画費	632,805	17.1	1,093,002	21.7	1,697,141	20.1	1,822,707	20.0	△ 125,566	2.3	△ 11.3	△ 6.9	△ 15.2	△ 4.4	△ 8.4
街路費	409,753	11.1	433,863	8.6	840,365	10.0	894,767	9.8	△ 54,402	0.6	△ 11.6	△ 6.1	△ 9.8	△ 6.0	△ 7.7
公園費	50,002	1.4	206,496	4.1	255,434	3.0	282,254	3.1	△ 26,820	14.1	△ 13.8	△ 9.5	△ 53.0	△ 8.6	△ 20.3
下水道費	8,347	0.2	15,123	0.3	15,636	0.2	18,079	0.2	△ 2,443	△ 9.5	△ 15.2	△ 13.5	△ 7.4	△ 3.7	△ 4.5
区画整理費等	164,703	4.5	437,521	8.7	585,706	6.9	627,607	6.9	△ 41,901	3.9	△ 9.6	△ 6.7	△ 9.5	△ 0.6	△ 3.0
住宅費	43,816	1.2	86,512	1.7	121,708	1.4	136,090	1.5	△ 14,382	△ 12.8	△ 11.6	△ 10.6	△ 2.7	△ 10.0	△ 7.6
その他	161,068	4.4	24,583	0.6	180,077	2.2	192,171	2.1	△ 12,094	△ 2.4	△ 26.3	△ 6.3	72.8	6.9	59.2
消防費	12,039	0.3	139,078	2.8	150,716	1.8	141,170	1.6	9,546	△ 3.5	7.8	6.8	9.5	△ 15.9	△ 13.8
教育費	358,854	9.7	880,248	17.5	1,229,669	14.6	1,268,804	13.9	△ 39,135	△ 7.3	△ 1.3	△ 3.1	3.7	△ 11.5	△ 7.3
小学校費	1,067	0.0	297,998	5.9	297,997	3.5	276,043	3.0	21,954	133.5	7.9	8.0	△ 6.9	△ 6.0	△ 6.0
中学校費	825	0.0	149,564	3.0	150,074	1.8	137,577	1.5	12,497	△ 71.2	10.8	9.1	114.0	△ 14.5	△ 13.5
高等学校費	201,930	5.5	15,804	0.3	217,653	2.6	223,942	2.5	△ 6,289	△ 6.0	68.5	△ 2.8	0.8	△ 43.5	△ 2.4
社会教育費	71,359	1.9	215,664	4.3	281,011	3.3	335,457	3.7	△ 54,446	△ 1.3	△ 19.9	△ 16.2	47.5	△ 5.3	2.3
保健体育費	13,573	0.4	148,303	2.9	160,003	1.9	174,727	1.9	△ 14,724	△ 48.9	△ 1.1	△ 8.4	△ 26.2	△ 26.3	△ 26.0
大学費	27,137	0.7	11,043	0.2	38,179	0.5	24,706	0.3	13,473	60.6	34.6	54.5	△ 28.5	16.5	△ 14.4
その他	42,963	1.2	41,872	0.9	84,752	1.0	96,352	1.0	△ 11,600	△ 19.1	△ 4.6	△ 12.0	6.8	△ 1.0	3.0
その他	146,261	4.0	42,143	0.9	188,184	2.3	214,269	2.4	△ 26,085	△ 14.5	△ 2.6	△ 12.2	△ 6.1	3.5	△ 4.3
合計	**3,700,497**	**100.0**	**5,035,182**	**100.0**	**8,427,639**	**100.0**	**9,107,693**	**100.0**	**△ 680,054**	**△ 7.0**	**△ 7.7**	**△ 7.5**	**△ 9.5**	**△ 10.4**	**△ 10.1**

第83表　普通建設事業費中の単独事業費の状況（つづき）

財源内訳

（単位　百万円・％）

分	平成16年度 都道府県		平成16年度 市町村		平成16年度 純計額		平成15年度 純計額		比較 増減額	比較 増減率	比較 前年度増減率
金、寄附金	86,907	2.3	39,189	0.8	59,186	0.7	80,122	0.9	△ 20,936	△ 26.1	8.8
収入	16,062	0.4	39,224	0.8	55,288	0.7	51,503	0.6	3,785	7.3	△ 8.1
債	1,617,775	43.7	1,725,372	34.3	3,378,852	40.1	3,461,815	38.0	△ 82,963	△ 2.4	△ 16.3
定財源	448,327	12.2	835,668	16.5	1,107,512	13.1	1,254,124	13.7	△ 146,612	△ 11.7	△ 7.3
源等	1,531,426	41.4	2,395,729	47.6	3,826,801	45.4	4,260,129	46.8	△ 433,328	△ 10.2	△ 5.5
計	**3,700,497**	**100.0**	**5,035,182**	**100.0**	**8,427,639**	**100.0**	**9,107,693**	**100.0**	**△ 680,054**	**△ 7.5**	**△ 10.1**

第84表　普通建設事業費の目的別の状況（構成比）

（単位　％）

分	都道府県 補助事業費	都道府県 国直轄事業負担金	都道府県 単独事業費	市町村 補助事業費	市町村 国直轄事業負担金	市町村 県営事業負担金	市町村 単独事業費	純計額 補助事業費	純計額 国直轄事業負担金	純計額 単独事業費
務費	4.5	－	95.5	12.3	－	0.0	87.6	9.7	－	90.3
生費	73.0	－	27.0	29.7	－	0.0	70.2	46.0	－	54.0
き福祉費	40.0	－	60.0	13.1	－	0.0	86.9	22.5	－	77.5
く福祉費	85.0	－	15.0	36.0	－	0.0	64.0	59.4	－	40.6
童福祉費	76.3	－	23.7	32.7	－	－	67.3	42.1	－	57.9
の他	51.1	－	48.9	52.3	－	－	47.7	55.6	－	44.4
生費	39.9	－	60.1	42.1	－	0.1	57.8	43.2	－	56.8
掃費	37.0	－	63.0	50.9	－	－	49.1	51.6	－	48.4
の他	40.7	－	59.3	15.6	－	0.2	84.2	24.9	－	75.1
働費	55.3	－	44.7	10.8	－	－	89.2	37.3	－	62.7
水産業費	75.6	10.6	13.8	42.8	2.0	15.4	39.8	68.9	9.9	21.2
業費	54.3	－	45.7	49.3	－	2.5	48.2	47.3	－	52.7
産業費	55.5	1.5	43.0	53.4	1.2	3.6	41.8	52.1	1.7	46.2
地費	74.7	17.3	8.0	24.0	4.2	28.8	43.0	66.4	17.1	16.5
業費	78.7	1.2	20.1	52.0	－	3.5	44.5	73.4	1.0	25.6
産業費	86.9	1.7	11.4	77.9	0.1	7.2	14.8	87.7	1.5	10.8
工費	20.9	－	79.1	18.1	－	0.1	81.8	19.5	－	80.5
木費	43.1	15.9	41.1	31.2	2.6	3.2	63.0	39.0	10.8	50.2
橋りょう費	31.8	21.3	46.8	13.2	4.9	2.4	79.6	25.8	15.9	58.2
海岸費	64.9	19.5	15.6	36.1	0.1	4.8	59.0	62.4	17.7	19.9
湾費	74.0	14.7	11.3	36.7	22.1	12.3	28.9	64.6	18.4	17.0
計画費	33.6	1.2	65.2	36.5	0.0	3.5	59.9	36.7	0.5	62.8
路費	34.5	－	65.5	32.4	－	5.8	61.8	34.5	－	65.5
園費	48.8	9.5	41.7	43.2	0.2	0.8	55.7	44.9	2.5	52.5
水道費	23.0	－	77.0	36.4	－	1.1	62.5	41.9	－	58.1
画整理費等	23.0	－	77.0	37.2	0.0	2.8	60.1	35.3	0.0	64.7
宅費	79.4	－	20.6	73.7	－	0.0	26.2	77.2	－	22.8
の他	8.2	3.8	88.0	29.7	3.6	7.4	59.3	12.6	4.0	83.4
防費	8.1	－	91.9	25.6	－	0.1	74.2	24.6	－	75.4
育費	14.4	－	85.6	32.2	－	0.0	67.8	28.0	－	72.0
学校費	－	－	100.0	42.3	－	－	57.7	42.3	－	57.7
学校費	71.7	－	28.3	44.1	－	－	55.9	44.4	－	55.6
学校費	15.0	－	85.0	6.0	－	－	94.0	14.4	－	85.6
教育費	6.8	－	93.2	16.9	－	－	83.1	14.8	－	85.2
体育費	1.5	－	98.5	15.7	－	0.0	84.3	14.8	－	85.2
学費	0.1	－	99.9	0.5	－	－	99.5	0.2	－	99.8
の他	28.6	－	71.4	19.4	－	0.2	80.4	24.4	－	75.6
の他	25.1	－	74.9	0.1	－	－	99.9	20.7	－	79.3
計	**47.9**	**12.3**	**39.8**	**31.6**	**1.5**	**3.1**	**63.8**	**40.7**	**7.7**	**51.6**

第85表　普通建設事業費中の用地取得費の状況

その１　目的別内訳

（単位　百万円・％）

区分	平成16年度 都道府県		平成16年度 市町村		平成16年度 合計額		平成15年度合計額		比較 増減額	増減率 都道府県	増減率 市町村	増減率 合計額	前年度増減率 都道府県	前年度増減率 市町村	前年度増減率 合計額
総務関係	37,120	3.4	59,950	4.7	97,070	4.1	114,894	4.2	△ 17,824	26.9	△ 30.0	△ 15.5	105.1	△ 6.6	8.5
うち庁舎	145	0.0	9,797	0.8	9,942	0.4	17,243	0.6	△ 7,301	△ 93.9	△ 34.1	△ 42.3	△ 71.2	△ 43.4	△ 50.0
民生関係	930	0.1	37,531	2.9	38,460	1.6	55,609	2.0	△ 17,149	△ 90.3	△ 18.5	△ 30.8	369.3	4.9	21.1
うち社会福祉施設	742	0.1	23,980	1.9	24,722	1.0	33,688	1.2	△ 8,966	168.8	△ 28.2	△ 26.6	△ 64.0	9.8	8.0
衛生関係	2,816	0.3	40,543	3.2	43,359	1.8	48,461	1.8	△ 5,102	△ 29.9	△ 8.8	△ 10.5	△ 67.1	△ 19.7	△ 28.3
うち清掃施設	−	−	19,258	1.5	19,258	0.8	21,317	0.8	△ 2,059	−	△ 9.7	△ 9.7	−	△ 11.5	△ 11.5
農林水産業関係	38,050	3.5	22,011	1.7	60,060	2.5	70,227	2.5	△ 10,167	△ 4.5	△ 27.6	△ 14.5	△ 9.7	7.5	△ 3.0
農業関係	36,801	3.4	17,121	1.3	53,922	2.3	57,823	2.1	△ 3,901	5.4	△ 25.2	△ 6.7	△ 16.9	12.2	△ 7.4
林業・水産業関係	1,248	0.1	4,890	0.4	6,138	0.3	12,404	0.4	△ 6,266	△ 74.6	△ 34.7	△ 50.5	136.4	△ 4.8	24.8
うち漁港	757	0.1	1,031	0.1	1,787	0.1	1,819	0.1	△ 32	△ 5.8	1.6	△ 1.8	△ 14.6	△ 8.0	△ 11.1
土木関係	991,399	90.9	893,085	70.1	1,884,484	79.7	2,220,790	80.2	△ 336,306	△ 16.1	△ 14.0	△ 15.1	△ 5.7	△ 10.3	△ 7.9
道路橋りょう	464,638	42.6	245,475	19.3	710,112	30.0	841,984	30.4	△ 131,872	△ 16.1	△ 14.9	△ 15.7	△ 4.7	△ 11.4	△ 7.1
河川	108,873	10.0	15,732	1.2	124,605	5.3	152,145	5.5	△ 27,540	△ 16.3	△ 28.7	△ 18.1	△ 18.9	△ 11.2	△ 17.9
港湾	5,034	0.5	9,794	0.8	14,828	0.6	7,773	0.3	7,055	3.3	237.6	90.8	△ 62.1	20.8	△ 49.0
都市計画	309,208	28.3	587,529	46.1	896,737	37.9	1,051,123	38.0	△ 154,386	△ 17.2	△ 13.3	△ 14.7	△ 17.9	△ 9.4	△ 12.6
うち 街路	231,341	21.2	307,263	24.1	538,605	22.8	666,436	24.1	△ 127,831	△ 24.0	△ 15.2	△ 19.2	△ 18.2	△ 10.6	△ 14.2
うち 都市下水路	−	−	567	0.0	567	0.0	832	0.0	△ 265	皆減	△ 30.4	△ 31.9	皆増	△ 4.0	△ 2.0
うち 区画整理	42,169	3.9	115,875	9.1	158,044	6.7	151,935	5.5	6,109	32.7	△ 3.6	4.0	△ 14.3	10.8	4.4
うち 公園	35,698	3.3	152,795	12.0	188,493	8.0	215,241	7.8	△ 26,748	△ 4.6	△ 14.1	△ 12.4	△ 18.5	△ 18.9	△ 18.8
公営住宅	5,021	0.5	23,735	1.9	28,756	1.2	33,487	1.2	△ 4,731	△ 0.4	△ 16.6	△ 14.1	△ 55.4	△ 18.3	△ 27.4
空港	18,779	1.7	856	0.1	19,635	0.8	8,265	0.3	11,370	254.7	△ 71.2	137.6	51.4	△ 70.0	△ 38.3
その他	79,846	7.3	9,964	0.7	89,811	3.9	126,013	4.5	△ 36,202	△ 27.3	△ 38.2	△ 28.7	264.8	30.9	196.9
教育関係	10,953	1.0	142,695	11.2	153,648	6.5	156,647	5.7	△ 2,999	△ 66.6	15.2	△ 1.9	172.3	△ 29.8	△ 16.9
高等学校	7,126	0.7	6,196	0.5	13,322	0.6	17,519	0.6	△ 4,197	△ 55.2	286.3	△ 24.0	121.8	969.3	139.1
大学	13	0.0	3,077	0.2	3,090	0.1	2,956	0.1	134	2,930.5	4.1	4.5	皆増	203.5	203.5
その他	3,814	0.3	133,422	10.5	137,236	5.8	136,172	5.0	1,064	△ 77.3	11.8	0.8	247.2	△ 31.9	△ 24.4
その他	9,865	0.8	78,502	6.2	88,370	3.8	101,758	3.6	△ 13,388	△ 54.6	△ 1.9	△ 13.2	10.1	△ 20.1	△ 15.1
合計	1,091,133	100.0	1,274,317	100.0	2,365,451	100.0	2,768,386	100.0	△ 402,935	△ 17.3	△ 12.1	△ 14.6	△ 2.8	△ 12.4	△ 8.1

第85表　普通建設事業費中の用地取得費の状況（つづき）

財源内訳等

（単位　百万円・％）

分	平成16年度 都道府県		平成16年度 市町村		平成16年度 合計額		平成15年度 合計額		比較 増減額	比較 増減率	比較 前年度増減率
出金	224,408	20.6	149,824	11.8	374,232	15.8	439,074	15.9	△ 64,842	△ 14.8	△ 4.8
出金	－	－	23,902	1.9	23,902	1.0	27,364	1.0	△ 3,462	△ 12.7	△ 19.6
寄附金	27,633	2.5	2,522	0.2	30,155	1.3	33,274	1.2	△ 3,119	△ 9.4	△ 18.4
債	494,790	45.3	482,332	37.9	977,122	41.3	1,128,832	40.8	△ 151,710	△ 13.4	△ 15.2
財源	93,085	8.6	130,144	10.1	223,230	9.5	301,636	10.8	△ 78,406	△ 26.0	21.5
源等	251,217	23.0	485,593	38.1	736,810	31.1	838,206	30.3	△ 101,396	△ 12.1	△ 6.6
(A)	**1,091,133**	**100.0**	**1,274,317**	**100.0**	**2,365,451**	**100.0**	**2,768,386**	**100.0**	△ **402,935**	△ **14.6**	△ **8.1**
償費	459,227	42.1	251,437	19.7	710,665	30.0	840,898	30.4	△ 130,233	△ 15.5	△ 10.0
績(m^2)	48,630,214		97,753,300		146,383,514		175,831,087		△ 29,447,573	△ 16.7	△ 1.9
又得用(m^2)	47,919,373		94,983,621		142,902,994		174,143,341		△ 31,240,347	△ 17.9	△ 1.5

用地面積には、債務負担行為等による取得面積を含む。

団体区分別内訳

（単位　百万円・％）

分	平成16年度 決算額	平成16年度 構成比	平成15年度 決算額	平成15年度 構成比	増減額	増減率	前年度増減率
府県	1,091,133	11.7	1,319,415	12.7	△ 228,282	△ 17.3	△ 2.8
町村	1,274,317	16.1	1,448,971	16.4	△ 174,654	△ 12.1	△ 12.4
都市	316,066	22.8	383,507	24.0	△ 67,441	△ 17.6	0.4
別区	58,723	22.5	65,379	23.0	△ 6,656	△ 10.2	△ 15.0
核市	146,479	17.0	183,749	19.4	△ 37,270	△ 20.3	9.6
例市	129,327	25.5	101,864	20.6	27,463	27.0	△ 22.9
市	455,174	16.6	466,440	18.5	△ 11,266	△ 2.4	△ 22.5
村	161,330	8.8	232,558	8.7	△ 71,228	△ 30.6	△ 15.8
事務組合	7,219	2.4	15,473	4.9	△ 8,254	△ 53.3	△ 9.2

16年度及び平成15年度の構成比は、団体区分別の普通建設事業費に対するものである。

第85表　普通建設事業費中の用地取得費の状況（つづき）

その4　推　移

（単位　百万円）

区分	決算額						指数					
	平成11年度	12	13	14	15	16	11	12	13	14	15	16
総務関係	123,544	112,389	114,369	105,941	114,894	97,070	100	91	93	86	93	79
うち庁舎	24,215	24,189	20,972	34,510	17,243	9,942	100	100	87	143	71	41
民生関係	79,039	73,298	70,262	45,933	55,609	38,460	100	93	89	58	70	49
うち社会福祉施設	52,920	51,960	47,896	31,186	33,688	24,722	100	98	91	59	64	47
衛生関係	113,825	73,050	73,756	67,547	48,461	43,359	100	64	65	59	43	38
うち清掃施設	67,061	44,271	26,392	24,079	21,317	19,258	100	66	39	36	32	29
農林水産業関係	130,627	107,889	115,060	72,378	70,227	60,060	100	83	88	55	54	46
農業関係	105,556	91,254	81,539	62,439	57,823	53,922	100	86	77	59	55	51
林業　水産業関係	25,072	16,635	33,521	9,939	12,404	6,138	100	66	134	40	49	24
うち漁港	4,707	2,590	2,783	2,045	1,819	1,787	100	55	59	43	39	38
土木関係	3,166,147	2,944,842	2,647,084	2,411,566	2,220,790	1,884,484	100	93	84	76	70	60
道路橋りょう	1,143,871	1,076,056	1,034,722	906,104	841,984	710,112	100	94	90	79	74	62
河川	294,059	253,126	222,670	185,232	152,145	124,605	100	86	76	63	52	42
港湾	18,888	9,249	10,082	15,248	7,773	14,828	100	49	53	81	41	79
都市計画	1,508,379	1,449,664	1,249,420	1,203,025	1,051,123	896,737	100	96	83	80	70	59
うち 街路	931,553	859,599	802,589	776,922	666,436	538,605	100	92	86	83	72	58
うち 都市下水路	1,143	2,098	1,186	849	832	567	100	184	104	74	73	50
うち 区画整理	206,485	200,365	174,004	145,559	151,935	158,044	100	97	84	70	74	77
うち 公園	359,483	359,010	259,517	265,135	215,241	188,493	100	100	72	74	60	52
公営住宅	104,230	76,917	70,541	46,121	33,487	28,756	100	74	68	44	32	28
空港	12,517	12,323	7,289	13,397	8,265	19,635	100	98	58	107	66	157
その他	84,203	67,507	52,360	42,439	126,013	89,811	100	80	62	50	150	107
教育関係	220,147	225,383	198,815	188,492	156,647	153,648	100	102	90	86	71	70
高等学校	10,489	26,152	8,841	7,327	17,519	13,322	100	249	84	70	167	127
大学	11,927	1,192	2,036	974	2,956	3,090	100	10	17	8	25	26
その他	197,731	198,039	187,938	180,191	136,172	137,236	100	100	95	91	69	69
その他	142,613	176,010	128,475	119,840	101,758	88,370	100	123	90	84	71	62
合計	**3,975,942**	**3,712,861**	**3,347,821**	**3,011,697**	**2,768,386**	**2,365,451**	**100**	**93**	**84**	**76**	**70**	**59**

第86表　普通建設事業費中の用地取得費（補助事業費）の状況

（単位　百万円・％）

分	平成16年度 都道府県		平成16年度 市町村		平成16年度 合計額		平成15年度 合計額		比較 増減額	比較 増減率 都道府県	比較 増減率 市町村	比較 増減率 合計額
関係	－	－	3,692	1.2	3,692	0.5	1,249	0.1	2,443	－	195.6	195.6
庁舎	－	－	360	0.1	360	0.0	－	－	360	－	皆増	皆増
関係	－	－	616	0.2	616	0.1	488	0.1	128	－	26.2	26.2
福祉施設	－	－	106	0.0	106	0.0	302	0.0	△ 196	－	△ 64.9	△ 64.9
関係	－	－	1,027	0.3	1,027	0.1	535	0.1	492	－	92.0	92.0
掃施設	－	－	722	0.2	722	0.1	393	0.0	329	－	83.7	83.7
業関係	31,902	7.4	5,898	1.9	37,799	5.1	39,510	4.4	△ 1,711	△ 0.8	△ 19.6	△ 4.3
関係	31,077	7.2	3,820	1.2	34,897	4.7	36,156	4.1	△ 1,259	△ 0.4	△ 22.9	△ 3.5
産業関係	824	0.2	2,078	0.7	2,902	0.4	3,354	0.4	△ 452	△ 15.2	△ 12.8	△ 13.5
漁港	746	0.2	868	0.3	1,614	0.2	1,665	0.2	△ 51	△ 7.0	0.7	△ 3.1
関係	401,581	92.5	281,686	90.8	683,268	91.8	830,517	93.2	△ 147,249	△ 22.4	△ 10.0	△ 17.7
りょう	218,363	50.3	44,620	14.4	262,983	35.3	301,262	33.8	△ 38,279	△ 11.9	△ 16.2	△ 12.7
川	89,938	20.7	9,930	3.2	99,868	13.4	123,959	13.9	△ 24,091	△ 18.0	△ 30.4	△ 19.4
湾	4,840	1.1	3,629	1.2	8,468	1.1	6,539	0.7	1,929	5.5	85.8	29.5
計画	70,464	16.2	212,961	68.7	283,425	38.1	366,758	41.2	△ 83,333	△ 48.4	△ 7.5	△ 22.7
路	51,435	11.9	99,461	32.1	150,897	20.3	225,555	25.3	△ 74,658	△ 51.1	△ 17.3	△ 33.1
下水路	－	－	36	0.0	36	0.0	323	0.0	△ 287	皆減	△ 88.2	△ 88.9
画整理	4,568	1.1	40,522	13.1	45,090	6.1	39,412	4.4	5,678	△ 16.6	19.4	14.4
園	14,461	3.3	69,702	22.5	84,162	11.3	97,808	11.0	△ 13,646	△ 44.1	△ 3.1	△ 14.0
住宅	1,465	0.3	8,640	2.8	10,105	1.4	12,533	1.4	△ 2,428	19.6	△ 23.6	△ 19.4
港	2	0.0	－	－	2	0.0	113	0.0	△ 111	△ 98.2	－	△ 98.2
他	16,509	3.9	1,906	0.5	18,417	2.5	19,353	2.2	△ 936	△ 3.5	△ 14.9	△ 4.8
関係	424	0.1	14,557	4.7	14,980	2.0	14,805	1.7	175	△ 8.2	1.5	1.2
学校	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
学	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
他	424	0.1	14,557	4.7	14,980	2.0	14,805	1.7	175	△ 8.2	1.5	1.2
他	85	0.0	2,634	0.9	2,720	0.4	3,897	0.4	△ 1,177	△ 15.8	△ 30.6	△ 30.2
計	**433,992**	**100.0**	**310,110**	**100.0**	**744,102**	**100.0**	**891,001**	**100.0**	**△ 146,899**	**△ 21.1**	**△ 9.0**	**△ 16.5**

の決算額には、受託事業費のうちの補助事業費を含む。

第87表　普通建設事業費中の用地取得費（単独事業費）の状況

（単位　百万円・％）

区分	平成16年度 都道府県		平成16年度 市町村		平成16年度 合計額		平成15年度 合計額		比較 増減額	比較 増減率 都道府県	比較 増減率 市町村	比較 増減率 合計額
総務関係	37,120	5.6	56,258	5.8	93,379	5.8	113,644	6.1	△ 20,265	26.9	△ 33.3	△ 17.8
うち庁舎	145	0.0	9,436	1.0	9,581	0.6	17,243	0.9	△ 7,662	△ 93.9	△ 36.5	△ 44.4
民生関係	930	0.1	36,915	3.8	37,845	2.3	55,121	2.9	△ 17,276	△ 90.3	△ 19.0	△ 31.3
うち社会福祉施設	742	0.1	23,874	2.5	24,616	1.5	33,386	1.8	△ 8,770	168.8	△ 27.9	△ 26.3
衛生関係	2,816	0.4	39,516	4.1	42,332	2.6	47,926	2.6	△ 5,594	△ 29.9	△ 10.0	△ 11.7
うち清掃施設	−	−	18,536	1.9	18,536	1.1	20,924	1.1	△ 2,388	−	△ 11.4	△ 11.4
農林水産業関係	6,148	0.9	16,113	1.7	22,261	1.4	30,717	1.6	△ 8,456	△ 19.9	△ 30.1	△ 27.5
農業関係	5,724	0.9	13,301	1.4	19,025	1.2	21,667	1.2	△ 2,642	53.7	△ 25.9	△ 12.2
林業・水産業関係	424	0.1	2,812	0.3	3,236	0.2	9,050	0.5	△ 5,814	△ 89.3	△ 44.9	△ 64.2
うち漁港	11	0.0	162	0.0	173	0.0	154	0.0	19	450.0	5.9	12.3
土木関係	589,818	89.8	611,398	63.4	1,201,216	74.1	1,390,273	74.1	△ 189,057	△ 11.3	△ 15.7	△ 13.6
道路橋りょう	246,275	37.5	200,855	20.8	447,129	27.6	540,723	28.8	△ 93,594	△ 19.4	△ 14.6	△ 17.3
河川	18,935	2.9	5,801	0.6	24,737	1.5	28,186	1.5	△ 3,449	△ 7.1	△ 25.7	△ 12.2
港湾	195	0.0	6,165	0.6	6,360	0.4	1,234	0.1	5,126	△ 31.8	550.3	415.4
都市計画	238,744	36.3	374,568	38.8	613,312	37.8	684,365	36.5	△ 71,053	0.8	△ 16.3	△ 10.4
うち 街路	179,906	27.4	207,802	21.6	387,708	23.9	440,881	23.5	△ 53,173	△ 9.6	△ 14.1	△ 12.1
うち 都市下水路	−	−	531	0.1	531	0.0	509	0.0	22	−	4.3	4.3
うち 区画整理	37,601	5.7	75,354	7.8	112,955	7.0	112,523	6.0	432	42.9	△ 12.6	0.4
うち 公園	21,237	3.2	83,094	8.6	104,331	6.4	117,433	6.3	△ 13,102	83.7	△ 21.5	△ 11.2
公営住宅	3,556	0.5	15,095	1.6	18,651	1.2	20,953	1.1	△ 2,302	△ 6.9	△ 11.9	△ 11.0
空港	18,777	2.9	856	0.1	19,633	1.2	8,152	0.4	11,481	262.4	△ 71.2	140.8
その他	63,336	9.7	8,058	0.9	71,394	4.4	106,660	5.7	△ 35,266	△ 31.7	△ 42.0	△ 33.1
教育関係	10,529	1.6	128,139	13.3	138,668	8.6	141,842	7.6	△ 3,174	△ 67.4	17.0	△ 2.2
高等学校	7,126	1.1	6,196	0.6	13,322	0.8	17,519	0.9	△ 4,197	△ 55.2	286.3	△ 24.0
大学	13	0.0	3,077	0.3	3,090	0.2	2,956	0.2	134	2,930.5	4.1	4.5
その他	3,390	0.5	118,866	12.4	122,256	7.6	121,367	6.5	889	△ 79.3	13.2	0.7
その他	9,780	1.6	75,868	7.9	85,647	5.2	97,862	5.1	△ 12,215	△ 54.8	△ 0.5	△ 12.5
合計	**657,141**	**100.0**	**964,207**	**100.0**	**1,621,348**	**100.0**	**1,877,385**	**100.0**	**△ 256,037**	**△ 14.6**	**△ 13.0**	**△ 13.6**

（注）　上記の決算額には、受託事業費のうちの単独事業費を含む。

第88表 災害復旧事業費の状況

性質別内訳

（単位　百万円・%）

分	平成16年度 都道府県		平成16年度 市町村		平成16年度 純計額		平成15年度純計額		比較 増減額	比較 増減率	比較 前年度増減率
事業費	254,131	82.9	157,600	67.1	364,476	73.8	251,850	83.1	112,626	44.7	△ 14.4
事業費	16,099	5.3	77,175	32.9	93,022	18.8	39,020	12.9	54,002	138.4	3.4
事業負担金	36,276	11.8	−	−	36,276	7.3	12,059	4.0	24,217	200.8	△ 12.1
業負担金	−	−	140	0.1	−	−	−	−	−	−	−
計	**306,506**	**100.0**	**234,915**	**100.0**	**493,774**	**100.0**	**302,929**	**100.0**	**190,845**	**63.0**	**△ 12.3**

目的別内訳

（単位　百万円・%）

分	平成16年度 都道府県		平成16年度 市町村		平成16年度 純計額		平成15年度純計額		比較 増減額	比較 増減率	比較 前年度増減率
土木施設	227,555	74.2	119,564	50.9	347,006	70.3	222,620	73.5	124,386	55.9	△ 19.8
水産施設	71,082	23.2	79,072	33.7	102,816	20.8	65,714	21.7	37,102	56.5	19.7
その他	7,869	2.6	36,279	15.4	43,952	8.9	14,595	4.8	29,357	201.1	10.4
計	**306,506**	**100.0**	**234,915**	**100.0**	**493,774**	**100.0**	**302,929**	**100.0**	**190,845**	**63.0**	**△ 12.3**

財源内訳

（単位　百万円　%）

分	平成16年度 都道府県		平成16年度 市町村		平成16年度 純計額		平成15年度純計額		比較 増減額	比較 増減率	比較 前年度増減率
支出金	184,965	60.3	75,866	32.3	260,832	52.8	177,368	58.6	83,464	47.1	△ 12.5
方債	100,040	32.6	39,945	17.0	139,985	28.3	80,357	26.5	59,628	74.2	△ 13.5
特定財源	3,004	1.1	50,453	21.5	14,244	3.0	9,070	3.0	5,174	57.0	7.9
財源等	18,497	6.0	68,651	29.2	78,713	15.9	36,134	11.9	42,579	117.8	△ 12.7
計	**306,506**	**100.0**	**234,915**	**100.0**	**493,774**	**100.0**	**302,929**	**100.0**	**190,845**	**63.0**	**△ 12.3**

第89表 失業対策事業費の状況

性質別内訳

（単位　百万円・%）

分	平成16年度 都道府県		平成16年度 市町村		平成16年度 純計額		平成15年度純計額		比較 増減額	比較 増減率	比較 前年度増減率
事業費	2,497	90.9	13,624	88.9	16,122	89.2	15,399	87.9	723	4.7	△ 1.0
事業費	249	9.1	1,708	11.1	1,957	10.8	2,120	12.1	△ 163	△ 7.7	△ 22.1
計	**2,746**	**100.0**	**15,332**	**100.0**	**18,078**	**100.0**	**17,519**	**100.0**	**559**	**3.2**	**△ 4.2**

第89表 失業対策事業費の状況（つづき）

その2　財源内訳

（単位　百万円・%）

区分	平成16年度 都道府県		平成16年度 市町村		平成16年度 純計額		平成15年度純計額		比較 増減額	比較 増減率	比較 前年度増減率
国庫支出金	－	－	5,782	37.7	5,782	32.0	6,154	35.1	△ 372	△ 6.0	△ 5.5
その他特定財源	2,300	83.8	6,415	41.9	7,155	39.6	6,471	37.0	684	10.6	1.0
一般財源等	446	16.2	3,135	20.4	5,141	28.4	4,894	27.9	247	5.0	△ 8.8
合計	**2,746**	**100.0**	**15,332**	**100.0**	**18,078**	**100.0**	**17,519**	**100.0**	**559**	**3.2**	**△ 4.2**

第90表 繰出金の状況

その1　繰出先別内訳

（単位　百万円・%）

区分	平成16年度 都道府県		平成16年度 市町村		平成16年度 合計額		平成15年度合計額		比較 増減額	比較 増減率	比較 前年度増減率
法非適用の公営企業会計	187,699	71.3	1,437,047	33.2	1,624,746	35.4	1,691,476	37.9	△ 66,730	△ 3.9	1.3
国民健康保険事業会計	－	－	1,162,034	26.9	1,162,034	25.3	1,150,517	25.8	11,517	1.0	11.1
老人保健医療事業会計	－	－	728,702	16.8	728,702	15.9	661,643	14.8	67,059	10.1	9.0
介護保険事業会計	－	－	945,557	21.9	945,557	20.6	861,186	19.3	84,371	9.8	5.2
農業共済事業会計	－	－	219	0.0	219	0.0	252	0.0	△ 33	△ 13.1	△ 5.3
収益事業会計	5,560	2.1	5,922	0.1	11,483	0.3	5,408	0.1	6,075	112.3	8.3
交通災害共済事業会計	－	－	642	0.0	642	0.0	743	0.0	△ 101	△ 13.6	△ 9.5
公立大学附属病院事業会計	17,995	6.8	21,394	0.5	39,389	0.9	44,937	1.0	△ 5,548	△ 12.3	△ 7.3
基金	51,876	19.7	23,693	0.5	75,569	1.6	47,390	1.1	28,179	59.5	△ 25.4
財産区	－	－	1,120	0.0	1,120	0.0	934	0.0	186	19.9	117.2
合計	**263,130**	**100.0**	**4,326,330**	**100.0**	**4,589,461**	**100.0**	**4,464,488**	**100.0**	**124,973**	**2.8**	**5.0**

その2　目的別内訳

（単位　百万円・%）

区分	平成16年度 都道府県		平成16年度 市町村		平成16年度 合計額		平成15年度合計額		比較 増減額	比較 増減率	比較 前年度増減率
運転資金	7,013	2.7	53,989	1.2	61,002	1.3	63,767	1.4	△ 2,765	△ 4.3	3.4
事務費財源	8,015	3.0	1,796,386	41.5	1,804,401	39.3	1,675,212	37.5	129,189	7.7	4.5
建設費財源	7,808	3.0	237,624	5.5	245,432	5.3	274,476	6.1	△ 29,044	△ 10.6	△ 6.2
公債費財源	166,464	63.3	970,446	22.4	1,136,909	24.8	1,170,262	26.2	△ 33,353	△ 2.9	3.9
赤字補てん	18,604	7.1	195,594	4.5	214,198	4.7	217,680	4.9	△ 3,482	△ 1.6	4.2
その他	55,226	20.9	1,072,291	24.9	1,127,519	24.6	1,063,091	23.9	64,428	6.1	10.9
合計	**263,130**	**100.0**	**4,326,330**	**100.0**	**4,589,461**	**100.0**	**4,464,488**	**100.0**	**124,973**	**2.8**	**5.0**

第90表　繰　出　金　の　状　況（つづき）

その３　繰出先別、繰出目的別内訳

（単位　百万円）

区　分	総　額	法非適用の公営企業会計	国民健康保険事業会　計	老人保健医療事業会　計	介護保険事業会計	農業共済事業会計	収　益事業会計	交通災害共済事業会　計	公立大学附属病院事業会計	基　金	財産区
運転資金	61,002	16,775	14,771	20,034	5,970	－	750	1	2,619	－	82
事務費財源	1,804,401	160,189	257,651	547,389	825,503	205	33	456	12,929	－	45
建設費財源	245,432	235,951	1,582	227	2,455	－	3,319	－	1,633	－	265
公債費財源	1,136,909	1,100,369	2,095	387	15,742	－	－	－	18,316	－	－
赤字補てん	214,198	57,626	143,354	1,908	1,394	－	5,976	34	3,892	－	16
その他	1,127,519	53,836	742,581	158,757	94,493	14	1,405	151	－	75,569	712
合　計	**4,589,461**	**1,624,746**	**1,162,034**	**728,702**	**945,557**	**219**	**11,483**	**642**	**39,389**	**75,569**	**1,120**

第91表　積　立　金　の　状　況

（単位　百万円）

区　分	平成16年度							平成15年度		
	積立金			積立金取崩し額			差引	積立金	積立金取崩し額	差引
	都道府県	市町村	合計額(A)	都道府県	市町村	合計額(B)	(A)－(B)	(C)	(D)	(C)－(D)
歳出決算積立金	464,944	1,072,699	1,537,643	715,424	1,921,665	2,637,089	△ 1,099,446	1,564,243	2,377,488	△ 813,245
歳計剰余金処分積立金	10,502	136,494	146,996	－	－	－	146,996	131,000	－	131,000
合　計	**475,446**	**1,209,193**	**1,684,639**	**715,424**	**1,921,665**	**2,637,089**	△ **952,450**	**1,695,243**	**2,377,488**	△ **682,245**
内訳 財政調整基金積立金	240,478	538,990	779,468	157,245	724,459	881,704	△ 102,236	662,115	708,717	△ 46,602
内訳 減債基金積立金	78,516	180,858	259,373	232,543	359,855	592,398	△ 333,025	455,935	466,381	△ 10,446
内訳 その他特定目的基金積立金	156,452	489,346	645,798	325,636	837,351	1,162,987	△ 517,189	577,193	1,202,390	△ 625,197

第92表 投資及び出資金の状況

（単位　百万円・％）

区分	平成16年度 都道府県		平成16年度 市町村		平成16年度 合計額		平成15年度 合計額		比較 増減額	比較 増減率	比較 前年度増減率
総務費	36,792	9.8	7,871	2.9	44,663	6.9	14,975	3.1	29,688	198.3	△ 32.2
衛生費	59,287	15.8	96,070	35.5	155,357	24.0	157,156	32.8	△ 1,799	△ 1.1	△ 5.5
公衆衛生費	15,783	4.2	95,557	35.3	111,340	17.2	155,950	32.5	△ 44,610	△ 28.6	△ 4.6
その他	43,504	11.6	513	0.2	44,017	6.8	1,206	0.3	42,811	3,549.8	△ 56.9
農林水産業費	915	0.2	1,701	0.6	2,616	0.4	2,760	0.6	△ 144	△ 5.2	△ 38.0
農業費	107	0.0	825	0.3	932	0.1	1,080	0.2	△ 148	△ 13.7	△ 37.1
畜産業費	185	0.0	221	0.1	406	0.1	255	0.1	151	59.2	107.3
農地費	−	−	169	0.1	169	0.0	143	0.0	26	18.2	12.6
林業費	142	0.0	319	0.1	460	0.1	558	0.1	△ 98	△ 17.6	△ 12.0
水産業費	482	0.1	167	0.1	649	0.1	724	0.2	△ 75	△ 10.4	△ 60.8
商工費	124,942	33.3	11,165	4.1	136,107	21.1	32,724	6.8	103,383	315.9	54.9
土木費	130,060	34.6	95,400	35.2	225,461	34.9	215,302	44.9	10,159	4.7	4.3
土木管理費	10,703	2.9	322	0.1	11,026	1.7	22,614	4.7	△ 11,588	△ 51.2	14.5
都市計画費	75,631	20.1	81,246	30.0	156,877	24.3	138,156	28.8	18,721	13.6	7.4
住宅費	230	0.1	200	0.1	430	0.1	241	0.1	189	78.4	△ 33.4
その他	43,496	11.5	13,632	5.0	57,128	8.8	54,291	11.3	2,837	5.2	△ 5.9
教育費	635	0.2	1,027	0.4	1,661	0.3	1,578	0.3	83	5.3	△ 2.4
その他	22,888	6.1	57,686	21.3	80,574	12.4	54,734	11.5	25,840	47.2	19.2
合計	**375,519**	**100.0**	**270,920**	**100.0**	**646,439**	**100.0**	**479,229**	**100.0**	**167,210**	**34.9**	**2.4**
うち公営企業（法適用）に対するもの	112,093	29.9	197,385	72.9	309,478	47.9	282,111	58.9	27,367	9.7	5.7
その他	263,426	70.1	73,535	27.1	336,961	52.1	197,118	41.1	139,843	70.9	△ 1.9

第93表　貸　付　金　の　状　況

目的別内訳

（単位　百万円・％）

区分	平成16年度 都道府県		平成16年度 市町村		平成16年度 純計額		平成15年度 純計額		比較 増減額	比較 増減率	比較 前年度増減率
生費	59,176	1.5	40,935	2.3	98,093	1.7	93,613	1.7	4,480	4.8	△ 24.8
童福祉費	14,170	0.4	10,591	0.6	24,735	0.4	25,131	0.5	△ 396	△ 1.6	5.9
会福祉費	26,235	0.7	15,432	0.9	41,631	0.7	48,709	0.9	△ 7,078	△ 14.5	△ 10.8
の他	18,771	0.4	14,912	0.8	31,727	0.6	19,773	0.3	11,954	60.5	△ 57.2
生費	96,190	2.4	35,549	2.0	130,720	2.3	132,562	2.5	△ 1,842	△ 1.4	△ 7.7
働費	28,485	0.7	70,080	4.0	98,565	1.8	107,521	2.0	△ 8,956	△ 8.3	△ 7.1
水産業費	269,958	6.9	36,742	2.1	306,455	5.5	258,934	4.8	47,521	18.4	△ 5.9
業費	69,222	1.8	17,990	1.0	87,086	1.6	106,258	2.0	△ 19,172	△ 18.0	△ 11.0
産業費	10,541	0.3	4,051	0.2	14,592	0.3	11,431	0.2	3,161	27.7	△ 9.1
地費	16,756	0.4	393	0.0	17,091	0.3	19,471	0.4	△ 2,380	△ 12.2	2.7
業費	146,242	3.7	2,476	0.1	148,671	2.6	79,370	1.5	69,301	87.3	△ 1.5
産業費	27,197	0.7	11,831	0.7	39,016	0.7	42,404	0.8	△ 3,388	△ 8.0	△ 3.1
工費	2,562,712	65.3	1,014,086	57.8	3,573,488	63.7	3,573,323	66.8	165	0.0	△ 1.9
木費	465,622	11.9	444,304	25.3	906,923	16.2	976,575	18.2	△ 69,652	△ 7.1	△ 1.7
木管理費	109,225	2.8	160,493	9.1	269,717	4.8	318,185	5.9	△ 48,468	△ 15.2	0.6
湾費	8,558	0.2	12,355	0.7	20,851	0.4	19,170	0.4	1,681	8.8	53.6
市計画費	69,697	1.8	116,448	6.6	184,234	3.3	206,986	3.9	△ 22,752	△ 11.0	△ 1.5
宅費	223,744	5.7	144,536	8.2	368,178	6.6	362,238	6.8	5,940	1.6	△ 2.7
の他	54,398	1.4	10,472	0.7	63,943	1.1	69,996	1.2	△ 6,053	△ 8.6	△ 15.2
育費	68,796	1.8	62,331	3.6	130,227	2.3	130,249	2.4	△ 22	0.0	4.2
育総務費	65,034	1.7	14,414	0.8	79,448	1.4	74,338	1.4	5,110	6.9	3.2
等学校費	1,886	0.0	18,134	1.0	20,020	0.4	19,049	0.4	971	5.1	49.5
健体育費	846	0.0	2,409	0.1	2,919	0.1	5,106	0.1	△ 2,187	△ 42.8	△ 4.6
の他	1,030	0.1	27,374	1.7	27,840	0.4	31,756	0.5	△ 3,916	△ 12.3	△ 9.0
の他	375,382	9.5	51,023	2.9	366,590	6.5	80,021	1.6	286,569	358.1	1.6
計	**3,926,321**	**100.0**	**1,755,050**	**100.0**	**5,611,061**	**100.0**	**5,352,798**	**100.0**	**258,263**	**4.8**	**△ 2.7**
営企業（法適用）るもの	100,858	2.6	45,918	2.6	146,776	2.6	147,866	2.8	△ 1,090	△ 0.7	△ 0.4
の他	3,825,463	97.4	1,709,132	97.4	5,464,285	97.4	5,204,932	97.2	259,353	5.0	△ 2.7

第93表　貸　付　金　の　状　況（つづき）

その２　現在高の状況

（単位　百万円・％）

区分	平成15年度末現在高 (A)				平成16年度貸付額 (B)				平成16年度回収額 (C)				調整額 (D)	平成16年度末現在高 (A)＋(B)－(C)＋(D)　(E)				比較	
	都道府県	市町村	合計額		都道府県	市町村	合計額		都道府県	市町村	合計額			都道府県	市町村	合計額		増減額 (E)－(A)	増減率
転貸債に係るもの	347,123	400,694	747,816	8.3	20,954	28,120	49,074	0.9	22,234	38,815	61,048	1.1	2,304	345,843	392,303	738,146	8.2	△ 9,670	△ 1.3
その他	6,382,606	1,890,436	8,273,043	91.7	3,905,367	1,726,930	5,632,297	99.1	3,776,775	1,785,183	5,561,959	98.9	△ 35,936	6,497,172	1,810,273	8,307,445	91.8	34,402	0.4
商工関係	1,950,346	135,538	2,085,885	23.1	2,548,934	999,755	3,548,689	62.5	2,698,224	1,009,396	3,707,620	65.9	1,768	1,805,107	123,615	1,928,722	21.3	△ 157,163	△ 7.5
農林水産業関係	559,878	19,759	579,637	6.4	269,910	33,768	303,678	5.3	281,708	33,100	314,808	5.6	△ 797	547,495	20,215	567,710	6.3	△ 11,927	△ 2.1
民生・労働関係	241,610	185,922	427,533	4.7	85,883	107,972	193,856	3.4	78,642	114,458	193,100	3.4	△ 2,550	244,727	181,013	425,739	4.7	△ 1,794	△ 0.4
住宅関係	416,371	202,497	618,868	6.9	223,642	144,242	367,883	6.5	194,630	159,881	354,511	6.3	△ 1,823	443,827	186,590	630,417	7.0	11,549	1.9
観光・交通関係	1,169,437	232,395	1,401,832	15.5	100,592	55,460	156,053	2.7	110,036	53,225	163,261	2.9	△ 678	1,159,065	234,881	1,393,946	15.4	△ 7,886	△ 0.6
開発関係	203,186	343,789	546,975	6.1	92,172	127,996	220,168	3.9	106,270	130,007	236,277	4.2	△ 17,868	189,290	323,707	512,998	5.7	△ 33,977	△ 6.2
教育関係	152,028	87,279	239,307	2.7	67,892	61,684	129,577	2.3	62,930	59,946	122,876	2.2	△ 6,475	152,415	87,118	239,533	2.6	226	0.1
その他	1,689,750	683,257	2,373,006	26.3	516,342	196,053	712,393	12.5	244,335	225,170	469,506	8.4	△ 7,513	1,955,246	653,134	2,608,380	28.8	235,374	9.9
合計	**6,729,729**	**2,291,130**	**9,020,859**	**100.0**	**3,926,321**	**1,755,050**	**5,681,371**	**100.0**	**3,799,009**	**1,823,998**	**5,623,007**	**100.0**	**△ 33,632**	**6,843,015**	**2,202,576**	**9,045,591**	**100.0**	**24,732**	**0.3**
うち預託金に係るもの　決算額	523,359	35,177	558,536	－	2,227,692	1,009,840	3,237,532	－	2,040,226	1,008,694	3,048,920	－	△ 1,447	710,770	34,931	745,701	－	187,165	33.5
うち預託金に係るもの　当該金融機関の貸付額	10,812,957	4,814,158	15,627,115	－	4,917,123	2,057,406	6,974,529	－	5,638,150	2,039,367	7,677,516	－	29,741	10,188,436	4,765,434	14,953,869	－	△ 673,246	△ 4.3
基金の運用によるもの	555,262	111,155	666,417	－	55,850	40,001	95,851	－	72,965	41,796	114,761	－	△ 6,084	543,020	98,404	641,423	－	△ 24,994	△ 3.8
総計	**7,284,991**	**2,402,285**	**9,687,276**	－	**3,982,171**	**1,795,051**	**5,777,222**	－	**3,871,973**	**1,865,795**	**5,737,768**	－	**△ 39,715**	**7,386,035**	**2,300,980**	**9,687,015**	－	**△ 261**	**△ 0.0**

第94表　地方公営企業等に対する繰出しの状況

その１　推　移

（単位　億円）

区分	昭和36年度	平成10年度	11	12	13	14	15	16
決算額	415	51,932	53,948	60,194	61,745	62,937	65,113	65,880
指数	100	12,514	13,000	14,505	14,878	15,166	15,690	15,875

第94表　地方公営企業等に対する繰出しの状況（つづき）

事業別内訳　　（単位　百万円・%）

区分	平成16年度 都道府県		平成16年度 市町村		平成16年度 合計額		平成15年度 合計額		比較 増減額	比較 増減率	比較 前年度増減率
水道事業	69,992	7.3	133,410	2.4	203,402	3.1	203,557	3.1	△ 155	△ 0.1	△ 8.7
工業用水道事業	25,199	2.6	3,434	0.1	28,633	0.4	32,153	0.5	△ 3,520	△ 10.9	△ 10.7
交通事業	62,387	6.5	203,647	3.6	266,034	4.0	260,637	4.0	5,397	2.1	2.1
電気事業	527	0.1	0	0.0	527	0.0	61	0.0	466	763.9	△ 32.2
ガス事業	41	0.0	317	0.0	358	0.0	260	0.0	98	37.7	△ 49.5
簡易水道事業	3	0.0	3,238	0.1	3,241	0.0	2,433	0.0	808	33.2	△ 13.5
特定環境保全公共下水道事業	−	−	164	0.0	164	0.0	234	0.0	△ 70	△ 29.9	△ 11.4
病院事業	351,796	36.5	383,963	6.8	735,759	11.2	765,586	11.8	△ 29,827	△ 3.9	△ 0.1
市場事業	3,043	0.3	6,174	0.1	9,217	0.1	9,087	0.1	130	1.4	△ 4.2
と畜場事業	−	−	−	−	−	−	26	0.0	△ 26	皆減	△ 75.0
宅地造成事業	3,278	0.3	3,367	0.1	6,645	0.1	7,908	0.1	△ 1,263	△ 16.0	36.0
公用地造成事業	1,969	0.2	1,868	0.0	3,837	0.1	4,172	0.1	△ 335	△ 8.0	△ 34.2
公用地造成事業	35,900	3.7	1,404	0.0	37,304	0.6	34,356	0.5	2,948	8.6	△ 2.8
水道事業	196,260	20.4	575,029	10.2	771,288	11.7	766,559	11.8	4,729	0.6	1.4
工業用水道事業	72	0.0	198	0.0	270	0.0	223	0.0	47	21.1	42.9
その他の企業会計	675	0.0	6,003	0.1	6,679	0.2	5,834	0.1	845	14.5	△ 16.1
計	751,142	77.9	1,322,216	23.5	2,073,358	31.5	2,093,086	32.1	△ 19,728	△ 0.9	△ 0.5
交通事業	−	−	2,397	0.0	2,397	0.0	2,359	0.0	38	1.6	△ 14.2
簡易水道事業	−	−	57,327	1.0	57,327	0.9	55,761	0.9	1,566	2.8	△ 3.0
特定環境保全公共下水道事業	34,254	3.6	3,546	0.1	37,800	0.6	38,390	0.6	△ 590	△ 1.5	12.9
市場事業	1,622	0.2	26,213	0.5	27,835	0.4	28,319	0.4	△ 484	△ 1.7	△ 2.7
と畜場事業	5,292	0.5	10,142	0.2	15,435	0.2	14,945	0.2	490	3.3	△ 6.6
宅地造成事業	433	0.0	18,303	0.3	18,736	0.3	17,645	0.3	1,091	6.2	△ 7.0
公用地造成事業	2,137	0.2	39,974	0.7	42,111	0.6	51,258	0.8	△ 9,147	△ 17.8	0.2
公用地造成事業	8,448	0.9	4,712	0.1	13,160	0.2	13,387	0.2	△ 227	△ 1.7	△ 21.6
水道事業	130,979	13.6	1,218,118	21.7	1,349,098	20.5	1,407,871	21.6	△ 58,773	△ 4.2	3.0
工業用水道事業	815	0.1	16,776	0.3	17,591	0.3	19,833	0.3	△ 2,242	△ 11.3	5.3
その他の企業会計	3,719	0.4	39,539	0.7	43,256	0.7	41,708	0.7	1,548	3.7	△ 27.9
計	187,699	19.5	1,437,047	25.6	1,624,746	24.7	1,691,476	26.0	△ 66,730	△ 3.9	1.3
保険事業会計	−	−	1,162,034	20.7	1,162,034	17.6	1,150,517	17.7	11,517	1.0	11.1
その他の事業会計	24,910	2.6	1,702,988	30.2	1,727,899	26.2	1,576,235	24.2	151,664	9.6	6.3
計	**963,751**	**100.0**	**5,624,285**	**100.0**	**6,588,037**	**100.0**	**6,511,314**	**100.0**	**76,723**	**1.2**	**3.5**

第95表　公　　債　　費　　の　　状　　況

その１　性質別内訳

（単位　百万円・％）

区分	平成16年度 都道府県		平成16年度 市町村		平成16年度 純計額		平成15年度純計額		比較 増減額	比較 増減率	比較 前年度増減率
地方債元利償還金	6,640,361	100.0	6,525,793	99.9	13,071,774	99.9	13,144,587	99.9	△ 72,813	△ 0.6	0.9
元金	4,948,342	74.5	5,058,448	77.5	9,921,058	75.9	9,745,836	74.1	175,222	1.8	4.7
利子	1,692,019	25.5	1,467,345	22.5	3,150,716	24.1	3,398,751	25.8	△ 248,035	△ 7.3	△ 8.5
一時借入金利子	2,778	0.0	4,074	0.1	6,851	0.1	10,311	0.1	△ 3,460	△ 33.6	△ 27.0
合計	**6,643,139**	**100.0**	**6,529,867**	**100.0**	**13,078,625**	**100.0**	**13,154,898**	**100.0**	**△ 76,273**	**△ 0.6**	**0.9**

その２　財源内訳

（単位　百万円　％）

区分	平成16年度 都道府県		平成16年度 市町村		平成16年度 純計額		平成15年度純計額		比較 増減額	比較 増減率	比較 前年度増減率
国庫支出金	10,648	0.2	14,182	0.2	27,733	0.2	26,882	0.2	851	3.2	5.3
使用料、手数料	174,312	2.6	225,955	3.5	401,037	3.1	409,863	3.1	△ 8,826	△ 2.2	△ 2.1
その他特定財源	185,867	2.8	164,651	2.5	335,443	2.5	320,996	2.5	14,447	4.5	△ 5.2
一般財源等	6,272,312	94.4	6,125,079	93.8	12,314,412	94.2	12,397,157	94.2	△ 82,745	△ 0.7	1.2
合計	**6,643,139**	**100.0**	**6,529,867**	**100.0**	**13,078,625**	**100.0**	**13,154,898**	**100.0**	**△ 76,273**	**△ 0.6**	**0.9**

第96表　地方債元金償還額の状況

（単位　百万円・％）

区分	平成16年度 都道府県		平成16年度 市町村		平成16年度 純計額		平成15年度 純計額		比較 増減額	比較 増減率	比較 前年度増減率
公共事業債	1,319,337	24.5	359,196	6.8	1,678,533	15.9	1,546,764	15.9	131,769	8.5	16.8
ち財源対策債等	719,841	13.4	163,797	3.1	883,638	8.4	743,153	7.6	140,485	18.9	20.0
単独事業債	1,927,205	35.8	1,925,313	36.6	3,852,518	36.5	3,857,483	39.6	△ 4,965	△ 0.1	3.4
住宅建設事業債	110,913	2.1	199,983	3.8	310,896	2.9	315,753	3.2	△ 4,857	△ 1.5	3.7
教育施設整備事業債	8,155	0.2	433,768	8.2	441,922	4.2	454,268	4.7	△ 12,346	△ 2.7	0.2
同対策事業債	−	−	75,072	1.4	75,072	0.7	76,255	0.8	△ 1,183	△ 1.6	0.0
用地先行取得等事業債	146,253	2.7	123,050	2.3	269,303	2.6	308,073	3.2	△ 38,770	△ 12.6	△ 11.9
復旧事業債	111,605	2.1	82,509	1.6	194,115	1.8	197,350	2.0	△ 3,235	△ 1.6	△ 0.9
圏等整備事業債	89,988	1.7	−	−	89,988	0.9	92,848	1.0	△ 2,860	△ 3.1	△ 0.1
廃棄物処理事業債	38,808	0.7	431,775	8.2	470,583	4.5	434,120	4.5	36,463	8.4	13.2
福祉施設整備事業債	25,138	0.5	144,792	2.8	169,930	1.6	173,262	1.8	△ 3,332	△ 1.9	△ 2.1
福祉施設整備事業債	847	0.0	330	0.0	1,176	0.0	878	0.0	298	33.9	6.4
財政特例対策債	4,586	0.1	363	0.0	4,949	0.0	5,887	0.1	△ 938	△ 15.9	2.0
職手当債	7,052	0.1	550	0.0	7,602	0.1	6,714	0.1	888	13.2	33.4
貸債	18,475	0.3	29,215	0.6	47,691	0.5	44,978	0.5	2,713	6.0	7.0
対策事業債	−	−	294,308	5.6	294,308	2.8	290,967	3.0	3,341	1.1	3.9
算貸付・政府関係機関貸付債	103,991	1.9	45,116	0.9	149,107	1.4	151,141	1.6	△ 2,034	△ 1.3	△ 5.2
改善対策特定事業債	96	0.0	29,119	0.6	29,215	0.3	32,280	0.3	△ 3,065	△ 9.5	△ 10.8
収補てん債（昭和50年度分）	9,622	0.2	297	0.0	9,919	0.1	2,925	0.0	6,994	239.1	△ 23.6
政対策債	941	0.0	123	0.0	1,063	0.0	1,152	0.0	△ 89	△ 7.7	△ 0.3
源対策債	129,833	2.4	125,825	2.4	255,658	2.4	253,194	2.6	2,464	1.0	14.5
収補てん債（61・平成5～7・9～13・15年度分）	267,814	5.0	52,043	1.0	319,856	3.0	359,442	3.7	△ 39,586	△ 11.0	△ 8.5
財政特例債	252,834	4.7	60,146	1.1	312,980	3.0	316,306	3.2	△ 3,326	△ 1.1	△ 0.5
事業等臨時特例債	57,572	1.1	15,064	0.3	72,636	0.7	107,753	1.1	△ 35,117	△ 32.6	5.1
補てん債	138,174	2.6	280,083	5.3	418,257	4.0	332,745	3.4	85,512	25.7	16.1
税収補てん債	28,066	0.5	39,867	0.8	67,933	0.6	66,382	0.7	1,551	2.3	1.5
財政対策債	2,299	0.0	15,002	0.3	17,301	0.2	5,850	0.1	11,451	195.7	281.4
整債（昭和60・61・62・63年度分）	55,866	1.0	20,268	0.4	76,134	0.7	75,560	0.8	574	0.8	0.3
収補てん債（平成14年度分）	−	−	809	0.0	809	0.0	3,484	0.0	△ 2,675	△ 76.8	皆増
府県貸付金	−	−	143,306	2.7	57,574	0.5	57,026	0.6	548	1.0	4.3
の他	92,854	1.8	131,152	2.4	224,008	2.1	174,953	1.5	49,055	28.0	5.2
計	**4,948,324**	**92.0**	**5,058,444**	**96.1**	**9,921,036**	**94.0**	**9,745,793**	**100.0**	**175,243**	**1.8**	**4.7**
ち減収補てん債	295,296	5.5	56,377	1.1	351,673	3.3	596,372	6.1	△ 244,699	△ 41.0	11.9
・金公共投資事業債	432,168	8.0	204,035	3.9	636,204	6.0	82	0.0	636,122	775,758.5	皆増
計	**5,380,492**	**100.0**	**5,262,479**	**100.0**	**10,557,240**	**100.0**	**9,745,875**	**100.0**	**811,365**	**8.3**	**4.7**

1　「交付公債」及び「枠外債」は、各項目に含まれている。

2　「地域改善対策特定事業債」には、昭和56年度まで許可された同和対策事業債及び昭和61年度まで許可された地域改善対策事業債を含む。

第97表　地　方　債　現　在　高　の　状　況

その１　目的別内訳

（単位　百万円・％）

区分	平成16年度 都道府県		平成16年度 市町村		平成16年度 合計額		平成15年度 合計額		比較 増減額	比較 増減率	比較 前年度増減率
一般公共事業債	23,363,862	29.5	5,054,725	8.2	28,418,588	20.2	27,804,848	20.0	613,740	2.2	3.1
うち財源対策債等	13,557,019	17.1	2,552,557	4.1	16,109,576	11.4	15,575,623	11.2	533,953	3.4	4.8
一般単独事業債	30,235,022	38.2	21,541,460	35.0	51,776,482	36.8	51,951,834	37.4	△ 175,352	△ 0.3	△ 1.0
公営住宅建設事業債	1,956,381	2.5	2,909,950	4.7	4,866,331	3.5	4,999,484	3.6	△ 133,153	△ 2.7	△ 1.9
義務教育施設整備事業債	109,526	0.1	4,342,861	7.1	4,452,387	3.2	4,654,193	3.3	△ 201,806	△ 4.3	△ 4.0
辺地対策事業債	－	－	435,120	0.7	435,120	0.3	459,013	0.3	△ 23,893	△ 5.2	△ 4.0
公共用地先行取得等事業債	869,989	1.1	835,454	1.4	1,705,443	1.2	1,832,193	1.3	△ 126,750	△ 6.9	△ 7.4
災害復旧事業債	645,781	0.8	365,223	0.6	1,011,004	0.7	1,068,535	0.8	△ 57,531	△ 5.4	△ 10.4
首都圏等整備事業債	986,077	1.2	－	－	986,077	0.7	1,057,361	0.8	△ 71,284	△ 6.7	△ 5.8
一般廃棄物処理事業債	259,190	0.3	4,018,383	6.5	4,277,573	3.0	4,564,611	3.3	△ 287,038	△ 6.3	△ 4.8
厚生福祉施設整備事業債	263,912	0.3	1,202,395	2.0	1,466,307	1.0	1,636,237	1.2	△ 169,930	△ 10.4	△ 9.5
社会福祉施設整備事業債	90,559	0.1	142,016	0.2	232,575	0.2	182,539	0.1	50,036	27.4	61.1
地域財政特例対策債	19,174	0.0	1,191	0.0	20,365	0.0	25,314	0.0	△ 4,949	△ 19.6	△ 18.9
退職手当債	210,886	0.3	14,612	0.0	225,498	0.2	214,960	0.2	10,538	4.9	7.1
転貸債	294,014	0.4	318,974	0.5	612,989	0.4	625,062	0.4	△ 12,073	△ 1.9	△ 1.0
過疎対策事業債	－	－	2,359,366	3.8	2,359,366	1.7	2,402,859	1.7	△ 43,493	△ 1.8	△ 0.9
国の予算貸付・政府関係機関貸付債	668,895	0.8	149,357	0.2	818,253	0.6	947,193	0.7	△ 128,940	△ 13.6	△ 11.4
地域改善対策特定事業債	449	0.0	114,930	0.2	115,379	0.1	144,594	0.1	△ 29,215	△ 20.2	△ 18.0
減収補てん債（昭和50年度分）	69,993	0.1	3,927	0.0	73,920	0.1	83,839	0.1	△ 9,919	△ 11.8	△ 3.4
財政対策債	10,761	0.0	1,200	0.0	11,961	0.0	13,025	0.0	△ 1,064	△ 8.2	△ 12.8
財源対策債	1,421,744	1.8	1,657,133	2.7	3,078,877	2.2	3,144,900	2.3	△ 66,023	△ 2.1	△ 0.4
減収補てん債（昭和57・61・平成5～7・9～13・15・16年度分）	3,839,045	4.8	491,880	0.8	4,330,925	3.1	4,612,445	3.3	△ 281,520	△ 6.1	△ 6.2
臨時財政特例債	1,385,599	1.8	354,100	0.6	1,739,699	1.2	2,052,679	1.5	△ 312,980	△ 15.2	△ 13.4
公共事業等臨時特例債	612	0.0	48,451	0.1	49,064	0.0	121,699	0.1	△ 72,635	△ 59.7	△ 46.9
減税補てん債	2,716,071	3.4	4,407,767	7.2	7,123,838	5.1	6,766,600	4.9	357,238	5.3	5.5
臨時税収補てん債	462,108	0.6	603,592	1.0	1,065,700	0.8	1,133,633	0.8	△ 67,933	△ 6.0	△ 5.5
臨時財政対策債	6,589,636	8.3	6,265,273	10.2	12,854,909	9.1	9,103,532	6.6	3,751,377	41.2	137.0
調整債（昭和60・61・62・63年度分）	243,017	0.3	78,969	0.1	321,986	0.2	398,120	0.3	△ 76,134	△ 19.1	△ 16.0
減収補てん債（平成14年度分）	556,919	0.7	84,085	0.1	641,004	0.5	641,805	0.5	△ 801	△ 0.1	4.0
都道府県貸付金	－	－	1,074,733	1.7	1,074,733	0.8	1,104,458	0.8	△ 29,725	△ 2.7	△ 2.1
その他	1,732,821	2.4	2,658,784	4.3	4,391,600	2.9	4,353,312	3.0	38,288	0.9	2.7
小計	**79,002,043**	**99.8**	**61,535,911**	**99.9**	**140,537,953**	**99.8**	**138,100,877**	**99.4**	**2,437,076**	**1.8**	**3.0**
うち減収補てん債	5,004,298	6.3	624,491	1.0	5,628,790	4.0	5,942,117	4.3	△ 313,327	△ 5.3	△ 8.0
特定資金公共投資事業債	166,847	0.2	46,824	0.1	213,671	0.2	849,875	0.6	△ 636,204	△ 74.9	3.2
合計	**79,168,890**	**100.0**	**61,582,735**	**100.0**	**140,751,625**	**100.0**	**138,950,752**	**100.0**	**1,800,873**	**1.3**	**3.0**

第97表 地 方 債 現 在 高 の 状 況（つづき）

り2 借入先別内訳

（単位 百万円・%）

区分	平成16年度 都道府県		平成16年度 市町村		平成16年度 合計額		平成15年度 合計額		比較 増減額	比較 増減率	比較 前年度増減率
府資金	28,036,721	35.4	34,042,732	55.3	62,079,453	44.1	62,753,988	45.2	△ 674,535	△ 1.1	2.4
財政融資資金	21,362,834	27.0	24,715,279	40.1	46,078,113	32.7	47,336,244	34.1	△1,258,131	△ 2.7	0.4
うち旧資金運用部資金	13,837,080	17.5	13,536,073	22.0	27,373,153	19.4	30,963,570	22.3	△3,590,417	△ 11.6	△ 14.2
うち旧還元融資資金	391,603	0.5	2,575,062	4.2	2,966,665	2.1	3,385,103	2.4	△ 418,438	△ 12.4	△ 11.6
郵政公社資金	6,673,887	8.4	9,327,452	15.1	16,001,340	11.4	15,417,744	11.1	583,596	3.8	8.8
郵便貯金資金	1,795,247	2.3	1,511,418	2.5	3,306,665	2.3	2,658,484	1.9	648,181	24.4	53.0
簡易生命保険資金	4,878,640	6.2	7,816,034	12.7	12,694,675	9.0	12,759,260	9.2	△ 64,585	△ 0.5	2.7
営企業金融公庫	3,064,442	3.9	5,264,987	8.5	8,329,428	5.9	8,433,901	6.1	△ 104,473	△ 1.2	△ 0.0
予算貸付・政府関係機関貸公営企業金融公庫を除く。）	667,929	0.8	149,357	0.2	817,287	0.6	946,595	0.7	△ 129,308	△ 13.7	△ 11.5
中銀行	28,100,957	35.5	10,567,610	17.2	38,668,566	27.5	38,134,218	27.4	534,348	1.4	△ 1.5
の他の金融機関	3,013,010	3.8	3,544,699	5.8	6,557,710	4.7	6,224,938	4.5	332,772	5.3	6.7
険会社等	96,169	0.1	257,703	0.4	353,872	0.3	381,628	0.3	△ 27,756	△ 7.3	△ 6.1
付公債	1,950	0.0	16	0.0	1,966	0.0	1,367	0.0	599	43.8	△ 19.2
場公募債	15,652,292	19.8	5,464,338	8.9	21,116,630	15.0	18,510,299	13.3	2,606,331	14.1	19.2
個別発行債 10年債	11,546,464	14.6	3,481,308	5.7	15,027,772	10.7	14,624,828	10.5	402,944	2.8	5.9
個別発行債 5年債	2,203,677	2.8	1,015,752	1.6	3,219,429	2.3	2,473,203	1.8	746,226	30.2	62.0
個別発行債 20年債	104,280	0.1	64,000	0.1	168,280	0.1	68,280	0.0	100,000	146.5	384.9
個別発行債 30年債	40,000	0.1	10,000	0.0	50,000	0.0	20,000	0.0	30,000	150.0	皆増
個別発行債 15年債	−	−	15,000	0.0	15,000	0.0	−	−	15,000	皆増	−
共同発行債 10年債	1,140,252	1.4	743,597	1.2	1,883,849	1.3	908,012	0.7	975,837	107.5	3,465.9
ミー公募債	600,911	0.8	134,681	0.2	735,592	0.5	415,976	0.3	319,616	76.8	157.6
外国債	16,707	0.0	−	−	16,707	0.0	−	−	16,707	皆増	−
済等	244,791	0.3	1,150,864	1.9	1,395,655	1.0	1,451,558	1.0	△ 55,903	△ 3.9	△ 3.4
の他	123,782	0.2	1,093,605	1.7	1,217,386	0.7	1,262,385	0.9	△ 44,999	△ 3.6	△ 2.2
計	79,002,043	99.8	61,535,911	99.9	140,537,953	99.8	138,100,877	99.4	2,437,076	1.8	3.0
定資金	166,847	0.2	46,824	0.1	213,671	0.2	849,875	0.6	△ 636,204	△ 74.9	3.2
計	**79,168,890**	**100.0**	**61,582,735**	**100.0**	**140,751,625**	**100.0**	**138,950,752**	**100.0**	**1,800,873**	**1.3**	**3.0**

郵政公社資金には、平成15年度以前の郵便貯金資金及び簡易生命保険資金残高を含む。

り3 利率別内訳

（単位 百万円・%）

区分	都道府県		市町村		合計額	
5%以下	31,116,792	39.3	23,683,290	38.5	54,800,082	38.9
0%以下	24,784,603	31.3	16,505,917	26.8	41,290,520	29.3
5%以下	7,259,994	9.2	4,923,810	8.0	12,183,804	8.7
0%以下	4,486,937	5.7	4,013,603	6.5	8,500,540	6.0
5%以下	4,297,890	5.4	3,335,146	5.4	7,633,036	5.4
0%以下	2,081,092	2.6	1,801,663	2.9	3,882,756	2.8
5%以下	1,828,529	2.3	2,675,370	4.3	4,503,899	3.2
0%以下	1,367,470	1.7	1,561,185	2.5	2,928,655	2.1
5%以下	673,682	0.9	863,451	1.4	1,537,134	1.1
0%以下	79,640	0.1	129,381	0.2	209,020	0.1
5%以下	315,013	0.4	638,223	1.0	953,236	0.7
0%以下	678,050	0.9	718,725	1.2	1,396,775	1.0
0%超	199,199	0.3	732,970	1.2	932,169	0.7
合計	**79,168,890**	**100.0**	**61,582,735**	**100.0**	**140,751,625**	**100.0**

第97表　地　方　債　現　在　高　の　状　況（つづき）

その4　推　　移

（単位　百万円・％）

区　　分	都　道　府　県			市　町　村			合　計　額		
	現在高	指数	対前年度増減率	現在高	指数	対前年度増減率	現在高	指数	対前年度増減率
昭和49年度	3,688,067	100	23.3	4,851,720	100	26.4	8,539,787	100	25.0
平成9年度	57,405,918	1,557	9.7	54,091,225	1,115	6.1	111,497,143	1,306	7.9
10	63,141,507	1,712	10.0	56,921,904	1,173	5.2	120,063,411	1,406	7.7
11	67,330,090	1,826	6.6	58,268,475	1,201	2.4	125,598,565	1,471	4.6
12	69,544,758	1,886	3.3	58,540,214	1,207	0.5	128,084,971	1,500	2.0
13	71,578,559	1,941	2.9	59,282,912	1,222	1.3	130,861,470	1,532	2.2
14	73,993,973	2,006	3.4	60,106,764	1,239	1.4	134,100,737	1,570	2.5
15	76,789,923	2,082	3.8	61,310,955	1,264	2.0	138,100,877	1,617	3.0
16	79,002,043	2,142	2.9	61,535,911	1,268	0.4	140,537,953	1,646	1.8

（注）　平成13年度以降については、特定資金公共投資事業債を除いている。

第98表　債務負担行為額（翌年度以降支出予定額）の状況

その1　目的別内訳

（単位　百万円・％）

区　　分	平　成　16　年　度						平成15年度合計額	増減率
	都道府県		市町村		合計額			
1　物件の購入等に係るもの	3,251,109	60.5	3,789,140	56.9	7,040,249	58.5	7,671,410	△ 8.2
土地の購入に係るもの	738,184	13.7	1,844,787	27.7	2,582,971	21.5	2,862,309	△ 9.8
建造物の購入に係るもの	703,207	13.1	597,753	9.0	1,300,960	10.8	1,335,035	△ 2.6
その他の物件の購入に係るもの	105,987	2.0	138,699	2.1	244,686	2.0	210,550	16.2
製造・工事の請負に係るもの	1,703,730	31.7	1,207,902	18.1	2,911,632	24.2	3,263,515	△ 10.8
2　債務保証又は損失補償に係るもの	16,047	0.3	30,985	0.5	47,032	0.4	59,013	△ 20.3
地方三公社に係るもの　(A)	－	－	5,800	0.1	5,800	0.0	10,912	△ 46.8
特別法の規定に基づく法人のうち(A)以外に係るもの　(B)	16,040	0.3	822	0.0	16,863	0.1	17,330	△ 2.7
地方公共団体が出資・出えんしている法人のうち(A)(B)以外に係るもの	7	0.0	5,958	0.1	5,964	0.0	14,261	△ 58.2
その他	－	－	18,405	0.3	18,405	0.3	16,510	11.5
3　その他	2,104,703	39.2	2,838,072	42.6	4,942,775	41.1	4,964,455	△ 0.4
利子補給等に係るもの	696,078	13.0	593,277	8.9	1,289,354	10.7	1,373,143	△ 6.1
その他	1,408,625	26.2	2,244,795	33.7	3,653,421	30.4	3,591,312	1.7
合計	**5,371,859**	**100.0**	**6,658,197**	**100.0**	**12,030,056**	**100.0**	**12,694,878**	△ **5.2**

（注）　1　「2債務保証又は損失補償に係るもの」には、履行すべき額の確定したものを計上している。
　　2　「3その他」には、実質的な債務負担に係るものを含む。

第98表　債務負担行為額（翌年度以降支出予定額）の状況（つづき）

推　移

（単位　百万円・％）

	合計			1　物件の購入等に係るもの			2　債務保証又は損失補償に係るもの			3　その他		
	支出予定額	指数	対前年度増減率	支出予定額	指数	対前年度増減率	支出予定額	指数	対前年度増減率	支出予定額	指数	対前年度増減率
度	15,349,944	100	△ 3.6	10,246,645	100	△ 6.6	60,318	100	△ 43.7	5,042,981	100	4.2
	14,717,240	96	△ 4.1	9,632,167	94	△ 6.0	69,933	116	15.9	5,015,140	99	△ 0.6
	13,909,298	91	△ 5.5	8,861,241	86	△ 8.0	46,761	78	△ 33.1	5,001,296	99	△ 0.3
	12,916,165	84	△ 7.1	8,077,033	79	△ 8.8	51,202	85	9.5	4,787,930	95	△ 4.3
	12,694,878	83	△ 1.7	7,671,410	75	△ 5.0	59,013	98	15.3	4,964,455	98	3.7
	12,030,056	78	△ 5.2	7,040,249	69	△ 8.2	47,032	78	△ 20.3	4,942,775	98	△ 0.4

第99表　積立金現在高の状況

目的別内訳

（単位　百万円・％）

分	平成16年度						平成15年度		比較		
	都道府県		市町村		合計額		合計額		増減額	増減率	前年度増減率
基金	509,298	13.5	3,153,803	34.1	3,663,101	28.1	3,765,337	26.9	△ 102,236	△ 2.7	△ 0.6
金	1,324,832	35.0	1,102,763	11.9	2,427,595	18.6	2,760,620	19.7	△ 333,025	△ 12.1	△ 0.4
的基金	1,952,171	51.6	4,992,261	54.0	6,944,432	53.3	7,461,621	53.3	△ 517,189	△ 6.9	△ 8.0
計	**3,786,301**	**100.0**	**9,248,827**	**100.0**	**13,035,129**	**100.0**	**13,987,579**	**100.0**	**△ 952,450**	**△ 6.8**	**△ 4.6**

推　移

（単位　百万円　％）

分	総額		財政調整基金		減債基金		その他特定目的基金	
	積立金	対前年度増減率	積立金	対前年度増減率	積立金	対前年度増減率	積立金	対前年度増減率
年度	18,328,249	△ 5.5	3,551,637	△ 2.8	4,960,088	△ 9.5	9,816,524	△ 4.4
	17,758,090	△ 3.1	3,611,156	1.7	4,557,902	△ 8.1	9,589,033	△ 2.3
	16,467,569	△ 7.3	3,304,397	△ 8.5	4,038,939	△ 11.4	9,124,233	△ 4.8
	15,252,232	△ 7.4	3,183,000	△ 3.7	3,488,244	△ 13.6	8,580,988	△ 6.0
	15,789,002	3.5	3,195,436	0.4	3,262,312	△ 6.5	9,331,253	8.7
	15,400,028	△ 2.5	3,577,743	12.0	3,321,126	1.8	8,501,159	△ 8.9
	15,684,180	1.8	3,847,176	7.5	3,147,877	△ 5.2	8,689,126	2.2
	14,668,746	△ 6.5	3,788,240	△ 1.5	2,770,822	△ 12.0	8,109,684	△ 6.7
	13,987,579	△ 4.6	3,765,337	△ 0.6	2,760,620	△ 0.4	7,461,621	△ 8.0
	13,035,129	△ 6.8	3,663,101	△ 2.7	2,427,595	△ 12.1	6,944,432	△ 6.9

第100表　平成16年度資金収支の状況

（単位　百万円・％）

区分			第1・四半期（16年4月～6月）		第2　四半期（16年7月～9月）		第3・四半期（16年10月～12月）		第4　四半期（17年1月～3月）		出納整理期（17年4月～5月）		合計	
合計	収入	歳入	24,879,815	64.8	18,729,414	83.0	19,376,781	65.5	25,800,956	58.5	11,416,227	69.2	100,203,192	66.3
		地方税	11,321,861	29.5	7,254,195	32.2	7,518,662	25.4	6,469,678	14.7	974,409	5.9	33,538,805	22.2
		地方消費税清算金	172,939	0.5	365,949	1.6	139,106	0.5	181,261	0.4	－	－	859,254	0.6
		地方特例交付金、地方交付税及び地方譲与税	8,486,684	22.1	4,927,935	21.8	4,540,793	15.3	1,159,941	2.6	173,664	1.1	19,289,016	12.8
		国庫支出金等	1,577,146	4.1	1,663,849	7.4	2,388,048	8.1	5,268,536	11.9	1,562,249	9.5	12,459,829	8.2
		都道府県支出金等	530,304	1.4	1,135,134	5.0	994,490	3.4	1,446,944	3.3	823,436	5.0	4,930,309	3.3
		地方債（起債前借を含む。）	630,228	1.6	957,900	4.2	1,283,139	4.3	3,621,447	8.2	5,950,330	36.1	12,443,044	8.2
		公営事業会計からの繰入れ	10,498	0.0	7,669	0.0	9,140	0.0	57,902	0.1	54,273	0.3	139,481	0.1
		その他	2,150,155	5.6	2,416,783	10.8	2,503,403	8.5	7,595,247	17.3	1,877,866	11.3	16,543,454	10.9
		歳計現金貸付金回収金及び他会計借入金	6,105,818	15.9	1,941,684	8.6	6,094,430	20.6	10,077,552	22.8	5,073,252	30.8	29,292,736	19.4
		一時借入金借入額	7,416,137	19.3	1,886,289	8.4	4,123,702	13.9	8,245,766	18.7	－	－	21,671,896	14.3
		合計	**38,401,770**	**100.0**	**22,557,387**	**100.0**	**29,594,913**	**100.0**	**44,124,274**	**100.0**	**16,489,479**	**100.0**	**151,167,824**	**100.0**
	支出	歳出	19,974,655	61.9	21,480,227	86.8	20,474,887	69.8	26,396,576	60.1	11,695,885	56.2	100,022,230	66.2
		うち地方消費税清算金	172,939	0.5	365,949	1.5	139,106	0.5	181,261	0.4	－	－	859,254	0.6
		歳計現金貸付金及び他会計借入金返済金等	5,612,653	17.4	2,039,866	8.2	5,622,124	19.2	10,569,509	24.1	5,595,643	26.9	29,439,795	19.5
		一時借入金返済額	6,706,788	20.8	1,214,749	4.9	3,248,628	11.1	6,922,580	15.8	3,530,033	17.0	21,622,778	14.3
		合計	**32,294,096**	**100.0**	**24,734,842**	**100.0**	**29,345,639**	**100.0**	**43,888,665**	**100.0**	**20,821,561**	**100.0**	**151,084,804**	**100.0**
都道府県	収入	歳入	12,211,198	62.5	8,782,437	81.6	9,805,616	78.6	12,950,940	76.0	5,218,772	97.8	48,968,963	75.2
		地方税	5,309,354	27.2	3,369,521	31.3	4,085,037	32.7	3,070,636	18.0	472,303	8.9	16,306,851	25.0
		地方消費税清算金	172,939	0.9	365,949	3.4	139,106	1.1	181,261	1.1	－	－	859,254	1.3
		地方特例交付金、地方交付税及び地方譲与税	4,822,718	24.7	2,648,326	24.6	2,402,219	19.2	283,359	1.7	18,641	0.3	10,175,262	15.6
		国庫支出金等	920,761	4.7	886,192	8.2	1,464,353	11.7	3,238,470	19.0	711,288	13.3	7,221,064	11.1
		地方債（起債前借を含む。）	494,604	2.5	602,512	5.6	874,491	7.0	2,030,137	11.9	3,157,900	59.2	7,159,644	11.0
		公営事業会計からの繰入れ	1,938	0.0	723	0.0	333	0.0	16,508	0.1	16,210	0.3	35,712	0.1
		その他	488,884	2.5	909,214	8.5	840,077	6.9	4,130,569	24.2	842,430	15.8	7,211,176	11.1
		歳計現金貸付金回収金及び他会計借入金	1,965,409	10.1	1,029,053	9.6	1,077,884	8.6	1,141,878	6.7	115,259	2.2	5,329,483	8.2
		一時借入金借入額	5,357,537	27.4	948,875	8.8	1,599,170	12.8	2,948,435	17.3	－	－	10,854.016	16.7
		合計	**19,534,144**	**100.0**	**10,760,365**	**100.0**	**12,482,669**	**100.0**	**17,041,254**	**100.0**	**5,334,031**	**100.0**	**65,152,462**	**100.0**
	支出	歳出	10,398,085	61.9	10,414,037	85.4	10,211,340	82.2	12,918,436	76.4	5,109,334	73.6	49,051,231	75.2
		うち地方消費税清算金	172,939	1.0	365,949	3.0	139,106	1.1	181,261	1.1	－	－	859,254	1.3
		歳計現金貸付金及び他会計借入金返済金等	1,442,439	8.6	1,129,777	9.3	856,025	6.9	1,247,285	7.4	664,460	9.6	5,339,985	8.2
		一時借入金返済額	4,947,976	29.5	646,043	5.3	1,359,578	10.9	2,732,574	16.2	1,167,846	16.8	10,854,016	16.6
		合計	**16,788,499**	**100.0**	**12,189,858**	**100.0**	**12,426,943**	**100.0**	**16,898,294**	**100.0**	**6,941,639**	**100.0**	**65,245,232**	**100.0**
市町村	収入	歳入	12,668,617	67.1	9,946,977	84.3	9,571,165	55.9	12,850,015	47.4	6,197,455	55.6	51,234,229	59.6
		地方税	6,012,506	31.9	3,884,674	32.9	3,433,625	20.1	3,399,043	12.6	502,106	4.5	17,231,954	20.0
		地方特例交付金、地方交付税及び地方譲与税	3,663,966	19.4	2,279,610	19.3	2,138,574	12.5	876,582	3.2	155,023	1.4	9,113,755	10.6
		国庫支出金等	656,385	3.5	777,657	6.6	923,695	5.4	2,030,066	7.5	850.962	7.6	5,238,765	6.1
		都道府県支出金等	530,304	2.8	1,135,134	9.6	994,490	5.8	1,446,944	5.3	823,436	7.4	4,930,309	5.7
		地方債（起債前借を含む。）	135,625	0.7	355,387	3.0	408,648	2.4	1,591,310	5.9	2,792,430	25.0	5,283,400	6.1
		公営事業会計からの繰入れ	8,560	0.0	6,946	0.1	8,807	0.1	41,394	0.2	38,063	0.3	103,769	0.1
		その他	1,661,271	8.8	1,507,569	12.8	1,663,326	9.6	3,464,676	12.7	1,035,435	9.4	9,332,277	11.0
		歳計現金貸付金回収金及び他会計借入金	4,140,409	21.9	912,630	7.7	5,016,547	29.3	8,935,674	33.0	4,957,993	44.4	23,963,253	27.9
		一時借入金借入額	2,058,601	10.9	937,415	7.9	2,524,532	14.8	5,297,331	19.6	－	－	10,817,879	12.6
		合計	**18,867,626**	**100.0**	**11,797,022**	**100.0**	**17,112,244**	**100.0**	**27,083,021**	**100.0**	**11,155,448**	**100.0**	**86,015,361**	**100.0**
	支出	歳出	9,576,571	61.8	11,066,190	88.2	10,263,547	60.7	13,478,140	49.9	6,586,551	47.5	50,970,999	59.4
		歳計現金貸付金及び他会計借入金返済金等	4,170,214	26.9	910,089	7.3	4,766,099	28.2	9,322,225	34.5	4,931,184	35.5	24,099,810	28.1
		一時借入金返済額	1,758,812	11.3	568,706	4.5	1,889,050	11.2	4,190,007	15.5	2,362,187	17.0	10,768,762	12.5
		合計	**15,505,597**	**100.0**	**12,544,985**	**100.0**	**16,918,696**	**100.0**	**26,990,371**	**100.0**	**13,879,922**	**100.0**	**85,839,571**	**100.0**

（注）　地方税に含まれる地方消費税は、都道府県間の清算を行う前の額である。

第101表　道　路（地　方　道）の　状　況

区分			平成16年度	平成15年度	増減
(km)	都道府県道	主要地方道	56,721	56,859	△ 138
		一般都道府県道	70,533	70,441	92
	市町村道		1,002,915	997,729	5,186
	合計		1,130,170	1,125,029	5,141
(km^2)	都道府県道	主要地方道	830.4	823.4	7.0
		一般都道府県道	878.5	870.9	7.6
	市町村道		6,367.7	6,314.0	53.7
	合計		8,076.6	8,008.3	68.3

16年度の数値は平成17年４月１日現在のもの、平成15年度の数値は平成16年４月１日現在のものである。

第102表　公営住宅等の管理状況

区分	平成16年度			平成15年度			増減		
	都道府県	市町村	合計	都道府県	市町村	合計	都道府県	市町村	合計
住宅等（戸）	971,164	1,454,708	2,425,872	960,517	1,451,857	2,412,374	△ 10,647	2,851	13,498
公営住宅（戸）	934,046	1,252,528	2,186,574	934,620	1,248,046	2,182,666	△ 574	4,482	3,908

各年度の数値は各年度末のものである。
公営住宅等は公営住宅、改良住宅及び単独住宅の合計である。

第103表　公　園　の　状　況

区分		平成16年度			平成15年度			増減		
		市町村立	市町村立以外	合計	市町村立	市町村立以外	合計	市町村立	市町村立以外	合計
園等域内）	箇所数	106,479	818	107,297	103,540	794	104,334	2,939	24	2,963
	面積（km^2）	944.7	229.2	1,173.9	921.2	224.6	1,145.8	23.5	4.6	28.1
公園域外）	箇所数	5,056	265	5,321	4,581	265	4,846	475	−	475
	面積（km^2）	126.4	40.5	166.9	128.3	42.7	171.0	△ 1.9	△ 2.2	△ 4.1
計	箇所数	111,535	1,083	112,618	108,121	1,059	109,180	3,414	24	3,438
	面積（km^2）	1,071.1	269.7	1,340.8	1,049.5	267.3	1,316.8	21.6	2.4	24.0

度の数値は各年度末のものである。

第104表　下　水　道　等　の　状　況

区分		平成16年度	平成15年度	増減
公共下水道	現在排水人口（人）	87,735,273	85,805,663	1,929,610
	計画排水区域面積（km²）	21,402.4	21,079.1	323.3
	現在排水区域面積（km²）	14,201.3	13,705.4	495.9
	計画終末処理場数（箇所）	2,025	2,005	20
	現在終末処理場数（箇所）	1,841	1,759	82
	計画処理区域面積（km²）	21,191.2	20,888.7	302.5
	現在処理区域面積（km²）	14,103.3	13,603.7	499.6
	現在処理区域内人口（人）	87,443,724	85,524,465	1,919,259
	現在水洗便所設置済人口（人）	80,200,835	78,280,120	1,920,715
都市下水路	計画排水区域面積（km²）	1,974.1	2,029.3	△ 55.2
	現在排水区域面積（km²）	1,644.9	1,685.3	△ 40.4
農業集落排水施設	現在排水人口（うち汚水に係るもの）（人）	3,300,002	3,135,995	164,007
	現在処理区域内人口（人）	3,294,231	3,128,760	165,471
	現在排水区域面積（うち汚水に係るもの）（km²）	1,988.9	1,930.6	58.3
	現在処理区域面積（km²）	1,965.6	1,906.7	58.9
	現在水洗便所設置済人口（人）	2,504,998	2,366,005	138,993
漁業集落排水施設	現在排水人口（うち汚水に係るもの）（人）	151,110	138,238	12,872
	現在処理区域内人口（人）	150,506	137,377	13,129
	現在排水区域面積（うち汚水に係るもの）（km²）	64.2	54.0	10.2
	現在処理区域面積（km²）	64.0	53.7	10.3
	現在水洗便所設置済人口（人）	108,111	99,023	9,088
林業集落排水施設	現在排水人口（うち汚水に係るもの）（人）	2,779	2,760	19
	現在処理区域内人口（人）	2,779	2,760	19
	現在排水区域面積（うち汚水に係るもの）（km²）	2.0	2.0	−
	現在処理区域面積（km²）	2.0	2.0	−
	現在水洗便所設置済人口（人）	2,333	2,155	178
簡易排水施設	現在排水人口（うち汚水に係るもの）（人）	2,014	2,047	△ 33
	現在処理区域内人口（人）	2,014	2,036	△ 22
	現在排水区域面積（うち汚水に係るもの）（km²）	1.9	1.9	−
	現在処理区域面積（km²）	1.9	1.9	−
	現在水洗便所設置済人口（人）	1,866	1,859	7
小規模集合排水処理施設	現在排水人口（うち汚水に係るもの）（人）	6,428	5,618	810
	現在処理区域内人口（人）	6,428	5,592	836
	現在排水区域面積（うち汚水に係るもの）（km²）	3.7	3.0	0.7
	現在処理区域面積（km²）	3.7	3.0	0.7
	現在水洗便所設置済人口（人）	4,712	4,069	643
コミュニティプラント処理人口（人）		361,149	365,478	△ 4,329
合併浄化槽処理	処理人口（人）	10,871,583	10,518,612	352,971
	うち特定地域生活排水処理施設に係るもの（人）	149,432	102,436	46,996
	うち個別排水処理施設に係るもの（人）	44,551	60,304	△ 15,753

（注）　各年度の数値は各年度末のものである。

第105表　し尿及びごみ処理施設の状況

区分		平成16年度	平成15年度	増減
し尿処理施設	処理人口（千人）	15,984	17,021	△ 1,037
	年間総収集量（千kl）	13,129	14,043	△ 914
ごみ処理施設	処理人口（千人）	128,979	128,818	161
	年間総収集量（千t）	49,339	50,550	△ 1,211

（注）　各年度の数値は各年度末のものである。

第106表　公立保育所の状況

区分	平成16年度				平成15年度				増減
	都道府県立	市町村立	一部事務組合立	合計	都道府県立	市町村立	一部事務組合立	合計	
箇所数	2	13,512	3	13,517	3	13,787	3	13,793	△ 276
延面積（㎡）	2,481	8,894,509	2,421	8,899,411	2,740	8,913,073	2,355	8,918,168	△ 18,757

（注）　1　平成16年度の数値は平成16年10月1日現在のもの、平成15年度の数値は平成15年10月1日現在のものである。
　　2　季節保育所を含まない。

第107表　公立老人ホームの状況

区分		平成16年度				平成15年度				増減
		都道府県立	市町村立	一部事務組合立	合計	都道府県立	市町村立	一部事務組合立	合計	
65歳以上の要保護者数（人）		－	－	－	368,519	－	－	－	371,440	△ 2,921
箇所数	養護老人ホーム	32	409	112	553	35	417	123	575	△ 22
	特別養護老人ホーム	51	335	154	540	57	322	169	548	△ 8
	軽費老人ホーム	16	85	15	116	17	83	16	116	－
	合計	99	829	281	1,209	109	822	308	1,239	△ 30

（注）　1　特別養護老人ホームの箇所数は、厚生労働省調べ「介護サービス施設・事業所調査」によるものである。
　　2　平成16年度の数値は平成16年10月1日現在のもの、平成15年度の数値は平成15年10月1日現在のものである。

第108表　公立高等学校の状況

区分	平成16年度			平成15年度			増減
	都道府県立	市町村立	合計	都道府県立	市町村立	合計	
学校数	3,813	258	4,071	3,834	259	4,093	△ 22
寄宿舎設置学校数	303	28	331	310	28	338	△ 7

（注）　平成16年度の数値は平成17年5月1日現在のもの、平成15年度の数値は平成16年5月1日現在のものである。

第109表　文化及び体育施設の状況（公立分）

区分			平成16年度			平成15年度			増		減
			都道府県立	市町村立	合計	都道府県立	市町村立	合計	都道府県立	市町村立	合計
文化施設	県民会館 市民会館 公会堂	箇所数	189	3,011	3,200	189	3,006	3,195	－	5	5
		延面積(千㎡)	2,489	10,751	13,240	2,492	10,612	13,104	△ 3	139	136
		専任職員数（人）	2,417	9,790	12,207	2,493	9,775	12,268	△ 76	15	△ 61
	図書館	箇所数	64	2,811	2,875	64	2,685	2,749	－	126	126
		専任職員数（人）	1,884	14,953	16,837	1,916	14,651	16,567	△ 32	302	270
	博物館 総合博物館	箇所数	24	79	103	24	77	101	－	2	2
		専任職員数（人）	432	583	1,015	436	572	1,008	△ 4	11	7
	博物館 科学博物館	箇所数	12	51	63	13	52	65	△ 1	△ 1	△ 2
		専任職員数（人）	349	493	842	347	494	841	2	△ 1	1
	博物館 歴史博物館	箇所数	48	232	280	48	225	273	－	7	7
		専任職員数（人）	642	1,143	1,785	637	1,106	1,743	5	37	42
	博物館 美術博物館	箇所数	51	139	190	51	142	193	－	△ 3	△ 3
		専任職員数（人）	754	895	1,649	763	860	1,623	△ 9	35	26
	博物館 その他	箇所数	14	93	107	13	98	111	1	△ 5	△ 4
		専任職員数（人）	453	1,201	1,654	436	1,172	1,608	17	29	46
	博物館 合計	箇所数	149	594	743	150	594	744	△ 1	－	△ 1
		専任職員数（人）	2,630	4,315	6,945	2,639	4,204	6,843	△ 9	111	102
	青年の家 自然の家	箇所数	184	368	552	186	374	560	△ 2	△ 6	△ 8
		専任職員数（人）	1,313	1,485	2,798	1,378	1,396	2,774	△ 65	89	24
体育施設	体育館	箇所数	196	6,012	6,208	198	6,010	6,208	△ 2	2	－
		専任職員数（人）	741	7,465	8,206	775	7,380	8,155	△ 34	85	51
	陸上競技場	箇所数	100	1,022	1,122	98	1,039	1,137	2	△ 17	△ 15
		専任職員数（人）	187	570	757	192	563	755	△ 5	7	2
	野球場	箇所数	157	3,972	4,129	157	3,983	4,140	－	△ 11	△ 11
		専任職員数（人）	115	988	1,103	113	1,025	1,138	2	△ 37	△ 35
	プール	箇所数	234	4,283	4,517	245	4,345	4,590	△ 11	△ 62	△ 73
		専任職員数（人）	287	2,400	2,687	317	2,339	2,656	△ 30	61	31

（注）　1　平成16年度における箇所数及び延面積は平成17年３月31日現在のもの、専任職員数は平成17年４月１日現在のものである。
　　2　平成15年度における箇所数及び延面積は平成16年３月31日現在のもの、専任職員数は平成16年４月１日現在のものである。

第110表　地方公共団体の職員公舎の状況

区分	平成16年度			平成15年度			増		減
	都道府県	市町村	合計	都道府県	市町村	合計	都道府県	市町村	合計
戸数	74,928	24,742	99,670	75,828	24,683	100,511	△ 900	59	△ 841
延面積（千㎡）	4,218	1,433	5,651	4,238	1,584	5,822	△ 20	△ 151	△ 171

（注）　各年度の数値は各年度末のものである。

第111表　地方公営企業の事業数の状況

その１　事業数調

（各年度末日現在）

区分	平成16年度			平成15年度			増減	
	法適用企業	法非適用企業	合計	法適用企業	法非適用企業	合計	法適用企業	法非適用企業
上水道事業	1,734	－	1,734	1,955	－	1,955	△ 221	－
簡易水道事業	30	1,202	1,232	32	1,555	1,587	△ 2	△ 353
工業用水道事業	148	－	148	152	－	152	△ 4	－
交通事業	67	41	108	73	47	120	△ 6	△ 6
電気事業	33	97	130	33	97	130	－	－
ガス事業	46	－	46	58	－	58	△ 12	－
病院事業	726	－	726	754	－	754	△ 28	－
下水道事業	203	4,139	4,342	185	4,771	4,956	18	△ 632
介護サービス事業	48	697	745	47	798	845	1	△ 101
その他事業	223	1,545	1,768	243	1,676	1,919	△ 20	△ 131
合計	**3,258**	**7,721**	**10,979**	**3,532**	**8,944**	**12,476**	**△ 274**	**△ 1,223**

その２　事業数の推移

（各年度末日現在）

年度	平成８年度	9	10	11	12	13	14	15	16
法適用事業数	3,507	3,522	3,526	3,537	3,539	3,556	3,560	3,532	3,258
法非適用事業数	7,541	7,824	8,055	8,175	9,035	9,055	9,053	8,944	7,721

第112表　地方公営企業の職員数の状況

（単位　人）

区分	全事業の内訳				合計	前年度末職員	増減
	適用区分別		勘定区分別				
	法適用企業職員	法非適用企業職員	損益勘定所属職員	資本勘定所属職員			
上水道事業	57,899	－	51,340	6,559	57,899	59,351	△ 1,452
簡易水道事業	86	2,603	2,457	232	2,689	2,784	△ 95
工業用水道事業	2,190	－	2,081	109	2,190	2,311	△ 121
交通事業	33,390	537	32,856	1,071	33,927	35,609	△ 1,682
電気事業	2,237	180	2,401	16	2,417	2,495	△ 78
ガス事業	1,727	－	1,503	224	1,727	1,853	△ 126
病院事業	235,896	－	235,722	174	235,896	236,254	△ 358
下水道事業	15,729	23,186	22,905	16,010	38,915	40,083	△ 1,168
介護サービス事業	1,262	13,903	15,158	7	15,165	15,548	△ 383
その他事業	4,111	5,478	7,120	2,469	9,589	10,208	△ 619
合計	**354,527**	**45,887**	**373,543**	**26,871**	**400,414**	**406,496**	**△ 6,082**

（注）　平成17年３月31日現在の職員数である。

第113表　地方公営事業決算の状況

（単位　百万円）

区分	平成16年度（A）			平成15年度（B）			増減（A）－（B）		
	収入	支出	差引	収入	支出	差引	収入	支出	差引
地方公営企業	21,168,136	21,592,513	△ 424,377	20,288,046	20,307,040	△ 18,994	880,090	1,285,473	△ 405,383
法適用企業	15,325,093	15,824,680	△ 499,587	14,263,498	14,350,319	△ 86,821	1,061,595	1,474,361	△ 412,766
法非適用企業	5,843,043	5,767,832	75,211	6,024,548	5,956,721	67,827	△ 181,505	△ 188,889	7,384
収益事業	3,402,658	3,420,865	△ 18,207	3,620,337	3,633,307	△ 12,970	△ 217,679	△ 212,442	△ 5,237
国民健康保険事業	10,951,729	10,795,929	155,800	10,587,962	10,440,862	147,100	363,767	355,067	8,700
老人保健医療事業	10,756,400	10,732,219	24,181	10,840,012	10,794,764	45,248	△ 83,612	△ 62,545	△ 21,067
介護保険事業	5,994,162	5,887,098	107,064	5,562,054	5,481,643	80,411	432,108	405,455	26,653
農業共済事業	24,274	22,538	1,736	24,995	23,647	1,348	△ 721	△ 1,109	388
交通災害共済事業	14,379	12,036	2,343	15,554	13,014	2,540	△ 1,175	△ 978	△ 197
公立大学附属病院事業	207,963	208,035	△ 72	234,901	236,699	△ 1,798	△ 26,938	△ 28,664	1,726
合計	**52,519,701**	**52,671,233**	**△ 151,532**	**51,173,861**	**50,930,976**	**242,885**	**1,345,840**	**1,740,257**	**△ 394,417**

（注）　地方公営企業の額の算出については、次による。

1　収入額　法適用：総収益(消費税込み)＋資本的収入
　　法非適用：総収益＋資本的収入＋前年度繰越金

2　支出額　法適用：総費用(消費税込み)－減価償却費＋資本的支出
　　法非適用：総費用＋資本的支出＋積立金＋繰上充用金

第114表　法適用企業決算の状況

その１　損益収支の状況

（単位　百万円・％）

区分	水道事業	工業用水道事業	交通事業	電気事業	ガス事業	病院事業	下水道事業	その他事業	合計
総収益	3,207,857	161,176	819,870	91,564	93,707	4,158,647	1,371,066	1,560,518	11,464,405
経常収益	3,198,380	159,058	794,355	90,104	92,885	4,128,078	1,363,840	997,036	10,823,735
うち料金収入	2,882,934	139,939	655,649	84,839	85,000	3,414,607	690,316	834,131	8,787,414
総費用	2,986,302	141,789	883,274	83,599	99,004	4,284,717	1,325,244	1,451,722	11,255,651
経常費用	2,975,874	140,049	858,256	80,062	95,815	4,259,802	1,322,923	936,962	10,669,742
うち 職員給与費	480,866	20,743	332,648	21,457	12,341	2,002,963	123,122	28,769	3,022,909
うち 減価償却費	792,351	46,954	186,032	20,047	19,983	273,751	453,599	28,766	1,821,484
うち 支払利息	449,976	27,693	155,592	9,562	5,638	123,236	441,497	40,825	1,254,021
経常損益	**222,506**	**19,009**	**△ 63,902**	**10,042**	**△ 2,930**	**△ 131,724**	**40,917**	**60,074**	**153,992**
経常利益	246,247	20,758	13,400	10,587	2,786	25,804	53,205	141,824	514,611
経常損失	23,741	1,749	77,301	545	5,715	157,528	12,288	81,750	360,618
純損益	221,555	19,387	△ 63,404	7,964	△ 5,297	△ 126,071	45,823	108,796	208,754
累積欠損金	131,982	20,911	2,384,383	2,588	34,526	1,682,577	199,251	240,856	4,697,072
不良債務	1,479	−	218,914	−	1,531	76,141	23,277	31,182	352,523
累積欠損金比率	4.4	14.3	344.9	3.0	39.6	46.4	16.8	25.4	48.0
不良債務比率	0.0	−	31.7	−	1.8	2.1	2.0	3.3	3.6
経常収支比率	107.5	113.6	92.6	112.5	96.9	96.9	103.1	106.4	101.4
総事業数	1,766	148	70	33	47	728	203	279	3,274
うち建設中	14	5	1	−	−	−	8	4	32
赤字事業数の割合	19.5	15.4	46.4	3.0	34.0	66.2	42.6	44.0	33.9
累積欠損金を有する事業数の割合	21.9	23.1	62.3	12.1	29.8	78.2	57.4	48.7	39.9

（注）　1　水道事業には、簡易水道事業を含む。以下第115表までにおいて同じ。
　　2　不良債務は、再建債を加算しないものである。
　　3　赤字事業数の割合及び累積欠損金を有する事業数の割合は、建設中を除く全事業数に対する経常損失を生じた事業数の割合である。

その２　経常費用の性質別構成及び対営業収益比率の状況

（単位　百万円・％）

区分	水道事業			工業用水道事業			交通事業			電気事業			ガス事業			病院事業			下水道事業			その他事業			合計		
	金額	構成比	対営業収益比	金額	構成比	対営業収益比	金額	構成比	対営業収益比	金額	構成比	対営業収益比	金額	構成比	対営業収益比	金額	構成比	対営業収益比	金額	構成比	対営業収益比	金額	構成比	対営業収益比	金額	構成比	対営業収益比
職員給与費	480,866	16.4	16.0	20,743	14.9	14.2	332,648	39.0	48.1	21,457	27.3	24.5	12,341	13.5	14.1	2,002,963	47.0	55.2	123,122	9.3	10.4	28,767	3.1	2.5	3,022,909	28.5	30.9
減価償却費	792,351	27.0	26.3	46,954	33.7	32.1	186,032	21.8	26.9	20,047	25.5	22.9	19,983	21.9	22.9	273,751	6.4	7.6	453,599	34.4	38.2	28,766	3.0	3.0	1,821,484	17.2	18.6
支払利息	449,976	15.4	15.0	27,693	19.9	18.9	155,592	18.2	22.5	9,562	12.2	10.9	5,638	6.2	6.5	123,236	2.9	3.4	441,497	33.5	37.2	40,825	4.4	4.3	1,254,021	11.8	12.8
その他	1,206,177	41.2	40.1	44,120	31.5	30.1	179,566	21.0	26.0	27,490	35.0	31.3	53,359	58.4	61.2	1,859,852	43.7	51.3	301,334	22.8	25.3	826,254	89.5	87.5	4,498,146	42.5	46.0
計	**2,929,370**	**100.0**	**97.4**	**139,510**	**100.0**	**95.3**	**853,838**	**100.0**	**123.5**	**78,556**	**100.0**	**89.6**	**91,321**	**100.0**	**104.7**	**4,259,802**	**100.0**	**117.5**	**1,319,552**	**100.0**	**111.1**	**924,612**	**100.0**	**97.3**	**10,596,560**	**100.0**	**108.3**

（注）　1　費用合計は、経常費用から受託工事費、附帯事業費、材料及び不用品売却原価を除いたものである。
　　2　対営業収益比における営業収益は、受託工事収益を除いたものである。

第114表　法適用企業決算の状況（つづき）

その3　資本収支の状況

（単位　百万円・％）

区分	水道事業	工業用水道事業	交通事業	電気事業	ガス事業	病院事業	下水道事業	その他事業	合計
資本的収入額 A	883,215	87,896	456,127	16,542	8,890	490,633	1,049,428	681,753	3,674,483
企業債	471,645	31,401	247,744	1,190	5,406	277,090	590,585	336,109	1,961,172
（うち建設改良のための企業債）	413,935	17,756	164,548	1,190	2,962	273,620	367,555	264,938	1,506,504
他会計出資金	107,414	5,390	65,701	－	－	69,288	68,041	3,942	319,777
他会計借入金	5,968	15,488	10,300	－	－	19,571	10,547	44,889	106,763
他会計補助金	10,640	1,307	49,175	－	18	2,639	62,331	1,722	127,834
その他	287,548	34,310	83,207	15,352	3,466	122,045	317,924	295,091	1,158,937
翌年度に繰り越される支出の財源充当額 B	16,249	109	13,061	－	29	1,578	16,749	4,220	51,995
前年度許可債で当年度収入分 C	5,200	520	5,342	－	－	6,183	32,205	11,397	60,846
純計 A－(B＋C) D	861,766	87,267	437,724	16,542	8,862	482,872	1,000,474	666,136	3,561,642
資本的支出額 E	1,939,200	150,520	658,454	49,272	46,749	685,270	1,600,776	882,743	6,012,983
建設改良費	1,128,840	53,960	309,299	13,444	18,663	378,106	714,668	404,295	3,021,278
（うち職員給与費）	55,414	701	12,000	65	1,007	1,740	36,116	13,160	120,202
企業債償還金	720,312	46,422	303,491	22,084	23,555	238,733	868,837	398,292	2,621,726
（うち建設改良のための企業債償還金）	668,100	41,510	217,956	22,084	23,117	236,749	666,205	374,187	2,249,909
その他	90,048	50,138	45,664	13,744	4,531	68,431	17,271	80,156	369,979
資本的収入が資本的支出に不足する額 F	1,077,865	63,256	221,056	32,730	37,906	204,909	600,814	227,173	2,465,710
補てん財源 G	1,073,010	62,610	165,370	32,730	30,497	187,157	573,490	222,681	2,357,546
補てん財源不足額（F－G） H	4,855	646	55,686	－	7,409	17,752	27,324	4,491	118,165
財源不足率 H／E×100	0.3	0.4	8.5	－	15.8	2.6	1.7	0.5	2.0

（注）　「資本的収入が資本的支出に不足する額」の算出は、「D－E」がマイナスの団体のみを集計したものである。

第114表　法適用企業決算の状況（つづき）

1　資産、負債及び資本に関する調　　（単位　百万円・％）

分	水道事業	工業用水道事業	交通事業	電気事業	ガス事業	病院事業	下水道事業	その他事業	合計
産	30,224,339	2,584,105	7,180,736	723,000	372,184	7,031,323	26,068,398	8,497,125	82,681,210
定資産	27,683,940	2,380,775	6,877,641	558,861	286,754	5,464,243	25,450,687	2,278,286	70,981,189
地造成	－	－	－	－	－	－	－	5,503,289	5,503,289
動資産	2,527,560	202,918	292,650	164,079	67,192	1,454,083	613,335	712,036	6,033,853
延勘定	12,839	411	10,445	60	18,238	112,996	4,375	3,514	162,879
債	1,362,855	293,195	2,169,131	38,316	33,449	744,120	468,534	2,721,625	7,831,224
定負債	765,788	267,620	1,745,945	25,491	13,144	151,489	117,231	1,948,025	5,034,732
動負債	597,068	25,575	423,186	12,824	20,305	592,631	351,304	773,599	2,796,492
本	28,861,484	2,290,910	5,011,605	684,685	338,735	6,287,203	25,599,863	5,775,502	74,849,985
己資本金	6,678,207	477,534	1,648,638	368,534	78,661	2,364,557	2,955,077	2,136,136	16,707,345
入資本金	11,232,058	887,104	3,575,527	203,055	186,800	4,089,170	11,912,274	2,670,267	34,756,254
本剰余金	10,328,602	893,840	2,067,787	44,050	92,915	1,361,868	10,867,966	398,663	26,055,690
益剰余金	622,618	32,432	△2,280,347	69,046	△ 19,642	△1,528,392	△ 135,453	570,434	△2,669,303
本構成比率	58.3	54.3	20.0	66.6	40.8	31.3	52.5	36.6	48.5
対長期資本比率	93.4	93.1	101.8	78.7	81.5	84.9	99.0	29.3	88.9
動比率	423.3	793.4	69.2	1,279.4	330.9	245.4	174.6	91.1	215.8
還額対減価償却	84.3	88.4	117.2	110.2	115.7	86.5	146.9	1,345.7	123.5
に対する企業債金比率	38.8	49.3	55.8	37.3	33.8	10.5	160.4	49.1	39.6
良債務	1,479	－	218,914	－	1,531	76,141	23,277	31,181	352,523
債務比率	－	－	31.7	－	1.8	2.1	2.0	3.3	3.6

不良債務は、再建債を加算しないものである。

第115表　法適用企業の事業別決算の推移

（単位　百万円・％）

区分		平成10年度		11		12		13		14		15		16	
水道事業	経常利益	(1,533)	177,673	(1,535)	174,487	(1,545)	184,701	(1,494)	160,463	(1,556)	180,367	(1,531)	206,635	(1,410)	246,247
	経常損失	(464)	25,593	(467)	33,611	(457)	29,624	(508)	44,776	(440)	30,686	(440)	32,756	(342)	23,741
	累積欠損金		99,651		101,782		110,096		122,985		127,192		133,470		131,982
	赤字事業数の割合		23.2		23.3		22.8		25.4		22.0		22.3		19.5
	累積欠損金比率		3.4		3.5		3.7		4.1		4.2		4.5		4.4
工業用水道事業	経常利益	(109)	12,662	(110)	12,867	(112)	14,588	(114)	16,229	(112)	17,454	(121)	19,556	(121)	20,758
	経常損失	(28)	1,421	(27)	2,631	(29)	2,423	(27)	2,684	(31)	3,843	(23)	6,028	(22)	1,749
	累積欠損金		25,157		22,922		21,980		21,132		21,529		21,617		20,911
	赤字事業数の割合		20.4		19.7		20.6		19.1		21.7		16.0		15.4
	累積欠損金比率		16.9		15.5		14.8		14.0		14.4		14.6		14.3
交通事業	経常利益	(29)	1,252	(28)	978	(28)	2,504	(29)	2,253	(34)	3,058	(38)	11,769	(37)	13,400
	経常損失	(47)	187,193	(47)	187,381	(46)	191,631	(44)	178,316	(39)	156,352	(34)	87,556	(32)	77,301
	累積欠損金		2,176,095		2,342,895		2,574,834		2,556,552		2,691,855		2,324,499		2,384,383
	赤字事業数の割合		61.8		62.7		62.2		60.3		53.4		47.2		46.4
	累積欠損金比率		297.8		326.0		359.9		356.3		380.4		332.2		344.9
電気事業	経常利益	(34)	17,182	(34)	13,386	(34)	13,030	(34)	10,218	(34)	10,611	(32)	10,567	(32)	10,587
	経常損失	(−)	−	(−)	−	(−)	−	(−)	−	(−)	−	(1)	343	(1)	545
	累積欠損金		−		−		260		−		−		335		2,588
	赤字事業数の割合		−		−		−		−		−		3.0		3.0
	累積欠損金比率		−		−		0.3		−		−		0.4		3.0
ガス事業	経常利益	(60)	2,948	(56)	3,124	(59)	3,977	(52)	3,929	(50)	4,276	(47)	3,731	(31)	2,786
	経常損失	(10)	5,103	(13)	5,893	(10)	5,535	(12)	4,458	(11)	4,896	(11)	3,595	(16)	5,715
	累積欠損金		8,023		13,618		19,502		22,225		27,561		29,534		34,526
	赤字事業数の割合		14.3		18.8		14.5		18.8		18.0		19.0		34.0
	累積欠損金比率		8.9		15.1		20.7		24.1		30.0		32.7		39.6
病院事業	経常利益	(308)	23,663	(332)	29,965	(397)	39,609	(389)	40,585	(278)	25,855	(295)	35,478	(246)	25,804
	経常損失	(439)	131,922	(419)	131,595	(359)	110,382	(365)	103,708	(483)	147,893	(457)	128,685	(482)	157,528
	累積欠損金		1,142,933		1,243,513		1,320,093		1,388,212		1,512,317		1,619,023		1,682,577
	赤字事業数の割合		58.8		55.8		47.5		48.4		63.5		60.8		66.2
	累積欠損金比率		32.6		34.7		36.1		37.5		41.5		44.2		46.4
下水道事業	経常利益	(60)	31,199	(64)	27,168	(70)	30,284	(83)	33,653	(90)	36,275	(106)	41,627	(112)	53,205
	経常損失	(49)	35,765	(50)	19,623	(51)	16,941	(58)	13,039	(70)	11,809	(72)	11,221	(83)	12,288
	累積欠損金		173,938		188,858		201,165		205,994		210,087		207,115		199,251
	赤字事業数の割合		45.0		43.9		42.1		41.1		43.8		40.4		42.6
	累積欠損金比率		15.8		16.9		17.8		17.9		18.1		17.8		16.8
その他事業	経常利益	(160)	3,059	(145)	26,950	(149)	20,550	(157)	77,349	(172)	46,063	(167)	70,363	(154)	141,824
	経常損失	(146)	35,713	(153)	42,894	(146)	33,121	(142)	18,384	(121)	21,070	(120)	23,567	(121)	81,750
	累積欠損金		563,153		595,830		626,579		116,062		151,472		162,512		240,856
	赤字事業数の割合		47.7		51.3		49.5		47.5		41.3		41.8		44.0
	累積欠損金比率		193.0		214.8		273.6		24.8		49.2		29.7		25.4
合計	経常利益	(2,293)	296,638	(2,304)	288,925	(2,394)	309,242	(2,352)	344,680	(2,326)	323,961	(2,337)	399,727	(2,143)	514,611
	経常損失	(1,183)	422,709	(1,176)	423,628	(1,098)	389,657	(1,156)	365,367	(1,195)	376,550	(1,158)	293,750	(1,099)	360,618
	累積欠損金		4,188,950		4,509,418		4,874,510		4,433,163		4,742,014		4,498,106		4,697,072
	赤字事業数の割合		34.0		33.8		31.4		33.0		33.9		33.1		33.9
	累積欠損金比率		47.1		50.3		53.9		47.2		51.7		47.9		48.0

（注）　1　（ ）書きは、事業数を示す。ただし、建設中の事業は含まない。

2　赤字事業数とは、経常損失を生じた事業数のことである。

第116表　法非適用企業決算の状況

（単位　百万円・％）

区分		簡易水道事業	交通事業	電気事業	下水道事業	港湾整備事業	市場事業	と畜場事業	観光施設事業	宅地造成事業	有料道路事業	駐車場整備事業	介護サービス事業	合計
収益的収支	総収益 A	110,741	8,193	22,473	1,515,659	66,294	58,489	19,306	56,397	153,975	982	38,197	175,526	2,226,233
	（営業収益）	81,072	4,067	21,835	1,048,398	48,342	37,948	7,172	40,967	128,439	970	30,506	155,350	1,605,066
	総収益のうち 料金収入	78,429	3,965	21,207	668,820	46,341	32,205	6,855	35,828	114,071	952	30,407	153,104	1,192,183
	総収益のうち 他会計繰入金	23,847	1,813	464	417,690	12,566	13,306	11,259	10,632	12,561	9	7,462	16,948	528,558
	総費用 B	90,091	8,046	7,260	1,358,934	41,225	51,761	18,185	52,143	31,548	580	25,814	166,793	1,852,380
	うち 職員給与費	16,573	4,174	1,040	91,801	2,837	12,662	4,545	8,118	2,265	21	614	71,787	216,435
	うち 支払利息	29,478	194	511	658,183	20,067	7,961	1,825	1,758	12,023	199	6,781	4,481	743,461
	収支差引（A－B） C	20,650	147	15,213	156,725	25,069	6,728	1,120	4,254	122,428	402	12,384	8,733	373,852
資本的収支	資本的収入 D	152,445	1,354	1,250	2,769,782	95,375	29,500	8,078	17,302	278,058	54	13,488	28,741	3,395,426
	うち 地方債	68,742	664	577	1,021,339	47,558	9,135	2,876	3,357	177,697	－	1,718	11,798	1,345,461
	うち 他会計繰入金	34,181	567	163	736,813	21,346	14,466	4,147	10,993	65,794	－	9,656	10,051	908,176
	うち 国庫補助金	32,630	82	483	768,213	212	2,763	92	128	8,750	－	857	2,745	816,957
	うち 都道府県補助金	2,536	－	－	25,132	－	803	77	347	1,436	－	320	1,397	32,046
	資本的支出 E	170,477	2,038	15,809	2,939,107	121,353	34,202	8,670	21,566	388,759	1,476	27,068	34,164	3,764,690
	うち 建設改良費	131,108	886	1,951	2,001,340	56,390	16,611	3,342	8,055	223,885	5	4,976	19,937	2,468,487
	うち 地方債償還金	37,329	992	1,833	919,614	63,671	17,241	4,499	10,168	142,904	1,157	19,421	11,384	1,230,214
	うち 他会計繰出金	1,531	6	9,448	6,114	1,240	336	25	918	11,407	314	2,351	1,356	35,047
	収支差引（D－E） F	△ 18,033	△ 684	△ 14,559	△169,326	△ 25,978	△ 4,701	△ 592	△ 4,265	△110,701	△ 1,423	△ 13,580	△ 5,423	△369,265
収支再差引（C＋F） G		2,617	△ 537	654	△ 12,601	△ 909	2,027	529	△ 11	11,726	△ 1,021	△ 1,197	3,310	4,587
形式収支 H		10,791	△ 370	2,013	86,598	3,918	△ 2,210	△ 132	△ 2,225	6,062	7	△ 2,673	10,754	112,532
翌年度に繰り越すべき財源 I		1,202	4	40	39,336	2,033	658	17	540	17,376	－	499	552	62,259
実質収支（H－I）		**9,588**	**△ 374**	**1,973**	**47,261**	**1,884**	**△ 2,868**	**△ 149**	**△ 2,765**	**△ 11,314**	**7**	**△ 3,172**	**10,202**	**50,273**
黒字		11,079	316	1,973	89,333	4,731	1,981	817	3,902	29,471	7	2,444	10,588	156,642
赤字		1,490	689	－	42,072	2,846	4,850	966	6,667	40,786	－	5,617	386	106,369
赤字事業数割合		2.8	22.0	－	3.6	9.7	8.4	5.1	9.4	9.3	－	9.4	4.9	4.7
赤字比率		1.9	17.0	－	4.0	5.9	12.8	13.5	16.3	31.8	－	18.4	0.2	6.7

（注）　1　営業収益は、受託工事収益を除いた額である。
　　2　赤字事業数割合とは、建設中の事業を除いた総事業数に対する実質赤字を生じた事業数の割合である。
　　3　赤字比率とは、営業収益に対する実質赤字額の割合である。

第117表　国民健康保険事業決算の状況

その１　収支の状況

（１）　事業勘定

（単位　百万円）

区分	平成16年度						平成15年度						比較		
	団体数	実質収支(A)	財政措置額			再差引収支(A)−(B)−(C)+(D)	団体数	実質収支(E)	財政措置額			再差引収支(E)−(F)−(G)+(H)	団体数	実質収支	再差引収支
			財政援助額(B)	繰入金(C)	繰出金(D)				財政援助額(F)	繰入金(G)	繰出金(H)				
全市町村	**2,540**	**150,504**	**54,218**	**350,628**	**12,553**	**△241,788**	**3,150**	**143,448**	**54,225**	**361,241**	**11,634**	**△260,384**	**△610**	**7,056**	**18,596**
黒字の団体	1,683	223,950	20,234	44,098	2,995	162,614	2,201	218,974	18,595	44,149	2,274	158,504	△518	4,976	4,110
赤字の団体	857	△ 73,446	33,985	306,530	9,558	△404,402	949	△ 75,526	35,630	317,092	9,359	△418,888	△ 92	2,080	14,486
大都市	13	△ 44,879	7,545	131,582	8,393	△175,612	13	△ 49,282	7,328	141,351	8,381	△189,580	−	4,403	13,968
黒字の団体	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−
赤字の団体	13	△ 44,879	7,545	131,582	8,393	△175,612	13	△ 49,282	7,328	141,351	8,381	△189,580	−	4,403	13,968
中核市	35	△ 48	5,883	31,290	99	△ 37,121	35	△ 7,106	5,637	29,761	3	△ 42,500	−	7,058	5,379
黒字の団体	12	17,383	2,260	7,069	3	8,058	10	11,631	1,710	5,355	3	4,569	2	5,752	3,489
赤字の団体	23	△ 17,431	3,623	24,221	96	△ 45,179	25	△ 18,737	3,927	24,406	−	△ 47,069	△ 2	1,306	1,890
特例市	40	2,693	4,559	29,374	15	△ 31,225	39	△ 96	4,418	27,045	16	△ 31,544	1	2,789	319
黒字の団体	6	3,970	486	2,000	9	1,493	5	2,909	338	1,460	10	1,120	1	1,061	373
赤字の団体	34	△ 1,278	4,072	27,373	6	△ 32,718	34	△ 3,005	4,080	25,585	6	△ 32,664	−	1,727	△ 54
都市	643	85,282	23,267	123,197	1,983	△ 59,200	601	63,027	22,343	120,438	1,037	△ 78,717	42	22,255	19,517
黒字の団体	354	94,788	8,296	19,052	1,094	68,533	297	70,561	6,778	15,209	175	48,749	57	24,227	19,784
赤字の団体	289	△ 9,506	14,971	104,144	889	△127,733	304	△ 7,534	15,565	105,229	862	△127,466	△ 15	△ 1,972	△ 267
町村	1,782	92,934	8,843	34,930	2,063	51,224	2,436	128,512	10,672	42,353	2,197	77,683	△654	△ 35,578	△ 26,459
黒字の団体	1,288	93,270	5,780	15,829	1,889	73,550	1,873	126,038	7,537	21,958	2,086	98,628	△585	△ 32,768	△ 25,078
赤字の団体	494	△ 336	3,063	19,102	174	△ 22,326	563	2,474	3,135	20,395	111	△ 20,945	△ 69	△ 2,810	△ 1,381
一部事務組合	4	908	69	255	−	584	3	605	51	293	−	261	1	303	323
黒字の団体	3	784	43	148	−	593	2	484	46	166	−	272	1	300	321
赤字の団体	1	124	26	108	−	△ 9	1	122	6	127	−	△ 11	−	2	2
特別区	23	13,614	4,053	−	−	9,561	23	7,787	3,775	−	−	4,012	−	5,827	5,549
黒字の団体	20	13,755	3,368	−	−	10,387	14	7,351	2,186	−	−	5,165	6	6,404	5,222
赤字の団体	3	△ 140	685	−	−	△ 826	9	436	1,589	−	−	△ 1,153	△ 6	△ 576	327

（注）　「黒字の団体」、「赤字の団体」の区分は、再差引収支による。

（２）直診勘定

（単位　百万円）

区分	平成16年度				平成15年度				比較		
	団体数	実質収支(A)	財政措置額(B)	再差引収支(A)−(B)	団体数	実質収支(C)	財政措置額(D)	再差引収支(C)−(D)	団体数	実質収支	再差引収支
全市町村	**472**	**1,738**	**12,168**	**△ 10,430**	**570**	**1,456**	**12,963**	**△ 11,507**	**△ 98**	**282**	**1,077**
黒字の団体	430	5,128	10,637	△ 5,509	528	5,149	11,490	△ 6,341	△ 98	△ 21	832
赤字の団体	42	△ 3,390	1,531	△ 4,921	42	△ 3,693	1,473	△ 5,166	−	303	245
中核市	7	193	347	△ 155	5	121	242	△ 121	2	72	△ 34
黒字の団体	7	193	347	△ 155	5	121	242	△ 121	2	72	△ 34
赤字の団体	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−
特例市	8	71	189	△ 119	5	12	60	△ 48	3	59	△ 71
黒字の団体	8	71	189	△ 119	5	12	60	△ 48	3	59	△ 71
赤字の団体	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−
都市	114	822	2,936	△ 2,113	65	△ 178	1,507	△ 1,685	49	1,000	△ 428
黒字の団体	107	1,434	2,623	△ 1,189	60	393	1,173	△ 779	47	1,041	△ 410
赤字の団体	7	△ 612	312	△ 924	5	△ 571	335	△ 906	2	△ 41	△ 18
町村	341	611	8,696	△ 8,085	492	1,438	11,154	△ 9,716	△ 151	△ 827	1,631
黒字の団体	307	3,382	7,477	△ 4,095	455	4,560	10,015	△ 5,455	△ 148	△ 1,178	1,360
赤字の団体	34	△ 2,771	1,219	△ 3,990	37	△ 3,122	1,139	△ 4,260	△ 3	351	270
一部事務組合	2	42	−	42	3	63	−	63	△ 1	△ 21	△ 21
黒字の団体	1	48	−	48	3	63	−	63	△ 2	△ 15	△ 15
赤字の団体	1	△ 7	−	△ 7	−	−	−	−	1	△ 7	△ 7

（注）　「黒字の団体」、「赤字の団体」の区分は、実質収支による。

第117表　国民健康保険事業決算の状況（つづき）

2　歳入歳出内訳
)　事業勘定
ア　歳　　入

（単位　百万円・%）

区　　分	平成16年度	平成15年度	増　減　額	決算額構成比		増　減　率	
				16年度	15年度	16年度	15年度
険　　税（料）	3,518,803	3,427,812	90,991	32.4	32.6	2.7	1.2
うち退職被保険者分	657,445	583,967	73,478	6.0	5.6	12.6	11.0
部　負　担　金	7	5	2	0.0	0.0	40.0	△ 98.8
うち退職被保険者分	1	1	−	0.0	0.0	−	−
庫　支　出　金	**3,729,851**	3,658,524	71,327	34.3	34.8	1.9	7.7
療養給付費等負担金	2,904,448	2,838,789	65,659	26.7	27.0	2.3	5.8
財政調整交付金等	825,403	819,734	5,669	7.6	7.8	0.7	14.9
養給付費交付金	1,830,929	1,610,073	220,856	16.8	15.3	13.7	30.5
道府県支出金	**65,762**	65,410	352	0.6	0.6	0.5	222.3
財源補てん的なもの	54,218	54,225	△　7	0.5	0.5	△ 0.0	268.7
その他のもの	11,544	11,185	359	0.1	0.1	3.2	100.2
同事業交付金	203,738	193,223	10,515	1.9	1.8	5.4	72.9
会計繰入金	**1,158,080**	1,146,118	11,962	10.7	10.9	1.0	11.2
財源補てん的なもの	350,628	361,241	△ 10,613	3.2	3.4	△ 2.9	0.8
保険基盤安定制度に係るもの	423,623	402,554	21,069	3.9	3.8	5.2	36.9
高医療費基準超過額に係るもの	2,190	1,932	258	0.0	0.0	13.4	4.9
その他のもの	381,639	380,391	1,248	3.6	3.7	0.3	1.0
金　繰　入　金	84,973	96,017	△ 11,044	0.8	0.9	△ 11.5	47.2
越　　金	244,459	278,355	△ 33,896	2.2	2.6	△ 12.2	△ 14.4
の他の収入	33,479	29,031	4,448	0.3	0.5	15.3	1.3
入　合　計	**10,870,081**	**10,504,568**	**365,513**	**100.0**	**100.0**	**3.5**	**9.4**

第117表　国民健康保険事業決算の状況（つづき）

その2　歳入歳出内訳（つづき）

（1）　事業勘定（つづき）

イ　歳　　出

（単位　百万円　%）

区　　分	平成16年度	平成15年度	増　減　額	決算額構成比		増　減　率	
				16年度	15年度	16年度	15年度
総　務　費	231,322	230,224	1,098	2.2	2.2	0.5	△ 3.3
一　般　管　理　費	147,336	145,871	1,465	1.4	1.4	1.0	△ 2.9
賦　課　徴　収　費	59,148	59,939	△ 791	0.6	0.6	△ 1.3	△ 2.0
連　合　会　負　担　金	6,050	5,945	105	0.1	0.1	1.8	△ 0.4
そ　の　他　の　総　務　費	18,788	18,469	319	0.1	0.1	1.7	△ 10.9
保　険　給　付　費	6,825,309	6,314,855	510,454	63.7	61.0	8.1	17.7
療　養　諸　費　等	6,643,097	6,128,301	514,796	62.0	59.2	8.4	18.1
そ　の　他　の　給　付　費	158,376	163,874	△ 5,498	1.5	1.6	△ 3.4	6.6
診療報酬審査支払手数料	23,836	22,680	1,156	0.2	0.2	5.1	2.9
老　人　保　健　拠　出　金	2,589,654	2,892,035	△ 302,381	24.2	27.9	△ 10.5	△ 5.1
老人保健医療費拠出金	2,555,666	2,855,689	△ 300,023	23.8	27.6	△ 10.5	△ 5.2
老人保健事務費拠出金	33,988	36,345	△ 2,357	0.3	0.4	△ 6.5	1.7
介　護　給　付　費　納　付　金	621,843	515,993	105,850	5.8	5.0	20.5	17.0
共　同　事　業　拠　出　金	201,291	191,169	10,122	1.9	1.8	5.3	165.9
共同事業医療費拠出金	200,831	190,829	10,002	1.9	1.8	5.2	166.1
共同事業事務費拠出金	151	218	△ 67	0.0	0.0	△ 30.7	60.3
その他の共同事業拠出金	309	122	187	0.0	0.0	153.3	154.2
保　健　事　業　費	44,325	43,701	624	0.4	0.4	1.4	2.7
繰　出　金	19,829	18,558	1,271	0.2	0.2	6.8	28.1
財源補てん的なもの	12,553	11,634	919	0.1	0.1	7.9	38.2
そ　の　他　の　も　の	7,276	6,924	352	0.1	0.1	5.1	14.1
基　金　積　立　金	31,125	25,143	5,982	0.3	0.2	23.8	△ 24.7
公　債　費	516	551	△ 35	0.0	0.0	△ 6.4	4.0
元　利　償　還　金	164	186	△ 22	0.0	0.0	△ 11.8	0.5
一　時　借　入　金　利　子	352	365	△ 13	0.0	0.0	△ 3.6	5.8
前　年　度　繰　上　充　用　金	117,729	97,408	20,321	1.1	0.9	20.9	18.5
そ　の　他　の　支　出	33,219	29,550	3,669	0.2	0.4	12.4	△ 53.9
歳　出　合　計	**10,716,162**	**10,359,187**	**356,975**	**100.0**	**100.0**	**3.4**	**10.2**

6,920,541

第117表　国民健康保険事業決算の状況（つづき）

)2　歳入歳出内訳（つづき）

:)　直診勘定

ア　歳　入

（単位　百万円・%）

区分	平成16年度	平成15年度	増減額	決算額構成比		増減率	
				16年度	15年度	16年度	15年度
療収入	53,359	55,266	△ 1,907	65.4	66.3	△ 3.5	△ 3.0
庫支出金	1,836	1,854	△ 18	2.2	2.2	△ 1.0	0.4
財政調整交付金	1,646	1,805	△ 159	2.0	2.2	△ 8.8	7.1
その他	190	49	141	0.2	0.0	287.8	△ 69.6
道府県支出金	316	599	△ 283	0.4	0.7	△ 47.2	6.4
会計繰入金	13,617	13,434	183	16.7	16.1	1.4	4.3
普通会計からのもの	11,829	11,341	488	14.5	13.6	4.3	△ 1.5
事業勘定からのもの	1,651	1,953	△ 302	2.0	2.3	△ 15.5	65.2
その他の会計からのもの	137	140	△ 3	0.2	0.2	△ 2.1	△ 20.9
金繰入金	2,611	1,527	1,084	3.2	1.8	71.0	△ 39.7
越金	5,191	5,239	△ 48	6.4	6.3	△ 0.9	△ 10.8
方債	2,438	3,650	△ 1,212	3.0	4.4	△ 33.2	56.0
の他の収入	2,280	1,825	455	2.7	2.2	24.9	△ 7.9
歳入合計	**81,648**	**83,394**	**△ 1,746**	**100.0**	**100.0**	**△ 2.1**	**△ 1.9**

イ　歳　出

（単位　百万円・%）

区分	平成16年度	平成15年度	増減額	決算額構成比		増減率	
				16年度	15年度	16年度	15年度
務費	39,335	40,115	△ 780	49.3	49.1	△ 1.9	△ 2.6
業費	26,396	27,350	△ 954	33.1	33.5	△ 3.5	△ 3.2
設整備費	4,356	5,631	△ 1,275	5.5	6.9	△ 22.6	27.5
出金	1,449	471	978	1.8	0.6	207.6	△ 72.6
普通会計に対するもの	1,118	360	758	1.4	0.4	210.6	93.5
事業勘定に対するもの	141	40	101	0.2	0.0	252.5	122.2
その他の会計に対するもの	190	71	119	0.2	0.2	167.6	△ 95.3
金積立金	743	627	116	0.9	0.8	18.5	−
債費	3,489	3,496	△ 7	4.4	4.3	△ 0.2	5.2
元利償還金	3,473	3,480	△ 7	4.4	4.3	△ 0.2	5.2
一時借入金利子	17	16	1	0.0	0.0	6.3	△ 5.9
年度繰上充用金	3,618	3,739	△ 121	4.5	4.6	△ 3.2	4.4
の他の支出	381	245	136	0.5	0.2	55.5	23.1
歳出合計	**79,767**	**81,674**	**△ 1,907**	**100.0**	**100.0**	**△ 2.3**	**△ 2.0**

第118表　老人保健医療事業決算の状況

その１　収支の状況

（単位　百万円）

区分	平成16年度						平成15年度		比較	
	団体数 (A)	歳入合計 (B)	歳出合計 (C)	歳入歳出差引 (B)－(C) (D)	繰越等 (E)	実質収支 (D)－(E) (F)	団体数 (G)	実質収支 (H)	団体数 (A)－(G)	実質収支 (F)－(H)
市町村	**2,537**	**10,756,400**	**10,732,219**	**24,181**	**886**	**23,295**	**3,151**	**44,143**	**△ 614**	**△ 20,848**
黒字の団体	1,983	6,940,537	6,887,618	52,919	436	52,483	2,648	61,507	△ 665	△ 9,024
赤字の団体	554	3,815,863	3,844,601	△ 28,738	450	△ 29,188	503	△ 17,364	51	△ 11,824

その２　歳入歳出内訳

（１）　歳　　入

（単位　百万円・％）

区分	平成16年度		平成15年度		増減額	増減率
支払基金交付金	6,681,792	62.1	7,123,199	65.7	△ 441,407	△ 6.2
医療費交付金	6,640,862	61.7	7,078,971	65.3	△ 438,109	△ 6.2
審査支払手数料交付金	40,930	0.4	44,229	0.4	△ 3,299	△ 7.5
国庫支出金	**2,604,020**	24.2	2,375,028	21.9	228,992	9.6
都道府県支出金	**660,977**	6.1	590,750	5.4	70,227	11.9
他会計繰入金	729,110	6.8	662,028	6.1	67,082	10.1
医療費に係るもの	688,915	6.4	622,828	5.7	66,087	10.6
その他のもの	40,195	0.4	39,200	0.4	995	2.5
繰越金	61,680	0.6	69,543	0.6	△ 7,863	△ 11.3
その他の収入	18,821	0.2	19,464	0.3	△ 643	△ 3.3
歳入合計	**10,756,400**	**100.0**	**10,840,012**	**100.0**	**△ 83,612**	**△ 0.8**

7,491,403

（２）　歳　　出

（単位　百万円・％）

区分	平成16年度		平成15年度		増減額	増減率
総務費	31,803	0.3	32,270	0.3	△ 467	△ 1.4
人件費	20,440	0.2	20,033	0.2	407	2.0
その他	11,363	0.1	12,237	0.1	△ 874	△ 7.1
医療諸費	10,620,602	99.0	10,674,700	98.9	△ 54,098	△ 0.5
医療給付費等	10,339,882	96.3	10,396,469	96.3	△ 56,587	△ 0.5
医療費	221,506	2.1	219,527	2.0	1,979	0.9
老人保健施設療養費	1,785	0.0	1,615	0.0	170	10.5
老人訪問看護療養費	15,203	0.1	14,192	0.1	1,011	7.1
審査支払手数料	42,226	0.4	42,897	0.4	△ 671	△ 1.6
繰出金	33,417	0.3	30,374	0.3	3,043	10.0
前年度繰上充用金	17,959	0.2	16,571	0.2	1,388	8.4
その他の支出	28,438	0.2	40,849	0.3	△ 12,411	△ 30.4
歳出合計	**10,732,219**	**100.0**	**10,794,764**	**100.0**	**△ 62,545**	**△ 0.6**

（注）　特定療養費は、「医療給付費等」に含まれている。

7,467,222

第119表　介護保険事業決算の状況

1　収支の状況

)　保険事業勘定

（単位　百万円）

分	平成16年度						平成15年度						比較		
	団体数	実質収支(A)	財政措置額			再差引収支(A)−(B)−(C)+(D)	団体数	実質収支(E)	財政措置額			再差引収支(E)−(F)−(G)+(H)	団体数	実質収支	再差引収支
			財政援助額(B)	繰入金(C)	繰出金(D)				財政援助額(F)	繰入金(G)	繰出金(H)				
町村	**2,252**	**104,256**	**4,198**	**7,053**	**1,531**	**94,536**	**2,734**	**77,720**	**5,624**	**7,489**	**2,568**	**67,175**	**△482**	**26,536**	**27,361**
の団体	2,129	102,441	322	2,308	1,488	101,299	2,526	76,925	87	2,274	2,481	77,045	△397	25,516	24,254
の団体	123	1,815	3,876	4,745	43	△ 6,763	208	794	5,536	5,215	87	△ 9,870	△ 85	1,021	3,107

「黒字の団体」、「赤字の団体」の区分は、再差引収支による。

)　介護サービス事業勘定

（単位　百万円）

分	平成16年度				平成15年度				比較		
	団体数	実質収支(A)	財政措置額(B)	再差引収支(A)−(B)	団体数	実質収支(C)	財政措置額(D)	再差引収支(C)−(D)	団体数	実質収支	再差引収支
町村	**452**	**637**	**24,007**	**△ 23,369**	**535**	**375**	**24,182**	**△ 23,807**	**△ 83**	**262**	**438**
の団体	428	776	23,869	△ 23,093	520	955	24,164	△ 23,209	△ 92	△ 179	116
の団体	24	△ 138	138	△ 276	15	△ 581	17	△ 598	9	443	322

「黒字の団体」、「赤字の団体」の区分は、実質収支による。

2　歳入歳出内訳

)　保険事業勘定

ア　歳　入

（単位　百万円・%）

分	平成16年度	平成15年度	増減額	決算額構成比		増減率	
				16年度	15年度	16年度	15年度
険料	956,126	939,330	16,796	16.1	17.0	1.8	16.5
庫支出金	**1,423,964**	1,346,668	77,296	23.9	24.4	5.7	15.7
護給付費負担金	1,138,139	1,048,859	89,280	19.1	19.0	8.5	15.9
整交付金	283,347	261,627	21,720	4.8	4.7	8.3	15.8
務費交付金	−	30,415	△ 30,415	−	0.6	皆減	4.6
の他の補助金	2,478	5,767	△ 3,289	0.0	0.1	△ 57.0	71.7
払基金交付金	1,796,481	1,646,693	149,788	30.2	29.8	9.1	7.1
道府県支出金	**704,967**	644,925	60,042	11.8	11.7	9.3	8.6
源補てん的なもの	4,198	5,624	△ 1,426	0.1	0.1	△ 25.4	△ 36.9
うち財政安定化基金支出金	−	31	△ 31	−	0.0	皆減	△ 97.5
の他のもの	700,769	639,301	61,468	11.7	11.6	9.6	9.3
財政安定化事業交付金	423	179	244	0.0	0.0	136.3	△ 60.6
会計繰入金	**920,787**	836,829	83,958	15.5	15.2	10.0	5.0
源補てん的なもの	7,053	7,489	△ 436	0.1	0.1	△ 5.8	△ 17.9
般会計からのもの12.5%	696,161	637,767	58,394	11.7	11.6	9.2	9.2
の他のもの	217,573	191,573	26,000	3.7	3.5	13.6	△ 5.8
金繰入金	53,827	27,349	26,478	0.9	0.5	96.8	△ 38.5
越金	72,687	63,791	8,896	1.2	1.2	13.9	△ 35.7
方債	14,933	5,127	9,806	0.3	0.1	191.3	△ 82.4
うち財政安定化基金貸付金	14,890	4,321	10,569	0.3	0.1	244.6	△ 84.9
の他の収入	9,663	8,672	991	0.1	0.1	11.4	36.8
入合計	**5,953,858**	**5,519,563**	**434,295**	**100.0**	**100.0**	**7.9**	**8.7**

3,824,927

第119表　介護保険事業決算の状況（つづき）

その２　歳入歳出内訳（つづき）

（１）　保険事業勘定（つづき）

イ　歳　出

（単位　百万円・％）

区分	平成16年度	平成15年度	増減額	決算額構成比		増減率	
				16年度	15年度	16年度	15年度
総務費	214,715	221,031	△ 6,316	3.7	4.1	△ 2.9	△ 6.5
保険給付費	5,558,252	5,110,862	447,390	95.1	94.0	8.8	9.6
介護諸費等	5,534,769	5,087,723	447,046	94.7	93.5	8.8	9.5
その他の給付費	15,187	14,312	875	0.3	0.3	6.1	75.1
審査支払手数料	8,296	8,827	△ 531	0.1	0.2	△ 6.0	5.4
財政安定化基金拠出金	5,153	5,400	△ 247	0.1	0.1	△ 4.6	△ 76.0
相互財政安定化事業負担金	253	184	69	0.0	0.0	37.5	△ 47.1
保健福祉事業費	382	350	32	0.0	0.0	9.1	△ 8.1
繰出金	10,005	12,521	△ 2,516	0.2	0.2	△ 20.1	7.1
財源補てん的なもの	1,531	2,568	△ 1,037	0.0	0.0	△ 40.4	28.7
その他のもの	8,474	9,953	△ 1,479	0.2	0.2	△ 14.9	2.6
基金積立金	31,635	53,663	△ 22,028	0.5	1.0	△ 41.0	19.7
公債費	7,905	10,618	△ 2,713	0.1	0.2	△ 25.6	3,404.3
元利償還金	7,889	10,598	△ 2,709	0.1	0.2	△ 25.6	3,698.6
一時借入金利子	16	19	△ 3	0.0	0.0	△ 15.8	△ 20.8
前年度繰上充用金	493	5,786	△ 5,293	0.0	0.1	△ 91.5	1,160.6
その他の支出	18,716	19,157	△ 441	0.3	0.3	△ 2.3	△ 39.7
歳出合計	**5,847,509**	**5,439,572**	**407,937**	**100.0**	**100.0**	**7.5**	**8.6**

3,7,8,578

18,106,349

18,116,063億円

第119表　介護保険事業決算の状況（つづき）

その２　歳入歳出内訳（つづき）

（２）　介護サービス事業勘定

ア　歳　入

（単位　百万円・％）

区分	平成16年度	平成15年度	増減額	決算額構成比		増減率	
				16年度	15年度	16年度	15年度
サービス収入	9,747	11,593	△ 1,846	24.2	27.3	△ 15.9	△ 0.7
分担金及び負担金	244	152	92	0.6	0.4	60.5	△ 3.8
使用料及び手数料	111	164	△ 53	0.3	0.4	△ 32.3	△ 7.3
国庫支出金	728	1,082	△ 354	1.8	2.5	△ 32.7	58.7
都道府県支出金	524	436	88	1.3	1.0	20.2	△ 42.5
財産収入	0	0	－	0.0	0.0	－	△100.0
寄附金	1	2	△ 1	0.0	0.0	△ 50.0	△ 50.0
他会計繰入金	24,409	24,869	△ 460	60.6	58.5	△ 1.8	12.5
普通会計からのもの	24,319	24,744	△ 425	60.3	58.2	△ 1.7	12.6
保険事業勘定からのもの	54	87	△ 33	0.1	0.2	△ 37.9	△ 13.9
その他の会計からのもの	36	38	△ 2	0.1	0.1	△ 5.3	18.8
基金繰入金	106	26	80	0.3	0.1	307.7	△ 18.8
繰越金	783	755	28	1.9	1.8	3.7	△ 7.2
地方債	2,984	3,119	△ 135	7.4	7.3	△ 4.3	△ 15.2
その他の収入	667	293	374	1.6	0.7	127.6	△ 50.3
歳入合計	**40,304**	**42,491**	**△ 2,187**	**100.0**	**100.0**	**△ 5.1**	**4.4**

イ　歳　出

（単位　百万円・％）

区分	平成16年度	平成15年度	増減額	決算額構成比		増減率	
				16年度	15年度	16年度	15年度
総務費	6,770	6,115	655	17.1	14.5	10.7	3.7
サービス事業費	10,663	12,626	△ 1,963	26.9	30.0	△ 15.5	2.4
施設整備費	5,762	7,651	△ 1,889	14.6	18.2	△ 24.7	△ 9.4
基金積立金	303	116	187	0.8	0.3	161.2	△ 50.6
公債費	15,591	14,438	1,153	39.4	34.3	8.0	21.1
元利償還金	15,590	14,438	1,152	39.4	34.3	8.0	21.1
一時借入金利子	1	1	－	0.0	0.0	－	－
他会計繰出金	402	688	△ 286	1.0	1.6	△ 41.6	89.5
普通会計に対するもの	330	587	△ 257	0.8	1.4	△ 43.8	122.3
保険事業勘定に対するもの	43	41	2	0.1	0.1	4.9	△ 10.9
その他の会計に対するもの	29	60	△ 31	0.1	0.1	△ 51.7	13.2
前年度繰上充用金	－	0	△ 0	－	0.0	皆減	△100.0
その他の支出	98	438	△ 340	0.2	1.1	△ 77.6	78.0
歳出合計	**39,589**	**42,072**	**△ 2,483**	**100.0**	**100.0**	**△ 5.9**	**6.7**

第120表 収 益 事 業 決 算 の 状 況

その１ 収支の状況（団体別）

（単位 百万円）

区分	平成16年度 団体数 (A)	歳入合計 (B)	歳出合計 (C)	歳入歳出差引 (B)−(C) (D)	翌年度に繰り越すべき財源 (E)	繰入金 (F)	繰出金 (G)	未収金 (H)	未払金 (I)	再差引 (D)-(E)-(F)+(G)+(H)-(I) (J)	平成15年度 団体数 (K)	再差引 (L)	比較 団体数 (A)-(K)	再差引 (J)−(L)
都道府県	47	606,267	596,255	10,012	−	6,050	359,472	1	−	363,436	47	369,936	−	△ 6,500
黒字の団体	47	606,267	596,255	10,012	−	6,050	359,472	1	−	363,436	47	369,936	−	△ 6,500
赤字の団体	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−
市町村	122	2,796,390	2,824,610	△ 28,220	1,235	27,857	106,736	3,615	9,759	43,279	138	53,183	△ 16	△ 9,904
黒字の団体	72	1,671,034	1,646,817	24,217	588	3,973	105,590	298	588	124,956	91	129,225	△ 19	△ 4,269
赤字の団体	50	1,125,357	1,177,793	△ 52,437	647	23,884	1,146	3,317	9,172	△ 81,677	47	△ 76,042	3	△ 5,635
合計	**169**	**3,402,658**	**3,420,865**	**△ 18,208**	**1,235**	**33,907**	**466,208**	**3,616**	**9,759**	**406,715**	**185**	**423,119**	**△ 16**	**△ 16,404**
黒字の団体	119	2,277,301	2,243,072	34,229	588	10,022	465,062	299	588	488,392	138	499,161	△ 19	△ 10,769
赤字の団体	50	1,125,357	1,177,793	△ 52,437	647	23,884	1,146	3,317	9,172	△ 81,677	47	△ 76,042	3	△ 5,635

その２ 収支の状況（事業別）

（単位 百万円 %）

区分	競馬事業	自転車競走事業	小型自動車競走事業	モーターボート競走事業	宝くじ事業	合計
歳入合計 (A)	**435,158**	**998,830**	**120,486**	**1,395,934**	**452,250**	**3,402,658**
歳出合計 (B)	**473,160**	**993,326**	**123,618**	**1,381,338**	**449,423**	**3,420,865**
歳入歳出差引 (A)−(B) (C)	△ 38,002	5,504	△ 3,132	14,596	2,826	△ 18,208
翌年度に繰り越すべき財源 (D)	−	623	−	612	−	1,235
繰入金 (E)	14,172	11,801	984	6,950	−	33,907
繰出金 (F)	287	6,741	300	11,613	447,267	466,208
未収金 (G)	1,156	40	−	2,419	−	3,616
未払金 (H)	3,716	38	−	6,005	−	9,759
再差引 (C)−(D)−(E)+(F)+(G)−(H) (I)	**△ 54,447**	**△ 177**	**△ 3,816**	**15,061**	**450,093**	**406,715**
車馬券等売上額 (J)	387,674	915,395	113,297	1,030,667	1,049,278	3,496,311
収益率 (I)/(J)×100	△ 14.0	△ 0.0	△ 3.4	1.5	42.9	11.6
前年度収益率	△ 11.1	1.1	△ 1.9	1.0	43.1	11.3
施行団体数	59	87	8	168	60	382
都道府県	14	9	2	1	47	73
市町村	45	78	6	167	13	309

（注） 1 施行団体数は、平成16年４月１日現在の団体数である。
2 施行団体数は、１団体が２以上の事業を実施している場合はそれぞれの事業ごとに１団体としている。
3 宝くじ事業の車馬券等売上額は、消化額を計上している。

第120表 収 益 事 業 決 算 の 状 況（つづき）

3　収益金繰入金の使途状況

（単位　百万円）

区分	収益金繰入額	左の内訳								
		民生費	衛生費	土木費	農林水産業費	商工費	教育費	災害復旧費	その他	公営事業会計へ繰出し
馬事業	1,335	52	7	496	−	−	425	−	355	−
道府県	154	−	−	−	−	−	−	−	154	−
町村	1,181	52	7	496	−	−	425	−	201	−
、車競走事業	5,830	198	241	2,536	106	26	1,646	78	619	380
道府県	646	17	60	346	−	−	−	73	150	−
町村	5,184	181	181	2,190	106	26	1,646	5	469	380
自動車競走事業	300	163	−	−	−	−	100	−	37	−
道府県	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−
町村	300	163	−	−	−	−	100	−	37	−
ーボート競走事業	10,074	1,257	564	3,095	43	38	3,017	0	1,543	517
道府県	200	−	−	65	−	22	80	−	33	−
町村	9,874	1,257	564	3,030	43	16	2,937	0	1,510	517
くじ事業	447,251	48,402	21,690	164,699	8,713	14,196	64,702	131	124,629	89
道府県	357,914	40,345	8,766	143,744	7,920	12,337	27,895	131	116,776	−
町村	89,337	8,056	12,924	20,954	793	1,860	36,806	−	7,855	89
計	(100.0) 464,790	(10.8) 50,071	(4.8) 22,501	(36.8) 170,824	(1.9) 8,862	(3.1) 14,260	(15.0) 69,890	(0.0) 209	(27.4) 127,187	(0.2) 986
都道府県	358,914	40,362	8,825	144,155	7,920	12,359	27,975	204	117,114	−
市町村	105,876	9,708	13,675	26,669	942	1,901	41,915	5	10,075	986

合計の（ ）書きは、構成比（%）である。

第121表　公立大学附属病院事業決算の状況

（単位　百万円　%）

区分	平成16年度			平成15年度合計額	比較	
	都道府県	大都市	合計額		増減額	増減率
総収益(A)	103,603	79,498	183,100	182,143	957	0.5
総費用(B)	101,713	78,923	180,636	181,410	△ 774	△ 0.4
資本的収入(C)	15,125	9,738	24,863	52,758	△ 27,895	△ 52.9
資本的支出(D)	17,121	10,279	27,399	55,289	△ 27,890	△ 50.4
収支差引(A)−(B)+(C)−(D)(E)	△ 106	33	△ 73	△ 1,797	1,724	95.9
積立金(F)	109	60	169	88	81	92.0
繰越金(G)	2,229	250	2,479	3,191	△ 712	△ 22.3
前年度繰上充用金(H)	−	194	194	951	△ 757	△ 79.6
形式収支(E)−(F)+(G)−(H)(I)	2,013	29	2,042	354	1,688	476.8
翌年度に繰り越すべき財源(J)	65	−	65	146	△ 81	△ 55.5
実質収支(I)−(J)	**1,948**	**29**	**1,977**	**208**	**1,769**	**850.5**

第122表　農業共済事業決算の状況

（単位　百万円）

区分	平成16年度 団体数 (A)	歳入合計 (B)	歳出合計 (C)	歳入歳出差引 (B)−(C) (D)	支払準備金積立額 (E)	責任準備金積立額 (F)	繰入金 (G)	繰出金 (H)	未収金 (I)	未払金 (J)	再差引 (D)−(E)−(F)−(G)+(H)+(I)−(J) (K)	平成15年度 団体数 (L)	平成15年度 再差引 (M)	比較 団体数 (A)−(L)	比較 再差引 (K)−(M)
市町村	**80**	**24,274**	**22,538**	**1,735**	**149**	**730**	**578**	**245**	**851**	**1,497**	△ 122	**87**	△ 650	△ 7	**528**
黒字の団体	38	12,448	11,006	1,443	31	425	147	181	424	357	1,087	39	916	△ 1	171
赤字の団体	42	11,825	11,533	292	118	305	430	64	427	1,140	△ 1,210	48	△1,567	△ 6	357

第123表　交通災害共済事業（直営方式）決算の状況

（単位　百万円）

区分	平成16年度 団体数 (A)	歳入合計 (B)	歳出合計 (C)	歳入歳出差引 (B)−(C) (D)	未経過共済掛金 (E)	繰入金 (F)	繰出金 (G)	未収金 (H)	未払金 (I)	再差引 (D)−(E)−(F)+(G)+(H)−(I) (J)	平成15年度 団体数 (K)	平成15年度 再差引 (L)	比較 団体数 (A)−(K)	比較 再差引 (J)−(L)
都道府県	2	754	752	2	479	−	−	−	−	△ 477	2	△ 518	−	41
黒字の団体	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−
赤字の団体	2	754	752	2	479	−	−	−	−	△ 477	2	△ 518	−	41
市町村	174	13,625	11,283	2,341	801	309	752	−	0	1,983	187	1,511	△ 13	472
黒字の団体	130	10,985	8,851	2,133	124	71	752	−	−	2,690	140	2,327	△ 10	363
赤字の団体	44	2,640	2,432	208	677	238	−	−	0	△ 708	47	△ 817	△ 3	109
合計	**176**	**14,379**	**12,036**	**2,343**	**1,281**	**309**	**752**	−	**0**	**1,505**	**189**	**993**	△ 13	**512**
黒字の団体	130	10,985	8,851	2,133	124	71	752	−	−	2,690	140	2,327	△ 10	363
赤字の団体	46	3,394	3,184	210	1,157	238	−	−	0	△ 1,185	49	△ 1,334	△ 3	149

第124表 企 業 債 等 の 状 況

（単位 百万円）

区分	平成16年度償還額			平成16年度末現在高
	元金	利子	計	
方公営企業	3,851,940	1,976,743	5,828,683	60,947,739
法適用企業	2,621,726	1,234,205	3,855,931	35,492,851
水道事業	720,312	449,089	1,169,401	11,167,507
工業用水道事業	46,422	27,515	73,937	674,202
交通事業	303,491	148,127	451,618	4,474,926
電気事業	22,084	9,554	31,638	203,041
ガス事業	23,555	5,626	29,181	186,417
病院事業	238,733	121,529	360,262	4,045,025
下水道事業	868,837	441,202	1,310,039	11,971,315
その他事業	398,292	31,563	429,855	2,770,418
法非適用企業	1,230,214	742,538	1,972,752	25,454,888
簡易水道事業	37,329	29,439	66,768	1,018,323
交通事業	992	190	1,182	8,640
下水道事業	919,614	657,686	1,577,300	21,136,829
その他事業	272,279	55,223	327,502	3,291,096
民健康保険事業	2,808	828	3,637	34,837
人医療事業	－	－	－	－
護保険事業	18,591	4,889	23,480	219,916
益質屋事業	－	－	－	－
業共済事業	2	1	3	11
立大学附属病院事業	14,778	7,631	22,409	292,127
益事業	9,540	1,936	11,477	94,358
合計	**3,897,659**	**1,992,028**	**5,889,689**	**61,588,988**

第125表　公営企業金融公庫の貸付状況

（単位　百万円）

区分	平成16年度貸付額	内訳				貸付累計額
		都道府県	市	町村	一部事務組合等	
上水道事業	238,230	56,888	116,827	32,260	32,255	8,534,382
簡易水道事業	24,934	−	6,831	17,616	487	75,738
工業用水道事業	16,026	12,930	2,623	195	278	979,209
交通事業 一般交通	5,739	265	5,474	−	−	219,199
交通事業 都市高速鉄道	150,824	3,128	147,696	−	−	2,793,947
電気事業	1,546	818	274	394	60	288,516
ガス事業	2,570	−	2,342	159	70	227,430
港湾整備事業	12,663	7,020	2,815	−	2,828	296,461
病院事業	96,886	25,226	42,031	12,067	17,562	442,263
介護サービス事業	4,528	67	1,830	1,644	987	14,797
市場事業	5,825	922	4,903	−	−	395,430
と畜場事業	1,399	488	857	54	−	11,464
観光施設事業	1,162	−	939	224	−	108,192
有料道路事業	−	−	−	−	−	85,561
駐車場整備事業	2,045	944	1,101	−	−	270,051
地域開発事業 臨海	1,077	349	728	−	−	443,290
地域開発事業 内陸	231	231	−	−	−	161,149
地域開発事業 流通	−	−	−	−	−	5,705
地域開発事業 市街地再開発	−	−	−	−	−	39,211
地域開発事業 区画整理	−	−	−	−	−	65,139
地域開発事業 住宅用地	−	−	−	−	−	210
下水道事業	632,541	43,917	423,443	155,226	9,956	13,317,404
産業廃棄物処理事業	4,821	4,821	−	−	−	7,020
公営住宅事業	34,161	14,325	15,390	4,446	−	2,146,569
臨時地方道整備事業	367,781	220,083	111,089	36,608	−	9,018,358
臨時河川等整備事業	18,853	16,008	2,426	419	−	821,480
臨時高等学校整備事業	6,419	6,419	−	−	−	357,721
小計 (A)	1,630,261	414,849	889,619	261,311	64,482	41,125,896
貸付累計額 (B)	−	9,913,085	24,478,522	5,059,267	1,675,022	41,125,896
受託貸付 公有林整備事業	41,857	21,587	7,664	12,606	−	599,994
受託貸付 草地開発事業	551	−	45	481	25	60,903
受託貸付 小計 (C)	42,408	21,587	7,709	13,087	25	660,898
受託貸付 貸付累計額 (D)	−	314,082	102,304	239,551	4,960	660,898
合計 (A)+(C) (E)	**1,672,668**	**436,436**	**897,328**	**274,397**	**64,507**	**41,786,793**
貸付累計額 (B)+(D)	−	10,227,167	24,580,826	5,298,818	1,679,982	41,786,793
地方道路公社 (F)	13,602	4,418	9,184	−	−	460,080
土地開発公社 (G)	−	−	−	−	−	48,190
総合計 (E)+(F)+(G)	**1,686,270**	**440,854**	**906,512**	**274,397**	**64,507**	**42,295,063**

（注）　貸付累計額は、平成17年３月31日現在のものである。

第126表　予　　算　　の　　状　　況

の1　歳　　入

（単位　百万円・%）

区　　分	平成17年度 都道府県		平成17年度 市町村		平成17年度 合計		平成16年度合計額		比較 増減額	比較 増減率	比較 前年度増減率
方　　税	16,388,484	32.5	17,083,396	32.2	33,471,880	32.3	32,403,480	31.2	1,068,400	3.3	1.0
方譲与税	847,936	1.7	965,903	1.8	1,813,839	1.8	1,099,961	1.1	713,878	64.9	64.4
方特例交付金	848,675	1.7	632,498	1.2	1,481,173	1.4	1,086,026	1.0	395,147	36.4	11.9
方交付税	9,089,211	18.0	7,349,749	13.9	16,438,960	15.9	16,423,723	15.8	15,237	0.1	△ 6.5
子割交付金	−	−	85,050	0.2	85,050	0.1	138,800	0.1	△ 53,750	△ 38.7	△ 1.5
当割交付金	−	−	34,906	0.1	34,906	0.0	25,516	0.0	9,390	36.8	皆増
式等譲渡所得割交付金	−	−	14,057	0.0	14,057	0.0	13,505	0.0	552	4.1	皆増
方消費税交付金	−	−	1,252,351	2.4	1,252,351	1.2	1,239,578	1.2	12,773	1.0	8.7
ルフ場利用税交付金	−	−	42,852	0.1	42,852	0.0	45,981	0.0	△ 3,129	△ 6.8	△ 5.7
動車取得税交付金	−	−	303,377	0.6	303,377	0.3	290,634	0.3	12,743	4.4	1.4
油引取税交付金	−	−	112,366	0.2	112,366	0.1	105,536	0.1	6,830	6.5	△ 4.8
小計（一般財源）	27,174,306	53.9	27,876,505	52.5	55,050,811	53.2	52,872,740	50.9	2,178,071	4.1	△ 0.3
庫支出金	7,477,574	14.8	5,462,587	10.3	12,940,161	12.5	13,474,779	13.0	△ 534,618	△ 4.0	△ 4.1
方　　債	6,388,429	12.7	5,120,909	9.7	11,509,338	11.1	12,880,390	12.4	△ 1,371,052	△ 10.6	△ 10.5
の　　他	9,369,139	18.6	14,605,048	27.5	23,974,187	23.2	24,621,907	23.7	△ 647,720	△ 2.6	4.0
合　　計	**50,409,448**	**100.0**	**53,065,049**	**100.0**	**103,474,497**	**100.0**	**103,849,816**	**100.0**	**△ 375,319**	**△ 0.4**	**△ 1.2**

）　1　この数値は、各年度の９月補正後予算額の単純合計であり、前年度からの繰越事業に係るものを含む。その２において同じ。
　　2　「地方税」のうちの地方消費税は、都道府県間の清算を行った後の額である。したがって、地方消費税清算金は、歳入、歳出いずれにも計上されない。
　　3　「国庫支出金」には、交通安全対策特別交付金及び国有提供施設等所在市町村助成交付金を含む。

の2　歳　　出（性質別）

（単位　百万円・%）

区　　分	平成17年度 都道府県		平成17年度 市町村		平成17年度 合計		平成16年度合計額		比較 増減額	比較 増減率	比較 前年度増減率
件　　費	15,147,232	30.0	11,585,120	21.8	26,732,352	25.8	27,323,265	26.3	△ 590,913	△ 2.2	0.5
件　　費	1,731,571	3.4	6,752,090	12.7	8,483,661	8.2	8,790,111	8.5	△ 306,450	△ 3.5	2.1
持補修費	395,692	0.8	648,177	1.2	1,043,869	1.0	1,079,587	1.0	△ 35,718	△ 3.3	△ 0.3
助　　費	1,048,911	2.1	6,771,381	12.8	7,820,292	7.6	7,570,750	7.3	249,542	3.3	5.1
助費等	9,128,723	18.1	4,771,154	9.0	13,899,877	13.4	13,447,814	12.9	452,063	3.4	△ 1.3
通建設事業費	10,117,577	20.1	8,092,052	15.2	18,209,629	17.6	19,446,352	18.7	△ 1,236,723	△ 6.4	△ 9.8
補助事業費	5,110,846	10.1	2,845,897	5.4	7,956,743	7.7	8,465,638	8.2	△ 508,895	△ 6.0	△ 12.7
単独事業費	3,910,437	7.8	5,095,714	9.6	9,006,151	8.7	9,791,674	9.4	△ 785,523	△ 8.0	△ 7.7
害復旧事業費	801,814	1.6	371,807	0.7	1,173,621	1.1	600,382	0.6	573,239	95.5	10.6
業対策事業費	2,854	0.0	16,625	0.0	19,479	0.0	19,314	0.0	165	0.9	△ 16.9
債　　費	7,183,244	14.2	6,872,777	12.9	14,056,021	13.6	13,562,319	13.1	493,702	3.6	1.2
の　　他	4,851,830	9.7	7,207,520	13.7	12,059,350	11.7	12,016,361	11.6	42,989	0.4	0.9
合　　計	**50,409,448**	**100.0**	**53,088,702**	**100.0**	**103,498,150**	**100.0**	**103,856,255**	**100.0**	**△ 358,105**	**△ 0.3**	**△ 1.2**

合併により暫定予算を組んでいる市町村があるため、歳入合計及び歳出合計は一致しない。

第127表　地　方　財　政　計　画

その1　歳　入

（単位　億円・％）

区分	計画額			構成比			増減率		
	平成18年度	平成17年度	平成16年度	平成18年度	平成17年度	平成16年度	平成18年度	平成17年度	平成16年度
地方税	348,983	333,189	323,231	42.0	39.8	38.2	4.7	3.1	0.5
普通税	318,608	302,490	292,417	38.3	36.1	34.5	5.3	3.4	0.8
目的税	30,375	30,699	30,814	3.7	3.7	3.6	△ 1.1	△ 0.4	△ 2.2
地方譲与税	37,324	18,419	11,452	4.5	2.2	1.4	102.6	60.8	65.0
所得譲与税	30,094	11,159	4,249	3.6	1.3	0.5	169.7	162.6	皆増
地方道路譲与税	3,110	3,072	3,041	0.4	0.4	0.4	1.2	1.0	0.9
石油ガス譲与税	142	147	140	0.0	0.0	0.0	△ 3.4	5.0	0.0
航空機燃料譲与税	158	161	164	0.0	0.0	0.0	△ 1.9	△ 1.8	1.9
自動車重量譲与税	3,707	3,767	3,746	0.4	0.4	0.4	△ 1.6	0.6	6.3
特別とん譲与税	113	113	112	0.0	0.0	0.0	0.0	0.9	9.8
地方特例交付金	8,160	15,180	11,048	1.0	1.8	1.3	△ 46.2	37.4	9.8
地方交付税	159,073	168,979	168,861	19.1	20.2	19.9	△ 5.9	0.1	△ 6.5
国庫支出金	102,015	111,967	121,238	12.3	13.4	14.3	△ 8.9	△ 7.6	△ 1.1
義務教育職員給与費負担金	16,764	21,150	25,128	2.0	2.5	3.0	△ 20.7	△ 15.8	△ 9.8
その他普通補助負担金等	45,174	47,371	48,279	5.4	5.7	5.7	△ 4.6	△ 1.9	4.2
生活保護費負担金	20,439	19,207	17,466	2.5	2.3	2.1	6.4	10.0	15.0
児童保護費等負担金	6,149	7,155	7,014	0.7	0.9	0.8	△ 14.1	2.0	△ 15.6
障害者自立支援給付費等負担金	3,143	419	－	0.4	0.1	－	650.1	皆増	－
児童扶養手当給付費負担金	1,542	3,249	3,013	0.2	0.4	0.4	△ 52.5	7.8	17.8
その他の補助負担金等	13,901	17,341	20,786	1.7	2.1	2.5	△ 19.8	△ 16.6	2.5
公共事業費補助負担金	30,007	33,294	37,992	3.6	4.0	4.5	△ 9.9	△ 12.4	△ 1.1
普通建設事業費補助負担金	29,706	32,957	37,578	3.6	3.9	4.4	△ 9.9	△ 12.3	△ 1.1
災害復旧事業費補助負担金	301	337	414	0.0	0.0	0.0	△ 10.7	△ 18.6	△ 1.9
失業対策事業費負担金	50	54	59	0.0	0.0	0.0	△ 7.4	△ 8.5	△ 4.8
国有提供施設等所在市町村助成交付金	251	251	248	0.0	0.0	0.0	0.0	1.2	3.3
施設等所在市町村調整交付金	64	64	64	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	3.2
交通安全対策特別交付金	835	792	790	0.1	0.1	0.1	5.4	0.3	△ 3.9
電源立地地域対策等交付金	1,245	1,348	1,370	0.1	0.2	0.2	△ 7.6	△ 1.6	△ 11.6
特定防衛施設周辺整備調整交付金	135	135	135	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	3.8
特別行動委員会関係特定防衛施設周辺整備調整交付金	33	35	36	0.0	0.0	0.0	△ 5.7	△ 2.8	0.0
石油貯蔵施設立地対策等交付金	64	65	65	0.0	0.0	0.0	△ 1.5	0.0	0.0
地方道路整備臨時交付金	7,393	7,408	7,072	0.9	0.9	0.8	△ 0.2	4.8	0.6
地方債	108,174	122,619	141,448	13.0	14.6	16.7	△ 11.8	△ 13.3	△ 6.2
使用料及び手数料	16,450	16,438	16,420	2.0	2.0	1.9	0.1	0.1	0.2
雑収入	51,329	50,896	52,971	6.2	6.1	6.3	0.9	△ 3.9	△ 0.0
歳入合計	**831,508**	**837,687**	**846,669**	**100.0**	**100.0**	**100.0**	**△ 0.7**	**△ 1.1**	**△ 1.8**

第127表　地　方　財　政　計　画（つづき）

その２　歳　出

（単位　億円・％）

区分	計画額			構成比			増減率		
	平成18年度	平成17年度	平成16年度	平成18年度	平成17年度	平成16年度	平成18年度	平成17年度	平成16年度
給与関係経費	225,769	227,240	229,990	27.2	27.1	27.2	△ 0.6	△ 1.2	△ 1.9
給与費（退職手当を除く）	204,825	209,193	229,382	24.6	25.0	27.1	△ 2.1	…	△ 1.8
義務教育教職員	61,572	62,278	66,607	7.4	7.4	7.9	△ 1.1	…	△ 1.0
警察関係職員	24,139	24,230	27,149	2.9	2.9	3.2	△ 0.4	…	△ 0.4
消防職員	11,843	11,993	13,094	1.4	1.4	1.5	△ 1.3	…	△ 0.4
一般職員及び義務制以外の教員並びに特別職等	107,271	110,692	122,532	12.9	13.2	14.5	△ 3.1	…	△ 2.7
退職手当	20,448	17,491	…	2.5	2.1	…	16.9	…	…
恩給費	496	556	608	0.1	0.1	0.1	△ 10.8	△ 8.6	△ 11.5
一般行政経費	251,857	232,857	218,833	30.3	27.8	25.8	8.2	…	4.1
国庫補助負担金等を伴うもの	107,286	99,428	101,183	12.9	11.9	12.0	7.9	…	2.8
生活保護費	27,252	25,610	23,283	3.3	3.1	2.7	6.4	10.0	15.0
児童保護費	12,299	14,274	14,061	1.5	1.7	1.7	△ 13.8	…	△ 15.6
障害者自立支援給付費	6,287	838	－	0.8	0.1	－	650.2	－	－
老人保護費	－	－	1,135	－	－	0.1	－	皆減	△ 30.2
老人医療給付費	14,467	13,985	12,813	1.7	1.7	1.5	3.4	9.1	12.3
介護給付費	17,584	14,992	13,629	2.1	1.8	1.6	17.3	10.0	13.5
児童扶養手当給付費	4,625	4,332	4,018	0.6	0.5	0.5	6.8	7.8	17.8
在宅福祉事業費	…	…	2,342	…	…	0.3	…	△ 6.9	2.9
その他の一般行政経費	24,772	25,397	29,902	3.0	3.0	3.5	△ 2.5	…	△ 2.9
国庫補助負担金を伴わないもの	134,785	125,063	111,475	16.2	14.9	13.2	7.8	…	△ 0.3
国庫補助負担金を伴わないもの（平成16年度一般財源化分）	－	－	6,175	－	－	0.7	－	皆減	皆増
国民健康保険関係事業費	9,786	8,366	…	1.2	1.0	－	17.0	84.0	…
公債費	132,979	133,803	136,779	16.0	16.0	16.2	△ 0.6	△ 2.2	△ 0.6
維持補修費	9,768	9,817	9,987	1.2	1.2	1.2	△ 0.5	△ 1.7	△ 0.8
投資的経費	168,889	195,211	213,283	20.3	23.3	25.2	△ 13.5	…	△ 8.4
直轄事業負担金	11,269	11,351	11,473	1.4	1.4	1.4	△ 0.7	△ 1.1	△ 2.8
公共事業費	56,610	58,844	66,995	6.8	7.0	7.9	△ 3.8	…	△ 7.1
普通建設事業費	56,194	58,392	66,419	6.8	7.0	7.8	△ 3.8	…	△ 7.2
災害復旧事業費	416	452	576	0.1	0.1	0.1	△ 8.0	△ 21.5	△ 1.7
失業対策事業費	99	105	115	0.0	0.0	0.0	△ 5.7	△ 8.7	△ 5.7
一般事業費	61,737	70,292	80,061	7.4	8.4	9.5	△ 12.2	△ 12.2	△ 16.8
普通建設事業費	60,593	69,233	79,082	7.3	8.3	9.3	△ 12.5	△ 12.5	△ 16.9
災害復旧事業費	1,144	1,059	979	0.1	0.1	0.1	8.0	8.2	△ 5.2
特別事業費	39,174	54,619	54,639	4.7	6.5	6.5	△ 28.3	…	3.8
過疎対策事業費	8,289	8,450	8,605	1.0	1.0	1.0	△ 1.9	△ 1.8	△ 6.4
地域活性化事業費	1,930	6,300	6,900	0.2	0.8	0.8	△ 69.4	△ 8.7	23.2
合併特例事業費	10,000	11,700	6,000	1.2	1.4	0.7	△ 14.5	95.0	172.7
防災対策事業費	1,700	2,536	1,900	0.2	0.3	0.2	△ 33.0	…	46.2
旧地域総合整備事業費（継続事業分）	700	2,400	7,000	0.1	0.3	0.8	△ 70.8	△ 65.7	△ 17.6
特別単独事業費	12,344	14,022	15,598	1.5	1.7	1.8	△ 12.0	△ 10.1	△ 10.1
地域再生事業費	3,000	8,000	8,000	0.4	1.0	0.9	△ 62.5	0.0	皆増
施設整備事業費（一般財源化分）	1,211	1,211	－	0.1	0.1	…	0.0	皆増	－
自然災害防止事業費	－	…	636	－	…	0.1	皆減	…	△ 5.1
公営企業繰出金	27,346	28,659	30,797	3.3	3.4	3.6	△ 4.6	△ 6.9	△ 3.9
収益勘定繰出金	14,243	14,585	15,974	1.7	1.7	1.9	△ 2.3	△ 8.7	△ 5.1
資本勘定繰出金	13,103	14,074	14,823	1.6	1.7	1.8	△ 6.9	△ 5.1	△ 2.6
地方交付税の不交付団体における平均水準を超える必要経費	14,900	10,100	7,000	1.8	1.2	0.8	47.5	44.3	45.8
歳出合計	**831,508**	**837,687**	**846,669**	**100.0**	**100.0**	**100.0**	△ **0.7**	△ **1.1**	△ **1.8**

（注）　1　平成16年度における給与費（退職手当を除く）は、退職手当を含んだ額である。

2　平成17年度及び平成18年度における一般行政経費（国庫補助負担金等を伴うもの、児童保護費、在宅福祉事業費及びその他の一般行政経費）及び投資的経費（公共事業費のうち普通建設事業費、特別事業費のうち防災対策事業費、施設整備事業費（一般財源化分）及び自然災害防止事業費）は、区分の組替えを行った後の額であり、平成16年度の各費目とは一致しない。

第128表　地　方　交　付　税　の　状　況

その１　算定基礎

（単位　百万円）

区分		平成18年度	平成17年度 当初	平成17年度 補正	平成17年度 補正後	平成16年度 当初	平成16年度 補正	平成16年度 補正後
国税	所得税 (a)	12,788,000	13,164,000	1,519,000	14,683,000	13,778,000	315,000	14,093,000
	法人税 (b)	13,058,000	11,513,000	960,000	12,473,000	9,407,000	1,589,000	10,996,000
	酒税 (c)	1,572,000	1,625,000	－	1,625,000	1,588,000	69,000	1,657,000
	消費税 (d)	10,538,000	10,164,000	304,000	10,468,000	9,563,000	129,000	9,692,000
	たばこ税 (e)	940,000	862,000	－	862,000	898,000	－	898,000
地方交付税	((a)＋(c))×32% (A)	4,595,200	4,732,480	486,080	5,218,560	4,917,120	122,880	5,040,000
	(b)×35.8% (B)	4,674,764	4,121,654	343,680	4,465,334	3,367,706	568,862	3,936,568
	(d)×29.5% (C)	3,108,710	2,998,380	89,680	3,088,060	2,821,085	38,055	2,859,140
	(e)×25% (D)	235,000	215,500	－	215,500	224,500	－	224,500
	小計(A)＋(B)＋(C)＋(D) (E)	12,613,674	12,068,014	919,440	12,987,454	11,330,411	729,797	12,060,208 ①
	当該年度国税決算に伴う精算分 (F)	－	－	－	－	△ 87,361	－	△ 87,361 ②
	過年度精算分 (G)	△ 87,000	△ 87,000	432,202	345,202	△ 87,000	438,846	351,846 ③
	地方交付税法附則第４条の２第２項、第３項及び第４項に基づく加算額 (H)	238,200	229,500	－	229,500	220,400	－	220,400 ④=①+②+③ 12,324,693
	地方交付税法附則第４条の２第５項、第６項及び第７項に基づく加算額 (I)	－	－	－	－	－	－	－ ⑤
	地方交付税法附則第４条の２第８項に基づく加算額 (J)	274,700	196,300	－	196,300	124,600	－	124,600 ⑥
	臨時財政対策特例加算額 (K)	702,900	2,164,100	－	2,164,100	3,887,600	－	3,887,600 ④+⑤+⑥ =12,669,693
	計 (E)＋(F)＋(G)＋(H)＋(I)＋(J)＋(K) (L)	13,742,474	14,570,914	1,351,642	15,922,556	15,388,650	1,168,643	16,557,293
	返還金 (M)	168	188	－	188	61	－	61
	特別会計借入金 (N)	1,161,000	1,591,071	－	1,591,071	1,775,497	－	1,775,497
	借入金償還額 (O)	△ 79,875	△ 79,875	－	△ 79,875	△ 79,875	－	△ 79,875
	借入金等利子充当分 (P)	△ 677,300	△ 659,100	－	△ 659,100	△ 638,200	－	△ 638,200
	剰余金の活用 (Q)	470,000	440,000	－	440,000	440,000	－	440,000
	前年度からの繰越分 (R)	1,290,788	1,034,667	－	1,034,667	－	－	－
	翌年度への繰越分	－	－	△ 1,290,788	△ 1,290,788	－	△ 1,034,667	△ 1,034,667
	合計 (L)＋(M)＋(N)＋(O)＋(P)＋(Q)＋(R) (S)	15,907,255	16,897,865	60,855	16,958,720	16,886,133	133,976	17,020,109

その２　普通交付税算定状況（平成17年度）

（単位　百万円・％）

区分	基準財政需要額 財源不足団体	基準財政需要額 財源超過団体	基準財政需要額 計	基準財政収入額 財源不足団体	基準財政収入額 財源超過団体	基準財政収入額 計	財源超過額	財源不足額	普通交付税 交付額	普通交付税 構成比
都道府県	18,344,428	1,577,058	19,921,487	9,265,215	1,872,313	11,137,527	295,254	9,079,214	9,049,191	57.0
市町村	18,838,510	3,248,523	22,087,032	11,973,053	4,269,870	16,242,923	1,021,347	6,865,457	6,834,628	43.0
大都市	3,734,769	1,595,388	5,330,156	3,096,521	2,322,794	5,419,315	727,406	638,248	632,135	4.0
中核市	2,249,351	179,677	2,429,028	1,704,683	190,965	1,895,648	11,288	544,668	540,986	3.4
特例市	1,272,597	280,827	1,553,424	993,697	312,663	1,306,360	31,836	278,900	276,817	1.7
都市	7,289,364	979,904	8,269,268	4,447,060	1,163,445	5,610,506	183,541	2,842,303	2,830,374	17.8
町村	4,292,429	212,727	4,505,156	1,731,091	280,002	2,011,094	67,276	2,561,338	2,554,316	16.1
合計	**37,182,938**	**4,825,581**	**42,008,519**	**21,238,267**	**6,142,182**	**27,380,450**	**1,316,601**	**15,944,671**	**15,883,819**	**100.0**

（注）　1　本表の額は、当初算定の数値である。
　　2　市町村分は、一般算定分と合併算定替分とを単純に合算したものである。

第129表　地　　方　　債　　計　　画

（単位　億円）

区　　分	平成18年度 計画額	平成17年度 計画額	区　　分	平成16年度 当初計画	平成16年度 改定計画	平成16年度 改定後計画
一般会計債	70,699	83,382	一般会計債	89,397	4,761	94,158
一般公共事業	19,894	20,594	一般公共事業	21,066	1,500	22,566
公営住宅建設事業	1,758	1,832	公営住宅建設事業	2,286	112	2,398
災害復旧事業	426	536	災害復旧事業	285	2,483	2,768
教育福祉施設等整備事業	8,302	8,678	義務教育施設整備事業	2,112	470	2,582
一般単独事業	32,994	47,083	社会福祉施設整備事業	520	119	639
辺地及び過疎対策事業	3,390	3,456	一般廃棄物処理事業	3,667	－	3,667
首都圏等整備事業	101	233	一般単独事業	54,987	77	55,064
公共用地先行取得等事業	784	970	辺地及び過疎対策事業	3,525	－	3,525
行政改革推進債	3,000	0	首都圏等整備事業	249	－	249
調整	50	0	公共用地先行取得等事業	700	－	700
公営企業債	30,575	32,170	公営企業債	34,044	158	34,202
水道事業	5,027	5,476	水道事業	5,733	－	5,733
工業用水道事業	444	263	工業用水道事業	296	9	305
交通事業	3,180	3,758	都市高速鉄道事業	3,738	－	3,738
電気事業　ガス事業	61	77	一般交通事業	283	－	283
港湾整備事業	523	418	電気事業　ガス事業	103	－	103
病院事業	2,892	3,115	港湾整備事業	604	－	604
介護サービス施設整備事業	57	129	病院事業	3,656	－	3,656
市場事業　と畜場事業	344	323	介護サービス施設整備事業	213	3	216
地域開発事業	1,473	2,444	市場事業・と畜場事業	198	－	198
下水道事業	16,377	15,961	地域開発事業	3,667	－	3,667
観光その他事業	197	206	下水道事業	15,298	146	15,444
			有料道路事業・駐車場整備事業	29	－	29
			観光その他事業	226	－	226
			公有林整備事業・草地開発事業	(219)	－	(219)
				(219)	－	(219)
計	**101,274**	**115,552**	合　　計	**123,441**	**4,919**	**128,360**
公営企業借換債	2,000	2,000	公営企業借換債	1,100	－	1,100
税補てん債	4,520	5,583	特別転貸債	378	－	378
時財政対策債	29,072	32,231	減税補てん債	8,019	－	8,019
職手当債	2,600	0	臨時財政対策債	41,905	－	41,905
の予算等貸付金債	(501)	(213)				
	(**501**)	(**213**)		(**219**)	－	(**219**)
計	**139,466**	**155,366**	総　　計	**174,843**	**4,919**	**179,762**
政府資金	38,500	47,200	政府資金	56,000	2,500	58,500
（国の予算等貸付金）	(501)	(213)		(219)	－	(219)
民間等資金	100,966	108,166	民間等資金	118,843	2,419	121,262

1　上記のほか、地方税の減収が生じる場合の減収補てん債及び資金区分の変更等による借換えについて同意（許可）することが見込まれる。
2　一般事業のうち幼稚園、高等学校等分及び臨時高等学校整備事業のうち補助事業分は、学校教育施設等整備事業に移し替えている。
3　一般事業のうち原則として補助事業に係る分及び特別転貸債は、一般補助施設整備等事業に移し替えている。
4　地域総合整備資金貸付事業及び旧地域総合整備事業（継続事業分）は、一般事業に移し替えている。
5　自然災害防止事業は、防災対策事業に移し替えている。
6　都市高速鉄道事業及び一般交通事業は、交通事業に移し替えている。
7　有料道路事業・駐車場整備事業は、観光その他事業に移し替えている。
8　公有林整備事業・草地開発事業は、国の予算等貸付金債に移し替えている。
9　国の予算等貸付金債の（　）書は、災害援護資金など国の予算等に基づく貸付金を財源とするものであって外書である。
10　平成16年度における公有林整備事業・草地開発事業の（　）書きは、公営企業金融公庫が農林漁業金融公庫からの委託を受けて融資するものであって外書きである。

第130表　主要経済指標及び地方財政計画等の推移

その１　国内総生産等

（単位　億円・％）

区　　分	平　成 7年度	8	9	10	11	12	13	14	15	16
国内総生産（名目）	4,957,357	5,064,795	5,104,658	5,013,835	4,966,058	5,027,831	4,923,467	4,887,244	4,935,532	4,961,970
国民所得(要素費用表示)	3,742,477	3,791,109	3,827,685	3,725,089	3,667,446	3,715,901	3,609,408	3,557,905	3,584,259	3,610,471
公　的　支　出	1,176,953	1,188,743	1,181,894	1,191,073	1,202,707	1,202,139	1,196,763	1,175,801	1,157,268	1,135,702
うち地方の公的支出	706,412	725,550	719,138	721,214	712,749	679,930	666,825	649,140	624,285	609,142
総固定資本形成のうち民間分	975,509	1,034,712	1,003,364	904,973	891,611	925,883	871,868	831,047	860,034	894,307
うち企業設備	733,655	757,351	775,794	706,463	687,369	722,642	686,910	652,164	681,064	711,268
鉱工業生産指数 (平12＝100、暦年)	95.6	97.8	101.3	94.4	94.6	100.0	93.2	92.0	95.0	100.2
消費者物価指数 (平12＝100、暦年、全国分)	98.5	98.6	100.4	101.0	100.7	100.0	99.3	98.4	98.1	98.1

区　　分	増減率									指数									
	8	9	10	11	12	13	14	15	16	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16
国内総生産（名目）	2.2	0.8	△ 1.8	△ 1.0	1.2	△ 2.1	△ 0.7	1.0	0.5	100	102	103	101	100	101	99	99	100	100
国民所得(要素費用表示)	1.3	1.0	△ 2.7	△ 1.5	1.3	△ 2.9	△ 1.4	0.7	0.7	100	101	102	100	98	99	96	95	96	96
公　的　支　出	1.0	△ 0.6	0.8	1.0	0.0	△ 0.4	△ 1.8	△ 1.6	△ 1.9	100	101	100	101	102	102	102	100	98	96
うち地方の公的支出	2.7	△ 0.9	0.3	△ 1.2	△ 4.6	△ 1.9	△ 2.7	△ 3.8	△ 2.4	100	103	102	102	101	96	94	92	88	86
総固定資本形成のうち民間分	6.1	△ 3.0	△ 9.8	△ 1.5	3.8	△ 5.8	△ 4.7	3.5	4.0	100	106	103	93	91	95	89	85	88	92
うち企業設備	3.2	2.4	△ 8.9	△ 2.7	5.1	△ 4.9	△ 5.1	4.4	4.4	100	103	106	96	94	98	94	89	93	97

（注）　1　鉱工業生産指数は経済産業省調べ、消費者物価指数は総務省調べ、その他は内閣府経済社会総合研究所調べ（93SNA、平成12年基準）による。

2　公的支出＝政府最終消費支出＋公的総固定資本形成＋公的企業在庫品増加

第130表　主要経済指標及び地方財政計画等の推移（つづき）

その２　予算及び地方財政計画等（当初）　　（単位　百万円・％）

区　分	平成6年度	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16
国の一般会計	73,081,669	70,987,120	75,104,924	77,390,004	77,669,179	81,860,122	84,987,053	82,652,379	81,229,993	81,789,078	82,110,925
財政投融資計画	47,858,200	48,190,100	49,124,700	51,357,100	49,959,200	52,899,200	44,495,500	32,547,200	26,792,000	23,411,500	20,489,400
地方財政計画	80,928,100	82,509,300	85,284,800	87,059,600	87,096,400	88,531,600	88,930,000	89,307,100	87,566,600	86,210,700	84,666,900
給与費	22,191,100	22,567,600	22,763,200	23,103,900	23,313,700	23,597,200	23,578,300	23,571,400	23,625,400	23,369,600	22,938,200
投資的経費	29,072,300	30,362,000	31,065,200	31,069,200	29,218,300	29,478,800	28,418,700	27,170,500	24,598,500	23,286,800	21,328,300
うち普通建設事業費	28,884,100	30,174,600	30,862,500	30,890,700	29,048,800	29,315,900	28,243,200	26,984,000	24,436,500	23,107,700	21,156,700
地方債計画	(18,800) 14,734,000	(17,500) 16,033,200	(17,400) 18,110,300	(17,700) 17,365,900	(17,400) 16,094,000	(17,400) 16,397,000	(40,400) 16,310,600	(40,400) 16,499,800	(26,800) 16,523,900	(22,900) 18,484,500	(21,900) 17,484,300

注）　（ ）書きは、公営企業金融公庫が農林漁業金融公庫から委託を受けて地方公共団体に融資する公有林整備事業債及び草地開発事業債であって、外書きである。

区　分	増減率											指数										
	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16
国の一般会計	1.0	△ 2.9	5.8	3.0	0.4	5.4	3.8	△ 2.7	△ 1.7	0.7	0.4	100	97	103	106	106	112	116	113	111	112	112
財政投融資計画	4.6	0.7	1.9	4.5	△ 2.7	5.9	△15.9	△26.9	△17.7	△12.6	△12.5	100	101	103	107	104	111	93	68	56	49	43
地方財政計画	5.9	2.0	3.4	2.1	0.0	1.6	0.5	0.4	△ 1.9	△ 1.5	△ 1.8	100	102	105	108	108	109	110	110	108	107	105
給与費	2.0	1.7	0.9	1.5	0.9	1.2	△ 0.1	△ 0.0	0.2	△ 1.1	△ 1.8	100	102	103	104	105	106	106	106	106	105	103
投資的経費	8.5	4.4	2.3	0.0	△ 6.0	0.9	△ 3.6	△ 4.4	△ 9.5	△ 5.3	△ 8.4	100	104	107	107	101	101	98	93	85	80	73
うち普通建設事業費	8.4	4.5	2.3	0.1	△ 6.0	0.9	△ 3.7	△ 4.5	△ 9.4	△ 5.4	△ 8.4	100	104	107	107	101	101	98	93	85	80	73
地方債計画	42.2	8.8	13.0	△ 4.1	△ 7.3	1.9	△0.5	1.2	0.1	11.9	△ 5.4	100	109	123	118	109	111	111	112	112	125	119

第130表　主要経済指標及び地方財政計画等の推移（つづき）

その3　決算額（総括）

（単位　百万円・％）

区分	平成6年度	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16
国の一般会計歳入	74,074,943	80,557,216	81,809,039	80,170,473	89,782,694	94,376,336	93,361,027	86,903,039	87,289,022	85,622,807	88,897,515
国税	54,000,691	54,962,991	55,226,063	55,600,734	51,197,738	49,213,861	52,720,869	49,968,445	45,844,234	45,369,370	48,102,930
うち法人税	12,363,141	13,735,405	14,483,327	13,475,426	11,423,194	10,795,085	11,747,194	10,257,791	9,523,438	10,115,194	11,443,691
国の一般会計歳出	71,349,541	75,938,516	78,847,867	78,470,310	84,391,798	89,037,431	89,321,050	84,811,129	83,674,290	82,415,971	84,896,776
普通会計歳入	95,994,493	101,315,603	101,350,538	99,887,786	102,868,902	104,006,504	100,275,101	100,004,082	97,170,222	94,887,025	93,442,236
一般財源	49,976,026	51,767,191	53,979,792	54,363,598	54,566,259	57,139,120	58,857,045	57,424,333	54,461,192	52,435,236	52,827,821
地方税	32,539,076	33,674,977	35,093,735	36,155,510	35,922,183	35,026,119	35,546,434	35,548,783	33,378,518	32,665,727	33,538,805
普通会計歳出	93,817,836	98,944,511	99,026,140	97,673,772	100,197,545	101,629,110	97,616,360	97,431,688	94,839,418	92,581,841	91,247,914
義務的経費	38,569,892	39,966,035	41,644,584	43,356,860	44,452,997	45,716,242	45,319,988	46,133,675	46,173,123	46,122,062	46,171,414
人件費	25,273,117	25,828,256	26,420,752	26,928,685	27,045,079	27,047,484	26,877,474	26,838,319	26,394,220	25,932,276	25,613,293
投資的経費	30,002,655	32,127,479	30,713,369	28,253,612	28,855,571	26,814,817	24,433,530	22,972,793	21,187,981	18,570,791	16,848,513
普通建設事業費	29,317,050	31,113,140	29,906,660	27,749,225	28,287,444	26,111,902	23,901,749	22,531,237	20,824,161	18,250,343	16,336,661
国と地方の歳出純計	141,441,060	150,760,763	151,405,300	148,747,481	156,383,071	163,241,056	159,031,054	153,304,002	150,852,091	147,151,585	149,844,995
租税総額	86,539,767	88,637,967	90,319,798	91,756,243	87,119,922	84,239,980	88,267,303	85,517,229	79,222,752	78,035,098	81,641,735

区分	増減率											指数									
	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16
国の一般会計歳入	△ 1.5	8.8	1.6	△ 2.0	12.0	5.1	△ 1.1	△ 6.9	0.4	△ 1.9	3.8	100	109	110	108	121	127	126	117	118	116	120
国税	△ 5.5	1.8	0.5	0.7	△ 7.9	△ 3.9	7.1	△ 5.2	△ 8.3	△ 1.0	6.0	100	102	102	103	95	91	98	93	85	84	89
うち法人税	1.9	11.1	5.4	△ 7.0	△15.2	△ 5.5	8.8	△12.7	△ 7.2	6.2	13.1	100	111	117	109	92	87	95	83	77	82	93
国の一般会計歳出	△ 1.6	6.4	3.8	△ 0.5	7.5	5.5	0.3	△ 5.0	△ 1.3	△ 1.5	3.0	100	106	111	110	118	125	125	119	117	116	119
普通会計歳入	0.7	5.5	0.0	△ 1.4	3.0	1.1	△ 3.6	△ 0.3	△ 2.8	△ 2.3	△ 1.5	100	106	106	104	107	108	104	104	101	99	97
一般財源	△ 2.1	3.6	4.3	0.7	0.4	4.7	3.0	△ 2.4	△ 5.2	△ 3.7	0.7	100	104	108	109	109	114	118	115	109	105	106
地方税	△ 3.1	3.5	4.2	3.0	△ 0.6	△ 2.5	1.5	0.0	△ 6.1	△ 2.1	2.7	100	103	108	111	110	108	109	109	103	100	103
普通会計歳出	0.8	5.5	0.1	△ 1.4	2.6	1.4	△ 3.9	△ 0.2	△ 2.7	△ 2.4	△ 1.4	100	105	106	104	107	108	104	104	101	99	97
義務的経費	4.1	3.6	4.2	4.1	2.5	2.8	△ 0.9	1.8	0.1	△ 0.1	0.1	100	104	108	112	115	119	118	120	120	120	120
人件費	2.6	2.2	2.3	1.9	0.4	0.0	△ 0.6	△ 0.1	△ 1.7	△ 1.8	△ 1.2	100	102	105	107	107	107	106	106	104	103	101
投資的経費	△ 4.5	7.1	△ 4.4	△ 8.0	2.1	△ 7.1	△ 8.9	△ 6.0	△ 7.8	△12.4	△ 9.3	100	107	102	94	96	89	81	77	71	62	56
普通建設事業費	△ 4.5	6.1	△ 3.9	△ 7.2	1.9	△ 7.7	△ 8.5	△ 5.7	△ 7.6	△12.4	△10.5	100	106	102	95	96	89	82	77	71	62	56
国と地方の歳出純計	1.1	6.6	0.4	△ 1.8	5.1	4.4	△ 2.6	△ 3.6	△ 1.6	△ 2.5	1.8	100	107	107	105	111	115	112	108	107	104	106
租税総額	△ 4.6	2.4	1.9	1.6	△ 5.1	△ 3.3	4.8	△ 3.1	△ 7.4	△ 1.5	4.6	100	102	104	106	101	97	102	99	92	90	94

（注）　国税は、租税（一般会計分、交付税及び譲与税配付金特別会計分、石油及びエネルギー需給構造高度化対策特別会計分、電源開発促進対策特別会計分、道路整備特別会計分及び国債整理基金特別会計分）及び印紙収入である。

第130表　主要経済指標及び地方財政計画等の推移（つづき）

その4　決算額（都道府県、市町村）　　（単位　百万円・%）

区分	平成6年度	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16
歳入	50,933,708	53,730,220	53,656,094	52,887,509	55,503,347	55,079,188	54,414,878	53,962,473	51,464,203	49,811,034	48,995,491
一般財源	24,368,581	25,035,722	26,367,037	26,044,157	26,638,816	27,838,145	29,623,015	28,849,588	26,750,181	25,929,932	26,482,113
地方税	15,352,496	15,728,741	16,608,265	16,872,602	17,237,391	16,432,987	17,456,122	17,406,306	15,556,230	15,425,989	16,306,851
うち法人事業税	4,202,890	4,235,170	5,084,013	4,829,477	4,211,333	3,703,668	3,918,008	4,101,813	3,452,746	3,629,295	4,123,309
歳出	50,144,684	52,823,467	52,767,578	52,050,707	54,627,111	54,191,185	53,399,328	52,922,242	50,503,923	48,917,026	48,193,452
義務的経費	19,823,873	20,329,050	21,217,007	22,011,572	22,386,796	22,905,747	23,394,753	23,731,988	23,597,187	23,042,441	22,886,058
人件費	14,969,662	15,265,378	15,639,483	15,920,833	15,934,432	15,895,545	15,791,464	15,797,848	15,629,637	15,344,347	15,217,601
投資的経費	16,378,358	18,024,293	17,211,300	16,045,218	16,833,434	15,687,533	14,082,904	13,004,846	11,985,291	10,603,526	9,601,611
普通建設事業費	15,940,519	17,524,475	16,804,335	15,732,167	16,463,065	15,226,366	13,736,243	12,724,095	11,750,675	10,398,069	9,292,358
歳入	50,575,245	53,365,389	53,334,479	52,785,429	54,175,770	55,507,450	52,804,183	52,938,099	51,796,561	51,195,752	50,650,037
一般財源	26,813,528	27,849,167	28,538,802	29,459,566	29,971,648	31,234,617	31,653,845	30,983,176	29,450,753	28,333,778	28,361,304
地方税	17,186,580	17,946,236	18,485,470	19,282,908	18,684,792	18,593,132	18,090,312	18,142,477	17,822,288	17,239,738	17,231,954
歳出	49,187,612	51,901,049	51,898,597	51,408,217	52,380,648	54,018,059	51,160,992	51,405,936	50,426,038	49,784,576	49,257,753
義務的経費	18,846,250	19,742,452	20,536,233	21,461,358	22,194,428	22,930,210	22,054,002	22,517,989	22,680,070	23,177,763	23,379,736
人件費	10,303,455	10,562,878	10,781,268	11,007,852	11,110,647	11,151,939	11,086,010	11,040,471	10,764,582	10,587,929	10,395,692
投資的経費	15,430,168	15,972,945	15,371,938	13,945,699	13,792,006	12,811,833	11,753,585	11,242,859	10,367,383	8,983,260	8,142,567
普通建設事業費	15,074,192	15,380,470	14,914,744	13,689,969	13,509,750	12,455,628	11,505,621	11,048,447	10,209,150	8,837,387	7,892,320

区分	増減率											指数										
	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16
歳入	1.7	5.5	△ 0.1	△ 1.4	4.9	△ 0.8	△ 1.2	△ 0.8	△ 4.6	△ 3.2	△ 1.6	100	105	105	104	109	108	107	106	101	98	96
一般財源	△ 1.3	2.7	5.3	△ 1.2	2.3	4.5	6.4	△ 2.6	△ 7.3	△ 3.1	2.1	100	103	108	107	109	114	122	118	110	106	109
地方税	△ 1.7	2.5	5.6	1.6	2.2	△ 4.7	6.2	△ 0.3	△10.6	△ 0.8	5.7	100	102	108	110	112	107	114	113	101	100	106
うち法人事業税	△ 8.0	0.8	20.0	△ 5.0	△12.8	△12.1	5.8	4.7	△15.8	5.1	13.6	100	101	121	115	100	88	93	98	82	86	98
歳出	1.8	5.3	△ 0.1	△ 1.4	4.9	△ 0.8	△ 1.5	△ 0.9	△ 4.6	△ 3.1	△ 1.5	100	105	105	104	109	108	106	106	101	98	96
義務的経費	3.6	2.5	4.4	3.7	1.7	2.3	2.1	1.4	△ 0.6	△ 2.4	△ 0.7	100	103	107	111	113	116	118	120	119	116	115
人件費	2.2	2.0	2.5	1.8	0.1	△ 0.2	△ 0.7	0.0	△ 1.1	△ 1.8	△ 0.8	100	102	104	106	106	106	105	106	104	103	102
投資的経費	△ 2.6	10.0	△ 4.5	△ 6.8	4.9	△ 6.8	△10.2	△ 7.7	△ 7.8	△11.5	△ 9.4	100	110	105	98	103	96	86	79	73	65	59
普通建設事業費	△ 2.6	9.9	△ 4.1	△ 6.4	4.6	△ 7.5	△ 9.8	△ 7.4	△ 7.7	△11.5	△10.6	100	110	105	99	103	96	86	80	74	65	58
歳入	0.2	5.5	△ 0.1	△ 1.0	2.6	2.5	△ 4.9	0.3	△ 2.2	△ 1.2	△ 1.1	100	106	105	104	107	110	104	105	102	101	100
一般財源	△ 2.1	3.9	2.5	3.2	1.7	4.2	1.3	△ 2.1	△ 4.9	△ 3.8	0.1	100	104	106	110	112	116	118	116	110	106	106
地方税	△ 4.4	4.4	3.0	4.3	△ 3.1	△ 0.5	△ 2.7	0.3	△ 1.8	△ 3.3	△ 0.0	100	104	108	112	109	108	105	106	104	100	100
歳出	0.2	5.5	△ 0.0	△ 0.9	1.9	3.1	△ 5.3	0.5	△ 1.9	△ 1.3	△ 1.1	100	106	106	105	106	110	104	105	103	101	100
義務的経費	4.6	4.8	4.0	4.5	3.4	3.3	△ 3.8	2.1	0.7	2.2	0.9	100	105	109	114	118	122	117	119	120	123	124
人件費	3.1	2.5	2.1	2.1	0.9	0.4	△ 0.6	△ 0.4	△ 2.5	△ 1.6	△ 1.8	100	103	105	107	108	108	108	107	104	103	101
投資的経費	△ 5.7	3.5	△ 3.8	△ 9.3	△ 1.1	△ 7.1	△ 8.3	△ 4.3	△ 7.8	△13.4	△ 9.4	100	104	100	90	89	83	76	73	67	58	53
普通建設事業費	△ 5.8	2.0	△ 3.0	△ 8.2	△ 1.3	△ 7.8	△ 7.6	△ 4.0	△ 7.6	△13.4	△10.7	100	102	99	91	90	83	76	73	68	59	52

資料1

昭和60年度以降の市町村合併の実績及び予定

合併(予定)年月日	都道府県	新市町村名	合併関係市町村名	合併形態
昭和62年4月1日	岐阜県	藤橋村	藤橋村、徳山村	編入
昭和62年11月1日	宮城県	仙台市	仙台市、宮城町	編入
昭和62年11月30日	茨城県	つくば市	桜村、谷田部町、豊里町、大穂町	新設
昭和63年1月31日	茨城県	つくば市	つくば市、筑波町	編入
昭和63年3月1日	宮城県	仙台市	仙台市、泉市	編入
昭和63年3月1日	宮城県	仙台市	仙台市、秋保町	編入
平成3年2月1日	熊本県	熊本市	熊本市、北部町	編入
平成3年2月1日	熊本県	熊本市	熊本市、河内町	編入
平成3年2月1日	熊本県	熊本市	熊本市、飽田町	編入
平成3年2月1日	熊本県	熊本市	熊本市、天明町	編入
平成3年4月1日	岩手県	北上市	北上市、和賀町、江釣子村	新設
平成3年5月1日	静岡県	浜松市	浜松市、可美村	編入
平成4年3月3日	茨城県	水戸市	水戸市、常澄村	編入
平成4年4月1日	岩手県	盛岡市	盛岡市、都南村	編入
平成5年7月1日	長野県	飯田市	飯田市、上郷町	編入
平成6年11月1日	茨城県	ひたちなか市	勝田市、那珂湊市	新設
平成7年9月1日	茨城県	鹿嶋市	鹿島町、大野村	編入
平成7年9月1日	東京都	あきる野市	秋川市、五日市町	新設
平成11年4月1日	兵庫県	篠山市	多紀郡篠山町、同郡西紀町、同郡丹南町、同郡今田町	新設
平成13年1月1日	新潟県	新潟市	新潟市、西蒲原郡黒埼町	編入
平成13年1月21日	東京都	西東京市	田無市、保谷市	新設
平成13年4月1日	茨城県	潮来市	行方郡潮来町、同郡牛堀町	編入
平成13年5月1日	埼玉県	さいたま市	浦和市、大宮市、与野市	新設
平成13年11月15日	岩手県	大船渡市	大船渡市、気仙郡三陸町	編入
平成14年4月1日	香川県	さぬき市	大川郡津田町、同郡大川町、同郡志度町、同郡寒川町、同郡長尾町	新設
平成14年4月1日	沖縄県	久米島町	島尻郡仲里村、同郡具志川村	新設
平成14年11月1日	茨城県	つくば市	つくば市、稲敷郡茎崎町	編入
平成15年2月3日	広島県	福山市	福山市、沼隅郡内海町、芦品郡新市町	編入
平成15年3月1日	山梨県	南部町	南巨摩郡南部町、同郡富沢町	新設
平成15年3月1日	広島県	廿日市市	廿日市市、佐伯郡佐伯町、同郡吉和村	編入
平成15年4月1日	宮城県	加美町	加美郡中新田町、同郡小野田町、同郡宮崎町	新設
平成15年4月1日	群馬県	神流町	多野郡万場町、同郡中里村	新設
平成15年4月1日	山梨県	南アルプス市	中巨摩郡八田村、同郡白根町、同郡芦安村、同郡若草町、同郡櫛形町、同郡甲西町	新設
平成15年4月1日	岐阜県	山県市	山県郡高富町、同郡伊自良村、同郡美山町	新設
平成15年4月1日	静岡県	静岡市	静岡市、清水市	新設
平成15年4月1日	広島県	呉市	呉市、安芸郡下蒲刈町	編入
平成15年4月1日	広島県	大崎上島町	豊田郡大崎町、同郡東野町、同郡木江町	新設
平成15年4月1日	香川県	東かがわ市	大川郡引田町、同郡白鳥町、同郡大内町	新設
平成15年4月1日	愛媛県	新居浜市	新居浜市、宇摩郡別子山村	編入
平成15年4月1日	福岡県	宗像市	宗像市、宗像郡玄海町	新設
平成15年4月1日	熊本県	あさぎり町	球磨郡上村、同郡免田町、同郡岡原村、同郡須恵村、同郡深田村	新設
平成15年4月21日	山口県	周南市	徳山市、新南陽市、熊毛郡熊毛町、都濃郡鹿野町	新設
平成15年5月1日	岐阜県	瑞穂市	本巣郡穂積町、同郡巣南町	新設
平成15年6月6日	千葉県	野田市	野田市、東葛飾郡関宿町	編入
平成15年7月7日	新潟県	新発田市	新発田市、北蒲原郡豊浦町	編入
平成15年8月20日	愛知県	田原市	渥美郡田原町、同郡赤羽根町	編入

合併(予定)年月日	都道府県	新市町村名	合併関係市町村名	合併形態
平成15年９月１日	長野県	千曲市	更埴市、更級郡上山田町、埴科郡戸倉町	新設
平成15年11月15日	山梨県	富士河口湖町	南都留郡河口湖町、同郡勝山村、同郡足和田村	新設
平成15年12月１日	三重県	いなべ市	員弁郡北勢町、同郡員弁町、同郡大安町、同郡藤原町	新設
平成16年２月１日	岐阜県	飛騨市	吉城郡古川町、同郡河合村、同郡宮川村、同郡神岡町	新設
平成16年２月１日	岐阜県	本巣市	本巣郡本巣町、同郡真正町、同郡糸貫町、同郡根尾村	新設
平成16年３月１日	新潟県	佐渡市	両津市、佐渡郡相川町、同郡佐和田町、同郡金井町、同郡新穂村、同郡畑野町、同郡真野町、同郡小木町、同郡羽茂町、同郡赤泊村	新設
平成16年３月１日	石川県	かほく市	河北郡高松町、同郡七塚町、同郡宇ノ気町	新設
平成16年３月１日	福井県	あわら市	坂井郡芦原町、同郡金津町	新設
平成16年３月１日	岐阜県	郡上市	郡上郡八幡町、同郡大和町、同郡白鳥町、同郡高鷲村、同郡美並村、同郡明宝村、同郡和良村	新設
平成16年３月１日	岐阜県	下呂市	益田郡萩原町、同郡小坂町、同郡下呂町、同郡金山町、同郡馬瀬村	新設
平成16年３月１日	広島県	安芸高田市	高田郡吉田町、同郡八千代町、同郡美土理町、同郡高宮町、同郡甲田町、同郡向原町	新設
平成16年３月１日	長崎県	対馬市	下県郡厳原町、同郡美津島町、同郡豊玉町、上県郡峰町、同郡上県町、同郡上対馬町	新設
平成16年３月１日	長崎県	壱岐市	壱岐郡郷ノ浦町、同郡勝本町、同郡芦辺町、同郡石田町	新設
平成16年３月31日	熊本県	上天草市	天草郡大矢野町、同郡松島町、同郡姫戸町、同郡龍ヶ岳町	新設
平成16年４月１日	新潟県	阿賀野市	北蒲原郡安田町、同郡京ヶ瀬村、同郡水原町、同郡笹神村	新設
平成16年４月１日	長野県	東御市	北佐久郡北御牧村、小県郡東部町	新設
平成16年４月１日	静岡県	伊豆市	田方郡修善寺町、同郡土肥町、同郡天城湯ヶ島町、同郡中伊豆町	新設
平成16年４月１日	静岡県	御前崎市	榛原郡御前崎町、小笠郡浜岡町	新設
平成16年４月１日	京都府	京丹後市	中郡峰山町、同郡大宮町、竹野郡網野町、同郡丹後町、同郡弥栄町、熊野郡久美浜町	新設
平成16年４月１日	兵庫県	養父市	養父郡八鹿町、同郡養父町、同郡大屋町、同郡関宮町	新設
平成16年４月１日	広島県	呉市	呉市、豊田郡川尻町	編入
平成16年４月１日	広島県	三次市	三次市、双三郡君田村、同郡布野村、同郡作木村、同郡吉舎町、同郡三良坂町、同郡三和町、甲奴郡甲奴町	新設
平成16年４月１日	広島県	府中市	府中市、甲奴郡上下町	編入
平成16年４月１日	愛媛県	四国中央市	川之江市、伊予三島市、宇摩郡新宮村、同郡土居町	新設
平成16年４月１日	愛媛県	西予市	東宇和郡明浜町、同郡宇和町、同郡野村町、同郡城川町、西宇和郡三瓶町	新設
平成16年７月１日	青森県	五戸町	三戸郡五戸町、同郡倉石村	編入
平成16年８月１日	愛媛県	久万高原町	上浮穴郡久万町、同郡面河村、同郡美川村、同郡柳谷村	新設
平成16年８月１日	長崎県	五島市	福江市、南松浦郡富江町、同郡玉之浦町、同郡三井楽町、同郡岐宿町、同郡奈留町	新設
平成16年８月１日	長崎県	新上五島町	南松浦郡若松町、同郡上五島町、同郡新魚目町、同郡有川町、同郡奈良尾町	新設
平成16年９月１日	山梨県	甲斐市	中巨摩郡竜王町、同郡敷島町、北巨摩郡双葉町	新設
平成16年９月１日	鳥取県	琴浦町	東伯郡東伯町、同郡赤碕町	新設
平成16年９月13日	山梨県	身延町	西八代郡下部町、南巨摩郡中富町、同郡身延町	新設

合併(予定)年月日	都道府県	新市町村名	合併関係市町村名	合併形態
平成16年９月21日	愛媛県	東温市	温泉郡重信町、同郡川内町	新設
平成16年10月１日	石川県	七尾市	七尾市、鹿島郡田鶴浜町、同郡中島町、同郡能登島町	新設
平成16年10月１日	三重県	志摩市	志摩郡浜島町、同郡大王町、同郡志摩町、同郡阿児町、同郡磯部町	新設
平成16年10月１日	滋賀県	甲賀市	甲賀郡水口町、同郡土山町、同郡甲賀町、同郡甲南町、同郡信楽町	新設
平成16年10月１日	滋賀県	野洲市	野洲郡中主町、同郡野洲町	新設
平成16年10月１日	滋賀県	湖南市	甲賀郡石部町、同郡甲西町	新設
平成16年10月１日	奈良県	葛城市	北葛城郡新庄町、同郡当麻町	新設
平成16年10月１日	和歌山県	みなべ町	日高郡南部川村、同郡南部町	新設
平成16年10月１日	鳥取県	湯梨浜町	東伯郡羽合町、同郡泊村、同郡東郷町	新設
平成16年10月１日	鳥取県	南部町	西伯郡西伯町、同郡会見町	新設
平成16年10月１日	島根県	安来市	安来市、能義郡広瀬町、同郡伯太町	新設
平成16年10月１日	島根県	江津市	江津市、邑智郡桜江町	編入
平成16年10月１日	島根県	美郷町	邑智郡邑智町、同郡大和村	新設
平成16年10月１日	島根県	邑南町	邑智郡羽須美村、同郡瑞穂町、同郡石見町	新設
平成16年10月１日	島根県	隠岐の島町	隠岐郡西郷町、同郡布施村、同郡五箇村、同郡都万村	新設
平成16年10月１日	岡山県	高梁市	高梁市、上房郡有漢町、川上郡成羽町、同郡川上町、同郡備中町	新設
平成16年10月１日	岡山県	吉備中央町	御津郡加茂川町、上房郡賀陽町	新設
平成16年10月１日	広島県	世羅町	世羅郡甲山町、同郡世羅町、同郡世羅西町	新設
平成16年10月１日	広島県	安芸太田町	山県郡加計町、同郡筒賀村、同郡戸河内町	新設
平成16年10月１日	山口県	周防大島町	大島郡久賀町、同郡大島町、同郡東和町、同郡橘町	新設
平成16年10月１日	徳島県	吉野川市	麻植郡鴨島町、同郡川島町、同郡山川町、同郡美郷村	新設
平成16年10月１日	愛媛県	上島町	越智郡魚島村、同郡弓削町、同郡生名村、同郡岩城村	新設
平成16年10月１日	愛媛県	愛南町	南宇和郡内海村、同郡御荘町、同郡城辺町、同郡一本松町、同郡西海町	新設
平成16年10月１日	高知県	いの町	吾川郡伊野町、同郡吾北村、土佐郡本川村	新設
平成16年10月４日	山口県	光市	光市、熊毛郡大和町	新設
平成16年10月12日	山梨県	笛吹市	東八代郡石和町、同郡御坂町、同郡一宮町、同郡八代町、同郡境川村、東山梨郡春日居町	新設
平成16年10月12日	鹿児島県	薩摩川内市	川内市、薩摩郡樋脇町、同郡入来町、同郡東郷町、同郡祁答院町、同郡里村、同郡上甑村、同郡下甑村、同郡鹿島村	新設
平成16年10月16日	茨城県	常陸大宮市	那珂郡大宮町、同郡山方町、同郡美和村、同郡緒川村、東茨城郡御前山村	編入
平成16年10月25日	岐阜県	恵那市	恵那市、恵那郡岩村町、同郡山岡町、同郡明智町、同郡串原村、同郡上矢作町	新設
平成16年11月１日	秋田県	美郷町	仙北郡六郷町、同郡千畑町、同郡仙南村	新設
平成16年11月１日	福島県	会津若松市	会津若松市、北会津郡北会津村	編入
平成16年11月１日	茨城県	日立市	日立市、多賀郡十王町	編入
平成16年11月１日	新潟県	魚沼市	北魚沼郡堀之内町、同郡小出町、同郡湯之谷村、同郡広神村、同郡守門村、同郡入広瀬村	新設
平成16年11月１日	新潟県	南魚沼市	南魚沼郡六日町、同郡大和町	新設
平成16年11月１日	富山県	砺波市	砺波市、東礪波郡庄川町	新設
平成16年11月１日	富山県	南砺市	東礪波郡城端町、同郡平村、同郡上平村、同郡利賀村、同郡井波町、同郡井口村、同郡福野町、西礪波郡福光町	新設
平成16年11月１日	山梨県	北杜市	北巨摩郡明野村、同郡須玉町、同郡高根町、同郡長坂町、同郡大泉村、同郡白州町、同郡武川村	新設
平成16年11月１日	岐阜県	各務原市	各務原市、羽島郡川島町	編入

合併(予定)年月日	都道府県	新市町村名	合併関係市町村名	合併形態
平成16年11月1日	三重県	伊賀市	上野市、阿山郡伊賀町、同郡島ヶ原村、同郡阿山町、同郡大山田村、名賀郡青山町	新設
平成16年11月1日	兵庫県	丹波市	氷上郡柏原町、同郡氷上町、同郡青垣町、同郡春日町、同郡山南町、同郡市島町	新設
平成16年11月1日	鳥取県	鳥取市	鳥取市、岩美郡国府町、同郡福部村、八頭郡河原町、同郡用瀬町、同郡佐治村、気高郡気高町、同郡鹿野町、同郡青谷町	編入
平成16年11月1日	島根県	益田市	益田市、美濃郡美都町、同郡匹見町	編入
平成16年11月1日	島根県	雲南市	大原郡大東町、同郡加茂町、同郡木次町、飯石郡三刀屋町、同郡吉田村、同郡掛合町	新設
平成16年11月1日	岡山県	瀬戸内市	邑久郡牛窓町、同郡邑久町、同郡長船町	新設
平成16年11月1日	広島県	江田島市	安芸郡江田島町、佐伯郡能美町、同郡沖美町、同郡大柿町	新設
平成16年11月1日	山口県	宇部市	宇部市、厚狭郡楠町	編入
平成16年11月1日	愛媛県	西条市	西条市、東予市、周桑郡小松町、同郡丹原町	新設
平成16年11月1日	熊本県	美里町	下益城郡中央町、同郡砥用町	新設
平成16年11月1日	鹿児島県	鹿児島市	鹿児島市、鹿児島郡吉田町、同郡桜島町、揖宿郡喜入町、日置郡松元町、同郡郡山町	編入
平成16年11月5日	広島県	神石高原町	神石郡油木町、同郡神石町、同郡豊松村、同郡三和町	新設
平成16年12月1日	北海道	函館市	函館市、亀田郡戸井町、同郡恵山町、同郡椴法華村、茅部郡南茅部町	編入
平成16年12月1日	茨城県	常陸太田市	常陸太田市、久慈郡金砂郷町、同郡水府村、同郡里美村	編入
平成16年12月5日	群馬県	前橋市	前橋市、勢多郡大胡町、同郡宮城村、同郡粕川村	編入
平成16年12月6日	三重県	桑名市	桑名市、桑名郡多度町、同郡長島町	新設
平成17年1月1日	青森県	十和田市	十和田市、上北郡十和田湖町	新設
平成17年1月1日	栃木県	那須塩原市	黒磯市、那須郡西那須野町、同郡塩原町	新設
平成17年1月1日	群馬県	伊勢崎市	伊勢崎市、佐波郡赤堀町、同郡東村、同郡境町	新設
平成17年1月1日	埼玉県	飯能市	飯能市、入間郡名栗村	編入
平成17年1月1日	新潟県	上越市	上越市、東頸城郡安塚町、同郡浦川原村、同郡大島村、同郡牧村、中頸城郡柿崎町、同郡大潟町、同郡頸城村、同郡吉川町、同郡中郷村、同郡板倉町、同郡清里村、同郡三和村、西頸城郡名立町	編入
平成17年1月1日	福井県	南越前町	南条郡南条町、同郡今庄町、同郡河野村	新設
平成17年1月1日	長野県	長野市	長野市、更級郡大岡村、上水内郡豊野町、同郡戸隠村、同郡鬼無里村	編入
平成17年1月1日	三重県	松阪市	松阪市、一志郡嬉野町、同郡三雲町、飯南郡飯南町、同郡飯高町	新設
平成17年1月1日	滋賀県	高島市	高島郡マキノ町、同郡今津町、同郡朽木村、同郡安曇川町、同郡高島町、同郡新旭町	新設
平成17年1月1日	鳥取県	伯耆町	西伯郡岸本町、日野郡溝口町	新設
平成17年1月1日	島根県	飯南町	飯石郡頓原町、同郡赤来町	新設
平成17年1月1日	愛媛県	松山市	松山市、北条市、温泉郡中島町	編入
平成17年1月1日	愛媛県	砥部町	伊予郡砥部町、同郡広田村	新設
平成17年1月1日	愛媛県	内子町	喜多郡内子町、同郡五十崎町、上浮穴郡小田町	新設
平成17年1月1日	愛媛県	鬼北町	北宇和郡広見町、同郡日吉村	新設
平成17年1月1日	高知県	高知市	高知市、土佐郡鏡村、同郡土佐山村	編入
平成17年1月1日	佐賀県	唐津市	唐津市、東松浦郡浜玉町、同郡厳木町、同郡相知町、同郡北波多村、同郡肥前町、同郡鎮西町、同郡呼子町	新設
平成17年1月1日	佐賀県	白石町	杵島郡白石町、同郡福富町、同郡有明町	新設
平成17年1月1日	熊本県	芦北町	葦北郡田浦町、同郡芦北町	新設

合併(予定)年月日	都道府県	新市町村名	合併関係市町村名	合併形態
平成17年1月1日	大分県	大分市	大分市、大分郡野津原町、北海部郡佐賀関町	編入
平成17年1月1日	大分県	臼杵市	臼杵市、大野郡野津町	新設
平成17年1月4日	長崎県	長崎市	長崎市、西彼杵郡香焼町、同郡伊王島町、同郡高島町、同郡野母崎町、同郡三和町、同郡外海町	編入
平成17年1月11日	秋田県	秋田市	秋田市、河辺郡河辺町、同郡雄和町	編入
平成17年1月11日	三重県	亀山市	亀山市、鈴鹿郡関町	新設
平成17年1月11日	兵庫県	南あわじ市	三原郡緑町、同郡西淡町、同郡三原町、同郡南淡町	新設
平成17年1月11日	愛媛県	大洲市	大洲市、喜多郡長浜町、同郡肱川町、同郡河辺村	新設
平成17年1月15日	熊本県	宇城市	宇土郡三角町、同郡不知火町、下益城郡松橋町、同郡小川町、同郡豊野町	新設
平成17年1月15日	熊本県	山鹿市	山鹿市、鹿本郡鹿北町、同郡菊鹿町、同郡鹿本町、同郡鹿央町	新設
平成17年1月16日	愛媛県	今治市	今治市、越智郡朝倉村、同郡玉川町、同郡波方町、同郡大西町、同郡菊間町、同郡関前村、同郡吉海町、同郡宮窪町、同郡伯方町、同郡上浦町、同郡大三島町	新設
平成17年1月17日	静岡県	菊川市	小笠郡小笠町、同郡菊川町	新設
平成17年1月21日	茨城県	那珂市	那珂郡那珂町、同郡瓜連町	編入
平成17年1月24日	福岡県	福津市	宗像郡福間町、同郡津屋崎町	新設
平成17年1月31日	岐阜県	揖斐川町	揖斐郡揖斐川町、同郡谷汲村、同郡春日村、同郡久瀬村、同郡藤橋村、同郡坂内村	新設
平成17年2月1日	茨城県	水戸市	水戸市、東茨城郡内原町	編入
平成17年2月1日	茨城県	城里町	東茨城郡常北町、同郡桂村、西茨城郡七会村	新設
平成17年2月1日	石川県	白山市	松任市、石川郡美川町、同郡鶴来町、同郡河内村、同郡吉野谷村、同郡鳥越村、同郡尾口村、同郡白峰村	新設
平成17年2月1日	石川県	能美市	能美郡根上町、同郡寺井町、同郡辰口町	新設
平成17年2月1日	福井県	越前町	丹生郡朝日町、同郡宮崎村、同郡越前町、同郡織田町	新設
平成17年2月1日	岐阜県	高山市	高山市、大野郡丹生川村、同郡清見村、同郡荘川村、同郡宮村、同郡久々野町、同郡朝日村、同郡高根村、吉城郡国府町、同郡上宝村	編入
平成17年2月1日	大阪府	堺市	堺市、南河内郡美原町	編入
平成17年2月1日	広島県	福山市	福山市、沼隈郡沼隈町	編入
平成17年2月1日	広島県	北広島町	山県郡芸北町、同郡大朝町、同郡千代田町、同郡豊平町	新設
平成17年2月1日	高知県	津野町	高岡郡葉山村、高岡郡東津野村	新設
平成17年2月5日	福岡県	久留米市	久留米市、浮羽郡田主丸町、三井郡北野町、三潴郡城島町、同郡三潴町	編入
平成17年2月7日	岐阜県	関市	関市、武儀郡洞戸村、同郡板取村、同郡武芸川町、同郡武儀町、同郡上之保村	編入
平成17年2月7日	三重県	四日市市	四日市市、三重郡楠町	編入
平成17年2月7日	広島県	東広島市	東広島市、賀茂郡黒瀬町、同郡福富町、同郡豊栄町、同郡河内町、豊田郡安芸津町	編入
平成17年2月11日	青森県	つがる市	西津軽郡木造町、同郡森田村、同郡柏村、同郡稲垣村、同郡車力村	新設
平成17年2月11日	千葉県	鴨川市	鴨川市、安房郡天津小湊町	新設
平成17年2月11日	滋賀県	東近江市	八日市市、神崎郡永源寺町、同郡五個荘町、愛知郡愛東町、同郡湖東町	新設
平成17年2月11日	熊本県	阿蘇市	阿蘇郡一の宮町、同郡阿蘇町、同郡波野村	新設
平成17年2月11日	熊本県	山都町	上益城郡矢部町、同郡清和村、阿蘇郡蘇陽町	新設
平成17年2月13日	群馬県	沼田市	沼田市、利根郡白沢村、同郡利根村	編入
平成17年2月13日	山梨県	上野原市	北都留郡上野原町、南都留郡秋山村	新設

合併(予定)年月日	都道府県	新市町村名	合併関係市町村名	合併形態
平成17年2月13日	岐阜県 (、長野県)	中津川市	中津川市、恵那郡坂下町、同郡川上村、同郡加子母村、同郡付知町、同郡福岡町、同郡蛭川村（、長野県木曽郡山口村）	編入
平成17年2月13日	山口県	下関市	下関市、豊浦郡菊川町、同郡豊田町、同郡豊浦町、同郡豊北町	新設
平成17年2月13日	熊本県	南阿蘇村	阿蘇郡白水村、同郡久木野村、同郡長陽村	新設
平成17年2月14日	三重県	大紀町	度会郡大宮町、同郡紀勢町、同郡大内山村	新設
平成17年2月14日	滋賀県	米原市	坂田郡山東町、同郡伊吹町、同郡米原町	新設
平成17年2月21日	山口県	柳井市	柳井市、玖珂郡大畠町	新設
平成17年2月28日	栃木県	佐野市	佐野市、安蘇郡田沼町、同郡葛生町	新設
平成17年2月28日	岡山県	津山市	津山市、苫田郡加茂町、同郡阿波村、勝田郡勝北町、久米郡久米町	編入
平成17年3月1日	福島県	田村市	田村郡滝根町、同郡大越町、同郡都路村、同郡常葉町、同郡船引町	新設
平成17年3月1日	石川県	宝達志水町	羽咋郡志雄町、同郡押水町	新設
平成17年3月1日	石川県	中能登町	鹿島郡鳥屋町、同郡鹿島町、同郡鹿西町	新設
平成17年3月1日	石川県	能登町	鳳至郡能都町、同郡柳田村、珠洲郡内浦町	新設
平成17年3月1日	岡山県	井原市	井原市、小田郡美星町、後月郡芳井町	編入
平成17年3月1日	岡山県	鏡野町	苫田郡富村、同郡奥津町、同郡上齋原村、同郡鏡野町	新設
平成17年3月1日	徳島県	美馬市	美馬郡脇町、同郡美馬町、同郡穴吹町、同郡木屋平村	新設
平成17年3月1日	徳島県	つるぎ町	美馬郡半田町、同郡貞光町、同郡一宇村	新設
平成17年3月1日	徳島県	那賀町	那賀郡鷲敷町、同郡相生町、同郡上那賀町、同郡木沢村、同郡木頭村	新設
平成17年3月1日	佐賀県	小城市	小城郡小城町、同郡三日月町、同郡牛津町、同郡芦刈町	新設
平成17年3月1日	佐賀県	みやき町	三養基郡中原町、同郡北茂安町、同郡三根町	新設
平成17年3月1日	長崎県	諫早市	諫早市、西彼杵郡多良見町、北高来郡森山町、同郡飯盛町、同郡高来町、同郡小長井町	新設
平成17年3月1日	大分県	中津市	中津市、下毛郡三光村、同郡本耶馬渓町、同郡耶馬渓町、同郡山国町	編入
平成17年3月3日	大分県	佐伯市	佐伯市、南海部郡上浦町、同郡弥生町、同郡本匠村、同郡宇目町、同郡直川村、同郡鶴見町、同郡米水津村、同郡蒲江町	新設
平成17年3月6日	山口県	萩市	萩市、阿武郡川上村、同郡田万川町、同郡むつみ村、同郡須佐町、同郡旭村、同郡福栄村	新設
平成17年3月7日	岡山県	赤磐市	赤磐郡山陽町、同郡赤坂町、同郡熊山町、同郡吉井町	新設
平成17年3月14日	青森県	むつ市	むつ市、下北郡川内町、同郡大畑町、同郡脇野沢村	編入
平成17年3月19日	新潟県	糸魚川市	糸魚川市、西頸城郡能生町、同郡青海町	新設
平成17年3月20日	長野県	佐久穂町	南佐久郡佐久町、同郡八千穂村	新設
平成17年3月20日	広島県	呉市	呉市、安芸郡音戸町、同郡倉橋町、同郡蒲刈町、豊田郡安浦町、同郡豊浜町、同郡豊町	編入
平成17年3月20日	福岡県	うきは市	浮羽郡吉井町、同郡浮羽町	新設
平成17年3月21日	新潟県	新潟市	新潟市、白根市、豊栄市、中蒲原郡小須戸町、同郡横越町、同郡亀田町、西蒲原郡岩室村、同郡西川町、同郡味方村、同郡潟東村、同郡月潟村、同郡中之口村、新津市	編入
平成17年3月21日	福岡県	柳川市	柳川市、山門郡大和町、同郡三橋町	新設
平成17年3月22日	秋田県	由利本荘市	本荘市、由利郡矢島町、同郡岩城町、同郡由利町、同郡西目町、同郡鳥海町、同郡東由利町、同郡大内町	新設
平成17年3月22日	秋田県	潟上市	南秋田郡昭和町、同郡飯田川町、同郡天王町	新設
平成17年3月22日	秋田県	大仙市	大曲市、仙北郡神岡町、同郡西仙北町、同郡中仙町、同郡協和町、同郡南外村、同郡仙北町、同郡太田町	新設

合併(予定)年月日	都道府県	新市町村名	合併関係市町村名	合併形態
平成17年3月22日	秋田県	北秋田市	北秋田郡鷹巣町、同郡森吉町、同郡阿仁町、同郡合川町	新設
平成17年3月22日	秋田県	湯沢市	湯沢市、雄勝郡稲川町、同郡雄勝町、同郡皆瀬村	新設
平成17年3月22日	秋田県	男鹿市	男鹿市、南秋田郡若美町	新設
平成17年3月22日	茨城県	坂東市	岩井市、猿島郡猿島町	新設
平成17年3月22日	茨城県	稲敷市	稲敷郡江戸崎町、同郡新利根町、同郡桜川村、同郡東町	新設
平成17年3月22日	山梨県	山梨市	山梨市、東山梨郡牧丘町、同郡三富村	新設
平成17年3月22日	鳥取県	倉吉市	倉吉市、東伯郡関金町	編入
平成17年3月22日	島根県	出雲市	出雲市、平田市、簸川郡佐田町、同郡多伎町、同郡湖陵町、同郡大社町	新設
平成17年3月22日	岡山県	岡山市	岡山市、御津郡御津町、児島郡灘崎町	編入
平成17年3月22日	岡山県	総社市	総社市、都窪郡山手村、同郡清音村	新設
平成17年3月22日	岡山県	備前市	備前市、和気郡日生町、同郡吉永町	新設
平成17年3月22日	岡山県	美咲町	久米郡中央町、同郡旭町、同郡柵原町	新設
平成17年3月22日	広島県	三原市	三原市、豊田郡本郷町、御調郡久井町、賀茂郡大和町	新設
平成17年3月22日	山口県	長門市	長門市、大津郡三隅町、同郡日置町、同郡油谷町	新設
平成17年3月22日	山口県	山陽小野田市	小野田市、厚狭郡山陽町	新設
平成17年3月22日	香川県	丸亀市	丸亀市、綾歌郡綾歌町、同郡飯山町	新設
平成17年3月22日	福岡県	筑前町	朝倉郡三輪町、同郡夜須町	新設
平成17年3月22日	熊本県	菊池市	菊池市、菊池郡七城町、同郡旭志村、同郡泗水町	新設
平成17年3月22日	大分県	日田市	日田市、日田郡前津江村、同郡中津江村、同郡上津江村、同郡大山町、同郡天瀬町	編入
平成17年3月22日	鹿児島県	さつま町	薩摩郡宮之城町、同郡鶴田町、同郡薩摩町	新設
平成17年3月22日	鹿児島県	湧水町	姶良郡栗野町、同郡吉松町	新設
平成17年3月22日	鹿児島県	錦江町	肝属郡大根占町、同郡田代町	新設
平成17年3月28日	青森県	五所川原市	五所川原市、北津軽郡金木町、同郡市浦村	新設
平成17年3月28日	青森県	外ヶ浜町	東津軽郡蟹田町、同郡平舘村、同郡三厩村	新設
平成17年3月28日	青森県	中泊町	北津軽郡中里町、同郡小泊村	新設
平成17年3月28日	青森県	藤崎町	南津軽郡藤崎町、同郡常盤村	新設
平成17年3月28日	茨城県	筑西市	下館市、真壁郡関城町、同郡明野町、同郡協和町	新設
平成17年3月28日	茨城県	かすみがうら市	新治郡霞ヶ浦町、同郡千代田町	新設
平成17年3月28日	茨城県	取手市	取手市、北相馬郡藤代町	編入
平成17年3月28日	栃木県	さくら市	塩谷郡氏家町、同郡喜連川町	新設
平成17年3月28日	群馬県	太田市	太田市、新田郡尾島町、同郡新田町、同郡藪塚本町	新設
平成17年3月28日	千葉県	柏市	柏市、東葛飾郡沼南町	編入
平成17年3月28日	岐阜県	海津市	海津郡海津町、同郡平田町、同郡南濃町	新設
平成17年3月28日	鳥取県	大山町	西伯郡中山町、同郡名和町、同郡大山町	新設
平成17年3月28日	広島県	尾道市	尾道市、御調郡御調町、同郡向島町	編入
平成17年3月28日	愛媛県	八幡浜市	八幡浜市、西宇和郡保内町	新設
平成17年3月28日	福岡県	宗像市	宗像市、宗像郡大島村	編入
平成17年3月28日	福岡県	東峰村	朝倉郡小石原村、同郡宝珠山村	新設
平成17年3月31日	青森県	八戸市	八戸市、三戸郡南郷村	編入
平成17年3月31日	青森県	深浦町	西津軽郡深浦町、同郡岩崎村	新設
平成17年3月31日	青森県	七戸町	上北郡七戸町、同郡天間林村	新設
平成17年3月31日	青森県	東北町	上北郡上北町、同郡東北町	新設
平成17年3月31日	福井県	若狭町	三方郡三方町、遠敷郡上中町	新設
平成17年3月31日	鳥取県	米子市	米子市、西伯郡淀江町	新設
平成17年3月31日	鳥取県	八頭町	八頭郡郡家町、同郡船岡町、同郡八東町	新設

合併(予定)年月日	都道府県	新市町村名	合併関係市町村名	合併形態
平成17年3月31日	島根県	松江市	松江市、八束郡鹿島町、同郡島根町、同郡美保関町、同郡八雲村、同郡玉湯町、同郡宍道町、同郡八束町	新設
平成17年3月31日	島根県	奥出雲町	仁多郡仁多町、同郡横田町	新設
平成17年3月31日	岡山県	新見市	新見市、阿哲郡大佐町、同郡神郷町、同郡哲多町、同郡哲西町	新設
平成17年3月31日	岡山県	真庭市	上房郡北房町、真庭郡勝山町、同郡落合町、同郡湯原町、同郡久世町、同郡美甘村、同郡川上村、同郡八束村、同郡中和村	新設
平成17年3月31日	岡山県	美作市	勝田郡勝田町、英田郡大原町、同郡東粟倉村、同郡美作町、同郡作東町、同郡英田町	新設
平成17年3月31日	広島県	庄原市	庄原市、甲奴郡総領町、比婆郡西城町、同郡東城町、同郡口和町、同郡高野町、同郡比和町	新設
平成17年3月31日	大分県	豊後高田市	豊後高田市、西国東郡真玉町、同郡香々地町	新設
平成17年3月31日	大分県	宇佐市	宇佐市、宇佐郡院内町、同郡安心院町	新設
平成17年3月31日	大分県	豊後大野市	大野郡三重町、同郡清川村、同郡緒方町、同郡朝地町、同郡大野町、同郡千歳村、同郡犬飼町	新設
平成17年3月31日	鹿児島県	南大隅町	肝属郡根占町、同郡佐多町	新設
平成17年4月1日	北海道	森町	茅部郡森町、同郡砂原町	新設
平成17年4月1日	青森県	青森市	青森市、南津軽郡浪岡町	新設
平成17年4月1日	宮城県	登米市	登米郡迫町、同郡登米町、同郡東和町、同郡中田町、同郡豊里町、同郡米山町、同郡石越町、同郡南方町、本吉郡津山町	新設
平成17年4月1日	宮城県	栗原市	栗原郡築館町、同郡若柳町、同郡栗駒町、同郡高清水町、同郡一迫町、同郡瀬峰町、同郡鶯沢町、同郡金成町、同郡志波姫町、同郡花山村	新設
平成17年4月1日	宮城県	東松島市	桃生郡矢本町、同郡鳴瀬町	新設
平成17年4月1日	宮城県	石巻市	石巻市、桃生郡河北町、同郡雄勝町、同郡河南町、同郡桃生町、同郡北上町、牡鹿郡牡鹿町	新設
平成17年4月1日	福島県	須賀川市	須賀川市、岩瀬郡長沼町、同郡岩瀬村	編入
平成17年4月1日	埼玉県	さいたま市	さいたま市、岩槻市	編入
平成17年4月1日	埼玉県	秩父市	秩父市、秩父郡吉田町、同郡大滝村、同郡荒川村	新設
平成17年4月1日	新潟県	十日町市	十日町市、中魚沼郡川西町、同郡中里村、東頸城郡松代町、同郡松之山町	新設
平成17年4月1日	新潟県	妙高市	新井市、中頸城郡妙高高原町、同郡妙高村	編入
平成17年4月1日	新潟県	阿賀町	東蒲原郡津川町、同郡鹿瀬町、同郡上川村、同郡三川村	新設
平成17年4月1日	新潟県	長岡市	長岡市、南蒲原郡中之島町、三島郡越路町、同郡三島町、古志郡山古志村、刈羽郡小国町	編入
平成17年4月1日	富山県	富山市	富山市、上新川郡大沢野町、同郡大山町、婦負郡八尾町、同郡婦中町、同郡山田村、同郡細入村	新設
平成17年4月1日	長野県	塩尻市	塩尻市、木曽郡楢川村	編入
平成17年4月1日	長野県	松本市	松本市、東筑摩郡四賀村、南安曇郡奈川村、同郡安曇村、同郡梓川村	編入
平成17年4月1日	長野県	佐久市	佐久市、南佐久郡臼田町、北佐久郡浅科村、同郡望月町	新設
平成17年4月1日	長野県	中野市	中野市、下水内郡豊田村	新設
平成17年4月1日	静岡県	沼津市	沼津市、田方郡戸田村	編入
平成17年4月1日	静岡県	磐田市	磐田市、磐田郡福田町、同郡竜洋町、同郡豊田町、同郡豊岡村	新設
平成17年4月1日	静岡県	掛川市	掛川市、小笠郡大須賀町、同郡大東町	新設
平成17年4月1日	静岡県	袋井市	袋井市、磐田郡浅羽町	新設

合併(予定)年月日	都道府県	新市町村名	合併関係市町村名	合併形態
平成17年4月1日	静岡県	伊豆の国市	田方郡伊豆長岡町、同郡韮山町、同郡大仁町	新設
平成17年4月1日	静岡県	西伊豆町	賀茂郡西伊豆町、同郡賀茂村	新設
平成17年4月1日	愛知県	稲沢市	稲沢市、中島郡祖父江町、同郡平和町	編入
平成17年4月1日	愛知県	一宮市	一宮市、尾西市、葉栗郡木曽川町	編入
平成17年4月1日	愛知県	愛西市	海部郡佐屋町、同郡立田村、同郡八開村、同郡佐織町	新設
平成17年4月1日	愛知県	豊田市	豊田市、西加茂郡藤岡町、同郡小原村、東加茂郡足助町、同郡下山村、同郡旭町、同郡稲武町	編入
平成17年4月1日	京都府	京都市	京都市、北桑田郡京北町	編入
平成17年4月1日	兵庫県	朝来市	朝来郡生野町、同郡和田山町、同郡山東町、同郡朝来町	新設
平成17年4月1日	兵庫県	豊岡市	豊岡市、城崎郡城崎町、同郡竹野町、同郡日高町、出石郡出石町、同郡但東町	新設
平成17年4月1日	兵庫県	淡路市	津名郡津名町、同郡淡路町、同郡北淡町、同郡一宮町、同郡東浦町	新設
平成17年4月1日	兵庫県	宍粟市	宍粟郡山崎町、同郡一宮町、同郡波賀町、同郡千種町	新設
平成17年4月1日	兵庫県	香美町	城崎郡香住町、美方郡村岡町、同郡美方町	新設
平成17年4月1日	奈良県	奈良市	奈良市、添上郡月ヶ瀬村、山辺郡都祁村	編入
平成17年4月1日	和歌山県	海南市	海南市、海草郡下津町	新設
平成17年4月1日	和歌山県	串本町	西牟婁郡串本町、東牟婁郡古座町	新設
平成17年4月1日	徳島県	阿波市	板野郡吉野町、同郡土成町、阿波郡市場町、同郡阿波町	新設
平成17年4月1日	愛媛県	伊予市	伊予市、伊予郡中山町、同郡双海町	新設
平成17年4月1日	愛媛県	伊方町	西宇和郡伊方町、同郡瀬戸町、同郡三崎町	新設
平成17年4月1日	長崎県	西海市	西彼杵郡西彼町、同郡西海町、同郡大島町、同郡崎戸町、同郡大瀬戸町	新設
平成17年4月1日	長崎県	佐世保市	佐世保市、北松浦郡吉井町、同郡世知原町	編入
平成17年4月1日	大分県	竹田市	竹田市、直入郡荻町、同郡久住町、同郡直入町	新設
平成17年4月1日	沖縄県	うるま市	石川市、具志川市、中頭郡与那城町、同郡勝連町	新設
平成17年4月10日	高知県	四万十市	中村市、幡多郡西土佐村	新設
平成17年4月25日	広島県	広島市	広島市、佐伯郡湯来町	編入
平成17年5月1日	新潟県	新発田市	新発田市、北蒲原郡紫雲寺町、同郡加治川村	編入
平成17年5月1日	新潟県	三条市	三条市、南蒲原郡栄町、同郡下田村	新設
平成17年5月1日	新潟県	柏崎市	柏崎市、刈羽郡高柳町、同郡西山町	編入
平成17年5月1日	岐阜県	可児市	可児市、可児郡兼山町	編入
平成17年5月1日	和歌山県	田辺市	田辺市、日高郡龍神村、西牟婁郡中辺路町、同郡大塔村、東牟婁郡本宮町	新設
平成17年5月1日	和歌山県	日高川町	日高郡川辺町、同郡中津村、同郡美山村	新設
平成17年5月1日	鹿児島県	日置市	日置郡東市来町、同郡伊集院町、同郡日吉町、同郡吹上町	新設
平成17年5月5日	静岡県	島田市	島田市、榛原郡金谷町	新設
平成17年6月6日	岩手県	宮古市	宮古市、下閉伊郡田老町、同郡新里村	新設
平成17年6月13日	群馬県	桐生市	桐生市、勢多郡新里村、同郡黒保根村	編入
平成17年6月20日	秋田県	大館市	大館市、北秋田郡比内町、同郡田代町	編入
平成17年7月1日	山形県	庄内町	東田川郡立川町、同郡余目町	新設
平成17年7月1日	千葉県	旭市	旭市、海上郡海上町、同郡飯岡町、香取郡干潟町	新設
平成17年7月1日	静岡県	浜松市	浜松市、浜北市、天竜市、浜名郡舞阪町、同郡雄踏町、引佐郡細江町、同郡引佐町、同郡三ケ日町、周智郡春野町、磐田郡佐久間町、同郡水窪町、同郡龍山村	編入
平成17年7月1日	鹿児島県	曽於市	曽於郡大隅町、同郡財部町、同郡末吉町	新設

合併(予定)年月日	都道府県	新市町村名	合併関係市町村名	合併形態
平成17年7月1日	鹿児島県	肝付町	肝属郡内之浦町、同郡高山町	新設
平成17年7月7日	愛知県	清須市	西春日井郡西枇杷島町、同郡清洲町、同郡新川町	新設
平成17年8月1日	茨城県	神栖市	鹿島郡神栖町、同郡波崎町	編入
平成17年8月1日	岡山県	倉敷市	倉敷市、浅口郡船穂町、吉備郡真備町	編入
平成17年8月1日	愛媛県	宇和島市	宇和島市、北宇和郡吉田町、同郡三間町、同郡津島町	新設
平成17年8月1日	高知県	仁淀川町	吾川郡池川町、同郡吾川村、高岡郡仁淀村	新設
平成17年8月1日	熊本県	八代市	八代市、八代郡坂本村、同郡千丁町、同郡鏡町、同郡東陽村、同郡泉村	新設
平成17年9月1日	北海道	せたな町	久遠郡大成町、瀬棚郡瀬棚町、同郡北檜山町	新設
平成17年9月1日	北海道	士別市	士別市、上川郡朝日町	新設
平成17年9月1日	岩手県	八幡平市	岩手郡西根町、同郡安代町、同郡松尾村	新設
平成17年9月1日	新潟県	胎内市	北蒲原郡中条町、同郡黒川村	新設
平成17年9月1日	石川県	志賀町	羽咋郡富来町、同郡志賀町	新設
平成17年9月2日	茨城県	行方市	行方郡麻生町、同郡北浦町、同郡玉造町	新設
平成17年9月12日	茨城県	古河市	古河市、猿島郡総和町、同郡三和町	新設
平成17年9月20日	岩手県	一関市	一関市、西磐井郡花泉町、東磐井郡大東町、同郡千厩町、同郡東山町、同郡室根村、同郡川崎村	新設
平成17年9月20日	秋田県	仙北市	仙北郡田沢湖町、同郡角館町、同郡西木村	新設
平成17年9月20日	静岡県	川根本町	榛原郡中川根町、同郡本川根町	新設
平成17年9月25日	奈良県	五條市	五條市、吉野郡西吉野村、同郡大塔村	編入
平成17年9月25日	島根県	津和野町	鹿足郡津和野町、同郡日原町	新設
平成17年9月26日	香川県	高松市	高松市、香川郡塩江町	編入
平成17年10月1日	北海道	遠軽町	紋別郡生田原町、同郡遠軽町、同郡丸瀬布町、同郡白滝村	新設
平成17年10月1日	北海道	石狩市	石狩市、厚田郡厚田村、浜益郡浜益村	編入
平成17年10月1日	北海道	八雲町	爾志郡熊石町、山越郡八雲町	新設
平成17年10月1日	岩手県	遠野市	遠野市、上閉伊郡宮守村	新設
平成17年10月1日	宮城県	南三陸町	本吉郡志津川町、同郡歌津町	新設
平成17年10月1日	秋田県	にかほ市	由利郡仁賀保町、同郡金浦町、同郡象潟町	新設
平成17年10月1日	秋田県	横手市	横手市、平鹿郡増田町、同郡平鹿町、同郡雄物川町、同郡大森町、同郡十文字町、同郡山内村、同郡大雄村	新設
平成17年10月1日	山形県	鶴岡市	鶴岡市、東田川郡藤島町、同郡羽黒町、同郡櫛引町)、同郡朝日村、西田川郡温海町	新設
平成17年10月1日	福島県	会津美里町	大沼郡会津高田町、同郡会津本郷町、同郡新鶴村	新設
平成17年10月1日	茨城県	桜川市	西茨城郡岩瀬町、真壁郡真壁町、同郡大和村	新設
平成17年10月1日	茨城県	石岡市	石岡市、新治郡八郷町	新設
平成17年10月1日	栃木県	大田原市	大田原市、那須郡湯津上村、同郡黒羽町	編入
平成17年10月1日	栃木県	那須烏山市	那須郡南那須町、同郡烏山町	新設
平成17年10月1日	栃木県	那珂川町	那須郡馬頭町、同郡小川町	新設
平成17年10月1日	群馬県	みなかみ町	利根郡月夜野町、同郡水上町、同郡新治村	新設
平成17年10月1日	埼玉県	熊谷市	熊谷市、大里郡大里町、同郡妻沼町	新設
平成17年10月1日	埼玉県	春日部市	春日部市、北葛飾郡庄和町	新設
平成17年10月1日	埼玉県	小鹿野町	秩父郡小鹿野町、同郡両神村	新設
平成17年10月1日	埼玉県	鴻巣市	鴻巣市、北足立郡吹上町、北埼玉郡川里町	編入
平成17年10月1日	埼玉県	ふじみ野市	上福岡市、入間郡大井町	新設
平成17年10月1日	新潟県	南魚沼市	南魚沼市、南魚沼郡塩沢町	編入
平成17年10月1日	石川県	加賀市	加賀市、江沼郡山中町	新設
平成17年10月1日	福井県	越前市	武生市、今立郡今立町	新設
平成17年10月1日	山梨県	市川三郷町	西八代郡三珠町、同郡市川大門町、同郡六郷町	新設

合併(予定)年月日	都道府県	新市町村名	合併関係市町村名	合併形態
平成17年10月１日	長野県	安曇野市	南安曇郡豊科町、同郡穂高町、同郡三郷村、同郡堀金村、東筑摩郡明科町	新設
平成17年10月１日	長野県	飯綱町	上水内郡牟礼村、同郡三水村	新設
平成17年10月１日	長野県	長和町	小県郡長門町、同郡和田村	新設
平成17年10月１日	長野県	飯田市	飯田市、下伊那郡上村、同郡南信濃村	編入
平成17年10月１日	愛知県	田原市	田原市、渥美郡渥美町	編入
平成17年10月１日	愛知県	新城市	新城市、南設楽郡鳳来町、同郡作手村	新設
平成17年10月１日	愛知県	設楽町	北設楽郡設楽町、同郡津具村	新設
平成17年10月１日	三重県	南伊勢町	度会郡南勢町、同郡南島町	新設
平成17年10月１日	滋賀県	米原市	米原市、坂田郡近江町	編入
平成17年10月１日	兵庫県	西脇市	西脇市、多可郡黒田庄町	新設
平成17年10月１日	兵庫県	たつの市	龍野市、揖保郡新宮町、同郡揖保川町、同郡御津町	新設
平成17年10月１日	兵庫県	佐用町	佐用郡佐用町、同郡上月町、同郡南光町、同郡三日月町	新設
平成17年10月１日	兵庫県	新温泉町	美方郡浜坂町、同郡温泉町	新設
平成17年10月１日	和歌山県	新宮市	新宮市、東牟婁郡熊野川町	新設
平成17年10月１日	和歌山県	かつらぎ町	伊都郡かつらぎ町、同郡花園村	編入
平成17年10月１日	鳥取県	北栄町	東伯郡北条町、同郡大栄町	新設
平成17年10月１日	島根県	浜田市	浜田市、那賀郡金城町、同郡旭町、同郡弥栄村、同郡三隅町	新設
平成17年10月１日	島根県	大田市	大田市、邇摩郡温泉津町、同郡仁摩町	新設
平成17年10月１日	島根県	吉賀町	鹿足郡柿木村、同郡六日市町	新設
平成17年10月１日	山口県	山口市	山口市、佐波郡徳地町、吉敷郡秋穂町、同郡小郡町、同郡阿知須町	新設
平成17年10月１日	佐賀県	佐賀市	佐賀市、佐賀郡諸富町、同郡大和町、同郡富士町、神埼郡三瀬村	新設
平成17年10月１日	長崎県	平戸市	平戸市、北松浦郡生月町、同郡田平町、同郡大島村	新設
平成17年10月１日	熊本県	氷川町	八代郡竜北町、同郡宮原町	新設
平成17年10月１日	大分県	由布市	大分郡挾間町、同郡庄内町、同郡湯布院町	新設
平成17年10月１日	大分県	杵築市	杵築市、速見郡山香町、西国東郡大田村	新設
平成17年10月１日	沖縄県	宮古島市	平良市、宮古郡城辺町、同郡下地町、同郡上野村、同郡伊良部町	新設
平成17年10月３日	熊本県	玉名市	玉名市、玉名郡岱明町、同郡横島町、同郡天水町	新設
平成17年10月10日	新潟県	新潟市	新潟市、西蒲原郡巻町	編入
平成17年10月11日	北海道	釧路市	釧路市、阿寒郡阿寒町、白糠郡音別町	新設
平成17年10月11日	茨城県	鉾田市	鹿島郡旭村、同郡鉾田町、同郡大洋村	新設
平成17年10月11日	長野県	筑北村	東筑摩郡本城村、同郡坂北村、同郡坂井村	新設
平成17年10月11日	静岡県	牧之原市	榛原郡相良町、同郡榛原町	新設
平成17年10月11日	三重県	紀北町	北牟婁郡紀伊長島町、同郡海山町	新設
平成17年10月11日	京都府	京丹波町	船井郡丹波町、同郡瑞穂町、同郡和知町	新設
平成17年10月11日	香川県	観音寺市	観音寺市、三豊郡大野原町、同郡豊浜町	新設
平成17年10月11日	福岡県	上毛町	築上郡新吉富村、同郡大平村	新設
平成17年10月11日	長崎県	雲仙市	南高来郡国見町、同郡瑞穂町、同郡吾妻町、同郡愛野町、同郡千々石町、同郡小浜町、同郡南串山町	新設
平成17年10月11日	鹿児島県	いちき串木野市	串木野市、日置郡市来町	新設
平成17年10月24日	兵庫県	三木市	三木市、美嚢郡吉川町	編入
平成17年11月１日	岩手県	西和賀町	和賀郡湯田町、同郡沢内村	新設
平成17年11月１日	山形県	酒田市	酒田市、飽海郡八幡町、同郡松山町、同郡平田町	新設
平成17年11月１日	福島県	会津若松市	会津若松市、河沼郡河東町	編入
平成17年11月１日	富山県	射水市	新湊市、射水郡小杉町、同郡大門町、同郡下村、同郡大島町	新設

合併(予定)年月日	都道府県	新市町村名	合併関係市町村名	合併形態
平成17年11月１日	富山県	高岡市	高岡市、西礪波郡福岡町	新設
平成17年11月１日	山梨県	甲州市	塩山市、東山梨郡勝沼町、同郡大和村	新設
平成17年11月１日	長野県	木曽町	木曽郡木曽福島町、同郡日義村、同郡開田村、同郡三岳村	新設
平成17年11月１日	三重県	伊勢市	伊勢市、度会郡二見町、同郡小俣町、同郡御薗村	新設
平成17年11月１日	三重県	熊野市	熊野市、南牟婁郡紀和町	新設
平成17年11月１日	兵庫県	多可町	多可郡中町、同郡加美町、同郡八千代町	新設
平成17年11月３日	広島県	廿日市市	廿日市市、佐伯郡大野町、同郡宮島町	編入
平成17年11月７日	福島県	白河市	白河市、西白河郡表郷村、同郡大信村、同郡東村	新設
平成17年11月７日	福井県	大野市	大野市、大野郡和泉村	編入
平成17年11月７日	兵庫県	神河町	神崎郡神崎町、同郡大河内町	新設
平成17年11月７日	和歌山県	紀の川市	那賀郡打田町、同郡粉河町、同郡那賀町、同郡桃山町、同郡貴志川町	新設
平成17年11月７日	鹿児島県	霧島市	国分市、姶良郡溝辺町、同郡横川町、同郡牧園町、同郡霧島町、同郡隼人町、同郡福山町	新設
平成17年11月７日	鹿児島県	南さつま市	加世田市、川辺郡笠沙町、同郡大浦町、同郡坊津町、日置郡金峰町	新設
平成17年11月27日	愛知県	豊根村	北設楽郡豊根村、同郡富山村	編入
平成17年12月１日	福島県	二本松市	二本松市、安達郡安達町、同郡岩代町、同郡東和町	新設
平成17年12月５日	千葉県	いすみ市	夷隅郡夷隅町、同郡大原町、同郡岬町	新設
平成18年１月１日	青森県	平川市	南津軽郡平賀町、同郡尾上町、同郡碇ヶ関村	新設
平成18年１月１日	青森県	南部町	三戸郡名川町、同郡南部町、同郡福地村	新設
平成18年１月１日	岩手県	花巻市	花巻市、稗貫郡大迫町、同郡石鳥谷町、和賀郡東和町	新設
平成18年１月１日	岩手県	二戸市	二戸市、二戸郡浄法寺町	新設
平成18年１月１日	岩手県	洋野町	九戸郡種市町、同郡大野村	新設
平成18年１月１日	宮城県	美里町	遠田郡小牛田町、同郡南郷町	新設
平成18年１月１日	福島県	南相馬市	原町市、相馬郡小高町、同郡鹿島町	新設
平成18年１月１日	福島県	伊達市	伊達郡伊達町、同郡梁川町、同郡保原町、同郡霊山町、同郡月舘町	新設
平成18年１月１日	茨城県	常総市	水海道市、結城郡石下町	編入
平成18年１月１日	茨城県	下妻市	下妻市、結城郡千代川村	編入
平成18年１月１日	栃木県	鹿沼市	鹿沼市、上都賀郡粟野町	編入
平成18年１月１日	群馬県	藤岡市	藤岡市、多野郡鬼石町	編入
平成18年１月１日	埼玉県	行田市	行田市、北埼玉郡南河原村	編入
平成18年１月１日	埼玉県	深谷市	深谷市、大里郡岡部町、同郡川本町、同郡花園町	新設
平成18年１月１日	埼玉県	神川町	児玉郡神川町、児玉郡神泉村	新設
平成18年１月１日	新潟県	五泉市	五泉市、中蒲原郡村松町	新設
平成18年１月１日	新潟県	長岡市	長岡市、栃尾市、三島郡与板町、同郡和島村、同郡寺泊町	編入
平成18年１月１日	長野県	大町市	大町市、北安曇郡八坂村、同郡美麻村	編入
平成18年１月１日	長野県	阿智村	下伊那郡阿智村、同郡浪合村	編入
平成18年１月１日	岐阜県	岐阜市	岐阜市、羽島郡柳津町	編入
平成18年１月１日	愛知県	岡崎市	岡崎市、額田郡額田町	編入
平成18年１月１日	三重県	津市	津市、久居市、安芸郡河芸町、同郡芸濃町、同郡美里村、同郡安濃町、一志郡香良洲町、同郡一志町、同郡白山町、同郡美杉村	新設
平成18年１月１日	三重県	多気町	多気郡多気町、同郡勢和村	新設
平成18年１月１日	滋賀県	東近江市	東近江市、神崎郡能登川町、蒲生郡蒲生町	編入
平成18年１月１日	京都府	福知山市	福知山市、天田郡三和町、同郡夜久野町、加佐郡大江町	編入

合併(予定)年月日	都道府県	新市町村名	合併関係市町村名	合併形態
平成18年1月1日	京都府	南丹市	船井郡園部町、同郡八木町、同郡日吉町、北桑田郡美山町	新設
平成18年1月1日	奈良県	宇陀市	宇陀郡大宇陀町、同郡榛原町、同郡菟田野町、同郡室生村	新設
平成18年1月1日	和歌山県	紀美野町	海草郡野上町、同郡美里町	新設
平成18年1月1日	和歌山県	有田川町	有田郡吉備町、同郡金屋町、同郡清水町	新設
平成18年1月1日	香川県	三豊市	三豊郡高瀬町、同郡山本町、同郡三野町、同郡豊中町、同郡詫間町、同郡仁尾町、同郡財田町	新設
平成18年1月1日	高知県	中土佐町	高岡郡中土佐町、同郡大野見村	新設
平成18年1月1日	佐賀県	唐津市	唐津市、東松浦郡七山村	編入
平成18年1月1日	佐賀県	嬉野市	藤津郡塩田町、同郡嬉野町	新設
平成18年1月1日	長崎県	島原市	島原市、南高来郡有明町	編入
平成18年1月1日	長崎県	松浦市	松浦市、北松浦郡福島町、同郡鷹島町	新設
平成18年1月1日	宮崎県	宮崎市	宮崎市、宮崎郡佐土原町、同郡田野町、東諸県郡高岡町	編入
平成18年1月1日	宮崎県	都城市	都城市、北諸県郡山之口町、同郡高城町、同郡山田町、同郡高崎町	新設
平成18年1月1日	宮崎県	美郷町	東臼杵郡南郷村、同郡西郷村、同郡北郷村	新設
平成18年1月1日	鹿児島県	鹿屋市	鹿屋市、曽於郡輝北町、肝属郡串良町、同郡吾平町	新設
平成18年1月1日	鹿児島県	指宿市	指宿市、揖宿郡山川町、同郡開聞町	新設
平成18年1月1日	鹿児島県	志布志市	曽於郡松山町、同郡志布志町、同郡有明町	新設
平成18年1月1日	沖縄県	八重瀬町	島尻郡東風平町、同郡具志頭村	新設
平成18年1月1日	沖縄県	南城市	島尻郡玉城村、同郡知念村、同郡佐敷町、同郡大里村	新設
平成18年1月4日	福島県	喜多方市	喜多方市、耶麻郡熱塩加納村、同郡塩川町、同郡山都町、同郡高郷村	新設
平成18年1月4日	長崎県	長崎市	長崎市、西彼杵郡琴海町	編入
平成18年1月10日	岩手県	盛岡市	盛岡市、岩手郡玉山村	編入
平成18年1月10日	栃木県	下野市	河内郡南河内町、下都賀郡石橋町、同郡国分寺町	新設
平成18年1月10日	埼玉県	本庄市	本庄市、児玉郡児玉町	新設
平成18年1月10日	三重県	大台町	多気郡大台町、同郡宮川村	新設
平成18年1月10日	三重県	紀宝町	南牟婁郡紀宝町、同郡鵜殿村	新設
平成18年1月10日	広島県	尾道市	尾道市、因島市、豊田郡瀬戸田町	編入
平成18年1月10日	香川県	高松市	高松市、香川郡香川町、同郡香南町、綾歌郡国分寺町、木田郡庵治町、同郡牟礼町	編入
平成18年1月10日	福岡県	築上町	築上郡椎田町、同郡築城町	新設
平成18年1月23日	群馬県	高崎市	高崎市、群馬郡倉渕村、同郡箕郷町、同郡群馬町、多野郡新町	編入
平成18年1月23日	千葉県	匝瑳市	八日市場市、匝瑳郡野栄町	新設
平成18年1月23日	岐阜県	多治見市	多治見市、土岐郡笠原町	編入
平成18年2月1日	北海道	北斗市	上磯郡上磯町、亀田郡大野町	新設
平成18年2月1日	埼玉県	ときがわ町	比企郡都幾川村、同郡玉川村	新設
平成18年2月1日	石川県	輪島市	輪島市、鳳珠郡門前町	新設
平成18年2月1日	福井県	福井市	福井市、足羽郡美山町、丹生郡越廼村、同郡清水町	編入
平成18年2月1日	愛知県	豊川市	豊川市、宝飯郡一宮町	編入
平成18年2月6日	北海道	幕別町	中川郡幕別町、広尾郡忠類村	編入
平成18年2月11日	兵庫県	洲本市	洲本市、津名郡五色町	新設
平成18年2月11日	福岡県	宮若市	鞍手郡宮田町、同郡若宮町	新設
平成18年2月13日	福井県	永平寺町	吉田郡松岡町、同郡永平寺町、同郡上志比村	新設
平成18年2月13日	滋賀県	長浜市	長浜市、東浅井郡浅井町、同郡びわ町	新設
平成18年2月13日	滋賀県	愛荘町	愛知郡秦荘町、同郡愛知川町	新設

併(予定)年月日	都道府県	新市町村名	合併関係市町村名	合併形態
成18年2月20日	岩手県	奥州市	水沢市、江刺市、胆沢郡前沢町、同郡胆沢町、同郡衣川村	新設
成18年2月20日	茨城県	土浦市	土浦市、新治郡新治村	編入
成18年2月20日	群馬県	渋川市	渋川市、北群馬郡伊香保町、同郡小野上村、同郡子持村、勢多郡赤城村、同郡北橘村	新設
成18年2月20日	山梨県	中央市	中巨摩郡玉穂町、同郡田富町、東八代郡豊富村	新設
成18年2月20日	宮崎県	延岡市	延岡市、東臼杵郡北方町、同郡北浦町	編入
成18年2月25日	宮崎県	日向市	日向市、東臼杵郡東郷町	編入
成18年2月27日	青森県	弘前市	弘前市、中津軽郡岩木町、同郡相馬村	新設
成18年2月27日	熊本県	合志市	菊池郡合志町、同郡西合志町	新設
成18年3月1日	北海道	日高町	沙流郡日高町、同郡門別町	新設
成18年3月1日	北海道	伊達市	伊達市、有珠郡大滝村	編入
成18年3月1日	青森県	おいらせ町	上北郡百石町、同郡下田町	新設
成18年3月1日	山梨県	富士河口湖町	南都留郡富士河口湖町、西八代郡上九一色村	編入
成18年3月1日	山梨県	甲府市	甲府市、東八代郡中道町、西八代郡上九一色村	編入
成18年3月1日	京都府	与謝野町	与謝郡加悦町、同郡岩滝町、同郡野田川町	新設
成18年3月1日	和歌山県	橋本市	橋本市、伊都郡高野口町	新設
成18年3月1日	和歌山県	白浜町	西牟婁郡白浜町、同郡日置川町	新設
成18年3月1日	岡山県	和気町	和気郡佐伯町、同郡和気町	新設
成18年3月1日	広島県	福山市	福山市、深安郡神辺町	編入
成18年3月1日	徳島県	東みよし町	三好郡三好町、同郡三加茂町	新設
成18年3月1日	徳島県	三好市	三好郡三野町、同郡池田町、同郡山城町、同郡井川町、同郡東祖谷山村、同郡西祖谷山村	新設
成18年3月1日	高知県	香南市	香美郡赤岡町、同郡香我美町、同郡野市町、同郡夜須町、同郡吉川村	新設
成18年3月1日	高知県	香美市	香美郡土佐山田町、同郡香北町、同郡物部村	新設
成18年3月1日	佐賀県	武雄市	武雄市、杵島郡山内町、同郡北方町	新設
成18年3月1日	佐賀県	有田町	西松浦郡有田町、同郡西有田町	新設
成18年3月1日	佐賀県	吉野ヶ里町	神埼郡三田川町、同郡東脊振村	新設
成18年3月1日	熊本県	和水町	玉名郡菊水町、同郡三加和町	新設
成18年3月3日	福井県	おおい町	遠敷郡名田庄村、大飯郡大飯町	新設
成18年3月5日	北海道	北見市	北見市、常呂郡端野町、同郡常呂町、同郡留辺蘂町	新設
成18年3月6日	岩手県	久慈市	久慈市、九戸郡山形村	新設
成18年3月6日	長野県	上田市	上田市、小県郡丸子町、同郡真田町、同郡武石村	新設
成18年3月6日	福岡県	福智町	田川郡赤池町、同郡金田町、同郡方城町	新設
成18年3月13日	鹿児島県	出水市	出水市、出水郡野田町、同郡高尾野町	新設
成18年3月15日	山梨県	北杜市	北杜市、北巨摩郡小淵沢町	編入
成18年3月18日	群馬県	安中市	安中市、碓氷郡松井田町	新設
成18年3月19日	茨城県	笠間市	笠間市、西茨城郡友部町、同郡岩間町	新設
成18年3月20日	北海道	枝幸町	枝幸郡枝幸町、同郡歌登町	新設
成18年3月20日	秋田県	三種町	山本郡琴丘町、同郡山本町、同郡八竜町	新設
成18年3月20日	福島県	南会津町	南会津郡田島町、同郡舘岩村、同郡伊南村、同郡南郷村	新設
成18年3月20日	栃木県	日光市	今市市、上都賀郡足尾町、塩谷郡藤原町、同郡栗山村、日光市	新設
成18年3月20日	千葉県	南房総市	安房郡富浦町、同郡富山町、同郡三芳村、同郡白浜町、同郡千倉町、同郡丸山町、同郡和田町	新設
成18年3月20日	神奈川県	相模原市	相模原市、津久井郡津久井町、同郡相模湖町	編入
成18年3月20日	新潟県	燕市	燕市、西蒲原郡吉田町、同郡分水町	新設
成18年3月20日	福井県	坂井市	坂井郡三国町、同郡丸岡町、同郡春江町、同郡坂井町	新設

合併(予定)年月日	都道府県	新市町村名	合併関係市町村名	合併形態
平成18年3月20日	愛知県	北名古屋市	西春日井郡師勝町、同郡西春町	新設
平成18年3月20日	滋賀県	大津市	大津市、滋賀郡志賀町	編入
平成18年3月20日	兵庫県	加東市	加東郡社町、同郡滝野町、同郡東条町	新設
平成18年3月20日	山口県	岩国市	岩国市、玖珂郡由宇町、同郡玖珂町、同郡本郷村、同郡周東町、同郡錦町、同郡美川町、同郡美和町	新設
平成18年3月20日	徳島県	阿南市	阿南市、那賀郡那賀川町、同郡羽ノ浦町	編入
平成18年3月20日	香川県	まんのう町	仲多度郡琴南町、同郡満濃町、同郡仲南町	新設
平成18年3月20日	高知県	四万十町	高岡郡窪川町、幡多郡大正町、同郡十和村	新設
平成18年3月20日	高知県	黒潮町	幡多郡大方町、同郡佐賀町	新設
平成18年3月20日	福岡県	朝倉市	甘木市、朝倉郡杷木町、同郡朝倉町	新設
平成18年3月20日	福岡県	みやこ町	京都郡犀川町、同郡勝山町、同郡豊津町	新設
平成18年3月20日	佐賀県	神埼市	神埼郡神埼町、同郡千代田町、同郡脊振村	新設
平成18年3月20日	宮崎県	小林市	小林市、西諸県郡須木村	新設
平成18年3月20日	鹿児島県	奄美市	名瀬市、大島郡住用村、同郡笠利町	新設
平成18年3月20日	鹿児島県	長島町	出水郡東町、同郡長島町	新設
平成18年3月21日	秋田県	能代市	能代市、山本郡二ツ井町	新設
平成18年3月21日	岡山県	浅口市	浅口郡金光町、同郡鴨方町、同郡寄島町	新設
平成18年3月21日	香川県	小豆島町	小豆郡内海町、同郡池田町	新設
平成18年3月21日	香川県	綾川町	綾歌郡綾上町、同郡綾南町	新設
平成18年3月26日	福岡県	飯塚市	飯塚市、嘉穂郡筑穂町、同郡穂波町、同郡庄内町、同郡頴田町	新設
平成18年3月27日	北海道	岩見沢市	岩見沢市、空知郡北村、同郡栗沢町	編入
平成18年3月27日	北海道	名寄市	名寄市、上川郡風連町	新設
平成18年3月27日	北海道	安平町	勇払郡早来町、同郡追分町	新設
平成18年3月27日	北海道	むかわ町	勇払郡鵡川町、同郡穂別町	新設
平成18年3月27日	北海道	洞爺湖町	虻田郡虻田町、同郡洞爺村	新設
平成18年3月27日	秋田県	八峰町	山本郡八森町、同郡峰浜村	新設
平成18年3月27日	茨城県	つくばみらい市	筑波郡伊奈町、筑波郡谷和原村	新設
平成18年3月27日	茨城県	小美玉市	東茨城郡小川町、同郡美野里町、新治郡玉里村	新設
平成18年3月27日	群馬県	富岡市	富岡市、甘楽郡妙義町	新設
平成18年3月27日	群馬県	みどり市	新田郡笠懸町、山田郡大間々町、勢多郡東村	新設
平成18年3月27日	群馬県	東吾妻町	吾妻郡東村、同郡吾妻町	新設
平成18年3月27日	千葉県	横芝光町	山武郡横芝町、匝瑳郡光町	新設
平成18年3月27日	千葉県	成田市	成田市、香取郡下総町、同郡大栄町	編入
平成18年3月27日	千葉県	香取市	佐原市、香取郡山田町、同郡栗源町、同郡小見川町	新設
平成18年3月27日	千葉県	山武市	山武郡成東町、同郡山武町、同郡蓮沼村、同郡松尾町	新設
平成18年3月27日	岐阜県	大垣市	大垣市、養老郡上石津町、安八郡墨俣町	編入
平成18年3月27日	兵庫県	姫路市	姫路市、神崎郡香寺町、宍粟郡安富町、飾磨郡家島町、同郡夢前町	編入
平成18年3月27日	福岡県	嘉麻市	山田市、嘉穂郡稲築町、同郡碓井町、同郡嘉穂町	新設
平成18年3月27日	熊本県	天草市	本渡市、牛深市、天草郡有明町、同郡御所浦町、同郡倉岳町、同郡栖本町、同郡新和町、同郡五和町、同郡天草町、同郡河浦町	新設
平成18年3月31日	北海道	大空町	網走郡東藻琴村、同郡女満別町	新設
平成18年3月31日	北海道	新ひだか町	静内郡静内町、三石郡三石町	新設
平成18年3月31日	宮城県	大崎市	古川市、志田郡松山町、同郡三本木町、同郡鹿島台町、玉造郡岩出山町、同郡鳴子町、遠田郡田尻町	新設
平成18年3月31日	宮城県	気仙沼市	気仙沼市、本吉郡唐桑町	新設
平成18年3月31日	富山県	黒部市	黒部市、下新川郡宇奈月町	新設

(予定)年月日	都道府県	新市町村名	合併関係市町村名	合併形態
18年3月31日	長野県	伊那市	伊那市、上伊那郡高遠町、同郡長谷村	新設
18年3月31日	静岡県	静岡市	静岡市、庵原郡蒲原町	編入
18年3月31日	徳島県	海陽町	海部郡海南町、同郡海部町、同郡宍喰町	新設
18年3月31日	徳島県	美波町	海部郡由岐町、同郡日和佐町	新設
18年3月31日	長崎県	南島原市	南高来郡加津佐町、同郡口之津町、同郡南有馬町、同郡北有馬町、同郡西有家町、同郡有家町、同郡布津町、同郡深江町	新設
18年3月31日	長崎県	佐世保市	佐世保市、北松浦郡宇久町、同郡小佐々町	編入
18年3月31日	大分県	国東市	東国東郡国見町、同郡国東町、同郡武蔵町、同郡安岐町	新設

資料2

三位一体の改革について

平成17年11月30日
政 府 ・ 与 党

三位一体の改革については、「地方にできることは地方に」という方針の下、平成18年度までに、4兆円程度の国庫補助負担金改革、3兆円規模を目指した税源移譲、地方交付税の見直しの確実な実現を図るため、検討を進めてきた。

政府・与党は、昨年11月の「政府・与党合意」及び累次の「基本方針」を踏まえ、かつ、地方の意見を真摯に受け止め、平成18年度までの三位一体の改革に係る国庫補助負担金の改革及び税源移譲について、下記のとおり合意する。

なお、地方交付税の見直しについては、今後の予算編成を通じて具体的な調整を行う。

地方分権に向けた改革に終わりはない。

政府・与党としては、18年度までの改革の成果を踏まえつつ、国と地方の行財政改革を進める観点から、今後とも、真に地方の自立と責任を確立するための取組を行っていく。

記

1. 国庫補助負担金の改革について

(1) 総　　額

国庫補助負担金の改革については、平成18年度において、上記「政府・与党合意」において同年度に行うことを決定済みの改革に加え、別紙1のとおり、税源移譲に結びつく改革（6,540億円程度）を行う。

昨年度までの決定分（3.8兆円程度）に加え、今回の税源移譲に結びつく改革、さらにスリム化の改革及び交付金化の改革を進めることにより、4兆円を上回る国庫補助負担金の改革を達成する。

(2) 各 分 野

イ．文教

義務教育制度については、その根幹を維持し、義務教育費国庫負担制度を堅持する。その方針の下、費用負担について、小中学校を通じて国庫負担の割合は三分の一とし、8,500億円程度の減額及び税源移譲を確実に実施する。

また、今後、与党において、義務教育や高等学校教育等の在り方、国、都道府県、市町村の役割について引き続き検討する。

ロ．社会保障

児童扶養手当（3／4→1／3）、児童手当（2／3→1／3）、施設費及び施設介護給付費等について、国庫補助負担金の改革及び税源移譲を実施する。

生活保護の適正化について、国は、関係者協議会において地方から提案があり、両者が一致した適正化方策について速やかに実施するとともに、地方は生活保護の適正化について真摯に取り組む。

その上で、適正化の効果が上がらない場合には、国（政府・与党）と地方は必要な改革について早急に検討し、実施する。

ハ．施設費

建設国債対象経費である施設費については、地方案にも配慮し、以下の国庫補助負担金を税源移譲の対象とする。その際には、廃止・減額分の5割の割合で税源移譲を行うものとする。

また、上記の施設費について廃止・減額し、税源移譲を行う場合には、関連する運営費等の経常的経費についても併せて見直しを行う。

消防防災施設整備費補助金　等（総務省）
公立学校等施設整備費補助金（文部科学省）
地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金　等（厚生労働省）
資源循環型地域振興施設整備費補助金　等（経済産業省）

ニ．その他

公営住宅家賃対策等補助の減額に当たっては、年度間や地域間の変動に対応した支援を国として的確に行うとともに、社会的弱者への住宅セーフティネットを実現するという国の責務を確実に果たすことができる仕組みを整備することとする。

なお、今後の予算編成過程において検討される制度改正については、適切に対処する。

2. 税源移譲について

(1)　税源移譲は、上記1．及びこれまでの国庫補助負担金の改革の結果を踏まえ、別紙2のとおり、3兆円規模とする。

(2)　この税源移譲は、平成18年度税制改正において、所得税から個人住民税への恒久措置として行う。平成18年度予算においては、別紙2の税源移譲額の全額を所得譲与税によって措置する。

別紙1

平成18年度における国庫補助負担金改革

	改　革　額	概　要
総務省	10億円程度	消防防災施設整備費補助金、電気通信格差是正事業費補助金
文部科学省	170億円程度	公立学校等施設整備費補助金
厚生労働省	5,290億円程度	児童扶養手当給付費負担金、児童手当国庫負担金、介護給付費等負担金、地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金、次世代育成支援対策施設整備交付金（公立分）、医療施設等施設整備費補助金（公立分）　等
農林水産省	340億円程度	農業・食品産業強化対策推進交付金、農業共済事業事務費負担金、農山漁村地域活性化推進交付金、水産業振興等推進交付金、米需給調整総合対策事業推進費補助金　等
経済産業省	70億円程度	小規模企業等活性化補助金、資源循環型地域振興施設整備費補助金、新事業支援施設整備費補助金
国土交通省	620億円程度	公営住宅家賃対策等補助
環境省	40億円程度	産業廃棄物適正処理推進費補助金、交付地方債元利償還金補助金
合計	6,540億円程度	

（注）　上記は、昨年11月の政府・与党合意において18年度に行うことが決定済みのもの（暫定措置とされた義務教育費国庫負担金を含む）以外で、税源移譲に結びつく改革に該当するもの

別紙2

1. これまでの国庫補助負担金改革を踏まえ、3兆円規模の税源移譲を行う。

2. 上記1. の税源移譲は、次のとおりとする。

(1) 今回決定分	6,100億円程度
・厚生労働省	5,020億円程度
・文部科学省	90億円程度
・農林水産省	300億円程度
・経済産業省	50億円程度
・国土交通省	610億円程度
・環境省	30億円程度
・総務省	5億円程度
(2) 既決定分	2兆3,990億円程度
税源移譲額　合計	3兆0,090億円程度

（注） 既決定分は、昨年の政府・与党合意で決定済みのもの（暫定措置とされた義務教育費国庫負担金分8,500億円程度を含む。）及び平成16年度分の合計額。

3. 平成18年度予算においては、上記2. の税源移譲額の全額を所得譲与税によって措置する。

資料3

三位一体の改革について

平成16年11月26日
政府・与党

国と地方に関する「三位一体の改革」を推進することにより、地方の権限と責任を大幅に拡大し、歳入・歳出両面での地方の自由度を高めることで、真に住民に必要な行政サービスを地方が自らの責任で自主的、効率的に選択できる幅を拡大するとともに、国・地方を通じた簡素で効率的な行財政システムの構築を図る。

政府・与党は、「基本方針2004」に基づき、地方案を真摯に受け止め、平成18年度までの三位一体の改革の全体像について、下記のとおり合意する。

国庫補助負担金改革については、平成17年度及び平成18年度予算において、3兆円程度の廃止・縮減等の改革を行う。

税源移譲は、別紙1のとおり、平成16年度に所得譲与税及び税源移譲予定特例交付金として措置した額を含め、概ね3兆円規模を目指す。この税源移譲は、所得税から個人住民税への移譲によって行うものとし、個人住民税所得割の税率をフラット化することを基本として実施する。あわせて、国・地方を通じた個人所得課税の抜本的見直しを行う。また、地域間の財政力格差の拡大について確実な対応を図る。

地方交付税については、平成17年度及び平成18年度は、地域において必要な行政課題に対しては適切に財源措置を行うなど、「基本方針2004」を遵守することとし、地方団体の安定的な財政運営に必要な地方交付税、地方税などの一般財源の総額を確保する。あわせて、2010年代初頭における基礎的財政収支の黒字化を目指して、国・地方の双方が納得できるかたちで歳出削減に引き続き努め、平成17年度以降も地方財政計画の合理化、透明化を進める。税源移譲に伴う財政力格差が拡大しないようにしつつ、円滑な財政運営、制度の移行を確保するため、税源移譲に伴う増収分を、当面基準財政収入額に100%算入（現行75%）する。決算を早期に国民に分かりやすく開示する。平成17年度以降、地方財政計画の計画と決算の乖離を是正し、適正計上を行う。その上で、中期地方財政ビジョンを策定する。不交付団体（人口）の割合の拡大に向けた改革を検討する。引き続き交付税の算定方法の簡素化、透明化に取り組む。また、算定プロセスに地方関係団体の参画を図る。

記

1. 国庫補助負担金の改革について

(1) 総　　額

平成17年度予算、平成18年度予算において、地方向け国庫補助負担金について3兆円程度の廃止・縮減等の改革を別紙2のとおり行う。

(2) 各 分 野

文教

① 義務教育制度については、その根幹を維持し、国の責任を引き続き堅持する。その方針の下、費用負担についての地方案を活かす方策を検討し、また教育水準の維持向上を含む義務教育の在り方について幅広く検討する。

こうした問題については、平成17年秋までに中央教育審議会において結論を得る。

② 中央教育審議会の結論が出るまでの平成17年度予算については、暫定措置を講ずる。

社会保障

① 国民健康保険については、地方への権限移譲を前提に、都道府県負担を導入する。

公共等その他

① 国の関与の必要のない小規模事業等については、廃止・縮減等を行う。

② 公共投資関係の補助金の交付金化については、省庁の枠を越えて一本化するなど、地方の自主性・裁量性を格段に向上させる。地域再生の取り組みにおいても三位一体の改革に資するものとなるよう留意する。

③ 歴史的、地理的、社会的事情等の特殊事情に鑑み、沖縄等特定地域において講じられている補助制度に係る特例措置については、その趣旨を踏まえ必要な措置を講ずる。

(3) 国による基準・モニター等チェックの仕組み

補助負担金の廃止・縮減によって移譲された事務事業については、地方団体の裁量を活かしながら、確実に執行されることを担保する仕組みを検討する。

2. 税源移譲について

税源移譲は、別紙1のとおり、平成16年度に所得譲与税及び税源移譲予定特例交付金として措置した額を含め、概ね3兆円規模を目指す。

この税源移譲は、所得税から個人住民税への移譲によって行うものとし、個人住民税所得割の税率をフラット化することを基本として実施する。あわせて、国・地方を通じた個人所得課税の抜本的見直しを行う。また、地域間の財政力格差の拡大について確実な対応を図る。

3. 地方交付税の改革について

(1) 平成17年度、平成18年度は、地域において必要な行政課題に対しては、適切に財源措置を行うなど

「基本方針 2004」を遵守することとし、地方団体の安定的な財政運営に必要な地方交付税、地方税などの一般財源の総額を確保する。あわせて、2010 年代初頭の基礎的財政収支黒字化を目指して、国・地方の双方が納得できるかたちで歳出削減に引き続き努め、平成 17 年度以降も地方財政計画の合理化、透明化を進める。

(2) 税源移譲に伴う財政力格差が拡大しないようにしつつ、円滑な財政運営、制度の移行を確保するため、税源移譲に伴う増収分を、当面基準財政収入額に 100% 算入（現行 75%）する。

(3) 決算を早期に国民に分かりやすく開示する。平成 17 年度以降、地方財政計画の計画と決算の乖離を是正し、適正計上を行う。その上で、中期地方財政ビジョンを策定する。

(4) 不交付団体（人口）の割合の拡大に向けた改革を検討する。

(5) 引き続き交付税の算定方法の簡素化、透明化に取り組む。また、算定プロセスに地方関係団体の参画を図る。

4. 国による関与・規制の見直し

地方からの提言に係る国による関与・規制の見直しについては、別紙 3 のとおりとする。

併せて、地方公共団体の事業執行の円滑化、事務負担の軽減の観点から、地方公共団体のニーズを踏まえ、地方公共団体向け補助金等の執行過程における適正化等について、別紙 4 の措置を講ずる。

5. その他

上記について、経済財政諮問会議において、適切にフォローアップ（追跡調査）を行う。

別紙1

1. 概ね3兆円規模の税源移譲を目指す。

2. 概ね3兆円規模の税源移譲のうち、その8割方について次のとおりとする。

・義務教育費国庫負担金（暫定）	8,500億円程度
（平成17年度分（暫定）	4,250億円）
・国民健康保険	7,000億円程度
・文教（義務教育費国庫負担金を除く）	170億円程度
・社会保障（国民健康保険を除く）	850億円程度
・農水省	250億円程度
・経産省	100億円程度
・公営住宅家賃収入補助	640億円程度
・総務省、環境省	90億円程度
・平成16年度分	6,560億円程度
税源移譲額　合計	24,160億円程度

3. 平成17年中に、以下について検討を行い、結論を得る。

(1) 生活保護・児童扶養手当に関する負担金の改革
(2) 公立文教施設等、建設国債対象経費である施設費の取扱い
(3) その他

（注）

① 生活保護費負担金及び児童扶養手当の補助率の見直しについては、地方団体関係者が参加する協議機関を設置して検討を行い、平成17年秋までに結論を得て、平成18年度から実施する。
② 公立文教施設費の取り扱いについては、義務教育のあり方等について平成17年秋までに結論を出す中央教育審議会の審議結果を踏まえ、決定する。

別紙2

平成17年度及び平成18年度に行う3兆円規模の国庫補助負担金改革の工程表

	取組み状況	概要
内閣本府	10億円程度	生活情報体制整備等交付金、交通事故相談所交付金、民間資金等活用事業調査費補助金　等
総務省	90億円程度	消防防災設備整備費補助金（緊急消防援助隊関係設備分を除く）、地域情報通信ネットワーク基盤整備事業費補助金、情報通信システム整備促進費補助金　等
文部科学省	義務教育費国庫負担金 8,500億円程度の減額（暫定） （うち17年度分（暫定）4,250億円）	減額相当分は税源移譲予定特例交付金（教職員給与費を基本に配分）により措置
	その他の国庫補助負担金等 230億円程度	要保護及準要保護児童生徒援助費補助金、教員研修事業費等補助金、高等学校等奨学事業費補助金、学校教育設備整備費等補助金　等
厚生労働省	9,340億円程度	国民健康保険国庫負担、養護老人ホーム等保護費負担金、児童保護費等補助金（産休代替保育士費等補助金等）、在宅福祉事業費補助金（生活支援ハウス等）、社会福祉施設等施設整備費補助金・負担金　等
農林水産省	3,040億円程度	経営体育成基盤整備事業費補助、治山事業費補助、農道整備事業費補助、水土保全林整備治山事業費補助、協同農業普及事業交付金、農業委員会交付金　等
経済産業省	180億円程度	小規模企業等活性化補助金、中心市街地商業等活性化総合支援事業費補助金、産業再配置促進環境整備費補助金、輸入関連事業者集積促進事業費補助金　等
国土交通省	6,460億円程度	公営住宅家賃対策等補助（公営住宅家賃収入補助）、住宅産業構造改革等推進補助金、土地利用転換計画策定等補助金、土地分類調査費等補助金、特定賃貸住宅建設融資利子補給補助　等
環境省	530億円程度	環境監視調査等補助金、鳥獣等保護事業費補助金、廃棄物処理施設整備費補助　等
合計	28,380億円程度	

（注）　28,380億円のうち　17,700億円は税源移譲につながる改革
4,700億円はスリム化の改革
6,000億円は交付金化の改革

別紙3

国による関与・規制の具体的事例に対する各府省の対応

NO.	省庁名	事例	各府省の対応
1	厚生労働省	木造による社会福祉施設の整備が困難。	構造改革特区において入居者の安全が確保されている場合に容認している。
2	厚生労働省	幼稚園、保育所の施設設置基準が異なり、保育所は調理室をもうけることが義務づけられている。公立保育所についても基準の見直しがされていない。	構造改革特区において公立保育所の外部給食搬入を容認している。
3	農林水産省	中山間地域総合整備事業により整備した活性化施設では直売施設等が認められていない。	地域再生計画の申請があり、認定基準を満たす場合、活性化施設を直売施設などに転用することを認める。
4	財務省	国庫補助事業で整備した施設の目的外使用の場合、補助金を返還しなければならないため、ボランティア団体への貸出しができない。	合理性がある場合には、各省各庁の長の承認を受けることにより補助目的外に転用できる。なお、地域再生プログラムで認定を受ければ転用は可能。
5	経済産業省 環境省	廃棄家電の引取等に関する監督業務について地方公共団体は権限を有していない。	現行制度でも対応可能であるが、効果的運用等について真摯に検討する。
6	国土交通省	福祉のまちづくりでの地方の総合行政に際して、バリアフリー法による国の基準、審査、命令が障害となっている。	基準、審査の廃止、地方への権限移譲は困難だが、市町村のバリアフリー化の基本構想の作成を支援する。
7	厚生労働省	個別的労使紛争の解決が国の事務とされ、地方と競合している。	複数の機関がそれぞれの性格に合った機能を持ち、当事者が選択できるシステムとしている。
8	農林水産省	持続性の高い農業生産方式の導入に際して、地方の特性を生かすことができない。	持続性の高い農業生産方式の範囲（同方式を構成する技術）について、都道府県の要望を踏まえた拡充を行う。
9	国土交通省 農林水産省	海岸保全施設の整備が一体的にできない。	平成17年度から、大臣間協議等の活用による一体的な整備を推進する。
10	経済産業省	商工会議所の定款（役員及び部会部分）変更の認可権限が国と都道府県に分かれている。	地方からの提案の詳細、具体的なニーズ等を確認した上で、真摯に検討する。

国による関与・規制の具体的事例に対する各府省の対応

NO.	省庁名	事例	各府省の対応
11	農林水産省	大規模な農地転用について国の許可、協議が必要。	農地制度改革の中で検討していく。
12	環境省	国定公園内の新たな遊歩道整備に係る計画変更が困難。	すでに規制は廃止されている。
13	国土交通省	新住宅市街地開発法に基づき造成した宅地の処分に関して、国交大臣との協議が必要だが、時間がかかり、迅速な処分が困難。	協議に係る都道府県等の負担軽減を図ることにより、迅速な処分を促進するよう検討を進める。
14	国土交通省	新住宅市街地開発法に係る土地利用計画の一部変更に時間を要し、迅速な処分が困難。	土地利用計画の柔軟な見直しを容易にすることにより、迅速な処分を促進するよう検討を進める。
15	国土交通省	新住宅市街地開発法に係る小規模宅地処分が困難。	民間事業者を積極的に活用することにより、迅速な処分を促進するよう検討を進める。
16	農林水産省	松くい虫の防除作業のための区域指定の協議に時間がかかる。	平成16年中に、協議期間を従来の30日から15日に短縮する。
17	厚生労働省	認可保育所の入所要件が障害となっている。	条例の定め等によって現行制度でも対応可能である。
18	国土交通省 農林水産省 環境省	地方公共団体の各種基本計画にかかる国の関与が障害となっている。	必要な措置であり廃止困難であるが、必要に応じて、協議時間の短縮化、地方公共団体の負担軽減のための措置を検討する。(国土交通省、農林水産省、環境省)
19	厚生労働省	職業能力開発校の設置が義務づけられており、利用者が少なくなっても廃校できない。	職業訓練の機会が十分確保されないおそれがあり、廃止できない。
20	各府省	国から地方公共団体への資料提出要求が後を絶たず、地方の過大な負担になっている。	各府省において、地方の指摘を踏まえ、地方公共団体の過重な負担にならないよう適切に運用すべき。(総務省)

(注) 地方六団体の「国庫補助負担金等に関する改革案」(別表3)について、各府省から提出された検討結果等をまとめたものである。

別紙4

地方公共団体向け補助金等の執行過程における適正化等

地方公共団体向け補助金等（以下「補助金等」という。）の執行については、地方公共団体の事業執行の円滑化、事務負担の軽減の観点から、これまでも各般の措置がとられてきているが、現状においてもなお不十分であるとの地方の声を国として真摯に受け止め、そのニーズを踏まえた抜本的な改善を図るために、以下の措置を講ずるものとする。

○　補助金等の交付決定については、年度後半とりわけ年度末近くに行われている補助金等が少なくない現状に鑑み、できる限り第１四半期に行うように努め、遅くとも原則上半期に行う。

また、補助金等の交付についても、概算払い等を可能な限り活用し、上記の趣旨を踏まえ、地方公共団体の円滑な事業執行に資するよう早期に行う。

○　地方向け補助金等の交付申請手続きについては、事前手続も含め、一層簡素化することとし、各省各庁において地方の要望を聴取し、各大臣が責任を持って具体的改善を図る。

○　なお、地方公共団体の事業執行の円滑化、事務負担の軽減のみならず、自主性の尊重の観点からも、できる限り地方の裁量権を確保できる仕組みとなるような交付金化等を図る。

これらは、地方のみならず、国の行政効率化にも著しく資することを踏まえ、その実現のため、各大臣は自らリーダーシップをとって改革に取り組み、実施状況を官房長官に報告することとする。

資料4

経済財政運営と構造改革に関する基本方針2005

第1章　日本経済の現状と今後の課題

1.“バブル後”を抜け出した日本経済

（構造改革の先にある21世紀の将来像）

日本の経済社会は大きな環境変化に直面している。本格的な人口減少・超高齢社会の到来や地球規模でのグローバル化の進展など時代の潮流に適切に対応し、新たな成長基盤を確立できるか、緩やかな衰退の道をたどるかどうかは、ここ1、2年の構造改革の進展が成否を決める。

例えば、日本が、急速なグローバル化の動きを乗り切って、開かれた国として世界中の人・財・資本をいかすことができるか、それとも内向きの国になってしまうのか。人口が減少する社会にあっても一人当たりの成長率を高く維持できるのか、それとも緩やかな衰退の道をたどってしまうのか。個人の夢が実現され再挑戦ができる社会になるのか、それとも希望を持てない人が増え社会が不安定化するのか。また、小さな官と豊かな公の組合せが躍動感ある社会をもたらすか、それとも高負担高依存型で活力のない社会になってしまうのか――。その分かれ道はこの1、2年にある。[1]

他方、足下の日本経済に目を転じると、平成16年度までの集中調整期間における構造改革の進捗によって、バブル崩壊後の負の遺産から脱却し、民需主導の経済成長が実現しつつある。

集中調整期間においては、主要行の不良債権比率を半分程度に低下させ、不良債権問題を正常化させるとの目標を掲げ、取組を進めてきた。その結果、目標が達成され、金融システムが安定化することで、平成17年4月のペイオフ解禁も混乱なく実施された。また、企業部門において過剰雇用・過剰設備・過剰債務の解消が進み、体質強化と収益力向上が実現している。

これらを背景に、平成16年度の実質ＧＤＰ成長率は1.9%と、政府経済見通しの2.1%程度に近い伸びとなった。企業は3年間増益を続け、失業率は平成16年度には4.6%に低下している。雇用・所得環境の改善によって、企業部門の回復は、徐々にではあるが着実に家計部門に波及しつつある。こうした中、平成17年度においても、我が国経済は引き続き民間需要中心の緩やかな回復を続けると見込まれる。いまだ緩やかなデフレが継続し、地域間の回復力にばらつきがみられる等の課題があるものの、日本経済は“バブル後”と呼ばれた時期を確実に抜け出したと言える。いよいよ「攻めの改革」に踏み出すときを迎えている。

このように、平成18年度までの2年間（重点強化期間）は3つの意味で重要である。第1に、新しい躍動の時代への扉を開くことができるかどうかの岐路としての期間であり、第2に、これまで取り組んできた構造改革に目処をつけるための期間であり、第3に、デフレからの脱却を確実なものとしつつ、新たな成長に向けた基盤の重点強化を図るための期間である。

（重点強化期間における課題）

---

[1] 「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2004」（平成16年6月4日閣議決定。以下、「基本方針2004」という。）を受けて、経済財政諮問会議の下に設置された専門調査会によって検討されてきた「日本21世紀ビジョン」が、平成17年4月に経済財政諮問会議に報告された。同ビジョンは、構造改革により2030年に向けて実現される「この国のかたち」を論じている。

この重要な２年間には、特に以下の３つの課題を重視する必要がある。
第１は、「小さくて効率的な政府」をつくることである。高齢化の本格化がもたらす高負担圧力とともに、
民負担の増加をめぐる議論はいずれ避けられない。その前に、政府自らが身を切り、効率化を図ることが
可欠である。
第２は、新しい躍動の時代に向けて、21 世紀の日本経済にとって最も重要な環境変化である少子高齢化
グローバル化を乗り切る基盤をつくることである。
第３は、デフレを克服するとともに、経済の活性化により、民需主導の経済成長を確実なものとすること
ある。「改革と展望－2004 年度改定」[2] で平成 18 年度以降について名目成長率 ２％ 程度（実質 1.5% 程
）あるいはそれ以上の成長経路をたどると見込んだことも念頭に置き、経済活力と財政健全化を両立させ
つ、民間需要・雇用の拡大に力点を置いて、構造改革を加速・拡大し、デフレからの脱却を確固たるもの
しなければならない。

「基本方針 2005」の課題

構造改革の総仕上げによる「小さくて効率的な政府」の実現）

「基本方針 2005」は、この重要な２年間の取組を示すものである。前述の３つの課題に即して、取り組
べき事項を整理すると以下のとおりとなる。

「小さくて効率的な政府」への取組
「小さくて効率的な政府」への道筋を確かなものにするために、これまで取り組んできた“官から民へ”
国から地方へ”の改革を徹底し、次の３つの流れを変える取組を行う。また、財政構造改革により、資金
流れを“官から民へ”変える。
第１は、資金の流れを変えることである。郵政民営化、政策金融改革を着実に進め、あわせて、政府の“バ
ンスシートの総点検”（政府の資産・債務管理の強化）を行うことで、資金の流れを官から民に大きく変
る。
第２は、仕事の流れを変えることである。三位一体の改革を進めて国から地方に仕事を移す。また、市場
テストの本格的導入により、政府の業務を最小化して民間に開放する。さらに、予算制度改革によってＮ
Ｍ（ニュー・パブリック・マネジメント）を進める。
第３は、人と組織を変えることである。国・地方の行政改革を徹底し、公務員の総人件費を削減する。ま
、公的セクター全体を視野に入れて公務員の改革を進める。あわせて、官民交流や府省間の人材交流など
より、公務員の体質強化を進める。

新しい躍動の時代を実現するための取組－少子高齢化とグローバル化を乗り切る－
日本経済が大きな環境変化を乗り切るためには、2010 年代初頭における基礎的財政収支の黒字化に向け
歳出・歳入両面での一体的な改革を行い、財政再建への道筋を明らかにすることが必要である。また、政
の基本的な責務であるとともに、我が国の経済活性化の基盤である国民の安全・安心を確保する。その上
、未曽有の少子高齢化を乗り切るために、社会保障の一体的な見直しに取り組み、持続的な社会保障制度
構築を目指す。また、本格的な少子化対策など、次世代の育成への取組を強化することが必要である。他
、グローバル化に立ち向かうためには、イノベーション等を通じて国際競争力を強化する必要がある。こ

---

[2]「構造改革と経済財政の中期展望－2004 年度改定」（平成 17 年 1 月 21 日閣議決定）

のため、何より人間力を高めなくてはならない。また、世界に通用する強い産業や地域の形成を目指すこと、ＥＰＡ（経済連携協定）の推進等によって国際連携を加速することが必要である。

③民需主導の経済成長を確実なものに

民需主導の経済成長をより確実なものとするために、規制改革、金融システム改革、税制改革、歳出改革の４つの改革を加速させ、経済を活性化することが必要である。経済の活性化に当たっては、次の「活性化のための政策三指針」に基づいて政策転換し、競争力を強化することが重要である。

ⅰ．政策対象は“人”に：予算はモノから人材に重点を移す。

ⅱ．底上げから先端支援へ：広く薄い予算配分ではなく、大胆に集中させて競争力をつくる。

ⅲ．国内対策からグローバル競争へ：世界市場を獲得する競争力をつくる。

また、日本銀行には、政府のデフレ脱却への取組や、「改革と展望－2004 年度改定」で示された重点強化期間における経済の展望と整合的なものとなるよう、市場の動向や期待を踏まえつつ、実効性のある金融政策運営に努めることを期待する。

平成 13 年以降、４回の「基本方針」に基づき、「改革なくして成長なし」、「民間にできることは民間に」、「地方にできることは地方に」との原則の下、規制改革、金融システム改革、税制改革、歳出改革の４分野における構造改革を進めてきた。

こうした取組の結果、不良債権処理が進展し、金融システムが安定化するとともに、郵政民営化、政策金融改革への本格的な着手が行われた。社会保障制度においては、年金及び介護保険の制度改革に続き、医療制度改革が検討されている。また、国と地方の関係については、三位一体の改革が着実に進められてきた。加えて一貫して歳出全般の見直し努力を行ってきたことで基礎的財政収支も改善に向かいつつある。

「基本方針 2005」は、こうした成果の上に立って、新しい課題にも取り組み、改革の芽を大きな木に育てようとするものである。

第２章　「小さくて効率的な政府」のための３つの変革

「官から民へ」「国から地方へ」を徹底させるために、資金の流れを変え、仕事の流れを変え、人と組織を変える。政府自らが身を切り、効率化を徹底することで、「小さくて効率的な政府」への道筋を確かなものとする。

また、2010年代初頭の基礎的財政収支の黒字化を目指すなど、これまで取り組んできた財政構造改革を引き続き強力に推進し[3]、資金の流れを「官から民へ」変え、民需主導の持続的な成長を実現する。

資金の流れを変える

)郵政民営化

平成19年度からの郵政民営化を実現するため、国会に提出した郵政民営化関連法案の成立を期す。

)政策金融改革

平成14年12月の経済財政諮問会議の「政策金融改革について」に従い、経済財政諮問会議において、本秋に向けて議論を行い、政策金融のあるべき姿の実現に関する基本方針を取りまとめる。

)政府の資産・債務管理の強化ー"バランスシートの総点検"ー

「小さくて効率的な政府」を実現するには、政府が持つ資産・債務の管理の強化が必要である。
このため、国有財産等の政府資産について最大限の有効活用を行い、国債等の債務についても管理を充実せることを目指し、政府の資産・債務管理を強化して、"バランスシートの総点検"を進める。その第一として、関係省庁の連携の下、経済財政諮問会議において、資産・債務の管理の在り方について検討を行、平成17年秋を目途に基本的な方針を明らかにする。

仕事の流れを変える

)国から地方への改革

平成18年度までに三位一体の改革を確実に実現するため、以下の取組を行う。

平成18年度までの三位一体の改革の全体像に係る「政府・与党合意」[4]及び累次の「基本方針」を踏まえ、改革を確実に実現する。そのため、経済財政諮問会議において、進捗状況をフォローアップする。また、国と地方の協議の場においても、地方の意見を聞きつつ議論を進める。
税源移譲はおおむね３兆円規模を目指す。
国庫補助負担金改革については、税源移譲に結びつく改革、地方の裁量度を高め自主性を大幅に拡大する

「基本方針2004」では、「基礎的財政収支を黒字化するなど財政を健全化していくため、民間需要主導の持続的な経済成長を実現すると同時に、政府全体の歳出を国・地方が歩調を合わせつつ抑制することにより、例えば潜在的国民負担率で見て、その目途を50%程度としつつ、政府の規模の上昇を抑制する。」こととされている。
「政府・与党合意」（平成16年11月26日）

改革を実施する。このため、残された課題については、平成17年秋までに結論を得る。あわせて、国・地方を通じた行政のスリム化の改革を推進する。

④税源移譲については、上記③の結果を踏まえ、平成18年度税制改正において、所得税から個人住民税への税源移譲を実施する。その際、個人住民税所得割の税率をフラット化することを基本とする。

⑤地方交付税については、累次の「基本方針」に基づき、国の歳出の見直しと歩調を合わせて、地方歳出を見直し、抑制する等の改革を行う。また、税源移譲に伴う財政力格差が拡大しないよう、適切に対応する。平成18年度においては、地域において必要な行政課題に対しては適切に財源措置を行い、地方団体の安定的な財政運営に必要な地方交付税、地方税などの一般財源の総額を確保する。あわせて、2010年代初頭における基礎的財政収支の黒字化を目指して、国・地方の双方が納得できるかたちで歳出削減に引き続き努める。また、交付税の算定方法の簡素化、透明化に取り組む。

また、地方財政計画の透明性・予見可能性を高める等、以下の取組を行う。

①地方財政の決算状況を早期に開示する。また、経費の性質に応じて決算状況を分析し、国民への分かりやすい説明に一層配意する。このような取組を進める中で、地方財政計画の計画と決算の乖離（かい り）の是正を図り、重点強化期間内に解消の目途をつけるよう努める。このため、おおむね今後1年以内を目途に、経済財政諮問会議において解消に向けての選択肢、方法等について、議論し、整理する。

②上記①及び今後の経済財政運営に係る見通しを踏まえつつ、地方財政の予見可能性を向上させ、地方公共団体が経営努力を発揮できるよう、「中期地方財政ビジョン」を策定する。

③また、三位一体の改革を進めることを通じて、不交付団体（市町村）の人口の割合を大幅に高めていく。

あわせて、以下の取組を進めていく。

①平成18年度から実施する地方債の協議制度の円滑な移行を図り、地方債の信用維持のため財政状況の悪化している地方公共団体に対して早期是正のための措置を講じつつ、地方の自主性・自己責任の強化を図る。その際、その趣旨を踏まえつつ、小規模団体等の資金確保に配慮する。また、基準財政需要額に対する地方債元利償還金の後年度算入措置を各事業の性格に応じて見直す。

②徹底した情報開示により地方行政改革に強力に取り組む。「新地方行革指針」[5]による「集中改革プラン」の公表、給与情報及び財政状況の公表システムの構築を平成17年度中に行う。また、全都道府県、政令市で連結貸借対照表を作成し、公表する。

③地方分権推進計画を確実に仕上げるとともに、地方分権改革推進会議の意見等に盛り込まれた事項について、フォローアップを強化する。また、重点強化期間内に、地方公共団体が実施する事業への細部にわたる国の規制や関与などを大胆に撤廃する。

④平成18年度までの三位一体の改革の成果を踏まえつつ、地方分権を更に推進する。また、市町村合併を引き続き強力に推進するとともに、将来の道州制の導入に関する検討を引き続き進める。また、地方分権のモデル的な取組としてのいわゆる「道州制特区」について、引き続き推進する。

---

[5] 「新地方行革指針」（平成17年3月29日）

(2)公共サービスの効率化を図るため、市場化テストの本格的導入等による官業の徹底的な民間開放

公共サービスの効率化を図るため、市場化テストの本格的導入に向けて、制度の整備を図る。

そのため、「規制改革・民間開放推進3か年計画（改定）」[6]を踏まえ、第三者機関の在り方等諸課題を十分に検討し、公共サービスの質の維持向上・経費の削減等に資するよう、「公共サービス効率化法（市場化テスト法）案」（仮称）を平成17年度中に国会に提出するべく、速やかに準備する。その際、以下の点に留意する。

①競争条件の均一化等を図るため、中立的な第三者機関により、対象となる官業の徹底した情報開示や実施プロセスの監視等を行う。
②地方公共団体における導入を円滑化するため、導入を阻害している法令の改正等、所要の措置を講ずる。
③独立行政法人の業務についても、中期目標の期間の終了時における評価等との連携を含め、導入を適切に進める。

(3)予算制度改革

(モデル事業等の一般化)

成果目標(Plan)－予算の効率的執行(Do)－厳格な評価(Check)－予算への反映(Action)を実現する予算制度改革を定着させる。このため、以下の取組を行う。

①「モデル事業」を試行から一般的取組に移行させる。その第1ステップとして、「モデル事業」の基本的枠組みを維持しつつ、平成18年度予算からは「成果重視事業」（仮称）を創設し、別紙の取組を行う。
②政策ごとに予算と決算を結びつけ、予算と成果を評価できるよう、予算書、決算書の見直しを行う。平成20年度予算を目途に完全実施することを目指し、平成18年度までに実務的検証を完了させる。また、政策評価と予算の連携強化を含め、政策評価制度に関する見直しを着実に進めるべく、「政策評価に関する基本方針」[7]の改定等を平成17年内に行う。
③各府省は、連結財務書類、成果目標の達成状況及び特別会計の改革の進捗状況等の財務情報等が一覧できる「年次報告書」（仮称）について、平成17年度末を目途に試行段階を終了して、平成18年度から公表する。
④「政策群」については、府省横断的な予算について重複排除を行い、関係府省の連携の下で積極的に政策を推進する普遍的な手法として発展するよう取組を進める。その際、関係閣僚会議等の府省横断的な政策会議に関し、「政策群」をより一層活用することも検討する。また「基本方針2004」を踏まえ、これまでの取組の検証を行う。

(特別会計の改革)

特別会計の改革を継続・強化するために、以下の取組を行う。

①関係府省は「基本方針2004」に基づいて作成された改革方針を着実に実施する。加えて、財務省は、関係府省とともに、各特別会計の性格に応じ、長期的な財務の健全性に配意しつつ、事務事業の存廃や区分

---

6 「規制改革・民間開放推進3か年計画（改定）」（平成17年3月25日閣議決定）
7 「政策評価に関する基本方針」（平成13年12月28日閣議決定）

経理の必要性まで踏み込んだ見直しを継続し、定期的に経済財政諮問会議に報告する。
②特定財源の在り方について、それぞれの財源の性格や資源の適正配分の観点等も含め、引き続き総合的に検討し、重点強化期間内を目途に基本的方向性を明らかにする。

3. 人と組織を変える

(1)国・地方の徹底した行政改革

国・地方の双方について、行政改革をこれまで以上に徹底して進めることが必要であり、公務員制度改革を含め、「今後の行政改革の方針」[8]、「新地方行革指針」の着実な実施に向け、国と地方は歩調を合わせて強力に取り組む。

このため、国については、以下の取組を強力に進める。

①地方支分部局について、業務の必要性の根本的な見直し、民間委託の活用、市場化テストによる民間への業務開放、地方への事務の移譲、独立行政法人への事務の移管、統廃合等を含む抜本的な見直しを行うこととし、各府省の取組も踏まえて、総務省が、平成18年度における取組方針を明示する。
②独立行政法人について、中期目標の見直しに合わせた組織・業務の廃止・縮減等の検討を行う。また、他の独立行政法人、地方公共団体、民間等の実施する事業との重複を排除する。その際、第三者評価を活用することとし、その観点から「独立行政法人に関する有識者会議」等の機能を活用・強化する。また、行政代行法人等についても、所要の見直しを行う。

また、地方については、以下の取組を強力に進める。

①「新地方行革指針」に基づき地方公共団体が住民に公表する「集中改革プラン」について、総務省は、改革の進捗状況を他団体と比較可能な形で、一覧できる適切な指標により、情報を提供する。また、地方公共団体の協力を得て、給与情報（給料・各種手当・級別職員数等）及び財政状況について団体間の比較分析を可能とする公表システムを平成17年度中に構築する。
②市町村合併について、行政コスト効率化の効果を検証する。

(2)公務員の総人件費改革

(公務員の総人件費削減)

公務員の総人件費削減について、国・地方ともに定員の「純減目標」などの明確な目標を掲げて強力に取り組む。

このため、下記の事項に留意しつつ、総人件費改革のための基本指針を平成17年秋までに策定し、平成18年度の予算や地方財政計画から順次反映させる。これらにより、公的部門全体の総人件費の抑制に取り組む。

---

[8] 「今後の行政改革の方針」（平成16年12月24日閣議決定）

①国においては、定員削減計画を策定し、定員の大胆な再配置を進めるとともに、事務事業の徹底的な見直し等により、政府部門全体を通じた一層の純減の確保に取り組む。このため、これまでの純減実績も踏まえ、行政需要にも配慮しつつ、次期定員削減計画期間中の純減目標を策定する。
②地方公共団体においては、「新地方行革指針」の純減目標を達成できるよう、「集中改革プラン」に定員の数値目標を明示するよう取り組む。
③退職者の補充（新規採用等）は、ＩＴ化の推進や市場化テスト、民間委託を活用し、極力抑制することとする。
④人事院において、民間企業における賃金体系の改革の動向を踏まえ、公務員の給与体系の見直しを進めるよう、要請する。
⑤地域における国家公務員の給与の在り方についての見直しを踏まえ、地方公務員についても、人事委員会の機能を発揮し、地域の民間給与水準をより的確に反映させるよう、要請する。
⑥公務員の定員・給与・各種手当、これらに関する実際の運用についての情報を、国・各地方公共団体が、それぞれの組織形態等を踏まえつつ相互に比較可能な形で開示し、適正化を図る。
⑦特殊法人、独立行政法人、公益法人等、公的部門全体の人件費を抑制する。こうした取組を通じ、当該法人に対する補助金や運営費交付金を見直す。
⑧地方公営企業、地方公社等の人件費等の情報公開を徹底させ、改革への取組を促す。

（公務員の官民交流の促進）

公務員改革を実効あるものとするため、以下の官民交流等に継続的に取り組んでいく。

①縦割り行政を打破し、幅広い視野からの政策課題に取り組むよう、今後２年間で各府省の幹部の１割を目途に、府省間の人事交流を更に本格的に行う。
②府省の若手職員について、広い視野に立った人材の養成の観点から、公募制の積極的な活用を図りつつ、官民の人事交流を更に強化する。
③幹部クラスの官民交流については、各府省の業務内容に応じ、数値目標を掲げて推進することを目指し、環境整備に努める。

第3章　新しい躍動の時代を実現するための取組－少子高齢化とグローバル化を乗り切る－

集中調整期間を経てバブル後の停滞を抜け出した日本経済が新しい躍動の時代を実現するには、財政構造改革を進めるとともに、国民の安全・安心を確保した上で、少子高齢化とグローバル化という大きな環境変化を前向きに捉え、プラスに転化していかなければならない。

1. 財政構造改革の強力な推進－歳出・歳入一体改革－

2010年代初頭における国・地方を合わせた基礎的財政収支（2005年度、対ＧＤＰ比４％程度の赤字）の黒字化を目指す[9]。

このため、国と地方が歩調を合わせて歳出・歳入一体改革を進め、基礎的財政収支改善に向けた中期的取組について、重点強化期間内にその結論を得る。その際、以下の３原則に則って改革を進める。

ⅰ.「小さくて効率的な政府」原則：“歳出削減なくして増税なし”の考え方の下、歳出削減、行政改革を徹底し、必要となる税負担増を極力小さくする。

ⅱ. 活力原則：経済活力と財政健全化の両立を図る。

ⅲ. 透明性原則：改革の選択肢や将来の見通し等を国民に提示しながら検討する。

おおむね今後１年以内を目途に、政府の支出規模の目安や主な歳出分野についての国・地方を通じた中期的目標の在り方、さらには、歳入面の在り方を一体的に検討し、経済財政諮問会議における議論等を通じて、改革の方向についての選択肢及び改革工程を明らかにする。

また、経済活力と財政健全化を両立させるため、歳出・歳入一体改革の経済に与える影響を十分に検討する。負担増を求める際には、経済社会に与える影響を勘案した負担の在り方を検討する。

2. 国民の安全・安心の確保

近年、地震、台風、集中豪雨等が続発し、大きな被害が生じている。また、公共交通に関する事故・トラブル等が頻発している。さらに、犯罪情勢も依然厳しい状態が続いており、これらが、国民の不安要因につながっている。

こうした中で、国民の安全と安心を確保することは、政府の基本的な責務であるとともに、我が国の経済活性化の基盤である。

公共施設及び住宅等の耐震化等の大規模地震対策、治山治水対策をはじめとした防災対策投資等を推進するとともに、陸・海・空の公共交通の安全対策を総合的に推進する。また、国民生活に看過しがたい不安を与えている犯罪の累増・罪種の広がりに対し、「世界一安全な国、日本」の復活を図るための強力な治安対策を推進する。このため、国民の安全・安心を確保するために別表１の(1)の取組を行う。

---

[9] 「改革と展望－2004年度改定」においては、「2006年度（平成18年度）までの間、政府の大きさ（一般政府の支出規模のＧＤＰ比）は2002年度（平成14年度）の水準を上回らない程度とすることを目指し、国　地方が歩調を合わせて歳出改革路線を堅持・強化することとしている。」、「また、2006年度（平成18年度）までに、国と地方双方が歳出削減努力を積み重ねつつ、必要な行政サービス、歳出水準を見極め、また経済活性化の進展状況及び財政事情を踏まえ、必要な税制上の措置を判断する。」、「2007年度（平成19年度）以降も、それ以前と同程度の財政収支改善努力を行うと同時に民間需要主導の持続的成長を実現することにより、2010年代初頭における国・地方を合わせた基礎的財政収支の黒字化を目指す。」こととされている。

3. 持続的な社会保障制度の構築

（社会保障の一体的見直し）

「基本方針 2004」を踏まえ、引き続き社会保障の一体的見直しを推進するとともに、年金についても平成 16 年度改革において明記された道筋に沿って引き続き改革を進める。

（持続可能性を確保するための過大な伸びの抑制策）

超高齢社会にあっては、社会保障制度が持続可能であることは国民生活にとって不可欠なことであり、社会保障給付費を今後考える上で「国民の安心」、「持続可能性」という観点は最重要である。そのためには、日本の経済規模とその動向に留意しなければならないと同時に、過大・不必要な伸びを具体的に厳しく抑制しなければならない。

この観点から、以下の取組を行う。

①社会保障給付費の伸びについて、特に伸びの著しい医療を念頭に、医療費適正化の実質的な成果を目指す政策目標を設定し、定期的にその達成状況をあらゆる観点から検証した上で、達成のための必要な措置を講ずることとする。上記目標については、国民が受容しうる負担水準、人口高齢化、地域での取組、医療の特性等を踏まえ、具体的な措置の内容とあわせて平成 17 年中に結論を得る。その上で、平成 18 年度医療制度改革を断行する。

②上記目標を達成するために、これまでの施策の効果を検証しつつ、総合的に直ちに取り組む。

③平成 18 年度の医療制度改革においては、保険給付の内容について、相当性・妥当性などの観点から幅広く検討を行う。また、診療報酬・薬価改定は、近年の賃金・物価の動向や経済・財政とのバランス等を踏まえ検討する。

また、医療制度改革については、「基本方針 2001」[10] 以降閣議決定された事項[11] について、その完全実施の工程を策定し、取り組む。

（社会保険庁改革）

社会保険庁改革について、以下の対応を行う。

①現行の社会保険庁を存続することなく、政管健保については、その運営を国から切り離し、全国単位の公法人を設立する方向とし、公的年金については、組織、機能等について抜本的に改革を行った新たな政府組織による運営とする。

②具体的には、市場化テストの実施等外部委託の拡大による大幅な人員削減、民間企業的な人事・処遇の導入、地方組織の抜本的見直し、意思決定の場や監査部門への外部専門家の参画や外部民間による監査を実現する。

③新組織の名称・法令上の位置付け等、より具体的な姿を平成 17 年中に決定し、関連法案を次期通常国会に提出するとともに、新組織の発足後も、収納率等の状況を総合的に評価し、組織形態を含め全般を見直しながら、継続的に改革を進める。

---

10 「今後の経済財政運営及び経済社会の構造改革に関する基本方針」（平成 13 年 6 月 26 日閣議決定）

11 「医療保険制度体系及び診療報酬体系に関する基本方針」（平成 15 年 3 月 28 日閣議決定）等

（中医協改革）

中央社会保険医療協議会（以下「中医協」という。）について、「中医協の在り方に関する有識者会議」の議論を踏まえ、以下の方向を始めとする改革を行う。

①公益機能を強化し、病院等多様な医療関係者の意見を審議に反映させるため、公益委員の人数など委員構成を見直す。
②診療報酬改定に係る基本的な医療政策の審議は厚生労働大臣の下における他の諮問機関にゆだねた上で、中医協はこの基本的な医療政策や内閣において決められた改定率を前提として個別診療報酬点数の改正案を審議することとし、その機能・役割を明確化する。
③診療報酬改定の結果を検証する機能を公益委員に担わせる。

（健康・介護予防等の推進）

「基本方針2004」に基づき、「健康寿命」の延伸を目指し、「健康フロンティア戦略」の本格化、がん対策・ライフサイエンス研究の推進を図る。また、治験環境の充実、承認審査の迅速化など医薬品・医療機器産業の国際競争力の強化を図るとともに、後発医薬品市場の育成を図る。

4. 次世代の育成

（少子化対策）

人口減少社会を目前に控え、家庭・家族、地域の役割を重んじ、その連携を通じて、国民が安心して、子どもを生み、育てることができる社会を構築するため、国の基本政策として少子化の流れを変えるための施策を強力に推進する。特に、仕事と家庭・子育ての両立など仕事と生活のバランスを取りつつ、意欲と能力に応じた多様な働き方ができるよう、中小企業に配慮しつつ、環境整備の推進などを官民挙げての国民的な運動として取り組む。

また、女性の再就職・起業等についての総合的な支援策を検討するため、関係閣僚による「女性の再チャレンジ支援策検討会議」（仮称）を設置し、平成17年中に「女性の再チャレンジ応援プラン」（仮称）を取りまとめる。また、短時間勤務等の多様な働き方の選択肢を拡大するため、国家公務員がモデルとなるよう常勤職員の短時間勤務制度の導入について早期に検討する。

あわせて、以下の取組を進める。

①閣僚・有識者等が連携して取り組む体制を整備し、「少子化社会対策大綱」[12]及び「子ども・子育て応援プラン」[13]のフォローアップ等を行い、その着実な実施を図るとともに、同プランに掲げられた課題の検討を進める。

---

[12] 「少子化社会対策大綱」（平成16年6月4日閣議決定）

[13] 「子ども・子育て応援プラン」（平成16年12月24日）には、待機児童ゼロ作戦の更なる展開、総合施設の制度化、育児休業制度等についての取組の推進、若者の就労支援の充実等が盛り込まれている。また、検討課題として「社会保障給付について、大きな比重を占める高齢者関係給付を見直し、これを支える若い世代及び将来世代の負担増を抑えるとともに、社会保障の枠にとらわれることなく次世代育成支援の推進を図る。併せて、…地域や家族の多様な子育て支援、働き方に関わる施策、児童手当等の経済的支援など多岐にわたる次世代育成支援施策について、総合的かつ効率的な視点に立って、その在り方等を幅広く検討する」とされている。

②社会保障の一体的見直しの中で、高齢関係給付の比重が高い現在の社会保障制度の姿を見直すとともに、社会保障の枠にとらわれることなく少子化対策の推進を図る。
③「次世代育成支援対策推進法」[14]等に基づく企業の取組状況の開示を進める。

(教育改革)

評価の充実、多様性の拡大、競争と選択の導入の観点をも重視して、今後の教育改革を進める。

このため、義務教育について、学校の外部評価の実施と結果の公表のためのガイドラインを平成17年度中に策定するとともに、学校選択制について、地域の実情に応じた導入を促進し、全国的な普及を図る。

平成17年秋に学習指導要領見直しの基本的方向性をまとめる。さらに、児童生徒の学力状況の把握・分析、これに基づく指導方法の改善・向上を図るため、全国的な学力調査の実施など適切な方策について、速やかに検討を進め、実施するとともに、習熟度別少人数指導等多様な教育・指導方法により、「確かな学力」の向上を図る。

幼児期からの人間力向上のための教育を重視し、青少年の健全育成及び体験学習を推進する。

また、我が国の社会の実態や関連の教育制度等を踏まえ、海外事例の実態等を検証しつつ、教育における利用券制度について、その有効性及び問題点の分析など、様々な観点から検討し、重点強化期間内に結論を得る。

あわせて、義務教育について、現場の創意工夫の促進と教員の質の向上を図るため、以下の取組を進めるとともに、高等教育について、大学院における教育研究の質的向上を進める。

①教員人事権移譲など市町村の責任の確立、保護者・地域住民の学校運営への参画を図る。また、学校長への権限移譲の推進や教育委員会の関与の見直しなどを図り、現場主義を徹底する。その際、成果についての事後評価を厳格に行う。
②優れた教員の確保・育成に向け、豊富な社会経験や特定分野の能力を有する人材等多様な人材の活用を促進しつつ、教員養成・免許・採用制度の抜本的見直し・改善を行う。

5. 人間力の強化

我が国を支える基本は“人”である。今後我が国がグローバル化を乗り切り、力強く成長を持続するという観点からも、すべての人が能力を最大限に開花させうる社会の実現が不可避であり、これに向けて取組を強化していく。

特に、ミスマッチによる失業の多い若者については、以下の取組を行っていく。

①効果的・効率的な職業能力開発を推進していく上で、民間教育訓練機関の一層の活用を始め、訓練機関間の競争を促進することが重要である。このため、個人の選択を機能させる観点から、外国や都道府県における取組を検証しつつ、若者向け職業訓練利用券制度の有効性及び問題点等について、今後1年以内を目途に検討し、結論を得る。

---

[14] 「次世代育成支援対策推進法」(平成15年法律第120号)

②若者の働く意欲を喚起しつつ、その職業的自立を促進し、ニート[15]・フリーター等の増加傾向を反転させるため、フリーター20万人常用雇用化プランの充実・強化、地域の相談体制充実等によるニート対策の強化、児童・生徒の勤労観等を育成するキャリア教育等の一層の推進、地域における産学ネットワーク構築の促進など、「若者の自立・挑戦のためのアクションプラン」[16]を強化・推進する。

あわせて、以下の取組も進めていく。

①雇用保険3事業については、利用度や成果の実態調査を踏まえ、時代のニーズに対応したものとなるよう、平成18年度予算において改善策を講ずる。
②「新産業創造戦略2005」[17]等を踏まえ、戦略産業分野等の質の高い専門職大学院の設置促進などによる人的資産（人財）の充実を図る。
③障害者の自立を支援するため、サービスの適切な確保とその利用者負担に関する低所得者への適切な配慮を図るとともに、重度の障害者を含めた、地域における多様な雇用・就労の場や生活の場の確保など、地域における就労・生活支援のためのハード・ソフトの基盤を速やかかつ計画的に充実強化する。
④海外人材を活用するため、高度人材の受入れを促進するとともに、現在は専門的・技術的分野とは評価されていない分野における外国人労働者の受入れについて、国民生活に与える影響を勘案し総合的な観点から検討する。また、日本で就労する外国人が国内で十分その能力を発揮できるよう、日本語教育や現地の人材の育成、生活・就労環境の整備を推進する。

また、金融を含む経済教育等の実践的教育とともに、学校での国際教育を推進する。

さらに、食育基本法に基づき、食育推進基本計画を作成するとともに、関係行政機関等が連携し、国民運動として食育を推進する。

6. グローバル戦略の強化

開かれた活力ある国を目指し、グローバル化に戦略的に取り組んでいく。

経済外交、国内構造改革、地域経営、国際分業等を通じて、グローバル化への総合的かつ戦略的な取組を行うため、経済財政諮問会議において平成18年春を目途に「グローバル戦略～我が国の世界戦略」（仮称）を取りまとめる。

あわせて、以下の取組を積極的に進めていく。

①グローバル化を乗り切る産業の競争力をつけるために、「新産業創造戦略2005」を推進し、あわせて、効率的な国際物流システムを実現するため、別表1の(2)の取組を行う。
②世界的な先端分野の育成・強化、新価値創造等に向け、「科学技術創造立国」の実現、ＩＴ戦略の推進、知

---

15 ニート（NEET）：Not in Education, Employment or Training の略。就学、就労、職業訓練のいずれも行っていない若者
16 「若者の自立・挑戦のためのアクションプラン」（平成16年12月24日）
17 「新産業創造戦略2005」（平成17年6月8日）

的財産戦略の推進のため、別表１の(3)の取組を行う。

③世界に通用する強い地域の形成を促進し、民需主導の経済成長の成果を地域にも広く浸透させるため、地域が自主的に活力を高めることを支援する。その一環として、世界に発信する地域を目指し、地域が持つ高度な環境・リサイクル技術を核とした世界発信型の先進拠点を整備し、アジアでの資源循環と人材育成を促進する。あわせて、地域再生、都市再生、構造改革特区の拡充、観光戦略の強化、文化芸術・スポーツの振興に向けて、別表１の(4)の取組を行う。

④強い農林水産業を育てるために、「食料・農業・農村基本計画」[18]等に基づき、別表１の(5)の構造改革を進める。さらに、農林水産物の輸出拡大に向けた取組を促進する。

⑤経済連携の推進、対日投資促進プログラムの加速化・強化を通じて国際連携を加速する。

また、ミレニアム開発目標に寄与するためＯＤＡの対ＧＮＩ比0.7% 目標の達成に引き続き努力するとの観点から、我が国にふさわしい十分なＯＤＡの水準を確保する。

このため、別表１の(6)の取組を行う。

⑥環境と経済の両立を図りつつ、地球環境問題への取組を強化する。京都議定書の削減約束の達成、脱温暖化社会の構築に向け、「京都議定書目標達成計画」[19]に基づき、温室効果ガスの排出削減、森林の整備・保全等の森林吸収源対策等、京都メカニズムの活用に向けた取組を確実に実施するとともに、国民運動の展開、技術開発を進める。また、循環型社会の構築を目指す。あわせて、環境・エネルギー問題に総合的に対処する。このため、別表１の(7)の取組を行う。

---

18 「食料・農業・農村基本計画」（平成17年3月25日閣議決定）

19 「京都議定書目標達成計画」（平成17年4月28日閣議決定）

第4章　当面の経済財政運営と平成18年度予算の在り方

1. 今後の経済動向と当面の経済財政運営の考え方

・世界経済の着実な回復や好調な企業部門に支えられ、雇用・所得環境が改善し、家計部門への波及も見られることから、平成17年度及び18年度の我が国経済は引き続き民間需要中心の緩やかな回復を続けると考えられる。
・「改革と展望－2004年度改定」で名目成長率について平成18年度（2006年度）以降は2％程度あるいはそれ以上の成長経路をたどると見込んだことも念頭に置き、民間需要・雇用の拡大に力点を置いて、規制改革、金融システム改革、税制改革、歳出改革の4分野における構造改革への取組をより本格的かつ総合的に推進する。
・また、重点強化期間におけるデフレからの脱却を確実なものとするよう、政府は、日本銀行と一体となって、政策努力の更なる強化・拡充を図る。政府は、需給ギャップの更なる改善を進めるためにも、構造改革を更に加速・拡大する。日本銀行に対しては、実体経済は大局的には緩やかに回復している一方デフレが依然として継続している中で、政府のデフレ脱却への取組や、「改革と展望－2004年度改定」で示された重点強化期間における経済の展望と整合的なものとなるよう、市場の動向や期待を踏まえつつ、実効性のある金融政策運営に努めることを期待する。
・なお、経済情勢によっては、大胆かつ柔軟な政策運営を行う。

2. 民需主導の経済成長を確実なものにするために－活性化のための政策転換－

(1)規制改革・民間開放

・「民間にできることは民間に」との方針の下、別表2の(1)の取組を進める。

(2)金融システム改革

・利用者の満足度が高く、国際的に高い評価が得られ、地域経済にも貢献する「金融サービス立国」を実現するため、「金融改革プログラム」[20]に基づき、別表2の(2)の施策等を「工程表」[21]に従って着実に実施する。

(3)税制改革

・税制改革については、持続的な経済社会の活性化のため、「基本方針2004」やこれまでの与党税制改正大綱を踏まえ、包括的かつ抜本的な検討を引き続き進め、重点強化期間内を目途に結論を得る。あわせて、別表2の(3)の取組を進める。

---

[20] 「金融改革プログラム」（平成16年12月24日）
[21] 「工程表」（平成17年3月29日）

(4)活性化を目指した歳出の見直し

(公共投資の重点化・効率化)

・公共投資については、「改革と展望」[22]に基づき「景気対策のための大幅な追加が行われていた以前の水準」を目安にして重点化・効率化に取り組んできており、その目安は概ね達成されつつある。平成18年度予算においても、目標の達成に向けてのこうした取組を引き続き着実に推進する。この場合、防災・減災等による安全社会の確立を始め、別表2の(4)の事項を重視する。なお、事業の実施に当たっては、談合の排除など、国民の信頼を得るために入札・契約の透明性、公正性を確保する。

・農林水産分野においては、引き続き、公共投資から技術・人材への予算の重点化に取り組む。

(科学技術政策における選択と集中の強化、成果目標と事後検証)

・平成17年度中に策定される第三期科学技術基本計画については、投入目標のみならず成果目標も基本として検討する。これまでの科学技術基本計画の下での人材や資金の重点分野への配分状況について、事後検証を強化し、次期計画に反映させる。その際、別表2の(5)の事項を重視する。

(教育の支援の在り方の見直し)

・高等教育の質的向上を図るため、機関に対する既存の支援策の在り方を見直し、国立大学法人間や国公私立を通じた競争原理に基づく支援へのシフトを更に推進するとともに、奨学金制度による意欲・能力のある個人に対する支援を一層推進する。

(統計整備の推進)

・「基本方針2004」に基づいて、経済社会の実態を的確に捉える統計を整備するとともに、統計制度の改革を推進する。特に、別表2の(6)の取組を進める。

3. 平成18年度予算における基本的考え方

(聖域なき歳出改革の堅持・強化)

・平成18年度予算は、重点強化期間最後の重要な予算であり、「改革の総仕上げ」のために、国・地方が歩調を合わせ、平成17年度に引き続き歳出改革路線を堅持・強化する。

・また、国債発行額についても極力抑制する。

・重点課題に対してはメリハリのある配分を行う。

・各府省は予算要求に当たっては、各施策について、成果目標を掲げ、事後評価を十分行いうる基盤を整備するとともに、その必要性、効率性、有効性等を吟味する。
また、新規施策の要求に当たっては既存施策の廃止・縮減を行う。

・なお、財政投融資については、民業補完の原則の下、対象事業の重点化・効率化に努める。

(重点化と抑制の考え方)

・「活力ある社会・経済の実現に向けた重点4分野」(「基本方針2002」[23])の考え方に沿い施策を集中し、「第2章 「小さくて効率的な政府」のための3つの変革」、「第3章 新しい躍動の時代を実現するための取

---

22 「構造改革と経済財政の中期展望」(平成14年1月25日閣議決定)

23 「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2002」(平成14年6月25日閣議決定)

組－少子高齢化とグローバル化を乗り切る－」及び「第４章　2. 民需主導の経済成長を確実なものにするために－活性化のための政策転換－」に述べた取組を推進する。その際には、「活性化のための政策三指針」を踏まえ予算配分の重点化・効率化を行う。

・予算全体について、民間委託・ＰＦＩなど民間活力の活用による効率化に努めるとともに、物価動向や行政サービスの合理化・効率化を織り込み、単価を引き下げ、経費を削減する。義務的な経費であっても、制度改革の取組と併せ、事務事業の合理化や単価の見直しを進めることにより、経費の大胆な節減に取り組む。

・公務員の総人件費については、第２章3.(2)で述べた取組に早急に着手し、平成18年度予算において抑制する。

・特別会計については、引き続き歳出改革の推進を図ることとし、各特別会計の性格に応じ、制度改革、事務・事業の見直し等を行い、歳出の効率化・合理化を推進し、これを抑制するとともに、一般会計からの繰入れや民間等からの借入れを抑制する。

・特殊法人等から移行した独立行政法人については、合理化・効率化にとどまらず、組織・事業の必要性を厳しく検証し、廃止・縮小・重点化等を行う。また、他の独立行政法人、地方公共団体、民間等が実施する事業との重複を排除する。これらにより、財政支出を厳しく抑制する。

・納税者の立場に立って、公共調達の効率化、公用車の効率化を始めとする行政効率化関係省庁連絡会議の取りまとめ内容について、概算要求、機構・定員及び予算執行に反映する。

＜別紙＞

「モデル事業」の一般化への取組

・「モデル事業」の基本的枠組みを維持しつつ、政策評価との連携を強化した「成果重視事業」（仮称。以下同じ。）を創設し、次の要領で新たな段階へ移行する。

①事業の各府省の政策体系上の位置付けを明確にし、事業ごとの定量的な目標のほか、当該事業に係る施策単位でもアウトカム（国民生活にとっての成果）に着目した目標を設定する。[注1、2]

②各府省は、平成17年度予算に引き続き、自主的な取組を通じて「成果重視事業」の追加を図る。[注3、4]

③財務省は、これまでの「モデル事業」の取組等を踏まえ、平成19年度概算要求に先立ち、「成果重視事業」の要件等（目標設定の在り方、予算執行の弾力化措置の基準等）を明らかにする。[注5]

（注）

1　事業ごとの目標は、単に事業規模等を示す指標ではなく、当該事業に係る施策の実現に向けた効果を計測できる指標とする。

2　施策単位の目標は、定量的な目標を原則とする。

3　いわゆる「最適化計画」に基づく情報システムの開発又は整備については、原則として「成果重視事業」として概算要求するよう検討する。

4　平成18年度予算においては、各府省は、内閣府と意見交換の上、ふさわしいものについて、「成果重視事業」として概算要求を行う。

5　各府省は、平成19年度概算要求においては、当該要件等に沿って「成果重視事業」として概算要求を行う。

<別表1>

(1)	(国民の安全・安心の確保) ・大規模災害、テロ、有事等に対する全国的見地からの対応の体制整備や、住民及びＮＰＯ等との協働による安全・安心な地域づくりなどを推進する。首都直下地震など大規模地震対策、治山治水対策を始めとし、消防等の防災対策については、被害減少に向けた成果目標を設定し、そのために戦略的・重点的に施策を推進する。また、防災情報の迅速な伝達体制の整備、地域の防災拠点となる公共施設及び住宅等の耐震化、防災の高度化、事業継続計画の策定等地域や企業の防災力の向上と国際防災協力の推進などを戦略的・重点的に推進する。あわせて、テロ、有事に対する国民保護の体制整備を推進する。 ・公共交通に関するヒューマンエラー等による事故・トラブル等を踏まえ、陸・海・空の公共交通の安全対策を総合的に推進する。 ・治安対策については、「世界一安全な国、日本」の復活を図るため、「犯罪に強い社会の実現のための行動計画」（平成15年12月18日）及び「テロの未然防止に関する行動計画」（平成16年12月10日）を着実に実施する。治安対策に取り組む要員・施設等の充実や法制の整備に引き続き取り組むとともに、業務の効率化の徹底、ＰＦＩ、民間委託の拡充、児童生徒等の安全を守るための官民連携による地域防犯活動の促進等を図る。また、再犯の防止や官民連携による安全・安心なまちづくりの推進、出入国審査時の生体認証技術の活用を図る。 ・「犯罪被害者等基本計画」を平成17年中に策定するとともに、犯罪被害者等のための施策を推進する。 ・国民に身近で頼りがいのある司法を実現するため、総合法律支援の実施及び体制整備、裁判員制度の導入、裁判外紛争解決手続（ＡＤＲ）の拡充・活性化等の司法制度改革に引き続き取り組む。 ・防衛については、「平成17年度以降に係る防衛計画の大綱」（平成16年12月10日閣議決定）及び「中期防衛力整備計画（平成17年度～平成21年度）」（平成16年12月10日閣議決定）に基づき効率的な体制の整備に取り組む。 ・消費者団体訴訟制度の導入のため、次期通常国会に関連法案を提出する。 ・ＢＳＥへの対策、食品表示基準の見直し、輸入食品安全対策の強化等、科学に基づいた食の安全と消費者の信頼の確保に努める。 ・大陸棚の限界に関する情報の国連への提出期限である2009年に向けて、政府一体となって、大陸棚の画定のための調査等について引き続き的確に推進する。 ・外国人の入国後の実態についてチェックする仕組みを検討する。
(2)	(新産業創造戦略等の推進) ・「新産業創造戦略2005」を踏まえ、我が国の将来の発展を支える７つの戦略産業分野の育成とともに、産学官の「協働」の場である地域クラスターを充実・強化する。このため、特に多様な技術を担う「匠の中小企業」を強化し、高度な部品・素材産業の集積を高めるプログラムを平成17年度中に策定するとともに、人材育成、研究開発、ＩＴ活用等を重点的に推進する。 ・「技術戦略マップ」（平成17年3月30日）を活用しつつ、将来の市場化を見据えた効率的な研究開発を官民を挙げて推進する。 ・企業の競争力の源泉となる知的資産（特許等の知的財産だけでなく、人材、技術、組織力、顧客とのネットワーク等）を認識、活用する経営を促すため、知的資産経営の開示と管理の指針を平成17年度中に策定し、「知的資産経営報告書」としての開示を促す。 ・中小企業の創業、経営革新、再生、技術・技能の継承及び人材確保等を推進する。 ・若年者を始め各世代を通じた能力開発の推進について法的整備も含め必要な措置を講ずる。

	（効率的な国際物流システムの実現） ・効率的な国際物流システム実現のため、新たな総合物流施策大綱を平成17年中に策定し、毎年その政策効果を検証しつつ、物流施策を総合的・一体的に推進する。
(3)	（「科学技術創造立国」の実現） ・第三期科学技術基本計画を平成17年度中に策定し、社会・国民に支持され、成果を還元する科学技術を推進する。総合科学技術会議が司令塔となり、改革と投資の重点化を推進する。また、「みらい創造プロジェクト」については、経済活性化のため、引き続き推進する。 （ＩＴ戦略の推進） ・世界最先端のＩＴ国家であり続けるため、内閣一体となってe－Japan戦略等を進める。 －「e－Japan重点計画2004」（平成16年6月15日）及び「ＩＴ政策パッケージ2005」（平成17年2月24日）を、医療・教育分野等のＩＴの利用・活用に重点を置き、着実に推進する。 －利用者・国民の視点に立って、これまでのe－Japan戦略等の評価を行うとともに、新たなＩＴ戦略を平成17年度中に策定する。 －電子政府・電子自治体の推進により、行政の効率化と住民サービスの向上を図る。 －官民における統一的・横断的な情報セキュリティ対策を推進する。 －ネットワーク分野について、2010年までにユビキタスネット社会を実現するために、「u－Japan政策」を推進する。 －ＩＴを活用した安心・安全への取組を推進する。 －情報格差（デジタルディバイド）の是正への取組を引き続き推進する。 （知的財産戦略の推進） ・「知的財産推進計画2005」（平成17年6月10日）に基づき、世界最高水準の迅速・的確な特許審査の実現や模倣品・海賊版拡散防止条約を提唱しその早期実現を目指す等、知的財産の創造・保護・活用を推進するとともに、日本ブランド戦略の推進など、コンテンツをいかした文化創造国家への取組を強化する。
(4)	（地域再生の取組の強化） ・市町村合併等により地域社会の在り方が大きく変わる中で、地域は、自ら、持てる力を再編し、地域力を強化していく必要がある。そのため、地域からの具体的な提案に基づき、ＮＰＯ、自治会等の活動を通じた地域の人々のつながり（ソーシャル・キャピタル）の活性化等によるひとづくりや民間の資金・ノウハウの活用、地域の自主裁量性を拡大する補助金改革等を推進し、地域再生の取組を強化する。 （都市再生の推進） ・国際的な都市間競争等に対応するための民間都市開発を促進するとともに、中心市街地の活性化を始めとした地域の創意工夫による自主的・自立的な都市再生を推進する。その一環として、都市部における地籍整備を推進する。 （構造改革特区の拡充） ・構造改革特区の拡充のため、これまでの特区提案のうち実現しなかったものの中から、特区の総点検を踏まえて設置された有識者会議が選定した18の「重点検討項目」について、平成17年秋

	までに取りまとめられる同会議の意見を踏まえ、その実現を図っていく。 （観光戦略の強化） ・観光戦略の強化のため、国、地域、産業界などが「観光立国推進戦略会議報告書」（平成16年11月30日）にまとめられた55の提言に基づいた取組を行い、毎年その政策効果を検証しつつ、2010年までに訪日外国人旅行者数1,000万人を目指す。 （文化芸術・スポーツの振興） ・文化芸術・スポーツについて、国民の豊かな感性や体力を育むとともに、国内外の人々を魅了する我が国の文化力やスポーツの競技力の向上を図り、経済・社会の活性化にも資するよう、効果的かつ効率的な振興策を重点的に実施する。
(5)	（競争力ある農林水産業への転換） ・食料自給率の目標を始め「食料・農業・農村基本計画」の実現に向け、工程管理を的確に行う。 ・品目横断的な施策の対象は、一定規模以上の経営主体に限定することとし、平成17年秋までに制度の内容を具体化するとともに、平成17年度中に法案を提出する。また、個人や株式会社等の新規参入を促進するとともに、担い手への農地の利用集積を推進する。 ・食品産業のニーズへの対応や生産から消費までのコスト削減を推進するほか、食料産業クラスターの形成、新たな需要につながる技術開発を進め、食料に関わる産業全体を活性化する。 ・農業委員会の機能の適正化及び関係行政機関等との連携強化を図り、農地の効率的利用を一層促進する。 ・農協を含めた多様なサービス提供主体間での競争を促進し、流通の合理化・効率化を図るため、農協改革等を進める。 ・都市と農山漁村の共生・対流の一層の推進とともに、農業環境・資源の保全、木材利用の拡大、「緑の雇用」に引き続く担い手の確保、ブランド化や省エネルギーによる水産業の経営革新、水産資源の持続的利用、若者の漁業への新規参入の促進を図り、農山漁村を活性化する。
(6)	（経済連携の推進） ・ＷＴＯ新ラウンド交渉の2006年までの妥結に向けて積極的に取り組みつつ、経済連携協定の締結を飛躍的に拡大させる。このため、「今後の経済連携協定の推進についての基本方針」（平成16年12月21日）にのっとり、政府一体となって、東アジア等を中心として質の高い経済連携を戦略性をもって推進することとし、そのため、適時、経済連携の結果を数値で確認することなどにより、経済連携の促進を図る。 ・ＯＤＡや民間リソースを活用しつつ、相手国の人材育成や制度整備等を支援する。 ・経済効果の高い経済連携が締結されるよう、その経済効果を分析し活用する。 （対日投資促進プログラムの加速化・強化） ・新たな経営ノウハウや技術の導入等を通じて新市場や雇用の創出をもたらす対日直接投資を促進する。このため、平成18年末の対日直接投資残高の倍増目標達成に向けて、「対日投資促進プログラム」（平成15年3月27日）の加速化・強化を図る。 （ＯＤＡの事業量の戦略的拡充と改革） ・ＯＤＡについては、諸外国の動向を踏まえ、我が国の外交を効果的に展開するため、内容を精査

	し、効率化を進めつつ、事業量の戦略的拡充を図る。その際、重点地域及び重点分野を明確化し、官民のパートナーシップを強化する。 ・ＯＤＡについては、国会における決算審査等の結果をいかし、適正な実施を図る。ＯＤＡプロジェクトの成果について、費用対効果を含め第三者による客観的評価を行い、その結果を公表するとともに、ＯＤＡ政策の企画・実施に反映させるサイクル（ＰＤＣＡサイクル）を確立させる。特に、無償資金協力等について、プロジェクトに要したコストを含む定量的な事後評価の実施を徹底し、調達コストの縮減を含め、より効率的な執行に改善する。
(7)	（グローバル化する環境・エネルギー問題への取組） ・廃棄物の発生抑制、再使用、再生利用（いわゆる３Ｒ）や不法投棄対策について、国内での取組を強化する。また、我が国発のコンセプトである“もったいない”をいかし、開発途上国における循環型社会の形成への支援を実施するなど、「３Ｒイニシアティブ」を踏まえた国際的な取組を推進する。 ・地球規模での長期的な温室効果ガス排出削減に向けてリーダーシップを発揮する。また、自然環境・景観の保全を通じた自然との共生、ヒートアイランド対策とともに、環境保全の理解を深めるため環境教育を推進する。 ・地球環境問題や国際的な資源制約等のグローバルな課題に対処し、環境と経済の両立を図るため、ＣＤＭ等[注]を活用した国際協力及びアジアにおける原子力安全に関する国際的な協力体制の構築を図る。また、省エネ・新エネ対策、安全確保を前提とした原子力の推進、天然ガスの利用拡大など脱石油のための取組を推進するとともに、あわせて、石油・天然ガスのクリーンかつ有効な活用や安定供給の確保を図る。 ・「違法に伐採された木材は使用しない」という基本的考え方に基づき、違法伐採対策を推進する。

注　クリーン開発メカニズム（ＣＤＭ）：先進国と途上国が共同で行うCO_2等の温室効果ガスの排出削減事業又は吸収源事業によって生じた排出削減量又は吸収量を、当該事業に貢献した先進国が自国の削減義務の目標達成に利用できる仕組み。

<別表 2>

(1)	(規制改革・民間開放の推進) ・規制改革・民間開放推進会議と規制改革・民間開放推進本部との密接な連携の下、同会議の重点検討課題を踏まえ、重点的な取組を進める。 ・国、地方公共団体、独立行政法人、指定法人等が行う官業の民間への移管（民営化・民間移譲・民間委託）を積極的に推進する。 ・ＰＦＩを一層活用しやすいものとするため、アニュアルレポートの作成やデータベースの充実による情報発信機能の強化等を図る。
(2)	(金融システム改革の推進) ・金融実態に対応した利用者保護ルール等の整備・徹底、市場機能の充実とその信頼性の向上等の観点から、金融・投資サービスに関する横断的法制としての「投資サービス法」（仮称）について、金融審議会の「基本的考え方」を踏まえ、早期の法制化に取り組む。 ・地域の再生・活性化と中小企業金融の円滑化等を促す観点から、中小・地域金融機関による間柄重視の地域密着型金融の一層の推進を図る。また、金融機関による担保・保証に過度に依存しない融資を促進する。 ・我が国金融の質的向上や不良債権問題の再発防止等に資するよう、金融機関のガバナンスの向上とリスク管理の高度化のための監督上の枠組みを構築する。 ・国際的な市場間競争の高まりに対応して、我が国金融市場をアジアの金融拠点とすることを視野に入れ、金融商品・サービスの多様化等の構造変化に対応した市場インフラの整備等を通じて、国際的地位の向上を図る。
(3)	(税制改革) ・経済社会の活力を重視し、グローバル化の中での日本経済の競争力強化等の視点に立ち、今後の法人課税の在り方を引き続き税制改革の中で検討する。 ・貯蓄から投資への流れを加速するため、金融所得に対する一体的課税について、早期の実現を目指す。あわせて、納税者番号制度を始め納税環境整備を進める。
(4)	(公共投資の重点化・効率化) ・重点４分野を中心に雇用・民間需要の拡大に資する分野に施策を集中する。その上で、我が国の競争力強化の観点や安全・安心の確保の観点、地域再生・都市再生を推進する観点を踏まえた重点化を進める。また、引き続き、技術や品質による競争の促進等を進め、発注の適正化に取り組むとともに、コストの縮減等を図る。 ・国と地方の役割分担の観点を踏まえた重点化を進めるとともに、地方の自主性・裁量性の拡大にも資するよう取り組む。 ・成果目標と予算の連携強化に取り組むとともに、事前・事後評価を厳格に実施する。
(5)	(科学技術の重点化・効率化) ・成果目標の達成状況については、定期的にフォローアップを実施する。 ・若手研究者の育成については、個人補助をより重視する観点から、公募型の若手研究者向け資金の拡充等により、資金配分を中高年から若年に明確に移す。そのため、競争的研究資金について

	は、研究の実績より計画を重視するなど評価方法を改革するとともに、研究者に関するデータベースの迅速な整備に努める。 ・総合科学技術会議が一層の主導性を発揮し、重点化・効率化を図る中で、重点4分野内でも更に領域を絞り込み、投資効果を一層向上させる方策を確立する。
(6)	(統計整備の推進) ・統計整備に関する「司令塔」機能の強化等のために、統計法制度を抜本的に見直す。 ・産業構造の変化等に対応した統計(経済活動を同一時点で網羅的に把握する経済センサス(仮称)、サービス統計、観光統計等)を整備する。 ・サービス統計等を整備するため、既存統計に係る要員の活用も視野に入れた組織体制の整備を検討する。

資料5

経済財政運営と構造改革に関する基本方針2004

はじめに　日本経済の現状と構造改革が目指すところ

1. 日本経済の現状と課題

(民間需要主導で景気回復しつつある日本)

我が国は今、長期停滞を脱し、新たな飛躍の段階を迎えつつある。集中調整期間は、マイナス成長と巨額な不良債権の存在という厳しい経済環境から出発したが、構造改革を進める中で、財政に依存することなく民間需要主導により、景気回復の裾野をこれまで着実に広げてきた。

不良債権処理の着実な進展、規制改革や企業再生・活性化への幅広い取組、歳出改革・税制改革の推進等これまでの構造改革が、バブル崩壊後日本経済を下押ししてきた重しの除去に総合的な成果をあげている。不良債権処理については、主要行の不良債権残高はこの2年で13兆円以上減少し、銀行や不動産業等の株価が着実に上昇している。また、企業の設備投資・研究開発減税が回復を下支えしたほか、最低資本金特例による過去1年での起業社数が1万社を超える急増ぶりを示すなど、企業の再生・再編が活発である。

一方、失業率は平成14年1月に5.5%まで上昇したものの、その後徐々に低下し、平成15年を通してみれば13年ぶりに低下に転じた。失業率が上昇もしくは高止まりを続けたバブル崩壊後の過去2回の景気回復とは顕著な違いであり、今回の回復が構造改革の成果を伴うものであることを示している。

このように企業部門の好調が雇用の回復を通じて家計に波及する兆しも現れ、金融システムの安定化や株価上昇とあいまって、消費マインドが改善している。この結果、平成14年初からの景気回復局面における平均成長率は年率3.0%、うち民間需要の寄与度が2.2%を占め、民間需要主導の成長が実現しつつある。しかしながら、地域の回復動向にはばらつきがあり、大企業に比べ中小企業の状況は厳しいことを認識することが重要である。また、平成16年前半においても緩やかなデフレ状況が続いており、デフレ克服への取組は依然重要な政策課題である。

(改革成果の拡大と集中調整期間の仕上げ)

平成16年度は、集中調整期間の仕上げの年であり、バブル崩壊後の負の遺産からの脱却に目途をつける。「金融再生プログラム」を着実に推進し、不良債権問題を終結させること等により、金融システムを強化するとともに、中小・地域金融機関の機能強化を図る。同時に、早期のデフレ克服を目指し、政府・日本銀行が一体となって政策努力を行う。また、「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2003」(平成15年6月27日閣議決定。以下「基本方針2003」という。)など、これまでに策定されてきた施策を引き続き着実に実行し、これに加えて地域再生や雇用政策に一段の努力を行うことにより、改革成果を日本の隅々にまで浸透させる。

2.「集中調整期間」から「重点強化期間」へ

平成17年度以降の課題は、「官から民へ」、「国から地方へ」といったこれまでの改革についてより本格的な取組を行うとともに、人口減少や国際環境の変化など新たな条件の下での成長基盤を確立することである。平成17年度及び平成18年度の2年間を「重点強化期間」と位置づけ、日本銀行と一体となった政策努力によりデフレからの脱却を確実なものとしつつ、新たな成長に向けた基盤の重点強化を図る。このような取組

の結果、平成18年度以降は名目成長率で概ね２％程度あるいはそれ以上の成長経路を辿ると見込まれる。

「重点強化期間」における主な課題は次のとおりである。

第一に、「官から民へ」、「国から地方へ」を徹底させ、民間や地域の知恵が主導する経済社会システムをつくりあげる。そのために、行政の事後チェック機能を強化しつつ、官でなければできない業務を明確化する作業に取り組むとともに、国による地方公共団体への規制の見直しなど地方の裁量権拡大に取り組む。また、郵政民営化の準備を完了させる。

第二に、政府部門の本格的な改革（「官の改革」）を行い、国民に説明責任を果たす効率的でスリムな政府をつくる。そのために、予算ごとの成果目標の明示・厳格な事後評価等の予算制度改革や、一段の行政改革に取り組む。

第三に、民間の成長力を強化するための改革（「民の改革」）を行う。人口減少という我が国経済社会の大変化に向けて、経済社会の更なる発展のための戦略をとりまとまる。また、「金融重点強化プログラム」（仮称）を策定し、不良債権問題への対応から脱却して、金融・証券市場の構造改革と活性化により、我が国金融セクターを更に強化・充実させ、経済社会の新たな成長に向け、国際的にも最高水準の金融機能が利用者のニーズに応じて提供されることを目指す。

第四に、「人間力」の抜本的強化に取り組む。その際、雇用のミスマッチ縮小に力点を置く。このため、約10％の高い失業率を示す若年層に対する能力開発施策等の拡充、地域の実情に応じた雇用政策の展開、利用者の立場に立った雇用関連事業の再編・ワンストップ化に取り組む。

第五に、「持続的な安全・安心」の確立に取り組む。具体的には、社会保障制度について、年金・医療・介護・生活保護等を一体としてとらえた総合的な改革を進める。また、少子化対策、健康・介護予防の推進、治安・安全の確保、循環型社会の構築・地球環境の保全にも注力する。

このように、集中調整期間後の我が国経済社会は、新たな課題に挑戦しつつ、持続的な成長軌道の確立を目指すことになる。しかし、これまで取り組んできた構造改革そのものの目標が変わるわけではない。構造改革とは、我が国が持てる資源（人材、資金、技術力等）を最大限に活かすための改革にほかならないからである。集中調整期間から重点強化期間へと移行する時期にあたって、構造改革の意義を確認することは重要なことであり、次項において目指すべき経済社会の姿を改めて示すこととする。

3. 構造改革とその目指すところ

21世紀の我が国経済社会は、単なる過去の延長戦上にはない。

グローバリゼーションが加速度に進み、ＩＴ化が産業、生活、そして労働の在り方を革命的に変えている。かつて発展途上国と呼ばれた国々が次々と目覚しい成長を遂げる中で、日本が今後も競争力を保持し、より豊かで住み良い社会を構築するためには、高齢化や環境問題等の課題を新たな社会的ニーズに転換しつつ個々の企業、地域、個人レベルでそれぞれイノベーション（革新）を生み出し、日本経済を新たな成長軌道に乗せていくことが必要である。

例えば、人口減少社会が到来するなかで、質の高い生活を維持すべく、医療や介護、子育て等の分野で新商品・新サービスの開発が進めば、高齢化は逆に経済活力に結びつく。省資源・省エネルギー・新エネルギーのための技術開発も、企業にとっては、新たな成長の糸口になり得る。

このような企業、個人の挑戦を支えるためにも、政府は、簡素で効率的であらねばならない。また、基礎的財政収支を黒字化するなど財政を健全化していくため、民間需要主導の持続的な経済成長を実現すると同時に、政府全体の歳出を国・地方が歩調を合わせつつ抑制することにより、例えば潜在的国民負担率で見て、その目途を50％程度としつつ、政府の規模の上昇を抑制する。

他方、政府は、時代の変化が生み出す新たな要請にも応えていかねばならない。例えば、国際環境の厳しさが増すなかで、安全と安心がこれまで以上に重要な課題となっている。治安・安全の確保、大規模災害等への対策のみならず、情報セキュリティや衛生上の安全確保等への政府の取組が急務である。また、国民の価値観の多様化、高度化は、画一的な行政サービスに飽き足らず、公の分野においても選択の自由を求める傾向を強めている。政府は、企業や個人が時代の変化に柔軟に対応し得る環境整備を行うにとどまらず、自らもまた、新たな時代のニーズに即応し、機動的に変化していかねばならないのである。

構造改革とは、このように新たな経済社会の環境に、企業、地域、個人が柔軟に対応し、その持てる能力が最大限に発揮されるよう、制度や政策、更に政府の在り方そのものを変革する不断の取組である。

第１部　「重点強化期間」の主な改革

1.「官から民へ」、「国から地方へ」の徹底

(1)　郵政民営化の着実な実施

・平成16年４月に経済財政諮問会議で取りまとめた「郵政民営化に関する論点整理」を踏まえ、平成16年秋頃に民営化の基本方針を取りまとめ、平成17年には民営化法案を提出する。

(2)　規制改革・民間開放の積極的推進

・官でなければできない業務の範囲を明確にするための「市場化テスト」や、民間開放に関する数値目標の設定など、民間開放推進のための制度を早期に導入するため、平成16年度中に制度設計を行うとともに、平成17年度の試行的導入に向けて検討を進める。
・国及び地方公共団体の事務事業の民間への移管（民営化・民間譲渡・民間委託）を推進するとともに、公共施設の民間による管理運営、利活用の促進を図る。
・重点17分野などのうち、国民生活に密着し、需要と雇用の拡大にもつながる分野（医療、福祉・保育、教育等）を選定し、なるべく早期に改革案を取りまとめる。
・このため、規制改革・民間開放推進本部と規制改革・民間開放推進会議との密接な連携の下に、重点的に検討を行い、改革を進める。また、経済財政諮問会議等関係会議、関係推進本部等との連携を進める。
・構造改革特区は、地方公共団体が自発的な立案に基づき責任を持って実施し、国はそれを事後的に評価する制度であることを十分踏まえ、地方公共団体や民間等からの提案を「少なくとも特区において実現するためにはどうすればいいか。」という方向で検討し、特区制度を今後とも拡充する。また、提案の実現度を高めるために、個別の提案について不採用の理由等を具体的に公表し、提案者に不採用の理由に対する意見提出の機会を十分に与えるものとする。
・特区での規制の特例措置について、評価委員会の評価を踏まえた本部決定を本年９月に行い、特段の問題が生じていないと判断されたものについては、速やかに全国展開を推進する。また、規制の特例措置の活用を別の制度が阻害していないかを調査し、関連する規制等に問題がある場合には、評価委員会の意見も踏まえつつ、新たな規制改革等を実施する。
・ＰＦＩの一層の活用を進めるため、補助金等に係る官民の衡平性を確保する。

(3)　地域の真の自立

（地方の裁量権の拡大と地方行革の推進）

・地方分権改革推進会議等の成果を踏まえ、「地域主権」の推進を図るため、国の過度の関与が地方の主体的な決定や創意工夫ある行財政改革への取組の支障とならないよう、必置規制や義務付け等、国による地方公共団体への規制の廃止や大幅な緩和を図るとともに、条例で定めることができる範囲の大幅な拡大等を通じて、地方の裁量権を拡大する。
・同時に、民間との効率性比較による事務事業のアウトソーシング、公の施設を民間事業者が管理することができる制度（指定管理者制度）の積極的活用、地方公営企業の民営化・民間譲渡・民間委託といった地方行政改革の推進が必要である。また、地方公務員の給与等について、その適正化を強力に推進す

るとともに、地域の民間給与の状況をより的確に反映し決定できるよう、人事委員会機能の強化をはじめとしてその在り方を見直す。国はそのための参考となる指標を整備する。
・地方分権の更なる推進に向けて将来の道州制の導入に関する検討を本格化させる。
・地方分権推進のモデル的な取組としてのいわゆる「道州制特区」について、地域からの提案を受け止めつつ、その趣旨を生かす推進体制を整える。

（三位一体の改革）

・「基本方針2003」に掲げられた基本的な方向に沿って、三位一体の改革に関する政府・与党協議会の合意（平成15年12月）を踏まえつつ、三位一体の改革を着実に推進していく。
・地方が自らの支出を自らの権限、責任、財源で賄う割合を増やすとともに、国と地方を通じた簡素で効率的な行財政システムの構築につながるよう、平成18年度までの三位一体の改革の全体像を平成16年秋に明らかにし、年内に決定する。その際、地方の意見に十分耳を傾けるとともに、国民への分かり易い説明に配意する。
・全体像には、以下の点に留意しつつ、平成17年度及び平成18年度に行う3兆円程度の国庫補助負担金改革の工程表、税源移譲の内容及び交付税改革の方向を一体的に盛り込む。
そのため、税源移譲は概ね3兆円規模を目指す。その前提として地方公共団体に対して、国庫補助負担金改革の具体案を取りまとめるよう要請し、これを踏まえ検討する。
・国庫補助負担金の改革については、財源移譲に結び付く改革、地方の裁量度を高め自主性を大幅に拡大する改革を実施する。併せて、国・地方を通じた行政のスリム化の改革を推進する。その際、国の関与・規制の見直しを一体的に行うことが重要である。
・税源移譲については、三位一体改革の一環として、平成18年度までに、所得税から個人住民税への本格的な税源移譲を実施する。その際、応益性や偏在度の縮小といった観点を踏まえ、個人住民税所得割の税率をフラット化する方向で検討を行う。あわせて国・地方を通じた個人所得課税の抜本的見直しを行う。
・地方交付税については、地方団体の改革意欲を削がないよう、国の歳出の見直しと歩調を合わせて、地方の歳出を見直し、抑制する。一方、地域において必要な行政課題に対しては、適切に財源措置を行う。これらにより、地方団体の安定的な財政運営に必要な一般財源の総額を確保する。また、地方団体の効率的な行財政運営を促進するよう、地方交付税の算定の見直しを検討する。
・財政力の弱い団体においては、税源移譲額が国庫補助負担金の廃止、縮減に伴い財源措置すべき額に満たない場合があることから、実態を踏まえつつ、地方交付税の算定等を通じて適切に対応する。
・地方の財政状況について、国民への迅速で分かり易い説明に一層配意する。

（市町村合併の推進）

・地方分権の推進、地域の再生・活性化を図るためには、住民に身近な自治体である市町村の行財政基盤を強化することが不可欠であり、市町村合併を引き続き強力に推進する。

2.「官の改革」の強化

(1) 予算制度改革の本格化

（国民に理解される予算の構築）

・成果目標の明示や事後評価の徹底等を通じて、予算の質を高めるとともに、国民に理解される分かりやすい予算への転換を図り、説明責任を果たす。

① 平成17年度予算から重点化する予算全て（第3部 2.(3)参照）に成果目標を明示する。各府省は目標の達成状況を公表するとともに事後評価を行う。

② 公会計の整備に取り組み、一般会計・特別会計に独立行政法人・特殊法人等の関係法人を連結し、発生主義を基本とする省庁別の連結財務書類について、平成17年度までにその試行段階を終了する。各府省は平成18年度から、連結財務書類を「年次報告書（仮称）」として公表する。

③ 政策毎に予算と決算を結びつけ、予算と成果を評価できるような予算書、決算書の作成に向けて、平成18年度までに整備を進める。

（モデル事業）

・平成16年度予算から「基本方針2003」に基づき試行的に取り組んでいる「モデル事業」について、平成17年度予算においては、導入効果が高いと見込まれる電子政府に関する予算等について広く導入するほか、各府省における自主的な取組を通じて事業の追加を図る。各府省は、原則として定量的なアウトカム指標（電子政府に関する予算については業務の効率化に関する指標等）を用いた政策目標を設定し、内閣府と意見交換の上、ふさわしいものについて、モデル事業として概算要求を行う。

（政策群）

・「政策群」については、府省間の連携をより強化し、対象の拡充に積極的に取り組む（ＩＴを活用した医療の利便性向上、建設業の新分野進出の円滑化等）。

① 各府省は相互に連携して検討を行い、内閣府とも意見交換の上、ふさわしいものについて政策群として概算要求を行う。その際、できる限り定量的な政策目標（民間活力の誘発に関するものを含む）を定め、その政策目標の達成に向けて個々の府省が果たすべき役割と責任を明確にするとともに、個別の政策手段毎の評価指標を定めることにより、目標を明確化・体系化する。予算査定は、引き続き府省横断的に行う。

② 政策群の執行に当たっては、各府省が連携して取り組む。その状況や、目標の達成状況等について、執行段階及び事後において厳格な検証を府省横断的に行い、国民への説明責任を果たすとともに、その後の政策に反映させる。その際、政策評価や予算執行調査を活用する。

（特別会計改革）

・関係府省は、各特別会計について、それぞれの性格に応じ、必要性について厳しく検証しつつ徹底した見直しを行い、年内に改革案を策定する。改革案には、成果目標及び中期的な抑制の目標を設定するとともに、今後の取組工程を明示する。とりわけ、「特別会計の見直しについて－基本的考え方と具体的方策－」（平成15年11月26日財政制度等審議会）で提起されている保険事業についてはその存廃も含めて検討する。改革案及びそれに基づく各年度における取組を経済財政諮問会議に報告する。

・また、特別会計を含めた公会計の整備に取り組むとともに、その内容や会計間、勘定間の繰入の実態等を分かりやすく国民に説明する。

(2) 公的債務管理の充実を通じた市場の安定

・国債・地方債に関する説明責任の充実、民間有識者による助言のための会議の創設、民間専門家の任用を通じた体制の強化等により適切な債務管理を推進する。

・国債市場の厚みを増すため、中期的視点に立ち、物価連動債、個人向け国債等、新たな商品の発行拡大に努め、国債の商品性・保有者層の多様化を図る。

・地方債について、三位一体の改革と整合性を取り、地方の自立と責任を拡大する観点を踏まえつつ、平成18年度に予定されている地方債発行の協議制移行までに、地方公共団体における公的債務管理の充

実を図るため、一層の情報開示を進めるとともに、適切な管理の在り方を検討する。

(3) 行政改革

・新たな時代ニーズに応じた行政の再構築に向け、公務員制度や特殊法人等の改革、地方支分部局の効率化・合理化に向けた改革を中期的観点から抜本的に進める。このため、平成17年末を期限とする行政改革大綱のその後の取扱いの検討に着手するとともに、平成17年夏に、定員削減計画を改定する。併せて、行政の基盤である公務員制度について、重点強化期間中に新たな制度に移行できるよう、改革を進める。さらに、政府部内全体を通じて定員の再配置を強力に推進し、特に、地方支分部局については、業務の必要性と業務量の根本的見直しや統廃合の検討により、抜本的に定員を合理化するなど、その在り方を見直す。

・政省令等の行政立法について国民参加の充実に資するため、法制を整備することとし、そのため行政手続法を改正する。

・中央省庁等改革で設立された独立行政法人について、中期目標期間の終了に伴う組織・業務全般の整理縮小、民営化等の検討に平成16年夏から着手する。その際、特殊法人等改革推進本部参与会議の協力も得て、平成16年中に相当数について結論を得る。また、独立行政法人の運営費交付金について、透明性を向上させ、説明責任を確保する。

・地域における給与の官民格差を踏まえて、地域における国家公務員給与の在り方を早急に見直す。

・縦割り行政を打破し、幅広い視野からの政策課題に取り組むことができるよう、今後3年間で各府省の幹部の1割を目途に、府省間の人事交流を積極的に行う。また、府省の若手職員について、広い視野に立った人材の養成の観点から、官民の人事交流を強化する。また、幹部クラスの官民交流について、各府省の業務内容に応じ、数値目標を掲げて推進することを目指し、そのための環境整備に取り組む。

・国・地方で、時代の変化を反映した的確な情報把握と迅速な情報開示のため、農林水産統計などに偏った要員配置等を含めて、既存の統計を抜本的に見直す。一方、真に必要な分野を重点的に整備し、統計制度を充実させる。

(4) 包括的かつ抜本的な税制改革

・経済社会の活性化、持続可能な社会保障制度の確立、真の地方分権と行革の推進、基礎的財政収支の改善、グローバル化の下での競争力強化等の視点に立ち、「平成16年度与党税制改正大綱」（平成15年12月17日）も踏まえ、相互に関連する税制改革案を包括的かつ抜本的に検討し、重点強化期間内を目途に結論を得る。

・産業の競争力強化のための研究開発、設備投資減税の集中・重点化の効果を検証し、引き続き、今後の法人課税の在り方を税制改革の中で検討する。

・貯蓄から投資への流れを加速するため、金融所得に対する一体的課税について、早期の実現を目指し、平成16年度中に検討を行う。併せて、納税者番号制度をはじめ納税環境整備を進める。

3.「民の改革」の推進

(1) 将来の人口減少下での成長戦略の確立

・将来の人口減少や少子高齢化の下で、制約条件とみなされる変化を新たな成長に結びつけ、経済社会の更なる発展のための戦略（「日本経済21世紀ビジョン」（仮称））を官民の英知を結集して経済財政諮問

会議において平成16年度中に取りまとめる。

(2) 起業等の促進と新しい企業法制

・起業や迅速な組織再編を促進するため、商法等の改正において、最低資本金制度の下限額の大幅な引下げ又は撤廃の恒常措置化、意欲ある事業家の起業等を促進する新しい法人制度（いわゆるＬＬＣ）の創設等の検討を行い、平成17年目途に法案を国会に提出する。また、同改正に伴う組織再編税制の見直しを検討する。さらに、再挑戦しやすい環境整備のため、包括根保証制度等の見直しを行い、平成16年目途に法案を提出する。

・中小企業経営革新支援法、新事業創出促進法、中小創造法を抜本的に見直し、国民に使いやすく分かりやすい一体的な体系を構築するため、平成16年度中に法案を提出する。

(3) 金融システムの一層の改革の推進

・集中調整期間の終了後も金融セクターにおける構造改革の手綱を緩めることなく、我が国金融セクターを更に強化・充実させ、経済成長の基盤とするため、重点強化期間を対象とした「金融重点強化プログラム」（仮称）を平成16年末を目途に策定する。

・「金融重点強化プログラム」（仮称）により、バブル崩壊以来の不良債権問題への対応から脱却して、以下の５つを柱とする金融行政への積極的転換を図る。

① 強固で活力ある金融システムの構築
② 金融機関の自主的・持続的な取組による経営強化
③ 地域活性化・中小企業再生に貢献する地域金融や中小企業金融の構築
④ 利用者のニーズに対応した多様で高度な金融サービスの提供
⑤ 金融実態に対応した取引ルール等の整備とその下での利用者の安心の確保

こうした金融行政の下、民間金融機関等の創意工夫により、経済社会の新たな成長に向けて、国際的にも最高水準の金融機能が利用者のニーズに応じて提供されるようになることを目指す。

4.「人間力」の抜本的強化

(1) 「人間力」強化のための戦略の検討

・関係４大臣による若者自立・挑戦戦略会議等の場で、平成16年中に雇用や教育面での課題を含む「人間力」強化のための戦略を検討する。その一環として、雇用のミスマッチを縮小する施策に取り組む。

・フリーター・無業者を重点に若年者の雇用・就業対策を強力に推進するとともに、個人の選択を機能させた若年者の能力開発施策の拡充、専門高校・国立高専の教育内容見直しと地域との連携強化等を行う。

・少子高齢化社会の急速な到来等に対応するとともに、男女共同参画社会の実現を目指して、性別や年齢にかかわらず、仕事と生活のバランスをとりつつ、能力と意欲に応じて多様な働き方ができる環境を整備していく。

・障害者の雇用・就業、自立を支援するため、在宅就労や地域における就労の支援、精神障害者の雇用促進、地域生活支援のためのハード・ソフトを含めた基盤整備等の施策について法的整備を含め充実強化を図る。

(2) 利用者の立場に立った雇用関連事業の再編

・国、都道府県、市町村、独立行政法人、公益法人が実施している雇用関連事業について、利用者の立場に立ったワンストップ化を進め、複数の機関で実施している事業がある場合には、機関の間で調整を図り、効果的な運用を行う。
・ハローワークをはじめとする雇用関連事業において、より効率的・効果的な実施に努めるとともに、民間で行うことがより効率的・効果的な分野については、民間への開放を促進する。
・雇用保険3事業の29助成金をはじめ、雇用関連各種事業の一層の整理統合を推進し、雇用維持支援・雇入助成から労働移動支援・ミスマッチ解消支援への重点化を進める。

(3) 教育現場の活性化等

(教育現場の活性化)

・「確かな学力」の向上を図り、学習指導要領の不断の見直しを進めるとともに、高校等学校現場における体験学習や実習について、単位の認定など各学校の取組を促進する。また、幼児期からの「人間力」向上のための教育を重視する。
・寄宿学校など寄宿を伴った教育活動を行う学校や宿泊を伴った共同生活を通じた体験活動等を推進する。
・教員の給与や人数・配置に関する現行法の規定について、時代のニーズに応じた教育の質を確保するという本来の役割を果たしているかという観点を含め、その在り方を平成18年度までに検討し、結論を得る。
・地域の創意工夫を活かし、学校の自由度を高めるため、平成16年度内を目途に、教育委員会の改革と合わせ、教育内容等に関する校長の権限強化と学校の外部評価の拡充に向けた方針を示す。
・法人化等を契機とした各大学の時代のニーズに応えた多様な組織見直しや新たな改革の取組を促進すべく、政策目標の明確化、事後評価の確立、競争原理を機能させた支援等、高等教育・研究の活性化を図る。
・大学の学部・学科の設置認可の弾力化について、平成15年度から施行された制度改正の実施状況等を踏まえ、平成16年度以降検討し、できる限り速やかに結論を得る。
・各大学の自主的な検討に基づき、専門職大学院の拡充を図り、高度専門職業人材の養成を強力に推進する。

(文化芸術・スポーツの振興)

・文化芸術・スポーツについて、国民の豊かな感性や体力を育むとともに、国内外の人々を魅了する我が国の文化力の向上を図り、経済・社会の活性化にも資するよう、効果的かつ効率的な振興策を重点的に実施する。

(食育の推進)

・「食育」を推進するため、関係行政機関等が連携し、指導の充実、国民的な運動の展開等に取り組む。

5.「持続的な安全・安心」の確立

(1) 社会保障制度の総合的改革

(社会保障の一体的見直し)

・社会保障制度全般について、広く有識者の参加も得つつ、一体的な見直しを開始する。平成16年中に、社会保障制度の国民生活における基本的役割、その持続可能性、経済や雇用との関係、家族や地域社会の在り方を踏まえ、中期的な観点からの社会保障給付費の目標、税・保険料の負担や給付の在り方、公的に給付すべき範囲の在り方、各制度間の調整の在り方、制度運営の在り方等の課題についての論点整理を行い、重点強化期間内を目途に結論を得る。

・国民の利便性向上、事業効率化に向けて、保険料の徴収体制及び社会保険庁の在り方を見直す。

・社会保障制度を国民にとって分かりやすいものとするとともに、個々人に対する給付と負担についての情報開示・情報提供を徹底する。

(年金制度改革)

・制度に対する信頼を確保できるよう、国民一人一人の立場に立った運営を目指し、その見直しを進める。また、前述の社会保障制度全般についての一体的見直しにあわせて、体系の在り方について検討する。

(医療制度改革)

・給付費の急増を回避し、将来にわたり持続可能な制度となるよう、社会保障制度の総合的改革の観点に立って、医療制度改革を平成16年度以降も引き続き着実に進める。

・「基本方針2003」で閣議決定されたように、昨年3月の「医療保険制度体系及び診療報酬体系に関する基本方針」(平成15年3月28日閣議決定。以下「医療に関する基本方針」という。)の具体化について実施可能なものから極力早期に実施するとともに、増大する高齢者医療費の伸びの適正化方策や、公的保険給付の内容及び範囲の見直し等の「医療に関する基本方針」以外の課題について早期に検討し、実施する。

・「今後の経済財政運営及び経済社会の構造改革に関する基本方針」(平成13年6月26日閣議決定)における「医療サービス効率化プログラム」(診療報酬体系の見直し、公的医療保険の守備範囲の見直し等を含む。)を早期に完全実施する。

・診療報酬体系の見直しに当たっては、利用者の立場が反映され、また審議の透明化が図られるよう、中央社会保険医療協議会等の在り方を見直す。

(介護保険制度改革)

・給付費の急増を回避し、将来にわたり持続可能な制度となるよう、社会保障制度の総合的改革の観点に立って、平成17年度に改革を行う。給付の実態を精査し、給付の重点化と効率化を図りつつ、制度創設以来の議論を踏まえ、以下の内容を中心とする改革を行う。これによって、保険料負担の上昇を極力抑制する。

① 軽度要介護者に対するサービスを効果ある介護予防に重点化

② 在宅における痴呆ケア、施設における個室・ユニット化等の推進

③ 第三者評価の義務付け等のサービスの質の向上

④ 在宅と施設の給付範囲の不均衡の是正及び年金との重複給付の調整等を図る観点から「ホテルコスト」、食費等の利用者負担の見直し

（生活保護の見直し）

・社会経済情勢の変化等を踏まえ、加算等の扶助基準の見直し、保護の適正な実施に向けた地方公共団体の取組の推進など、制度、運営の両面にわたる見直しを行い、平成17年度から実施する。特に、雇用施策と連携しつつ、就労及び自立を促す。

(2) 少子化対策の充実

・人口減少の時代を目前に控え、家庭の役割を大切にし、子どもを生み、育てることに喜びを感じることができる社会を構築する。「少子化社会対策大綱」（平成16年6月4日閣議決定）に基づき、国の基本政策として少子化の流れを変えるための施策を強力に推進する。平成16年中に大綱の重点施策についての具体的実施計画を策定するとともに、高齢関係給付の比重が高い現在の社会保障制度の姿を見直す。また、保育については、児童の視点に立って、利用者の選択を機能させ、サービスの向上について施設間の競争を促す方向で情報公開、第三者評価等の施策を推進する。

(3) 健康・介護予防の推進

・国民一人一人が生涯にわたり元気で活動的に生活できる「明るく活力ある社会」を構築する。このため、健康で自立して暮らすことのできる「健康寿命」の延伸を目指し、「働き盛り層」「女性層」「高齢者層」など国民各層を対象とした生活習慣病対策及び介護予防について、平成17年度からの10か年戦略（「健康フロンティア戦略」）として、施策の推進による成果について数値目標を設定し、その達成を図るため、地域における介護予防の拠点の整備など、関係府省が連携して重点的に政策を展開する。

・ゲノム科学・ナノテクノロジーの推進など健康寿命を伸ばす科学技術の振興を図るとともに、医薬品・医療機器について、治験環境の充実、承認審査の迅速化、後発医薬品市場の育成など関連産業の国際競争力の強化を図る。

(4) 治安・安全の確保

・国民に治安と安全を確保し、安心して暮らせる社会を保障する。そのために、「犯罪に強い社会の実現のための行動計画」について、例えば、「不法滞在者を今後5年間で半減」するなど成果目標を可能な限り数値化しつつ、毎年の進捗状況のフォローアップを行うことを通じ、その着実な実施を図る。そのため、治安対策に取り組む国・地方の要員・施設等の充実や法制の整備に取り組むとともに、業務の効率化の徹底、ＰＦＩ、民間委託の拡充、地域住民による防犯活動の促進等を図る。

・大規模災害、テロ、有事等に対する全国的見地からの対応の体制整備や、住民及びＮＰＯ等との協働による安心・安全な地域づくりを推進する。大規模地震対策、治山治水対策をはじめとする防災対策については、被害減少に向けた成果目標を設定し、そのために戦略的・重点的に施策を推進する。また、地域の防災拠点となる公共施設の耐震化等を推進する。

・情報セキュリティについては、高い信頼性が確保されたＩＴ社会の実現に向けて、プライバシー侵害や個人情報の大量流出等に的確に対応できるようにするとともに、官民連携して、高度情報通信ネットワークの安全性及び信頼性を確保するための総合的かつ統一のとれた対策を強力に推進する。

・ＳＡＲＳをはじめとする新たな感染症といった国民の生命・健康を脅かす事態に対して、迅速かつ適切に対応できる体制を確保する。

・ＢＳＥ、鳥インフルエンザへの対策や食品表示基準の見直し等、引き続き、食の安全・安心の確保に努める。

(5) 循環型社会の構築・地球環境の保全

・環境保護と経済発展の両立の観点を踏まえ、循環型社会の構築に向け、リサイクル対策、ごみの排出抑制、不法投棄対策等に引き続き取り組むとともに、環境教育を推進する。また、京都議定書の目標の達成を図るため、平成16年に「地球温暖化対策推進大綱」の評価・見直しを行い、必要な追加的対策・施策を講ずる。

・森林の環境保全機能を重視し、「緑の雇用」による担い手の育成と地域への定住促進、木材利用の促進を図りつつ、健全な森林の整備・保全を進める。

(6) 持続的な発展基盤の確保

(司法制度改革)

・国民に身近で頼りがいのある司法を実現するため、裁判員制度の導入、裁判外の紛争解決手段(ＡＤＲ)の拡充・活性化、犯罪被害者支援を含む司法ネットの整備等の司法制度改革を推進する。

(大陸棚の調査等)

・大陸棚の調査等領土・領海に関して引き続き迅速かつ的確に対処する。

(エネルギー等)

・エネルギーの安定供給の確保及び環境への適合等の観点から、「エネルギー基本計画」を着実に実施する。また、原料資源の中長期的な安定供給確保策の強化を推進する。

第２部　経済活性化に向けた重点施策

1. 地域再生

(1)　地域再生の積極的展開

やる気のある地方公共団体、住民や地域の民間企業等との協力の下に自主性と創意工夫を活かしながら、それぞれの地元の特性を踏まえた地域間競争を通じて地方経済の活性化を図ることにより、地域の再生を実現する。

・地域の政策的ニーズにより積極的に対応した施策を実現し、地域が再生に向けた取組を自主裁量で戦略的に実施できるようにするため、「今後の地域再生の推進にあたっての方向と戦略（平成16年5月27日本部決定）」等に基づき、地域再生本部において更なる施策の展開を積極的に図る。

・「国から地方へ」「官から民へ」との考え方の下、地方の権限と責任を大幅に拡大するなど、「三位一体の改革」にも資する方向で、各種政策手段を組み合わせた「地域の地力全開戦略」としての取組を強力に推進する。推進するにあたっては、下記について、府省横断的なものも含め、補助金改革等を行い、持続可能な地域の再生につなげる。

①　知恵と工夫の競争のサポート・促進

・地域再生に必要なひとづくり、人材ネットワークづくりに資する活動（企画立案・推進）への支援

・既存の諸施策において、地域再生を重視する方針を明確化するとともに、地域再生推進のための手段を具体化

②　自主裁量性の尊重、縦割り行政の是正、成果主義的な政策への転換

・地域再生のモデルとなる主要政策テーマとして、地域観光の活性化、産学連携、環境共生、地域福祉・介護、ＩＴ化、バリアフリー化等を位置づけ、テーマごとに連携すべき施策をパッケージ化等

・地域再生の推進に資するよう、地域の視点からの補助金改革を推進し、既存の補助金を見直し、地域が自主裁量性の高い資金を未来への投資として、透明な選定プロセス、複数年度執行、成果の評価なども念頭に、国民に説明できるような形で戦略的に活用できるような仕組みを構築

③　民間のノウハウ、資金等の活用促進

・地域再生に資する外部経済効果等の高い民間プロジェクトに対する、民間資金の誘導促進

・アウトソーシングを促進するための環境整備

(2)　都市再生の総合的な推進

・都市の国際競争力を高めるとともに、地域経済の活性化、質の高い生活環境の創出を図るため、都市再生プロジェクトの推進、民間都市開発投資の促進、商業等の機能が集積する市街地の中心部の再生をはじめとする全国都市再生の推進に取り組む。その一環として、都市部における地籍整備を推進する。

(3)　地域の基幹産業等の再生・強化

（農業の競争力強化・食料産業の活性化）

・農業の競争力強化、食料産業の活性化を図るため、「農政改革基本構想」に示された攻めの農政の方向性を踏まえ、本年夏までに新たな「食料・農業・農村基本計画」の中間論点整理を行い、可能な施策か

ら平成17年度概算要求等に反映し速やかに実施する。

その際、市場原理に基づく価格形成による競争の一層の促進、担い手を対象とした品目横断的な政策への移行、農業環境・資源の保全政策、農業生産法人の要件や構造改革特区における株式会社等の農業への参入の全国展開等参入規制の在り方について検討を行い、規模拡大や多様な担い手の育成に重点をおく。

また、農林水産物、食品の輸出拡大に向けた取組の強化、食品産業と農業との連携強化、水産資源の増大と持続的利用を図るとともに、「立ち上がる農山漁村」を推進する。

さらに、改正された関係法律等に沿って、地方の裁量権の拡大と地方組織のスリム化を図る。

・産業クラスター、知的クラスター等の手法を活用し、食料産業分野においても産学官連携を推進する。

（建設業の新分野進出支援策の取りまとめ）

・地域の中小・中堅建設業の新分野進出への取組が円滑になされるよう、情報提供、中小企業対策や雇用対策の活用、農業、福祉、環境等の分野への進出に係る規制・制度の見直しや構造改革特区の活用、施設の管理運営を行うＰＦＩ事業への参入支援等の支援策を関係省庁が連携して本年秋までに取りまとめ、速やかに実施する。

（観光戦略の強化）

・観光立国による地域再生のための地域自らの取組を促進するとともに、観光産業の進展を図る。このため、新たに設けられた観光立国推進戦略会議を活用しつつ平成16年度から観光戦略を強化する。

・具体的には、観光分野の人材育成、良好な景観形成、長期休暇の取得促進、外国人観光客に配慮した諸環境の整備、都市と農山漁村の共生・対流の促進、世界遺産をはじめとする自然・文化等の活用等の施策を強力に推進する。

2. 雇用政策・人材育成施策の新たな展開

(1) 職業教育の強化と「若者自立・挑戦プラン」の強化

（職業教育の強化）

・小・中学校段階から職業に関する教育を地域の協力も得て充実するとともに、高校段階においては、より具体的な職業観の確立を目指した教育を強化する。こうした考え方に立って、社会ニーズに応じた高度な専門的人材を育成するため、専門高校及び全国に展開する国立高専等の学校運営の弾力化、地域の特性を活かした教育内容の構築、地域産業との連携等の強化を促進する。

（「若者自立・挑戦プラン」の強化）

・「若者自立・挑戦プラン」については、民間委託等を活用する範囲を大幅に拡充することや、国から地域への支援を競争的・選択的に行うこと及び成果評価に基づき適切に見直しを行うこと等により実効性・効率性を高めていく。そのため、平成16年中に若者自立・挑戦戦略会議でアクションプランを取りまとめる。

・また、地域の産業界の協力を得つつ、地域の産業界、教育機関、行政機関、住民が連携して、地域における経験豊かな人材や施設（工場、サービス施設、職業能力開発校等）を活用した職業教育及び体験活動等の積極的推進を図るなど、同プランを効果的に推進していく枠組みを強化する。

（フリーター・無業者に対する働く意欲の向上等）

・若年者雇用への関心を喚起する国民運動の推進、働く意欲の涵養、向上を図る取組、労働体験や職場定着の推進のための施策など、若年者に働く意義を実感させ、その意欲や能力を高める総合的な対策を講

じる。

(2) 地域主導の雇用政策

・労働移動円滑化や能力開発等の雇用政策において地域の実情に応じた対応策を取るため、地域からの提案を受けた競争的・選択的支援の仕組みの創設について検討する。
・「新産業創造戦略」を踏まえ、国際競争力に優れた先端産業、市場ニーズに対応したサービス等新産業とともに、観光や食品産業、ものづくり産業など地域再生の核となる産業を育成し、新たな雇用機会の創出を図る。同時に、地域のニーズ等を踏まえつつ、これら新産業の発展を支える中核人材を育成するための人材育成プログラムを推進する。

(3) 労働移動の円滑化等

・平成16年度より長期失業者を対象に導入されたハローワーク事業の包括的な民間委託について、評価結果を踏まえ、より効果的・効率的な就職支援となるよう民間事業者の活用を拡大する。
・有料職業紹介事業者が求職者から手数料を徴収できる範囲（現行　年収700万円超）について、施行状況を踏まえ、更なる拡大に関し検討する。
・ハローワーク及び雇用保険3事業について、平成16年度より開始された数値目標の明示を今後も進めるとともに、保険料負担者への説明責任の徹底、外部評価の活用による厳正な評価を行い、その結果を踏まえて重点化・効率化を一層推進する。

3.「新産業創造戦略」の推進、市場環境の整備及び発展基盤の強化

(1) 「新産業創造戦略」の推進

（7つの戦略産業分野と地域再生の産業群の育成）

・「新産業創造戦略」に示されたアクション・プログラムを踏まえ、我が国の将来の発展を支える燃料電池等7つの戦略産業分野を育成するため、研究開発、人材育成、規制改革、環境整備等を重点的に推進する。
・地域の資源を活かしつつ産業クラスター計画や知的クラスター創成事業を推進し、創造的な地域産業の再生を図る。その際、両者の統合的かつ円滑な運用や各クラスター間のネットワーク化を進める。また、コーディネーター制度について地域の実態とニーズに即した運用を行うなど顔の見える信頼ネットワークの充実、人材・技術のデータベース化支援など地域における産学官連携強化、地域ブランドの形成・発信等の重点施策を実施する。

（産業人材の育成）

・製造現場の中核人材やサービス産業人材、ＩＴ人材等の産業人材の育成を図るため、産学連携による人材育成プログラムの開発やベテラン人材の活用等を促進する。また、企業内人材投資の促進、優秀な産業人材のスキル標準の策定を含む顕彰制度の充実・普及、草の根ｅラーニング・システムの整備等を推進する。

（新技術の創造・保護等と最適な事業環境整備）

・研究開発については、「科学技術創造立国」の実現に向けた政策との連携を緊密にしつつ、戦略産業分野への重点化を図る。また、研究開発と規制改革・標準化等の一体的推進、特許審査迅速化と特許情報の提供拡大等、企業における営業秘密管理や技術流出防止の強化、国際標準の戦略的獲得、デザインの

保護強化と地域ブランドの確立支援等により、新技術の創造・保護等を強化する。
・電子タグの活用による商物流の効率化、ＩＴに関する信頼性・安全性の一層の強化等を推進する。

(2) 公正取引のためのルールの強化

・21世紀にふさわしい競争政策を確立するため、幅広く議論を尽くした上、独占禁止法改正法案を本年中に国会に提出するとともに、引き続き、公正取引委員会の機能強化に取り組む。
・公共調達について、価格だけでなく技術や品質を含めた評価の下で、健全な競争を促進するため入札・契約の一層の改革・適正化を進めるとともに、発注者側に談合への関与があった場合の制裁の厳格化を検討する。

(3) 経済連携の推進、対日直接投資の促進

・ＷＴＯ新ラウンド交渉を推進しつつ、経済連携を推進する。アジア各国等との経済連携交渉について、アジアの先進国にふさわしいリーダーシップを発揮しつつ、政府全体として緊密な連携・調整の下に、国内構造改革と一体的に加速・強化する。このため、看護、介護等の分野における外国人労働者の受入れに関して総合的な観点から検討する。また、農業生産の効率化を促す方向で、農政改革を早期に進める。相手側に技術・人材育成、国内法制度（政府調達、知的財産権保護、競争政策等）、通信・物流インフラなどの面で自由化のボトルネックがある場合にはＯＤＡなどによる協力も活用しつつ、その改善を支援していく。
・新たな経営ノウハウや技術の導入等を通じて新市場や雇用の創出をもたらす対日直接投資を促進するため、「対日投資促進プログラム」の着実な実施により、平成18年末までの５年間で対日直接投資残高の倍増を目指す。

(4) ＩＴ戦略の推進

2005年までに世界の最先端のＩＴ国家となるとともに、2006年以降も世界最先端のＩＴ国家であり続けるため、内閣一体となってｅ－Japan戦略を進めていくことが必要であり、このため「ｅ－Japan重点計画2004」に基づき、加速化５分野、先導的７分野、インフラ等ＩＴ政策の重点化・加速化を推進する。
・利活用の分野のうち医療のＩＴ化については、より良質で安全かつ効率的な医療を実現するため、政策群の手法も活用し、財政規律を保ちつつ関係機関にＩＴ化のインセンティブを与える制度改革等により強力に推進し、社会保障関係のＩＴ化につなげていく。また、同様に効率性を確保しつつ、教育など知のＩＴ化を推進する。
・電子政府の構築に当たっては、ＩＴ化に対応した行政の減量効率化を進める。
・ネットワーク分野については、ユビキタスネットワーク環境を整備し、高齢者・障害者が元気に参加できるＩＴ社会を実現するため、「ｕ－Japan構想」を具体化する。
・ｅ－Japan重点計画2004においては、過去の重点計画の評価を踏まえ、成果目標を導入し、ＩＴ戦略における成果主義を確立する。

(5) 科学技術創造立国

・「科学技術基本計画」に基づき、関係府省の協力の下、総合科学技術会議が司令塔として先導して、一般会計・特別会計の科学技術予算（人文社会科学を含む。）を、各府省の枠を超え、優先的な分野に大胆に重点化・効率化する。その際、これまでの同会議による優先順位付けの成果を評価する。また、政

策群の手法について、一層の活用を図る。「みらい創造プロジェクト」については、経済活性化のため、引き続き推進する。

・競争的研究資金については、交付の審査基準を明確化するとともに、研究者に関するデータベースの活用や研究の実績より計画を重視するなど評価方法を改革し、将来ある若手研究者や質の高い研究に重点配分する。

6) 知的財産の創造・保護・活用

・知的財産戦略については、「知的財産推進計画 2004」に基づき、官民一体となった模倣品・海賊版対策の強化等、引き続き、知的財産の創造・保護・活用を推進するとともに、業界の一層の近代化・合理化に向けた取組の強化等を通じて、コンテンツビジネスの振興を推進する。

7) 中小企業の革新と再生

・大学発ベンチャー 1000 社計画等の研究開発型ベンチャー支援、異業種間やＮＰＯ等との新連携による中小企業の高付加価値化支援、中小企業再生支援協議会等を活用した事業・産業再生の一層の促進、創業からその後の事業展開に応じた資金供給の円滑化や債権・動産の活用促進等による産業金融機能強化等を通じ、活力ある中小企業の革新と再生を図る。

第3部　経済財政運営と平成17年度予算の在り方

1. 経済財政運営の考え方

(1)　今後の経済動向と当面の経済財政運営の考え方

（平成16・17年度の日本経済）

・景気の現状は、企業部門の改善に広がりがみられ、個人消費も持ち直すなど、着実な回復を続けている。但し、景気回復の状況にはばらつきがみられる。

・今後の経済動向については、世界経済の回復が続く中で、景気の自律的な動きが強まっていくことから、景気回復が続き、「平成16年度の経済見通しと経済財政運営の基本的態度」（平成16年1月19日閣議決定）及び「構造改革と経済財政の中期展望－2003年度改定」（同日閣議決定。以下「改革と展望－2003年度改定」という。）で示した経済の姿に概ね沿ったものとなると見込まれる。

・平成16年度については、世界経済の回復が続く中で、生産や設備投資の増加が続き、こうした企業部門の動きにより、雇用・所得環境も厳しいながらも持ち直しに向かい、家計部門にも徐々に明るさが及んでいくことが期待される。こうしたことから、我が国経済は民間需要中心の回復過程を辿るものと見込まれる。また、デフレ傾向は継続するおそれがあるものの、需要の回復等に加え、政府・日本銀行一体となった取組を進めることにより、デフレ圧力は徐々に低下していくと見込まれる。

・平成17年度については、改革の成果が各部門に浸透していき、企業部門の改善の広がりに加え、家計部門も回復していくことが期待されることから、民間需要を中心とした景気の緩やかな拡大期間が続くものと考えられる。また、デフレからの確実な脱却に向けた進展が見込まれる。

・但し、世界経済の動向等に伴うリスクの存在には十分留意する必要がある。

（当面の経済財政運営の考え方）

・集中調整期間の仕上げの年となる平成16年度においては、景気の回復には地域間にばらつきがあり、また、大企業に比べ、中小企業を巡る環境は厳しいことに鑑み、改革の成果を地域や中小企業にも浸透させるとともに、デフレ克服を目指しながら、「基本方針2003」に盛り込まれた施策を着実に実施するなど、構造改革の取組を加速・拡大する。重点強化期間と位置づける平成17年度及び18年度においては、デフレからの脱却を確実なものとしつつ、新たな成長に向けた基盤の重点強化を図る。

　なお、今後とも、経済情勢によっては、大胆かつ柔軟な政策運営を行う。

・デフレについては、景気の着実な回復により需給ギャップが縮小する一方で、銀行貸出の低迷等からマネーサプライの伸びが低い中で、素材価格の上昇により国内企業物価はわずかな上昇を示しているが、物価動向を総合的に勘案すれば、デフレ克服は「道半ば」の状況にあり、その取組は依然重要な政策課題である。こうした中、政府として「改革と展望－2003年度改定」で名目成長率は徐々に上昇し平成18年度（2006年度）以降は概ね2％程度あるいはそれ以上と見込んだことにも鑑み、集中調整期間終了後におけるデフレからの脱却を確実なものとするため、政府は、日本銀行と一体となって政策努力を更に強化する。

・政府は、需給ギャップの更なる縮小を進めるためにも、以下の4分野の構造改革を引き続き推進する。

・金融分野においては、平成16年度末までに、「金融再生プログラム」の着実な推進により、不良債権問題を終結させるとともに、中小企業の再生と地域経済の活性化を推進するため、リレーションシップ・

バンキング（間柄重視の地域密着型金融）の機能強化を図る。また、産業・金融の一体的再生を図るため、産業再生機構等の積極的活用を促し、整理回収機構（ＲＣＣ）についても中小企業等の集中的再生に向けた一層の活用を図る。さらに、投資商品の多様化・投資家保護の拡充や市場を通じた企業のガバナンス向上など、金融・証券市場の構造改革と活性化に取り組むとともに、平成16年末を目途に「金融重点強化プログラム」（仮称）を策定し、国際的にも最高水準の金融機能が利用者のニーズに応じて提供されるようになることを目指す。

・規制分野においては、平成16年5月発足の規制改革・民間開放推進本部と規制改革・民間開放推進会議等が密接な連携を図りつつ、3か年計画を着実に実施するなど、国民生活に直結した分野やビジネスニーズの高い分野等での規制改革・民間開放を進める。また、今後とも構造改革特区を拡充するとともに、これまでの特区での規制の特例措置について、評価委員会の評価を踏まえつつ、速やかな全国展開を行う。

・歳出分野においては、引き続き、民間需要創出に力点を置いた重点化・効率化を行うとともに、社会保障制度改革、三位一体の改革、予算制度改革の本格化等と併せ、持続可能な財政構造を構築する。また、公的債務管理の充実に努める。

財政投融資については、構造改革に資する分野に対象事業の重点化を図りつつ、真に政策的に必要と考えられる資金需要には的確かつ弾力的に対応する。

・税制分野においては、持続的な経済社会の活性化のための税制改革、租税負担と社会保障負担の総合的な検討、三位一体の改革を中心として、引き続き、包括的かつ抜本的な税制改革に取り組む。その際、経済や財政の状況等を十分に見極めつつ、歳出の徹底した見直しと併せ、幅広く検討を行う。

・また、これらの取組に加え、経済活性化に向けた重点施策として、地域再生、雇用政策・人材育成施策の新たな展開、「新産業創造戦略」の推進、市場環境の整備及び発展基盤の強化に取り組む。

・日本銀行には、効果的な資金供給につながるような措置を含め、更に実効性ある金融政策運営に努めるよう期待する。また、「改革と展望－2003年度改定」及び「基本方針2004」において政府が示した、「重点強化期間」を含む経済の見通し、デフレからの脱却を確実なものとするための取組等の基本方針と整合的なものとなるよう、金融・資本市場の期待の安定化にも配慮しつつ、デフレ克服までの道筋を含め、金融政策運営に関する透明性の一段の向上に努めることを期待する。

(2)　中期的な経済財政運営の在り方

・本基本方針の施策を着実に実行し、重点強化期間において、デフレからの脱却を確実なものとしつつ、人口減少や国際環境の変化など新たな条件の下での成長基盤の重点強化を図る。

・歳出改革路線を堅持し、「改革と展望」に沿って、平成18年度（2006年度）までの政府の大きさ（一般政府の支出規模のＧＤＰ比）が平成14年度（2002年度）の水準を上回らない程度とすることを目指す。また、平成18年度（2006年度）までに、国と地方双方が歳出削減努力を積み重ねつつ、必要な行政サービス、歳出水準を見極め、また経済活性化の進展状況および財政事情を踏まえ、必要な税制上の措置を判断する。

・さらに、平成19年度（2007年度）以降も、それ以前と同程度の財政収支改善努力を行うと同時に民間需要主導の持続的成長を実現することにより、2010年代初頭における国と地方合わせた基礎的財政収支の黒字化を目指す。

2. 平成17年度予算における基本的な考え方

(1) 平成17年度予算のねらい

・平成17年度予算は、集中調整期間後の「構造改革の仕上げ」と「新たな成長」に向けた重要な予算である。義務的経費を含めて歳出を厳しく見直し、重点課題に対してメリハリのある配分を行うなど、持続可能な財政の構築と予算の質の向上を目指す。平成17年度予算の概算要求基準についても、これらの考え方を踏まえ、策定する。その際、これまでの概算要求基準の下での予算のメリハリを検証する。

・同時に、成果目標の明示や事後の政策評価等の徹底など、予算制度に踏み込んだ改革を行い、国民にとって分かりやすい予算を目指す。

(2) 歳出改革路線の堅持

・「改革と展望」に示された「政府の大きさ（一般政府の支出規模のＧＤＰ比）は2002年度の水準を上回らない程度とすることを目指す」との方針を踏まえ、平成16年度予算は、一般会計歳出及び一般歳出ともに実質的に前年度の水準を下回るものとなった。平成17年度予算においても、引き続き歳出改革路線を堅持する。国債発行額についても極力抑制する。また、引き続き、特別会計や地方を含め、政府の大きさ（一般政府の支出規模のＧＤＰ比）を極力抑制することを目指す。特別会計については、平成17年度予算では、各特別会計の性格に応じ、制度改革等を行い、一般会計からの繰入を抑制する。

(3) 予算配分の重点化・効率化

（重点化の考え方）

・「活力ある社会・経済の実現に向けた重点4分野」（「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2002」（平成14年6月25日閣議決定））の考え方に沿い施策を集中し、「第1部　「重点強化期間」の主な改革」及び「第2部　経済活性化に向けた重点施策」を推進する。その際、「(4) 主要予算の改革」も踏まえ、施策の絞込み（重点化・効率化）を行う。また、各府省は、重点課題における全ての事業予算について、成果目標を提示し、事後評価を十分行い得る基盤を整える。

・また、新規施策の計上に当たり、既存施策の廃止・縮減を行う（予算見合いの原則）。各省庁は要求に当たって徹底した自助努力を行う。あわせて、民間需要を誘発する政策、より少ない財政負担で民間主体の投資を喚起する政策等、民間の潜在力を最大限引き出す政策や費用対効果の高い施策に絞り込む。また、継続する既存施策については、事後評価を要求・査定に反映する。

・「政策群」については、府省間の連携をより強化し、対象を拡充する。

（抑制の考え方）

・納税者の立場に立って、公共調達の効率化、公用車の効率化をはじめとする行政効率化関係省庁連絡会議の取りまとめ内容について、概算要求、機構・定員及び予算執行に反映する。

・また、予算全体について、民間委託・ＰＦＩなど民間活力の活用による効率化に努めるとともに、物価動向に加えて、行政サービスの簡素化・効率化を織り込み、予算執行調査等も活用しつつ、単価の見直しとコストの縮減を図る。義務的な経費であっても、制度改革の取組と併せ、事務事業の合理化や単価の見直しを進めることにより、経費の大胆な節減に取り組む。

・さらに、総人件費の抑制に努める。また、人事院においては、地域における給与の官民格差を踏まえて、地域における国家公務員給与の在り方についての検討を行い早急に具体的措置を取りまとめるよう、要

請する。地方公共団体においても、地方公務員給与の在り方の見直しを行うよう、要請する。

(4) 主要予算の改革

① 社会保障については、一般歳出の約4割、地方向け国庫補助負担金の約6割を占めている。少子高齢化が進展する中、年々増加する社会保障関係費の伸びの抑制に取り組むことが、我が国の財政運営上の最大の課題である。このため、概算要求段階及びその後の予算編成過程において、社会保障関係の自然増を放置することなく、「第1部　5.「持続的な安全・安心」の確立」を踏まえ、介護、生活保護、医療その他の制度改革等に取り組み、公的給付の見直し等を行うことにより、その抑制を図る。

② 雇用については、政策効果や実績を検証し、雇用維持支援・雇入れ助成から労働移動支援・ミスマッチ解消等に重点化するなど、メリハリのある見直しを行う。

③ 公共投資については、「改革と展望」に基づき、景気対策のための大幅な追加が行われていた以前の水準を目安に、選択と集中の観点から、更なる重点化・効率化を推進するとともにコストの縮減等を図る。その中で、国の役割は国家的な政策課題への対応の観点から戦略的・広域的かつ質の高い社会資本の整備に重点化するとともに、地方の自主性・裁量性を拡大する方向で取り組む。「平成16年度予算編成の基本方針」（平成15年12月5日閣議決定）において厳しく見直すこととした分野については、引き続き厳しく抑制する。機能類似の事業については、府省間の一層の連携・調整を図る。

④ 教育については、義務教育に関する地方の自由度を拡大し、地方公共団体や地域住民の知恵・工夫が一層活かされるような仕組みとするため、これまでの改革に加え、現行法の見直しを含めた検討を進めるなど、義務教育費国庫負担制度の改革を推進する。また、高等教育の質的向上を図るため、機関に対する既存の支援策の在り方を見直し、国立大学法人間、国公私立を通じた競争原理に基づく支援へのシフトを促進するとともに、奨学金制度による意欲・能力のある個人に対する支援を一層推進する。文化については、施策の有効性や費用対効果の検証等を通じ、説明責任を果たしつつ、その振興及び支援の重点化を図る。

⑤ 科学技術については、総合科学技術会議による施策の優先順位付けの予算への反映を徹底するとともに、同会議が一層の主導性を発揮し、重点4分野（ライフサイエンス、情報通信、環境、ナノテクノロジー・材料）への更なる重点化と、その他分野（エネルギー、製造技術、社会基盤、フロンティア）における一層の効率化・合理化を図る。また、プロジェクトの中間評価・事後評価の結果を将来の資源配分に反映する具体的制度作りを進めるとともに、評価結果に基づくプロジェクトの見直しや中止を積極的に行う。

⑥ 農林水産については、農業者全体を対象とした一律的な施策について見直しを行い、施策を意欲と能力ある経営体に集中させることにより、競争力の強化を図る方向での改革を更に推進する。

⑦ 地方財政については、三位一体の改革を推進し、国の方針と歩調を合わせつつ、地方歳出の徹底した見直しを行い、地方財政計画の規模の抑制に努めるとともに、引き続き交付税の算定方法の簡素化等に取り組む。

⑧ 治安については、現下の犯罪情勢等を踏まえ、既存施策の精査の徹底、民間活力の活用等を通じ、効率的かつ機動的な体制の整備を図ることにより、国民の安全・安心を確保する。

⑨ 防衛については、「弾道ミサイル防衛システムの整備等について」（平成15年12月19日閣議決定）に沿って、新たな脅威等に実効的に対応し得る体制を整備するとともに、自衛隊の既存の組織・装備等の抜本的な見直し・効率化を図る。

⑩ ＯＤＡについては、我が国にふさわしい姿を目指し、諸外国の動向や外交を戦略的に展開するための

適切な水準を見極めつつ、その内容を精査し、効率化を進める。

資料6

経済財政運営と構造改革に関する基本方針2003

第1部　日本経済の課題

1. 日本経済の体質強化

構造改革の基本理念は、「改革なくして成長なし」、「民間でできることは民間に」、「地方でできることは地方に」という方針に集約される。この基本理念の下、これまでの2年間、政府は構造改革に着実に取り組んできた。日本経済再生のタネは、その結果、構造改革特区の導入、「金融再生プログラム」に基づく不良債権処理の促進等、徐々に蒔かれつつある。

しかし、本格的に取り組むべき課題が依然多く残っており、改革は途半ばである。タネが確実に花開く努力を重ねると同時に、日本の将来を生みだす新たなタネを蒔かなければならない。「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2003」は、構造改革を更に本格的に推進するため、これまでの進展を点検・評価した上で、構造改革の基本方針を「3つの宣言」と「7つの改革」という形で新たに打ち出す。その枠組みに沿って政府が今後特に推進する施策を明らかにする。

構造改革よりは、短期的な景気対策を優先させるべきとの主張がある。構造改革の目的は、国民に我慢を強いることではない。これまでの古い制度や政策手法が限界に近づいていることは明らかであり、我が国は先進国中最悪の危機的財政状況の中で「持続可能」な形での政策運営を迫られている。一時的ではなく持続する経済成長、長持ちする景気拡大を実現するには、構造改革を推進して、日本経済の体質を改善して「元気な日本経済」を実現するしかない。

「元気な日本経済」は個性と魅力ある「元気な地方」に支えられて実現する。そのためには、地方が持つ潜在的な力を十分に開花させていく必要がある。

2. デフレの克服

日本経済は、輸出の増加を背景に持ち直し、平成14年度の実質経済成長率は1.5%のプラス成長となった。しかし、14年後半以降、輸出の増勢が弱まったことなどから、このところ景気は横這いで推移している。日本経済の体質を強化して、内需主導の自律的回復を実現するという依然大きな課題を残している。

また、平成14年度の名目経済成長率は0.7%のマイナスとなっており、依然としてデフレ（一般物価水準の継続的下落）が続いている。加えて、資産価格の下落も続いている。デフレは企業の実質債務負担を増加させ、地価の下落は担保価値を引き下げ、不良債権問題の解決を妨げている。想定以上に厳しい内外経済環境の下で、デフレ傾向は根強く、これを早期に克服することが依然大きな課題として残されている。

デフレ克服と同時に、構造改革によりプラスの実質経済成長率を達成することが重要であり、それに応じたプラスの名目経済成長率が実現される。

デフレ克服に向け、今後とも、政府は、日本銀行と一体となって強力かつ総合的に取り組む。日本銀行には、実効性ある金融政策運営の展開を期待する。また、デフレと不良債権問題との間には相互関係があり、より強固な金融システムの構築が必要である。政府は、「金融再生プログラム」に基づき、平成16年度に不良債権比率を半減させるという目標の実現に取り組んでいる。本年6月には、金融危機を未然に防ぐため、りそな銀行に対する資本増強を決定した。また、証券市場の構造改革、不動産市場の活性化、住宅・土地、

金融・証券税制の軽減措置などを実施している。こうした取組を通じ、「改革と展望—2002年度改定」（平成15年1月24日閣議決定）で示したように、集中調整期間の後にはデフレは克服できると見られる。

3.「3つの宣言」と「7つの改革」

構造改革が目指す目標は、「経済活性化」、「国民の『安心』の確保」、「将来世代に責任が持てる財政の確立」の3つを実現することである。大胆な規制改革などにより民間の持てる力を最大限引き出さなければ、元気な日本経済は実現しない。国民が老後や医療に不安を抱えていては、元気な日本経済は実現できない。財政が破綻するおそれがあっては、元気な日本経済は実現できない。

構造改革の勢いを維持するには、これまで以上に国民の生活に密着した分野での構造改革を行い、「日本が変わった」と国民が実感できるようにすることが必要である。このためには、「官から民へ」を明確に制度・規制改革として実現し、「国から地方へ」を、地域の視点・現場重視の発想により積極的に推進し、財政構造改革を進める中で予算配分を抜本的に見直しながら新しい予算編成プロセスの導入を実現しなければならない。

政府は、以下の「3つの宣言」・「7つの改革」に基づき、今まで以上に強力に構造改革を推進する。あわせて、経済情勢によっては、大胆かつ柔軟な政策対応を行うこととする。

(1) 経済活性化

宣言：民間の活力を阻む規制・制度や政府の関与を取り除き、民間需要を創造する。

日本経済の体質を強化して、内需主導の元気ある経済を創造するために、環境と経済の両立を図りつつ、未来への投資を通じて民間経済がもつ創意工夫を十分に発揮できる環境を整備する。具体的には以下の4つの改革に取り組む。

改革1：規制改革・構造改革特区

改革2：資金の流れと金融・産業再生

改革3：税制改革

改革4：雇用・人間力の強化

これらの施策のほか、起業支援を強化するとともに、戦略的な研究開発の実施、コンテンツ（情報内容）やＩＴ産業等の持つ潜在力の顕在化等を通じて日本ブランドの確立を図る。「科学技術基本計画」に基づく施策を進め、生活支援技術を含む日本の明るい未来の創造に役立つ技術開発を推進するとともに、「e－Japan戦略Ⅱ」に基づき第2期ＩＴ革命を推進する。また、ＷＴＯ新ラウンドを推進しつつ、ＦＴＡ（自由貿易協定）を推進する。さらに、日本の市場をグローバリゼーションに対応した構造とし、対日直接投資を促進することを通じて、消費者の利益と安全を重視しつつ我が国の国際競争力を強化する。環境産業の振興やエネルギー技術との連携を深め、循環型社会の進展を図る。

(2) 国民の「安心」の確保

宣言：持続可能な社会保障制度を構築し、若者が将来を展望でき、高齢者も安心できる社会をつくる。

社会保障制度について、現状の制度を将来にわたって維持すれば、高齢化に伴い若年世代の負担が増加し、若年層の負担の重圧により経済の活力が阻害される懸念がある。また、少子高齢化の進行を背景として度重なる年金制度の改正が行われたことや世代間の不公平があることによって、国民の年金不信が強

まっている。

21世紀型経済社会は、個人が健康に暮らし、自由な選択と自己責任の下で何度でも挑戦できる元気な社会でなければならない。老後の不安、病気の心配、倒産や失業へのおそれ、災害や治安への心配や食の安全への懸念が強いと、元気ある日本経済は実現できない。持続可能で効率的な制度を確立することなどにより国民の「安心」を構築することは、政府の責務である。

このため、世代間・世代内の公平を図り、持続可能で信頼できる「社会保障制度」に改革する。年金・医療・介護・生活保護を一体的にとらえ、制度設計を相互に関連づけて行う。

改革5：社会保障制度改革

また、雇用や中小企業のセーフティネットを確保する。様々な側面での生活の「安全」「安心」は国民生活の基礎であり、緊急事態対応体制の整備を含め、これを十分に確保する。

(3) 将来世代に責任が持てる財政の確立

宣言：財政の信認を確保し、成果を重視する。

我が国は、大幅な財政赤字が続き、政府は巨額の債務残高を抱えている。近年の財政構造改革への取組を反映して、歳出規模は抑制されているものの、国・地方ともに財政赤字が拡大し、債務残高は高水準に達している。現在の制度・政策を続ければ、今後、債務が一層拡大し、財政破綻に至るおそれがある。

現行制度を維持する場合、公債残高の増加に伴う利払い費の増加、高齢化の進展による社会保障給付費の増加等により、今後、政府の規模は、趨勢的に増大していくこととなる。プライマリーバランスを黒字化する（過去の借金の元利払い以外の歳出は新たな借金に頼らない）など財政を健全化していくため、民間需要主導の持続的な経済成長を実現すると同時に、政府全体の歳出を国・地方が歩調を合わせつつ抑制することにより、例えば潜在的国民負担率で見て、その目途を50%程度としつつ、政府の規模の上昇を抑制する。

このため、歳出全体の改革を引き続き強力に推進するとともに、地方自治の本来の姿を実現する観点や国民への説明責任を果たす観点を踏まえつつ、以下の改革に取り組む。

改革6：「国と地方」の改革

改革7：予算編成プロセスの改革

第２部　構造改革への具体的な取組

第１部の３つの宣言を実現するため、以下の７つの分野で構造改革に取り組む。

1. 規制改革・構造改革特区

――医療や子育てなどの国民生活に直結した分野や、ビジネスニーズの高い分野等で規制改革・構造改革特区を推進し、消費者の選択肢とビジネスチャンス・雇用の拡大を図る。また、事前規制の緩和、撤廃に併せて、事後チェック体制の充実を図る。

【改革のポイント】

(1)　医療・福祉・教育・農業など、官の関与の強いサービス分野の民間開放を促進することにより、消費者・利用者の選択肢の拡大を通じた多様なサービス提供を可能とするとともに、新規需要と雇用の創出を加速化する。

(2)　地方や民間から定期的に全国規模の要望及び構造改革特区の提案を受け付け、これらの項目については、「全国」あるいは「構造改革特区」で規制改革を強力に推進するとともに、構造改革特区においては、規制の特例措置の効果等を評価し、特段の問題のないものは速やかに全国規模の規制改革につなげる。

【具体的手段】

(1)「規制改革推進のためのアクションプラン」（平成15年2月17日総合規制改革会議。以下、「アクションプラン」）の12の重点検討事項については、次のとおり改革を進める。

①　株式会社等による医療機関経営の解禁

構造改革特区における株式会社による医療機関経営の状況等を見ながら、全国における取扱いなどについて更に検討を進める。（構造改革特区における株式会社の医療への参入については後述）

②　保険診療と保険外診療の併用の拡大

特定医療費制度における高度先進医療について、一定の基準を満たした場合には、医療技術及び病院ごとの個別の承認を必要とせず、迅速に認める仕組みについて検討し、結論を得て、平成15年度中に措置する。また、医療技術の向上の観点から、高度先進医療への新技術の導入の迅速化を図ることにより、対象技術の範囲の拡大を促進する。

③　医薬品販売体制の拡充

医薬品の一般小売店における販売については、利用者の利便と安全の確保について平成15年中に十分な検討を行い、安全上特に問題がないとの結論に至った医薬品すべてについて、薬局・薬店に限らず販売できるようにする。

④　新しい児童育成のための体制整備

近年の社会構造・就業構造の著しい変化等を踏まえ、地域において児童を総合的に育み、児童の視点に立って新しい児童育成のための体制を整備する観点から、地域のニーズに応じ、就学前の教育・保育を一体として捉えた一貫した総合施設の設置を可能とする（平成18年度までに検討）。

あわせて、幼稚園と保育所に関し、職員資格の併有や施設設備の共用を更に進める。

⑤　公立学校の管理・運営の民間委託等

公立学校の民間への包括的な管理・運営委託について、早急に中央教育審議会で検討を開始する。特に高等学校中退者を含めた社会人の再教育、実務・教育連結型人材育成などの特別なニーズに応える等の観点から、通信制、定時制等の高等学校の公設民営方式について平成15年度中に結論を得る。

株式会社等による学校経営については、構造改革特区における実施状況についてできるだけ速やかに評価を行い、検討を進める。

⑥　株式会社等による農地取得の拡充

株式会社等の農地取得に関しては、改正農業経営基盤強化促進法に基づき、農業生産法人に対する株式会社の出資制限を緩和する措置を平成15年度中に実施する。

⑦　労働者派遣の医療分野への適用拡大

医療機関における労働者派遣については、紹介予定派遣の方式により行うことを可能とし、平成15年度中に実施する。

⑧　大学・学部・学科の設置等の弾力化

大学の校地面積基準については、構造改革特区における特例措置の状況等を踏まえ全国拡大を図ることについて検討を進め、遅くとも1年以内に結論を得る。また、大学を設置する学校法人の校地・校舎の自己所有要件の緩和については、平成15年度中に検討し、結論を得る。

学部・学科の設置認可の弾力化について、本年度から施行された制度改正の実施状況等を踏まえ、今後更に検討する。

⑨　高層住宅に関する容積率の緩和

都心居住の一層の推進を図るため、平成15年中に、都市計画制度の運用実態について総点検を行い、その結果を踏まえ、関連都市計画制度が積極的かつ円滑に活用されるよう、包括的な運用指針を策定するとともに、用途別容積型地区計画における住宅の容積率割増し算定方法の多様化を含め、容積率割増しに関する弾力的な運用を図る。

⑩　職業紹介事業における地方公共団体・民間事業者の役割の大幅拡大

有料職業紹介事業に関する求職者からの手数料規制については、年収要件の大幅引下げ（年収1200万円超を例えば700～800万円超へ）等を平成15年度中に可及的速やかに行う。

ハローワークの職業紹介関係業務については、平成16年度から、例えば長期失業者就職支援などを示して、民間委託を拡大する。その際、成果に対する評価に基づく委託費の支給を行う。

無料職業紹介事業については、地方公共団体、民間事業者、学校等とハローワークとの総合的連携の下に、地域の新たな取組として、若年者に対して職業に関する情報提供・コンサルティングから職業紹介までの幅広いサービスをワンストップで行うセンターを、平成16年度から設置する。

⑪　株式会社による特別養護老人ホーム経営の全国展開

構造改革特区における公設民営方式またはＰＦＩ（民間資金等活用事業）方式による株式会社の特別養護老人ホーム経営の状況や、施設体系のあり方の見直しの状況を見ながら、全国における取り扱いなどについて更に検討を進める。

⑫　株式会社による農業経営（農地のリース方式）全国展開

構造改革特区で認められた「農地のリース方式」の全国展開については、その実施状況及び地域農業への効果、影響等の検証を行い、その評価を踏まえて全国展開について検討し、平成16年末までの間で可能な限り速やかに結論を得る。

(2)　上記の12の重点検討事項については、今回の「アクションプラン」での取組を改革の一里塚として、引き続き規制改革に取り組み、その成果を本年末にまとめる総合規制改革会議の答申に盛り込む。

(3)　最終年度となった総合規制改革会議は、経済財政諮問会議との連携を強化しつつ、規制改革を更に加速させる。なお、来年4月以降の規制改革の推進のあり方について、今後、引き続き検討する。

(4)　6月以降も引き続き「規制改革集中受付月間」を設け、地方や民間から定期的に全国規模の要望及び

構造改革特区の提案を受付け、「実現するためにはどうすればよいか」という観点から検討を行い、可能な限り多くの規制改革を全国又は構造改革特区において実現する。

(5) 構造改革特区を通じた規制改革の加速化

・構造改革特区における株式会社の医療への参入について、地方公共団体などのニーズに即し、自由診療の分野において、高度な医療を提供する病院又は診療所の開設を可能とするよう、速やかに関連法令の改正を行う。

・地方公共団体の構造改革特区計画の申請を四半期ごとに受付け、地方公共団体に適切な助言等をしながら、認定基準を満たす構造改革特別区域計画については、すべて速やかに認定を行う。

・構造改革特区で講じられた規制の特例措置の効果等を評価するための民間人からなる委員会を7月中に設立し、年内に評価方法や基準等を検討する。認定された構造改革特区において実施されている規制の特例措置について、評価のための委員会で特段の問題の生じていないと判断されたものについては、速やかに全国規模の規制改革につなげる。

(6) これまで実施した規制改革が、どれだけの新規参入や新規雇用を創出したか等を明確にし、その上で、十分な成果が生まれるよう改革を進める（成果主義の規制改革）。

2. 資金の流れと金融・産業再生

――資金の面でも「官から民へ」流れが戻り、家計の豊富な金融資産が民間の成長分野に円滑に投資されるよう改革する。

【改革のポイント】

(1) 不良債権問題を解決し、間接金融を再生させ、金融システムを強化する。

(2) 証券市場の構造改革と活性化を推進し、直接金融の拡大・充実を図る。

(3) 郵便貯金・簡易保険、年金の資金の調達・運用やリスク管理のあり方等について、引き続き検討する。

(4) 財政の状況を総合的に明らかにしつつ、公的な支出の規律を高める。

(5) 政策金融のあり方について更に検討を進める。

(6) 公的債務のリスクを適切に管理する。

(7) 産業を再生させ、地域経済を活性化し、過剰債務問題を解決する。

【具体的手段】

(1) 金融改革

① 金融システムの強化

・金融システムの信頼を高め、金融機関が本来の仲介機能を回復するため、必要な検査監督体制の下、「金融再生プログラム」等の着実な実施を通じて、平成16年度に不良債権問題を終結させることを目指す。

・民間金融機関に対し、リスクを見極めそれに見合った金利を設定することを含め、収益力のあるビジネスモデルの構築を促す。

・事業会社をはじめ様々な担い手の金融分野への参入に関する環境整備を図る。

・公的資金を迅速に投入することを可能にする新たな制度の創設の必要性などについて検討し、必要な場合には法的措置を講ずる。

・金融機関の自己資本強化のための繰延税金資産の扱い方や関連する税制について引き続き検討を行う。

② 証券市場の構造改革と活性化

・郵便貯金や銀行預金など、元本保証の資産で運用する傾向を強めている家計貯蓄の証券市場への流入を促進し、リスクマネーの流れを拡大するため、「証券市場の構造改革と活性化に関する対応について」（平成15年5月14日証券市場活性化関係閣僚等による会合）の諸施策を着実に実施・検討する。

・国債の保有が民間金融機関に偏っていることは、国債価格の潜在的な不安定性や、それに伴うリスクをもたらしていると考えられる。そこで国債・地方債の商品性を向上させ、販売網を整備し、個人による長期的保有の増加など保有者層の多様化を図る。

③　公的部門における取組

・郵便貯金・簡易保険について、郵政公社による経営改革の状況を踏まえ、民間金融との役割分担、将来の金利上昇によるリスクへの対応、証券市場の活性化などの観点から、資金の調達・運用のあり方やＡＬＭ（資産・負債総合管理）の充実について引き続き検討する。

・年金資金についても、その規模、リスク管理、及び資金運用のあり方について、社会保障制度改革の動きを踏まえつつ引き続き検討する。

・公的資金の用途の中には、市場のチェックを受けないこともあって、更なる効率化の余地があるものもあると考えられる。このため、特別会計、特殊法人、独立行政法人及び政府保証などの状況も含め、国の財政状況を国民に分かりやすい形で総合的に明らかにし、特殊法人の経営の見直しも含め、公的な支出の規律を高めることに役立てていく。

・中小企業のセーフティネットの充実など金融円滑化・多様化（不動産担保に依存しない手法の推進等）や産業再生のために政策金融を有効活用していく一方で、民間金融の再生を妨げることのないように、長期的に望ましい役割分担の姿に向けて、更に検討を進める。

・国債残高が膨大になる中で、公債市場の安定性を高めるとともに、資金調達コストを最小化していくために、公的債務の各種リスクを適切・専門的に管理するとともに、説明責任の充実を図る。

(2)　産業再生

①　産業面の構造改革

・不良債権問題を企業・産業の過剰債務問題と一体的に解決する観点から、過剰債務企業が抱える優良な経営資源を再生するために、産業再生機構、中小企業再生支援協議会、改正産業活力再生特別措置法等を活用し、企業の事業再構築、産業再編等による産業面の構造改革を促進する。

②　地域経済

・地域金融の側面では、中小・地域金融機関のリレーションシップバンキング(注)機能を強化し、中小企業の再生と地域経済の活性化を図る。

3. 税制改革

――持続的な経済社会の活性化を目指し、将来にわたる国民の安心を確保する税制への改革を進める。

【改革のポイント】

(1)　「包括的かつ抜本的な税制改革」に引き続き取り組む。

(2)　社会保障制度改革と整合性をとって税制改革を行う。

(3)　「国と地方」の「三位一体の改革」と整合性をとって税制改革を行う。

(注)　金融審議会金融分科会第二部会「リレーションシップバンキングの機能強化に向けて」（平成15年3月）においては、「必ずしも統一的な定義は存在しないが、金融機関が顧客との間で親密な関係を長く維持することにより顧客に関する情報を蓄積し、この情報を基に貸出等の金融サービスの提供を行うことで展開するビジネスモデルを指すのが一般的である」とされている。

(4)　負担に対する国民の納得が得られるよう、納税と徴税の環境を整える。

【具体的手段】

(1)「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2002」（平成14年6月25日閣議決定。以下、「基本方針2002」）の考え方を踏まえ、「改革と展望―2002年度改定」で掲げた次の事項を中心に、引き続き税制改革に取り組む。

・持続的な経済社会の活性化のための税制改革

・租税負担と社会保障負担の総合的な検討

・国庫補助負担金、地方交付税、税源移譲を含む税源配分のあり方

(2)　家計の金融資産を証券市場に振り向け、将来の成長に結びつけるために、金融資産からの収益を一体化して課税する方式に向けて検討を行う。

(3)　ＩＴ化に対応した納税申告と税の徴収を進める。サラリーマンの申告納税の拡大・納税者ＩＤ制度等の検討によって、より信頼できる徴税と納税の環境を整える。

(4)　平成18年度までに、国と地方双方が歳出削減努力を積み重ねつつ、必要な行政サービス、歳出水準を見極め、また経済活性化の進展状況及び財政事情を踏まえ、必要な税制上の措置を判断する。

4. 雇用・人間力の強化

―――雇用については、何歳であっても、能力を開発し、拡大するサービス産業などで仕事の機会が得られる労働市場をつくる。特に、若年者の働く意欲を喚起しつつ、すべてのやる気のある若者の職業的自立を促進する。また、女性の能力発揮のための取組の推進を図る。さらに、高齢者の活力の活用を図る。教育については、義務教育から大学までの教育の質を高める。

【改革のポイント】

(1)　観光などサービス産業を中心として、雇用機会の拡大を図る必要がある。

(2)　雇用政策については、関係機関の連携、地域の自主性、利用者選択の拡大を図るとともに、民間事業者への委託など、民間の最大限の活用が重要である。特に、若年者に関しては、地域の主体的取組による民間活用に留意した新たな仕組みが必要である。

(3)　国民の求める安心の実現に向けて、雇用の維持努力とともに雇用機会の拡大、失業等に関連する適切な情報やサービスの提供が必要である。

(4)　義務教育の質向上を図るため、学校評価や学校選択の自由の拡大及び教員の意欲と能力に応じた処遇等が必要である。

(5)　大学教育の質向上を図るため、大学改革の着実な推進と、第三者機関による厳格な成果評価等による競争環境の整備が必要である。

【具体的手段】

(1)　雇用制度改革

・今後の時代を担う若年者の人間力強化のため、「若者自立・挑戦プラン」を推進する。その際、地域、企業、若年者の状況に十分配慮する。

・若年者について、現下のフリーター、無業者の増大に対処し、職業人としての自覚の涵養・職業意欲の喚起を前提として地方自治体、学校、民間団体、民間事業者との密接な連携・協力の下に、複数紹介、トライアル雇用や就職支援相談員（ジョブ・サポーター）を活用した一対一の個別総合的な職業相談・紹介体制を整備する。

・企業ニーズ等労働市場の状況に応じ企業実習と教育・職業訓練を組み合わせた若年者への「実務・教育

連結型人材育成システム（日本版デュアル・システム）」を導入する。

・全国一律的な制度から、地域の個性や自主性を活かした雇用促進策へ転換する。地域の新たな取組として、自治体と地域の企業、学校、ハローワーク、民間事業者等の連携の下、その実情に応じ若年者のためのワンストップ・センターを整備する。

・長期失業者に民間事業者を活用して集中的な就職相談、効果的な職業訓練・職業紹介等を行う。その成果に対する評価に基づく報酬等の誘因を付与する。また、労働市場の状況を反映しつつ個人の選択を機能させた職業訓練等を行う。

・労働市場の環境整備のため、キャリア・コンサルティングを担う人材の育成・活用や産業のニーズに応じた職業スキル標準・カリキュラムの策定、職業能力評価制度の整備等を進める。

・社会貢献活動やワークシェアリング等、多様な雇用・就業機会の提供等を推進するとともに、育児休業の取得推進や保育サービスの強化・充実など、子育てをしながら働ける環境整備を推進する。

・「男女共同参画社会」の実現を目指して、指導的地位に女性が占める割合が2020年までに少なくとも30％程度になるよう期待し、平成15年度においては、関連情報のワンストップ・サービス化、ネットワーク化など女性のチャレンジ支援策に取り組む。

・障害者の雇用・就業を促進するため、トライアル雇用、能力開発、在宅就業の支援等を進める。

・国民の求める安心の実現に向け、一元的に雇用や失業関連の情報を提供する。

・旧国立研究所など公務員型独立行政法人について、その業務の内容により非公務員型独立行政法人化を進める。

(2)　雇用機会の創造

・サービス分野における規制改革や公的部門の外部委託の推進、情報提供、人材の育成支援、観光立国の実現及び休暇の取得促進・分散化等により、「530万人雇用創出プログラム」を着実に推進する。特に、サービスの生産を担う人材の質的強化は、サービスの品質や生産性を高め、競争力や付加価値の高いサービス産業の発展・創業を促進する上で重要である（具体的な対策例は別紙１参照）。

・公的サービスの外部委託を計画的に進め、ＮＰＯ等を活用するほか、総合的な健康サービス産業、文化産業の創出などにより地域事業を創出する。

・「起業」による就業機会の拡大を図るため、ベンチャー企業向けの実践型就業実習の実施や創業・技術経営（ＭＯＴ）の知識習得のための実効的カリキュラム・講座・ビジネス支援図書館の整備等により、総合的な事業化・市場化支援を推進する。また、創業塾を充実し若手経営者等による「第二創業」の支援を図る。

・大学における知的財産創出、大学発ベンチャー1000社計画や企業発（スピンオフ）ベンチャー支援等による研究開発型ベンチャーの創出、知的財産推進計画の推進、知的技術革新・産業集積の充実を一体的に推進する。このため、最低資本金制度の撤廃の恒久措置化、有限責任会社（ＬＬＣ）・有限責任組合（ＬＰＳ）の早期創設、全国レベルでの見本市の開催、起業化支援機能の強化、特許審査の迅速化、投資ファンドに対する支援策の改善等を行う。

(3)　義務教育改革等

①　義務教育改革

・義務教育面では、時代や社会の要請に応え、基礎・基本の十分な定着を図るとともに、コミュニティ・スクール導入に向けた制度整備や習熟度別少人数指導等、地域の実情や子供の個性に応じた多様な教育・指導方法の工夫を進め、子供の学習意欲の向上も含め「確かな学力」の向上を目指す。この一環として、教員の一律処遇からやる気と能力に応じて処遇するシステムへの転換を進める。

② 教育と雇用の連携等

・小中学校、高校等で、地域や企業等の協力を得て、就業体験、子供参観日（親の職場を子供が参観）などのキャリア教育を推進し、就業意欲を高める。また、体験・参加型の起業家教育を強化する。

・専門職大学院の設置等、専門職業人養成を目的とする高度で多様な教育機会を拡大するとともに、就学休業（キャリアブレイク）制度を推進する。

・人間力を養う柱となるとともに、食の安全・安心確保の基礎となる「食育」を関係行政機関等の連携の下、全国的に展開する。

(4) 大学改革

・国立大学の法人化に当たっては、中期目標の作成及び中期計画の認可に際し、大学の自主性・自律性を最重視する。また、監査・評価については、情報公開を推進しつつ、簡素化・効率化する。

・学部・学科設置及び定員配分等について、各大学の主体的・機動的な組織編成を可能とし、運営に関する大学の創意工夫を生かすなど、自由で競争的な環境をつくる。また、人事面で政府は極力介入しない。

・国立大学の法人化に当たっては、大学の特性に配慮しつつ独立行政法人に準じた予算化が行われることとなっており、事業運営と予算について、「宣言―実行―評価」のプロセスを確実なものとする。

・運営費交付金については、明確な基準に基づいて算定することとし、その際法人化される各大学の自助努力を阻害しない仕組みとする。施設費補助金についても、中期計画に基づき弾力的・効率的に執行する。

・教育については、大学への補助を一層重点的・競争的なものにするとともに、奨学金を充実する。

5. 社会保障制度改革

―――世代間・世代内の公平を図り、持続可能で信頼できる社会保障制度に改革する。

【改革のポイント】

(1) 経済と調和し、かつ、国民生活の安心を確保できる、持続可能な社会保障制度を確立することが、経済社会の活力の源である。このため、活力ある高齢社会を構築する中で、国民の安心を確保しながら、社会保障給付費の伸びを抑制し、国民負担率の上昇を極力抑制する。

(2) 年金制度は、現行制度のままでは、若年世代の負担が過重なものとなり、世代間のバランスを失することになってしまうことから、給付と負担の改革を行う。また、「生涯現役社会」や「男女共同参画社会」の理念に合致した制度に向けた改革を行う。

(3) 保険者の再編・統合、高齢者医療制度、診療報酬体系についての基本方針の早期具体化、増大する高齢者医療費の伸びの適正化方策や公的保険給付の内容及び範囲の見直し等の課題の早期検討・実施、「今後の経済財政運営及び経済社会の構造改革に関する基本方針」（平成13年6月26日閣議決定。以下、「基本方針2001」）に盛り込まれた「医療サービス効率化プログラム（仮称）」の早期の完全実施など、医療制度改革を加速する。

(4) 年金・医療・介護・生活保護などの社会保障サービスを一体的にとらえ、制度の設計を相互に関連づけて行う。

【具体的手段】

(1) 社会保障給付費の伸びの抑制

今後の一層の少子高齢化の進行の下で、政府の規模を抑制するとの方針を踏まえ、医療制度改革を加速するとともに、年金制度や介護制度について新たな改革を行い、持続可能な制度を確立し国民の安心を確保しながら社会保障給付費の伸びを抑制する。その際、自助努力や民間部門の活用を図ることが重要であ

る。

(2)　年金制度の改革

平成16年に予定される次期年金制度改正においては、後述の課題を念頭におきつつ、次の①～⑧の基本的方針に沿った改革を行う。これにより、頻繁に制度改正を繰り返す必要のない恒久的な改革とする。

①　現行の給付と負担の水準では制度は維持できない。持続可能な制度を構築するためには、将来の現役世代の負担を過重にしないため、早期の給付調整を図ることを基本とする。その際、年金受給者や年金受給の近い者に対して、急激な変化をもたらさないよう配慮する。

②　保険料は引き上げざるを得ないが、将来の最終的な保険料については、国民負担率の上昇抑制と、将来の現役世代の過重な負担の回避という視点を重視し、決定する。保険料の引上げは早期に行う。

③　基礎年金の国庫負担については、平成12年年金改正法附則の規定を踏まえ対応する。

④　将来における負担を一定水準に固定し、既に年金を受給している者も含めて、人口や経済の状況変化に応じて給付を自動的に調整する仕組みの導入を念頭に置き、長期的な給付と負担の均衡を図る。

⑤　年金給付については、④にあわせて、片働き世帯を前提とした給付水準の見直しを行うとともに、高齢者の経済格差に配慮した給付抑制や負担のあり方についての検討を行う。

⑥　積立金については、その水準は将来に向けて、年金の支払に支障のない程度まで抑制する。積立金の運用は、独立した第三者機関で効率的に行い、受託者責任を厳正に適用する。

⑦　第3号被保険者制度の見直し、短時間労働者の年金適用、在職高齢者についての給付のあり方の見直しなど、女性や高齢者の就労を阻害せず、働くことに中立的な制度とする。

⑧　年金制度の未納・未加入者に対する徴収の強化を徹底する。

また、以下の課題についても検討を行う。

（ⅰ）　基礎年金の負担の仕方は、現在、職業等によって異なっているが、基礎年金の役割・位置付けを明確にし、職業を問わず共通の負担の仕組みとなるよう給付の仕組みと併せて検討を進めること。

（ⅱ）　将来の生涯現役社会を展望した支給開始年齢のあり方について、雇用と年金の連携を考慮しつつ、検討を行うこと。

(3)　医療制度の改革

国民皆保険体制の下で、医療サービスの多様化・質の向上と患者による選択の拡大を図るとともに、公的医療費の伸びの抑制を図り、経済・財政とも均衡のとれたものとなるよう、持続可能性のある医療制度への改革を引き続き推進する。

①　本年3月に閣議決定した保険者の再編・統合、高齢者医療制度、診療報酬体系についての「基本方針」の具体化について実施可能なものから極力早期に実施していく。

②　増大する高齢者医療費の伸びの適正化方策や、公的保険給付の内容及び範囲の見直し等の「基本方針」以外の課題について、早期に検討を行い、実施する。

③　「基本方針2001」に盛り込まれた「医療サービス効率化プログラム（仮称）」について、工程表を改めて作成し、早期の完全実施を行う。

(4)　介護保険制度の改革

介護保険制度については、給付費が増大する中、制度全般の検証を行い、介護保険が適用される給付の内容及び水準、施設・在宅の枠組みを越えた新しいタイプのサービスのあり方、施設サービスにおけるいわゆる「ホテルコスト」等給付と負担のあり方について検討を行い、必要な措置を講ずる。

(5)　社会保障サービスの一体的な設計

①　「社会保障個人会計（仮称）」の導入に向けて検討を進める。この場合、現役世代にとっても年金の給

付と負担が分かりやすい仕組みを工夫し、基礎年金、報酬比例年金それぞれの給付と負担について、加入者個々人に情報提供を行う。

② 少子化の流れを変え、子どもを生み、育てやすい環境づくりに総合的に取り組むなど、次世代育成の支援を進める。

③ 生活保護においても、物価、賃金動向、社会経済情勢の変化、年金制度改革などとの関係を踏まえ、老齢加算等の扶助基準など制度、運営の両面にわたる見直しが必要である。

④ 医療保険や介護保険の保険料、医療や介護サービスを受けた場合の自己負担の所得基準などについて、世代間・世代内の公平の観点から、制度相互の関係を含め、一体的に見直す必要がある。

6.「国と地方」の改革

――「三位一体の改革」を推進し、地方が決定すべきことは地方が自ら決定するという地方自治の本来の姿の実現に向け改革。

【改革のポイント】

「官から民へ」、「国から地方へ」の考え方の下、地方の権限と責任を大幅に拡大し、国と地方の明確な役割分担に基づいた自主・自立の地域社会からなる地方分権型の新しい行政システムを構築していく必要がある。このため、事務事業及び国庫補助負担事業のあり方の抜本的な見直しに取り組むとともに、地方分権の理念に沿って、国の関与を縮小し、税源移譲等により地方税の充実を図ることで、歳入・歳出両面での地方の自由度を高める。

これにより、受益と負担の関係を明確化し、地方が自らの支出を自らの権限、責任、財源で賄う割合を増やし、真に住民に必要な行政サービスを地方自らの責任で自主的、効率的に選択する幅を拡大する。

同時に、行政の効率化、歳出の縮減・合理化をはじめとする国・地方を通じた行財政改革を強力かつ一体的に進め、行財政システムを持続可能なものへと変革していくなど、「効率的で小さな政府」を実現する。

(1) 三位一体の改革によって達成されるべき「望ましい姿」

① 地方の一般財源の割合の引上げ

地方税の充実確保を図るとともに、社会保障関係費の抑制に努めるなど、地方財政における国庫補助負担金への依存を抑制することにより、地方の一般財源（地方税、地方譲与税、地方特例交付金及び地方交付税）の割合を着実に引き上げる。

なお、その際、国・地方の財政事情を踏まえるとともに、歳出の徹底した縮減・合理化に努める。

② 地方税の充実、交付税への依存の引下げ

税源移譲等による地方税の充実確保、地方歳出の徹底した見直しによる交付税総額の抑制等により、地方の一般財源に占める地方税の割合を過去の動向も踏まえつつ着実に引き上げ、地方交付税への依存を低下させる。この結果、不交付団体（市町村）の人口の割合を大幅に高めることを目指す。

また、課税自主権の拡大を図ることにより、地方団体や住民の自立意識の更なる向上を目指していく。

③ 効率的で小さな政府の実現

「改革と展望」の方針に沿って歳出構造改革を行うことに加え、「三位一体の改革」により、真に地方にとって効果・効率の高い選択を行うことを可能にすることを通じて、「効率的で小さな政府」を実現する。

地方財政においては、現在、約17兆円を上回る財源不足が生じている。国・地方を通じた歳出の徹底的な見直しを行うなど財政健全化を図ることにより、プライマリーバランスを黒字化し、更に地方財源不足を解消することを目指す。

(2)　三位一体の改革の具体的な改革工程

①　国庫補助負担金の改革

地方の権限と責任を大幅に拡大するとともに、国・地方を通じた行政のスリム化を図る観点から、「自助と自律」にふさわしい国と地方の役割分担に応じた事務事業及び国庫補助負担金のあり方の抜本的な見直しを行う。

このため、「改革と展望」の期間（当初策定時の期間で平成18年度までをいう。以下、「6.『国と地方』の改革」において同じ。）において、別紙2の「国庫補助負担金等整理合理化方針」に掲げる措置及びスケジュールに基づき、事務事業の徹底的な見直しを行いつつ、国庫補助負担金については、広範な検討を更に進め、概ね4兆円程度を目途に廃止、縮減等の改革を行う。その際、国・地方を通じた行財政の効率化・合理化を強力に進めることにより、公共事業関係の国庫補助負担金等についても改革する。

②　地方交付税の改革

地方交付税の財源保障機能については、その全般を見直し、「改革と展望」の期間中に縮小していく。他方、必要な行政水準について国民的合意を図りつつ地域間の財政力格差を調整することはなお必要である。

また、国・地方を通じた歳出の縮減、必要な公共サービスを支える安定的な歳入構造の構築等を通じて、早期に地方財源不足を解消し、その後は、交付税への依存体質から脱却し、真の地方財政の自立を目指す。

このような観点から、次のとおり取り組む。

（ⅰ）　国の歳出の徹底的な見直しと歩調を合わせつつ、「改革と展望」の期間中に、以下のような措置等により、地方財政計画の歳出を徹底的に見直す。これにより、地方交付税総額を抑制し、財源保障機能を縮小していく。この場合、歳入・歳出の両面における地方団体の自助努力を促していくことを進める。

・国庫補助負担金の廃止、縮減による補助事業の抑制
・地方財政計画計上人員を4万人以上純減
・投資的経費（単独）を平成2～3年度の水準を目安に抑制
・一般行政経費等（単独）を現在の水準以下に抑制

（ⅱ）　国の関与の廃止・縮小に対応した算定方法の簡素化及び段階補正の見直しを更に進めていく。また、基準財政需要額に対する地方債元利償還金の後年度算入措置を各事業の性格に応じて見直す。同時に、地方債に対する市場の評価がより機能するように取り組んでいく。

（ⅲ）　現在、9割以上の地方団体が地方交付税の交付団体となっているが、三位一体の改革を進めることを通じ、不交付団体（市町村）の人口の割合を大幅に高めていく。

（ⅳ）　税源移譲を含む税源配分の見直し等の地方税の充実に対応して、財政力格差の調整の必要性が高まるので、実態を踏まえつつ、それへの適切な対応を図る。

③　税源移譲を含む税源配分の見直し

「改革と展望」の期間中に、廃止する国庫補助負担金の対象事業の中で引き続き地方が主体となって実施する必要のあるものについては、税源移譲する。その際、税源移譲は基幹税の充実を基本に行う。税源移譲に当たっては、個別事業の見直し・精査を行い、補助金の性格等を勘案しつつ8割程度を目安として移譲し、義務的な事業については徹底的な効率化を図った上でその所要の全額を移譲する。あわせて、「18年度までに必要な税制上の措置を判断」して、その一環として地方税の充実を図る。なお、

必要な場合、地方の財政運営に支障を生じることのないよう暫定的に財源措置を講ずるものとする。

15年度の義務教育費国庫負担金等の削減分についても併せて対応する。

また、地方が納税者の理解を得ながら、課税自主権を活用して地方税の充実確保を図ることは重要な課題であり、課税自主権の拡大を図る。

こうした三位一体の取組により、地方歳出の見直しと併せ、地方における歳出規模と地方税収入との乖離をできるだけ縮小するという観点に立って、地方への税源配分の割合を高める。その際、応益性や負担分任性という地方税の性格を踏まえ、自主的な課税が行いやすいという点にも配意し、基幹税の充実を基本に、税源の偏在性が少なく税収の安定性を備えた地方税体系を構築する。

上記の諸施策について、フォローアップ（追跡調査）を行いつつ、三位一体の改革を強力に推進する。また、改革を円滑に実現するため、15年度予算における取組の上に立って、来年度予算の中で改革を着実に進める。

(3)　市町村合併の推進

改革の受け皿となる自治体の行財政基盤の強化が不可欠であり、「市町村の合併の特例に関する法律」の期限である平成17年3月に向けて、市町村合併を引き続き強力に推進する。

7. 予算編成プロセス改革

―――財政構造改革を進めるに当たっては、予算の質の改善・透明性の向上が重要である。このため、事前の目標設定と事後の厳格な評価の実施により、税金がどのような成果を上げたかについて、国民に説明責任を果たす予算編成プロセスを構築する。

【改革のポイント】

(1)　トップダウンの予算編成を更に強化し、歳出の思い切った重点化を図る。

(2)　政策目標を国民に分かる形で明確に示し（「宣言」）、目標達成のために弾力的執行などにより予算を効率的に活用し（「実行」）、目標達成の状況を厳しく評価する（「評価」）という予算編成プロセスの確立を目指す。

(3)　平成16年度予算において、新しい予算編成プロセスを「モデル事業」として試行的に導入する。

【具体的手段】

(1)　トップダウンの予算編成の強化

・「改革と展望」において、主要な歳出分野についての複数年度にわたる指針をより明確に示す。

・「基本方針」等で内閣の経済財政に関する大方針を具体的に提示するとともに、予算の優先配分等の基本的な方針を明示する。

・予算編成は、そのスタート段階から歳出水準についての考え方など、全体像を明らかにしつつ行う。

(2)　新しい予算編成プロセスの確立に向けた基本的考え方

・各府省は、「基本方針」で示された大方針の下で、達成すべき政策目標（予算制約と両立するもの）を具体的に作成する。また政策目標は、事業の性格に応じ、可能な限り定量的なものとする。各府省は、政策目標との関連を明らかにしつつ予算要求を行う。

・各府省は、政策目標を達成するために、効率的な予算執行に努める。また、事業の性格に応じ、弾力的な予算執行を行う。

・目標の達成や執行の効率性について、執行段階及び事後の政策評価等を厳しく行い、その後の予算編成に結びつける。

・事前評価・事後評価のための科学的手法を開発する。また、各府省は、ＡＢＣ（活動基準原価計算）等

のコスト管理手法への取組を一層強化する。

・透明性を高めるために、発生主義会計等の民間企業会計手法の導入など、公会計制度の改革を進める。

(3)　平成16年度予算における「モデル事業」の試み

・各府省は、上記の基本的考え方に沿った第一歩として、モデル事業を検討する。その際、下記の要件に合致した政策目標を設定し、内閣府と意見交換の上、ふさわしいものについては、モデル事業として概算要求を行う。経済財政諮問会議で、当該事業について報告する。

（ⅰ）　定量的な達成目標であり、達成期限・達成手段が明示されていること。

（ⅱ）　何をもって「達成」とするか、評価方法が提示されていること。

（ⅲ）　目標期間は１～３年程度とし、各年度ごとの達成目標が明らかにされていること。

・政策目標を効率的に達成するため、事業の性格に応じ、予算執行の弾力化を行う。各府省は、弾力化に伴う効率化に応じ、これを予算に反映する。

・複数年度にわたるモデル事業については、国庫債務負担行為等の活用により、複数年度にわたる予算執行に支障のないようにする。

(4)「モデル事業」の事後評価

・計画期間終了後及び各年度ごとに、目標の達成状況等について政策評価や予算執行調査等の評価を行い、国民への説明責任を果たす。そして、今後の予算編成プロセスの改革に向けた検討材料とする。

第3部　16年度経済財政運営と予算のあり方

1. 経済財政運営の考え方

(1)　今後の経済動向と当面の経済財政運営の考え方

(平成15・16年度の日本経済)

景気の現状は、おおむね横ばいで推移している。企業部門は持ち直しつつあるが、株価の動向や米国経済等、引き続き不透明感がみられる。デフレについては、依然厳しい状況が続いている。

今後の経済動向については、「平成15年度の経済見通しと経済財政運営の基本的態度」(平成15年1月24日閣議決定)及び「改革と展望－2002年度改定」におおむね沿った姿になると見込まれる。

平成15年度については、構造改革を強力に進める中で、平成14年度補正予算、税制改革における減税等の効果の発現に加え、世界経済も徐々に回復していくことなどから、輸出や生産が再び上向き、企業収益が増益を維持するなど、企業部門も緩やかに回復する。こうしたことから、平成15年度の我が国経済は、民間需要中心の緩やかな回復へと次第に向かっていくものと見込まれる。ただし、所得・雇用環境については、厳しい状況が継続する。デフレについては、物価の下落は継続するものの、需給の回復等により、デフレ圧力は徐々に低下していくと見込まれる。

平成16年度については、本基本方針で示した構造改革を強力に進め、不良債権問題を終結させることを目指すとともに、引き続きデフレ克服に向けた総合的な取組を進める中で、デフレは改善され、民間需要中心の緩やかな回復過程を辿るものと考えられる。

(当面の経済財政運営の考え方)

「改革と展望―2002年度改定」では、平成16年度までの集中調整期間において、最も重要な課題は資産デフレを含めデフレの克服であるとしており、そのため、民間需要、雇用の拡大に力点をおいた構造改革を中心に改革を加速するとともに、金融面など総合的な対応が重要であるとしている。政府は、こうした「改革と展望―2002年度改定」の考え方に立って、日本銀行と一体となって、デフレ克服に向け、強力かつ総合的な取組を実施する。経済情勢によっては、大胆かつ柔軟な政策対応を行う。

政府は、「3つの宣言」を実現するため、引き続き、規制、金融、税制及び歳出の構造改革を一体的かつ整合的に実行することにより、民間需要が持続的に創出される環境を整備していく。

規制面については、構造改革特区を突破口としながら、国民生活に直結した分野での改革を徹底し、成長分野における潜在需要を喚起する。

金融面については、平成16年度における不良債権問題の終結を目指し、「金融再生プログラム」に基づく諸施策を着実に実施することにより、金融仲介機能の回復を図り、資源の新たな成長分野への円滑な移行を可能にする。また、今後とも、金融システム不安を起こさせない。

税制面については、引き続き、持続的な経済社会の活性化を目指し、将来にわたる国民の安心を確保する税制への改革を進める。

歳出面については、民間需要創出に力点を置いた大胆な重点化を行うとともに、社会保障制度改革等と併せ、持続可能な財政構造を構築することを通じて、国民の将来不安を払拭し消費や投資を喚起する。

財政投融資については、構造改革に資する分野に対象事業の重点化を図りつつ、経済金融情勢を踏まえ、真に政策的に必要と考えられる資金需要には的確かつ弾力的に対応する。

これらの取組や雇用制度改革を通じ、雇用機会の創造を図る。

日本銀行は、これまで日銀当座預金残高の増額や長期国債買入れの増額など、量的緩和政策を行ってきた。また、金融政策運営の基本的な枠組みについて、金融緩和の波及メカニズムを強化する観点から、様々な措置について幅広く検討を進めつつ、必要な措置を講じているところである。政府は、引き続き、「改革と展望―2002年度改定」に沿って、デフレ克服に取り組むこととしており、日本銀行においても、できる限り早期のデフレ克服を目指し、実効性ある金融政策運営を行うよう期待する。

(2) 中期的な経済財政運営の考え方

経済活性化とデフレの克服に向け、民間需要、雇用の拡大を最重視した構造改革を加速するとともに、政府・日本銀行一体となってできる限り早期のプラスの物価上昇率の実現に向けて取り組む。

また、「改革と展望」に沿って、2006年度までの政府の大きさ（一般政府の支出規模のＧＤＰ比）が2002年度の水準を上回らない程度とすることを目指す。

さらに、2007年度以降も、それ以前と同程度の財政収支改善努力を継続するとともに、民間需要主導の着実な成長を実現することにより、国と地方を合わせたプライマリーバランスを、2010年代初頭に黒字化することを目指す。

2. 平成16年度予算における基本的な考え方

「官から民へ」、「国から地方へ」といった改革を全面的に推進する。また、財政規律を維持しながら民間需要や雇用を創出するために、予算を「根元」から見直し、大胆なメリハリをつけ、将来のために活用する。さらに、持続可能な財政の構築に向け、簡素で効率的な政府を実現する。

(1) 歳出改革路線の堅持と財政の持続可能性の確保

・「改革と展望」において示された「政府の大きさ（一般政府の支出規模のＧＤＰ比）は現在の水準を上回らない程度とすることを目指す」との方針を踏まえ、平成15年度予算は一般会計歳出及び一般歳出ともに実質的に平成14年度の水準を下回るものとなった。現在の財政の状況に鑑み、平成16年度予算においても、昨年度同様の歳出改革路線を堅持する。また、国債発行額についても極力抑制する。

・また、特別会計や地方を含めて捉え、政府の大きさ（一般政府の支出規模のＧＤＰ比）を極力抑制することを目指す。

(2) 予算編成に当たっての重点と抑制の考え方

① 重点化の考え方

予算の配分に当たっては、民間需要を誘発する政策、より少ない財政負担で民間主体の投資を喚起する政策等、民間の潜在力を最大限引き出す政策を重視する。具体的には、ある目標に向かって、民間のイニシアティブを引き出すための以下のような政策と予算との組合せ（政策群）という手法を重視し、効果を最大限発揮させる。

・規制改革や構造改革特区の円滑な推進、市場環境整備

・民間資金や民間ノウハウ、ＮＰＯ等を活用して実施する、ＰＦＩ（民間資金等活用事業）、官民協力型事業、公設民営、民間委託、産学連携

・新事業創造・起業の加速

また、「第２部　構造改革への具体的な取組」を促進するとともに、下記の「活力ある社会・経済の

実現に向けた重点４分野」（「基本方針2002」）の考え方に沿い、施策を集中する。ただし、「(3)　主要予算の改革」も踏まえ、政策効果が最大限発現するよう、これまでの実績・評価を考慮して、重点分野においても施策の絞込み（重点化・効率化）を行う。

＜活力ある社会・経済の実現に向けた重点４分野＞

（ｉ）　人間力の向上・発揮―教育・文化、科学技術、ＩＴ

（ii）　個性と工夫に満ちた魅力ある都市と地方

（iii）　公平で安心な高齢化社会・少子化対策

（iv）　循環型社会の構築・地球環境問題への対応

②　抑制の考え方

予算全体について、物価動向に加え、行政サービスの簡素化・効率化を織り込み、単価を引き下げる。総人件費の抑制については、徹底した増員の抑制と一層の定員削減に努める。また、人事院・人事委員会等においては、地域ごとの実態を踏まえた公務員給与のあり方の具体的見直し内容を早急に明らかにするよう、要請する。

国庫補助負担金、地方交付税、税源移譲を含む税源配分の見直しからなる「三位一体の改革」を推進する中で地方向け補助金等の廃止・縮減等の改革を行う。組織の整理統合・業務の効率化等を更に推進し、特殊法人等向け財政支出を厳しく抑制するほか、独立行政法人の業務実績の厳格な評価を予算に反映する。

(3)　主要予算の改革

歳出の聖域なき見直しのためには、緊要性・政策効果等について「根元」から洗い直し、「官から民へ」、「国から地方へ」、「利用者選択の拡大へ」、「ハードからソフトへ」といった基本的な考え方に沿って、効率化・削減を強力に推進する必要がある。このため、概算要求段階から、以下の観点に立った歳出構造改革に取り組む。その際、政策評価等の結果を一層活用する。

①　社会保障

社会保障については、一般歳出の約４割を占め、年々増加する社会保障関係費の伸びの抑制が財政上の最大の問題である。このため、概算要求段階及びその後の予算編成過程において、社会保障関係の自然増を放置することなく、「第２部　5. 社会保障制度改革」を踏まえ、年金をはじめ医療・介護・その他の分野の制度改革等や近年の物価・賃金動向等を踏まえた給付・コストの見直しにより、その抑制を図る。

②　雇用関連

若年失業及び長期失業防止、並びに観光などサービス産業を中心とする新規雇用機会の創出に関する施策に重点化する。また、多様な働き方の実現や円滑な労働移動を可能とするため、大胆に政策転換する。国の一律的な対応から、民間委託など民間の積極的活用、地域の実情を踏まえた施策の実施に取り組む。

・雇用維持支援・雇入助成から労働移動支援・ミスマッチの解消へ、生活支援から早期再就職支援等の自立支援に重点化する。

・雇用保険３事業等の既存の施策、ハローワークにおける実施体制を、上記の観点から見直す。

③　科学技術

国際競争力の強化、安心・安全で快適な社会の構築等に向け、科学技術分野における資源配分を更に大胆に見直す。その際、更なる質的向上を図る観点から、総合科学技術会議の方針にのっとり、施策の

優先順位の明確化を図り、重複を排除するとともに、重点4分野(ライフサイエンス、情報通信(ＩＴ)、環境、ナノテクノロジー・材料)への更なる重点化と、その他分野（エネルギー、製造技術、社会基盤、フロンティア）における一層の効率化・合理化等を図る。

・一般会計はもとより特別会計を含め、科学技術予算全体について、総合科学技術会議が行う予算の優先順位付けを予算に反映する。その際、研究基盤の充実、未来の産業競争力の確保・強化、安心・安全で快適な生活の実現に資する研究予算に配慮する。

・特殊法人等整理合理化計画（平成13年12月19日閣議決定）に基づき、原子力、宇宙、海洋関係の研究機関等の整理合理化を大胆に進め、研究開発等の重複を徹底して省くとともに、業務の効率化を推進する。

・競争的資金について、プログラム・オフィサーやプログラム・ディレクターを配置する等資金配分・評価体制を整備する。

・政府系研究所への予算配分を見直すとともに、必要に応じて民間部門への外部委託を図る。

・科学研究費補助金については、民間も含め学術の振興に寄与する研究を行うすべての研究者が応募できるよう、年齢や所属組織に関わりなく研究内容が評価され、資金配分される研究体制に改革する。

・独立行政法人等の科学技術関係業務について、総合科学技術会議がその概要を把握した上、主要なものについて検討し、見解をまとめ、資源配分に反映する。

④　教育・文化

義務教育から大学までの教育の質を高めるため、競争環境の一層の整備、地方の自主性の尊重等を通じた教育改革を推進する。

・初等中等教育については、今まで以上に児童生徒に対する教育投資の質の向上を図り、投資効果を高めることを目指す。地方の自主性を一層尊重するとともに、学校や教員の個性と競争を重視する。

・大学内部、大学と民間の競争環境を整備する。大学への支援について、既存の支援策を見直し、競争原理に基づく支援に大胆にシフトする。

・既存の補助等の施策を見直すとともに、適切な受益者負担を求める一方で意欲・能力のある個人を支援する。

・文化芸術については、「官と民」・「国と地方」の役割の見直しや費用対効果の検証等を進め、その振興、支援の重点化を推進し、国内外の人々を魅了する我が国の文化力の向上を図る。

⑤　社会資本整備

公共投資については、景気対策のための大幅な追加が行われていた以前の水準を目安に、その重点化・効率化を図っていくとの「改革と展望」を踏まえつつ、更なる重点化・効率化を推進し、コストの縮減等を図る。また、各省間の重複投資を整理するとともに、政策目的に照らし、費用対効果の観点を踏まえ、農林水産関係分野をはじめ公共事業から公共事業以外の政策手段への転換（ハードからソフトへの転換）の努力を更に進める。

・「平成14年度予算編成の基本方針」（平成13年12月4日閣議決定）及び「平成15年度予算編成の基本方針」（平成14年11月29日閣議決定）における厳しい見直しを行うべき分野について、一段と厳しく抑制する。

・森林整備保全事業計画などの公共事業関係計画について、計画策定の重点を事業量から成果目標へ変更する。

・今後5年のコスト縮減目標の達成に向け、コスト構造改革に取り組み、その効果を予算に反映する。また、国等の契約における中小企業への契約目標については、政府調達の公正性と経済合理性や効率

的な予算執行の確保といった視点を十分踏まえて、その在り方を検討する。

・効果的でより質の高い社会資本を整備するため、ＰＦＩ（民間資金等活用事業）の導入を促進する。このため、各府省は、目標や導入対象等を明確化し積極的にＰＦＩ（民間資金等活用事業）を活用する。

・機能類似の事業については、府省間の一層の連携・調整を図り、効率的整備を推進する。

ｳ) 農林水産関連

市場重視の観点から、個性や付加価値の高い生産を活発化する。また、施策を意欲と能力ある経営体に集中することにより、零細な生産構造からの脱却と真に消費者を起点とした政策転換に向けた農業構造改革を更に推進する。

・農協改革については、経済事業等広範な農協系統事業の抜本的改革を促進し、農業者、消費者から競争の中で選択してもらえるようにする。

また、行政と農協系統との関係については、安易な相互依存とならないようにするとともに、行政運営の上で農協系統と農協以外の生産者団体とのイコールフッティングを確保する。

・米政策については、消費者重視・市場重視の視点に立って、水田農業の構造改革を進めるとともに、財政負担の費用対効果を最大とするような、効率的な財政措置による政策運営を実現する。

・農業委員会、農業改良普及事業等の地方組織のスリム化を早急に進める。

ｴ) 地方財政

「三位一体の改革」を推進し、国の方針と歩調を合わせつつ、地方歳出の徹底した見直しを行い、地方財政計画の規模の抑制に努めるとともに、引き続き交付税の算定方法を見直す。

ｵ) 環境関連・その他

・循環型社会の構築・地球環境問題への対応に当たっては、関係府省、研究機関等への重複支出を整理する。

・「バイオマス・ニッポン総合戦略」（平成 14 年 12 月 27 日閣議決定）に掲げた目標達成に向けた取組工程等の策定や評価基準の明確化を行い、予算に反映させるなど、環境を重視した施策への転換を推進する。

・大規模施設整備が進められているごみ焼却施設については、稼働率やエネルギー利用等も考慮して、より効率的・効果的な整備に努める。

・ＯＤＡ等については、前年度（「基本方針 2002」）と同様の考え方で対応することとし、その内容を厳しく精査するとともに戦略化・効率化を進める。

紙 1）

「530 万人雇用創出プログラム」の具体的な施策

ビジット・ジャパン・キャンペーン」の推進、都市と農山漁村の共生・対流を含む魅力ある観光交流空間づくり、休暇の取得促進・分散化等、訪日及び国内観光の振興による観光立国の実現

優秀なコンテンツ・プロデューサーやクリエーター、デザイン・マネジメント等の人材の育成

ニステティック等個人サービスにおける民間を活用した資格制度の導入の検討

経営、ベンチャー、事業再生等の高度専門人材の育成支援

農林水産業（いわゆる緑の雇用なども含む）、造船業、物流業等における次代の担い手たる人材の育成支

―情報通信分野における、放送デジタル化の推進、ベンチャー企業支援、情報通信人材の育成支援
―生活支援輸送関連サービス（ライフモビリティ・サービス）の普及促進
―住宅性能評価の推進、不動産取引価額等の情報提供の充実、住宅リフォーム関連情報提供の充実、耐震性が確保された長寿命の住宅の整備促進、住宅関連サービスの人材育成の推進
―ネットワーク型保育を含む事業所内保育施設の設置促進、地方自治体等による子育て・保育サービスに関する情報提供の強化
―低利融資・債務保証等を活用した民間によるいわゆる「安心ハウス」の整備促進、施設・在宅の枠組みを超えた新たな住居型高齢者介護サービスの提供
―医療の情報化の推進（電子カルテ・電子レセプトの普及、医療情報の院外保存、医療情報関連サービスの普及推進等）、患者の選択の幅の拡大（特定療養費制度の見直し）
―司法制度改革等による専門職人材の充実や法律事務職員（パラリーガル）等の支援人材の育成
―地球温暖化対策への対応、その他環境サービスの推進
―若年者のためのワンストップ・サービスセンターの設置、キャリア・コンサルタントの養成・活用、地域雇用受皿事業特別奨励金の活用

（別紙2）

国庫補助負担金等整理合理化方針

事務事業及び国庫補助負担金の在り方については、「改革と展望」の期間中において、1の基本方針に沿って見直しを行う。重点項目の改革工程は、2に掲げるとおりである。

1 「改革と展望」の期間中における基本方針

事務事業及び国庫補助負担金の在り方の見直しに関する「改革と展望」の期間中における基本方針は、以下のとおりである。

(1) 国庫補助金の廃止・縮減

① 国庫補助金については、原則として廃止・縮減を図っていく。

② 国庫補助金のうち、補助率が低いもの（3分の1未満）又は創設後一定期間経過したものについては、廃止又は一般財源化などの見直しを行う。

(2) 国庫負担金の廃止・縮減

① 国が一定水準を確保することに責任を持つべき行政分野に関して負担する経常的国庫負担金については、国と地方公共団体の役割分担の見直しに伴い、国の関与の整理合理化等と併せて見直し、社会経済情勢等の変化をも踏まえ、その対象を真に国が義務的に負担を行うべきと考えられる分野に限定していく。

② 総合的に樹立された計画に従って実施させるべき建設事業に係る国庫負担金については、従来のシェア配分にとらわれずにその対象を国家的なプロジェクト等広域的効果を持つ根幹的な事業などに限定するなど、投資の重点化を図るとともに、住民に身近な生活基盤の整備等に係る国庫負担金については類似した奨励的補助金も含めて国の補助負担対象の縮減・採択基準の引上げ等を図り、地方の単独事業に委ねていく。

この場合において、全国的に一定の整備水準が達成された事業に係る国庫負担金については、廃止・縮減する。

(3)　国庫補助負担金を通じた廃止・縮減等

以下の方針により、国庫補助負担金の廃止・縮減を推進するとともに、地方の自主性を高める観点から、国の義務付けの縮減、交付金化、統合メニュー化、統合補助金化、運用の弾力化等の改革を進める。

①　地方公共団体の事務として同化、定着、定型化しているものに係る補助金等、すなわち、法施行事務費、公共施設の運営費・設備整備費をはじめとする地方公共団体の経常的な事務事業に係る国庫補助負担金については、原則として、一般財源化を図る。

また、人件費補助に係る補助金、交付金等については、当該職員設置に係る必置規制等を見直すとともに、特定地域に対する特別なものを除き、一般財源化等を図る。

②　国庫補助負担金が少額のもの、地方公共団体が行う事務・事業全体に係る経費のうち国庫補助負担事業部分が一部にすぎないもの等については、原則として、廃止又は一般財源化を図る。

③　投資的経費に対する国庫補助負担金については、特に、公共事業に係る国の関与を重点化する観点から、以下のとおり、廃止・縮減する。

（ⅰ）　市町村事業への国庫補助負担金は、全国的な見地等からの検討が必要なものを除き、原則として縮減する。

（ⅱ）　広域性や重要性に応じて対象公共施設に区分が設けられているものについては、その性格に応じて国庫補助負担金の重点化を行う。

（ⅲ）　既に完成した社会資本の維持管理や既存ストックの更新は、管理主体が自らの財源で責任を持って行うことを原則として、地方公共団体の自主性に委ねていく方向で検討する。維持補修や日常的な改良工事等小規模なものや効果が地域的に限定されるもの等については、施設の性格も踏まえ、順次廃止・縮減する。

（ⅳ）　公共事業の各分野の特性を踏まえつつ、一定の目標の下に段階的に採択基準の引上げ等の見直しを検討する。

(4)　以上の基本方針に基づき、対象となるすべての国庫補助負担金について平成16年度予算から厳しく見直しを実施するとともに、予算編成後に実施状況のフォローアップを行う。

特に、上記（1）については、平成16年度予算において削減目標を設定して廃止・縮減を推進するとともに、(3) ①及び②については、「改革と展望」の期間の中で可能な限り速やかな実現に努める。これら以外の項目についても着実な推進を図る。

2　重点項目の改革工程

事務事業及び国庫補助負担金の在り方の見直しに関する「改革と展望」の期間中における重点項目の改革工程は、以下のとおりである。

【社会保障】

○　新しい児童育成のための体制の整備

①　近年の社会構造・就業構造の著しい変化等を踏まえ、地域において児童を総合的に育み、児童の視点に立って新しい児童育成のための体制を整備する観点から、地域のニーズに応じ、就学前の教育・保育を一体として捉えた一貫した総合施設の設置を可能とする。

②　児童の教育・保育に従事する者は、当分の間、それぞれの資格を認めることとしつつ、将来的に幼稚園教諭と保育士の双方の資格を併せ持つことを要することとし、当面、双方の資格が取得しやすいような方策を講ずる。

③　①及び②の実現に向けて、関係省庁において平成18年度までに検討するとともに、関連する負担金

の一般財源化など国と地方の負担の在り方について、地方公共団体の意見を踏まえ、上の検討と並行して検討を進め、必要な措置を講ずる。

○　保健所長医師資格要件の廃止

保健所長の医師資格要件については、地方の自主性の拡大の観点に立って検討会で検討を進め、平成15年度中に結論を得る。

○　保険制度、サービス水準の見直し

増大する社会保障分野の補助負担金の抑制等に向けて、医療制度において、公的医療費の伸びの抑制等に取り組むとともに、介護保険制度を持続可能なものとするため、法施行後5年を目途とした見直しとして、給付と負担の見直し等に取り組むほか、生活保護その他福祉の各分野においても、制度、執行の両面から各種の改革を推進する。

介護保険事務費交付金については、一般財源化に向けて、地方公共団体における要介護認定に係る事務の定着状況や、地方公共団体の意見を十分に踏まえて検討し、必要な措置を講ずる。

【教育・文化】

○　義務教育費国庫負担制度、教員給与の一律優遇の見直し

地方分権を推進し義務教育に関する地方の自由度を大幅に高めるため、平成14年12月の「総務・財務・文部科学3大臣合意」及び「国と地方に係る経済財政運営と構造改革に関する基本方針」で示された工程に従い、以下のとおり、引き続き義務教育費国庫負担制度等の見直し・検討を着実に推進し、必要な措置を講ずる。

①　義務教育に関する地方の自由度を大幅に拡大する観点から、平成16年度に義務教育費国庫負担制度の改革（例えば定額化・交付金化）のための具体的措置を講ずるべく、所要の検討を進める。

②　義務教育費に係る経費負担の在り方については、現在進められている教育改革の中で中央教育審議会において義務教育制度の在り方の一環として検討を行い、これも踏まえつつ、平成18年度末までに国庫負担金全額の一般財源化について所要の検討を行う。

③　学校栄養職員、学校事務職員については、義務標準法等を通じた国の関与の見直し及び義務教育費国庫負担制度の見直しの中で、地域や学校の実情に応じた配置が一層可能となる方向で検討を行う。

④　退職手当、児童手当等に係る国庫負担金の取扱いについては、平成16年度予算編成までに結論を得る。

⑤　教員給与については、平成16年度からの国立学校準拠制の廃止に伴う給与体系の見直し、及び平成18年度に実施される予定の公務員制度改革（能力・業績を適正に評価し、処遇に反映）と歩調を合わせた教員給与制度の一層の見直しを進める中で、教員の一律処遇から、能力等に応じた処遇システムへの転換に向けた検討を行う。

○　学級編制の基準の設定権限等の県から市への権限移譲

県と政令市間の県費負担教職員制度の見直し、学級編制の基準の設定権限の移譲については、関係道府県及び政令市等関係方面の理解を得つつ、平成15年度内に意見を集約し、その結果を踏まえ、実現を図る。

政令市立の高等学校及び中核市立の幼稚園の設置認可の見直しについては、認可制を届出制とすることにつき、関係各方面の意見を平成15年度内に集約し、その結果を踏まえ、実現を図る。

【公共事業】

○　地方道路整備臨時交付金の運用改善

地方道路整備臨時交付金については、地方公共団体がより主体的に事業を実施できるよう、平成15年

度より国費と地方費の割合を個別事業（要素事業）ごとに固定せず、都道府県内の個別事業費の総額について適用する取扱いとする。

○　市町村事業等に係る国庫補助負担事業の原則廃止・縮減

平成15年度に引き続き、平成16年度以降においても、採択基準の引上げ、補助金の統合化、補助対象の重点化等を実施する。平成16年度における採択基準の引上げ幅については、具体的に定める。

○　事業主体としての国と地方の役割分担の明確化

維持管理に関する直轄事業負担金については、地方分権推進計画に基づき、引き続き、段階的縮減を含め、見直しを行う。

直轄事業負担金に係る事務費については、地方分権推進計画に基づき、引き続き、国直轄事業と国庫補助事業の事業執行の在り方等も踏まえつつ、対象となる経費の内訳や範囲等について均衡のとれたものとなるよう、更に見直しを行う。

【産業振興その他】

○　農業委員会・改良普及事業

農業委員会については、必置基準面積を大幅に引き上げるとともに、選挙委員の法定下限定数を引き下げる（次期通常国会に法律改正案を提出予定）。あわせて、農業委員会の組織のスリム化、効率化を進め、これに沿った交付金の縮減を行う。

協同農業普及事業については、普及センターの必置規制を廃止するとともに、普及手当支給の上限規定を廃止する（次期通常国会に法律改正案を提出予定）。あわせて、普及事業の重点化・効率化、普及職員の資質向上等により組織のスリム化を進め、これに沿った交付金の縮減を行う。また、林業普及指導事業、水産業改良普及事業についても、協同農業普及事業に準じた見直しを行う。

なお、改革の進展状況を踏まえつつ、平成18年度までに、地方の自主性の拡大の観点に立って、交付金について一般財源化等その在り方等について所要の検討を行い、結論を得る。

○　交通安全対策特別交付金の見直し

交通安全対策特別交付金については、国の関与を縮減する観点から、道路交通法の国の報告徴収及び国への返還の規定を廃止する。

また、現在反則金の対象としている違法駐車に関する法制度の在り方の検討に当たっては、国の関与を縮減するという三位一体の改革の観点も踏まえ、平成15年中を目途に結論を得る。

資料7

経済財政運営と構造改革に関する基本方針2002

第1部　構造改革の推進と我が国経済社会の活性化

この1年、政府は「今後の経済財政運営及び経済社会の構造改革に関する基本方針（平成13年6月26日閣議決定)」（以下、「基本方針」という）を起点として広範な構造改革を推進するとともに、景気・雇用情勢に適切に対応してきた。こうした取組みにより悪化傾向を続ける経済と財政のトレンドに、一定の歯止めをかけることに成功した。

この1年の成果の上に立ち、経済と財政の改善傾向をさらに確実なものとするとともに、国民が将来を安心できる確固とした経済社会を構築するために、新たな段階に歩を進める。

先ず第1に、税制改革や地方行財政改革、社会保障制度改革などを着実に推し進め、「経済社会の活力」を高めるとともに、「全ての人が参画し負担し合う公正な社会」を構築していく。

第2に、「負担に値する質の高い小さな政府」を実現するために、歳出改革を加速する。

第3に、この一両年の経済運営における最重要課題である「デフレの克服」を目指し、政府・日本銀行が一体となって強力かつ総合的な取組みを行うとともに、構造改革特区の創設などからなる「経済活性化戦略」を推進する。こうした取組みにより、日本経済を強い産業競争力に裏打ちされた「民間需要主導の本格的な回復軌道」に乗せる。

改革第2段階においては、これまでの1年を上回るさらに困難な諸課題に、官民挙げて取り組んでいくことが求められている。本方針は改革第2段階における「経済財政運営と構造改革に関する基本方針」を明らかにするもの（いわば「基本方針第2弾」）である。

1. 構造改革の推進

政府は、昨年6月、構造改革の基本戦略である「基本方針」を決定した。その内容は、経済社会の活性化を目指した「7つの改革プログラム」、社会資本整備・社会保障制度・地方行財政の構造改革など広範かつ抜本的なものである。「基本方針」は「改革なくして成長なし」、「民間でできることは民間に、地方でできることは地方に」の考え方の下、長期にわたり低迷を続ける経済、金融機関の不良債権問題、大幅な財政赤字と膨張する政府債務など、経済財政全般の諸問題を構造改革を推進することによって克服することを目指す方針を示した。

その後、財政面では、同8月に、14年度概算要求基準において改革断行予算の枠組みを示すとともに、同12月には、我が国経済の現状及び見通し等を踏まえた14年度予算の基本方針と主要分野毎の方針等を内容とする「予算編成の基本方針」を策定した。そして、こうした改革への取組みを具体的に反映した14年度予算が編成された。

また、「基本方針」で示した諸改革を早急に推進するため、改革工程表（同9月）によって、500以上の事項について、具体的なスケジュールを示した。

さらに、本年1月には、「構造改革と経済財政の中期展望」（以下、「改革と展望」という）を決定し、構造改革を推進することにより中期的に実現を目指す経済社会の姿（2004年度以降、実質1½%程度以上、名目2½%程度以上の成長が可能等)と、財政健全化の道筋(「政府の大きさは現在の水準を上回らない」、「2010年代初頭にはプライマリーバランスが黒字化」等）を示した。

2. 経済の現状と課題

政府は、構造改革を推進する中で、昨年９月の米国同時多発テロ事件等による景気の悪化、我が国経済のデフレの進行、失業率上昇などを受けて、同10月には、雇用・中小企業等に係るセーフティネットの充実を中心とした「改革先行プログラム」を、また、同12月には構造改革を更に加速するとともに、デフレスパイラルを回避するため「緊急対応プログラム」をそれぞれ決定し、着実に実施している。また、本年２月には、デフレ状況が続く中で、不良債権処理の促進、金融システムの安定など金融面での対応を内容とする「早急に取り組むべきデフレ対応策」をとりまとめた。

現在、我が国の景気は、依然厳しい状況にあるが、在庫調整の進展や海外経済の回復傾向のなか、上記両プログラムに伴う２回の補正予算編成を含め各般の措置を講じてきたこともあって、ようやく底入れを迎えた。しかし、雇用・所得環境は依然厳しく、不良債権問題の正常化やデフレの解消に向けた取組みが引き続き重要な課題である。また、大幅な財政赤字の存在は、内外から我が国経済に対する不安を惹起している。

今後、この１年の成果の上に立ち、改革第２段階では、経済と財政の改善傾向を確実なものとするため、これらの諸課題に取り組んで行かなければならない。

3. 経済社会の活性化に向けて

経済財政諮問会議は、本年初より、「改革と展望」が示す持続可能で活力ある経済社会の構築を目指して、①経済・産業の再生に向けた「経済活性化戦略」、②転機を迎えている経済社会の活力を引き出す「税制改革の基本方針」、③歳出を厳しく抑制し「負担に値する小さな政府」を目指す「歳出構造の改革」及び④15年度財政運営について審議してきた。

第１に、経済の活性化戦略について、特に、産業競争力再生の観点から６つの戦略（技術力、人間力、経営力、産業発掘、地域力、グローバルの６戦略）と計30の具体的行動計画を提示した（第２部）。これは、これまで示された「基本方針」、「改革と展望」などと併せて、構造改革の一部となるものである。この活性化戦略のポイントは、①高い技術力や知識力を活かし、経営資源と技術資源の「選択と集中」を行うことが、産業競争力を強化し、②規制改革を通じた「民業拡大」が新たな市場を創造し、消費者の潜在需要を実現することである。この「選択と集中」、「民業拡大」が戦略の基本思想である。

第２に、税制改革である（第３部）。今回の税制改革では、21世紀にふさわしい包括的かつ抜本的な改革を行い、広く、薄く、簡素な税制を構築することなどを目指す。この改革は、①日本経済の活力の回復を最重視する、②多様なライフスタイルの下で、国民の一人一人が個性と能力を十分に発揮する、③歳出改革と一体として進める、④社会保障制度改革と整合性をとって進める、⑤地方行財政制度の改革と一体として進める、⑥すべての人・企業が公正に負担すると同時に、真に必要な場合には、低所得層等に配慮する、という６つの視点に立って、検討を行うものである。

第３に、歳出構造の改革である（第４部）。歳出構造の改革は、経済の活性化や大幅な財政赤字への対応において必要不可欠である。具体的には、①公共投資の配分の重点化・効率化等の観点からの社会資本整備の見直し、②「生涯現役社会」や「男女共同参画社会」など社会の変化に対応した社会保障制度への変革、世代間・世代内の公平、給付と負担のバランス等の課題を踏まえた持続可能な制度の構築、③国の関与の縮減と地方の権限と責任の拡大等の観点から地方行財政改革を強力かつ一体的に実施すること、さらに、④食料産業の全体を視野に入れた改革、民間委託・ＰＦＩ等を通じた公的部門の生産性向上・効率化、「官から民へ」の促進、等である。

第４に、本年１月の「改革と展望」を踏まえ、上記第１から第３の改革を前提に中期的な経済財政運営の

方針を示すとともに、経済状況とそれへの対応及び当面の経済財政運営の考え方を示す（第５部）。「改革と展望」で示した中期的な歳出改革（質の改善と歳出抑制）を加速するとともに、「経済活性化戦略」、経済社会の活力を引き出す包括的かつ抜本的な「税制改革」を三位一体で推進することなどにより、中期的に民間需要主導の着実な経済成長を実現する。

また、底入れしている景気の下で構造改革を進め、デフレを克服しながら民間需要主導の持続的な経済成長につなげていくことにより、経済の活力を再生する。

15年度予算は、活力ある経済社会と持続的で安心できる財政構造の実現に向けての試金石となる。総額は厳しく抑制しつつも、経済の活性化戦略に沿った「選択と集中」による大胆な資源配分を行うため、歳出を「根元」から変革する必要がある。

第２部　経済活性化戦略

1. 経済活性化戦略の基本的考え方

（産業競争力低下の原因）

日本の経済社会は今、大きな転換点にある。産業競争力は、90年代初と比べて大幅に低下した。その原因は、経営力の面での効率性や透明性が低いこと、基礎的科学技術の研究・開発の成果が産業化に結び付いていないこと、平等主義、年功序列といった硬直的な仕組みや慣習の中で個性や能力のある人材を十分に活かしきれていないことにある。

一方で、新たな需要を創造する力も低下しており、消費者の国民生活に対する満足度も低い。また、国の過度な関与と地方の個性の喪失の中で、地域の活力も失われつつある。

グローバル化への対応も遅れている。ＩＴの著しい進歩とアジア諸国の発展は日本経済をとりまく環境をも大きく変えた。ＩＴの進歩は、企業経営を含む社会経済活動のあり方を大きく変革させるだけでなく、世界的なレベルで競争力の地殻変動を生み出している。つい昨日まで日本でつくられていたモノが中国をはじめとするアジアの国々にその産業立地を移しつつある。

21世紀の新しいフロンティアの拡大と生産資源のダイナミックな再配分を通じた産業競争力の再構築なしには、豊かな国民生活を維持することはできない。

（経済活性化に向けて取るべき戦略）

問題を抱えながらも日本経済の潜在的な力量は依然として高い。高度成長を生み出した日本人経営者の勇敢な行動と決断、傾斜生産方式にみられる選択と集中、品質と消費者志向を誇る日本の技術力といった特質を活かせば日本は必ず甦る。既に企業活動の面では、大胆な事業・企業組織の再編、産学官での連携など新たな動きが現れ始めており、国民生活の面でも、医療・社会福祉、教育の分野でも利用者の選択肢の幅が拡がりつつある。

薄明かりが見えつつある新世紀への突破口を、今着手している構造改革を徹底化・迅速化することにより、大きく広げなければならない。特に人間力を高め、一人一人の能力が十分に発揮されることが重要である。また、新しい技術と潜在的需要（ウォンツ）の出会いを促進し、政策資源のダイナミックな再配分を国民経済レベルで行い、持続的な経済成長を生み出す。日本社会の再設計（ソーシャル・リエンジニアリング）としての「構造改革」の意義はここにある。

その際、第１に、「民間ができることは、できるだけ民間に委ねる」との原則の下に、民営化や規制改革を通じて、経済活動の主体を「官」から「民」へ移し、民業を拡大する。第２に、政府の役割を、市場活動を邪魔しないよう裁量型から事後監視型に変える。その際、司法制度改革を総合的かつ集中的に推進し、社会的インフラとしての司法機能を充実・強化する。一方で、政府は、地球規模の環境問題への対応や技術基盤の強化など「市場の失敗」を補完する必要がある。グローバル化した世界経済の中で、企業活動にとっていかに魅力ある環境を整備できるか、この点で政府もまた企業と並んで国際競争にさらされているといえる。第３に、消費者・利用者を起点とした多様な選択肢のある経済社会を構築することである。このためには、市場競争を促進するとともに、消費者・利用者が適切な選択を行えるよう、情報と評価を公開する。第４に、グローバル化の流れの中で活力を取り込むため、ＦＴＡを推進するなど、多くの国・地域との経済連携を深める。

産業競争力を再構築し、もって経済を活性化する戦略として、具体的には人間力、技術力、経営力、産業

発掘、地域力、グローバル化といった6つの重点課題に着目し、日本の強みを伸ばし、弱みを克服するための戦略を構築する。人間力、技術力、経営力は、産業競争力を強化し、供給力を強化する「成長」戦略である。産業発掘、地域力、グローバル化は、市場を開拓し、我が国の豊富な貯蓄を投資と消費の好循環に向ける「市場創造」戦略である。これら6つの戦略の下で具体的な30のアクションプログラムを実施し、経済を活性化する。

その際、(1)技術と市場の好循環、(2)製造業とサービス業の好循環、(3)日本とアジアの好循環、という「3つの好循環」を梃子に、相乗的かつ加速的に経済活性化を達成していくことが重要である。

(日本の経済社会の何が変わるか)

経済活性化戦略により日本の経済社会はどのように変わるのか。経済活性化により、豊かな自然環境、医療・介護サービス、子育て支援、安全・安心で美しい街並みや高品質な住宅、多様な情報・知識の入手など消費者の潜在需要を実現する財・サービスが新事業として発展していく。こうした新事業が次々と誕生する中で、企業の競争力が市場での成否を左右する。企業はワンセット主義から、選択と集中による企業戦略に転換する。経営者も年功序列の閉じた会社組織の中で選ばれるのではなく、外部評価などを通じて選ばれるようになる。

大学教員は、競争的環境の下で研究費を獲得し、経済社会との連携を深める。教育でも、年齢のみを基準とするのではなく、能力や個性に応じた多様な選択肢が拡がる。結果の平等主義から機会の平等が実現され、一人一人が何度も挑戦できる仕組みとなる。

空洞化への懸念に対しては、産業の保護ではなく国際競争の中で企業努力によってグローバル化をチャンスに変える。地方レベルでは、地域の特性を伸ばして産業の裾野を広げていく。

我々は時代の流れ、世界経済の変化を機敏にとらえ、以下に掲げるような具体的な経済活性化戦略を迅速かつ徹底して実行し、次の世代にも残せる豊かな経済社会を築いていかなければならない。

2. 6つの戦略、30のアクションプログラム

(1) 人間力戦略

経済成長も、社会の安定も結局は「人」に依存する。能力と個性を磨き、人と人の交流・連携の中で相互に啓発されることを通じて、一人一人の持つ人間力が伸び伸びと発揮され、活力あふれる日本が再生する。人間力向上のために、一人一人の基礎的能力を引き上げるとともに、世界に誇る専門性、多様性ある人材を育成し、国としての知識創造力を向上させる。また、職場、地域社会等での交流や対話を深め、人を育む豊かな社会を構築する。

(大学改革)

「知」の世紀をリードする大学の教育研究機能を高度化するため、国公私立を通じた大学改革を推進する。国立大学を早期に非公務員型法人に移行させるとともに、大学や教員・事務職員等を競争的環境に置き、能力主義を徹底し、大学の国際競争力、教育研究能力を高める。

・文部科学省は国立大学の法人化と教員・事務職員等の非公務員化を平成16年度を目途に開始する。
・文部科学省は国立大学の法人化を待たず、平成15年度より、大学・大学院、学部・学科の設置規制を柔軟化し、教育機関間の競争を活性化する。
・文部科学省は、国立大学の法人化後の大学・事務局運営における関与を極力行わない。
・国立大学の法人化後の大学運営について、複数の民間機関等により評価を実施する。
・文部科学省は平成14年度から、大学事務局幹部職員を含め、経営専門家等民間からの採用、大学事務

の外部発注を促進する。

・文部科学省は、国立大学の法人化を待たず、平成15年度から、弾力的な勤務形態（例えば週20時間勤務）による教官の任用を進め、兼業・起業を促進する。

・文部科学省は、研究は競争的環境を原則として、強化する。教育については、適正な受益者負担を求めつつ、大学への補助を一層重点的・競争的なものとするとともに、奨学金を充実する。

（時代の要請する人材育成）

科学技術の進展や経済社会システムの変革に応じて必要となる人材の育成が急務である。

・関係府省は、ＩＴやライフサイエンス等、高度な知識を要する分野での人材供給を平成14年度から強化することを通じて新分野人材育成を倍増する。

・文部科学省は、教員人事の流動性・多様性を高めるため、国立大学の法人化後の各大学において、公開公募制・任期制の積極的導入や他大学出身者・経験者の登用などについて、具体的目標を定め推進する。

・文部科学省、司法制度改革推進本部は、経営、法律、技術経営等の実務に携わる高度専門職業人養成を行う法科大学院などの専門職大学院（仮称）について平成16年度までに学生受入れに向けて制度を整備する。また、大学、大学院、専修学校等における実践的な職業教育を行うなど社会人の再教育等に柔軟に応える機能（いわゆるコミュニティ・カレッジ）を強化する。

・関係府省は、平成14年度から、旧国立研究所など公務員型独立行政法人について、その業務の内容により非公務員型独立行政法人化を進める。

・文部科学省は、外国の高等教育機関の対日進出を促す環境整備をする。

（個性ある人間教育）

学校や教員の個性と競争を通じて、基礎学力の維持・向上を図るとともに、地域や現場の判断により、個性や創造性の涵養を図る。また家庭や地域が教育の現場として果たす役割も大きい。

・文部科学省は、義務教育における学校選択制度を推進するとともに、平成14年度からコミュニティ・スクールの導入に向けた実践研究を推進する。

・文部科学省は、ＩＴ国民皆教育戦略として、義務教育におけるＩＴを活用した情報教育を平成14年度から推進する。また総務省及び文部科学省は、平成17年度までに公立小中高等学校等の全教室がインターネットに接続できるようにするなど、学校のＩＴ環境の整備を進める。

・文部科学省は、総務省、経済産業省と協力し、ネットワークを活用した教育用コンテンツの開発・充実、流通促進を通じ、教育の多様化・活性化を図る。

・文部科学省は、確かな学力を育成するため、平成14年度から習熟度別少人数指導、学力向上フロンティア事業、科学技術・理科大好きプランによる理科教育の充実等を推進する。また、社会人の活用等による心の教育の充実、家庭の教育力の向上等を推進する。

・文部科学省は、「英語が使える日本人」の育成を目指し、平成14年度中に英語教育の改善のための行動計画をとりまとめる。平成15年度から外国人の優秀な外国語指導助手の正規教員等への採用を促進する。

・文部科学省は、早期に新たな教員評価制度の導入を促進する。また、教員の一律処遇から、やる気と能力に応じた処遇をするシステムに転換する。

・文部科学省は、関係府省と連携し、平成14年度から学校内外を通じた奉仕活動・体験活動等を推進するための協議会等を整備するとともに、これらの活動を学校において単位認定する等の取組みを奨励する。

（高齢者、女性、若者等が、ともに社会を支える制度の整備）

能力に応じた賃金・就業体系の導入、ＮＰＯの役割の拡大等働き方を多様化・弾力化し、生涯現役でいられる社会の仕組みに変える。男女共同参画社会を構築し、女性が働くことが不利にならない制度設計にする。さらに、青少年期からの人間力の涵養のため、早い時期からの職業体験機会の充実等を図ること等を通じ、若年者雇用対策に万全を期する。

・厚生労働省は、有期労働契約や裁量労働制の見直し、派遣労働法制における対象範囲拡大、募集・採用における年齢制限廃止努力の徹底、有料職業紹介の規制緩和等労働制度を引き続き見直す。また、解雇の基準やルールについて、立法で明示することを検討する。

・厚生労働省は、雇用保険３事業について、平成15年度から、雇入助成の縮減、雇用維持支援から労働移動・能力開発支援への重点化等により、抜本的合理化を図る。

・厚生労働省は、年金をはじめとする社会保障制度について、持続可能で公平な制度の構築に向け、給付と負担のあり方等を抜本的に見直すほか、年金のポータブル化の拡充、短時間労働者に対する社会保険の適用拡大、第３号被保険者制度のあり方について見直す。

・厚生労働省は、平成14年度から、「働らコール」事業（全国の就職支援機関についての情報を提供する電話サービス）への支援、「ハローワーク・インターネットサービス」への求人企業名の掲載等を通じて就労等に関する多面的情報提供を充実する。

・厚生労働省は、民間活用によるキャリアカウンセリングを促進する。

・ＮＰＯ活動促進のための、現行ＮＰＯ税制の認定要件の見直しを検討する。

・厚生労働省、農林水産省、環境省及び関係府省は、若年者トライアル雇用、インターンシップ、「緑の雇用」の活用などによる職業体験機会の充実等を通じて、青少年等の職業理解を促進し、職業意識を醸成させる。

・厚生労働省、文部科学省は、若年者雇用を促進するため、学校と職業安定機関が緊密に連携しつつ、学校における就職支援体制の強化を図るとともに、不安定就労若年者等に対する効果的なカウンセリングの実施や職業訓練の一層の推進を図る。

・厚生労働省、関係府省は、長期連続休暇制度の導入促進に努める。

（健康寿命の増進）

長寿社会は、単に長寿であるというだけでなく、社会の支え手として元気に働き、生活を享受することができる期間が長いという健康寿命の増進が重要である。

・厚生労働省、経済産業省は、平成14年度から、ＩＴの活用による医療・健康情報の提供や健康づくり支援産業育成のための環境整備をする。

・厚生労働省は、平成14年度から「21世紀における国民健康づくり運動」を一層推進する。

・関係府省は、健康に対する食の重要性に鑑み、いわゆる「食育」を充実する。

・関係府省は、平成15年度から健康寿命の増進のための医療、健康、バイオテクノロジーの科学技術予算等の重点化を図る。

（挑戦者支援）

結果の平等主義から脱却し、男女ともに新たな挑戦や再挑戦がしやすい社会を構築するとともに、努力が報われるような仕組みを構築する。また、国民が世界の中で活躍する。

・文部科学省は、社会人を含む学生への奨学金を重視する。厚生労働省は、職業訓練については民間を活用するとともに、個人の能力開発については給付の重点化、貸付の積極的な活用により意欲の高い個人を対象とした効果的・効率的な支援制度とする。

参画会議は、女性の個性や能力が活用されるようなチャレンジ支援策を平成14年度中にとり
企業等における女性の能力発揮のための積極的取組みの推進等を図る。
省は、関係府省と協力して、平成14年度に、挑戦することの社会的認知向上のための企業改
創設する。
は、平成14年度から、障害者等がそれぞれの能力を発揮して然るべき報酬がもらえる仕組み
使いやすい情報通信機器・サービスの開発・普及などによる情報バリアフリー環境の整備、電
構築等の面で政府が障害者をパイロット的に雇用する事業の創設等、障害者の自立を支援する
体化する。
厚生労働省、経済産業省、国土交通省は連携して、平成14年度から、情報通信環境の高度化、
ュニティ形成、ビジネス環境整備、就業条件の確保等を通じて、テレワーク・ＳＯＨＯなど多
方を支援する。
省は、企業による離職者の再就職援助システム（企業の再就職あっせんや教育訓練に対する支
民による労働力需給調整機能の強化など、離職者の再就職インフラを強化する。

戦略

ノロジー、ＩＴ、バイオテクノロジー、環境をはじめとする先端分野で欧米と伍して競争でき
を強化・保護し、「世界の第1走者」たり続けることを目指す。民間主導の原則を踏まえ、民
き出すために、政府は、府省間の非効率や重複を排除しつつ、技術基盤の強化、制度の見直し
役割を担う。

への選択と集中）

ごとの割合が固定化するといったことがないよう、既存プロジェクトの見直しを進め、科学技
いて、技術の革新性、産業への波及性と発展性、事業実施可能性（民間資金の有無等）を踏ま
より、資源配分する。また、研究開発等にかかる制度整備を図る。
技術会議は、「平成15年度の科学技術に関する予算、人材等の資源配分の方針」においてライ
ンス等の重点4分野へのメリハリのある重点化を図る。
技術会議は、関係府省と協力して、基礎研究を重視するとともに、科学研究費補助金等の競争
割合を拡大する。また、競争的資金の成果について厳正な評価を行うなど、制度改革を推進す

は、財務省との協議の上で、平成15年度から科学研究費補助金等の研究開発資金を年度を越
の研究開発の進捗に合わせて柔軟に執行できるよう対応する。
税制、ＩＴ・環境投資促進税制措置の見直しを検討する。

学官連携の推進）

技術会議の定めた方針等を踏まえ、組織的な産学官の新しい連携を推進する。連携は大学と企
用であり、双方向的に実施する。
省は、平成14年度中に、研究成果物、知的財産権等の取扱いについて、産学官連携における
ールを整備する。
省は、平成14年度中に国有特許を民間へ譲渡する場合の価格決定ルールを設定する。また、平
度中に産業活力再生特別措置法に基づく委託研究先への特許権の帰属について、原則、関係府
委託費への拡大を図る。
省、経済産業省及び関係府省は、事業化支援や起業家育成（インキュベーション）事業の充実

等により「大学発ベンチャー1000社計画」を推進する（平成14年度以降3カ年）。

・文部科学省、経済産業省は、平成14年度以降も引き続き、民間人の大学への登用、産学におけるワンストップ窓口の整備など、大学等における連携推進体制を構築する。

・文部科学省、厚生労働省は、基礎研究の臨床への橋渡し研究の拡充や実験成果の共有等の内容を含む全国治験活性化3ヶ年計画を平成14年度中に策定し、産学官連携を推進するための基盤を整備する。

（産業化支援）

国家プロジェクト、政府調達等を通じて、「実用化段階」の研究開発に対して、リスク負担を軽減する。

・総合科学技術会議は、関係府省と協力し、高信頼ソフトウェア基盤開発プログラム、次世代半導体技術等次代の産業基盤を構築するプロジェクトベースの研究開発を推進する。

・総合科学技術会議、関係府省が協力して、半導体微細加工技術、燃料電池やマイクロ電池、超微細製造技術、光技術等ナノテク、ＩＴなどを応用した基盤的技術の開発や普及を産学官で重点的に推進する。

・内閣府は、平成14年度、潜在性のある科学技術を軸にした技術革新やビジネスモデルが拓く新しい産業の可能性や将来性を検討する「動け！日本」緊急産学官プロジェクトを推進する。

・経済産業省は、平成15年度から、中小企業技術革新制度（ＳＢＩＲ）について、関係府省による一層積極的な活用を促すため、統一運用の策定等を行うとともに、同制度を通じて開発された製品の利用促進を図るため、関連情報の提供を一層充実させる。

・文部科学省、経済産業省は平成14年度から、大学発ベンチャーの育成、公設試験機関や企業の有する基礎研究の実用化等の観点から、マッチング事業等を推進する。

（産業力強化のためのＩＴ化推進）

欧米の後追いを続けるだけでは、産業競争力は強くならない。ＩＴ戦略本部が取りまとめた「ｅ－Japan重点計画－2002」に基づきＩＴ政策を推進する。また、日本の特徴を生かした移動型（モバイル）、どこでも型（ユビキタス）のＩＴ社会を構築する。

・総務省及び関係府省は、平成17年度までに世界最高水準の高度情報通信ネットワークを形成し、安全性・信頼性を確保する。

・総務省及び関係府省は、第4世代移動通信システムなど、どこでも型、移動型の次世代ＩＴの産学官研究開発を推進する。

・経済産業省は、平成15年度中に中小企業のおおむね半数程度がインターネットを活用して電子商取引等を実施できるようになるとの目標のもと、「中小企業ＩＴ化推進計画」を着実に実施するとともに、製造・配送・販売三層全体での経営の最適化を推進し、企業連携の革新を促進する。

・経済産業省は、平成14年度から高度ＩＴ人材育成のため、ＩＴ技能に関する標準を整備するとともに、経営とＩＴの双方に通じ、経営者の立場に立って経営戦略を支援できる人材（ＩＴコーディネーター）を引き続き育成する。

・ＩＴ投資促進税制措置の見直しを検討する。

（知的財産権の保護・活用）

我が国の国際競争力を強化し、経済を活性化していくために、知的財産戦略会議が取りまとめる知的財産戦略大綱に基づき、平成17年度までに、関係府省は、迅速かつ的確な特許審査や司法制度のあり方、知的財産の創造・流通・活用の促進、知的財産権侵害品に対する国境措置の強化等の課題について、集中的・計画的に取り組む。

(3) 経営力戦略

東アジア諸国の産業競争力が向上する中で、これまでの製造業の強みを活かしながら、スリムな経営体質に変え、競争力のある分野を選択し、資源を集中する。特に、企業の浮沈は経営者の能力次第で決まる。経営者には高い経営能力や倫理観、企業文化の構築が求められる。

政府は、起業や企業経営の刷新を図る制度整備やリスクマネー供給の円滑化をはじめとする市場環境整備を迅速に行う。一方、民間金融機関においては、プロジェクト・ファイナンス、債権流動化等、リスク管理手法の多様化に取り組む。

(起業の促進・廃業における障害の除去)

起業に伴うハードルとリスクを低くし、起業活動を活性化することにより、経済の新陳代謝を活発にする。

・法務省において、債務不履行の場合の取立て範囲について、検討、見直しを進めるとともに、関係府省において、起業の促進・廃業における障害の除去という目的実現の観点から個人保証のあり方の検討、見直しを進める。

・法務省、経済産業省は、平成14年度から、起業コストの見直しの観点に基づき、一定の要件を満たした会社の設立について最低資本金制度の特例を設けるなど会社設立や事業再編の際のコストや手続きを見直す。

・総務省、経済産業省、国土交通省は、協力して、平成14年度から、全国規模での創業・起業のため、経営、技術、法律等の専門知識、行政関連情報等がインターネットの活用によりワンストップで提供されるとともに、企業相互の情報交流を促進する情報サイト等の拡充・創設を図る。また、経済産業省は、平成15年度から、創業・ベンチャー及び中小企業のニーズに合わせ、大企業や国の研究機関OB等の高度人材が有する経営ノウハウ・技術をマッチングさせる仕組みを検討する。

・経済産業省は、企業組合を創業に活用しやすい制度とするための組合員や組合事業に関する要件を平成14年度から見直す。

・関係府省は、平成14年度から、サービスフランチャイズシステムにかかる環境を整備する。

・民間投資家に係る創業支援制度の整備を行う。

(企業・産業の再編、経営のあり方)

環境変化や製造や製品の特性に応じて、企業再編、海外生産、ダウンサイジング等経営体制のあり方を変えていく必要がある。

・経済産業省は、企業の壁を越えた大胆な事業再編や産業再編を促進するために、産業活力再生特別措置法を平成14年度中に抜本強化に向けて見直す。その際、あわせて時限的に設備廃棄・雇用調整等の円滑化、企業組織再編の円滑化、分離独立による再生等を通じた産業再編の促進を図る。

・金融庁は、今後の我が国金融システムをより強固なものとするため、主として地域金融機関を念頭において、合併等を促進する施策を早急に取りまとめ、これにより、収益性の改善等による経営基盤の一層の強化及び中小企業金融の円滑化を図る。

・金融庁は、平成14年度、取引所等を通じ証券市場の退出基準を厳格化する。

・法務省は、平成15年中に破産法、平成14年中に会社更生法等の倒産法制を見直す。

・関係府省は、中堅企業等の徹底した経営改革を推進するため、事業再生を進める融資制度を整備する。

・公正取引委員会は、グローバル競争の視点を踏まえて、企業結合審査を一層、迅速化し明確化する。

・公正取引委員会は、新たな環境変化に対応し、平成14年度から、知的財産権、電子商取引等に関する

独占禁止法上の考え方の明確化を一層進める。

・内閣官房は、平成14年中に事業活動の電子化を妨げる規制について総点検を行う。

・経済産業研究所は、平成14年度に「失われた10年」の間でも成功した日本企業の要因を明らかにする「動け！日本」日本の優秀企業研究により、競争力の低下している企業に今後の企業経営のヒントを与える。

・連結税制を整備する。

・企業や業界が消費者への対応等にかかる自主行動基準を策定し、遵守していくよう、内閣府は、関係各省と協力し、自主行動基準の指針の策定、第3者の評価組織の育成、企業、業界及び消費者への普及・啓発活動等を平成14年度から推進する。

（中小企業の革新と再生）

創造力、柔軟性、意欲に富んだ中小企業の新事業への挑戦や事業再生を積極的に支援する。

・経済産業省は、平成14年度から、売掛債権担保等保証の推進、中小企業信用リスク情報データベース（ＣＲＤ）の活用、中小企業金融におけるミドルリスクマネー供給の円滑化等により資金供給を多様化する。

・経済産業省は、平成14年度から、政府系研究所と中小企業との連携強化等を推進することにより、新分野に挑戦する中小企業の戦略的技術開発を支援する。

・経済産業省は、平成14年度から、経営自己診断システムや経営相談等により、事業再構築、事業売却、廃業等の見極めを早期に行い、円滑に進めるための環境を整備する。

・経済産業省は、平成14年度から、創造力や意欲に富んだ中小企業の事業再生を促進するため、円滑な資金供給等のセーフティーネットを確保する。

（直接金融市場の整備）

企業活動における変革を支え、起業・創業を活発化させるためには、リスクマネーを供給する直接金融市場の活性化が不可欠である。また、直接金融市場を通じた投資家のガバナンスが、優れた経営者を選ぶ力となり、企業の経営刷新力を拡大する。

・公的金融を見直す。

・金融庁は、四半期開示に向けた取組みを強化するとの観点から、取引所等に対し、その進め方等を明らかにする行動計画の策定を、6月中に要請する。

・金融庁は、株式投資単位の引下げについて取引所等を通じ企業側に一層の推進努力を求める。

・金融庁は、平成15年度から、株式公開前の資金調達円滑化のため、適格機関投資家の範囲の拡大等を行うことにより、私募市場を活性化する。

・金融資産課税の見直しを検討する。

（規制改革や政府活動の効率化を通じた高コスト構造の是正）

我が国の産業の競争力を高めるため、運輸、流通、エネルギー、ＩＴ分野等の規制改革等を通じて競争環境を整備する。

・経済産業省は、引き続き電力・ガスの公正かつ透明性の高い供給システムを実現するため、小売の自由化範囲の拡大などの規制改革の徹底を図る。また、経済産業省及び公正取引委員会は引き続き協力して公正な競争環境の整備を図る。

・関係府省は、平成14年度、電力会社、鉄道事業者、国、地方自治体が保有する未利用光ファイバーの一層の開放を促し、より自由な設備やサービスの提供を行えるよう環境整備をする。

・総務省は、電気通信事業者の多様な事業展開を促すため、電気通信事業法における一種・二種の事業区

分を廃止する等競争の枠組みについて見直し、平成14年度中に結論を得る。
関係府省は、主要港湾における24時間フルオープン化の早期実現に向け行政を含めた関係者の取組みを平成14年度より、一層促進するとともに、港湾物流の迅速化等についても引き続き推進する。
関係府省は、上下水道業務の民間委託、公営ガスの民営化を推進する。また、ケアハウス、保育所及び学校等にＰＦＩを活用する。

産業発掘戦略

豊かな自然環境、医療・介護サービス、子育て支援、街並みや高品質な住宅など国民の潜在的需要に応ることで需要創造型の生活産業を創出する。その際、21世紀の生活を革新する技術、新サービス、文や娯楽などが梃子になる。

技術革新が拓く21世紀の新たな需要）

関係本部・会議及び府省は、環境・エネルギー（省エネ総合サービスの抜本的普及、燃料電池等の環境配慮型技術・製品の普及、リサイクルの一層の促進等）、情報家電・ブロードバンド・ＩＴ、健康・バイオテクノロジー、ナノテクノロジー・材料の４分野の技術開発、知的財産・標準化、市場化等を内容とする戦略を平成14年に策定し、内閣官房がこれをとりまとめる。
総務省、関係府省は、情報開示の推進等を含め電子政府・電子自治体を推進し、原則すべての国民との間の手続きの電子化を平成15年度中に実施する。また、関係府省は、ＩＴＳ、ＧＩＳの本格的普及、医療や防災等の公共分野におけるＩＴ化加速、電子商取引等を推進するとともに、電子入札を積極的に進める。
総務省は、平成14年度から、家庭のＩＴ革命を支える基盤である放送のデジタル化を推進し、家庭から簡便に利用できるテレビ連動型電子商取引等様々なＩＴビジネスの創出を促進する。

ライフスタイルの変化が引き出す潜在需要の顕在化）

高齢化・生涯現役時代の到来、女性の社会進出、休暇の長期連続化など働き方、暮らし方の変化、少子の進展、循環型社会の構築に伴い、これらライフスタイルの変化による人々の潜在需要（ウォンツ）をり起こし、具体的なサービスや商品として実現する需要創造型の生活産業を創出する。その際、民営化規制改革を通じて民業を拡大し、政府は市場活動を阻害しないよう事後監視型の役割に変わる。特に技革新や医療ニーズの多様化の中で、医療・健康サービスは豊かな生活をもたらす重要な産業として発展る可能性が高い。規制改革を進め、患者の選択による保険外診療の併用を拡大(特定療養費制度の活用)るとともに、根拠に基づく医療（ＥＢＭ）を推進するなど、医療の発展を図る。
内閣府は、関係各省と協力して、サービス産業を中心とする530万人雇用創出に向けた規制改革と広報・普及活動を平成14年度から推進する。
厚生労働省、国土交通省は平成14年度、安心ハウス構想を推進する。
厚生労働省はＰＦＩの活用等を通じてケアハウス、生活支援ハウス等を整備する。
国土交通省は平成14年度、共同自家用運転手産業ともいうべき生活支援輸送サービスの振興を図る。
文部科学省、厚生労働省は、ネットワーク型子育て支援ビジネスモデルの実施の支援や「保育所待機児童ゼロ作戦」の推進、「預かり保育」の推進等を通じて、子育て支援を推進・拡充する。
農林水産省は、関係府省と協力して、平成14年度から、都市と農山漁村を双方向で行き交うライフスタイル（デュアルライフ）の実現に向け、国民運動として民間の取組みの拡大を図るとともに、特区手法を含め、都市と農山漁村の共生・対流を推進する。
国土交通省は平成14年度、住宅流通市場整備のための既存住宅に係る検査・評価制度を構築する。

（環境産業の活性化）

地球温暖化対策の実施、循環型社会の構築等による安心と魅力に満ちた環境の創造を通じて、民間の技術・製品開発の活性化、新たなビジネスモデルの形成、新規需要や雇用の創出が図られる。さらに、我が国の優位性を活かした世界をリードする環境関連産業が、経済社会システムの抜本的改革の牽引的役割を果たしていく。

・「循環型社会形成推進基本計画」を平成14年度末までに策定し、関係府省は、循環型社会に対応した新たなライフスタイル、ビジネススタイルの普及を推進すること等により、静脈産業の育成、グリーン物品の市場拡大等を図る。

・関係府省は、廃棄物・リサイクル処理などの環境技術の実用化に向けた研究開発等を進めることにより、経済活動の環境への負荷を低減し、環境セクターを創出し、拡大する。また、関係府省は、自動車リサイクル制度の創設や、各種リサイクル法の着実な実施など循環型社会の構築に向けた取組みを推進する。

・関係府省は、協力して、消費者・利用者が環境に優しい製品選択を拡大する観点から、平成14年度からエコマーク、環境ＪＩＳ、省エネラベリング制度等による消費者選択への誘因の充実強化を図る。

・関係府省は、地球温暖化対策を進める観点から、低公害車、環境配慮型の住宅、建築物及び機器等の開発・普及に係る民間企業の取組みを促進し、新たな需要や産業の創出を円滑化する。また、国土交通省は、平成14年度から利用運送事業者等の取組みを促進するための参入規制の見直し等により環境負荷低減型物流への転換を進める。

・燃料電池については、内閣官房及び関係府省は、平成17年を目途に安全性の確保を前提としつつ、包括的な規制の再点検を行う。また、関係府省は、燃料電池自動車、住宅用燃料電池の開発・普及を推進する。

・環境投資促進税制措置の見直しを検討する。

（観光産業の活性化・休暇の長期連続化）

内外の人々にとって魅力ある日本を構築し、観光産業を活性化する。その際、場所と場所を結ぶ「輸送」の発想から、「経験し、楽しむ」産業へと変わる必要がある。

・国土交通省は、関係府省と協力して、平成14年度から、外国人旅行者の訪日を促進するグローバル観光戦略を構築し、個性ある日本の文化、自然環境などの国際ＰＲや、地域の特性、創意工夫を活かした観光地づくりを推進する。

・国土交通省は、平成14年度から、自治体のイニシアティブ、地域コミュニティーの協力、ＩＴの積極的導入等を通じて、地域特性を活かす経験型・目的達成型の観光産業を育成し、内外に発信する。

・国土交通省は、平成14年度から観光地の魅力度の分析、診断、公表の仕組みを構築することにより、観光地の地域間競争を促進させ、地域自らの努力を喚起し、地域独自の取組みを促す。

・厚生労働省、国土交通省等の関係府省は協力して、平成14年度から、学校の夏休みの一部を秋休みに移行したり、長期休暇を地域ごとにずらすなどの休暇の分散化を推奨するとともに、年休計画表の作成の一層の促進等を通じ、休暇の長期連続化や休暇取得時期の多様化を推奨する。文部科学省は、必要に応じ協力する。

・外務省、国土交通省は協力して平成14年度から、観光客誘致のためのビザ発行の規制緩和を行う。

・外務省、国土交通省は協力して平成14年度、日韓で共通に使える公共交通機関のパスを発行するための環境整備に着手する。

（食料産業の活性化）

「食」に対する国民の信頼を回復するために、真に「消費者」を基点とした食料産業と農林水産業に再

生する。

・農林水産省及び関係府省は、「安全で安心」な食品を供給するため、牛肉、野菜等がいつ、どこで、どのように生産・流通されたのかについて把握できる仕組み（トレーサビリティシステム）を、平成15年度から導入する。

・農林水産省は、平成14年度から産地ごとに、消費者の評価を踏まえた「ブランド・ニッポン」戦略の産学官による策定を推進し、戦略に基づく農水産物の供給体制を確立する。農地法の見直し等により国際競争力のある効率的な農業経営を推進する。

・農林水産省は、平成14年度から、我が国の農林水産生産構造の中核となるような農林水産業者・企業に対して施策を集中化すること等により、農林水産業の構造改革を加速化する。

・農林水産省は、需要に応じた生産の推進等を図る観点から、米の生産調整や水田農業関連施策の改革方向を平成14年度中に策定する。

・農林水産省は、平成14年度から食料産業の成長を促進するため、食料産業の高付価値化を支える遺伝子情報等を活用した健康志向型食品等に関する技術開発等を推進するとともに、生産・流通を通じた高コスト構造の是正を図る。

・平成14年度から、食品表示制度を含めた食品安全行政の抜本的な改革に着手し、消費者に信頼される食の安全安心体制を構築する。特に、内閣官房は関係府省と協力して、食品の安全に関するリスク評価を行う食品安全委員会（仮称）を新たに設置するための法案及び消費者の保護を基本とした包括的な食品の安全を確保するための食品安全基本法案（仮称）を平成15年の通常国会に提出するとともに、農林水産省等は、リスク管理部門を産業振興部門から分離・強化する等所要の見直しを図る。

・公正取引委員会は、一般消費者を誤認させる不当表示の現行規制の見直しを行い、平成15年度までに、消費者の適切な評価・選択のための環境を整備する。

（文化・スポーツ・健康等の産業化）

健康、スポーツ、ファッション、娯楽、音楽といった分野は今後世界規模で市場が拡大すると見込まれ、その産業化を推進する。

・厚生労働省、経済産業省は、平成14年度から、ＩＴを活用し、医療・健康情報の提供や健康づくり支援産業育成のための環境整備をする。

・文部科学省、経済産業省は、関係府省と協力して、平成14年度、日本の文化の産業化を推進する。

・関係府省は、平成14年度から、人材育成、映像やコンテンツの流通市場の構築、知的財産権保護等の推進を通じて、ゲームソフト、アニメーション、放送ソフト等コンテンツ産業を育成する。

・文部科学省は、文化芸術振興における団体に着眼した支援から事業に着眼した支援への転換を進める。

（聖域を排した民業拡大）

・総務省及び関係府省は、国・地方の行政サービスのアウトソーシングの実施について、行政の効率化・簡素化等の観点から、これを計画的かつ積極的に推進することとし、これにより民業拡大を進める。

・関係府省は、国民の利益の観点にたち、徹底した行政改革を行い、特殊法人等や国営施設の見直し、民営化を推進する。

・文部科学省、厚生労働省は、医療・介護、保育、労働、教育等の社会的規制分野において、民間による良質で効率的なサービス提供を推進する。

・関係府省は、公共投資・政府調達等において、平成14年度より競争を制限するような過度な地域要件等の撤廃により、入札条件の適正化を推進する。

・関係府省は、引き続き、業法における事前規制の撤廃・緩和、ノーアクションレター制度の充実等によ

り、事後監視型へルールを変更する。

・総務省及び関係府省は、平成15年度より、ニーズの乏しい統計を廃止するとともに、雇用や環境、新サービス産業や観光などの新成長分野等ニーズのある統計を抜本的に整備する。また、総務省が中心となって、政府が保有する統計情報をインターネット上で高度に利活用できる仕組みを構築する。

(5) 地域力戦略

大都市が国際競争力を持ち、地方では個性ある発展を遂げるよう、各地域の潜在的な経済力を最大限に発揮させ、知恵と工夫の競争により地域経済を活性化する。このためには、国と地方の役割分担を見直し、地方でできることは地方にまかせることが重要である。

(構造改革特区の導入等)

・進展の遅い分野の規制改革を地域の自発性を最大限尊重する形で進めるため、「構造改革特区」の導入を図る。こうした地域限定の構造改革を行うことで、地域の特性が顕在化したり、特定地域に新たな産業が集積するなど、地域の活性化にもつながる。構造改革特区については、多くの府省に関係する新たな手法の施策でもあり、内閣官房に推進のための組織を設け、総合規制改革会議等の意見を聴きつつ、地方公共団体の具体的な提案等を踏まえて制度改革の内容等の具体化を推進する。

・国土交通省は、6月1日に施行された都市再生特別措置法に基づき、都市再生緊急整備地域の指定を踏まえ、都市再生特別地区の積極活用を図る。

(国際競争力のある大都市の再生)

世界への情報発信力、交流・物流のハブ、文化芸術、国際的資金仲介力といった機能を兼ね備え、また、生活空間として質の高い環境を有する、国際競争力のある東京など大都市を再生する。大都市の再生等により、土地の流動化・有効利用、地価の下落の歯止めに資する。

・財源について関係府省で見通しをつけた上で、国土交通省は、羽田空港を再拡張し、2000年代後半までに国際定期便の就航を図る。

・国土交通省は、国際港湾機能を強化するため、ＩＴを活用した航行規制の効率化によるノンストップ航行を平成15年度以降順次実現化するなど、規制・制度や運用面での改革を推進し、関係府省は連携して、平成15年度のできる限り早期に輸出入・港湾関連手続きのワンストップサービス（シングルウィンドウ化）を実現する。

・警察庁、国土交通省は、地方自治体と協力し、徹底した渋滞解消を図るための施策を推進する。このため、自治体レベルでの渋滞解消計画の策定が求められるほか、首都圏中央連絡道路等の三大都市圏環状道路の早期完成、無断駐車への迅速な対応、道路周辺工事・街路樹剪定の夜間化、自動車交通量の調整を図る交通需要マネジメント施策の展開等を進める。

・国土交通省は、航空機の運航の安全を確保した上で、ライトアップ等都市美観との調和を図る観点からビルの航空障害灯等に係る航空法にかかる規制緩和を推進する。

・国土交通省は、職住近接型の街づくりを推進する。また、堤防上の土地利用の規制を緩和し水辺都市再生を促進する。

・文部科学省は、平成14年度から国立博物館等の夜間開館、企業等の多様な用途での利用、文化ボランティアとの積極的連携協力や外国語解説の拡大等、外国人向けサービスの充実など活発な文化芸術活動の推進を図る。

(特色ある地方都市の再生)

地方の個性ある発展なくして、地域活性化はない。特色ある地方の大学や研究所を核として、地域経済

を支え、世界に通用する特色ある事業を拡大する。また、広域圏の経済産業連携を強化する。

・文部科学省、経済産業省は、関係府省と協力し、平成14年度から、バイオ、ＩＴ等地域に蓄積した知的資産を活用し、知的クラスター創成事業や産業クラスター計画を相互に連携しつつ推進する。

・関係府省は、地元自治体と協力し、道路等利用を含め、イベントやロケ等通じて、商店街の活性化及び地域の観光振興を推進する。

・総務省、文部科学省、関係府省は、地方自治体と国立大学等との連携の強化を図る。

・寄附税制の見直しの検討、ネーミングライツ等多様な住民参加手法の導入を通じて、関係府省は、地域の文化や科学技術を振興する。

・総務省及び関係府省は、市町村合併を促進し、目途を立てて速やかな市町村の再編を促す。

（地域産業の活性化）

地方が、「自助と自立の精神」の下、多様な資源を生かし、知恵と工夫の競争を通じて、個性ある地域、特色ある地域産業を形成する。その際、ＩＴ、バイオ、環境、高齢化対応への取組みは、産業誘致や生活向上の面でも地域発展の基礎となり、地方間の競争力を大きく左右する。

・農林水産省、環境省、関係府省は協力して、動植物、微生物や有機性廃棄物からエネルギー源や製品を得るバイオマスの利活用の推進について具体策を平成14年度中にとりまとめる等、計画的に取り組む。

・総務省は、平成14年度から、地方自治体のＩＴを活用した業務の共同化やアウトソーシングの推進により、地元関連産業の活性化を図るとともに、安全な地域づくりのため、情報システム、人材育成等の消防防災基盤整備を推進する。

・関係府省は、ＩＴを利用した無医地区をはじめとする医療ネットワークの整備を引き続き推進する。

・総務省、文部科学省は、公立大学について、国立大学の動向も踏まえつつ改革を進めながら、平成15年度から、研究施設の共同利用、大学院社会人コースの拡充等、地域経済の活性化に資するような積極的な活用を推進する。

・総務省は、平成14年度から、ハード・ソフトの施策の集中展開を通じ、魅力的なＩＴビジネス環境の先行的実現（ＩＴビジネスモデル地区構想）により、ＩＴ産業集積を通じた地域経済活性化を推進する。

・総務省は、平成14年度から、地方公共団体が行う光ファイバ網等の整備に対して支援を行い、地理的要因による情報格差を是正することによって、新たな産業の振興など地域産業の活性化を図る。

・農林水産省は、規制改革による林業への民間事業体の新規参入、事業再編の促進、木材の品質向上・供給ロットの拡大等による経営力の強化を通じ、林業や地域産業の活性化、雇用拡大、並びに森林整備保全、地球温暖化防止を図る。また、関係府省は、森林の果たす公益的機能や森林管理に果たす地域の役割の重要性等を踏まえ、適正な森林管理のあり方を検討する。

(6)　グローバル戦略

市場が世界に開かれることなくして我が国の成長はありえず、外国資本の参入、産業の再編、人材の交流を活発化させ、競争力を強化していく必要がある。また、東アジア諸国の産業競争力が向上する中で、我が国企業は、同一水準の製品を作っていては生き残れない。技術や経営の革新を進め、国際競争力を強化することが重要である。一方で、ＷＴＯ新ラウンド交渉を推進しつつ、ＦＴＡを推進するなど、多くの国・地域との経済連携を深めることは、財・サービス需要や資金需要を始め経済活動のフィールドを拡大させ、多くのビジネス機会を新たに生むとともに、製品コストの低下に資する。

（グローバルに開かれた市場の構築）

自由貿易のメリットが最大限活用できる「グローバルに開かれた市場」を構築することによってしか貿

易立国日本の未来はない。

・関係府省は、ＦＴＡなど経済連携を推進・強化することとし、これに必要な課題の克服に取り組む。

・関係府省は、各種障壁を撤廃し、制度の共通化・統一化を進めた「東アジア自由ビジネス圏」の創設に向け、平成14年度から環境整備を行う。

・司法制度改革推進本部は、弁護士と外国法事務弁護士等との提携・協働を積極的に推進する見地から、特定共同事業の要件緩和等を行うため、平成15年を目途に法案を提出する。

・関係府省は協力して、平成14年度、世界で活躍する日本製品や日本人、個性ある日本の自然環境や文化をアピールするグローバル戦略を構築する。在外公館の活用や国際ＰＲ、わかりやすい標識や情報拠点の整備等を推進する。

（対内直接投資・頭脳流入の拡大）

対内直接投資の増大は、雇用の創出、競争促進等を通じた経済の活性化に加え、先進技術や経営ノウハウの拡散効果をもたらす。阻害要因を計画的に是正し、対内直接投資を促進し、頭脳流入を拡大する。

・対内直接投資阻害要因を除去する。このため、関係府省は、国境を越えた合併・買収に関する制度整備、政府関係情報のワン・ストップ・サービスの推進、地方の特色を活かした企業誘致施策、規制業種への対内投資促進、外国人医師の受入れ拡充や二国間社会保障協定締結の促進を推進する。

・関係府省は、海外の高度人材を活用する観点から、戦略的分野の技術者の入国、就労、勉学、研修、居住等に係る環境を改善する。

・内閣府は、経済産業省等関係各省と協力して、上記の内容を含め、対内直接投資、頭脳流入の拡大を目指した具体策を平成14年度中を目途にとりまとめ、各省と協力し、計画的な実施を図る。

（グローバル化の中での積極的貢献）

日本製品や日本文化に対する世界の関心が低下しつつある。世界への積極的な貢献を通じて、グローバル化を牽引し、魅力ある日本をアピールする。新たなビジネス機会の創造にもつながる。また、日本は途上国の貧困問題、環境問題、紛争処理、平和構築など国際的な課題に積極的に貢献し、世界の中でプレゼンスを高めていく。

・関係府省は、引き続き、電子商取引、知的財産保護や標準化、競争政策や投資にかかるルール作り等、国際的ルール作りへ積極的な貢献を行う。

・文部科学省は、留学生交流、外国人留学生に対する支援を推進する。外務省及び文部科学省は、文化芸術分野での受入れ・派遣を促進する。

・外務省は、青年海外協力隊やシニア海外ボランティアの推進など、国境を越えた活躍の場を拡大すると共に、途上国での国際協力体験を大学及び大学院の単位として認定する等の形で、国際協力に対する人材育成を図る。

・総務省及び関係府省は、平成14年度中にアジア地域におけるブロードバンド環境整備の目標を明確化した「アジア・ブロードバンド計画」を策定するとともに、アジア諸国との協働体制を立ち上げ、官民の役割分担等について検討を行い、具体的な措置を盛り込んだアクションプランを策定する。

3. 経済活性化戦略の進め方

経済活性化戦略においては、政策の実施主体・実施時期をできるだけ具体的に明示したところであり、経済財政諮問会議は、今後、ＩＴ戦略本部、総合科学技術会議、総合規制改革会議等関係本部会議等とも連携し、関係府省における経済活性化戦略の具体的推進状況等についてフォローアップを行う。

第３部　税制改革の基本方針

〈はじめに〉

少子化・高齢化、ＩＴ革命、激化する国際競争の中で、日本経済が活力を取り戻し、国内に質の高い雇用を確保していくためには、経済・社会の基盤である税制を幅広く見直していくことが不可欠である。

21世紀にふさわしい包括的かつ抜本的な改革を行い、広く、薄く、簡素な税制を構築する。税制改革に当たっては、第１に、グローバル化する経済の中で日本の競争力の強化をめざす。第２に、すべての人が参画し、負担し合う公正な社会にすることをめざす。第３に、納税者側の視点に立って、わかりやすく簡素な税をめざす。

また、税制改革は、聖域なき歳出改革と一体となって行うこととする。国・地方の歳出をさらに徹底的に見直し、簡素で効率的な政府を実現する。

1. 税制改革の必要性

(1)　低迷する日本経済と税制改革

かつて驚異的な成長を成し遂げた日本経済だが、長期にわたって低迷を続けている。潜在力を覚醒させ、創意と挑戦の意欲を喚起して、世界経済における日本の強みを再構築せねばならない。そのためには、税制が常に時代の変化に対応し、企業と個人の活力を支えることが必要である。

構造改革がめざすのは、「人」を重視する国である。これまで、税制をはじめとする諸制度は、均一化された家族やライフスタイルを前提としがちであった。個人が選択するライフスタイルが多様化する中、一人ひとりの多彩な個性と能力が尊重されるよう、税制もまた変革を迫られている。

それぞれの地域が魅力的になることで、人々の生活は豊かになる。最近の地方分権の努力は、地域の個性と自律性を再生しようとするものだが、財政面では、まだ国への依存度が高い。地方自治体が権限と財源、責任をもち、住民の参加と選択の下、自らの力で財政運営を行うようになって、名実ともに地方分権が確立する。

日本の人口は2007年から減少に転じ、急速に高齢化が進む。しかし、財政や社会保障制度はそれに対応しきれておらず、人々は確かな生活設計を描けずにいる。更に、国・地方政府が巨額の財政赤字を抱える中で、財政の現状を放置すると、日本の財政の持続性に対する危機から、長期金利の上昇による投資の抑制などの経済のダウンサイド・リスクが高まる。徹底した歳出面の改革とあわせ、長期に持続可能な財政構造と社会保障制度を構築することによって、将来に安心感をもてる社会を創らなければならない。

以上の大きな変化を考えると、いま、包括的かつ抜本的な税制改革が求められている。これからの経済社会にふさわしい経済の活力を支える新しい税のデザインを行う時期を迎えている。

(2)　税制の現状認識

経済社会の劇的な変化や、ライフスタイルの多様化が進む中、現在の税制について様々な問題が指摘されている。経済の活力を阻害し、また、個人や企業の選択に歪みをもたらしているのではないか、複雑で納税者にとって分りにくいものとなっている、租税回避行動がおきているのではないか、課税ベースが浸食されており、また、納税者意識が希薄になりやすいのではないか等の指摘である。さらに、現在の財政は、極めて不十分な歳入構造になっており、巨額の歳入・歳出ギャップが存在しているのが現状である。

2. 目指すべき経済社会と税制改革

(1) 目指すべき経済社会の姿

税制を考えることは、将来の社会のあり方を考えることでもある。どのような経済社会を目指すかによって、税制改革の方向も変わってくる。今回の税制改革が実現を目指すのは、「改革と展望」で示した経済社会の姿である。

民間需要が主導する持続的経済成長を実現する。「人」を何よりも重視し、多様なライフスタイルの下で、国民一人一人が個性と能力を十分に発揮する。高齢化等の問題に積極的に挑戦し、長期にわたる安心を確保する。地方が、それぞれの地域の魅力、個性を発揮し、自立し、活力をもつ。また、簡素で効率的な政府の実現に向け歳出面の改革を推進しつつ税制改革を進める中で、国民の負担に対する理解が深まることが期待される。

(2) 税制の3原則

望ましい税制の条件として掲げられるのは、「公平・中立・簡素」の3原則である。今回の税制改革では、時代の要請に応じて、この3原則を「公正・活力・簡素」と理解することとする。

① 公正――自立と再挑戦を支えるセーフティネットを構築した上で、「公正」を追求し、“結果の平等”より“機会の平等”を重視する。

② 活力――人々や企業の選択を歪めず、経済社会の「活力」を最大限発揮させる。

③ 簡素――納税者にとって「簡素」かつ透明で分かりやすい税制を構築し、納税者の信頼と理解を得る。

3. 税制改革の視点

税制改革の検討は、次のような視点に立って行うこととする。

(1) 第1に、日本経済の活力の回復を最重視する。課税ベースを広くし税率を低く抑えることを基本とすることで、企業や個人の活力を支える。また、法人に対する課税においては、国際的視野にたって検討し、競争力を強化するための改革を行う。

(2) 第2に、多様なライフスタイルの下で、国民一人一人が個性と能力を十分に発揮する。男女共同参画社会の実現が重要な課題であり、仕事と育児の両立のための環境整備を進めるとともに、女性の就業を始めとするライフスタイルの選択に中立的な社会制度の構築を進める。

(3) 第3に、歳出改革と一体として進める。税制改革は徹底した歳出削減とともに行い、簡素で効率的な政府をつくる。「改革と展望」に基づき、財政収支を中期的に改善していく。

(4) 第4に、社会保障制度改革と整合性をとって進める。社会保障負担と税負担を総合的にとらえた改革を行い、持続可能な財政構造と社会保障制度を構築する。今後、高齢化が進展するにつれて国民負担率は上昇することが見込まれるが、国民に提供するサービスとそれに見合う国民負担のバランスを再検討しつつ、可能な限り国民負担率の上昇の抑制をめざし、世代間の受益と負担の公平を図る。

(5) 第5に、地方行財政制度の改革と一体として進める。地方分権を推進するために、地方の行財政と税制の本格的な改革を行う。歳出・歳入の両面で、国の関与を最小限に抑え、地方自治体が権限と責任をもつことを目指す。

(6) 第6に、すべての人・企業が公正に負担すると同時に、真に必要な場合には、低所得層等に配慮する。

4. 税制改革の進め方

(1) 〈はじめに〉で述べた理念に基づく今次税制改革は、2003年度に着手し、“広く薄く”等の理念の下、本格的かつ構造的な税制改革に取り組むとの考え方に立ち、可能なものから順次実施し、「改革と展望」の期間内（～2006年度）に完了させることを目指す。なお、時限的な政策税制を行う場合も、税制改革全体との整合性を保つことが重要である。

(2) また、現在の厳しい財政状況をふまえて、税制改革は「改革と展望」に基づき、財政規律を重視しながら行うこととし、税制改革の財源は、原則として国債には依存しない。

(3) 「改革と展望」の期間内に、国と地方双方が歳出削減努力を積み重ねつつ必要な行政サービス、歳出水準を見極め、また経済活性化の進展状況および財政事情を踏まえ、必要な税制上の措置を判断する。

(4) 「改革と展望」に基づき、2010年代初頭に国と地方を合わせたプライマリーバランスを黒字化させることを目指す。

そして、将来にわたって国民負担率の上昇を抑制することを目指す。

5. 税制改革及びそれに関連する検討項目

「めざすべき経済社会の姿」を実現するために、今後の税制改革及びそれに関連する検討項目は以下のとおり。

(1) 持続的な経済成長を実現するために

「広く薄く簡素に」の観点から、所得税・住民税・法人に対する課税の負担構造を検討する。法人に対する課税については、その実効税率の引下げと課税ベースの拡大を検討する。その一環として、法人事業税の外形標準課税について、「改革と展望」に示した考え方に沿って検討する。研究開発投資やＩＴ投資等を税制でも促進できるよう検討する。金融資産課税の見直しと有効利用を促す土地税制を検討する。

(2) 多様なライフスタイルのために

就労などの選択に歪みを与えないよう、配偶者に関する控除等に関し検討する。検討に当たっては、社会保障制度見直しとの関連にも十分配慮する。相続と生前贈与の選択を歪めない税制を検討する。また、寄附等に対する課税の見直しを検討する。

(3) 長期にわたる安心の確保のために

急速な人口高齢化等に対応するため、安定的な歳入構造をつくる。公的年金をはじめとする社会保障制度を抜本的に見直し、世代間・世代内の公平を重視して長期に持続可能なものにするとともに、年金課税の見直しを検討する。また、道路等の特定財源については長期計画や今次税制改革と一体的にそのあり方を見直す。地球環境に配慮した税制を検討する。

(4) 地方の自立と活力のために

『第4部　歳出の主要分野における構造改革　3. 国と地方』に述べる考え方に沿って検討を進める。

(5) 負担に対する国民の理解のために

ＩＴ化に対応した申告・徴収を進める。サラリーマンの申告納税の拡大・納税者ＩＤ制度等の検討に

よって、より信頼できる徴税と納税の環境を整える。消費者の理解を得るために、消費税の免税点制度等の見直しを検討する。

第４部　歳出の主要分野における構造改革

1. 社会資本整備のあり方について

社会資本整備については、「基本方針」に基づき、事業の重点化、硬直性の打破、効率性・透明性の向上などに向けた改革を進めてきた。また、こうした取組みを反映した14年度予算を策定した。さらに「改革と展望」では、中長期の持続的経済成長、持続可能な財政と整合的な公共投資のあり方を示した。

しかしながら、「国から地方へ、官から民へ」という考え方の下での社会資本整備の改革、公共事業の実効ある重点化や効率化など、さらに取り組むべき課題は多い。また、今年度で終了する多数の公共事業関係計画のあり方を抜本的に見直す必要がある。14年度は、この１年の成果の上に立って、改革をさらに本格化する極めて重要な年である。

(1)　国から地方へ、官から民へ

個性と活力のある「地方」の構築、真に必要性の高い事業の厳選などの観点から、国の関与する事業は限定し、地方の主体性を生かした社会資本整備に転換する必要がある。このため、国庫補助負担事業の廃止・縮減について、内閣総理大臣の主導の下、各大臣が責任を持って検討し、年内を目途に結論を出す。また、地方交付税の事業費補正については14年度から見直しが実施されるが、これを引き続き行っていく必要がある。

簡素で効率的な政府の実現、地域の活性化の観点から、公共投資に関する設計、建設、維持、管理、運営など各段階において民間委託を進めることやＰＦＩを推進することが極めて重要であり、強力かつ計画的に推進する。

(2)　公共投資の実効ある重点化、効率化

(実効ある重点化の実現)

第５部の「予算編成プロセスと手法」で述べているように、公共投資についても真に必要性の高い事業への重点化を進めるために、トップダウンの意思決定（分野間の優先順位、分野毎のメリハリなど）とボトムアップの選択（事業評価に基づく個別事業の選択、個所付け）の双方について改革に取り組む。

重点的に配分すべき分野については、経済活性化効果等の観点から、具体化、絞込みの必要がある。また、「平成14年度予算編成の基本方針」で示した厳しい見直しを行うべき分野について、より明確に予算に反映する。

公共事業から公共事業以外の政策手段への転換（ハードからソフトへの転換）の努力をさらに進める。

また、地域間の予算配分が合理的なものとなるよう、整備状況を踏まえて弾力的な配分を行う。

(実効ある効率化の実現)

公共事業の効率化のため、さらに厳格な事業評価を行い、その結果を予算編成に十分反映する必要がある。このため、事前評価に同種事業の事後評価の結果を確実に反映する仕組みを構築する。また、第３者による評価内容のチェック機能の強化、関連情報を含めた情報公開の徹底、国民に対する説明責任の明確化を実現する。

公共投資のコストは民間事業に比べ相当割高になっているという批判もある。コストの縮減、ＰＦＩの一層の活用、既存ストックの有効活用、一般競争入札の拡大等競争性の向上、過度の入札制限の見直し、

事業の時間管理などについて具体的な取組みを進める。

(3) 既存プロジェクトの見直し

時代の変化に伴い必要性の低下した事業を中止するなど、既存プロジェクトの見直しを進める必要がある。このため、実質的な着工に至っていない大規模事業、長期間中断されている事業、採択時に想定した利用率やコストに大きな見込み違いが生じた事業などについて、費用対効果や実施可能性を厳しく検証し、実施の当否などを判断する。また、代替手段のあるものについては、費用対効果の観点から最も適切なものを選択する。

(4) 公共事業関係計画のあり方の見直し

各計画の必要性そのものについて厳しく見直しを行う。仮に計画を策定することが必要と判断される場合でも、以下のような抜本的な見直しが不可欠である。

○ 関連の強い計画間の関係を十分に見直すべきである。

○ 整備の進捗状況、経済社会状況の変化等を踏まえ、分野によって新規事業全体を終了する時期を明確にする必要がある。

○ 国から地方へ、官から民へ（民間委託等）の改革を踏まえたものとする必要がある。

○ 地方単独事業は、計画の目標とは位置付けるべきではない。

○ 計画策定の重点を、その分野の特性を踏まえつつ、従来の「事業量」から計画によって達成することを目指す成果にすべきである。

○ 計画と個別事業の関係はより緩やかなものとすべきである。すなわち、計画の策定過程において想定された事業であっても、それを全て実施するのではなく、さらに厳選すべきである。

2. 社会保障制度

(1) 社会保障制度改革の現状

「基本方針」の閣議決定以降、医療制度改革を推進してきた。今後も医療制度改革を継続するとともに、物価動向等を反映した社会保障給付の見直しや年金制度の改革をはじめとする次の社会保障制度の改革に取り組むこととする。

(2) 社会保障給付費の増大と国民負担率

社会保障給付費は高齢化の進展に伴って増大し、現行制度がそのまま維持された場合には、社会保障に係る負担の国民所得比が大きく上昇するとともに、国民負担率は相当に高くなる。

このため、社会保障制度の改革に積極的に取り組み、世代間・世代内の公平を図るとともに、適切な給付と負担の水準を確保し、そのバランスを図りつつ、社会保障制度が経済と調和し将来にわたり持続可能で安心できるものとなるように再構築し、国民負担率の上昇を極力抑制していく必要がある。

(3) 今後の社会保障制度改革の基本方針

（ｉ） 次世代育成支援対策（少子化対策）の強化

世界的にみても際立って、急速かつ著しい少子高齢化の進行が予測される我が国の状況にかんがみ、少子化の流れを変えるため、これまでの保育所待機児童ゼロ作戦などの推進に加え、子育て世代、子育

て家庭を職場や地域など社会全体で支援するとともに、子どもが自立することを支援することにより子どもを持つことへの不安を解消するという視点に立って、幅広く次世代支援に関する取組みを強化していくこととする。

（ii） 年金制度の改革

年金制度については、予測を超えた少子高齢化の進行によって、累次の改正を余儀なくされたことにより、国民の将来不安が生じ、国民の年金不信が強まっている。

年金制度は、現役時代の所得喪失に対する備え・補填を基本的目的としており、何十年もの期間にわたる保障を確実に提供することが求められるが故に国自ら運営しているものである。国が運営する制度として、国民から信頼される、持続可能なものにしていかなければならない。

したがって、年金制度の改革に当たっては、次のような視点に立って行うべきである。

① 長期にわたって持続可能で安定した制度とするため、楽観を排した将来予測を前提としていくことが必要であり、国民が将来に向けて年金制度への不安を持つことがないよう、頻繁に制度改正を繰り返す必要のない恒久的な改革を目指し、国民的議論を十分に行うことが重要である。

② 少子高齢化の進行に伴って、年金保険料の引上げは避けられないが、その上昇をできるだけ抑え、国民負担率の上昇を極力抑制していくとともに、現在から将来にわたる負担を明示し国民的合意を得ることが重要である。

③ 年金制度は社会のあり方と密接に関わるものであり、21 世紀の我が国社会が目指している「生涯現役社会」や「男女共同参画社会」の理念とも合致した年金制度を構築していくものでなければならない。

④ 国民に広がる年金不信を払拭するため、個人個人の年金に関する情報提供がきちんと行われる仕組みを作り、わかりやすい年金制度とするとともに、年金をはじめとする社会保険実務の効率化を進める。

このような視点に立って、平成 16 年に予定される年金制度の改革に向けて、世代間・世代内の公平、給付と負担の水準とそのバランス、平成 12 年改正法附則（安定した財源を確保し、基礎年金の国庫負担の 1/2 への引上げ）への対応など、年金制度改革の基本的な方向について、早急に議論を始め、その改革に積極的に取り組んでいく。

また、制度の厳正な運用に取り組む観点から、保険料徴収の推進など国民年金の未加入・未納者に対する徹底的な対策に取り組む。

（iii） 医療制度の改革

医療制度については、持続可能な制度へと再構築するため、保健医療システム、診療報酬体系、医療保険制度のすべてにわたって改革を継続する。さらに、今後の一層の高齢化の進行に備え、医療制度の安定的な運営を確保するため、今年度中に、保険者の統合・再編を含む医療保険制度の体系のあり方、新しい高齢者医療制度の創設、診療報酬体系の見直しについて、基本方針を策定する。また、公的医療機関のあり方等医療提供体制についても見直しを行う。

（iv） 介護保険制度の推進

介護保険制度の施行から 2 年余を経て介護サービスの利用が大幅に伸びているが、さらに一層の定着を図っていくことが必要である。また、平成 15 年度は市町村の介護保険事業計画・保険料率の見直しが行われる年であり、これとあわせ、介護保険サービスの利用状況や介護事業者の経営状況、サービス間のバランスなどを踏まえ、介護保険制度がより効率的に運営されるよう適切に介護報酬の見直しを行う。

(4) 健康寿命の増進と社会保障制度の改革

我が国社会は、人類史上初めての長寿社会を実現しているが、これは単に寿命が長いということにとどまらず、社会の支え手として元気に働き、生活を享受する期間が長いという、健康寿命の増進が図られるものでなければならない。したがって、医療、介護、年金などの社会保障制度は、健康で長生きできるよう生活を支えるものでなければならないとともに、健康で働ける者が働き、社会保障と組み合わせて豊かな生活ができるようにする必要がある。今後ともこのような視点に立って、持続可能で安心できるものとしていかなければならない。

3. 国と地方

(1) 地方行財政改革については、これを強力かつ一体的に推進する必要がある。先ず、国の関与を縮小し、地方の権限と責任を大幅に拡大する。地方分権改革推進会議の調査審議も踏まえつつ、福祉、教育、社会資本などを含めた国庫補助負担事業の廃止・縮減について、内閣総理大臣の主導の下、各大臣が責任を持って検討し、年内を目途に結論を出す。

(2) これを踏まえ、国庫補助負担金、交付税、税源移譲を含む税源配分のあり方を三位一体で検討し、それらの望ましい姿とそこに至る具体的な改革工程を含む改革案を、今後一年以内を目途にとりまとめる。

この改革案においては、国庫補助負担金について、「改革と展望」の期間中に、数兆円規模の削減を目指す。同時に地方交付税の改革を行う。9割以上の自治体が交付団体となっている現状を大胆に是正していく必要がある。このため、この改革の中で、交付税の財源保障機能全般について見直し、「改革と展望」の期間中に縮小していく。他方、地方公共団体間の財政力格差を是正することはなお必要であり、それをどの程度、また、どのように行うかについて議論を進め、上記の改革案に盛り込む。これらの改革とともに、廃止する国庫補助負担金の対象事業の中で引き続き地方が主体となって実施する必要のあるものについては、移譲の所要額を精査の上、地方の自主財源として移譲する。

現在、地方においては約14兆円の財源不足が生じている。歳出削減や地方税の充実など様々な努力により、できるだけ早期にこれを解消し、その後は、交付税による財源保障への依存体質から脱却し、真の地方財政の自立を目指す。

(3) 改革の受け皿となる自治体の行財政基盤の強化が不可欠であり、市町村合併へのさらに積極的な取組みを促進する。

また、今後の地方行政体制のあり方について、地方分権や市町村合併の進展に応じた都道府県や市町村のあり方、団体規模等に応じた事務や責任の配分（例えば、人口30万以上の自治体には一層の仕事と責任を付与、小規模町村の場合は仕事と責任を小さくし都道府県などが肩代わり等）など、地方制度調査会における調査審議を踏まえ、幅広く検討する。

また、今後は国の関与に代わり、住民自ら地方行財政を監視できるよう、バランスシート等の作成や情報公開、電子自治体の実現など、地方行財政の透明性向上と説明責任の徹底が必要である。

4. その他

(1) 食料産業の改革

ア．食料産業の改革

我が国の将来の食料供給に対しては、国民の相当程度が不安を有している。さらにＢＳＥ問題等を契

機に「食」の安心・安全性への国民の不信が高まっている。

こうした中で、我が国農業は零細な生産構造を抱え、食料自給率の低下にも歯止めがかからず、担い手の高齢化、農地の遊休化、流通面での高コスト構造の存在等、農業・農村をめぐる厳しい環境が長期的に継続している。

他方、食品産業は地域経済において重要性が高く、ライフスタイルの変化の中で外食・中食産業の急成長が見られる。また安全な「食」に対する国民のニーズが強まっている。このような状況の下で、農業の構造改革と食品産業等の持続的な発展を如何に実現するかが喫緊の課題となっている。

農業、食品産業等のいわゆる「食料産業」は国民経済上も重要な産業であり、今後は食料産業全体を視野に入れた政策運営を通じて、国民の期待に応えうる食料産業の活性化と農業の構造改革を推進する必要がある。このため、以下の基本戦略の下で改革を着実に推進することが重要である。

イ．食料産業の改革の基本戦略

① 真に消費者を基点とした行政への転換

「食」に対する国民の不信を払拭し、「健全な食料産業の発展」と「安心した食生活」を実現するため、真に「消費者」を基点とした行政に転換を図り、我が国の特徴を生かした高付加価値で多様な農産物・食品が全国で提供されるよう、食料産業の新たな将来展望を切り拓く。

② 多様な農業経営の展開による産業としての農業の再構築

グローバル化の進展に対応して、農業が産業としての競争力を発揮するために、構造改革特区などの手法の活用を含め、農業経営の株式会社化等効率的な企業的農業経営が展開するための制度改革等の条件整備を行う。

③ 農業経営者の意欲と個性が発揮できる政策の枠組みへの転換

農業者全体を対象とした一律的な政策の見直しを行い、意欲と能力のある経営体に施策を集中化する枠組みへの転換を進める。また、米政策については、需要に応じた生産の推進、生産構造の変革等の観点に立って抜本的に見直す。

④ 「食」の安全・安心体制の確立と流通改革の推進

「食」の安全・安心に対する国民の不信を払拭するため、政府全体として信頼回復に向けた万全の体制を可及的速やかに確立するとともに、生産・流通・消費の各段階を通じ一貫して「安全で安心」な食品の供給を担保するシステムを導入する。

また、高コスト構造の是正を図るため、卸売市場等の流通段階で競争条件を導入するとともに、併せて抜本的な農協改革を促進する。

⑤ 農林水産資源の活用に向けたバイオマス戦略等の推進

農林水産資源を活用したバイオマス産業等を国際競争力のある新たな戦略産業として育成する。このため、規制改革、融資・補助制度、バイオマス生産・エネルギー活用等の技術開発等の政策手段を活用し、農林水産業を環境保全やバイオマス生産の場として再活性化させる施策を関係府省一体となって推進する。

ウ．構造改革を推進する上で特に重視すべき事項

① 政策の選択と集中化

これまでの政策を厳しく見直し、食品産業、消費者対策等も含めた食料産業全体を視野に入れた政策への大胆な転換を進め、生産・流通・消費の各段階を通じる一貫した政策運営を通じて、食料産業の活性化に資する効率的かつ効果的な政策の選択を行う。

特に、効率的で安定的な経営体が生産の大部分を担う構造を確立するため、農業者全体を対象とし

た一律的な政策の見直しを行い、意欲と能力のある経営体に施策を集中化する。

さらに、農地・森林の有する環境保全等の機能に留意しつつ政策を推進する。

② 構造改革に向けた時間軸の明確化

「食料産業」に対する国民意識は「食の安全・安心」への不信を通じて極めて高いものとなっていることから、構造改革を進めるに当たっては、改革の具体的内容、推進する上での課題、その実現に向けたスケジュール等を広く国民に示し、国民的な議論の下で進める。

(2) 特定財源のあり方の見直し

道路等の「特定財源」については、長期計画や今次税制改革と一体的に、そのあり方を見直し、可能なものは平成15年度から具体化する。なお、特定財源制度は受益と負担の関係に基づくものであるが、これら諸税の税率については、これらの税が有する種々の環境改善効果などにも十分配慮し、決定する。

(3) 公的部門の効率化

納税者の視点に立ち、公的部門の無駄を排除する。この観点から、以下の新しい行政手法に公的部門全体で取り組む。

① 民間委託（アウトソーシング）やＰＦＩ等の活用

従来公的部門が直接行ってきた事務事業で民間委託やＰＦＩ等を積極的に活用する。各府省は一定範囲の事務事業について、民間委託やＰＦＩ等の活用の適否を検討し結果を公表する。こうした方式を、当面試験的に導入する。

② 調達の改善

国や地方の調達について、手続の透明化、競争性の確保の観点から、関係府省は公正・厳正・経済的な調達を進める。公共事業においては、入札関連情報の公開、一般競争入札の拡大等競争性の向上、入札条件の適正化等を推進する。情報システムにおいては、調達方式の改善を一層着実に実行するとともに、ソフトウェア開発の効率化、高度な外部専門家の活用等による調達側の能力向上等を図るため、民間有識者の意見も参考にしつつ府省横断的に検討を進める。

③ 電子政府等の推進

国民の利便向上の観点から電子政府・電子自治体等公的部門の電子化を推進する際には、同時に事務を合理化する。また、複数の地方自治体が事務を標準化し、共同で民間委託することにより、大幅なコスト削減を実現する。

④ 新しい手法

効率的な事例を基準に効率化・生産性向上に努める手法（ベンチマーキング）や、業務に要するコストを明確にする手法の一つである活動基準原価計算（ＡＢＣ）などの手法の導入について研究を開始する。地方についても、これらの手法の導入について研究を開始するよう要請する。

第５部　経済財政の姿と15年度経済財政運営の基本的考え方

1. 経済財政運営の基本的考え方

(1)　中期的な経済財政運営

本年１月に閣議決定した「改革と展望」では、この１両年の集中調整期間において、デフレの克服を最重要の課題とし、政府・日本銀行は一体となって取り組むこと、政府は財政構造改革、規制改革、不良債権処理等を促進することを明確にした。財政運営については、財政健全化の道筋を明らかにした。すなわち、厳しい経済財政状況を踏まえ、歳出の質の改善と歳出抑制に取り組み、「期間中の政府の大きさ（一般政府の支出規模のＧＤＰ比）は現在の水準を上回らない程度とすることを目指す」という基本方針とともに公共投資等主要歳出の抑制に関する方針を明確にし、その後の財政収支改善努力や民間需要主導の着実な経済成長の継続の下で、2010年代初頭にプライマリーバランスが黒字化するとの展望を示した。

その後、新人口推計が公表され、予想を上回る少子化・高齢化の進展により、現行制度を維持する場合、国民負担率は従来の予想以上に上昇するとの試算が公表された。国民負担率の上昇を極力抑制する観点から、社会保障制度改革を含め、「改革と展望」で示した中期的な歳出改革（質の改善と歳出抑制）を加速することが必要である。

また、本方針では、税制改革や社会保障制度改革を通じて、「全ての人が参画し負担し合う公正な社会」をつくるという基本的な考え方を明らかにしているが、そのためにも歳出改革を加速し、「負担に値する質の高い小さな政府」を早期に実現する必要がある。

(2)　中期的な経済財政の姿

「改革と展望」では、集中調整期間中の成長率はゼロ近傍とならざるを得ないが、2004年度以降はデフレが克服され、構造改革の効果も顕在化することから、実質1½％程度あるいはそれ以上、名目２½％程度あるいはそれ以上の成長が見込まれるとしている。

歳出改革の加速、とりわけ、歳出削減は、それ自体短期的には、景気に対してマイナスの効果を持ち得る。しかし、経済活性化効果が高く、新規需要や雇用を創出する効果の高い分野に歳出をシフトするなど「歳出の質の改善」を同時に進めるとともに、第２部で示した「経済活性化戦略」、第３部で示した包括的かつ抜本的な「税制改革」をその他の構造改革と併せて推進することにより、「改革と展望」で示した程度の経済成長を達成することは可能と考えられる。

(3)　構造改革の推進と今後の検討について

経済活性化戦略については可能なものから速やかに実施に移し、平成15年度予算編成に反映する。府省間の調整が必要とされるものについては、内閣官房と内閣府が関係各省と一体となって速やかに推進する。

税制改革については、本方針の下、政府税制調査会等において具体的に検討され、経済財政諮問会議においては、経済と税制、歳出と歳入の整合性等の観点からの検討を行いつつ、改革の進捗状況についてフォローアップを行う。

歳出の構造改革は、15年度予算はもとより今後の予算編成などにおける基本的考え方となる。

政策推進のためには国民の理解と協力が不可欠であり、タウンミーティングの開催、政府広報、「動け！日本」、インターネットなどを通じた国民参加型の政策推進を図る。

経済財政諮問会議は、今後、教育・人材・雇用を中心とする「人間力戦略」、地方行財政改革及び社会保障制度改革について、関係機関との連携を図りつつ、その基本方針を審議していく。また、主要歳出分野の構造改革や15年度の財政運営のあり方についても引き続き検討を行っていく。

2. 平成14年度及び15年度の我が国経済

(1) 当面の景気動向と平成14年度及び15年度経済

我が国経済は、現在、米国やアジア経済の急回復や在庫調整の進展を受けて、循環面では底入れしている。しかし、企業の設備投資は低調であり、企業部門の雇用調整などにより、雇用・所得環境は引き続き厳しい状況にあり、家計消費の回復は遅れ、横ばいで推移している。また、金融機関の不良債権問題、企業の過剰債務問題への対応が続く中で、依然デフレ傾向にある。

年度後半には、企業収益の回復が見込まれ、設備投資が増加に向かうと期待されるものの、回復に向けての足取りは全般に緩やかなものとなり、14年度の経済成長（実質）はほぼ横ばいにとどまると見込まれる。

15年度については、政府部門の支出は厳しく抑制される一方、世界経済が好調に推移することが期待され、また、14年度後半からの企業収益の回復を受けて、設備投資も緩やかな増勢に向かうことが期待される。このように、15年度の我が国経済は全般的には回復過程にあると期待されるものの、ぜい弱な側面を有していることから、経済動向を十分注視していく必要がある。

構造改革の実行や、デフレ対応策などによる経済・金融への不安感の払拭が遅れれば、企業の設備投資の回復はもとより雇用・所得環境の改善は緩やかなものにとどまり、消費の伸びも低いものとなる可能性がある。また、政策効果の発現もあって実物面から見れば、物価は下落から安定化に向かうことが期待されるが、その動きは適切な金融政策にも大きく影響されよう。

我が国経済に課された今後の課題は、経済活性化戦略など構造改革の着実な実施を通じて、歳出改革を進めていくなかにあって、循環面で底入れしている状況を構造改革面から強力に補強し、中期的に持続的な経済成長につなげていくことである。

(2) デフレ対応をはじめとする当面の経済財政運営

ア．不良債権処理等、金融面での課題

「基本方針」以降、銀行を経由する間接金融の健全化に向けて、不良債権の最終処理と企業再生を促進するため、特別検査やＲＣＣによる不良債権の時価買取り等の施策を講じてきた。不良債権処理については、市場規律や厳格な資産査定の下、オフバランス化の具体的な処理目標（原則１年以内に５割、２年以内に８割目途）、信託を含むＲＣＣの機能の積極的な活用をはじめとして、「より強固な金融システムの構築に向けた施策」（4月12日）を推進するなど、累次にわたる施策に則った処理を一層徹底する。こうした不良債権処理の状況を的確に把握するとともに、債権等の流動化や証券化の促進を図る。なお、中小企業等の経営実態に応じた検査の運用確保の観点から、金融検査マニュアルの具体的な運用例を早急に公表する。

また、金融機関の不良債権問題と企業・産業の過剰債務問題とは一体的解決が図られなければならない。このため、企業の再建・整理、産業再編等による産業サイドの構造改革を進める。

これらの取組みにより、構造改革の集中調整期間終了後の平成16年度には不良債権問題の正常化を図る。

さらに、金融機関の競争力・収益性の向上等を促す観点から地域金融機関の合併の促進等を図るとともに、本年4月のペイオフ解禁を踏まえ、引き続き、適切な監督等を行うことを通じ、預金者に信頼される金融システムの安定の確保に万全を期す。

他方、預貯金中心の貯蓄優遇から株式・投信などへの投資優遇への金融のあり方の転換を踏まえた直接金融へのシフトに向けて、個人投資家の証券市場への信頼向上のためのインフラ整備など、証券市場の構造改革を一層推進していく。

活性化された経済を支える活力ある金融システムの確立に向けた金融の将来像を展望する観点から、金融庁において中期ビジョンを早急にとりまとめる。同ビジョンの検討においては、我が国金融業の経営基盤の強化や経済を支える健全な中小企業に対する資金供給の円滑化についても留意する。

また、公的金融の見直しの検討を進める。

さらに、物価動向を適切に把握する等の観点から、物価連動債を含む新たな方法等についての検討を進める。

金融政策に関しては、政府と日本銀行はデフレ克服の重要性の認識を共有しており、日本銀行においても実効性ある金融政策運営を期待する。

イ．構造面からの課題

これまでの我が国の景気回復の姿をみると、輸出の回復に伴って設備投資の力強い回復がみられることが多かった。しかし、今日、既存債務の存在や中国の台頭やグローバル化の進展による競争の激化など、企業を取り巻く環境はかってなく厳しい。企業の収益回復基調が明らかになってくる中で、構造改革を通じて、その動きをいかにして設備投資の拡大、新しい事業の展開や産業の生産性の向上につなげていくかが問われている。グローバル化やＩＴの進歩などの環境変化の下で、我が国の高コスト構造、非効率的で硬直的な財政支出と新しい時代に適合しない規制の存在は、我が国の生産性を長期にわたり低下させ、企業や人々の様々な創造的活動の妨げともなっている。

また、構造改革を進める中で、企業収益の改善や新規事業の拡大を通じた雇用の維持・創出が図られ、さらに所得の向上を通じて消費の拡大につながる回復を後押しできるかが課題である。財政の大幅な赤字とともに、急速な高齢化・少子化の進展による社会保障制度への不安が、経済・財政の持続可能性に対し懸念を抱かせ、心理面から国民の投資・消費意欲や活力を抑制させないことが重要である。

ウ．当面の経済財政運営等

構造改革の成果の発現を促し、底入れしている景気の動きをさらに確実なものとすることにより、デフレを克服しながら持続的な経済成長へと確実に結びつける。このため、当面の経済動向を注意深く見守りつつ経済財政運営に努め、不良債権処理など金融面での取組みを引き続き着実に実施するとともに、経済活性化戦略、税制改革、歳出構造改革などを推進する。さらに、本方針の中で早急に実施できる事項を検討し、可能な限り早期に実施する。

14年度財政投融資については、都市再生、中小企業金融など真に必要な資金需要には的確に対応するとともに、その事業等について、13年度の実績を上回る事業・貸付規模を確保しているところであり、今後、その事業等が円滑かつ順調に実施されるよう努める。

また、景気動向の把握がより迅速かつ的確に行えるようＧＤＰ統計及び関連する一次統計の精度・速報性を向上させる。

3. 平成15年度財政運営のあり方

(1) 基本的な考え方

① 平成15年度予算編成は、「改革と展望」の策定後、税制改革を始めとする諸改革に本格的に取り組む初年度の予算編成である。このような中にあって、歳出に対する国民の信認を確保するための真摯な取組みが一層求められている。

まず、第1の課題は、裁量的な支出の効率化・削減にとどまらず、予算の過半を占める非裁量的な、いわゆる制度予算・義務的経費を見直していくことである。「国民の負担に値する制度」に向けて、地方行財政制度、社会保障制度等の諸制度の改革を進めていく。

そして、少子・高齢化の進展により従来の予想以上に上昇する国民負担率を抑制する観点から、「改革と展望」で示した中期的な歳出改革（質の改善と歳出抑制）を加速する。

第2の課題は、特殊法人等・公益法人の改革に加え、中央・地方政府の一段の行政改革を行い、予算の削減、組織の減量化によって簡素で効率的な政府を実現する。その際、厳格な目標管理の下、国家公務員の定員の一層の削減及びメリハリのある定員の再配置の実現を図る。

このように歳出改革と行政改革を加速させることにより、「負担に値する質の高い小さな政府」を早期に実現する。

第3の課題として、内閣総理大臣主導による意思決定システムを強化するために、平成15年度の予算編成のプロセスと手法の改革をさらに進めることが重要である。経済財政諮問会議を活用しつつ、内閣総理大臣が基本方針を示した上で、各大臣が責任を持って各省庁の政策・歳出を「根元」から変革する。

② 予算編成に当たっては、経済と財政、歳出と歳入の整合性をとりながら行う。また、中期的な展望に基づいて行うことが必要である。具体的には、「改革と展望」を十分に踏まえつつ歳出改革を加速する。

予算編成は、そのスタート段階から、歳出の見積もり、重点分野への予算配分、予算の背景にある制度改革の基本設計など、全体像を明らかにしつつ行う必要がある。

(2) 歳出改革の加速

平成14年度に続き、財政構造改革を断行する。「改革と展望」に示された「政府の大きさ（一般政府の支出規模のＧＤＰ比）は現在の水準を上回らない程度とすることを目指す」との方針を踏まえ、一般歳出及び一般会計歳出全体について実質的に平成14年度の水準以下に抑制することを目標とする。

また、国債発行額についても、平成14年度の「国債発行30兆円以下」の基本精神を受け継ぎ、「30兆円」からの乖離をできる限り小さくする。

このため、非裁量的（制度・義務的）予算については、それぞれの制度が今後の日本の経済社会で果たすべき役割及びその必要性を抜本的に考え直し、大胆な改革を行う。裁量的経費については、その緊要性や政策効果等につき「根元」から洗い直す。

その際、一層効果的な資源配分を実現するため、

① 民に任せることはできないか、規制改革や民営化の方向に照らして適切か、

② 地方に任せることはできないか、地方分権や地方行財政改革の方向に照らして適切か、

③ 最適な政策手段を選択していることの説明責任が果たされているか、

④ 府省間の重複が排除され、かつ関係府省間の効率的な協力関係が構築されているか、

の視点に立ち、無駄を徹底的に排除する。一方で、制度改革と一体になって実施されるものには留意する。

(3) 重点的に推進すべき分野・効率化の考え方

経済の活性化を念頭に置きつつ、これまで以上に無駄を大胆に排除し、効率的な財政を実現しなければならない。

平成14年度における「5兆円削減し、2兆円を重点7分野に再配分する」との精神を受け継ぎ、「経済活性化戦略」を重視しつつ、その考え方に沿って、新たに以下の「活力ある社会・経済の実現に向けた新重点4分野」へ施策を集中する。その際、政策効果が最大限発現するよう重点分野の中においても施策の絞込み（重点化・効率化）を行う。

① 人間力の向上・発揮―教育・文化、科学技術、ＩＴ

【重点化・効率化の考え方】

（教育・文化）

・大学教育に対する公的支援については、競争原理を導入し、世界最高水準の大学を育成
・意欲・能力がある個人を支援
・ＩＴ・ライフサイエンス等新分野の人材育成を重視
・学校や教員の個性と競争を通じて、児童・生徒の基礎学力の維持・向上、心の豊かさや創造性の涵養を図る
・文化芸術振興については、心豊かな活力ある社会の形成及び地域社会の活性化を念頭に置いた振興、事業に着眼した支援に重点化

（科学技術）

・重点4分野（ライフサイエンス、情報通信（ＩＴ）、環境、ナノテクノロジー・材料）への更なる集中と戦略的重点化
・経済活性化の観点からの新規プロジェクトの厳選と既存プロジェクトの見直し
・質の高い基礎研究への重点化と研究の評価システムの構築
・民間主導による産学官連携に重点

（ＩＴ）

・「ｅ－Japan重点計画－2002」を踏まえ、電子政府・電子自治体等公的部門の電子化、基盤的技術開発等に重点化
・基盤的技術開発については、成果の検証等による既存プロジェクトの見直し
・既存の施策を含めた施策間の重複排除と緊密な連携の確保

② 魅力ある都市・個性と工夫に満ちた地域社会

【重点化・効率化の考え方】

（魅力ある都市）

・都市再生プロジェクトとして都市再生本部が決定した事業
・自然との共生を含む都市の魅力及び国際競争力の向上に高い効果が期待されるもの

（個性と工夫に満ちた地域社会）

・「地方の自立」を促す観点から、効果的な市町村合併支援のほか、国・地方の関係にふさわしい考え方により、地域の経済活性化などについての地域の主体的な取組みを支援するもの
・ＮＰＯとの連携施策や国際観光振興など特徴的なまちづくり・安全な地域づくり

③ 公平で安心な高齢化社会・少子化対策

【重点化・効率化の考え方】

・保育所待機児童ゼロ作戦の推進などに加え、地域・職場など社会全体で子育てを支援

・介護サービス供給体制の整備等

・輸入食品の安全対策の充実やトレーサビリティシステム（生産流通履歴情報把握システム）の整備等消費者に信頼される食の安全安心体制の構築

・公共施設、公共交通のバリアフリー化

④　循環型社会の構築・地球環境問題への対応

【重点化・効率化の考え方】

・廃棄物処理、リサイクル等いわゆる３Ｒの着実な実施、バイオマスの利活用

・地球温暖化についての研究開発、我が国の温室効果ガスの削減・吸収、多様で健全な森林の育成など自然生態系の保全・再生に直接つながる事業

(4)　その他の歳出分野

①　公共投資については、「改革と展望」を踏まえつつ、一層の重点化・効率化を推進し、入札手続の改善やコストの縮減、透明性の向上等を図る。こうした取組みにより民間需要や雇用を創出する効果を高める。また、公共事業から公共事業以外の政策手段への転換（ハードからソフトへの転換）の努力を更に進める。

②　社会保障については、物価動向等を反映した年金等の給付の見直しに取り組むほか、雇用保険の給付のあり方・水準の見直し、給付の効率化・重点化など制度の改革を行い、歳出全体の見直しを行う。

③　地方財政については、第４部で述べた国・地方関係の抜本的見直しを見据えながら、歳出を徹底して見直し、改革を加速するという国の方針と歩調を合わせつつ、地方歳出を徹底して見直し、地方財政計画の規模の抑制に努めるとともに、引き続き交付税の算定方法を見直す。

④　農林水産関係分野については、意欲と能力のある経営体への施策の集中を行うとともに、米の生産調整や水田農業関連施策の改革方向を策定し、構造改革を推進する。

⑤　ＯＤＡについては、援助対象分野等の更なる戦略化・効率化、執行の透明性向上等を図り、国際情勢を踏まえて我が国の国際的責任の十全かつ適切な遂行に努めつつ、予算規模を見直す。

⑥　防衛、治安については、経費の特質にも十分配意し、また、既存施策の一層の効率化を図りつつ、国民の安全、安心を確保する。

⑦　国庫補助負担金については、第４部で述べた抜本的な改革案の検討を見据えつつ、国・地方を通じた行政のスリム化を実現する観点から廃止・縮減を目指す。「国庫負担金」「国庫補助金」の区分に応じた体系的な整理合理化を推進する。

⑧　総人件費の抑制については、徹底した増員の抑制と一層の定員の削減に努めるとともに、勤務実態を踏まえつつ、地域毎の公務員給与と民間給与の関係を比較方法を明示した上で国民に分りやすく示す。人事院や地方公共団体の人事委員会等は、地域毎の実態を踏まえて給与制度の仕組みを早急に見直すなどの取組みを行う必要がある。

また、その他の一般歳出（物件費等）についても、聖域なく徹底した見直しを行う。

(5)　予算編成プロセスと手法

①　予算編成プロセスの改革の必要性

真に必要性の高い歳出への重点化を進めるために、歳出の「根元」からの見直しが必要不可欠である。

これを実現するためには、トップダウンの意思決定（予算の背景にある制度の改革方針、施策の集中と分野間の優先順位、分野毎のメリハリ）とボトムアップの選択（事業評価に基づく個別事業の選択、個所付け）の双方が必要である。

トップダウンの意思決定を強化するために、経済財政諮問会議を活用しつつ、内閣総理大臣が基本方針を示した上で、各大臣が責任を持って各省庁の政策・歳出を「根元」から変革する。また、ボトムアップの選択について、透明性が低い、効果の低い事業を排除できていない、などの種々の問題点を解決するため、予算の編成・執行の両面で事業評価に基づく個別事業の選択などの「新しい行政手法」の導入を含めた改革に取り組む。こうした取組みにより、国民から見て分かりやすい予算編成を実現する。

② 目的・効果の分かりやすい予算

予算の目的、効果等を分かりやすく示すため、厳格な政策評価、事業評価を行い、これを予算編成過程に反映しなければならない。また、事前評価に同種事業の事後評価の結果を確実に反映する必要がある。

それぞれの重点分野に対応する予算を府省を通じて整理する手法、すなわちタテ（府省）ヨコ（重点分野）双方向から検討する手法（マトリックス型の手法）を用いるべきである。また、こうした手法を用いて、平成14年度予算における重点7分野について評価を行う。

資料8

今後の経済財政運営及び経済社会の構造改革に関する基本方針

＜新世紀維新が目指すもの ― 日本経済の再生シナリオ＞

20世紀、とりわけ戦後の日本は、世界に類を見ない経済発展を実現した。しかし、バブル経済が崩壊し、90年代に入って以降、日本経済は停滞を続け、国民の経済社会の先行きに対する閉塞感が深まっている。確かに、過去10年の日本経済のパフォーマンスは、日本の経済社会が本来持っている実力を下回るものだった。さらに、高齢化が進展し、労働力人口が減少するなかで、ともすれば我々は悲観論に陥りがちである。

今、日本の潜在力の発揮を妨げる規制・慣行や制度を根本から改革するとともに、司法制度改革を実現し、明確なルールと自己責任原則を確立し、同時に自らの潜在力を高める新しい仕組みが求められている。

グローバル化した時代における経済成長の源泉は、労働力人口ではなく、「知識／知恵」である。「知識／知恵」は、技術革新と「創造的破壊」を通して、効率性の低い部門から効率性や社会的ニーズの高い成長部門へヒトと資本を移動することにより、経済成長を生み出す。資源の移動は、「市場」と「競争」を通じて進んでいく。市場の障害物や成長を抑制するものを取り除く。そして知恵を出し、努力をした者が報われる社会を作る。「構造改革」は、こうした観点から、日本経済が本来持っている実力をさらに高め、その実力にふさわしい発展を遂げるためにとるべき道を示すものである。

まず、不良債権問題を２～３年内に解決することを目指すとともに、後述するような前向きの構造改革をパッケージで進める。今後２～３年を日本経済の集中調整期間と位置付け、短期的には低い経済成長を甘受しなければならないが、その後は経済の脆弱性を克服し民需主導の経済成長が実現することを目指す。そうした経済動向のなかで、次世代のためにプライマリーバランスの黒字に向けた財政改革を、マクロ経済の動向に十分注意を払いつつ着実に進めていく。

21世紀の日本では、実力に見合った経済成長が実現する。そこでは、国民が自信と誇りに満ち、努力するものが夢と希望をもって活躍し、市場のルールと社会正義が重視される。また、それは誰もが豊かな自然と共生し、安全で安心に暮らせるとともに、世界に開かれ、外国人にとっても魅力がある社会でなければならない。新世紀維新が目指すのは、このような社会である。

1. 経済再生の第一歩としての不良債権問題の抜本的解決

経済再生の第一歩として、不良債権の処理を急ぐべきである。不良債権については、「緊急経済対策」（平成13年４月６日）で最終処理に向けたスケジュールが明示され、民間を中心とした私的整理の指針づくりも進展している。さらに、米国のＲＴＣ（整理信託公社）の例も参考に、ＲＣＣ（整理回収機構）による不良債権処理、企業再生等を進める。

第１に、新規不良債権の発生メカニズムと担保となる土地の価格動向を正確に把握することが重要である。不良債権の債務者企業による財務状況の適正な情報開示と、不良債権の最終処理を目指してそれに適合した銀行による適正な債務者区分、引当て及び適切なリスク管理を促進する。要注意先債権等についても、銀行が、借り手先企業の状況把握に努め、適正なリスク管理を行う一方、借り手の経営改善に向けた努力を行うよう促す。

第２に、主要行の不良債権について、「緊急経済対策」に沿ったオフバランスシート化の進捗状況を定期的に点検するとともに、不良債権比率、与信費用比率（貸出に占める不良債権処理損の比率）といった新た

な指標等も参考に、不良債権の新規発生の状況を含む不良債権問題全体の改善状況について的確な把握に努める。

第３に、ＲＣＣの機能を抜本的に拡充し、ＲＣＣを積極的に活用した不良債権処理、企業再生等を進め、銀行の不良債権のオフバランスシート化の確実な実現を図る。

第４に、オフバランスシート化によって、転職することが求められる雇用者については、新規分野における雇用機会の創出（試算によれば、新規分野を含むサービス分野においては、５年間で530万人が期待）や労働移動の増加に対応する制度改革によって就業機会を拡大する。具体的な制度改革としては、自己啓発の支援、大学・専修学校等が社会人の再教育・再訓練に柔軟に応える機能(いわゆるコミュニティ・カレッジ)の強化、職業能力評価システムの整備や派遣制度の規制改革等を推進する。また、離職者、転職者に対する支援の強化などセーフティーネットの拡充、総合化を図る。

第５に、21世紀にふさわしい安定した金融システムを構築する。直接金融を重視したシステムに円滑に移行するために個人の株式投資にかかる環境整備を行うなど証券市場を活性化する。金融システムの構造改革という観点から銀行の株式保有のリスクを適切に規制する。

2. 構造改革のための７つの改革プログラム

(経済社会の活性化のために)

(1) 民営化・規制改革プログラム

「民間でできることは、できるだけ民間に委ねる」という原則の下に、国民の利益の観点に立って、特殊法人等の見直し、民営化を強力に推進し、特殊法人等向け補助金等を削減する。郵政事業の民営化問題を含めた具体的な検討、公的金融機能の抜本見直しなどにより、民間金融機関をはじめとする民間部門の活動の場と収益機会を拡大する。

医療、介護、福祉、教育など従来主として公的ないしは非営利の主体によって供給されてきた分野に競争原理を導入する。国際競争力のある大学づくりを目指し、民営化を含め、国立大学に民間的発想の経営手法を導入する。また、規制を極力撤廃し、自由な経済活動の範囲をできる限り広げるとともに、消費者・生活者本位の経済社会システムを実現する。

(2) チャレンジャー支援プログラム ― 個人、企業の潜在力の発揮

個人の潜在力を十分に発揮させるために、個人の意欲を阻害しない「頑張りがいのある社会システム」を構築する。このため、従来の預貯金中心の貯蓄優遇から株式投資などの投資優遇へという金融のあり方の切り替えや起業・創業の重要性を踏まえ、税制を含めた諸制度のあり方を検討する。

さらに、公正取引委員会の体制を強化し、その機能を充実させるなど、競争環境の積極的な創造や市場監視の機能・体制を充実させ、競争政策を強力に実施する。市場支配力を有する通信事業者への非対称規制の前倒し実施、放送、通信の融合を推進する。なお、周波数などの公共資源は、公開入札など市場原理を活用することも含め、最適な配分方式について検討する。

また、ＩＴモデルエリア、ＩＴ教育支援等によってＩＴ革命を推進する。

（豊かな生活とセーフティーネットを充実するために）

(3) 保険機能強化プログラム

国民一人一人にとってライフステージの各段階にわたる自分の生活と社会保障制度との関わりが分かるようにする。こうしたことを通じて、「分かりやすくて信頼される社会保障制度」を実現する。このため、ＩＴの活用により、社会保障番号制導入とあわせ、個人レベルで社会保障の給付と負担が分かるように情報提供を行う仕組みとして「社会保障個人会計（仮称）」の構築に向けて検討を進める。

公的年金については、「人口減少社会」の下で「持続可能で安心できる」制度を構築するとともに、公的年金及び私的年金の役割分担により、高齢者の生活を総合的に保障する。

医療については、医療サービスの標準化、ＩＴを活用した医療情報の開示、医療機関経営の近代化・効率化などからなる「医療サービス効率化プログラム（仮称）」を推進することなどにより、医療の質を落とさずにコストを下げ、維持可能な制度とする。

(4) 知的資産倍増プログラム

人材大国と科学技術創造立国を実現するために、知的資産を倍増するとの観点から、教育改革を進めるとともに、ライフサイエンス、ＩＴ、環境、ナノテクノロジー・材料の４分野への戦略的重点化を図る。

大学教育に対する公的支援については、機関補助に世界最高水準の大学を作るための競争という観点を反映させる。また、個人支援を重視する方向で、公的支援全体を見直す中で、教育を受ける意欲と能力がある人が確実にこれを受けられるよう、奨学金の充実や教育を受ける個人の自助努力を支援する施策を検討する。民間からの教育研究資金の流入を活発化するため、大学が受ける寄附金・大学が行う受託研究の充実のための環境整備について、税制面での対応を含め検討する。また、社会人に対する自己啓発の支援を充実する。

(5) 生活維新プログラム

人々が自らのライフスタイルに合わせ、男女が共同して社会に参画し、将来にわたってのびのびと働き生活できる基盤を整備する。

（ｉ） 多機能高層都市プログラムの推進により職住近接を可能とする。

（ii） 「働く女性にやさしい社会」を構築するため、税や社会保障制度の見直しに当たっては、個人単位化を進めるとともに、雇用に関する「性による差別」を撤廃する。

（iii） 保育所待機児童をゼロとするプログラムを推進するとともに、放課後児童の受入体制の整備を図る。

（iv） バリアフリー化の推進等により、高齢者などが年齢等にかかわりなく働きやすく暮らしやすい環境を整備する。

（ｖ） ごみゼロと脱温暖化の社会づくり、自然との共生などを通じ、地球と共生する「環の国」づくりを推進する。

（vi） 国民に安全（人の生命、健康に関わる良質な環境や水と食料などの確保を図るヒューマン・セキュリティ、安全な国土）と治安を確保し、安心して暮らせる社会を保障する。

（政府機能を強化し、役割分担を抜本的に見直すために）

(6) 地方自立・活性化プログラム

（地方の潜在力の発揮）

「個性ある地方」の自立した発展と活性化を促進することが重要な課題である。このため、すみやかな市町村の再編を促進する。歳出の効率化を図り、受益と負担の関係を明確化するとの観点に立ち、地方財政の立て直しを行う。

「行政サービスの権限を住民に近い場に」を基本原則として、国庫補助負担金を整理合理化するとともに、国の地方に対する関与の縮小に応じて、地方交付税制度を見直す。特定の事業について、地方の負担意識を薄める仕組みを縮小するなど、制度の簡素化を行う。また、地方行財政の効率化などを前提に、地方税の充実確保により、社会資本整備・社会保障サービス等を担う主体として地方行政の基本的な財源を地方が自ら賄える形にすることが必要である。

水道など地方公営企業への民間的経営手法の導入を促進し、介護福祉、まちづくり、リサイクルなど社会事業を担うＮＰＯの支援強化など地方の活性化を図る。

（地域に密着した産業の活性化等）

意欲と能力のある経営体に施策を集中することなどにより、食料自給率の向上等に向け、農林水産業の構造改革を推進する。また、地方の活性化のために、都市と農山漁村の共生と対流、観光交流、おいしい水、きれいな空気に囲まれた豊かな生活空間の確保を通じ「美しい日本」の維持、創造を図ることが重要である。

(7) 財政改革プログラム

巨額の財政赤字を抱えている我が国財政の状況を改善し、21 世紀にふさわしい、簡素で効率的な政府を作るため、財政の改革に取り組む。

特に、資源配分の硬直性を打破するため、例えば公共事業に関しては、特定財源を見直すとともに、「公共事業」と「非公共事業」の区分にとらわれない配分、弾力的な地域間配分を行う。さらに、政策目標に照らし、公共事業以外のより適切な政策手段がないか十分に審査する。

また、経済社会の状況変化やこれまでの整備状況などを踏まえ、公共事業関係の長期計画については、各計画の必要性も含め見直しを行う。

3. 政策プロセスの改革

首相公選制は民主主義の下で民意を直接反映させる仕組みであり、今後検討されるべきである。オープン・ソース方式の採用やタウン・ミーティングなどによる国民対話も、政策意思決定プロセスにおける透明性を高める上で重要である。

政策形成プロセスにおける透明性を高め、短期・中期の経済財政運営の整合性を確保するために、財政システムと予算編成プロセスを刷新する。

予算配分の硬直性を是正するため、経済財政諮問会議を中心に、先ずは政策のあり方を横断的に審議し、その結果を反映してメリハリの効いた予算編成を行う。

省庁横断的で優先度の高いプロジェクトについては、内閣として予算の要求から執行に至るプロセスに関与を深め、その一体的、整合的な推進を図る。

国・地方の一般会計（普通会計）、特別会計、財政投融資、国・地方間の財政移転、特殊法人等との間の資金移転のそれぞれの関係について説明責任を果たし、透明性を高めていく。

重点分野の特定化と優先順位付けを行い、実施事業を客観的に評価し、決算や評価結果を予算・計画などに反映させるための体制を整備する。特殊法人について、透明性と説明責任を確保するために関連子会社を含め企業会計原則、連結財務制度に基づいた「行政コスト計算書」を導入するとともに、特別会計についても導入を検討する。

4. 中長期の経済財政運営と平成14年度予算編成

民間経済、金融、財政の構造改革を強力に実施することによって、日本経済は、不良債権処理等に伴うデフレ圧力が発生する調整期間を経て、「停滞の10年」を抜け出し、「躍動の10年」を展望することが可能となる。

アメリカの景気動向や不良債権処理等に伴うデフレ圧力の影響などの不確実性が存在し、経済を的確に見通すことは困難であるが、このところ景気は悪化しつつあり、平成13年度の経済成長は、当初の政府経済見通しをかなり下回るとみられる。アメリカ経済の回復傾向が明らかになっていけば、適切な経済運営のもとで構造改革の進展の成果もあり、平成14年度の景気は徐々に回復への動きをたどることとなる。

中期的にみて日本経済は、民間経済、金融、財政の構造改革を通じた経済活性化や国民や企業の将来に対する不安感の軽減などにより、民需主導の経済成長を実現し、潜在力を十分発揮していくものと予想される。

平成14年度において、財政健全化の第一歩として、国債発行を30兆円以下に抑制することを目標とする。その後、プライマリーバランスを黒字にすることを目標として政策運営を行う。ただし、そのペースについては、マクロ経済の動向に十分注意を払いつつ進める。

金融政策については、調整期間におけるデフレ圧力の状況も踏まえ、機動的な量的緩和政策をとることが期待される。また、景気の状態によっては、セーフティーネットに万全を期するなど、柔軟かつ大胆な政策運営を行う。

平成14年度予算については、この基本方針で示した構造改革、重点分野などを反映し、メリハリの利いた予算編成を行うなど、予算編成プロセスを刷新する。

第１章　構造改革と経済の活性化

1. 構造改革と真の景気回復

いかなる経済においても生産性・需要の伸びが高い成長産業・商品と、逆に生産性・需要の停滞する産業・商品とが存在する。停滞する産業・商品に代わり新しい成長産業・商品が不断に登場する経済のダイナミズムを「創造的破壊」と呼ぶ。これが経済成長の源泉である。

創造的破壊を通して労働や資本など経済資源は成長分野へ流れていく。こうした資源の移動は基本的には市場を通して行われる。市場の障害物や成長を抑制するものを取り除く。市場が失敗する場合にはそれを補完する。そして知恵を出し努力した者が報われる社会を作る。こうしたことを通して経済資源が速やかに成長分野へ流れていくようにすることが経済の「構造改革」にほかならない。

創造的破壊としての構造改革はその過程で痛みを伴うが、それは経済の潜在的供給能力を高めるだけではなく、成長分野における潜在的需要を開花させ、新しい民間の消費や投資を生み出す。構造改革はイノベーションと需要の好循環を生み出す。構造改革なくして真の景気回復、すなわち持続的成長はない。

2. 不良債権問題の抜本的解決 ― 日本経済再生の第一歩

不良債権問題は日本経済が抱える「負の遺産」である。過去の遺産が現在そして将来の日本経済にとって解決しなければならない問題である理由は２つある。第１に銀行の収益性の低下や追加処理リスクが生ずることであり、第２に不良債権を生んだ産業の多くが非効率であり低収益の構造にあることである。不良債権の最終処理を行うことにより、資源が成長分野に流れていくことが期待される。

なお、不良債権の最近の発生状況、特に、製造業等いわゆるバブルの影響が比較的小さいとされる分野における不良債権の新規発生の伸びが大きいことなどを考えても、不良債権は経済の停滞に伴って新規に発生するものであり、また、不良債権処理により資源が向かうべき成長分野が存在するためにも、第３節で述べる実体経済の再生が重要である。

(1)　不良債権の確実な最終処理と情報開示

「緊急経済対策」は、バランスシートからはずすことこそが不良債権の最終処理になるとの認識の下、明確なスケジュールを設定した。主要行には、新規不良債権の発生メカニズムを把握の上でそのスケジュールを前提に、迅速に処理が行われることが期待される。

このような取組みは、パブリック・プレッシャーの下で、金融機関の自主的な判断で進められることになる。それが実効性を持つためには、①不良債権の厳格な把握とその情報開示、②不良債権処理の進捗に関する情報開示等が必要である。

(2)　処理状況の厳格な点検

不良債権の処理状況について、２～３年以内にオフバランスシート化するという目標の進捗状況を定期的に厳しく点検するとともに、さらに、不良債権比率、与信費用比率といった新たな指標等も参考に、不良債権の新規発生の状況を含む不良債権問題全体の改善状況について的確な把握に努める。

(3) 産業の再生なくして不良債権の最終的解決なし

不良債権問題の背景には、借り手である企業／産業側の過剰債務や非効率性といった構造問題がある。不良債権問題は、借り手が抱えるこうした構造問題と一体的に解決されることが必要である。法的整理のためには、会社更生法、民事再生法があるが、より使い易くするために必要な見直しを行うべきである。また、私的整理については、その公正、円滑化に資するためのガイドラインを関係者間で早急にとりまとめることが期待される。

(4) ＲＣＣによる不良債権処理と企業再生

緊急経済対策に沿って不良債権の最終処理を確実に実現するため、ＲＣＣの機能を抜本的に拡充することとする。その上で、目標期間である２～３年以内に主要行が最終処理を行うことが困難な不良債権については、ＲＣＣに譲渡等するよう要請する。

具体的には、まず、今国会で金融再生法が改正され、ＲＣＣによる資産買取りが３年間延長されたが、さらに、ＲＣＣに信託兼営を認め、信託方式による不良債権の引受けも可能とする等、ＲＣＣが幅広く金融機関の不良債権の引受けを行い得るよう、所要の措置を講ずる。また、ＲＣＣは、受け入れた債権について、債務者企業の再建可能性に応じ、厳正な回収に努める一方、再建すべき企業と認められる企業については、法的・私的再建手続等を活用し、その再生を図る。このため、例えば、企業再構築を図る組織の新設等、ＲＣＣの機能・組織の拡充を図る。

さらに、米国のＲＴＣの例も参考に、不良債権や担保不動産の証券化を積極的に進める。なお、これにより、債権流動化市場の育成を図り、銀行による不良債権処理や土地の流動化等が促進されることを期待する。

(5) 不良債権処理の影響に備えたセーフティーネットの充実

不良債権処理は、将来の経済成長のための必要条件ではあるが、十分条件ではない。不良債権処理という「後向きの構造改革」に加え、以下に述べるような「前向きの構造改革」を実行することが重要である。実体経済が再生することは、失業を新規成長分野で吸収するということを可能にするし、不良債権の新規発生を抑制するということにも寄与するからである。

不良債権処理が雇用に与える影響を正確に予測することは困難であるが、ある程度の影響があることは否定できない。このような雇用への影響に対しては、財政のビルト・イン・スタビライザー機能があるが、雇用への影響を最小限に抑えるため、雇用対策法、雇用保険法、離転職者向け教育訓練、緊急雇用創出特別奨励金等の制度・施策を活用する。また、離職後失業期間中の住宅ローン負担・教育費負担に対する支援、起業者に対する支援など、制度横断的な施策の拡充を行う。さらに、雇用情勢によっては、モラルハザードに留意しつつセーフティーネットの一層の充実を図る。

中小企業の連鎖倒産等の防止のため、信用保証協会の保証や政府系金融機関の貸付を活用するなど、金融面で適切に対応するとともに、経営の健全化に向け中小企業が自ら行う経営革新を積極的に支援する。

上記に加え、新たな市場と雇用を創出する構造改革と雇用対策の一体的な施策の具体化について、産業構造改革・雇用対策本部での検討が期待される。

3. 経済の再生

経済成長は社会的ニーズに新しい技術が出合うことにより生まれる。21世紀初頭の我が国は、ＩＴ革命が進展するなかで、自然との共生、高齢化社会の到来など、出来合いの答えが用意されていない課題に直面している。これは日本経済にとって大きなチャレンジであるが、同時にこうした高齢化社会への対応等の社会的ニーズは成長の源泉でもある。社会的ニーズに新しい技術を結びつけるために、市場の整備など社会的なイノベーションが必要である。

(1) 科学技術創造立国・世界最先端のＩＴ国家への足固め

20世紀の最後の20年間で、機械や工場などの物的な資本は、最も重要な生産要素の座を、特許やノウハウ、経営企画力など無形資産に譲った。付加価値や経済成長を生み出す最も重要な要素は「知識／知恵」である。21世紀の日本は、科学技術創造立国及び世界最先端のＩＴ国家を目指さなければならない。

新しいテクノロジーとして、①ライフサイエンス、②情報通信（ＩＴ）、③環境、④ナノテクノロジー・材料の4分野への重点的な研究開発を進める。これら4分野を含め「科学技術基本計画」（平成13年3月30日閣議決定）の着実な実行が必要である。また、こうしたテクノロジーが潜在的能力を最大限に活かし、①循環型社会の構築／環境の保全、②高齢化社会への対応、③都市の再生など、21世紀の日本が真に必要としている社会的ニーズに応えられるよう、重点的な資源配分が行われなければならない。

こうした目的のために、民間企業の研究開発や国・大学から民間企業への技術移転を促進するとともに、新しい技術を活かして事業を起こそうとするベンチャー・ビジネス等の支援に資する環境整備について検討する。

5年以内に世界最先端のＩＴ国家になるとの目標達成に向け、「ｅ－Japan重点計画」（平成13年3月29日）及び「ｅ－Japan 2002プログラム」に基づき、重点的かつ戦略的にＩＴ施策を積極的に推進する。

(2) 人材大国の確立

経済社会が大きく変貌し、ＩＴを始め、技術革新も急速な進展を見せるなか、労働力には、柔軟で質の高い技術、能力が備わっている必要がある。このため、教育全般について、そのあり方を検討する必要がある。特に国立大学については、法人化して、自主性を高めるとともに、大学運営に外部専門家の参加を得、民営化を含め民間的発想の経営手法を導入し国際競争力のある大学を目指す。他方、学生・社会人に対しては、奨学金の充実や教育を受ける個人の自助努力を支援する施策について検討する。

職業能力開発については、ＩＴ教育訓練などの充実を図るとともに、それが十分に活用されるよう、自己啓発支援等の仕組みを強化する。

(3) 民間活力が発揮されるための環境整備

（ｉ） 規制改革

国際的な交流が盛んになるにつれ、我が国の価格が概して割高であることが大きく浮き彫りにされている。このような高コスト構造を解決するためには、経済活動が極力民間に委ねられ、自由な活動と創意工夫によって効率化が進められることが不可欠である。

経済的規制の改革は、電気通信、エネルギー等の分野でまだ課題を残している。特にＮＴＴのあり方については、公正有効な競争が実現するよう、競争の進展状況等を踏まえ速やかに抜本的な見直しを行うべきである。また、周波数などについては、公開入札など市場原理を活用することも含め、最適な配

分方式について検討する。他方、社会的規制の改革はさらに遅れている。特に、医療、労働、教育、環境等の分野での規制改革は、サービス部門における今後の雇用創出のためにも重要である。本年発足した総合規制改革会議における、これら重点検討分野の検討が期待される。

（ii） 競争政策

メガコンペティションの下で、金融、産業の分野における外資の参入や産業再編の進展に対応するとともに、談合・横並び体質からの脱却と市場の活性化を図るため、競争政策の積極的な展開が求められている。これとあわせ、公正取引委員会における審査の透明性の向上及び審査の迅速化が図られる必要がある。

また、規制緩和が進む公益事業分野において、自由かつ公正な競争が確保されるよう十分な監視をするとともに、特に電気通信分野においては、市場支配力を有する通信事業者への非対称規制を前倒し実施する。さらに、新たな省庁体制の中で、公正取引委員会の位置付けについて、規制当局からの独立性、中立性等の観点からよりふさわしい体制に移行することを検討する。

(4) 規制改革のみならず制度改革に踏み込む

司法制度は、社会の複雑化、多様化、国際化、事前規制型から事後チェック型行政への移行といった変化に対応し、見直されなければならない。司法制度改革は社会的インフラとして重要であり、「司法制度改革審議会意見書」（平成13年6月12日）を最大限尊重して着実に改革が進められるべきである。

経済法制については、現在商法の抜本改正が検討されているが、我が国の競争力の向上に結びつくように、民間事業者の意見も十分に踏まえた改正が行われることが期待される。また、社会経済構造の変革と事後監視型社会への転換に対応し、国民や企業の経済活動にかかわる民事・刑事の基本法について、抜本的に見直す。

「民間でできることは、できるだけ民間に委ねる」ことを原則に、国民の利益の観点に立って、徹底した行政改革を行い、特殊法人等や国営施設の見直し、民営化を進めることが必要である。郵政三事業については、予定どおり平成15年の公社化を実現し、その後のあり方については、総理の懇談会において、民営化問題を含めた具体的な検討を進める。

それでも残る公的部門については、徹底した効率化を進めるために、企業会計制度を踏まえて公会計制度の見直しを行うとともに、その適切な情報公開を行うことが必要である。また、早急に電子政府化を実現することが重要である。

(5) 資産市場の構造改革

（ｉ） 証券市場の構造改革

証券市場の活性化のためには、企業が活性化し、収益力を高めることが基本である。しかし、同時に、市場監視・取締体制の充実、インサイダー取引や株価操縦等不公正取引に対するルールの明確化、会計基準・会計監査を一層厳格化することなど、インフラの整備も必要である。さらに、個人投資家の市場参加が戦略的に重要であるとの観点から、その拡大を図るために、貯蓄優遇から投資優遇への金融のあり方の切り替えなどを踏まえ、税制を含めた関連する諸制度における対応について検討を行う。

金融システムの構造改革という観点からは、銀行の株式保有のリスクは適切に規制されるべきである。こうした施策は、銀行や企業の株式持合いの縮小を通じて、株式市場の市場メカニズムを一層発揮させることにもつながる。ただし、その場合、保有株式の売却が、短期的には株式市場の需給等を通じ、株価水準によっては金融システムの安定性や経済に好ましくない影響を与える可能性を考慮し、一時的な

仕組みとして、銀行保有株式取得機構（仮称）の設立に向け早急に検討を進めなければならない。

（ii） 不動産市場の構造改革

バブル崩壊以降、低迷を続ける不動産市場の活性化を図る契機としては、構造改革につながるようなプロジェクトによって需要が創出されることも重要である。その点で、本年５月に発足した都市再生本部が選定し、実施しようとしている21世紀型都市再生プロジェクトは重要であり、積極的に推進すべきである。

このようなプロジェクトが円滑に推進されるためにも、土地の整形・集約化のための事業の促進、国の施設の建替え等におけるＰＦＩの積極的活用が必要である。

また、住宅ストックの流通や有効活用を促進するために、中古住宅等の評価システムの確立や取引価格情報の開示など、市場情報の提供体制を整備する必要がある。

(6) 労働市場の構造改革

構造改革に伴う雇用への影響を最小限にするためにも、成長分野の拡大を促進するとともに、そうした分野への円滑な労働移動が促進され、労働力の再配置が円滑に実現するように環境整備を進める必要がある。なかでも重要なのは、①自発的な能力開発の支援、②派遣、有期雇用、裁量労働、フレックス就業等の多様な就労形態を選択することが可能になるような制度改革、③キャリア・カウンセリングの充実と職業訓練の円滑化、④性別や年齢にかかわらず働ける環境の整備、である。特に女性の労働参加を支援するために、保育所待機児童ゼロ作戦及び放課後児童の受入体制の整備を進める。

このような施策の充実によって、今後雇用機会の拡大が見込まれるサービス部門への労働移動が円滑に行われることとなる。試算によれば、新規分野を含むサービス分野においては、５年間で530万人の雇用機会の創出が期待される。

(7) 税制改革

税制は、政府活動のための財源を調達する基本的な仕組みであるが、所得・資産の分配、経済の資源配分、納税・徴収費用に結果として大きな影響を与える。したがって、公平・中立・簡素を税制改革の指針としなければならない。

経済が大きく変容する状況下においては、その環境条件の変化に合わせて、これらの指針に基づき、不断に税制を改革していくことが必要である。我が国は、数次にわたって税制改革を実施してきたが、21世紀にふさわしい税制を実現するためには、さらなる税制改革が求められる。所得、消費、資産等の適切な課税ベースの選択、できるだけ広い課税ベースの確保、政策目的に対して有効な政策手段であるかの検証等、幅広く税制を不断に見直していくことが不可欠である。

とりわけ、経済の市場化、グローバル化、少子・高齢化という観点から、貯蓄・消費行動、投資・起業行動、労働供給・就業形態に対する誘因を十分に考慮して、個人、企業の経済行動に対して中立的な税制を構築しなければならない。

租税特別措置について聖域なく徹底した見直しを行い、効率的な企業経営を促進するための制度整備の一環として連結納税制度の導入に向けた検討を進める。

4. 財政構造改革

財政は社会資本を供給し、所得分配を平準化するなど様々な役割を果たしている。しかし、財政の役割は時代とともに変わる。物的な社会資本（ハード）に対する無形の資本（ソフト）の重要性の高まり、高齢化

の急速な進展、国と地方の役割分担の見直し等の時代環境が変化する中で、今日、我が国の財政は大きな転換期を迎えている。にもかかわらず時代の変化にシステムが適応できないまま、財政を通した受益と負担のアンバランスが拡大してきた。もはや持続可能な状態ではない。

このため、まずは平成14年度予算で、国債発行を30兆円以下に抑えることを目標とし、その後、プライマリーバランスを黒字とすることを次の目標とするなど、本格的財政再建に取り組む必要がある。歳出構造については、聖域を設けることなくこれを抜本的に見直し、無駄な歳出を削減するなど徹底した行財政改革を行う。また、公的部門が提供するサービス水準を賄うに足る国民負担のあり方についても広く議論する必要がある。

なお、構造改革は単なる量の削減ではなく、仕組みやシステムを変えることでもある。歳出の中身の見直しと制度の改革としての財政の「構造改革」は経済成長を促進するものであり、「景気」と対立するものではない。それどころか効率的な社会資本整備を進め、持続可能な社会保障制度の道筋を明らかにすることにより民間の消費や投資を誘発することになる。したがって景気対策の名の下に、中身の見直しと制度の改革としての財政の「構造改革」の道が曲げられることがあってはならない。ただし、財政赤字を縮小する速度、すなわちプライマリーバランスの黒字に向けた取組みや公債残高の対ＧＤＰ比の抑制のペースは、マクロ経済の動向に十分注意を払いつつ進める必要がある。

第２章　新世紀型の社会資本整備 ― 効果と効率の追求

我が国の諸制度は、戦後、非常によく機能し、高度成長を支えてきた。しかし、現在ではそれがややもすれば非効率な（すなわち費用に見合う効果を生まない）事業等を生む仕組みになってしまっている。近年、経済の力強さが失われてきた大きな要因は、こうした非効率な部分が拡大してきたことだと考える。社会資本整備、社会保障、国と地方の関係を扱っている第２～４章は、こうした問題意識を踏まえ、具体的に改革の方向を検討している。

1. 新世紀型の社会資本整備に向けて

(1)　公共投資の問題点 ― 硬直性、依存体質を生む仕組み、投資規模等

社会資本[1]は国民生活や経済活動に不可欠のものである。戦後の活発な公共投資により、国民の安全や利便性は飛躍的に向上し、また、経済発展を支える基盤もつくられた。しかし、昨今、我が国の公共投資には、「ムダがある」、「高コストである」、「止める仕組みがない」といった批判が多く寄せられている。

現在も、国民生活にとって必要不可欠な公共投資は多数ある。しかし、分野別の配分の硬直性や、事業によっては国主導で「全国画一的な施設」などを生む仕組み、受益者による費用の負担が極めて少ない制度の下で、ややもすると、必要性の低い公共投資までが行われがちであるなど今後改善すべき点は多い。

さらに、現下の厳しい財政状況や、国民経済に占める割合でみて我が国の公共投資の規模が欧米諸国などに比べ非常に高いこと等を考えれば、投資規模についても見直しが必要となっている。

(2)　明確なビジョンに基づく抜本的な構造改革

我が国は、明確なビジョンに基づき、公共投資の硬直性を打破し、豊かな国民生活や力強い経済活動の基盤となる、効果の大きい社会資本を最も効率的に整備する仕組みを確立しなければならない。そのために抜本的な構造改革に着手すべきである。また、公共投資の水準を経済や財政と整合性のとれたものとすることが必要である。

公共事業を厳選することは、実は全ての日本人にとってプラスになる。真に必要な公共投資へ集中することにより、国民の充足感は高まり、日本経済の生産性も向上する。同時に、そうした公共投資は、生活様式の選択肢を多様化するとともに、新たなビジネス・チャンスを創造することを通じ、従来以上に多くの民間の消費や投資を生みだすことが期待される（クラウディング・イン）。

2. 硬直性の打破

(1)　分野別の配分などに硬直性をもたらしている特定財源等の仕組の見直し

（ｉ）　道路等の「特定財源」について、税収を、対応する特定の公共サービスに要する費用の財源に充てることが、一定の合理性を持ちうるとしても、他方、そのような税収の使途を特定することは、資源の適正な配分を歪め、財政の硬直化を招く傾向があることから、そのあり方を見直す。

1　社会資本は、市場メカニズムが円滑に機能するように「市場の失敗」を是正し、社会の安定を実現するために必要な「資本」である。具体的には、大気、水、緑、土壌など自然環境、道路、交通、水道など社会的インフラストラクチャー、司法、教育など制度資本から成る。このように、社会資本は、単に公共投資などハードだけではなくソフトも含めた広い概念である。

（ii）「公共事業」、「非公共事業」という区分にとらわれた予算配分を改め、総合的な見地から政策目標に合致した予算編成を行う。

（iii） 地域間の予算配分が合理的なものとなるよう弾力的な配分を行う。

(2) 公共投資基本計画や分野毎に作成される長期計画など公共事業関係の「計画」は、事業の着実な推進を支えている面もあるが、他方、資源配分を硬直的なものとし、経済動向や財政事情を迅速に事業へ反映することを困難にしている面がある。こうした点を踏まえ、「計画」について以下の諸点や必要性そのものを含め見直しを行う。

（i） 各計画の目標については、アウトカム目標を重視するとともに、これまでの整備状況や経済社会の変化、費用対効果の観点等を踏まえて見直す。

（ii） 整備が相当程度に進んだことなどに鑑み、例えば、実質的な着手に至っていない大規模公共事業については、改めて費用対効果や実施可能性を厳しく検証した上で、実施の当否などを判断する。また、代替手段のあるものについては、費用対効果の観点から最も適切なものを選択する。

（iii） 巨額の赤字を生んでいるプロジェクトの存在に鑑み、特殊法人等が借入金等で実施する公共事業については、経済社会の変化等を踏まえ、採算性を厳しく検証するとともに、情報開示を進め、将来の国民負担につながらないようにする。

（iv） 地方が主体的に決定すべき地方単独事業は、国の各種公共事業関係計画の目標とは位置付けない。

（v） 異なる分野の計画間の整合性を確保する。

(3) ハードからソフトへの政策手段の転換

政策目的に照らし、公共事業（ハード）以外のより適切な政策対応（ソフト＝例えば、民間主導で生産性を向上させるための制度の整備など）がないか事前に十分審査する必要がある。例えば、農業については、食料の安定供給、自然環境の保全等を目指した構造改革が喫緊の課題となっている。こうした農業政策の目的に照らし、費用対効果の観点を踏まえ、公共事業から公共事業以外の政策手段へシフトしていくことが必要である。

また、雇用確保等のためには、重点を公共事業からより適切かつ効果的な政策（雇用促進策等）へ移していくべきである。

3. 事業主体としての国と地方

(1) 「国土の均衡ある発展」は、本来、地域の個性を活かした考え方であるが、現実には、これまでややもすれば、全国どこに行っても同じような特色のない地域が形成されがちであった。個性と活力のある「地方」の構築を目指して、国の関与する事業は限定し、地方の主体性を生かした社会資本整備に転換していく。

(2) 受益者の負担が少ない構造が公共事業への依存体質を生む一因となり、必要性の低い事業を生んでいる。

（i） 特定の事業について、地方債の発行を許可してその償還費を後年度に交付税措置する仕組み等は、地方が自分で効果的な事業を選択し、効率的に行っていこうという意欲を損なっている面がある。地方主導に改めるため、こうした資源配分の仕組みを縮小し、自らの選択と財源で効果的に推進する方向で見直していくべきである。

（ii） また、公共事業について受益と負担のバランスを見直し、適正な受益者負担等を求める。

4. 重点的に推進すべき分野

社会資本整備（冒頭で述べた広義の社会資本）の見直しを進め、真に必要とされる社会資本を重点的に整備していくことが重要である。その際、民間の潜在的な消費や投資を顕在化させる環境づくり（クラウディング・イン）、ハードとソフトの適切な組合せといった視点等が重要である。具体的には以下の分野を重点的に推進すべきである。その際、これらの分野に共通する重要課題として、「ｅ－Japan 重点計画」に基づき、重点的かつ戦略的にＩＴ施策を推進する。

① 循環型経済社会の構築など環境問題への対応
② バリアフリーなど高齢化への対応
③ 地方の個性ある活性化、まちづくり
④ 都市の再生－都市の魅力と国際競争力
⑤ 科学技術の振興
⑥ 人材育成、教育

5. 効率性／透明性の追求

これまで費用対効果分析が不十分であったことなどが、非効率な公共事業を生む一因となってきた。今後は事前事後の事業評価を反映した厳格な事業の選択、ＰＦＩの活用、執行段階における競争促進やコスト縮減、電子入札の拡大などを強力に進める。

(1) 事業評価

・経済社会状況の変化等により費用対効果の低下した事業を改めて見直すルールづくり、第三者による評価内容のチェックと資料・データの公開、事前評価に当たっては同種事業の事後評価の結果を踏まえて行うなどの改善が必要である。
・ライフサイクル全体の費用対効果を評価する。

(2) 官民の役割分担

・建設、維持、管理、運営それぞれについて、可能なものは民間に任せることを基本にする。国及び地方公共団体等の事業にＰＦＩ事業の活用を進める。

(3) 関連事業間の総合的調整・実施

・目的が類似する社会資本については、計画の段階できちんと調整を行い、重複的な投資を防ぐ仕組みを作る。

(4) 事業の発注・実施手続

・公共事業のコストを縮減する。
・競争政策を強化する。
・電子入札を拡大する。
・住民が求める社会資本を可能な限り早期に整備するため、住民参加型の手法を活用し、事業が認定された後は関連する手続きの迅速化を図る。

(5) 時間管理

・工事に長期間を要することによる金利コストを十分認識し、多数の事業を長期間にわたり並行的に進めるのではなく、事業を絞り、短期間で迅速に実施する。
・費用対効果も考え、工期短縮効果の高い技術を活用する。

(6) 既存ストックの有効活用

・既存ストックの有効活用を図るため、他の用途への転用、ＩＴ等を活用したストックの適正な管理等を推進する必要がある。

6. 経済・財政との整合性

我が国の公共投資が経済に占める比率は国土条件や整備水準が低かったことなどから、主要先進国に比べ極めて高い水準にある。既に述べた計画の整備目標の見直し、公共事業への依存体質を生み易い制度の是正、さらにはコストの削減等を通じて、主要先進国の水準も参考としつつ公共投資の対ＧＤＰ比を中期的に引き下げていく必要がある。

第３章　社会保障制度の改革 ― 国民の安心と生活の安定を支える

1. 国民の「安心」と生活の「安定」を支える社会保障制度の確立

(1)　国民の安心と生活の安定を支えるセーフティーネット

社会保障制度は国民にとって最も大切な生活インフラ（基礎）である。年金、医療、介護、雇用、生活扶助等で構成される社会保障制度は、国民の生涯設計における重要なセーフティーネットであり、これに対する信頼なしには国民の「安心」と生活の「安定」はありえない。

しかし、年金、医療、介護などの社会保障の分野には、「ムダがある」、「負担が不公平」、「将来は大丈夫か」などといった指摘が数多くある。

社会保障に対する信頼は、まず国民にとって「分かりやすい」制度であることが不可欠であり、改革はこの点に十分に配慮する必要がある。また、制度の「効率性」、「公平性」、「持続性」が十分に担保されたものでなければならない。

(2)「自助と自律」を基本とした持続可能で安心できる制度の再構築

社会保障が、長期にわたって経済の伸び以上に拡大を続けることは事実上不可能である。今後は、「給付は厚く、負担は軽く」というわけにはいかない。社会保障の３本柱である年金、医療、介護は「自助と自律」の精神を基本として、世代間の給付と負担の均衡を図り、相互に支えあう、将来にわたり持続可能な、安心できる社会保障制度の再構築が求められている。そのためにも、国民の一人一人が社会保障の意義、役割、内容をよく理解し、痛みを分かち合って、制度を支えるという自覚をもって取り組むことが大切である。

(3)　時代の要請に応える

個人のライフスタイル、就労形態、家族形態の多様化が急速に進んでいる。特に、女性が働くことが当たり前になってきている。この変化に現在の社会保障制度は十分に対応しきれておらず、働く意欲のある女性や高齢者の就業、パート労働、派遣労働などに不利な面が残されている。現行制度の持つ「非中立」的な効果を緩和し、国民にとって多様な選択を可能にする制度への転換を進め、国民の能力発揮を支えることが、男女共同参画社会、生涯現役社会への道を拓く。

また、少子化、すなわち出生率の低下は日本の将来に大きな影響を与える問題である。子どもを産み育てやすい環境を整備し、少子化の流れを変えるため、積極的な対応策を社会全体で進めることが不可欠である。

(4)「価値」ある効率的な仕組みへ

社会保障制度は国民生活の安定のために極めて重要な基盤であるが、それが公的なものであるが故に制度そのものに非効率を伴いやすい組織上の問題がある。その意味で、民間部門で実現可能な機能はそこに委ね、公的制度と補完性、競合性を合わせもった総合的な保障システムによって国民生活の安定を実現していくことが重要である。

また、制度の実施面においても、質量両面でのサービスの非効率性も否定できない。例えば、医療や福

祉といったサービスに関しては、供給主体に一定の制限があるなど様々な規制がある。また、サービスを需要する個人ではなく、供給者である医師や施設がサービスの量や内容を決定する要素が強いこともあって、利用者が本当に必要としているサービスが提供されない、あるいは、ムダのない効率的なサービスとなりにくいという面がある。

社会保障の果たす機能を維持しながら、ムダのない「価値」ある仕組みになるよう、これまでの考え方にとらわれない思い切った制度改革・規制改革を進めていく必要がある。

(5) 活力ある「共助」の社会の構築

健康、介護、保育などのサービスは、高齢化の進行や男女共同参画の進展などに伴い、多様な需要が急速に拡大する成長分野である。規制改革やＩＴ、バイオ・ゲノム等の技術革新などによって、新規産業や新規雇用を創出する未来指向型の分野でもある。

また、高齢者や子どもたちにとって何が幸せかという視点に立って、地域住民やＮＰＯ等のボランティアの幅広い参加によって介護や子育て等を社会全体で支え合う「共助」の社会を築き、すべての国民が積極的に社会に参加し、それぞれの役割を果たすことができる活力ある社会がここから生まれる。

2. 社会保障制度全体に共通する課題

(1) 社会保障制度の総合的な調整

社会保障は年金、医療、介護が主要な３本柱である。これらの制度の最も効率的な組合せを行い、重複給付の是正や機能分担の見直しを進め、公平で、総合的にみて老後の生活の基本的な保障が確保される制度を構築する。

また、低所得者に対する措置も、個別の制度においてバラバラに行われているが、(2)の仕組みを実現し、これを総合化することにより、給付と負担の基本原則を明確にしつつ、「真」に支援が必要な人に対して公平な支援を行うことのできる制度を実現する。

さらに、制度の実施・運営の面でも、社会保険と労働保険の徴収事務の一元化など、行政事務運営の一層の効率化を進め、国民へのサービス向上を図る。

(2) 国民の合意と納得の形成

社会保障負担に対する国民の合意と納得を形成するためには、国民一人一人にとってライフステージの各段階にわたる自分の生活と社会保障制度との関わりや、個人と社会との関わりが分かるようにし、分かりやすく信頼される制度としていくことが非常に重要である。このため、ＩＴの活用により、社会保障番号制導入とあわせ、個人レベルで社会保障の給付と負担が分かるように情報提供を行う仕組みとして「社会保障個人会計（仮称）」システムの構築に向けて検討を進める（社会保障分野でのｅ－government の実現）。このことにより、社会保障制度の運営コストの削減や、公的給付と私的給付の効率的な組合せによる老後所得保障の充実、多様化なども可能になる。

(3) 女性、高齢者の社会参画の拡大、就労形態の多様化への対応

働く意欲と能力のある女性や高齢者の就業を抑制しないよう、年金、医療、税制等の制度設計の見直しを進めるとともに、仕事と家庭の両立を図るため、労働法制の見直しを一層進める。特に、世帯単位が中心となっている現行制度を個人単位の制度とする方向で検討を進め、女性の就業が不利にならない制度と

する。

また、労働移動の活発化、就労形態の多様化などに対応して、派遣労働に対する規制改革を推進するとともに、パート労働、派遣労働に対する社会保障制度の適用を拡大するとともに、ポータビリティを容易にするなど中立性を高めセーフティーネットの機能を強化する。

さらに、高齢者は資産や所得等の経済状況が極めて多様であり、年齢で一律に社会的弱者とみなすのではなく、経済的な負担能力に応じた応分の負担を求めるとともに、高額の所得や資産を有する者に対する社会保障給付のあり方を見直す。

(4) 医療、介護、保育等のサービス分野での規制改革

医療、介護、保育等サービス給付を内容とする分野においては、そのサービスが効率的、かつ、十分に供給されることが重要である。そのためには、規制改革を進めることが極めて重要である。その際、サービスの質の確保に関するルールを設け、十分なチェックを行っていくことが必要である。(いわば、「入口の規制ではなく事後の規制」)

これにより、営利・非営利を問わず様々な主体による多様なサービスの提供を実現していくとともに、ＮＰＯやボランティア活動などを社会保障サービスの中に組み込み、地域住民の「共助」によるサービスの提供を支援していくことが可能になる。

例えば、男女共同参画社会に向けて、保育所の公設民営化やＰＦＩの導入、保育ママ、幼稚園における預かり保育等多様な保育サービスの拡充などの規制改革を行う。

3. 医療制度の改革

(1) 持続可能な制度に向けて

我が国の健康指標は世界最高水準にある。これは戦後の我が国の医療政策・国民皆保険体制の成果であるといってもよいであろう。

しかしながら、医療費は高齢化の進行、医療コストの上昇などから、近年、国民所得の伸びや経済成長率を大きく上回って急速に増加している。医療保険財政は深刻な状況に陥り、制度の持続可能性が大きく揺らいでいる。また、現在の医療制度は疾病構造の変化や健康に対する国民の意識の向上、多様化に十分対応できておらず、医療に対する国民の期待に十分応えられていない。

我が国の医療制度はいわば「制度疲労」を来たしており、現状のままでは医療費増大と、その結果としての負担の増大に、国民の合意は得られない。

医療制度を改革する上で最も重要なことは、医療供給体制を効率化することなどにより、国民皆保険体制と医療機関へのフリーアクセスの下で、サービスの質を維持しつつコストを削減し、増加の著しい老人医療費を中心に医療費全体が経済と「両立可能」なものとなるよう再設計することである。持続可能性を持つ「価値」ある保険制度の確立を通して国民の信頼を取り戻す必要がある。

(2) 「医療サービス効率化プログラム（仮称）」の策定

医療機関、保険者、消費者（国民）のそれぞれが痛みを分かち合い、医療サービスの効率化に取り組み、質が高くムダのない医療を実現するため、次のような事項を考慮して「医療サービス効率化プログラム（仮称）」を策定し、これを推進する。

（ｉ） 医療サービスの標準化と診療報酬体系の見直し

医療の専門性に立脚し、科学的に分析・評価を行って得られた情報を活用して医療を行う「根拠に基づく医療」（ＥＢＭ）を推進し、国民が理解し納得できる医療サービスの標準化を行う。

医療サービスの費用対効果（value for money）の向上を図るとともに、それを踏まえた支払い方式の見直し（包括払・定額払（診断群別定額報酬支払い方式等）の拡大等）や薬価制度の見直しを行う。

また、診療報酬・薬価改定に当たっては、近年の賃金・物価の動向や経済財政とのバランス等を踏まえて行う必要がある。

（ii） 患者本位の医療サービスの実現

患者自身が理解し納得して選択できる患者本位の医療サービスを実現する。このため、インフォームドコンセントの制度化、医療・医療機関に関する情報開示、医療情報のデータベース化・ネットワーク化による国民への情報提供の拡充、医療関係者相互の評価・チェック体制の充実による適正な診療の確保、医療機関の広告規制の緩和等を行う。

（iii） 医療提供体制の見直し

病床数の削減、病院・診療所の機能分化の促進（慢性期・急性期の機能分化・かかりつけ医機能の充実・在宅医療の推進・包括的地域医療体制の整備等）、公的な医療機関の役割に沿った運営、高齢者医療の介護サービスへの円滑な移行を推進する。

（iv） 医療機関経営の近代化・効率化

医療機関の経営に関する情報の開示・外部評価（外部の専門家による経営診断・監査の実施）等を行うことにより、医療機関経営の近代化・効率化を進める。また、設備投資原資の調達の多様化や医療資源の効率的利用（高額医療機器の共同利用・稼働率の向上等）を促進するとともに、株式会社方式による経営などを含めた経営に関する規制の見直しを検討する。

また、医療サービスのＩＴ化の促進、電子カルテ、電子レセプトの推進により、医療機関運営コストの削減を推進する。

（v） 消費者（支払者－患者・保険者）機能の強化

患者の選択による医療機関相互の競争の促進を進めるとともに、保険者機能の強化を図る。このため、保険者の権限を強化し、保険者と医療機関との契約や保険者と医療機関の連携強化（健診、予防）、レセプト審査、支払事務等の抜本的効率化を進める。

（vi） 公民ミックスによる医療サービスの提供など公的医療保険の守備範囲の見直し

公的保険による診療と保険によらない診療（自由診療）との併用に関する規制の緩和など患者の選択による多様な診療の組合せを可能にする等公的医療保険の対象となる医療の範囲を見直す。

（vii） 負担の適正化

患者・国民にも、真に必要な医療に対する負担を求める。このため、適正な患者自己負担の実現・保険料負担の設定を行う。

特に高齢者医療については、医療と介護・施設と在宅を通じた患者負担の均衡を確保し、サービス利用の適正化を実現する。

(3) 医療費総額の伸びの抑制

(2)の「医療サービス効率化プログラム（仮称）」等の改革を推進することにより、医療の質を落とさずに、コストを下げることによって、「価値」ある医療制度を実現し、医療費総額の伸びの抑制を行う。

また医療費、特に高齢化の進展に伴って増加する老人医療費については、経済の動向と大きく乖離しないよう、目標となる医療費の伸び率を設定し、その伸びを抑制するための新たな枠組みを構築する。

あわせて高齢者医療制度などについて、費用負担の仕組みをはじめ、そのあり方を見直していく。

4. 年金制度の改革

(1) 持続可能で安心できる制度に向けて

年金制度については、平成12年度に改革（給付費総額の約2割削減、成熟時の保険料率を約2割以上抑制等）が行われた。

しかしながら、少子・高齢化の予想以上の進展などから、これまで制度が累次の改正を余儀なくされ、国民の年金制度に対する不安や不信が強まっている。また、「世代間の不公平」感の高まりにより、国民の年金離れが無視できないものになりつつある。このような反省に鑑み、次の改革においては、年金制度の意義や役割についての国民の理解を十分に得つつ、将来にわたって大きく改正する必要のない、持続可能な制度を確立する。

(2) 今後の検討課題

今後は、次のような課題について検討していくことが必要である。

（ⅰ） 就労形態の多様化・個人のライフサイクルの多様化等に対応した制度設計の見直し

パート労働者、派遣労働者については、年金保障が十分でないなどの指摘があり、年金適用のあり方を見直していく。また、女性の労働力率の上昇、就労形態の多様化を踏まえ、夫婦片働きの世帯（いわゆる専業主婦のいる世帯）を標準とした現在の給付設計を見直していく。さらに、勤労収入等のある高齢者に対する年金給付のあり方を検討する。

（ⅱ） 世代間・世代内の公平を確保するための年金税制の見直し

公的年金や企業年金等に対しては、一般の給与所得などとは異なり、特別の所得として扱われ、若年世代の給与所得者に比べ優遇した課税が行われている。この点を含めた年金税制のあり方について、世代間の公平や、拠出・運用・給付の各段階を通じた負担の適正化の観点から見直していく。

（ⅲ） 年金制度の運営面における信頼の確保

国民年金の未納・未加入者の増大といった、いわゆる「空洞化」に対して、徹底した対策を講じるとともに、若年世代の年金制度に対する理解を深めるため、学校教育などにおける取組みを強化していく。

（ⅳ） 年金積立金のあり方

年金積立金について、平成13年度から市場運用への転換が行われたことも踏まえ、少子高齢化の進展した将来において有効に活用し積立金水準を引き下げる。

（ⅴ） 自助努力の支援

公的年金の見直しに合わせ私的年金を拡充し、企業年金の改革や確定拠出年金の早期実施・普及等を図る。また、高齢者の有する資産を活用して老後の生活資金を賄う方法（リバースモーゲージなど）について環境整備を推進する。

（ⅵ） 年金保険料引上げの凍結解除等

年金保険料引上げの凍結を早期に解除する。年金保険料の凍結を続けると、積立金の取崩しが始まり、現在の現役世代の負担が軽く、将来世代の負担がより重くなってしまう。

特例的なスライド停止などの影響を踏まえ、物価スライドのあり方を見直す。

（ⅶ） 平成12年度改正法附則への対応

基礎年金の国庫負担については、平成12年度改正法附則（「当面平成16年までの間に、安定した財

源を確保し、国庫負担の割合の1／2への引上げを図るものとする」と規定。）をどのように具体化していくかについて、安定した財源確保の具体的方策と一体的に鋭意検討する。

5. 介護

高齢者医療から介護サービスへの円滑な移行と連携を促進するとともに、介護サービスの供給体制の整備充実を図る。特に、痴呆性高齢者のグループホームやケアハウスの拡充が急務である。また、地域住民やNPOなど新たな担い手による創意工夫や民間活力、ケアマネジャー等の専門家によるサービス利用の支援、市場原理を活かした効率的で質の高いサービス供給を確保する。

6. 子育て支援

子育て不安の解消や虐待防止、地域交流の活発化など子育て支援策を推進する。また、育児休業を取りやすく職場復帰しやすい環境の整備を図るとともに、保育所の公設民営化、多様な保育サービスの拡充などの規制改革を行いつつ、明確な目標と実現時期を定めて保育所の待機児童ゼロ作戦を推進する。

あわせて学齢期の児童についても、必要な地域すべてにおける放課後児童受入体制の整備を図る。

第4章　個性ある地方の競争 ― 自立した国・地方関係の確立

1. 地方の潜在力の発揮

(1)　国の過度の関与と地方の個性の喪失

国・地方の間では、地方自治と言いつつ、ローカルな公共事業にまで国が実態的には関与している。また、教育や社会保障についても、国が仕組みや基準を決めて、地方自治体は苦労しながらその実施にあたっている。国は、こうした関与に応じて、補助金や地方交付税によりその財源を手当てし、全国的に一律の行政サービスが提供されてきた。

しかし、こうした仕組みは、一方で、地方自治体が独自に地域の発展に取り組む意欲を弱め、地方は中央に陳情することが合理的な行動ということになりがちである。また、国の非効率が地方の非効率につながる仕組みである。その結果、全国で同じような街並みや公民館ができ、個性が失われ、効果の乏しい事業までが実施されるという弊害も見受けられる。

(2)　国・地方の財政規模の拡大と財政赤字の膨張

さらに、こうした仕組みの下では、歳出の抑止力が働きにくく、結果として、国も地方も、政府の規模がふくらみ、財政赤字に苦しむという悩みをかかえている。

(3)　地方が潜在力を自由に発揮できる仕組みに

自立した地方が、それぞれの多様な個性と創造性を十分に発揮し、互いに競争していく中で経済社会の活力を引き出す新たな国と地方の姿を描き、その実現に向けて、国と地方にかかる制度の抜本的な改革が必要である。

2. 個性と自律

(1)「個性ある地域の発展」「知恵と工夫の競争による活性化」へ

これまで「均衡ある発展」が重視されてきた。今後は、「均衡ある発展」の本来の考え方を活かすためにも、「個性ある地域の発展」「知恵と工夫の競争による活性化」を重視する方向へと転換していくことが求められる。国が地方に対して、広範な関与をすると同時に、その財源も手当てし、画一的な行政サービスを確保する時代から、次の時代へと歩を進めていくべきである。

(2)「自助と自律の精神」ー自らの判断と財源による魅力ある地域づくり

今後は、国と地方が互いに関与・依存しあう仕組みを改め、「自助と自律の精神」のもとで、各自治体が自らの判断と財源で、行政サービスや地域づくりに取り組める仕組みに是正する必要がある。

3. 自立し得る自治体

自助と自律に基づく新たな国・地方の関係の実現には、まず、受け皿となる自治体の行財政基盤の拡充と自立能力の向上を促し、国に依存しなくても「自立し得る自治体」を確立しなければならない。

(1) すみやかな市町村の再編を

市町村合併や広域行政をより強力に促進し、目途を立てすみやかな市町村の再編を促す。

(2) 規模等に応じて市町村の責任を

人口数千の団体と数十万の団体が同じように行政サービスを担うという仕組みを見直し、団体規模等に応じて仕事や責任を変える仕組みをさらに検討する。(例えば、人口30万以上の自治体には一層の仕事と責任を付与、小規模町村の場合は仕事と責任を小さくし、都道府県などが肩代わり等)

4. 地方の自律的判断の確立

(1) 行政サービスの権限を住民に近い場に

(ⅰ) 国が地方に関与・要請するのは、国が国民に最低限保障すべき行政サービス水準に関するものや、便益が地域に限定されず全国的、広域的に及ぶもの、効率性等の観点から全国統一的に定めることが望ましい国民の諸活動等に関する準則に関するものに限定する。

(ⅱ) (ⅰ)により設定する基準などについても、地方が独自性をより発揮できるようにするとの観点に立って、その水準の抜本的な見直しを行う。

(2) 受益と負担の関係の明確化

地域に必要なサービスを住民が負担との見合いで自主的に選択し得る仕組みが、地方自治の前提であり、自助と自律の精神がこれから生まれる。こうした観点から、

(ⅰ) 国庫補助負担金を、全国的、広域的に便益が及ぶものや、国が国民に最低限保障すべき行政サービス水準の維持達成など国の負担が特に必要なものに限定する。

(ⅱ) 国が地方に要請する仕事の洗い直し・縮小に応じて、補助金や地方交付税、あるいは地方財政計画により財源を手当てする歳出の範囲・水準を縮小する。このことは、地方が自由に独自の行政サービスを選択し提供する範囲が増えるということである。

5. 地方財政にかかる制度の抜本改革

(1) 自らの選択と財源で効果的に施策を推進する方向に

事業の採否を検討する場合、地方が自らの財源を充てるのであれば、その事業に要する費用と効果を比べて事業を採択することになる。しかし、現在は、特定の事業の地方負担を交付税で措置する仕組み(地方債の償還費を後年度に交付税措置する仕組み等)と補助金の組合せによって、事業費の大半が賄えることも多い。そのため、地方の実質的負担が少ない事業にインセンティブを与え、地方が自分で効果的な事業を選択し、効率的に行っていこうという意欲を損なっている面がある。こうした地方の負担意識を薄める仕組みを縮小し、自らの選択と財源で効果的に施策を推進する方向に見直していくべきである。

また、段階補正(団体の規模に応じた交付税の配分の調整)が、合理化や効率化への意欲を弱めることにならないよう、その見直しを図るべきである。

(2) 地方交付税を客観的基準で調整する簡素な仕組みに

地域間には、経済力・財政力に大きな差がある。したがって、上記のような見直しを行う一方、財政力の低い自治体が自主的な歳出が行えるように交付税を交付することが必要である。今後、国の関与の廃止・縮小に対応して、できるだけ客観的かつ単純な基準で交付額を決定するような簡素な仕組みにしていくべきである。

(3) 地方税の充実確保

地方の自律性を高めるためには、地方行財政の効率化を前提に、自らの判断で使える財源を中心とした「自助と自律」にふさわしい歳入基盤を確立することが重要である。そうした観点から、地方税を充実確保することとし、国と地方の役割分担の見直しを踏まえつつ、国庫補助負担金の整理合理化や地方交付税のあり方の見直しとともに、税源移譲を含め国と地方の税源配分について根本から見直しそのあり方を検討する。その際、国・地方それぞれの財政事情や個々の自治体に与える影響等を踏まえる必要がある。

また、地方税収の基盤となる経済力の発展や、サービス水準と負担を考えた税の水準について、各自治体の自主的な判断や努力が望まれる。

また、法人事業税の外形標準課税については、中小法人の取扱い、雇用への影響の問題等これまでの検討経緯を踏まえつつ、各方面の意見を聴きながら課税の仕組み等についてさらに検討を深め、景気の状況等も勘案して導入を図る。

6. 地方財政の健全化への取組み

以上のような制度改革は、住民各人や各自治体の努力を促し、それが国全体の発展につながるという仕組みを作っていくうえで、避けて通ることの出来ない重要な問題である。地方財政計画の一般歳出は、90年代に、国と地方を通じた景気対策の要請もあって、ＧＤＰに対する比率で見ても増大している。今後、経済財政全体のバランスも考慮して、地方の自律性向上や、国や自治体が国民や住民に最低限保障すべき行政サービス水準の見直し、及び効率化の観点などの改革とあわせ、地方の歳出の水準・内容の見直しを、国の財政健全化と歩調を合わせつつ行うべきである。

この場合、「14年度の国債発行を30兆円以下とすることを目標とし、歳出を徹底的に見直す」としている国の財政健全化への取組みと同様に、地方財政計画の歳出を徹底的に見直したうえで、所要の財源を確保して、地方財政の健全化を図る。

また、その後も、プライマリーバランスを黒字にすることを次の目標とする国の財政再建への取組みと歩を一にして、地方財政の健全化を進める。

第５章　経済財政の中期見通しと政策プロセスの改革

1. 中期的な経済財政の展望

今後、聖域なき構造改革を進めることによって経済にはどのような影響がもたらされるのか。

不良債権問題については、今後２～３年にわたり、不良債権の最終処理が進められることから、関連分野における企業整理や離職者の問題が生じ、少なくとも短期的にはそのデフレ圧力が不良債権処理のプラス効果を上回る可能性が高いと考えられる。

財政構造改革の影響はどうか。公共事業などの「量」の削減それ自体は当面の景気にマイナスの影響を持つ。しかし、歳出の中身を民間の消費や投資を顕在化させる効果を持つものに転換すること、すなわち「質の改善」を同時に行うことができれば、景気への影響は小さくできる。

聖域なき構造改革を全体として推進することにより、今後は、多くの分野で新たな成長の種が蒔かれ、それが育ちやすい環境が整えられることとなる。また、不良債権の処理が進むこと、国債残高の抑制にも展望が開けること、社会保障制度の将来像が明確になることなどにより、国民や企業の将来に対する不安感は軽減され、将来不安のために抑えられていた消費や投資が顕在化することが期待される。これらの結果、不良債権処理が進展する今後２～３年間については、成長率はある程度抑えられるとみられるが、中期的には我が国経済の有する潜在力が開花し、民需主導の経済成長が実現するものと予想される。

2. 中期的な経済財政計画の策定と予算編成プロセスの刷新

(1) 中期的な経済財政計画の策定

財政は、各年の経済や財政状況に応じて適切に運営されねばならず、これまでも毎年度そのような努力がなされてきた。その時々の状況の下では必要なものであったが、振り返ってみると近年の経済財政運営はかなり振幅の大きなものとなっている。今後経済財政運営に当たっては経済財政の中長期的なビジョンを示し、それと整合的な形で、毎年の経済運営や予算のあり方を決定していくことが望ましい。このため、中期的な経済財政計画を策定し、毎年の経済財政動向を踏まえて毎年度改定していくこととする。

なお、中長期的な経済財政のビジョンの策定に当たっては、経済と財政の整合的な姿を描くとの観点から、多様な手段の一つとして財政も含むマクロ経済モデルを活用して検討を行う。

(2)　予算編成プロセスの刷新

毎年の予算編成に際しては、まず経済財政諮問会議において経済財政政策全般についての横断的な検討を行い、重視すべき分野や政策変更の必要性など政策の基本的方向とともに、その時点での景気動向についての判断などを示す。平成14年度については、本「基本方針」が示され、この方針が各省庁の行う概算要求の準備作業等に反映されることとなる。

また、新規に重要性を増し、かつ各省庁にまたがる分野（例えばＩＴ、バイオ、ナノテクノロジー等の先端的分野、循環型社会、都市再生等）については、有識者の識見等を活用しつつ、内閣が中心になって、分野ごとの重点等について強力に調整を行い、諮問会議は必要に応じ、こうした作業に方向付けを行う。これを踏まえ、財務省は具体的な予算編成を行う。

さらに、諮問会議は、経済見通し、中期経済財政計画の改定などと並行して、「予算編成の基本方針」を

示し、これに基づいて政府予算の最終的なとりまとめが行われることとなる。こうしたプロセスを通じ、予算編成の透明性が高められるとともに、メリハリの効いた予算編成が行われるなど予算編成プロセスを刷新する。

なお、年度末に事業が集中しているのではないかといった指摘もあり、各年度における予算執行の段階においては、事務事業の優先順位を厳しく選択し、年度を通じて計画的・効率的に行っていく必要がある。

3. 改革を通じる中期目標（プライマリーバランス等）の達成

財政構造改革を進めるに当たっては、国・地方を通じた取組みが重要である。中長期的な経済の見通しの下、国民負担率（財政赤字を含めた国民負担率等）の水準や目標とすべきプライマリーバランス、財政収支などのビジョンを示し、そうした大きな枠組みの中で効率的な資源配分を検討しながら、毎年の予算編成において、適切な歳出・歳入を検討していくべきである。

とりわけ、本格的な財政再建に取り組む際の中期目標として、まずは「プライマリーバランスを黒字にすること（過去の借金の元利払い以外の歳出は新たな借金に頼らないこと）」を目指すことが適切である。プライマリーバランスの意義として、第１に、これは、現在の行政サービスにかかる費用は、将来の世代に先送りすることなく現在の税収等で賄うということであり、世代間の公平を図る上で重要である。また、第２に、財政の中長期的な持続可能性を回復するためにも、プライマリーバランスを黒字にすることが、その前提となる。国・地方を合わせた政府の長期債務残高は、平成13年度末で対ＧＤＰ比128.5%にまで達する見込みとなっているが、現状のように金利が成長率を上回っている場合、つまり、元本と利子の合計がＧＤＰ以上のスピードで増える状況では、債務残高が対ＧＤＰ比で増大することを止めるためには、まずは、元利払い以上の借金を新たに行わないことが必要条件となる。

4. 政策プロセスの改革

(1) 新しい政策プロセス

経済財政諮問会議は、経済財政運営や経済財政政策に関わる重要な構造改革等について、基本方針を調査審議することを重要な任務としている。必要な場合、諮問会議の答申の内容は、閣議決定を経て、内閣の基本方針となる。各省庁はこれに基づき具体的な制度設計等を進め、諮問会議は各省庁の検討状況等のフォローアップを行う。こうしたプロセスを通じ、構造改革等が強力かつ一体的に推進されることとなる。

(2) 新しい行政手法

（ｉ） ニューパブリックマネージメント

国民は、納税者として公共サービスの費用を負担しており、公共サービスを提供する行政にとってのいわば顧客である。国民は、納税の対価として最も価値のある公共サービスを受ける権利を有し、行政は顧客である国民の満足度の最大化を追求する必要がある。

そのための新たな行政手法として、ニューパブリックマネージメントが世界的に大きな流れとなっている。これは、公共部門においても企業経営的な手法を導入し、より効率的で質の高い行政サービスの提供を目指すという革新的な行政運営の考え方である。その理論は、①徹底した競争原理の導入、②業績／成果による評価、③政策の企画立案と実施執行の分離という概念に基づいている。

（ii） 改革方策

海外では、この考え方は、①民営化・行政法人化を推進する、②業績や成果に関する目標、それに対

応する予算、責任の所在等を契約などの形で明確化する、③発生主義を活用した公会計を導入する、などの形で具体化されてきている。例えば、イギリスでは、行政の各分野において「市場化テスト」を行い、民間でできることはできるだけ民間に委ねるとともに、民間にできないものについても実施執行部門をできる限り行政法人化するなどの改革を進めている。

我が国の行財政改革を推進していく上でも、こうした新しい行政手法の考え方を十分に活かし、政策プロセスの改革を図っていくことが重要である。具体的には、

・公共サービスの提供について、市場メカニズムをできるだけ活用していくため、「民間でできることは、できるだけ民間に委ねる」という原則の下に、公共サービスの属性に応じて、民営化、民間委託、ＰＦＩの活用、独立行政法人化等の方策の活用に関する検討を進める。

・事業に関する費用対効果などの事前評価等によって、維持費用も含めてそれに要する費用を明確化し、事業の採否や選択などの政策決定に反映する。

・業績や成果に関して目標を設定し、責任を明確にしつつ、実際に行われた事業の結果を事後的にも評価し、これを通じて政策決定、予算、人事評価などに適切にフィードバックしていく。

・こうしたことによって、目標達成に向けた柔軟で効率的な行政運営を可能とし、行政のマネージメント能力を高める。その際には、適正な行政運営を確保するための監査などが重要となる。

・このような行政運営手法を実現し、国民に対する説明責任を高めるため、情報公開制度などの定着を図るとともに、公会計制度のあり方についても、発生主義など企業会計的な考え方の活用範囲や貸借対照表の対象範囲などについての検討を進め、行政コストや公的部門の財務状況を明らかにするよう引き続き努める。その際、諸外国における発生主義を活用した予算等の実態について検討を行う。

以上のような基本的な方向性に沿って、具体的な改革を引き続き精力的に進めていく必要がある。

こうした取組みにより、行財政改革を推進し、納税の対価として公共サービスの提供を受ける国民の満足度の最大化を図っていくことが重要である。

第6章　平成14年度経済財政運営の基本的考え方

1. 景気の現状と経済の先行き

(1)　景気の現状

日本経済の最近の動向をみると、景気は悪化しつつある。家計部門では、個人消費はおおむね横ばいの状態が続いているものの、足元で弱い動きがみられる。失業率は高水準で推移している。また、企業部門では、企業収益の伸びは鈍化し、設備投資は頭打ちとなっている。他方、輸出、生産は引き続き減少している。先行きについても、在庫の増加や設備投資の弱含みの兆しなど、懸念すべき点がみられる。

(2)　平成13年度、14年度の経済の姿

景気には、需要面に対する下押し圧力が強まり、短期的には構造改革のデフレ圧力がプラス効果を上回って顕在化してくる可能性が高いと考えられることから、的確に見通すことは困難であるが、平成13年度、14年度は低い経済成長になると見込まれる。

景気の現状を踏まえると、今後、年末にかけて調整圧力が強まるものと考えられる。このため、平成13年度のＧＤＰ成長は、当初の政府経済見通しをかなり下回るとみられる。

しかし、平成13年末以降、アメリカ経済の回復傾向が明らかになっていけば、輸出、生産が次第に回復に転じ、やがて設備投資も改善していくと見込まれる。また、適切な経済運営のもとで構造改革の進展の成果もあり、平成14年度の景気は徐々に回復への動きをたどることとなる。

2. 平成14年度予算

(1)　基本的考え方

21世紀の我が国経済の発展に明確に寄与すると見込まれる分野には重点的に資源配分する。同時に、経済の活力・国民の厚生などに寄与していない予算、経済社会情勢の変化に伴い重要性の低下した予算などについては、思い切って縮減する。こうした措置により、本「基本方針」に則ったメリハリのある平成14年度予算を実現する。なお、「7つの改革プログラム」に沿って、税制を含め諸制度のあり方の検討を進める。こうした措置により、財政の「質の改善」を通じて、非効率な資源配分を是正し、個人や企業など民間の潜在力を高めると同時に、潜在的な民間需要を顕在化する。

また、マクロ的観点から、経済財政全体との整合性・バランスをとった財政健全化を図る必要があり、例えばＧＤＰとの対比でみた各分野の歳出規模の妥当性等を検討する。

財政健全化は中期にわたり、継続的な努力を必要とする課題であり、平成14年度予算は、中期的な財政構造改革の第一歩として位置付けられる。

(2)　国債発行30兆円以下

平成14年度予算では、財政健全化の第一歩として国債発行額を30兆円以下に抑えることを目標とする。このため、抜本的な制度改革を含め、一般会計、特別会計を通じ歳出全般にわたり、スリム化、効率化を図る観点から聖域なく見直しを行う。また、特殊法人等の事務事業を抜本的に見直し、国の財政支出の整

理・縮減を図る。

(3) 重点的に推進すべき分野

上記の各章及び「7つの改革プログラム」を踏まえ、以下に掲げる分野で、政策効果が顕著なものについて、重点的に推進する。

① 循環型経済社会の構築など環境問題への対応
② 少子・高齢化への対応
③ 地方の個性ある活性化、まちづくり
④ 都市の再生－都市の魅力と国際競争力
⑤ 科学技術の振興（ライフサイエンス等の4分野への重点化等）
⑥ 人材育成、教育
⑦ 世界最先端のＩＴ国家の実現

〔注〕 戦略的に重要性があり、かつ各省庁にまたがる分野については、有識者の識見等を活用しつつ、内閣（総合科学技術会議、ＩＴ戦略本部、都市再生本部等の活用を含む）が中心になって、それぞれの基本方針に則り、施策の強力な調整を行い、総合的な政策を決定する。

(4) 社会資本整備

公共投資が経済に占める比率は、第2章で述べたように欧米諸国などに比べ高い水準にあること等を考慮し、国の歳出全体を聖域なく見直す中で公共投資関係の予算を縮減する。

道路等の特定財源のあり方を見直すとともに、「公共事業」、「非公共事業」の区分にとらわれない配分などを行う。また、公共事業関係の計画の見直しを進める。さらに、政策目的に照らし、公共事業以外のより適切な政策対応がないか、十分に審査し、公共事業から公共事業以外の政策手段へのシフトを図る。また、事業評価を反映し、厳格な事業の選択を行う。さらに、ＰＦＩの活用、執行段階における競争の促進やコスト縮減、電子入札の拡大等による効率性、透明性の向上を図る。

(5) 社会保障制度

社会保障制度については、セーフティーネットとしての機能を果たしながら、経済財政と均衡のとれた持続可能なものとなるよう、制度改革を進めていくことが必要である。

医療制度については、第3章を踏まえ、サービスの質を維持しつつ、高齢者医療制度をはじめとして効率的で持続可能な医療制度を構築する。医療費、特に老人医療費について、経済の動向と大きく乖離しないよう、その伸びを抑制するための新たな枠組みを構築する。年金制度については、第3章で述べた「今後の検討課題」についての検討を進める。また、社会保障制度全般にわたる規制改革、制度の効率化を進めつつ、特に、介護サービスの供給体制の整備、保育所の待機児童ゼロ作戦の推進、放課後児童の受入体制の整備を図る。

(6) 地方財政

平成14年度においては、経済財政全体とのバランスも考慮して、「国債発行を30兆円以下とすることを目標とし、歳出を徹底的に見直す」としている国の財政健全化への取組みと同様に、地方財政計画の歳出を徹底的に見直したうえで、所要の財源を確保して、地方財政の健全化を図る。

その際、国の関与の縮減や国及び自治体が最低限保障すべき行政サービスの水準の見直しなどに応じて、

国庫補助負担金や地方交付税により手当てする地方歳出を見直す。さらに、地方の自律性を高めるため、地方交付税の配分に当たっては、地方の負担意識を薄めることや、効率化への意欲を阻害することのないようその仕組みの見直しを図る。

(7) 雇用対策等

不良債権の処理等が雇用に及ぼす影響に鑑み、サービス分野をはじめとして雇用機会の創出や労働移動の増加に対応する制度改革によって就業機会を拡大する。同時に、離職者、転職者に対する支援の強化などセーフティーネットの拡充等を図る。また、新たな市場と雇用を創出する効果の高い構造改革と雇用対策を一体的に推進する。

本「基本方針」においては、社会資本整備、社会保障制度、国と地方など財政構造改革の中核となる分野を中心に取り上げたが、こうした分野を含め、歳出全般について聖域無く、厳しく見直すべきことは言うまでも無い。経済財政諮問会議においてもこれらの分野を含め引き続き広範な検討を行う。また、経済財政諮問会議において、プライマリーバランスの黒字に向けた取組みをどのように進め、いつ頃までに達成するかなどを明確にするため、引き続き検討を行い、年内を目途に具体的な姿を示す。

文章編図表索引

第１部　平成 16 年度の決算状況

１　地方財政の役割

第 1 図　国・地方を通じる目的別歳出額構成比の推移 ……2
第 2 図　国・地方を通じる純計歳出規模（目的別） ……3
第 3 図　国内総支出と地方財政 ……4
第 4 図　公的支出の推移 ……5
第 5 図　公的支出の状況 ……5
第 6 図　国内総支出の増加率に対する寄与度 ……6

２　地方財政の概況

第 1 表　地方公共団体の決算規模（純計） ……7
第 2 表　団体種類別決算規模の状況 ……7
第 7 図　決算規模の推移 ……8
第 3 表　実質収支の状況 ……9
第 8 図　実質収支の推移 ……9
第 9 図　実質収支比率の推移 ……10
第 4 表　赤字の団体数の状況 ……11
第 5 表　歳入純計決算額の状況 ……12
第 10 図　歳入純計決算額の構成比の推移 ……12
第 11 図　歳入決算額の構成比 ……13
第 6 表　目的別歳出純計決算額の状況 ……14
第 7 表　目的別歳出純計決算額の構成比の推移 ……15
第 12 図　目的別歳出決算額の構成比 ……15
第 8 表　一般財源の目的別歳出充当状況 ……16
第 13 図　一般財源充当額の目的別構成比の推移 ……16
第 9 表　性質別歳出純計決算額の状況 ……17
第 14 図　歳出決算増減額に占める義務的経費、投資的経費等の増減額の推移 ……18
第 15 図　性質別歳出純計決算額の構成比の推移 ……19
第 16 図　性質別歳出決算額の構成比 ……19
第 10 表　一般財源の性質別歳出充当状況 ……20
第 17 図　一般財源充当額の性質別構成比の推移 ……21
第 18 図　経常収支比率を構成する分子及び分母の増減状況
その１　合計 ……22
その２　都道府県 ……24
その３　市町村 ……25

第 11 表　経常収支比率の推移 ……23
第 12 表　経常収支比率の段階別分布状況 ……26
第 19 図　公債費負担比率を構成する分子及び分母の増減状況 ……27
第 20 図　公債費充当一般財源及び公債費負担比率の推移 ……28
第 13 表　起債制限比率の推移 ……29
第 14 表　起債制限比率の段階別分布状況 ……29
第 21 図　地方債現在高の歳入総額等に対する割合の推移 ……30
第 22 図　地方債現在高の目的別構成比及び借入先別構成比の推移 ……31
第 23 図　債務負担行為に基づく翌年度以降支出予定額の目的別構成比の推移 ……32
第 15 表　積立金現在高の状況 ……33
第 24 図　将来にわたる実質的な財政負担の推移 ……34
第 25 図　普通会計が負担すべき借入金残高及び国内総生産に占める割合の推移……35

3　地方財源の状況

第 26 図　国税と地方税の状況 ……42
第 27 図　国税と地方税の推移 ……43
第 16 表　住民税、事業税及び地方消費税の収入状況 ……44
第 28 図　地方税収計、個人住民税、法人二税、地方消費税及び固定資産税の
　　人口 1 人当たり税収額の指数（全国平均を 100 とした場合、平成 16 年度） ……45
第 29 図　道府県税収入額の状況 ……46
第 30 図　道府県税収入額の推移 ……47
第 31 図　市町村税収入額の状況 ……47
第 32 図　市町村税収入額の推移 ……48
第 33 図　歳入総額に占める一般財源の割合の分布状況
　　その 1　道府県 ……50
　　その 2　都市 ……51
　　その 3　町村 ……52
第 34 図　地方債依存度の推移 ……53

4　地方経費の内容

第 35 図　土木費の目的別内訳 ……55
第 36 図　土木費の性質別内訳 ……56
第 37 図　教育費の目的別内訳 ……57
第 38 図　教育費の性質別内訳 ……58
第 39 図　民生費の目的別内訳 ……59
第 40 図　民生費の目的別歳出の推移 ……60
第 41 図　民生費の性質別内訳 ……60
第 42 図　民生費の目的別扶助費（補助・単独）の状況
　　その 1　都道府県 ……61

その２　市町村 ……62
第 43 図　民生費の財源構成比の推移 ……63
第 17 表　団体種類別地域福祉基金の残高の状況 ……63
第 44 図　地域福祉基金の事業別運用益充当額の状況 ……64
第 45 図　労働費の性質別内訳 ……64
第 46 図　農林水産業費の目的別内訳 ……65
第 47 図　農林水産業費の性質別内訳 ……66
第 48 図　商工費の性質別内訳 ……66
第 49 図　衛生費の目的別内訳 ……67
第 50 図　衛生費の性質別内訳 ……68
第 51 図　環境保全対策経費の状況 ……68
第 52 図　警察費の性質別内訳 ……69
第 53 図　消防費の性質別内訳 ……69
第 54 図　目的別歳出充当一般財源等の状況
その１　道府県（財政力指数別） ……71
その２　市町村（団体区分別） ……72

5　地方経費の構造

第 55 図　人件費の推移 ……73
第 56 図　ラスパイレス指数の推移 ……74
第 57 図　人件費の項目別内訳 ……75
第 58 図　人件費の財源内訳 ……75
第 59 図　職員給の部門別構成比の状況 ……76
第 60 図　地方公務員１人当たり平均給料月額（普通会計、団体種類別、職種別） ……77
第 61 図　地方公務員数の状況 ……78
第 62 図　地方公務員数の推移 ……78
第 63 図　一般行政関係職員の部門別、団体種類別増減状況
（平成 17 年４月１日と平成７年４月１日との比較） ……79
第 64 図　扶助費の目的別内訳の構成比の推移 ……80
第 18 表　普通建設事業費（補助・単独）の推移 ……82
第 65 図　普通建設事業費の推移
その１　純計 ……82
その２　都道府県 ……83
その３　市町村 ……83
第 66 図　普通建設事業費の目的別（補助・単独）の状況 ……84
第 67 図　普通建設事業費の目的別内訳の状況
（平成６年度と平成 16 年度との比較） ……85
第 68 図　補助事業費の目的別内訳の状況 ……86
第 69 図　単独事業費の目的別内訳の状況 ……87

第 70 図　普通建設事業費の財源構成比の推移
その１　総計 ……88
その２　補助事業費 ……88
その３　単独事業費 ……89
第 71 図　用地取得費の目的別（補助・単独）の状況 ……90
第 19 表　普通建設事業費に占める用地取得費の割合の推移 ……90
第 72 図　用地取得費の推移 ……91
第 73 図　用地取得費の取得先別内訳 ……91
第 74 図　災害復旧事業費の状況 ……92
第 20 表　その他の経費の状況 ……93
第 75 図　物件費の推移 ……94

6　一部事務組合等による事務の広域的処理の状況

第 21 表　一部事務組合等の設置目的別団体数の状況 ……97
第 76 図　一部事務組合等の歳入歳出決算額の状況 ……98

7　市町村の規模別財政状況

第 22 表　団体規模別団体数の推移 ……99
第 23 表　団体規模別人口の推移 ……100
第 77 図　団体規模別団体数構成比の推移 ……101
第 78 図　団体規模別人口構成比の推移 ……102
第 79 図　団体規模別決算規模構成比の推移
その１　歳入 ……103
その２　歳出 ……103
第 24 表　団体規模別歳入の状況 ……104
第 25 表　団体規模別目的別歳出の状況 ……106
第 26 表　団体規模別性質別歳出の状況 ……107
第 27 表　団体規模別 1 団体・人口 1 人当たり決算額の状況 ……108
第 28 表　団体規模別財政力指数及び実質収支比率の状況 ……109
第 80 図　団体規模別歳入決算の状況（人口１人当たり額及び構成比） ……109
第 81 図　団体規模別地方税の歳入総額に占める割合の状況（人口１人当たり額の構成比） ……110
第 82 図　団体規模別地方税の構造（人口１人当たりの地方税） ……111
第 83 図　団体規模別歳出（目的別）決算の状況（人口１人当たり額及び構成比） ……112
第 84 図　団体規模別歳出（性質別）決算の状況（人口１人当たり額の構成比） ……113
第 29 表　団体規模別経常収支比率の状況 ……113
第 85 図　団体規模別経常収支比率の状況（構成比） ……114
第 30 表　団体規模別起債制限比率の状況 ……114
第 86 図　団体規模別財政力指数段階別の経常収支比率の状況 ……115
第 87 図　団体規模別公債費負担比率の状況 ……116

第 88 図　団体規模別起債制限比率の状況（構成比）……116
第 89 図　団体規模別財政力指数段階別の起債制限比率の状況……117
第 90 図　団体規模別の実質的な財政負担の標準財政規模に対する比率……117
第 91 図　団体規模別の実質的な財政負担の標準財政規模に対する比率の状況（構成比）……118

8　災害関係経費の状況

第 31 表　平成 16 年度に発生した主な災害……119
第 92 図　災害復旧事業費の推移……120
第 93 図　主な被災地とそれ以外の地域の構成比比較
　その１　歳入……121
　その２　歳出……122

9　公共施設の状況

第 94 図　公営住宅等の総戸数の推移……124
第 95 図　公園の面積の推移……125
第 96 図　下水処理人口の推移……126
第 97 図　ごみ処理施設における年間総収集量の推移……127
第 98 図　公立の老人ホームの状況……128

10　地方公営事業の状況

第 99 図　地方公営企業の事業数の状況（平成 16 年度末）……130
第 32 表　事業全体に占める地方公営企業の割合……131
第 100 図　職員数の状況……132
第 101 図　決算規模の推移……132
第 102 図　建設投資額の推移……133
第 33 表　地方公営企業全体の経営状況……134
第 103 図　料金収入の状況……134
第 104 図　企業債発行額の状況……135
第 105 図　企業債借入先別現在高の推移……136
第 34 表　法適用企業の経営状況……137
第 35 表　水道事業（法適用企業）の経営状況……138
第 106 図　水道事業（法適用企業）の資本的支出及びその財源……139
第 36 表　工業用水道事業の経営状況……140
第 107 図　バス、地下鉄における公営交通事業の地位……141
第 37 表　交通事業（法適用企業）の経営状況……141
第 38 表　交通事業のうちバス事業の経営状況……142
第 39 表　交通事業のうち都市高速鉄道事業の経営状況……142
第 40 表　電気事業（法適用企業）の経営状況……143
第 41 表　ガス事業の経営状況……144

第 108 図　全国の病院に占める自治体病院の地位 ……145
第 42 表　病院事業の経営状況 ……146
第 43 表　下水道事業（法適用企業）の経営状況 ……147
第 44 表　その他の地方公営企業の経営状況 ……148
第 109 図　国民健康保険事業の歳入決算の状況（事業勘定） ……149
第 110 図　国民健康保険事業の歳出決算の状況（事業勘定） ……150
第 111 図　介護保険事業の歳入決算の状況（保険事業勘定） ……152
第 112 図　介護保険事業の歳出決算の状況（保険事業勘定） ……152

第 2 部　平成 17 年度及び平成 18 年度の地方財政

1　平成 17 年度の地方財政

第 45 表　平成 17 年度普通会計予算の状況（９月補正後）
その１　歳入 ……161
その２　歳出 ……162

第 3 部　最近の地方財政の動向と課題

3　市町村合併の推進

第 113 図　市町村合併の進捗状況 ……183

4　行政改革の推進

第 46 表　地方公共団体における集中改革プランの公表に向けた取組状況
都道府県の公表予定時期 ……185
市町村の公表予定時期 ……185
第 114 図　指定管理者制度導入施設の状況 ……186

7　地方公営企業における民間的経営手法の導入等

第 115 図　平成 13 年度以降の民営化・民間譲渡の状況……193
第 116 図　地方公営企業における指定管理者制度の導入状況 ……194
第 117 図　地方公営企業における指定管理者制度の導入済事業 ……194
第 118 図　地方公営企業におけるアウトソーシング（外部委託）の実施状況
その１　都道府県・大都市等 ……195
その２　市町村等 ……195
第 119 図　土地保有総額の推移 ……197